令 03 原機（環保）013
令和 4 年 2 月 17 日

原子力規制委員会　殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理 事 長　　児 玉　敏 雄
（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の
特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の変更の認可申請書の
一部補正について

（固体廃棄物減容処理施設の設置に係る
建物、
減容処理設備（その 1、その 2、その 3、その 4 及びその 5）、
計測制御系統施設、
放射線管理施設（その 1）、
気体廃棄物の廃棄施設（その 1、その 2 及びその 3）、
液体廃棄物の廃棄施設（その 1、その 2 及びその 3）、
非常用電源設備、
その他の主要な事項（その 1、その 2 及びその 3）
の一部変更）

平成 30 年 2 月 28 日付け 29 原機（大環）020（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 原機（環保）017、令和元年 5 月 23 日付け令 01 原機（環保）007、令和 3 年 11 月 30 日付け令 03 原機（環保）008 で一部補正）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の変更の認可申請書を別添のとおり補正する。

別　　添

変更認可申請書の本文を以下のとおり補正する。

頁	補正前	補正後
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	変更なし	変更なし
2. 変更に係る事業所の名称及び所在地	変更なし	変更なし
3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法	変更なし	変更なし
4. 工事工程表	変更なし	変更なし
5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	変更なし	変更なし
6. 変更の理由	平成25年12月18日に施行された新規制基準として、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」の改正、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」の改正及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の制定に伴い、固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設計及び工事の計	平成25年12月18日に施行された新規制基準として、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」の改正、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」の改正及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の制定に伴い、固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設計及び工事の計

	画の認可申請書の記述を変更する。	画の認可申請書の記述を変更する。 なお、既認可*の設備機器は設計仕様に変更はない。 ＊：平成23年6月22日付け平成 23・02・09 原第14号、平成24年5月 9 日付け平成 23・12・26原第6号、平成24 年 8 月 28 日付け20120718原第10号、平成25年8月5日付け原管廃発第 1308021号、平成25年11月28日付け原管廃発第13112717 号、平成 27年 7 月 29 日付け原規規発第1507296号、平成27年12月24日付け原規規発第 1512242号、平成29年3月24日付け原規規発第1703242号

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名　　称　　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住　　所　　茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

代表者の氏名　　理事長　児玉　敏雄

2. 変更に係る事業所の名称及び所在地

名　　称　　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

所　在　地　　茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法

区　　分　　廃棄物管理設備本体

処理施設

固体廃棄物の処理施設

減容処理設備

計測制御系統施設

放射線管理施設

その他廃棄物管理設備の附属施設

気体廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄施設

固体廃棄物の廃棄施設

その他の主要な事項

設計及び工事の方法　　別紙 1 のとおり。

4. 工事工程表

工事工程表　　別紙 2 のとおり。

5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）の規定に適合するよう令和 2 年 4 月 22 日付け令 02 原機（大安）022 をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（ＱＳ－Ｐ０８）別紙 3 により、設計及び工事の品質管理を行う。

6. 変更の理由

平成 25 年 12 月 18 日に施行された新規制基準として、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」の改正、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」の改正及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の制定に伴い、固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設計及び工事の計画の認可申請書の記述を変更する。

なお、既認可*の設備機器は設計仕様に変更はない。

＊：平成 23 年 6 月 22 日付け平成 23・02・09 原第 14 号、平成 24 年 5 月 9 日付け平成 23・12・26 原第 6 号、平成 24 年 8 月 28 日付け 20120718 原第 10 号、平成 25 年 8 月 5 日付け原管廃発第 1308021 号、平成 25 年 11 月 28 日付け原管廃発第 13112717 号、平成 27 年 7 月 29 日付け原規規発第 1507296 号、平成 27 年 12 月 24 日付け原規規発第 1512242 号、平成 29 年 3 月 24 日付け原規規発第 1703242 号

別　紙　1

設　計　及　び　工　事　の　方　法

（　固体廃棄物減容処理施設の設置　）

第１編　廃棄物管理設備本体
　　処理施設
　　固体廃棄物の処理施設
　　減容処理設備

第２編　計測制御系統施設

第３編　放射線管理施設

第４編　その他廃棄物管理設備の附属施設
　　気体廃棄物の廃棄施設
　　液体廃棄物の廃棄施設
　　固体廃棄物の廃棄施設
　　その他の主要な事項

第１編　廃棄物管理設備本体

処理施設

固体廃棄物の処理施設

減容処理設備

目　次

頁

1.　廃棄物管理設備本体の処理施設の構成及び申請範囲　……　本-1-1

2.　準拠した法令、基準及び規格　……　本-1-3

3.　設計の基本方針　……　本-1-7

4.　設計　……　本-1-9

5.　工事の方法　……　本-1-829

1.　廃棄物管理設備本体の処理施設の構成及び申請範囲

廃棄物管理設備本体の処理施設は、次の各施設から構成される。

(1)　液体廃棄物の処理施設

(2)　固体廃棄物の処理施設

上記のうち、(2)　固体廃棄物の処理施設は、次の各設備から構成される。

1)　β・γ圧縮装置Ⅰ

2)　β・γ圧縮装置Ⅱ

3)　β・γ焼却装置

4)　β・γ封入設備

5)　α焼却装置

6)　αホール設備

7)　α封入設備

8)　減容処理設備

また、上記の(2)　固体廃棄物の処理施設を収容する建物は、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設から構成される。

本編により申請する範囲は、(2)　固体廃棄物の処理施設のうち 8)　減容処理設備のステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、パワーマニプレータ付クレーン、クレーン、サービスエリアクレーン、廃棄物搬出入ピット及びエアラインスーツ設備並びに焼却溶融設備関係のコンベア、焼却溶融炉、投入容器昇降機、排ガス処理装置、溶融固化体移送台車、焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ、焼却灰回収装置、固化体収納装置、廃棄物一時収納箱、搬出ステージ、圧縮空気貯留タンク、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、架台、焼却溶融炉高周波電源盤、焼却溶融炉高周波電源接触器盤及びサンプル収納ラック並びに固体系処理設備関係のコンベア、レ

ーザ切断装置、破砕機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、DOP サンプリングフード、汚染測定器及び線量測定器並びに廃樹脂乾燥設備関係の廃樹脂乾燥装置及び架台並びに分析設備関係のグローブボックス、試料調整用フード及びサンプル移送管用プラグ並びに電気計装用プラグ類、配管類（埋設部）、配管類、電線管、線量インターロック及び機械的ロック機構である。

減容処理設備は、保管体、α固体廃棄物 B、β・γ固体廃棄物のうち廃樹脂及びα固体廃棄物 A のうちチャコールフィルタを受け入れ、主に開梱、分別、切断及び解体を行い、金属製容器に充てん又は焼却処理及び溶融処理により減容するための設備で、固体廃棄物減容処理施設建家に設置する。

2.　準拠した法令、基準及び規格

2.1　固体廃棄物減容処理施設建家

本申請に係る固体廃棄物減容処理施設建家の設計及び工事は、次の法令等に基づき行う。

- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）
- 「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
- 「消防法」（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- 「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号）
- 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和 63 年 11 月 7 日総理府令第 47 号）
- 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 31 号）
- 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号）
- 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 10 号）
- 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号）
- 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）
- 「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」（日本電気協会）
- 「日本産業規格（JIS）」（日本規格協会）
- 「鋼構造設計規準」（日本建築学会）
- 「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）
- 「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）
- 「建築基礎構造設計指針」（日本建築学会）

・「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」（日本建築学会）
・「鉄骨鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」（日本建築学会）
・「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）
・「鉄筋コンクリート造建物の終局強度型耐震設計指針・同解説」（日本建築学会）
・「建築工事標準仕様書・同解説（JASS)」（日本建築学会）
・「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（日本港湾協会）
・「公共建築工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「建築工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「2007 年版　建築物の構造関係技術基準解説書」（日本建築センター）
・「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」（平成 28 年 11 月 30 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）（平成 14・07・29 原院第 4 号)」

2.2　減容処理設備

本申請に係る減容処理設備の設計及び工事は、次の法令等に基づき行う。

・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）
・「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
・「消防法」（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

・「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号）
・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和 63 年 11 月 7 日総理府令第 47 号）
・「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 31 号）
・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号）
・「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 10 号）
・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)
・「クレーン構造規格」（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 134 号）
・「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」（昭和 55 年 11 月 6 日原子力安全委員会決定）
・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）
・「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」（日本電気協会）
・「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）」（日本電気協会）
・「電気設備の技術基準の解釈」(経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官)
・「日本産業規格（JIS）」（日本規格協会）
・「発電用原子力設備規格（JSME）」（日本機械学会）
・「機械工学便覧」（日本機械学会）
・「機械設計便覧」（機械設計便覧編集委員会）
・「鋼構造設計規準」(日本建築学会)
・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）
・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（許容応力度設計法）」（日

本建築学会）

・「建築工事標準仕様書・同解説（JASS）」（日本建築学会）

・「建築設備耐震設計指針・同解説」（空気調和・衛生工学会）

・「クレーン等各構造規格の解説」（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課編日本クレーン協会）

・「欧州規格（European Norm, EN）」（欧州標準化委員会）

・「American Iron and Steel Institute（AISI）」（アメリカ鉄鋼協会）

・「American Society for Testing and Material（ASTM）」（アメリカ試験材料協会）

・「American Society of Mechanical Engineers（ASME）」（アメリカ機械学会）

3.　設計の基本方針

3.1　固体廃棄物減容処理施設建家

固体廃棄物減容処理施設は、安全機能を有する施設として、放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する施設として設計する。

遮蔽機能及び閉じ込め機能の設計方針を以下に示す。

(1)　遮蔽機能

固体廃棄物減容処理施設は、平常時において、周辺監視区域内の人が立ち入る場所における線量が、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の立入時間を考慮して、50μSv/年以下となるよう、建家のコンクリート壁及び廃棄体の適切な配置により遮蔽を行う設計とする。

固体廃棄物減容処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量については、廃棄物中の放射性物質の内包量及び最大取扱量を考慮した線源条件を設定し、直接線は多くの使用実績と信頼性の高い点減衰核積分による計算コード「QAD-CGGP2R」を、スカイシャイン線は二次元 Sn 輸送計算コード「DOT」を用いて評価計算し、実効線量が最も大きくなる周辺監視区域外の地点において、1.49μSv/年であり、目標値を十分下回る設計とする。

なお、評価結果は、他の廃棄物管理施設からの寄与も加えても 50μSv/年を下回る設計とする。

(2)　閉じ込め機能

固体廃棄物減容処理施設に設置する各機器及び配管類で流体状の放射性廃棄物を内包する管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が、放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがないよう、逆止弁、逆流防止ダンパ又は閉止弁を設ける設計とする。

また、管理区域の各部屋は、管理区域系排気設備により換気を行う。管理区域の各部屋は、非管理区域より負圧に維持し、運転停止中の空気の逆流を防止するため、空気の流路を閉鎖できるダンパを設ける設計と

する。

固体廃棄物減容処理施設において、密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、気体廃棄物の廃棄施設のセル系排気設備又はフード系排気設備に接続し、その開口部の風速を適切に維持し得る設計とする。

固体廃棄物減容処理施設のセルは、セル系排気設備によりセル内部の換気又は負圧維持を行い、セル内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。

固体廃棄物減容処理施設のセルは、気密構造（0.1vol%/h 以下）の設計とする。

固体廃棄物減容処理施設内部の床面及び壁面は、耐水性、耐薬品性及び耐候性を考慮したエポキシ又はビニルを使用し、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難い設計とする。

3.2　減容処理設備

減容処理設備の設計の基本方針は、第 1 編の 3.　設計の基本方針の 3.1 固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.　設計

4.1　固体廃棄物減容処理施設建家

1)　核燃料物質の臨界防止

廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうち固体廃棄物中の容器当たりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはない。

廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物中のプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量が「容器の基準容積 20 リットルに対して、プルトニウムは 1g、核分裂性物質は 4g」であれば、どのような組成においても臨界に至ることはない。

廃棄物中のプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量は、事業変更許可において評価したものであり、この評価で定めた最大取扱量を超えないように管理することで臨界に達することはない。

固体廃棄物減容処理施設においては、搬出入室及び各セルにてプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量を超えないように管理する。

また、廃棄物の処理においては、廃棄物を保管容器から取り出し、可燃物・不燃物等に分別する。このとき各小分容器に移行するプルトニウム及び核分裂性物質の重量は、小分容器ごとの線量に応じて端数なく割り付ける。

各小分容器を、容器当たりのプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量を超えないように組み合わせ、焼却又は溶融を行うことにより、どの処理工程においても、プルトニウム及び核分裂性物質の重量を管理することから、臨界に至ることはない。

なお、重量管理については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

2)　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤

建家・設備の基礎設計は、建家の構造、常時接地圧、耐震設計上の重要度分類を考慮して支持地盤及び基礎形式を選定する。

固体廃棄物減容処理施設建家は、耐震設計上の重要度をＢクラスとして設計する。

耐震設計に用いる地震力については、「原子力発電所耐震設計技術規程」（JEAC4601 2008）に基づき設計する。固体廃棄物減容処理施設建家はＢクラスで設計しており、Ｂクラスの設計用震度は、地震層せん断力係数 Ci に 1.5 の係数を乗じる。この係数が、耐震設計上の重要度Ｂクラスに応じた設計用震度であり、この値からＢクラスの耐震重要度に応じた地震力を算出する。

固体廃棄物減容処理施設を設置する建物・構築物は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定した地震力が作用した場合においても、当該施設を十分に支持することができる地盤に施設する設計としている。

建家・設備の基礎設計において、建家・設備の基礎を杭基礎とする場合は、見和層上部層の下位の砂層におけるＮ値がほとんどの位置において標準貫入試験の上限値である 50 以上に達していることから、この層に支持させることにより、十分な支持力を得ることができる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設は、杭基礎であり、建家・設備の支持地盤の

許容支持力については、「国土交通省告示第 1113 号」を参考に、標準貫入試験結果に基づいて評価を行い、N 値 50 以上の層に支持させることで、当該施設を十分に支持することができる地盤に施設する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設設置位置の、内側の 6 箇所と外側の 3 箇所にボーリングを実施した。

固体廃棄物減容処理施設の設置位置の地質は、地表から主にローム層、見和層上部の上位、見和層上部の下位、見和層中部、石崎層から構成される。

ボーリングの結果、地質断面図から、固体廃棄物減容処理施設の設置位置の地質は、おおむね水平に広がっていると推定できる。

各層の N 値は、ローム層が 2～9、見和層上部の上位層では 7～50 以上、見和層上部の下位層以深では、ほとんどの位置において 50 以上に達している。

N 値が 50 以上となる深さは、固体廃棄物減容処理施設の設置標高（TP+40m）を基準に深度 17～18m 付近である。

固体廃棄物減容処理施設で打ち込みした全ての杭について、杭の最終深度はいずれも 19m 以上あり、N 値 50 以上の層に打ち込まれたことを確認した。

固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設を設置する建物・構築物は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定した地震力が作用した場合においても、杭の許容応力度を評価し、圧縮・曲げ・せん断が材料強度以下であることを確認することで、当該施設を十分に支

持することができる地盤に施設する設計とする。

杭の支持力は、杭の設計軸力が、許容支持力以下であることを確認する。その結果、杭の長期設計軸力(1844kN/本)及び短期設計軸力(2911kN/本）がそれぞれ長期許容支持力（2000kN/本）及び短期許容支持力（4000kN/本）以下であることを確認する設計とする。

杭の長期許容支持力及び短期許容支持力は、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 5 に準じて算出する。

なお、杭の許容支持力は先端支持力のみを考慮し、周囲の地盤との摩擦力は考慮しない。また、先端支持力は閉塞効率に応じた低減率にて低減する。

杭の短期許容支持力は長期許容支持力の 2 倍とする。

固体廃棄物減容処理施設は、事業所敷地東部の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に、建物・構築物の基礎を杭基礎で設置する設計とする。杭基礎の支持地盤の許容支持力については、「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための方法等を定める件」（国土交通省告示第 1113 号　2001 年）を参考に実施する標準貫入試験結果が N 値 50 以上の地層に支持させるため、算定した地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる設計とする。

3)　地震による損傷の防止

廃棄物管理施設の B クラスと C クラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆が被ばくする線量が 50μSv を超える施設を B クラスに、またこれ以下の施設を C クラスに分類する。

ただし、α核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時

の閉じ込め機能をより確かなものとするため、50μSv 以下であっても耐震Bクラスとする。

固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の主要な設備機器及びこれらを設置する固体廃棄物減容処理施設建家並びに固体廃棄物減容処理施設排気筒の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考に、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び同解釈に基づき、耐震設計上の重要度に応じて、Bクラス又はCクラスで設計する。

Bクラスは、原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601　2008）に示すモデルなどを用い、1次固有振動数を計算し、共振のおそれの有無を確認している。具体的には、1次固有振動数が 20Hz 以上の場合は、剛構造と見なし、共振は無い設計とする。

Cクラスについては、静的地震力により発生する応力が、安全上適切と認められる規格及び基準等を参考に設定されている許容限界を超えず、おおむね弾性状態に留まるよう耐震設計する。

耐震設計に用いる地震力について、建家、設備及び機器については、地震層せん断力係数 C_i にそれぞれ 1.5 及び 1.0 の係数を乗じ、さらに当該建家階層以上の重量を乗じて算定した水平地震力に耐える設計とする。

また、機器・配管系については、上記の地震層せん断力係数 C_i にそれぞれ 1.5 及び 1.0 の係数を乗じた値を水平震度とし、当該水平震度を20%増しとした水平地震力に耐えられる設計とする。

なお、固有振動数が 20Hz 未満で共振のおそれがある機器・配管系については、「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601　2008）」及び「建

築設備耐震設計指針・同解説」に記載の「高架台上に固定する機器（鉄箱製の機器、槽類）及び横振れが大きくならない程度に固定支持された配管」に適用できることから、修正震度法に基づき、応答倍率 2.0 の係数を乗じた水平地震力に耐えられる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設建家及び固体廃棄物減容処理施設排気筒については、長期荷重及び短期荷重から、それぞれ梁、柱、耐震壁、地下外壁に生じる長期設計応力及び短期設計応力を求め、各応力が部材ごとに定められた長期許容応力及び短期許容応力を超えない設計とする。また、各階、各方向の保有水平耐力が、必要保有水平耐力を上回る設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設の主要な設備機器については、静的地震力に対して「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601 2008）」に基づき、自重を含め耐震評価を行い、評価対象に生じる応力が「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601 2008）」及び「発電用原子力設備規格（JSME 2005）」に基づき設定した許容応力以下となるよう設計する。

評価対象に生じる応力を求める際の荷重は、設備機器の運転時の質量を考慮する。具体的には、運転時の質量は、機器の自重に取扱質量を加えたものであり、搬送設備のうちクレーンの場合には定格荷重、クレーン以外の搬送設備の場合には搬送対象物の取扱質量、タンク類の場合にはタンク内の液体の質量を取扱質量として評価する。

固体廃棄物減容処理施設は、各設備機器の設計用地震力を設定し、評価を実施した結果、以下のとおり耐震性を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の溶融固化体移送台車、架台のセル内架台及び配管類（排ガス系の配管の一部）、固体系処理設備関係のレーザ切断装置（切断フード）、投入容器出入装置、開缶装置（開缶エリアターンテーブルを含む。）及び分析設備関係のグローブボックスについては、固有振動数が 20Hz 未満で共振のおそれがある。これらの機器は架構構造であることから、高架台上に固定する機器及び横振れが大きくならない程度に固定支持された配管に分類され、修正震度法に基づき、応答倍率を乗じた設計用水平地震力が作用した場合であっても、評価対象に生じる発生応力値が許容応力値以下である設計とする。クレーンの走行方向については、ガーダの固有振動数が 20Hz 以下であるが、水平方向の力が作用してもクレーンはレールの上を滑るので共振のおそれはない。

なお、それ以外については、固有振動数がいずれも 20Hz 以上で共振のおそれはない。また、応力評価に関してはいずれも静的地震力に対して評価対象に生じる発生応力値が許容応力値以下である。

固体廃棄物減容処理施設の計測制御系統施設の計測制御設備のうち、温度に関する計測制御設備、圧力に関する計測制御設備、液位等に関する計測設備の各設備機器については、固有振動数がいずれも 20Hz 以上で共振のおそれはない。また、応力評価に関してはいずれも静的地震力に対して評価対象に生じる発生応力値が許容応力値以下である設計とする。

固体廃棄物減容処理施設のその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、

気体廃棄物の廃棄施設のセル系排気設備、グローブボックス系排気設備及び予備系排気設備、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、その他の主要な事項の電気設備の予備電源設備及び消防設備のガス消火設備の各設備機器については、固有振動数がいずれも 20Hz 以上で共振のおそれはない。また、応力評価に関してはいずれも静的地震力に対して評価対象に生じる発生応力値が許容応力値以下である。

固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の各設備機器及びこれらを設置する固体廃棄物減容処理施設建家については、静的地震力に対する固体廃棄物減容処理施設建家の梁、柱、耐震壁及び地下外壁に生じる設計応力が許容応力以下、固体廃棄物減容処理施設建家の保有水平耐力が必要保有水平耐力以上、杭の支持力が許容支持力以下である。また、固体廃棄物減容処理施設のその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設排気筒の筒身及び脚部については、設計応力が許容応力以下であり、公衆に放射線障害を及ぼすことはない。

地震による損傷の防止において、各施設及び各設備のうち耐震クラスをノンクラスとする設計について、以下に示す。

○放射線管理施設（サーベイメータ等）

放射線管理施設の出入管理関係設備のうちサーベイメータ及びハンドフットクロスモニタ、放射線監視設備のうち放射線サーベイ用機器、個人管理用設備及び放射能測定設備については、一般産業品であること、同等のサーベイメータ等による他の代替設備及び予備品による機能の維持ができることからノンクラスとする。

○消防設備（消火器）

日本消防検定協会検定品であること、同等製品の代替品や予備品によって、機能の維持ができることからノンクラスとする。

○通信連絡設備

通信連絡設備のうち加入電話設備及び所内内線設備については、一般産業品であること、同等製品の代替品や予備品によって、機能の維持ができることからノンクラスとする。

計算結果及び評価の詳細については、添付書類の「Ⅱ　主要な特定廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書」で説明する。

4)　津波による損傷の防止

廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないことから、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して評価する。

茨城県が「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律 123 号）に基づき平成 24 年 8 月に評価した茨城沿岸津波浸水想定において、茨城沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される 2011 年東北地方太平洋沖地震津波及び 1677 年延宝房総沖地震津波についてシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域と浸水深さを抽出しており、この中で、廃棄物管理施設における津波の遡上高さは標高 9m であり、廃棄物管理施設に近い場所（大洗町）での過去の津波よりも高い。このことから、廃棄物管理施設に対し、大きな影響を及ぼすおそれがある津波は、遡上高さ標高 9m とする。

廃棄物管理施設は、標高約 24～40m に設置されており、津波による遡上波が到達しない標高にあることから、津波により廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれはない。

固体廃棄物減容処理施設は、事業所東部の敷地を平坦に整地造成した標高約 40m の台地に設置する。

5)　外部からの衝撃による損傷の防止

廃棄物管理施設に影響を及ぼし得る自然現象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象及び森林火災の 11 事象を抽出する。また、これに加えて自然現象の組合せについても考慮する。

以下にこれらの自然現象に対する設計方針を示す。

洪水は、廃棄物管理施設は、敷地北部を流れる那珂川の浸水想定区域から十分離れていること、また、降水に対しては、廃棄物管理施設が標高 24～40m の台地に設置されており、敷地に降った雨水は敷地に設置した一般排水溝に流入し、排水能力を超える分は敷地内を表流水として谷地に流れ及び地面に浸透し、鹿島灘に流れることから、設計上考慮する必要はない。

夏海湖が決壊した場合も、流出した湖水は、夏海湖の北側の標高約 20m の窪地に流入し、さらに一般排水溝に流入するため、廃棄物管理施設に湖水が到達することはない。

風（台風）は、廃棄物管理施設の建家は、水戸地方気象台の観測記録（1937 年～2013 年）における最大瞬間風速を考慮し、建築基準法に基づき風荷重を設定し、これに対し構造健全性を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設は、2000 年に改正された建築基準法に

基づき建設されており、風荷重を平成 12 年建設省告示第 1454 号に定める地域ごとの基準風速から大洗町及び鹿島郡のうち旭村(現鉾田市）の 34m/s を用いる設計とする。

水戸気象台で観測された年ごとの最大風速は、過去 10 年間(2003 年～2013 年）において、17.4m/s が最大値であり、建築基準法で定める地域ごとの基準風速（34m/s）を下回る。

竜巻は、廃棄物管理施設は、最大風速 69m/s（藤田スケール F2 竜巻）に対して、遮蔽機能又は閉じ込め機能（内包する廃棄物を保持する機能を含む）を有する廃棄物管理施設の建家、設備及び機器のほか、消火設備のうちガス消火設備を内包する建家又は設備（セル等）の健全性を維持する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の評価対象設備は、遮蔽機能及び閉じ込め機能を有するセル等を内包する固体廃棄物減容処理施設建家、ガス消火設備を内包するその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、その他の主要な事項のガス消火設備のガス消火設備ボンベ庫及び固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫間の配管類とする。

屋外等に敷設している配管類の損傷を防止するための設備として固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫を設け、飛来物を遮る障壁として機能することを確認する。

竜巻による設計荷重は、「風圧力による荷重」、「気圧差による荷重」、「飛来物による衝撃荷重」を適切に組み合わせた荷重を設定する。

このうち、「飛来物による衝撃荷重」の設定に当たっては、固体

廃棄物減容処理施設周辺の状況として、交通量の多い国道 51 号からの自動車の飛来も考慮し、「鋼製材、鋼製パイプ、自動車（軽自動車、乗用車、ミニバン、ワゴン、大型バス）、自動販売機、エアコン室外機、自転車及びマンホール蓋」を飛来物として選定し、最大飛散距離、最大飛散高さ及び施設周辺の状況から、評価対象設備に到達し得る飛来物の影響を評価する設計とする。評価対象設備に到達し得る飛来物のうち、エアコン室外機及びマンホール蓋は固縛する。なお、マンホール蓋は、事業変更許可の竜巻評価において、衝撃荷重の最大値であることから、安全側に設計飛来物とし、影響を評価する。

なお、貫通及び裏面剥離の影響評価は、施設固有の設計仕様として「建築工事標準仕様書・同解説（JASS 5N　2001）原子力発電所施設における鉄筋コンクリート工事」の規定によるコンクリート設計基準強度 24N/mm^2 を用いて、貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さを確認する設計とする。

評価の結果、固体廃棄物減容処理施設建家の壁の水平方向の荷重評価については「風圧力による荷重（966kN）」、「気圧差による荷重（1074kN）」、「飛来物による衝撃荷重（1052kN）」及びそれらを組み合わせた「複合荷重（2554kN）」が、保有水平耐力・許容圧力（54931kN）以下であるため、問題ない。ガス消火設備ボンベ庫の壁の水平方向の荷重評価についても、「風圧力による荷重（91.9kN）」、「気圧差による荷重（103kN）」、「飛来物による衝撃荷重（352kN）」及びそれらを組み合わせた「複合荷重（495kN）」が、保有水平耐力・許容圧力（1501.7kN）以下であるため、問題ない。

固体廃棄物減容処理施設の床スラブにかかる鉛直方向の荷重評

価に関しては、「風圧力による荷重（3.49kN/m^2）」、「気圧差による荷重」及びそれらを組み合わせた吹上方向の「複合荷重（5.6kN/m^2）」が、床スラブの許容荷重（153kN/m^2）以下であるため、問題ない。

ガス消火設備ボンベ庫の床スラブにかかる鉛直方向の荷重評価に関しても、「風圧力による荷重（3.49ｋN/m^2）」、「気圧差による荷重」及びそれらを組み合わせた吹上方向の「複合荷重（5.6kN/m^2）」が、床スラブの許容荷重（99kN/m^2）以下であるため、問題ない。

固体廃棄物減容処理施設建家の壁及び扉、ガス消火設備ボンベ庫の壁及び扉については、飛来物による貫通及び裏面剥離が生じないことを確認し、安全機能には影響がないことを確認した。固体廃棄物減容処理施設建家の扉及びシャッターにおいては、飛来物により一部の対象設備（エントランスホールの扉Ｂ及びトラックロックのシャッター）で貫通する結果となった。貫通先の部屋となるエントランスホール及びトラックロックには、安全機能を有する設備として消火設備の消火器、ページング設備、警報連絡盤、管理区域境界扉、管理区域境界及び外部に面する壁を設置している。

安全機能が喪失した設備については、あらかじめ配置している代替設備・機器（通信連絡設備については無線連絡設備、消火設備については消火器）により、人員が現場に駆けつけて対応できることを含め、必要な安全機能を損なわない設計とする。

維持すべき安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能については、貫通先の部屋において、その後の衝突箇所での貫通及び裏面剥離がないことから、遮蔽機能及び閉じ込め機能には影響がないことを確認した。

固体廃棄物減容処理施設建家及びガス消火設備ボンベ庫間の配管類の水平方向の荷重評価については、流路面積の縮小による風速上昇モデルを考慮した「風圧力による荷重（466kN)」、「気圧差による荷重（10804kN)」、「飛来物による衝撃荷重（50.0kN)」及びそれらを組み合わせた「複合荷重（5917kN)」が、許容圧力（17000kN)以下であるため、問題ない。固体廃棄物減容処理施設建家及びガス消火設備ボンベ庫間の配管類は、固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫間に挟まれた狭隘な部分にあることから、固体廃棄物減容処理施設建家及びガス消火設備ボンベ庫が、飛来物を遮る障壁となり、配管の損傷を防止するための設備として機能することを確認した。

なお、施設の外壁の補修及び塗装作業で施設の近傍に足場を設置することがあるため、足場の鋼製材を飛来物として想定し、この鋼製材が配管類を損傷しないための仮設の設備を設ける。この仮設の設備については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

竜巻による飛来物により貫通する評価結果となった一部の対象設備（エントランスホールの扉 B 及びトラックロックのシャッター）については、F1 竜巻（最大風速 49m/s）によりその他の安全機能が損なわれない設計とする。

評価の結果、F1 竜巻により飛来物となり得るものは、自転車のみであり、貫通及び裏面剥離の影響評価において、部屋の壁及び扉は貫通及び裏面剥離が生じないことから、その他の安全機能が損なわれない。

竜巻随伴事象として、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に

基づき、火災、溢水及び外部電源喪失を考慮する。

火災については、自動車の衝突により発生する火災の影響を評価して、安全機能の維持に影響を与えないとする。外壁のコンクリートの外表面温度 172℃が、許容温度である 200℃を超えないことから安全性が損なわれることはない。

溢水については、固体廃棄物減容処理施設内で溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止できるよう堰やピットを設ける設計とすることで、安全機能の維持に影響を与えない。

外部電源喪失時には、排風機が停止し、自動ダンパが閉止することにより、静的な閉じ込めを維持する。この自動ダンパの動作は、商用電源及び発電装置の電力が無くても、自動で閉止される設計とする。その後は、固体廃棄物減容処理施設の予備電源が立ち上がり、排風機の起動後、自動ダンパが開き、動的な閉じ込めを行う設計とする。

このため、固体廃棄物減容処理施設の遮蔽機能及び閉じ込め機能を維持するための電力は不要であることから、外部電源喪失の影響により安全性が損なわれることはない。

なお、排風機の運転ができなくなった場合においては、セル境界を目張りする。目張りをする方法や運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

評価の詳細については、添付書類の「Ⅳ-1-1　廃棄物管理設備本体及びその他廃棄物管理設備の附属施設に関する竜巻の影響評価」

で説明する。

凍結は、水戸地方気象台の観測記録（1897 年～2013 年）によれば最低気温は－12.7℃である。凍結のおそれがある廃棄物管理施設の屋外設置機器には、十分適応した設備や部品を用いることとする。廃棄物管理施設には、凍結を考慮すべき機器として屋外に設置された冷却塔や換気フィルタユニットがあるが、廃棄物管理施設に設置されている屋外設置の開放型冷却塔についてはヒータ機能を有することとする。また、換気フィルタユニットについては、乾式で使用するものであり、-60℃まで使用できるフィルタパッキンを用いることとする。

固体廃棄物減容処理施設には、屋外に設置された冷却塔及び換気フィルタユニットはないことから、凍結を考慮した措置は必要ない。

降水は、廃棄物管理施設は標高 24～40m の台地に設置されており、敷地に降った雨水は主に敷地を西から東に流れるように設置した一般排水溝に流入し、排水能力を超える分は敷地内を表流水として谷地に流れ及び地面に浸透し、鹿島灘に流れることから、廃棄物管理施設は降水について設計上考慮する必要はない。

固体廃棄物減容処理施設は、地下階を有するが、地下階の壁と土壌との間に貫通孔はない。また、固体廃棄物減容処理施設に降水が流入する可能性のある最も低い位置にある開口部（エントランス）は、敷地周辺に対して 150㎜ 高く設置することから、敷地周辺の表流水が、固体廃棄物減容処理施設内に流入することはない。

積雪は、廃棄物管理施設の建家は、水戸地方気象台の観測結果（1897 年～2013 年）における最大積雪量 32cm を考慮し、茨城県建築基準法関係法令の定めた 30 cmを超えることから、40cm の積雪荷重を考慮して設計することで、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはない設計とする。

建築基準法施行令に基づき、40 cmの積雪荷重は 0.80kN/m^2 となり、固体廃棄物減容処理施設建家の許容荷重 153kN/m^2、ガス消火設備ボンベ庫の許容荷重 99kN/m^2 を下回る。

また、事業者の自主保安として、除雪作業に必要な保護具や資機材を備えるとともに、必要に応じて除雪を行う。

なお、除雪に係る運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

評価の詳細については、添付書類の「Ⅳ-1-3　廃棄物管理設備本体及びその他廃棄物管理設備の附属施設に関する積雪の影響評価」で説明する。

落雷は、廃棄物管理施設には、落雷により安全性を損なうことのないように主要な建家及び設備には避雷設備等を備えるほか、落雷の影響で機能喪失しないよう自動火災報知設備に適切な設計及び管理を行うことにより、影響を受けない設計とする。

これら避雷設備で廃棄物管理施設の全施設はカバーしていないが、施設で取り扱う放射性物質の種類と量から、被雷による火災等により放射性物質が漏えいして放射線業務従事者及び公衆に影響

を与えないよう、避雷針を設置する設計とする。

避雷針設置の考え方は以下のとおり。

建築基準法第 33 条において定められる避雷設備の設置基準「高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。」に該当する建築物に設置する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、固体廃棄物減容処理施設（高さ約 21m）及び固体廃棄物減容処理施設排気筒（高さ約 40m）に避雷設備を設置し、避雷設備の保護範囲内に固体廃棄物減容処理施設及びガス消火設備ボンベ庫があることから、落雷の影響で機能喪失しないように設計する。

地滑りは、廃棄物管理施設の設置位置及びその周辺には変位地形は認められず、地滑り及び陥没の発生した形跡も、地滑り又は山崩れのおそれがある急斜面も認められないことから考慮しない。

火山の影響は、原子力発電所の火山影響評価ガイドに基づき、敷地から半径 160km の範囲において、第四紀に活動した 32 火山のうち、廃棄物管理施設に影響を及ぼし得る火山として、完新世（1 万 1700 年前から現在）に活動があった 11 火山及び完新世に活動を行っていないが将来の活動可能性は否定できない 2 火山の計 13 火山を抽出する。

抽出した火山の活動に関する個別評価を行った結果、廃棄物管理施設の供用期間において、設計対応不可能な火山事象のうち、溶岩

流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊については、敷地との間に十分な離隔距離があること、火砕物密度流については、抽出した火山に関する火砕物密度流の分布範囲が固体廃棄物減容処理施設から十分に離れていること、新しい火口の開口及び地殻変動については、敷地周辺に火山活動が確認されていないこと及び抽出した火山が敷地から十分に離れていることから、いずれも廃棄物管理施設に影響を与えるおそれはない。

また、設計対応が不可能な火山事象以外の火山事象の影響評価のうち、火山性土石流、火山泥流及び洪水については、これらの事象により施設に影響を及ぼすような大きな河川が周辺にないこと、火山ガスについては、敷地が太平洋に面しており、火山ガスが滞留するような地形ではないこと、噴石及びその他の火山事象については、抽出した火山が敷地から 90km 以上離れていることから、廃棄物管理施設に影響を及ぼすおそれはない。

降下火砕物の設計上の想定については、降下火砕物に起因して施設の機能喪失を想定した場合の周辺公衆が被ばくする線量が 5mSv を超えないため、敷地及びその周辺における過去の記録を勘案し、設定するとしている。具体的には、気象庁のデータ、文献等により、大規模な火山活動（VEI4 以上）のうち、有史以降に関東地方で降灰の記録のある火山事象は浅間山、富士山、桜島の噴火があるが、いずれも敷地及びその周辺における降下火砕物の層厚は 0.5cm 以下と極微量であることから、降下火砕物と積雪又は降水による重畳を考慮し、保守側に湿潤状態での降下火砕物の荷重としても、降下火砕物により廃棄物管理施設の構造健全性は維持され、安全性が損なわれることはない。そのため、施設の設計上降下火砕物の降灰は

考慮する必要はない。

事業者の自主保安として、降下火砕物は降雨及び積雪等により水を吸収し重くなることから、降下火砕物が観測された場合、除去作業を開始することとし、除去作業に必要な保護具や資機材を常備する。また、廃棄物の処理を中止し、給排気設備の運転を停止する措置を講じる。

なお、降下火砕物の除去作業及び運転の停止に係る運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

生物学的事象は、廃棄物管理施設の敷地内及び周辺環境から、廃棄物管理施設において想定される生物学的事象としては、海洋生物、小動物、微生物、昆虫による影響が考えられるが、海洋及び湖水からの取水を施設の運転に使用してないため、海洋生物や微生物によって安全性に影響は生じない。

固体廃棄物減容処理施設に常時開口している箇所はなく、小動物や昆虫侵入が発生しにくい。小動物や昆虫侵入が発生した際には、施設を停止することで安全機能が損なわれることはない。

固体廃棄物減容処理施設は、給排気設備を停止する設計であり、安全性が損なわれることはない。

なお、運転の停止に係る運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

森林火災は、廃棄物管理施設の敷地外で発生した森林火災が敷地内の草木に延焼した場合の影響について、大洗研究所外で発生した火災が飛び火し、敷地内の落ち葉及び立木へと延焼し、施設に隣接

する立木（9.0m 先）にまで燃え広がった時の施設外壁温度を評価する。この結果、最高温度は135℃であり、コンクリートの強度に影響がないとされている耐熱温度（200℃）には達しない。また、施設の内部の最高温度が、設備や機器の材料の耐熱温度を下回ることから、施設の安全性が損なわれるおそれはない。

森林火災の評価は、樹木の植生状況により廃棄物管理施設の最大値を上回る可能性がある。

固体廃棄物減容処理施設は、衛星写真及び現地調査の結果より、環境条件（防火帯相当のエリア及び樹冠率）が評価条件（防火帯相当のエリア 9.0m 及び樹冠率 0.3）を下回ることを確認する。

なお、植生状況の管理及び運転の停止に係る運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

森林火災の二次的な影響として想定されるばい煙に対しても、固体廃棄物減容処理施設は、給排気設備を停止する設計であり、安全性が損なわれるおそれはない。

評価の詳細については、添付書類の「Ⅳ-1-2　廃棄物管理設備本体及びその他廃棄物管理設備の附属施設に関する森林火災による影響評価」で説明する。

廃棄物管理施設は、敷地及び敷地周辺の状況を基に、廃棄物管理施設に影響を及ぼし得る人為事象（故意によるものを除く。）として、飛来物（航空機落下等）、ダム崩壊、施設内貯槽の決壊、近隣

工場等の火災、有害ガス、船舶の衝突又は電磁波障害の 7 事象を抽出する。

以下にこれらの人為事象に対する設計方針を示す。

飛来物（航空機落下等）は、廃棄物管理施設の南西 15 km地点には、百里飛行場がある。また、廃棄物管理施設の上空には航空路があるが、航空機は、原則として原子炉のある大洗研究所上空を飛行することを制限されている。「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準について（内規）（平成 14・07・29 原院第 4 号、一部改正 平成 21・06・25 原院第 1 号）」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価対象とする航空機落下事故を、廃棄物管理施設周辺飛行場での民間航空機の離着陸時及び上空の航空路を飛行中の民間航空機、自衛隊機及び米軍機を選定する。

廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価基準に基づき評価した結果、廃棄物管理施設周辺飛行場での民間航空機の離着陸時及び上空の航空路を飛行中の民間航空機、自衛隊機及び米軍機が本施設に落下する確率は、基準に定められた標準的な面積 0.01km^2 を各建家に用いた場合は、約 8.7×10^{-8} 回／施設・年であり、廃棄物管理施設の各建家の近接の程度に応じて、それぞれ独立した半径 100m の円に入るように、敷地北部の建家を東側と西側に、敷地東部は固体廃棄物減容処理施設として評価した場合は、約 1.3×10^{-8}～約 8.5×10^{-8} となり、1.0×10^{-7} 回／施設・年を下回ることから、航空機落下に対する防護設計を要しない。

固体廃棄物減容処理施設は大洗研究所の敷地の東部に独立して位置していることから、標的面積は実面積とし、申請設備の複合面

積（0.001543km^2）を用いて評価する。

また、航空機落下の火災による影響の評価において、固体廃棄物減容処理施設の評価対象面積は、安全機能を内包する固体廃棄物減容処理施設建家及びガス消火設備を内包するガス消火設備ボンベ庫に加え、ガス消火設備の屋外の配管類を想定して、固体廃棄物減容処理施設建家とガス消火設備ボンベ庫の隙間の面積を合計した複合面積とする。

この複合面積と複合面積から算出した落下確率から 10^{-7}（回/施設・年）に相当する面積により離隔距離を求めた。離隔距離上に航空機が落下すると仮定して、航空機落下確率評価の対象の航空機のうち、「自衛隊機又は米軍機（基地－訓練空域間を往復時）」、離隔距離が最も短くなる「有視界飛行方式民間航空機」及び搭載燃料量が最大の「計器飛行方式民間航空機（航空路を巡回中の落下事故）」についても評価する。

評価の結果、落下した航空機自体の火災によるコンクリートの外表面温度74.2℃は、コンクリートの許容温度200℃を超えない。

評価の詳細については、添付書類の「Ⅳ-2-1　廃棄物管理設備本体及びその他廃棄物管理設備の附属施設に関する飛来物による影響評価」で説明する。

また、航空機落下確率評価において考慮すべき航空路については、定期的に航空路誌（AIP）により、防護設計の要否を判断する基準を超えるような変更がないこと確認する。

ダムの崩壊は、廃棄物管理施設の近くには、ダムの崩壊により廃

棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はない。また、敷地の調査結果から敷地内にある夏海湖が決壊した場合を想定しても、湖水は廃棄物管理施設の標高に比べて十分低い一般排水溝もしくは敷地北部の谷地に流れるため、廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれはない。

施設内貯槽の決壊は、廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有しているため、廃液があふれることはなく貯留することができるため、廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれはない。

固体廃棄物減容処理施設においては、各部屋に設置されている貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有している。複数の貯槽が設置されている部屋では、その部屋の全ての貯槽が決壊した場合でも、廃液の容量（15.5m^3）が堰及びピットの容量（29.9m^3）を超えることはない。

近隣工場等の火災は、廃棄物管理施設の近傍に工場はなく、敷地の西側に日本核燃料開発株式会社及び日揮株式会社があるが、いずれの企業も技術開発や研究が中心であり、廃棄物管理施設から十分な距離がある。

敷地内において、危険物施設は 36 施設、少量危険物 貯蔵・取扱所は 23 施設で、このうち 5 施設は屋外貯蔵所である。これらの施設は消防法に基づく基準により設置され、その多くが地下又は屋内施設であり、外部からの火災の発生は想定しえない。

一方、外部からの火災の発生が懸念される屋外貯蔵所5施設のうち、廃棄物管理施設からもっとも近い屋外タンクは、β・γ固体処理棟Ⅲの南東約400mにあるA重油タンクであるが、万一そのタンクの火災となった場合でも、施設外壁の温度上昇はわずかなため、火災、爆発の事故を考慮する必要はない。

固体廃棄物減容処理施設から最も近い屋外タンクによる火災の影響を評価した結果、コンクリート許容温度200℃を超えることはないため火災による影響はない。高圧ガス貯蔵設備についても、種類、貯蔵能力、距離等により算出した危険限界距離以上に固体廃棄物減容処理施設が離れているため爆発による影響はない。

固体廃棄物減容処理施設周辺の危険物運搬車両等の火災又は爆発による影響も評価する。

評価対象は、固体廃棄物減容処理施設東側の国道51号を走行するガソリンを運搬するタンクローリとする。また、大洗研究所の構内を走行する危険物運搬車両等は、消防法の基準に基づくものを使用し、大洗研究所で定める関連規則に基づき誘導員の配置及び危険物運搬車両等の徐行を行い、管理及び運用しているため、外部からの火災又は爆発の発生源となることはない。しかしながら、万一のことを想定して、運搬中に固体廃棄物減容処理施設に最も近接する地点における給油車及び他施設タンクローリの火災又は爆発の影響を評価する。

評価の結果、危険物運搬車両等の火災により、建家の外壁表面温度63.5℃がコンクリートの許容温度200℃を超えることはない。給油車については、建家に接近した場合、外壁表面温度がコンクリートの許容温度200℃を超える結果となったことから、離隔距離が外

壁表面温度の許容温度未満（193.9℃）となる8m以上となるように運搬経路及び停車場所を制限する。また、爆発については、全ての危険物運搬車両等により、固体廃棄物減容処理施設の安全性が損なわれるおそれはない。

なお、運搬経路については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

評価の詳細については、添付書類の「Ⅳ-2-2　廃棄物管理設備本体及びその他廃棄物管理設備の附属施設に関する近隣工場等の火災による影響評価」で説明する。

有毒ガスは、廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、有毒ガスによる敷地外からの影響については考慮する必要はない。

敷地内の廃棄物管理施設以外の施設については、試験研究等に使用するため化学物質を所有する施設があるが、これらの化学物質は大洗研究所で定める関連規則（毒物及び劇物管理規則、化学物質管理規則、危険物災害予防規程）に基づき、各施設で管理、運用しているため、廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれはない。

万一、施設周辺で有毒ガスが発生した場合でも、固体廃棄物減容処理施設は、給排気設備を停止する設計とする。

なお、運転の停止に係る運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

船舶の衝突は、廃棄物管理施設から最も近い海上交通路として

は、敷地の北北東約 5km に大洗港があり、大洗から苫小牧港への長距離フェリーが商船三井フェリーによって運航されているが、廃棄物管理施設からは十分な距離が離れている。

また、廃棄物管理施設は標高 24～40m に設置され、津波を考慮しても、廃棄物管理施設に船舶が衝突することはないことから、設計上考慮する必要はない。

電磁波障害は、廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、施設の安全性が損なわれるおそれはない。

6) 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止

事業所には、不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込まれることがないよう、周辺監視区域境界に柵等の障壁として防護柵、扉及び標識を設置又は掲示し、また、柵については人が容易に乗り越えられないように「かえし」及び「有刺鉄線」を備える設計とする。

周辺監視区域の出入口周辺には、入構車両点検のための場所（バリケードで区画した場所）及び所持品を必要に応じて検査する場所を設ける設計とする。常時立入者に対しては、事業所が発行する出入許可証、車両入構許可証の確認を行い、臨時立入者に対しては、警備所の点検場所で公的身分証の確認及び入構車両の点検を行い、必要に応じて臨時立入者に対する携帯品等の持込品確認を行う設計とする。

事業所外から搬入される郵便物や宅配物については、大洗研究所南門に確認場所を設け、検査装置等を用いて、不正な物品が持ち込まれない

よう確認を行う。検査装置で確認できない場合は、開梱による確認を行う。不審物（例えば、差出人不明や紐が付いている（爆発物導火線）もの）は開封せず敷地内へ搬入しない設計とする。

廃棄物管理施設は、建家敷地に障壁を設け、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する設計とする。

廃棄物管理施設の管理区域には、境界に壁、柵等の区画を設けている。管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に制限している。管理区域の出入口は、物品搬出入のための出入口及び管理区域からのみ開くことができる退避用の出口を除き、1 箇所で設計とする。

管理区域へ立ち入る者は、業務上必要でない物品を持ち込まない。管理区域への物品の持ち込み及び管理区域からの持出しに際しては、管理区域の出入口で確認する。ただし、放射性廃棄物の運搬容器、大型機器といった運搬車両を用いての搬出入に際しては、搬入口において確認する。

臨時立入者が業務で管理区域へ立ち入る場合は、常時立入者が出入管理を行う。臨時立入者が持ち込む物品については、管理区域の出入口で開梱の上、目視で確認を行う。また、廃棄物管理施設内においては、臨時立入者に常時立入者が同行し、管理を行う設計とする。

不正アクセス行為の防止については、廃棄物管理施設の特定電子計算機に事業所内外の電子計算機から電気通信回線を通じて設備及び系統・機器に不正にアクセスし、制御や操作ができない設計とする。

このため、計測制御設備及び集中監視設備用の通信回線は、万一のサ

イバーテロの影響を受けないよう、事業所内外のコンピュータネットワーク回線と独立した設計とする。

不法侵入防止に関する運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

不法侵入防止に関する措置については、廃棄物管理施設核物質防護規定に定める。

7) 閉じ込めの機能

固体廃棄物減容処理施設に設置する各機器及び配管類で流体状の放射性廃棄物を内包する管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が、放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがないよう、逆止弁、逆流防止ダンパ又は閉止弁を設ける設計とする。また、負圧を制御するための弁の電源又は弁の動力源となる圧縮空気が喪失した場合は、セルの近傍に設けた給気弁及び排気弁が自動で閉止し、閉じ込め機能を確保する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置する流体状の放射性廃棄物を内包する機器において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがないよう、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の排ガス処理装置及び配管類、固体系処理設備関係の DOP サンプリングフード及び配管類、廃樹脂乾燥設備関係の廃樹脂乾燥装置及び配管類、分析設備関係のグローブボックス、試料調整用フード及び配管類、並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽及び配管類には、逆止弁又は閉止弁を設け、

その他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備を設け、固体廃棄物減容処理施設内の各部屋の設計室温、発熱負荷、室容積、換気回数、換気風量、熱負荷除去風量を考慮し、A 区域の負圧を-10～-50Pa 程度、B 区域の負圧を-60～-150Pa 程度、C 区域の負圧を-170～-550Pa 程度となるよう給気及び排気各々の風量を調整することにより、汚染の可能性のある区域からその外部へ汚染された空気が逆流するおそれのない設計とする。また、空気の流路を閉鎖できる逆流防止ダンパ又は閉止弁を設ける設計とする。また、同様に管理区域の各部屋は、管理区域系排気設備により換気を行う。管理区域の各部屋は、非管理区域より負圧に維持し、運転停止中の空気の逆流を防止するため、空気の流路を閉鎖できるダンパを設ける設計とする。

なお、固体廃棄物減容処理施設に設置する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ、圧縮空気貯留タンク及びその他の主要な事項の消防設備の消火設備のガス消火設備については、流体状の放射性廃棄物を内包しないが、流体状の放射性廃棄物を導く配管類に接続されているため、逆流するおそれがないよう、配管類に逆止弁又は閉止弁を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設において、密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、気体廃棄物の廃棄施設のセル系排気設備及びフード系排気設備に接続し、その開口部の風速を適切に維持し得る設計とす

る。

固体廃棄物減容処理施設において、密封されていない放射性廃棄物を取り扱う廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の固体系処理設備関係のDOPサンプリングフードは、セル系排気設備に接続し、分析設備関係の試料調整用フード及びその他廃棄物管理設備の附属施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液サンプリングフードは、フード系排気設備に接続し、その開口部の高さを制限することで風速を適切に維持する設計とする。

放射線業務従事者の吸入摂取による内部被ばくによる線量については、廃棄物を非密封状態で取り扱う減容処理設備の系内を負圧に維持することにより、またエアラインスーツを着用して行うことにより、十分低くすることができる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設のセルは、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のセル系排気設備によりセル内部の換気又は負圧維持を行い、セル内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。また、同様に管理区域の各部屋は、管理区域系排気設備により換気を行う。管理区域の各部屋は、非管理区域より負圧に維持し、運転停止中の空気の逆流を防止するため、空気の流路を閉鎖できるダンパを設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設のセルは、気密構造（0.1vol%/h以下）として設計する。

固体廃棄物減容処理施設に設置する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備のステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出

入室扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、エアラインスーツ設備、焼却溶融設備関係の高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、分析設備関係のサンプル移送管用プラグ、減容処理設備の電気計装用プラグ類-5～電気計装用プラグ類-9 及び減容処理設備の配管類、並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類及びその他の主要な事項の消防設備の消火設備のガス消火設備の配管類を据付けた状態における搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、放射性物質を限定した区域に閉じ込めることができ、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備又はセル系排気設備によりセル内部の換気又は負圧維持を行い、セル内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。また、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のうち、管理区域系排気設備又はセル系排気設備により室内又はセル内の換気又は負圧維持ができる構造であり、放射性廃棄物を開封状態で取り扱う前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、気密構造（0.1vol%/h 以下）とすることから放射性物質を限定した区域に閉じ込めることができ、かつ、セル系排気設備によりセル内部の換気又は負圧維持を行い、セル内部の空気がその外部に流れ難いよう、これ

らの出入口には閉状態で気密を維持するダンパを設ける設計とする。

また、放射性廃棄物を開封状態で取り扱うグローブボックスは、気密構造（0.1vol%/h 以下）としていることから放射性物質を限定した区域に閉じ込めることができ、かつ、グローブボックス系排気設備によりグローブボックス内部の換気又は負圧維持を行い、グローブボックス内部の空気がその外部に流れ難いよう、これらの出入口には閉状態で気密を維持するダンパを設ける。また、密封されていない放射性廃棄物を取り扱う廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の固体系処理設備関係の DOP サンプリングフード及び分析設備関係の試料調整用フード、並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液サンプリングフードについては、汚染拡大防止のために必要なフードの風速をセル系排気設備又はフード系排気設備により確保し、空気の流路を閉鎖できるダンパを設ける設計とする。

なお、セル系排気設備及びグローブボックス系排気設備は予備系排気設備を設け、主に定期点検の際、セル内部及びグローブボックスを負圧に維持できる設計とする。また、空気の流路を閉鎖できる弁を設け、運転停止中の空気の逆流を防止する設計とする。さらに、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備の排気浄化装置及び排風機については予備機を設け、負圧を維持できる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備のセル内に設置する焼却溶融炉、排ガス処理装置の 2 次燃焼器、排ガス冷却器、セラミックフィルタ、セル内フィルタ及びこれらをつなぐ配管類は、減

容処理設備のマニプレータ及びパワーマニプレータ付クレーンで遠隔保守する設計であり、閉じ込めを担保できないことから、負圧維持を行う系統設計としている。

固体廃棄物減容処理施設内部の床面及び壁面（FL+約 2.5m 以下）は、耐水性、耐薬品性、耐候性を考慮したエポキシ、ビニルを使用し、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものとする。

固体廃棄物減容処理施設の液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の排ガス処理装置の排ガス洗浄塔、排ガス凝縮器、循環水タンク、排ガス洗浄水冷却器、凝縮水タンク及び噴霧水タンク、廃樹脂乾燥設備関係の廃樹脂乾燥装置の廃樹脂流動乾燥機、廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）、廃樹脂循環水貯槽及び廃樹脂移送ポンプ並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク、液体廃棄物 A タンク及び廃液搬出ボックスの周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止、建家外への漏えい防止、敷地外への管理されない放出の防止を考慮し、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設けるとともに、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽に通じる排水トラップ

（水封機構付き）を床に設けることにより、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する構造とする。

なお、これらの機器を設置する洗浄水処理室、廃液処理室(1)及び廃液処理室(2)は地下1階、排ガス処理室及び廃液搬出室は1階、廃樹脂乾燥室は2階に配置する。

循環水循環ポンプ及び循環水移送ポンプは循環水タンク、凝縮水移送ポンプは凝縮水タンク、噴霧水ポンプは噴霧水タンクの一部として設置する。

固体廃棄物減容処理施設から放射性廃棄物により汚染された排水を直接事業所の外に排出する排水路を設けない設計とする。

8) 火災等による損傷の防止

火災により廃棄物管理施設の安全性が損なわれることを防止するため、消防法、建築基準法の国内法に基づくとともに、火災の発生防止、火災の検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせた措置を講じた設計とする。

廃棄物管理施設の全ての建家には自動火災報知設備を設けている。

固体廃棄物減容処理施設は、その他廃棄物管理設備の附属施設のうちその他の主要な事項の消防設備のうち、消火設備の消火器、消火栓設備及びガス消火設備並びに自動火災報知設備及び漏電火災警報器（漏電遮断器）の警報設備を設置する設計とする。

なお、各セルは高線量区域で人の立ち入りが困難なことから、セル内で発生する火災に対処するため、セル外から遠隔で操作可能なガス消火設備を採用する。

ガス消火設備の消火剤及び消火時間は、消火剤をすべて放出した状態でのセル内の設計濃度を 60%以上、保持時間を 30 分以上となるように設計する。

ただし、隣接セル等からの漏れ込みによる設計濃度の低下に伴う消火剤の追加補充は行わないため、消火剤の貯蔵容器の容量については、それらの漏えい量を見込んだ余裕濃度を用いて設計する。

余裕濃度、各セルの容積、消火剤比容積及び貯蔵容器充填量から、貯蔵容器の設置本数を求め、容積が最も大きい焼却溶融セルの必要本数 80 本を設置する。

消火器は、防火対象物から消火器に至る歩行距離が 20m 以下となるように配置する設計とする。

屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から消火栓のホース接続口までの水平距離が 25m 以下となるように設ける設計とする。

ガス消火設備の感知器については、火災を検知する区画当たり 2 種類（熱感知器、煙感知器）の感知器を設けて出火情報の誤報知を防止する設計とする。熱感知器は誤報知対策として蓄積機能を有した感知器を選定し、煙感知器は設置場所の空気の汚れなどから誤発報を生じないように、感度補償機能及び蓄積機能を有した感知器を選定する。

自動火災報知設備の感知器は、ガス又は蒸気の発生する可能性がある部屋（トラックロック、発電機室、廃樹脂乾燥室、シャワー室及び給湯室）は熱感知器を選定し、それ以外は煙感知器を選定する。

これらを運転監視室の受信機及び警備所（南門）の監視盤に接続することにより、常時監視できる設計とする。

また、固体廃棄物減容処理施設の運転監視室には、監視者を常駐させ

る。

ガス消火設備及び自動火災報知設備は、日本消防検定協会の検定品等であり、消防法に基づき防火対象物の用途・規模に応じて、また、設置基準に基づき受信機や感知器を設置する。

固体廃棄物減容処理施設のガス消火設備及び自動火災報知設備は、主に部屋ごとに火災を検知する区画(火災の発生した区画と他の区画と区別して認識することができる最小単位の区画をいう。）を設定し、消防法に基づき感知器及び受信機を設置するとともに、受信機には火災警報の発報箇所及び区画を表示する。

固体廃棄物減容処理施設は、外部電源喪失時においても、監視設備その他必要な設備に電気を供給する予備電源を設ける設計とする。

ガス消火設備のうち、二酸化炭素消火設備制御盤及び GR 型受信機は蓄電池を内蔵しており、外部電源喪失時において、ガス消火設備は消火能力を維持できる設計としている。

さらに、ガス消火設備は、無停電電源装置からも給電する設計としている。

火災等を検知し報知する設備であるガス消火設備及び自動火災報知設備の受信機は、消防法に基づき外部電源喪失時に監視状態を 60 分経過後、2 回線同時発報を 10 分間継続することが可能な容量以上の非常用電源（バッテリー）を内蔵する。

さらに、予備電源設備及び非常用電源（バッテリー）が枯渇するまでに、施設管理者が施設担当者に指示を行い、要員（保安活動を実施する者）が監視する。休日、夜間等の勤務時間外には、監視者からの連絡により、施設管理者及び施設担当者を招集し、60 分以内に要員による監視へ移行する。

したがって、外部電源喪失時に火災警報が発報した場合についても、安全機能は維持される設計とする。

固体廃棄物減容処理施設で停電が発生した場合は、施設管理者が施設担当者に指示を行い、要員による監視へ移行する。休日、夜間等の勤務時間外に停電が発生した場合は、監視者からの連絡により、施設管理者及び施設担当者を招集し、60 分以内に要員による監視へ移行する。

なお、停電時に火災警報が発報した場合も同様となり、警報を確認した監視者からの連絡により、施設管理者は施設担当者に指示を行い、要員が火災現場の確認に向かい、火災を検知した区画を特定し、監視する。休日、夜間等の勤務時間外には、警報を確認した監視者からの連絡により、施設管理者及び施設担当者を招集するとともに、監視者が火災現場の確認に向かい、火災を検知した区画を特定し、要員が到着するまで監視を継続する。

よって、非常用電源（バッテリー）は、外部電源喪失時から要員による監視へ移行するまで、火災発生施設及び発生施設における火災を検知した区画を特定し、火災警報を表示できる十分な容量を備える。

なお、停電時及び火災発生時の対応は、大洗研究所の事故対策規則等に基づき環境保全部が定める要領及び廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

固体廃棄物減容処理施設は、鉄筋コンクリート造のため、漏電火災警報器の設置義務はない。漏電火災警報器は、ラスモルタル造の建築物に設置義務（消防法施行令第 22 条）がある。

なお、漏電対策としては、「電気設備の技術基準の解釈（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）」に基づき、地絡遮断装置として漏電遮断器を設置する。

漏電遮断器は、漏電による火災及び事故の発生防止のため、電路を遮断する役割を担う遮断器で、固体廃棄物減容処理施設建家のうち、水気のある場所に設置する設備機器及びコンセントの電路に設置する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置するその他廃棄物管理設備の附属施設のうちその他の主要な事項の消防設備のうち、消火設備の消火器、消火栓設備及びガス消火設備並びに警報設備の自動火災報知設備及び漏電火災警報器（漏電遮断器）は、故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計とする。

ガス消火設備及び自動火災報知設備については、他の安全機能と系統を別にするよう警報用ケーブルを個別に敷設しているとともに、警報設備に連動して消火を行う器具（スプリンクラー）も設置されていないことから、損壊又は異常な作動があっても施設の安全機能に影響を与えることはなく、断線等の故障にあっては、安全側に火災警報が発せられるように設計する。また、ガス消火設備の消火剤は、炭酸ガスであり、セル内機器に化学変化を及ぼさないため、安全機能に影響を与えることはない。

なお、ガス消火設備の消火剤の放射操作は、感知器で発せられた火災信号を二酸化炭素消火設備制御盤で受信し、音響装置が鳴動して施設運転要員が火災発生を確認した場合は、消火剤放射前に必要な安全確認（従業員避難、開口部の閉鎖、防護区画内負圧確保及び関連機器停止）後、要員の手動により起動スイッチを操作する設計とする。

ガス消火設備は、手動起動装置とは別に、選択弁ユニットに接続した耐震Ｂクラスの非常用操作箱を有しており、手動起動装置等が操作不能

となっても、操作できる設計とする。

また、消火器、消火栓設備、ガス消火設備及び自動火災報知設備の主構成品は、日本消防検定協会の検定品等であり、性能が確認されたものを採用する。

ガス消火設備のGR型受信機、二酸化炭素消火設備制御盤及び手動起動装置については、耐震Bクラスとしているが、日本消防検定協会検定品、日本消防設備安全センター認定品及び日本消防設備安全センター評定品であり、内部の損傷により操作できない場合が想定される。

内部の損傷によって起動できない場合は、非常用操作箱を操作する。

この操作方法及び運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

固体廃棄物減容処理施設に設置するその他廃棄物管理設備の附属施設のうちその他の主要な事項の消防設備のうち、消火器及び消火栓設備並びにガス消火設備の消火設備、自動火災報知設備及び漏電火災警報器（漏電遮断器）の警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計とする。具体的には、固体廃棄物減容処理施設の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動時並びに電源喪失が生じた場合には、2階運転監視室に設置した自動火災報知設備の受信機及び二酸化炭素消火設備制御盤にて検知し、発報することで、初動対応及び影響の拡大防止をすることができることから、施設の安全性に著しい支障を及ぼすことがない設計とする。

なお、消火器及び消火栓設備並びにガス消火設備の消火設備、自動火災報知設備及び漏電火災警報器（漏電遮断器）の警報設備の主構成品は、性能が確認された消防法認定等の機器類の採用により、故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすことがない設計

とする。また、ガス消火設備は、地震等自然現象においても予備電源設備から給電をすることでガス消火設備の性能が著しく阻害されることがない設計とする。また、消火対象セル周辺の放射線業務従事者に設備の作動を知らせる警報を発する設計とする。

廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、廃棄物管理施設の建家は、構造材料に不燃材を用い、主要な設備は、パッキン、排気フィルタの枠を除き可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の主要な構築物、設備及び機器のうち、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、金属類を使用するなどにより、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計とする。

電気設備（ケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等）、気体廃棄物の廃棄施設（管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備）は不燃性又は難燃性の材料を選定する。また、電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。

予備電源設備の燃料小出槽は、ディーゼル発電機との間隔をとる配置とし、燃料小出槽の電気ケーブルは、電線管内に敷設する。また、燃料小出槽は燃料が漏えいしても拡大しないよう容積率 110%以上の容積を有する防油堤を設けることで火災の影響軽減の措置を図る設計とする。さらに、予備電源設備（発電装置）を設置する発電装置室への可燃物の持ち込みは必要最小限とし、持ち込む場合は不燃材で覆うなど適切な安全対策を行う設計とする。

防護対象設備のうち、不燃性又は難燃性の材料を使用できない設備の構成部品として、抗張力（引張に対する最大の力）及び耐摩耗性並びに透明性及び耐衝撃性を有する必要があり、これらの構成部品に対する防護措置として、火元の除去として火災源の接近を妨げるか、火元が除去できない場合は養生を実施する。

廃棄物管理施設には、防火区画を設け、施設内で発生するおそれのある火災の影響を最小限に抑えるとともに、管理区域への可燃物の持ち込みは必要最小限とし、持ち込む場合は不燃材で覆うなど適切な安全対策を行う設計とする。また、廃棄物管理施設の管理区域には可燃性の物を、原則、設置及び保管しないこととし、やむを得ず管理区域内に保管が必要なものは、必要最小限とし、かつ鋼製扉を有する保管棚内に保管し、使用の都度、必要な量を持ち出すとともに、使用後は速やかに所定の場所に戻す。

ここで、「火災を検知する区画」は、コンクリート壁で区画された部屋の単位（火災区画）ごとに、消防法に基づいた適切な感知器を選定し、その感知する範囲を、火災を検知する区画とする。

「警戒区域」は、ガス消火設備の感知器選定の説明において「火災区画」と同じ考え方とする。

「火災区域」は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建家内の区域であり、建家外壁、管理区域と非管理区域の境界の壁、階段及びダクトスペースを区切る範囲とする。

「火災区画」は、火災区域を細分化した区画であって、建家内のコンクリート壁で区画された部屋単位とする。

「火災区域」及び「火災区画」は、建築基準法に基づく防火区画設定

の考え方から、建家外壁、管理区域と非管理区域の境界の壁、階段及びダクトスペースを「火災区域」、固体廃棄物減容処理施設建家内の各部屋を「火災区画」として設定する。

火災区域及び火災区画は、10 cm以上の厚さを有するコンクリートの壁及び1.5 mm以上の厚さを有する鋼製の扉により構成する。

固体廃棄物減容処理施設建家に内蔵する可燃性物質は、除染や通常作業に使用するウエス（布など）、マニュアルや記録に使用する紙類、物品保護や搬入に使用される梱包材、保護具（木材）、ビニールバッグなどの化学製品、その他を施設内の所定の場所に集積し、それらを火災源として、火災防護対象設備の遮蔽機能及び閉じ込め機能（減容処理設備の遮蔽窓、遮蔽扉、天井ポート、マニプレータ、焼却溶融炉、排ガス処理装置(セル内：2次燃焼器、セラミックフィルタ等)、排ガス処理装置(セル外：排ガス洗浄塔、循環水タンク等)、堰（セル外：循環水タンク等)、搬出ポート、エアラインスーツ設備、補修用グローブボックス、廃樹脂乾燥装置、試料採取用グローブボックス及び試料調整用フード並びに固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク、液体廃棄物Aタンク、廃液サンプリングフード及び堰）を評価する。また、気体廃棄物の廃棄施設の一部である自動ダンパについては、火災防護対象設備と同様に評価し、影響が無いことを確認する。

固体廃棄物減容処理施設の防護措置は、管理区域への可燃物の持ち込みを必要最小限とし、管理区域への可燃性の物の設置及び保管しないこと。また、やむを得ず管理区域内に保管が必要な場合は、不燃材で覆う又は鋼製扉を有する保管棚内に保管し、使用の都度、必要な量を持ち出すとともに、使用後は速やかに所定の場所に戻すことであり、防護措置の内容は、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定め

る。

通常運転時は、排風機の運転によりセル内及び管理区域を負圧に維持する設計とする。

排風機の運転ができなくなった場合においては、自動ダンパによって系統を遮断し、静的な閉じ込めによって、セルとしての閉じ込め機能を維持する設計とする。

よって、排風機は火災防護対象設備として選定しないが、気体廃棄物の廃棄施設の一部である自動ダンパについては、火災防護対象設備と同様に評価し、影響が無いことを確認する。

固体廃棄物減容処理施設は、安全上重要な施設ではないため、系統の多重性は有していない。また、影響緩和措置は取り入れていない。

配線ケーブルについては、ラック内で動力系統、制御系統、計装系統に分けて配線を敷設する設計とする。これにより制御系統が火災等により使用できない場合であっても、動力系統を停止することで安全に停止することができる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の焼却溶融炉では、焼却処理あるいは溶融処理のいずれかを行うことができ、処理を行う運転条件として、焼却溶融炉の高周波加熱部の過熱を防止するための焼却溶融炉冷却水量、焼却溶融炉内を焼却溶融セル内より負圧に維持するための排ガス風量及び系統内負圧が確立しないと運転できない設計とする。また、排ガス処理装置の排ガスは、セル系排気設備を介し排気筒から放出する設計とする。

焼却溶融炉への廃棄物の投入は、投入容器出入装置で自動的に選択され、投入した廃棄物の焼却時間又は溶融時間を考慮して、監視しながら行うとともに、炉内に温度異常上昇、溶湯漏えい及び負圧異常低下が生じた場合には、直ちに投入を停止できる設計とする。さらに、緊急時に

焼却溶融炉及び排ガス処理装置の停止が必要な場合には、通常停止に加え、手動にて速やかに停止できる設計とする。焼却溶融炉内の温度又は圧力の異常上昇を検知し、高周波加熱電源が停止した場合は、炉内が正常な状態に復帰するまでは、再び加熱操作ができない設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融炉、排ガス処理装置、溶融物を受けるるつぼ及び輻射熱を抑えるスリーブは、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する設計とする。焼却溶融炉は、構造上、受け皿を設けており、溶湯の漏えいや飛灰、飛沫を防止する設計とする。焼却溶融炉本体は、接ガス部及び炉内壁にアルミナ系コイルセメント、排ガス処理装置は、焼却溶融炉後から排ガス洗浄塔までの接ガス部にニッケル合金、るつぼはアルミナ系セラミックス、スリーブはシリカ系セラミックスを選定している。

るつぼは、溶融処理前に焼却溶融炉にセットし、ここに投入容器に入れた金属を投入することで溶融処理を行う。溶融物は、冷え固まった際にるつぼと一体化するため分離することができない設計とする。したがって、るつぼは溶融毎に交換する設計とする。

また、高温となる焼却溶融炉及び2次燃焼器の近傍は、原則として可燃性物質及び電気ケーブルを配置しない設計とする。

やむを得ず、電気ケーブルを配置する場合として、焼却溶融炉の直下にある溶融固化体移送台車については、駆動機構があり、この機構の作動に必要な電気ケーブルを設置する必要がある。この電気ケーブルは難燃性の材料を使用するため、やむを得ずの対策として、金属製カバー又は金属製保護管を敷設する設計とする。

なお、金属製カバー及び金属製保護管は、漏えいした溶湯に対する保

護ではなく、万一の飛灰や飛沫によるケーブルの保護を目的に設置する設計とする。焼却溶融炉は、構造上、受け皿を設けており、これが、溶湯の漏えいや飛灰、飛沫を防止する設計とする。また、焼却溶融運転は、焼却溶融炉内で行う。焼却灰の回収及びるつぼの取り出しは、炉内の温度が常温になったことを確認後に焼却溶融炉外で処理した廃棄物を回収する設計とする。このため、直接ケーブルに漏えいした溶湯がかかることはない。

さらに、固体廃棄物減容処理施設の運用時において想定される可燃性物質により、内部火災が生じた際の固体廃棄物減容処理施設建家の耐火性及び固体廃棄物減容処理施設の安全機能の影響を評価する。

なお、セル等における火災の場合は、ガス消火設備により火災を自動的に検知し、安全を確認後、手動で炭酸ガスを用いて消火できる設計とし、火災及び爆発の影響軽減の措置を講じる設計とする。

火災時の閉じ込め機能確保の観点から廃棄物管理施設の各排気系は、火災の影響を相互に受けない設計とし、セル内に設置するインセルフィルタは、火災延焼を防護するため火炎防止型のフィルタを設ける設計とする。

なお、セル内フィルタは、焼却溶融炉から発生する排ガスを処理対象としており、この排ガス系統は閉じられた系統であるため、火炎防止型としない。

固体廃棄物減容処理施設の運用時において想定される可燃性物質により、内部火災が生じた際の固体廃棄物減容処理施設建家の耐火性及び固体廃棄物減容処理施設の安全機能の影響を評価する。

内部火災の影響評価は、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）及び「原子力発電所の外

部火災影響評価ガイド」（以下「外部火災影響評価ガイド」という。）を参考とし、以下の方針に従って評価する。

a）固体廃棄物減容処理施設建家における内部火災での火災荷重による固体廃棄物減容処理施設建家の耐火性を確認する。

耐火時間 2 時間に対し等価時間は最大で 0.77 時間となり、等価時間が耐火時間を超えることはないため、固体廃棄物減容処理施設建家の耐火性に問題ない。

b）固体廃棄物減容処理施設建家における内部火災での火災防護対象の安全機能（遮蔽機能及び閉じ込め機能）への影響を確認する。

遮蔽機能において、耐熱温度が最も低い遮蔽窓のエチレンプロピレンゴムの耐熱温度 150℃に対し表面温度が 120.64℃、表面温度が最も高くなる補修用グローブボックスに隣接する壁の場合、コンクリートの耐熱温度 200℃に対し表面温度が 153.21℃となり、表面温度が耐熱温度を超えることはない。また、閉じ込め機能において、耐熱温度が最も低いエアラインスーツの PVC の耐熱温度 60℃に対し表面温度が 45.26℃、表面温度が最も高くなる天井ポートの場合、鋼板の耐熱温度 350℃に対し表面温度が 249.30℃となり、表面温度が耐熱温度を超えることはないため、火災防護対象の安全機能に影響しない。

評価の結果、固体廃棄物減容処理施設建家の耐火性が損なわれることはなく、固体廃棄物減容処理施設の安全機能が損なわれることはない。

また、焼却溶融炉の運転に関する確認については、廃棄物管理施設保

安規定に基づき作成する下部規定に定める。

固体廃棄物減容処理施設では、水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱う又は管理する設備はない設計とする。

なお、廃棄物管理施設の安全設計上想定される事故を想定し、安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、固体廃棄物減容処理施設で発生する事故のうち焼却溶融セル内の火災による線量が最大となるが、その場合においても、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり5ミリシーベルト以下であり、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。

9) 安全機能を有する施設

廃棄物管理施設の健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、施設定期自主検査で確認することを廃棄物管理施設保安規定で定め、遵守している。また、保守及び修理を行えるよう設計している。

固体廃棄物減容処理施設は、安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、施設の運転中又は停止中に定められた点検、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、設備機器について安全機能を確認するため機能確認を実施する。機能確認の方法は、所定の機能を有していることと要求事項に適合していることを確認する。この方法として外観確認では、有害な傷、変形、変色及び錆がないこと、固定ボルトに緩みの

ないことを確認する。作動確認では、機器が正常に動作すること、警報及び計器が正常に作動していること、表示灯が切れてないことを確認する。動作確認では、機器が正常に動作することを確認する。また、電気確認、気密確認、温度確認、負圧確認、差圧確認、流量確認、風量確認、面風速確認、捕集効率確認及び処理能力確認では、これらの項目が所定の値であることを確認する。

焼却溶融セル内の焼却溶融炉、排ガス処理装置及び配管類は、人が立ち入れないセル内に設置されていることから遠隔保守できる設計とする。遠隔保守性、軽量化などを考慮した分割できる構造等により取り外すことができることから、気密構造としていない。

なお、焼却溶融セル内に設置する焼却溶融炉、排ガス処理装置及び配管類は、系統内が所定の負圧であることの機能を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の設備機器について、セル内の動的機器及び静的機器は、セル外の設備機器と同様に機能確認を実施する。セル内の設備機器については外観確認の方法に制約が生じるが、遮蔽窓から目視で確認し、これを補完する方法として鏡や双眼鏡を用いて確認する。また、代替する方法として ITV カメラを用いて確認し、確認する箇所に応じ鏡を組み合わせて実施する設計とする。

鏡はセル内に設置するタイプのものや、マニプレータやパワーマニプレータ付クレーンにて把持させるタイプのものを使用することで、検査箇所を確実に確認できるように設計する。

また、駆動部の動きの様子を確認する作動確認や、機械的な動きを確認する動作確認についても、確認の方法に制約が生じる。駆動部の状況や機械的な動きを確認するための方法として、外観確認と同様に遮蔽窓から目視で確認し、これを補完する方法として鏡や双眼鏡を用いて確認

する。また、代替する方法としてITVカメラを用いて確認し、確認する箇所に応じ鏡を組み合わせて実施する。作動及び動作時に、異音の有無を確認するため、代替する方法としてセル内の集音マイクにより確認する設計とする。

これら補完する方法及び代替する方法によって、セル内の設備について、セル外と同様に機能の確認を実施することができる設計とする。

安全機能を確認するための機能確認の方法は、事業者で制定している「保全文書ガイド」及び「独立検査ガイド」を参考に、廃棄物管理施設保安規定に基づく下部規定で定める。

安全機能を損なわないよう、設計上交換を前提とするパッキン類及びフィルタ等の消耗品類は、適時予備品を確保し、安全機能に影響を与えずに保守又は修理ができる設計とする。

なお、保守又は修理については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

安全機能のうち直接的安全機能（遮蔽及び閉じ込め機能）を有する構成品のパッキン類は、設計上、劣化を想定しており、安全機能を維持しつつその保守が可能なよう、例えばセルに設置されている遮蔽窓の場合、セル内側とセル外側の両方にパッキンを備える 2 重構造としており、セル内側のパッキンはマニプレータ及びパワーマニプレータ付クレーンによる遠隔操作で保守ができる設計とする。また、複数本の固定ボルトで固定している機器は、1本ずつ付け替えることにより支援的安全機能又はその他の安全機能を確保することとする。

検査、保守又は修理について、セル外の設備機器については、設備機器の周囲に必要な空間を確保しており、機能確認のための検査や、保守又は修理ができる設計とする。

セル内の設備機器については、遠隔保守（マニプレータ及びパワーマニプレータ付クレーンを使用した保守等）、直接保守（保守ホールにクレーンで引き上げエアラインスーツ設備による保守又はグローブボックスによる保守等）ができる設計とする。

遠隔保守においては、機器の取扱いに必要な空間を確保し、直接保守においては、保守ホール及びグローブボックスでの取扱いに必要な空間を確保する設計とする。

これらの保守については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

固体廃棄物減容処理施設には、安全上重要な施設はなく、当該施設が属する系統で安全性を確保する機能を維持するために必要な設備はないことから、系統の多重性は必要としない。

廃棄物管理施設においては、安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、放射線管理施設の屋外管理用の設備のうち、気象観測設備及び放射線監視設備のうち、固定モニタリング設備のモニタリングポストがある。

これらの設備は他の原子力施設と共用しているが、共用する設備の安全機能が喪失しても、他の安全機能とは独立して施設されることから、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはない。

なお、他の原子力施設と共用する設備（気象観測設備、モニタリングポスト）については、今回の申請とは別に申請する。

10)　材料及び構造

固体廃棄物減容処理施設に属する容器及び管のうち固体廃棄物減容処理施設の安全性を確保する上で必要なものとして、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の容器及び配管類並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の容器及び配管類は、使用条件に適した材料を選定し、要求される強度及び耐食性を考慮した設計とする。

焼却溶融設備の接続筒及び排ガス処理装置の焼却溶融炉後からルテニウム吸着塔までの各機器及び配管は、酸性ガス及び塩素による接触があるため、焼却溶融炉後から排ガス洗浄塔までの接ガス部を含む配管は、ニッケル合金（NW6022 又は N06022）、排ガス洗浄塔下流からルテニウム吸着塔までは、ステンレス鋼（SUS304L）を用い、耐食性を有する設計とする。

焼却溶融炉には、耐熱強度を有する受け皿をるつぼ外側及び焼却溶融炉下部に設け、溶融物の炉外への漏えいを防止する。

るつぼは、溶湯温度よりも高い融点をもつアルミナ系セラミックスを用い、耐火性、耐熱性、耐食性を有する設計とする。

受け皿は、アルミナ系セラミックスよりも耐熱衝撃性が高いシリカ系セラミックスを用い、耐火性、耐熱性を有する設計とする。

スリーブは、アルミナ系セラミックスよりも耐熱衝撃性が高いシリカ系セラミックスを用い、耐火性、耐熱性、耐食性を有する設計とする。

焼却溶融炉（炉内耐火壁）は、高周波コイルへの固着性に優れているアルミナ系コイルセメントを用い、耐火性、耐熱性を有する設計とする。

金属円筒容器は、普通鋼に比べて耐熱性に優れているステンレス鋼

（SUS304）を用い、耐火性、耐熱性を有する設計とする。

るつぼ、受け皿、スリーブ、焼却溶融炉（炉内耐火壁）及び金属円筒容器は、必要な耐火性、耐熱性、耐食性を有していることを試験等で確認する。

固体廃棄物減容処理施設に属する容器及び管のうち安全性を確保する上で必要なものとして、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の容器及び配管類並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の容器及び配管類については、耐食性に優れたステンレス鋼 SUS304、SUS304TP を使用し、そのうち特に酸性の排ガス又は廃液を取り扱うものに関しては SUS316L、SUS316LTP、NW6022 又は N06022 を用いること、かつ、容器及び配管類の厚さについては「発電用原子力設備規格（JSME　2005)」　設計・建設規格　第Ⅰ編　軽水炉規格のクラス 3 容器及び配管に基づいて求めた必要な厚さに対し、使用する容器及び配管類の厚さはいずれも上回る設計とする。

減容処理設備の焼却溶融設備の容器（排ガス吸着塔、排ガス洗浄塔、排ガス凝縮器、排ガス加熱器、ルテニウム吸着塔、排ガスフィルタ、循環水タンク A、循環水タンク B、排ガス洗浄水冷却器及び凝縮水タンク）、廃樹脂乾燥設備の容器（廃樹脂流動乾燥機、廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）、廃樹脂循環水貯槽、廃樹脂移送ポンプ及び廃樹脂乾燥機分離水フィルタ）及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の容器（廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B 及び液体廃棄物 A タンク）の厚さが必要厚さ以上であることを確認する。減容処理設備の配管類（埋設部）及び配管類並びに固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）及び配管類に使用する配管の厚さが必要厚さ以上であること

を確認する。

固体廃棄物減容処理施設に属する容器及び管のうち固体廃棄物減容処理施設の安全性を確保する上で必要なものとして、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の容器及び配管類のうち、セル内設置機器を除く容器等の主要な溶接部（放射性物質を含む気体状の物質を内包する容器又は管で、内包する放射性物質の濃度が 37mBq/cm^3 以上の容器であって、内容積が 0.04m^3 を超える排ガス吸着塔、排ガス洗浄塔、排ガス凝縮器、ルテニウム吸着塔、排ガスフィルタ及び焼却溶融設備の配管類の一部）は、溶接施行法、溶接設備及び溶接を行う者について、溶接方法認可を得た後に溶接を行う設計とする。

容器等の主要な溶接部は、開先面の状態、形状、寸法及び角度、継手面の食い違いが所定の値であること並びに仮付け溶接部に割れ、著しいアンダーカット等のないことを確認することで、不連続で特異な形状でないことを確認する設計とする。

容器等の主要な溶接部は、開先面の状態、形状、寸法及び角度、継手面の食い違いが所定の値であること、並びに仮付け溶接部に割れ、著しいアンダーカット等のないことを確認し、溶接方法認可を得た溶接施行法及び溶接士により溶接を実施し、溶接箇所に溶込み不良、割れ、アンダーカット等の欠陥のないこと及び溶接部の余盛り高さ、脚長、のど厚等の寸法が所定の値であることを確認する。適合した場合は、溶接部への非破壊試験（浸透探傷試験、放射線透過試験）を実施し、溶接部表面及び内部についても欠陥のないことを確認することで、溶接による割れ

が生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを確認する設計とする。

容器等の主要な溶接部は、母材に対して、溶接方法認可を得た溶接施行法の溶加材を用いて溶接を実施し、溶接箇所の余盛り高さ、脚長、のど厚等の寸法が所定の値であること、非破壊試験合格後に実施する耐圧試験で試験圧力に耐えうることを確認することで、適切な強度を有するものであることを確認する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に属する容器及び管のうち対象設備については、溶接施行法、溶接設備及び溶接を行う者について、溶接方法認可を得た後に溶接を行う設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に属する容器及び管のうち固体廃棄物減容処理施設の安全性を確保する上で重要なものとして、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備の容器（排ガス吸着塔、排ガス洗浄塔、排ガス凝縮器、ミストセパレータ、排ガス加熱器、ルテニウム吸着塔、排ガスフィルタ、循環水タンク A、循環水タンク B、排ガス洗浄水冷却器及び凝縮水タンク）、配管類（埋設部）及び配管類、廃樹脂乾燥設備の容器（廃樹脂流動乾燥機、廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）、廃樹脂循環水貯槽、廃樹脂移送ポンプ及び廃樹脂乾燥機分離水フィルタ）、配管類（埋設部）及び配管類並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の容器（廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B 及び液体廃棄物 A タンク）、配管類（埋

設部）及び配管類は、最高使用圧力に十分耐え、著しい漏えいがない設計とし、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行い、これに合格したものを使用する。

これらの容器及び配管類に関しては、最高使用圧力に十分耐え、著しい漏えいがない設計とし、組み立て後に耐圧・漏えい検査を実施し、最高使用圧力に耐えるとともに著しい漏えいがないことを確認することとする。

なお、ニッケル合金は、JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）の廃止に伴い、JIS G 4902（耐食耐熱超合金、ニッケル及びニッケル合金-板及び帯）に移行しており、化学成分及び機械的性質が同等であることを確認する。

計算結果及び評価の詳細については、添付書類の「Ⅲ　主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書」で説明する。

本申請における第１項第二号に係る固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の容器及び配管類のうち、セル内設置機器を除く容器等は、これまでの技術基準において要求事項の変更はなく、既に溶接検査に合格していることから、最新の技術基準に適合している。以下に、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の容器及び配管類のうち、セル内設置機器を除く容器等の溶接の方法の認可日及び溶接検査合格日を示す。

○平成 28 年 6 月 6 日付け原規規発第 1606063 号、平成 28 年 6 月 6 日付け原規規発第 1606064 号、平成 28 年 6 月 6 日付け原規規発第 1606065 号及び平成 30 年 7 月 30 日付け原規規発第 1807301 号をも

って特定廃棄物管理施設に係る溶接の方法の認可について認可を受け、以下について溶接検査に合格。

・平成 29 年 2 月 17 日付け原規規発第 1702171 号をもって排ガス洗浄塔、排ガスフィルタ、排ガス吸着塔（管台、ノズル及び接続ダクト）について合格

・平成 29 年 2 月 17 日付け原規規発第 1702172 号をもって配管類（焼却溶融設備）について合格

・平成 29 年 6 月 19 日付け原規規発第 1706192 号をもって排ガス洗浄塔、排ガスフィルタ、排ガス吸着塔（管台、胴、扉ポート及び継手）について合格

・平成 29 年 6 月 19 日付け原規規発第 1706193 号をもって配管類（継手）（焼却溶融設備）について合格

・平成 29 年 8 月 8 日付け原規規発第 1708084 号をもって排ガス凝縮器について合格

・平成 29 年 9 月 20 日付け原規規発第 1709204 号をもってルテニウム吸着塔について合格

・平成 29 年 12 月 1 日付け原規規発第 17120110 号をもって排ガス吸着塔について合格

・平成 30 年 1 月 9 日付け原規規発第 1801095 号をもって排ガスフィルタについて合格

・平成 30 年 9 月 25 日付け原規規発第 18092511 号をもって配管（焼却溶融設備）について合格

・平成 30 年 10 月 23 日付け原規規発第 1810237 号をもって排ガス洗浄塔について合格

・平成 31 年 1 月 18 日付け原規規発第 1901182 号をもって配管（焼

却溶融設備）について合格

11）　搬送設備

廃棄物管理施設は、放射性物質を搬送する際に必要な搬送設備を備えることにより、放射線業務従事者が必要な操作を行うことができる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設で放射性廃棄物を搬送する設備のうち搬送しようとする放射性廃棄物の近傍で操作することができる設備は、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備のクレーンの保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーンである。

これらのクレーンは、放射性廃棄物（廃棄物移送用キャスク等含む。）の最大重量を取り扱う設計とする。

搬出入室のクレーン、前処理セル（開缶エリア）のクレーン、前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン、焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーン、搬出入室コンベア 1～5、開缶エリアコンベア 1～2、分別エリアコンベア 1～8、焼却溶融セルコンベア 1～7、投入容器投入装置、投入容器昇降機、溶融固化体移送台車、固化体収納装置、廃棄物一時収納箱、搬出ステージ、投入容器出入装置、搬出入室ターンテーブル、開缶エリアターンテーブル、分別エリアターンテーブル及び保守ホールターンテーブルは、セル内機器と同等の設計仕様であり、放射性廃棄物を搬送する能力を有する設計とする。

セル内のクレーンは、放射性廃棄物のほかにクレーン類を設置している部屋の機器を搬送対象物としており、定格荷重を設定する。また、コンベア類は、放射性廃棄物（放射性廃棄物を分別した後の投入容器を含

む。）を搬送対象としており、取扱質量を設定する。

固体廃棄物減容処理施設では、放射性廃棄物を搬送する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備のクレーンの保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーンは、動力が供給されたときに電磁ブレーキが開放される機構であり、動力の供給が停止した場合に、電磁ブレーキがかかり吊り荷を保持できる設計とする。

クレーンでの吊り上げ、吊り下ろしのために使用する電磁石は、通電時に消磁する永電磁型のものであり、動力の供給が停止した場合でも電磁石が吊り荷との吸着を保持できる設計とする。

α固体廃棄物B及び保管体を搬出入室クレーンで吊る際は、吊り具を使用する。

吊り具は、吊り金具・リミットスイッチ・電磁石で構成され、このうち吊り金具は、電磁石と連結されており上下方向に可動する。吊り金具の下にはリミットスイッチがあり、この配線はクレーン制御盤に接続する。

吊り具を引き上げる際は、吊り金具が上向きに可動し、下面はリミットスイッチから離れる。吊り具を床面等に着底させると、吊り金具が自重で下向きに可動し、下面がリミットスイッチを押下する仕組みとする。

α固体廃棄物B及び保管体をクレーンで吊ると、吊り金具の下面がリミットスイッチから離れ、α固体廃棄物B及び保管体を床等に着底させると、吊り金具はリミットスイッチを押下する。この信号がクレーン制御盤へ表示され、着底を確認できる設計とする。

なお、リミットスイッチの作動により、クレーンの巻き下げを自動停止させる設計とする。

電磁石の操作スイッチは鍵付とし不用意な通電を防ぎ、廃棄物の落下を防止する設計とする。また、電磁石を操作するペンダントスイッチの確認ランプが、吸着・離脱操作可の時は点灯、吸着状態にある時は点滅する機能を備え、電磁石の着底を確認できる設計とする。

搬出入室のクレーン、前処理セル（開缶エリア）のクレーン、前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン及び焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンは、動力が供給されたときに電磁ブレーキが開放される機構であり、動力の供給が停止した場合に、電磁ブレーキがかかり吊り荷を保持できる設計とする。

搬送設備の耐震性については、保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーン、前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン、焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーン、搬出入室のクレーン、前処理セル（開缶エリア）のクレーン、搬出入室コンベア 1～5、開缶エリアコンベア 1 及び 2、分別エリアコンベア 1～8、焼却溶融セルコンベア 1～7、投入容器昇降機、投入容器出入装置、溶融固化体移送台車並びに投入容器投入装置は、耐震 B クラスで設計する。

12） 計測制御系統施設

廃棄物管理施設は、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の温度、圧力、液位等に関する監視及び制御の機能の喪失、誤操作その他の要因により安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度若しくは線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、温度、圧力、液位等に関しては、安全性を損なうおそれがないよう、高高警報を設け監視及び制御を行う設計としている。高高警報は、設計上の上限値を上回るまたは達する前に発報し、発報時は設備を停止するなどの制御動作を行う。また、高高警報が発報する前に、より低い値で発報する高警報を設ける設計とする。

温度に関しては、焼却溶融炉内排ガス温度は設計上の上限 700℃に対して高高警報設定値を 680℃、2 次燃焼器出口排ガス温度は設計上の上限 950℃に対して高高警報設定値を 930℃、排ガス冷却器出口排ガス温度は設計上の上限 250℃に対して高高警報設定値を 230℃、溶湯漏えい検知温度は設計上の上限 1500℃に対して高高警報設定値を 900℃とする。

圧力に関しては、固体廃棄物減容処理施設内の各部屋の設計室温、発熱負荷、室容積、換気回数、換気風量、熱負荷除去風量を考慮し、A 区域の負圧を-10～-50Pa 程度、B 区域の負圧を-60～-150Pa 程度、C 区域の負圧を-170～-550Pa 程度となるよう設計しており、搬出入室の負圧は-200Pa 程度、前処理セル（開缶エリア）の負圧は-400Pa 程度、前処理セル（分別エリア）の負圧は-500Pa 程度、焼却溶融セルの負圧は

-550Pa 程度、保守ホールの負圧は-450Pa 程度とする。また、焼却溶融炉内の負圧は設計上の定常値-5.5kPa に対し-1.0kPa とする。

液位に関しては、高高警報設定値をタンク容量に対して 90%の液位とする。

廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の温度、圧力、液位等に関する監視及び制御の機能の喪失、誤操作その他の要因により安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設には、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備並びにその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の温度、圧力に関する監視、制御及び記録のための計測制御設備を、液位等に関する監視及び記録のための計測設備を設ける設計とする。また、主要な警報を表示するための集中監視設備を設ける設計とする。

温度に関する計測制御設備は、廃棄物管理設備本体の処理施設のう

ち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の焼却溶融炉内の排ガス温度、排ガス処理装置の2次燃焼器出口及び排ガス冷却器出口の排ガス温度を監視、制御及び記録する設計とし、溶湯の漏えい温度を監視及び制御する設計とする。焼却溶融炉内の排ガス温度については、排ガスの温度があらかじめ設定した条件を超えた場合は、警報を発するとともに、高周波電源を停止する安全制御機構を設ける設計とする。2次燃焼器出口の排ガス温度については、排ガスの温度があらかじめ設定した条件を超えた場合は、警報を発するとともに、高周波電源及び2次燃焼器のヒータを停止する安全制御機構を設ける設計とする。排ガス冷却器出口の排ガス温度については、排ガスの温度があらかじめ設定した条件を超えた場合は、警報を発するとともに、高周波電源及び2次燃焼器のヒータを停止する安全制御機構を設ける設計とする。また、高温の溶湯の漏えいを早期に検知し、拡大を防止するため、焼却溶融炉下部の受け皿に SK 型熱電対を漏えい検知器として設け、溶湯（約1500℃）漏えいを当該部温度上昇により検知し、温度があらかじめ設定した条件（900℃）を超えた場合は、警報を発するとともに、高周波電源を停止する安全制御機構を設ける設計とする。

圧力に関する計測制御設備は、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の負圧を監視し、負圧を一定の範囲に維持するよう制御及び記録するとともに、負圧があらかじめ設定した条件に達した場合は、警報を発する設計とする。また、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の焼却溶融炉内の負圧を監視し、負圧を一定の範囲に維持するよう制御及び

記録するとともに、負圧があらかじめ設定した条件を超えた場合は、警報を発するとともに、高周波電源を停止する安全制御機構を設ける設計とする。さらに、急速な炉内圧力の上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作する設計とする。圧力逃がし機構は、重錘式であり、焼却溶融炉内圧力上昇時に炉内排ガスをセラミックフィルタへ逃がす設計とする。

液位等に関する計測設備は、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B、並びに液体廃棄物 A タンクの液位を監視及び記録するとともに、液位があらかじめ設定した条件を超えた場合、警報を発するとともに、廃液の受入れを停止する安全制御機構を設ける設計とする。また、漏えいを検知した場合、警報を発する設計とする。地震が発生した際には、高周波加熱電源及び 2 次燃焼器のヒータ加熱電源を停止できる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の計測制御系統施設のうち集中監視設備は、主要な警報である焼却溶融炉の温度異常上昇に関する警報、焼却溶融炉の負圧異常低下並びに前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の負圧異常低下に関する警報、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク液位異常上昇及び漏えいに関する警報を運転監視室及びエントランスホールに集中的に表示する設計とする。また、集中的に表示する警報のうち、連続監視を必要とする前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の負圧異常低下に関する警報は、南門警備所に出力し、常時監視を行う設計とする。

13)　放射線管理施設

廃棄物管理施設は、放射線から放射線業務従事者を防護するため、被ばく線量を十分に監視及び管理するための、主要な箇所における線量当量及び空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設備を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、放射線遮蔽物の側壁における線量当量率をモニタリングするためのエリアモニタ及び計測するための放射線サーベイ用機器を備える設計とする。

エリアモニタは、半導体検出器のものを設置しており、設置場所周辺のモニタリング機器に用いる。

放射線サーベイ用機器のうち可搬式γ線エリアモニタ（半導体検出器）は、作業場所に設置しモニタリング機器に用いる。

また、放射線サーベイ用機器のうち、線量計であるNaI式サーベイメータ、GM サーベイメータ、電離箱式サーベイメータを作業環境の線量当量率測定に用いる。なお、セル等の高い線量当量率が予想される場所のスキャニングには、放射線遠隔探知機（テレテクタ）を用いる。

廃棄物管理施設は、施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の線量当量を監視するための設備を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、放射線管理施設のうち屋外管理用の設備の放射線監視設備の排気モニタリング設備を設け、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に計測する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、放射性物質の濃度が著しく上昇したときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設ける設計とす

る。

周辺環境モニタリング設備として排気モニタリング設備を設け、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値に達したときは、放射線監視盤に警報を発する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物は、廃液移送容器で廃棄物管理施設のうち廃液貯留施設Ⅰの廃液貯槽Ⅰ又は廃液貯留施設Ⅱの廃液貯槽Ⅱに運搬して処理を行うこととしていることから、固体廃棄物減容処理施設に放射性廃棄物の排水口はないため、排水モニタリング設備を設けない設計とする。

なお、液体廃棄物については、廃液移送容器に移す前に放射性物質の濃度を測定することとする。これらの手順については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

固体廃棄物減容処理施設では、管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性の物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測するため、放射線管理施設のうち、屋内管理用の設備の放射線監視設備のエリアモニタ、室内空気モニタ、ローカルサンプリング装置及び放射線サーベイ用機器並びに放射能測定装置を備える設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、線量当量が著しく上昇したときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設ける設計とする。

放射線監視設備の作業環境モニタリング設備として、線量当量を監視

するエリアモニタ、空気中の放射性物質の濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに外部放射線に係る線量当量及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定し監視する放射線サーベイ用機器を設け、エリアモニタについては運転監視室の放射線監視盤において集中的に監視又は記録を行い、線量当量があらかじめ設定された値に達したときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とし、室内空気モニタについては空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値に達したときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。

個人管理用設備である個人被ばく管理装置には、測定用ポケット線量計及び警報用ポケット線量計を用いる。測定用ポケット線量計は、補助線量計として管理区域に入域する者全てを着用の対象とする。警報用ポケット線量計は放射線作業計画に基づき計画被ばく管理が必要な者を着用の対象とする。これらの個人被ばく管理装置は、外部被ばくによる線量を測定する設計とする。

測定用ポケット線量計は、半導体検出器によりγ線及びβ線を検出する警報機能付きの線量計である。

警報用ポケット線量計は、半導体検出器によりγ線を検出する警報機能付きの線量計である。

当該線量計は、汚染検査室に備え、入退域管理に併せて着脱管理する。

また、放射性物質の体内摂取のおそれがある場合は、ホールボディカウンタにより測定し、評価する。なお、ホールボディカウンタは、大洗研究所に設置してあるものを使用する。

放射能測定設備として放射能測定機器を設け、放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うための測定

機器を備える設計とする。

出入管理関係設備として、更衣設備、手洗い設備、退出汚染検査に用いるハンドフットクロスモニタ及びサーベイメータ並びに身体汚染の除去に用いるシャワー設備を備える設計とする。

出入管理関係設備のハンドフットクロスモニタはα/β同時測定が可能な測定器とする。検出器にはα線用にZnS（Ag）シンチレータをβ線用にプラスチックシンチレータを用いた積層型の検出器となっている。

また、出入管理設備のサーベイメータであるシンチレーションサーベイメータは、ハンドフットクロスモニタと同様の検出方式とし、α/β同時測定が可能な測定器とする。

なお、ハンドフットクロスモニタは入域者の退出汚染管理を行うために用いる。サーベイメータは主として搬出物の汚染管理を行うために用いる。また、サーベイメータはハンドフットクロスモニタの代替として用いる。

固体廃棄物減容処理施設では、周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量を計測するためのモニタリングポストは、他の原子力施設のモニタリングポストを共用する。

なお、他の原子力施設と共用する設備（モニタリングポスト）については、今回の申請とは別に申請する。

廃棄物管理施設は、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の線量当量・空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を表示できる設備を設けることにより、

放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、主要な箇所における線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び排気中の放射性物質の濃度は、運転監視室の放射線監視盤において監視できる設計とする。

また、固体廃棄物減容処理施設の管理区域の入口には、放射線業務従事者が安全に認識できるものとして、当該施設の線量当量・空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を表示できるよう掲示板1か所を設ける。

放射線管理に係る運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

14)　処理施設及び廃棄施設

廃棄物管理施設において発生する気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて50μSv／年以下が達成できるように放出する設計とする。

その他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備には、排気浄化装置を設置する設計とする。

なお、液体廃棄物は、廃液移送容器で廃棄物管理施設のうち廃液貯留施設Ⅰの廃液貯槽Ⅰ又は廃液貯留施設Ⅱの廃液貯槽Ⅱに運搬して処理を行う設計としているため液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備はな

い。

その他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備に排気浄化装置を設ける設計とすることから、固体廃棄物減容処理施設の固体廃棄物減容処理施設排気筒から大気中に放出される放射性物質の濃度は極めて低く、放出される放射性物質の濃度による環境評価に影響を与えるものではない。また、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンク、洗浄等廃液タンク及び液体廃棄物Aタンクに収集した液体廃棄物は、廃液サンプリングフードで性状を確認した後、必要に応じpH調整又は濃度調整を行い、液体廃棄物の各区分の上限値未満であることを確認して、廃液移送容器で廃棄物管理施設のうち廃液貯留施設Ⅰの廃液貯槽Ⅰ又は廃液貯留施設Ⅱの廃液貯槽Ⅱに運搬する設計とする。

なお、廃液移送ポンプ、洗浄等廃液移送ポンプ及び液体廃棄物A移送ポンプは、それぞれ廃液受入タンク、洗浄等廃液タンク及び液体廃棄物Aタンクの一部として設置している。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽は、運転員の誤操作を考慮して、手動弁については施錠管理しており、自動弁については操作ボタン（タッチパネル式）画面上に誤操作防止用カバーで保護するとともに、操作ボタンが2段階式で動作することで、運転員が誤ってポンプの起動又は受入れ弁を開く操作ができない設計とする。

なお、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の誤操作防止については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

固体廃棄物減容処理施設では、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、汚染の可能性のある管理区域から発生する気体状の放射性廃棄物を廃棄するための専用の系統を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置するその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備は、汚染の可能性のある管理区域から発生する気体状の放射性廃棄物を廃棄するための専用の系統を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設排気筒に接続し、固体廃棄物減容処理施設排気筒以外の箇所から気体状の放射性廃棄物を排出しない設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の気体状の放射性廃棄物は、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設排気筒から排出するため、それ以外の箇所からの排出はない設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置するその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備には、ろ過機能が適切に維持できる排気浄化装置を設置する設計とする。また、排気浄化装置の高性能フィルタは取替えが容易に行える設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置するその他廃棄物管理設備の附属施

設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備には、排気浄化装置を設け、その中の高性能フィルタにより放射性廃棄物で汚染された空気をろ過するとともに、高性能フィルタの前後の差圧を測定して目詰まりなどを監視する機能を有し、排気浄化装置の機能が適切に維持し得るものとする。また、排気浄化装置は予備機を設け、高性能フィルタの差圧が上昇した際は予備機へ切替え、高性能フィルタの交換を行うこととする。排気浄化装置を設置する排気機械室は、高性能フィルタの取替えが容易に行える空間を有するとともに、取替えが容易に行える構造を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物は、廃液移送容器で廃棄物管理施設のうち廃液貯留施設Ⅰの廃液貯槽Ⅰ又は廃液貯留施設Ⅱの廃液貯槽Ⅱに運搬して処理を行う設計とする。また、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類を一般排水系に接続しない設計とする。

廃棄物管理施設は、年間で事業所から発生する固体廃棄物の総量を処理できる設計としており、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置する廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備は、年間で事業所から発生

するα固体廃棄物Bを処理できる設計としており、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。また、焼却溶融炉及び排ガス処理装置において発生する気体状の放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。

事業変更許可に記載の最大処理能力 15m^{3}は、焼却処理による最大の処理能力である。

固体廃棄物減容処理施設の焼却時の最大処理能力は0.1m^3/日であり、処理に必要な年間稼働日数は、150日となることから、年間の稼働可能な日数の約180日を下回る。

また、α固体廃棄物Bの年間発生予測量は2.0m^{3}である。

焼却処理の場合、必要な年間稼働日数は、最大処理能力 0.1m^3/日を用いて約20日となる。

溶融処理の場合、最大処理能力は、1体（70kg）/日である。これは、S缶用の溶融固化体1体を製作するためには、廃棄物（不燃物）の空隙率から約1/3に減容することを想定すると、S缶3体分の廃棄物が必要である。S缶の容積は20Lなので、S缶3体分の廃棄物の容積は、空隙を含む60Lである。このため、溶融時の最大処理能力を容積に換算すると 0.06m^3/日となる。したがって、年間発生予測量 2.0m^{3}の溶融処理に必要な年間稼働日数は、最大処理能力 0.06m^3/日を用いて約 34 日となることから、年間の稼働可能な日数の約180日を下回る。

焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ、焼却灰回収装置、圧縮空気貯留タンク、セル内架台、セル外架台、焼却溶融炉高周波電源盤、焼却溶融炉接触基盤、サンプル収納ラック、開缶装置、汚染測定器、線量測定器、架台（1）及び架台（2）は、焼却溶融炉及び排ガス処理装置の一部として設置する。

固体廃棄物減容処理施設では、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の焼却溶融設備関係の焼却溶融炉及び排ガス処理装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対しては 1×10^{10} 以上、揮発性として放出される放射性物質（ルテニウム）に対しては全系統の除染係数が 1×10^{5} 以上となるように設計する。

固体廃棄物減容処理施設では、放射性廃棄物のうちα固体廃棄物 A 及びβ・γ固体廃棄物 A については、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に移送するまでの間、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室に一時保管する設計とする。

廃樹脂乾燥室は、廃樹脂の搬入及び乾燥を行うための部屋で、金属製容器に収納した状態で受け入れる設計とする。室内は、コンクリートにより遮蔽し、床面を除染しやすい構造とし、処理及び受け入れた金属製容器の搬出などを調整するための場所を設ける設計とする。

廃棄物受払室は、チャコールフィルタの搬入、保守ホールから搬出したα固体廃棄物 A に相当する不燃性廃棄物及び施設内で発生する廃棄物の受払いを行うための部屋で、廃棄物を金属製容器に収納した状態で取り扱う設計とする。室内は、コンクリートにより遮蔽し、床面を除染しやすい構造とし、室内には、処理及び受け入れた金属製容器の搬出などを調整するための場所を設ける設計とする。

搬出入室には、廃棄物の受入れ、処理及び処理後の払出しなどを調整するための廃棄物搬出入ピットを設ける設計とする。また、廃棄物搬出入ピットは、鉄製の遮蔽を有する設計とする。

なお、設備の長期的な運転停止が生じた場合は、受け入れた廃棄物は

設備が復旧するまでの間、必要に応じて管理施設で管理する設計とする。

放射性廃棄物のうちα固体廃棄物 B は、可燃物、難燃物又は不燃物に分別する。分別した廃棄物は、焼却処理又は溶融処理を行う際に投入容器に充てんする。投入容器に入らない大きさの廃棄物については、レーザ切断装置又は破砕機で、解体又は切断を行い充てんする。レーザ切断装置（切断フード）は金属廃棄物、不燃プレス缶及び空缶を処理対象物とし、破砕機は不燃物、樹脂類、セラミック類、可燃プレス缶、難燃プレス缶及び金属（薄板）を処理対象物としている。

廃棄物を充てんした投入容器は、焼却溶融セルの投入容器出入装置に搬送する。なお、投入容器出入装置は、投入容器 180 個を保管する能力を有している。

エアラインスーツ設備は、廃棄物を搬送及び取扱時にも使用する。

廃樹脂（β・γ固体廃棄物 A 又は B）の処理は、廃樹脂を廃樹脂乾燥室に受け入れ、廃樹脂乾燥装置で、同伴した水の分離及び廃樹脂中に含まれる水分の乾燥を行い、焼却溶融セルへ移送し投入容器に充てんする。

15)　放射性廃棄物による汚染の防止

固体廃棄物減容処理施設では、人が頻繁に出入りする固体廃棄物減容処理施設建家内部の壁、床その他の部分で汚染が生じても汚染を除去しやすいものとするため、人が触れるおそれがある表面(FL+約 2.5m 以下)は合成樹脂塗料等で仕上げる設計とする。

なお、固体廃棄物減容処理施設の搬出入室、前処理セル(開缶エリア)、

前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の床、壁及び天井は、汚染が生じても汚染を除去しやすいものとするため、表面をステンレスライニングで仕上げる設計とする。また、重量物の廃棄物を取り扱う搬出入室は、人が触れるおそれがある表面は合成樹脂塗料等で仕上げるとともに、床及びFL+1mまでの壁をステンレスライニング仕上げとすることで、吊り上げた廃棄物の万一の落下においても、汚染を除去しやすい設計とする。

16） 遮蔽

廃棄物管理施設は、平常時において、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の線量が最大となる場所における直接線及びスカイシャイン線により公衆が受ける線量が、年間50μSv以下となるよう、廃棄物管理施設のコンクリート壁、廃棄体の適切な配置等により遮蔽を行う設計とする。

固体廃棄物減容処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による線量については、施設内での廃棄物中の放射性物質の内包量及び最大取扱量を考慮した線源条件を設定し、直接線は使用実績が多く、また信頼性の高い点減衰核積分による計算コード「QAD-CGGP2R」を、スカイシャイン線は二次元Sn輸送計算コード「DOT」を用いて評価計算し、線量が最も大きくなる周辺監視区域外の地点において、1.49μSv/年であり、目標値を十分下回る設計とする。

なお、評価点が異なるが、事業変更許可に示す廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の評価結果である34μSv/年に、固体廃棄物減容処理施設の評価結果の最大（敷地東側）を保守的に加えても50μSv/年を下回っている。

廃棄物管理施設は、平常時において、周辺監視区域内の人が立ち入る場所における線量が、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の立入時間を考慮して、50μSv/年以下となるよう、建家のコンクリート壁及び廃棄体の適切な配置により遮蔽を行う設計とする。

遮蔽に関しては、必要な遮蔽能力を確保できるよう、適切な材質とその厚さを確保する設計とし、この遮蔽の施工においては、材質と厚さを管理し確認する。

また、遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じる設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に受け入れた放射性廃棄物の取扱いは、その線量に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う設計とする。

固体廃棄物減容処理施設のセルは、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のセル系排気設備によりセル内部の換気又は負圧維持を行い、セル内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計とする。

なお、セル内機器については、遠隔保守（マニプレータ及びパワーマニプレータ付クレーンを使用した保守等）、直接保守（保守ホールにクレーンで引き上げエアラインスーツ設備による保守又はグローブボックスによる保守等）ができる設計とする。

また、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、焼却溶融セル及び保守

ホールの遮蔽扉並びに前処理セル（開缶エリア）の天井ポート及び保守ホールの搬出ポートには、立ち入る際の不要な被ばく及び誤操作による被ばくを防止するため、各エリア内の空間線量率が規定値以下のときのみ開閉可能な線量インターロックを設け、搬出入室及び焼却溶融セルの天井ポートには、誤操作による被ばくを防止するため、遮蔽能力を有する廃棄物の運搬容器が接続したときのみ開閉可能な機械的ロック機構を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、A 区域、B 区域及び C 区域の 3 種類に区分設定した管理区域ごと及び非管理区域の基準線量率を設け、さらに、これらを適切に維持するため A 区域及び B 区域の設計目標値を基準線量率の 1/10 に設定するとともに、遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止する必要がある場合には、発電用原子力設備に関する技術基準に定める省令の解釈に基づき、人が容易に接近できないような場所(FL+約 2.5m 以上の高さ)への設置、貫通孔に対する遮蔽補強、線源や貫通孔の位置関係により、貫通孔から線源が直視できない構造とすることによって、被ばくを受けることのないように放射線の漏えいの防止の措置を講じているほか、線源強度については、廃棄物中の放射性物質の内包量及び最大取扱量を考慮した線源条件を設定し、遮蔽に係る線量を評価する。

固体廃棄物減容処理施設の廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の遮蔽窓、遮蔽扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、廃棄物搬出入ピット、焼却溶融設備関係の高周波電源ケーブル用プラグ及び排ガス配管用プラグ、分析設備関係のサンプル移送管用プラグ、減容処理設備の電気計装用プラグ類、減容処理設備の配管類（埋設部）並びにその他廃棄物管理設備の附

属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設のセル系排気設備の配管類（埋設部）、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）については、搬出入室、搬出入室（廃棄物搬出入ピット）、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室及び廃液処理室(2)の各セル等において取り扱う放射性廃棄物の種類、形状及び最大取扱量に基づく線源強度から線源モデルを設定し、遮蔽物質（材質、密度及び厚さ）及び線源から遮蔽体までの距離から、点減衰核積分による計算コード「QAD-CGGP2R」を用いて評価計算し、いずれも計算結果が設計目標値又は基準線量率を下回る設計とする。

固体廃棄物減容処理施設は、平常時において、周辺監視区域内の人が立ち入る場所における線量が、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の立入時間を考慮して、50μSv/年以下となるよう、建家のコンクリート壁及び廃棄体の適切な配置により遮蔽を行う設計とする。

遮蔽に関しては、必要な遮蔽能力を確保できるよう、適切な材質とその厚さを確保する設計とし、この遮蔽の施工においては、材質と厚さを管理し確認する設計とする。

時間に関しては、職員等に対しては服務管理にて、敷地内へ立ち入る業者等に対しては、勤務時間外も作業が必要な場合は事前に届け出るなど、事業所への入構管理にて管理する。

したがって、放射線業務従事者以外の者の敷地内管理区域外への立入時においては、被ばく線量低減のための遮蔽による適切な措置を講じた設計とする。

また、固体廃棄物減容処理施設は、遮蔽設計に当たり、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮して関係各場所を適切に区分し、そ

れぞれ基準線量率を定め所要の遮蔽を施し、又は作業時間の制限が行えるように考慮し管理区域を区分し、放射線業務従事者の受ける線量が線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。

① 周辺監視区域内の管理

周辺監視区域内においては、廃棄物管理施設保安規定に基づき定期的に外部放射線に係る線量当量率の測定を行い、必要に応じて立入制限等の適切な措置を講じる。

② 管理区域内の管理

管理区域内での作業は、合理的に達成できる限り十分に低いものとなるように、作業環境に応じて防護具の着用や作業時間の制限等の必要な条件を定める。

なお、線量限度を超えないよう管理する措置、周辺監視区域内の管理及び管理区域内での管理については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

計算結果及び評価の詳細については、添付書類の「Ⅰ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」で説明する。

17） 換気設備

廃棄物管理施設は、放射性物質による空気汚染のおそれのある区域には、排気設備を設け、汚染に起因する放射性物質及びその放射線量に応じて、適切に区画し、負圧に維持することにより、内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、放射性物質による汚染の可能性のある区域は、汚染の種類及び程度に応じて、壁等により適切に区画し、内部

の換気又は負圧維持を行い、必要な換気能力を有する設計とする。

廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設には、空気の流路を閉鎖できるダンパを設け、運転停止中の空気の逆流を防止する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備を設け、固体廃棄物減容処理施設内の各部屋の設計室温、発熱負荷、室容積、換気回数、換気風量、熱負荷除去風量を考慮し、A 区域の負圧を-10～-50Pa 程度、B 区域の負圧を-60～-150Pa 程度、C 区域の負圧を-170～-550Pa 程度となるよう給気及び排気各々の風量を調整することにより、汚染の可能性のある区域からその外部へ汚染された空気が逆流するおそれのない設計とする。また、空気の流路を閉鎖できるダンパを設けることにより、運転停止中に空気の逆流を防止する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設に設置するその他廃棄物管理設備の附属施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備には、ろ過機能が適切に維持できる排気浄化装置を設置する設計とする。また、排気浄化装置には扉等を設け、高性能フィルタの点検、交換が容易に行える構造を有する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設の西側 3 階の吸気口は、固体廃棄物減容処理施設の南側の高さ 40m の固体廃棄物減容処理施設排気筒からの排気を直接吸入し難い位置及び高さに設ける設計とする。

また、固体廃棄物減容処理施設の運転監視室の吸気は、管理区域の給気と別系統として汚染された空気を吸入し難い設計とする。

18)　予備電源

廃棄物管理施設は、外部電源喪失時においても、監視設備その他必要な設備に電気を供給する予備電源を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設は、外部電源として南受電所から商用系及び非常系の 2 系統で、減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及びその他の主要な事項に給電する設計とする。上記のうち予備電源として、発電装置から焼却溶融炉、排ガス処理装置等、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設、計測制御系統施設、消火栓設備、直流電源装置、無停電電源装置、自動火災報知設備、放送設備、ページング設備及び照明設備に給電し、無停電電源装置から計測制御系統施設、放射線管理施設及びガス消火設備に給電する設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、閉じ込めの機能や監視が必要な設備に給電するための予備電源として、その他廃棄物管理設備の附属施設のうちその他の主要な事項の電気設備の予備電源設備（発電装置、無停電電源装置）を備える設計とする。

閉じ込め機能の維持や監視のために、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のうち、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備並びに計測制御系統施設並びに放射線管理施設に 30 秒以

内に給電する設計とする。

計測制御系統施設の温度、圧力、液位、漏えい検知に関する監視、放射線管理施設のエリアモニタ、排気モニタリング設備、消火設備のガス消火設備、自動火災報知設備、通信連絡設備の放送設備及びページング設備については、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても機能を維持する設計とする。また、放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できる設計とする。

なお、無停電電源装置は、発電装置から給電されるまでの間、計測制御系統施設並びに放射線管理施設に給電する設計とする。また、万一の可燃性ガス発生を考慮して、管理区域とは別に換気する部屋に設置する設計とする。

予備電源の連続運転時間は、閉じ込めに関しては電源の供給を受ける設備が内包する放射性物質を閉じ込めて、安定した状態となるまで監視できる時間とし、放射線監視設備については、気体廃棄物の廃棄施設が停止し、漏出する放射線又は放射性物質がないことを確認し、廃棄物処理による放射性物質の移動がないことで放射線監視を必要としない時間とする。また、固体廃棄物減容処理施設の溶融処理で発生する溶融固化体が冷却されるまでに必要な時間とする。

したがって、外部電源喪失時は、放射線監視設備に無停電電源装置から給電するとともに、閉じ込め機能を確保するために発電装置から給電し、固体廃棄物減容処理施設の溶融処理で発生する溶融固化体が自然冷却されるまでに必要な時間（10 時間）を確保する設計とする。

また、予備電源から給電される負荷の容量と予備電源の容量については、負荷の容量（発電装置から給電される負荷:約 650kVA、無停電電源

装置から給電される負荷:約 70kVA）に対し、予備電源の容量（発電装置:約 1000kVA、無停電電源装置:約 150kVA）は、十分な容量を有している。

なお、予備電源喪失時に、大洗研究所の南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。

火災等を検知し報知する設備であるガス消火設備及び自動火災報知設備の受信機は、消防法に基づき外部電源喪失時に監視状態を 60 分経過後、2 回線同時発報を 10 分間継続することが可能な容量以上の非常用電源（バッテリー）を内蔵させる。

したがって、外部電源喪失時についても、安全機能は維持される設計とする。

また、非常照明等の設備・機器として、安全避難通路に外部電源喪失時においても機能する避難用の照明を設ける設計とする。

なお、停電時並びに火災発生時の対応は、大洗研究所の事故対策規則等に基づき環境保全部が定める要領で管理する。

19） 通信連絡設備等

廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける設計とする。

これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとする。

固体廃棄物減容処理施設では、安全設計上想定される事故が発生した場合において施設内及び事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、

発生の確認のため警報装置を、事業所内の人に対して必要な指示を行うため通信連絡設備を備える設計とする。

通信連絡設備は、固体廃棄物減容処理施設建家内各所への通報及び相互連絡ができるように放送設備及びページング設備を備えているとともに、事業所内の必要な場所との通信連絡ができるように加入電話設備及び所内内線設備を備える設計とする。

廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、外線電話及び外線ＦＡＸの交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとする。

固体廃棄物減容処理施設では、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を備える設計とする。

通信連絡設備は、事業所外の必要な場所との通信連絡ができるように加入電話設備及び所内内線設備を備える設計とする。

廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として、外部電源喪失時においても、予備電源又は内蔵した電源で機能する避難用の照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。

固体廃棄物減容処理施設では、避難用誘導設備、安全避難通路を備える設計とする。通常の照明用電源喪失時においても予備電源設備又は内

蔵した電源で機能する避難用の照明として誘導灯（蓄電池内蔵型）、階段通路誘導灯（蓄電池内蔵型）を設置し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。

なお、固体廃棄物減容処理施設外に設ける事業所内外の通信連絡に使用する通信連絡設備については、廃棄物管理施設と共用する。

(1)　本申請に係る固体廃棄物減容処理施設建家に係る設計条件及び仕様を表-1 に、固体廃棄物減容処理施設建家の配筋、材料の仕様等を表-2～表-20 及び表-95～表-97 に示す。

(2)　本申請に係る固体廃棄物減容処理施設建家の設置位置を図-1～図-2 に、固体廃棄物減容処理施設建家の平面図、立面図、断面図、基礎伏図、基礎スラブ伏図、床スラブ伏図、柱伏図、梁伏図及び壁伏図を図-3～図-41 に、固体廃棄物減容処理施設建家の基礎断面図、柱断面図及び梁断面図を図-42～図-109 に、固体廃棄物減容処理施設建家の貫通孔配置図を図-110～図-121 に示す。

4.2　減容処理設備

減容処理設備の設計は、第 1 編の 4.　設計の 4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

(1)　本申請に係る減容処理設備のステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、パワーマニプレータ付クレーン、クレーン、サービスエリアクレーン、廃棄物搬出入ピット及びエアラインスーツ設備並びに焼却溶融設備関係のコンベア、焼却溶融炉、

投入容器昇降機、排ガス処理装置、溶融固化体移送台車、焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ、焼却灰回収装置、固化体収納装置、廃棄物一時収納箱、搬出ステージ、圧縮空気貯留タンク、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、架台、焼却溶融炉高周波電源盤、焼却溶融炉高周波電源接触器盤及びサンプル収納ラック並びに固体系処理設備関係のコンベア、レーザ切断装置、破砕機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、DOP サンプリングフード、汚染測定器及び線量測定器並びに廃樹脂乾燥設備関係の廃樹脂乾燥装置及び架台並びに分析設備関係のグローブボックス、試料調整用フード及びサンプル移送管用プラグ並びに電気計装用プラグ類、配管類（埋設部）、配管類及び電線管の設計条件及び仕様を表-21～表-22、表-25～表-28、表-30～表-31、表-33～表-34、表-36～表-39、表-46～表-65、表-67～表-82、表-84～表-88及び表-90 に示す。また、遮蔽窓、焼却溶融セルの遮蔽扉、搬出入室の天井ハッチ、マニプレータ用プラグ及びマニプレータ、廃棄物搬出入ピット並びに電気計装用プラグ類の材料の仕様等を表-23～表-24、表-29、表-32、表-35、表-40～表-45 及び表-83 に、焼却溶融炉及び排ガス処理装置のフィルタ類に関する除染係数を表-66 に、減容処理設備に係る配管類の支持間隔を表-89 に、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げを表-91 に、堰に係る設計条件及び仕様を表-92 に、最大受入れ能力を表-93 に、線量インターロック及び機械的ロック機構に係る設計条件及び仕様を表-94 に、焼却溶融設備に係る設計条件及び仕様を表-98 に示す。また、減容処理設備の各機器を適切に使用又は運転するために、適宜、付表　保守用品に示す要求水準を満足した保守用品と交換する。

(2)　本申請に係る減容処理設備のステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、パワーマニプレータ付クレ

ーン、クレーン、サービスエリアクレーン、廃棄物搬出入ピット及びエアラインスーツ設備並びに焼却溶融設備関係のコンベア、焼却溶融炉、投入容器昇降機、排ガス処理装置、溶融固化体移送台車、焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ、焼却灰回収装置、固化体収納装置、廃棄物一時収納箱、搬出ステージ、圧縮空気貯留タンク、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、架台、焼却溶融炉高周波電源盤、焼却溶融炉高周波電源接触器盤及びサンプル収納ラック並びに固体系処理設備関係のコンベア、レーザ切断装置、破砕機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、DOP サンプリングフード、汚染測定器及び線量測定器並びに廃樹脂乾燥設備関係の廃樹脂乾燥装置及び架台並びに分析設備関係のグローブボックス、試料調整用フード及びサンプル移送管用プラグ並びに電気計装用プラグ類、配管類（埋設部）、配管類及び電線管の配置図、概略図、系統図及び配管類の支持間隔を図-122～図-176 及び図-183～図-353 に、最大受入れ能力に関する配置図を図-177～図-178 に、線量インターロック及び機械的ロック機構に関する配置図を図-179～図-182 に、防火区画及び防火扉を図-354～図-357 に示す。

表-1　固体廃棄物減容処理施設建家に係る設計条件及び仕様

名　　称		固体廃棄物減容処理施設建家
設計条件	耐震クラス	B
	構　　造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
仕様	基　　礎	杭　基　礎　：鋼管、鉄筋コンクリート造
	主要寸法	外 面 寸 法　：33.05m（東西方向） （地上部壁）　46.55m（南北方向） 階　　数　：地上 2 階（一部 3 階） 地下 1 階 高　　さ　：地上 20.15m（軒の高さ） 建 築 面 積　：約 1,600m^2 延 べ 面 積　：約 5,100m^2
	主要材料	杭　　：JIS A 5525（鋼管ぐい）に定める SKK490 鉄　　筋　：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD295A 及び SD345 鉄　　骨　：JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）に定める SN490B コンクリート　：JASS 5N の規定によるコンクリート 設計基準強度 24N/mm^2
	基礎地盤面（SGL）	TP+39.40m
	管理区域境界	表-97 に示す。
表、図		表-2～表-20、図-2～図-109

表-2　固体廃棄物減容処理施設建家　壁断面（1/2）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

表-2　固体廃棄物減容処理施設建家　壁断面（2/2）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

表-3　固体廃棄物減容処理施設建家　地下外周壁断面

符号	壁厚 (mm)	位置	たて筋			よこ筋	
			上部	中央部	下部	両端部	中央部
BW90	900	外側	D25　@200	D25　@200	D25　@100	D25　@200	D25　@200
		内側	D25　@200	D25　@100	D25　@200	D25　@200	D25　@200

表-4　固体廃棄物減容処理施設建家　床スラブ断面

符号	版厚*1 (mm)	位置	短辺方向配筋	長辺方向配筋
S20 S25	200 250	上	D13　@200	D13　@200
		下	D13　@200	D13　@200
S30	300	上	D16　@200	D16　@200
		下	D16　@200	D16　@200
S50	500	上	D16、D19　@200	D16、D19　@200
		下	D16、D19　@200	D16、D19　@200
S60	600	上	D19　@200	D19　@200
		下	D19　@200	D19　@200
S70	700	上	D22　@200	D22　@200
		下	D22　@200	D22　@200
S100	1000	上	D25　@200	D25　@200
		下	D25　@200	D25　@200
S120	1200	上	D25　@200	D25　@200
		下	D25　@200	D25　@200
S150	1500	上	2-D25　@200	2-D25　@200
		下	2-D25　@200	2-D25　@200
CS1	150	上	D13　@100	D10、D13　@200
		下	D10、D13　@200	D10、D13　@200
CS30	300	上	D16　@100	D16　@200
		下	D16　@200	D16　@200

注記　*1：焼却溶融セル、前処理セル（分別エリア）、前処理セル（開缶エリア）、ホール出入室、保守ホール側の床スラブ及び搬出入室側の床スラブの一部については、上記厚さに加え、床スラブとライニングの間にコンクリートを充てんする。

表-5　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎スラブ断面

符号	版厚*1 (mm)	位置	短辺方向配筋	長辺方向配筋
FS1	350	上	D16　@200	D16　@200
		下	D16　@200	D16　@200

注記　*1：廃液処理室(2) ピット側の基礎スラブについては、上記厚さに加え、基礎スラブとライニングの間にコンクリートを充てんする。

表-6　固体廃棄物減容処理施設建家　鋼材の種類

部材	材料	備考
杭	SKK490	JIS A 5525
鉄筋	SD295A（D10、D13、D16）	JIS G 3112
	SD345（D19、D22、D25、D29）	
鉄骨	SN490B	JIS G 3136

表-7　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの材料（1/5）

項目	種類	備考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混和剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-7　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの材料（2/5）

項目	種類	備考
普通コンクリート骨材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308

表-7　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの材料（3/5）

項目	種類	備考
重量コンクリート骨材*1	電気炉酸化スラグ粗骨材	JIS　A 5011-4
	電気炉酸化スラグ細骨材	JIS　A 5011-4

注記　*1：重量コンクリート骨材の粗骨材及び細骨材は、電気炉酸化スラグ骨材又は鉄鉱石を使用する。

表-7　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの材料（4/5）

項目	種類	試験項目	規格値
重量コンクリート骨材*1	粗骨材（鉄鉱石）	不純物	不純物を有害量含んでないこと（JIS A 5005）。
		絶乾密度	2.5g/cm^{3}以上（JIS A 5005）
		吸水率	3.0%以下（JIS A 5005）
		安定性（安定性試験における損失百分率）	12%以下（JIS A 5005）
		粒度及び微粒分量	重量コンクリートの試し練りの結果により、規格値を定める。
		粒形判定実績率	56%以上（JIS A 5005）
		アルカリシリカ反応性	無害（JIS A 5005）

注記　*1：重量コンクリート骨材の粗骨材及び細骨材は、電気炉酸化スラグ骨材又は鉄鉱石を使用する。

表-7　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの材料（5/5）

項目	種類	試験項目	規格値
重量コンクリート骨材*1	細骨材（鉄鉱石）	不純物	不純物を有害量含んでないこと（JIS A 5005）。
		絶乾密度	2.5g/cm^{3}以上（JIS A 5005）
		吸水率	3.0%以下（JIS A 5005）
		安定性（安定性試験における損失百分率）	10%以下（JIS A 5005）
		粒度、粗粒率隣接するふるいに留まる量及び微粒分量	重量コンクリートの試し練りの結果により、規格値を定める。
		粒形判定実績率	54%以上（JIS A 5005）
		アルカリシリカ反応性	無害（JIS A 5005）
		塩化物イオン	0.02%以下（JASS 5N）

注記　*1：重量コンクリート骨材の粗骨材及び細骨材は、電気炉酸化スラグ骨材又は鉄鉱石を使用する。

表-8　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの密度

項目	密度（g/cm^3）	備考
普通コンクリート	2.1	JASS 5N T-601
重量コンクリート	3.2	

表-9　固体廃棄物減容処理施設建家　杭の許容支持力

項目	許容支持力（kN）		備考
杭	長期	2000	建築工事監理指針に基づく杭の打撃工法により支持力を算定
	短期	4000	

表-10　固体廃棄物減容処理施設建家　鉄筋の間隔の許容値

部位	許容値	備考
柱（帯筋） 梁（あばら筋） 床スラブ 壁	所定の間隔の 20%以内	鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説

表-11　固体廃棄物減容処理施設建家　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	重ね継手の長さ	備考
SD295A SD345	40d 又は 30d フック付き	JASS 5N

表-12　固体廃棄物減容処理施設建家　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	定着長さ	備考
SD295A SD345	35d 又は 25d フック付き*1	JASS 5N
	10d 以上かつ 150mm 以上*2	

注記　*1：一般部の定着長さを示す。

*2：床スラブの下端筋の定着長さを示す。

表-13　固体廃棄物減容処理施設建家　鉄筋と型枠とのかぶり厚さ

<table>
<tr><th colspan="3">部位</th><th>かぶり厚さ（mm）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">土に接しない部分</td><td colspan="2">床スラブ
非耐力壁</td><td>40</td><td rowspan="6">JASS 5N</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耐力壁
柱
梁</td><td>屋内</td><td>40</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土に接する部分</td><td colspan="2">柱・梁・耐力壁・
床スラブ</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎</td><td>70</td></tr>
</table>

表-14　固体廃棄物減容処理施設建家　型枠の寸法許容差

項目	許容差（mm）	備考
柱・梁・壁の断面寸法	+20 0	公共建築工事標準仕様書
スラブの厚さ*1	+10 0	
基礎及び基礎梁の断面寸法	+50 0	

注記　*1：スラブの厚さについては自主設定として公共建築工事標準仕様書で定める値の 1/2 を用いる。

表-15　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの基準強度

設計基準強度（N/mm^2）*1	品質基準強度（N/mm^2）	備考
24	27	JASS 5N

注記　*1：表-1　固体廃棄物減容処理施設建家に係る設計条件及び仕様のうち、主要材料の設計基準強度参照

表-16　固体廃棄物減容処理施設建家　コンクリートの圧縮強度

補正後の圧縮強度(N/mm^2)	判定強度	備考
27 ＋ ΔP ΔP：表-17 に示すコンクリート強度の補正値	圧縮強度の平均値が、補正後の圧縮強度以上であり、かつ、個々の値が、補正後の圧縮強度の85%以上であること。	JASS 5N

表-17　固体廃棄物減容処理施設建家　予想平均気温におけるコンクリート強度の補正値と適用期間

（強度管理材齢 28 日）

適用期間	ΔP：コンクリート強度の補正値（N/mm^2）
5 月 1 日～ 9 月 30 日	0
10 月 1 日～11 月 15 日	3
11 月 16 日～ 3 月 15 日	6
3 月 16 日～ 4 月 30 日	3

注記　：茨城県北部生コンクリート協同組合の通達による。

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（1/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
地下1階	焼却溶融セル	天井	----	----	焼却溶融セル１階欄に示す。
		床	1500	地下ピット	
		東側壁	1500	通路-02B	
		西側壁	1500	廃液処理室(1)	
				廃液処理室(2)	
		南側壁	1500	サンプリング室	
		北側壁	1500	洗浄水処理室	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（2/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
地下1階	廃液処理室(2)	天井	1500	前処理セル（分別エリア）	
		床	1000	地下ピット	
		東側壁	1500	焼却溶融セル	
		西側壁	1500	排気機械室	
		南側壁	1500	排気機械室	
		北側壁	1000	廃液処理室(1)	
		仕切り壁	700	廃液処理室(2)	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（3/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
地下1階	サンプリング室	天井	1500	焼却溶融セル	
		床	500	地下ピット	
		東側壁	1000	サンプル調整室	
		西側壁	1000	排気機械室	
		南側壁	1000	焼却溶融炉盤室	
		北側壁	1500	焼却溶融セル	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（4/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
地下1階	サンプル調整室	天井	500	操作室	
				発電装置室	
		床	500	地下ピット	
		東側壁	900	建家外	地中
		西側壁	1000	サンプリング室	
		南側壁	500	分析室	
		北側壁	500	通路-02B	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（5/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
1階	搬出入室	天井	1500	サービスエリア	
				補修室(2)	
		床	1500	廃液処理室(1)	
			1000		廃棄物搬出入ピット下(重量コンクリート使用)
		東側壁	1350	焼却溶融セル	
		西側壁	1500	操作室	
		南側壁	1350	前処理セル(開缶エリア)	
		北側壁	1500	排ガス処理室	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（6/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
1階	前処理セル（開缶エリア）	天井	1500	補修室(2)	
		床	1500	廃液処理室(1)	
		東側壁	1100	焼却溶融セル	
		西側壁	1500	操作室	
		南側壁	1100	前処理セル(分別エリア)	
		北側壁	1350	搬出入室	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（7/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
1階	前処理セル（分別エリア）	天井	1200	保守ホール	
			1500	ホール操作室	
			1600	電気計器盤室	
		床	1500	廃液処理室(2)	
				排気機械室	
		東側壁	1100	焼却溶融セル	
		西側壁	1500	操作室	
		南側壁	1500	操作室	
		北側壁	1100	前処理セル(開缶エリア)	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（8/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
1階	焼却溶融セル	天井	1500	サービスエリア	
				廃樹脂乾燥室	
				ホール操作室	
				ホール準備室	
				ホール出入室	
				前室	
			1200	保守ホール	
			1600	電気計器盤室	
				電気室	
		床	1500	サンプリング室	投入容器出入装置下
		東側壁	1500	B更衣室	
				操作室	
				排ガス処理室	
		西側壁	1350	搬出入室	
			1100	前処理セル（開缶エリア）	
				前処理セル（分別エリア）	
		南側壁	1500	操作室	
		北側壁	1500	排ガス処理室	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（9/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
2階	保守ホール	天井	1200	給気機械室	
		床	1200	焼却溶融セル	
				前処理セル（分別エリア）	
		東側壁	1000	通路-22B	
				ホール監視室	
		西側壁	1000	ホール操作室	
		南側壁	1000	ホール操作室	
		北側壁	1000	ホール準備室	
				ホール出入室	
				補修室(2)	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（10/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
2階	廃樹脂乾燥室	天井	700	サービスエリア	
		床	700	排ガス処理室	
			1500	焼却溶融セル	
		東側壁	900	建家外	
			700	A階段	
		西側壁	700	サービスエリア	
		南側壁	700	通路-22B	
				A階段	
		北側壁	900	建家外	

表-18　固体廃棄物減容処理施設建家　遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法（11/11）

FL	セル・室名		打ち上がり寸法（mm）	隣室	備考
2階	廃棄物受払室	天井	600	給気機械室	
				給気フィルタ室	
		床	600	廃液搬出室	
				トラックロック	
				補修室(1)	
		東側壁	600	補修室(2)	
		西側壁	900	建家外	
		南側壁	900	男 WC	
		北側壁	600	サービスエリア	

表-19　固体廃棄物減容処理施設建家　鉄筋コンクリートの単位体積重量

項目	単位体積重量（kN/m^3）	備考
鉄筋コンクリート	24	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説

表-20　固体廃棄物減容処理施設建家　管理区域の汚染の防止に係る各部屋の床及び壁の仕上げ（1/6）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
地下1階	排気機械室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	通路-01B	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	焼却溶融炉盤室	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
	サンプリング室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	分析室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	サンプル調整室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	通路-02B	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	ケーブルピット内はエポキシとする。
	洗浄水処理室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	廃液処理室(1)	エポキシ	エポキシ	ビニル	

表-20　固体廃棄物減容処理施設建家　管理区域の汚染の防止に係る各部屋の床及び壁の仕上げ（2/6）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
地下1階	廃液処理室(2)	エポキシ	エポキシ	エポキシ （FL-約 0.3m 以上）	ピット内はステンレスとする。
	冷却機器室	ウレタン	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	A 階段	ビニルシート	ビニル	ビニル	
	C 階段	ビニルシート	ビニル	ビニル	
	EPS1(B)	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
1階	B 更衣室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下 脱衣室・シャワー室側は天井まで）	
	排ガス処理室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	廃液搬出室	エポキシ	エポキシ	エポキシ （FL+約 2.5m 以下）	

表-20　固体廃棄物減容処理施設建家　管理区域の汚染の防止に係る各部屋の床及び壁の仕上げ（3/6）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
1階	汚染検査室（更衣室）	ビニルシート	ビニルシート	ビニル	
	操作室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	ケーブルピット内はエポキシとする。
	放射線管理室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	倉庫	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
	機器搬出入室	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
	補修室(1)	ビニルシート	ビニルシート	仕上げなし（コンクリート打放）	
	脱衣室(1)	ビニルシート	ビニルシート	ビニル	
	脱衣室(2)	ビニルシート	ビニルシート	ビニル	

表-20　固体廃棄物減容処理施設建家　管理区域の汚染の防止に係る各部屋の床及び壁の仕上げ（4/6）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
1階	シャワー室(1)	繊維強化プラスチック	繊維強化プラスチック	塩ビ鋼板パネル	
	シャワー室(2)	繊維強化プラスチック	繊維強化プラスチック	塩ビ鋼板パネル	
	A 階段	ビニルシート	ビニル	ビニル	
	C 階段	ビニルシート	ビニル	ビニル	
	DPES2(B)	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
	EPS2(A)	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
中2階	ホール監視室	ビニルシート	ビニルシート	エマルジョン （FL+約 2.5m 以下）	
2階	通路-22B	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.7m 以下）	

表-20　固体廃棄物減容処理施設建家　管理区域の汚染の防止に係る各部屋の床及び壁の仕上げ（5/6）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
2階	廃樹脂乾燥室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	サービスエリア	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	ホール準備室	エポキシ	エポキシ	ビニル	
	前室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	補修室(2)	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	廃棄物受払室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	ホール操作室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	ケーブルピット内はエポキシとする。
	A 階段	ビニルシート	ビニル	ビニル	

表-20　固体廃棄物減容処理施設建家　管理区域の汚染の防止に係る各部屋の床及び壁の仕上げ（6/6）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
2階	E 階段	ビニルシート	ビニル	ビニル	
	DPES2(B)	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
	ダクトスペース	仕上げなし(コンクリート打放)	仕上げなし（コンクリート打放）	仕上げなし（コンクリート打放）	
3階	サービスエリア（吹抜部）			仕上げなし（コンクリート打放）	

表-21　ステンレスライニングに係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><th rowspan="2">部屋名</th><th colspan="2">設計条件</th><th colspan="3">仕様</th><th rowspan="2">図</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>概略寸法（mm）
縦×横×高さ</th><th>耐震
クラス</th><th>厚さ
(mm)</th><th>材料</th><th>気密度*2</th></tr>
<tr><td>搬出入室</td><td>約 5300×約 8800×約 1000</td><td rowspan="7">B*1</td><td rowspan="7">床：6
壁及び
天井：4</td><td rowspan="7">JIS G 4304
（熱間圧延
ステンレス
鋼板及び鋼
帯）に定め
る SUS304</td><td>－</td><td>図-123</td><td>高さ約1000mmより上部は、エポキシ塗装仕上げとする。</td></tr>
<tr><td>前処理セル
（開缶エリア）</td><td>約 5500×約 3100×約 5400</td><td rowspan="4">0.1
vol%/h
以下</td><td>図-123</td><td></td></tr>
<tr><td>前処理セル
（分別エリア）</td><td>約 5500×約 13500×約 5400</td><td>図-123</td><td></td></tr>
<tr><td>焼却溶融セル</td><td>約 5500×約 20500×約 6000
（地下 1 階部分）
約 5500×約 28300×約 5400
（1 階部分）</td><td>図-122～
図-123</td><td></td></tr>
<tr><td>保守ホール</td><td>約 12800×約 6300×約 5800</td><td>図-124</td><td></td></tr>
<tr><td>ホール出入室</td><td>約 2800×約 3800×約 3700</td><td>図-124</td><td></td></tr>
</table>

注記　*1：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

*2：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-22　遮蔽窓に係る設計条件及び仕様

(1)　遮蔽窓-1

<table>
<tr><td colspan="2">種　　類</td><td>壁厚*1 1500mm 用</td></tr>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
(部材番号)</td><td>搬出入室　　：操作室との間の壁
（90-RS-004）
前処理セル（開缶エリア）：操作室との間の壁
（90-RS-005）
前処理セル（分別エリア）：操作室との間の壁
（90-RS-006、90-RS-007、90-RS-008、90-RS-009）
焼却溶融セル：操作室との間の壁
（90-RS-011）
焼却溶融セル：通路-02B との間の壁
（90-RS-001、90-RS-002、90-RS-003）
焼却溶融セル：排ガス処理室との間の壁
（90-RS-010）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td>遮蔽能力</td><td>設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下、B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td>主要寸法</td><td>窓　　枠　：（幅）2020×（高さ）1920×（厚さ）1610 mm
窓本体枠　：（幅）1180×（高さ）995×（厚さ）1048 mm
固定ボルト：（呼び径）M16×（呼び長さ）70mm</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>窓　　枠　　：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
窓本体枠　　：EN 1561（ねずみ鋳鉄品）に定める GrEn GJL 250
遮蔽ガラス　：鉛ガラス
カバーガラス：耐着色ガラス（セル内側）
低反射ガラス（セル外側）
固定ボルト　：JIS B 1176（六角穴付きボルト）に定める強度区分 8.8 以上の炭素鋼</td></tr>
</table>

仕様	気密度*3	0.1vol%/h 以下
	機器質量	窓　　枠　　：約 7500kg/基 窓 本 体*2　　：約 5000kg/基
表 、 図		表-23～表-24、図-125～図-126、図-128～図-129、図-183

注記　*1：壁厚とは遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法をいう。

*2：窓本体枠及び遮蔽ガラスを合計した質量

*3：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(2)　遮蔽窓-2

種　　類		壁厚*1 1000mm 用
基　　数		3
設置場所 （部材番号）		保守ホール ：ホール操作室との間の壁 （90-RS-012） 保守ホール ：ホール監視室との間の壁 （90-RS-013、90-RS-014）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	窓　　枠　：（幅）2070×（高さ）2055×（厚さ）1110 mm 窓本体枠　：（幅）1180×（高さ）995×（厚さ）732 mm 固定ボルト ：（呼び径）M16×（呼び長さ）70mm
	主要材料	窓　　枠　　：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 窓本体枠　　：EN 1561（ねずみ鋳鉄品）に定める GrEn GJL 250 遮蔽ガラス　：鉛ガラス カバーガラス　：耐着色ガラス（セル内側） 低反射ガラス（セル外側） 固定ボルト　：JIS B 1176（六角穴付きボルト）に定める強度区分 8.8 以上の炭素鋼
	気密度*3	0.1vol%/h 以下
	機器質量	窓　　枠　　：約 5700kg/基 窓 本 体*2　　：約 4000kg/基
表 、 図		表-23～表-24、図-127、図-130～図-131、図-184

注記　*1：壁厚とは遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法をいう。

*2：窓本体枠及び遮蔽ガラスを合計した質量

*3：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-23　遮蔽窓の遮蔽材の密度と寸法

名　称	遮蔽材	密　度 (g/cm^3)	寸　法（mm）	
			厚　さ	幅×高さ
遮蔽窓-1	遮蔽ガラス①	3.2	300	775×675
	遮蔽ガラス②	3.2	300	700×600
	遮蔽ガラス③	3.6	350	700×600
遮蔽窓-2	遮蔽ガラス①	3.2	155	700×600
	遮蔽ガラス②	3.2	240	700×600
	遮蔽ガラス③	3.6	240	700×600

表-24　遮蔽窓の固定ボルトの材料と寸法

部　材	材　料	寸　法（mm） 呼び径×呼び長さ	数　量 (本/基)	備　考
遮蔽窓-1 の固定ボルト	炭素鋼	M16×70	14	JIS B 1176
遮蔽窓-2 の固定ボルト				

表-25　遮蔽扉に係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室の遮蔽扉（搬出入室出入口扉）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		搬出入室　　： 排ガス処理室との間の壁 （90-SD-001）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	遮蔽扉本体　　： （幅）1312×（高さ）2254×（厚さ）410 mm 枠付ヒンジ固定ボルト　　：（呼び径）M24 枠付カンヌキ受け金具固定ボルト：（呼び径）M16 扉付カンヌキ受け金具固定ボルト：（呼び径）M16
	主要材料	遮蔽扉本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 枠付ヒンジ固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 枠付カンヌキ受け金具固定ボルト： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 扉付カンヌキ受け金具固定ボルト： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	固定ボルトの数量	枠付ヒンジ固定ボルト　　：８本 枠付カンヌキ受け金具固定ボルト：２本 扉付カンヌキ受け金具固定ボルト：４本
	機器質量	10000kg
図		図-133、図-185

(2)　前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉（開缶エリア入口扉）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア）　　： 搬出入室との間の壁 （90-SD-002）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	遮蔽扉本体　　： （幅）1800×（高さ）2050×（厚さ）340 mm 気密板　　： （幅）1800×（高さ）2050×（厚さ）30 mm ガイドレール固定ボルト　　：（呼び径）M16 レール固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	遮蔽扉本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 気密板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 レール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ガイドレール固定ボルト　　：16 本 レール固定ボルト　　：14 本
	機器質量	11200kg
図		図-133、図-186

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(3)　焼却溶融セルの遮蔽扉

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル　　： 洗浄水処理室との間の壁 （90-SD-005）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	遮蔽扉本体　　： （幅）1230×（高さ）1455×（厚さ）1300 mm 鋼材　　：（厚さ）111mm 気密扉　　： （幅）980×（高さ）1380×（厚さ）16 mm 枠付カンヌキ受け金具固定ボルト：（呼び径）M16 扉付カンヌキ受け金具固定ボルト：（呼び径）M16 気密扉固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	遮蔽扉本体 鋼材　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 コンクリート　　： JASS 5N の規定によるコンクリート 密度 2.1g/cm^3 気密扉　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 枠付カンヌキ受け金具固定ボルト： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 扉付カンヌキ受け金具固定ボルト： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 気密扉固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度[*1]	0.1vol%/h 以下

仕様	固定ボルトの数量	枠付カンヌキ受け金具固定ボルト ： 2 本 扉付カンヌキ受け金具固定ボルト ： 2 本 気密扉固定ボルト ： 18 本
	機器質量	9250 kg
表、図		表-29、図-132、図-187

注記 *1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(4)　保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール　　： ホール出入室との間の壁 （90-SD-006）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	遮蔽扉本体　　： （幅）2300×（高さ）2620×（厚さ）270 mm ガイドレール固定ボルト　　：（呼び径）M16 レール固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	遮蔽扉本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 レール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	固定ボルトの数量	ガイドレール固定ボルト　　：16 本 レール固定ボルト　　：17 本
	機器質量	13500kg
図		図-134、図-188

(5)　保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール　　： 補修室(2)との間の壁 (90-SD-007)
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	遮蔽扉本体　　： （幅）1400×（高さ）1600×（厚さ）240 mm 気密板　　： （幅）1400×（高さ）1600×（厚さ）30 mm ガイドレール固定ボルト　　：（呼び径）M16 レール架台固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	遮蔽扉本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 気密板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 レール架台固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ガイドレール固定ボルト　　：12 本 レール台固定ボルト　　：18 本
	機器質量	5200kg
図		図-134、図-189

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-26　分別エリア入口扉に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア）　　： 前処理セル（開缶エリア）との間の壁 （90-SD-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	扉本体　　： （幅）1800×（高さ）2050×（厚さ）270 mm 気密板　　： （幅）1800×（高さ）2050×（厚さ）30 mm ガイドレール固定ボルト　　：（呼び径）M16 レール固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	扉本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 気密板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 レール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ガイドレール固定ボルト　　：16 本 レール固定ボルト　　：14 本
	機器質量	9200kg
図		図-135、図-190

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-27　分別エリア出口扉に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア）　　： 焼却溶融セルとの間の壁 （90-SD-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	扉本体　　： （幅）1800×（高さ）2000×（厚さ）130 mm 気密板　　： （幅）1800×（高さ）2000×（厚さ）30 mm ガイドレール固定ボルト　　：（呼び径）M16 レール固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	扉本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 気密板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 レール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ガイドレール固定ボルト　　：16 本 レール固定ボルト　　：14 本
	機器質量	5100kg
図		図-135、図-191

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-28　ホール出入室扉に係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>ホール出入室　　：
　前室との間の壁
　（90-SD-008）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕様</td><td>主要寸法</td><td>扉本体　　：
　（幅）1860×（高さ）2260×（厚さ）218 mm
枠付ヒンジ固定ボルト　　：
（呼び径）M16
ヒンジ側以外エキセン受け金具固定ボルト：
（呼び径）M20
ヒンジ側エキセン受け金具固定ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>扉本体　　：
　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
気密板　　：
　JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
枠付ヒンジ固定ボルト　　：
　JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
ヒンジ側以外エキセン受け金具固定ボルト：
　JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
ヒンジ側エキセン受け金具固定ボルト　　：
　JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435</td></tr>
<tr><td>気密度*1</td><td>0.1vol%/h 以下</td></tr>
</table>

仕様	固定ボルトの数量	枠付ヒンジ固定ボルト　：　8 本 ヒンジ側以外エキセン受け金具固定ボルト：　12 本 ヒンジ側エキセン受け金具固定ボルト　：　8 本
	機器質量	1150 kg
図		図-136、図-192

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-29　焼却溶融セルの遮蔽扉のコンクリートの材料

項　　目	種　　類	備　　考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
骨　　材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混和剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-30　ポートに係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室の天井ポート（搬出入室搬出入ポート）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		搬出入室：　サービスエリアと搬出入室との間の床 （90-SD-009）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	シャッター本体　　： （幅）1150×（長さ）1205×（厚さ）490 mm ガイドレールブラケット固定ボルト　： （呼び径）M16 ガイドレール固定ボルト　　： （呼び径）M8
	主要材料	シャッター本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレールブラケット固定ボルト　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	固定ボルトの数量	ガイドレールブラケット固定ボルト　：16 本 ガイドレール固定ボルト　　：56 本
	機器質量	5400kg
図		図-137、図-193

(2)　前処理セル（開缶エリア）の天井ポート（容器搬出ポート）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア）:　補修室(2)と前処理セル（開缶エリア）との間の床 (90-SD-010)
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	シャッター本体　: （幅）1290×（長さ）1345×（厚さ）490 mm 気密板　: （幅）1290×（長さ）1345×（厚さ）50 mm ガイドレールブラケット固定ボルト　: （呼び径）M16 ガイドレール固定ボルト　: （呼び径）M8
	主要材料	シャッター本体　: JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 気密板　: JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレールブラケット固定ボルト　: JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 ガイドレール固定ボルト　: JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度[*1]	0.1vol%/h 以下

仕様	固定ボルトの数量	ガイドレールブラケット固定ボルト　：16 本 ガイドレール固定ボルト　：64 本
	機器質量	7410kg
図		図-137、図-194

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(3)　焼却溶融セルの天井ポート（焼却溶融セル搬出ポート）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル：　サービスエリアと焼却溶融セルとの間の床 （90-SD-011）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	シャッター本体　　： （幅）1150×（長さ）1205×（厚さ）490 mm ガイドレールブラケット固定ボルト　： （呼び径）M16 ガイドレール固定ボルト　　： （呼び径）M8
	主要材料	シャッター本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ガイドレールブラケット固定ボルト　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 ガイドレール固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ガイドレールブラケット固定ボルト　：32 本 ガイドレール固定ボルト　　：56 本
	機器質量	5400kg
図		図-137、図-195

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(4)　保守ホールの搬出ポート

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール：　保守ホールと保守ホール下の廃棄物払い出しスペースとの間の床 （90-SD-012）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	シャッター本体　　： （大径）1020、（小径）695×（厚さ）300 mm ヒンジ軸受け固定ボルト　　：（呼び径）M30
	主要材料	シャッター本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ヒンジ軸受け固定ボルト　　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ヒンジ軸受け固定ボルト　　：　4 本
	機器質量	1510kg
図		図-137、図-196

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-31　ハッチに係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室の天井ハッチ

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		搬出入室：　サービスエリアと搬出入室との間の床 （90-H-001）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	ハッチ(1) ハッチ本体　： （縦）1045×（横）2250×（厚さ）1500 mm 鋼材　：（厚さ）120mm ハッチ(2) ハッチ本体　： （縦）1200×（横）2250×（厚さ）1500 mm 鋼材　：（厚さ）120mm
	主要材料	ハッチ(1)及びハッチ(2) ハッチ本体 鋼材　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 コンクリート　： JASS 5N の規定によるコンクリート 密度 2.1g/cm^3
	機器質量	ハッチ(1)　：　13000kg ハッチ(2)　：　13000kg
表、図		表-32、図-138、図-197

(2)　保守ホールのハッチ

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		保守ホール：　保守ホールと前処理セル（分別エリア）との間の床 （90-H-002） 保守ホール：　保守ホールと焼却溶融セルとの間の床 （90-H-003）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	基準線量率（非管理区域 2.5μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	ハッチ本体　： （縦）2360×（横）2460×（厚さ）350 mm ヒンジ軸受け固定ボルト　：（呼び径）M30
	主要材料	ハッチ本体　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ヒンジ軸受け固定ボルト　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	ヒンジ軸受け固定ボルト　：　8 本/基
	機器質量	16000kg/基
図		図-138、図-198

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(3)　廃樹脂乾燥室の天井ハッチ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サービスエリア：　サービスエリアと廃樹脂乾燥室との間の床 （90-H-004）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	主要寸法	ハッチ上板　： （縦）4100×（横）1200×（厚さ）200 mm ハッチ側板　： （幅）2200×（高さ）1120×（厚さ）100 mm 上板固定金具床固定ボルト　：（呼び径）M24 側板固定金具固定ボルト　：（呼び径）M16
	主要材料	ハッチ上板　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ハッチ側板　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 上板固定金具床固定ボルト　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435 側板固定金具固定ボルト　： JIS G 4053（機械構造用合金鋼鋼材）に定める SCM435
	固定ボルトの数量	上板固定金具床固定ボルト　：　6 本 側板固定金具固定ボルト　：　12 本
	機器質量	ハッチ上板　：　8000kg ハッチ側板　：　1800kg
図		図-138～図-139、図-199

表-32　搬出入室の天井ハッチのコンクリートの材料

項　　目	種　　類	備　　考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
骨　　材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混 和 剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-33　マニプレータ用プラグに係る設計条件及び仕様

種　　類		壁厚*1 1500mm 用
基　　数		2
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル：　操作室との間の壁*2 （90-SP-111）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	本体外形　　： （直径）φ252×（長さ）1640 mm （セル外側フランジ直径）φ390mm 固定ボルト　　： （呼び径）M12×（呼び長さ）45mm
	主要材料	外　　筒　　： JIS G 3445（機械構造用炭素鋼鋼管）に定める STKM13A 充　填　材　　：普通コンクリート 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	気密度*3	0.1vol%/h 以下
	機器質量	本　　体　　：約 350kg/基
表、図		表-35、図-140、図-144、図-200
備　　考		本マニプレータ用プラグは、マニプレータと入れ換えて使用できる構造とする。

注記　*1：壁厚とは遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法をいう。

*2：床から 2.5m 以上の高さ

*3：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-34　マニプレータに係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td colspan="2">20</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td colspan="2">搬出入室　　：　操作室との間の壁*1
（80-MS-111）
前処理セル（開缶エリア）：　操作室との間の壁*1
（80-MS-211）
前処理セル（分別エリア）：　操作室との間の壁*1
（80-MS-311、80-MS-312、80-MS-313、80-MS-314）
焼却溶融セル：　通路-02B との間の壁*1
（80-MS-411、80-MS-412、80-MS-413）
保守ホール　：　ホール操作室との間の壁*1
（80-MS-511）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td colspan="2">B</td></tr>
<tr><td rowspan="6">仕様</td><td>型　　式</td><td>非フルバランス型</td><td>フルバランス型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td colspan="2">スルーウォールチューブ外形　　：
（直径）φ253×（長さ）1850.5 mm
固定ボルト　　：
（呼び径）M12×（呼び長さ）20mm</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td colspan="2">マスターアーム　　：アルミニウム合金等
スルーウォールチューブ　　：炭素鋼等
スレーブアーム　　：アルミニウム合金等
固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>気密度*2</td><td colspan="2">0.1vol%/h 以下</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>約 593kg/基</td><td>約 603kg/基</td></tr>
<tr><td>取扱荷重</td><td colspan="2">20kg（ハンド部荷重時）、50kg（ロードフック荷重時）</td></tr>
</table>

表 、 図	表-35、図-141～図-143、図-145～図-146、図-201
備　　考	本マニプレータは、保守等のために同じ仕様の予備品又はマニプレータ用プラグと入れ換えて使用できる構造とする。

注記　*1：床から 2.5m 以上の高さ

*2：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-35　マニプレータ用プラグ及びマニプレータの

固定ボルトの材料と寸法

部 材	材 料	寸 法（mm） 呼び径×呼び長さ	数 量 （本/基）	備 考
マニプレータ用プラグの固定ボルト	SS400	M12×45	6	JIS G 3101
マニプレータ（スルーウォールチューブ）の固定ボルト	SS400	M12×20	6	JIS G 3101

表-36　パワーマニプレータ付クレーンに係る設計条件及び仕様

(1)　前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （80-PM-321）、（80-C-421）
設条 計件	耐震クラス	B
仕 様	型　　式	天井走行式パワーマニプレータ付クレーン
	主要寸法	ガーダ（角形のパイプ形状）　　： （高さ）400×（幅）200×（厚さ）9 mm トロリレール（トロリ転倒防止金具）　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼300×200×8×12 mm 走行レール　　： JIS E 1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）に定める37kgレール 走行レール取付金具固定ボルト　　： （呼び径）M16
	主要材料	ガーダ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 トロリレール（トロリ転倒防止金具）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール　　： JIS E 1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）に定める材料 走行レール取付金具固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C
	定格荷重	パワーマニプレータ　：ハンド 60kg、フック 400kg トロリ　　：2000kg
	揚　　程	パワーマニプレータ　：約 2600mm トロリ　　：約 2800mm
	走行レール スパン	4990mm
	固定ボル トの数量	走行レール取付金具固定ボルト　　：　224本
	機器質量	15180kg
図		図-147、図-202
備　　考		クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。 クレーンでの吊り上げ、吊り下ろしのために使用する電磁石は、通電時に消磁する永電磁型のものを使用する。

(2)　焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーン

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （80-PM-421）、（80-C-431）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	天井走行式パワーマニプレータ付クレーン
	主要寸法	ガーダ（角形のパイプ形状）　： （高さ）400×（幅）200×（厚さ）9 mm トロリレール（トロリ転倒防止金具）　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼300×200×8×12 mm キャリッジ転倒防止金具（上部板）　： （厚さ）22mm キャリッジ転倒防止金具（垂直板）　： （厚さ）12mm 走行レール　： JIS E 1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）に定める37kgレール キャリッジ転倒防止金具固定ボルト　： 円筒部の径：φ19.8mm（M24遠隔ボルトの最細部） 走行レール取付金具固定ボルト　： （呼び径）M16
	主要材料	ガーダ　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 トロリレール（トロリ転倒防止金具）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 キャリッジ転倒防止金具（上部板）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 キャリッジ転倒防止金具（垂直板）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール　： JIS E 1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）に定める材料 キャリッジ転倒防止金具固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定めるSUS630 走行レール取付金具固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C

仕様	定格荷重	パワーマニプレータ　：ハンド 60kg、フック 400kg トロリ　：2700kg
	揚　　程	パワーマニプレータ　：約 7900mm トロリ　：約 8800mm
	走行レールスパン	4990mm
	固定ボルトの数量	キャリッジ転倒防止金具固定ボルト　：　8本 走行レール取付金具固定ボルト　：　472本
	機器質量	18100kg
図		図-147、図-203
備　　考		クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。 クレーンでの吊り上げ、吊り下ろしのために使用する電磁石は、通電時に消磁する永電磁型のものを使用する。

表-37　クレーンに係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室のクレーン

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		搬出入室 （80-C-131）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ホイスト式天井クレーン
	主要寸法	ガーダ　　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるI形鋼250×125×10×19 mm 走行レール　　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるI形鋼300×150×11.5×22 mm 走行レール取付金具固定ボルト　：（呼び径）M20
	主要材料	ガーダ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール取付金具固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C
	定格荷重	2000kg
	揚　　程	約 5000mm
	走行レールスパン	4410mm
	固定ボルトの数量	走行レール取付金具固定ボルト　：40本
	機器質量	2140kg
図		図-148、図-204
備　　考		クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。 クレーンでの吊り上げ、吊り下ろしのために使用する電磁石は、通電時に消磁する永電磁型のものを使用する。 なお、電磁石の操作スイッチは鍵付とする。

(2)　前処理セル（開缶エリア）のクレーン

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア） （80-C-132）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ホイスト式天井クレーン
	主要寸法	ガーダ　　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるI形鋼250×125×10×19 mm 走行レール　　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるI形鋼300×150×11.5×22 mm 走行レール取付金具固定ボルト　：（呼び径）M20
	主要材料	ガーダ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール取付金具固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C
	定格荷重	1000kg
	揚　　程	約 3200mm
	走行レールスパン	2300mm
	固定ボルトの数量	走行レール取付金具固定ボルト　：24本
	機器質量	2230kg
図		図-148、図-205
備　　考		クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。 クレーンでの吊り上げ、吊り下ろしのために使用する電磁石は、通電時に消磁する永電磁型のものを使用する。

(3)　保守ホールのクレーン

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール （80-C-531）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ホイスト式天井クレーン
	主要寸法	ガーダ　　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるI形鋼300×150×11.5×22 mm 走行レール　　： JIS G 3192（熱間圧延鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるI形鋼300×150×11.5×22 mm 走行レール取付金具固定ボルト　：（呼び径）M20
	主要材料	ガーダ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール取付金具固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C
	定格荷重	2700kg
	揚　　程	約 16300mm
	走行レールスパン	5650mm
	固定ボルトの数量	走行レール取付金具固定ボルト　：40本
	機器質量	3490kg
図		図-149、図-206
備　　考		クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。

表-38　サービスエリアのサービスエリアクレーンに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サービスエリア （4038T）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	天井走行クレーン
	主要寸法	ガーダ（溶接による箱型形状）　　： （高さ）900mm （フランジ上面幅）500×（厚さ）9 mm （フランジ下面幅）460×（厚さ）9 mm （ウェブ高さ）882×（厚さ）6 mm 走行レール　　： JIS E 1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）に定める37kgレール 走行レール取付金具固定ボルト　　：（呼び径）M20
	主要材料	ガーダ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400 走行レール　　： JIS E 1101（普通レール及び分岐器類用特殊レール）に定める材料 走行レール取付金具固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C サドル車輪　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C トロリ車輪　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	定格荷重	主巻 20000kg/補巻 5000kg
	揚　　程	主巻 19965mm/補巻 20505mm
	走行レールスパン	12300mm
	固定ボルトの数量	走行レール取付金具固定ボルト　　：252 本
	機器質量	13150kg

図	図-150、図-207
備　　考	クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。

表-39　廃棄物搬出入ピットに係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　号）</td><td>搬出入室（10-TU-101）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td>遮蔽能力</td><td>設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下、B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕様</td><td>主要寸法</td><td>本　　体　　：
（縦）2150×（横）6250×（高さ）2400 mm
（床からの高さ）1550mm
ピット孔　　：
S 孔用（廃棄物収納部の内径）φ432×（深さ）2395 mm
L 孔用（廃棄物収納部の内径）φ596×（深さ）2395 mm
ピット蓋　　：
S 孔用（直径）φ487×（厚さ）460 mm
L 孔用（直径）φ665×（厚さ）470 mm</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>鋼　　材　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
コンクリート　　：
JASS 5N の規定によるコンクリート
ピット孔　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
ピット蓋　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>約 130000kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">表、図</td><td>表-40～表-45、図-151～図-152、図-208</td></tr>
</table>

表-40　廃棄物搬出入ピット　本体、ピット孔及びピット蓋の材料と寸法

名　　称		材　　料	寸　　法（mm）	備　　考
本　　体	鋼　材	SS400	（厚さ）450	JIS G 3101
	コンクリート	普通コンクリート	（厚さ）750	
ピット孔	S 孔用	SS400	（内径）447 （厚さ）7.5	JIS G 3101
	L 孔用		（内径）616 （厚さ）7.0	
ピット蓋	S 孔用	SS400	（厚さ）450	JIS G 3101
	L 孔用		（厚さ）450	

表-41　廃棄物搬出入ピット　コンクリートの材料

項　　目	種　　類	備　　考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
骨　　材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混和剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-42　廃棄物搬出入ピット　コンクリートの密度

項　　目	密　　度（g/cm^3）	備　　考
普通コンクリート	2.1	JASS 5N T-601

表-43　廃棄物搬出入ピット　コンクリートの基準強度

設計基準強度（N/mm²）	品質基準強度（N/mm²）	備　　考
24	27	JASS 5N

表-44　廃棄物搬出入ピット　コンクリートの圧縮強度

補正後の圧縮強度（N/mm²）	判定強度	備　　考
27 ＋ ΔP ΔP：表-45 に示すコンクリート強度の補正値	圧縮強度の平均値が、補正後の圧縮強度以上であり、かつ、個々の値が、補正後の圧縮強度の 85%以上であること。	JASS 5N

表-45　廃棄物搬出入ピット　予想平均気温における
コンクリート強度の補正値と適用期間

（強度管理材齢 28 日）

適用期間	ΔP：コンクリート強度の補正値（N/mm²）
5 月 1 日～ 9 月 30 日	0
10 月 1 日～11 月 15 日	3
11 月 16 日～ 3 月 15 日	6
3 月 16 日～ 4 月 30 日	3

注記　：茨城県北部生コンクリート協同組合の通達による。

表-46　エアラインスーツ設備に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		ホール準備室 （70-AX-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	チャンバ本体　　： （縦）1300×（横）2200×（高さ）1760 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	チャンバ本体　　： JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量 （1 基当たり）	固定ボルト　　：38 本
	機器質量	1150kg
図		図-153、図-209
備　　考		廃棄物を搬送及び取り扱う際にも使用する。

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-47　焼却溶融設備のコンベアに係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>焼却溶融セル（吹抜）
（30-M-001*1）
焼却溶融セル
（30-M-003*2、30-M-004*3、30-M-005*4）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕様</td><td>型　　式</td><td>ローラコンベア式</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>焼却溶融セルコンベア 4　　：
（縦）1052×（横）1510×（高さ）700 mm
支持脚　　：
JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm
焼却溶融セルコンベア 5～焼却溶融セルコンベア 6
：
（縦）708×（横）1800×（高さ）380 mm
焼却溶融セルコンベア 7　　：
（縦）660×（横）1590×（高さ）380 mm
焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 7 の固定ピン　　：φ12mm</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 6
：
JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
焼却溶融セルコンベア 7　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 7 の支持脚　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 7 の固定ピン　　：
JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630</td></tr>
</table>

仕様	ローラ幅	焼却溶融セルコンベア 4 ： 690mm 焼却溶融セルコンベア 5～焼却溶融セルコンベア 6 ： 350mm 焼却溶融セルコンベア 7 ： 270mm
	固定ピンの数量	焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 7 の固定ピン ： 4 本/基
	取扱質量	焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 7 ： 30kg
	機器質量	焼却溶融セルコンベア 4 ： 410kg 焼却溶融セルコンベア 5 ： 340kg 焼却溶融セルコンベア 6 ： 390kg 焼却溶融セルコンベア 7 ： 330kg
図		図-154～図-155、図-210～図-213

注記 *1：焼却溶融セルコンベア 4（30-M-001）

*2：焼却溶融セルコンベア 5（30-M-003）

*3：焼却溶融セルコンベア 6（30-M-004）

*4：焼却溶融セルコンベア 7（30-M-005）

表-48　焼却溶融設備の焼却溶融炉に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-TU-001[*1]、30-TU-002[*2]、30-M-006[*3]）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	高周波加熱方式
	主要寸法	焼却溶融炉本体　　： （外径）φ1020×（高さ）860 mm 焼却溶融炉本体固定ボルト　　：（呼び径）M16 焼却溶融炉接続筒　　： （外径）φ1016×（高さ）850 mm 焼却溶融炉接続筒固定ボルト　　：（呼び径）M27 投入容器投入装置　　： （外径）φ600×（高さ）4243.5 mm 投入容器投入装置昇降機構部　　： （辺の長さ）□150×（厚さ）4.5×（高さ）2773.5 mm JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 150×150×4.5 mm 投入容器投入装置振止め　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼 100×100×6×8 mm、等辺山形鋼 75×75×9 mm 投入容器投入装置投入室固定ボルト　：（呼び径）M16 投入容器投入装置投入室上板固定ボルト ：（呼び径）M16 投入容器投入装置昇降機構部固定ボルト ：（呼び径）M16
	主要材料	焼却溶融炉本体　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L 焼却溶融炉本体固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630 焼却溶融炉接続筒　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L 焼却溶融炉接続筒固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630

仕様	主要材料	投入容器投入装置投入室　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 投入容器投入装置昇降機構部　： JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 投入容器投入装置振止め　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 投入容器投入装置投入室固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630 投入容器投入装置投入室上板固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630 投入容器投入装置昇降機構部固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
	構成品	焼却溶融炉圧力逃がし機構 型　　式　：　重錘式 吹き出し差圧　：　4.5～8.5 kPa 口　　径　：　φ50mm
	最大処理能力	0.1m^3/日（焼却時） 1 体/日（溶融時）
	固定ボルトの数量	焼却溶融炉本体固定ボルト　：　6 本 焼却溶融炉接続筒固定ボルト　：　8 本 投入容器投入装置投入室固定ボルト　：　4 本 投入容器投入装置投入室上板固定ボルト　：　4 本 投入容器投入装置昇降機構部固定ボルト　：　4 本
	機器質量	焼却溶融炉本体　：　3200kg 焼却溶融炉接続筒　：　1080kg 投入容器投入装置　：　1300kg
	運転時の圧力条件	焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。
	焼却溶融炉の最高使用温度	排ガス温度　：700℃
	接ガス部	焼却溶融炉　： NW6022 炉壁耐火壁　： アルミナ系コイルセメント

表、図	表-66、図-154、図-214～図-217、図-331

注記　*1：焼却溶融炉本体（30-TU-001）

*2：焼却溶融炉接続筒（30-TU-002）

*3：投入容器投入装置（30-M-006）

表-49　焼却溶融設備の投入容器昇降機に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-M-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	昇降式
	主要寸法	投入容器昇降機　　： （縦）550×（横）1120×（高さ）3030 mm 固定ピン　　：　φ20mm 位置決めガイド　　： （縦）75×（横）75×（厚さ）9 mm
	主要材料	投入容器昇降機　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ピン　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304 位置決めガイド　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	ローラ幅	投入容器昇降機　　：350mm
	溶接固定部の数量	固定ピン　　：2本 位置決めガイド　　：4個
	取扱質量	30kg
	機器質量	820kg
図		図-154、図-218

表-50　焼却溶融設備の排ガス処理装置に係る設計条件及び仕様

(1)　2次燃焼器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-HX-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形（電気加熱式）
	主要寸法	2次燃焼器　： （外径）φ1216×（高さ）4800 mm 胴　： （内径）φ1200×（厚さ）8 mm 円錐胴下部管　： （呼び径）400A×Sch20S 固定ボルト　：（呼び径）M16
	主要材料	2次燃焼器 胴　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304L 円錐胴下部管　： JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTPY 灰排出管　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022 JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304L JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP ラグ　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304 固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定めるSUS630

仕様	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	5700kg
	運転時の圧力条件	焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。
	接ガス部	2 次燃焼器　　： NW6022
表、図		表-66、図-154、図-219、図-332

(2)　排ガス冷却器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-HX-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形（水噴霧式）
	主要寸法	排ガス冷却器　　： （外径）φ1016×（高さ）6180 mm 胴上部　　： （内径）φ1000×（厚さ）8 mm 胴下部　　： （内径）φ614×（厚さ）5 mm 灰排出管　　： （外径）φ165.2×（厚さ）5 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	排ガス冷却器 胴上部　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L 胴下部　　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 灰排出管　　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP ラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630

仕様	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量（運転時）	3100kg
	運転時の圧力条件	焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。
	接ガス部	排ガス冷却器　　：NW6022
表、図		表-66、図-154、図-220、図-332

(3)　セラミックフィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-F-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	セラミックフィルタ　　： （外径）φ1066×（高さ）3400 mm 胴上部　　： （内径）φ1050×（厚さ）8 mm 胴下部　　： （内径）φ750×（厚さ）6 mm 灰排出管　　： （外径）φ165.2×（厚さ）5 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	セラミックフィルタ 胴上部及び胴下部　　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 灰排出管　　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP ラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	3400kg

仕様	運転時の 圧力条件	焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。
	接ガス部	セラミックフィルタ　　： NW6022
表、図		表-66、図-154、図-221、図-332

(4)　セル内フィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-F-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	セル内フィルタ　： （外径）φ662×（高さ）1690 mm 胴　： （内径）φ650×（厚さ）6 mm 鏡板　： （内径）φ650×（厚さ）6 mm スカート　： （内径）φ650×（厚さ）6 mm 固定ボルト　：（呼び径）M16
	主要材料	セル内フィルタ 胴及び鏡板　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 スカート　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630
	種　　類	高性能フィルタ　：1段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：8本
	機器質量	1300kg

仕様	運転時の 圧力条件	焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。
	接ガス部	セル内フィルタ　　： NW6022
表、図		表-66、図-154、図-222、図-332

(5)　排ガス吸着塔

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-TK-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	排ガス吸着塔　　： （外径）φ1320×（高さ）2300 mm 胴　　： （内径）φ1300×（厚さ）10 mm 鏡板　　： （内径）φ1300×（厚さ）10 mm 平板　　： （内径）φ496×（厚さ）30 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	排ガス吸着塔 胴、鏡板及び平板　　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 ラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	溶接機器区分	廃棄第一種容器
	機器質量（運転時）	2700kg
	接ガス部	排ガス吸着塔　　： NW6022
表、図		表-66、図-155、図-223、図-333

(6)　排ガス洗浄塔

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-TK-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	排ガス洗浄塔（洗浄部）　： （外径）φ384×（高さ）4075 mm 胴　： （外径）φ384×（厚さ）6 mm 円錐胴　： （外径）φ372×（厚さ）6 mm 平板（上部）　： （内径）φ110.9×（厚さ）18 mm 平板（下部）　： （内径）φ384×（厚さ）12 mm スカート　： （外径）φ344×（厚さ）6 mm フランジ　： （外径）φ490×（厚さ）28 mm 排ガス洗浄塔（洗浄部）固定ボルト　：（呼び径）M20 排ガス洗浄塔（冷却部）　： （外径）φ350×（高さ）2855 mm 胴、円錐胴　： （外径）φ350×（厚さ）6 mm 平板　： （外径）φ350×（厚さ）12 mm スカート　： （外径）φ89.1×（厚さ）5.5 mm 排ガス洗浄塔（冷却部）固定ボルト　：（呼び径）M16 接続ダクト　： （外径）φ139.8×（厚さ）5 mm

仕様	主要材料	排ガス洗浄塔（洗浄部） 胴、円錐胴、平板及びフランジ　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022 スカート　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304 排ガス洗浄塔（洗浄部）固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C 排ガス洗浄塔（冷却部） 胴、円錐胴及び平板　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022 スカート　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP-A 排ガス洗浄塔（冷却部）固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C 接続ダクト　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022
	公称容量	0.42m^3
	固定ボルトの数量	排ガス洗浄塔（洗浄部）固定ボルト　：12本 排ガス洗浄塔（冷却部）固定ボルト　：8本
	溶接機器区分	廃棄第一種容器
	堰	堰の高さ　： FL+100mm以上 容量　：10.0m^3 （縦）19.7×（横）5.10 m
	機器質量（運転時）	排ガス洗浄塔（洗浄部）　：780kg 排ガス洗浄塔（冷却部）　：320kg
	接ガス部	排ガス洗浄塔　： NW6022
表、図		表-66、表-92、図-155、図-224、図-333、図-337

(7)　排ガス凝縮器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-HX-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	排ガス凝縮器　： （外径）φ267.4×（高さ）2658 mm 胴　： （外径）φ267.4×（厚さ）6.5 mm 鏡板　： （外径）φ267.4×（厚さ）6 mm 管板　： （内径）φ254.4×（厚さ）24 mm 伝熱管　： （外径）φ10.0×（厚さ）1.0 mm 固定ボルト　：（呼び径）M12
	主要材料	排ガス凝縮器 胴及び伝熱管　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP 鏡板　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L 管板　： JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304L ラグ　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.13m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：８本

仕様	溶接機器区分	廃棄第一種容器
	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：　10.0m^3 （縦）19.7×（横）5.10 m
	機器質量（運転時）	484kg
	接ガス部	排ガス凝縮器　： SUS304L
表、図		表-92、図-155、図-225、図-333、図-337

(8)　ミストセパレータ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-TK-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	ミストセパレータ　： （外径）φ216.3×（高さ）800 mm 胴　： （内径）φ203.3×（厚さ）6.5 mm スカート上部　： （内径）φ216.3×（厚さ）6 mm 固定ボルト　：（呼び径）M12
	主要材料	ミストセパレータ 胴　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP スカート　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：４本
	機器質量	100kg
	接ガス部	ミストセパレータ　： SUS304L
図		図-155、図-226、図-333、図-337

(9)　排ガス加熱器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-HX-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	電気ヒータ加熱式
	主要寸法	排ガス加熱器　　： （外径）φ89.1×（横）900 mm 胴　　： （外径）φ89.1×（厚さ）4 mm 管板　　： （内径）φ81.1×（厚さ）12 mm ヒータウェル　　： （外径）φ17.3×（厚さ）1.65 mm エンドプレート（ヒータウェル用）： （外径）φ13.8×（厚さ）4 mm 熱電対保護管　　： （外径）φ10.5×（厚さ）2.4 mm エンドプレート（熱電対保護管用）： （外径）φ5.5×（厚さ）4 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10
	主要材料	排ガス加熱器 胴　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP-A 管板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L ヒータウェル及び熱電対保護管　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP エンドプレート　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304L

仕様	主要材料	脚　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：４本
	機器質量（運転時）	25kg
	接ガス部	排ガス加熱器　： SUS304L
図		図-155、図-227、図-333

(10)　ルテニウム吸着塔

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-TK-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	ルテニウム吸着塔　　： （外径）φ862×（高さ）1700 mm 胴　　： （内径）φ850×（厚さ）6 mm 鏡板　　： （内径）φ850×（厚さ）6 mm 平板　　： （内径）φ390.4×（厚さ）28 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	ルテニウム吸着塔 胴、鏡板及び平板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L ラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	溶接機器区分	廃棄第一種容器
	機器質量（運転時）	1100kg
	接ガス部	ルテニウム吸着塔　　： SUS304L
表、図		表-66、図-155、図-228、図-333

(11)　排ガスブロア

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （30-B-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ルーツ式
	主要寸法	排ガスブロア　　： （幅）1370×（奥行）1077×（高さ）890 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×9×12.5 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	排ガスブロア　　： JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定める FC200 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：６本
	機器質量	1150kg
図		図-154、図-229、図-334

(12)　排ガス補助ブロア A、B

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （30-B-002A、30-B-002B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ルーツ式
	主要寸法	排ガス補助ブロア A、B　　： （幅）817×（奥行）1135×（高さ）743 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 100×50×5×7.5 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	排ガス補助ブロア A、B　　： JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定める FC200 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：6 本/基
	機器質量	780kg/基
図		図-154、図-230、図-334

(13)　排ガスフィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-F-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	排ガスフィルタ　： （外径）φ916×（高さ）1750 mm 胴　： （内径）φ900×（厚さ）8 mm 鏡板　： （内径）φ900×（厚さ）8 mm 平板　： （内径）φ820×（厚さ）10 mm スカート　： （内径）φ900×（厚さ）6 mm 固定ボルト　：（呼び径）M16
	主要材料	排ガスフィルタ 胴、鏡板及び平板　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 スカート　： JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定める NW6022 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	種　　類	高性能フィルタ　：1 段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：12 本
	溶接機器区分	廃棄第一種容器
	機器質量	1150kg
表、図		表-66、図-154、図-231、図-333

注記　：本機器は排ガスフィルタボックス（可搬式）が附属される。

(14)　循環水タンク A、B

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-TK-006A、30-TK-006B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	循環水タンク A、B　： （外径）φ1812×（高さ）2600 mm 胴　： （内径）φ1800×（厚さ）6 mm 鏡板　： （内径）φ1800×（厚さ）6 mm スカート　： （内径）φ1800×（厚さ）6 mm 固定ボルト　：（呼び径）M24
	主要材料	循環水タンク A、B 胴及び鏡板　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L スカート　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	3.7m^3/基
	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：10.0m^3 （縦）19.8×（横）4.95 m （縦）4.40×（横）0.52 m
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：12 本/基
	機器質量 （運転時）	6090kg/基

<table>
<tr><td rowspan="9">仕
様</td><td rowspan="9">監視及び制御</td><td colspan="2">機　　能</td><td>液位の監視及び液位異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">型　　式</td><td>超音波式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～2100 mm</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警
報</td><td>警報条件</td><td>液位が所定の値を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>循環水タンク A 液位　：
循環水入口弁（30-AV-318）閉
循環水タンク B 液位　：
循環水入口弁（30-AV-319）閉</td></tr>
<tr><td colspan="2">表、図</td><td colspan="2">表-92、図-154、図-232、図-337</td></tr>
</table>

(15)　循環水循環ポンプ A、B

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-P-002A、30-P-002B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式マグネットポンプ
	主要寸法	循環水循環ポンプ A、B　　： （幅）320×（奥行）520×（高さ）380 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	循環水循環ポンプ A、B　　： JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450-10 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	5.5m^3/h
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4 本/基
	機器質量 （運転時）	104kg/基
図		図-154、図-233、図-337

(16)　循環水移送ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-P-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式マグネットポンプ
	主要寸法	循環水移送ポンプ　　： （幅）320×（奥行）520×（高さ）380 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	循環水移送ポンプ　　： JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450-10 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	3.5m^3/h
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	100kg
図		図-154、図-234、図-337

(17)　排ガス洗浄水冷却器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-HX-006）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	よこ置円筒形
	主要寸法	排ガス洗浄水冷却器　　： （外径）φ216.3×（横）2544 mm 胴　　： （外径）φ216.3×（厚さ）4 mm 鏡板　　： （外径）φ216.3×（厚さ）4 mm 管板　　： （内径）φ208.3×（厚さ）22 mm 伝熱管　　： （外径）φ10.0×（厚さ）1.0 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	排ガス洗浄水冷却器 胴及び伝熱管　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP 鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L 管板　　： JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L 脚　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.09m^3

仕様	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：　10.0m^3 （縦）19.8×（横）4.95 m （縦）4.40×（横）0.52 m
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：　4 本
	機器質量（運転時）	365.5kg
表、図		表-92、図-154、図-235、図-337

(18)　凝縮水タンク

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-TK-008）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	凝縮水タンク　： （外径）φ1012×（高さ）1600 mm 胴　： （内径）φ1000×（厚さ）6 mm 鏡板　： （内径）φ1000×（厚さ）6 mm スカート　： （内径）φ1000×（厚さ）6 mm 固定ボルト　：（呼び径）M20
	主要材料	凝縮水タンク 胴及び鏡板　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304L スカート　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.5m^3
	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：　10.0m^3 （縦）19.8×（横）4.95m （縦）4.40×（横）0.52m
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：　8 本
	機器質量 （運転時）	1230kg

<table>
<tr><td rowspan="9">仕
様</td><td rowspan="9">監視及び制御</td><td colspan="2">機　　能</td><td>液位の監視及び液位異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">型　　式</td><td>超音波式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～1000 mm</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警
報</td><td>警報条件</td><td>液位が所定の値を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>凝縮水タンク液位　　：
凝縮水入口弁（30-AV-334）閉</td></tr>
<tr><td colspan="2">表、図</td><td colspan="3">表-92、図-154、図-236、図-337</td></tr>
</table>

(19)　凝縮水移送ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-P-005）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式マグネットポンプ
	主要寸法	凝縮水移送ポンプ　　： （幅）320×（奥行）520×（高さ）380 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	凝縮水移送ポンプ　　： JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450-10 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	3.5m^3/h
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	100kg
図		図-154、図-234、図-337

(20)　噴霧水タンク

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-TK-007）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	噴霧水タンク　　： （外径）φ1612×（高さ）2550 mm 胴　　： （内径）φ1600×（厚さ）6 mm 鏡板　　： （内径）φ1600×（厚さ）6 mm スカート　　： （内径）φ1600×（厚さ）6 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M20
	主要材料	噴霧水タンク 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 スカート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	2.0m^3
	堰	堰の高さ　　： FL+100mm 以上 容量　　：　10.0m^3 （縦）19.8×（横）4.95 m （縦）4.40×（横）0.52 m

<table>
<tr><td rowspan="12">仕
様</td><td>固定ボルトの数量</td><td colspan="3">固定ボルト　　：　12 本</td></tr>
<tr><td>機器質量（運転時）</td><td colspan="3">4760kg</td></tr>
<tr><td rowspan="10">監視及び制御</td><td colspan="2">機　　能</td><td>液位の監視及び液位異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">型　　式</td><td>超音波式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～2000 mm</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警
報</td><td>警報条件</td><td>液位が所定の値を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>噴霧水タンク液位　　：
噴霧水入口弁（30-AV-503）閉</td></tr>
<tr><td colspan="2">表、図</td><td colspan="3">表-92、図-154、図-237、図-335</td></tr>
</table>

(21)　噴霧水ポンプ A、B

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室 （30-P-003A、30-P-003B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ダイヤフラムポンプ
	主要寸法	噴霧水ポンプ A、B　　： （幅）339×（奥行）560×（高さ）310 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M8
	主要材料	噴霧水ポンプ A、B　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	0.06m^3/h
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4 本/基
	機器質量 （運転時）	30kg/基
図		図-154、図-238、図-335

表-51　焼却溶融設備の溶融固化体移送台車に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-M-007）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	台車昇降式
	主要寸法	溶融固化体移送台車　　： （縦）900×（横）3825×（高さ）1700 mm 昇降テーブル支柱　　： （縦）450×（横）150×（厚さ）12 mm 車輪（つば付き）　　： （つば部厚さ）3mm 走行レール固定ボルト　　：（呼び径）M12 転倒防止機構固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	溶融固化体移送台車　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 昇降テーブル支柱　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 車輪（つば付き）　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S35C 走行レール固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 転倒防止機構固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	構成品	消耗品 るつぼ　　： アルミナ系セラミックス 受け皿（上部）　　： シリカ系セラミックス スリーブ　　： シリカ系セラミックス 金属円筒容器　　： SUS304

仕様	構成品	消耗品以外 受け皿（下部）　： SUS304 及び耐火材
	車輪（つば付き）の数量	車輪（つば付き）　：2 輪
	固定ボルトの数量	走行レール固定ボルト　：48 本 転倒防止機構固定ボルト　：8 本
	溶接固定部の数量	昇降テーブル支柱　：1 柱
	取扱質量	350kg
	機器質量	1170kg
図		図-154、図-239、図-331

表-52　焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水タンクに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サンプリング室 （30-TK-005）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	焼却溶融炉冷却水タンク　　： （外径）φ912×（高さ）1850 mm 胴　　： （内径）φ900×（厚さ）6 mm 鏡板　　： （内径）φ900×（厚さ）6 mm スカート　　： （内径）φ900×（厚さ）6 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	焼却溶融炉冷却水タンク 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 スカート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.57m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量 （運転時）	1280kg
図		図-154、図-240、図-336

表-53　焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水冷却器に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サンプリング室 （30-HX-005）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	プレート式
	主要寸法	焼却溶融炉冷却水冷却器　　： （縦）320×（横）555×（高さ）920 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M24
	主要材料	焼却溶融炉冷却水冷却器　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：５本
	機器質量 （運転時）	134kg
図		図-154、図-241、図-336

表-54　焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A、B に係る設計条件及び仕様

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		サンプリング室 （30-P-001A、30-P-001B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式キャンドポンプ
	主要寸法	焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A、B　　： （幅）425×（奥行）534×（高さ）435 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A、B　　： JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	$5m^3/h$
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4 本/基
	機器質量（運転時）	100kg/基
	焼却溶融炉冷却水温度の条件	焼却溶融炉冷却水温度が所定値（80℃）を超えた場合は、警報を発するとともに、焼却溶融炉の高周波加熱電源を停止する。
図		図-154、図-242、図-336
備　　考		焼却溶融炉冷却水ライン流量：$3.4m^3/h$ 以上（運転時）

表-55　焼却溶融設備の焼却灰回収装置に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-AX-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	吸引式（フィルタ内蔵）
	主要寸法	焼却灰回収装置　　： （外径）φ447×（高さ）2177 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	焼却灰回収装置　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 脚部　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	545kg
図		図-154、図-243、図-331

表-56　焼却溶融設備の固化体収納装置に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-M-009）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	固化体収納装置　： （縦）1010×（横）1800×（高さ）1245 mm 架台　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 100×50×5×7.5 mm 固定ボルト　：（呼び径）M12
	主要材料	固化体収納装置　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：16 本
	取扱質量	150kg
	機器質量	450kg
図		図-154、図-244

表-57　焼却溶融設備の廃棄物一時収納箱に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-AX-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	形　　式	遮蔽付角型
	主要寸法	廃棄物一時収納箱　　： （縦）1200×（横）1200×（高さ）800 mm ベースプレート　　： （縦）1300*1×（横）1300*1×（厚さ）15 mm
	主要材料	廃棄物一時収納箱　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：1 枚
	取扱質量	200kg
	機器質量	8300kg
図		図-154、図-245

注記　*1：溶接長さ（ベースプレート 1 辺当たり）500mm

表-58　焼却溶融設備の搬出ステージに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-M-008）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	固定式ステージ
	主要寸法	搬出ステージ　　： （縦）1100×（横）2440×（高さ）2320 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める H 形鋼 200×200×8×12 mm、150×150×7×10 mm、溝形鋼 100×50×5×7.5 mm、等辺山形鋼 100×100×10 mm ベースプレート　　： （縦）250×（横）250×（厚さ）22 mm
	主要材料	搬出ステージ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：４枚
	取扱質量	850kg
	機器質量	1025kg
図		図-154、図-246

表-59　焼却溶融設備の圧縮空気貯留タンクに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-TK-009）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	圧縮空気貯留タンク　　： （外径）φ1124×（高さ）2150 mm 胴　　： （内径）φ1100×（厚さ）12 mm 鏡板　　： （内径）φ1100×（厚さ）12 mm スカート　　： （内径）φ1100×（厚さ）12 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	圧縮空気貯留タンク 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 スカート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	1.5m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	容器区分	第二種圧力容器
	機器質量 （運転時）	1150 kg
図		図-155、図-247、図-335

表-60　焼却溶融設備の高周波電源ケーブル用プラグに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サンプリング室：　焼却溶融セルとの間の壁 （30-211）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値(B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	丸型プラグ（遮蔽体付き）
	主要寸法	高周波電源ケーブル用プラグ　　： （外径）φ530×（長さ）1500 mm 高周波電源ケーブル用プラグ固定ボルト ：（呼び径）M12 遮蔽体　　： （幅）1100×（高さ）1705×（厚さ）330 mm 遮蔽体固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	高周波電源ケーブル用プラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） に定める SUS304 高周波電源ケーブル用プラグ固定ボルト ： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 遮蔽体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 遮蔽体固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	気密度*1	0.1vol%/h 以下

仕様	固定ボルトの数量	高周波電源ケーブル用プラグ固定ボルト ：16 本 遮蔽体固定ボルト ：14 本
	機器質量	高周波電源ケーブル用プラグ ： 900kg 遮蔽体 ：5700kg
図		図-154、図-248、図-336

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-61　焼却溶融設備の排ガス配管用プラグに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		洗浄水処理室：　焼却溶融セルとの間の壁 （30-210）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	丸型プラグ（遮蔽体付き）
	主要寸法	排ガス配管用プラグ　　： （大径）φ770、（小径）φ670×（長さ）1410 mm 排ガス配管用プラグ固定ボルト　　：（呼び径）M12 遮蔽体　　： （幅）1350×（高さ）1800×（厚さ）400 mm 遮蔽体固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	排ガス配管用プラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 排ガス配管用プラグ固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 遮蔽体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 遮蔽体固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	気密度*1	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	排ガス配管用プラグ固定ボルト　　：24 本 遮蔽体固定ボルト　　：11 本
	機器質量	排ガス配管用プラグ　　：3100kg 遮蔽体　　：12200kg
図		図-154、図-249、図-332

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-62　焼却溶融設備の架台に係る設計条件及び仕様

(1)　セル内架台

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-AX-011）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	セル内架台　： （縦）5530×（横）16165×（高さ）4600 mm JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼 150×150×7×10 mm、溝形鋼 150×75×6.5×10 mm、100×50×5×7.5 mm JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 150×150×9 mm 固定ボルト　：（呼び径）M16 （呼び径）M24 ベースプレート　： （縦）200×（横）150×（厚さ）20 mm
	主要材料	セル内架台　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 固定ボルト（M16）　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 固定ボルト（M24）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	固定ボルトの数量	固定ボルト（M16）　：100 本 固定ボルト（M24）　：64 本
	溶接固定部の数量	ベースプレート　：2 枚
	機器質量	33000kg（据付機器を含む。）

図	図-154、図-250
備　　考	セル内架台上に 30-TU-001、30-TU-002、30-HX-001、30-HX-002、30-F-001、30-M-002、30-M-003、30-M-004、30-M-005、30-AX-006-2 及び 30-M-006 の各機器を据え付ける。

(2)　セル外架台

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排ガス処理室 （30-AX-012）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	セル外架台　： （縦）3475×（横）13275×（高さ）2800 mm JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める H 形鋼 150×150×7×10 mm、溝形鋼 150×75×9×12.5 mm、100×50×5×7.5 mm、75×40×5×7 mm JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 150×150×9 mm 固定ボルト　：（呼び径）M24
	主要材料	セル外架台　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 固定ボルト　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：92 本
	溶接固定部の数量	H 形鋼　150×150　：　2 本
	機器質量	17515kg（据付機器を含む。）
図		図-155、図-251
備　　考		セル外架台上に 30-TK-001、30-TK-003、30-TK-004、30-HX-003 及び 30-HX-004 の各機器を据え付ける。

表-63　焼却溶融設備の焼却溶融炉高周波電源盤に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サンプリング室 （30-EP-005）
設計条件	耐震クラス	C
仕様	型　　式	自立型
	主要寸法	焼却溶融炉高周波電源盤　　： （縦）950×（横）2500×（高さ）2000 mm
図		図-154、図-252、図-336

表-64　焼却溶融設備の焼却溶融炉高周波電源接触器盤に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融炉盤室 （30-EP-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	壁掛型
	主要寸法	焼却溶融炉高周波電源接触器盤　　： （縦）400×（横）800×（高さ）1400 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	焼却溶融炉高周波電源接触器盤　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：10 本
	機器質量	300kg
図		図-154、図-253

表-65　焼却溶融設備のサンプル収納ラックに係る設計条件及び仕様

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （30-AX-006-1*1、30-AX-006-2*2）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	引出収納式
	主要寸法	サンプル収納ラック 1　　： （縦）830×（横）930×（高さ）3675 mm JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める等辺山形鋼 75×75×6 mm サンプル収納ラック 1 固定ボルト　　：（呼び径）M12 サンプル収納ラック 2*3
	主要材料	サンプル収納ラック 1 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 サンプル収納ラック 1 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：20 本
	最大収納数	サンプル収納ラック 1　　：1296 個 サンプル収納ラック 2　　：1620 個
	取扱質量	360kg
	機器質量	250kg
図		図-154、図-254～図-255

注記　*1：サンプル収納ラック 1（30-AX-006-1）

*2：サンプル収納ラック 2（30-AX-006-2）

*3：サンプル収納ラック 2 は、セル内架台（30-AX-011）に組み込まれる。

表-66　焼却溶融炉及び排ガス処理装置のフィルタ類に関する除染係数

No.	系統機器等名称	除染係数
①	焼却溶融炉～ セラミックフィルタ	不揮発性物質　：10^{10} 以上 揮発性の放射性物質（^{106}Ru）　：10^{5} 以上
②	セル内フィルタ	
③	排ガスフィルタ	
④	排ガス吸着塔	
⑤	排ガス洗浄塔	
⑥	ルテニウム吸着塔	

系統図：図-331～図-333

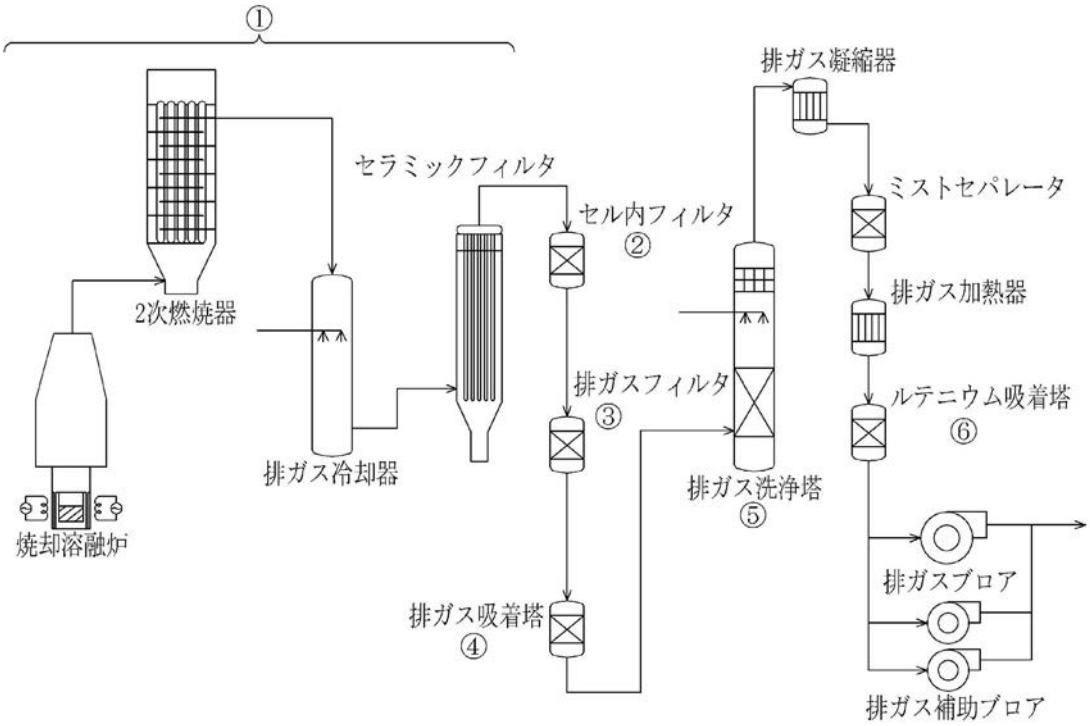

表-67　固体系処理設備のコンベアに係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室コンベア

基　　数		5
設置場所 （番　　号）		搬出入室 （20-M-001[*1]、20-M-002[*2]、20-M-003[*3]、20-M-004[*4]、20-M-005[*5]）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ローラコンベア式
	主要寸法	搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 3 ： （縦）850×（横）2000×（高さ）700 mm 支持脚　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 固定ボルト　：（呼び径）M12 固定ピン　：φ12mm 搬出入室コンベア 4　： （縦）850×（横）2000×（高さ）280 mm 搬出入室コンベア 5　： （縦）850×（横）2000×（高さ）700 mm 支持脚[*6]　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 車輪（つば付き）[*7]　： （つば部厚さ）4mm 固定ボルト　：（呼び径）M12 固定ピン　：φ16mm
	主要材料	搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 3 ： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400

仕様	主要材料	固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 固定ピン　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630 搬出入室コンベア 4　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 搬出入室コンベア 5　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚*6　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 固定ピン　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304 車輪（つば付き）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	ローラ幅	搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 5 ：690mm
	車輪（つば付き）の数量	搬出入室コンベア 5 の車輪（つば付き） ：2 輪
	固定ボルト及び固定ピンの数量	搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 3 の固定ボルト　：3 本/基 搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 3 の固定ピン ：3 本/基 搬出入室コンベア 5 の固定ボルト　：8 本 搬出入室コンベア 5 の固定ピン　：2 本
	取扱質量	搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 5 ：500kg
	機器質量	搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 3 ：360kg/基 搬出入室コンベア 4　：330kg 搬出入室コンベア 5　：470kg
図		図-157、図-256～図-258

注記　*1：搬出入室コンベア 1（20-M-001）

*2：搬出入室コンベア 2（20-M-002）

*3：搬出入室コンベア 3（20-M-003）

*4：搬出入室コンベア 4（20-M-004）

*5：搬出入室コンベア 5（20-M-005）

*6：搬出入室コンベア 4 は搬出入室コンベア 5 の支持脚に設置する。

*7：搬出入室コンベア 5 に取り付ける。

(2)　開缶エリアコンベア

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア） （20-M-006*1、20-M-007*2）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ローラコンベア式
	主要寸法	開缶エリアコンベア 1　　： （縦）850×（横）1500×（高さ）700 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12 開缶エリアコンベア 2　　： （縦）850×（横）2910×（高さ）700 mm 支持脚　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	開缶エリアコンベア 1～開缶エリアコンベア 2 ： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	ローラ幅	開缶エリアコンベア 1～開缶エリアコンベア 2 ：690mm
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4 本/基
	取扱質量	開缶エリアコンベア 1～開缶エリアコンベア 2 ：500kg
	機器質量	開缶エリアコンベア 1　　：540kg 開缶エリアコンベア 2　　：450kg
図		図-157、図-259～図-260

注記　*1：開缶エリアコンベア 1（20-M-006）

*2：開缶エリアコンベア 2（20-M-007）

(3)　分別エリアコンベア

基　　数		8
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （20-M-011[*1]、20-M-012[*2]、20-M-013[*3]、20-M-014[*4]、20-M-015[*5]、20-M-016[*6]、20-M-017[*7]、20-M-018[*8]）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ローラコンベア式
	主要寸法	分別エリアコンベア 1　　： （縦）1052×（横）1450×（高さ）700 mm 分別エリアコンベア 2　　： （縦）1052×（横）1500×（高さ）700 mm 支持脚　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 車輪（つば付き）　　： （つば部厚さ）4mm 分別エリアコンベア 3～分別エリアコンベア 4 ： （縦）1052×（横）1500×（高さ）700 mm 支持脚　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 固定ピン　　：　φ16mm 分別エリアコンベア 5　　： （縦）1052×（横）1220×（高さ）700 mm 支持脚　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 固定ピン　　：　φ16mm 分別エリアコンベア 6　　： （縦）1052×（横）1130×（高さ）700 mm 固定ピン　　：　φ16mm 分別エリアコンベア 7　　： （縦）1052×（横）965×（高さ）700 mm

仕様	主要寸法	分別エリアコンベア８　　： （縦）1052×（横）1000×（高さ）700 mm 車輪（つば付き）　　： （つば部厚さ）4mm
	主要材料	分別エリアコンベア１、分別エリアコンベア８ ： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 車輪（つば付き）　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 分別エリアコンベア２　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 車輪（つば付き）　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 分別エリアコンベア３～分別エリアコンベア５ ： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ピン　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630 分別エリアコンベア６　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ピン　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630 分別エリアコンベア７　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 車輪（つば付き）　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400

仕様	ローラ幅	分別エリアコンベア 1～分別エリアコンベア 8 ：690mm
	車輪（つば付き）の数量	分別エリアコンベア 1～分別エリアコンベア 2、分別エリアコンベア 7～分別エリアコンベア 8 の車輪（つば付き） ：2 輪/基
	固定ピンの数量	分別エリアコンベア 3～分別エリアコンベア 6 の固定ピン ：4 本/基
	取扱質量	分別エリアコンベア 1～分別エリアコンベア 8 ：500kg/基
	機器質量	分別エリアコンベア 1 ：600kg 分別エリアコンベア 2 ：520kg 分別エリアコンベア 3 ：510kg 分別エリアコンベア 4 ：510kg 分別エリアコンベア 5 ：450kg 分別エリアコンベア 6 ：640kg 分別エリアコンベア 7 ：370kg 分別エリアコンベア 8 ：530kg
図		図-157、図-261～図-268

注記　*1：分別エリアコンベア 1（20-M-011）

*2：分別エリアコンベア 2（20-M-012）

*3：分別エリアコンベア 3（20-M-013）

*4：分別エリアコンベア 4（20-M-014）

*5：分別エリアコンベア 5（20-M-015）

*6：分別エリアコンベア 6（20-M-016）

*7：分別エリアコンベア 7（20-M-017）

*8：分別エリアコンベア 8（20-M-018）

(4)　焼却溶融セルコンベア

基　　数		3
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （20-M-021[*1]、20-M-022[*2]、20-M-023[*3]）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ローラコンベア式
	主要寸法	焼却溶融セルコンベア 1　　： （縦）802×（横）1402×（高さ）700 mm 支持脚[*4]　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×6.5×10 mm 車輪（つば付き）　　： （つば部厚さ）4mm ベースプレート　　： （縦）200×（横）200×（厚さ）6 mm 焼却溶融セルコンベア 2　　： （縦）1052×（横）563×（高さ）300 mm 車輪（つば付き）　　： （つば部厚さ）4mm 固定ピン　　：　φ16mm 焼却溶融セルコンベア 3　　： （縦）1052×（横）1000×（高さ）700 mm 固定ピン　　：　φ16mm
	主要材料	焼却溶融セルコンベア 1　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚[*4]　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 車輪（つば付き）　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304

仕様	主要材料	焼却溶融セルコンベア 2　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 車輪（つば付き）　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ピン　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304 焼却溶融セルコンベア 3　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 支持脚　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ピン　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS630
	ローラ幅	焼却溶融セルコンベア 1～焼却溶融セルコンベア 3 ：690mm
	車輪（つば付き）の数量	焼却溶融セルコンベア 1～焼却溶融セルコンベア 2 の車輪（つば付き）　：2 輪/基
	固定ピンの数量	焼却溶融セルコンベア 2 の固定ピン　：2 本 焼却溶融セルコンベア 3 の固定ピン　：4 本
	溶接固定部の数量	ベースプレート　：4 枚
	取扱質量	焼却溶融セルコンベア 1～焼却溶融セルコンベア 3 ：500kg/基
	機器質量	焼却溶融セルコンベア 1　：400kg 焼却溶融セルコンベア 2　：220kg 焼却溶融セルコンベア 3　：640kg
図		図-157、図-269～図-270

注記　*1：焼却溶融セルコンベア 1（20-M-021）

*2：焼却溶融セルコンベア 2（20-M-022）

*3：焼却溶融セルコンベア 3（20-M-023）

*4：焼却溶融セルコンベア 2 は焼却溶融セルコンベア 1 の支持脚に設置する。

表-68　固体系処理設備のレーザ切断装置に係る設計条件及び仕様

(1)　レーザ切断装置（切断フード）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （20-TU-002-1）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	YAG レーザ式
	主要寸法	レーザ切断装置切断フード　　： （縦）1960×（横）3160×（高さ）2412 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×9×12.5 mm、等辺山形鋼 75×75×9 mm JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 100×100×9 mm、150×150×9 mm ベースプレート　　： （縦）150×（横）150×（厚さ）12 mm
	主要材料	レーザ切断装置切断フード　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：８枚
	機器質量	1850kg
	処理対象物	金属廃棄物、不燃プレス缶及び空缶
図		図-157、図-271、図-339

(2)　レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>前処理セル（分別エリア）
（20-TU-002-2）</td></tr>
<tr><td rowspan="1">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕様</td><td>型　　式</td><td>除じん器：バグフィルタ
フィルタ：高性能フィルタ 1 段</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>レーザ切断装置除じん器　　：
（縦）975×（横）2175×（高さ）2060 mm
架台　　：
JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 150×75×9×12.5 mm、等辺山形鋼 75×75×9 mm
ベースプレート　　：
（縦）125×（横）125×（厚さ）9 mm</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>レーザ切断装置除じん器　　：
JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
架台　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
ベースプレート　　：
JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304</td></tr>
<tr><td rowspan="3">構成品</td><td>除じん器（バグフィルタ）　　：1 基</td></tr>
<tr><td>フィルタ（高性能フィルタ 1 段）　　：1 基</td></tr>
<tr><td>排風機　　：1 基</td></tr>
<tr><td>溶接固定部の数量</td><td>ベースプレート　　：6 枚</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>430kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-157、図-272、図-339</td></tr>
</table>

表-69　固体系処理設備の破砕機に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （20-TU-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	多軸せん断式（二軸式）
	主要寸法	破砕機　　： （縦）1010×（横）1830×（高さ）2470 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める等辺山形鋼 100×100×10 mm、75×75×9 mm JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 150×150×9 mm、200×150×9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	破砕機　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：16 本
	機器質量	2750kg
	処理対象物	不燃物、樹脂類、セラミック類、可燃プレス缶、難燃プレス缶及び金属（薄板）
図		図-157、図-273

表-70　固体系処理設備の投入容器出入装置に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （20-M-040）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	電動駆動式、機械式投入容器把持
	主要寸法	投入容器出入装置　： （縦）4451×（横）7355×（高さ）2368 mm 架台　： JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 100×100×6 mm、125×75×6 mm、150×150×9 mm、200×200×9 mm 固定ボルト　：（呼び径）M16
	主要材料	投入容器出入装置　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　： JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	投入容器保管数量	180 個
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：　52 本
	取扱質量	10kg
	機器質量	5420kg
図		図-157、図-274

表-71　固体系処理設備のインセルフィルタに係る設計条件及び仕様

(1)　開缶エリアインセルフィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア） （210-F-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて置箱型（火炎防止型）
	主要寸法	インセルフィルタ　　： （縦）1135×（横）1280×（高さ）1400 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	インセルフィルタ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316
	種　　類	高性能フィルタ　　：１段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	670kg
図		図-157、図-275、図-338

(2)　分別エリアインセルフィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （210-F-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて置箱型（火炎防止型）
	主要寸法	インセルフィルタ　　： （縦）1135×（横）1280×（高さ）1400 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	インセルフィルタ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	種　　類	高性能フィルタ　　：１段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量	670kg
図		図-157、図-276、図-339

(3)　焼却溶融セルインセルフィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （210-F-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて置箱型（火炎防止型）
	主要寸法	インセルフィルタ　　： （縦）1500×（横）2677×（高さ）2180 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	インセルフィルタ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316
	種　　類	高性能フィルタ　　：１段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	1900kg
図		図-156、図-277、図-340

(4)　保守ホールインセルフィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール （210-F-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて置箱型（火炎防止型）
	主要寸法	インセルフィルタ　　： （縦）980×（横）1557×（高さ）1500 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	インセルフィルタ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316
	種　　類	高性能フィルタ　　：１段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量	700kg
図		図-158、図-278、図-341

表-72　固体系処理設備のターンテーブルに係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室ターンテーブル

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		搬出入室 （20-M-031）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	電動正逆切替方式
	主要寸法	搬出入室ターンテーブル　　： （直径）φ1000×（高さ）700 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 100×50×5×7.5 mm、等辺山形鋼 75×75×9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	搬出入室ターンテーブル　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	取扱質量	2000kg
	機器質量	430kg
図		図-157、図-279

(2)　開缶エリアターンテーブル

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア） （20-M-032）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	電動正逆切替方式
	主要寸法	開缶エリアターンテーブル　　： （直径）φ1000×（高さ）700 mm 開缶エリアターンテーブル固定ボルト：（呼び径）M16 ターンテーブルモータ固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	開缶エリアターンテーブル　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	開缶エリアターンテーブル固定ボルト：６本 ターンテーブルモータ固定ボルト　　：４本
	取扱質量	1000kg
	機器質量	605kg
図		図-157、図-280

(3)　分別エリアターンテーブル

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （20-M-033）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	手動旋回式
	主要寸法	分別エリアターンテーブル　　： （直径）φ1600×（高さ）700 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 100×50×5×7.5 mm、等辺山形鋼 75×75×9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	分別エリアターンテーブル　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	取扱質量	1000kg
	機器質量	640kg
図		図-157、図-281

(4)　保守ホールターンテーブル

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール （20-M-034）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	電動正逆切替方式
	主要寸法	保守ホールターンテーブル　　： （直径）φ1000×（高さ）700 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める溝形鋼 100×50×5×7.5 mm、等辺山形鋼 75×75×9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	保守ホールターンテーブル　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	取扱質量	2000kg
	機器質量	430kg
図		図-158、図-282

表-73　固体系処理設備の開缶装置に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア） （20-TU-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	回転圧接刃式（ホイールカッタ押付式）
	主要寸法	開缶装置　　： （縦）791×（横）2040×（高さ）1590 mm 駆動部支柱　　： JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 200×200×6 mm 開缶装置本体固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	開缶装置　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 駆動部支柱　　： JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 開缶装置本体固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	495kg
図		図-157、図-283、図-338

表-74　固体系処理設備の DOP サンプリングフード A、B 及び C に係る設計条件及び仕様

基　　数		3
設置場所 （番　　号）		補修室(2) （210-HB-001A*1） 洗浄水処理室 （210-HB-001B*2） 排気機械室 （210-HB-001C*3）
設計条件	耐震クラス	C
仕様	型　　式	たて置箱型
	主要寸法	DOP サンプリングフード A、B 及び C　： （縦）600×（横）800×（高さ）1860 mm
	風　　速	0.5m/s 以上
図		図-156、図-158、図-284、図-338、図-340～図-341

注記　*1：DOP サンプリングフード A（210-HB-001A）

*2：DOP サンプリングフード B（210-HB-001B）

*3：DOP サンプリングフード C（210-HB-001C）

表-75　固体系処理設備の汚染測定器に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア） （20-AX-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	鋼板製遮蔽体（検出器付き）
	主要寸法	汚染測定器　　： （縦）600×（横）600×（高さ）1344 mm 支持脚　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼 150×150×7×10 mm ベースプレート　　： （縦）150×（横）150×（厚さ）12 mm
	主要材料	汚染測定器　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 支持脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：4枚
	機器質量	2500kg
図		図-157、図-285

表-76　固体系処理設備の線量測定器に係る設計条件及び仕様

(1)　分別エリア線量測定器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （20-AX-006）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	鋼板製遮蔽体（検出器付き）
	主要寸法	分別エリア線量測定器　　： （縦）410×（横）900×（高さ）675 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	分別エリア線量測定器　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量	1710kg
図		図-157、図-286

(2)　焼却溶融セル線量測定装置

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （20-AX-007）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	鋼板製遮蔽体（検出器付き）
	主要寸法	焼却溶融セル線量測定装置　　： （縦）1000×（横）1100×（高さ）1220 mm ベースプレート　　： （縦）150×（横）150×（厚さ）20 mm
	主要材料	焼却溶融セル線量測定装置　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：８枚
	機器質量	7950kg
図		図-157、図-287

表-77　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥装置に係る設計条件及び仕様

(1)　ホッパー

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （10-AX-001-1）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	定量充填式（吸引機能付き・フィルタ内蔵）
	主要寸法	ホッパー　： （外径）φ500×（高さ）2246 mm 固定ボルト　：（呼び径）M12
	主要材料	ホッパー　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ラグ　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：８本
	機器質量 （運転時）	275kg
図		図-159、図-288、図-342

(2)　廃樹脂流動乾燥機

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-HX-001-1）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	流動層式
	主要寸法	廃樹脂流動乾燥機　　： （外径）φ600×（高さ）1742 mm 胴（上部）　　： （外径）φ600×（厚さ）3 mm 胴（下部）　　： （外径）φ350×（厚さ）3 mm 円錐胴（上部）　　： （外径）φ600×（厚さ）6 mm 円錐胴（中部）　　： （外径）φ600×（厚さ）3 mm 円錐胴（下部）　　： （外径）φ350×（厚さ）3 mm フランジ（上部）　　： （外径）φ710×（厚さ）19 mm フランジ（中部）　　： （外径）φ460×（厚さ）19 mm フランジ（下部）　　： （縦）460×（横）621×（厚さ）19 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16

仕様	主要材料	廃樹脂流動乾燥機 胴（上部）、胴（下部）、円錐胴（上部）、 円錐胴（中部）及び円錐胴（下部）　： JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L フランジ（上部）及びフランジ（中部）　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 フランジ（下部）　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L ラグ　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.011m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：８本
	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：3.68m^3 （縦）6.82×（横）5.40 m
	機器質量（運転時）	300kg
表、図		表-92、図-160、図-289、図-342

(3)　廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-HX-001-5）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）　： （外径）φ320×（高さ）230 mm 胴　： （内径）φ314×（厚さ）3 mm 底板（平板）　： （直径）φ400×（厚さ）6 mm 固定ボルト　：（呼び径）M10
	主要材料	廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット） 胴及び底板（平板）　： JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L 固定ボルト　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.011m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：4本
	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：3.68m^3 （縦）6.82×（横）5.40m
	機器質量 （運転時）	31kg
表、図		表-91、表-92、図-160、図-290、図-342

(4)　廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-HX-001-4）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	サイクロン式
	主要寸法	廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）　　： （直径）φ216.3×（高さ）1030 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）　　： JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L ラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	65kg
図		図-160、図-291、図-342

(5)　廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-HX-001-2）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	横置き円筒型（電気ヒータ式）
	主要寸法	廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）　　： （外径）φ139.8×（横）1285 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP-A 脚　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量	65kg
図		図-160、図-292、図-342

(6)　廃樹脂乾燥ブロア

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-B-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ターボブロア式
	主要寸法	廃樹脂乾燥ブロア　　： （幅）1100×（奥行）630×（高さ）990 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	廃樹脂乾燥ブロア　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	風　　量	5.4m^3/min
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：６本
	機器質量	320kg
図		図-160、図-293、図-342

(7)　廃樹脂乾燥空気フィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-F-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	密封交換式
	主要寸法	廃樹脂乾燥空気フィルタ　　： （外径）φ508×（長さ）810 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	廃樹脂乾燥空気フィルタ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	種　　類	高性能フィルタ　　：1段
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4本
	機器質量	160kg
図		図-160、図-294、図-342

(8)　廃樹脂乾燥空気凝縮器

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-HX-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	多管式
	主要寸法	廃樹脂乾燥空気凝縮器　　： （外径）φ355.6×（高さ）3091 mm 胴（冷水部）　　： （内径）φ339.6×（厚さ）8 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	廃樹脂乾燥空気凝縮器 胴（冷水部）　　： JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TPY 胴（排ガス部）　　： JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTPY ラグ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量 （運転時）	500kg
図		図-160、図-295、図-342

(9)　廃樹脂乾燥空気デミスタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-TK-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形（衝突式）
	主要寸法	廃樹脂乾燥空気デミスタ　　： （外径）φ267.4×（高さ）1050 mm 胴　　： （内径）φ254.4×（厚さ）6.5 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	廃樹脂乾燥空気デミスタ 胴　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP ラグ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	120kg
図		図-160、図-296、図-342

（10）　廃樹脂乾燥機分離水ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-P-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ダイヤフラム式
	主要寸法	廃樹脂乾燥機分離水ポンプ　　： （幅）378×（奥行）800×（高さ）565 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	廃樹脂乾燥機分離水ポンプ　　： JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	150kg
図		図-160、図-297、図-342

（11）　廃樹脂循環水ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-P-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	渦巻式マグネットポンプ
	主要寸法	廃樹脂循環水ポンプ　　： （幅）250×（奥行）467×（高さ）275 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10
	主要材料	廃樹脂循環水ポンプ　　： JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	60kg
図		図-160、図-298、図-342

(12)　廃樹脂循環水貯槽

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-TK-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	廃樹脂循環水貯槽　　： （外径）φ712×（高さ）1250 mm 胴　　： （内径）φ700×（厚さ）6 mm 鏡板　　： （内径）φ700×（厚さ）6 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	廃樹脂循環水貯槽 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.20m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：8本
	堰	堰の高さ　　： FL+100mm 以上 容量　　：3.68m^3 （縦）6.82×（横）5.40 m
	機器質量 （運転時）	600kg
表、図		表-91、表-92、図-160、図-299、図-342

(13)　廃樹脂移送ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-P-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	スラリー旋回吸引式
	主要寸法	廃樹脂移送ポンプ　　： （外径）φ500×（高さ）1485 mm 胴　　： （内径）φ488×（厚さ）6 mm 円錐胴　　： （内径）φ488×（厚さ）6 mm フランジ　　： （外径）φ600×（厚さ）12 mm 平板　　： （外径）φ600×（厚さ）9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	廃樹脂移送ポンプ 胴、円錐胴、フランジ及び平板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 ラグ　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	0.011m^3
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本

仕様	堰	堰の高さ　： FL+100mm 以上 容量　：　3.68m^3 （縦）6.82×（横）5.40 m
	機器質量 （運転時）	210kg
表、図		表-91、表-92、図-160、図-300、図-342

(14)　廃樹脂乾燥機分離水フィルタ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃樹脂乾燥室 （10-F-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	ろ過式
	主要寸法	廃樹脂乾燥機分離水フィルタ　　： （外径）φ89.1×（高さ）643 mm 胴　　： （内径）φ83.1×（厚さ）3 mm 鏡板　　： （内径）φ83.1×（厚さ）3 mm
	主要材料	廃樹脂乾燥機分離水フィルタ 胴　　： JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP 鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS316L
	機器質量	18.4kg
図		図-160、図-301、図-342

表-78　廃樹脂乾燥設備の架台に係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>廃樹脂乾燥室
（10-AX-101[*1]、10-AX-102[*2]）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕様</td><td>主要寸法</td><td>架台(1)　：
（縦）2540×（横）2890×（高さ）2926 mm
架台
JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼 150×150×7×10 mm、100×100×6×8 mm、溝形鋼 150×75×9×12.5 mm、100×50×5×7.5 mm、等辺山形鋼 50×50×6 mm
固定ボルト　：（呼び径）M12
架台(2)　：
（縦）1450×（横）2350×（高さ）2000 mm
架台
JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定めるH形鋼 150×150×7×10 mm、100×100×6×8 mm、等辺山形鋼 65×65×6 mm
JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 150×150×9 mm
固定ボルト　：（呼び径）M24</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>架台(1)　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
固定ボルト　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
架台(2)　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
固定ボルト　：
JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C</td></tr>
<tr><td>固定ボルトの数量</td><td>架台(1)の固定ボルト　：60 本
架台(2)の固定ボルト　：24 本</td></tr>
</table>

仕様	機器質量	架台(1)　　： 1930kg（据付機器を含む。） 架台(2)　　： 1990kg（据付機器を含む。）
図		図-160、図-302～図-303
備　　考		架台(1)に対し 10-HX-001-1、10-HX-001-4 及び 10-P-001 を据え付ける。 架台(2)に対し 10-TK-002 及び 10-HX-002 を据え付ける。

注記　*1：架台(1)（10-AX-101）

*2：架台(2)（10-AX-102）

表-79　分析設備のグローブボックスに係る設計条件及び仕様

(1)　補修用グローブボックス*1

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		補修室(2) （60-GB-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	両面グローブ型
	主要寸法	補修用グローブボックス　　： （縦）1000×（横）5000×（高さ）2250 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める I 形鋼 200×100×7×10 mm、溝形鋼 150×75×6.5×10 mm、等辺山形鋼 40×40×5 mm、50×50×6 mm、100×100×10 mm ベースプレート　　： （縦）150×（横）150×（厚さ）12 mm
	主要材料	補修用グローブボックス　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	気密度	0.1vol%/h 以下
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：８枚
	機器質量	3530kg（据付機器を含む。）
図		図-162、図-304、図-344

注記　*1：補修用グローブボックス用フレキシブル管（60-AX-008）を含む。

(2)　試料採取用グローブボックス*1

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サンプリング室 （60-GB-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	両面グローブ型
	主要寸法	試料採取用グローブボックス　　： （縦）900×（横）1500×（高さ）1850 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める等辺山形鋼 40×40×5 mm、50×50×6 mm、75×75×9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	試料採取用グローブボックス　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	気密度	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：16 本
	機器質量	740kg（据付機器を含む。）
図		図-161、図-305、図-343

注記　*1：試料採取用グローブボックス用フレキシブル管（60-AX-007）を含む。

(3)　容器搬出ボックス（エアロック室付き）*1

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		補修室(2) （60-GB-003*2）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	2 室式（エアロック室付き）
	主要寸法	容器搬出ボックス　　： （縦）1100×（横）4000×（高さ）3500 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める I 形鋼 200×100×7×10 mm、溝形鋼 100×50×5×7.5 mm、150×75×6.5×10 mm、等辺山形鋼 100×100×10 mm JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める角形鋼管 100×100×9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	容器搬出ボックス　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 及び JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	気密度	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：40 本
	機器質量	3480kg（据付機器を含む。）
図		図-162、図-306、図-344

注記　*1：容器搬出ボックス用フレキシブル管（60-AX-009）を含む。

*2：容器搬出ボックス（60-GB-003-1）及びエアロック室（60-GB-003-2）をいう。

表-80　分析設備の試料調整用フードA、B及びCに係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>サンプル調整室
（60-HB-001A*1）</td><td>サンプル調整室
（60-HB-001B*2、
60-HB-001C*3）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td colspan="2">C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕様</td><td>型　　式</td><td>ＲＩオークリッジタイプ
（スクラバ付き）</td><td>ＲＩオークリッジタイプ</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td colspan="2">試料調整用フードA、B及びC　　：
（縦）830×（横）1800×（高さ）2150 mm
スクラバ部　　：
（縦）830×（横）1100×（高さ）2150 mm</td></tr>
<tr><td>風　　速</td><td colspan="2">0.75m/s以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">表、図</td><td colspan="2">表-91、図-161、図-307～図-309、図-343</td></tr>
</table>

注記　*1：試料調整用フードA（60-HB-001A）

*2：試料調整用フードB（60-HB-001B）

*3：試料調整用フードC（60-HB-001C）

表-81　分析設備のサンプル移送管用プラグに係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		サンプリング室：　焼却溶融セルとの間の壁 （60-AX-006）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	丸型プラグ（遮蔽体付き）
	主要寸法	サンプル移送管用プラグ　　： （大径）φ243.5、（小径）φ218×（長さ）1608 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10 遮蔽体　　： （縦）200×（横）200×（厚さ）340 mm フレーム　　： （縦）900×（横）150×（高さ）75 mm
	主要材料	サンプル移送管用プラグ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C 遮蔽体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 フレーム　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	気密度*2	0.1vol%/h 以下
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：12 本

仕様	溶接固定部の数量	フレーム*1　：　2本
	機器質量	サンプル移送管用プラグ　：　460kg 遮蔽体　：　210kg
図		図-161、図-310、図-343

注記　*1：溶接長さ（フレーム1本当たり水平方向50㎜、鉛直方向300㎜）

*2：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-82　電気計装用プラグ類に係る設計条件及び仕様

(1)　電気計装用プラグ類-1

種　　類		壁厚*1 1500mm 用
基　　数		1
設置場所 （番　　号）		搬出入室：　操作室との間の壁 （340-SP-505-C）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	屈曲溝付き丸型（検出器付き）
	主要寸法	本　　体　　： （大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）1250 mm （厚さ）509mm フランジ　　： （直径）φ300mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10
	主要材料	本　　体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 フランジ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：12 本
	機器質量	358kg
図		図-164、図-168、図-311

注記　*1：壁厚とは遮蔽コンクリートの打ち上がり寸法をいう。

(2)　電気計装用プラグ類-2

種　　類		壁厚 1500mm 用
基　　数		2
設置場所 （番　　号）		前処理セル（開缶エリア）：　操作室との間の壁 （340-SP-505-A） 焼却溶融セル：　洗浄水処理室との間の壁 （340-SP-505-B）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下、B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	屈曲溝付き丸型（検出器付き）
	主要寸法	本　　体　　： （大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）1360 mm （厚さ）509mm フランジ　　： （直径）φ300mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10
	主要材料	本　　体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 フランジ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：12 本/基
	機器質量	378kg/基
図		図-163～図-164、図-166、図-168、図-311

(3)　電気計装用プラグ類-3

種　　類		壁厚 1500mm 用
基　　数		3
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル：　通路-02B との間の壁 （340-SP-001） 焼却溶融セル：　操作室との間の壁 （340-SP-002） 前処理セル（分別エリア）：　操作室との間の壁 （340-SP-003）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下、B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	丸型
	主要寸法	本　　体　　： （大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）1500 mm （厚さ）1497mm フランジ　　： （直径）φ300mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10
	主要材料	本　　体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 フランジ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：12 本/基
	機器質量	380kg/基
図		図-163～図-164、図-166、図-168、図-311

(4)　電気計装用プラグ類-4

種　　類		壁厚 1000mm 用
基　　数		1
設置場所 （番　　号）		保守ホール：　ホール操作室との間の壁 （340-SP-505-D）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。
仕様	型　　式	屈曲溝付き丸型（検出器付き）
	主要寸法	本　　体　　： （大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）860 mm （厚さ）389mm フランジ　　： （直径）φ300mm 固定ボルト　　：（呼び径）M10
	主要材料	本　　体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 フランジ　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：12 本
	機器質量	288kg
図		図-165、図-168、図-311

(5)　電気計装用プラグ類-5

<table>
<tr><td colspan="2">種　　類</td><td colspan="2">壁厚 1500mm 用</td></tr>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td colspan="2">搬出入室：　操作室との間の壁
（20-SP-033、90-SP-001、90-SP-002）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td colspan="2">B</td></tr>
<tr><td>遮蔽能力</td><td colspan="2">設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下）を満足すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">仕様</td><td>型　　式</td><td>螺旋溝付き丸型
（コネクタ付き）</td><td>螺旋溝付き丸型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td colspan="2">本　　体　　：
（大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）1391 mm
（厚さ）1217mm
シャフト　　：
（直径）φ30×（長さ）約 110 mm
フランジ　　：
（直径）φ323mm
固定ボルト　　：（呼び径）M10</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td colspan="2">本　　体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
シャフト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
フランジ　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>固定ボルトの数量</td><td colspan="2">固定ボルト　　：12 本/基</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td colspan="2">275kg/基</td></tr>
</table>

図	図-164、図-168、図-312
備　　考	電気計装用プラグ類-5 は、保守等のために同じ仕様の電気計装用プラグ類又は予備品と入れ換えて使用できる構造とする。

(6)　電気計装用プラグ類-6

種　　類		壁厚 1500mm 用
基　　数		75
設置場所 （番　　号）		搬出入室：　操作室との間の壁 （20-SP-001、20-SP-002、20-SP-003、20-SP-004 20-SP-005、20-SP-006） 前処理セル（開缶エリア）：　操作室との間の壁 （20-SP-007、20-SP-008、20-SP-009、20-SP-010 20-SP-011、90-SP-003*1） 前処理セル（分別エリア）：　操作室との間の壁 （20-SP-012、20-SP-013、20-SP-014、20-SP-015 20-SP-016、20-SP-017、20-SP-018、20-SP-019 20-SP-020、20-SP-021、20-SP-022、20-SP-023 20-SP-024、20-SP-025、80-SP-001*1、80-SP-002 80-SP-003*1、80-SP-004、80-SP-005*1 90-SP-004、90-SP-005、90-SP-006、230-SP-007*1 230-SP-008*1、230-SP-009*1、230-SP-010*1） 焼却溶融セル：　操作室との間の壁 （20-SP-026、20-SP-027、20-SP-028、20-SP-029 20-SP-030、20-SP-031、20-SP-032、90-SP-010 230-SP-011*1、230-SP-012*1） 焼却溶融セル：　通路-02B との間の壁 （30-SP-001、30-SP-002、30-SP-003、30-SP-004 30-SP-005、30-SP-006、30-SP-007、30-SP-008 30-SP-009、30-SP-010、30-SP-011、30-SP-012 30-SP-013、30-SP-014、30-SP-015、30-SP-016 30-SP-017、30-SP-018、90-SP-007、90-SP-008 90-SP-009 230-SP-001*1、230-SP-002*1、230-SP-003*1 230-SP-004*1、230-SP-005*1、230-SP-006*1）
設計条件	耐震クラス	B
	遮蔽能力	設計目標値（A 区域 2μSv/h 以下、B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。

<table>
<tr><td rowspan="7">仕
様</td><td>型　　式</td><td>螺旋溝付き丸型
（コネクタ付き）</td><td>螺旋溝付き丸型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td colspan="2">本　　体　　：
（大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）1391 mm
（厚さ）1217mm
シャフト　　：
（直径）φ30×（長さ）約 215 mm
フランジ　　：
（直径）φ323mm
固定ボルト　　：（呼び径）M10</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td colspan="2">本　　体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
シャフト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
フランジ　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>気密度*2</td><td colspan="2">0.1vol%/h 以下</td></tr>
<tr><td>固定ボルトの数量</td><td colspan="2">固定ボルト　　：12 本/基</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td colspan="2">275kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td colspan="2">図-163～図-164、図-166、図-168、図-312</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2">電気計装用プラグ類-6 は、保守等のために同じ仕様の電気計装用プラグ類又は予備品と入れ換えて使用できる構造とする。</td></tr>
</table>

注記　*1：床から 2.5m 以上の高さ

*2：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(7)　電気計装用プラグ類-7

<table>
<tr><td colspan="2">種　　類</td><td colspan="2">壁厚 1000mm 用</td></tr>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td colspan="2">6</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td colspan="2">保守ホール：　ホール操作室との間の壁
（20-SP-034、20-SP-035、20-SP-036、20-SP-037
90-SP-011、90-SP-012）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td colspan="2">B</td></tr>
<tr><td>遮蔽能力</td><td colspan="2">設計目標値（B 区域 10μSv/h 以下）を満足すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕様</td><td>型　　式</td><td>螺旋溝付き丸型
（コネクタ付き）</td><td>螺旋溝付き丸型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td colspan="2">本　　体　　：
（大径）φ195、（小径）φ175×（長さ）891 mm
（厚さ）778mm
シャフト　　：
（直径）φ30×（長さ）約 215 mm
フランジ　　：
（直径）φ323mm
固定ボルト　　：（呼び径）M10</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td colspan="2">本　　体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
シャフト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
フランジ　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>気密度*1</td><td colspan="2">0.1vol%/h 以下</td></tr>
</table>

仕様	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：　12 本/基
	機器質量	190kg/基
図		図-165、図-168、図-312
備　　考		電気計装用プラグ類-7 は、保守等のために同じ仕様の電気計装用プラグ類又は予備品と入れ換えて使用できる構造とする。

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(8)　電気計装用プラグ類-8

種　　類		壁厚 1100mm 用
基　　数		1
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア）:　前処理セル（開缶エリア）との間の壁 （80-SP-006[*1]）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	角型
	主要寸法	本　　体　　: （大径）580×580、（小径）490×490×（長さ）1235 mm フランジ　　: 830×830 mm 固定ボルト　　:（呼び径）M12
	主要材料	本　　体 鋼材　　: JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 コンクリート　　: JASS 5N の規定によるコンクリート 密度 2.1g/cm^3 フランジ　　: JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　: JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	気密度[*2]	0.1vol%/h 以下

仕様	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：　12 本
	機器質量	1700kg
表、図		表-83、図-164、図-167、図-313

注記　*1：床から 2.5m 以上の高さ

*2：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

(9)　電気計装用プラグ類-9

<table>
<tr><td colspan="2">種　　類</td><td colspan="2">壁厚 1500mm 用</td></tr>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td colspan="2">焼却溶融セル：　排ガス処理室との間の壁
（80-SP-007*1、80-SP-008*1）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td colspan="2">B</td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕様</td><td>型　　式</td><td>螺旋管付き角型
（コネクタ 1 個）</td><td>螺旋管付き角型
（コネクタ 4 個）</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td colspan="2">本　　体　　：
（大径）580×580、（小径）490×490×（長さ）1525 mm
フランジ　　：
850×850 mm
固定ボルト　　：（呼び径）M12</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td colspan="2">本　　体
鋼材　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
コンクリート　　：
JASS 5N の規定によるコンクリート
密度 2.1g/cm^3
フランジ　　：
JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>気密度*2</td><td colspan="2">0.1vol%/h 以下</td></tr>
</table>

仕様	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：　12 本/基
	機器質量	1800kg/基
表、図		表-83、図-164、図-166、図-313

注記　*1：床から 2.5m 以上の高さ

*2：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

表-83　電気計装用プラグ類-8 及び電気計装用プラグ類-9 の
コンクリートの材料

項　　目	種　　類	備　　考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
骨　　材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混 和 剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
20-10A4-SS4-202-02-B2-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）	酸素窒素	65	0.98	0.1	B *3	10A	Sch40	737	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
20-15A4-SS2-421-CA-B2-B2		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			
20-15A4-SS2-506-PW-B2-B2		純水		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-314

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
20-20A4-SS2-701-CA-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）	圧縮空気	65	0.98	0.2	B *3	20A	Sch40	737	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
20-20A4-SS2-702-CA-B2		圧縮空気		0.98	0.2		20A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-314

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
20-15A4-SS2-431-CA-B2-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-417）	圧縮空気	65	0.98	0.1	B *3	15A	Sch40	740	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
20-15A4-SS2-703-CA-B2		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			
20-15A4-SS2-704-CA-B2		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-315

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（4/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SS2-415-CA-B2-B1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-203）	圧縮空気	65	0.98	0.1	B *3	15A	Sch40	740	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
30-15A4-SS2-506-PW-B2-B1		純水		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-172　概略図：図-316

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（5/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SL1-074-WG-B2-B2	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-205）	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B *3	15A	Sch40	740	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF316L
30-15A4-SL1-075-WG-B2-B2		排ガス		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			
30-15A4-SL1-076-WG-B2-B2		排ガス		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			
30-15A4-SL1-077-WG-B2-B2		排ガス		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-172　概略図：図-317

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（6/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SS2-405-CA-B2-B2	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-206）	圧縮空気	65	0.98	0.1	B *3	15A	Sch40	737	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
30-20A4-SS2-455-CA-B2-B2		圧縮空気		0.98	0.2		20A	Sch40			
10-15A4-SS1-015-WG-B1-B1		排ガス		0.02（外圧）	0.2		15A	Sch40			
10-15A4-SS1-016-WG-B1-B1		排ガス		0.02（外圧）	0.2		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-172　概略図：図-318

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（7/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-50A2-SS2-472-CA-B2-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-207）	圧縮空気	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	471	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
									433		JASS 5N の規定によるコンクリート*4

配置図：図-169、図-172　概略図：図-319

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（8/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-25A2-SL1-046-Air-B2-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）	圧縮空気	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
30-15A4-SL1-047-WG-B2-B2		空気		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			
30-15A4-SL1-048-WG-B2-B2		空気		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-172　概略図：図-320

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（9/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
20-15A4-SS2-502-PW-B2-B1	搬出入室と操作室との間の壁（20-401）	純水	65	0.98	0.1	B *3	15A	Sch40	740	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
20-15A4-SS2-402-CA-B2-B1		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-321

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（10/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-10A4-SS7-013-WG-B2-B1	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *3	10A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
210-15A4-SS7-1326-WG-B2-B1		空気		0.006（外圧）	0.1		15A	Sch40			
210-25A2-SS7-1325-Air-B2-B1		圧縮空気		0.98	0.2		25A	Sch20S			
210-15A4-SS7-1324-WG-B2-B1		空気		0.006（外圧）	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-322

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（11/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-10A4-SS7-014-WG-B2-B1	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *3	10A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
20-15A4-SS2-413-CA-B2-B1		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			
20-15A4-SS4-304-N2-B2-B1		窒素		0.98	0.1		15A	Sch40			
20-15A4-SS2-512-PW-B2-B1		純水		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-322

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（12/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-10A4-SS7-023-WG-B2-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *3	10A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
210-15A4-SS7-1336-WG-B2-B2		空気		0.006（外圧）	0.1		15A	Sch40			
210-25A2-SS7-1335-Air-B2-B2		圧縮空気		0.98	0.2		25A	Sch20S			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-323

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（13/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-15A4-SS7-1334-WG-B2-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *3	15A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
210-10A4-SS7-024-WG-B2-B1		空気		0.006（外圧）	0.1		10A	Sch40			

配置図：図-170、図-175　概略図：図-323

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（14/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-10A4-SS7-033-WG-B2-B3	焼却溶融セルと洗浄水処理室の間の壁（210-201）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *3	10A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
210-15A4-SS7-1226-WG-B2-B3		空気		0.006（外圧）	0.1		15A	Sch40			
210-25A2-SS7-1225-Air-B2-B3		圧縮空気		0.98	0.2		25A	Sch20S			

配置図：図-169、図-173　概略図：図-323

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（15/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-15A4-SS7-1224-WG-B2-B3	焼却溶融セルと洗浄水処理室の間の壁（210-201）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *3	15A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
210-10A4-SS7-034-WG-B2-B3		空気		0.006（外圧）	0.1		10A	Sch40			
20-15A4-SS2-505-PW-B2-B4	保守ホールとホール操作室との間の壁（20-605）	純水	65	0.98	0.1	B *3	15A	Sch40	490	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
20-15A4-SS2-405-CA-B2-B4		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-171、図-173、図-175　概略図：図-323～図-324

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（16/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-65A2-SS1-002-Air-B2-B1	焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁（30-201）	空気	65	0.03（外圧）	0.5	B *3	65A	Sch20S	463	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
									418		JASS 5Nの規定によるコンクリート*4
30-65A2-SS1-061-Air-B2-B1		空気		0.03（外圧）	0.5		65A	Sch20S	463	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
									418		JASS 5Nの規定によるコンクリート*4

配置図：図-169、図-173　概略図：図-328

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（17/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
10-40A2-SS1-011-WR-B2-B1	廃樹脂乾燥室と焼却溶融セルとの間の床（10-501）	廃樹脂	65	0.98	0.2	B *3	40A	Sch20S	700	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JASS 5Nの規定によるコンクリート*4

配置図：図-171～図-172　概略図：図-329

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（18/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SL1-073-WG-B2-B1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁*3（30-202）	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B *4	15A	Sch40	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF316L
30-15A4-SL1-151-WG-B2		排ガス		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			
30-15A4-SL1-152-WG-B2		排ガス		0.03（外圧）	0.2		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-172　概略図：図-325

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（19/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-25A2-SS2-402-CA-B2-B1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁*3（30-202）	圧縮空気	65	0.98	0.2	B *4	25A	Sch20S	734	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
30-25A2-SS2-403-CA-B2-B1		圧縮空気		0.98	0.2		25A	Sch20S			
30-15A4-SS2-404-CA-B2-B1		圧縮空気		0.98	0.1		15A	Sch40			

配置図：図-169、図-172　概略図：図-325

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：床から 2.5m 以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（20/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SS2-254-CW-B2-B2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁*3（30-209）	純水	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	740	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
210-10A4-SS7-043-WG-B2-B4	保守ホールとホール操作室の間の壁*3（210-604）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *4	10A	Sch40	484	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
210-15A4-SS7-1126-WG-B2-B4		空気		0.006（外圧）	0.1		15A	Sch40			
210-25A2-SS7-1125-Air-B2-B4		圧縮空気		0.98	0.2		25A	Sch20S			

配置図：図-169、図-171、図-173、図-175　概略図：図-326～図-327

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（21/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
210-15A4-SS7-1124-WG-B2-B4	保守ホールとホール操作室の間の壁*3（210-604）	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B *4	15A	Sch40	484	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定めるSUSF304
210-10A4-SS7-044-WG-B2-B4		空気		0.006（外圧）	0.1		10A	Sch40			

配置図：図-171、図-175　概略図：図-327

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（22/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SL1-317-WL-B2-D7	排気機械室と廃液処理室(2)との間の壁*3（30-265）	廃液	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-15A4-SL1-317-WL-B2-F7	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（30-263）	廃液	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-15A4-SL1-316-WL-B2-D7	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（30-262）	廃液	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-15A4-SL1-316-WL-B2-F7	排気機械室と廃液処理室(2)との間の壁*3（30-264）	廃液	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—

配置図：図-169、図-174　概略図：図-330

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（23/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-15A4-SL1-316-WL-B2-H7	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（30-266）	廃液	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-15A4-SL1-317-WL-B2-B7	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（30-267）	廃液	65	0.5	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—

配置図：図-169、図-174　概略図：図-330

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（24/24）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	集合部の寸法*2（mm）	単管部	集合部
30-40A2-SL1-553-WL-B2-B1	廃液処理室(1)と洗浄水処理室との間の壁（30-261）	廃液	65	0.5	0.3	B *3	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-25A2-SL1-333-WL-B2-B1	廃液処理室(1)と洗浄水処理室との間の壁（30-229）	廃液	65	0.5	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-15A4-SL1-316-WL-B2-B7	廃液処理室(1)と洗浄水処理室との間の壁（30-230）	廃液	65	0.5	0.1	B *3	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—
30-15A4-SL1-317-WL-B2-H7	廃液処理室(1)と洗浄水処理室との間の壁（30-231）	廃液	65	0.5	0.1	B *3	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP	—

配置図：図-169、図-174　概略図：図-330

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：集合部の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-85　減容処理設備　焼却溶融設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　焼却溶融設備（1/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-20A4-SS1-221-WL-B2	焼却溶融炉冷却水タンク（30-TK-005）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-20A4-SS1-981-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS1-223-WL-B2	30-V-215から30-20A4-SS1-221-WL-B2の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS1-225-WL-B2	30-V-216から30-15A4-SS1-606-WL-B2の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS1-227-WL-B2	30-V-217から30-15A4-SS1-606-WL-B2の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(2)　焼却溶融設備（2/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS1-232-WL-B2	30-V-218 からレジューサ（20×15）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-234-WL-B2	30-V-219 からレジューサ（20×15）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-236-WL-B2	30-V-220 から 30-15A4-SS1-234-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-238-WL-B2	レジューサ（20×15）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-20A4-SS1-979-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-239-WL-B2	レジューサ（20×15）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-20A4-SS1-980-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(3)　焼却溶融設備（3/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS1-240-WL-B2	30-V-221 から 30-15A4-SS1-232-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-40A2-SL1-301-WL-B2	循環水タンク A（30-TK-006A）から循環水循環ポンプ A（30-P-002A）まで	廃液	65	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-40A2-SL1-302-WL-B2	循環水タンク B（30-TK-006B）から 30-40A2-SL1-301-WL-B2 の接続部まで	廃液	65	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-40A2-SL1-304-WL-B2	30-40A2-SL1-301-WL-B2 の接続部から循環水循環ポンプ B（30-P-002B）まで	廃液	65	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-336～図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(4)　焼却溶融設備（4/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SL1-305-WL-B2	循環水循環ポンプA（30-P-002A）からレジューサ（40×25）まで	廃液	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-25A2-SL1-306-WL-B2	循環水循環ポンプB（30-P-002B）から30-25A2-SL1-305-WL-B2の接続部まで	廃液	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-40A2-SL1-307-WL-B2	排ガス洗浄水冷却器（30-HX-006）からレジューサ（40×25）まで	廃液	65	0.5	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-25A2-SL1-308-WL-B2	レジューサ（40×25）から排ガス洗浄塔（30-TK-002）まで	廃液	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(5)　焼却溶融設備（5/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-309-WL-B2	30-40A2-SL1-307-WL-B2 の接続部から排ガス洗浄塔（30-TK-002）まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-310-WL-B2	30-40A2-SL1-307-WL-B2 の接続部から排ガス洗浄塔（30-TK-002）まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-25A2-SL1-311-WL-B2	30-40A2-SL1-307-WL-B2 の接続部からレジューサ（25×15）まで	廃液	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-312-WL-B2	レジューサ（25×15）から排ガス洗浄塔（30-TK-002）まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-313-WL-B2	30-25A2-SL1-311-WL-B2 の接続部から排ガス洗浄塔（30-TK-002）まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(6)　焼却溶融設備（6/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-316-WL-B2	30-25A2-SL1-305-WL-B2 の接続部から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-15A4-SS1-316-WL-B2）の接続部まで*2	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-317-WL-B2	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-15A4-SS1-317-WL-B2）の接続部から 30-V-321 まで*3	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-325-WL-B2	30-V-321 から 30-65A2-SL1-315-WL-B2 の接続部まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-40A2-SL1-331-WL-B2	30-40A2-SL1-301-WL-B2 の接続部から 30-V-327 まで	廃液	65	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）30-230（30-15A4-SL1-316-WL-B2-B7）、30-262（30-15A4-SL1-316-WL-B2-D7）、30-264（30-15A4-SL1-316-WL-B2-F7）、30-266（30-15A4-SL1-316-WL-B2-H7）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）30-267（30-15A4-SL1-317-WL-B2-B7）、30-265（30-15A4-SL1-317-WL-B2-D7）、30-263（30-15A4-SL1-317-WL-B2-F7）、30-231（30-15A4-SL1-317-WL-B2-H7）を含む。

(7)　焼却溶融設備（7/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-40A2-SL1-332-WL-B2	30-40A2-SL1-302-WL-B2 の接続部から 30-40A2-SL1-335-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-25A2-SL1-333-WL-B2	循環水移送ポンプ（30-P-004）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-25A2-SS1-001-WL-B1）の接続部まで*2	廃液	40	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-40A2-SL1-335-WL-B2	30-V-327 から循環水移送ポンプ（30-P-004）まで	廃液	40	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-40A2-SSL-343-WL-B2	凝縮水タンク（30-TK-008）から凝縮水移送ポンプ（30-P-005）まで	廃液	65	静水頭	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP
30-15A4-SSL-344-WL-B2	30-40A2-SSL-343-WL-B2 の接続部から 30-V-346 まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）30-229（30-25A2-SL1-333-WL-B2-B1）を含む。

(8)　焼却溶融設備（8/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SSL-345-WL-B2	凝縮水移送ポンプ（30-P-005）から循環水タンクA（30-TK-006A）まで	廃液	40	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-25A2-SSL-346-WL-B2	30-25A2-SSL-345-WL-B2の接続部から循環水タンクB（30-TK-006B）まで	廃液	40	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-15A4-SS1-348-WL-B2	30-V-251から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-15A4-SS1-1001-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS1-349-WL-B2	30-V-252から30-15A4-SS1-348-WL-B2の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SL1-351-WL-B2	30-40A2-SL1-331-WL-B2の接続部から30-V-342まで	廃液	65	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(9)　焼却溶融設備（9/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS1-352-WL-B2	30-V-342 から 30-20A4-SS1-353-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-353-WL-B2	循環水タンク A（30-TK-006A）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-20A4-SS1-875-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SL1-354-WL-B2	30-40A2-SL1-332-WL-B2 の接続部から 30-V-343 まで	廃液	65	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SS1-355-WL-B2	30-V-343 から 30-20A4-SS1-353-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-356-WL-B2	循環水タンク B（30-TK-006B）から 30-20A4-SS1-353-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(10)　焼却溶融設備（10/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-357-WL-B2	レジューサ（40×15）から 30-V-344 まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SS1-358-WL-B2	30-V-344 から 30-15A4-SS1-361-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-359-WL-B2	30-V-607 から 30-15A4-SS1-361-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-360-WL-B2	30-V-345 から 30-20A4-SS1-362-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-361-WL-B2	30-V-346 からレジューサ（25×15,50×25）まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(11)　焼却溶融設備（11/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-20A4-SS1-362-WL-B2	凝縮水タンク（30-TK-008）からレジューサ（50×20）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS1-363-WL-B2	30-V-702から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-15A4-SS1-998-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-25A2-SL1-365-WL-B2	30-40A2-SL1-307-WL-B2の接続部から30-V-365まで	廃液	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-40A2-SL1-381-WL-B2	レジューサ（40×25, 40×15）から排ガス洗浄水冷却器（30-HX-006）まで	廃液	65	0.5	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-15A4-SL1-382-WL-B2	排ガス洗浄水冷却器（30-HX-006）から30-V-345まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(12)　焼却溶融設備（12/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-391-WL-B2	30-15A4-SL1-316-WL-B2 の接続部から 30-V-251 まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-392-WL-B2	30-15A4-SL1-317-WL-B2 の接続部から 30-V-252 まで	廃液	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SS1-504-WL-B2	30-V-504 から循環水タンク A（30-TK-006A）まで	廃液	40	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-505-WL-B2	30-V-505 から循環水タンク B（30-TK-006B）まで	廃液	40	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-606-WL-B2	30-V-603 から 30-20A4-SS1-221-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS1-610-WL-B2	30-V-605 から 30-20A4-SS1-238-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-336～図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(13)　焼却溶融設備（13/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS1-658-WL-B2	30-V-621 から 30-15A4-SS1-358-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SL1-802-WL-B2	30-CH-801 から 30-40A2-SL1-301-WL-B2 の接続部まで	廃液	65	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(14)　焼却溶融設備（14/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-65A2-SS1-001-Air-B2	30-AV-001 から給気フィルタ１（30-F-004）まで	空気	40	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-65A2-SS1-002-Air-B2	給気フィルタ１（30-F-004）から焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁（30-201）のサンプリング室側の接続部（30-65A2-SS1-002-Air-B2-B1）まで	空気	40	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-80A2-SSL-011-WG-B1	排ガス洗浄塔（30-TK-002）から排ガス凝縮器（30-HX-003）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.6	B	80A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-80A2-SSL-012-WG-B1	排ガス凝縮器（30-HX-003）からミストセパレータ（30-TK-003）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.6	B	80A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP

系統図：図-331、図-333

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(15)　焼却溶融設備（15/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-80A2-SSL-013-WG-B1	ミストセパレータ（30-TK-003）から排ガス加熱器（30-HX-004）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.6	B	80A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-80A2-SSL-014-WG-B1-H25	排ガス加熱器（30-HX-004）からルテニウム吸着塔（30-TK-004）まで	排ガス	100	0.03（外圧）	0.6	B	80A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-80A2-SSL-015-WG-B1	ルテニウム吸着塔（30-TK-004）からレジューサ（150×80）まで	排ガス	100	0.03（外圧）	0.6	B	80A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-200A2-SSL-016-WG-B1	レジューサ（150×80，200×150，200×150）から排ガスブロア（30-B-001）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	1.3	B	200A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-150A2-SSL-017-WG-B1	排ガスブロア（30-B-001）から気体廃棄物の廃棄施設　セル系排気設備の接続部まで	排ガス	65	0.03	0.8	B	150A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP

系統図：図-333～図-334

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(16)　焼却溶融設備（16/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-150A2-SSL-018-WG-B1	レジューサ（200×150）から排ガス補助ブロアA（30-B-002A）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	1.0	B	150A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-125A2-SSL-019-WG-B1	排ガス補助ブロアA（30-B-002A）から30-150A2-SSL-017-WG-B1の接続部まで	排ガス	65	0.03	0.7	B	125A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-150A2-SSL-020-WG-B1	30-150A2-SSL-018-WG-B1から排ガス補助ブロアB（30-B-002B）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	1.0	B	150A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-125A2-SSL-021-WG-B1	排ガス補助ブロアB（30-B-002B）から30-150A2-SSL-017-WG-B1の接続部まで	排ガス	65	0.03	0.7	B	125A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-125A2-SSL-023-WG-B1	30-150A2-SSL-020-WG-B1の接続部から30-CH-027まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.9	B	125A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP

系統図：図-334

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(17)　焼却溶融設備（17/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-125A2-SSL-026-WG-B1	30-CH-027 から 30-125A2-SSL-021-WG-B1 の接続部まで	排ガス	65	0.03	0.7	B	125A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP
30-40A2-SS7-032-WG-B2	排気フィルタ 2（30-F-008）から 30-V-019 まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-40A2-SSL-033-WG-B1	30-V-019 から 30-80A2-SSL-015-WG-B1 の接続部まで	排ガス	100	0.03（外圧）	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP
30-25A2-SSL-034-WG-B2-H25	30-80A2-SSL-014-WG-B1-H25 から Ru サンプリング容器（30-TK-004-2）まで	排ガス	100	0.03（外圧）	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP
30-25A2-SSL-035-WG-B2-H25	Ru サンプリング容器（30-TK-004-2）から 30-80A2-SSL-015-WG-B1 の接続部まで	排ガス	100	0.03（外圧）	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP

系統図：図-333～図-334

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(18)　焼却溶融設備（18/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-150A2-SS1-037-Air-B2	30-AV-025 から給気フィルタ 2（30-F-005）まで	空気	40	0.03（外圧）	1.0	B	150A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-150A2-SS1-038-Air-B2	給気フィルタ 2（30-F-005）から 30-CH-026 まで	空気	40	0.03（外圧）	1.0	B	150A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-150A2-SSL-042-WG-B1	30-CH-026 からレジューサ（200×150）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	1.0	B	150A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP
30-25A2-SL1-046-Air-B2	30-V-446 から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）の通路-02B 側の接続部（30-25A2-SL1-046-Air-B2-B2）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-332、図-334

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(19)　焼却溶融設備（19/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-047-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-047-WG-B2-B2）から 30-V-447 まで	空気	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-048-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-048-WG-B2-B2）から 30-V-448 まで	空気	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-65A2-SS1-061-Air-B2	30-65A2-SS1-002-Air-B2 の接続部からサンプリング室との間の壁（30-201）のサンプリング室側の接続部（30-65A2-SS1-061-Air-B2-B1）まで	空気	40	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-331～図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(20)　焼却溶融設備（20/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-073-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-073-WG-B2-B1）から 30-V-035 まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-15A4-SL1-074-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-205）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-074-WG-B2-B2）から 30-V-036 まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-15A4-SL1-075-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-205）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-075-WG-B2-B2）から 30-V-037 まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP

系統図：図-331～図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(21)　焼却溶融設備（21/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-076-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-205）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-076-WG-B2-B2）から 30-V-038 まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-077-WG-B2	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-205）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SL1-077-WG-B2-B2）から 30-V-039 まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-40A2-SS2-201-CW-B2	焼却溶融炉冷却水タンク(30-TK-005)から焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A（30-P-001A）まで	冷却水	65	静水頭	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-332、図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(22)　焼却溶融設備（22/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-40A2-SS2-202-CW-B2	30-40A2-SS2-201-CW-B2 の接続部から焼却溶融炉冷却水循環ポンプ B（30-P-001B）まで	冷却水	65	静水頭	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-203-CW-B2	焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A（30-P-001A）から焼却溶融炉冷却水冷却器（30-HX-005）まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-204-CW-B2	焼却溶融炉冷却水循環ポンプ B（30-P-001B）から 30-25A2-SS2-203-CW-B2 の接続部まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-40A2-SS2-205-CW-B2	焼却溶融炉冷却水冷却器（30-HX-005）からレジューサ（40×25）まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(23)　焼却溶融設備（23/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SS2-206-CW-B2	30-40A2-SS2-205-CW-B2 の接続部から焼却溶融炉（30-TU-001）高周波誘導コイルまで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-207-CW-B2	焼却溶融炉（30-TU-001）高周波誘導コイルから 30-40A2-SS2-212-CW-B2 の接続部まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-208-CW-B2	レジューサ（40×25）から焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁のサンプリング室側の接続部（30-FH-031）、レジューサ（25×15）まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-209-CW-B2	焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁のサンプリング室側の接続部（30-FH-032）からレジューサ（40×25）まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(24)　焼却溶融設備（24/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SS2-210-CW-B2	30-40A2-SS2-205-CW-B2 の接続部から焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁のサンプリング室側の接続部（30-FH-033）、レジューサ（25×15）まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-211-CW-B2	焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁のサンプリング室側の接続部（30-FH-034）から 30-40A2-SS2-212-CW-B2 の接続部まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-40A2-SS2-212-CW-B2	レジューサ（40×25）から焼却溶融炉冷却水タンク（30-TK-005）まで	冷却水	65	0.5	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(25)　焼却溶融設備（25/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-222-CW-B2	30-40A2-SS2-201-CW-B2 の接続部から 30-V-215 まで	冷却水	65	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-224-CW-B2	30-25A2-SS2-203-CW-B2 の接続部から 30-V-216 まで	冷却水	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-226-CW-B2	30-40A2-SS2-205-CW-B2 の接続部から 30-V-217 まで	冷却水	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-228-VE-B2	焼却溶融炉冷却水タンク（30-TK-005）からベントフィルタ 1（30-F-009）まで	空気	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-229-VE-B2	ベントフィルタ 1（30-F-009）から 30-V-232 まで	空気	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(26)　焼却溶融設備（26/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-231-CW-B2	30-25A2-SS2-207-CW-B2 の接続部から 30-V-218 まで	冷却水	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-233-CW-B2	レジューサ（25×15）から 30-V-219 まで	冷却水	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-235-CW-B2	レジューサ（25×15）から 30-V-220 まで	冷却水	65	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-237-CW-B2	焼却溶融炉高周波電源盤（30-EP-005）から 30-V-221 まで	冷却水	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-251-CW-B2	噴霧水タンク（30-TK-007）から噴霧水ポンプ A（30-P-003A）まで	冷却水	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-252-CW-B2	30-15A4-SS2-251-CW-B2 の接続部から噴霧水ポンプ B（30-P-003B）まで	冷却水	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-335～図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(27)　焼却溶融設備（27/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-253-CW-B2	30-15A4-SS2-251-CW-B2 の接続部から 30-V-222 まで	冷却水	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-254-CW-B2	噴霧水ポンプ A（30-P-003A）から焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（30-209）の洗浄水処理室側の接続部（30-15A4-SS2-254-CW-B2-B2）まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-255-CW-B2	噴霧水ポンプ B（30-P-003B）から 30-15A4-SS2-254-CW-B2 の接続部まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-256-CW-B2	30-15A4-SS2-254-CW-B2 の接続部から噴霧水タンク（30-TK-007）まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS1-261-Dr-B2	噴霧水タンク（30-TK-007）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の 40-CH-921 まで	純水	40	静水頭	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-332、図-335

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(28)　焼却溶融設備（28/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS1-262-Dr-B2	30-V-222 から 30-20A4-SS1-261-Dr-B2 の接続部まで	純水	40	静水頭	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-65A2-SL1-314-WL-B2	排ガス洗浄塔（30-TK-002）から循環水タンク A（30-TK-006A）まで	廃液	65	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-65A2-SL1-315-WL-B2	30-65A2-SL1-314-WL-B2 から循環水タンク B（30-TK-006B）まで	廃液	65	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-20A4-SSL-341-WL-B2	排ガス凝縮器（30-HX-003）から凝縮水タンク（30-TK-008）まで	廃液	40	0.03（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP
30-20A4-SSL-342-WL-B2	ミストセパレータ（30-TK-003）から 30-20A4-SSL-341-WL-B2 の接続部まで	廃液	65	0.03（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304LTP

系統図：図-335、図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(29)　焼却溶融設備（29/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SL1-366-WL-B2	30-V-365 から 30-65A2-SL1-314-WL-B2 の接続部まで	廃液	65	0.03（外圧）	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-20A4-SS7-371-WG-B2	循環水タンク A（30-TK-006A）からベントフィルタ 2（30-F-010）まで	排ガス	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS7-372-WG-B2	ベントフィルタ 2（30-F-010）から 30-V-352 まで	排ガス	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS7-373-WG-B2	循環水タンク B（30-TK-006B）から 30-20A4-SS7-371-WG-B2 の接続部まで	排ガス	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS7-374-WG-B2	凝縮水タンク（30-TK-008）から 30-20A4-SS7-371-WG-B2 の接続部まで	排ガス	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-401-CA-B2	50-V-332 から 30-15A4-SS2-415-CA-B2 の接続部まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-331、図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(30)　焼却溶融設備（30/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SS2-402-CA-B2	30-50A2-SS2-472-CA-B2 の接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の通路-02B 側の接続部（30-25A2-SS2-402-CA-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-403-CA-B2	30-25A2-SS2-402-CA-B2 の接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の通路-02B 側の接続部（30-25A2-SS2-403-CA-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-404-CA-B2	30-25A2-SS2-402-CA-B2 の接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SS2-404-CA-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-331、図-335

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(31)　焼却溶融設備（31/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-405-CA-B2	30-25A2-SS2-401-CA-B2 の接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-206）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SS2-405-CA-B2-B2）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-415-CA-B2	30-25A2-SS2-401-CA-B2 の接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-203）の通路-02B 側の接続部（30-15A4-SS2-415-CA-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-SS2-451-CA-B2	圧縮空気の接続部から圧縮空気貯留タンク（30-TK-009）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-331～図-332、図-335

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(32)　焼却溶融設備（32/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-20A4-SS2-455-CA-B2	30-V-416から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁(30-206)の通路-02B側の接続部（30-20A4-SS2-455-CA-B2-B2）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-50A2-SS2-472-CA-B2	圧縮空気貯留タンク（30-TK-009)から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-207）の通路-02B側の接続部（30-50A2-SS2-472-CA-B2-B2）まで	圧縮空気	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-506-PW-B2	30-V-506から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁(30-203)の通路-02B側の接続部（30-15A4-SS2-506-PW-B2-B1）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-331～図-332、図-335

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(33)　焼却溶融設備（33/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-508-PW-B2	30-V-501 から焼却溶融炉冷却水タンク（30-TK-005）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-509-PW-B2	30-AV-503 から噴霧水タンク（30-TK-007）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-50A2-SS2-601-CW-B2	30-V-611 から焼却溶融炉冷却水冷却器（30-HX-005）まで	冷却水	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-50A2-SS2-602-CW-B2	焼却溶融炉冷却水冷却器（30-HX-005）から 30-V-612 まで	冷却水	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-40A2-SS2-603-CW-B2	30-50A2-SS2-601-CW-B2 の接続部から焼却溶融炉高周波電源盤（30-EP-005）まで	冷却水	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-335～図-336

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(34)　焼却溶融設備（34/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-40A2-SS2-604-CW-B2	焼却溶融炉高周波電源盤（30-EP-005）から30-50A2-SS2-602-CW-B2の接続部まで	冷却水	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-605-CW-B2	30-50A2-SS2-601-CW-B2の接続部から30-V-603まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-609-CW-B2	焼却溶融炉高周波電源盤（30-EP-005）から30-V-605まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-50A2-SS2-651-CW-B2	30-V-615から排ガス洗浄水冷却器（30-HX-006）まで	冷却水	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-50A2-SS2-652-CW-B2	排ガス洗浄水冷却器（30-HX-006）から30-V-616まで	冷却水	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-653-CW-B2	30-50A2-SS2-651-CW-B2の接続部から30-V-607まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-336～図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(35)　焼却溶融設備（35/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-657-CW-B2	30-50A2-SS2-652-CW-B2 の接続部から 30-V-608 まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-659-CW-B2	30-50A2-SS2-652-CW-B2 の接続部から 30-V-621 まで	冷却水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS2-701-CHW-B2-C30	30-V-711 から排ガス凝縮器（30-HX-003）まで	冷水	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-20A4-SS2-702-CHW-B2-C30	排ガス凝縮器（30-HX-003）から 30-V-712 まで	冷水	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-15A4-SS2-703-CHW-B2-C30	30-20A4-SS2-701-CHW-B2-C30 の接続部から 30-V-702 まで	冷水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(36)　焼却溶融設備（36/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-65A2-SS1-002-Air-B2-A1	焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁（30-201）の焼却溶融セル側の接続部（30-65A2-SS1-002-Air-B2-B1）から焼却溶融炉本体（30-TU-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	空気	65	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-65A2-SS1-061-Air-B2-A1	焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁（30-201）の焼却溶融セル側の接続部（30-65A2-SS1-061-Air-B2-B1）から排ガス冷却器（30-HX-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	空気	65	0.03（外圧）	0.5	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-331

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(37)　焼却溶融設備（37/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SS2-402-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-202）の焼却溶融セル側の接続部（30-25A2-SS2-402-CA-B2-B1）から焼却溶融炉本体（30-TU-001）及び投入容器投入装置（30-M-006）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-404-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-202）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SS2-404-CA-B2-B1）から焼却溶融炉本体（30-TU-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-331

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(38)　焼却溶融設備（38/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-073-WG-B2-A1	焼却溶融炉接続筒（30-TU-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-073-WG-B2-B1）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-25A2-SS2-403-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の焼却溶融セル側の接続部（30-25A2-SS2-403-CA-B2-B1）から排ガス冷却器（30-HX-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-331

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(39)　焼却溶融設備（39/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-151-WG-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-151-WG-B2）から焼却溶融セル内のクイックコネクタの接続部まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-152-WG-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-202）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-152-WG-B2）から焼却溶融セル内のクイックコネクタの接続部まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-331

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(40)　焼却溶融設備（40/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-415-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-203）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SS2-415-CA-B2-B1）から焼却灰回収装置（30-AX-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-506-PW-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-203）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SS2-506-PW-B2-B1）から焼却溶融セル内のクイックコネクタの接続部まで	純水	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-331

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(41)　焼却溶融設備（41/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-074-WG-B2-A1	セラミックフィルタ（30-F-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-205）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-074-WG-B2-B2）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-15A4-SL1-075-WG-B2-A1	セラミックフィルタ（30-F-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-205）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-075-WG-B2-B2）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP

系統図：図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(42)　焼却溶融設備（42/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-076-WG-B2-A1	セル内フィルタ（30-F-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-205）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-076-WG-B2-B2）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP
30-15A4-SL1-077-WG-B2-A1	セル内フィルタ（30-F-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-205）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-077-WG-B2-B2）まで	排ガス	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS316LTP

系統図：図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(43)　焼却溶融設備（43/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SS2-405-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-206）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SS2-405-CA-B2-B2）から排ガス冷却器（30-HX-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-20A4-SS2-455-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-206）の焼却溶融セル側の接続部（30-20A4-SS2-455-CA-B2-B2）からセラミックフィルタ（30-F-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(44)　焼却溶融設備（44/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-50A2-SS2-472-CA-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-207）の焼却溶融セル側の接続部（30-50A2-SS2-472-CA-B2-B2）からレジューサ（50×15）まで	圧縮空気	65	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
30-15A4-SS2-473-CA-B2	レジューサ(50×15)からセラミックフィルタ（30-F-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部及び廃樹脂乾燥設備のホッパー（10-AX-001-1)に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(45)　焼却溶融設備（45/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-25A2-SL1-046-Air-B2-A1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）の焼却溶融セル側の接続部（30-25A2-SL1-046-Air-B2-B2）から焼却溶融セル内のクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SL1-047-WG-B2-A1	焼却溶融セル内のクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-047-WG-B2-B2）まで	空気	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP

系統図：図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(46)　焼却溶融設備（46/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-15A4-SL1-048-WG-B2-A1	焼却溶融セル内のクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-208）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SL1-048-WG-B2-B2）まで	空気	65	0.03（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS316LTP
30-15A4-SS2-254-CW-B2-A1	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（30-209）の焼却溶融セル側の接続部（30-15A4-SS2-254-CW-B2-B2）から排ガス冷却器（30-HX-002）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	純水	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(47)　焼却溶融設備（47/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-250A2-SSL-003-WG-B1	焼却溶融炉接続筒（30-TU-002）から2次燃焼器（30-HX-001）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	1.7	B	250A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-100A2-SSL-029-WG-B1	30-RV-017から30-100A2-HC1-040-WG-B1のフレキシブルホースまで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTP
30-100A2-HC1-040-WG-B1	30-100A2-SSL-029-WG-B1のフレキシブルホースからレジューサ（150×100）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022
30-150A2-HC1-041-WG-B1-H40	レジューサ（150×100）からセラミックフィルタ（30-F-001）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	1.0	B	φ165.2	5.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022
30-450A2-SSL-004-WG-B1	2次燃焼器（30-HX-001）から排ガス冷却器（30-HX-002）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	2.9	B	450A	Sch20S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304LTPY
30-100A2-HC1-005-WG-B1-H40	排ガス冷却器（30-HX-002）から30-150A2-HC1-041-WG-B1-H40の接続部まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022

系統図：図-331～図-332

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(48)　焼却溶融設備（48/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-100A2-HC1-006-WG-B1-H40	セラミックフィルタ（30-F-001）からセル内フィルタ（30-F-002）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022
30-100A2-HC1-007-WG-B1-H40	セル内フィルタ(30-F-002)から焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁(30-210)の焼却溶融セル側の接続部（30-100A2-HC1-008-WG-B1-H40）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022
30-100A2-HC1-008-WG-B1-H40*2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（30-210）の洗浄水処理室側の接続部（30-100A2-HC1-007-WG-B1-H40)から排ガスフィルタ(30-F-003）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022
30-100A2-HC1-009-WG-B1-H40*2	排ガスフィルタ(30-F-003)から排ガス吸着塔（30-TK-001）まで	排ガス	400	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022

系統図：図-332～図-333

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：廃棄第一種管

(49)　焼却溶融設備（49/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-100A2-HC1-010-WG-B1-H40*2	排ガス吸着塔（30-TK-001）から排ガス洗浄搭（30-TK-002）まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.7	B	φ114.3	4.0	JIS H 4551（ニッケル及びニッケル合金板及び条）に定めるNW6022

系統図：図-333、図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

　　*2：廃棄第一種管

(50)　焼却溶融設備（50/66）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径、配管口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	配管類
30-40A2-HC1-030-WG-B1	30-100A2-HC1-008-WG-B1-H40 の接続部から 30-V-018 まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.3	B	φ48.6	3.0	ASTM B622（Standard Specification for Seamless Nickel and Nickel-Cobalt Alloy Pipe and Tube）に定める N06022
30-40A2-SS7-031-WG-B2	30-V-018 から排気フィルタ 2（30-F-008）まで	排ガス	40	0.03（外圧）	0.3	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
30-25A2-HC1-050-WG-B1	30-V-030 から 30-100A2-HC1-008-WG-B1-H40 の接続部まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.2	B	φ34.0	3.0	ASTM B622（Standard Specification for Seamless Nickel and Nickel-Cobalt Alloy Pipe and Tube）に定める N06022
30-15A4-HC1-051-WG-B1	30-100A2-HC1-008-WG-B1-H40 の接続部から 30-V-031 まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.2	B	φ21.7	2.8	ASTM B622（Standard Specification for Seamless Nickel and Nickel-Cobalt Alloy Pipe and Tube）に定める N06022
30-15A4-HC1-053-WG-B1	30-100A2-HC1-009-WG-B1-H40 の接続部から 30-V-032 まで	排ガス	400	0.03（外圧）	0.2	B	φ21.7	2.8	ASTM B622（Standard Specification for Seamless Nickel and Nickel-Cobalt Alloy Pipe and Tube）に定める N06022
30-15A4-HC1-511-WG-B2	30-V-512 から 30-100A2-HC1-010-WG-B1-H40 の接続部まで	排ガス	250	0.03（外圧）	0.2	B	φ21.7	2.8	ASTM B622（Standard Specification for Seamless Nickel and Nickel-Cobalt Alloy Pipe and Tube）に定める N06022

系統図：図-333、図-337

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(51)　焼却溶融設備（51/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	廃液処理室（1） (30-V-251)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
ボール弁	廃液処理室（1） (30-V-252)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-321)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-327)	廃液	65	静水頭	B	JIS 10K	40A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-342)	廃液	65	静水頭	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L

系統図：図-337

(52)　焼却溶融設備（52/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-343)	廃液	65	静水頭	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-344)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-345)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-346)	廃液	40	静水頭	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
グローブ弁	排ガス処理室 (30-V-365)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L

系統図：図-337

(53)　焼却溶融設備（53/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動 グローブ弁	排気機械室 (30-AV-001)	空気	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	サンプリング室 (30-CH-004)	空気	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	排気機械室 (30-CH-009)	排ガス	65	0.03	B	JIS 10K	150A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	排気機械室 (30-CH-012)	排ガス	65	0.03	B	JIS 10K	125A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	排気機械室 (30-CH-015)	排ガス	65	0.03	B	JIS 10K	125A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A

系統図：図-331、図-334

(54)　焼却溶融設備（54/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-019)	排ガス	100	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	40A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304L
空気作動 バタフライ弁	排気機械室 (30-AV-025)	空気	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	150A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	排気機械室 (30-CH-026)	排ガス	65	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	150A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	排気機械室 (30-CH-027)	排ガス	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	125A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
グローブ弁	通路-02B (30-V-035)	排ガス	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L

系統図：図-331、図-333～図-334

(55)　焼却溶融設備（55/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	通路-02B （30-V-036）	排ガス	40	0.03 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
グローブ弁	通路-02B （30-V-037）	排ガス	40	0.03 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
グローブ弁	通路-02B （30-V-038）	排ガス	40	0.03 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
グローブ弁	通路-02B （30-V-039）	排ガス	40	0.03 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
逆止弁	サンプリング室 （30-CH-062）	空気	40	0.03 （外圧）	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A

系統図：図-331～図-332

(56)　焼却溶融設備（56/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	サンプリング室 (30-V-215)	冷却水	65	静水頭	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	サンプリング室 (30-V-216)	冷却水	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	サンプリング室 (30-V-217)	冷却水	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	サンプリング室 (30-V-218)	冷却水	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	サンプリング室 (30-V-219)	冷却水	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-336

(57)　焼却溶融設備（57/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	サンプリング室 (30-V-220)	冷却水	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	サンプリング室 (30-V-221)	冷却水	40	静水頭	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-222)	冷却水	40	静水頭	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
逆止弁	洗浄水処理室 (30-CH-227)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	サンプリング室 (30-V-232)	空気	40	0.007 (外圧)	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-332、図-335～図-336

(58)　焼却溶融設備（58/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-352)	排ガス	40	0.007 (外圧)	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	通路-02B (30-V-416)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
逆止弁	通路-02B (30-CH-421)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
ボール弁	通路-02B (30-V-446)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304L
ボール弁	通路-02B (30-V-447)	空気	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L

系統図：図-332、図-337

(59)　焼却溶融設備（59/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	通路-02B (30-V-448)	空気	40	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS316L
逆止弁	通路-02B (30-CH-493)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	サンプリング室 (30-V-501)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-331～図-332、図-336

(60)　焼却溶融設備（60/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動 グローブ弁	洗浄水処理室 (30-AV-503)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-504)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-505)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	通路-02B (30-V-506)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-331、図-335、図-337

(61)　焼却溶融設備（61/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	通路-02B (30-CH-507)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	サンプリング室 (30-V-603)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	サンプリング室 (30-V-605)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-331、図-336

(62)　焼却溶融設備（62/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-607)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-608)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	排気機械室 (30-V-611)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13
グローブ弁	排気機械室 (30-V-612)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13

系統図：図-336～図-337

(63)　焼却溶融設備（63/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-615)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-616)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-621)	冷却水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	排ガス処理室 (30-V-702)	冷水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-337

(64)　焼却溶融設備（64/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	排ガス処理室 (30-V-711)	冷水	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
グローブ弁	排ガス処理室 (30-V-712)	冷水	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
逆止弁	洗浄水処理室 (30-CH-801)	廃液	65	0.5	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-337

(65)　焼却溶融設備（65/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	通路-02B (30-CH-403)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	通路-02B (30-CH-405)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	通路-02B (30-CH-407)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	通路-02B (30-CH-410)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-331～図-332

(66)　焼却溶融設備（66/66）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	洗浄水処理室 (30-V-018)	排ガス	250	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	40A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF316L
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-030)	排ガス	250	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS16A
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-031)	排ガス	250	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS16A
ボール弁	洗浄水処理室 (30-V-032)	排ガス	400	0.03 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS16A
グローブ弁	排ガス処理室 (30-V-512)	排ガス	250	0.98 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 3214（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）に定める SUSF304L

系統図：図-333、図-337

表-86　減容処理設備　固体系処理設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　固体系処理設備（1/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-10A4-SS7-1061-WG-B2	搬出入室から計測制御系統施設　計測制御設備の接続部のレジューサ（15×10）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-1062-WG-B2	前処理セル（開缶エリア）から計測制御系統施設　計測制御設備の接続部のレジューサ（15×10）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-403-CA-B2	20-CH-402 から搬出入室と操作室との間の壁（20-401）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-402-CA-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-503-PW-B2	20-CH-503 から搬出入室と操作室との間の壁（20-401）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-502-PW-B2-B1）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(2)　固体系処理設備（2/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-416-CA-B2	20-CH-414 から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-413-CA-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS4-303-N2-B2	20-CH-303 から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（20-15A4-SS4-304-N2-B2-B1）まで	窒素	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-513-PW-B2	20-CH-513 から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-512-PW-B2-B1）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(3)　固体系処理設備（3/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-10A4-SS7-011-WG-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（210-10A4-SS7-013-WG-B2-B1）から210-V-011まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-012-WG-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（210-10A4-SS7-014-WG-B2-B1）から210-V-012まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1314-WG-B2	210-V-1314から210-150A05-SS7-1315-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-150A05-SS7-1315-WG-B2	210-V-1315から気体廃棄物の廃棄施設セル系排気設備の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.6	B	150A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(4)　固体系処理設備（4/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1321-WG-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（210-15A4-SS7-1324-WG-B2-B1）から210-V-1311まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-25A2-SS7-1322-Air-B2	210-V-1312から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（210-25A2-SS7-1325-Air-B2-B1）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1323-WG-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の操作室側の接続部（210-15A4-SS7-1326-WG-B2-B1）から210-V-1313まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338
注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(5)　固体系処理設備（5/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1331-WG-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の操作室側の接続部（210-15A4-SS7-1334-WG-B2-B2）から210-15A4-SS7-1321-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-25A2-SS7-1332-Air-B2	210-25A2-SS7-1322-Air-B2 の接続部から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の操作室側の接続部（210-25A2-SS7-1335-Air-B2-B2）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1333-WG-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の操作室側の接続部（210-15A4-SS7-1336-WG-B2-B2）から210-15A4-SS7-1323-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338～図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(6)　固体系処理設備（6/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-10A4-SS7-021-WG-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の操作室側の接続部（210-10A4-SS7-023-WG-B2-B2）から210-V-021まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-022-WG-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の操作室側の接続部（210-10A4-SS7-024-WG-B2-B1）から210-V-022まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-1064-WG-B2	前処理セル（分別エリア）から計測制御系統施設　計測制御設備の接続部のレジューサ（15×10）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-422-CA-B2	20-CH-422から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-421-CA-B2-B2）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(7)　固体系処理設備（7/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-507-PW-B2	20-CH-516 から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-506-PW-B2-B2）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
20-10A4-SS4-205-02-B2	20-CH-206 から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の操作室側の接続部（20-10A4-SS4-202-02-B2-B2）まで	酸素 窒素	40	0.98	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
20-15A4-SS2-434-CA-B2	20-CH-406 から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-417）の操作室側の接続部（20-15A4-SS2-431-CA-B2-B2）まで	圧縮 空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(8)　固体系処理設備（8/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-10A4-SS7-1066-WG-B2	焼却溶融セルから計測制御系統施設　計測制御設備の接続部のレジューサ（15×10）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-031-WG-B2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の洗浄水処理室側の接続部（210-10A4-SS7-033-WG-B2-B3）から210-V-031まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-032-WG-B2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の洗浄水処理室側の接続部（210-10A4-SS7-034-WG-B2-B3）から210-V-032まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1214-WG-B2	210-V-1214から210-150A05-SS7-1215-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-340

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(9)　固体系処理設備（9/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-150A05-SS7-1215-WG-B2	210-V-1215 から気体廃棄物の廃棄施設セル系排気設備の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.6	B	150A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TPY
210-15A4-SS7-1221-WG-B2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の洗浄水処理室側の接続部（210-15A4-SS7-1224-WG-B2-B3）から 210-V-1211 まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
210-25A2-SS7-1222-Air-B2	210-V-1212 から焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の洗浄水処理室側の接続部（210-25A2-SS7-1225-Air-B2-B3）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
210-10A4-SS7-035-WG-B2	210-10A4-SS7-031-WG-B2 の接続部から 210-V-033 まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-340

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(10)　固体系処理設備（10/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1223-WG-B2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の洗浄水処理室側の接続部（210-15A4-SS7-1226-WG-B2-B3）から210-V-1213まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1231-WG-B2	減容処理設備　焼却溶融設備の30-V-448から210-15A4-SS7-1221-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-25A2-SS7-1232-Air-B2	210-25A2-SS7-1222-Air-B2の接続部から焼却溶融設備の30-V-446まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1233-WG-B2	減容処理設備　焼却溶融設備の30-V-447から210-15A4-SS7-1223-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-340

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(11)　固体系処理設備（11/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-408-CA-B2	20-CH-442 から保守ホールとホール操作室との間の壁（20-605）のホール操作室側の接続部（20-15A4-SS2-405-CA-B2-B4）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
20-15A4-SS2-508-PW-B2	20-CH-542 から保守ホールとホール操作室との間の壁（20-605）のホール操作室側の接続部（20-15A4-SS2-505-PW-B2-B4）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
210-10A4-SS7-041-WG-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）のホール操作室側の接続部（210-10A4-SS7-043-WG-B2-B4）から 210-V-041 まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-341

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(12)　固体系処理設備（12/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-10A4-SS7-042-WG-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）のホール操作室側の接続部（210-10A4-SS7-044-WG-B2-B4）から210-V-042まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-1067-WG-B2	210-10A4-SS7-041-WG-B2の接続部から計測制御系統施設計測制御設備の接続部のレジューサ（15×10）まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1114-WG-B2	210-V-1114から210-150A05-SS7-1115-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-150A05-SS7-1115-WG-B2	210-V-1115から気体廃棄物の廃棄施設セル系排気設備の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.6	B	150A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY

系統図：図-341

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(13)　固体系処理設備（13/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1121-WG-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）のホール操作室側の接続部（210-15A4-SS7-1124-WG-B2-B4）から210-V-1111まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-25A2-SS7-1122-Air-B2	210-V-1112から保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）のホール操作室側の接続部（210-25A2-SS7-1125-Air-B2-B4）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1123-WG-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）のホール操作室側の接続部（210-15A4-SS7-1126-WG-B2-B4）から210-V-1113まで	空気	40	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-341

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(14)　固体系処理設備（14/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-402-CA-B2	搬出入室と操作室との間の壁（20-401）の搬出入室側の接続部（20-15A4-SS2-402-CA-B2-B1）から搬出入室内のクイックコネクタ（圧縮空気供給用）の接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-502-PW-B2	搬出入室と操作室との間の壁（20-401）の搬出入室側の接続部（20-15A4-SS2-502-PW-B2-B1）から搬出入室内のクイックコネクタ（純水供給用）の接続部まで	純水	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(15)　固体系処理設備（15/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-413-CA-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-413-CA-B2-B1）から開缶装置（20-TU-001）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS4-304-N2-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（20-15A4-SS4-304-N2-B2-B1）から前処理セル（開缶エリア）内のクイックコネクタ（窒素ガス供給用）の接続部まで	窒素	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(16)　固体系処理設備（16/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-512-PW-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-512-PW-B2-B1）から前処理セル（開缶エリア）内のクイックコネクタ（純水供給用）の接続部まで	純水	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1326-WG-B2	開缶エリアインセルフィルタ（210-F-001）から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（210-15A4-SS7-1326-WG-B2-B1）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(17)　固体系処理設備（17/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-25A2-SS7-1325-Air-B2	前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（210-25A2-SS7-1325-Air-B2-B1）から開缶エリアインセルフィルタ（210-F-001）まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1324-WG-B2	開缶エリアインセルフィルタ（210-F-001）から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（210-15A4-SS7-1324-WG-B2-B1）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(18)　固体系処理設備（18/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-10A4-SS7-014-WG-B2	開缶エリアインセルフィルタ（210-F-001）から前処理セル（開缶エリア）と操作室との間の壁（210-404）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（210-10A4-SS7-014-WG-B2-B1）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-338

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(19)　固体系処理設備（19/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-25A2-SS7-1335-Air-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（210-25A2-SS7-1335-Air-B2-B2）から分別エリアインセルフィルタ（210-F-002）まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1336-WG-B2	分別エリアインセルフィルタ（210-F-002）から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（210-15A4-SS7-1336-WG-B2-B2）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(20)　固体系処理設備（20/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1334-WG-B2	分別エリアインセルフィルタ（210-F-002）から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（210-15A4-SS7-1334-WG-B2-B2）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-024-WG-B2	分別エリアインセルフィルタ（210-F-002）から前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（210-414）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（210-10A4-SS7-024-WG-B2-B1）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(21)　固体系処理設備（21/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-421-CA-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-421-CA-B2-B2）から前処理セル（分別エリア）内のクイックコネクタ（圧縮空気供給用）の接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-506-PW-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-506-PW-B2-B2）から前処理セル（分別エリア）内のクイックコネクタ（純水供給用）の接続部まで	純水	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(22)　固体系処理設備（22/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-20A4-SS2-701-CA-B2-A1	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-20A4-SS2-701-CA-B2）からプラグまで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-20A4-SS2-702-CA-B2-A1	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-20A4-SS2-702-CA-B2）からプラグまで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(23)　固体系処理設備（23/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-10A4-SS4-202-02-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-416）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-10A4-SS4-202-02-B2-B2）からレーザ切断装置（切断フード）（20-TU-002-1）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	酸素 窒素	65	0.98	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(24)　固体系処理設備（24/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-431-CA-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-417）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-431-CA-B2-B2）からレーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）(20-TU-002-2)に付属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(25)　固体系処理設備（25/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-703-CA-B2-A1	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-417）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-703-CA-B2）からプラグまで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-704-CA-B2-A1	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁（20-417）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（20-15A4-SS2-704-CA-B2）からプラグまで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-339

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(26)　固体系処理設備（26/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-25A2-SS7-1225-Air-B2	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の焼却溶融セル側の接続部（210-25A2-SS7-1225-Air-B2-B3）から焼却溶融セルインセルフィルタ（210-F-003）まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1226-WG-B2	焼却溶融セルインセルフィルタ（210-F-003）から焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の焼却溶融セル側の接続部（210-15A4-SS7-1226-WG-B2-B3）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-340

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(27)　固体系処理設備（27/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1224-WG-B2	焼却溶融セルインセルフィルタ（210-F-003）から焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の焼却溶融セル側の接続部（210-15A4-SS7-1224-WG-B2-B3）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-10A4-SS7-034-WG-B2	210-500A05-SS7-1031-WG-B2 の接続部から焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-201）の焼却溶融セル側の接続部（210-10A4-SS7-034-WG-B2-B3）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-500A05-SS7-1031-WG-B2	焼却溶融セルインセルフィルタ（210-F-003）からレジューサ（700×500）まで	空気	65	0.006（外圧）	1.8	B	500A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY

系統図：図-340

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(28)　固体系処理設備（28/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-700A05-SS7-1032-WG-B2	レジューサ（700×500）から焼却溶融セルと廃液処理室(1)との間の壁（210-204）の焼却溶融セル側の接続部（210-700A05-SS7-1032-WG-B2-B3）まで	空気	65	0.006（外圧）	2.4	B	700A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY
210-500A05-SS7-1033-WG-B2	210-500A05-SS7-1031-WG-B2の接続部からレジューサ（700×500）まで	空気	65	0.006（外圧）	1.8	B	500A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY
210-700A05-SS7-1034-WG-B2	レジューサ（700×500）から焼却溶融セルと廃液処理室(1)との間の壁（210-205）の焼却溶融セル側の接続部（210-700A05-SS7-1034-WG-B2-B3）まで	空気	65	0.006（外圧）	2.4	B	700A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY

系統図：図-340

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(29)　固体系処理設備（29/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-350A05-SS7-1041-WG-B2	保守ホールインセルフィルタ（210-F-004）からレジューサ（500×350）まで	空気	65	0.006（外圧）	1.2	B	350A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY
210-500A05-SS7-1042-WG-B2	レジューサ（500×350）から保守ホールとホール操作室との間の壁（210-603）の保守ホール側の接続部（レジューサ（700×500））まで	空気	65	0.006（外圧）	1.8	B	500A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY
210-10A4-SS7-044-WG-B2	210-350A05-SS7-1041-WG-B2 の接続部から保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）の保守ホール側の接続部（210-10A4-SS7-044-WG-B2-B4）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-341

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(30)　固体系処理設備（30/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
210-15A4-SS7-1124-WG-B2	保守ホールインセルフィルタ（210-F-004）から保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）の保守ホール側の接続部（210-15A4-SS7-1124-WG-B2-B4）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-25A2-SS7-1125-Air-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）の保守ホール側の接続部（210-25A2-SS7-1125-Air-B2-B4）から保守ホールインセルフィルタ（210-F-004）まで	圧縮空気	65	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
210-15A4-SS7-1126-WG-B2	保守ホールインセルフィルタ（210-F-004）から保守ホールとホール操作室との間の壁（210-604）の保守ホール側の接続部（210-15A4-SS7-1126-WG-B2-B4）まで	空気	65	0.006（外圧）	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-341

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(31)　固体系処理設備（31/41）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
20-15A4-SS2-505-PW-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（20-605）の保守ホール側の接続部（20-15A4-SS2-505-PW-B2-B4）から保守ホール内のクイックコネクタ（純水供給用）の接続部まで	純水	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
20-15A4-SS2-405-CA-B2	保守ホールとホール操作室との間の壁（20-605）の保守ホール側の接続部（20-15A4-SS2-405-CA-B2-B4）から保守ホール内のクイックコネクタ（圧縮空気供給用）の接続部まで	圧縮空気	65	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-341

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(32)　固体系処理設備（32/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	操作室 (20-CH-402)	圧縮空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-503)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-303)	窒素	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-414)	圧縮空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-513)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-338

(33)　固体系処理設備（33/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 （℃）	最高使用圧力 （MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	操作室 （210-V-011）	空気	40	0.006 （外圧）	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	操作室 （210-V-012）	空気	40	0.006 （外圧）	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	排気機械室 （210-V-1311）	空気	40	0.006 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	排気機械室 （210-V-1312）	圧縮空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	排気機械室 （210-V-1313）	空気	40	0.006 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-338

(34)　固体系処理設備（34/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	排気機械室 (210-V-1314)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
バタフライ弁	排気機械室 (210-V-1315)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	150A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
ボール弁	操作室 (210-V-1321)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	操作室 (210-V-1322)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	操作室 (210-V-1323)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-338

(35)　固体系処理設備（35/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	操作室 (20-CH-206)	酸素 窒素	40	0.98	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-406)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-422)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	操作室 (20-CH-516)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	操作室 (210-V-021)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-339

(36)　固体系処理設備（36/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	操作室 (210-V-022)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	操作室 (210-V-1331)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	操作室 (210-V-1332)	圧縮空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	操作室 (210-V-1333)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
グローブ弁	洗浄水処理室 (210-V-031)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-339～図-340

(37)　固体系処理設備（37/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	洗浄水処理室 (210-V-032)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	洗浄水処理室 (210-V-033)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1211)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1212)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1213)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-340

(38)　固体系処理設備（38/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1214)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
バタフライ弁	洗浄水処理室 (210-V-1215)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	150A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1221)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1222)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	洗浄水処理室 (210-V-1223)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-340

(39)　固体系処理設備（39/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	ホール操作室 (20-CH-442)	圧縮空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	ホール操作室 (20-CH-542)	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	補修室(2) (210-V-041)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	補修室(2) (210-V-042)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
ボール弁	補修室(2) (210-V-1111)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-341

(40)　固体系処理設備（40/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	補修室(2) (210-V-1112)	圧縮空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	補修室(2) (210-V-1113)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	補修室(2) (210-V-1114)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
バタフライ弁	補修室(2) (210-V-1115)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	150A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
ボール弁	補修室(2) (210-V-1121)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-341

(41)　固体系処理設備（41/41）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	補修室(2) (210-V-1122)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	補修室(2) (210-V-1123)	空気	40	0.006 (外圧)	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-341

表-87　減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　廃樹脂乾燥設備（1/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-32A2-SS6-001-WR-B1	廃樹脂吸込みノズルの接続部からレジューサ（40×32）まで	廃樹脂	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-40A2-SS6-009-WR-B1	レジューサ（40×32）からレジューサ（40×32）まで	廃樹脂	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-32A2-SS6-002-WR-B1	レジューサ（40×32）から廃樹脂移送ポンプ（10-P-001）まで	廃樹脂	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-125A2-SS6-003-WR-B1	廃樹脂移送ポンプ（10-P-001）から廃樹脂流動乾燥機（10-HX-001-1）まで	廃樹脂	40	大気圧	0.6	B	125A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-40A2-SS6-010-WR-B1-H30	廃樹脂流動乾燥機（10-HX-001-1）から10-AV-011まで	廃樹脂	120	0.05（外圧）	0.4	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(2)　廃樹脂乾燥設備（2/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-40A2-SS1-011-WR-B2	10-AV-011 から廃樹脂乾燥室と焼却溶融セルとの間の床（10-501）の廃樹脂乾燥室側の接続部（10-40A2-SS1-011-WR-B2-B1）まで	廃樹脂	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-079-WL-B1-H30	廃樹脂流動乾燥機（10-HX-001-1）から 10-AV-051 まで	廃液	120	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-080-WL-B1	10-AV-051 から廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）（10-HX-001-5）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-086-WL-B1	廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）（10-HX-001-5）から廃樹脂乾燥機分離水フィルタ（10-F-002）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(3)　廃樹脂乾燥設備（3/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-25A2-SS1-087-WL-B1	廃樹脂乾燥機分離水フィルタ(10-F-002)からレジューサ（65×25）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-65A2-SS1-044-WL-B1	レジューサ(65×25)から廃樹脂乾燥機分離水ポンプ（10-P-003）まで	廃液	40	静水頭	0.3	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-65A2-SS1-045-WL-B1	廃樹脂乾燥機分離水ポンプ（10-P-003）からレジューサ（65×25）まで	廃液	40	0.5	0.3	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-25A2-SS1-088-WL-B1	レジューサ(65×25)から廃樹脂循環水貯槽（10-TK-001）まで	廃液	40	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-25A2-SS1-089-WL-B1	廃樹脂循環水貯槽（10-TK-001)から廃樹脂循環水ポンプ（10-P-002）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(4)　廃樹脂乾燥設備（4/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-20A4-SS1-102-WL-B1	廃樹脂循環水ポンプ（10-P-002）からレジューサ（25×20）まで	廃液	40	0.5	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-090-WL-B1	レジューサ（25×20）からクイックコネクタまで	廃液	40	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-099-WL-B2	10-25A2-SS1-089-WL-B1 の接続部から 10-AV-056 まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS1-103-WL-B2	廃樹脂循環水ポンプ（10-P-002）からレジューサ（25×15）まで	廃液	40	0.5	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-100-WL-B2	レジューサ（25×15）から 10-V-065 まで	廃液	40	0.5	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(5)　廃樹脂乾燥設備（5/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-25A2-SS1-097-WL-B2	10-25A2-SS1-086-WL-B1 の接続部から 10-V-058 まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-10A4-SS1-907-WL-B2	廃樹脂乾燥機分離水フィルタ（10-F-002）からレジューサ（25×10）まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-098-WL-B2	レジューサ（25×10）から 10-V-057 まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-10A4-SS1-092-WL-B2	廃樹脂乾燥機分離水フィルタ（10-F-002）から 10-10A4-SS1-907-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-25A2-SS1-091-WL-B2	10-25A2-SS1-087-WL-B1 の接続部から 10-V-064 まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(6)　廃樹脂乾燥設備（6/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-25A2-SS1-094-WL-B2	廃樹脂循環水貯槽（10-TK-001）から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-25A2-SS1-859-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS6-032-WR-B1-H50	廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）（10-HX-001-4）から10-AV-036まで	廃樹脂	120	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-25A2-SS1-081-WL-B2	廃樹脂乾燥空気凝縮器（10-HX-002）から廃樹脂乾燥空気デミスタ（10-TK-002）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-25A2-SS1-085-WL-B2	10-25A2-SS1-081-WL-B2の接続部から固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（40-25A2-SS1-910-WL-B2）の接続部まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(7)　廃樹脂乾燥設備（7/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-25A2-SS1-204-WL-B2	10-CH-203 からレジューサ（25×15）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS1-205-WL-B2	レジューサ(25×15)から廃樹脂移送ポンプ（10-P-001）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS1-206-WL-B2	10-15A4-SS1-207-WL-B2 の接続部から廃樹脂移送ポンプ（10-P-001）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS1-207-WL-B2	10-25A2-SS1-204-WL-B2 接続部から 10-CH-321 まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS6-208-WR-B2	10-CH-321 から 10-32A-SS6-002-WR-B1 の接続部まで	廃樹脂	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS6-307-WR-B2	10-AV-301 から 10-40A2-SS1-011-WR-B2 の接続部まで	廃樹脂	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(8)　廃樹脂乾燥設備（8/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-15A4-SS7-308-WG-B2-H30	10-V-320 から廃樹脂流動乾燥機（10-HX-001-1）まで	空気	120	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(9)　廃樹脂乾燥設備（9/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-25A2-SS2-301-CA-B2	圧縮空気の接続部からレジューサ（25×15）まで	圧縮空気	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS2-302-CA-B2	レジューサ（25×15）から 10-AV-301 まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-10A4-SS2-305-CA-B2	10-15A4-SS2-302-CA-B2 の接続部から廃樹脂移送ポンプ（10-P-001）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-15A4-SS2-306-CA-B2	10-15A4-SS2-302-CA-B2 の接続部から 10-V-320 まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-32A2-SS2-101-CHW-B2-C40	冷水の接続部から廃樹脂乾燥空気凝縮器（10-HX-002）まで	冷水	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
10-32A2-SS2-111-CHW-B2-C30	廃樹脂乾燥空気凝縮器（10-HX-002）からレジューサ（40×32）まで	冷水	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(10)　廃樹脂乾燥設備（10/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-40A2-SS2-113-CHW-B2-C30	レジューサ（40×32）からレジューサ（40×32）まで	冷水	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-32A2-SS2-112-CHW-B2-C30	レジューサ（40×32）から冷水の接続部まで	冷水	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS1-021-Air-B3	空気取入口から廃樹脂流動乾燥機（フィルタ１）（10-HX-001-3）まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS1-024-Air-B2	廃樹脂流動乾燥機（フィルタ１）（10-HX-001-3）から10-CH-033まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-025-WG-B1	10-CH-033から廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）（10-HX-001-2）まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(11)　廃樹脂乾燥設備（11/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-100A2-SS7-026-WG-B1-H50	廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）（10-HX-001-2）から廃樹脂流動乾燥機（10-HX-001-1）まで	空気	120	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-031-WG-B1-H50	廃樹脂流動乾燥機（10-HX-001-1）から廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）（10-HX-001-4）まで	空気	120	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-033-WG-B1-H50	廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）（10-HX-001-4）から廃樹脂乾燥空気凝縮器（10-HX-002）まで	空気	120	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-034-WG-B1	廃樹脂乾燥空気凝縮器（10-HX-002）から廃樹脂乾燥空気デミスタ（10-TK-002）まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(12)　廃樹脂乾燥設備（12/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-100A2-SS7-035-WG-B1	廃樹脂乾燥空気デミスタ（10-TK-002）から廃樹脂乾燥空気フィルタ（10-F-001）まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-036-WG-B1	廃樹脂乾燥空気フィルタ（10-F-001）から廃樹脂乾燥ブロア（10-B-001）まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-037-WG-B1	廃樹脂乾燥ブロア（10-B-001）から気体廃棄物の廃棄施設　セル系排気設備の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-100A2-SS7-040-WG-B1	10-100A2-SS7-036-WG-B1の接続部から10-100A2-SS7-037-WG-B1の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(13)　廃樹脂乾燥設備（13/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-100A2-SS7-043-WG-B1	廃樹脂移送ポンプ（10-P-001）から10-100A2-SS7-033-WG-B1-H50の接続部まで	空気	40	0.01（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-50A2-SS7-901-WG-B2	クイックコネクタから気体廃棄物の廃棄施設　管理区域系排気設備の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.5	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-25A2-SS7-902-WG-B2	廃樹脂循環水貯槽（10-TK-001）から10-50A2-SS7-901-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.3	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-15A4-SS1-015-WG-B1	焼却溶融セルと通路-02Bとの間の壁（30-206）の通路-02B側の接続部（10-15A4-SS1-015-WG-B1-B1）から10-V-012まで	空気	40	0.05（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(14)　廃樹脂乾燥設備（14/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-15A4-SS1-016-WG-B1	焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-206）の通路-02B 側の接続部（10-15A4-SS1-016-WG-B1-B1）から 10-V-013 まで	空気	40	0.05（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(15)　廃樹脂乾燥設備（15/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-40A2-SS1-013-WR-B2	廃樹脂乾燥室と焼却溶融セルとの間の床（10-501）の焼却溶融セル側の接続部（10-40A2-SS1-011-WR-B2-B1）からホッパー（10-AX-001-1）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部まで	廃樹脂	65	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
10-15A4-SS1-017-WG-B1	ホッパー（10-AX-001-1）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-206）の焼却溶融セル側の接続部（10-15A4-SS1-015-WG-B1-B1）まで	排ガス	65	0.05（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(16)　廃樹脂乾燥設備（16/21）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
10-15A4-SS1-018-WG-B1	ホッパー（10-AX-001-1）に附属するフレキシブルホースのクイックコネクタの接続部から焼却溶融セルと通路-02B との間の壁（30-206）の焼却溶融セル側の接続部（10-15A4-SS1-016-WG-B1-B1）まで	排ガス	65	0.05（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-342

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(17)　廃樹脂乾燥設備（17/21）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動 ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-AV-001）	廃樹脂	40	0.98	B	JIS 10K	32A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動 ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-AV-011）	廃樹脂	120	0.98	B	JIS 10K	40A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動 ゲート弁	廃樹脂乾燥室 （10-AV-036）	廃樹脂	120	0.01 （外圧）	B	JIS 10K	100A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
空気作動 ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-AV-051）	廃液	120	静水頭	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
空気作動 ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-AV-056）	廃液	40	静水頭	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-342

(18)　廃樹脂乾燥設備（18/21）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 （℃）	最高使用圧力 （MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-V-057）	廃液	40	静水頭	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-V-058）	廃液	40	静水頭	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-V-064）	廃液	40	静水頭	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-V-065）	廃液	40	0.5	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
逆止弁	廃樹脂乾燥室 （10-CH-203）	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-342

(19)　廃樹脂乾燥設備（19/21）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	廃樹脂乾燥室 （10-CH-321）	廃樹脂	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-342

(20)　廃樹脂乾燥設備（20/21）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 （℃）	最高使用圧力 （MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動 ボール弁	廃樹脂乾燥室 （10-AV-301）	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
グローブ弁	通路-02B （10-V-012）	空気	40	0.05 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	通路-02B （10-V-013）	空気	40	0.05 （外圧）	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	廃樹脂乾燥室 （10-V-303）	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	10A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	廃樹脂乾燥室 （10-V-320）	圧縮 空気	120	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-342

(21)　廃樹脂乾燥設備（21/21）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	廃樹脂乾燥室 （10-CH-033）	空気	40	0.01 （外圧）	B	JIS 10K	100A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A

系統図：図-342

表-88　減容処理設備　分析設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　分析設備（1/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-25A2-SS1-023-WL-B2	60-CH-022 から 60-V-021 まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-343

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(2)　分析設備（2/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-15A4-SS2-308-CA-B2	圧縮空気用クイックコネクタから補修用グローブボックス（60-GB-002）まで	圧縮空気	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-15A4-SS2-218-PW-B2	純水用クイックコネクタから補修用グローブボックス(60-GB-002）まで	純水	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-100A2-SS1-005-Air-B2	試料採取用グローブボックス給気フィルタ（60-F-001）からレジューサ（100×65）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-65A2-SS1-002-Air-B2	レジューサ（100×65）から試料採取用グローブボックス（60-GB-001）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-343～図-344

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(3)　分析設備（3/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-65A2-SS7-003-WG-B2	試料採取用グローブボックス（60-GB-001）から試料採取用グローブボックス排気フィルタ（60-F-002）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-65A2-SS7-004-WG-B2	試料採取用グローブボックス排気フィルタ（60-F-002）からレジューサ（100×65）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-100A2-SS7-230-WG-B2	レジューサ（100×65）から気体廃棄物の廃棄施設　グローブボックス系排気設備の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-100A2-SS1-042-Air-B2	補修用グローブボックス給気フィルタ（60-F-003）から補修用グローブボックス（60-GB-002）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-343～図-344

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(4)　分析設備（4/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-100A2-SS7-043-WG-B2	補修用グローブボックス（60-GB-002）から補修用グローブボックス排気フィルタ（60-F-004）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-100A2-SS7-044-WG-B2	補修用グローブボックス排気フィルタ（60-F-004）からレジューサ（200×100）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-200A2-SS7-045-WG-B2	レジューサ（200×100）から気体廃棄物の廃棄施設　グローブボックス系排気設備の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	1.5	B	200A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-50A2-SS7-052-WG-B2	60-100A2-SS7-044-WG-B2 の接続部から気体廃棄物の廃棄施設　予備系排気設備の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	0.5	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-100A2-SS1-075-Air-B2	容器搬出ボックス給気フィルタ（60-F-005）からレジューサ（100×65）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-344

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(5)　分析設備（5/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-65A2-SS1-062-Air-B2	レジューサ（100×65）から容器搬出ボックスエアロック（60-GB-003-2）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-65A2-SS1-065-Air-B2	60-65A2-SS1-062-Air-B2の接続部から容器搬出ボックス（60-GB-003-1）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-65A2-SS1-072-Air-B2	容器搬出ボックス（60-GB-003-1）から容器搬出ボックスエアロック（60-GB-003-2）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-65A2-SS7-063-WG-B2	容器搬出ボックス（60-GB-003-1）からレジューサ（100×65）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.6	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-100A2-SS7-076-WG-B2	レジューサ（100×65）から容器搬出ボックス排気フィルタ（60-F-006）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-344

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(6)　分析設備（6/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-100A2-SS7-064-WG-B2	容器搬出ボックス排気フィルタ（60-F-006）からレジューサ（200×100）まで	空気	40	0.003（外圧）	0.8	B	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-200A2-SS7-073-WG-B2	レジューサ（200×100）から気体廃棄物の廃棄施設　グローブボックス系排気設備の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	1.5	B	200A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-50A2-SS7-078-WG-B2	60-100A2-SS7-064-WG-B2の接続部から気体廃棄物の廃棄施設　予備系排気設備の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	0.5	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-344

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(7)　分析設備（7/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-40A2-SS1-021-WL-C2	試料調整用フードA,B,C（60-HB-001A,B,C）機器ドレンの接続部からレジューサ（40×25）まで	廃液	40	静水頭	0.2	C	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
60-25A2-SS1-022-WL-C2	レジューサ（40×25）から60-CH-022まで	廃液	40	静水頭	0.2	C	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-343

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(8)　分析設備（8/12）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
60-300A2-SS7-231-WG-C2	試料調整用フード A（60-HB-001A）からレジューサ（350×300）まで	空気	40	0.003（外圧）	2.3	C	300A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
60-350A2-SS7-233-WG-C2	レジューサ（350×300）からレジューサ（400×350）まで	空気	40	0.003（外圧）	2.5	C	350A	Sch20S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TPY
60-400A2-SS7-235-WG-C2	レジューサ（400×350）から気体廃棄物の廃棄施設　フード系排気設備の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	2.9	C	400A	Sch20S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TPY
60-300A2-SS7-232-WG-C2	試料調整用フード B（60-HB-001B）から 60-350A2-SS7-233-WG-C2 の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	2.3	C	300A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
60-300A2-SS7-234-WG-C2	試料調整用フード C（60-HB-001C）から 60-350A2-SS7-233-WG-C2 の接続部まで	空気	40	0.003（外圧）	2.3	C	300A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-343

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

(9)　分析設備（9/12）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	サンプル調整室 （60-CH-022）	廃液	40	静水頭	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-343

(10)　分析設備（10/12）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	サンプリング室 （60-V-001）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
グローブ弁	補修室(2) （60-V-041）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	100A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
グローブ弁	補修室(2) （60-V-061）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
グローブ弁	補修室(2) （60-V-070）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A

系統図：図-343～図-344

(11)　分析設備（11/12）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
バタフライ弁	サンプリング室 （60-V-002）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
バタフライ弁	補修室(2) （60-V-042）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	100A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
バタフライ弁	補修室(2) （60-V-062）	空気	40	0.003 （外圧）	B	JIS 10K	65A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13A
逆止弁	補修室(2) （60-CH-205）	純水	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-343～図-344

(12)　分析設備（12/12）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 （℃）	最高使用 圧力 （MPa）	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	補修室(2) (60-CH-305)	圧縮 空気	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-344

表-89　減容処理設備に係る配管類の支持間隔

(1)　配管類（液体、保温材なし）(1/2)

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度(℃)	最大支持間隔*1 (m)
15A	Sch40	SUS304LTP	40	1.43
20A	Sch40	SUS304LTP	40	1.60
20A	Sch40	SUS304LTP	65	1.60
25A	Sch20S	SUS304LTP	40	1.79
40A	Sch20S	SUS304LTP	65	2.10
10A	Sch40	SUS304TP	40	1.28
15A	Sch40	SUS304TP	40	1.43
15A	Sch40	SUS304TP	65	1.43
20A	Sch40	SUS304TP	40	1.60
25A	Sch20S	SUS304TP	40	1.79
25A	Sch20S	SUS304TP	65	1.78
40A	Sch20S	SUS304TP	40	2.11
40A	Sch20S	SUS304TP	65	2.10
50A	Sch20S	SUS304TP	40	2.34
65A	Sch20S	SUS304TP	40	2.59
15A	Sch40	SUS316LTP	65	1.43
25A	Sch20S	SUS316LTP	40	1.79

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

(2)　配管類（液体、保温材なし）(2/2)

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
25A	Sch20S	SUS316LTP	65	1.78
40A	Sch20S	SUS316LTP	40	2.10
40A	Sch20S	SUS316LTP	65	2.10
65A	Sch20S	SUS316LTP	65	2.58

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

(3)　配管類（気体、保温材なし）(1/2)

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
40A	Sch20S	SUS304LTP	100	2.29
80A	Sch20S	SUS304LTP	65	3.14
80A	Sch20S	SUS304LTP	100	3.13
125A	Sch20S	SUS304LTP	65	3.95
150A	Sch20S	SUS304LTP	65	4.30
200A	Sch20S	SUS304LTP	65	4.92
10A	Sch40	SUS304TP	40	1.32
10A	Sch40	SUS304TP	65	1.32
15A	Sch40	SUS304TP	40	1.49
15A	Sch40	SUS304TP	65	1.48
20A	Sch40	SUS304TP	40	1.68
20A	Sch40	SUS304TP	65	1.68
25A	Sch20S	SUS304TP	40	1.90
25A	Sch20S	SUS304TP	65	1.89
40A	Sch20S	SUS304TP	40	2.30
50A	Sch20S	SUS304TP	65	2.57

注記　*1：定ピッチスパン法を適用できない箇所については、図-345～図-353 参照

また、直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震 B クラスの配管類に適用する。

(4)　配管類（気体、保温材なし）(2/2)

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
65A	Sch20S	SUS304TP	65	2.90
50A	Sch20S	SUS304TP	40	2.57
65A	Sch20S	SUS304TP	40	2.91
100A	Sch20S	SUS304TP	40	3.58
150A	Sch20S	SUS304TP	40	4.31
200A	Sch20S	SUS304TP	40	4.93
150A	Sch5S	SUS304TPY	40	4.34
15A	Sch40	SUS316LTP	40	1.48
15A	Sch40	SUS316LTP	65	1.48
25A	Sch20S	SUS316LTP	40	1.90
25A	Sch20S	SUS316LTP	65	1.89
350A	Sch5S	SUS304TPY	65	6.38
500A	Sch5S	SUS304TPY	65	7.63
700A	Sch5S	SUS304TPY	65	9.03

注記　*1：定ピッチスパン法を適用できない箇所については、図-345～図-353 参照

また、直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震Ｂクラスの配管類に適用する。

(5)　配管類（廃樹脂、保温材なし）

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
15A	Sch40	SUS304TP	40	1.41
32A	Sch20S	SUS304TP	40	1.93
40A	Sch20S	SUS304TP	40	2.04
125A	Sch20S	SUS304TP	40	3.25
40A	Sch20S	SUS304TP	65	2.03

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

(6)　配管類（液体、保温材あり）

呼び径	呼び厚さ	保温材厚さ (mm)	材質	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
15A	Sch40	30	SUS304TP	40	1.19
20A	Sch40	30	SUS304TP	40	1.38
25A	Sch20S	30	SUS304TP	120	1.56
32A	Sch20S	30	SUS304TP	40	1.78
32A	Sch20S	40	SUS304TP	40	1.73
40A	Sch20S	30	SUS304TP	40	1.91

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

(7)　配管類（気体、保温材あり）

呼び径	呼び厚さ	保温材厚さ (mm)	材質	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
25A	Sch20S	25	SUS304LTP	100	1.66
80A	Sch20S	25	SUS304LTP	100	2.91
15A	Sch40	30	SUS304TP	120	1.21
100A	Sch20S	50	SUS304TP	120	3.15

注記　*1：定ピッチスパン法を適用できない箇所については、図-345～図-353 参照

また、直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震 B クラスの配管類に適用する。

(8)　配管類（廃樹脂、保温材あり）

呼び径	呼び厚さ	保温材厚さ (mm)	材質	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
40A	Sch20S	30	SUS304TP	120	1.85
100A	Sch20S	50	SUS304TP	120	2.74

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以下とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

表-90　減容処理設備の電線管に係る設計条件及び仕様

(1)　電線管

電線管の呼び方	設置場所	設計条件		仕　　様	
		最高使用温度(℃)	耐震クラス	外径(mm)	主要材質
G22	サンプリング室 焼却溶融炉盤室	40	B	26.5	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G28	サンプリング室	40	B	33.3	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G36	排気機械室 サンプリング室	40	B	41.9	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G42	通路-02B サンプル調整室 分析室 焼却溶融炉盤室 サンプリング室	40	B	47.8	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G54	通路-02B サンプル調整室 分析室 焼却溶融炉盤室	40	B	59.6	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G70	通路-02B サンプル調整室 分析室 焼却溶融炉盤室	40	B	75.2	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管

配置図：図-176

(2)　電線管の支持間隔

電線管の呼び方	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
G22	40	1.67
G28	40	1.87
G36	40	2.05
G42	40	2.18
G54	40	2.55
G70	40	2.76

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

表-91　液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
地下1階	サンプリング室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	サンプル調整室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	洗浄水処理室	エポキシ	エポキシ	ビニル (FL+約 2.5m 以下)	
	廃液処理室(1)	エポキシ	エポキシ	ビニル	
	廃液処理室(2)	エポキシ	エポキシ	エポキシ (FL-約 0.3m 以下)	ピット内はステンレスとする。
	排気機械室	エポキシ	エポキシ	ビニル (FL+約 2.5m 以下)	
1階	排ガス処理室	エポキシ	エポキシ	ビニル (FL+約 2.5m 以下)	
2階	廃樹脂乾燥室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	

表-92　堰に係る設計条件及び仕様

設置場所	設計条件 耐震クラス	主要寸法	堰容量 (m^3)	対象設備	公称容量 (m^3)	最大漏えい量 (m^3)
洗浄水処理室	B*1	（高さ）FL+100 ㎜以上 （縦）19.8×（横）4.95 m （縦）4.40×（横）0.52 m	10.0	循環水タンク A	3.70	9.99
				循環水タンク B	3.70	
				排ガス洗浄水冷却器	0.09	
				凝縮水タンク	0.50	
				噴霧水タンク	2.00	
排ガス処理室		（高さ）FL+100 ㎜以上 （縦）19.7×（横）5.10 m	10.0	排ガス洗浄塔	0.42	0.55
				排ガス凝縮器	0.13	
廃樹脂乾燥室		（高さ）FL+100 ㎜以上 （縦）6.82×（横）5.40 m	3.68	廃樹脂流動乾燥機	0.011	0.61
				廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）	0.011	
				廃樹脂循環水貯槽	0.20	
				廃樹脂移送ポンプ	0.011	
				廃樹脂容器	0.37	

配置図：図-154～図-155、図-160

注記　*1：他の設備機器の耐震性能により担保される設備機器

表-93　最大受入れ能力

受入れ場所	放射性廃棄物の種類	最大受入れ能力
廃棄物搬出入ピット	α固体廃棄物B 保管体	40個
廃樹脂乾燥室	β・γ固体廃棄物A及びBの廃樹脂	1.4m^3 （専用容器4体相当）
廃棄物受払室	α固体廃棄物Aのチャコールフィルタ	2m^3 （ドラム缶10本相当）

配置図：図-177～図-178

表-94　線量インターロック及び機械的ロック機構に係る設計条件及び仕様

(1)　線量インターロック

基　　数		4
設置場所		搬出入室 前処理セル（開缶エリア） 焼却溶融セル 保守ホール
設計条件	耐震クラス	C
	機　　能	搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、焼却溶融セル及び保守ホールの各エリア内の空間線量率が規定値以下のときのみ遮蔽扉又は天井ポートが開閉可能
仕様	検出器の種類	電離箱
	遮蔽扉又は天井ポートの開閉条件	空間線量率が規定値以下のときのみ。
	規定値	1mSv/h
	対象となる遮蔽扉又は天井ポート	搬出入室　： 遮蔽扉（搬出入室出入口扉）(90-SD-001) 前処理セル（開缶エリア）　： 遮蔽扉（開缶エリア入口扉）(90-SD-002) 天井ポート（容器搬出ポート）(90-SD-010) 焼却溶融セル　： 遮蔽扉（90-SD-005) 保守ホール　： 遮蔽扉（保守ホール出入口扉）(90-SD-006) 遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）(90-SD-007) 搬出ポート（90-SD-012)
図		図-179～図-181

(2)　機械的ロック機構

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>搬出入室
焼却溶融セル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td>機　　能</td><td>遮蔽能力を有する運搬容器が接続したときにのみ
開閉可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td>天井ポートの開閉条件</td><td>遮蔽能力を有する運搬容器が接続したときにのみ。</td></tr>
<tr><td>対象となる天井ポート</td><td>搬出入室　　：
　天井ポート（搬出入室搬出入ポート）(90-SD-009)
焼却溶融セル　　：
　天井ポート(焼却溶融セル搬出ポート)(90-SD-011)</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-182</td></tr>
</table>

表-95　固体廃棄物減容処理施設建家の外部に面する壁（1 階）及び床スラブ

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

表-96　固体廃棄物減容処理施設建家の外部に面する建具（1 階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

表-97　固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域境界の扉及び壁

部材	対象箇所		設計条件 耐震クラス	備考
管理区域境界の扉	地下1階	BSD24FB	B*2	
	1階	1SD21F、STD1-2、STD1-3、STD1-4、1SD21FA、1SD1FD		
	2階	2SD1FA		
管理区域境界の壁*1	地下1階	排気機械室、通路-01B、分析室、サンプル調整室、通路-02B、洗浄水処理室、冷却機器室、A 階段、C 階段、EPS1(B)	B*2	
	1階	B 更衣室、排ガス処理室、廃液搬出室、汚染検査室（更衣室）、操作室、放射線管理室、倉庫、機器搬出入室、補修室(1)、脱衣室(1)、脱衣室(2)、シャワー室(2)、A 階段、C 階段、DPES2(B)		
	中2階	ホール監視室		
	2階	通路-22B、廃樹脂乾燥室、サービスエリア、廃棄物受払室、ホール操作室、A 階段、 E 階段、DPES2(B)、ダクトスペース		
	3階	サービスエリア（吹抜部）		

配置図：図-4～図-7、図-13～図-14

注記　*1：管理区域側の壁を示す。

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

表-98　焼却溶融設備に係る設計条件及び仕様（1/2）

機器名	設計条件			設計仕様				
	接触流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (kPaG)	主要材料	規格	主要寸法（外径） (mm)	主要寸法（高さ） (mm)	主要寸法（厚み） (mm)
るつぼ(S)	溶湯	1600	－	アルミナ系 セラミックス	－	306	342	側壁　30 底板　15
るつぼ(G)	溶湯	1600	－	アルミナ系 セラミックス	－	248	334	側壁　23 底板　15
受け皿（上部）	－	1200	－	シリカ系 セラミックス	－	360	310	15
金属円筒容器	－	815	－	SUS304	JIS G 4304 (AISI 304相当品)	340	455	9.3
スリーブ	－	1200	－	シリカ系 セラミックス	－	440	695	15
焼却溶融炉（炉壁耐火壁）	－	1200	－	アルミナ系 コイルセメント	－	480 (炉壁内径)	560	20
焼却溶融炉（炉本体）	－	250 (缶体)	30.0（負圧）	SUS304L	JIS G 4304	1020	860	10
焼却溶融炉（接続筒）	排ガス	250 (缶体)	30.0（負圧）	SUS304L NW6022	JIS G 4304 JIS H 4551	1016	850	8
焼却溶融炉後から2次燃焼器までの排ガス配管	排ガス	250 (缶体)	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	114.3	－	4
2次燃焼器	排ガス	250 (缶体)	30.0（負圧）	SUS304L NW6022	JIS G 4304 JIS H 4551	1216	4800	8
2次燃焼器から排ガス冷却器までの排ガス配管	排ガス	250 (缶体)	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	139.8	－	5
排ガス冷却器	排ガス	250	30.0（負圧）	SUS304L NW6022	JIS G 4304 JIS H 4551	1016	6180	8
排ガス冷却器からセラミックフィルタまでの配管	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	114.3	－	4
セラミックフィルタ	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022 アルミナシリケート繊維	JIS H 4551 －	1066	3400	8
セラミックフィルタからセル内フィルタまでの配管	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	114.3	－	4
セル内フィルタ	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022 グラスファイバ	JIS H 4551 －	662	1690	6
セル内フィルタから排ガスフィルタまでの配管	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	114.3	－	4

表-98　焼却溶融設備に係る設計条件及び仕様（2/2）

機器名	設計条件			設計仕様				
	接触流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (kPaG)	主要材料	規格	主要寸法（外径） (mm)	主要寸法（高さ） (mm)	主要寸法（厚み） (mm)
排ガスフィルタ	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022 グラスファイバ	JIS H 4551 -	916	1750	8
排ガスフィルタから排ガス吸着塔までの配管	排ガス	400	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	114.3	-	4
排ガス吸着塔	排ガス	400	30.0（負圧）	NW6022 鉄担持シリカゲル	JIS H 4551 JIS Z 0701	1320	2300	10
排ガス吸着塔から排ガス洗浄塔までの配管	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	114.3	-	4
排ガス洗浄塔	排ガス	250	30.0（負圧）	NW6022	JIS H 4551	384	4075	6
排ガス洗浄塔から排ガス凝縮器までの配管	排ガス	65	30.0（負圧）	SUS304LTP	JIS G 3459	89.1	-	4
排ガス凝縮器	排ガス	65	30.0（負圧）	SUS304LTP	JIS G 3459	267.4	2658	6.5
排ガス凝縮器からミストセパレータ、 ミストセパレータから排ガス加熱器までの配管	排ガス	65	30.0（負圧）	SUS304LTP	JIS G 3459	89.1	-	4
ミストセパレータ	排ガス	40	30.0（負圧）	SUS304LTP	JIS G 3459	216.3	800	6.5
排ガス加熱器	排ガス	100	30.0（負圧）	SUS304LTP-A	JIS G 3459	89.1	900	4
排ガス加熱器からルテニウム吸着塔までの配管	排ガス	100	30.0（負圧）	SUS304LTP	JIS G 3459	89.1	-	4
ルテニウム吸着塔	排ガス	100	30.0（負圧）	SUS304L シリカゲル	JIS G 4304 JIS Z 0701	862	1700	6

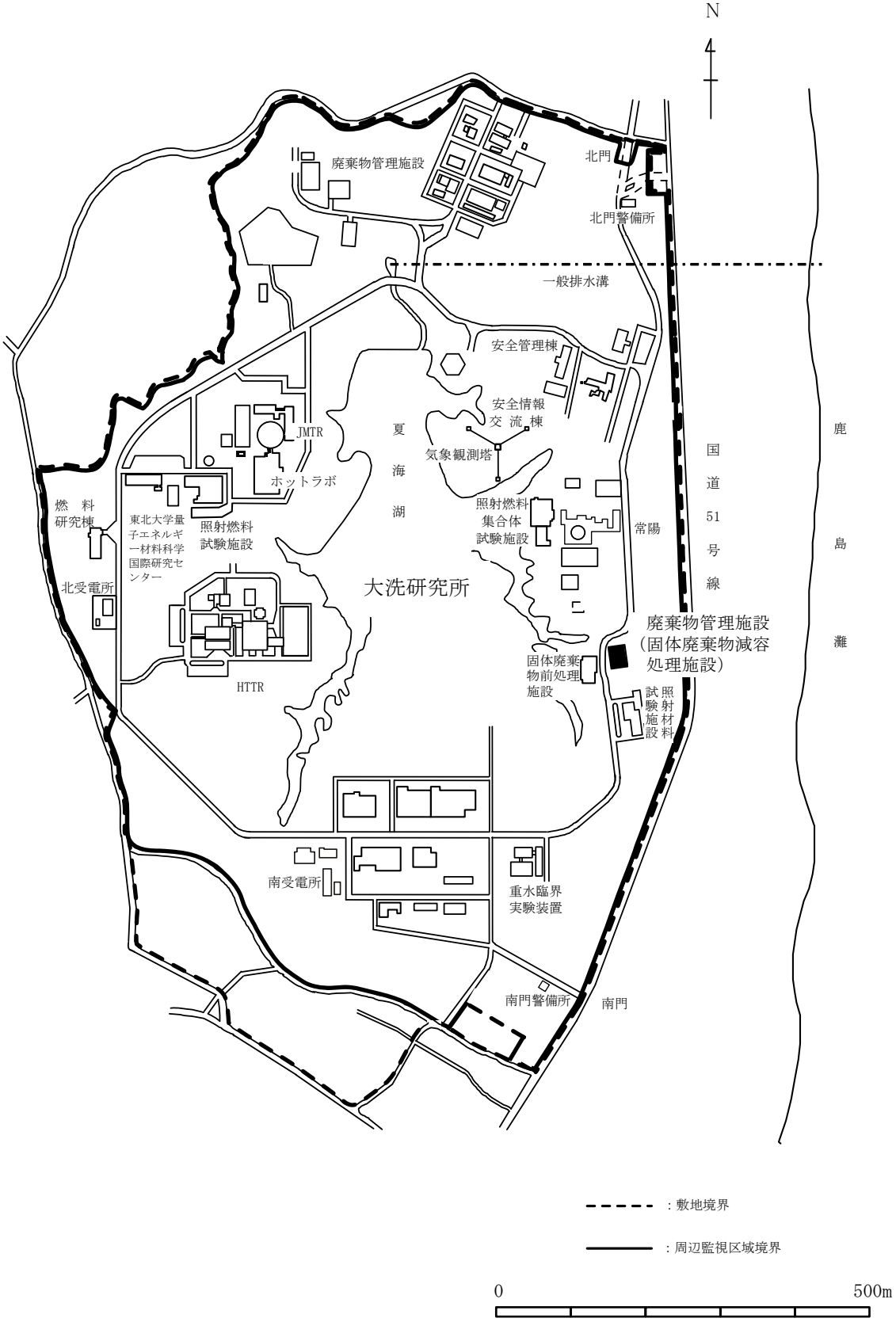

図-1　固体廃棄物減容処理施設の設置位置図

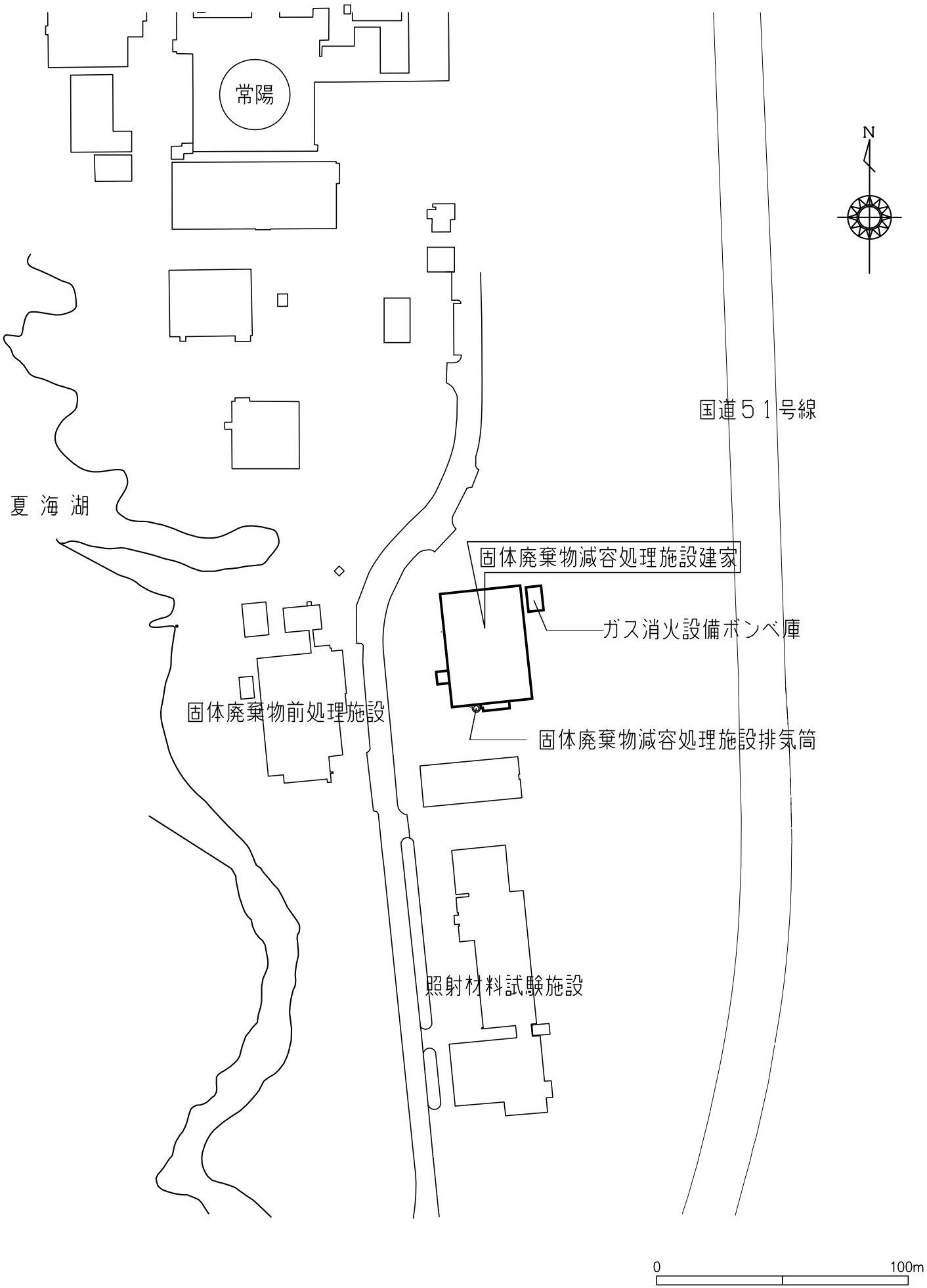

図－２ 固体廃棄物減容処理施設建家の設置位置図

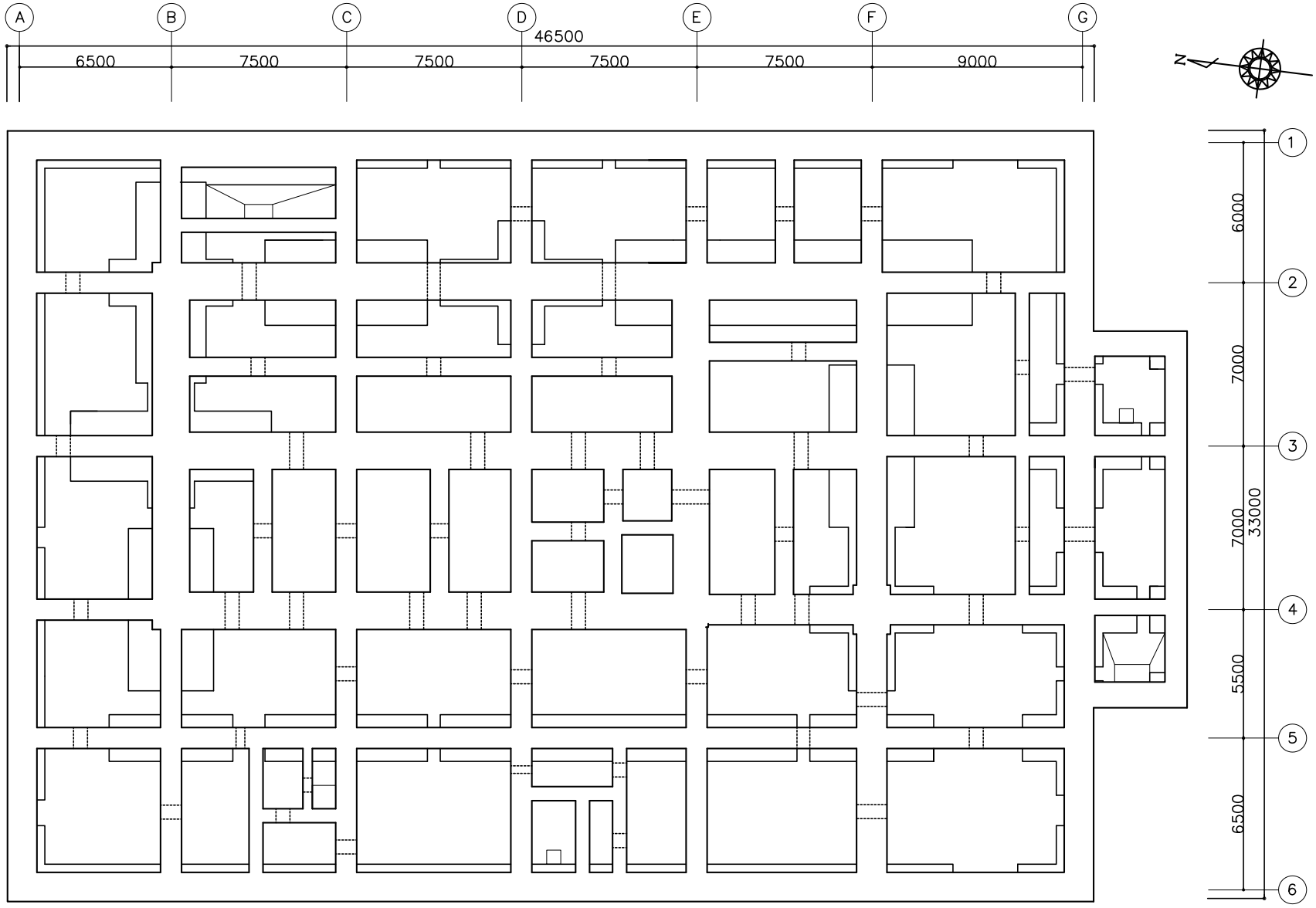

図－3 固体廃棄物減容処理施設建家　地下ピット平面図

凡　例

□　：人孔を示す。

(注記) 記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－4　固体廃棄物減容処理施設建家　地下1階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－5　固体廃棄物減容処理施設建家　1階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－6　固体廃棄物減容処理施設建家　2階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－7　固体廃棄物減容処理施設建家　3階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－8　固体廃棄物減容処理施設建家　R階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－9 固体廃棄物減容処理施設建家　東立面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－10 固体廃棄物減容処理施設建家　南立面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－11 固体廃棄物減容処理施設建家　西立面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－12 固体廃棄物減容処理施設建家　北立面図

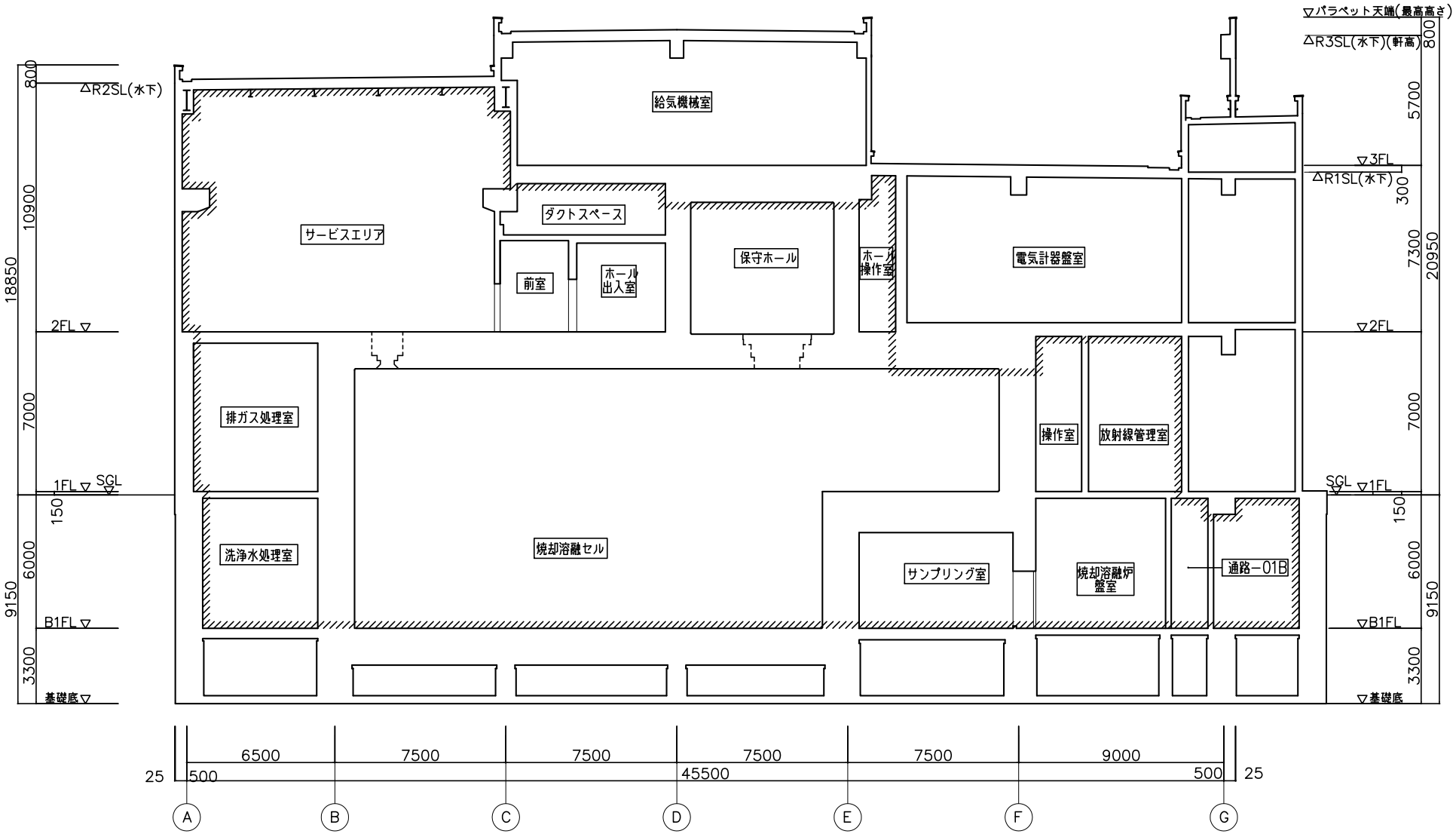

(注記) 記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

管理区域を示す。

図−13 固体廃棄物減容処理施設建家　断面図（2～3間）

本-1-482

図−14 固体廃棄物減容処理施設建家　断面図（D～E間）

（注記）記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

管理区域を示す。

本-1-483

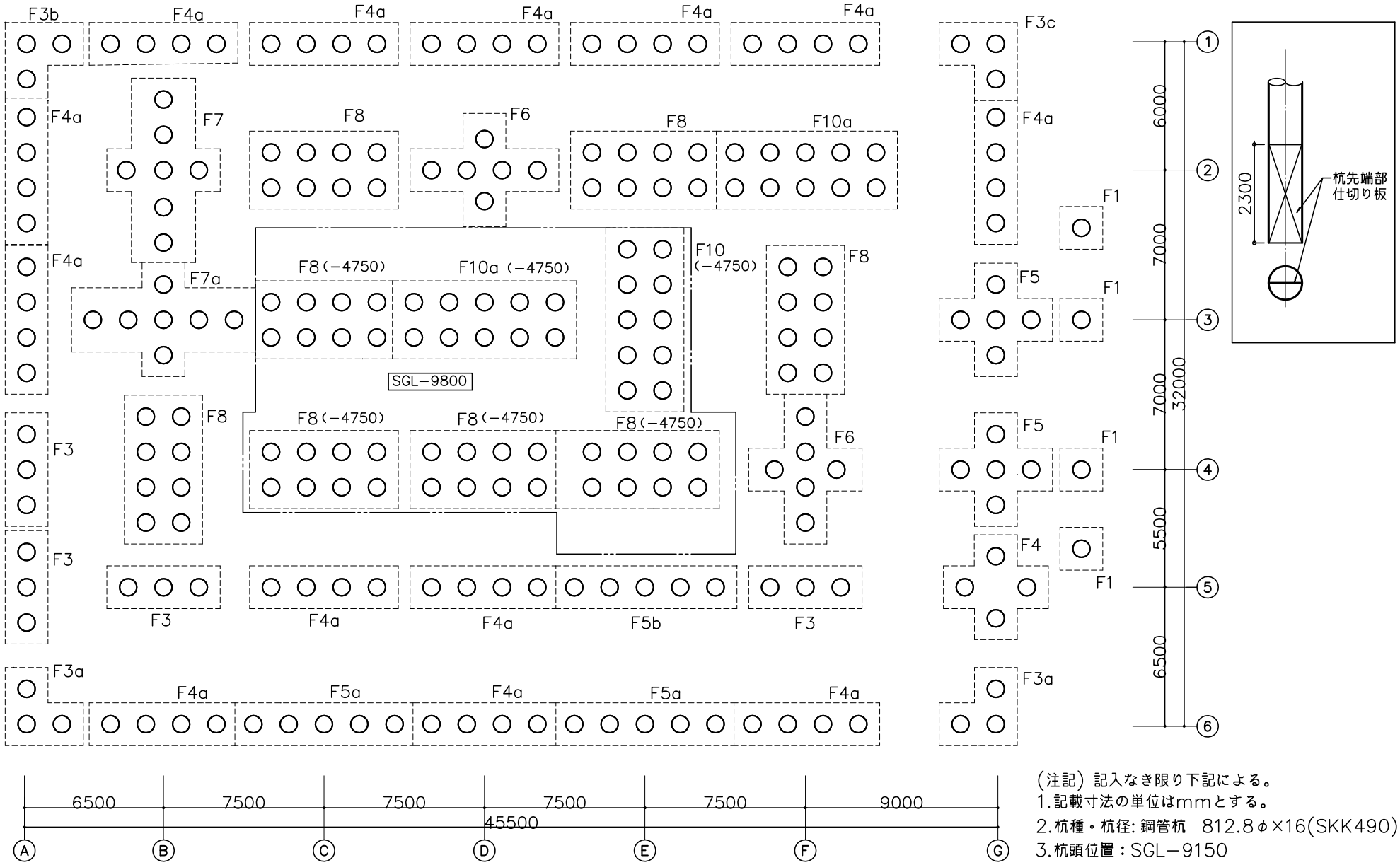

(注記) 記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はmmとする。
2. 杭種・杭径: 鋼管杭　812.8φ×16(SKK490)
3. 杭頭位置：SGL−9150
4. □内数値は杭頭位置を示す。
5. 基礎下端: B1FL−4100
6. ( )内はB1FLからの基礎下端レベルを示す。
7. SGL=1FL−150=TP+39400

図−15 固体廃棄物減容処理施設建家　基礎伏図

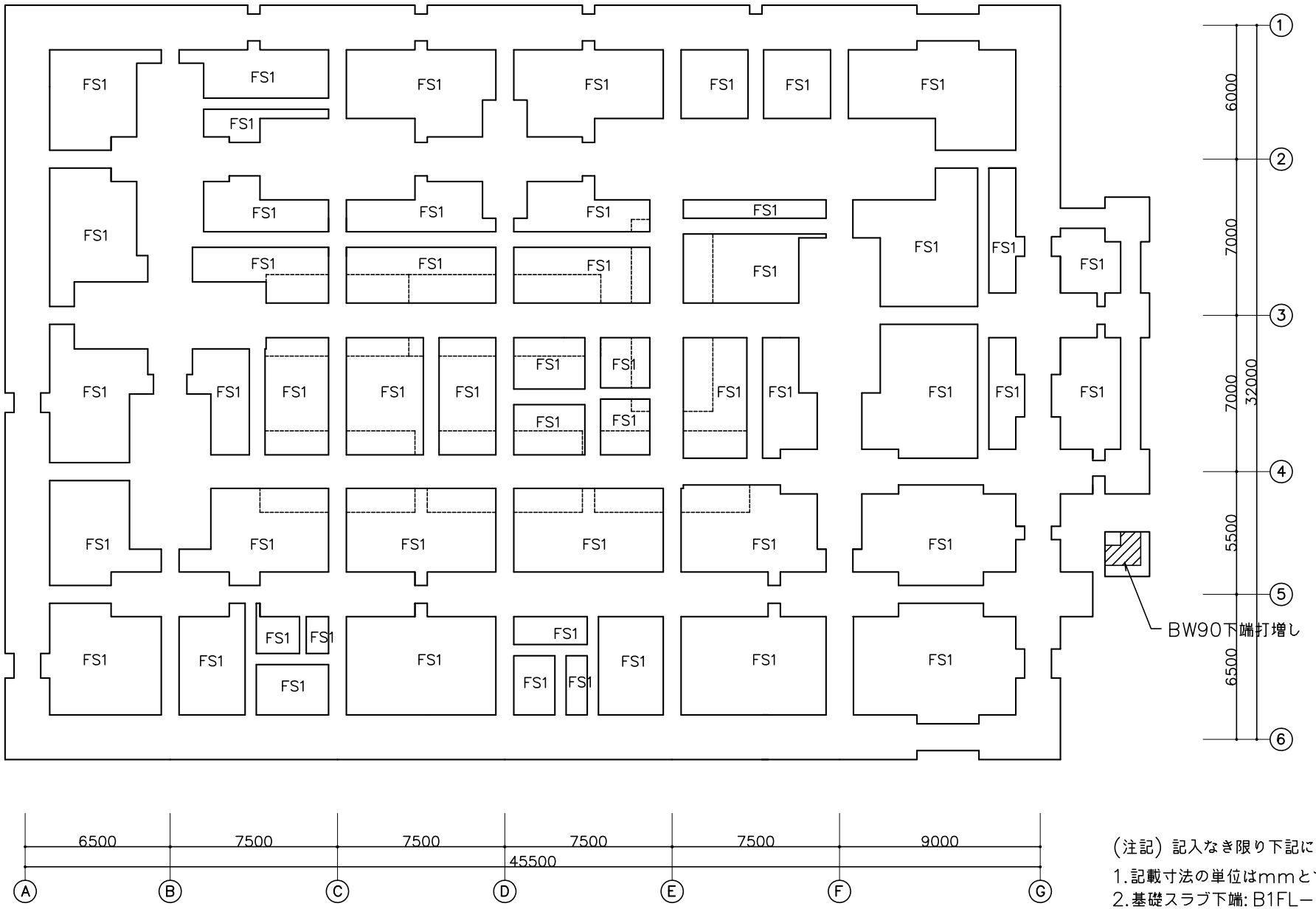

(注記) 記入なき限り下記による。

1. 記載寸法の単位はmmとする。
2. 基礎スラブ下端: B1FL−3300
3. SGL=1FL−150=TP+39400

図−16 固体廃棄物減容処理施設建家　基礎スラブ伏図

図－17　固体廃棄物減容処理施設建家　地下１階床スラブ伏図

(注記)記入なき限り下記による。
1.記載寸法の単位はmmとする。
2.床スラブ上端レベルはB1FL±0とする。

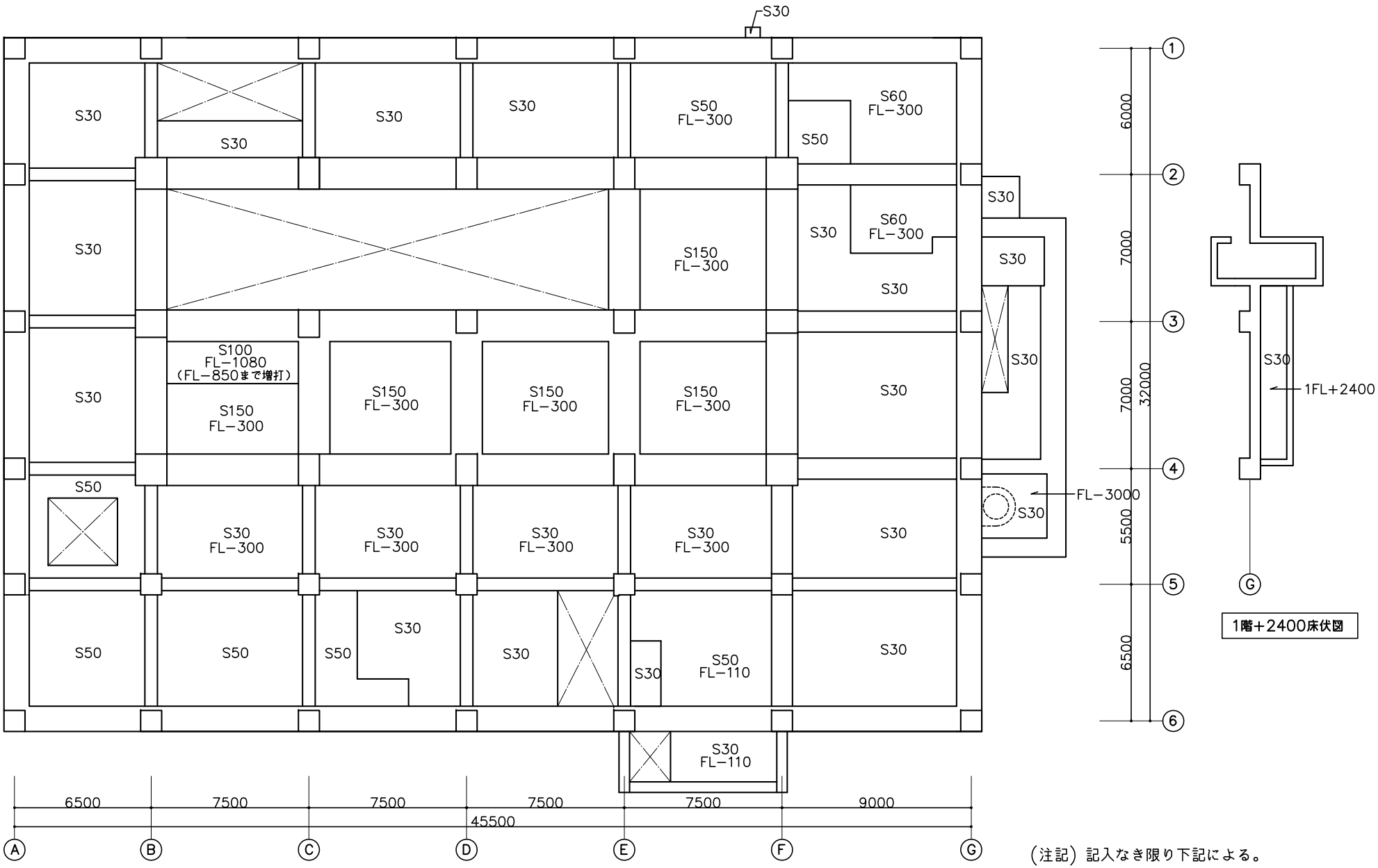

(注記) 記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.床スラブ上端レベルは1FL±0とする。

図−18 固体廃棄物減容処理施設建家　1階床スラブ伏図

図－19 固体廃棄物減容処理施設建家　2階床スラブ伏図

(注記) 記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.床スラブ上端レベルは2FL±0とする。

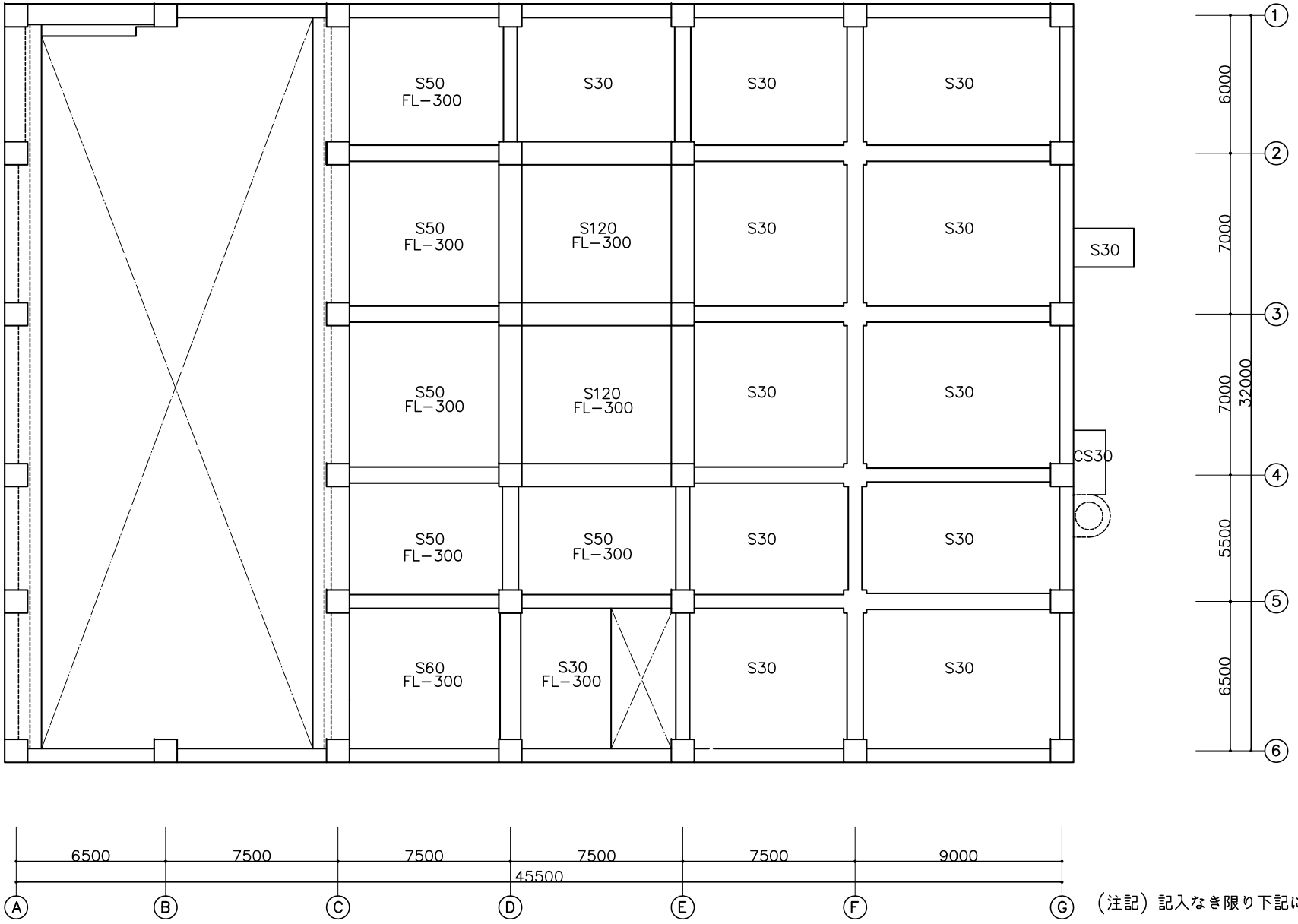

（注記）記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.床スラブ上端レベルは3FL±0～－３００とする。

図－20 固体廃棄物減容処理施設建家　3階床スラブ伏図（その1）

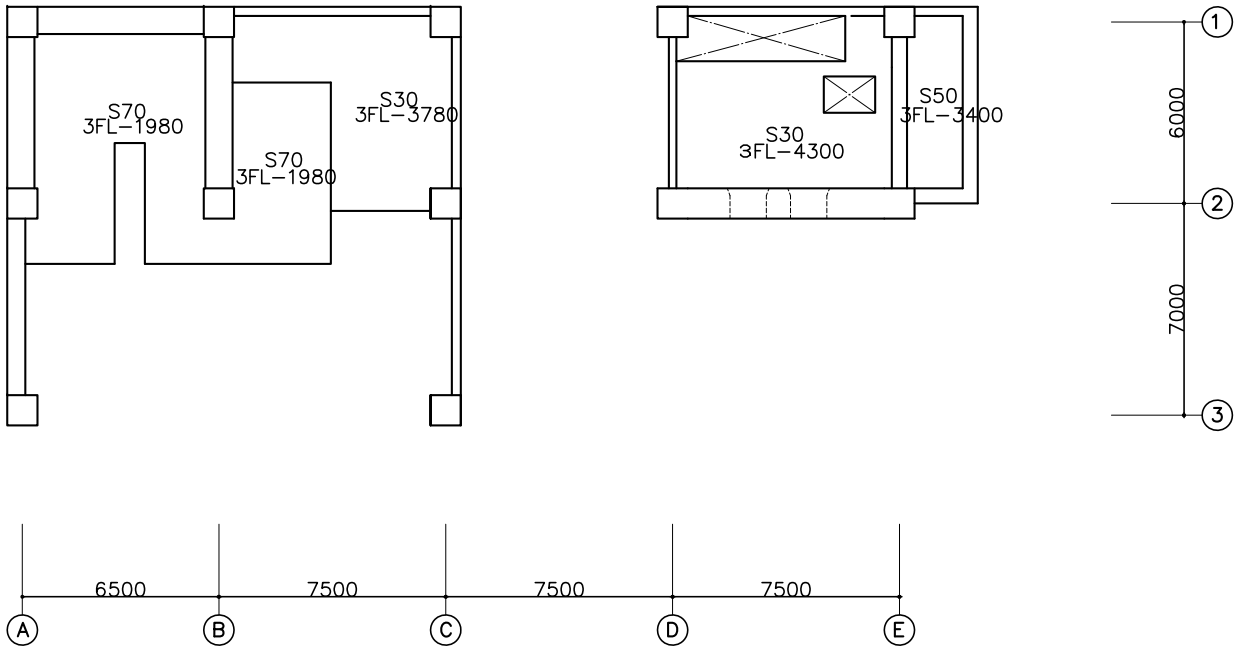

図－21 固体廃棄物減容処理施設建家　3階床スラブ伏図（その2）

（注記）記入なき限り下記による。
1.記載寸法の単位はmmとする。

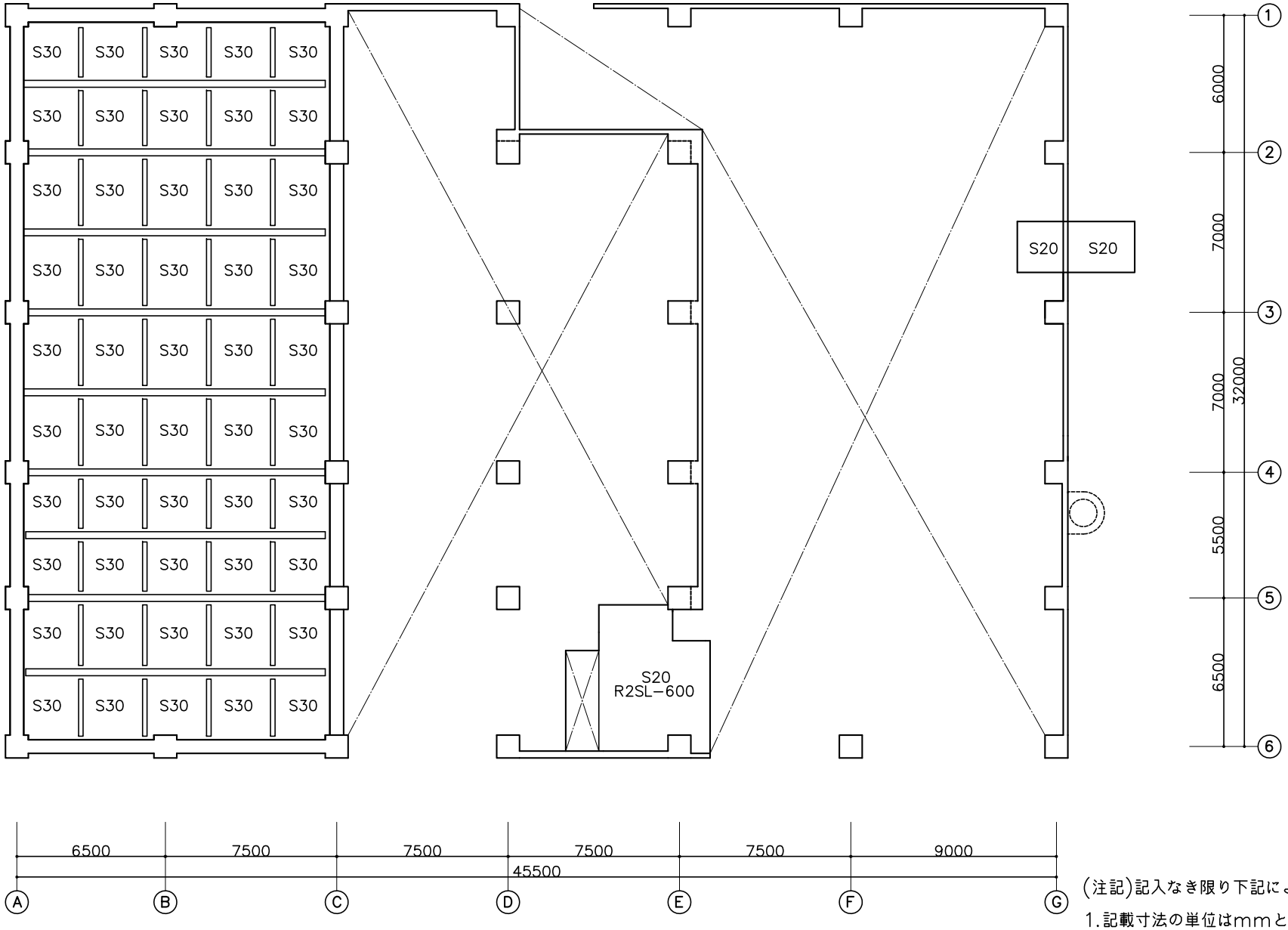

図－22 固体廃棄物減容処理施設建家　R2階床スラブ伏図

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.床スラブ上端レベルはR2SL±0～+140とする。
(R2SL=3FL+3600)

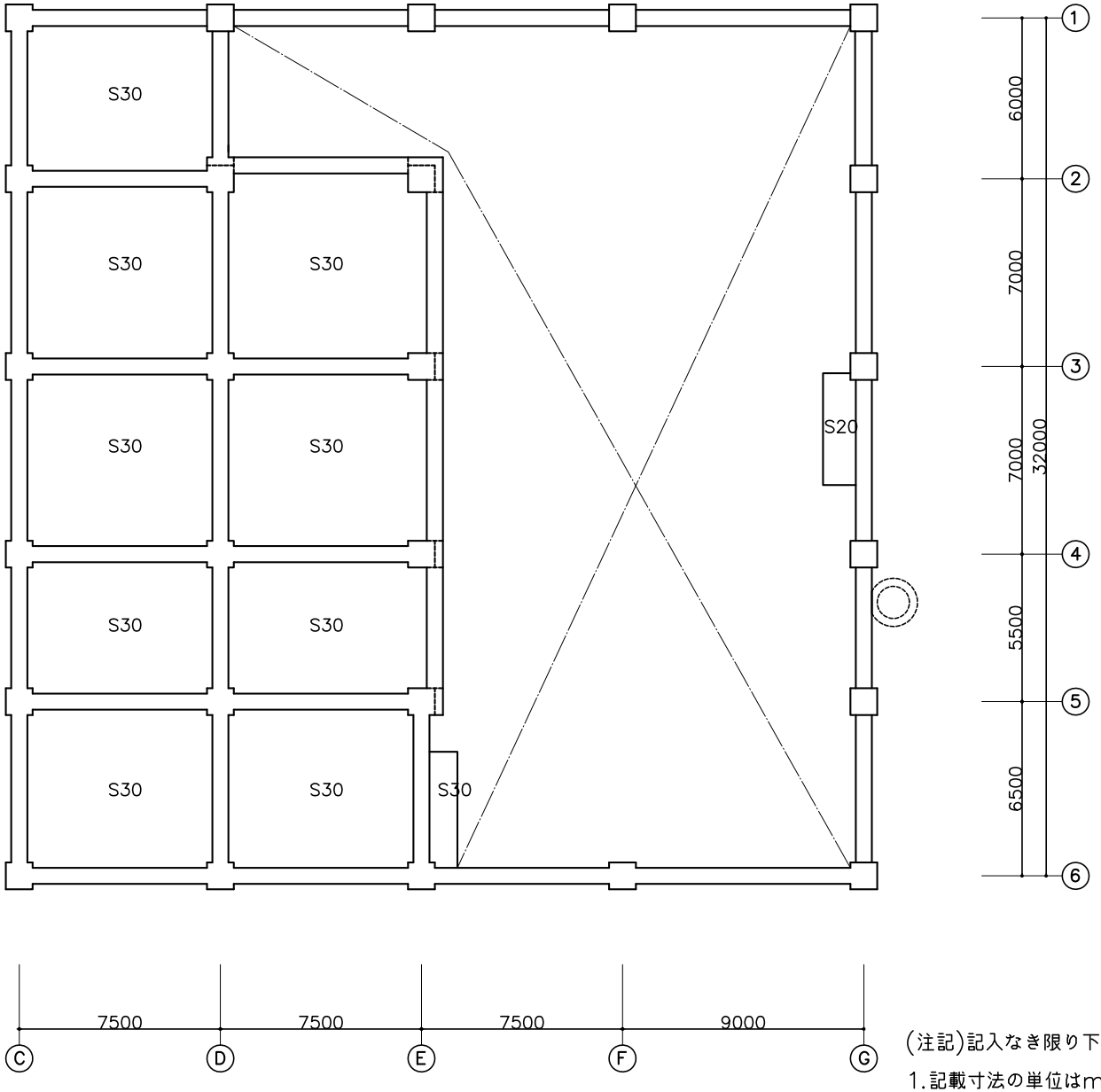

図－23 固体廃棄物減容処理施設建家　R3階床スラブ伏図

(注記)記入なき限り下記による。

1. 記載寸法の単位はmmとする。

2. 床スラブ上端レベルはR3SL±0～+80とする。
(R3SL=3FL+5700)

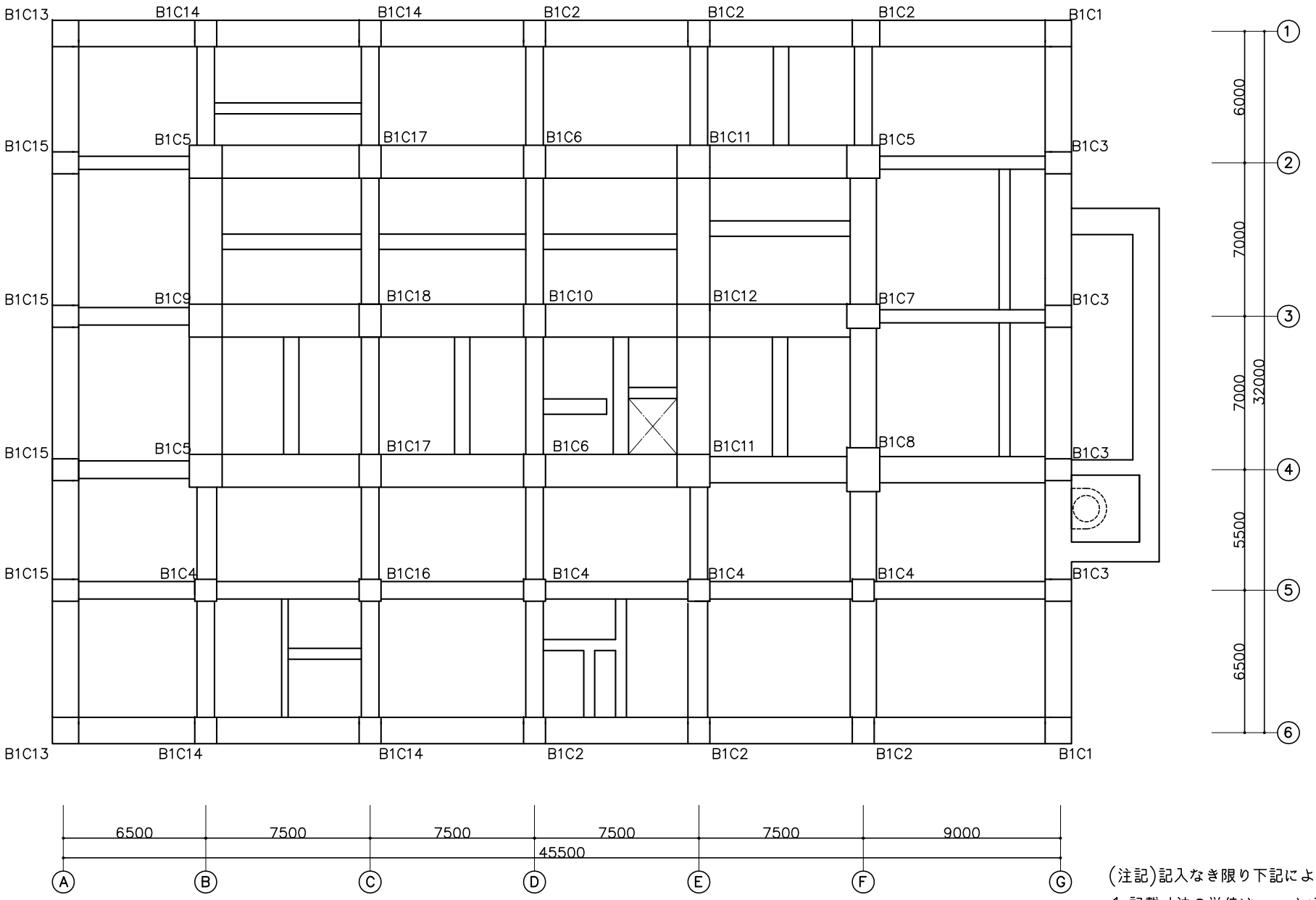

図－24 固体廃棄物減容処理施設建家　地下１階柱伏図

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.柱と取り合う壁が合致しない場合は、柱を打増しする。

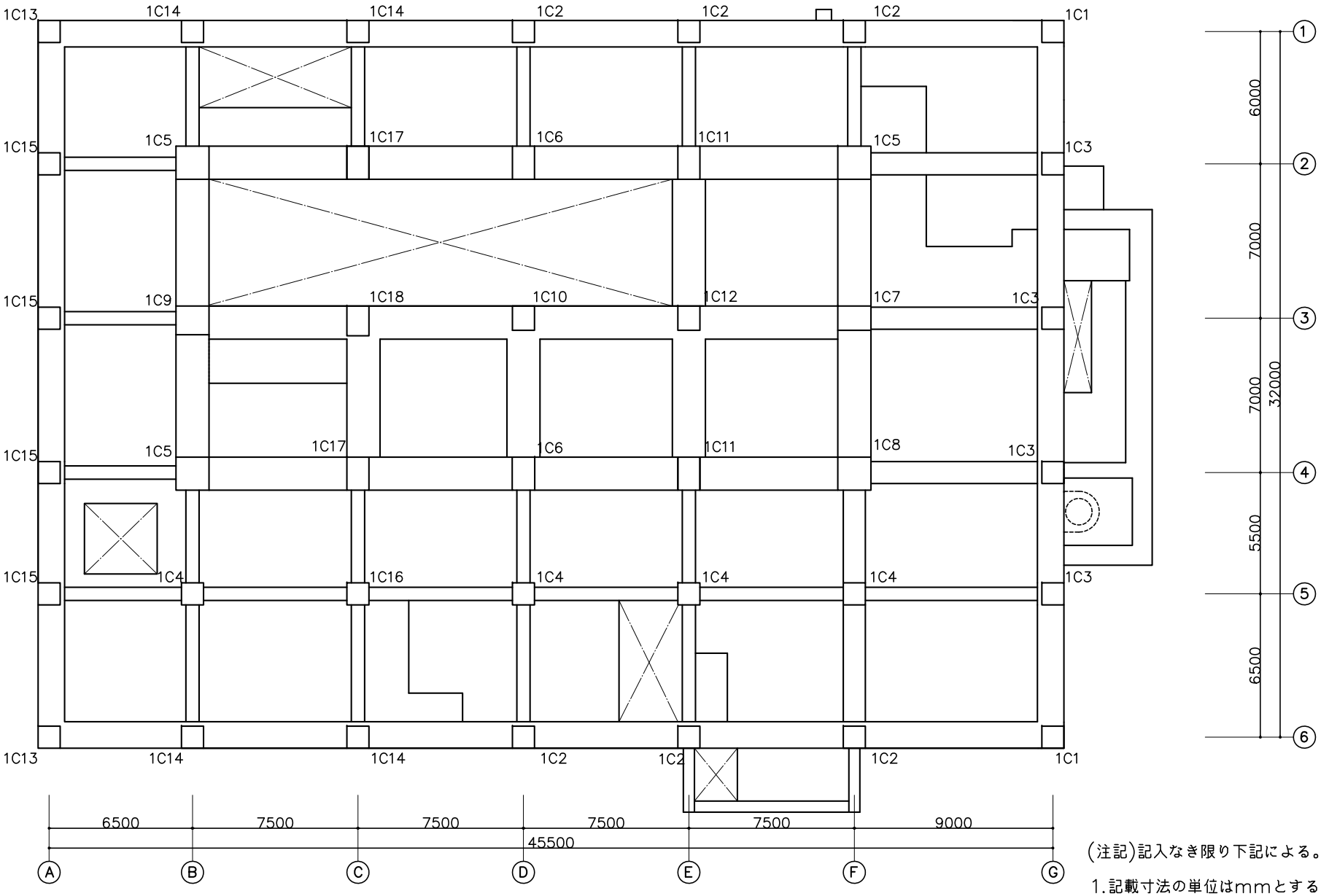

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.外部に面する柱については25mm打増しする。

3.柱と取り合う壁が合致しない場合は、柱を打増しする。

図－25 固体廃棄物減容処理施設建家　1階柱伏図

本-1-494

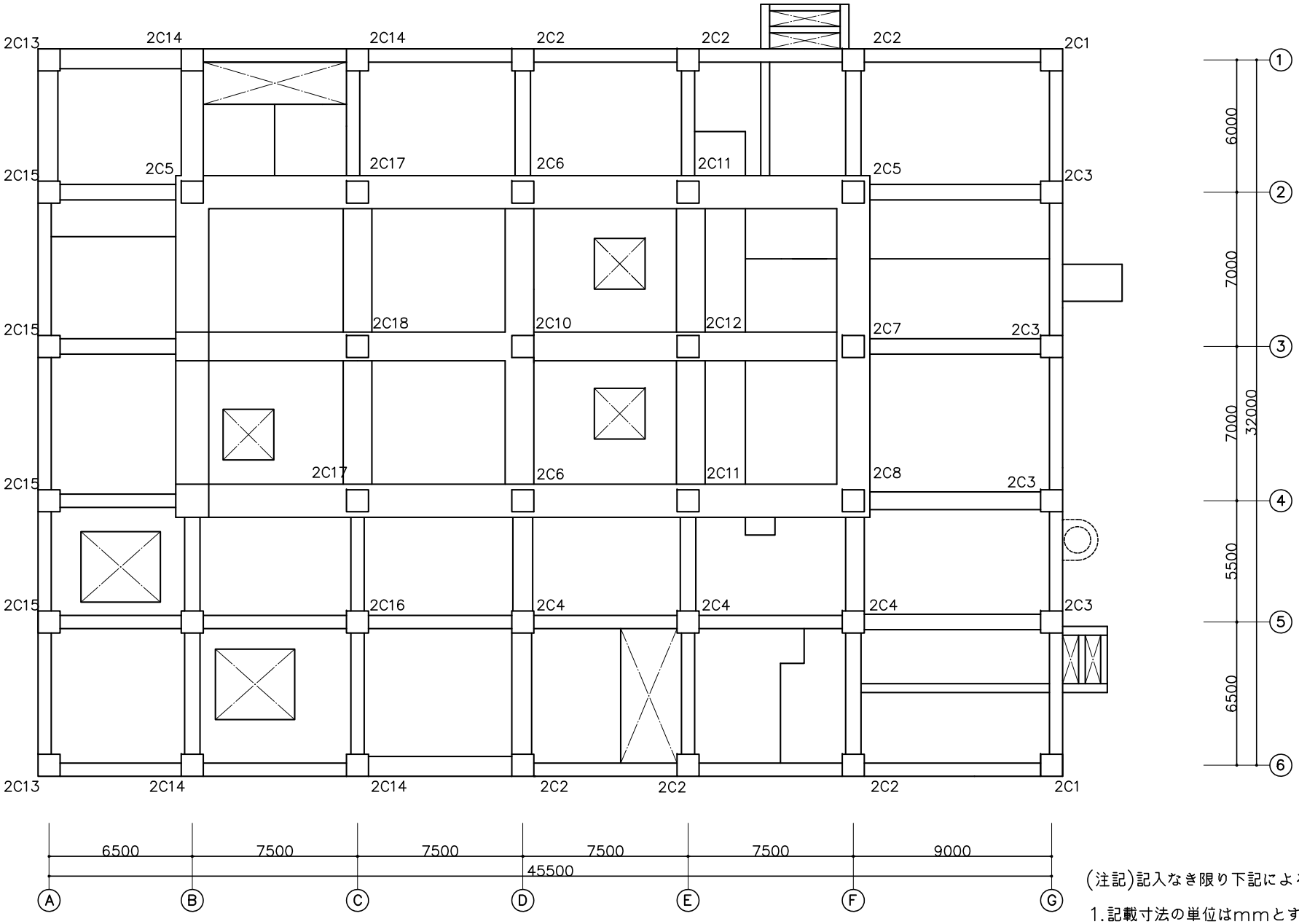

(注記)記入なき限り下記による。

1. 記載寸法の単位はmmとする。
2. 外部に面する柱については25mm打増しする。
3. 柱と取り合う壁が合致しない場合は、柱を打増しする。

図－26 固体廃棄物減容処理施設建家　2階柱伏図

本-1-495

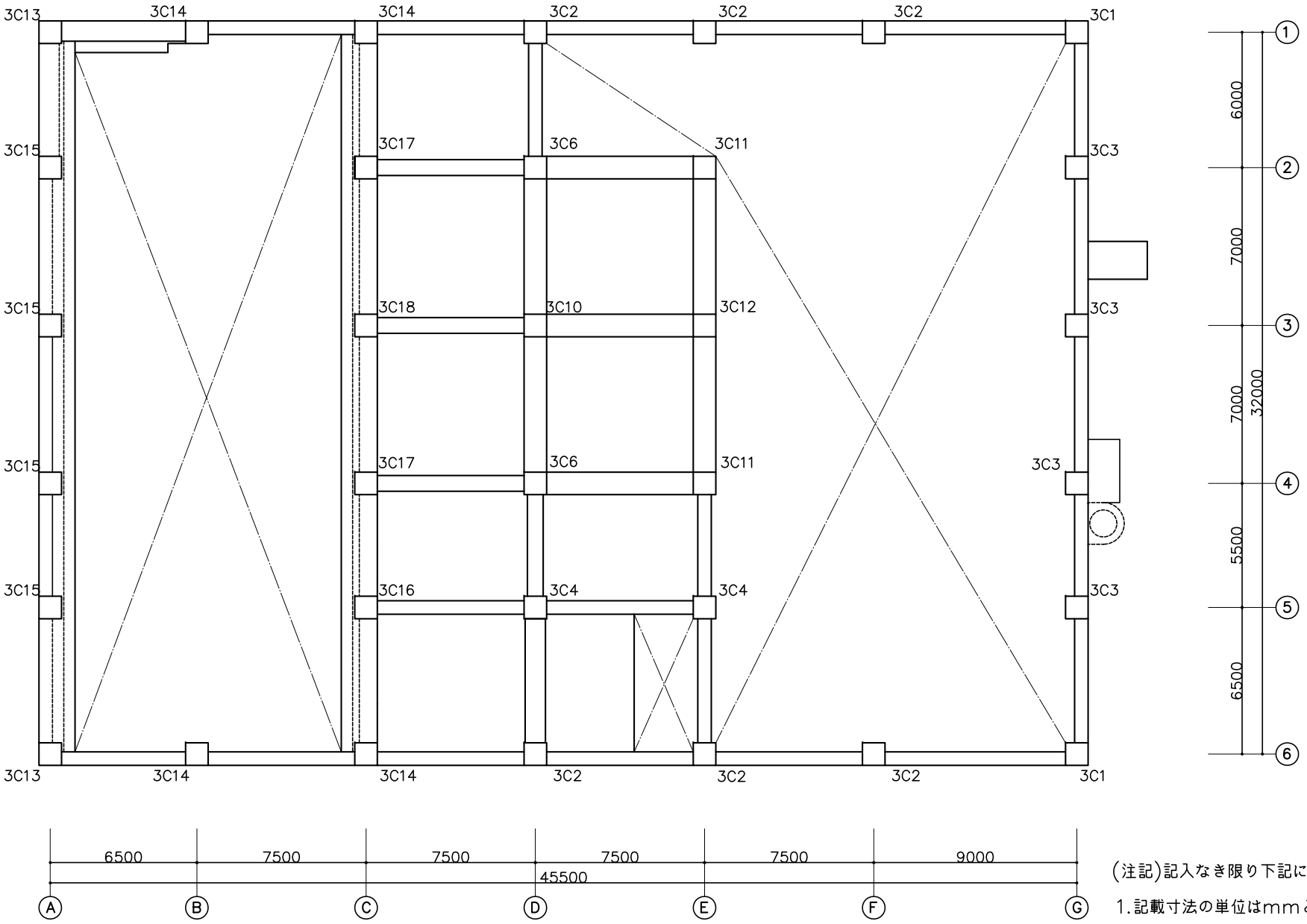

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.外部に面する柱については25mm打増しする。

3.柱と取り合う壁が合致しない場合は、柱を打増しする。

図－27 固体廃棄物減容処理施設建家　3階柱伏図

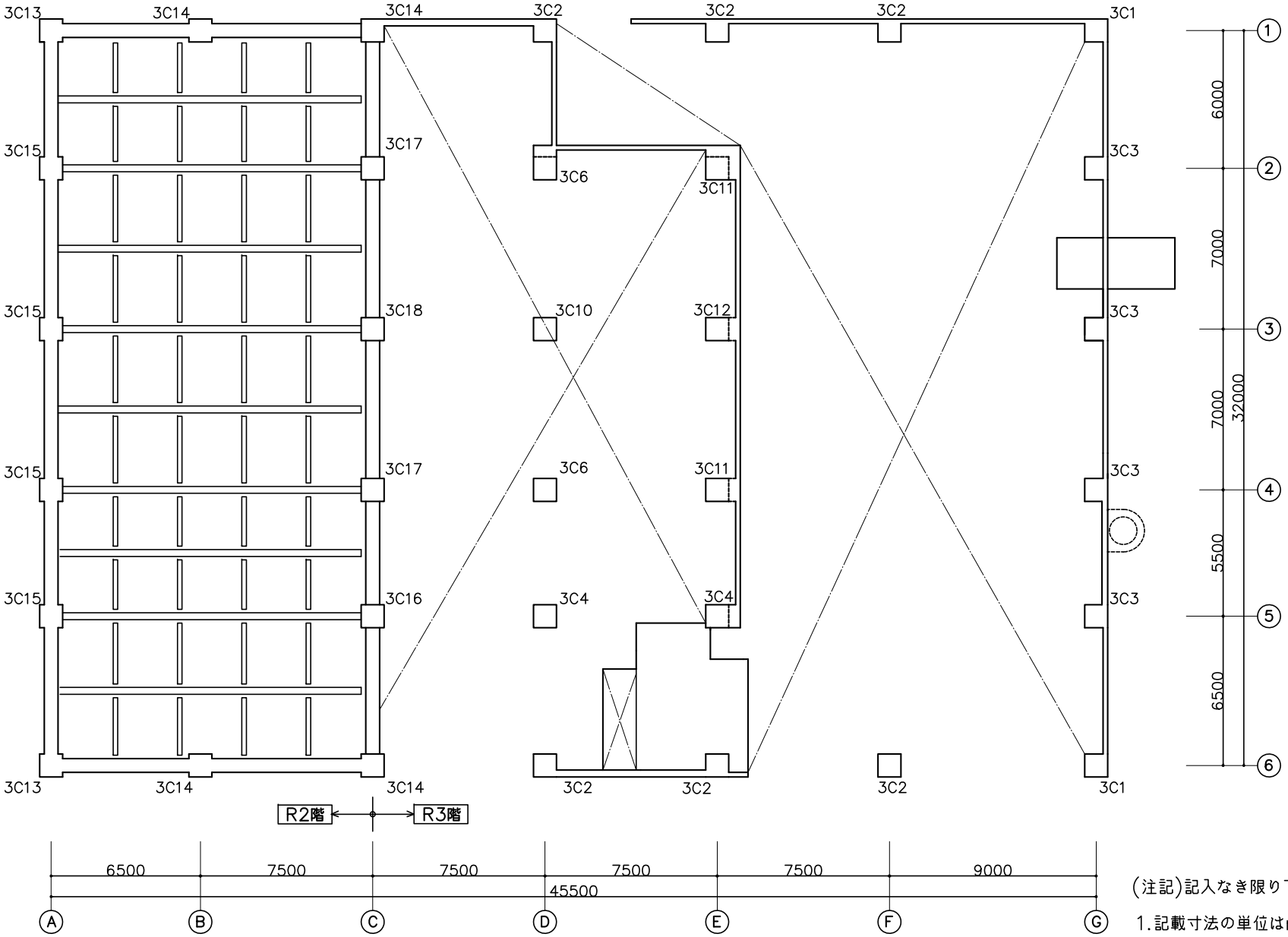

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.外部に面する柱については25mm打増しする。

3.柱と取り合う壁が合致しない場合は、柱を打増しする。

図－28 固体廃棄物減容処理施設建家　R2階 R3階柱伏図

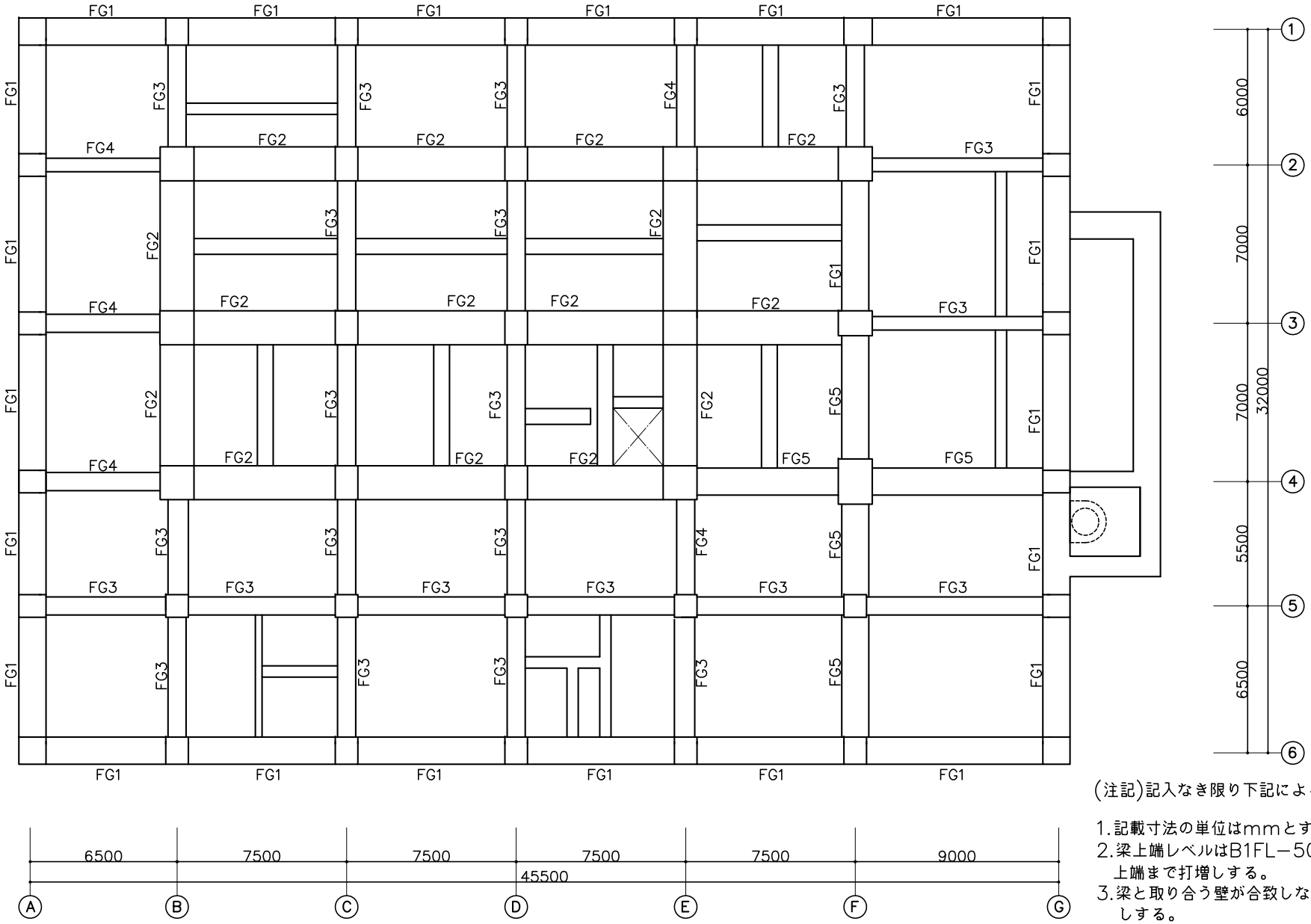

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。
2.梁上端レベルはB1FL−500とし、床スラブ上端まで打増しする。
3.梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。
4.B1階床スラブ型枠架かり代として基礎梁は、左右とも側面50mm打増しする。
（建物外部側側面は除く）

図－29 固体廃棄物減容処理施設建家　地下１階梁伏図

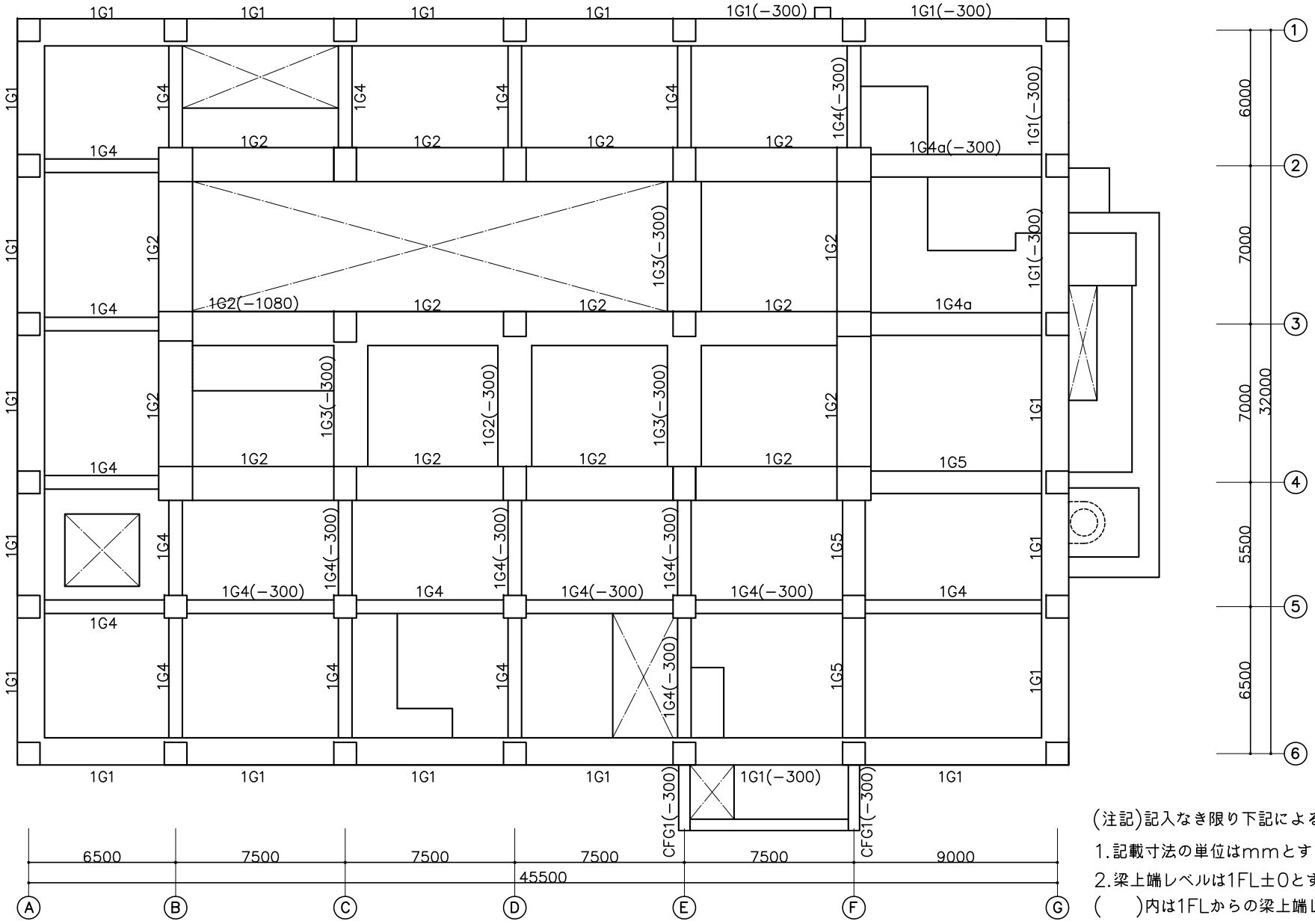

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.梁上端レベルは1FL±0とする。

(　　)内は1FLからの梁上端レベルを示す。

3.外部に面する梁については25mm打増しする。

4.梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。

図－30 固体廃棄物減容処理施設建家　1階梁伏図

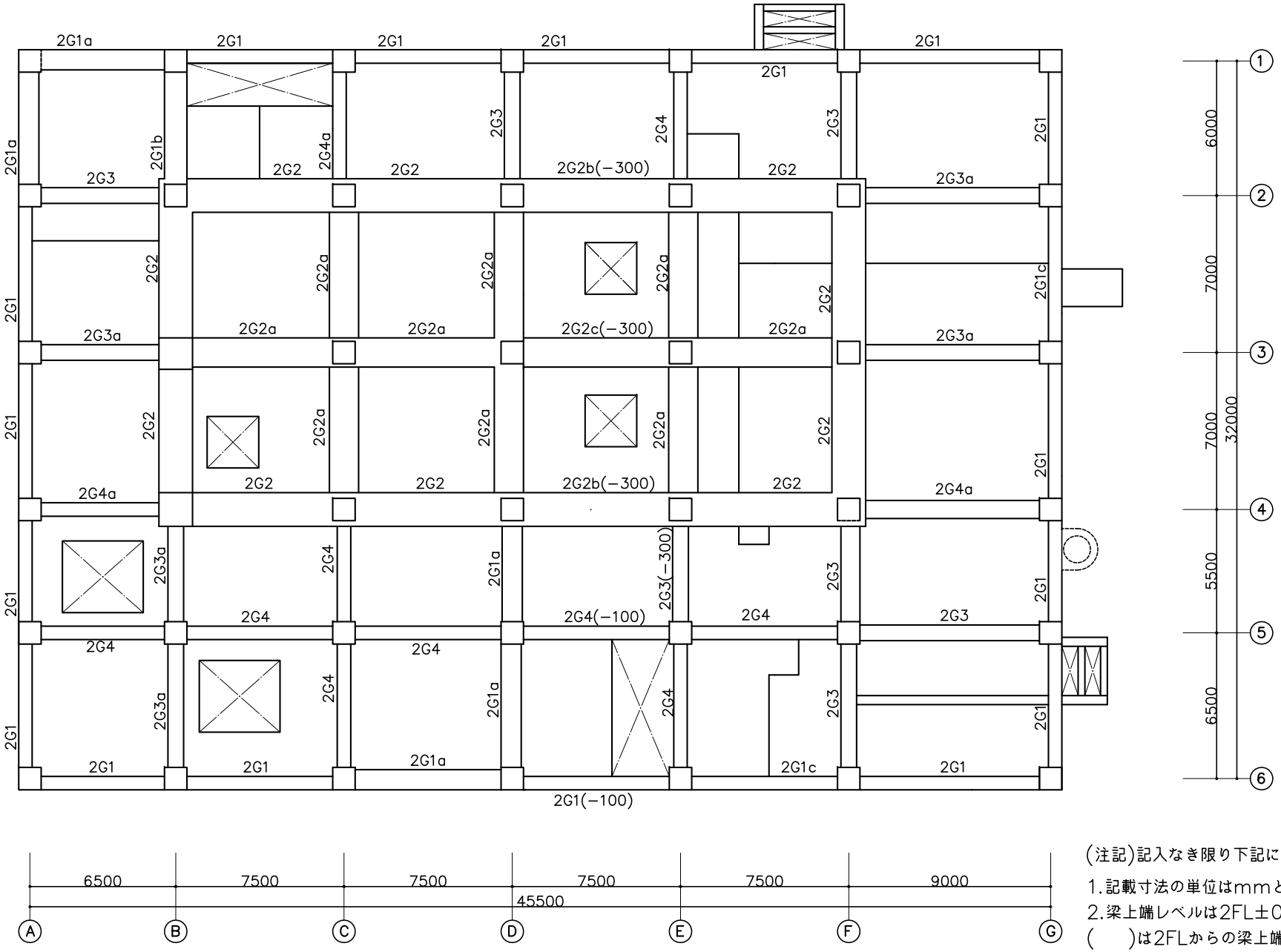

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.梁上端レベルは2FL±0とする。

(　　)は2FLからの梁上端レベルを示す。

3.外部に面する梁については25mm打増しする。

4.梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。

図－31 固体廃棄物減容処理施設建家　2階梁伏図

本1-500

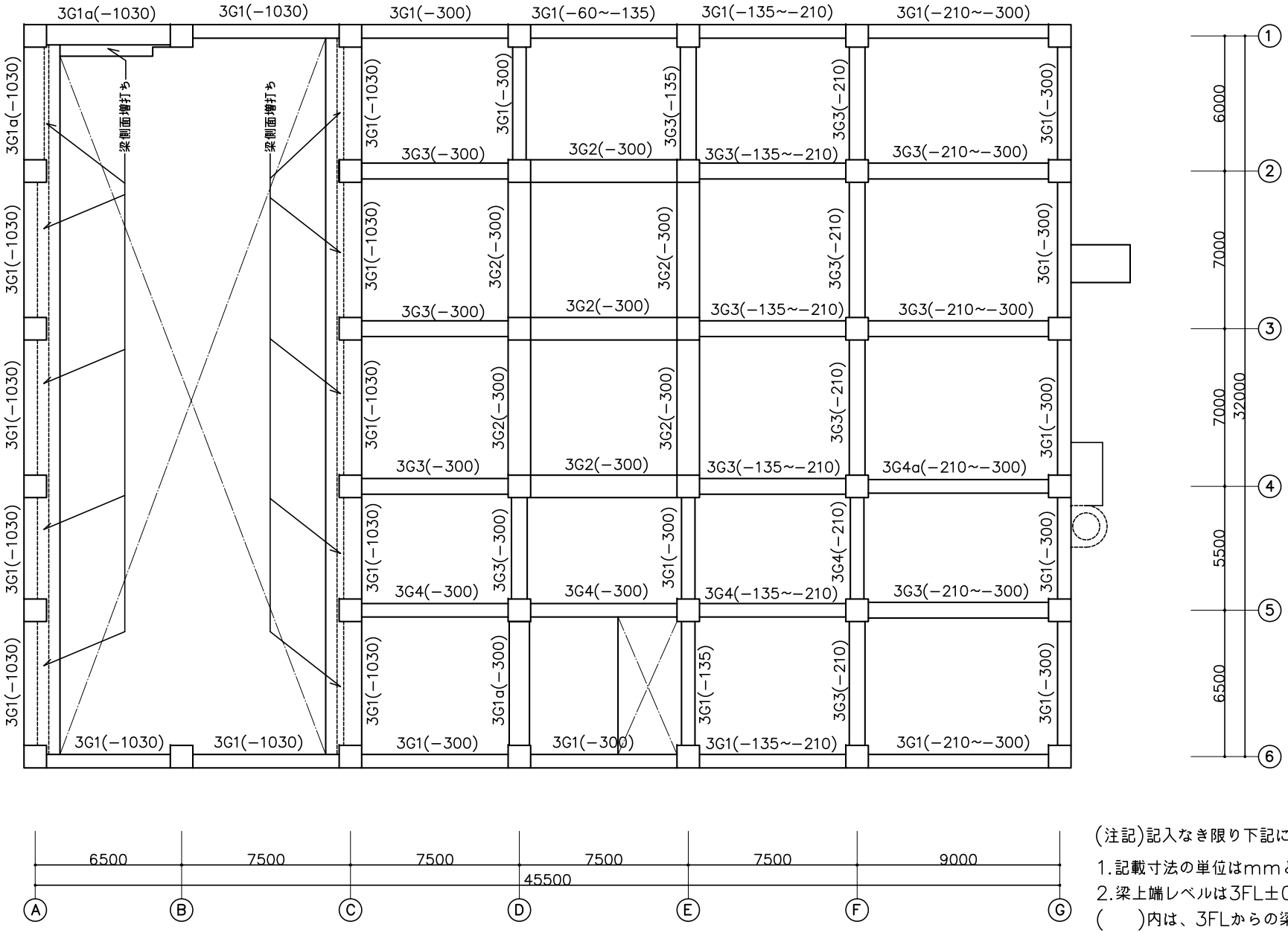

(注記)記入なき限り下記による。

1. 記載寸法の単位はmmとする。
2. 梁上端レベルは3FL±0とする。
(　　)内は、3FLからの梁上端レベルを示す。
3. 外部に面する梁については25mm打増しする。
4. 梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。

図－32 固体廃棄物減容処理施設建家　3階梁伏図（その1）

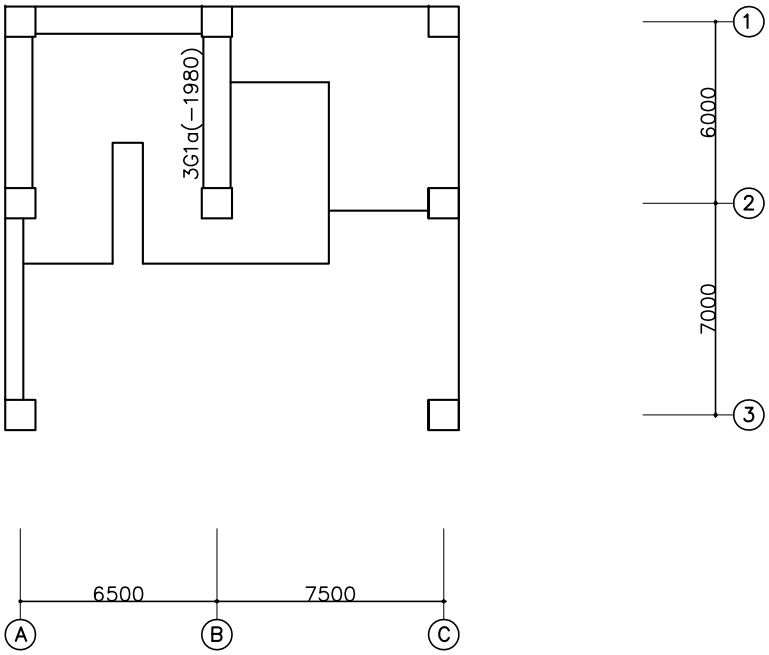

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。
2.梁上端レベルは3FL±0とする。
(　　)内は3FLからの梁上端レベルを示す。
3.梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。

図－33 固体廃棄物減容処理施設建家　3階梁伏図（その2）

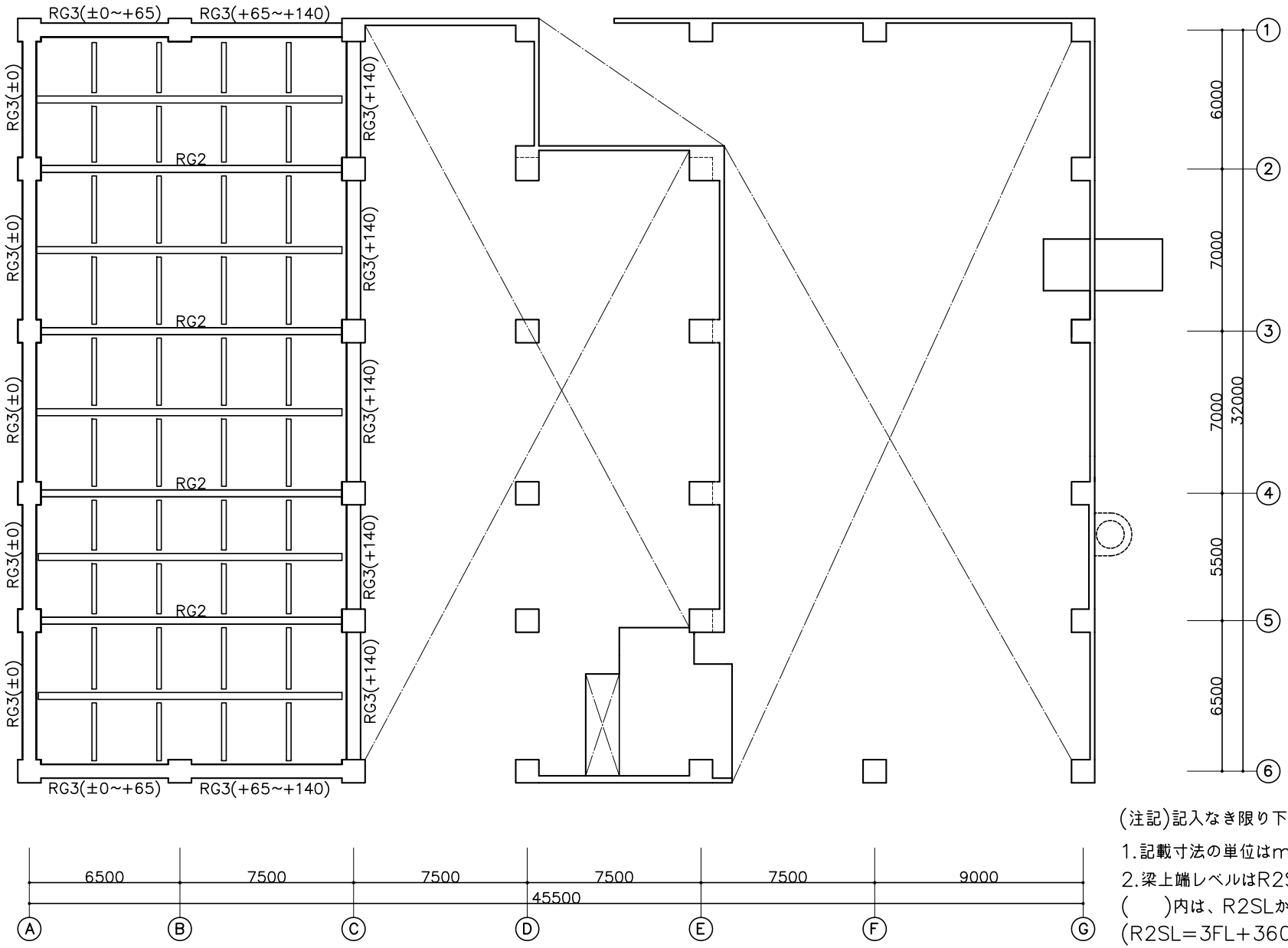

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.梁上端レベルはR2SL±0~+140とする。

(　　)内は、R2SLからの梁上端レベルを示す。

(R2SL=3FL+3600)

3.外部に面する梁については25mm打増しする。

4.梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。

図－34 固体廃棄物減容処理施設建家　R2階梁伏図

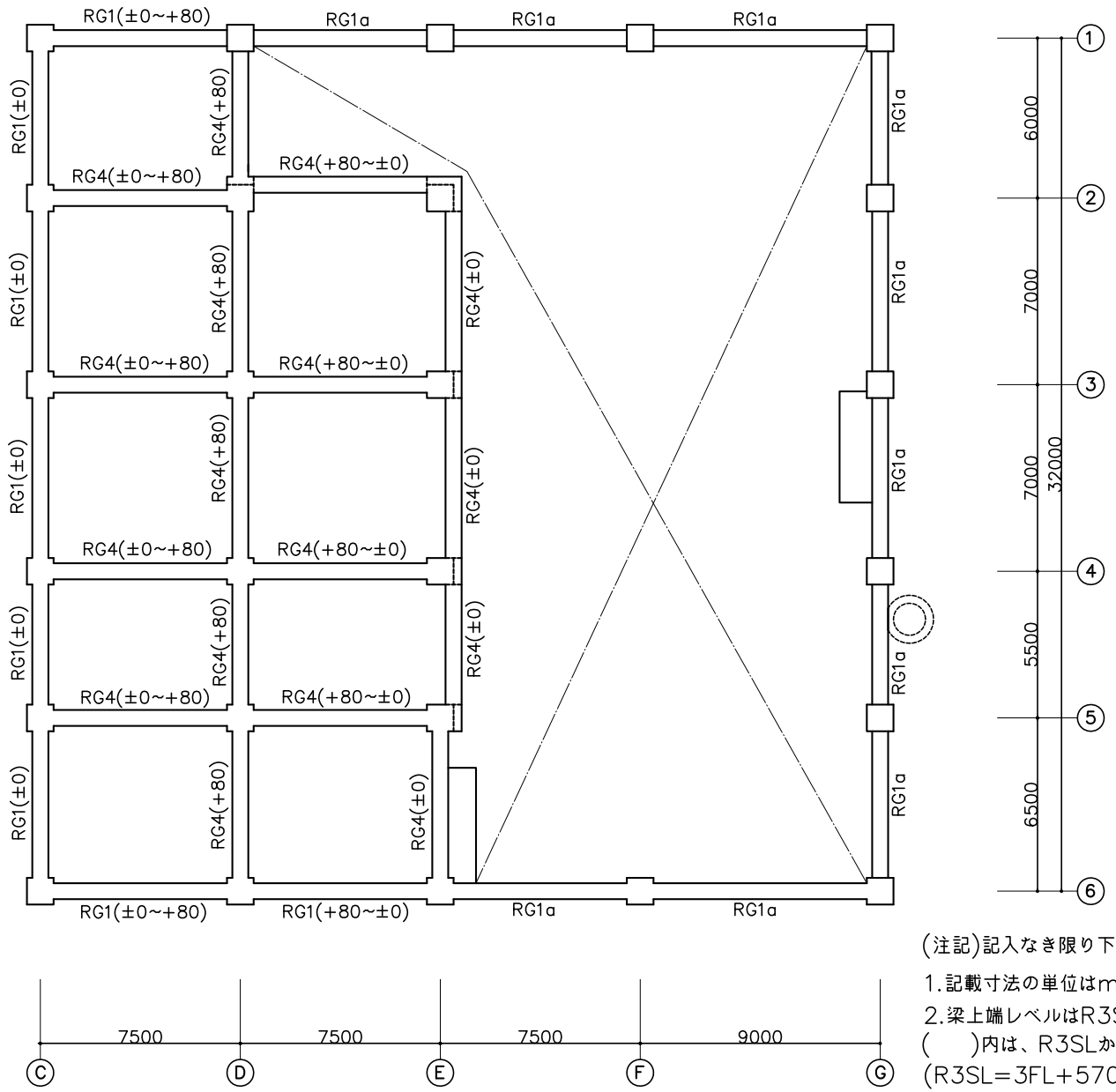

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。

2.梁上端レベルはR3SL±0とする。
(　　)内は、R3SLからの梁上端レベルを示す。
(R3SL=3FL+5700)

3.外部に面する梁については25mm打増しする。

4.梁と取り合う壁が合致しない場合は、梁を打増しする。

図－35 固体廃棄物減容処理施設建家　R3階梁伏図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－36 固体廃棄物減容処理施設建家　地下１階壁伏図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－37　固体廃棄物減容処理施設建家　1階壁伏図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－38 固体廃棄物減容処理施設建家　2階壁伏図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－39 固体廃棄物減容処理施設建家　3階壁伏図（その1）

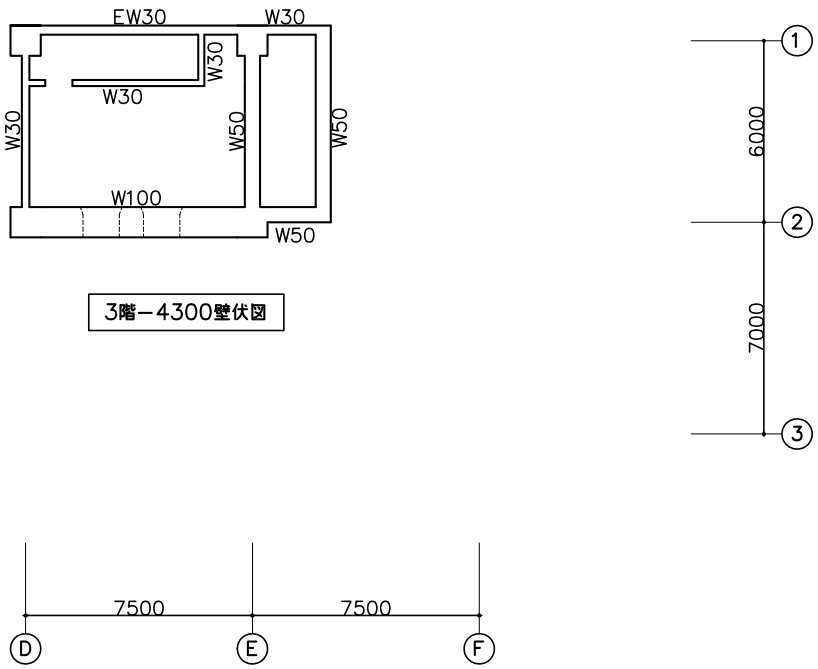

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。
2.壁符号のEWは耐震壁を示す。
3.外部に面する壁については25mm打増しする。

図－40 固体廃棄物減容処理施設建家　3階壁伏図（その2）

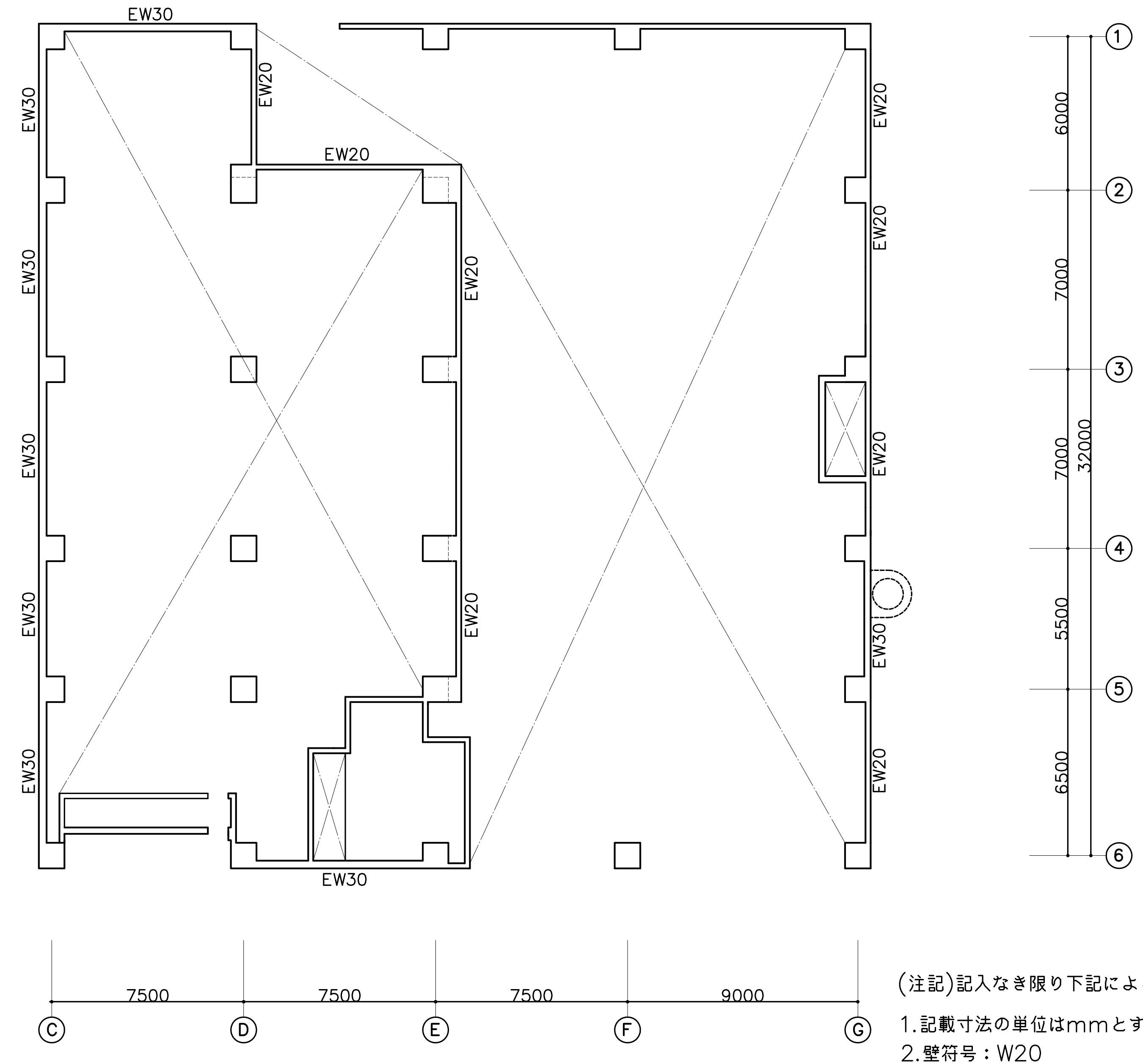

図－41 固体廃棄物減容処理施設建家　R2階壁伏図

(注記)記入なき限り下記による。

1.記載寸法の単位はmmとする。
2.壁符号：W20
3.壁符号のEWは耐震壁を示す。
4.外部に面する壁については25mm打増しする。

F1

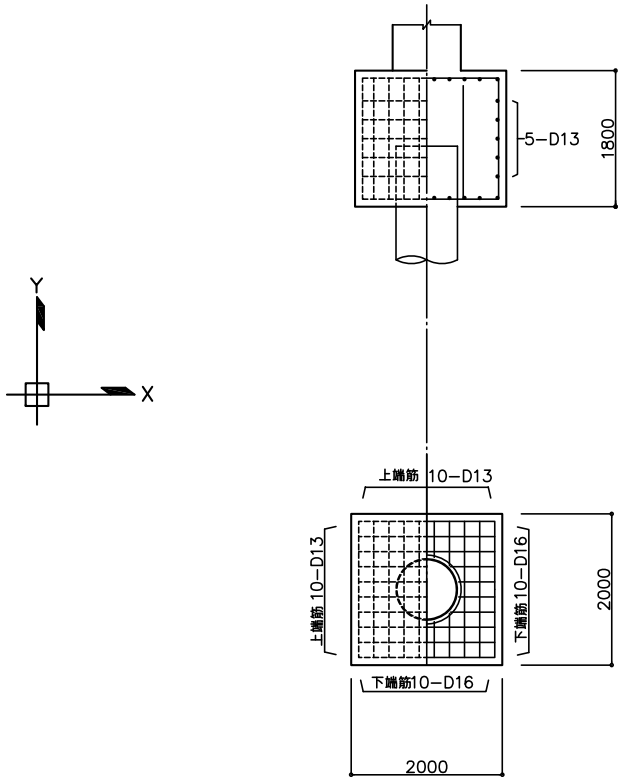

上端筋	X方向	10−D13
	Y方向	10−D13
下端筋	X方向	10−D16
	Y方向	10−D16
側 面 横 筋		5−D13

図−42　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その1）

F3

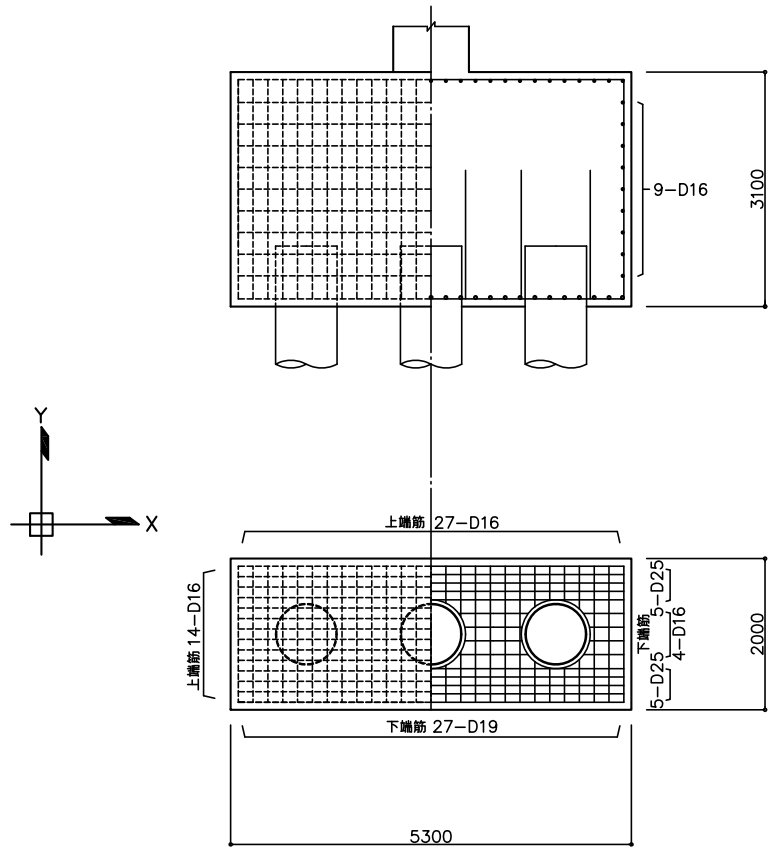

F3a

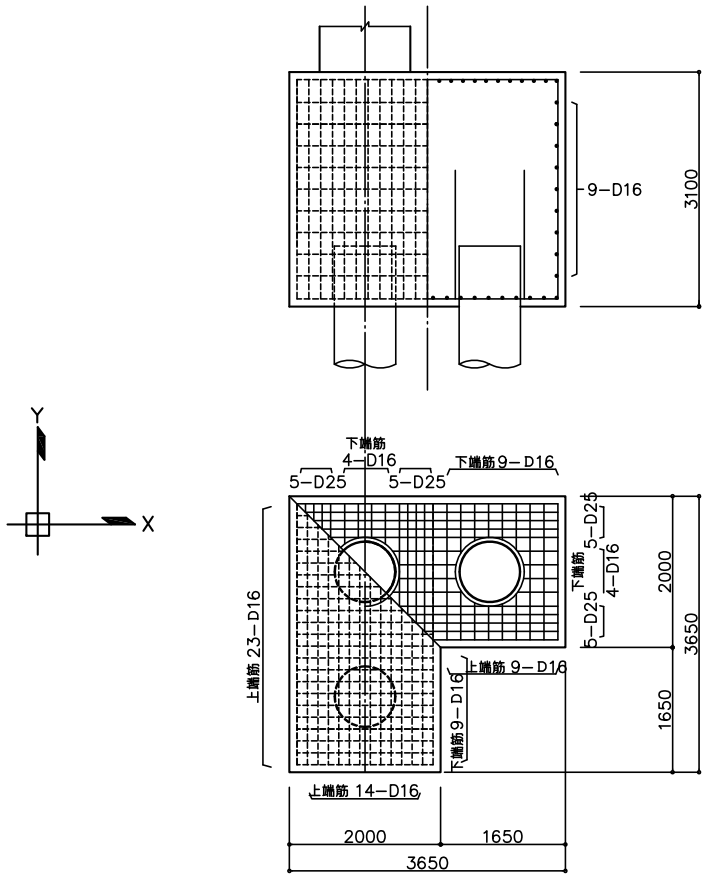

上端筋	X方向	27−D16	上端筋	X方向	14−D16+9−D16
	Y方向	14−D16		Y方向	23−D16
下端筋	X方向	27−D19	下端筋	X方向	5−D25+4−D16+5−D25+9−D16
	Y方向	5−D25+4−D16+5−D25		Y方向	9−D16+5−D25+4−D16+5−D25
側面横筋		9−D16	側面横筋		9−D16

図−43　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その2）

F3b

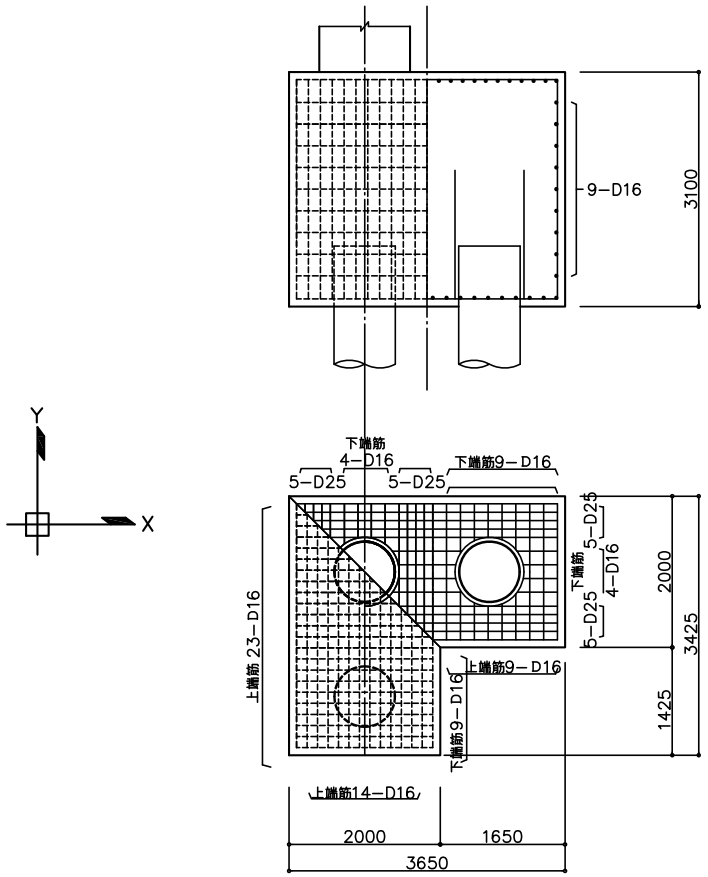

上端筋	X方向	14−D16+9−D16
	Y方向	23−D16
下端筋	X方向	5−D25+4−D16+5−D25+9−D16
	Y方向	9−D16+5−D25+4−D16+5−D25
側 面 横 筋		9−D16

F3c

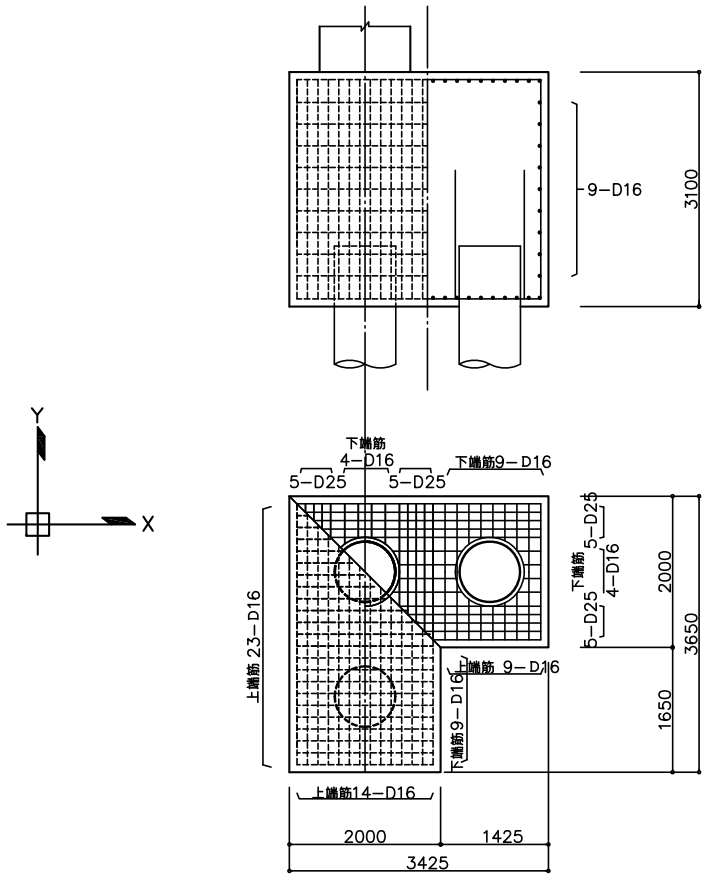

上端筋	X方向	14−D16+9−D16
	Y方向	23−D16
下端筋	X方向	5−D25+4−D16+5−D25+9−D16
	Y方向	9−D16+5−D25+4−D16+5−D25
側 面 横 筋		9−D16

図−44　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その3）

F4

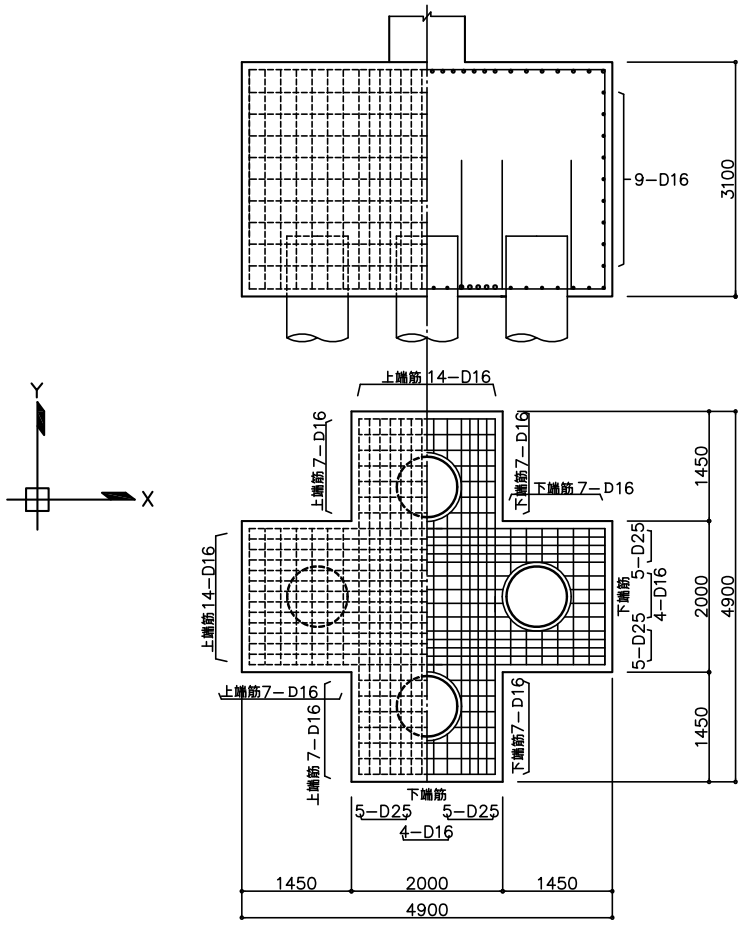

F4a

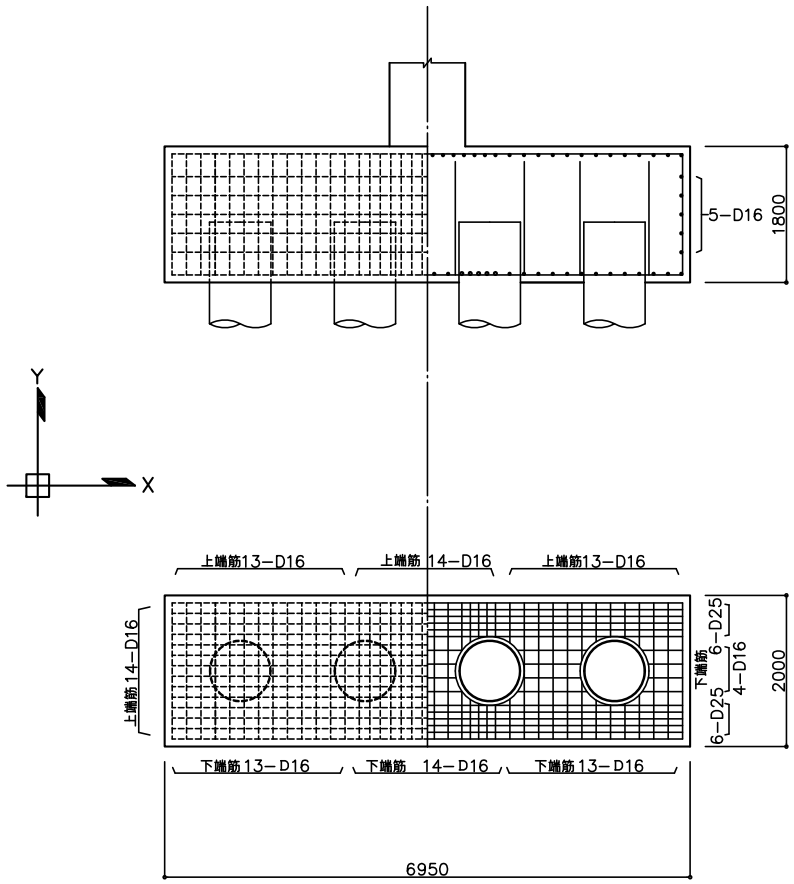

上端筋	X方向	7−D16+14−D16+7−D16	上端筋	X方向	13−D16+14−D16+13−D16
	Y方向	7−D16+14−D16+7−D16		Y方向	14−D16
下端筋	X方向	7−D16+5−D25+4−D16+5−D25+7−D16	下端筋	X方向	13−D16+14−D16+13−D16
	Y方向	7−D16+5−D25+4−D16+5−D25+7−D16		Y方向	6−D25+4−D16+6−D25
側 面 横 筋		9−D16	側 面 横 筋		5−D16

図−45　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その4）

F5

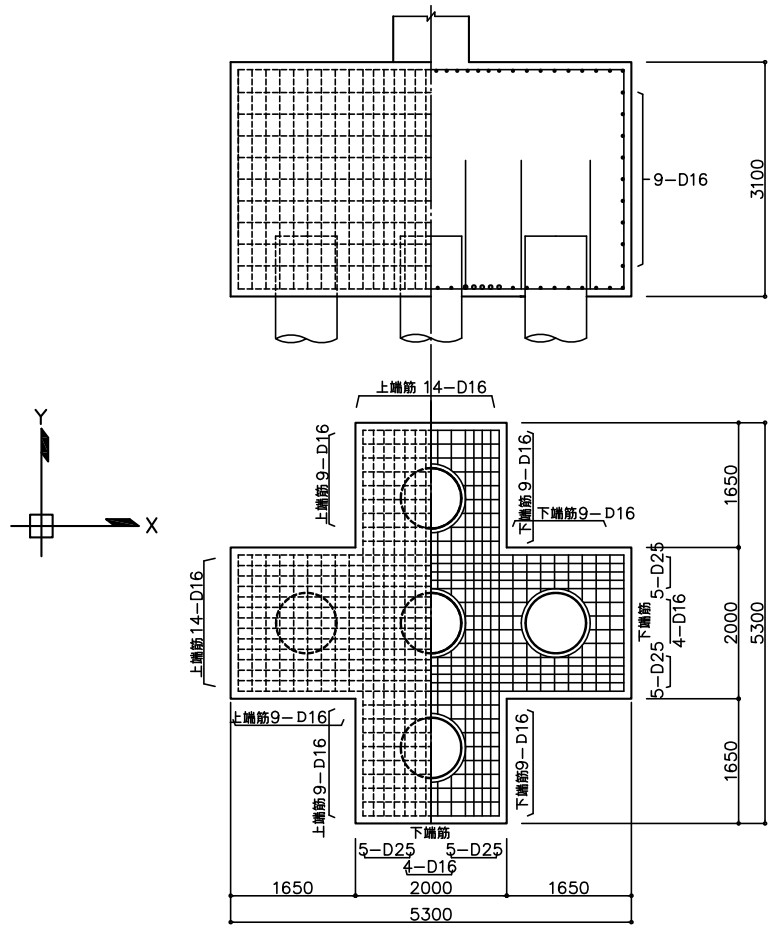

F5a

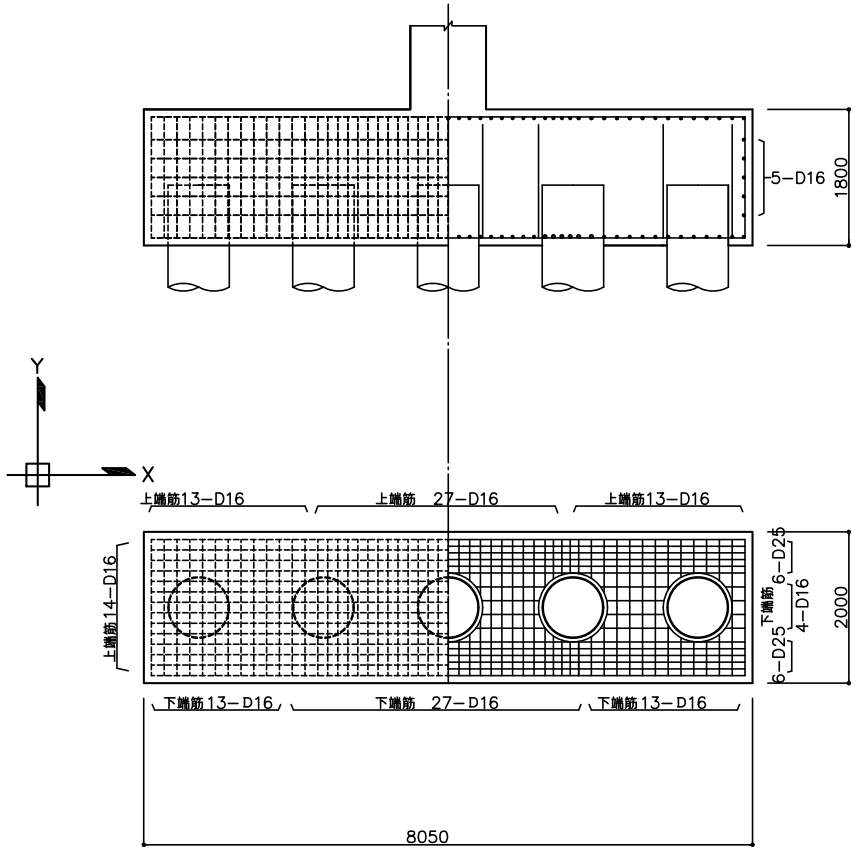

上端筋	X方向	9−D16+14−D16+9−D16	上端筋	X方向	13−D16+27−D16+13−D16
	Y方向	9−D16+14−D16+9−D16		Y方向	14−D16
下端筋	X方向	9−D16+5−D25+4−D16+5−D25+9−D16	下端筋	X方向	13−D16+27−D16+13−D16
	Y方向	9−D16+5−D25+4−D16+5−D25+9−D16		Y方向	6−D25+4−D16+6−D25
側 面 横 筋		9−D16	側 面 横 筋		5−D16

図−46　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その5）

F5b

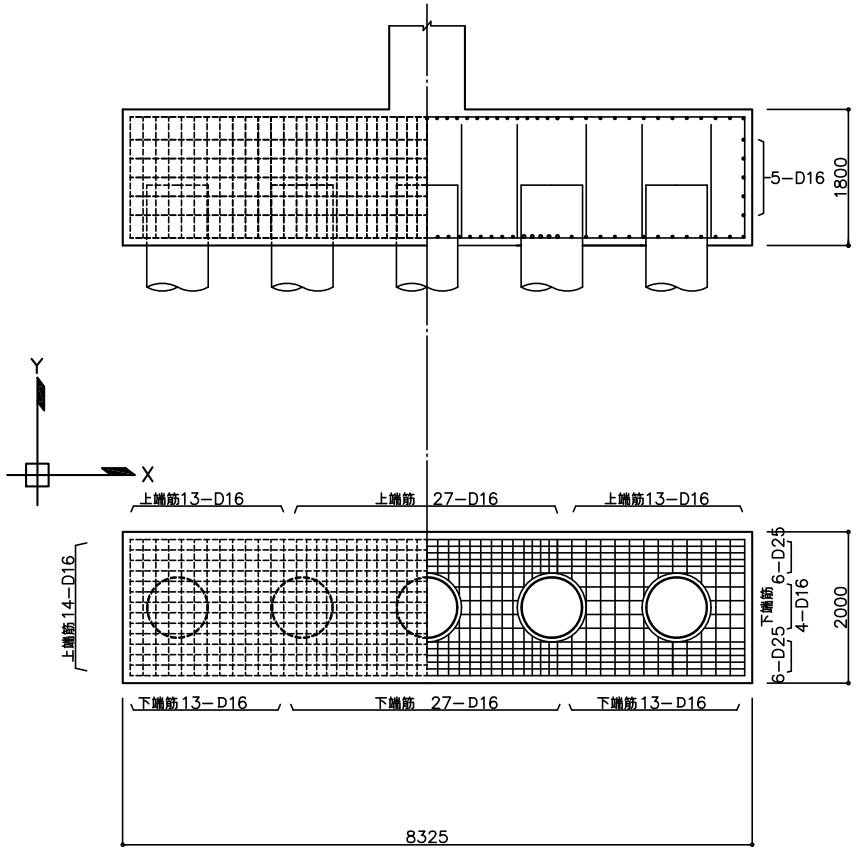

F6

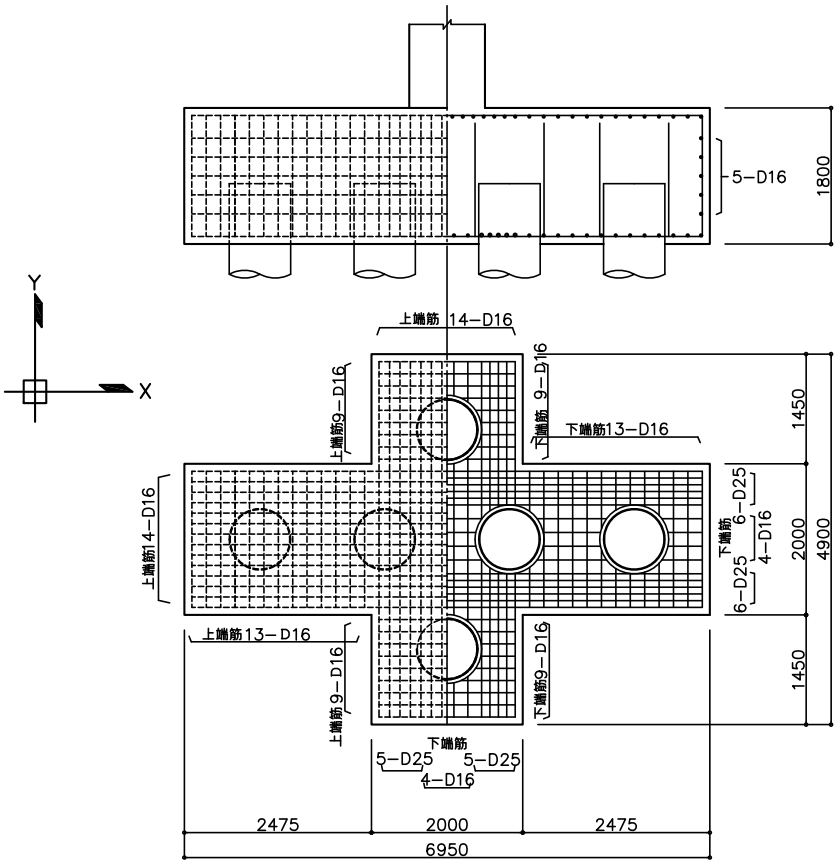

上端筋	X方向	13−D16+27−D16+13−D16
	Y方向	14−D16
下端筋	X方向	13−D16+27−D16+13−D16
	Y方向	6−D25+4−D16+6−D25
側面横筋		5−D16

上端筋	X方向	13−D16+14−D16+13−D16
	Y方向	9−D16+14−D16+9−D16
下端筋	X方向	13−D16+5−D25+4−D16+5−D25+13−D16
	Y方向	9−D16+6−D25+4−D16+6−D25+9−D16
側面横筋		5−D16

図−47　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その6）

F7

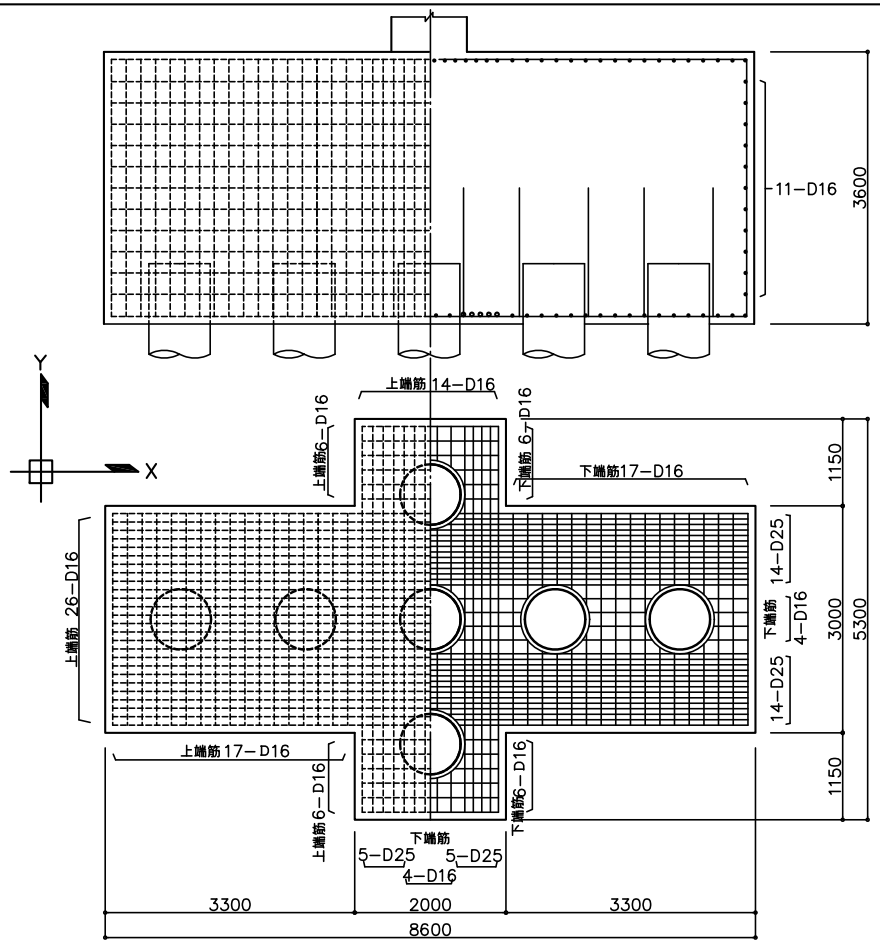

F7a

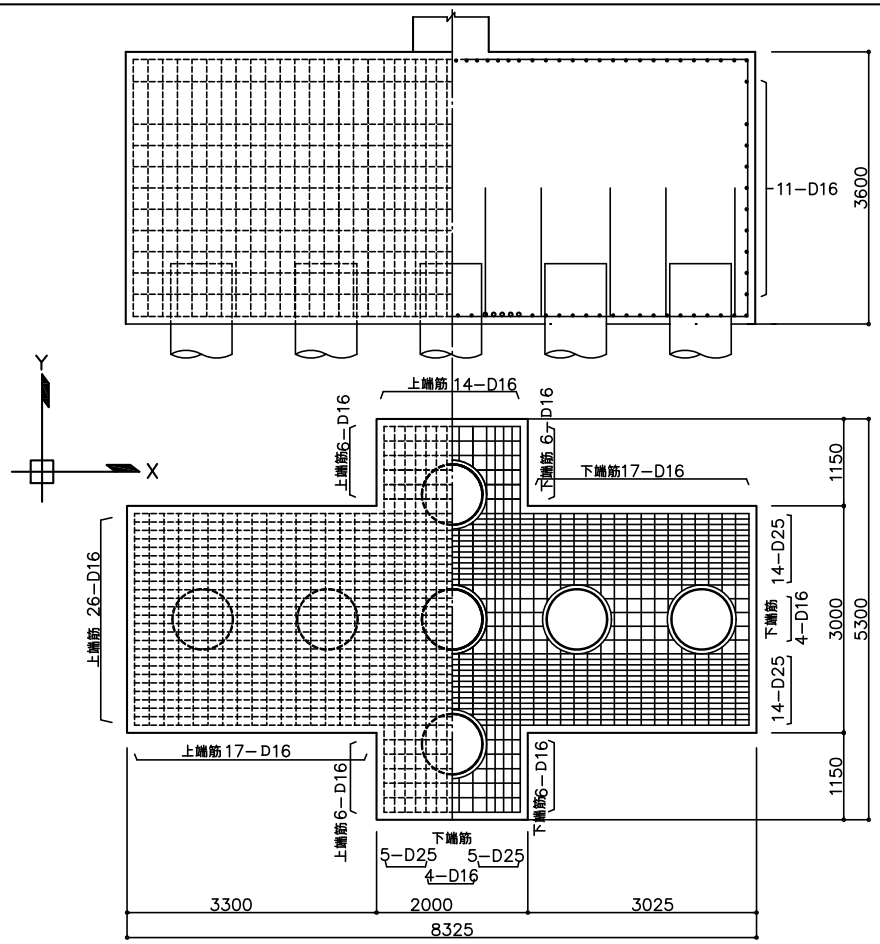

上端筋	X方向	17−D16+14−D16+17−D16
	Y方向	6−D16+26−D16+6−D16
下端筋	X方向	17−D16+5−D25+4−D16+5−D25+17−D16
	Y方向	6−D16+14−D25+4−D16+14−D25+6−D16
側 面 横 筋		11−D16

上端筋	X方向	17−D16+14−D16+17−D16
	Y方向	6−D16+26−D16+6−D16
下端筋	X方向	17−D16+5−D25+4−D16+5−D25+17−D16
	Y方向	6−D16+14−D25+4−D16+14−D25+6−D16
側 面 横 筋		11−D16

図−48　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その7）

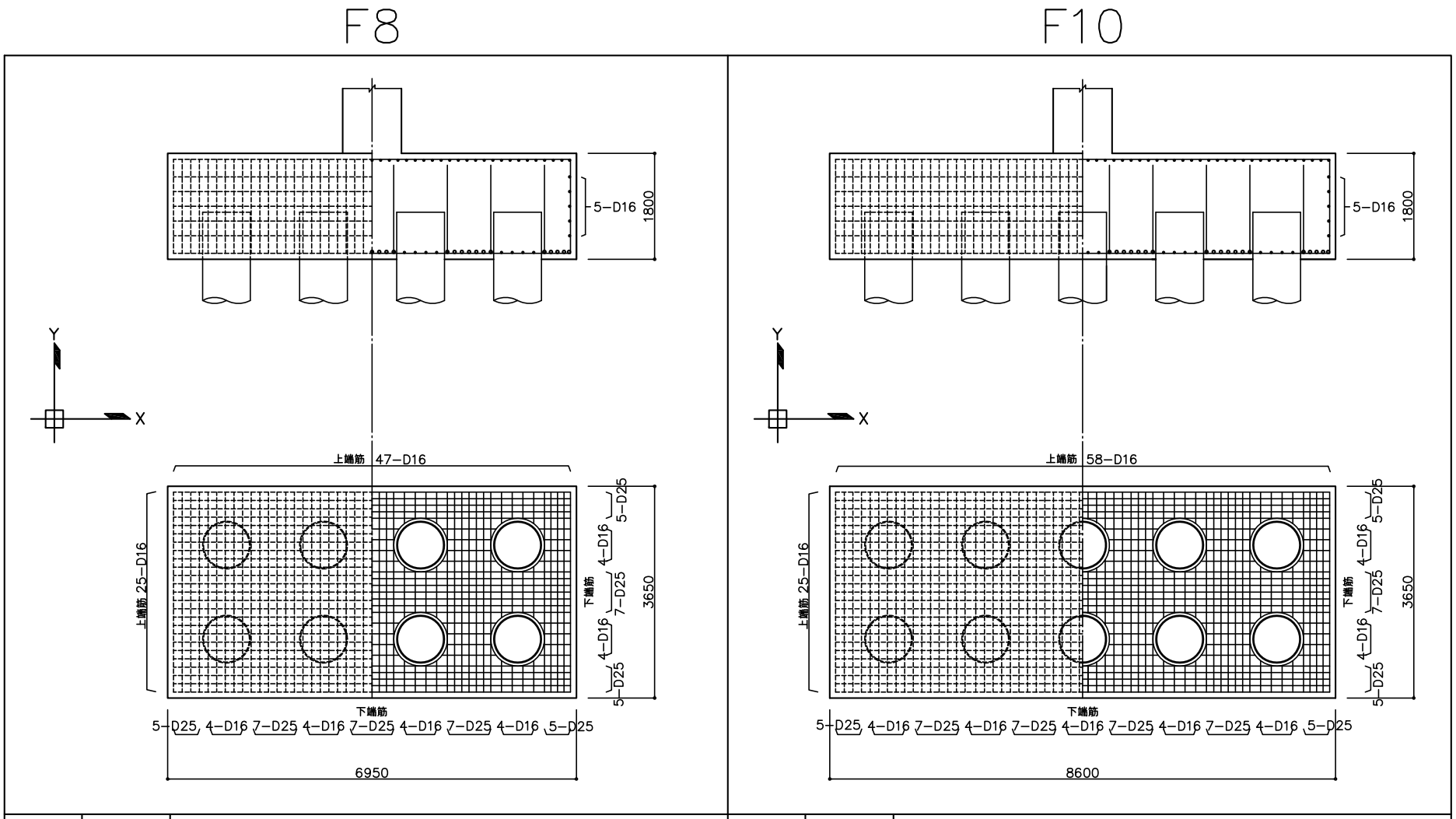

上端筋	X方向	47−D16
	Y方向	25−D16
下端筋	X方向	5−D25+4−D16+7−D25+4−D16+7−D25+4−D16+7−D25+4−D16+5−D25
	Y方向	5−D25+4−D16+7−D25+4−D16+5−D25
側面横筋		5−D16

上端筋	X方向	58−D16
	Y方向	25−D16
下端筋	X方向	5−D25+4−D16+7−D25+4−D16+7−D25+4−D16+7−D25+4−D16+7−D25+4−D16+5−D25
	Y方向	5−D25+4−D16+7−D25+4−D16+5−D25
側面横筋		5−D16

図−49　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その8）

F10a

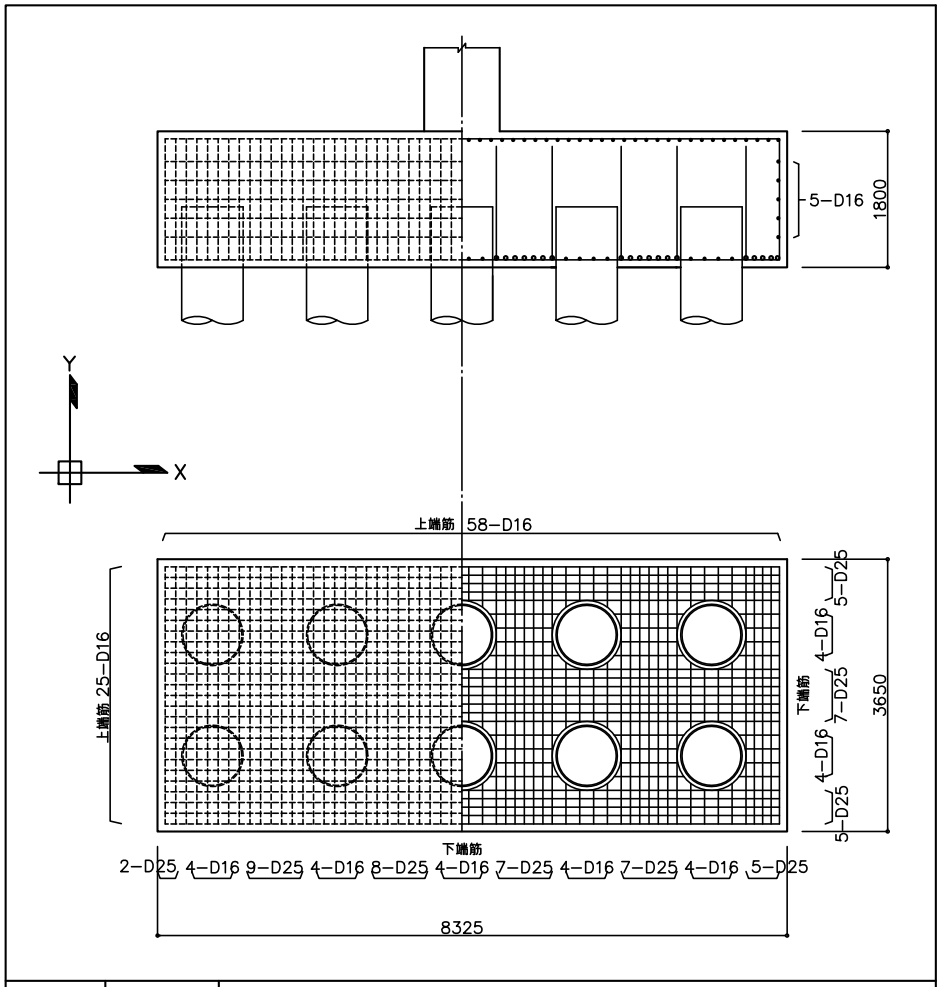

上端筋	X方向	58−D16
	Y方向	25−D16
下端筋	X方向	2−D25+4−D16+9−D25+4−D16+8−D25+4−D16+ 7−D25+4−D16+7−D25+4−D16+5−D25
	Y方向	5−D25+4−D16+7−D25+4−D16+5−D25
側 面 横 筋		5−D16

図−50　固体廃棄物減容処理施設建家　基礎断面図（その9）

	B1C1	B1C2
	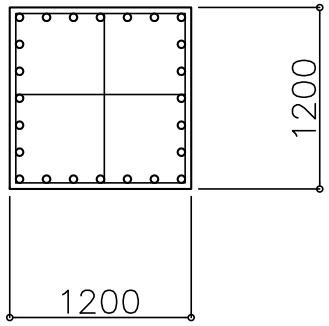	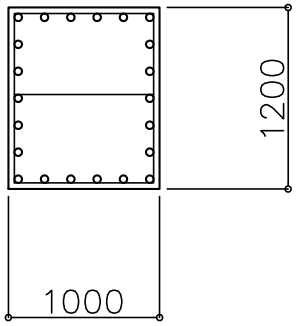
主　筋	24−D25	22−D25
帯　筋	田−D13 @100	日 −D13 @100

図−51　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その1）

	B1C3	B1C4
	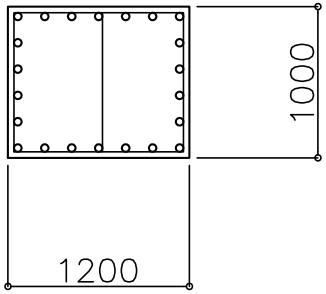	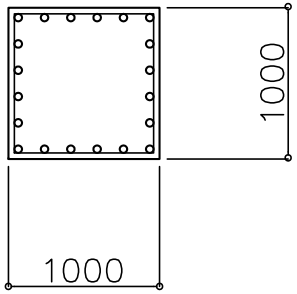
主　筋	22−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□ −D13 @100

図−52　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その2）

	B1C5	B1C6
	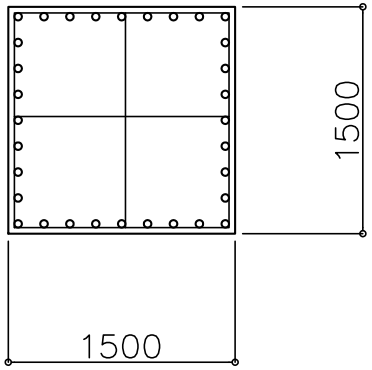	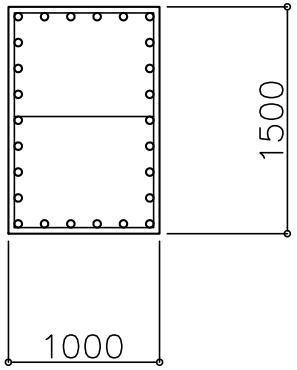
主　筋	32−D25	26−D25
帯　筋	田−D13 @100	日−D13 @100

図−53　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その3）

	B1C7	B1C8
	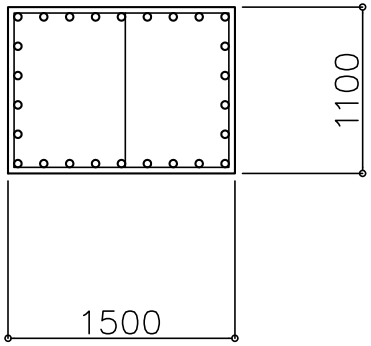	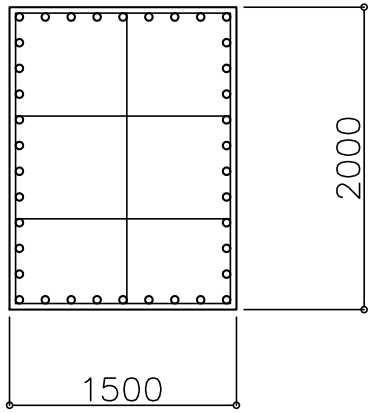
主　筋	26−D25	38−D25
帯　筋	◫−D13 @100	田−D13 @100

図−54　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その4）

	B1C9	B1C10
	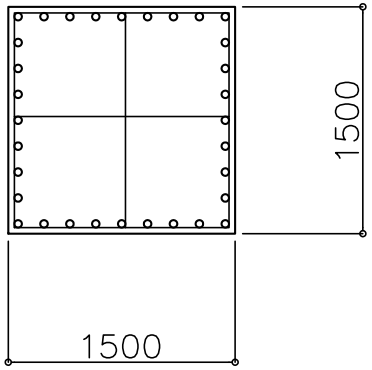	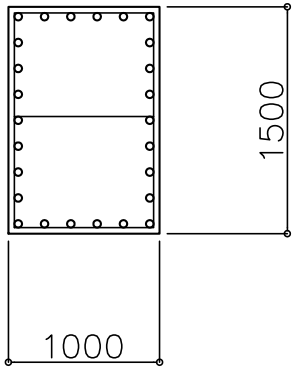
主　筋	32−D25	26−D25
帯　筋	田 −D13 @100	日 −D13 @100

図−55　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その5）

	B1C11	B1C12
	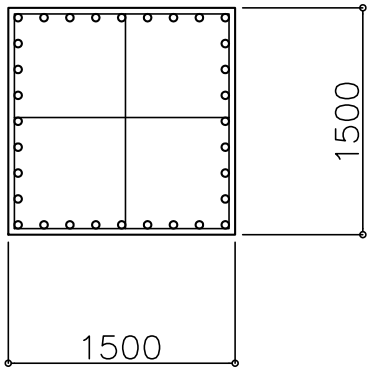	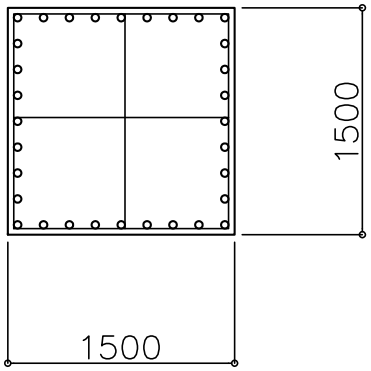
主　筋	32−D25	32−D25
帯　筋	田−D13 @100	田−D13 @100

図−56　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その6）

	B1C13	B1C14
	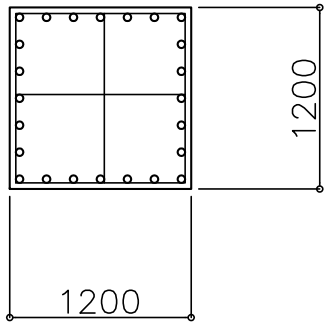	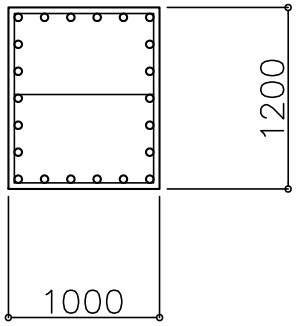
主　筋	24−D25	22−D25
帯　筋	田−D13 @100	日−D13 @100

図−57　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その7）

	B1C15	B1C16
	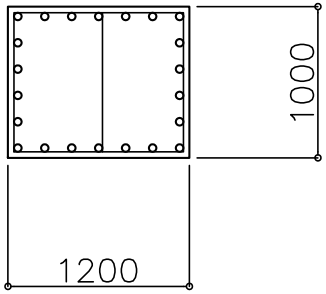	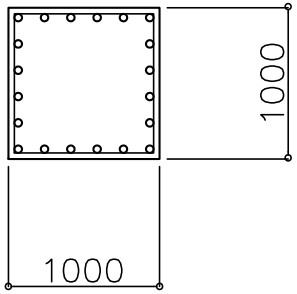
主　筋	22−D25	20−D25
帯　筋	◫ −D13 @100	□−D13 @100

図−58　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その8）

	B1C17	B1C18
	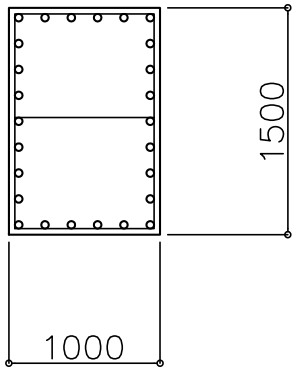	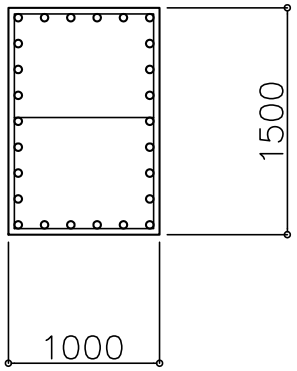
主　筋	26−D25	26−D25
帯　筋	日 −D13 @100	日 −D13 @100

図−59　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その9）

	1C1	1C2
	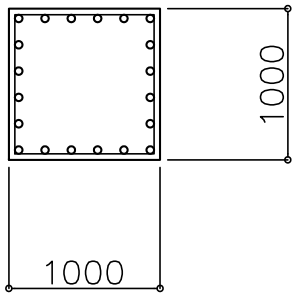	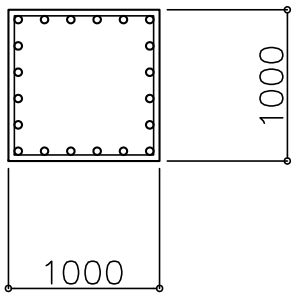
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−60　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その10）

	1C3	1C4
	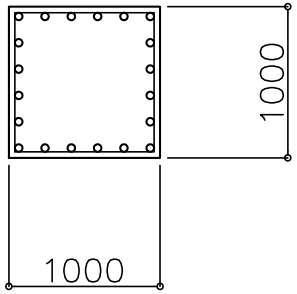	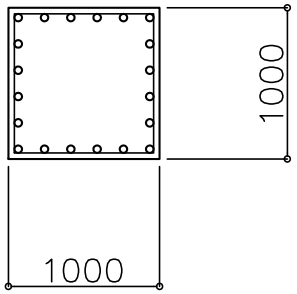
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□ −D13 @100	□ −D13 @100

図−61　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その11）

	1C5	1C6
	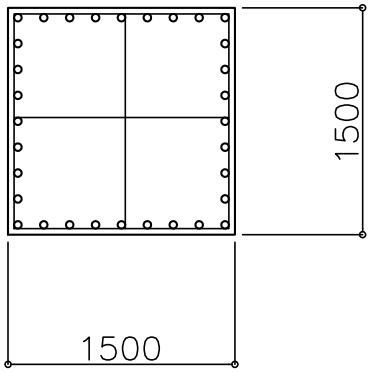	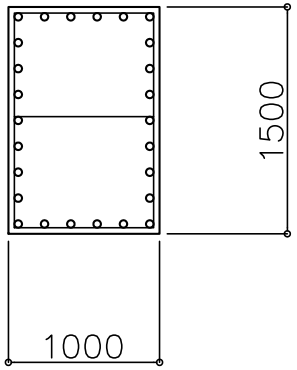
主　筋	32−D25	26−D25
帯　筋	田−D13 @100	日−D13 @100

図−62　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その12）

	1C7	1C8
	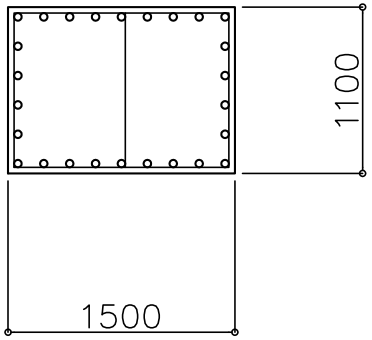	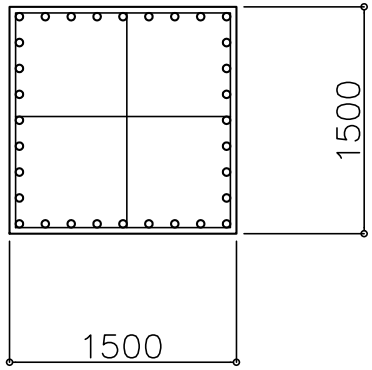
主　筋	26−D25	32−D25
帯　筋	四−D13 @100	田−D13 @100

図−63　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その13）

	1C9	1C10
	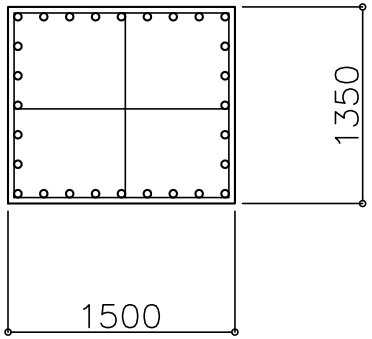	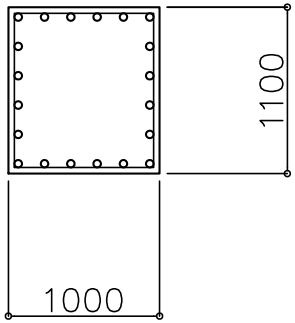
主　筋	28−D25	20−D25
帯　筋	田 −D13 @100	□ −D13 @100

図−64　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その14）

	1C11	1C12
	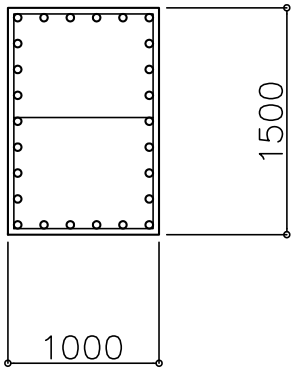	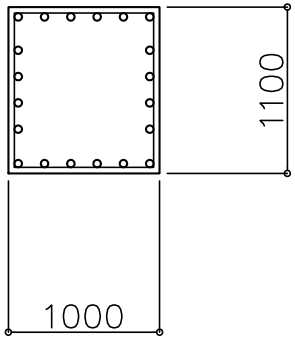
主　筋	26−D25	20−D25
帯　筋	日 −D13 @100	□ −D13 @100

図−65　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その15）

	1C13	1C14
	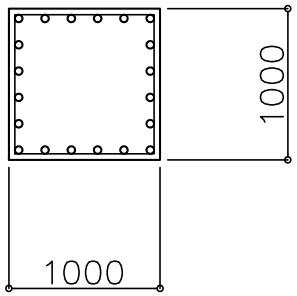	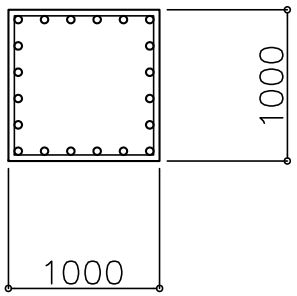
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−66　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その16）

	1C15	1C16
	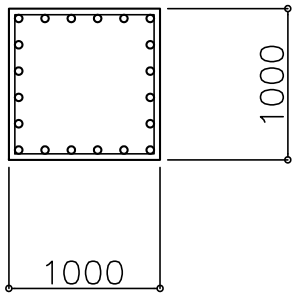	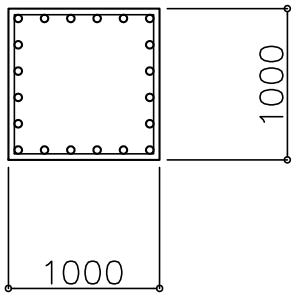
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□ −D13 @100	□ −D13 @100

図−67　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その17）

	1C17	1C18
	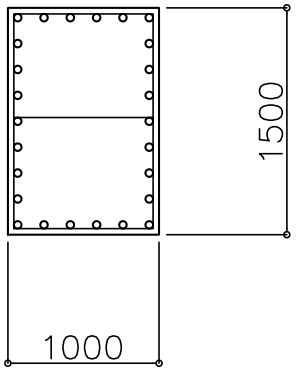	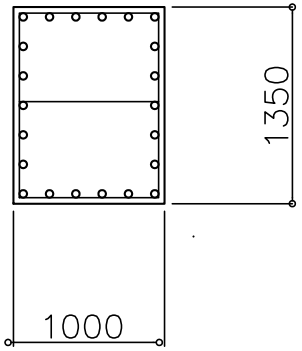
主　筋	26−D25	22−D25
帯　筋	日 −D13 @100	日−D13 @100

図−68　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その18）

	2C1	2C2
	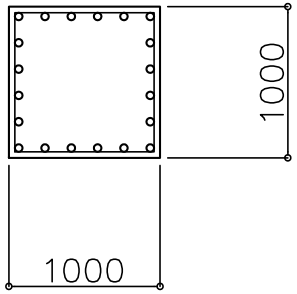	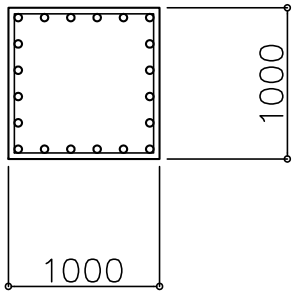
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□ −D13 @100	□ −D13 @100

図−69　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その19）

	2C3	2C4
	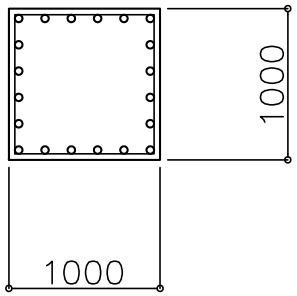	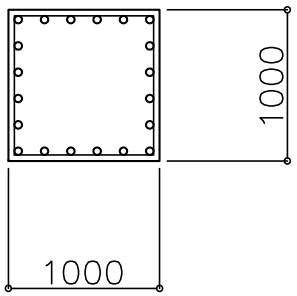
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□ −D13 @100	□ −D13 @100

図−70　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その20）

	2C5	2C6
	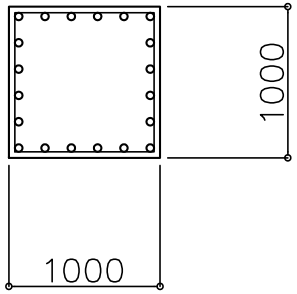	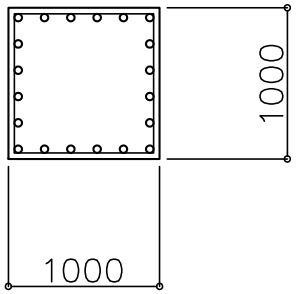
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−71　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その21）

	2C7	2C8
	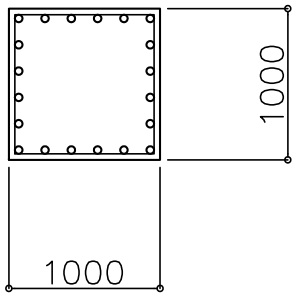	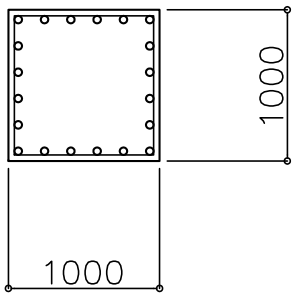
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−72　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その22）

2C10

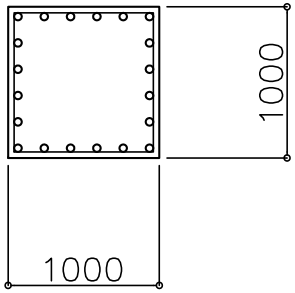

主　筋	20−D25
帯　筋	□−D13 @100

図−73　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その23）

	2C11	2C12
	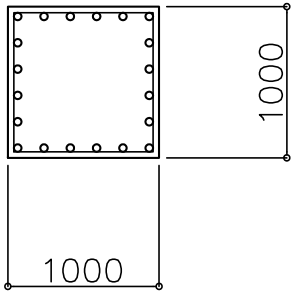	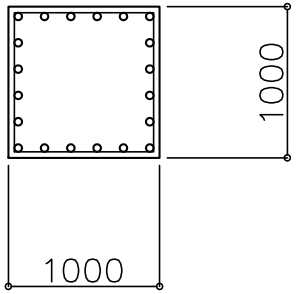
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□ −D13 @100	□ −D13 @100

図−74　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その24）

	2C13	2C14
	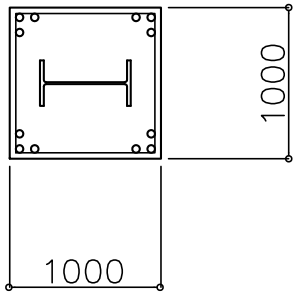	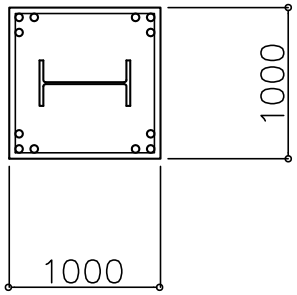
鉄　骨	H－600x300x12x25	H－600x300x12x25
主　筋	12－D25	12－D25
帯　筋	□－D13 @100	□－D13 @100

図－75　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その25）

	2C15	2C16
	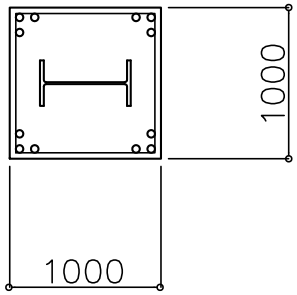	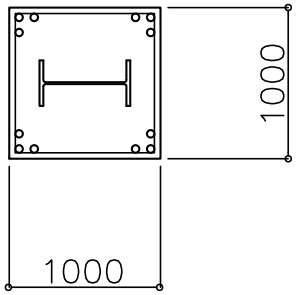
鉄　骨	H－600x300x12x25	H－600x300x12x25
主　筋	12－D25	12－D25
帯　筋	□－D13 @100	□－D13 @100

図－76　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その26）

	2C17	2C18
	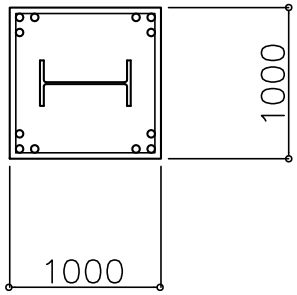	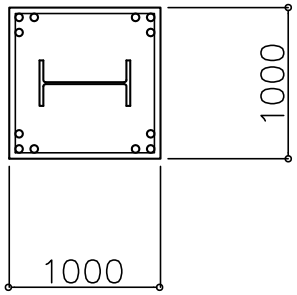
鉄　骨	H－600x300x12x25	H－600x300x12x25
主　筋	12－D25	12－D25
帯　筋	□－D13 @100	□－D13 @100

図－77　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その27）

	3C1	3C2
	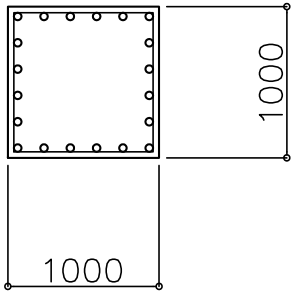	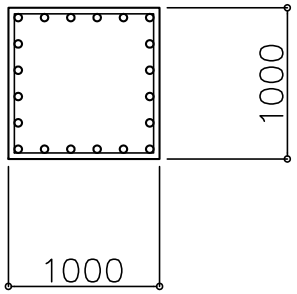
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−78　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その28）

	3C3	3C4
	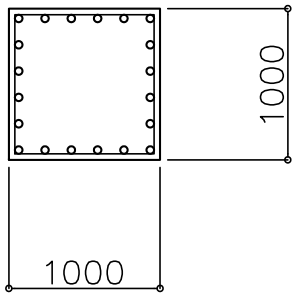	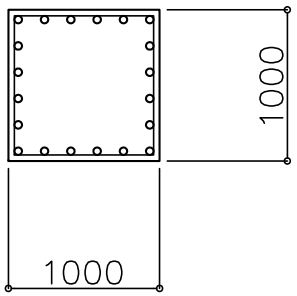
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−79　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その29）

	3C6	3C10
	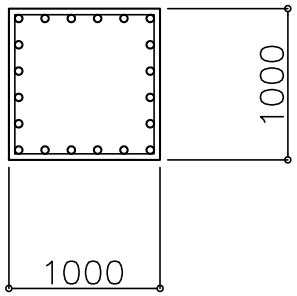	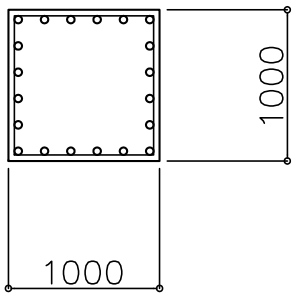
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−80　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その30）

	3C11	3C12
	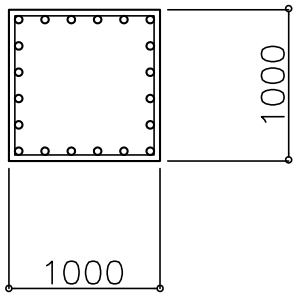	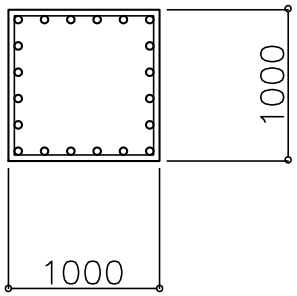
主　筋	20−D25	20−D25
帯　筋	□−D13 @100	□−D13 @100

図−81　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その31）

	3C13	3C14
	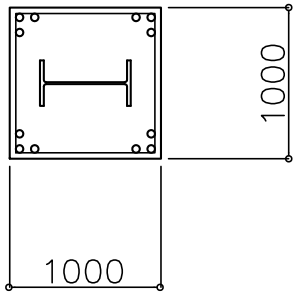	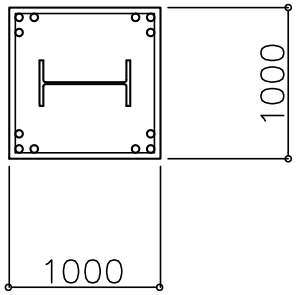
鉄　骨	H－600x300x12x25	H－600x300x12x25
主　筋	12－D25	12－D25
帯　筋	□－D13 @100	□－D13 @100

図－82　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その32）

	3C15	3C16
	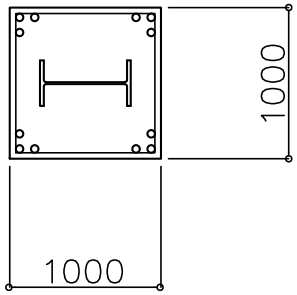	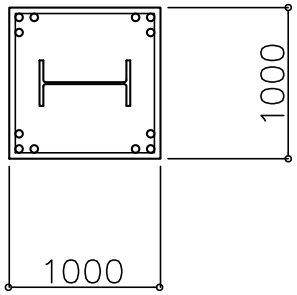
鉄　骨	H－600x300x12x25	H－600x300x12x25
主　筋	12－D25	12－D25
帯　筋	□－D13 @100	□－D13 @100

図－83　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その33）

	3C17	3C18
	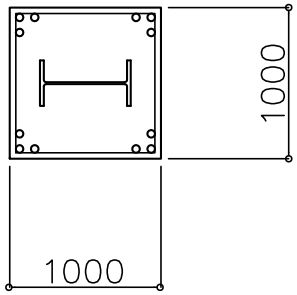	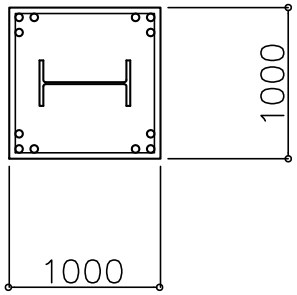
鉄　骨	H－600x300x12x25	H－600x300x12x25
主　筋	12－D25	12－D25
帯　筋	□－D13 @100	□－D13 @100

図－84　固体廃棄物減容処理施設建家　柱断面図（その34）

	FG1	FG2
	全 断 面	全 断 面
	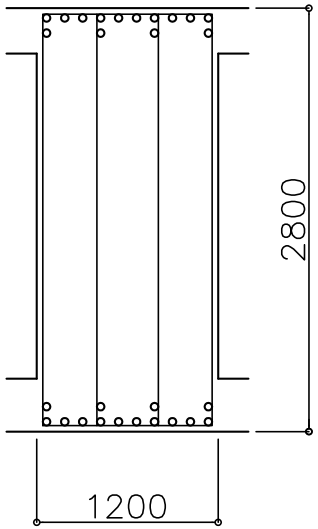	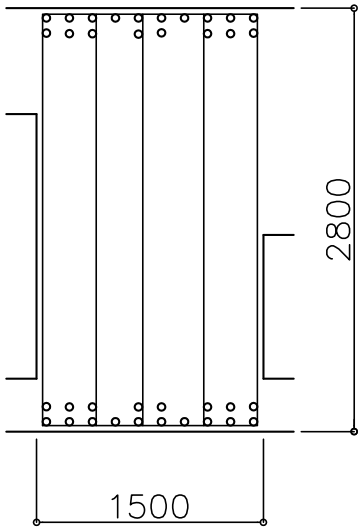
上 端 筋	14−D29	18−D29
下 端 筋	14−D29	18−D29
あばら筋	Ⅲ−D16 @200	Ⅲ−D16 @200

図−85　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その1）

	FG3	FG4
	全 断 面	全 断 面
	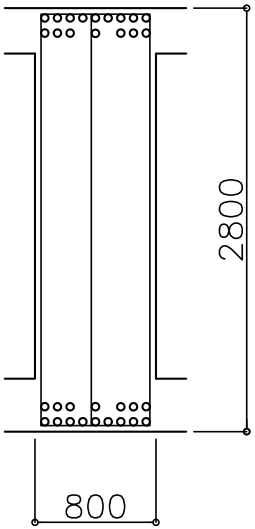	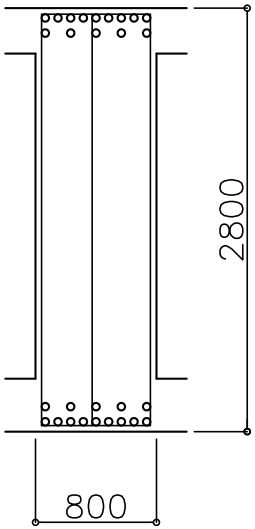
上 端 筋	16−D29	14−D29
下 端 筋	16−D29	14−D29
あばら筋	四−D16 @200	四−D16 @200

図−86　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その2）

FG5

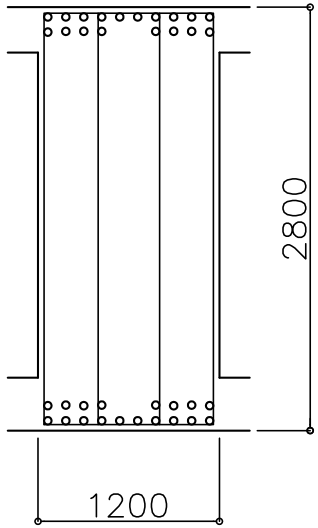

全断面	
上端筋	18−D29
下端筋	18−D29
あばら筋	Ⅲ−D16 @200

図−87　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その3）

CFG1

	元 端	先 端
	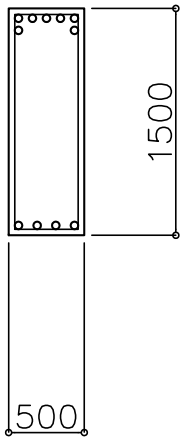	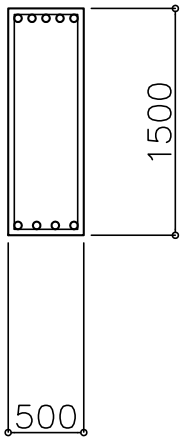
上 端 筋	7−D25	5−D25
下 端 筋	4−D25	4−D25
あばら筋	□−D13 @200	

図−88　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その4）

	1G1	1G2
	全 断 面	全 断 面
	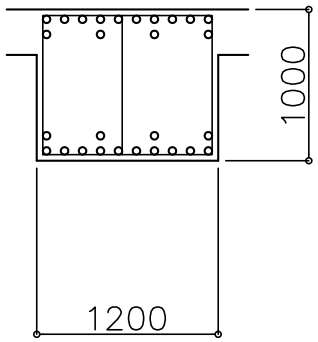	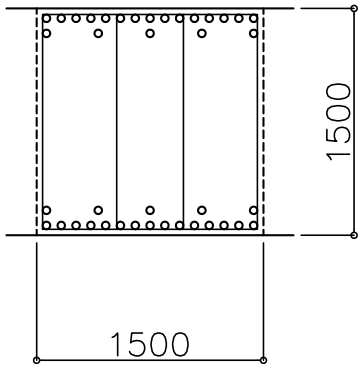
上 端 筋	14−D25	20−D25
下 端 筋	14−D25	20−D25
あばら筋	四−D16 @200	四−D16 @200

図−89　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その5）

	1G3	1G4	1G4b
	全 断 面	全 断 面	全 断 面
	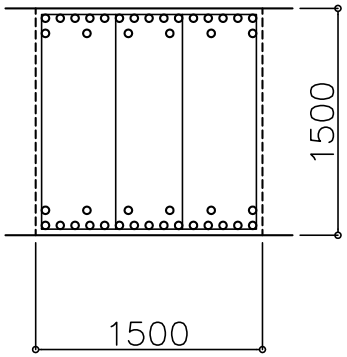	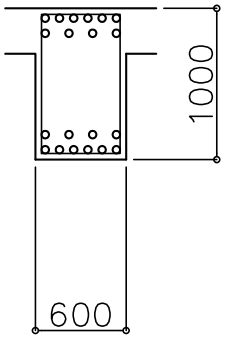	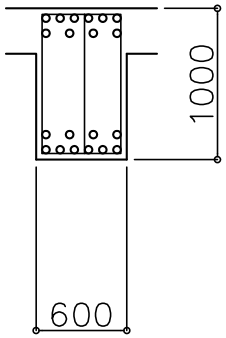
上 端 筋	21-D25	10-D25	10-D25
下 端 筋	21-D25	10-D25	10-D25
あばら筋	⊞-D16 @200	□-D13 @200	⊞-D13 @100

図-90 固体廃棄物減容処理施設建家 梁断面図（その6）

1G4a

	端 部（F端）	中 央 部	端 部（G端）
	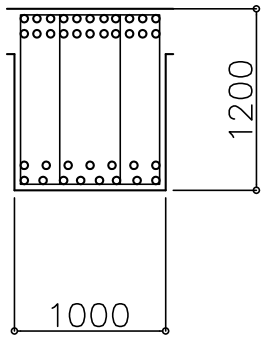	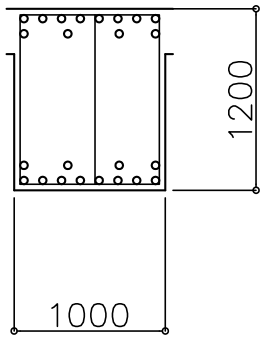	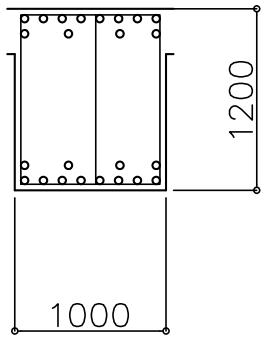
上 端 筋	22−D25	12−D25	12−D25
下 端 筋	15−D25	12−D25	12−D25
あばら筋	四−D13 @100	四 −D13 @200	四 −D13 @100

図−91　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その7）

1G5

全 断 面
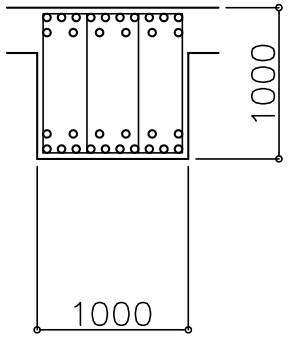

上 端 筋	16−D25
下 端 筋	16−D25
あばら筋	四−D13 @200

図−92　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その8）

	2G1	2G1a
	全 断 面	全 断 面
	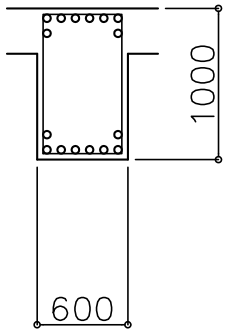	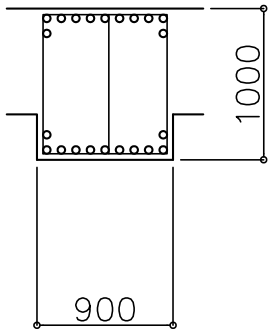
上 端 筋	8−D25	11−D25
下 端 筋	8−D25	11−D25
あばら筋	□−D13 @200	◫ −D13 @200

図−93　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その9）

2G1b

	端 部	中 央 部
	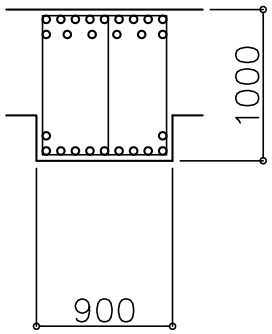	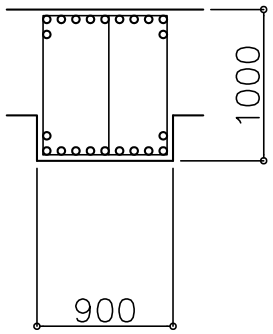
上 端 筋	15−D25	11−D25
下 端 筋	11−D25	11−D25
あばら筋	◫−D13 @100	◫−D13 @200

図−94　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その10）

2G1c　　2G1d

	端　部（E端）	中　央　部	端　部（F端）	全　断　面
	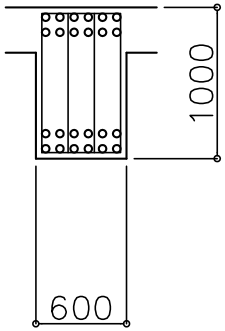	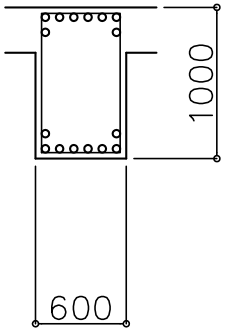	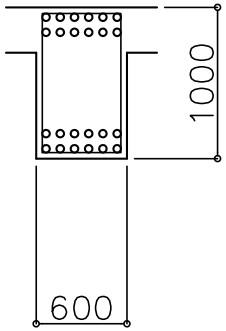	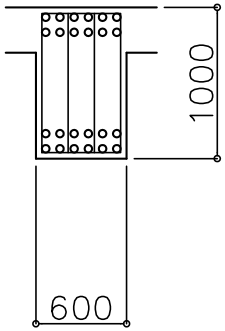
上　端　筋	12-D25	8-D25	12-D25	12-D25
下　端　筋	12-D25	8-D25	12-D25	12-D25
あばら筋	ⅢⅢ-D13 @100	□-D13 @200	□-D13 @100	ⅢⅢ-D13 @100

図-95　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その11）

	2G2	2G2a
	全 断 面	全 断 面
	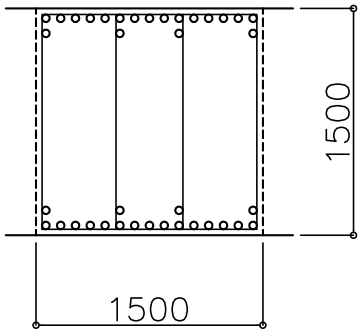	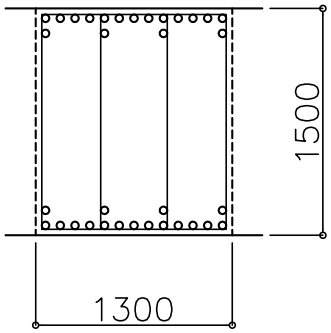
上 端 筋	19−D25	17−D25
下 端 筋	19−D25	17−D25
あばら筋	Ⅲ−D16 @200	Ⅲ−D16 @200

図−96　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その12）

	2G2b	2G2c
	全 断 面	全 断 面
	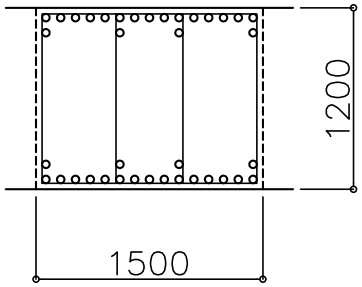	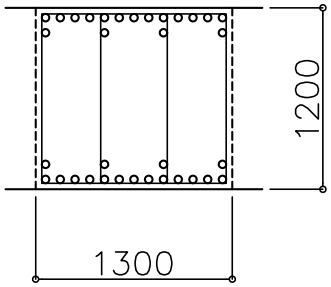
上 端 筋	19−D25	17−D25
下 端 筋	19−D25	17−D25
あばら筋	Ⅲ−D16 @200	Ⅲ−D16 @200

図−97　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その13）

2G3

	端 部	中 央 部
	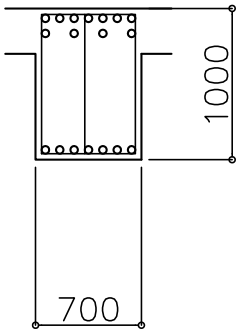	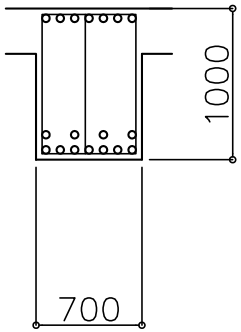
上 端 筋	11−D25	7−D25
下 端 筋	7−D25	11−D25
あばら筋	四−D13 @200	

図−98　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その14）

	2G3a		2G5	
	端　部	中　央　部	端　部	中　央　部
	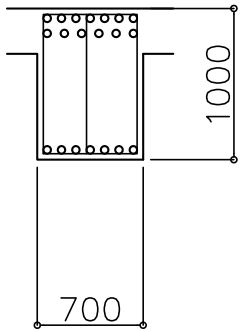	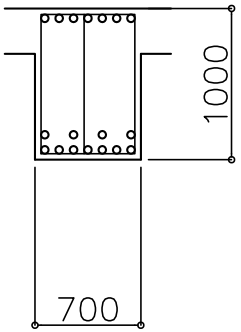	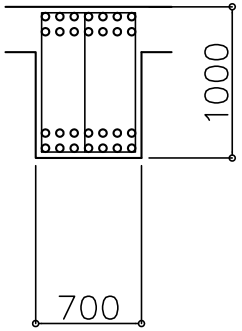	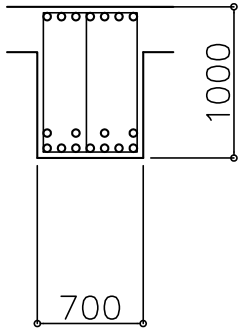
上　端　筋	13-D25	7-D25	14-D25	7-D25
下　端　筋	7-D25	11-D25	14-D25	11-D25
あばら筋	◫-D13 @100	◫-D13 @200	◫-D13 @75	◫-D13 @100

図-99　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その15）

2G4

全断面	
	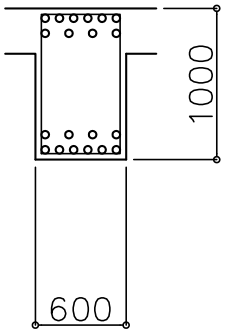
上端筋	10−D25
下端筋	10−D25
あばら筋	□−D13 @200

図−100　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その16）

2G4a

	端 部	中 央 部
	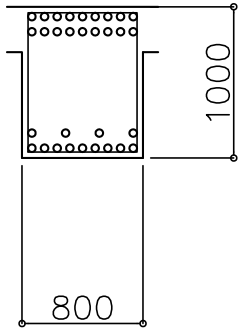	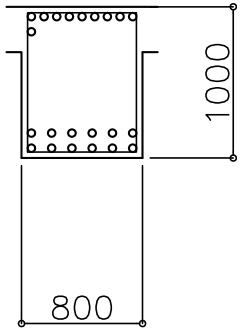
上 端 筋	18−D25	10−D25
下 端 筋	13−D25	12−D25
あばら筋	□−D13 @100	

図−101　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その17）

	3G1	3G1a
	全 断 面	全 断 面
	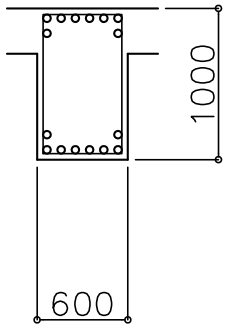	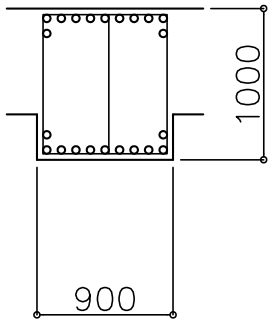
上 端 筋	8−D25	11−D25
下 端 筋	8−D25	11−D25
あばら筋	□−D13 @200	◫−D13 @200

図−102　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その18）

3G2

全 断 面
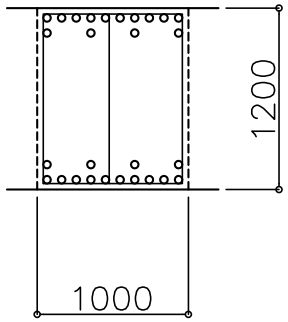

上 端 筋	14−D25
下 端 筋	14−D25
あばら筋	⊞−D16 @200

図−103　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その19）

3G3

	端 部	中 央 部
	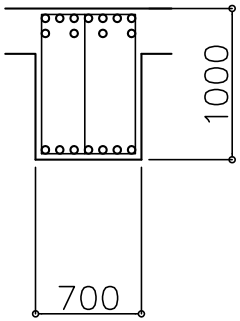	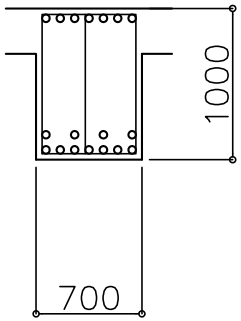
上 端 筋	11−D25	7−D25
下 端 筋	7−D25	11−D25
あばら筋	四−D13 @200	

図−104　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その20）

3G4

全断面	
	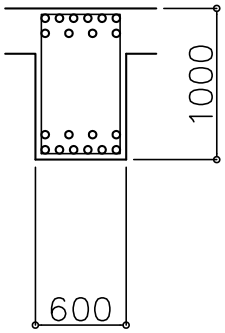
上端筋	10−D25
下端筋	10−D25
あばら筋	□−D13 @200

図−105　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その21）

3G4a

	端 部	中 央 部
	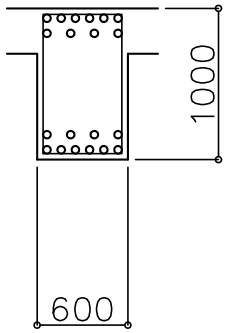	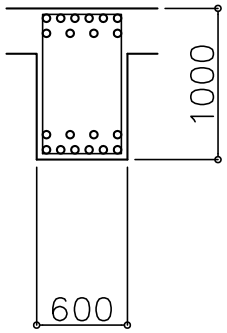
上 端 筋	10−D25	10−D25
下 端 筋	10−D25	10−D25
あばら筋	□ −D13 @100	□ −D13 @200

図−106　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その22）

	RG1	RG1a
	全 断 面	全 断 面
	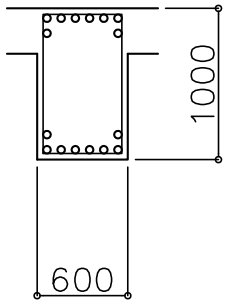	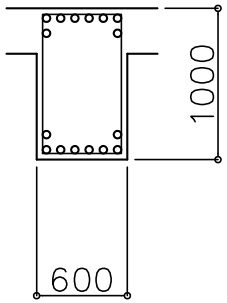
上 端 筋	8−D25	8−D25
下 端 筋	8−D25	8−D25
あばら筋	□−D13 @200	□−D13 @200

図−107　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その23）

RG2

全断面	
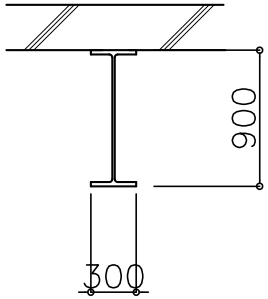	
鉄　　骨	H －900x300x16x28
上 端 筋	
下 端 筋	
あばら筋	

図－108　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その24）

	RG3	RG4
	全断面	全断面
	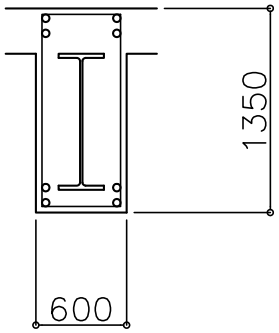	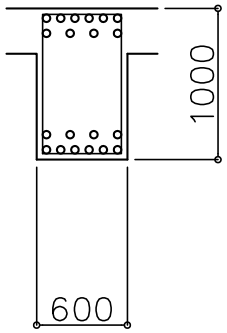
鉄　骨	H −900x300x16x28	
上端筋	4−D25	10−D25
下端筋	4−D25	10−D25
あばら筋	□−D13 @200	□−D13 @200

図−109　固体廃棄物減容処理施設建家　梁断面図（その25）

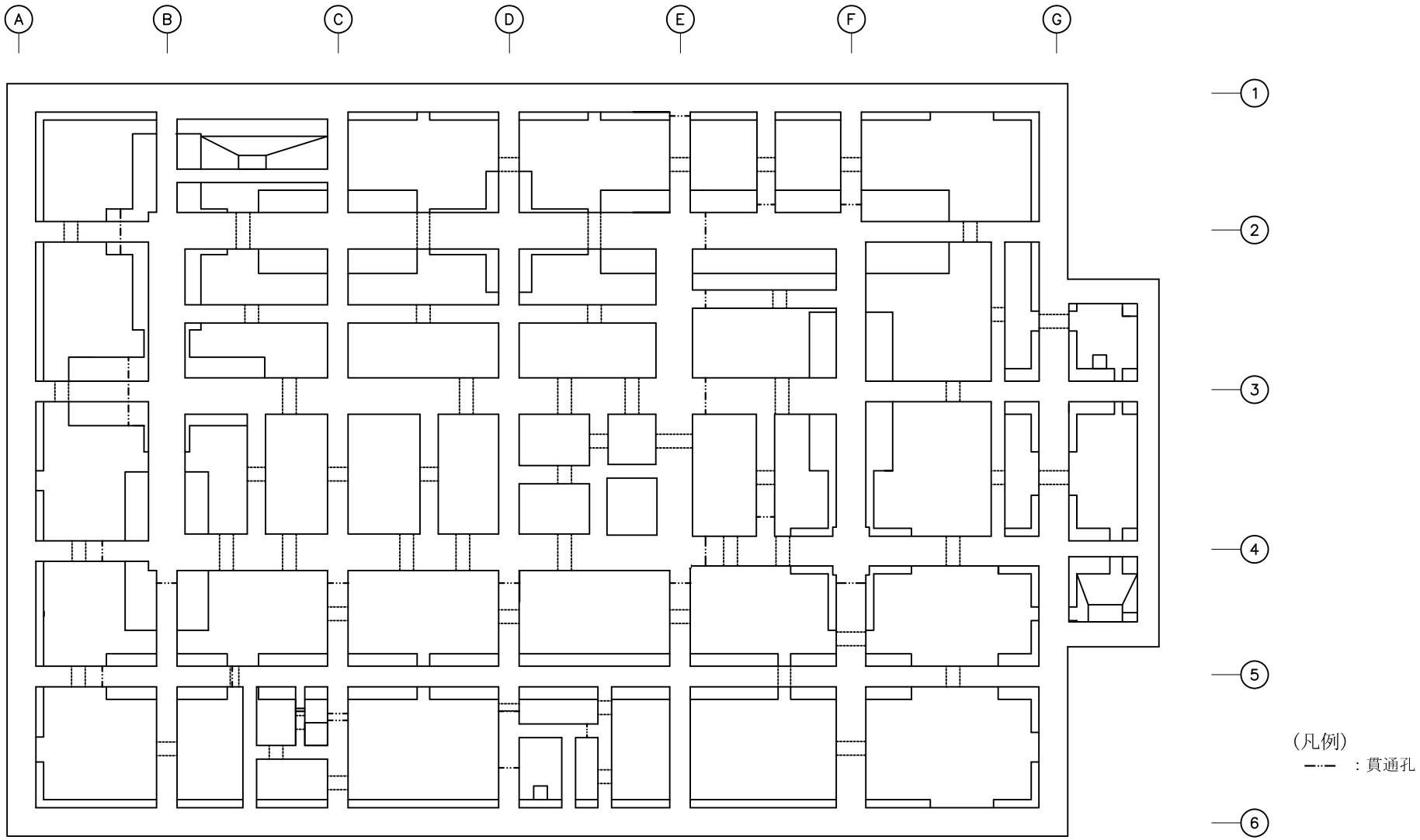

図-110　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（地下ピット）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-111　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-112　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-113　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-114　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（3階）

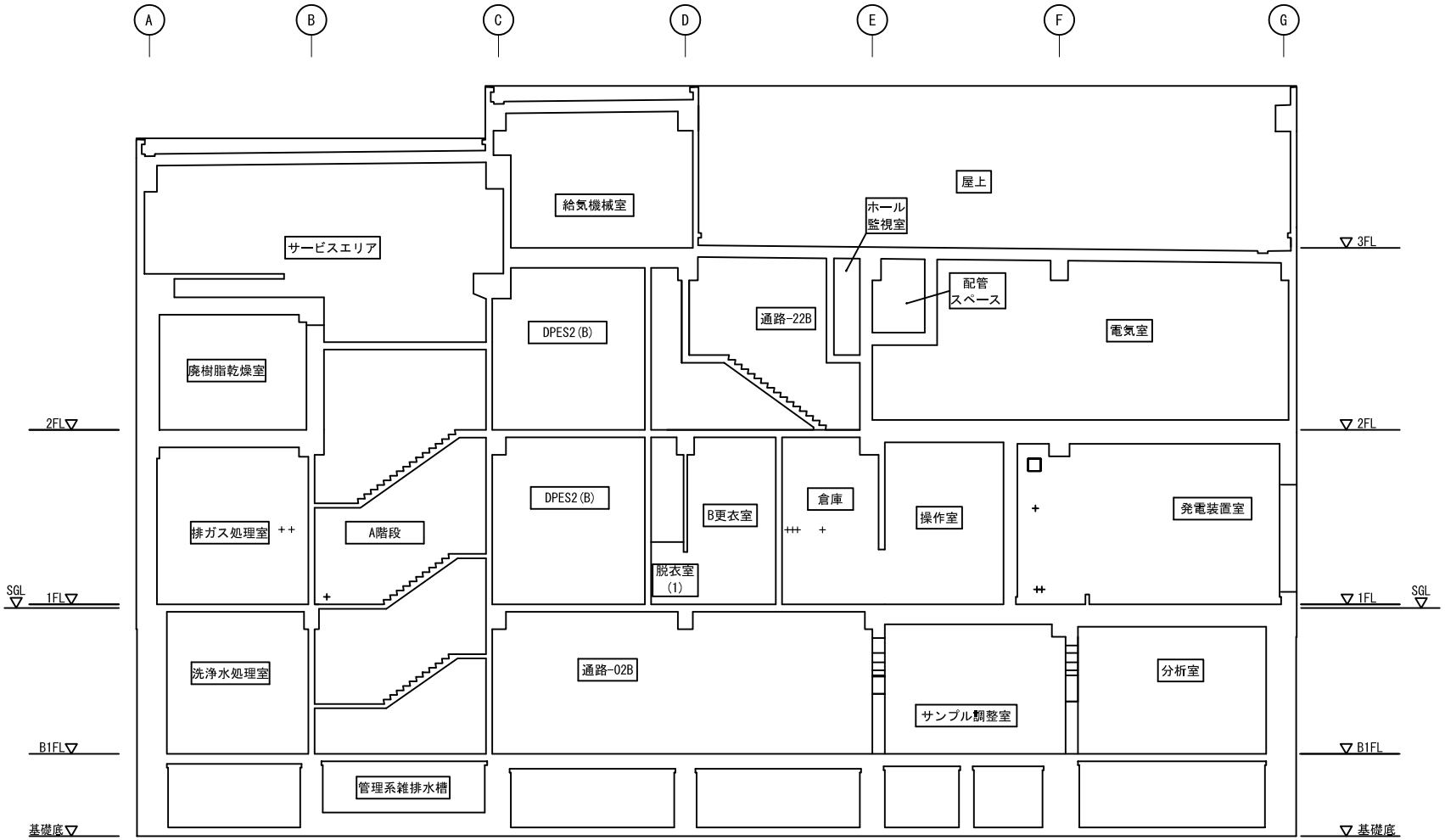

（凡例）

-·-·-·-，＋，□　：貫通孔

図-115　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（①～②間断面図（1））

（凡例）

-·-·-，＋，□　：貫通孔

図-116　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（①～②間断面図（2））

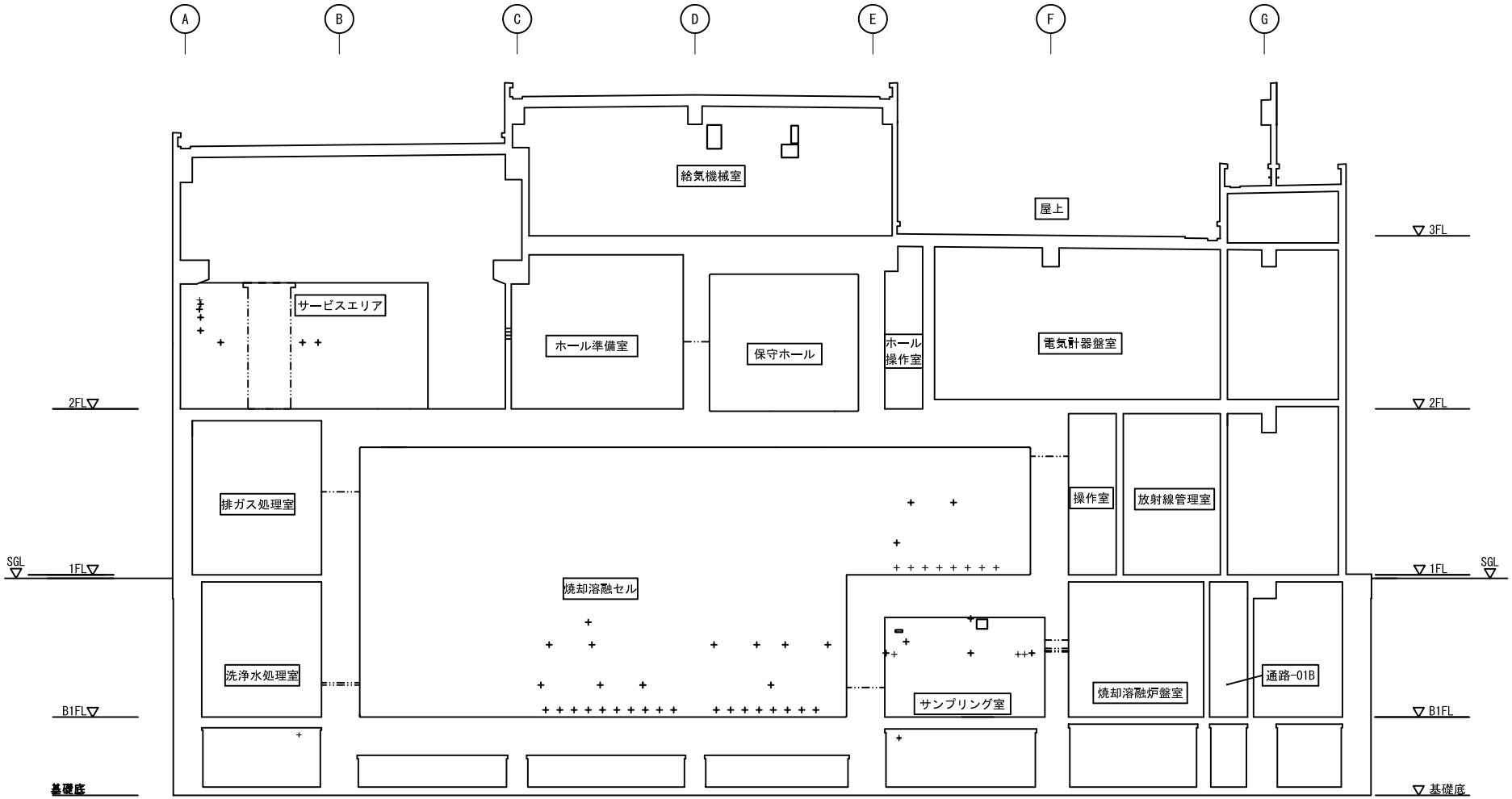

（凡例）

-·-·-，＋，□　：貫通孔

図-117　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（②～③間断面図）

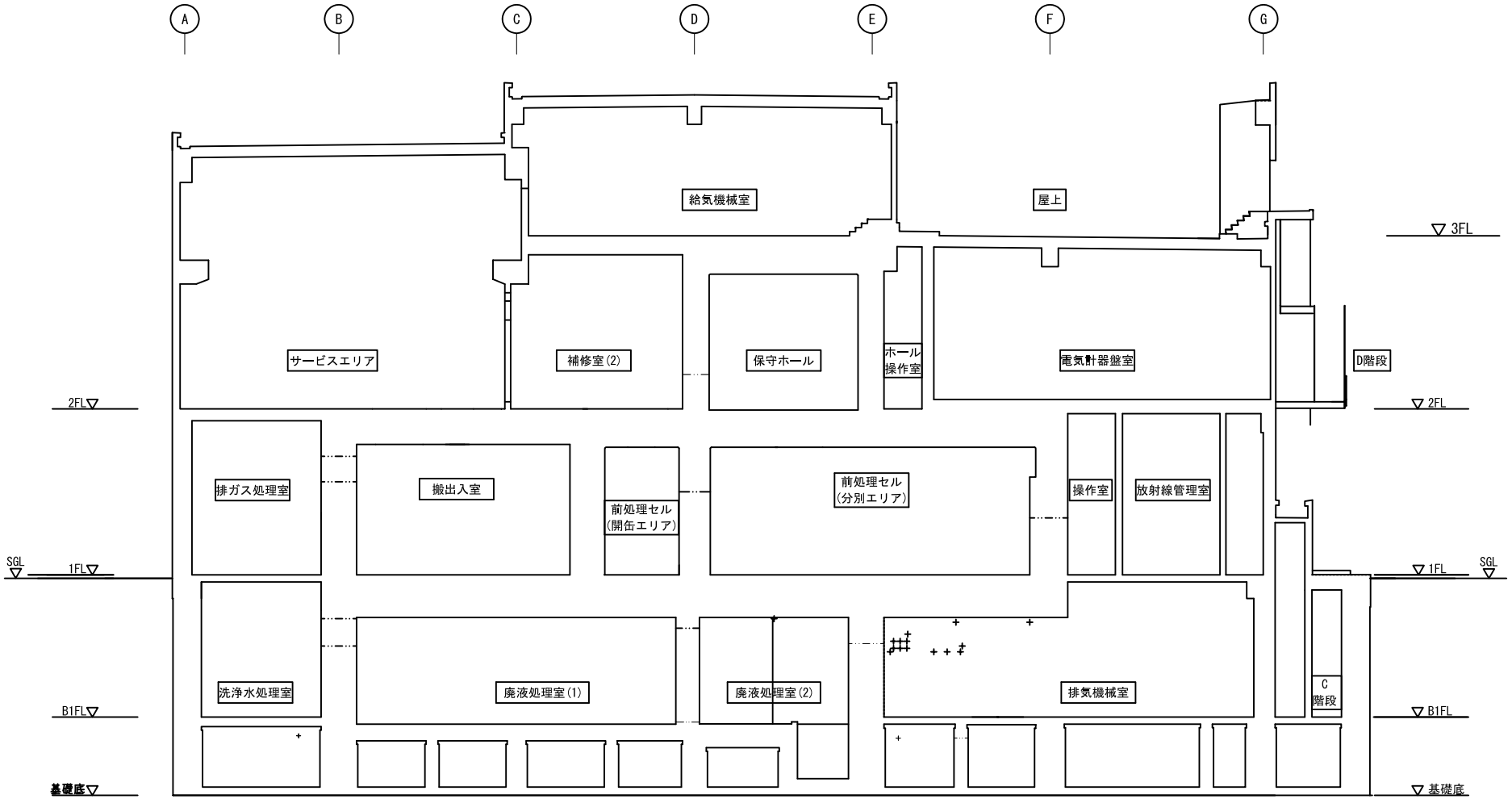

（凡例）

-·-·-·-，＋，□　：貫通孔

図-118　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（③～④間断面図）

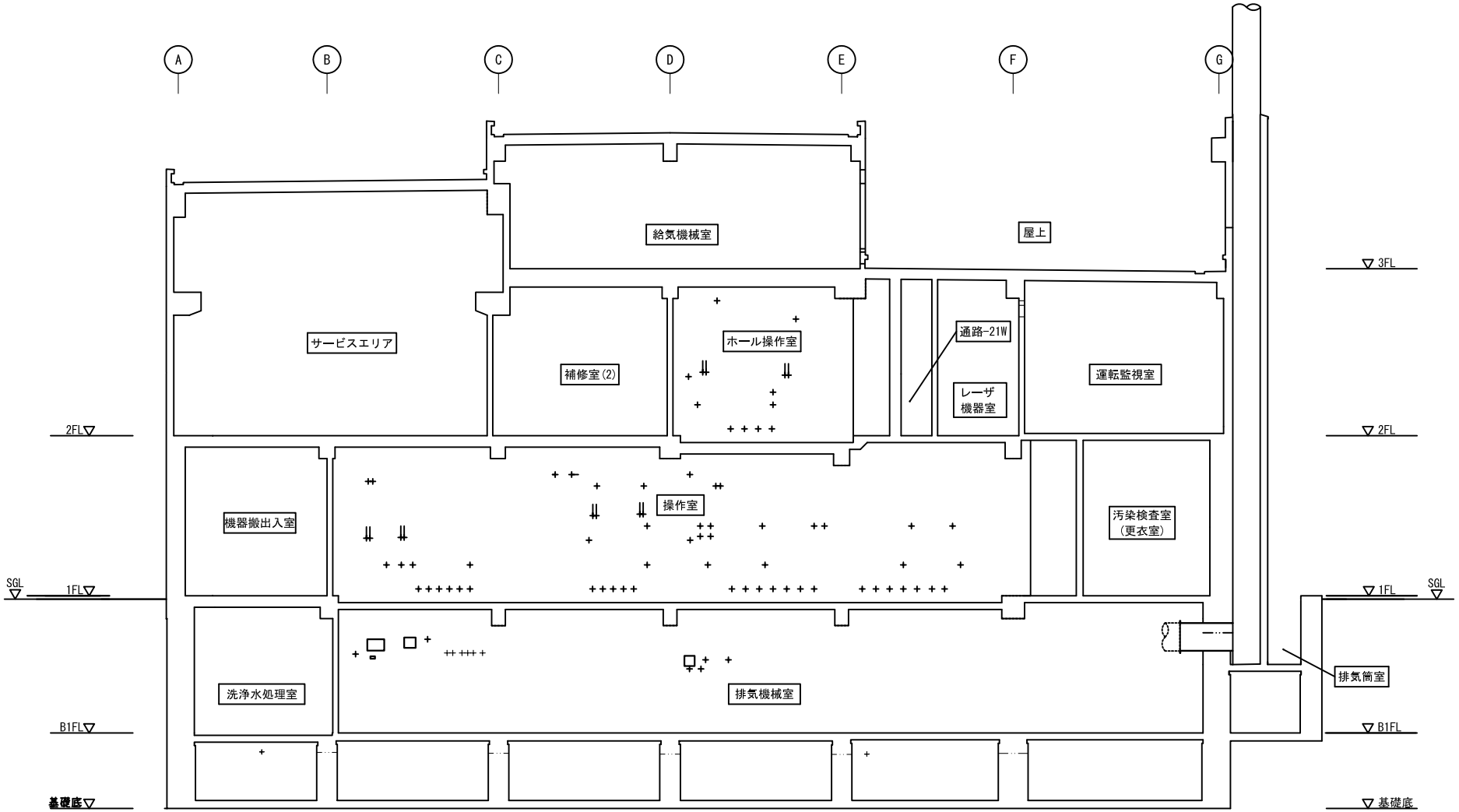

(凡例)

-·-·-·- , + , □ ：貫通孔

図-119　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（④～⑤間断面図）

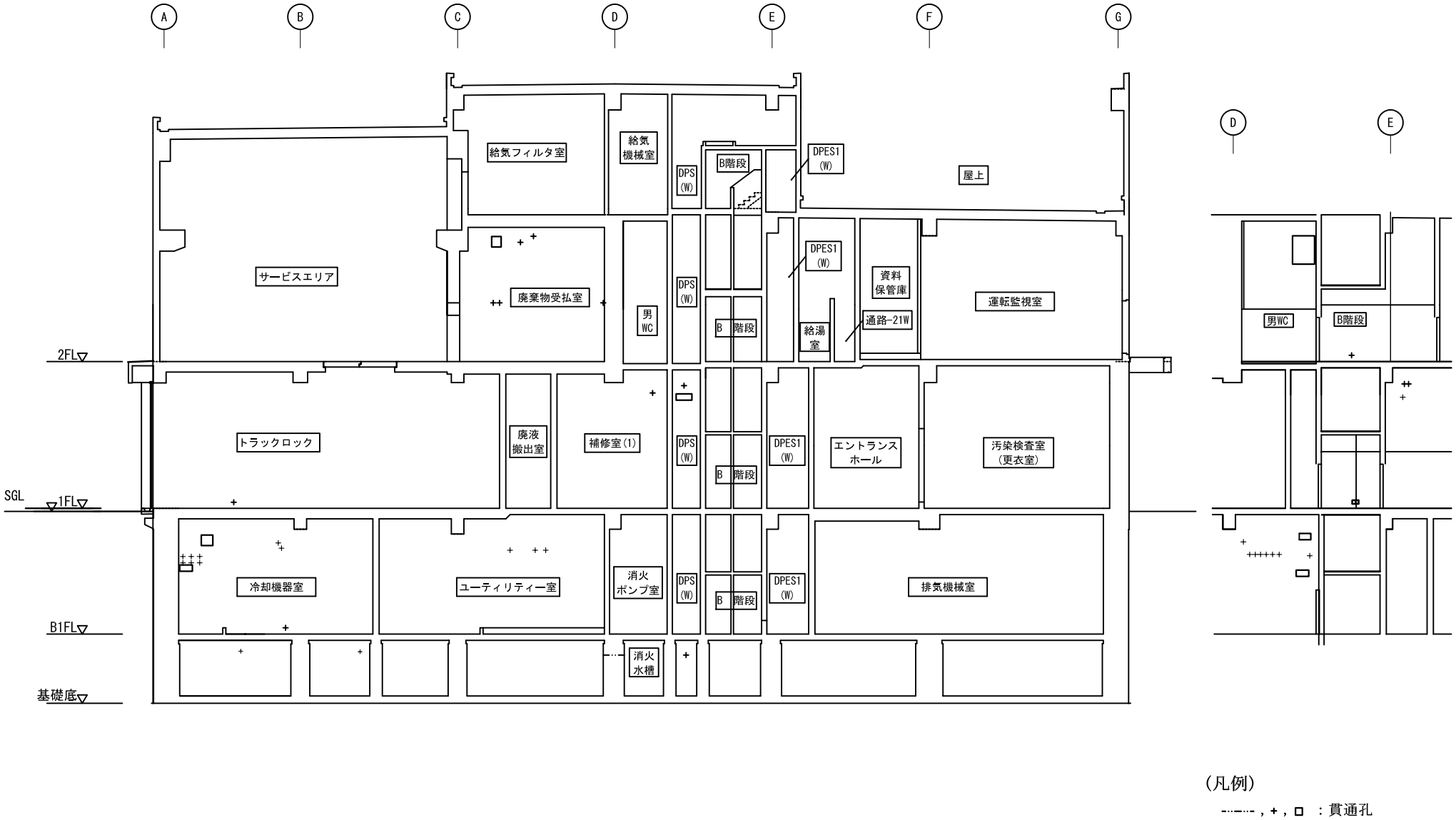

(凡例)

-·-·-·- , + , □ ：貫通孔

図-120　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（⑤～⑥間断面図）

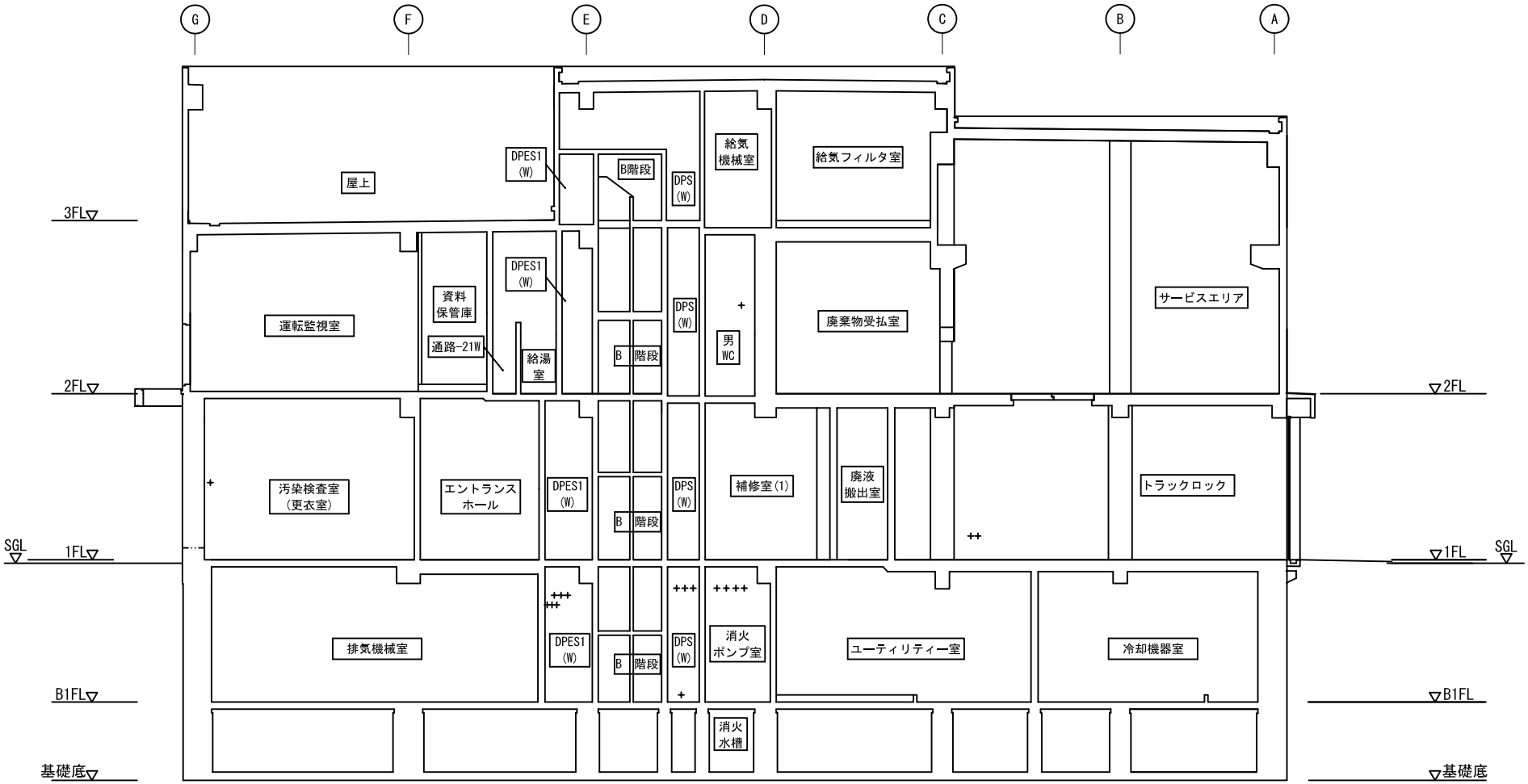

(凡例)

-·-·-·- , + , □ ：貫通孔

図-121　固体廃棄物減容処理施設建家　貫通孔配置図（⑥～⑤間断面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-122　ステンレスライニング配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-123　ステンレスライニング配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-124　ステンレスライニング配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-125　遮蔽窓-1配置図（地下１階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-126　遮蔽窓-1配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-127　遮蔽窓-2配置図（2階）

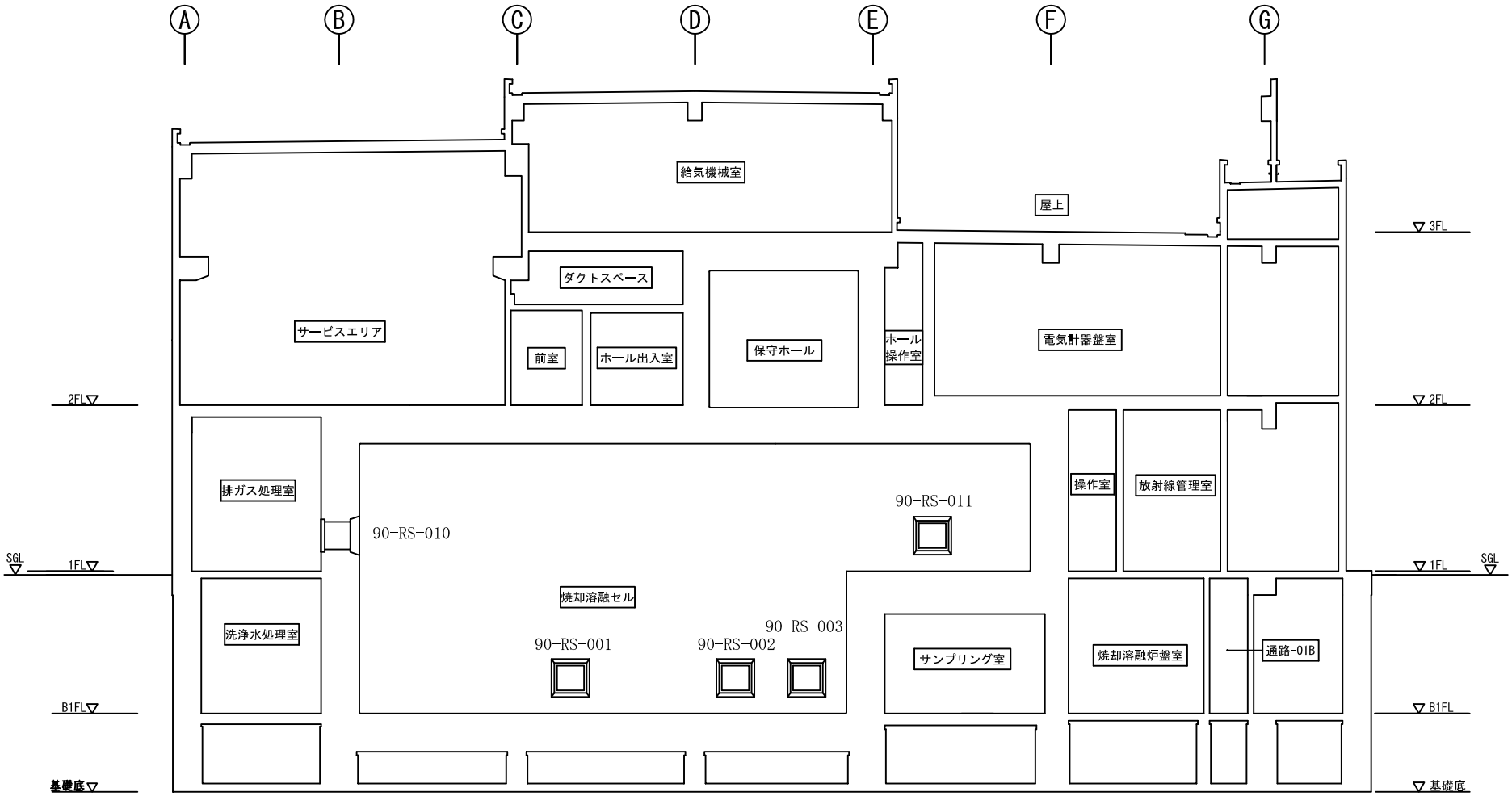

（凡例）

：遮蔽窓

（注記）

図中に記載の番号は、遮蔽窓の設置場所を示す。

図-128　遮蔽窓-1配置図（②～③間断面図）

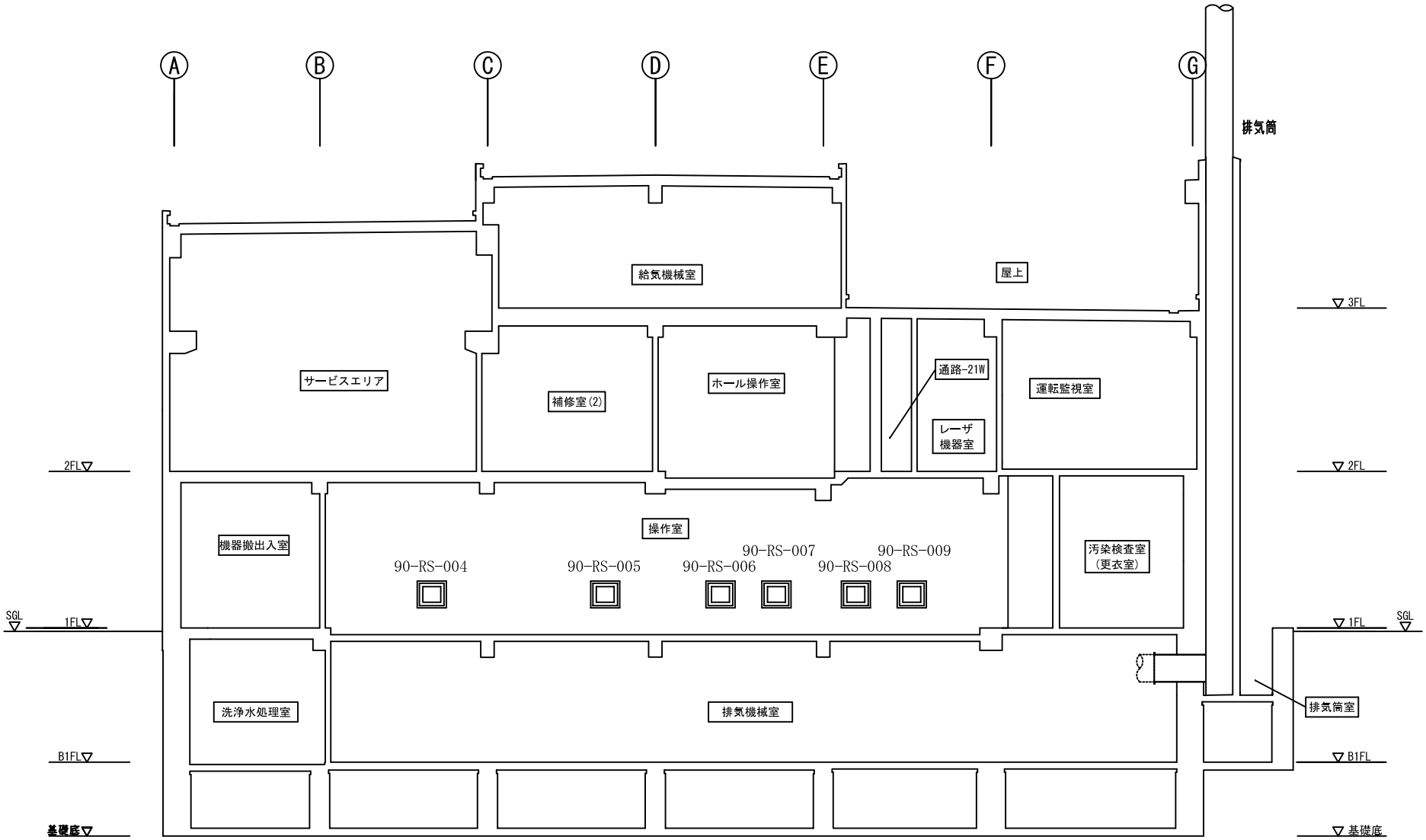

(凡例)

：遮蔽窓

(注記)

図中に記載の番号は、遮蔽窓の設置場所を示す。

図-129　遮蔽窓-1配置図（④～⑤間断面図）

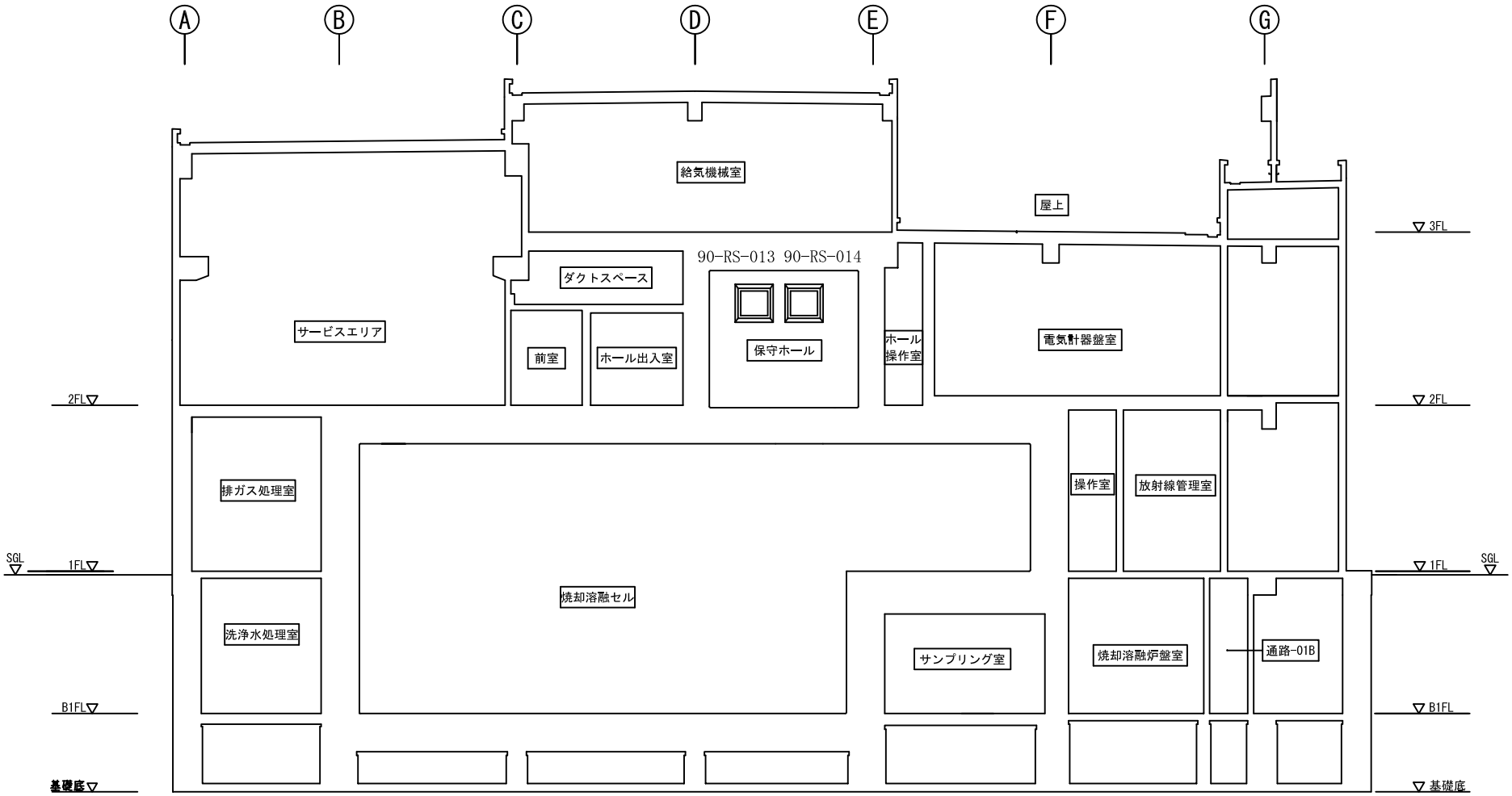

（凡例）

：遮蔽窓

（注記）

図中に記載の番号は、遮蔽窓の設置場所を示す。

図-130　遮蔽窓-2配置図（②～③間断面図）

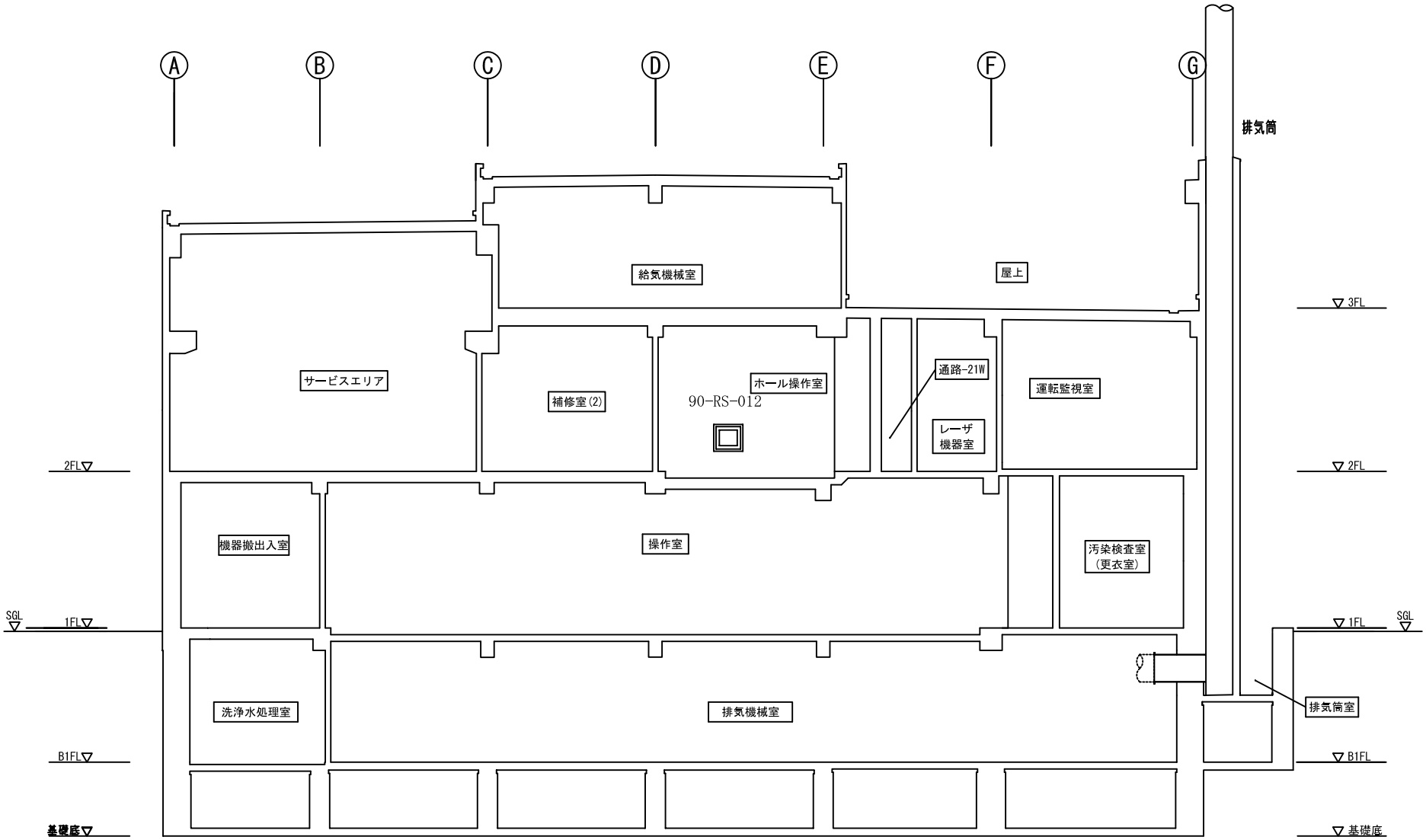

(凡例)

：遮蔽窓

(注記)

図中に記載の番号は、遮蔽窓の設置場所を示す。

図-131　遮蔽窓-2配置図（④～⑤間断面図）

本-1-600

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-132　遮蔽扉配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-133　遮蔽扉配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-134　遮蔽扉配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-135　分別エリア入口扉、分別エリア出口扉配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-136　ホール出入室扉配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-137　ポート配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-138　ハッチ配置図（2階）

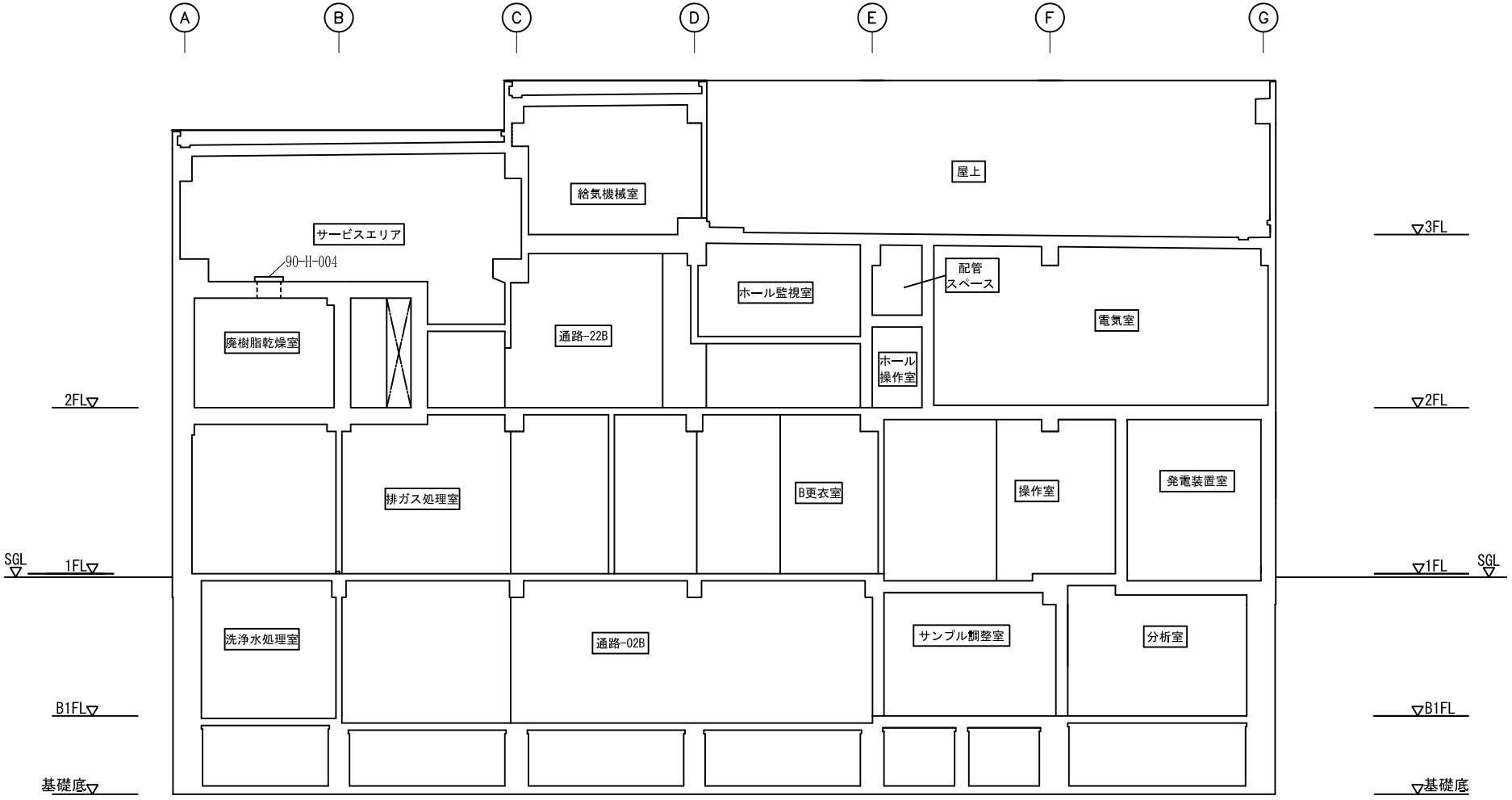

（凡例）

▭：ハッチ

（注記）

図中に記載の番号は、ハッチの設置場所を示す。

図-139　ハッチ配置図（①～②間断面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-140　マニプレータ用プラグ配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-141　マニプレータ配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-142　マニプレータ配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-143　マニプレータ配置図（2階）

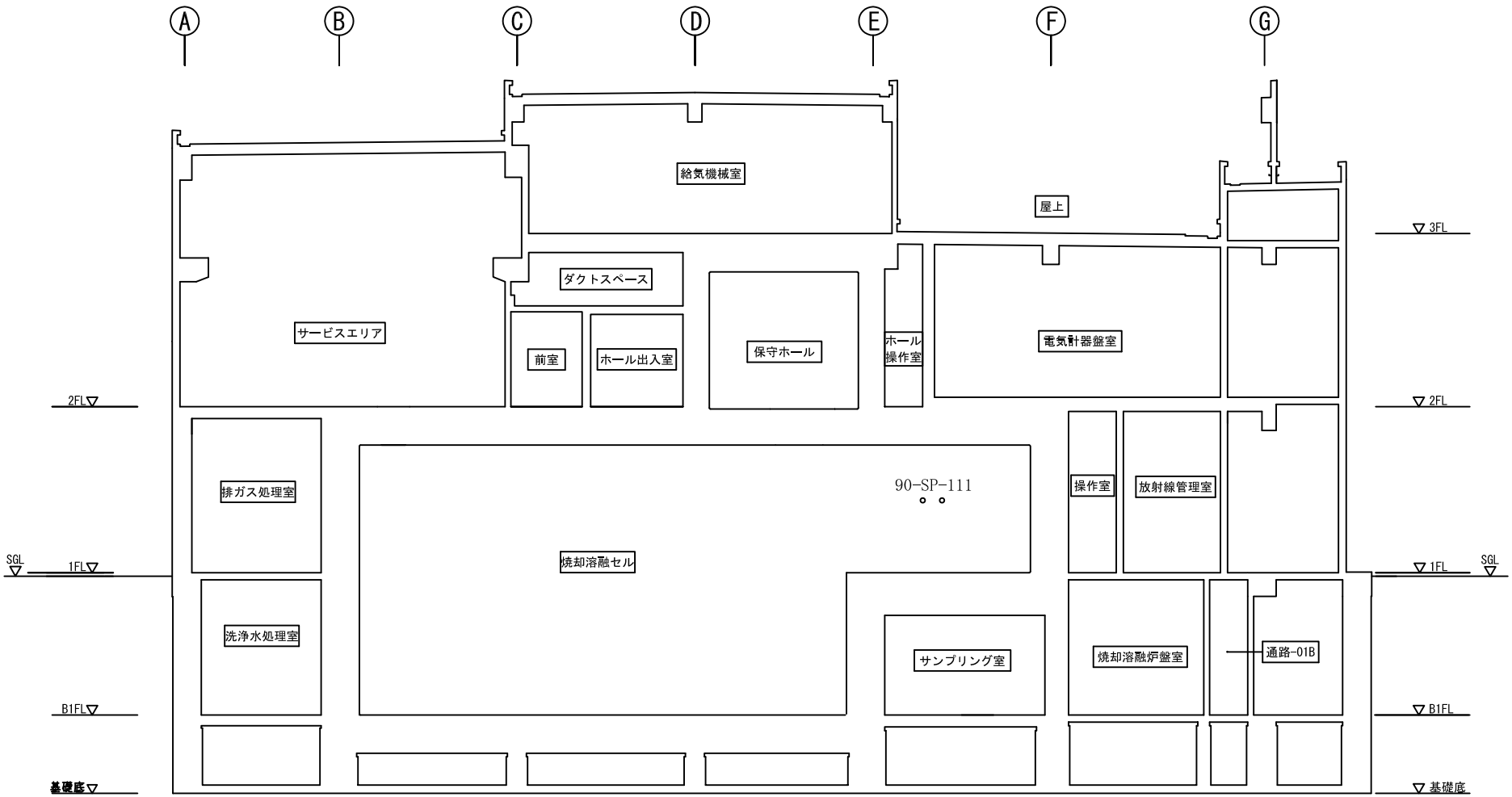

（凡例）
∘ ：マニプレータ用プラグ

（注記）
図中に記載の番号は、マニプレータ用プラグの設置場所を示す。

図-144　マニプレータ用プラグ配置図（②～③間断面図）

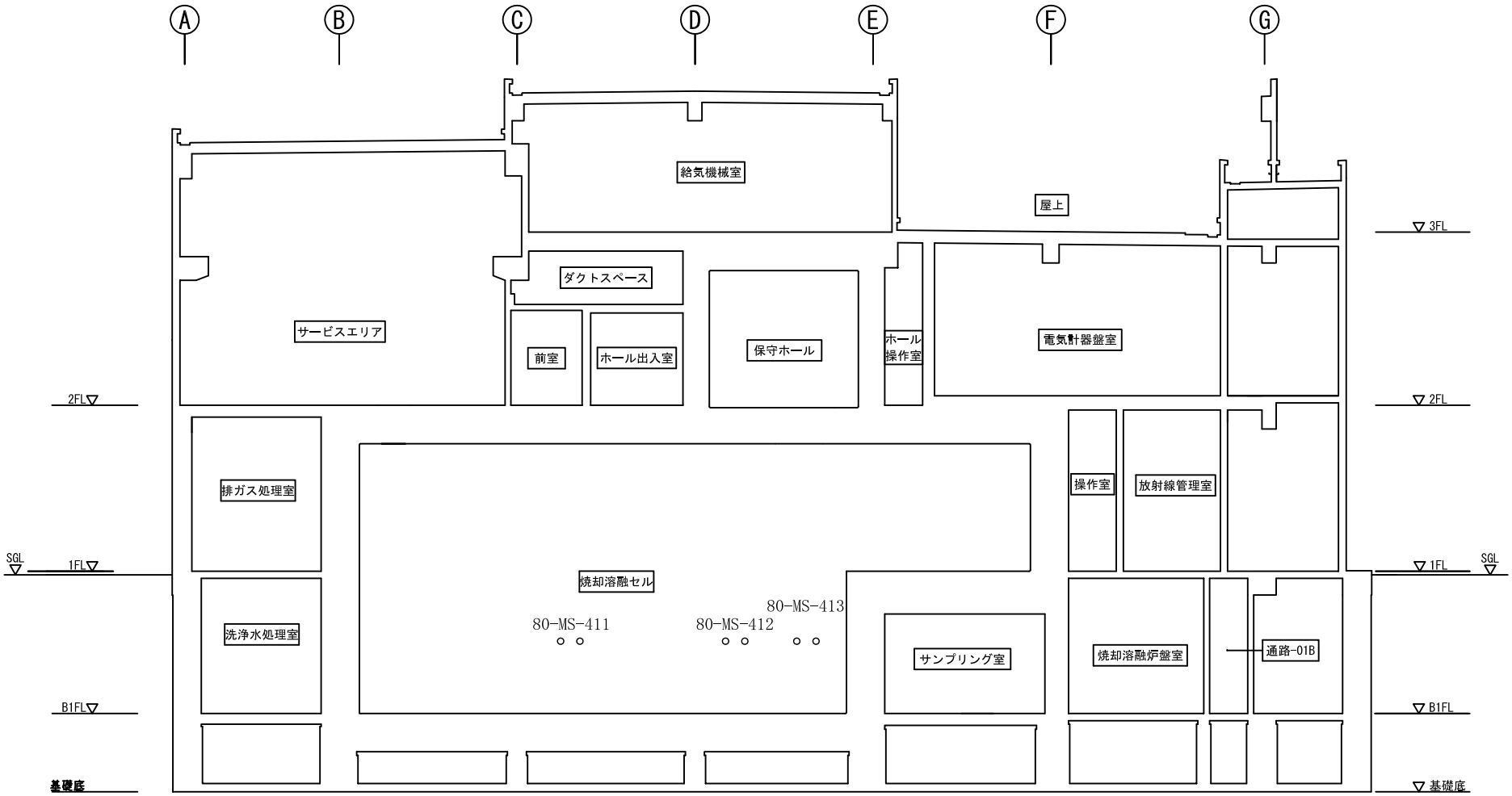

（凡例）
　○ ：マニプレータ
　　（スルーウォールチューブ）
（注記）
　図中に記載の番号は、マニプレータの設置場所を示す。

図-145 マニプレータ配置図　（②～③間断面図）

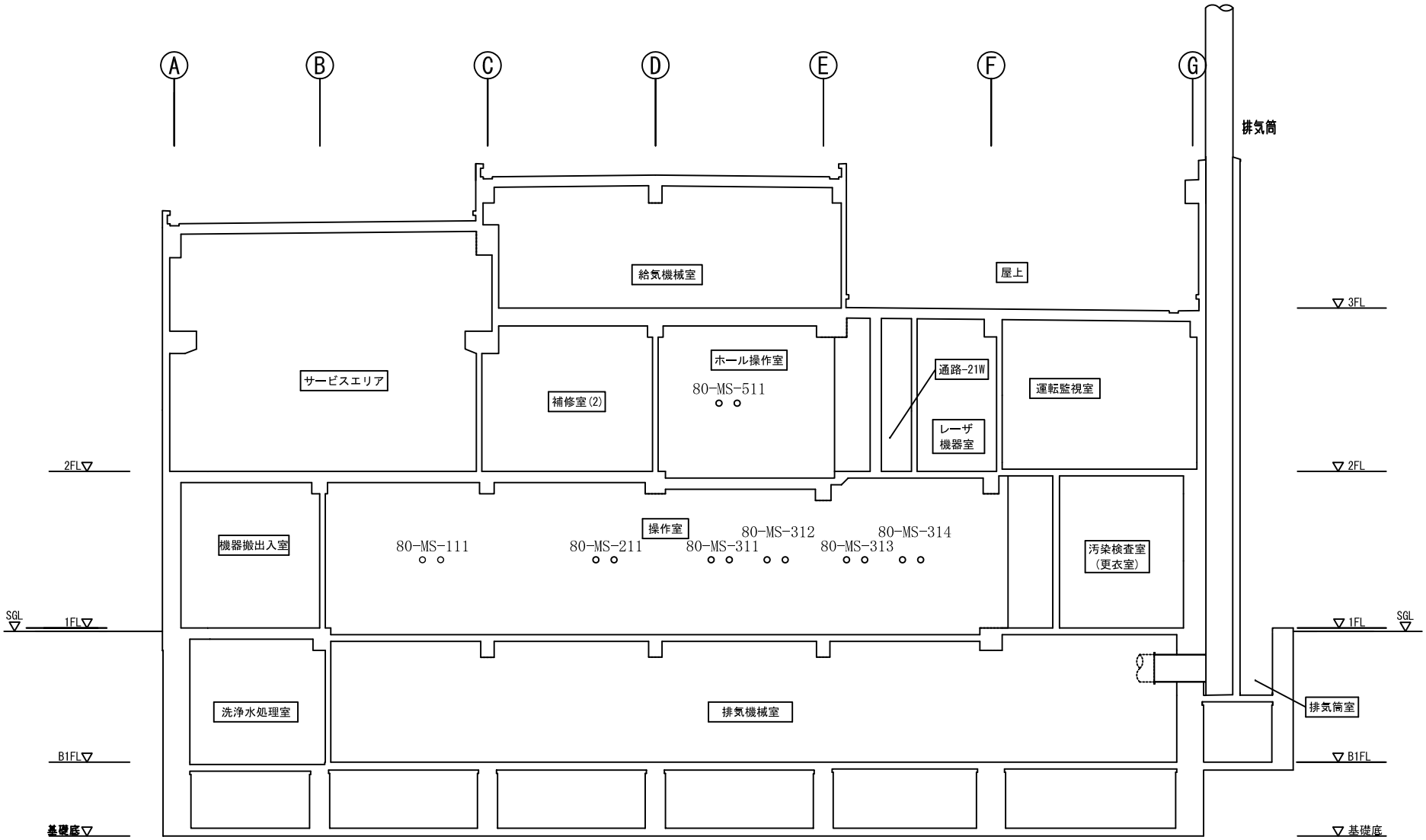

(凡例)
　○ ：マニプレータ
　　(スルーウォールチューブ)
(注記)
　図中に記載の番号は、マニプレータの設置場所を示す。

図-146 マニプレータ配置図　(④～⑤間断面図)

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-147　パワーマニプレータ付クレーン配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-148　クレーン配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-149　クレーン配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-150　サービスエリアのサービスエリアクレーン配置図（3階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-151　廃棄物搬出入ピット配置図（1階）

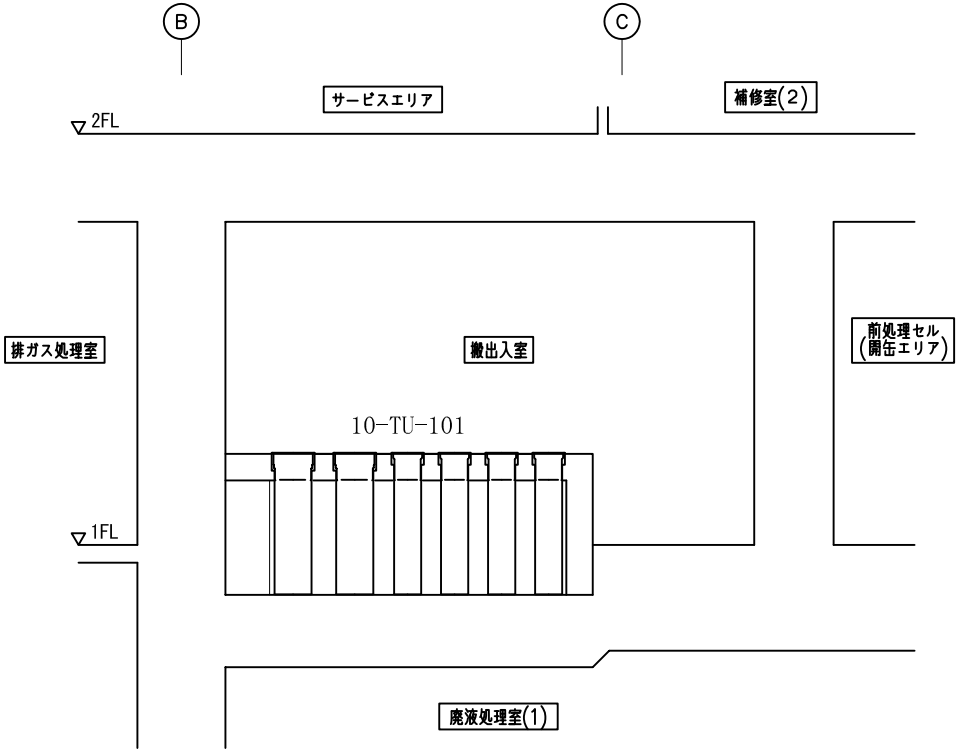

（③－④間断面図）

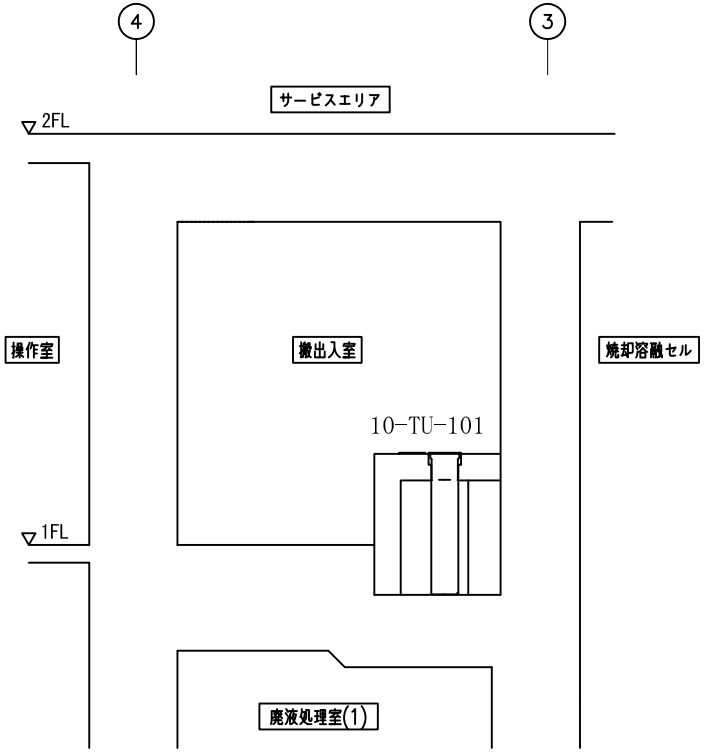

（Ⓑ－Ⓒ間断面図）

（注記）
図中に記載の番号は、廃棄物搬出入ピットの設置場所を示す。

図-152　廃棄物搬出入ピット配置図（搬出入室）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-153　エアラインスーツ設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-154　減容処理設備　焼却溶融設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-155　減容処理設備　焼却溶融設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-156　減容処理設備　固体系処理設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-157　減容処理設備　固体系処理設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-158　減容処理設備　固体系処理設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-159　減容処理設備　廃樹脂乾燥設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-160　減容処理設備　廃樹脂乾燥設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-161　減容処理設備　分析設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-162　減容処理設備　分析設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-163　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-9配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-164　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-9配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-165　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-9配置図（2階）

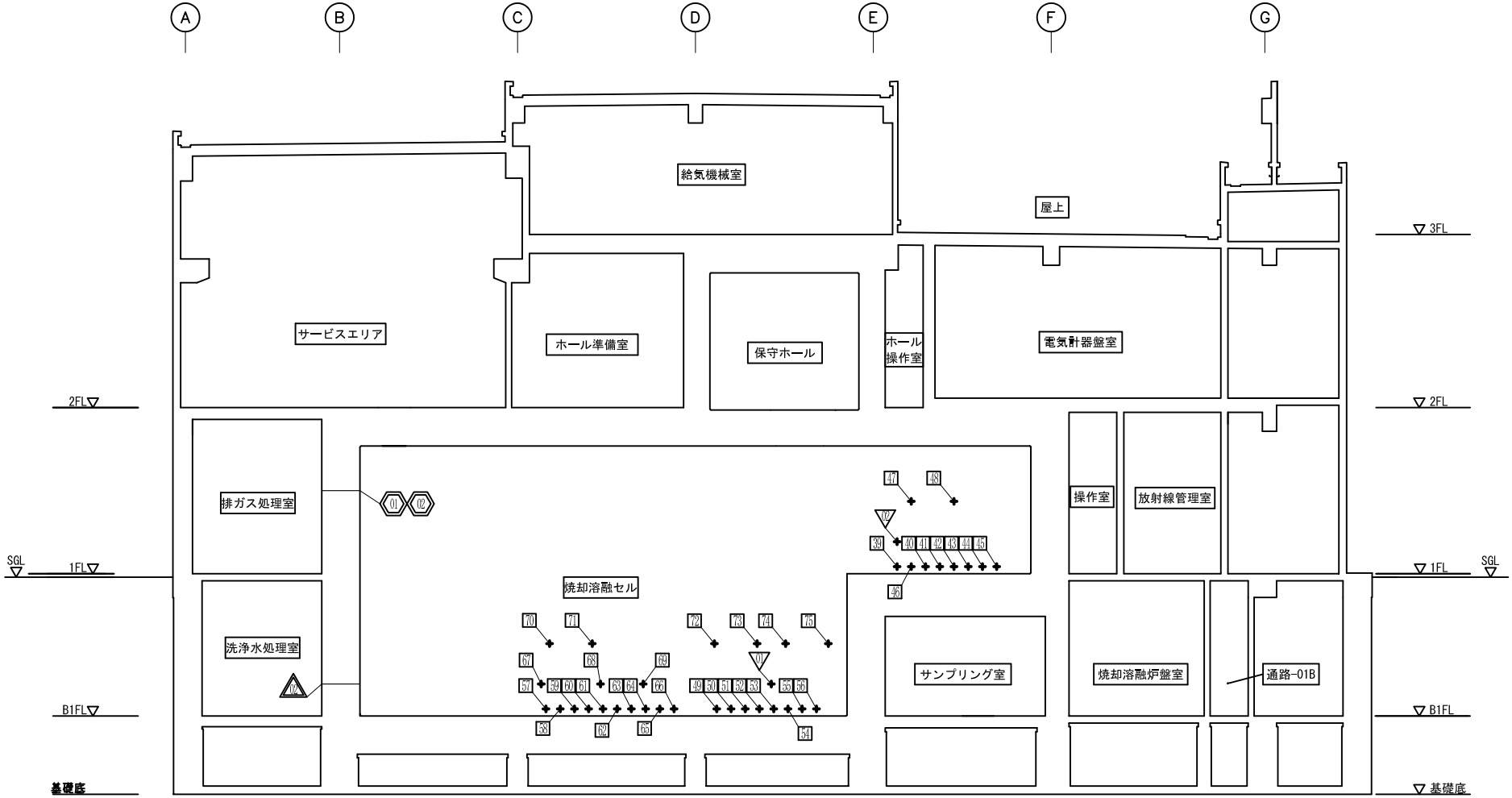

電気計装用プラグ類-2
02 340-SP-505-B

電気計装用プラグ類-3
01 340-SP-001 02 340-SP-002

電気計装用プラグ類-9
01 80-SP-007 02 80-SP-008

電気計装用プラグ類-6

39 20-SP-026	40 20-SP-027	41 20-SP-028	42 20-SP-029	43 20-SP-030
44 20-SP-031	45 20-SP-032	47 230-SP-011	48 230-SP-012	49 30-SP-001
50 30-SP-002	51 30-SP-003	52 30-SP-004	53 30-SP-005	54 30-SP-006
55 30-SP-007	56 30-SP-008	57 30-SP-009	58 30-SP-010	59 30-SP-011
60 30-SP-012	61 30-SP-013	62 30-SP-014	63 30-SP-015	64 30-SP-016
65 30-SP-017	66 30-SP-018	70 230-SP-001	71 230-SP-002	72 230-SP-003
73 230-SP-004	74 230-SP-005	75 230-SP-006	67 90-SP-007	68 90-SP-008
69 90-SP-009	46 90-SP-010			

（凡例）

——：電気計装用プラグ類

（注記）

図中に記載の番号は、電気計装用プラグ類の設置場所を示す。

図-166　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-9配置図（②～③間断面図）

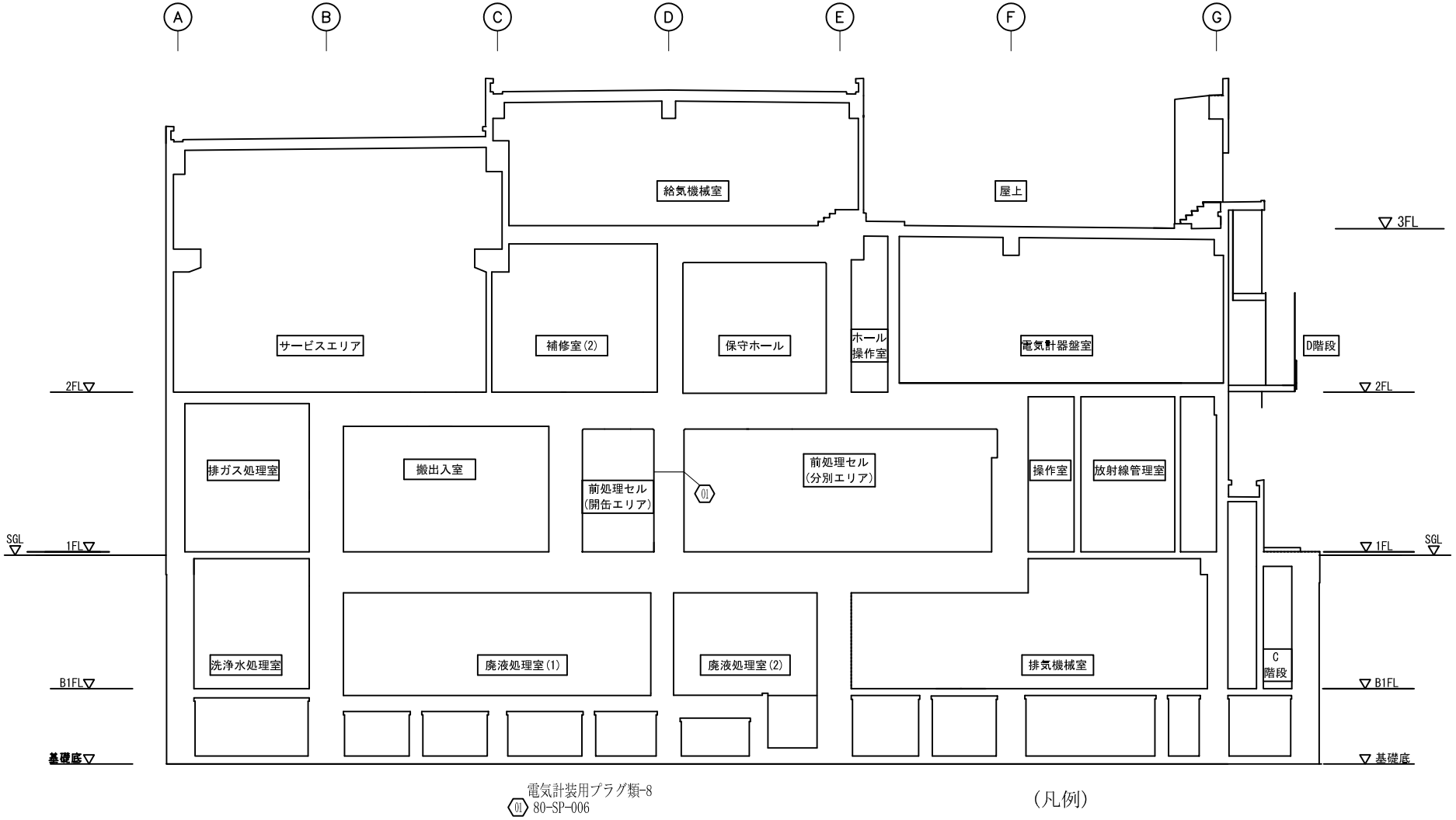

（凡例）

――：電気計装用プラグ類

（注記）

図中に記載の番号は、電気計装用プラグ類の設置場所を示す。

図-167　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-9配置図（③～④間断面図）

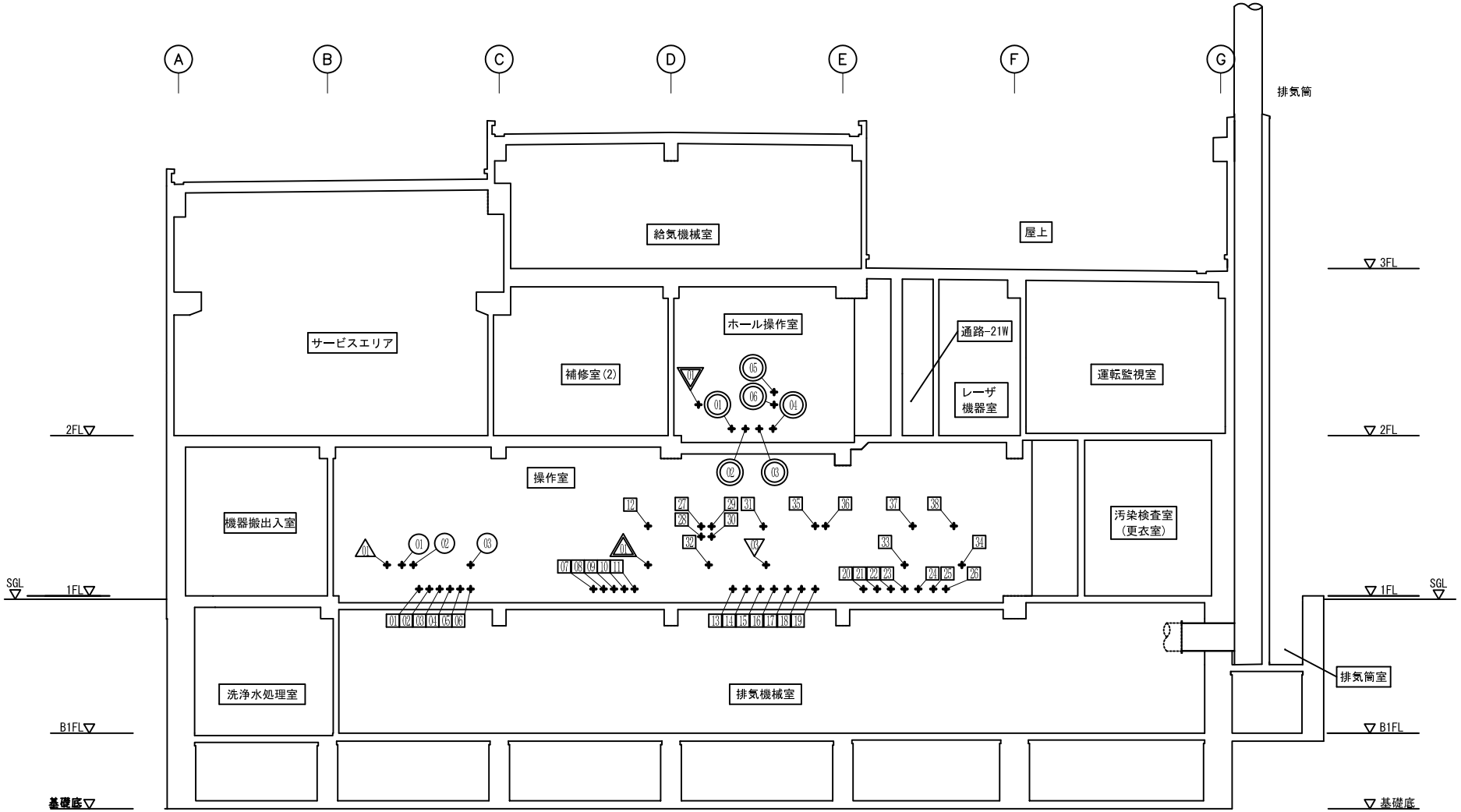

電気計装用プラグ類-1
340-SP-505-C

電気計装用プラグ類-2
340-SP-505-A

電気計装用プラグ類-3
340-SP-003

電気計装用プラグ類-4
340-SP-505-D

電気計装用プラグ類-5
01 20-SP-033 02 90-SP-001 03 90-SP-002

電気計装用プラグ類-7
01 20-SP-034 02 20-SP-035 03 20-SP-036
04 20-SP-037 05 90-SP-011 06 90-SP-012

電気計装用プラグ類-6

01 20-SP-001	02 20-SP-002	03 20-SP-003	04 20-SP-004	05 20-SP-005
06 20-SP-006	07 20-SP-007	08 20-SP-008	09 20-SP-009	10 20-SP-010
11 20-SP-011	13 20-SP-012	14 20-SP-013	15 20-SP-014	16 20-SP-015
17 20-SP-016	18 20-SP-017	19 20-SP-018	20 20-SP-019	21 20-SP-020
22 20-SP-021	23 20-SP-022	24 20-SP-023	25 20-SP-024	26 20-SP-025
35 230-SP-007	36 230-SP-008	37 230-SP-009	38 230-SP-010	27 80-SP-001
28 80-SP-002	29 80-SP-003	30 80-SP-004	31 80-SP-005	12 90-SP-003
32 90-SP-004	33 90-SP-005	34 90-SP-006		

（凡例）

✚ ：電気計装用プラグ類

（注記）

図中に記載の番号は、電気計装用プラグ類の設置場所を示す。

図-168　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-9配置図（④～⑤間断面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-169　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-170　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-171　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（2階）

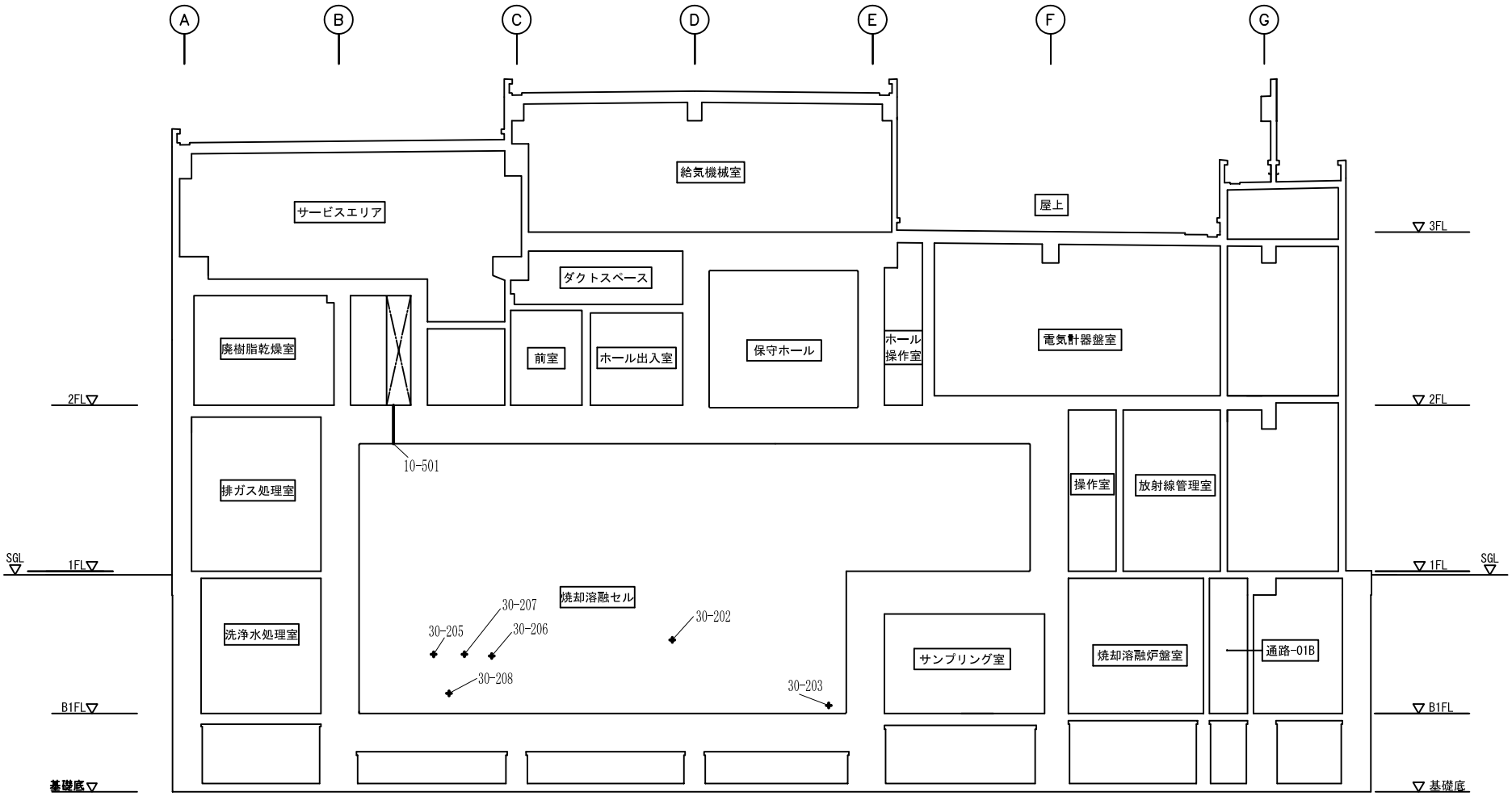

（凡例）

―― 、◆：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-84参照

図-172　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図（1））

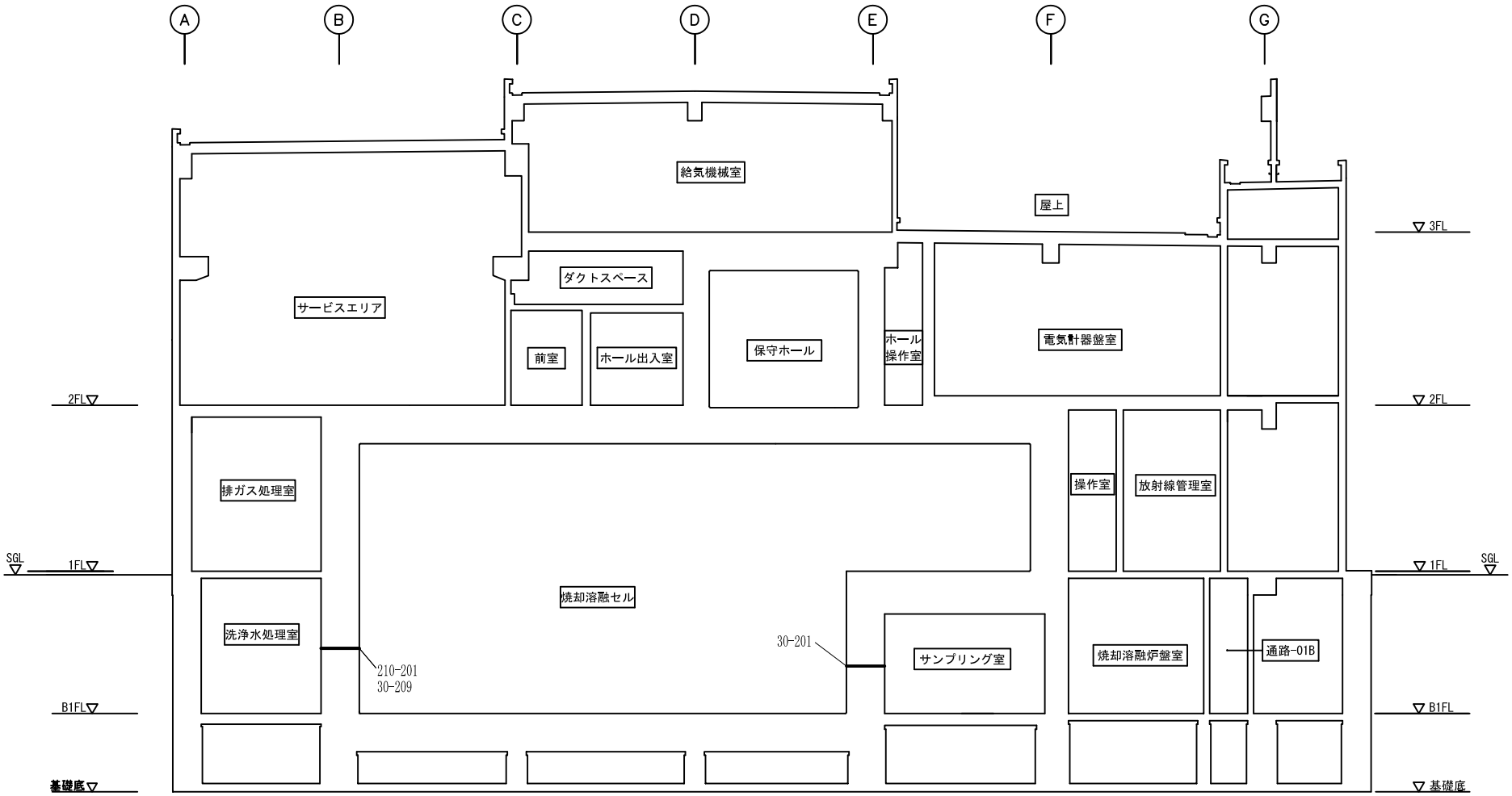

（凡例）

▬ ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-84参照

図-173　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図（2））

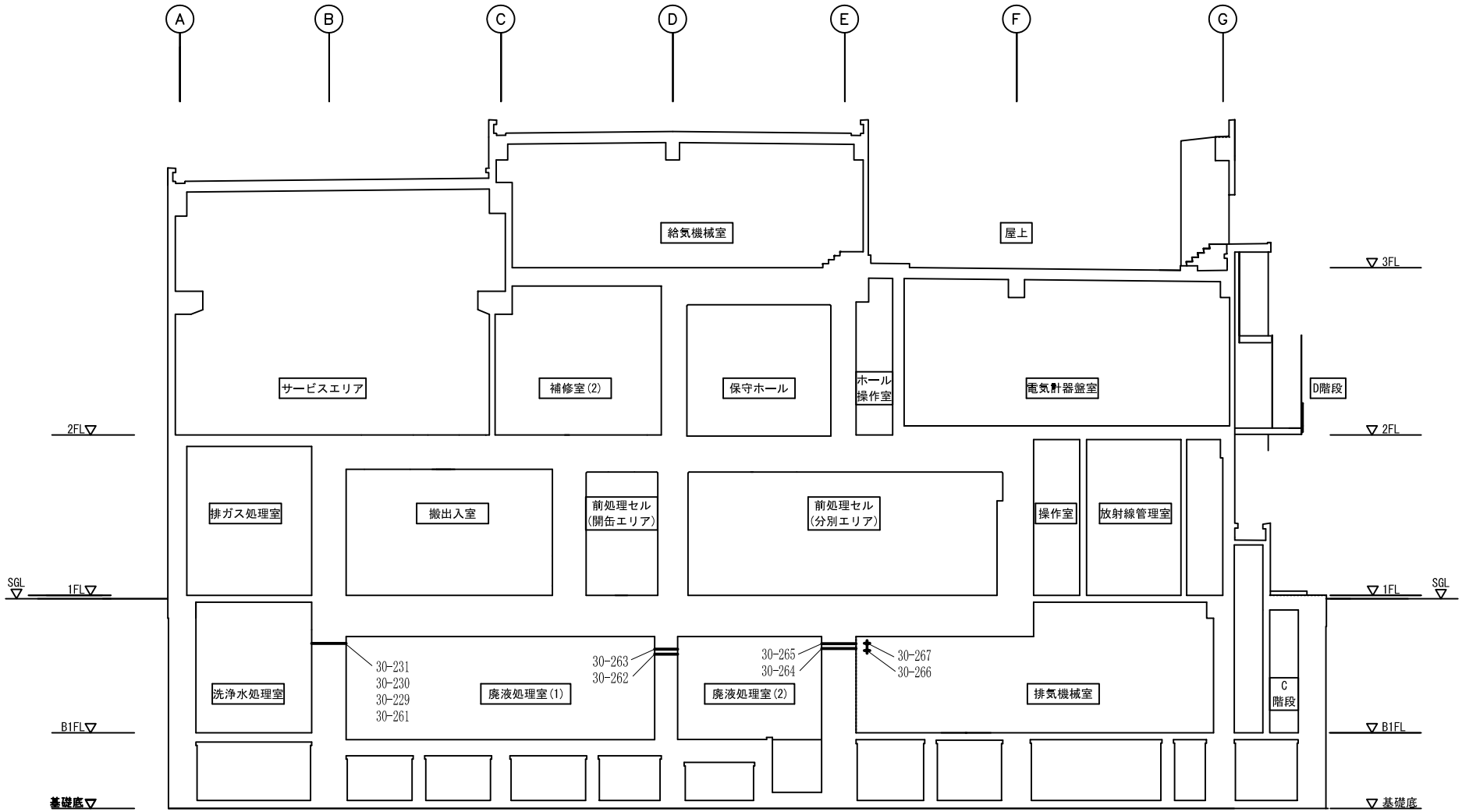

（凡例）

━━、✦：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-84参照

図-174　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（③～④間断面図）

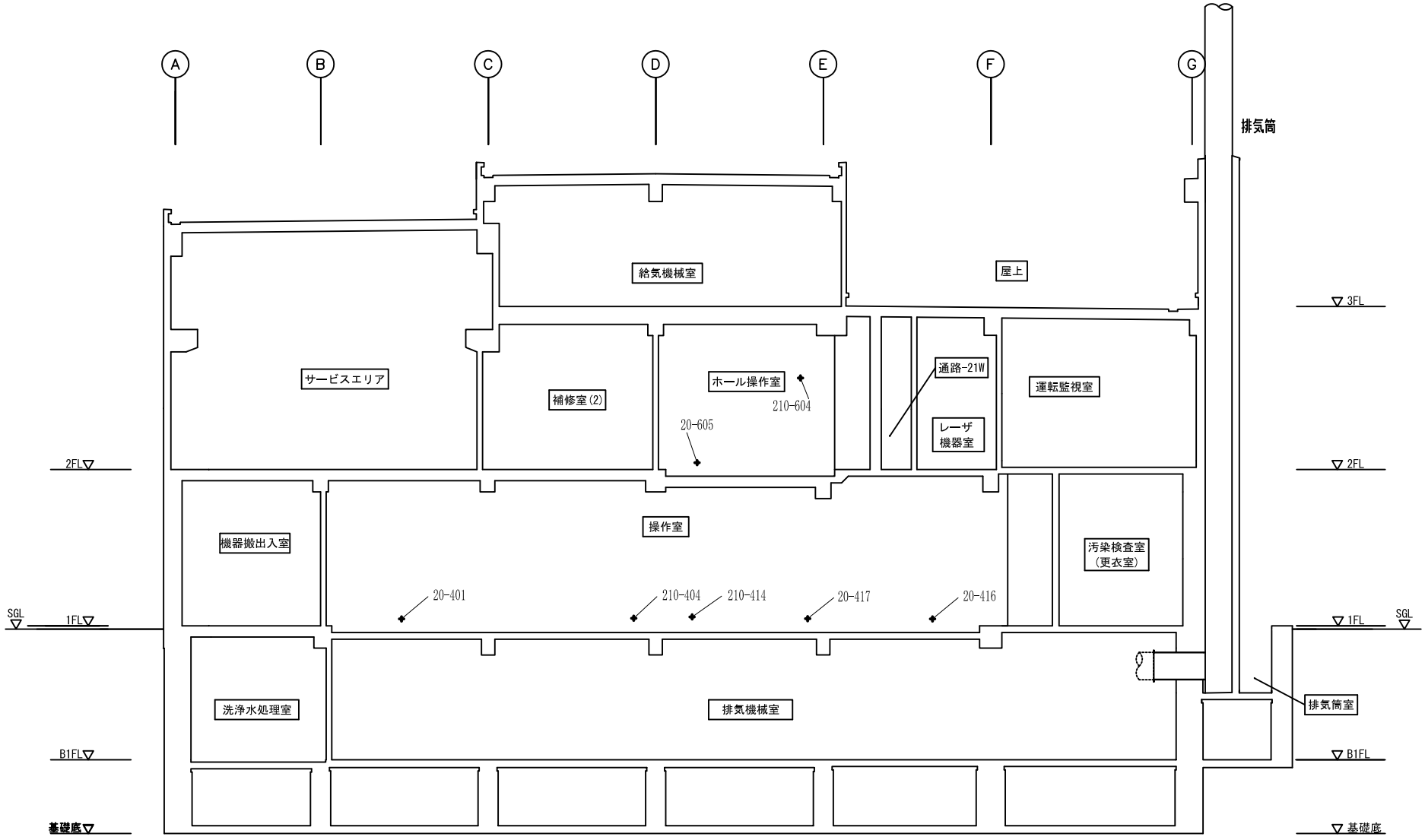

（凡例）

◆　：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-84参照

図-175　減容処理設備の配管類（埋設部）配置図（④～⑤間断面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-176　減容処理設備　電線管配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-177　最大受入れ能力に関する配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-178　最大受入れ能力に関する配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-179　線量インターロックに関する配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-180　線量インターロックに関する配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-181　線量インターロックに関する配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-182　機械的ロック機構に関する配置図（2階）

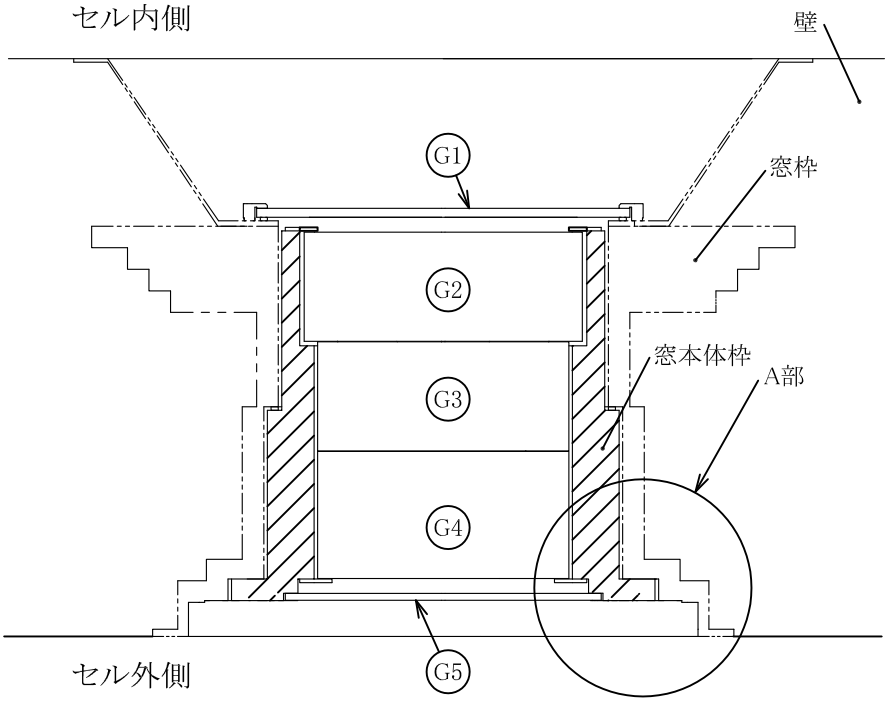

A－A断面　平面図

構成	
G1	カバーガラス（セル内側）
G2	遮蔽ガラス①
G3	遮蔽ガラス②
G4	遮蔽ガラス③
G5	カバーガラス（セル外側）

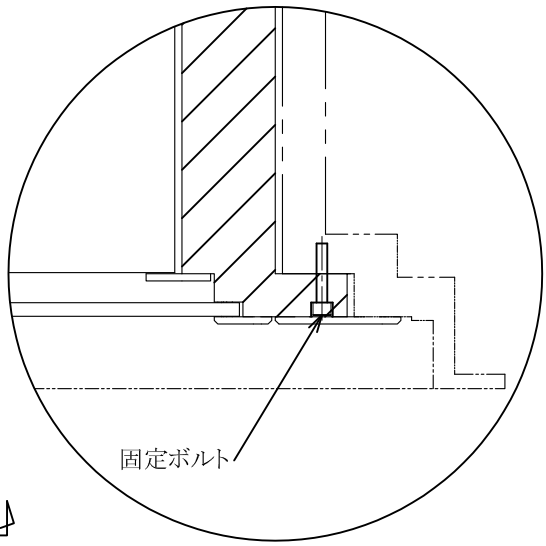

A部詳細（固定ボルト部）

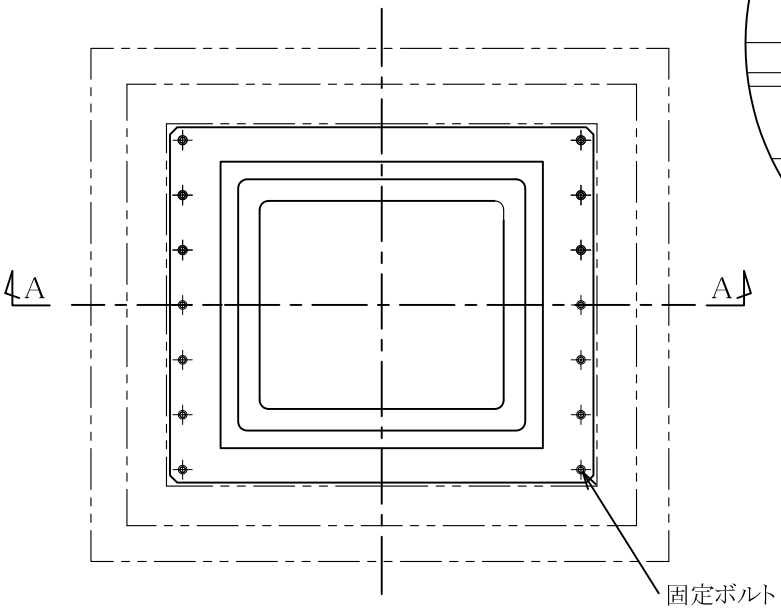

セル外側　正面図

図-183　遮蔽窓-1の概略図

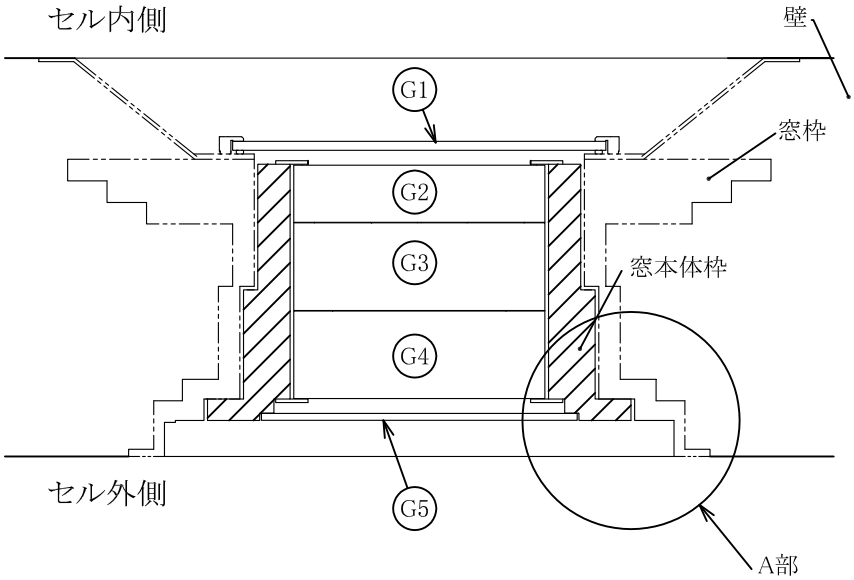

構成	
G1	カバーガラス(セル内側)
G2	遮蔽ガラス①
G3	遮蔽ガラス②
G4	遮蔽ガラス③
G5	カバーガラス(セル外側)

A－A断面　平面図

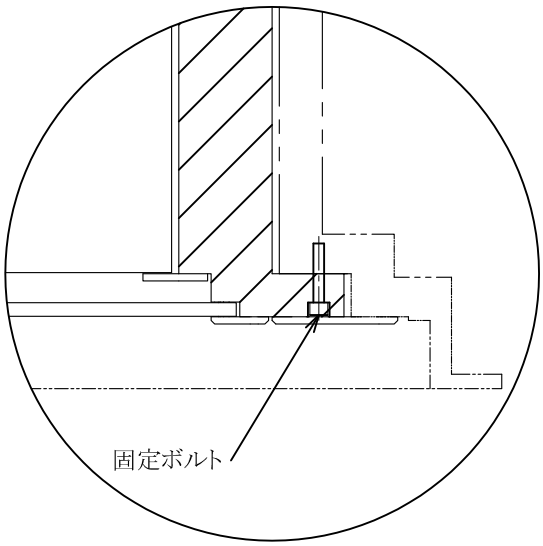

A部詳細(固定ボルト部)

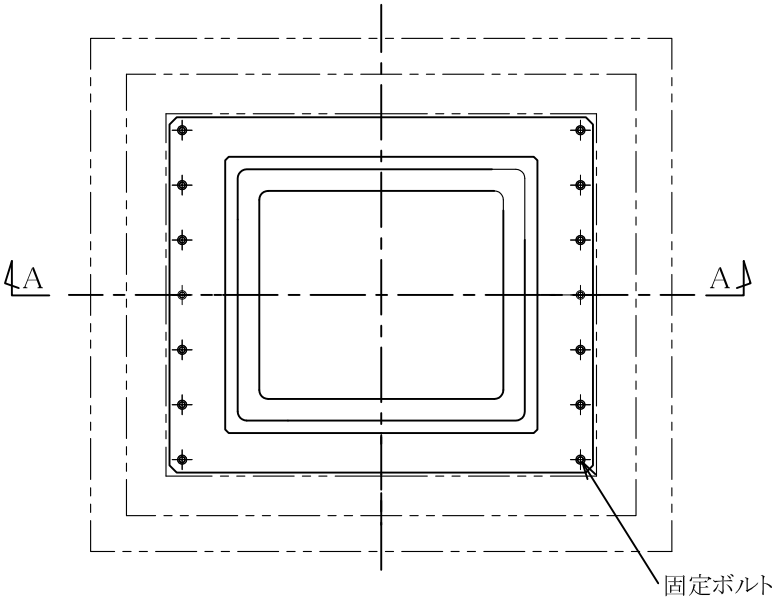

セル外側　正面図

図-184　遮蔽窓-2の概略図

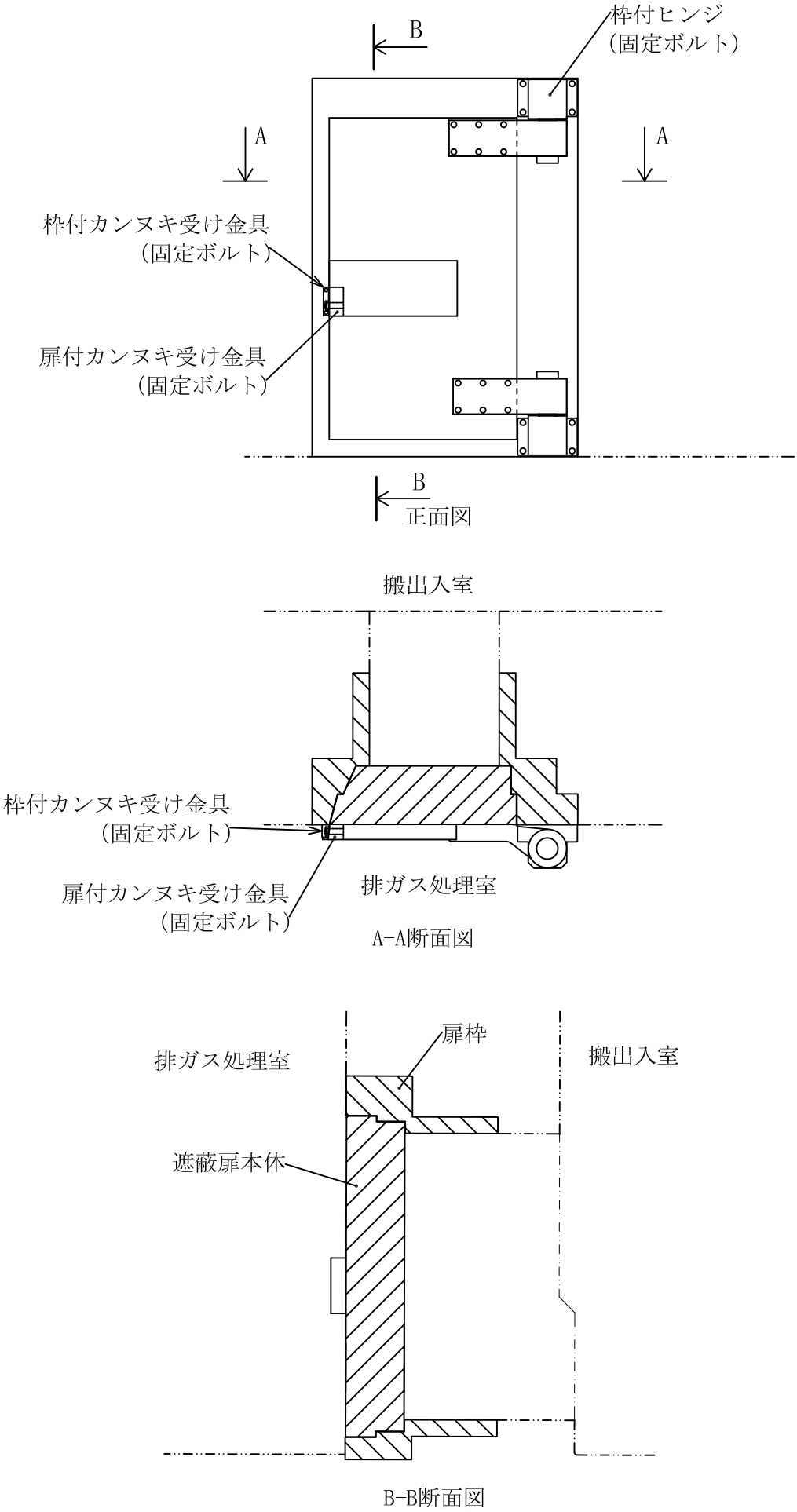

図-185　搬出入室の遮蔽扉（搬出入室出入口扉）の概略図

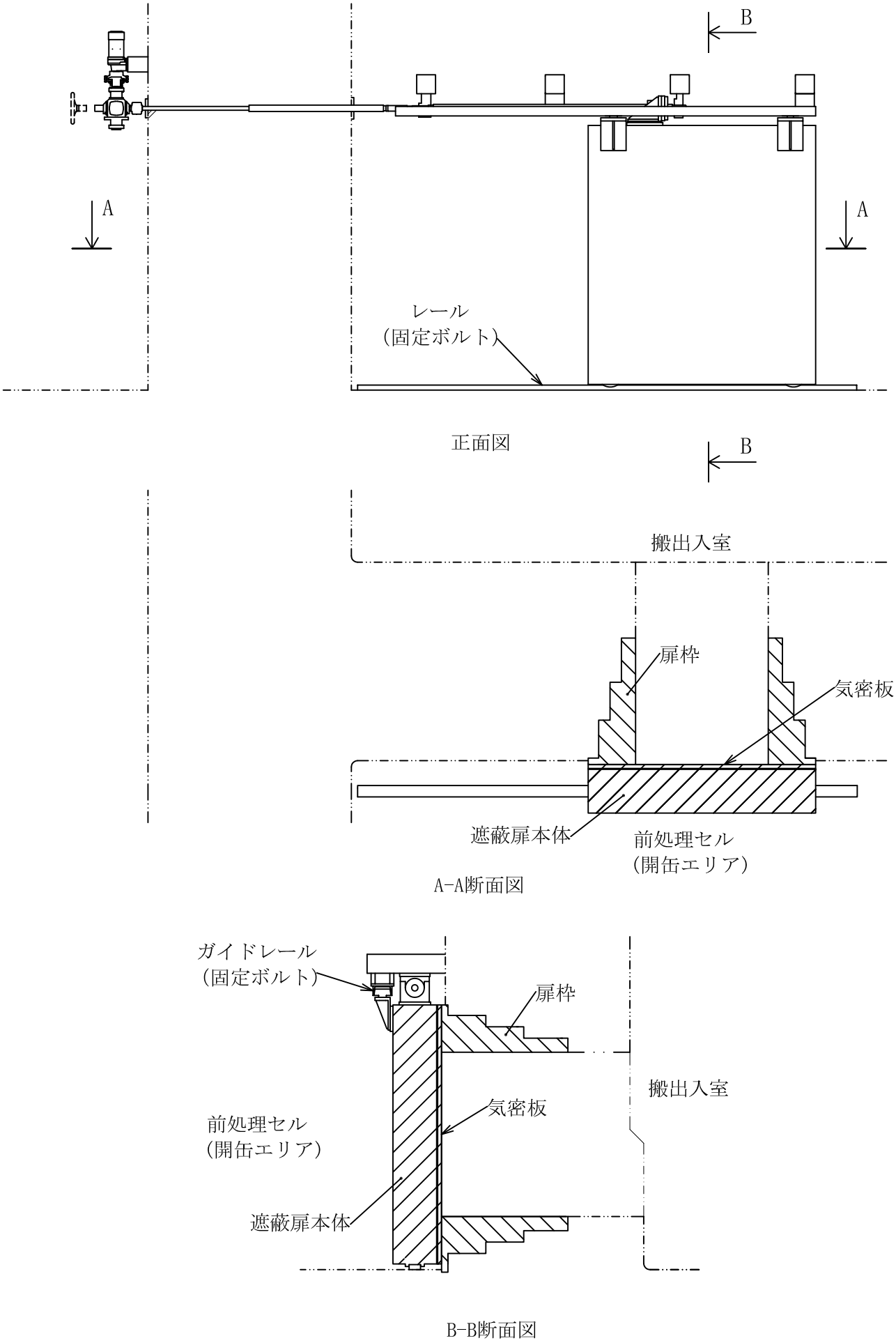

図-186　前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉（開缶エリア入口扉）の概略図

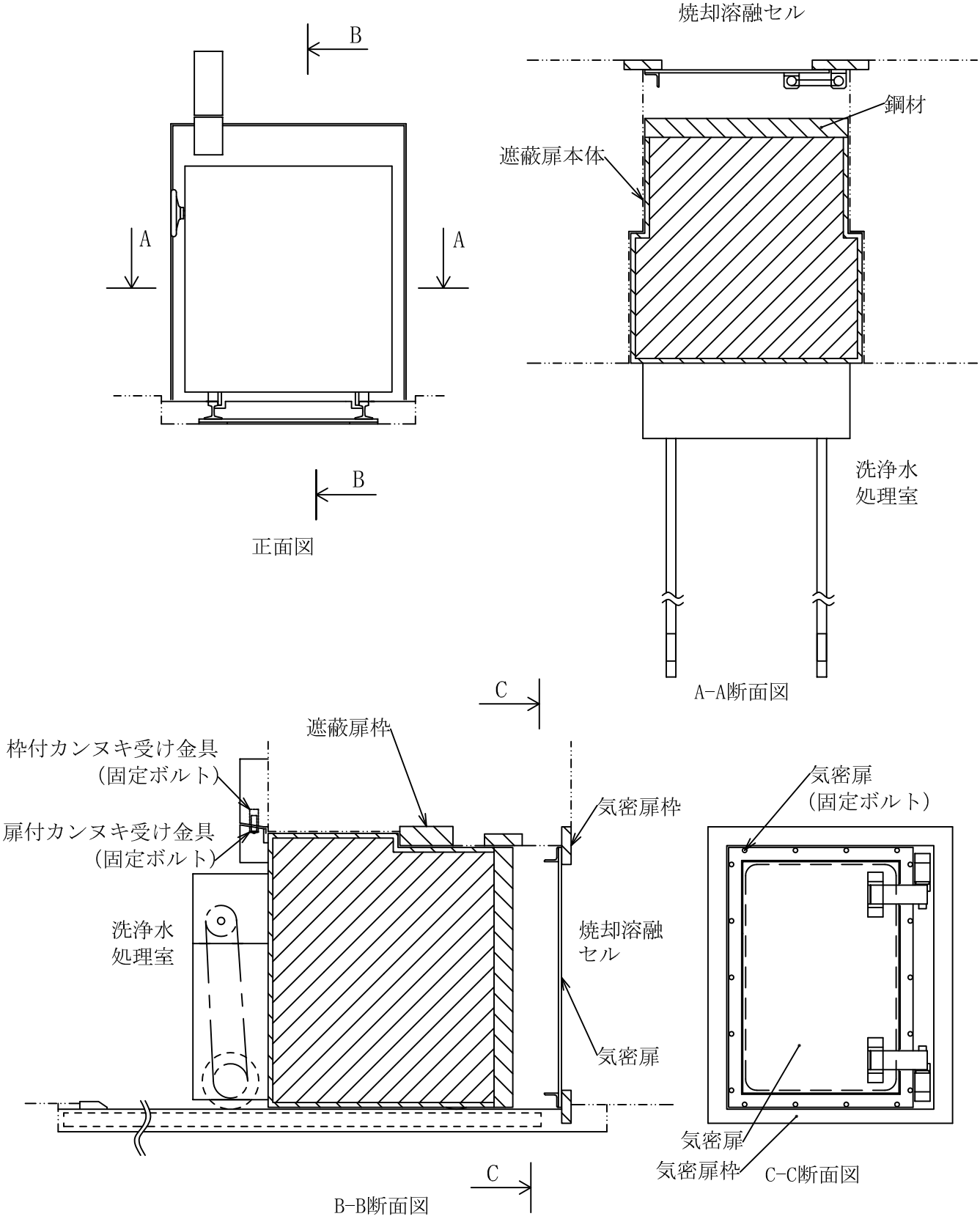

図-187　焼却溶融セルの遮蔽扉の概略図

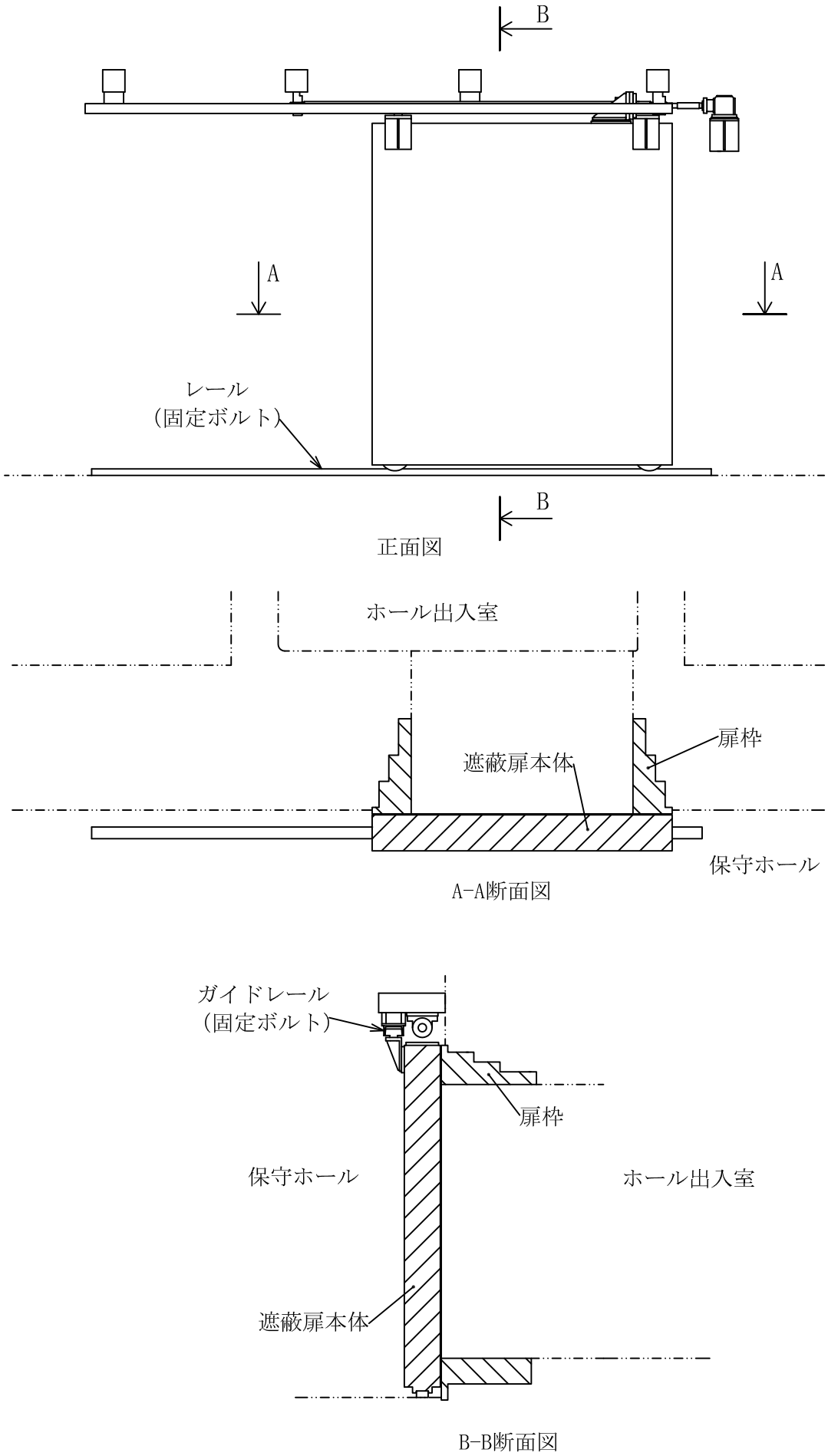

図-188　保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の概略図

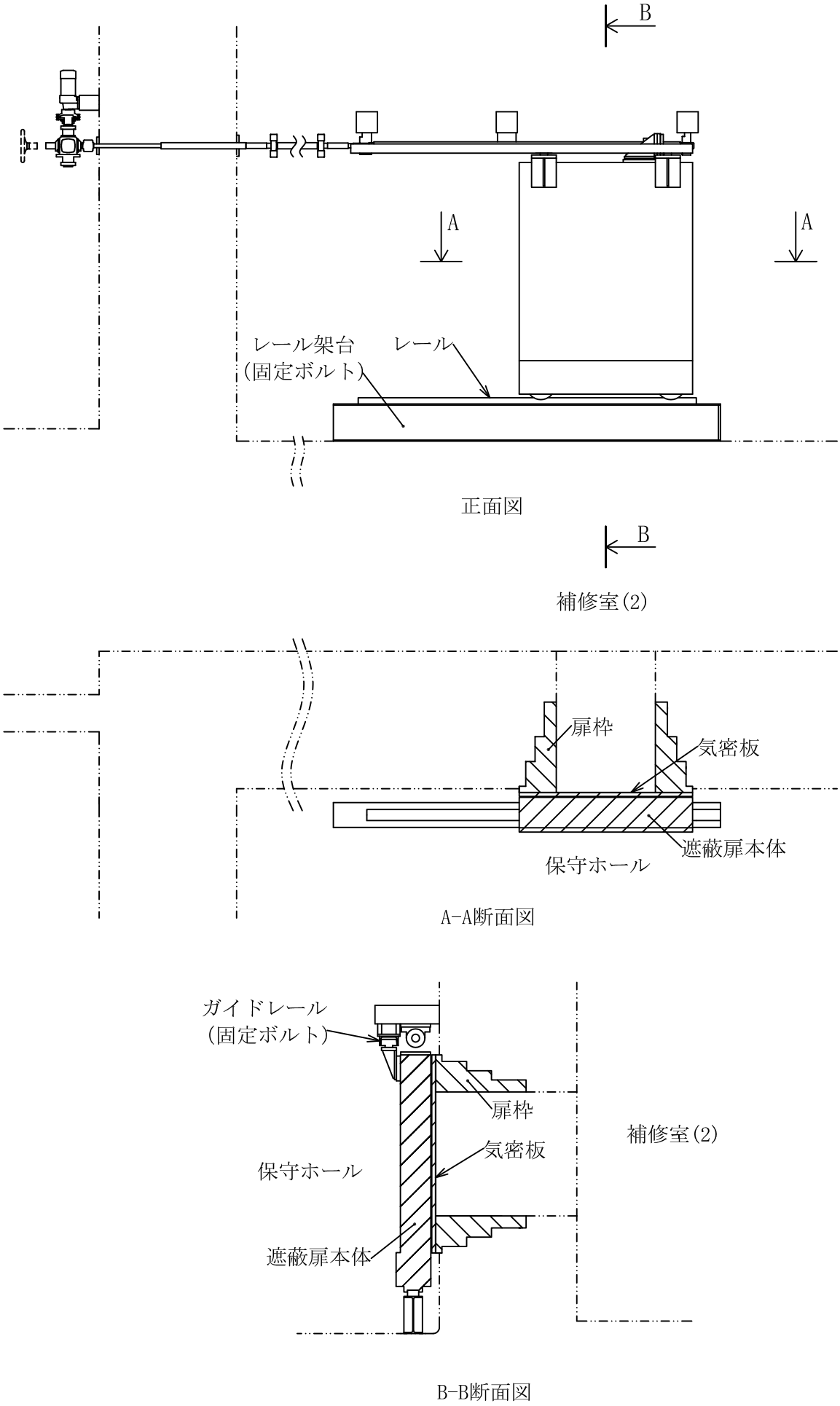

図-189　保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の概略図

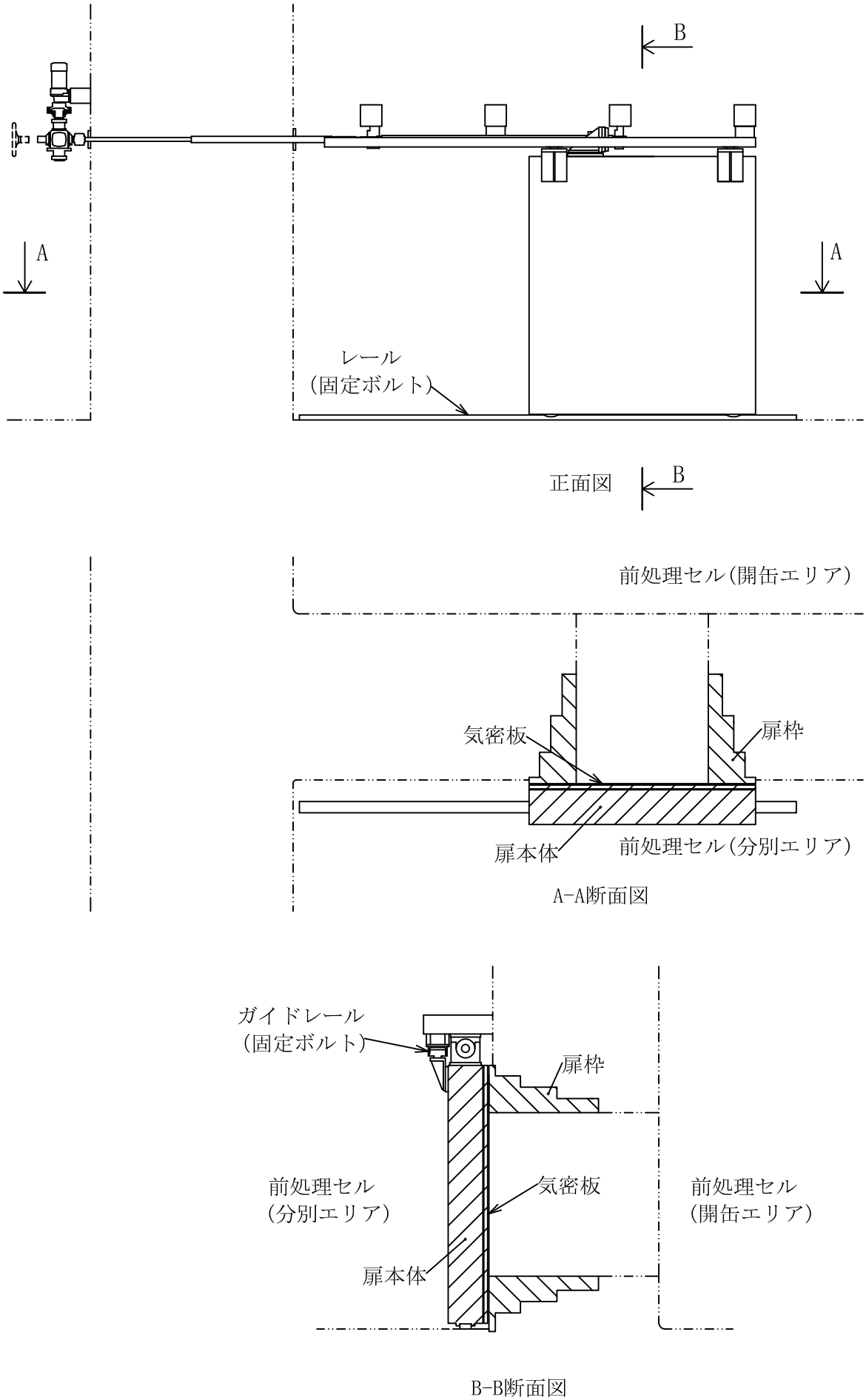

図-190　分別エリア入口扉の概略図

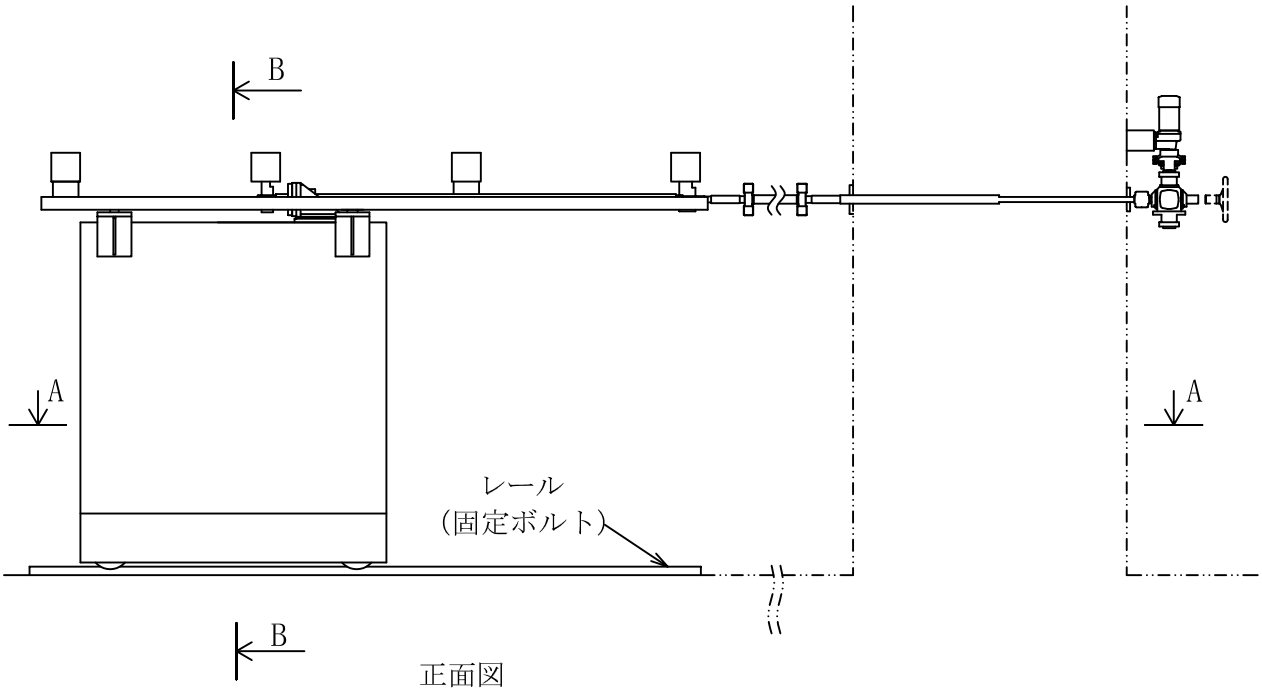

正面図

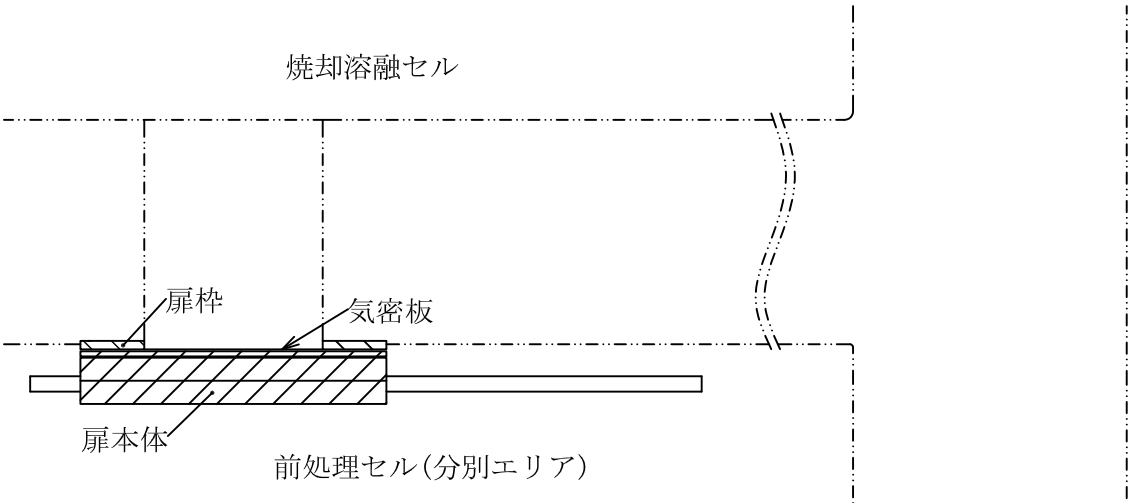

A-A断面図

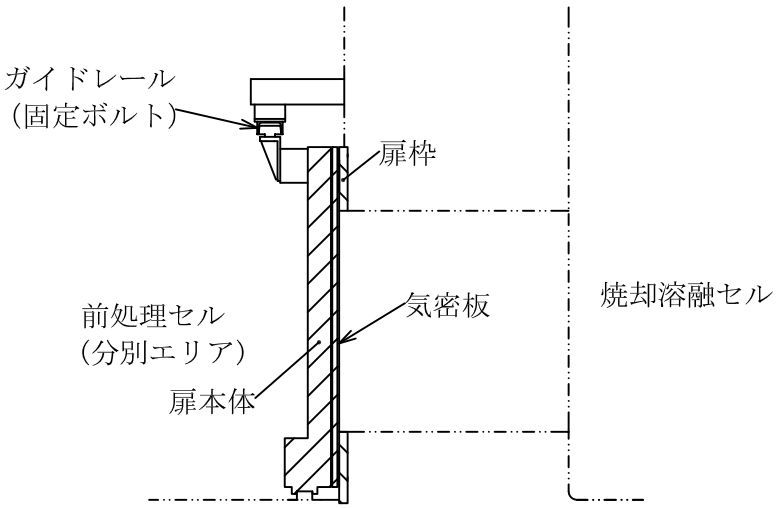

B-B断面図

図-191　分別エリア出口扉の概略図

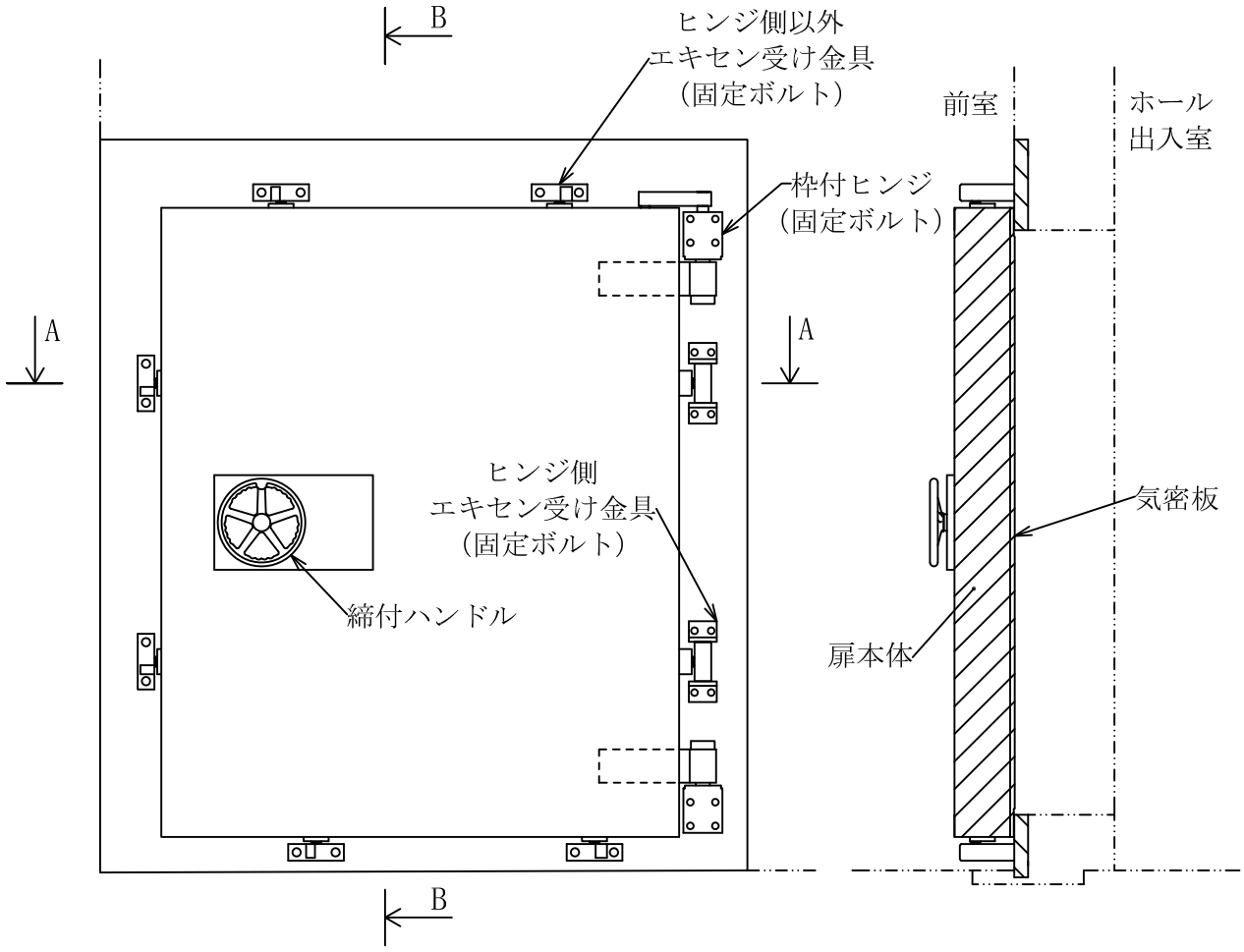

正面図　　B-B断面図

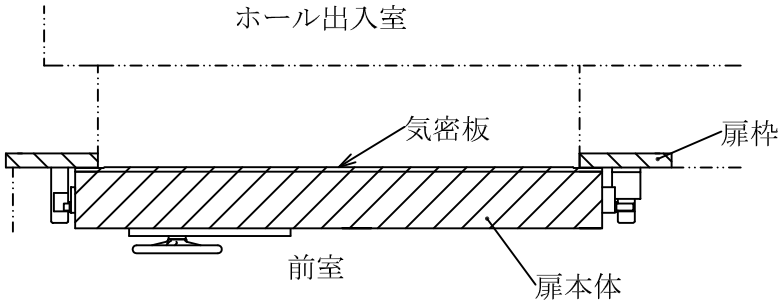

A-A断面図

図-192　ホール出入室扉の概略図

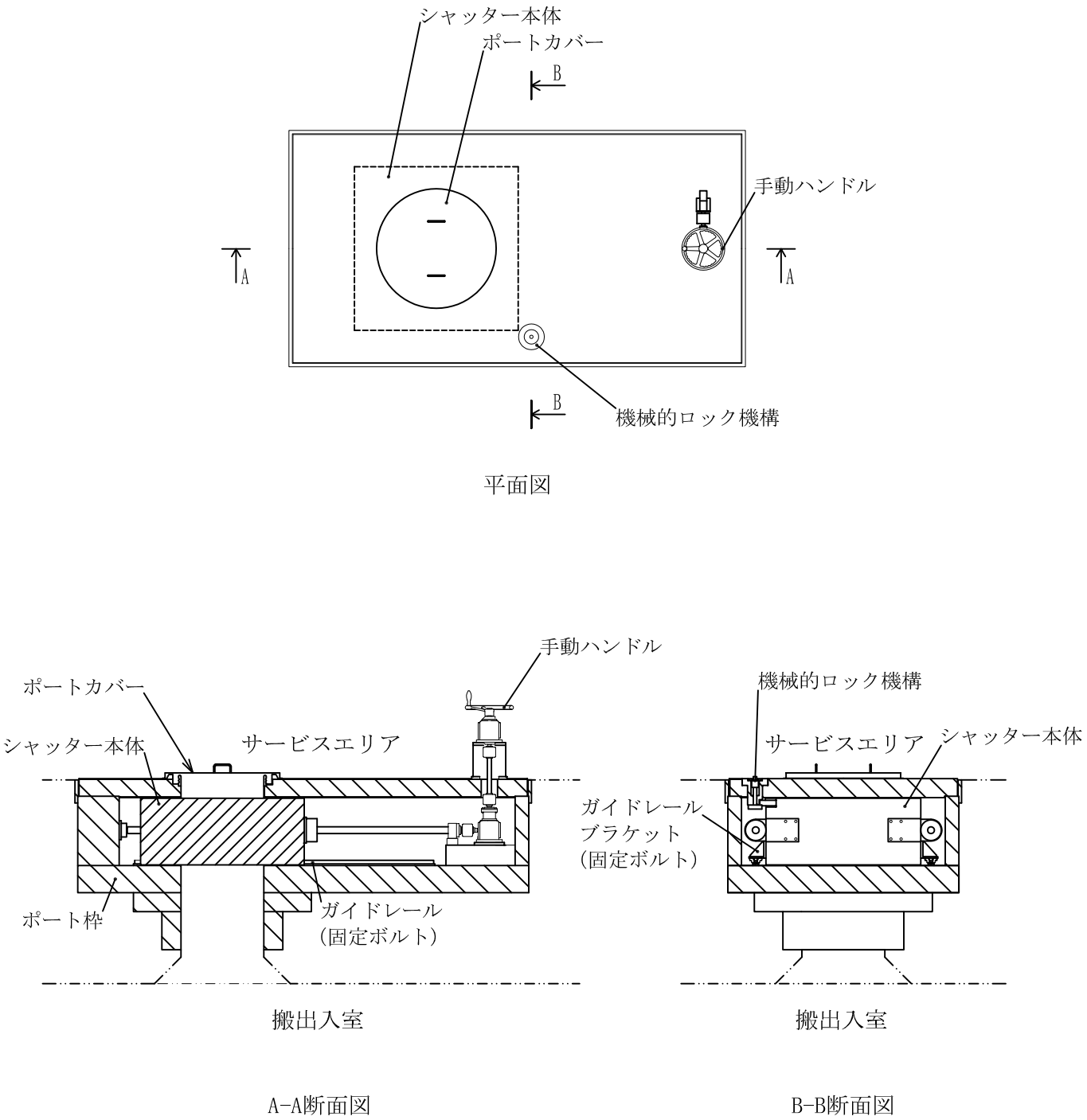

図-193　搬出入室の天井ポート（搬出入室搬出入ポート）の概略図

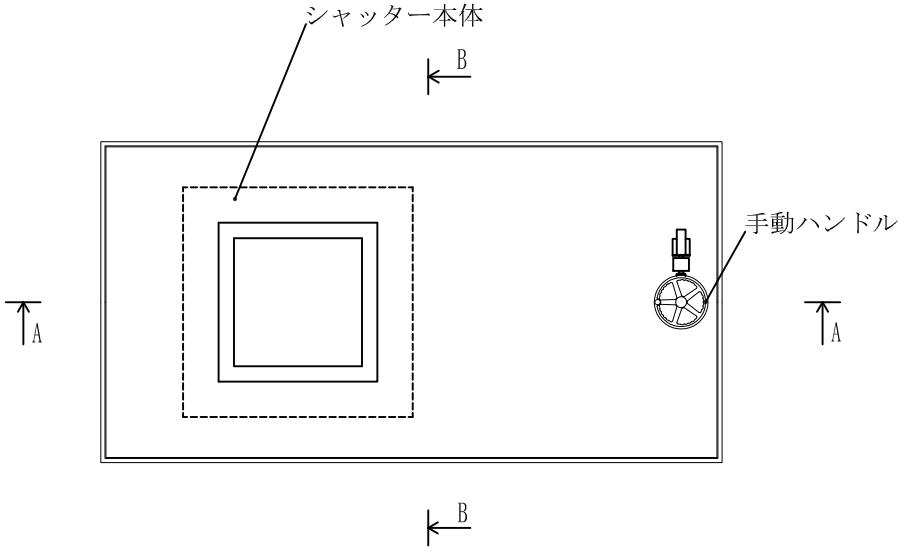

平面図

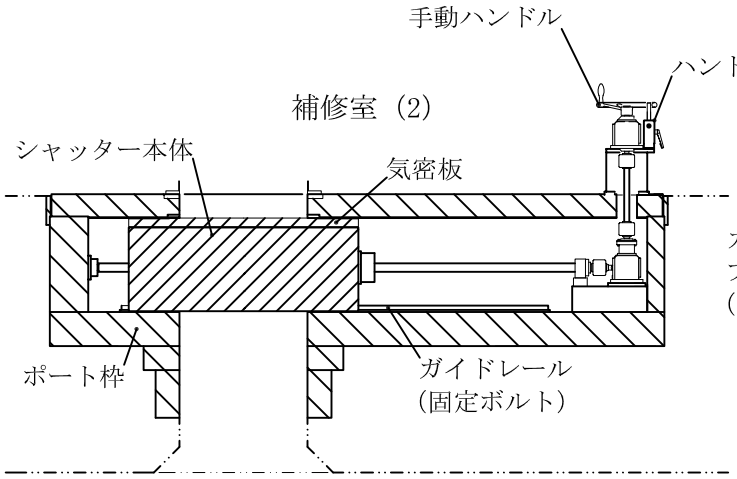

前処理セル（開缶エリア）

A-A断面図

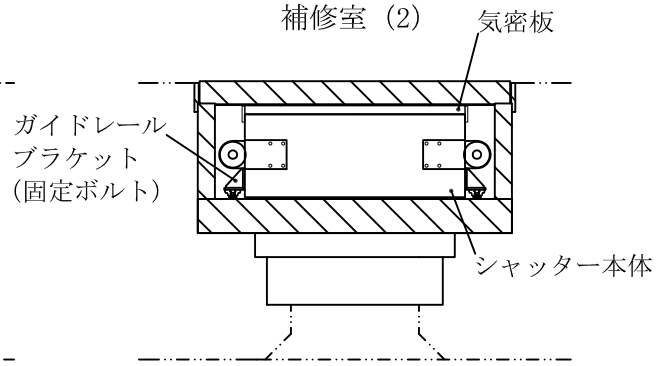

前処理セル（開缶エリア）

B-B断面図

図-194　前処理セル（開缶エリア）の天井ポート（容器搬出ポート）の概略図

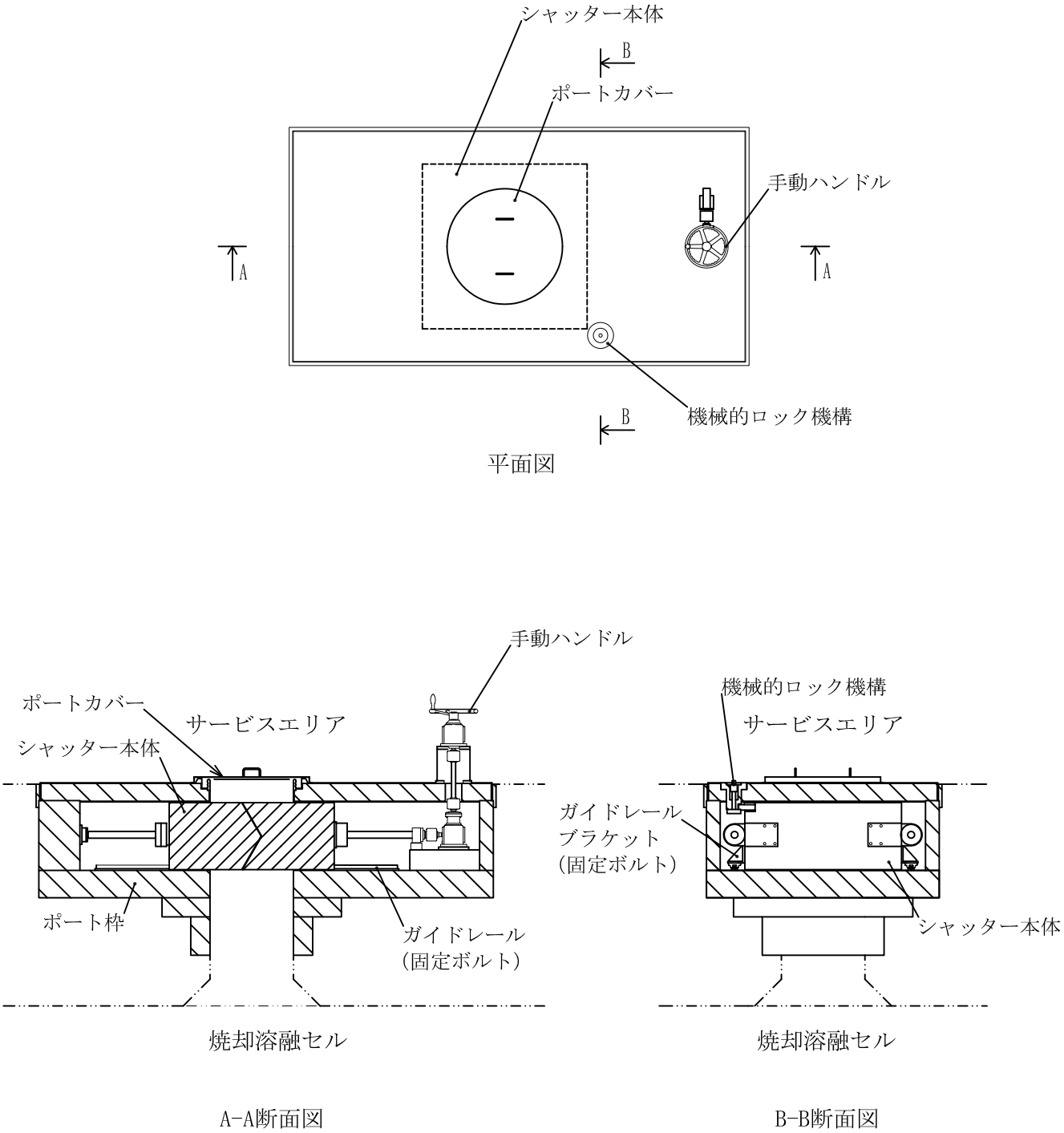

図-195　焼却溶融セルの天井ポート（焼却溶融セル搬出ポート）の概略図

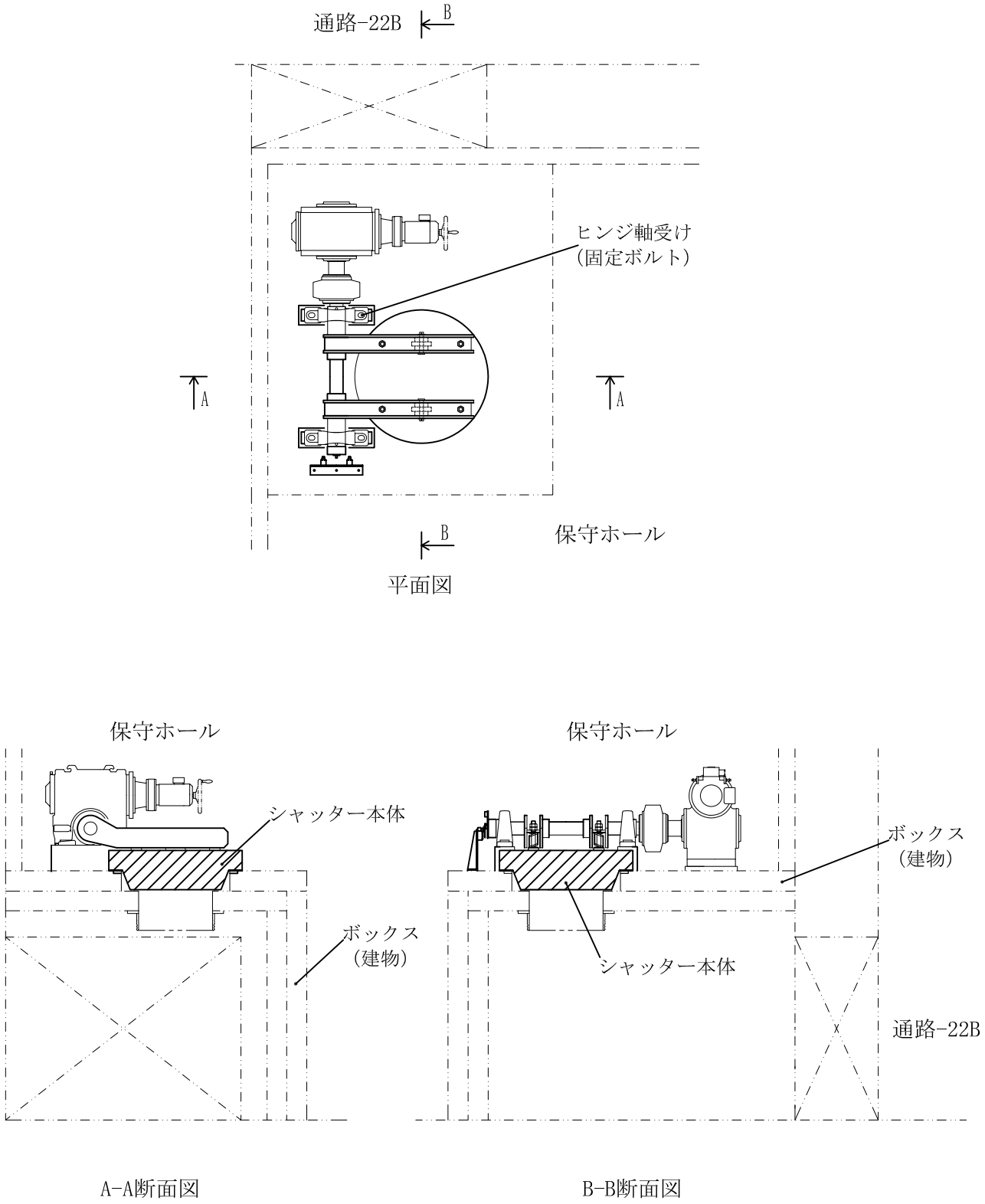

図-196　保守ホールの搬出ポートの概略図

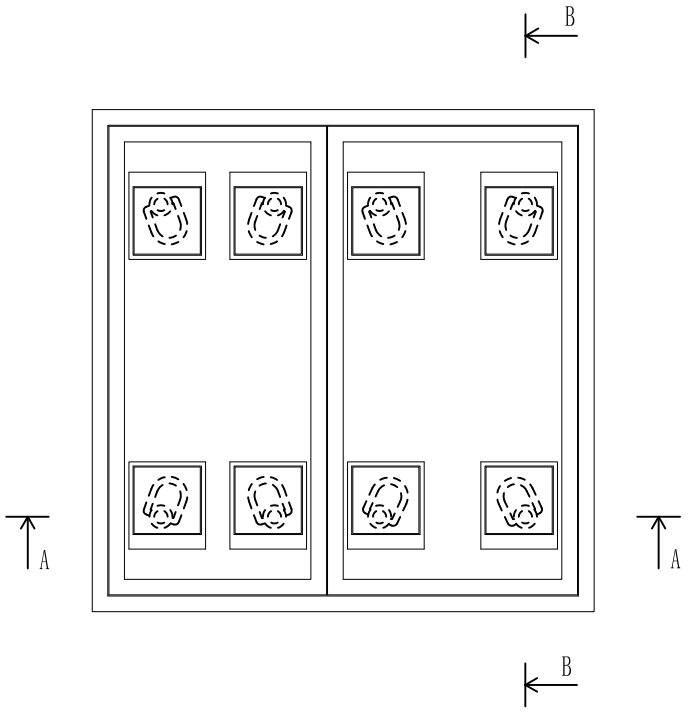

平面図

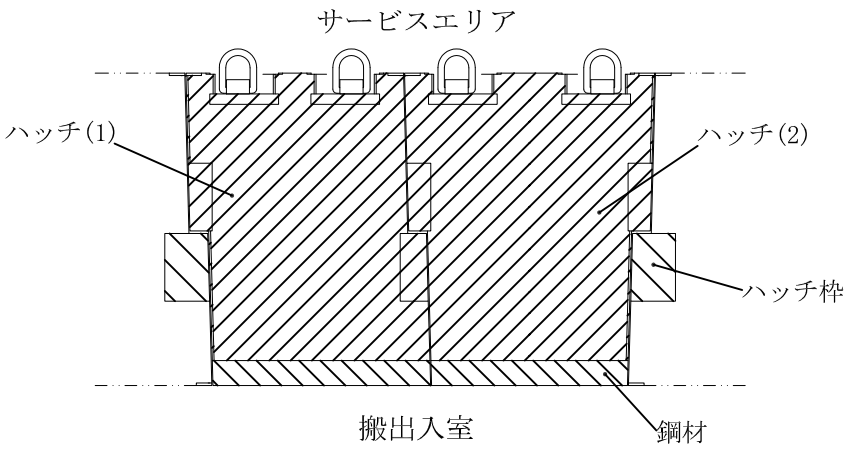

A-A断面図

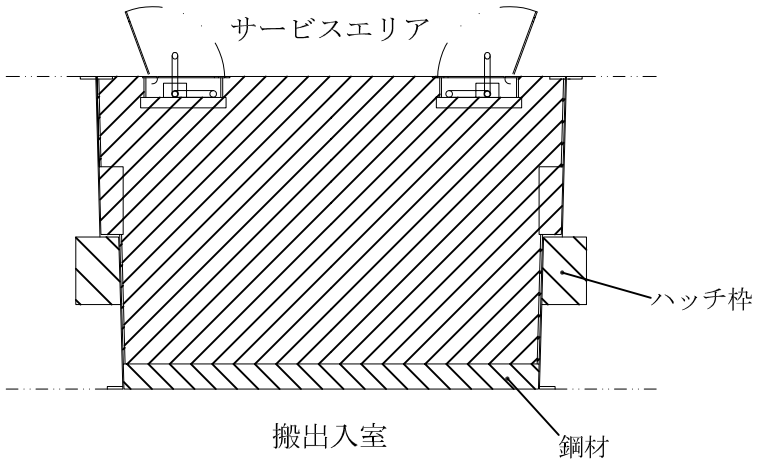

B-B断面図

図-197　搬出入室の天井ハッチの概略図

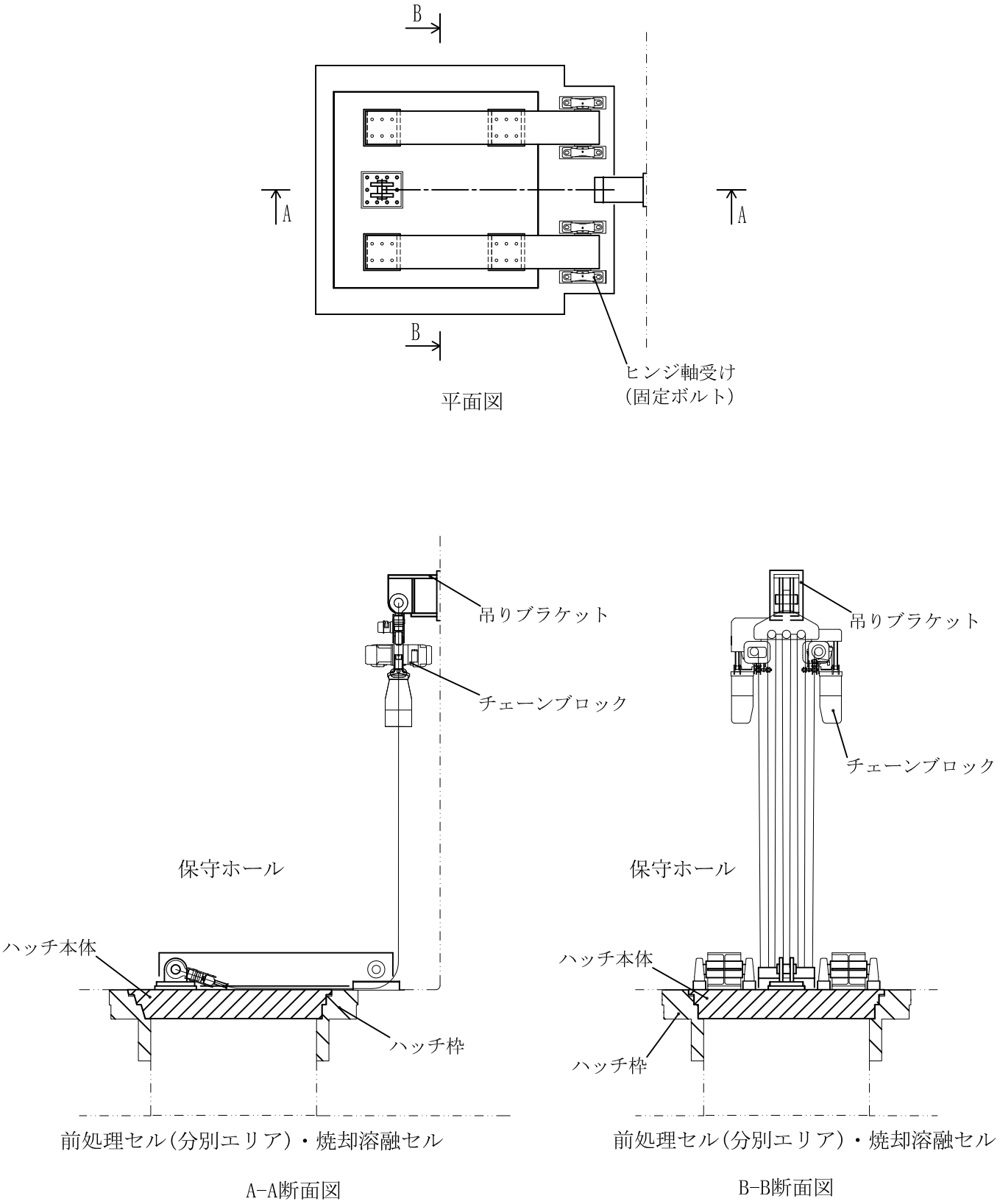

図-198　保守ホールのハッチの概略図

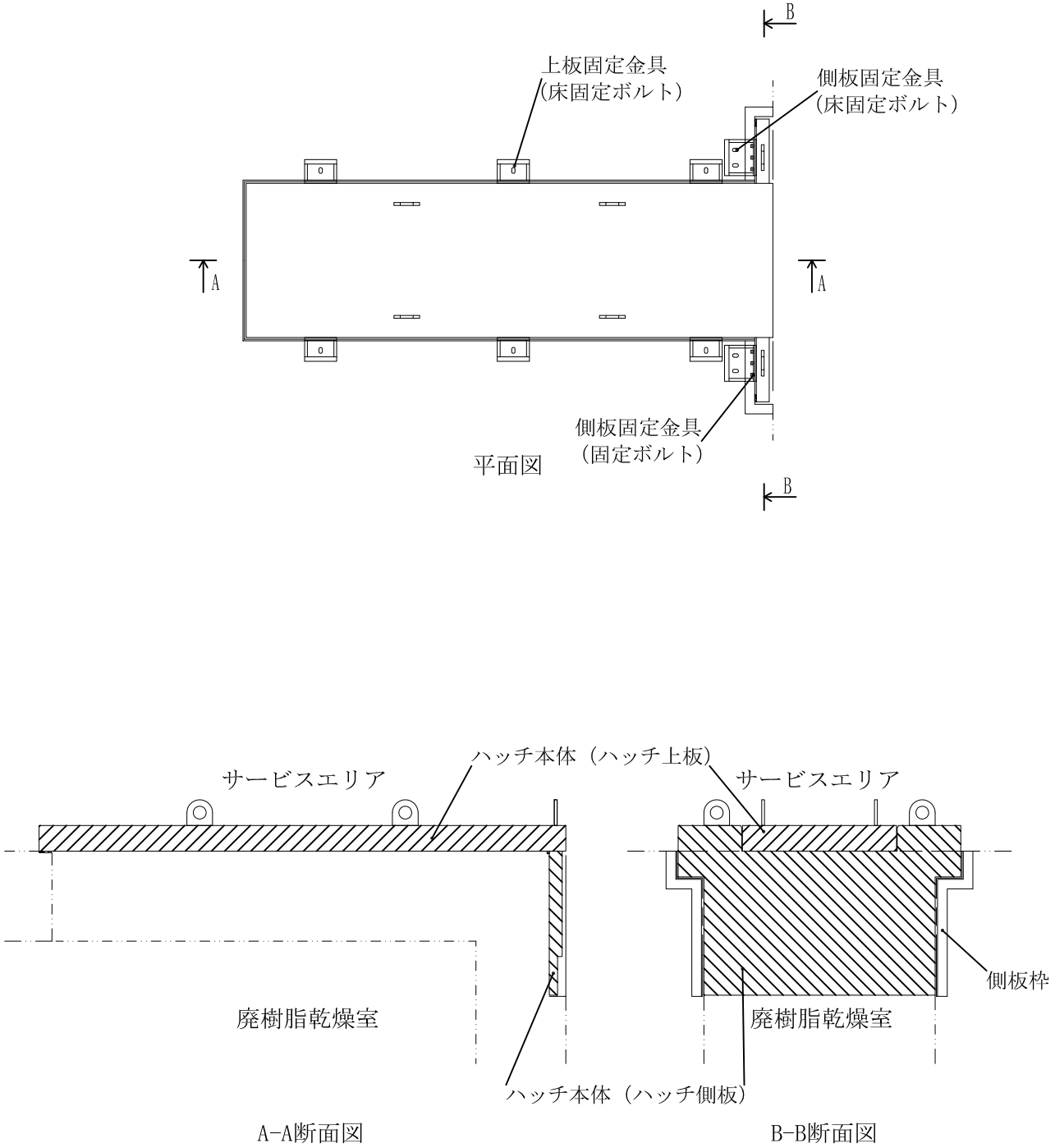

図-199　廃樹脂乾燥室の天井ハッチの概略図

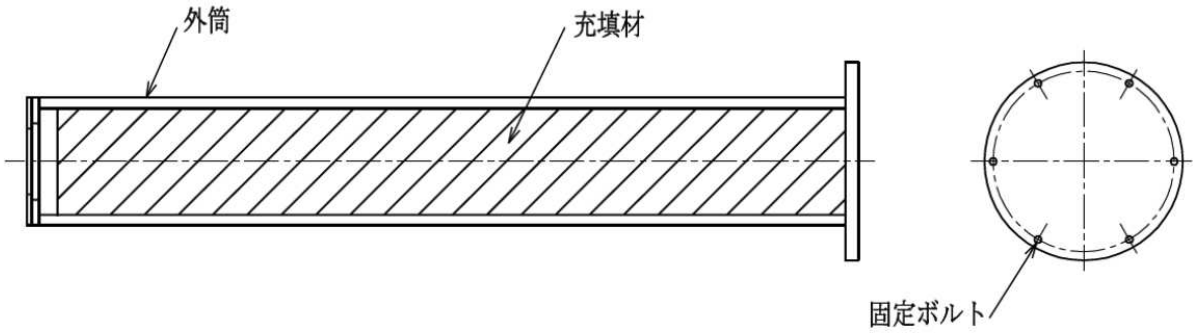

図-200　マニプレータ用プラグの概略図

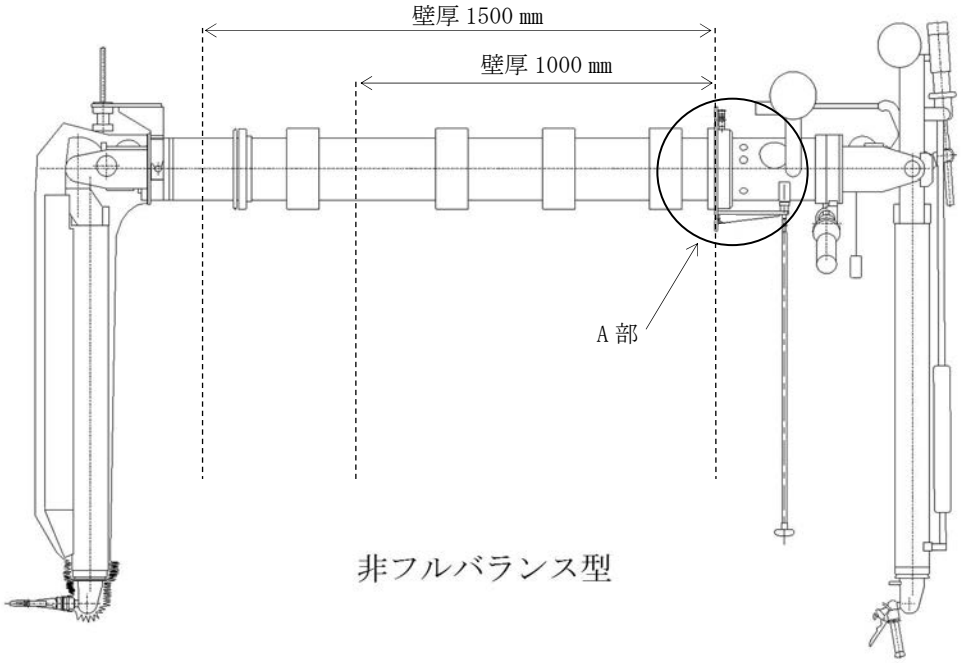

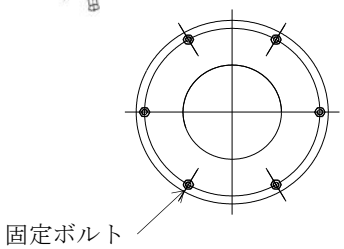

A 部詳細（固定ボルト部）

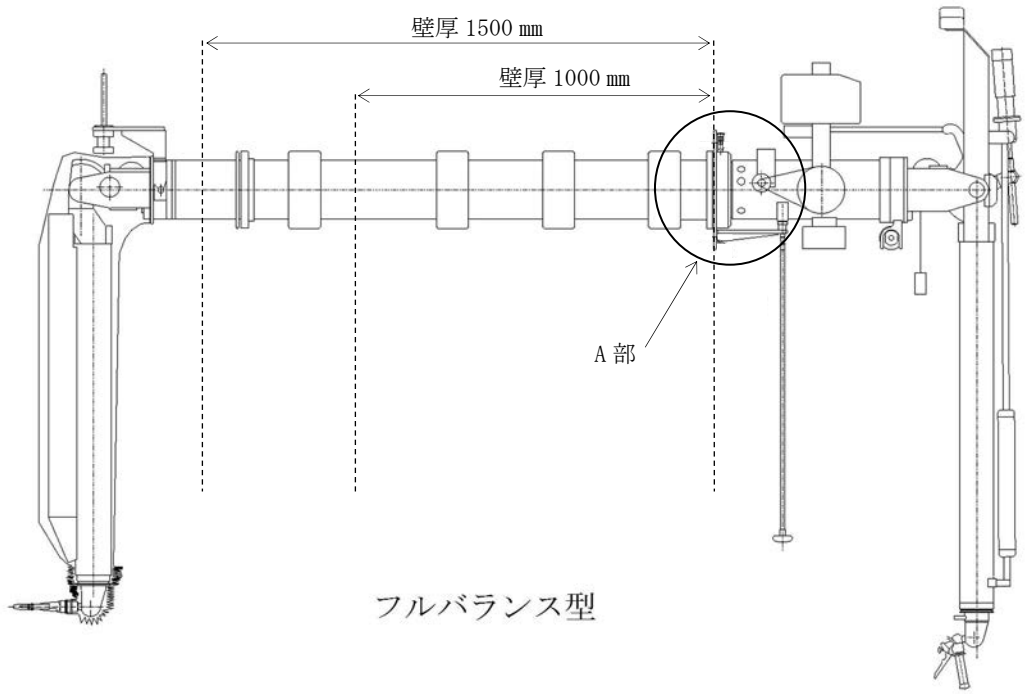

図-201　マニプレータの概略図

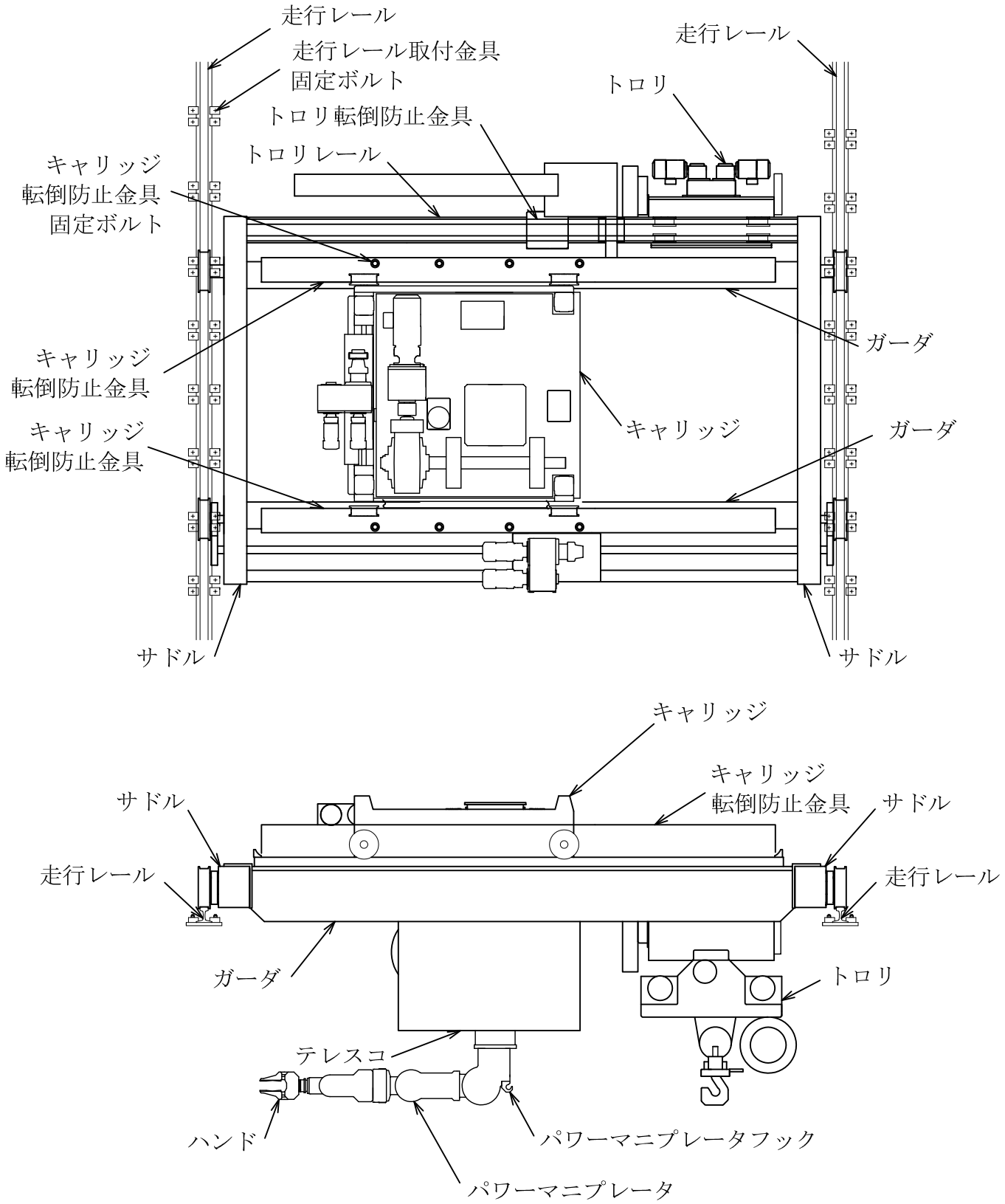

図-202　前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの概略図

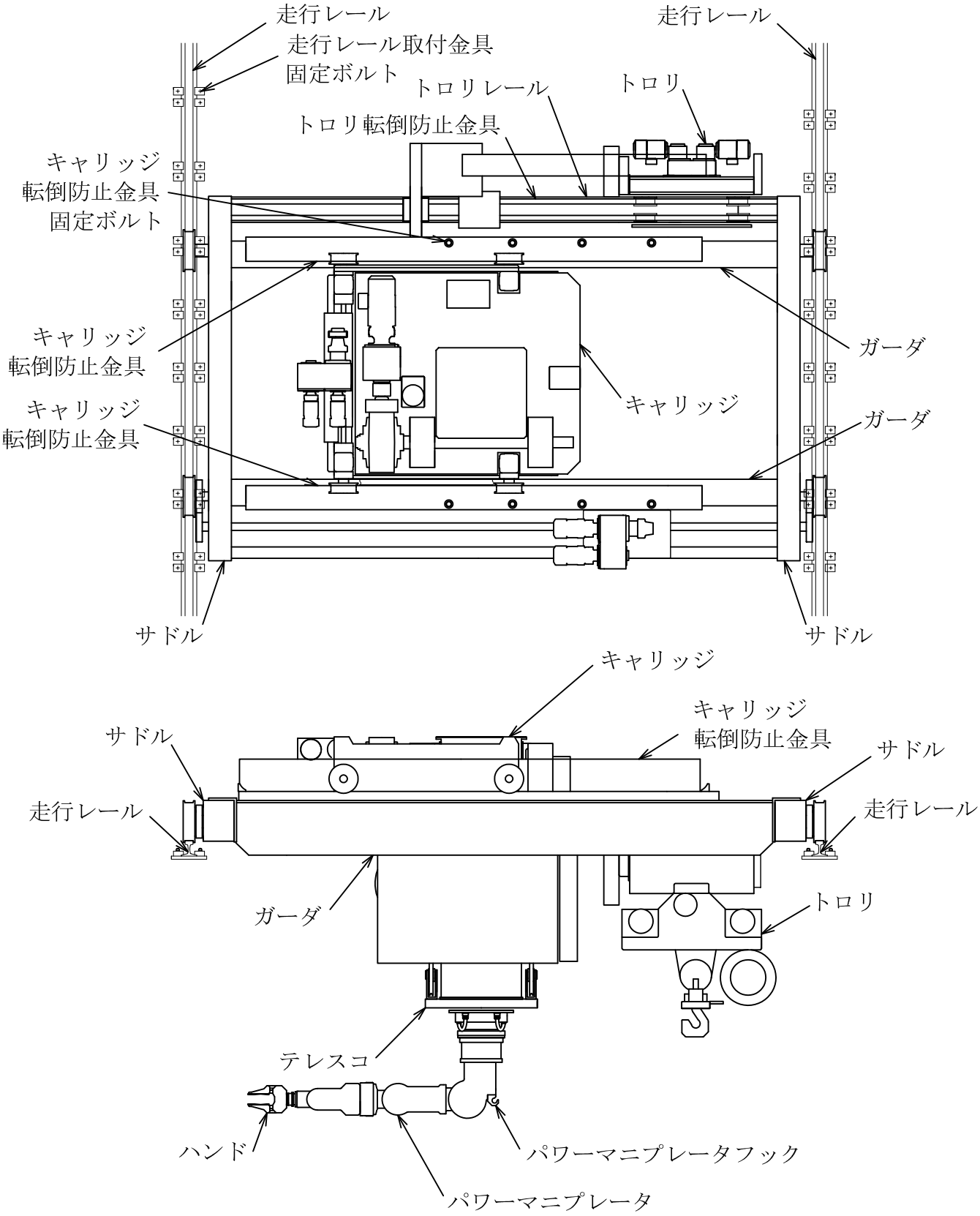

図-203　焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの概略図

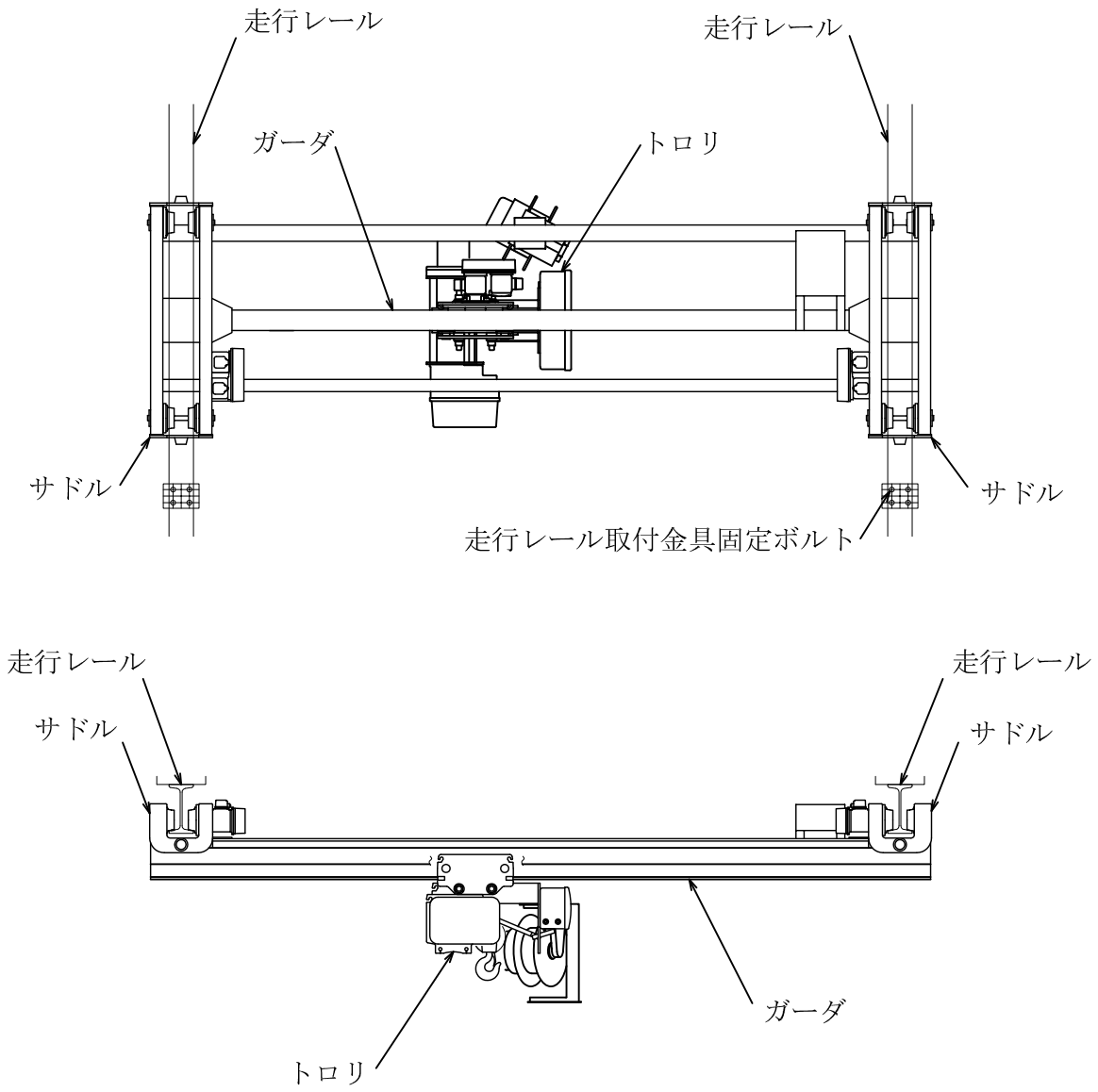

図-204　搬出入室のクレーンの概略図

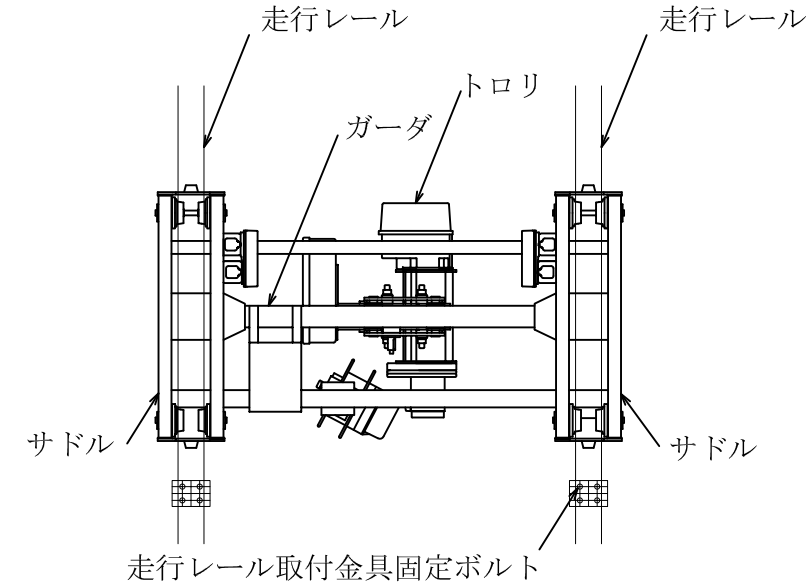

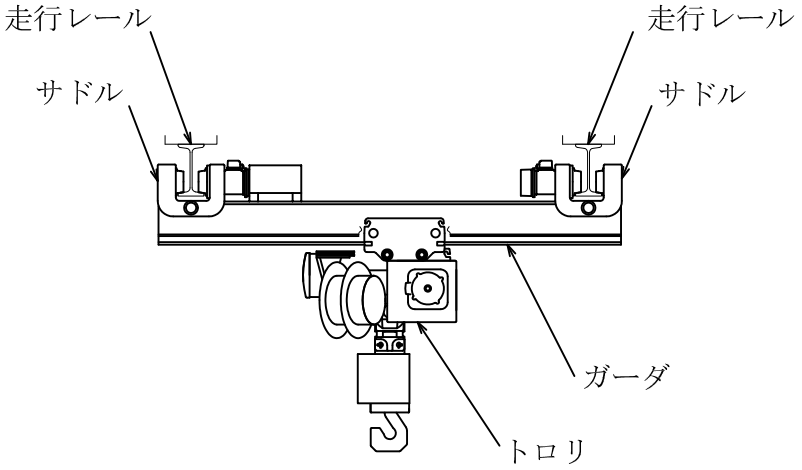

図-205　前処理セル（開缶エリア）のクレーンの概略図

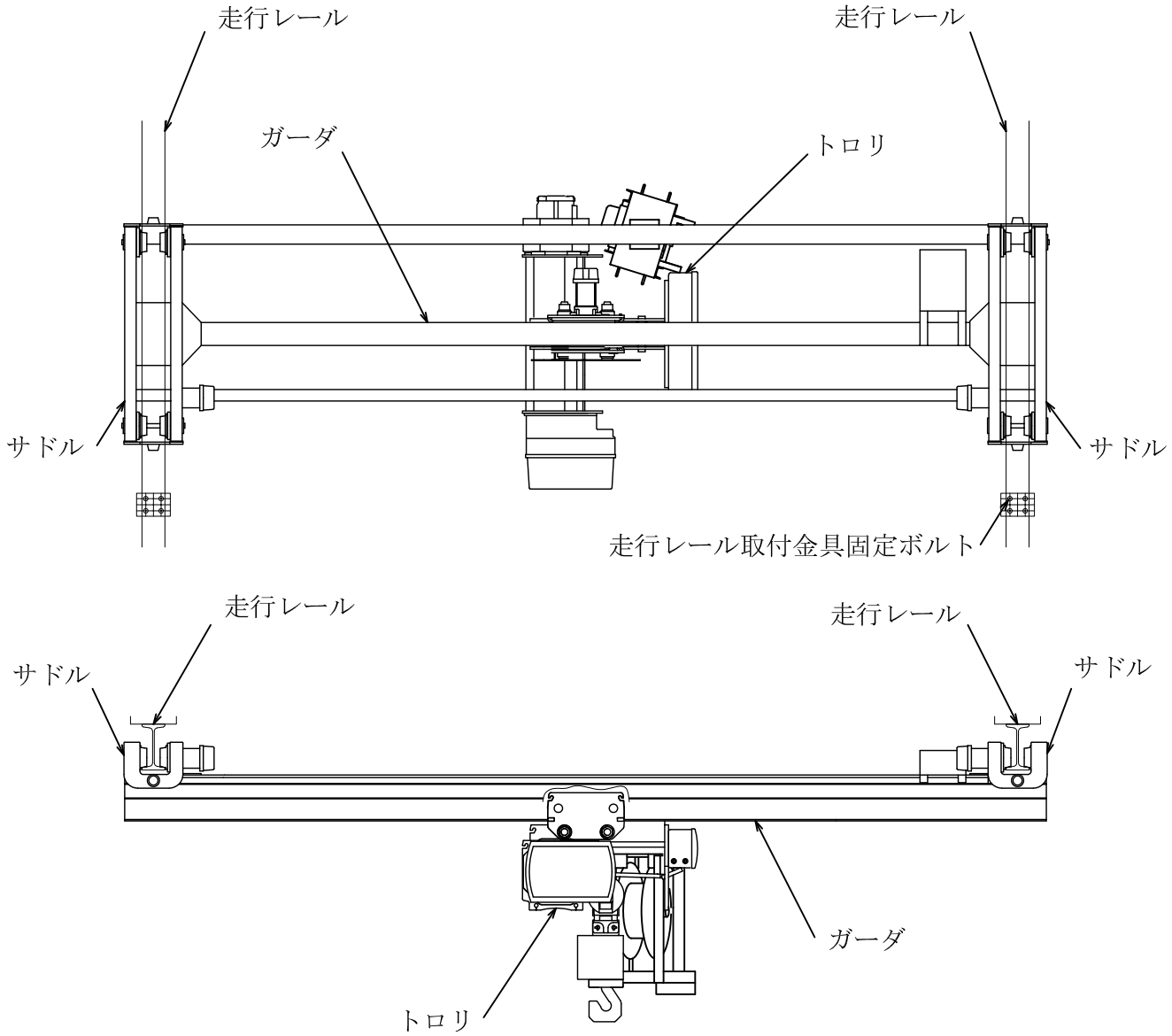

図-206　保守ホールのクレーンの概略図

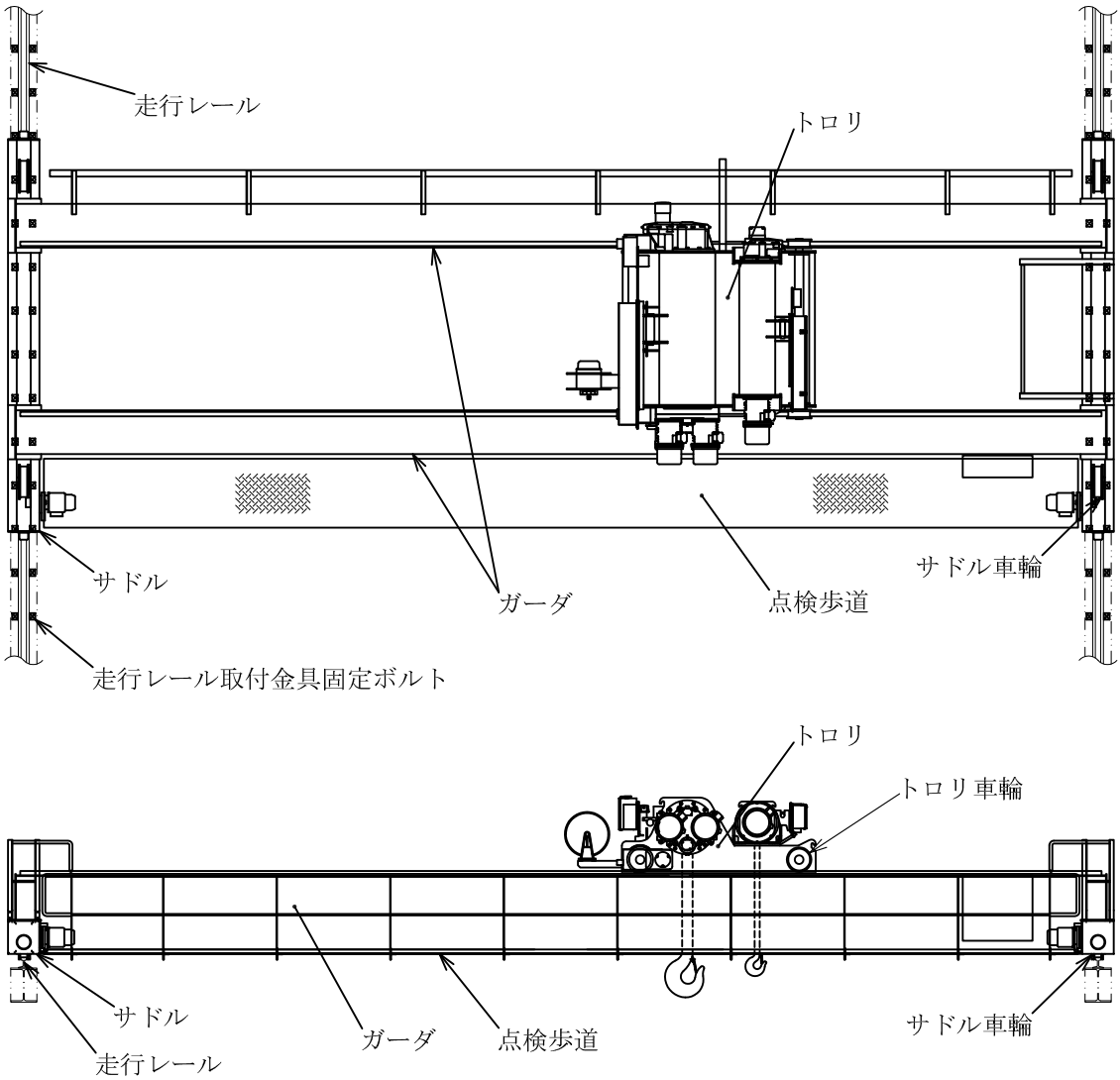

図-207　サービスエリアのサービスエリアクレーンの概略図

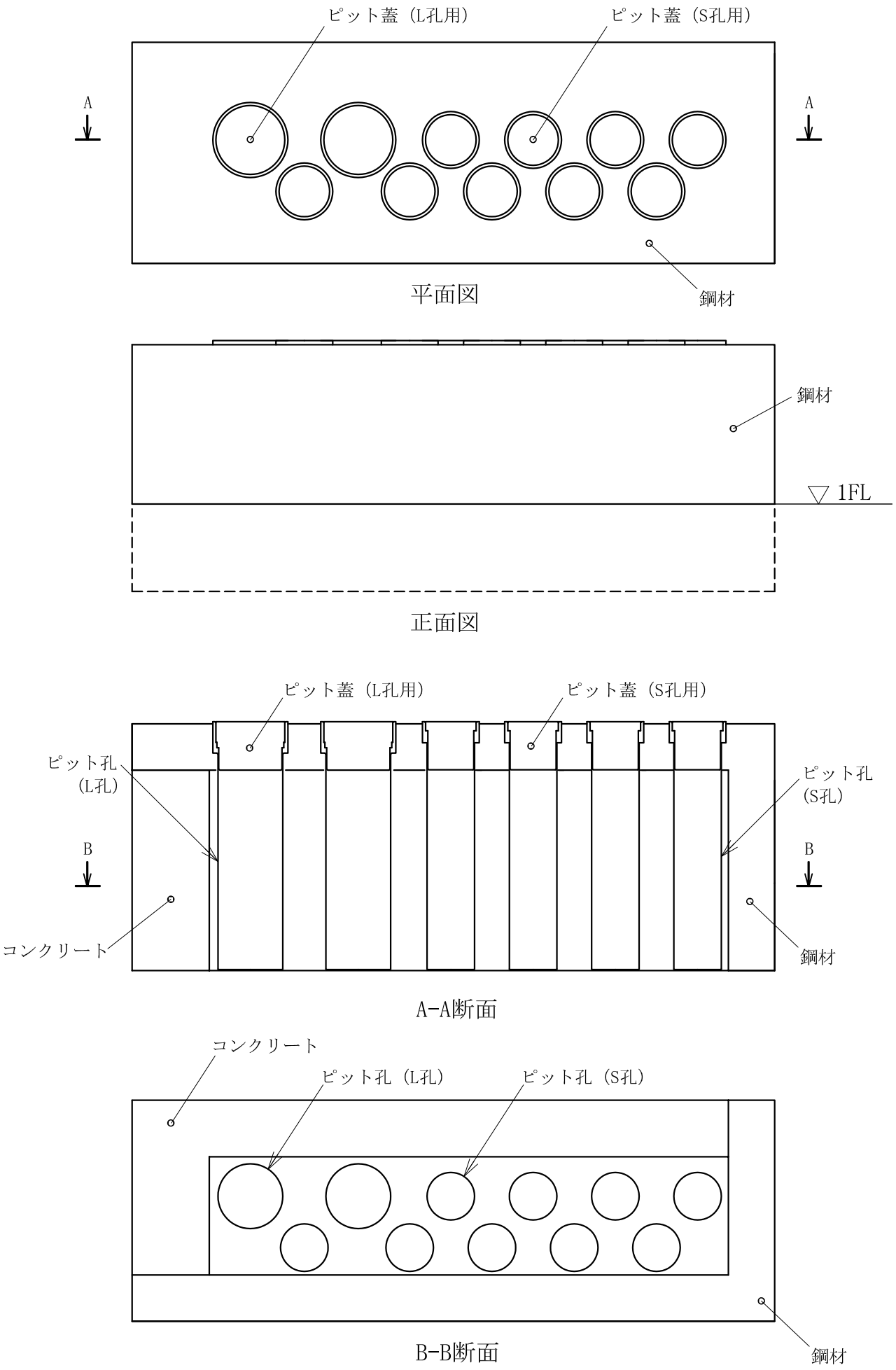

図-208　廃棄物搬出入ピットの概略図

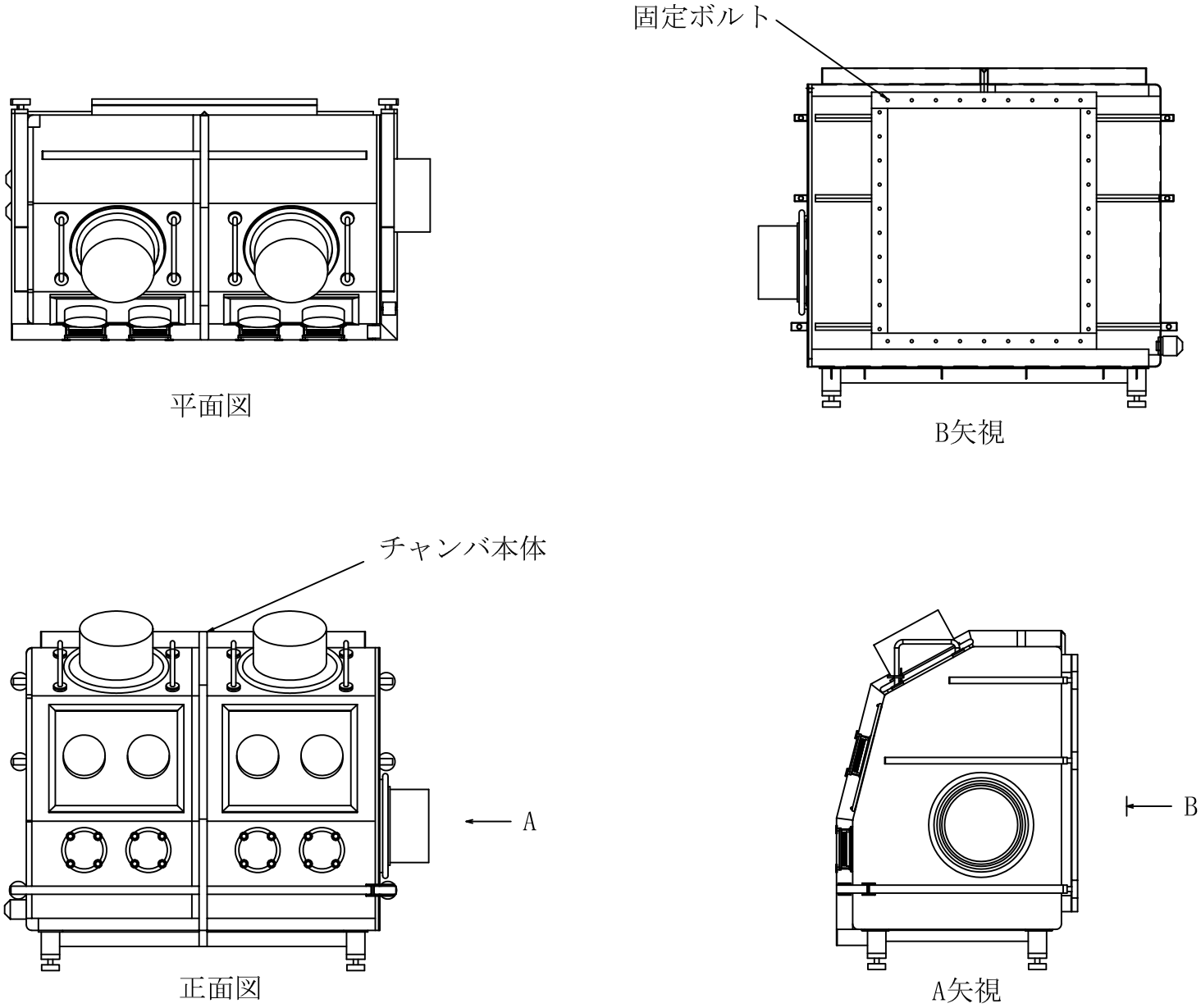

図-209　エアラインスーツ設備の概略図

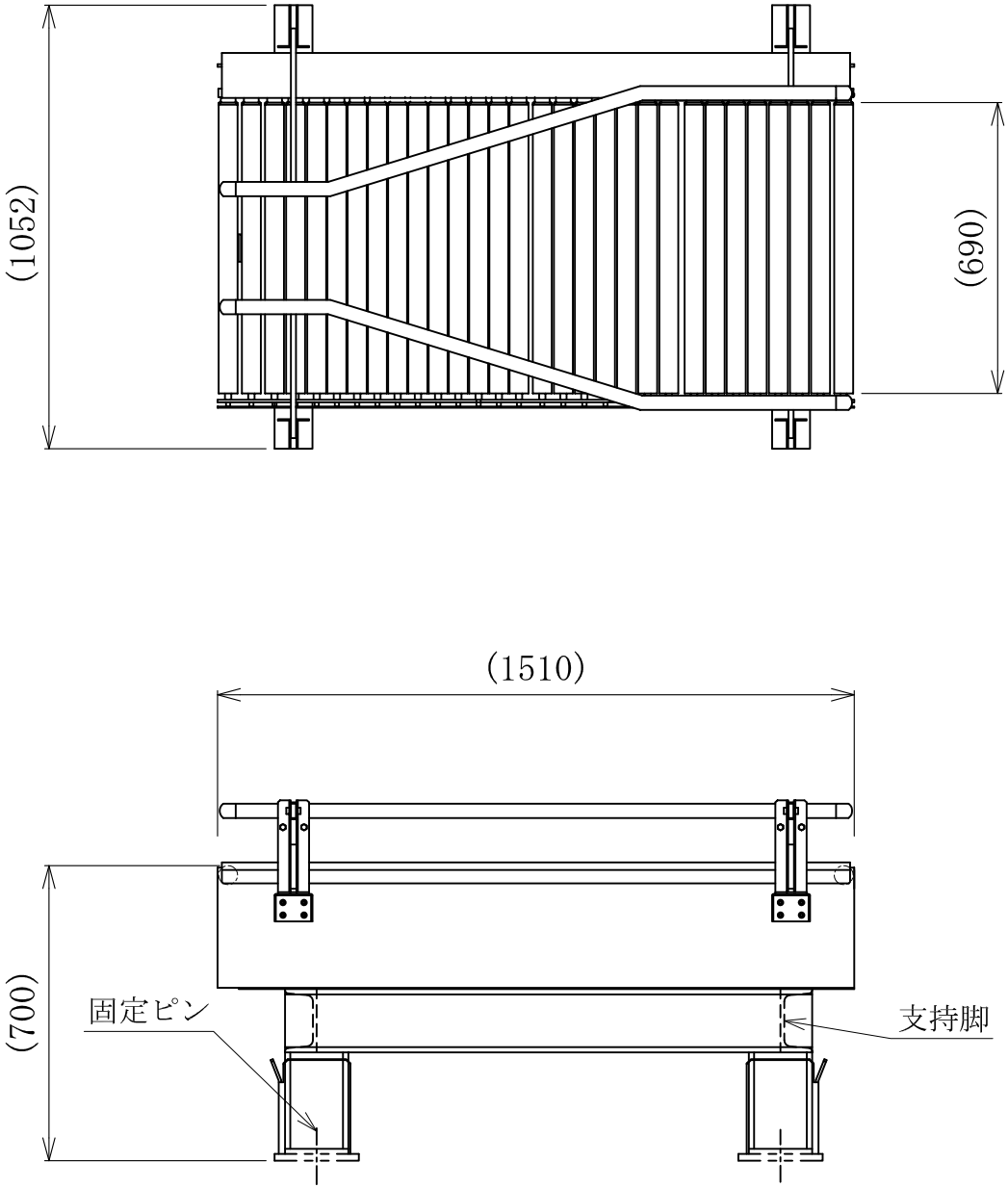

図-210　焼却溶融設備の焼却溶融セルコンベア4の概略図

セル内設置機器

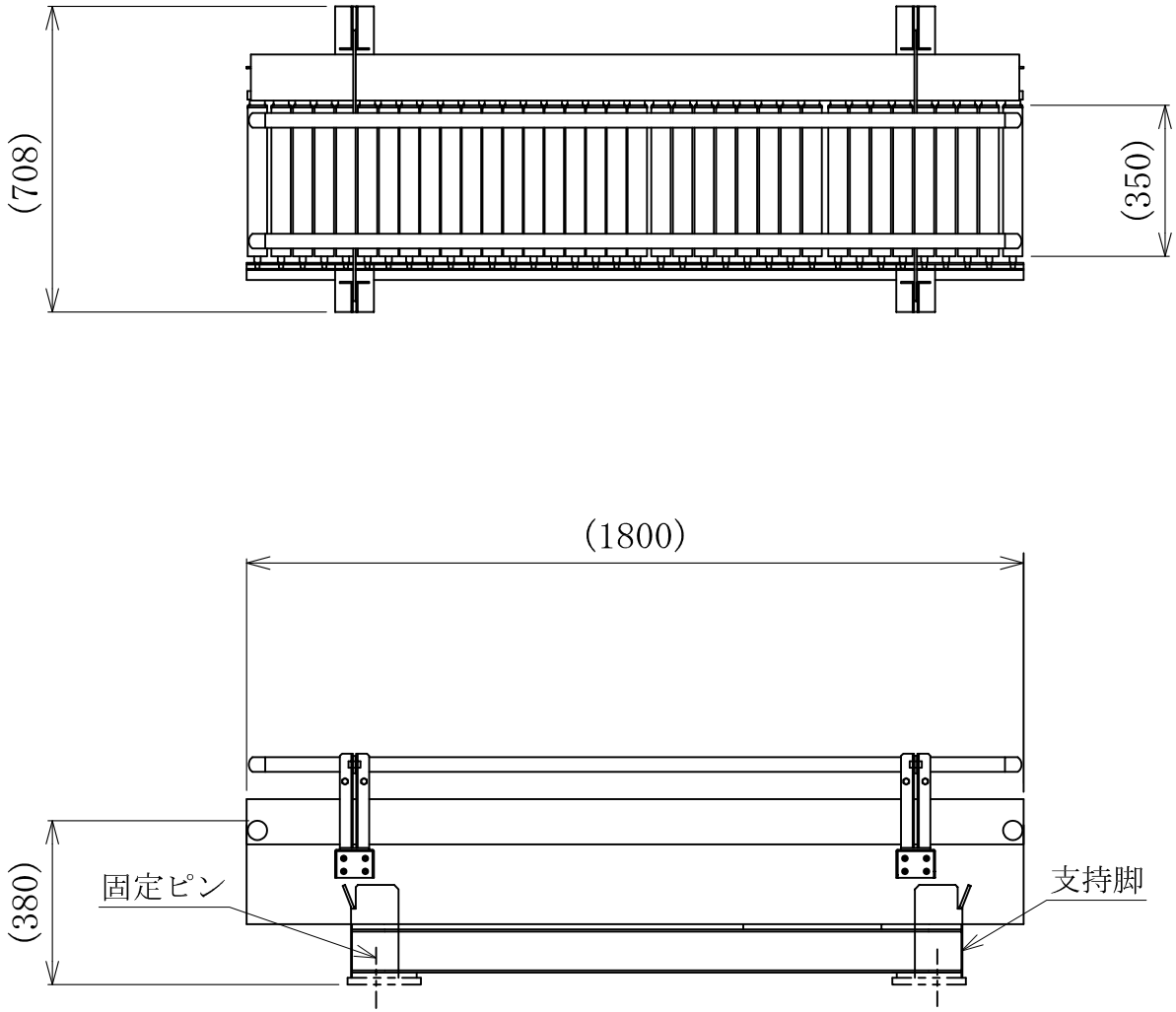

図-211　焼却溶融設備の焼却溶融セルコンベア5の概略図

セル内設置機器

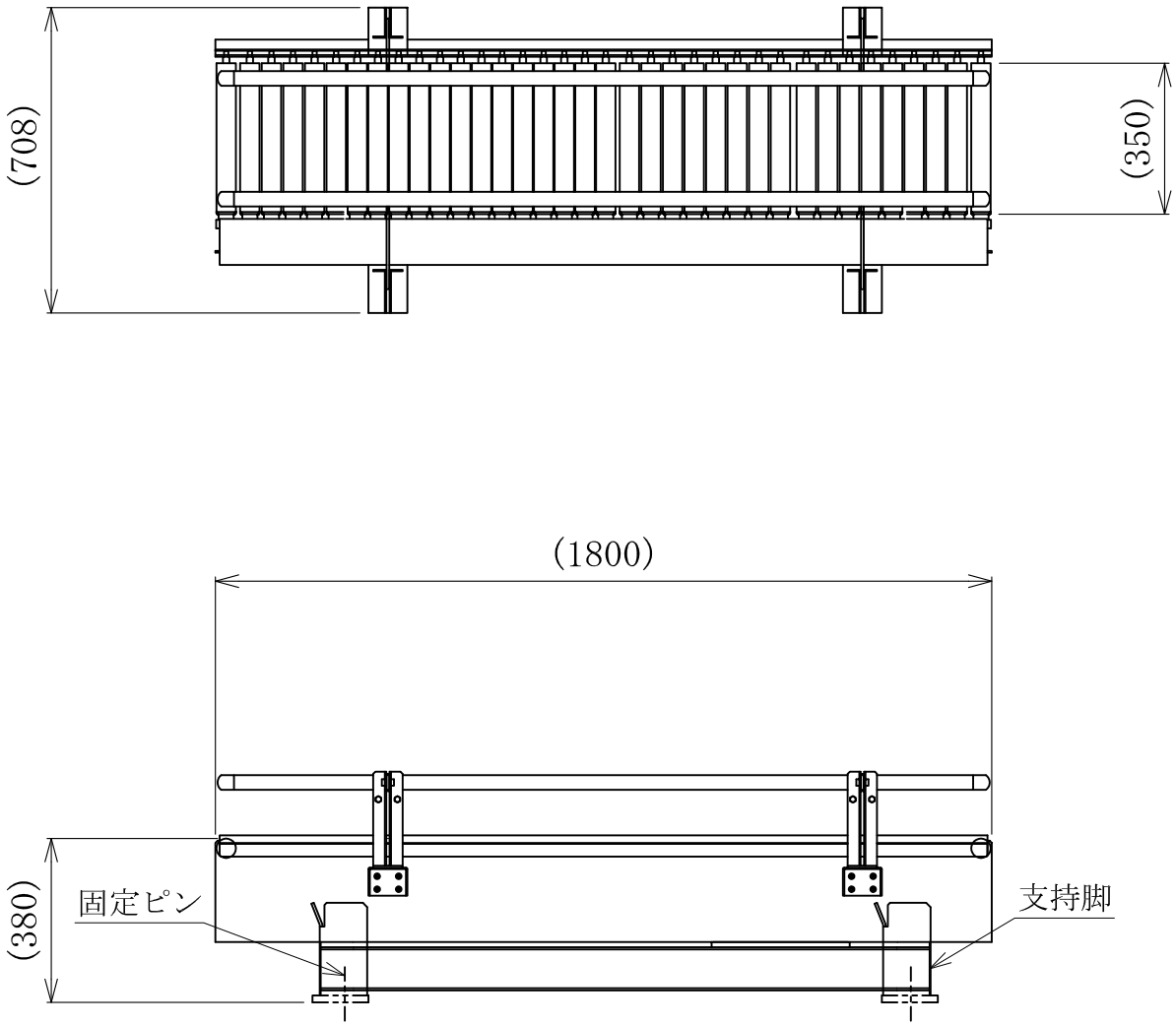

図-212　焼却溶融設備の焼却溶融セルコンベア6の概略図

セル内設置機器

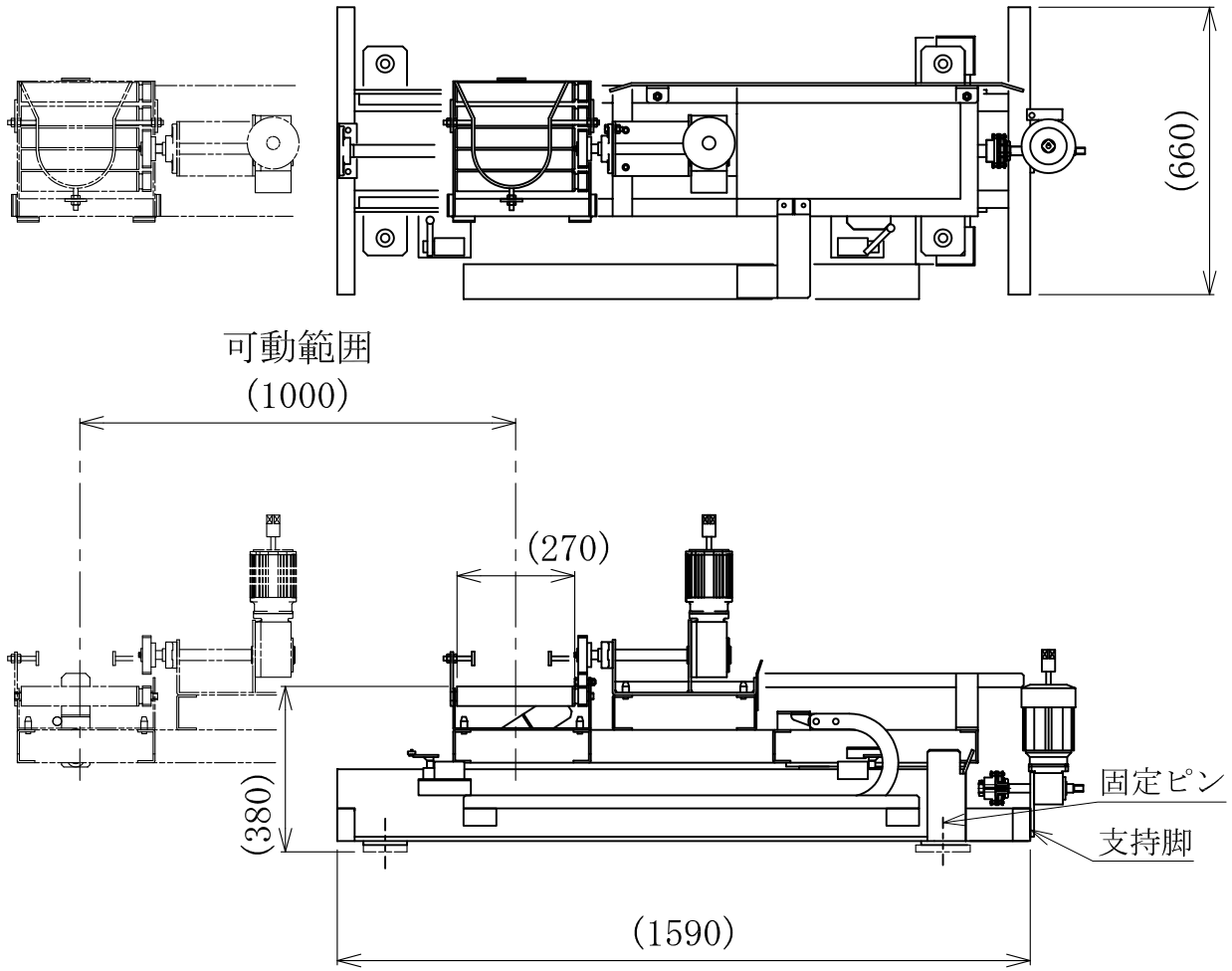

図-213　焼却溶融設備の焼却溶融セルコンベア7の概略図

セル内設置機器

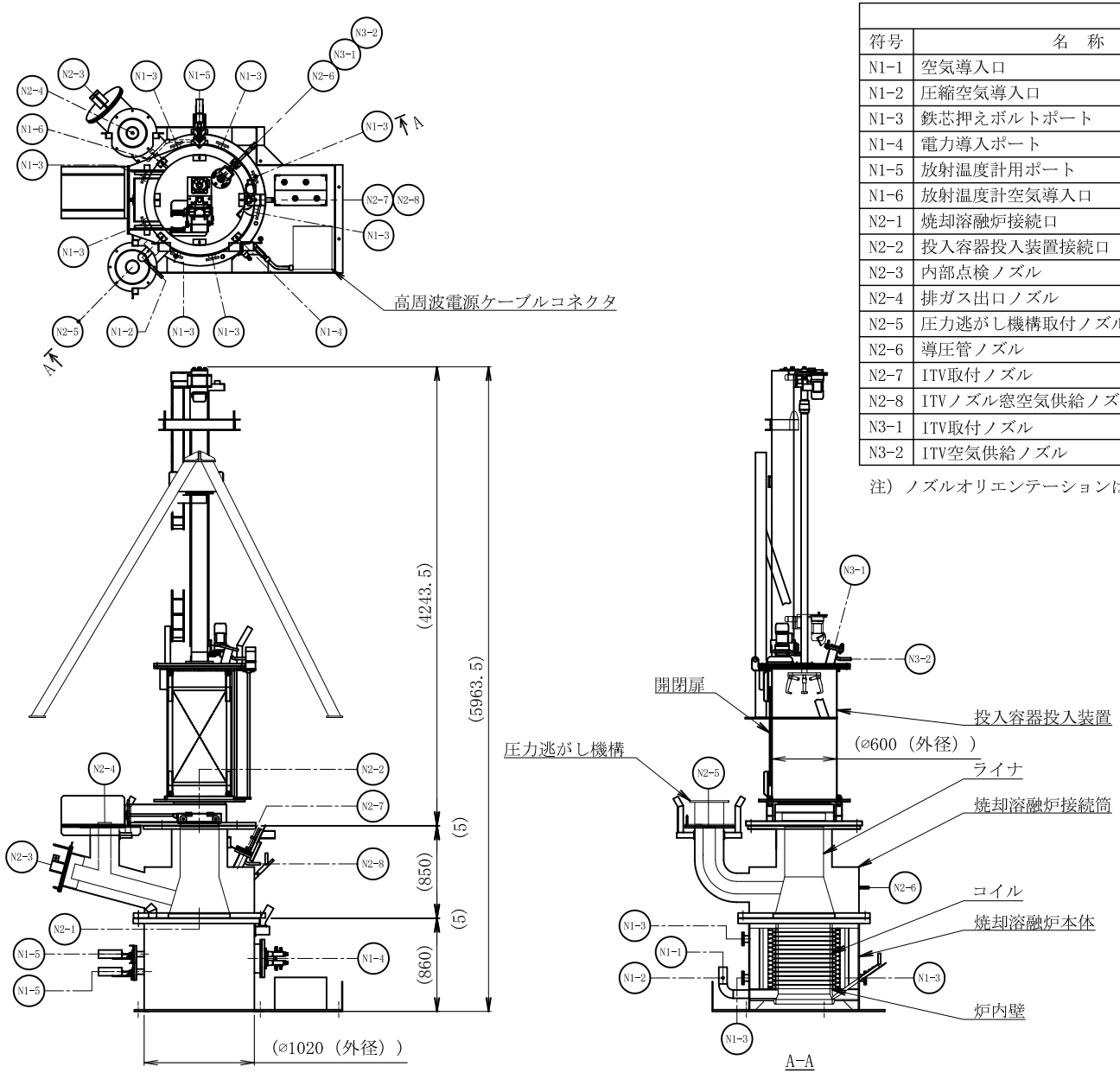

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1-1	空気導入口	65A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-2	圧縮空気導入口	15A×Sch40	SUS304LTP	
N1-3	鉄芯押えボルトポート	50A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-4	電力導入ポート	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-5	放射温度計用ポート	40A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-6	放射温度計空気導入口	15A×Sch40	SUS304LTP	
N2-1	焼却溶融炉接続口	ID1000×t8	SUS304L	
N2-2	投入容器投入装置接続口	ID500×t8	SUS304L	
N2-3	内部点検ノズル	300A×Shch20S	SUS304LTP	
N2-4	排ガス出口ノズル	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-5	圧力逃がし機構取付ノズル	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-6	導圧管ノズル	15A×Sch40	SUS304LTP	
N2-7	ITV取付ノズル	65A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-8	ITVノズル窓空気供給ノズル	15A×Sch40	SUS304LTP	
N3-1	ITV取付ノズル	65A×Sch20S	SUS304TP	
N3-2	ITV空気供給ノズル	15A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

セル内設置機器

図-214　焼却溶融設備の焼却溶融炉の全体概略図

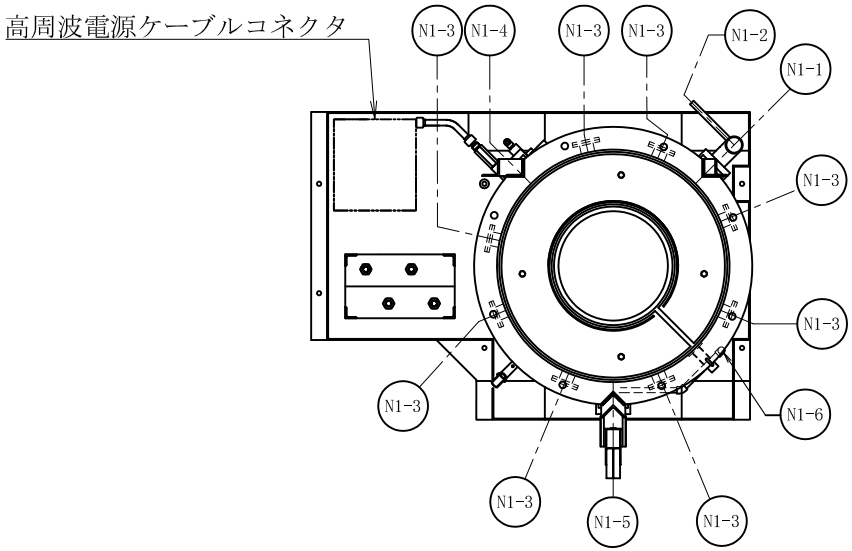

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1-1	空気導入口	65A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-2	圧縮空気導入口	15A×Sch40	SUS304LTP	
N1-3	鉄芯押えボルトポート	50A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-4	電力導入ポート	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-5	放射温度計用ポート	40A×Sch20S	SUS304LTP	
N1-6	放射温度計空気導入口	15A×Sch40	SUS304LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

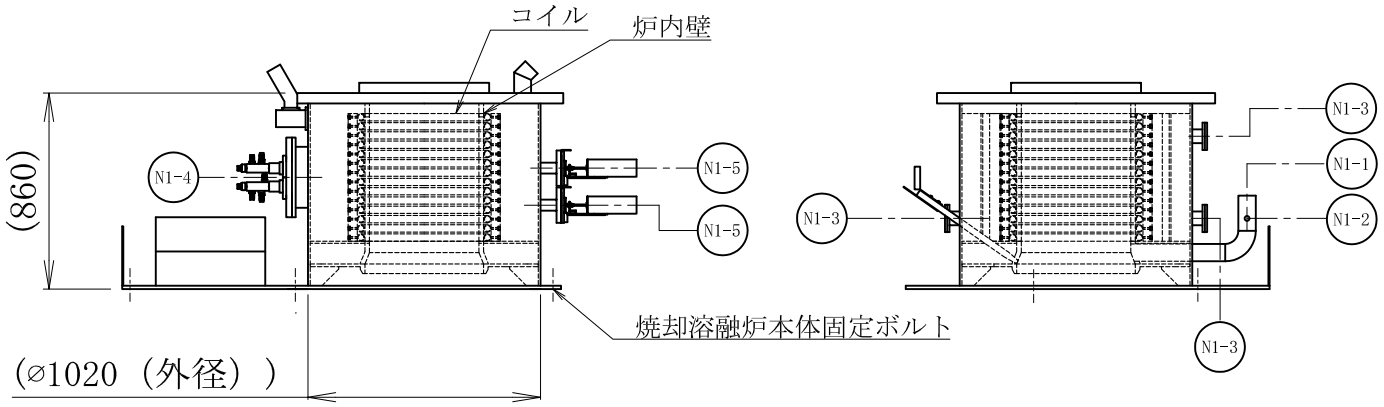

セル内設置機器

図-215　焼却溶融設備の焼却溶融炉本体の概略図

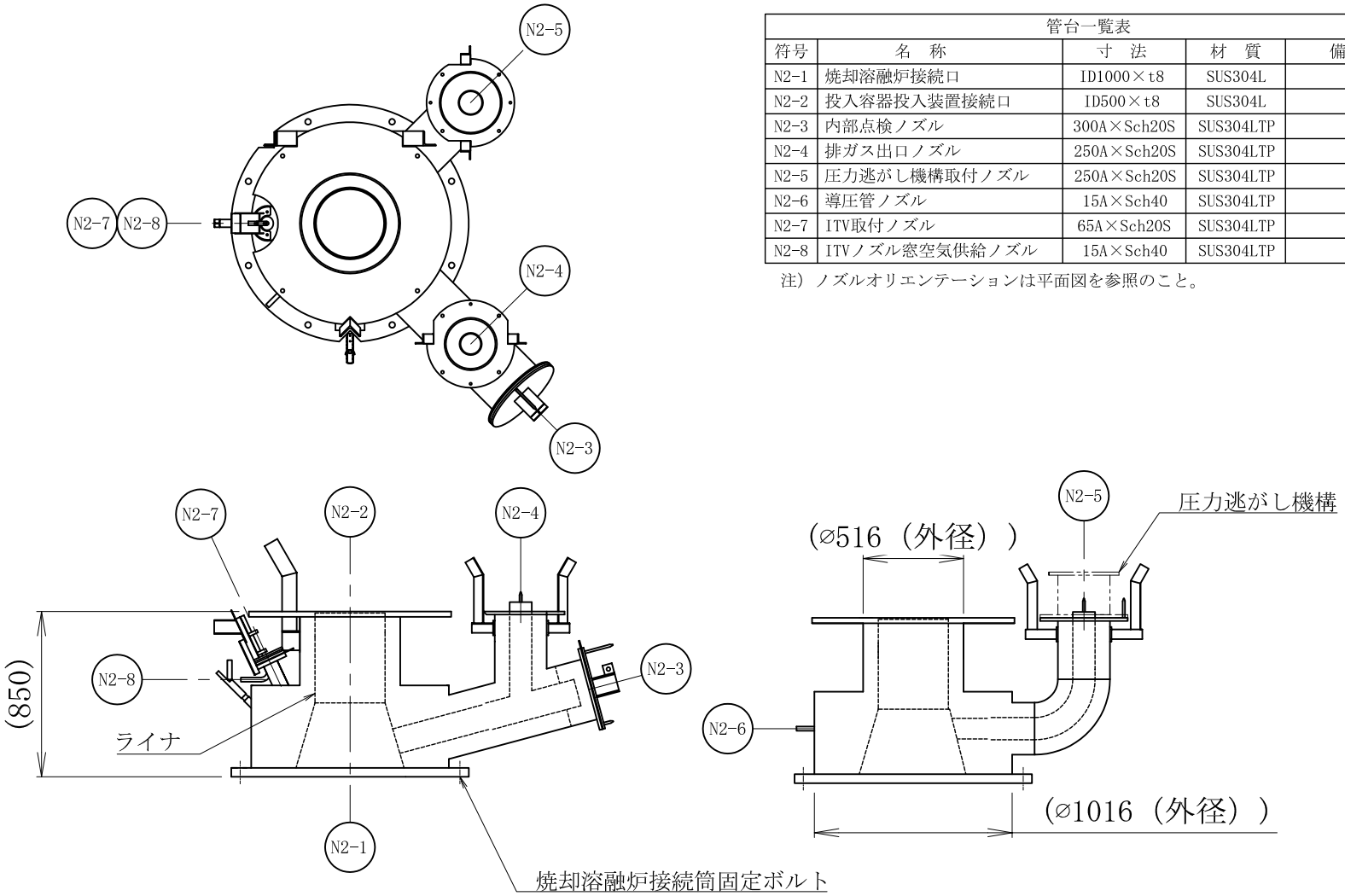

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N2-1	焼却溶融炉接続口	ID1000×t8	SUS304L	
N2-2	投入容器投入装置接続口	ID500×t8	SUS304L	
N2-3	内部点検ノズル	300A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-4	排ガス出口ノズル	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-5	圧力逃がし機構取付ノズル	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-6	導圧管ノズル	15A×Sch40	SUS304LTP	
N2-7	ITV取付ノズル	65A×Sch20S	SUS304LTP	
N2-8	ITVノズル窓空気供給ノズル	15A×Sch40	SUS304LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

セル内設置機器

図-216　焼却溶融設備の焼却溶融炉接続筒の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N3-1	ITV取付ノズル	65A×Sch20S	SUS304TP	
N3-2	ITV空気供給ノズル	15A×Sch40	SUS304TP	

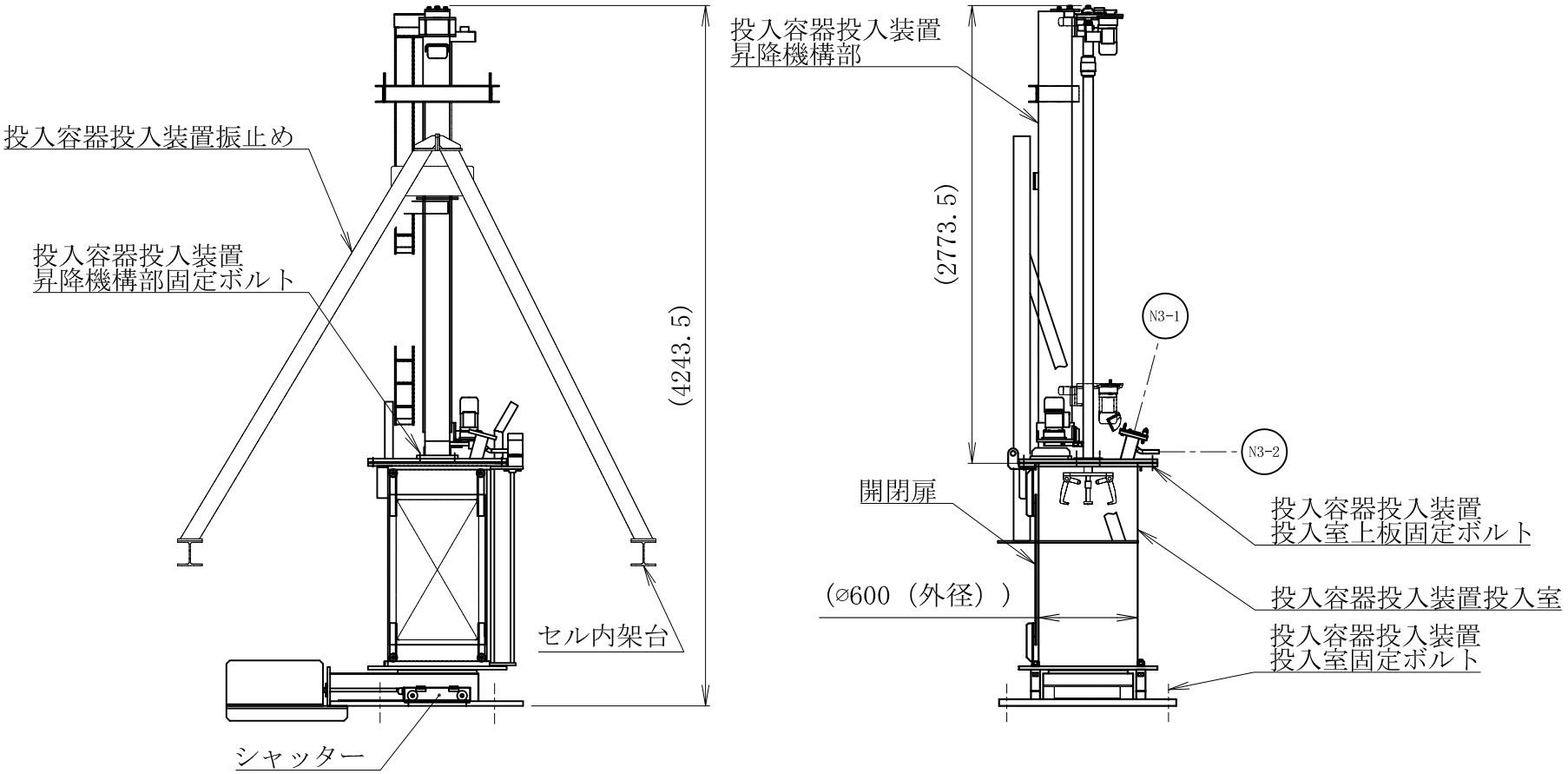

セル内設置機器

図-217　焼却溶融設備の投入容器投入装置の概略図

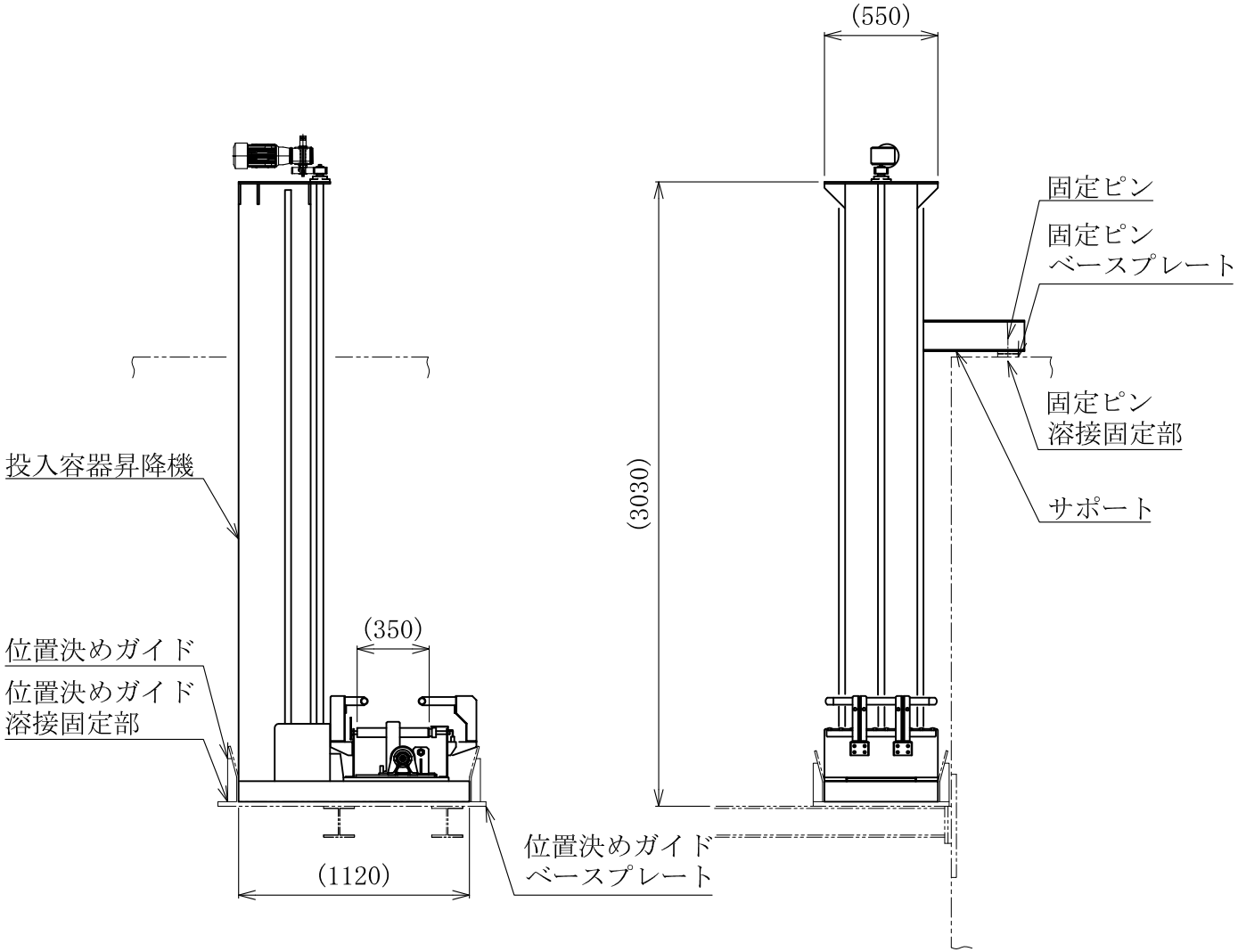

セル内設置機器

図-218　焼却溶融設備の投入容器昇降機の概略図

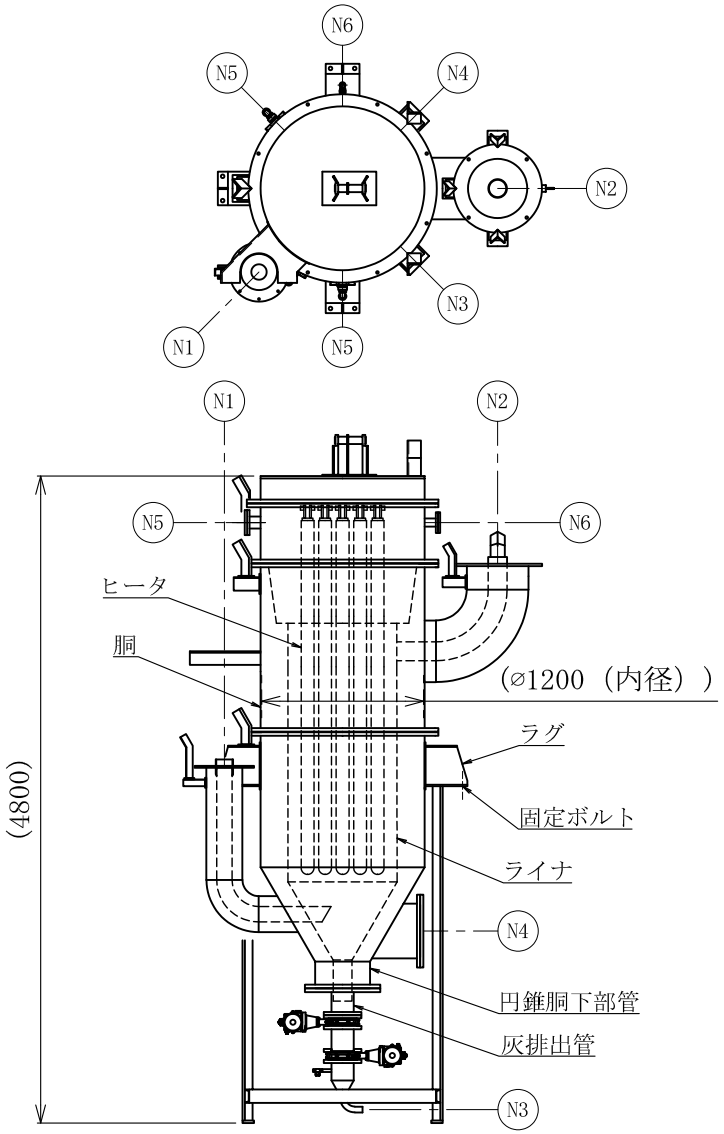

管台一覧表				
符号	名　　称	寸　　法	材　　質	備　　考
N1	排ガス入口	250A×Sch20S	SUS304LTP	
N2	排ガス出口	450A×Sch20S	SUS304LTPY	
N3	灰取出口	32A×Sch20S	SUS304LTP	
N4	ハンドホール	400A×Sch20S	SUS304LTPY	
N5	ヒータケーブル取出ノズル	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N6	熱電対取出ノズル	50A×Sch20S	SUS304LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

セル内設置機器

図-219　焼却溶融設備の排ガス処理装置の2次燃焼器の概略図

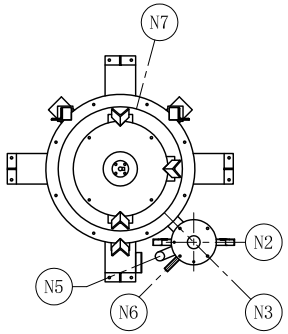

管　台　一　覧　表				
番 号	名　　称	寸　法	材　質	備　　考
N1	排ガス入口	450A×Sch20S	SUS304LTPY	
N2	排ガス出口	⌀114.3×t4.0	NW6022	
N3	灰取出口	32A×Sch20S	SUS304LTP	
N5	冷却用空気導入口	⌀76.3×t3.5	NW6022	
N6	セラミックフィルタ用DOP供給口	⌀34×t3.0	N06022	
N7	ハンドホール	⌀165.2×t5.0	NW6022	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

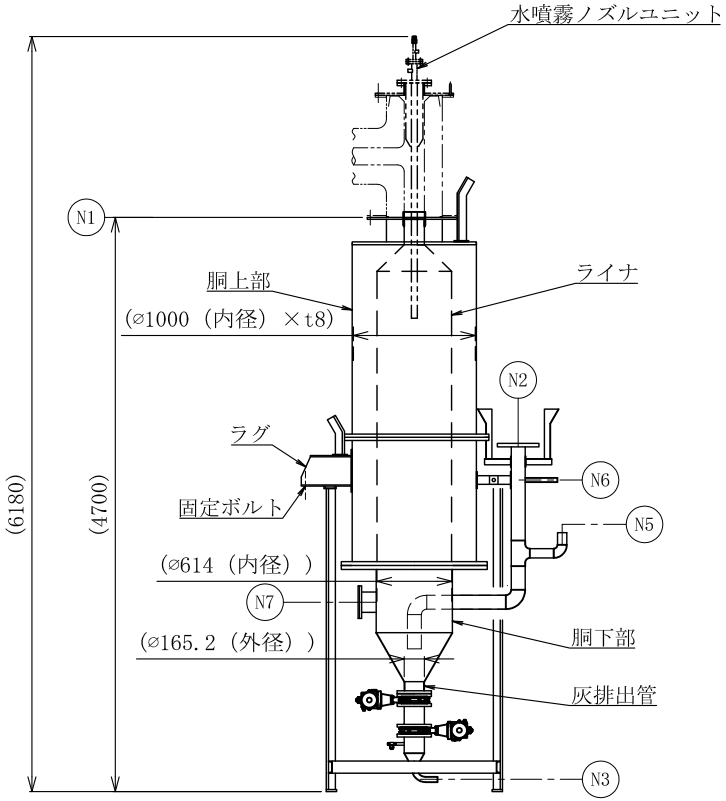

セル内設置機器

図-220　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス冷却器の概略図

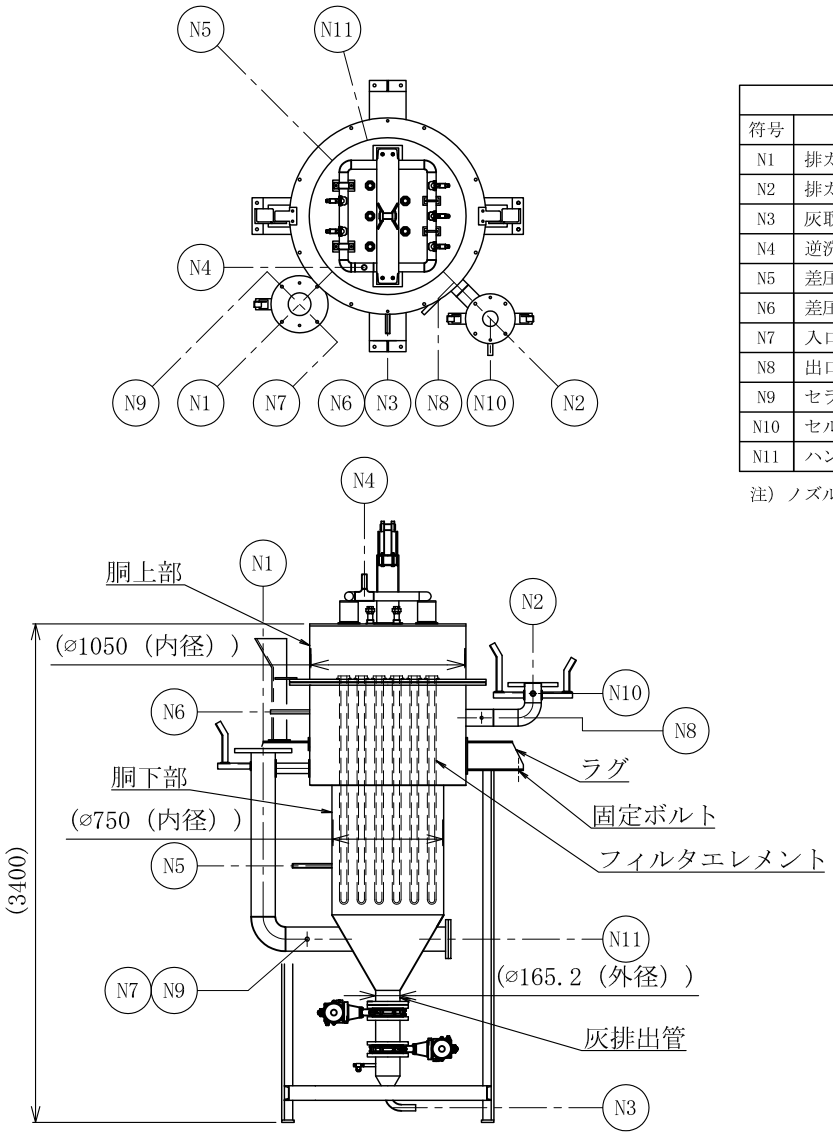

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	⌀165.2×t5	NW6022	
N2	排ガス出口	⌀114.3×t4	NW6022	
N3	灰取出口	32A×Sch20S	SUS304LTP	
N4	逆洗空気入口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N5	差圧計（入口）	⌀21.7×t2.8	N06022	
N6	差圧計（出口）	⌀21.7×t2.8	N06022	
N7	入口DOP濃度サンプリング	⌀21.7×t2.8	N06022	
N8	出口DOP濃度サンプリング	⌀21.7×t2.8	N06022	
N9	セラミックフィルタプレコート材供給口	⌀27.2×t2.9	N06022	
N10	セル内フィルタ用DOP供給口	⌀34×t3	N06022	
N11	ハンドホール	⌀165.2×t5	NW6022	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

セル内設置機器

図-221　焼却溶融設備の排ガス処理装置のセラミックフィルタの概略図

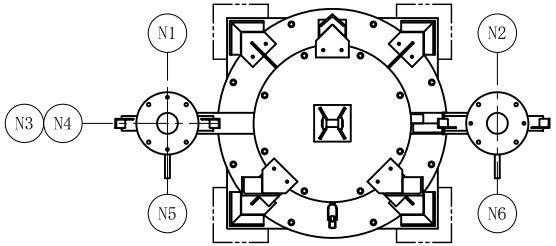

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	φ114.3×t4	NW6022	
N2	排ガス出口	φ114.3×t4	NW6022	
N3	差圧計（入口）	φ21.7×t2.8	N06022	
N4	差圧計（出口）	φ21.7×t2.8	N06022	
N5	入口DOP濃度サンプリング	φ21.7×t2.8	N06022	
N6	出口DOP濃度サンプリング	φ21.7×t2.8	N06022	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

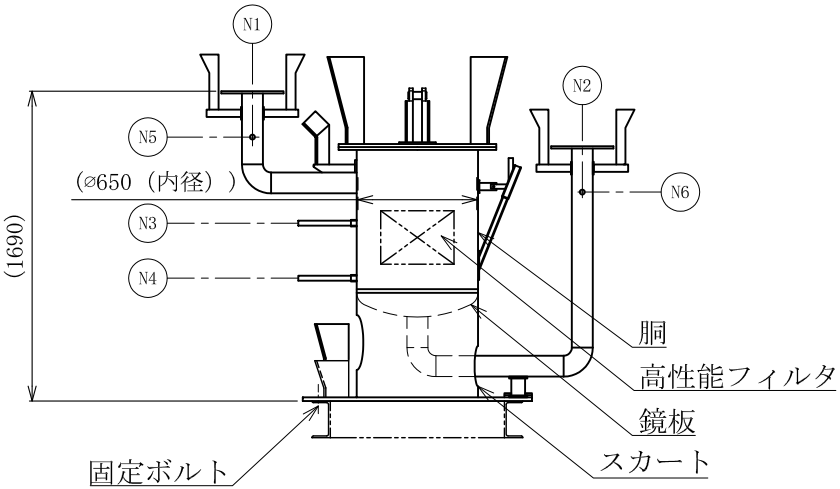

セル内設置機器

図-222　焼却溶融設備の排ガス処理装置のセル内フィルタの概略図

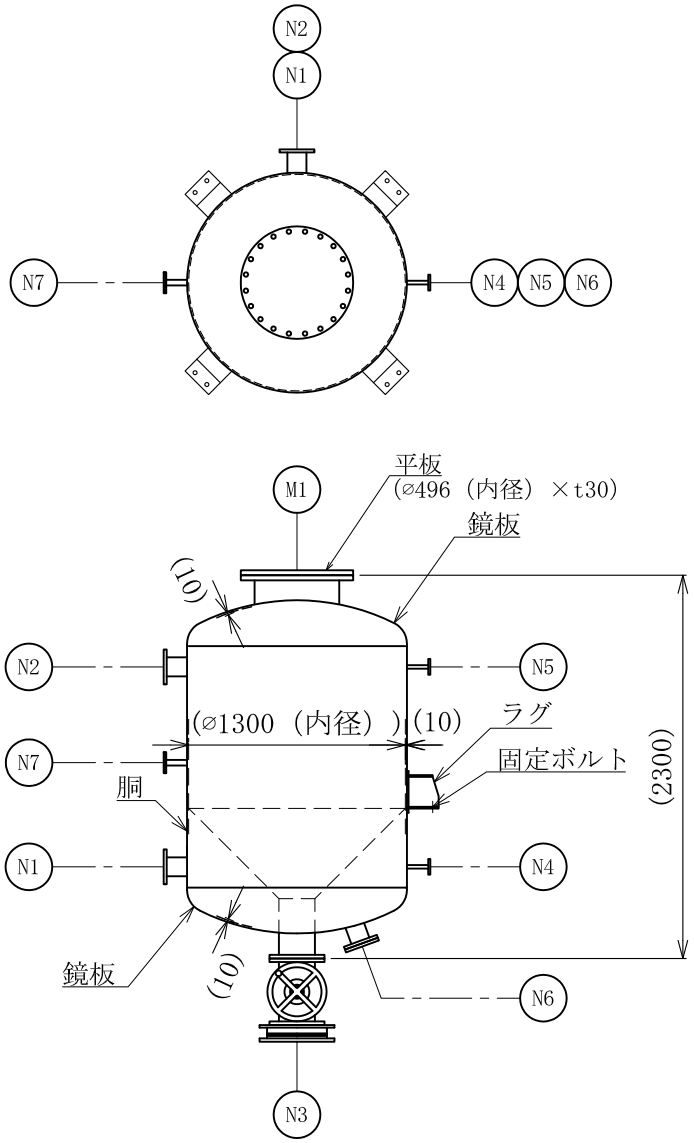

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	φ114.3×t4	NW6022	
N2	排ガス出口	φ114.3×t4	NW6022	
N3	吸着材取出口	φ216.3×t5	NW6022	
N4	差圧計（入口）	φ21.7×t2.8	N06022	
N5	差圧計（出口）	φ21.7×t2.8	N06022	
N6	清掃口	φ114.3×t4	NW6022	
N7	温度計	φ34.0×t3	N06022	
M1	マンホール	φ508.0×t6	NW6022	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

図-223　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス吸着塔の概略図

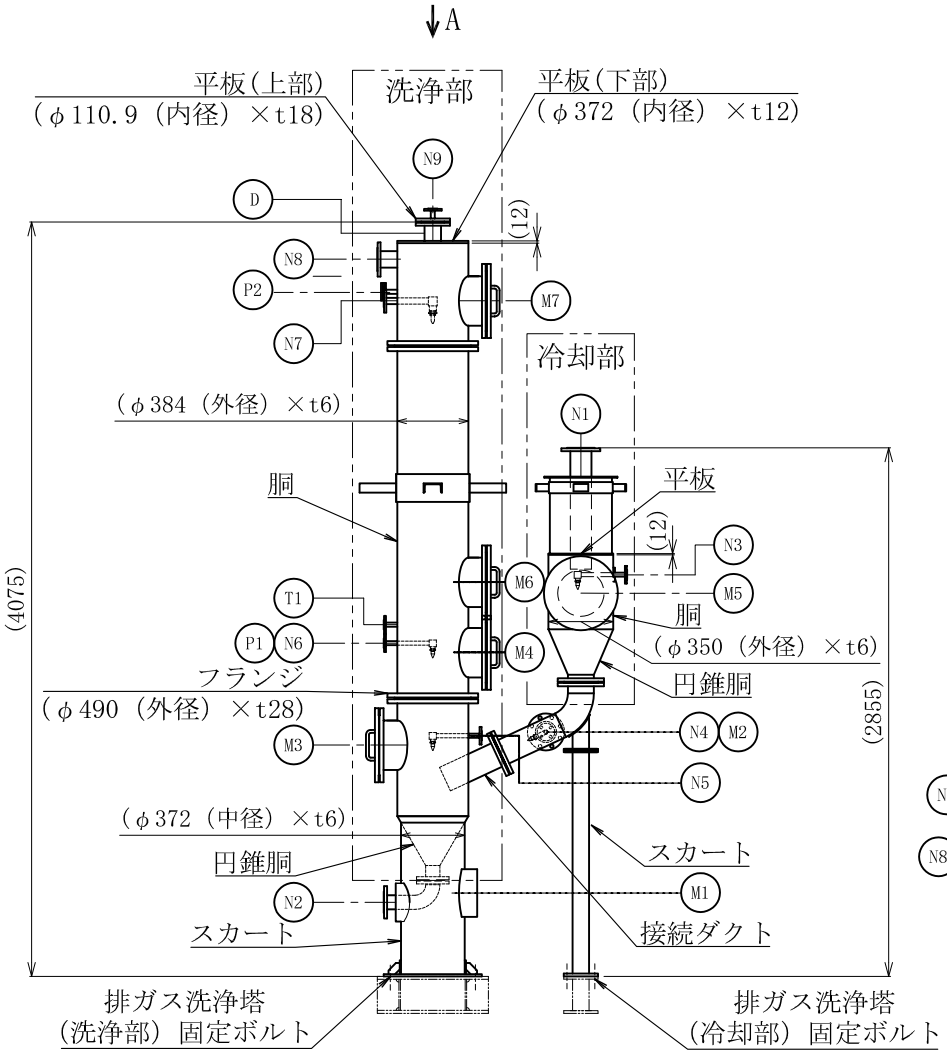

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	ガス入口ノズル	φ114.3×t4.0	NW6022	
N2	排ガス洗浄塔排水出口	φ76.3×t3.5	NW6022	
N3	第一段循環液入口	φ21.7×t2.8	N06022	
N4	第二段循環液入口	φ21.7×t2.8	N06022	
N5	第三段循環液入口	φ21.7×t2.8	N06022	
N6	第四段循環液入口	φ21.7×t2.8	N06022	
N7	第五段循環液入口	φ34.0×t3.0	N06022	
N8	ガス出口ノズル	φ89.1×t4.0	NW6022	
N9	洗浄水ノズル	φ21.7×t2.8	N06022	
T1	温度計取付座	φ34.0×t3.0	N06022	
P1	予備ノズル	φ21.7×t2.8	N06022	
P2	予備ノズル	φ21.7×t2.8	N06022	
M1	点検口	250A×Sch20S	SUS304TP	
M2	点検口	φ114.3×t4.0	NW6022	
M3	点検口	φ267.4×t6.5	NW6022	
M4	点検口	φ267.4×t6.5	NW6022	
M5	点検口	φ267.4×t6.5	NW6022	
M6	点検口	φ267.4×t6.5	NW6022	
M7	点検口	φ267.4×t6.5	NW6022	
D	洗浄水入口	φ89.1×t4.0	NW6022	

注) ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

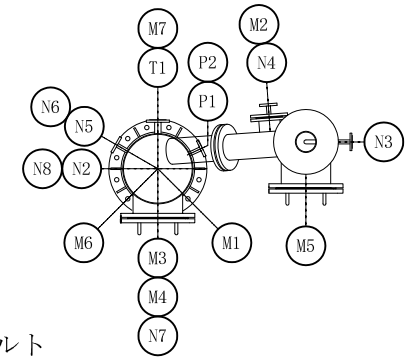

A矢視

図-224　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス洗浄塔の概略図

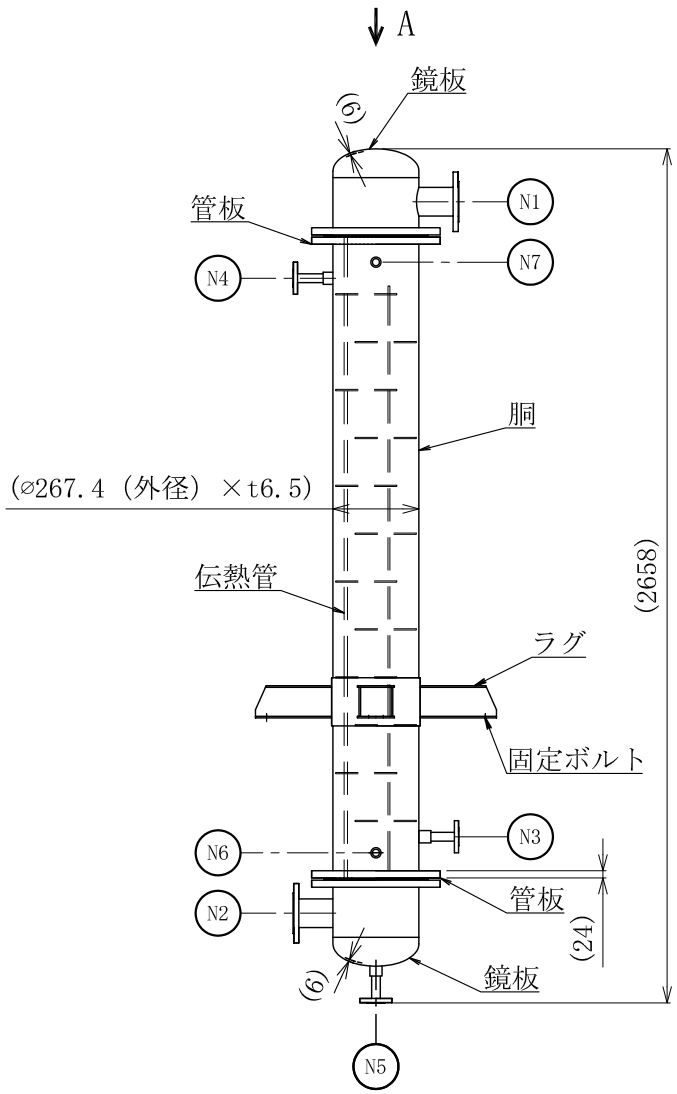

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N2	排ガス出口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N3	冷水入口	20A×Sch40	SUS304LTP	
N4	冷水出口	20A×Sch40	SUS304LTP	
N5	ドレン抜き口	20A×Sch40	SUS304LTP	
N6	ドレン抜き口	15A×Sch40	SUS304LTP	
N7	エア抜き口	15A×Sch40	SUS304LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

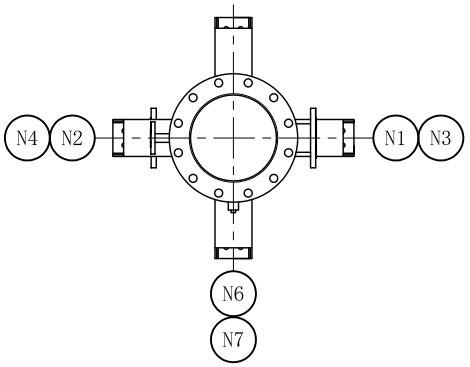

A矢視

図-225　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス凝縮器の概略図

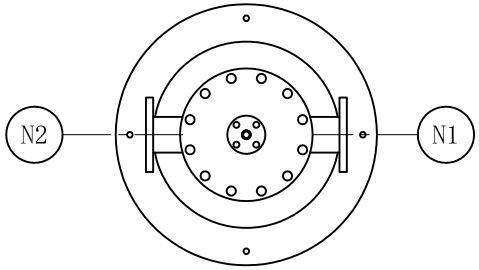

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N2	排ガス出口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N3	ドレン	20A×Sch40	SUS304LTP	
N4	純水入口	15A×Sch40	SUS304LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

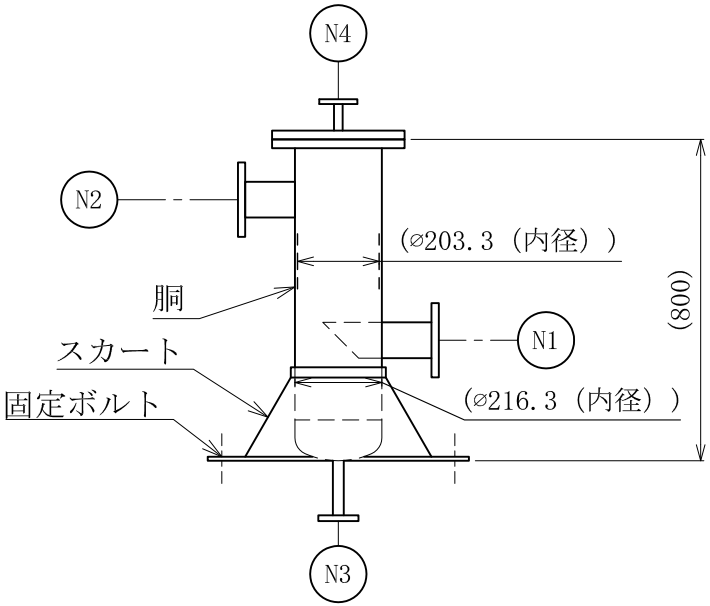

図-226　焼却溶融設備の排ガス処理装置のミストセパレータの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	ガス入口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N2	ガス出口	80A×Sch20S	SUS304LTP	

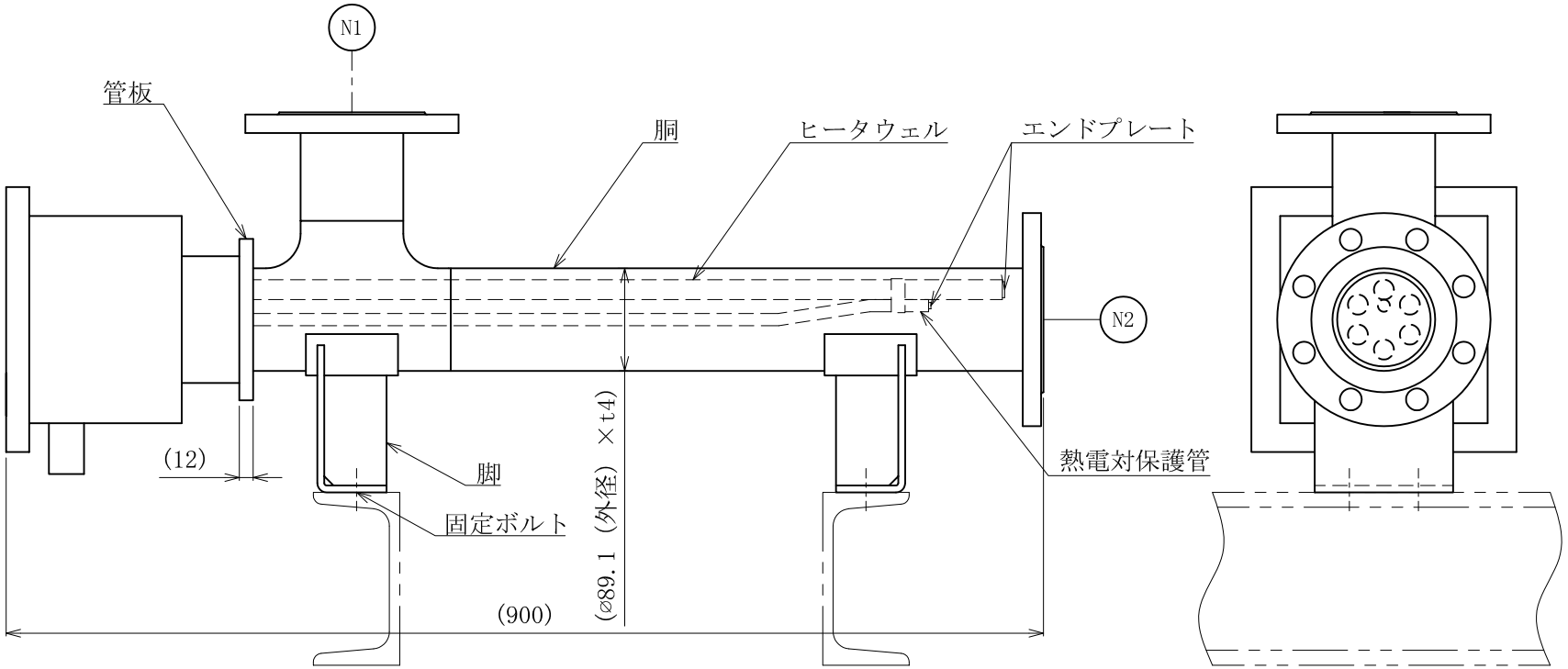

図-227　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス加熱器の概略図

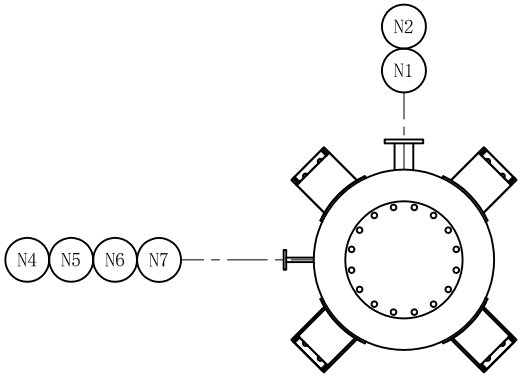

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N2	排ガス出口	80A×Sch20S	SUS304LTP	
N3	吸着材取出口	200A×Sch20S	SUS304LTP	
N4	差圧計（入口）	15A×Sch40	SUS304LTP	
N5	差圧計（出口）	15A×Sch40	SUS304LTP	
N6	清掃口	100A×Sch20S	SUS304LTP	
N7	温度計	25A×Sch20S	SUS304LTP	
M1	マンホール	φ406.4×t8	SUS304L	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

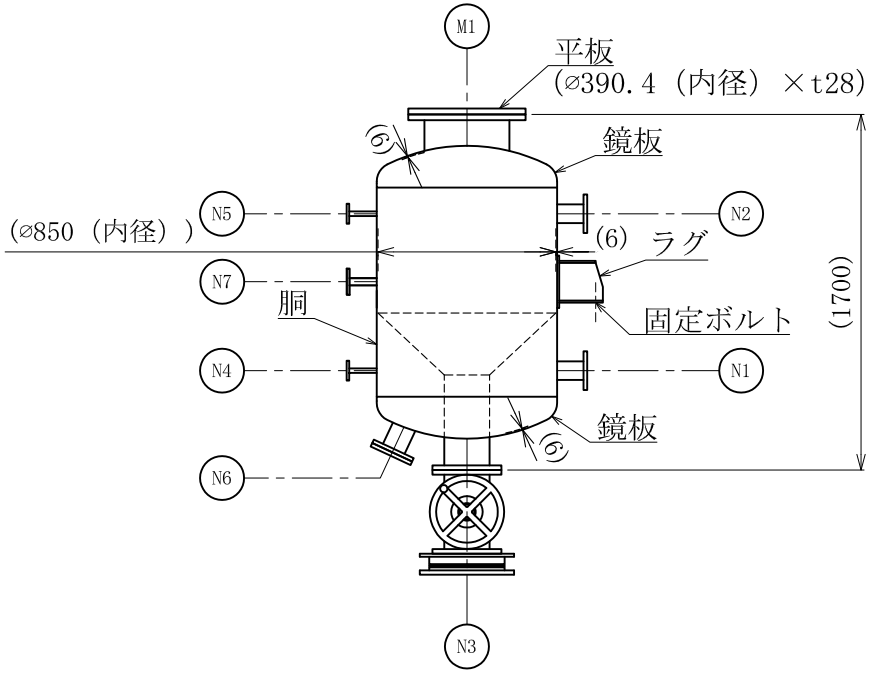

図-228　焼却溶融設備の排ガス処理装置のルテニウム吸着塔の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	吸込口	200A	SUS304TP	
N2	吐出口	150A	SUS304W	

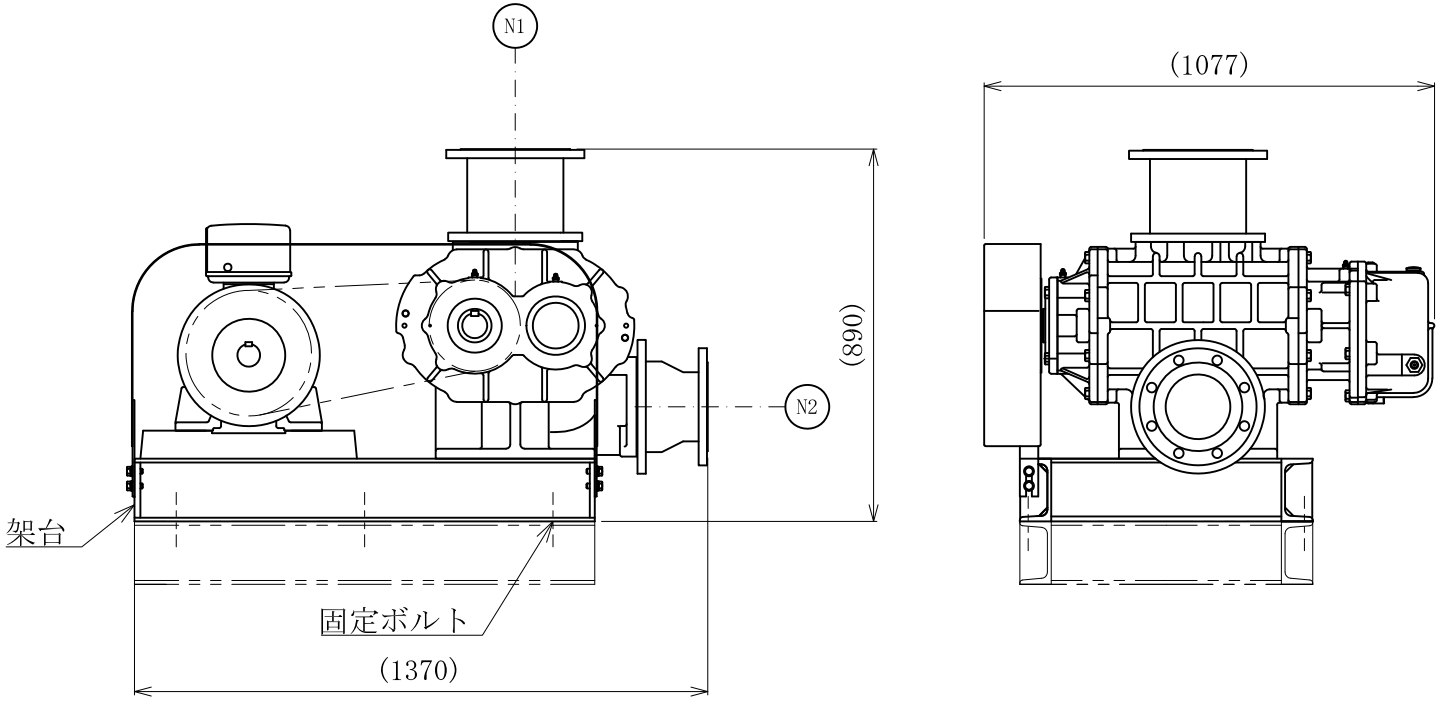

図-229　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガスブロアの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	吸込口	150A	SUS304TP	
N2	吐出口	125A	SUS304TP	

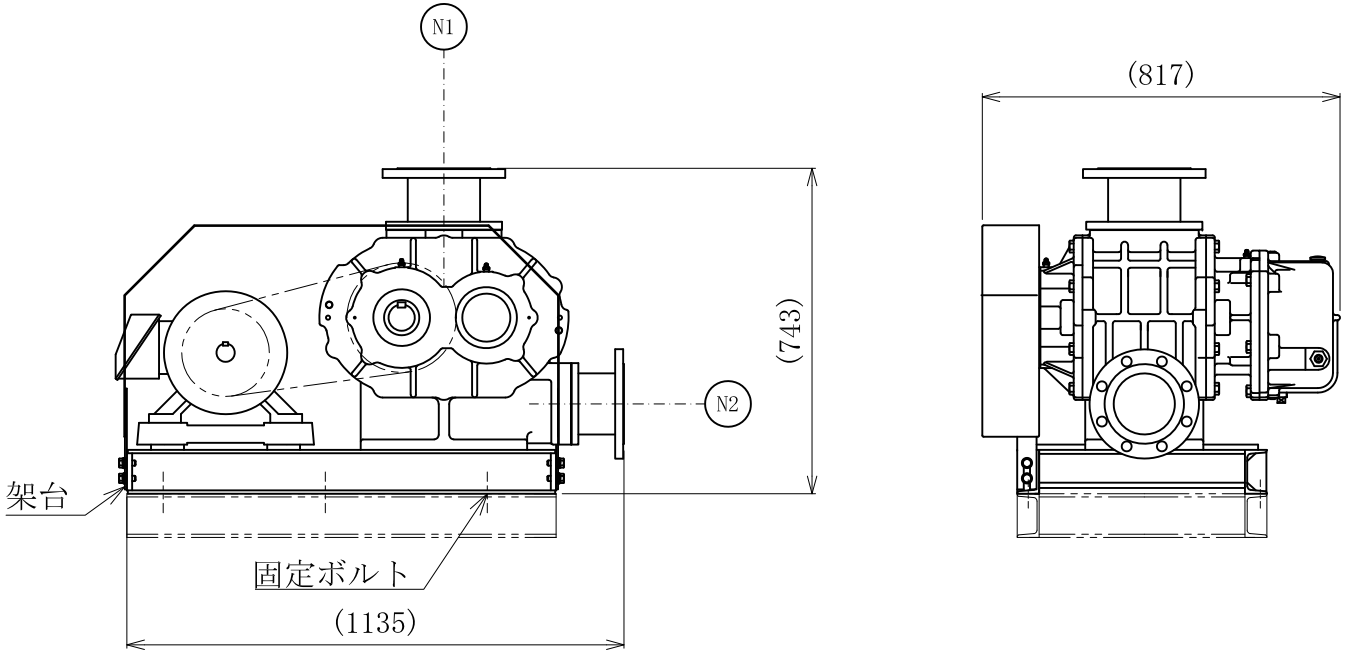

図-230　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス補助ブロアA、Bの概略図

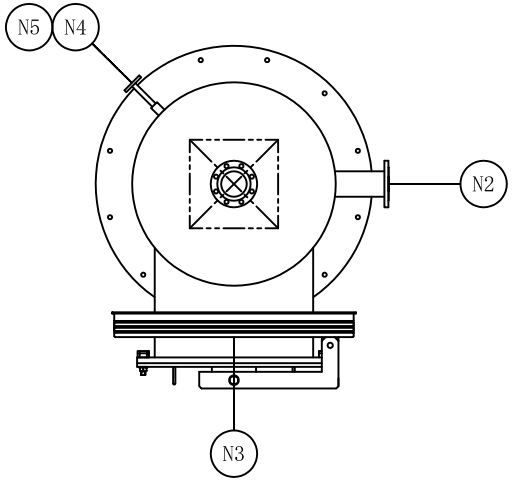

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	φ114.3×t4	NW6022	
N2	排ガス出口	φ114.3×t4	NW6022	
N3	フィルタ交換扉	ID700×t8	NW6022	
N4	差圧計（入口）	φ21.7×t2.8	N06022	
N5	差圧計（出口）	φ21.7×t2.8	N06022	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

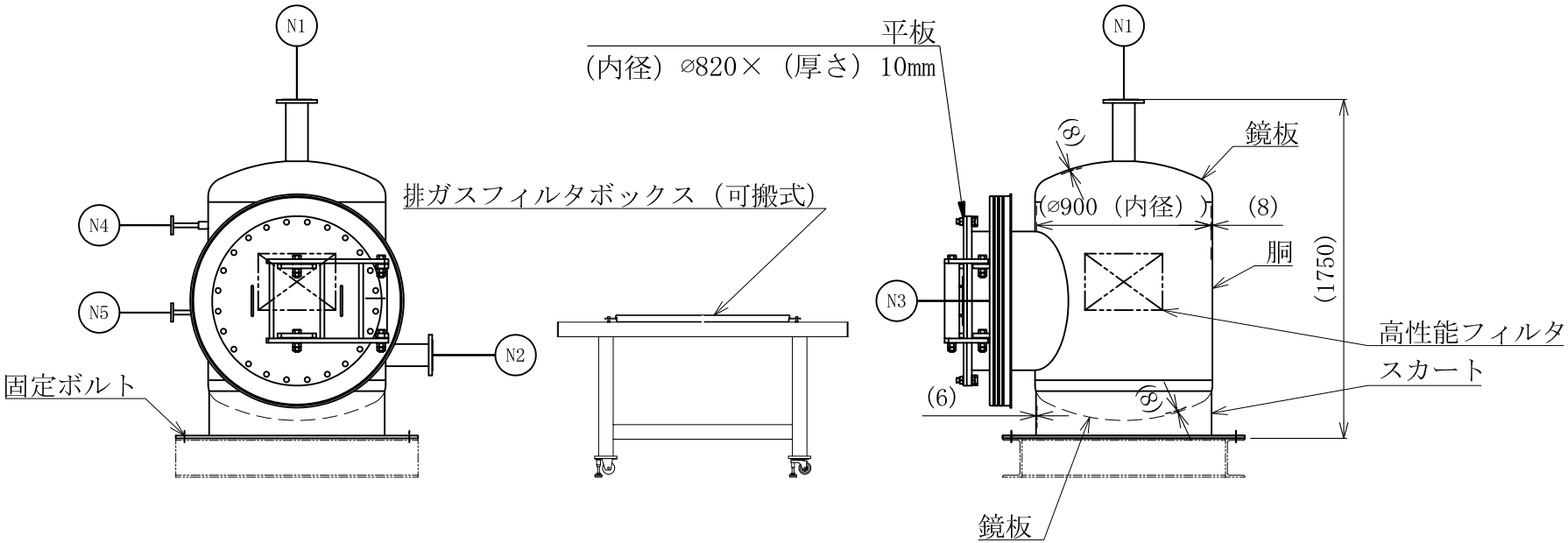

図-231　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガスフィルタの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	純水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N2	循環水出口	40A×Sch20S	SUS316LTP	
N3	循環水入口	65A×Sch20S	SUS316LTP	
N4	凝縮水移送ポンプ戻り	25A×Sch20S	SUS316LTP	
N5	ベント	20A×Sch40	SUS316LTP	
N6	オーバーフロー	20A×Sch40	SUS316LTP	
N7	液位計座	100A×Sch20S	SUS316LTP	
M1	マンホール	ID500×t6	SUS316L	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

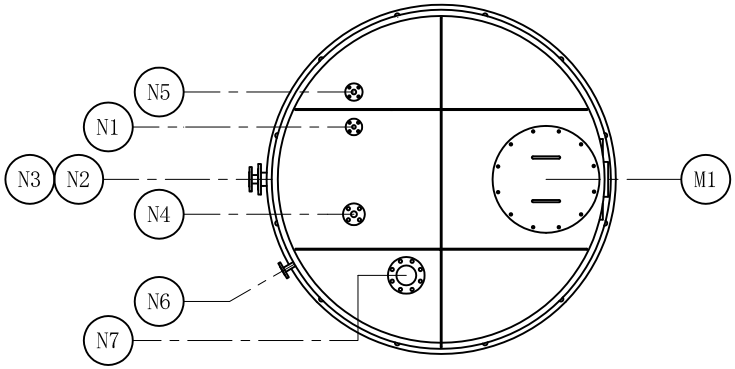

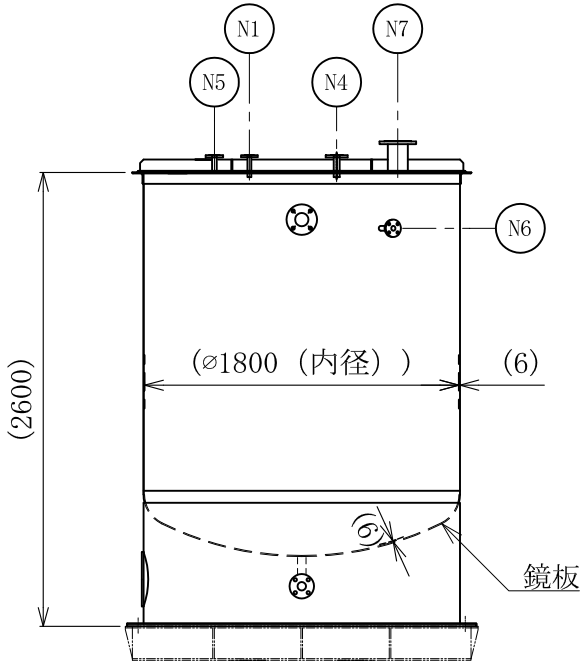

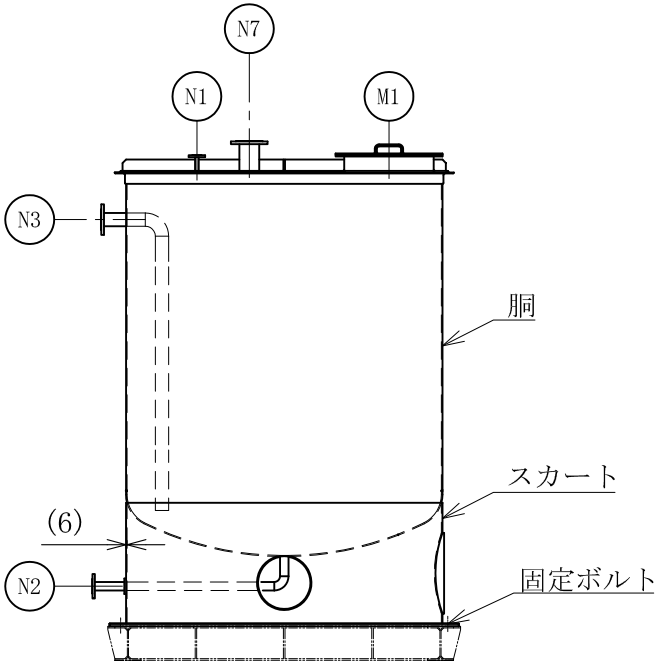

図-232　焼却溶融設備の排ガス処理装置の循環水タンクA、Bの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	循環水入口	40A	FCD450-10	
N2	循環水出口	25A	FCD450-10	

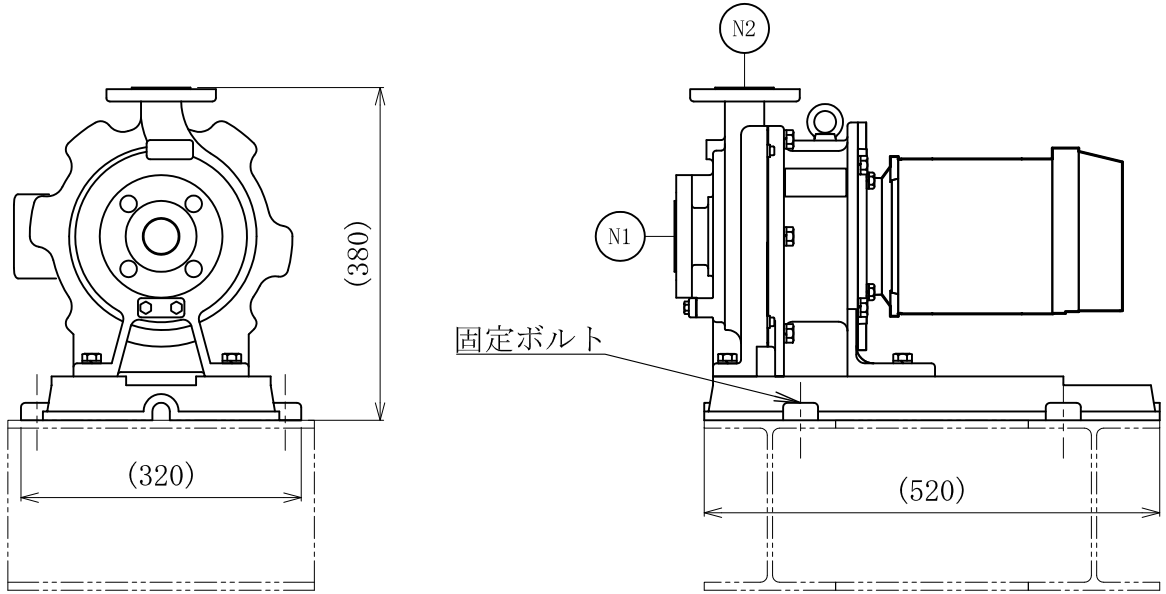

図-233　焼却溶融設備の排ガス処理装置の循環水循環ポンプA、Bの概略図

循環水移送ポンプ

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	循環水入口	40A	FCD450-10	
N2	循環水出口	25A	FCD450-10	

凝縮水移送ポンプ

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	凝縮水入口	40A	FCD450-10	
N2	凝縮水出口	25A	FCD450-10	

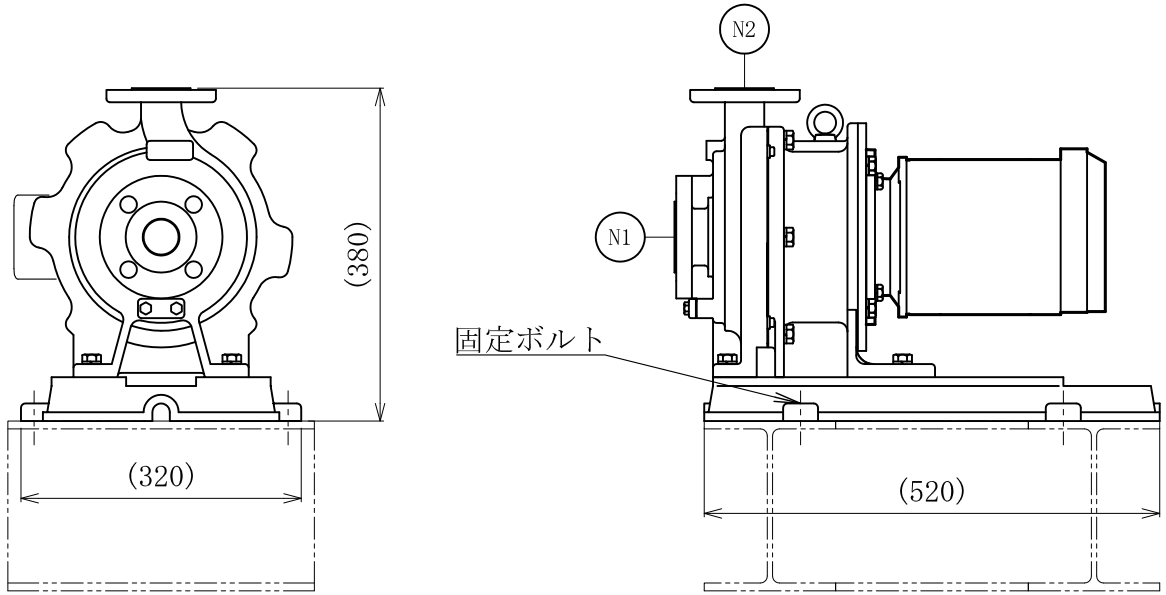

図-234　焼却溶融設備の排ガス処理装置の循環水移送ポンプ、凝縮水移送ポンプの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス洗浄水入口	40A×Sch20S	SUS316LTP	
N2	排ガス洗浄水出口	40A×Sch20S	SUS316LTP	
N3	冷却水入口	50A×Sch20S	SUS316LTP	
N4	冷却水出口	50A×Sch20S	SUS316LTP	
N5	ドレン抜き	15A×Sch40	SUS316LTP	

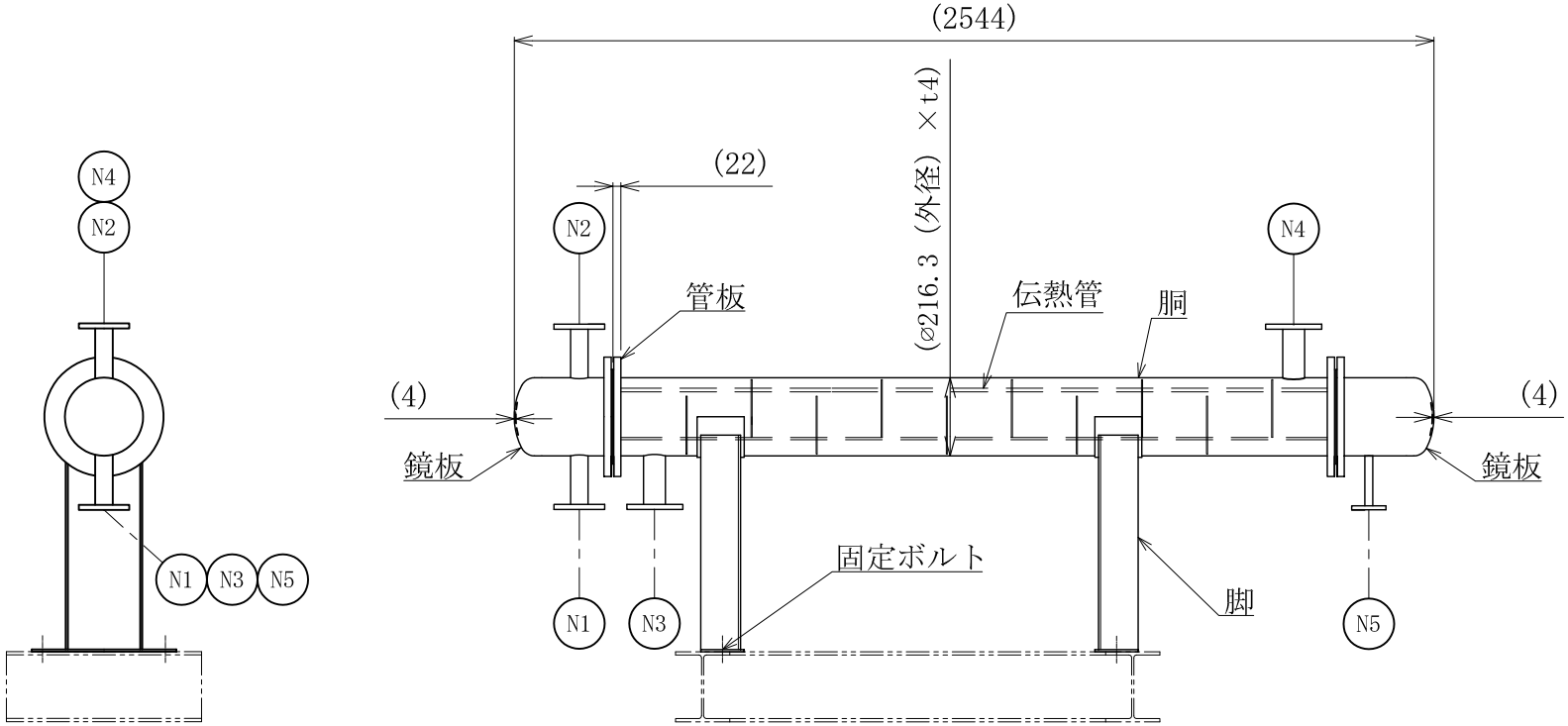

図-235　焼却溶融設備の排ガス処理装置の排ガス洗浄水冷却器の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	凝縮水入口	20A×Sch40	SUS304LTP	
N2	凝縮水出口	40A×Sch20S	SUS304LTP	
N3	ベント	20A×Sch40	SUS304LTP	
N4	オーバーフロー	20A×Sch40	SUS304LTP	
N5	液位計座	100A×Sch20S	SUS304LTP	
M1	マンホール	ID500×t6	SUS304L	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

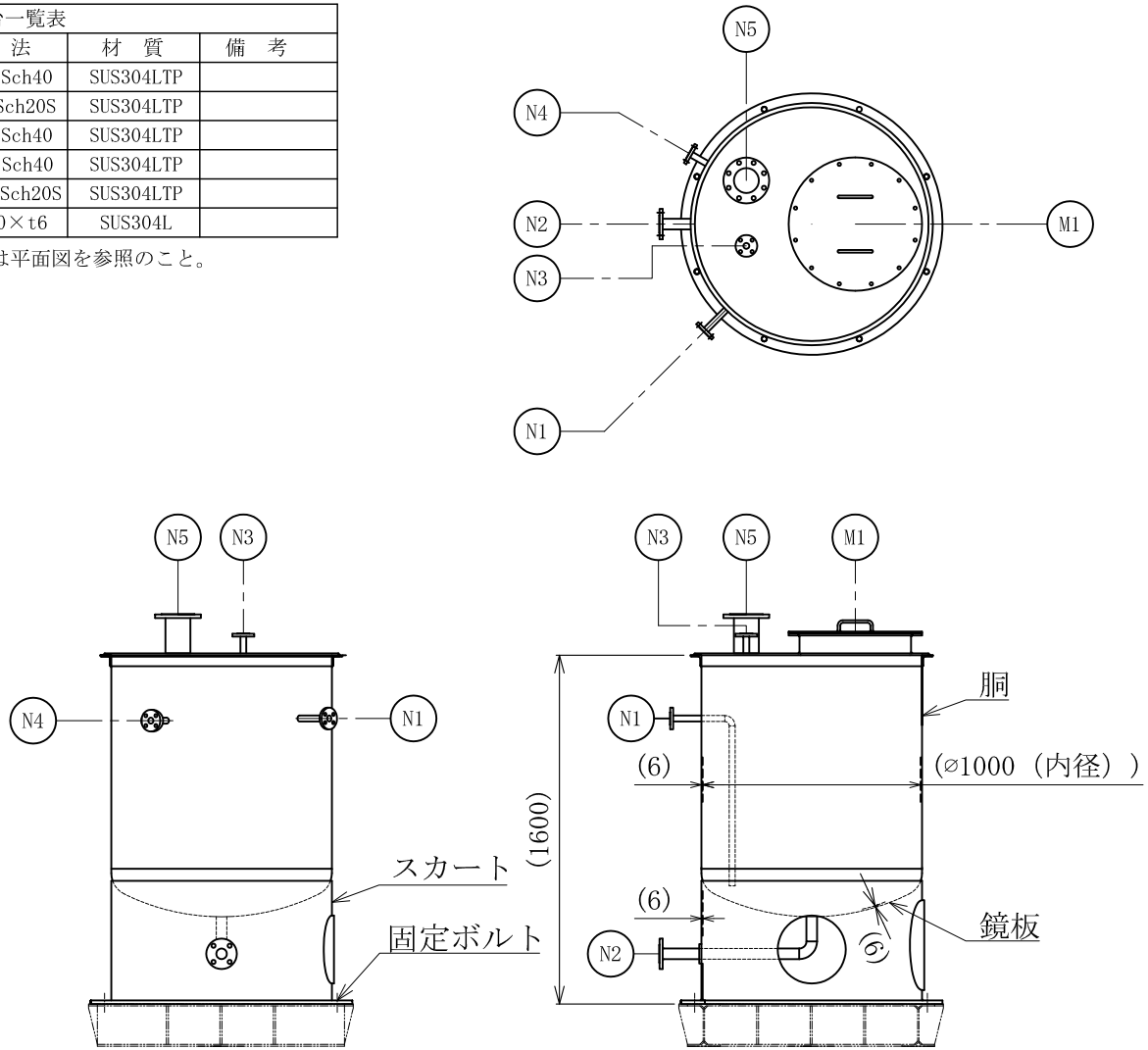

図-236　焼却溶融設備の排ガス処理装置の凝縮水タンクの概略図

管　台　一　覧　表				
符号	名　　称	寸　　法	材　　質	備　　考
N1	純水供給	15A×Sch40	SUS304TP	
N2	噴霧水出口	15A×Sch40	SUS304TP	
N3	逃し弁戻し	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	ベント	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	オーバーフロー	20A×Sch40	SUS304TP	
N6	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
M1	マンホール	ID500×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

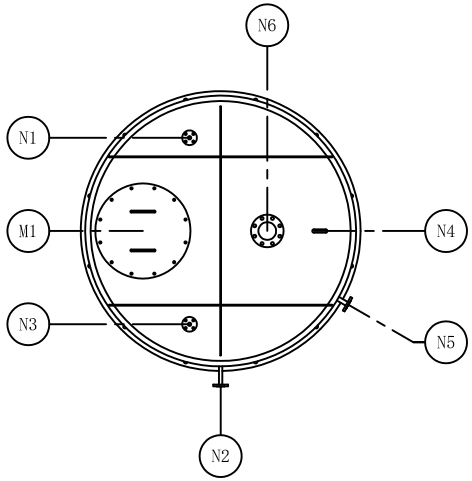

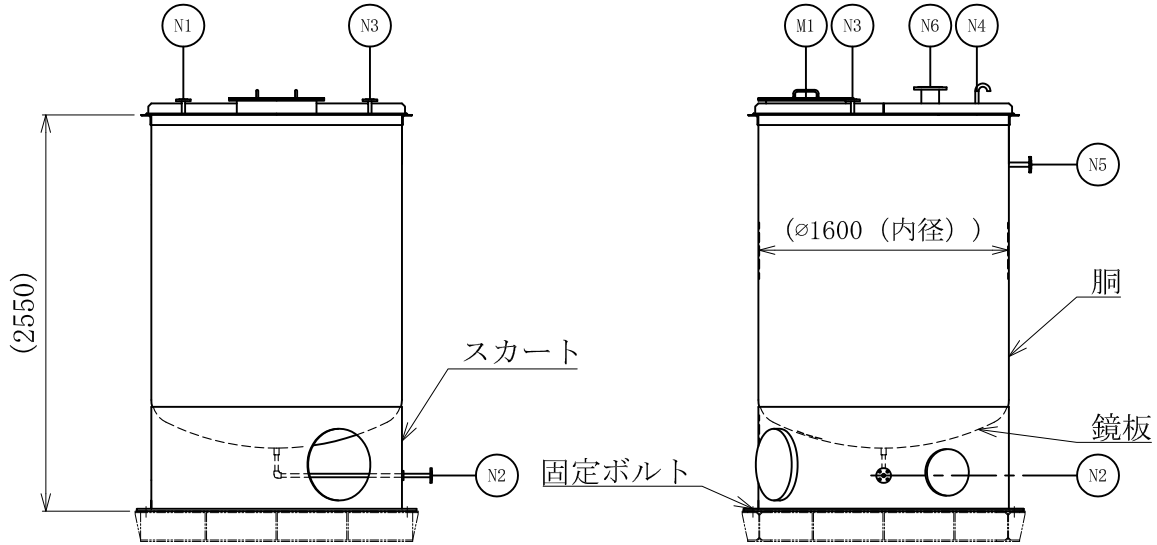

図-237　焼却溶融設備の排ガス処理装置の噴霧水タンクの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	噴霧水入口	15A	SUS304	
N2	噴霧水出口	15A	SUS304	

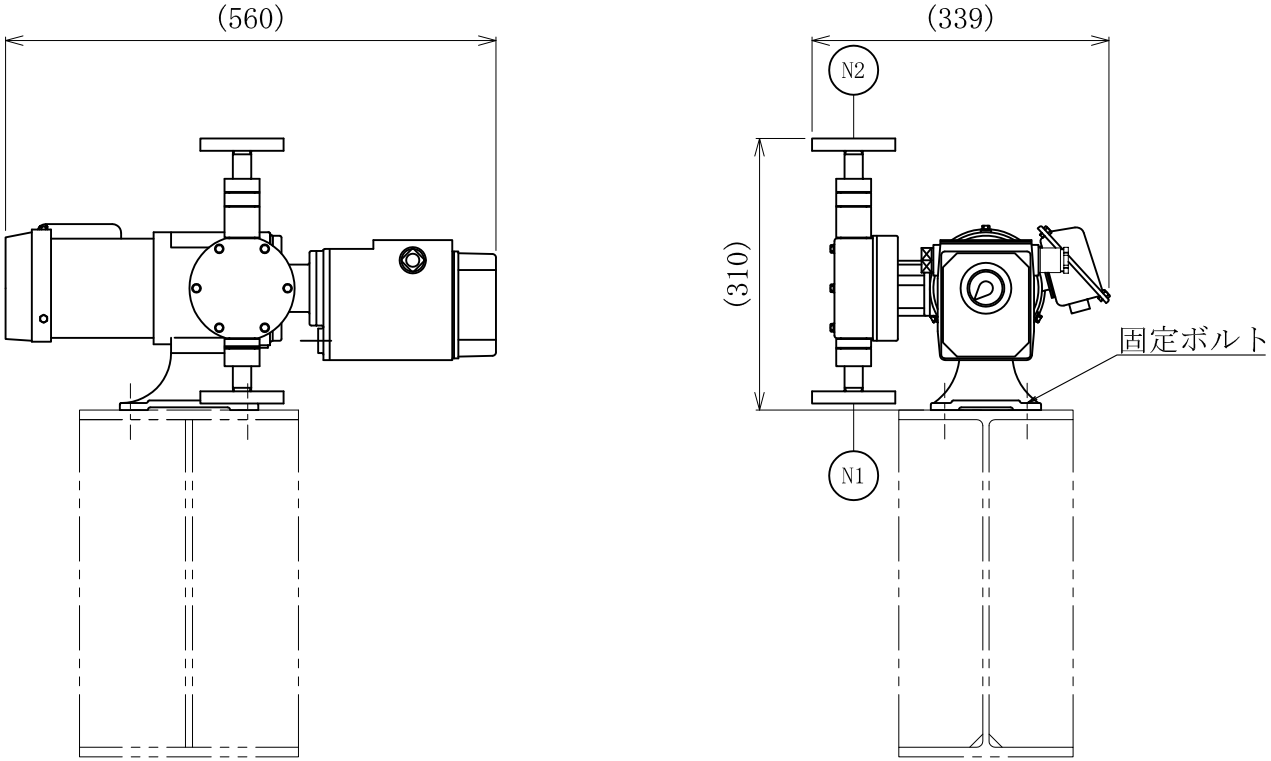

図-238　焼却溶融設備の排ガス処理装置の噴霧水ポンプA、Bの概略図

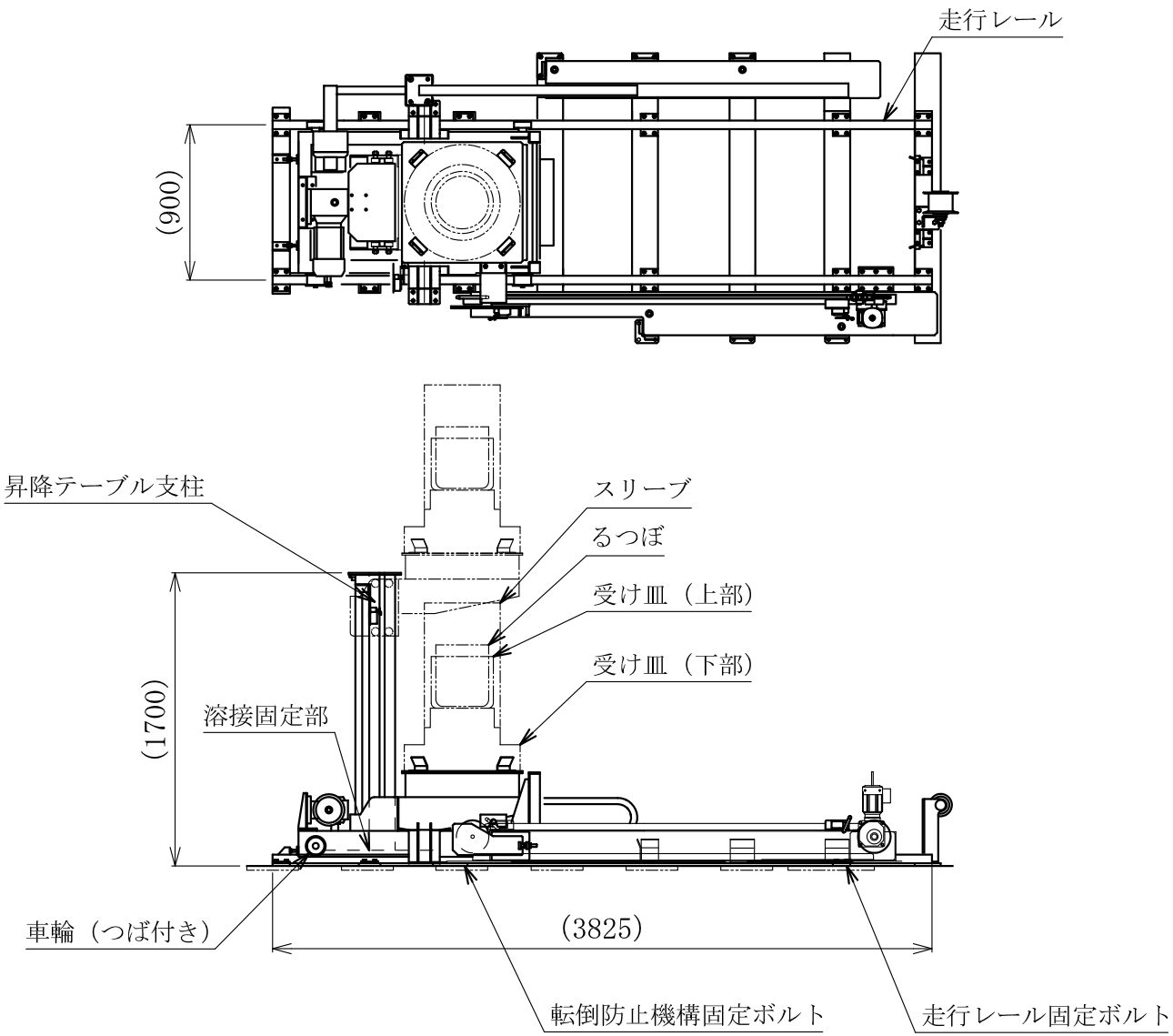

図-239　焼却溶融設備の溶融固化体移送台車の概略図

セル内設置機器

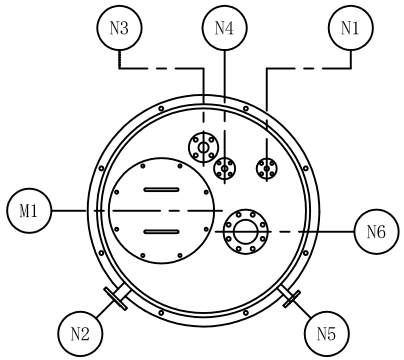

管台一覧表				
符号	名　　称	寸　法	材　　質	備　　考
N1	純水供給入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N2	炉冷却水出口	40A×Sch20S	SUS304TP	
N3	炉冷却水戻り	40A×Sch20S	SUS304TP	
N4	ベント	20A×Sch40	SUS304TP	
N5	オーバーフロー	20A×Sch40	SUS304TP	
N6	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
M1	マンホール	ID400×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

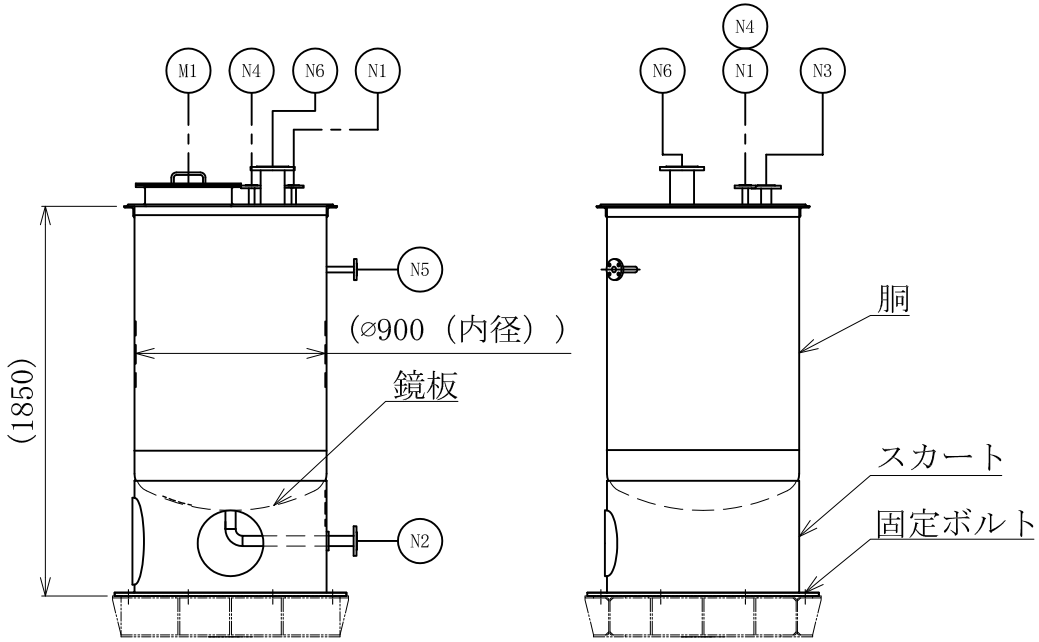

図-240　焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水タンクの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	炉冷却水入口	50A	SUS316	
N2	炉冷却水出口	50A	SUS316	
N3	ユーティリティー冷却水入口	50A	SUS316	
N4	ユーティリティー冷却水出口	50A	SUS316	

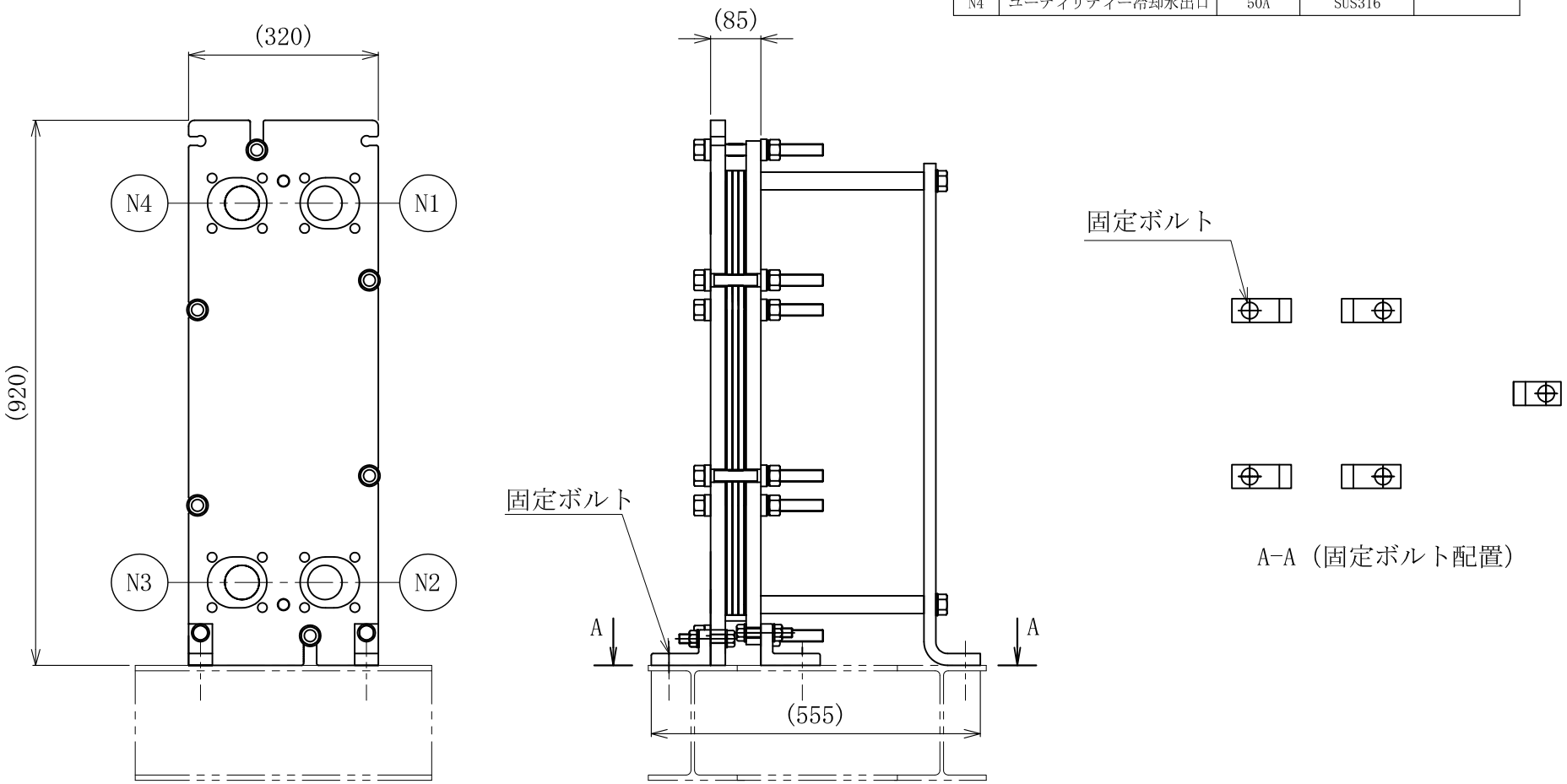

図-241　焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水冷却器の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	炉冷却水入口	40A	SCS13	
N2	炉冷却水出口	25A	SCS13	

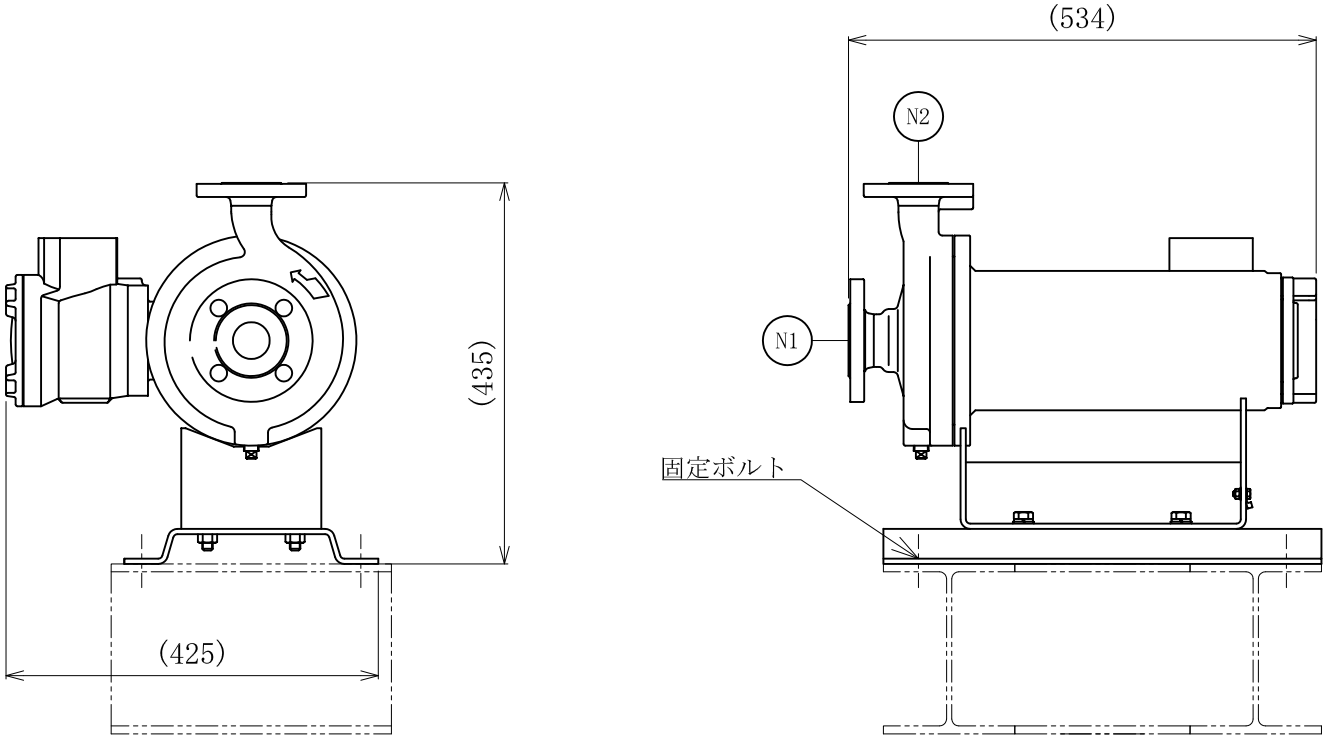

図-242　焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの概略図

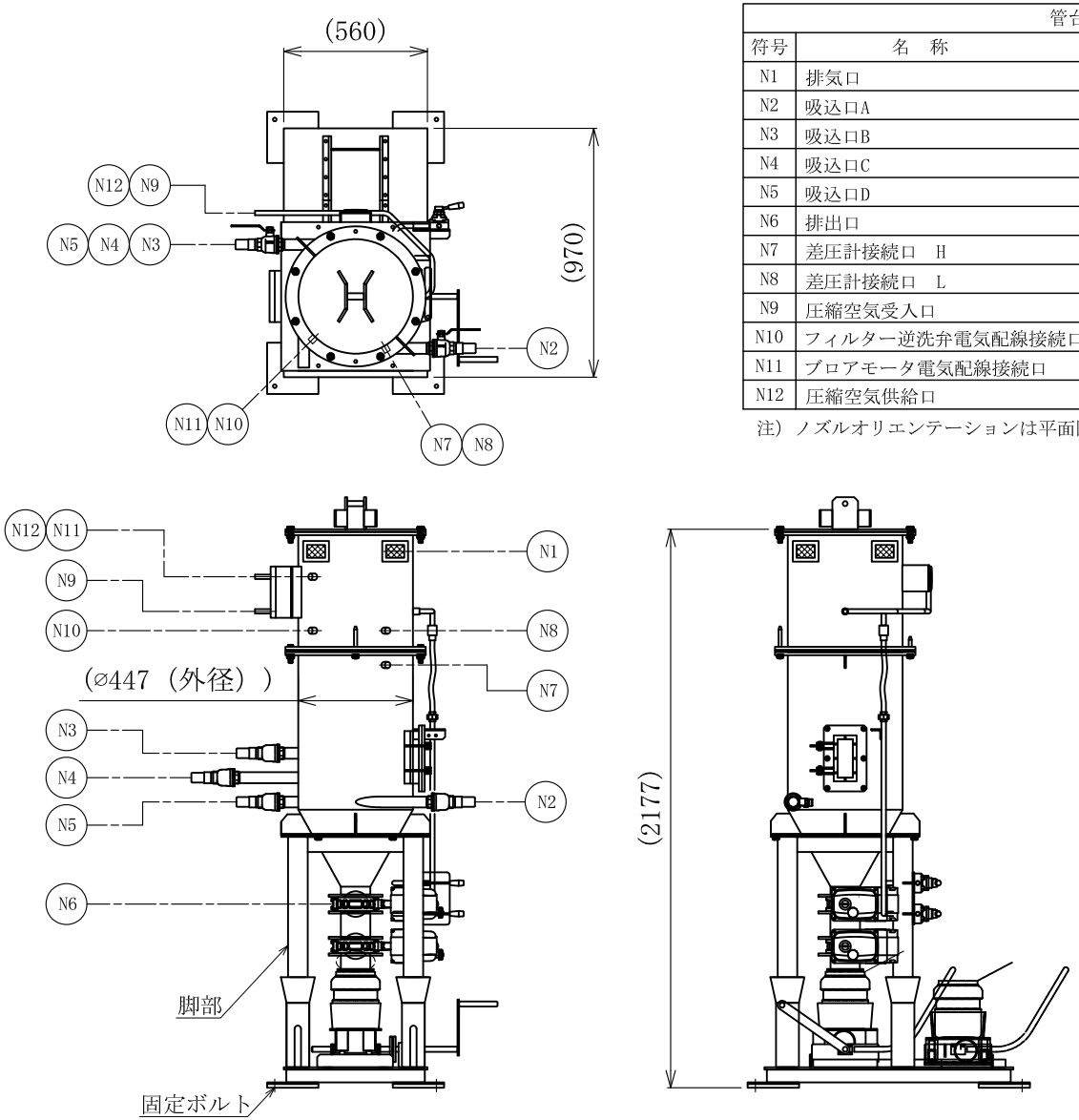

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排気口	100×50（開口）	—	
N2	吸込口A	32A×Sch20S	SUS304TP	
N3	吸込口B	32A×Sch20S	SUS304TP	
N4	吸込口C	32A×Sch20S	SUS304TP	
N5	吸込口D	32A×Sch20S	SUS304TP	
N6	排出口	100A×Sch10S	SUS304TP	
N7	差圧計接続口　H	Rc3/8	SUS304	
N8	差圧計接続口　L	Rc3/8	SUS304	
N9	圧縮空気受入口	10A×Sch40	SUS304TP	
N10	フィルター逆洗弁電気配線接続口	Rc1/2	SUS304	
N11	ブロアモータ電気配線接続口	Rc1/2	SUS304	
N12	圧縮空気供給口	10A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

セル内設置機器

図-243　焼却溶融設備の焼却灰回収装置の概略図

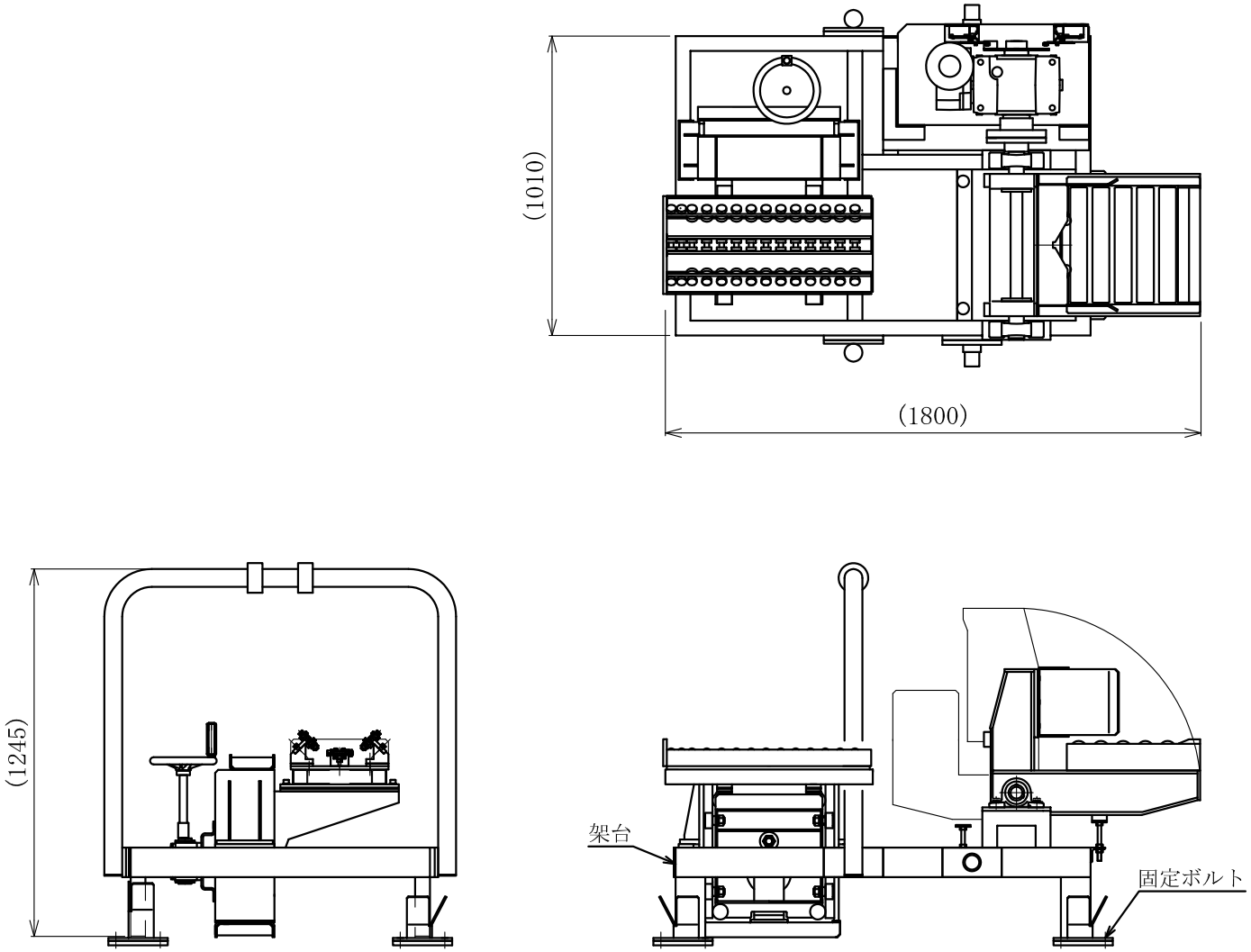

図-244　焼却溶融設備の固化体収納装置の概略図

セル内設置機器

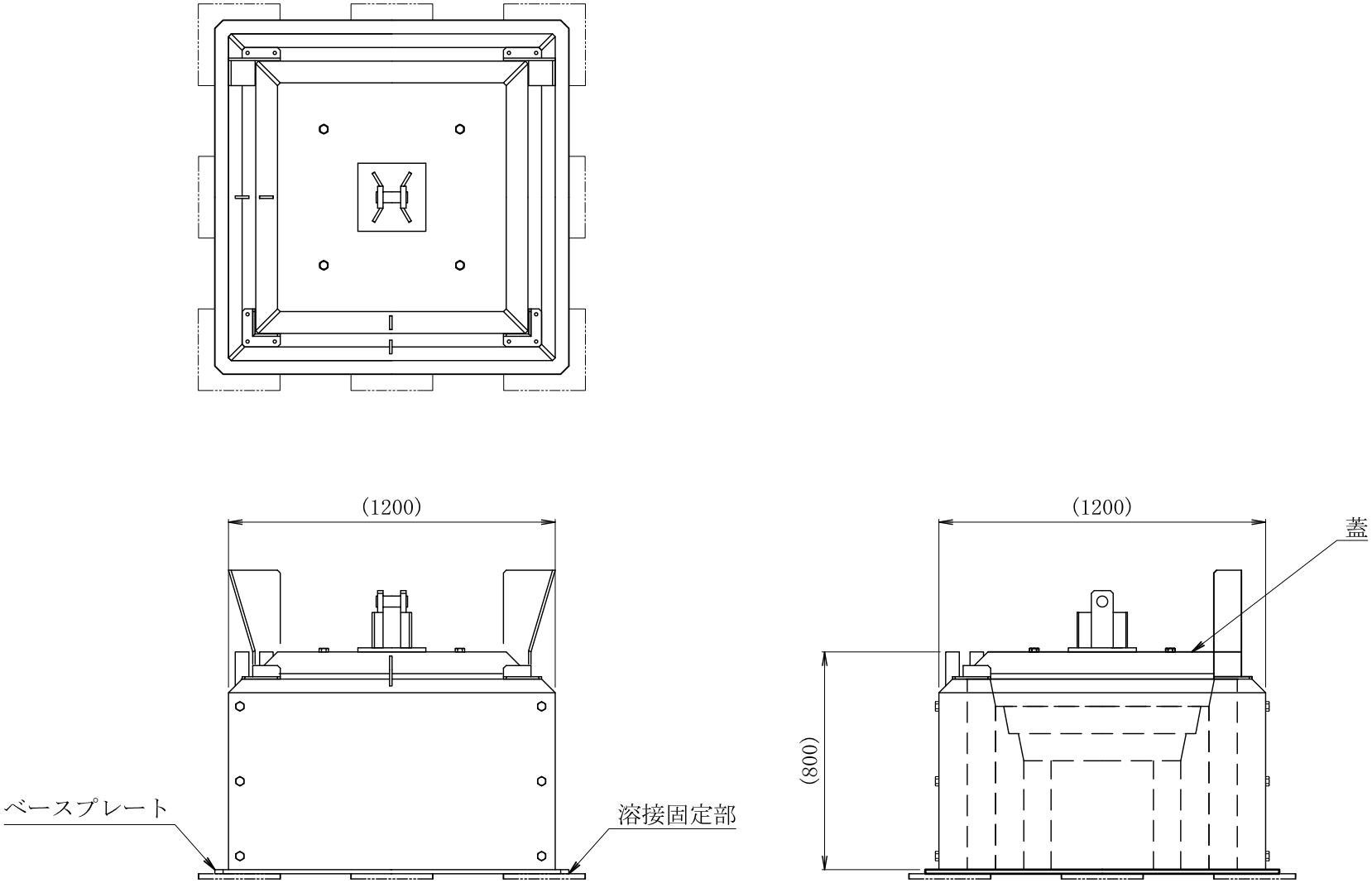

セル内設置機器

図-245　焼却溶融設備の廃棄物一時収納箱の概略図

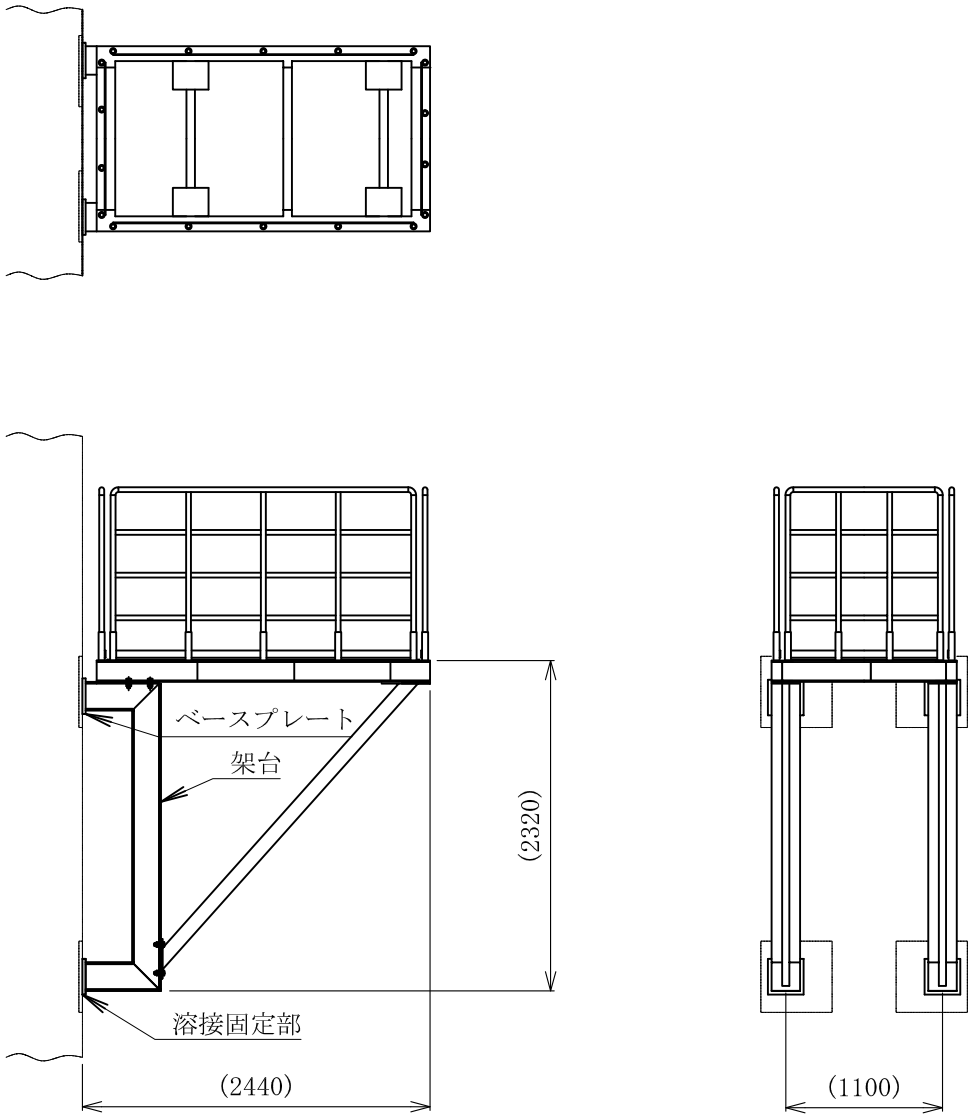

図-246　焼却溶融設備の搬出ステージの概略図

セル内設置機器

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	圧空入口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N2	圧空出口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N3	安全弁取付座	25A×Sch20S	SUS304TP	
N4	圧力計取付座	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	ドレン口	15A×Sch40	SUS304TP	
M1	マンホール	500A×Sch40	SUS304TPY	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

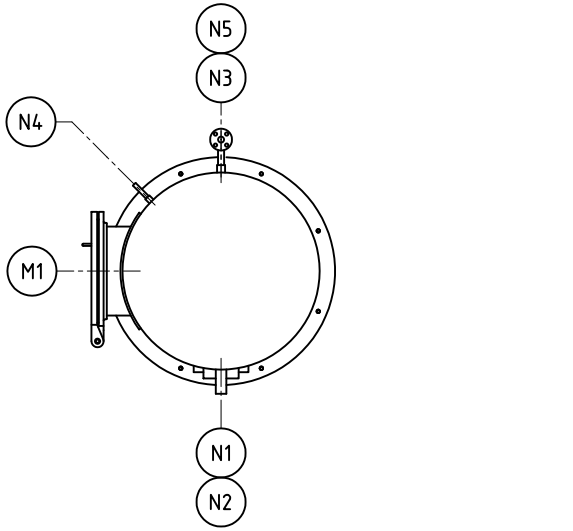

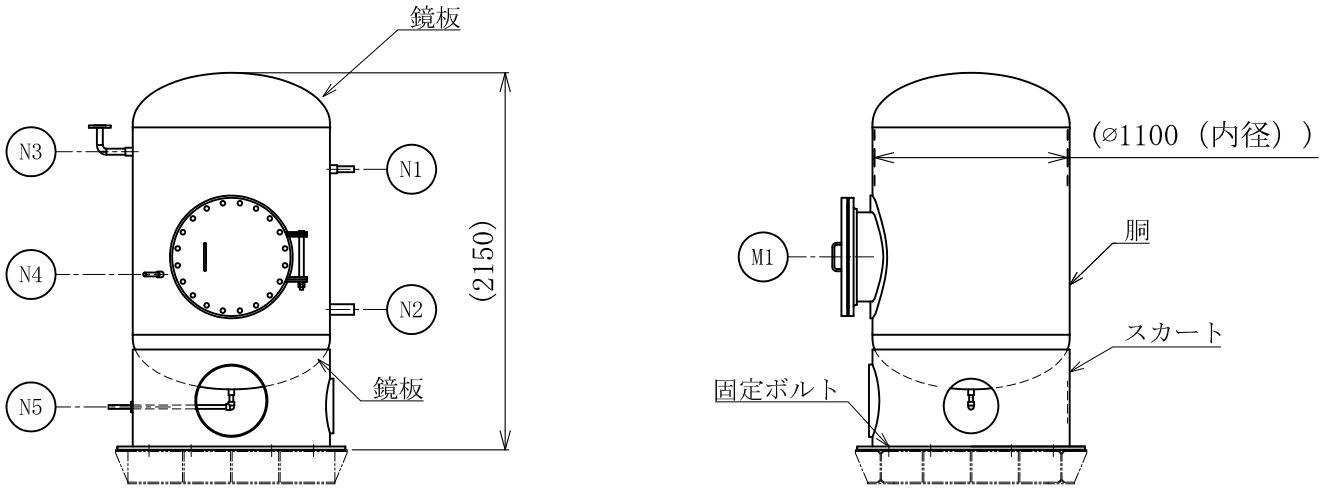

図-247　焼却溶融設備の圧縮空気貯留タンクの概略図

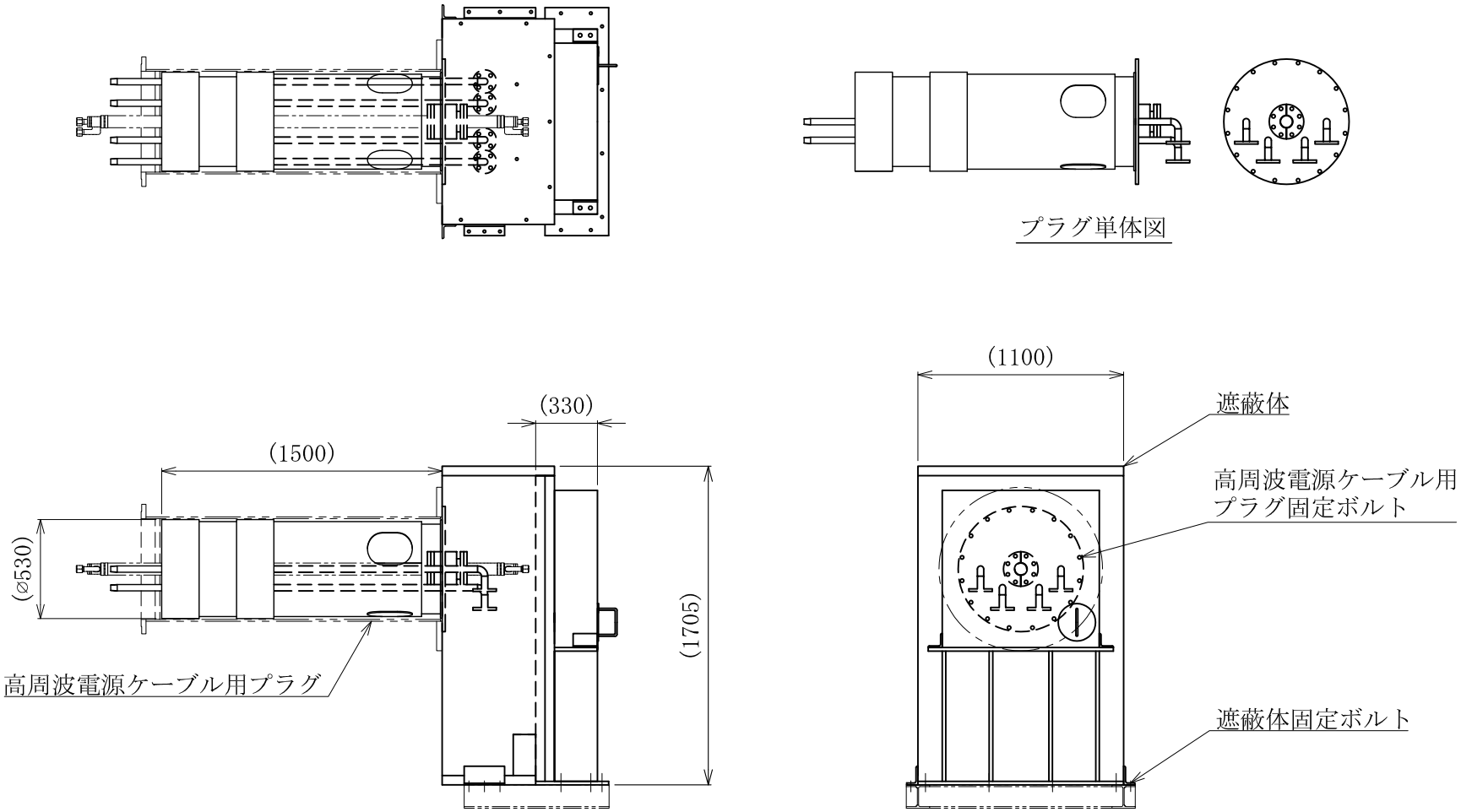

セル内設置機器

図-248　焼却溶融設備の高周波電源ケーブル用プラグの概略図

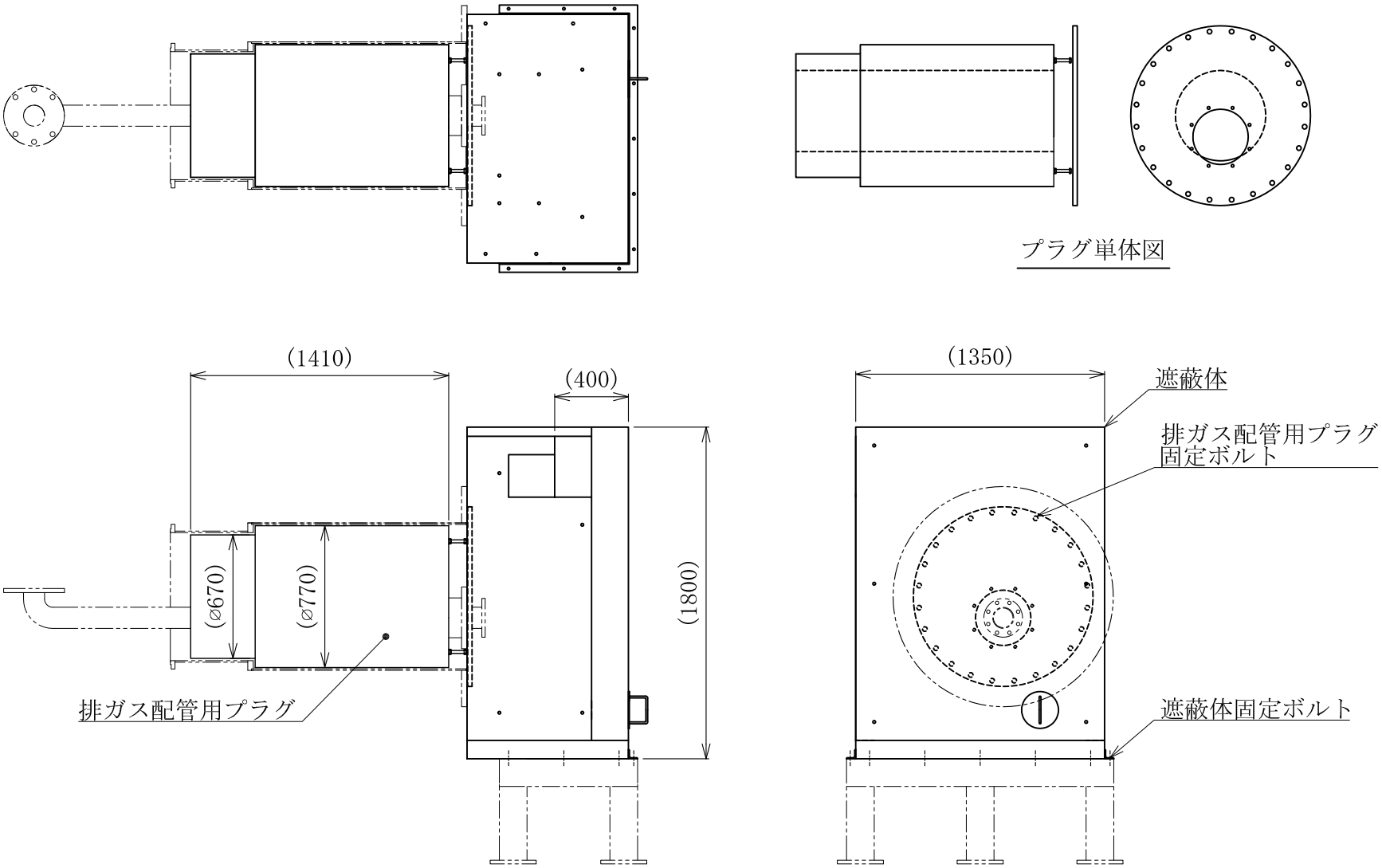

セル内設置機器

図-249　焼却溶融設備の排ガス配管用プラグの概略図

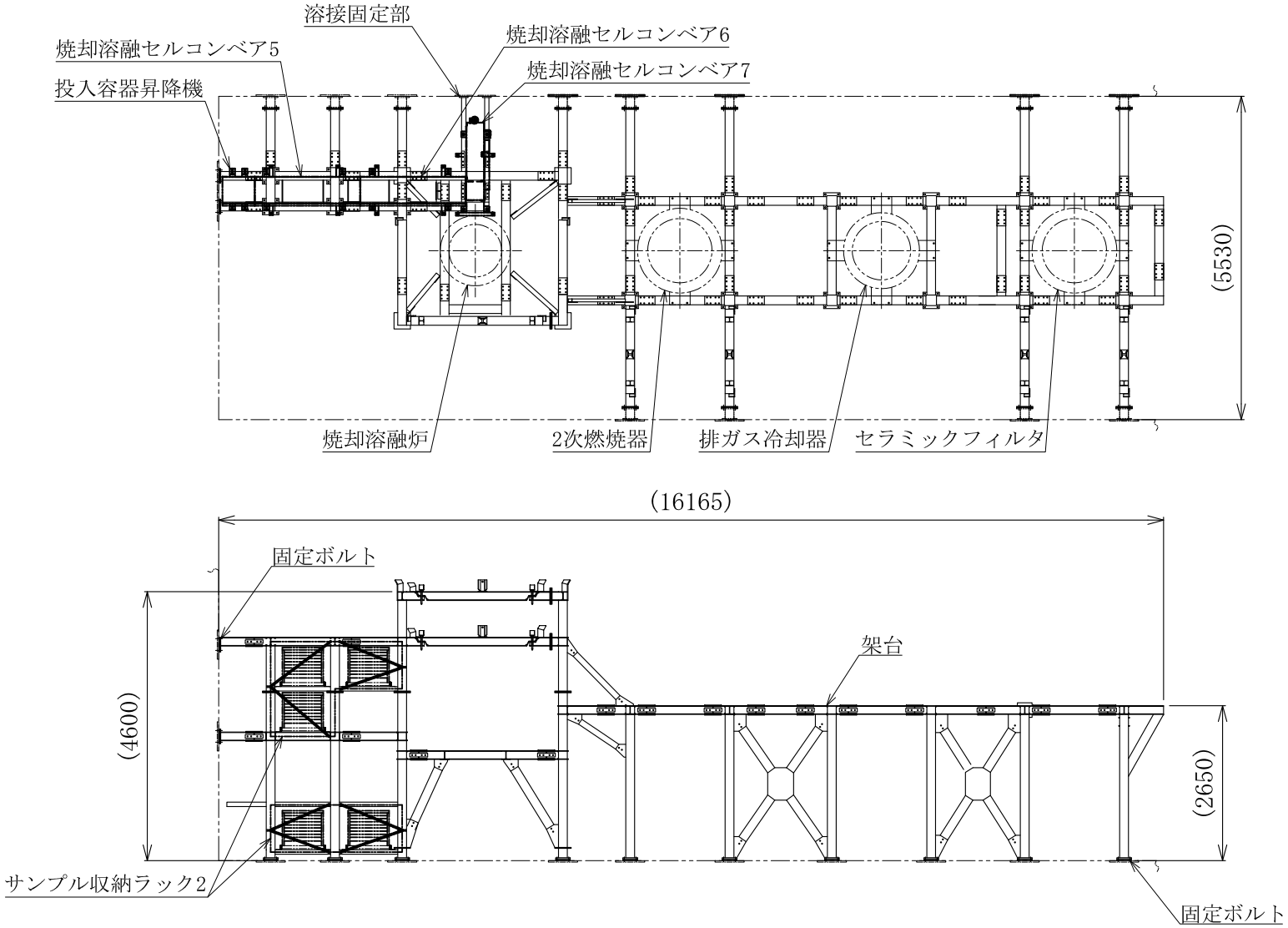

セル内設置機器

図-250　焼却溶融設備のセル内架台の概略図

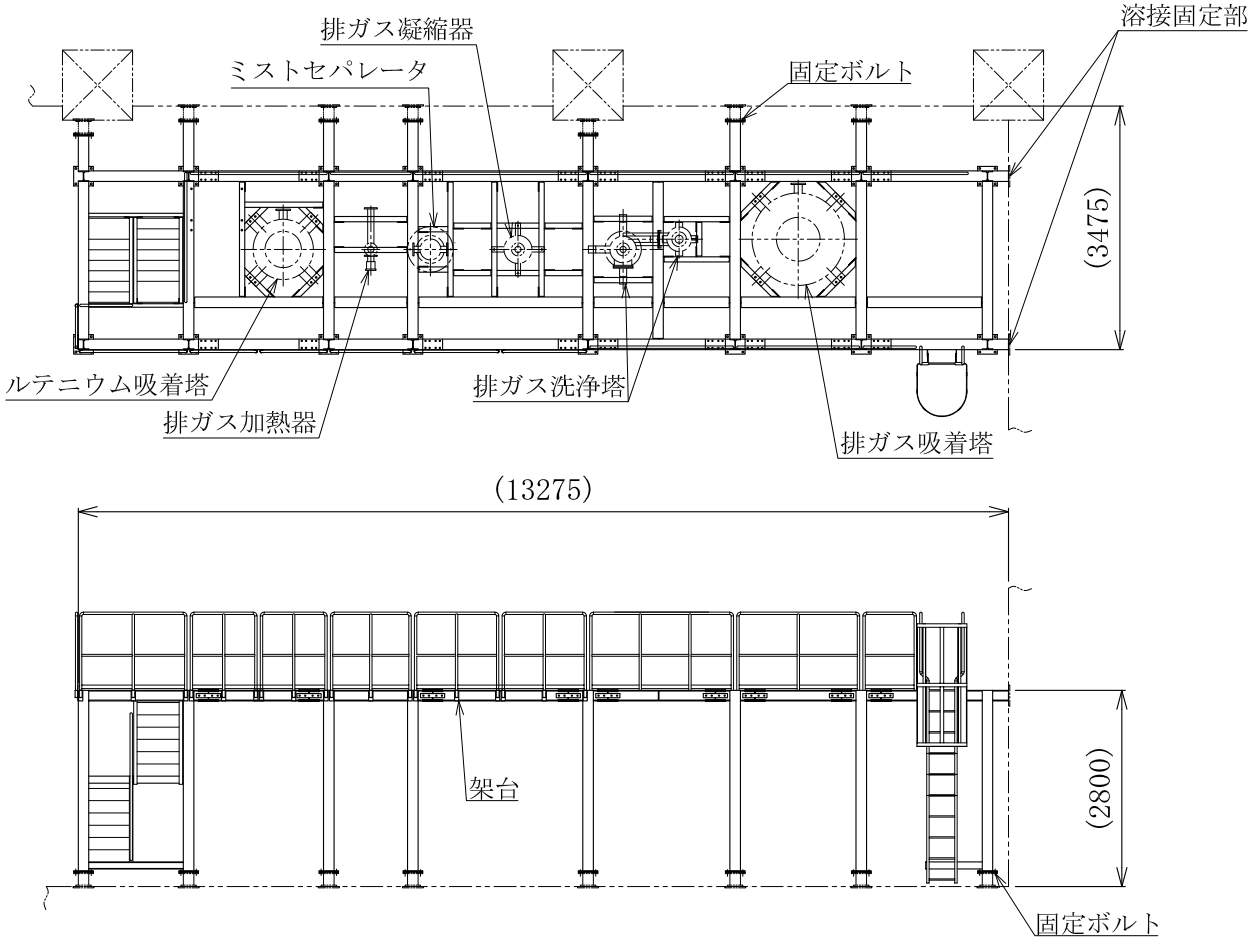

図-251　焼却溶融設備のセル外架台の概略図

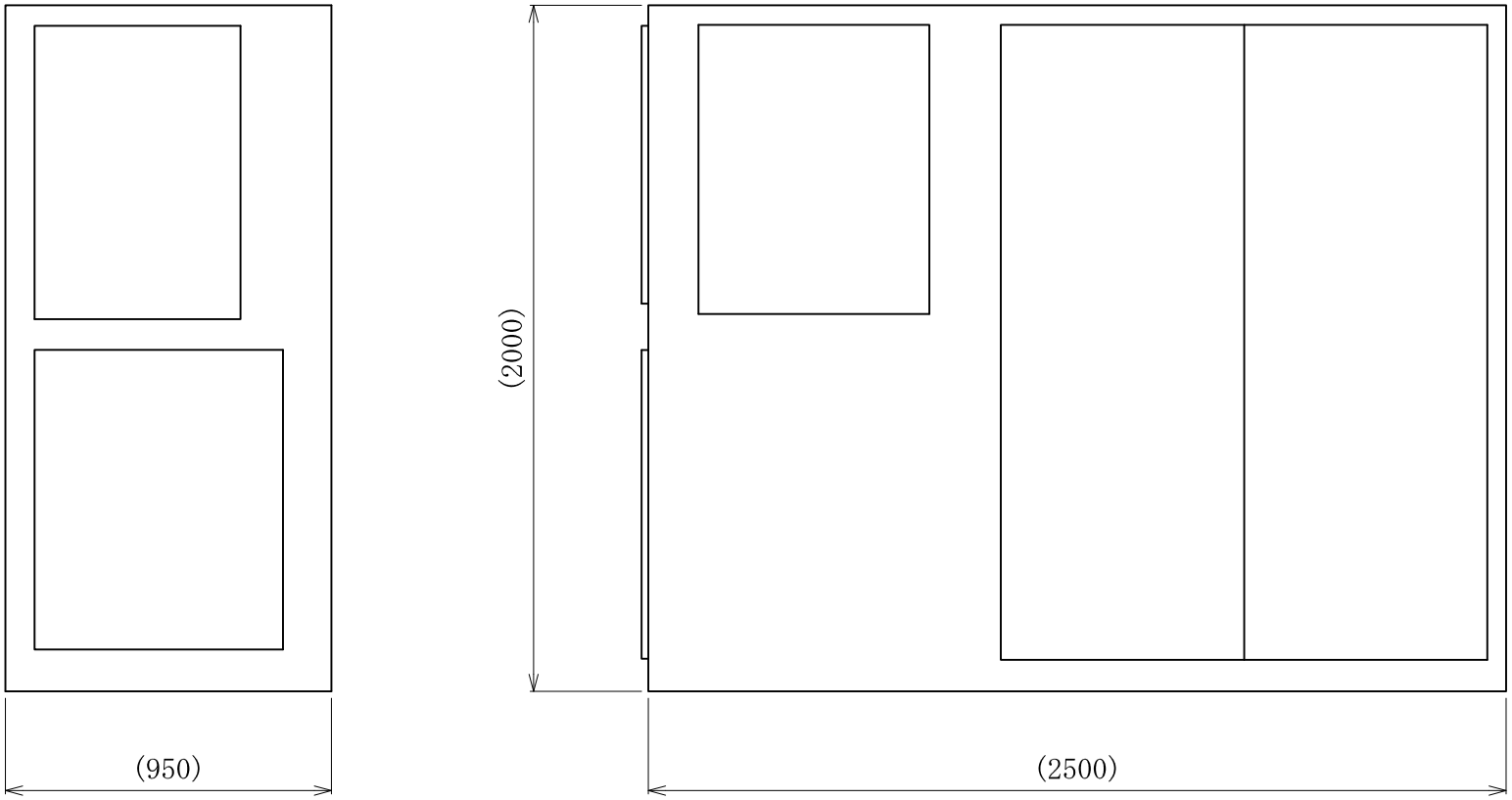

図-252　焼却溶融設備の焼却溶融炉高周波電源盤の概略図

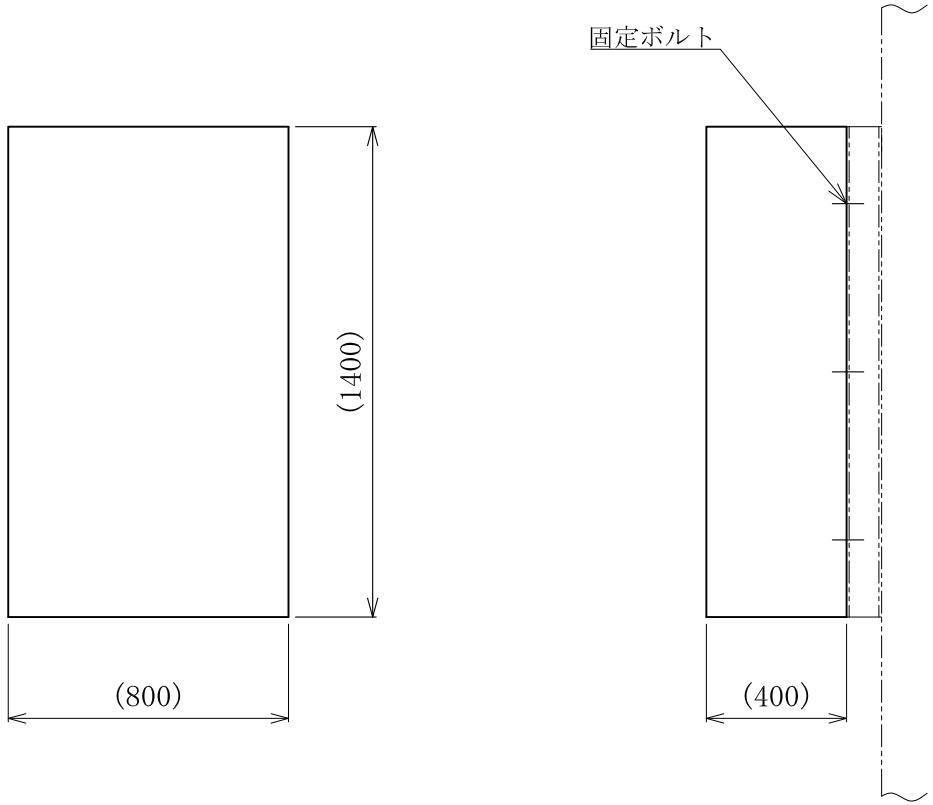

図-253　焼却溶融設備の焼却溶融炉高周波電源接触器盤の概略図

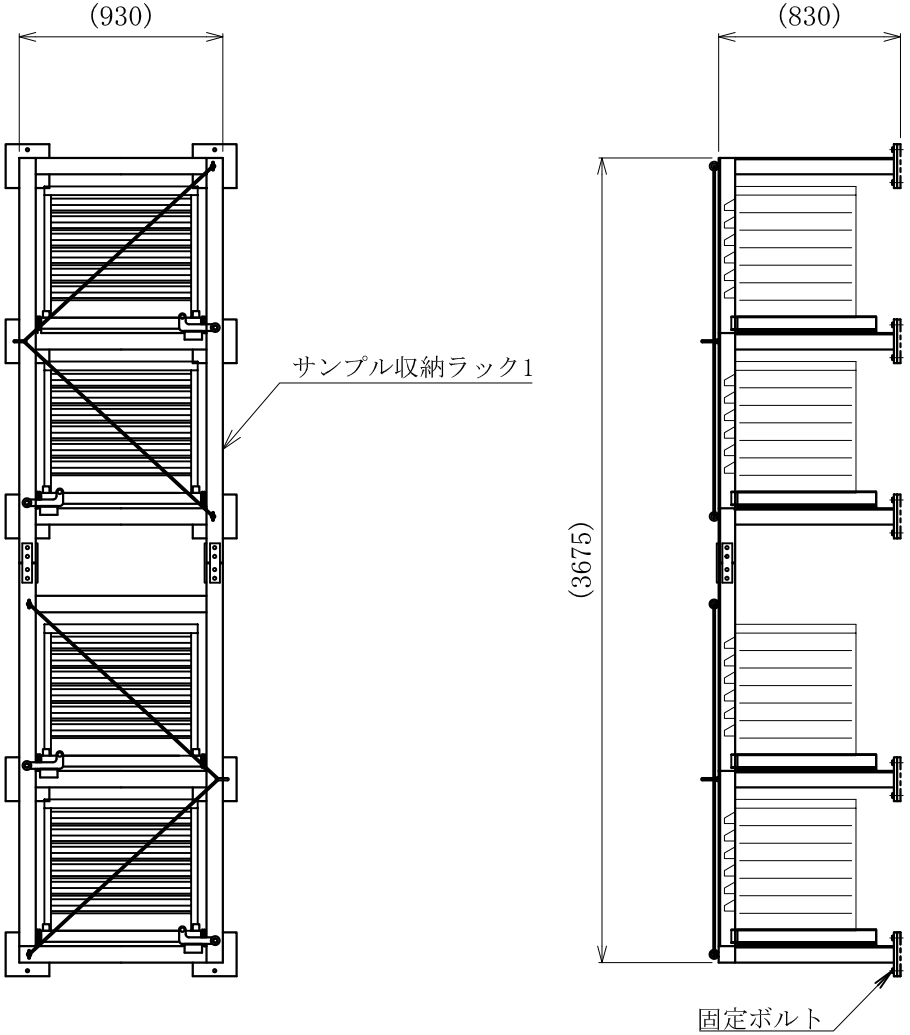

図-254　焼却溶融設備のサンプル収納ラック1の概略図

セル内設置機器

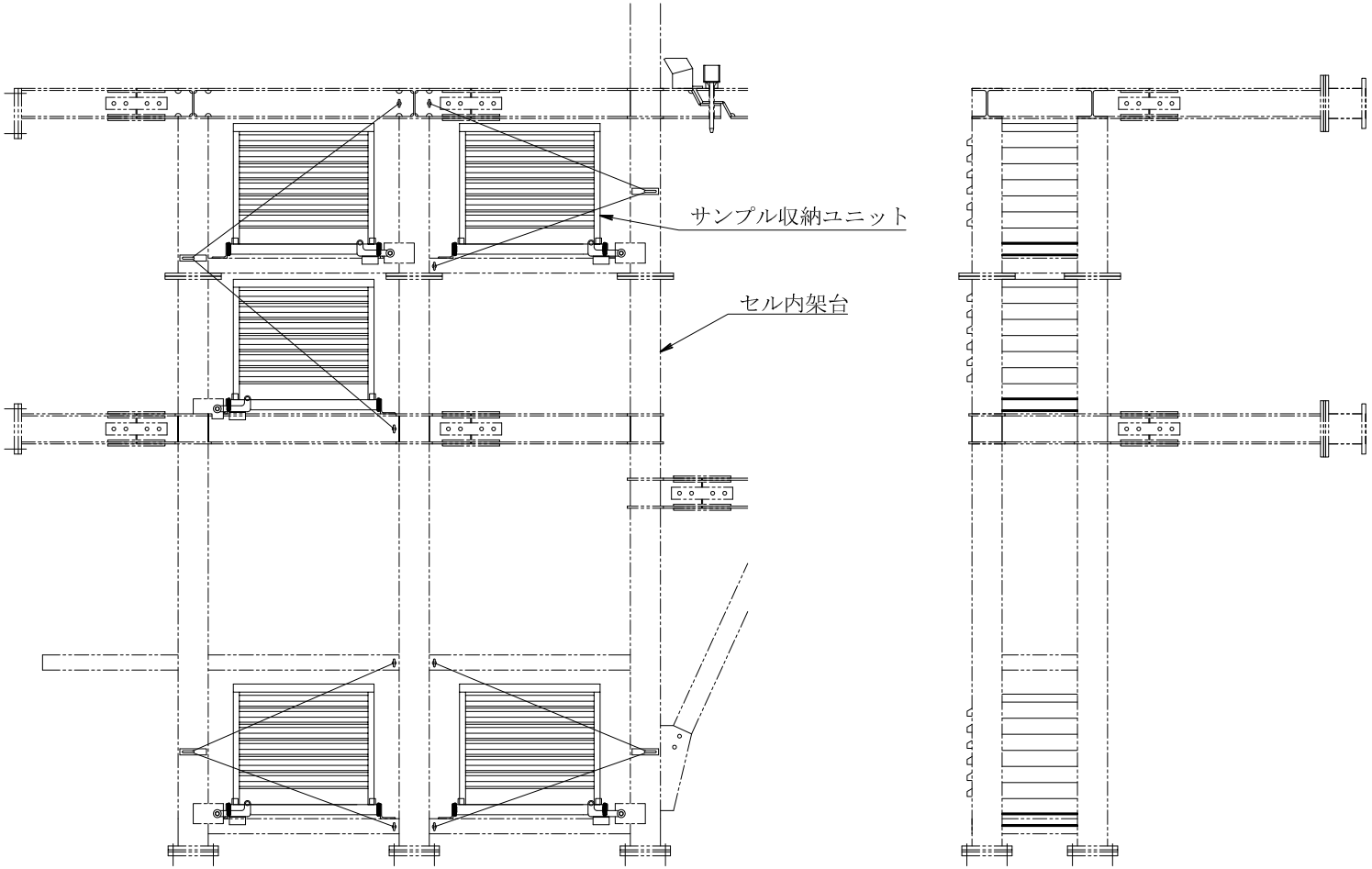

（注記）
サンプル収納ラック2のサンプル収納ユニットは、
セル内架台（30-AX-011）に組み込まれる。

セル内設置機器

図-255　焼却溶融設備のサンプル収納ラック2の概略図

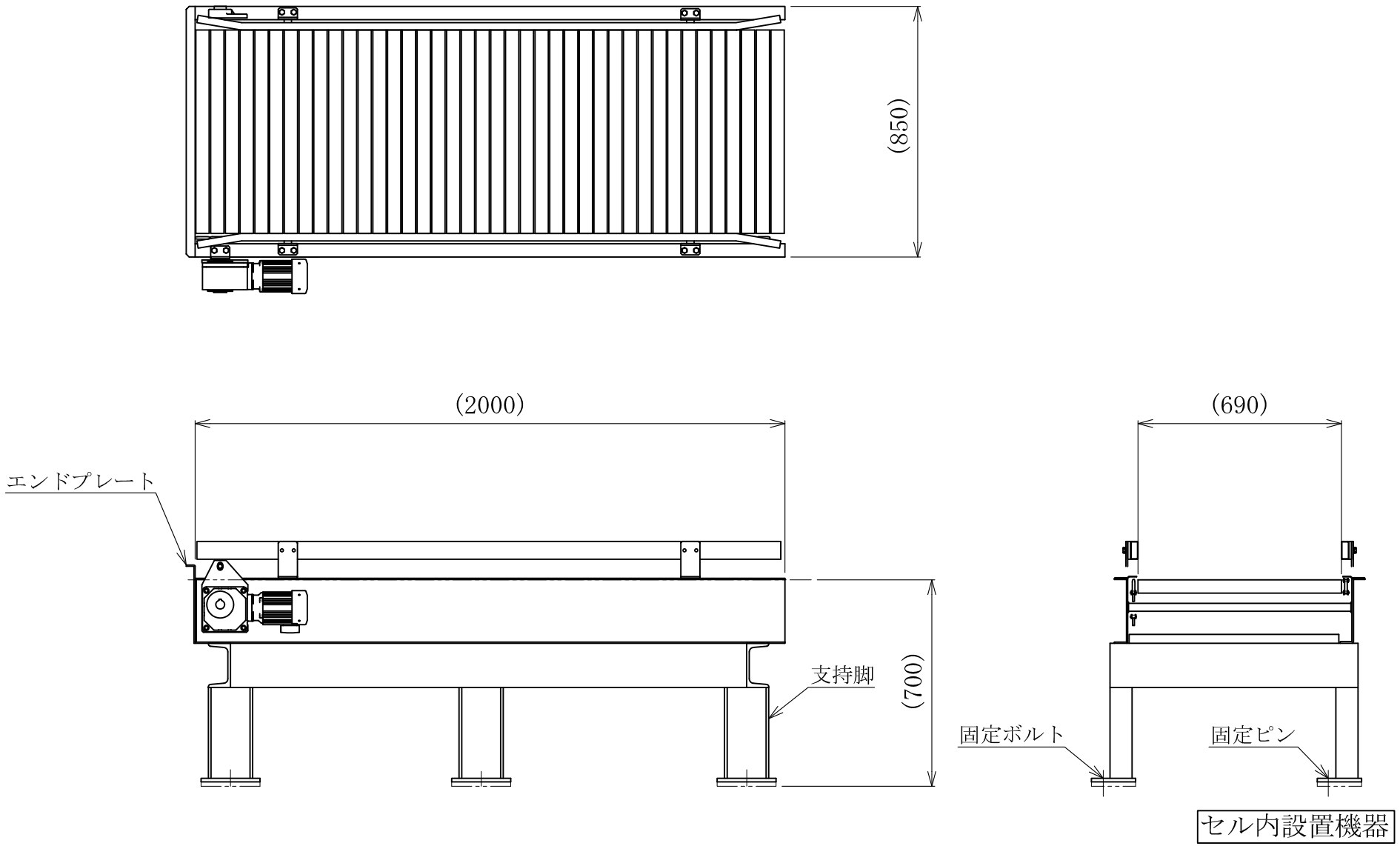

図-256　固体系処理設備の搬出入室コンベア1の概略図

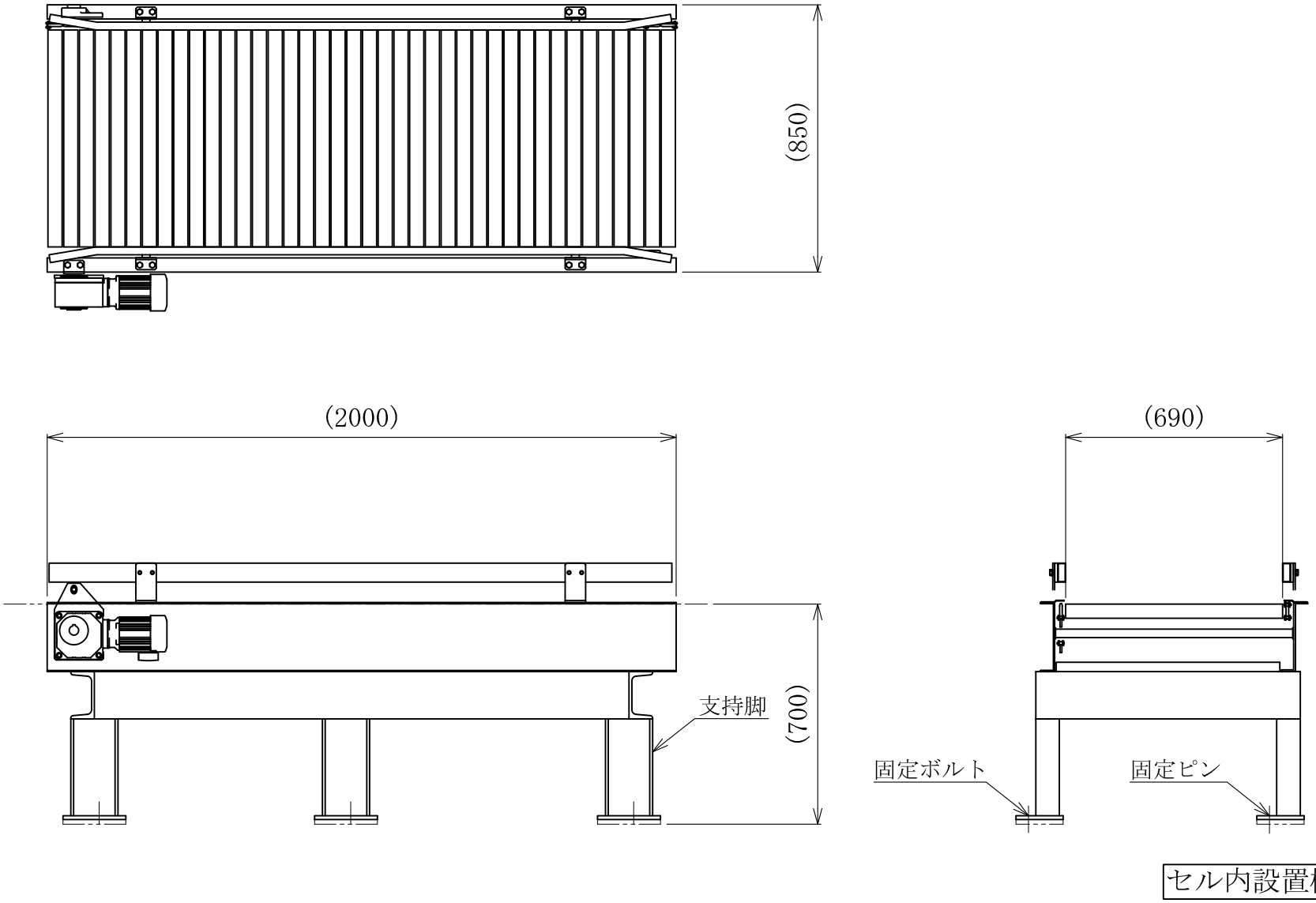

図-257　固体系処理設備の搬出入室コンベア2、3の概略図

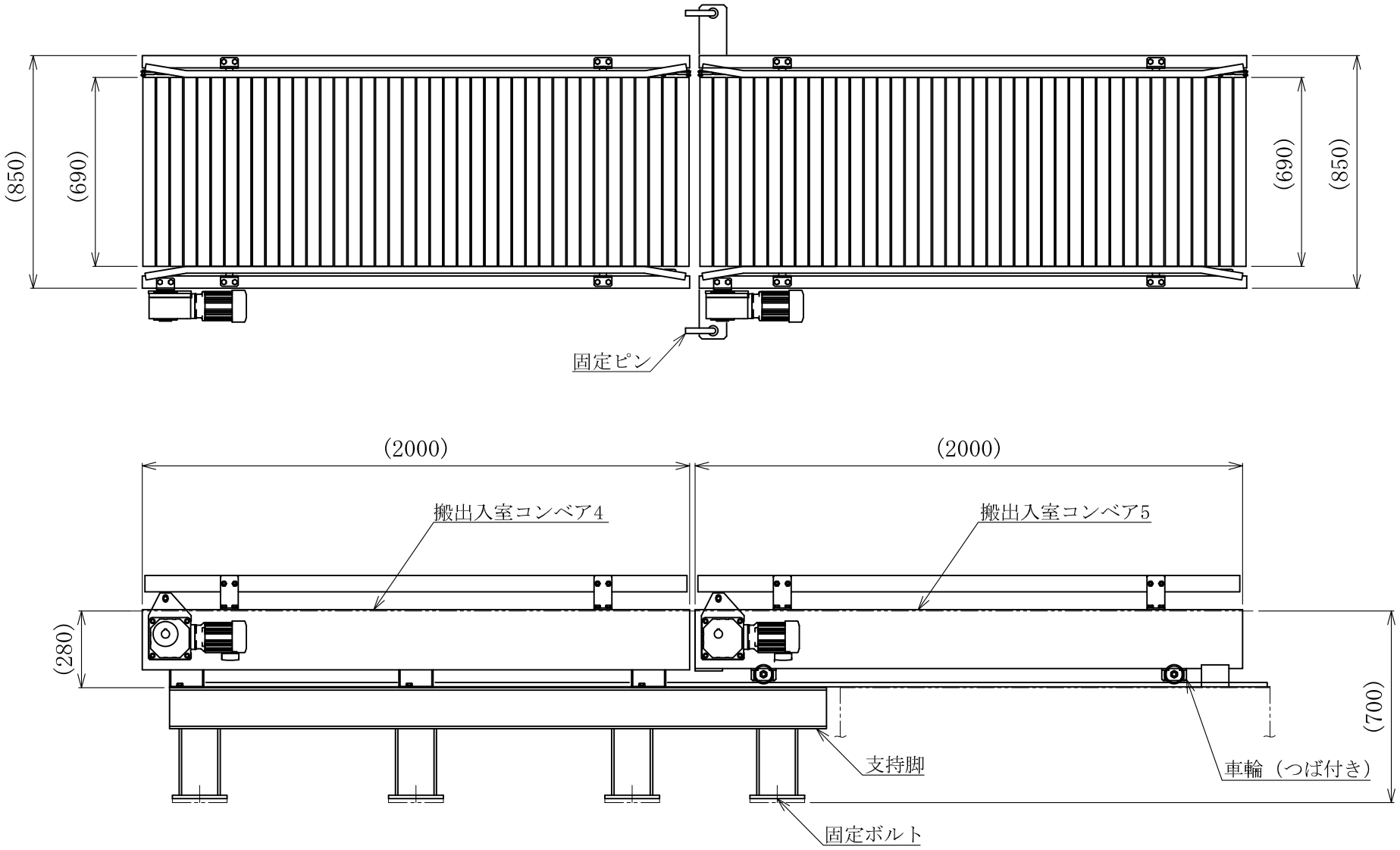

セル内設置機器

図-258　固体系処理設備の搬出入室コンベア4、5の概略図

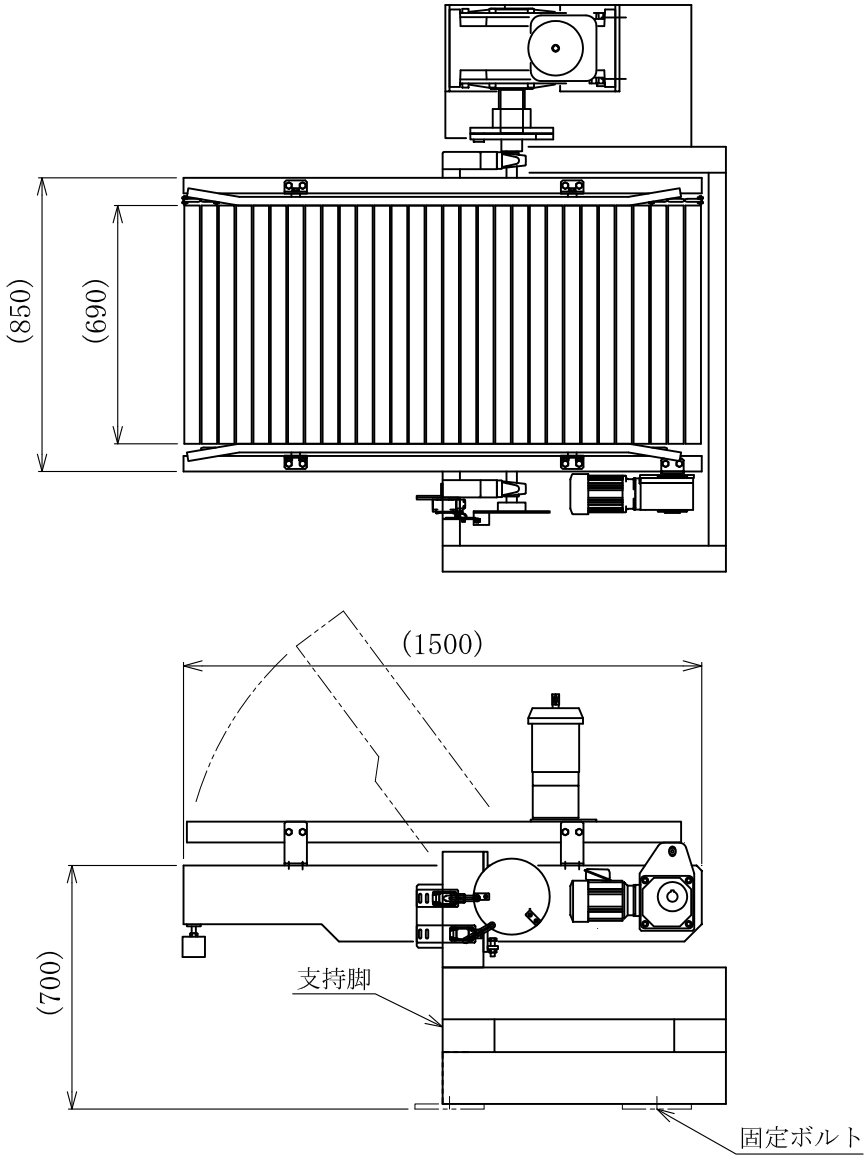

セル内設置機器

図-259　固体系処理設備の開缶エリアコンベア1の概略図

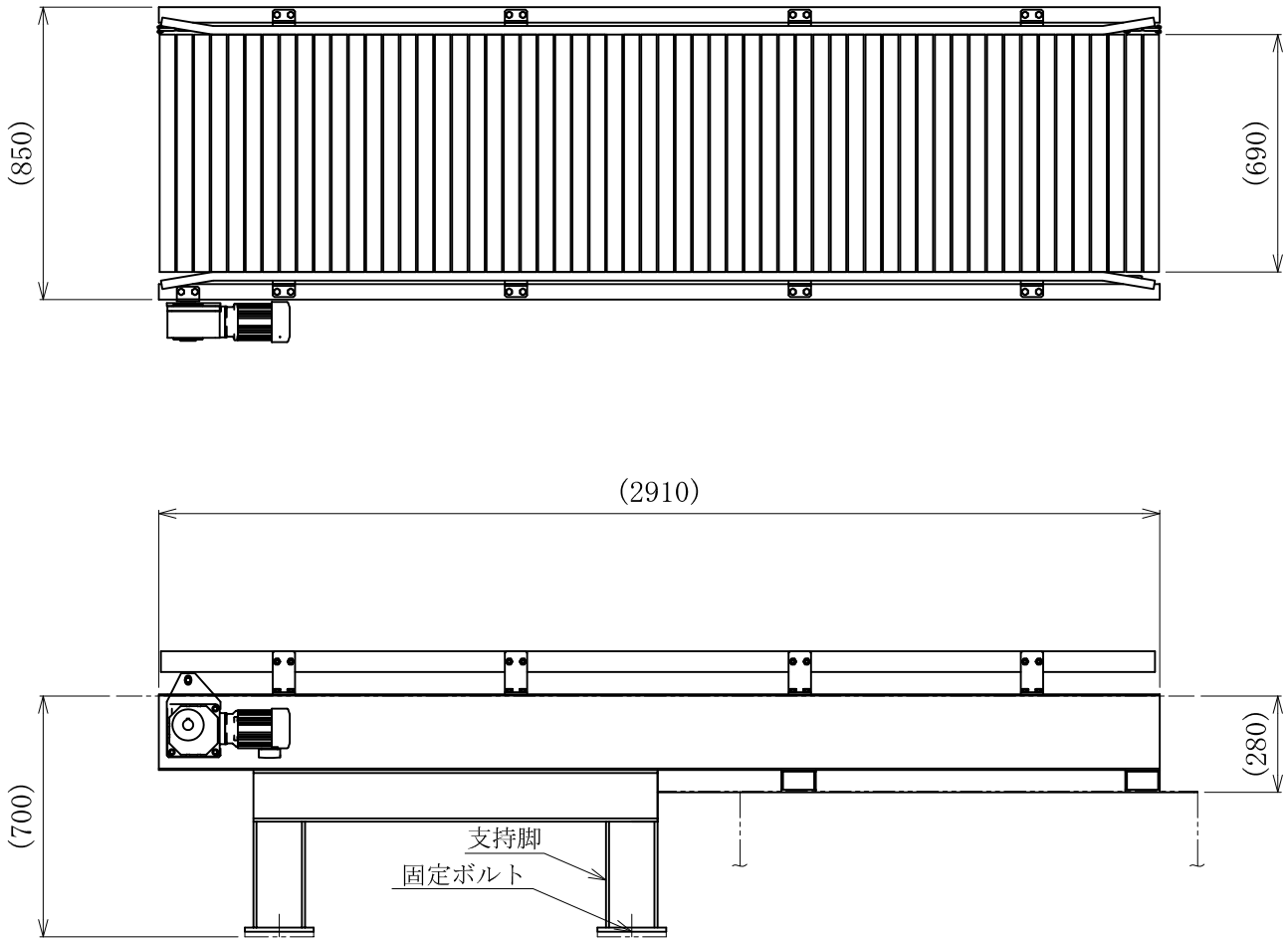

セル内設置機器

図-260　固体系処理設備の開缶エリアコンベア2の概略図

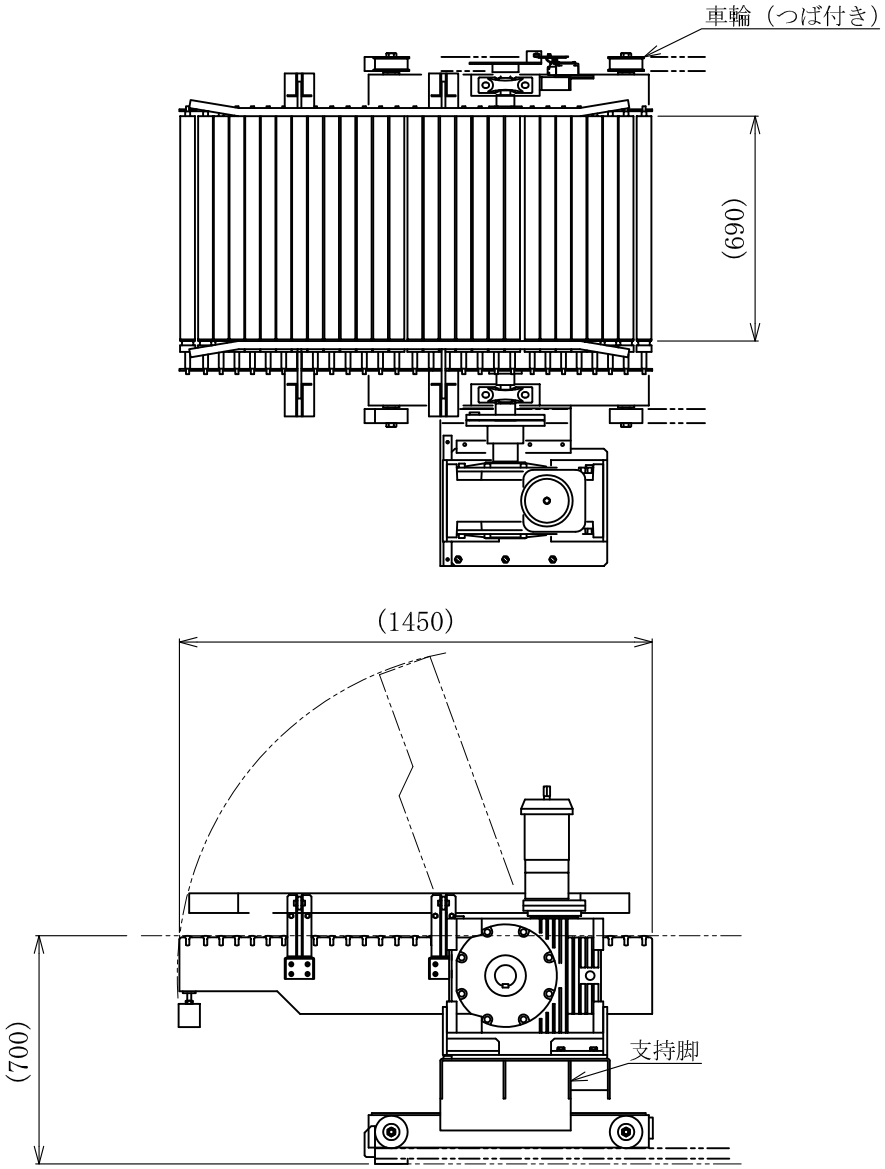

セル内設置機器

図-261　固体系処理設備の分別エリアコンベア1の概略図

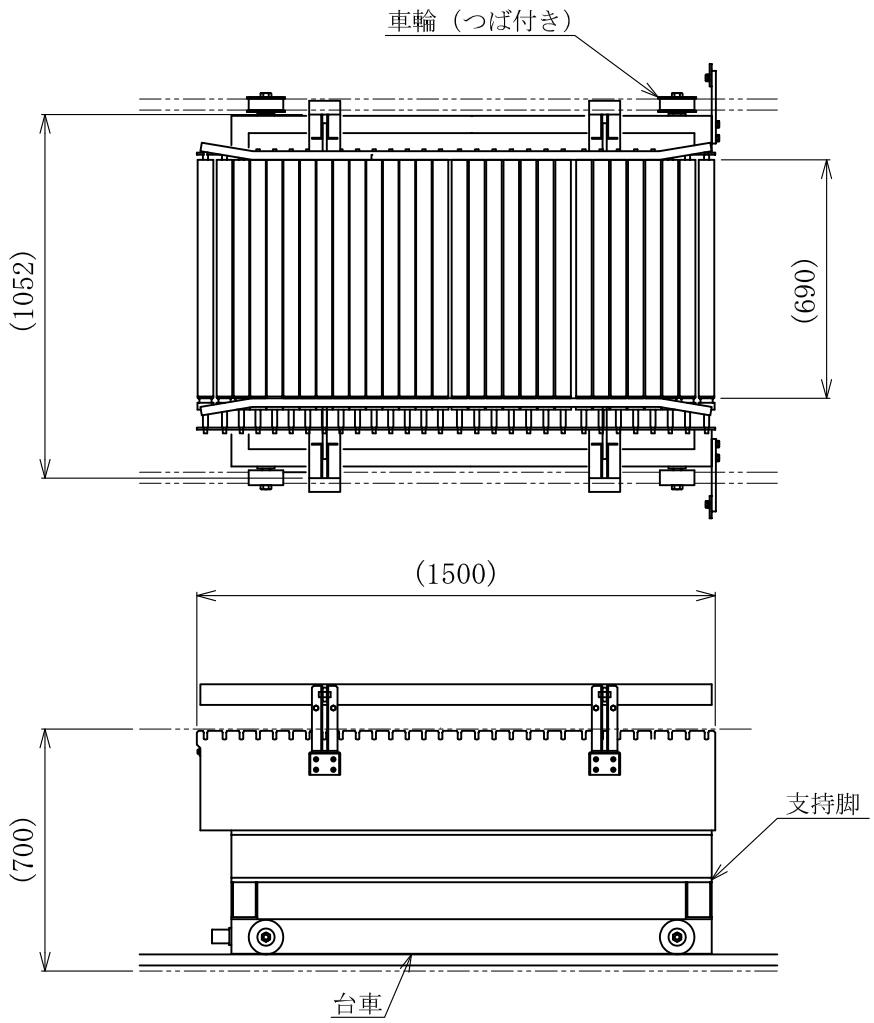

セル内設置機器

図-262　固体系処理設備の分別エリアコンベア2の概略図

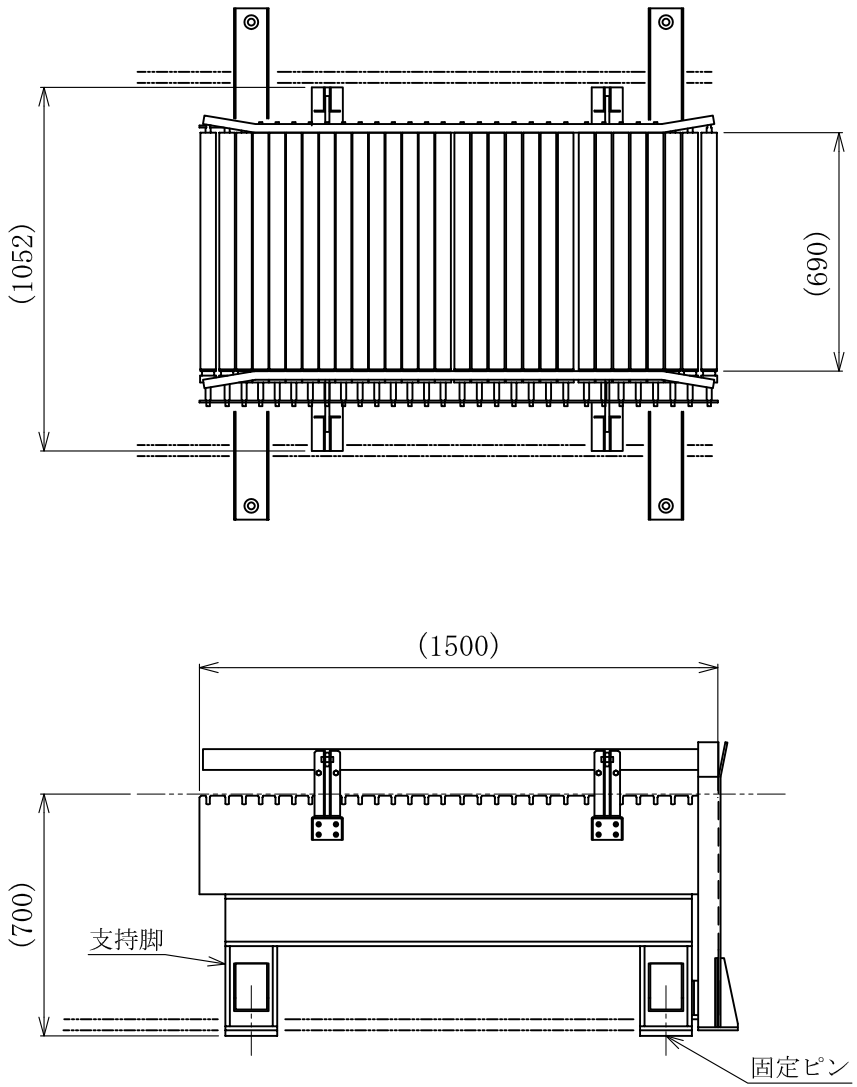

セル内設置機器

図-263　固体系処理設備の分別エリアコンベア3の概略図

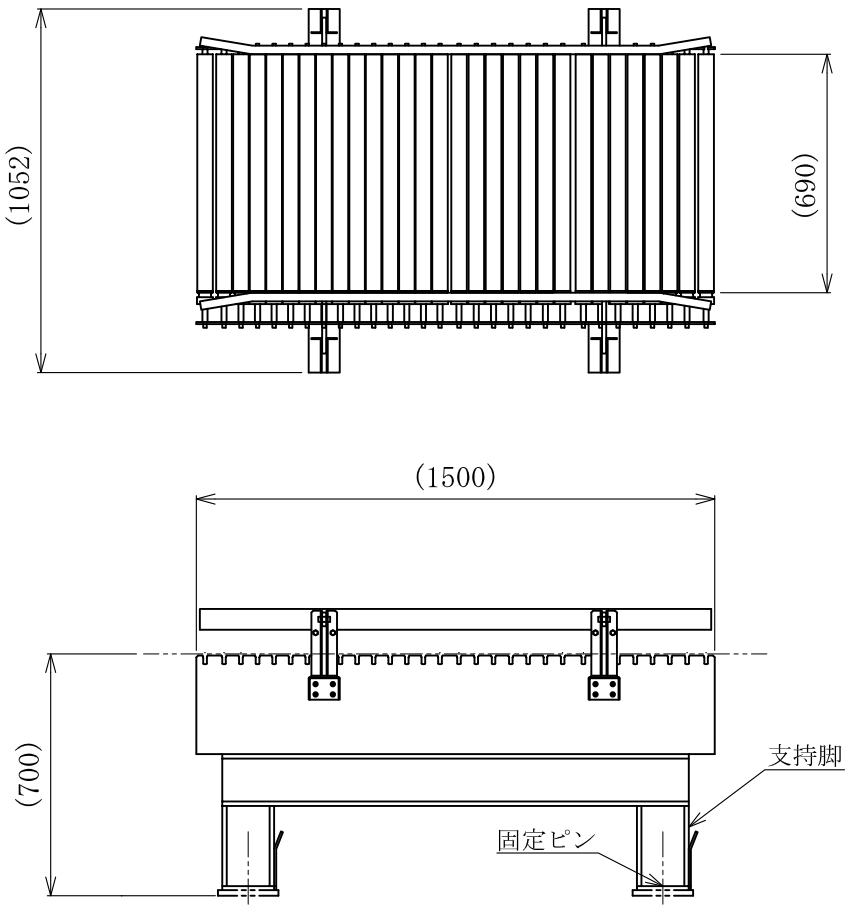

セル内設置機器

図-264　固体系処理設備の分別エリアコンベア4の概略図

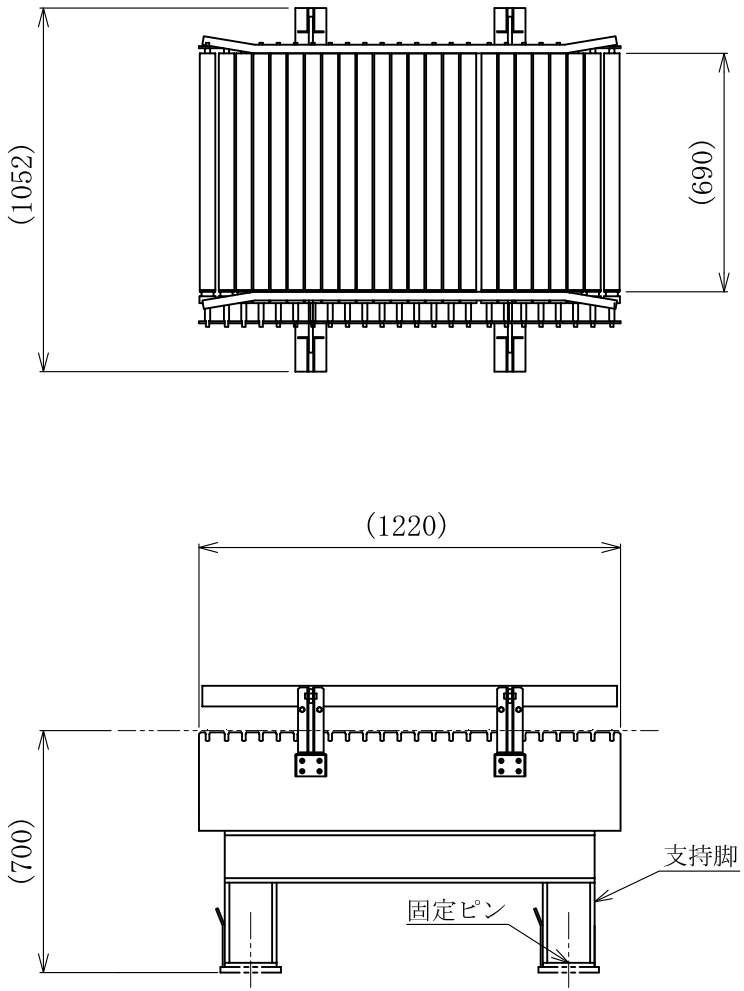

セル内設置機器

図-265　固体系処理設備の分別エリアコンベア5の概略図

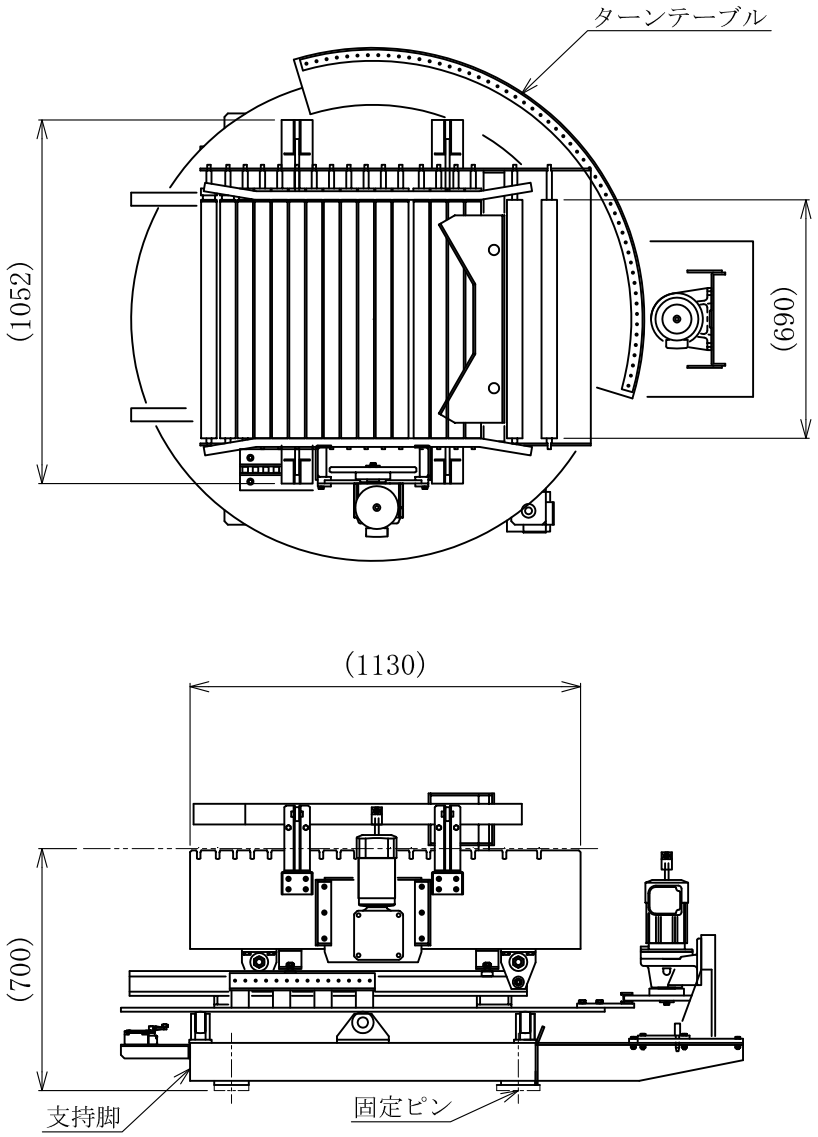

セル内設置機器

図-266　固体系処理設備の分別エリアコンベア6の概略図

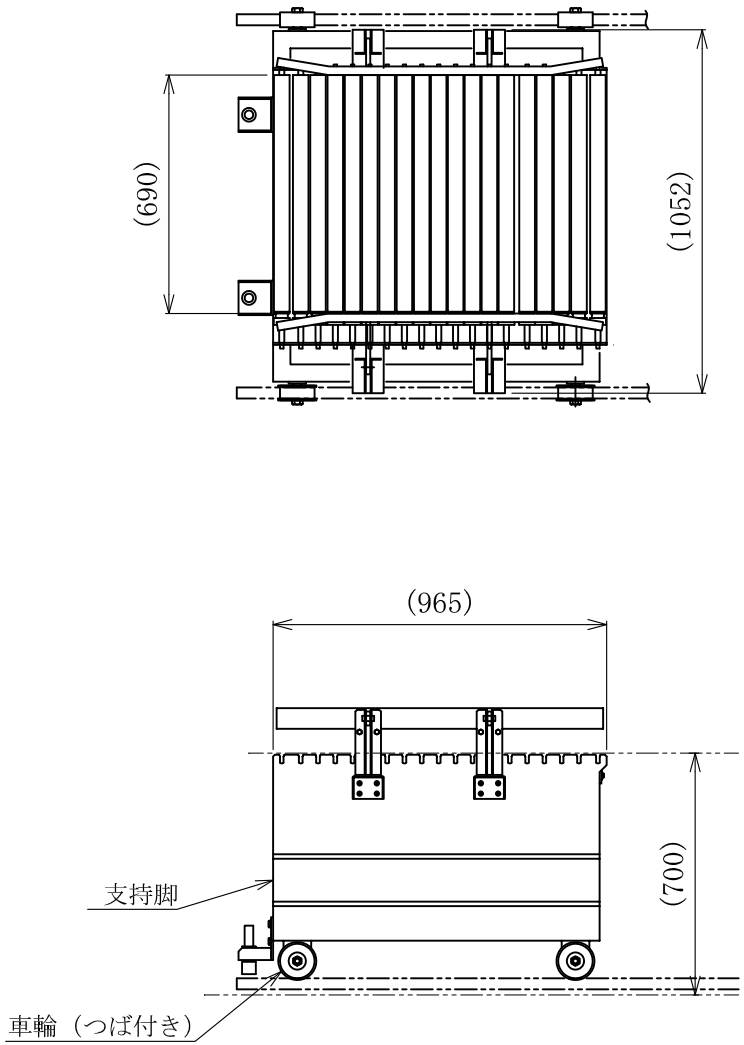

セル内設置機器

図-267　固体系処理設備の分別エリアコンベア7の概略図

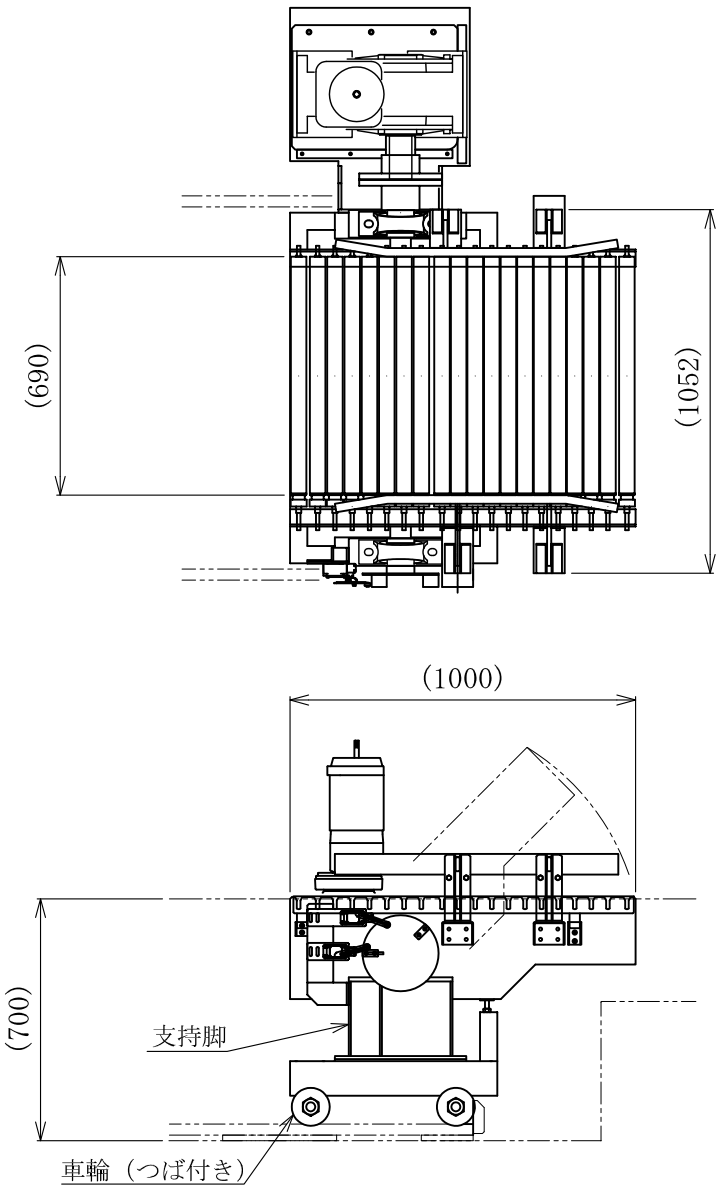

セル内設置機器

図-268　固体系処理設備の分別エリアコンベア8の概略図

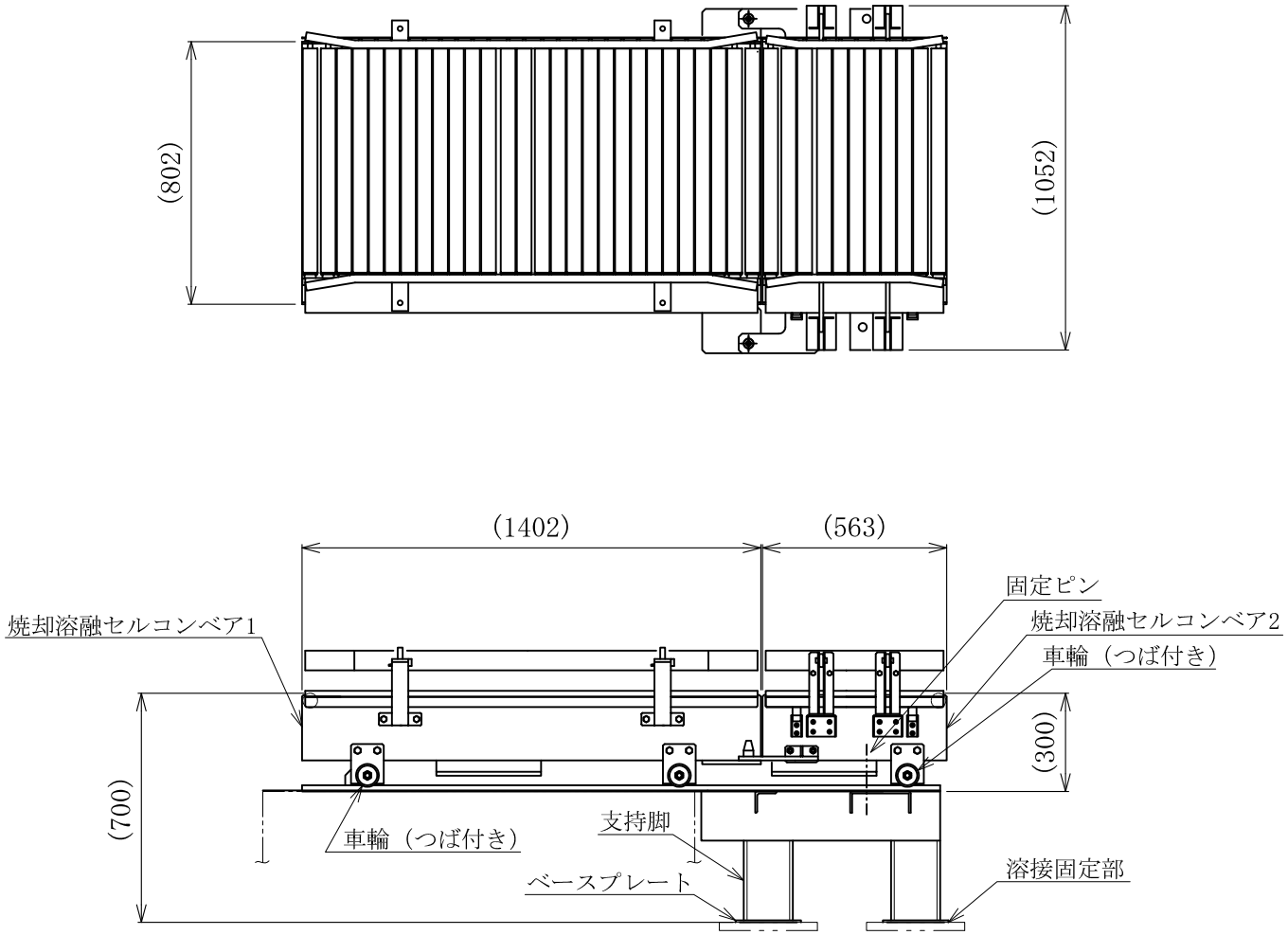

セル内設置機器

図-269　固体系処理設備の焼却溶融セルコンベア1、2の概略図

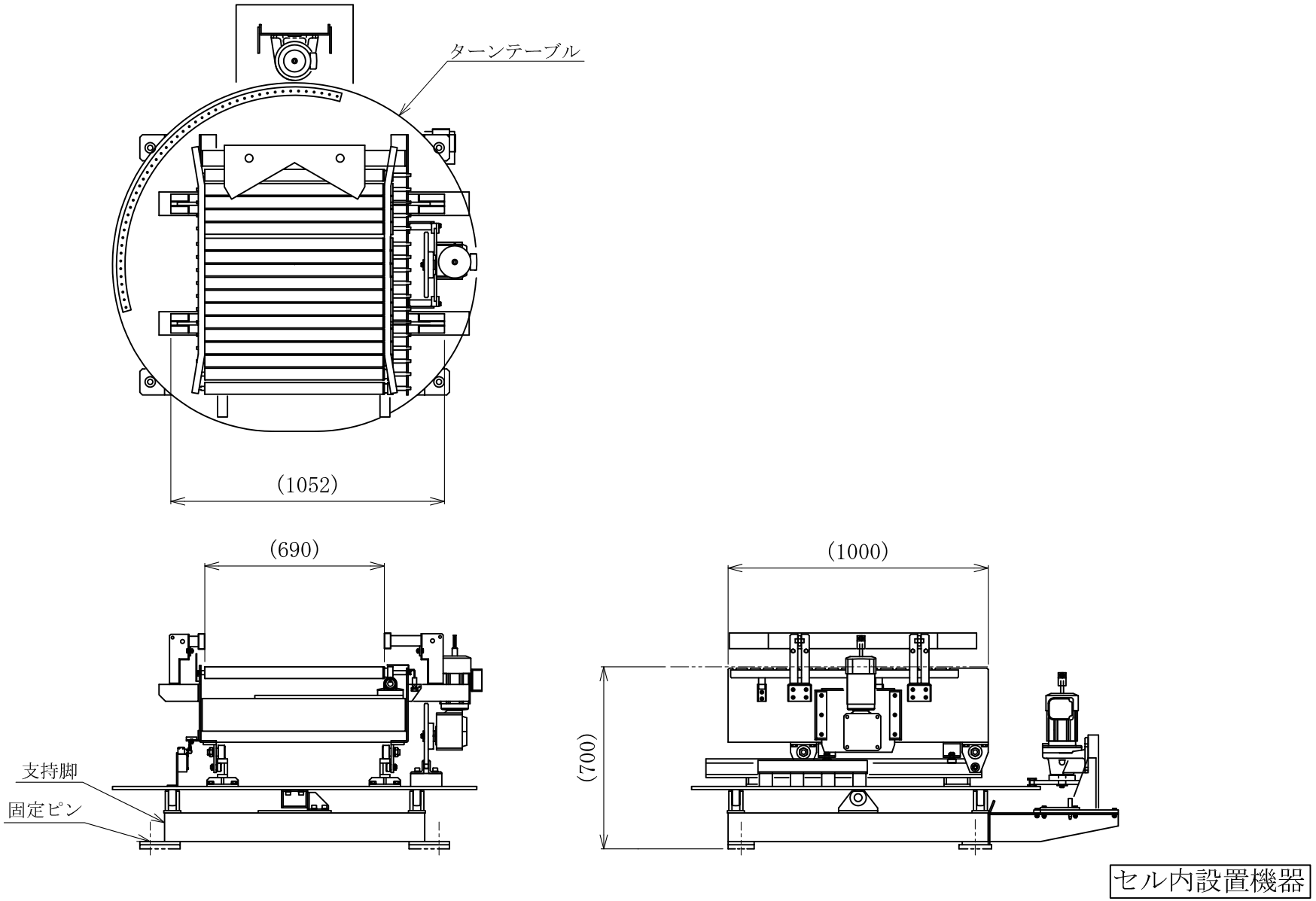

図-270　固体系処理設備の焼却溶融セルコンベア3の概略図

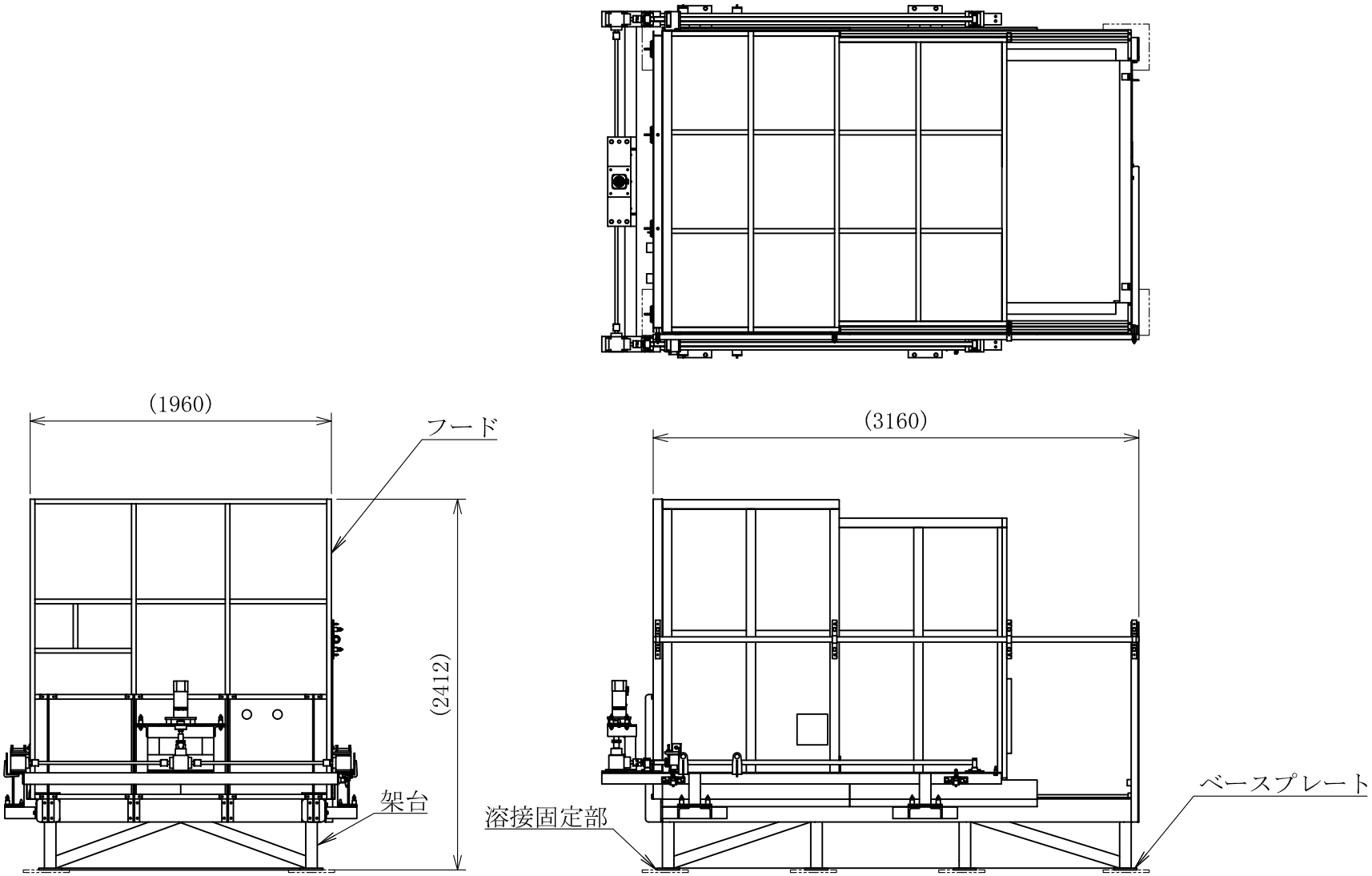

セル内設置機器

図-271　固体系処理設備のレーザ切断装置（切断フード）の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	ヒューム吸引ノズル1	50A	SUS304	
N2	ヒューム吸引ノズル2	50A	SUS304	
N3	バグフィルタ逆洗用 空気供給ノズル	15A	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

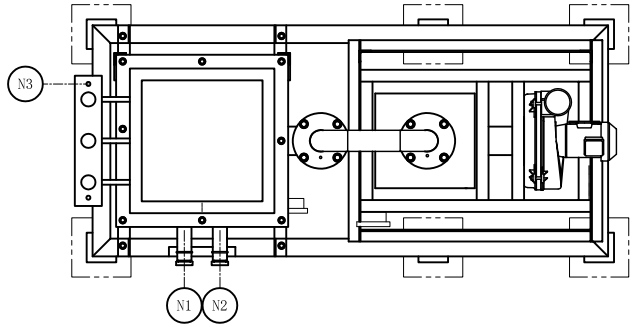

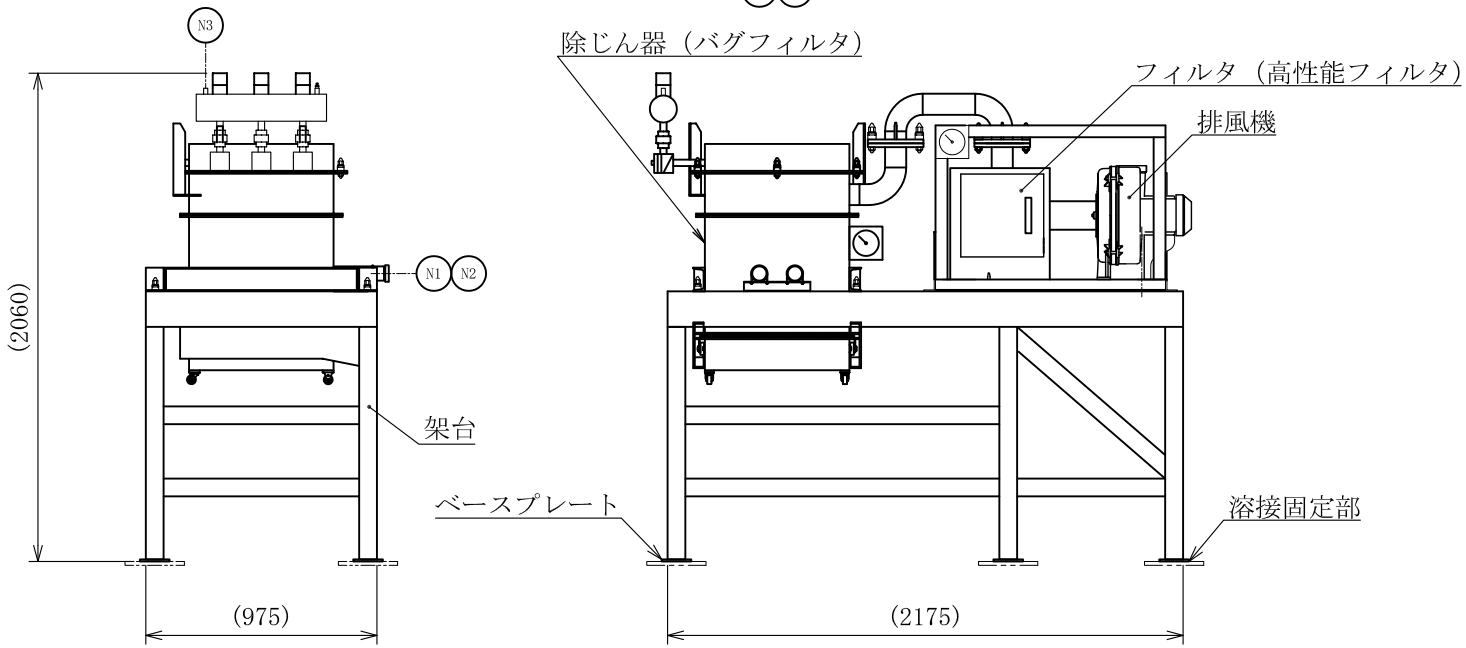

セル内設置機器

図-272　固体系処理設備のレーザ切断装置（除じん器、フィルタ、排風機）の概略図

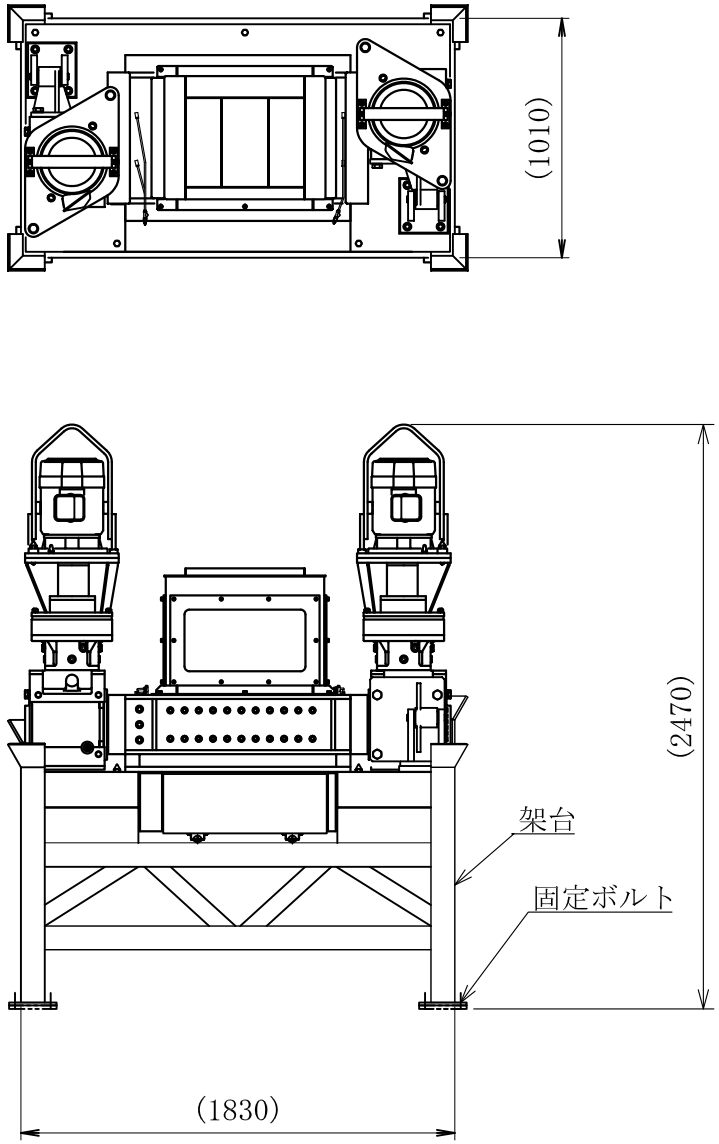

セル内設置機器

図-273　固体系処理設備の破砕機の概略図

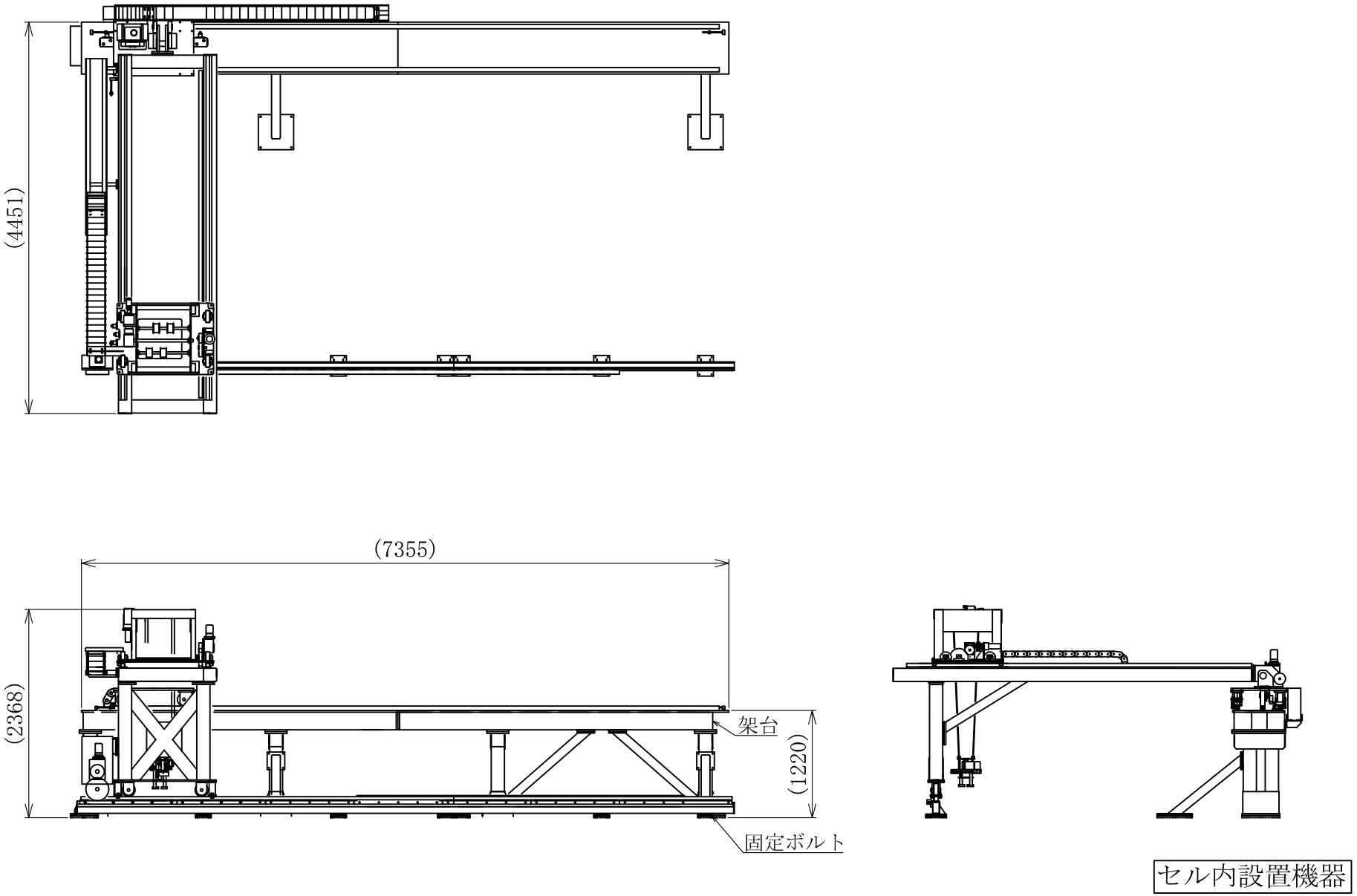

図-274　固体系処理設備の投入容器出入装置の概略図

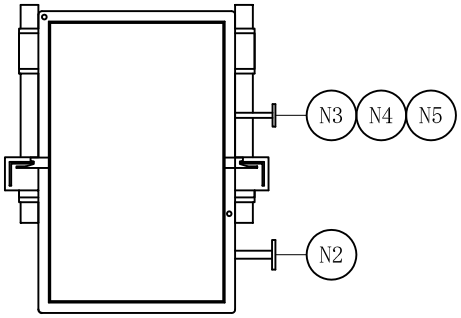

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	空気出口	500A×Sch5S	SUS304TPY	
N2	DOP注入	25A×Sch20S	SUS304TP	
N3	DOPサンプリング上流側	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	インセルフィルタ差圧測定	10A×Sch40	SUS304TP	
N5	DOPサンプリング下流側	15A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

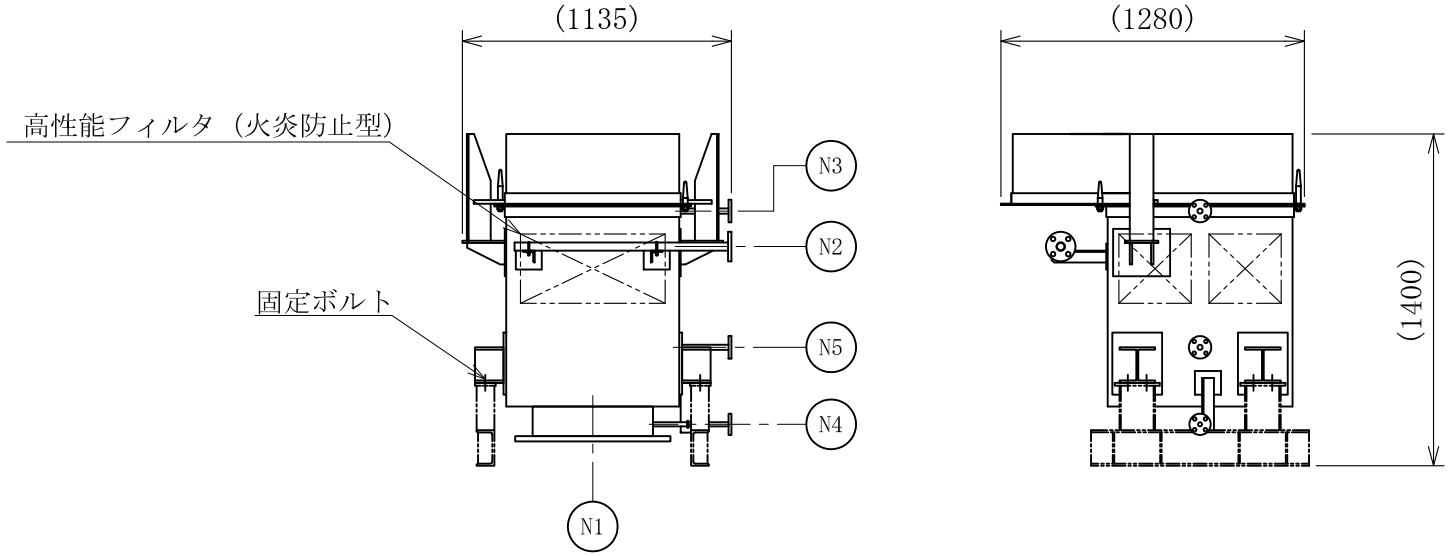

セル内設置機器

図-275　固体系処理設備の開缶エリアインセルフィルタの概略図

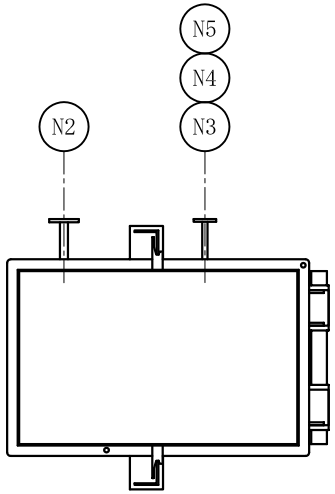

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	空気出口	500A×Sch5S	SUS304TPY	
N2	DOP注入	25A×Sch20S	SUS304TP	
N3	DOPサンプリング上流側	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	インセルフィルタ差圧測定	10A×Sch40	SUS304TP	
N5	DOPサンプリング下流側	15A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

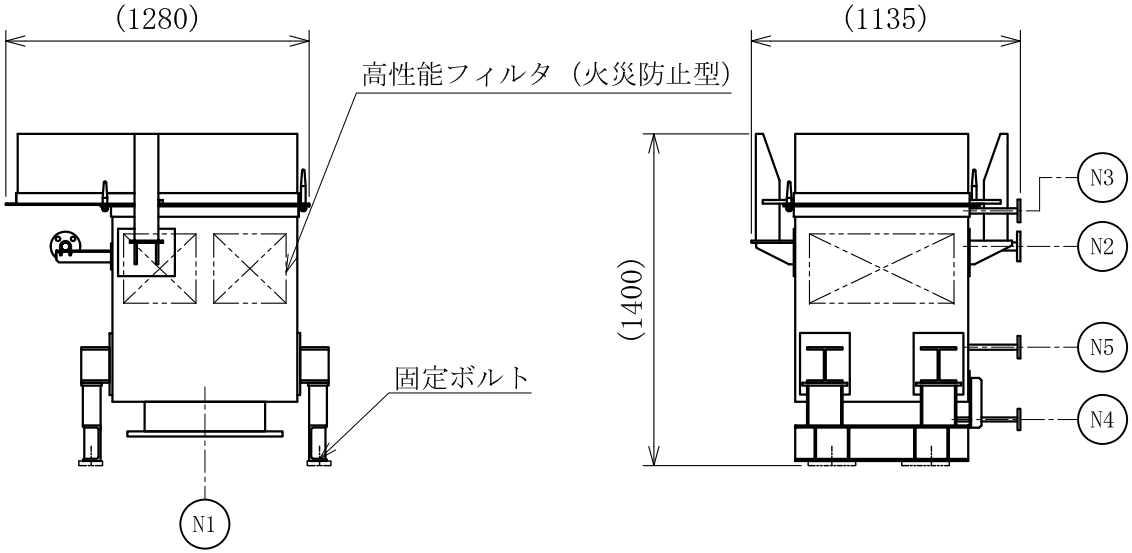

セル内設置機器

図-276　固体系処理設備の分別エリアインセルフィルタの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	空気出口	500A×Sch5S	SUS304TPY	
N2	DOP注入	25A×Sch20S	SUS304TP	
N3	DOPサンプリング上流側	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	インセルフィルタ差圧測定	10A×Sch40	SUS304TP	
N5	DOPサンプリング下流側	15A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

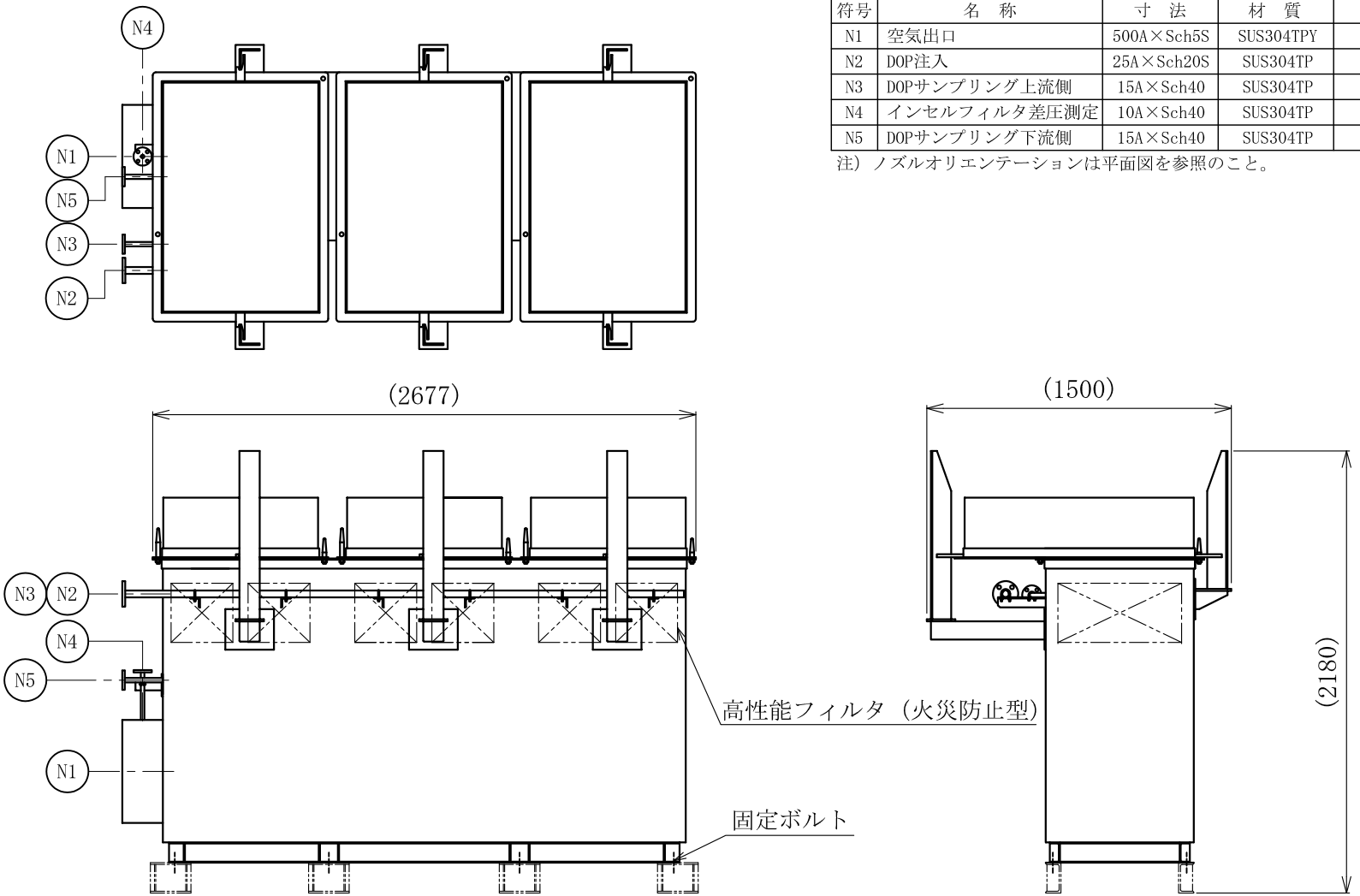

セル内設置機器

図-277　固体系処理設備の焼却溶融セルインセルフィルタの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	空気出口	350A×Sch5S	SUS304TPY	
N2	DOP注入	25A×Sch20S	SUS304TP	
N3	DOPサンプリング上流側	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	インセルフィルタ差圧測定	10A×Sch40	SUS304TP	
N5	DOPサンプリング下流側	15A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

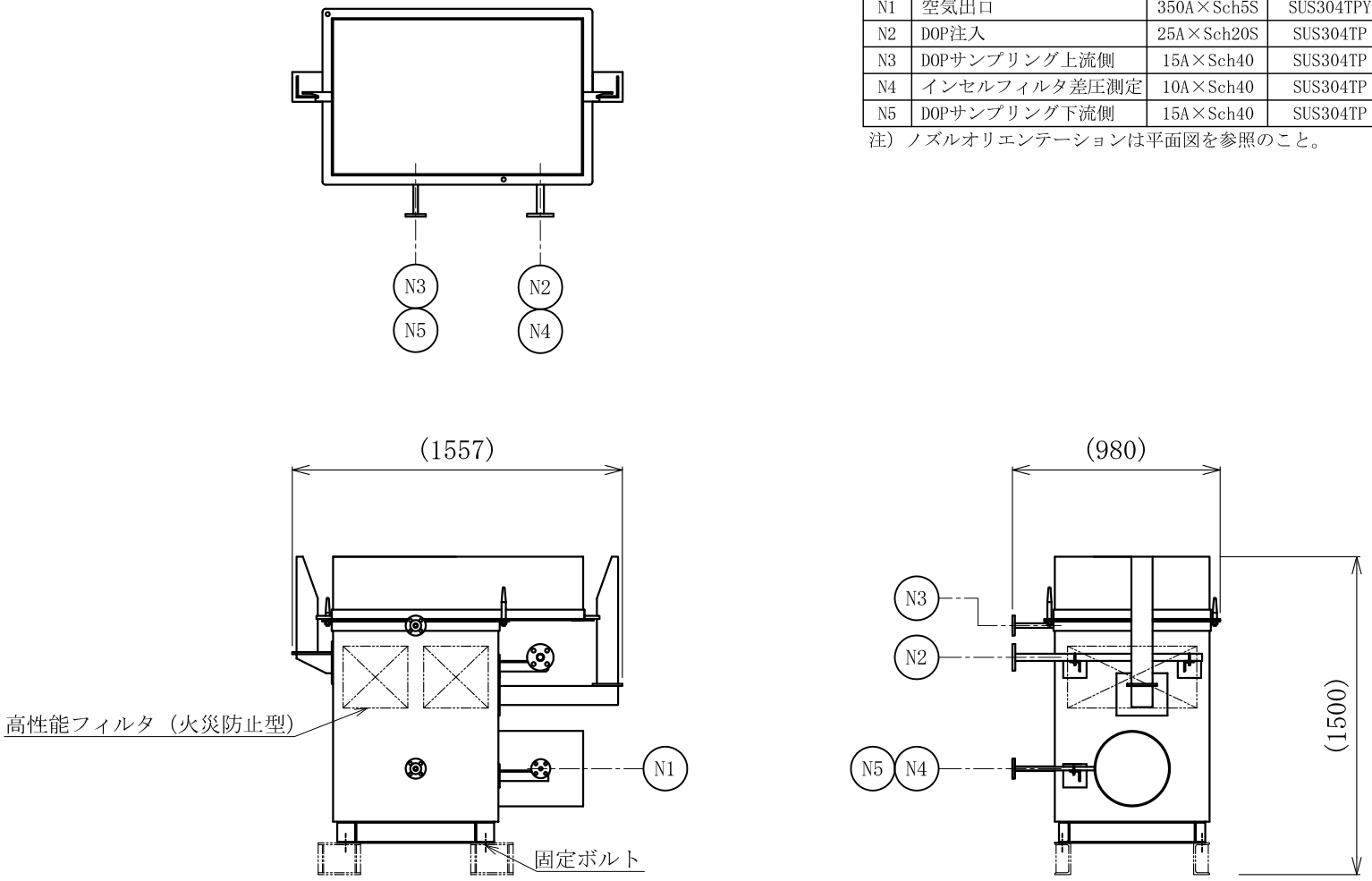

セル内設置機器

図-278　固体系処理設備の保守ホールインセルフィルタの概略図

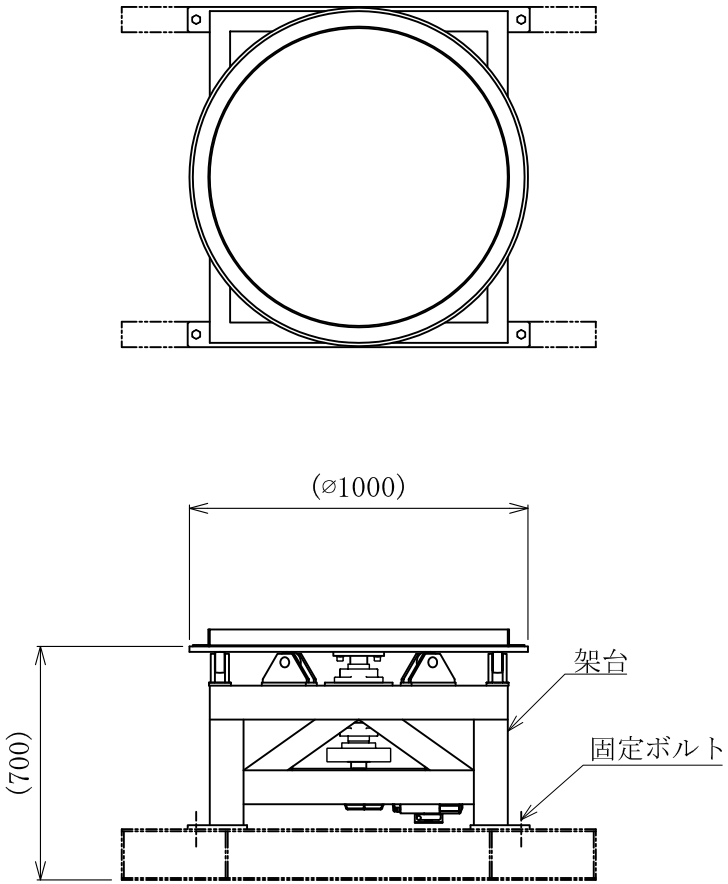

セル内設置機器

図-279　固体系処理設備の搬出入室ターンテーブルの概略図

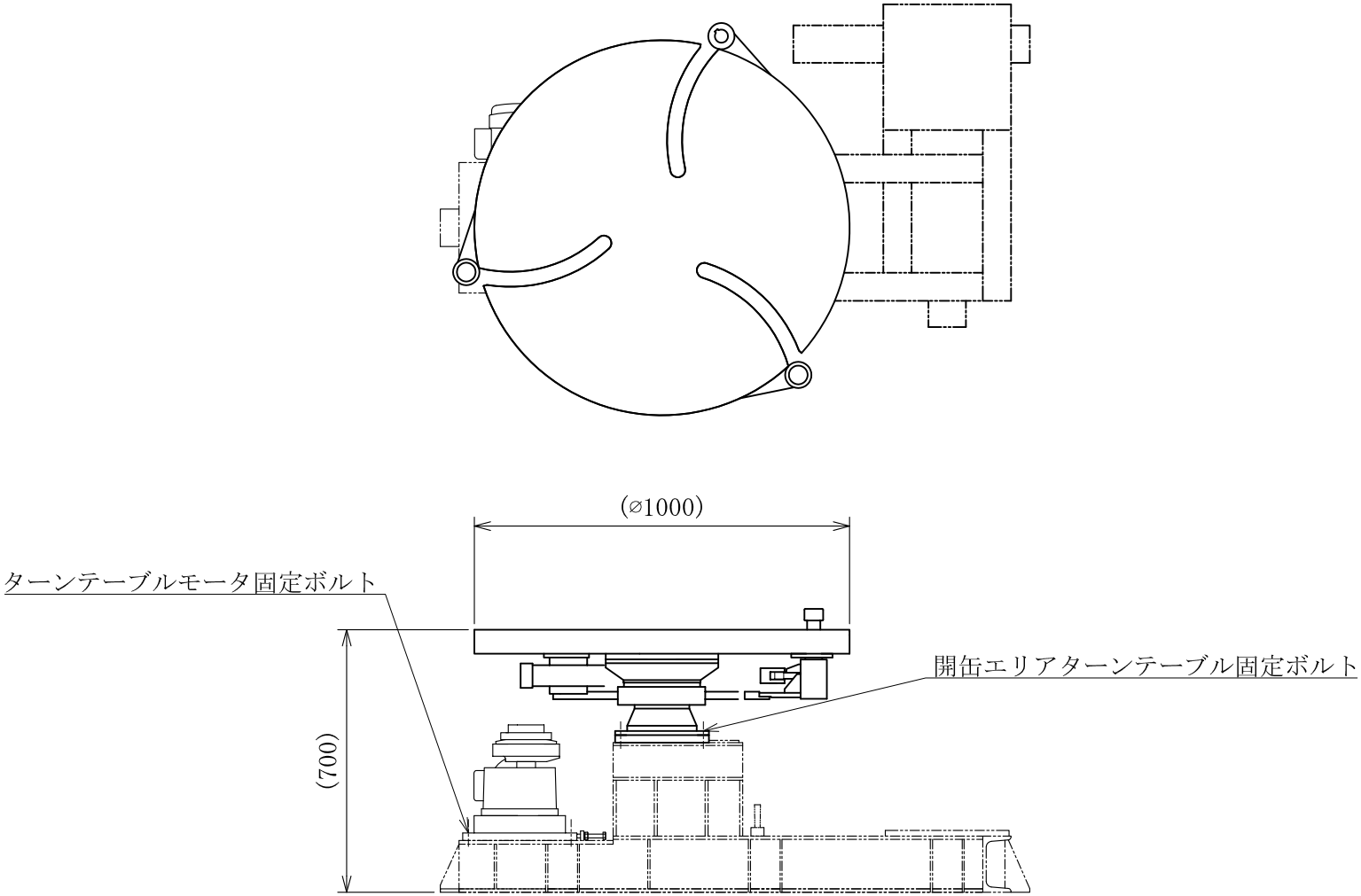

セル内設置機器

図-280　固体系処理設備の開缶エリアターンテーブルの概略図

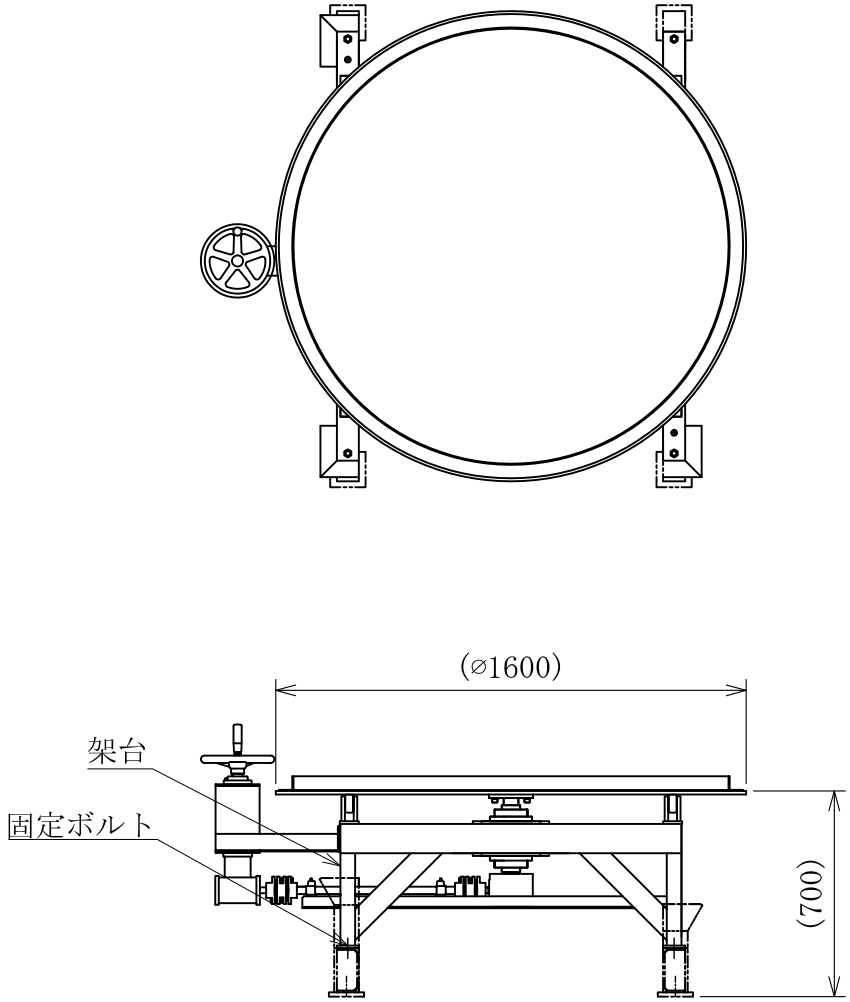

セル内設置機器

図-281　固体系処理設備の分別エリアターンテーブルの概略図

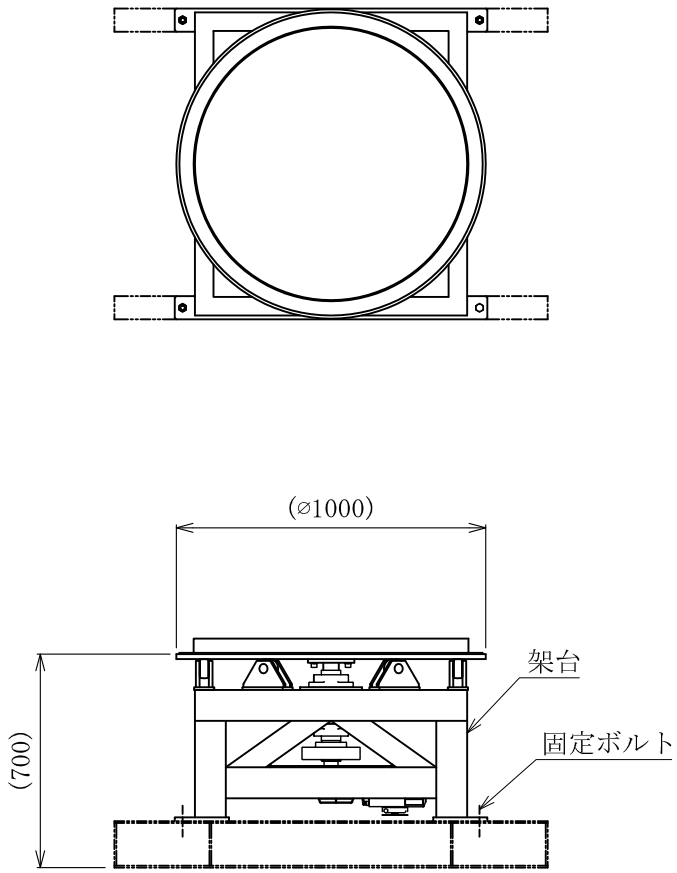

セル内設置機器

図-282　固体系処理設備の保守ホールターンテーブルの概略図

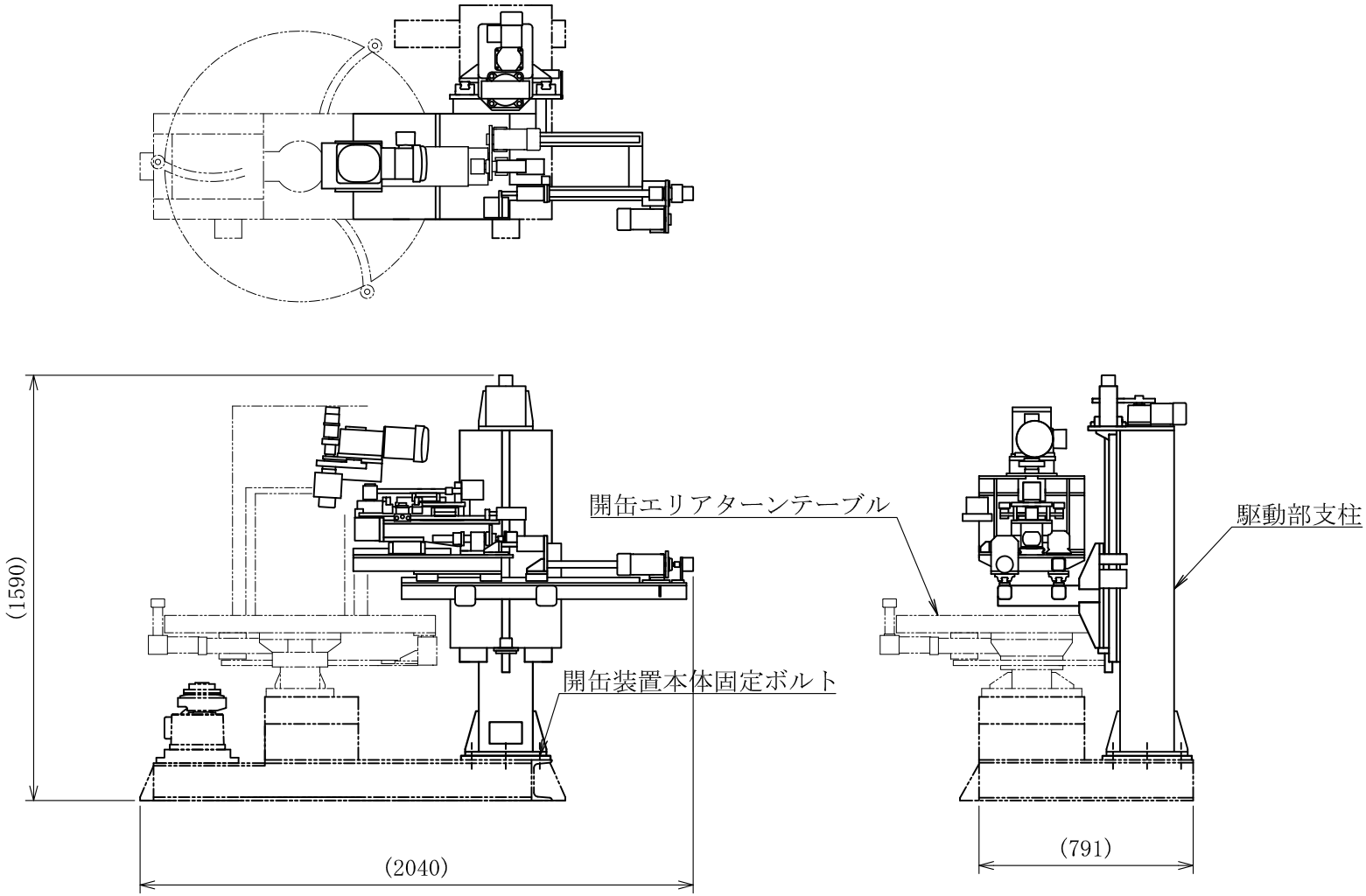

セル内設置機器

図-283　固体系処理設備の開缶装置の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	インセルフィルタ下流側サンプリング	15A×Sch40	SUS304TP	
N2	DOP注入	25A×Sch20S	SUS304TP	
N3	インセルフィルタ上流側サンプリング	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	DOP検出器排気	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	フード排気	150A×Sch5S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

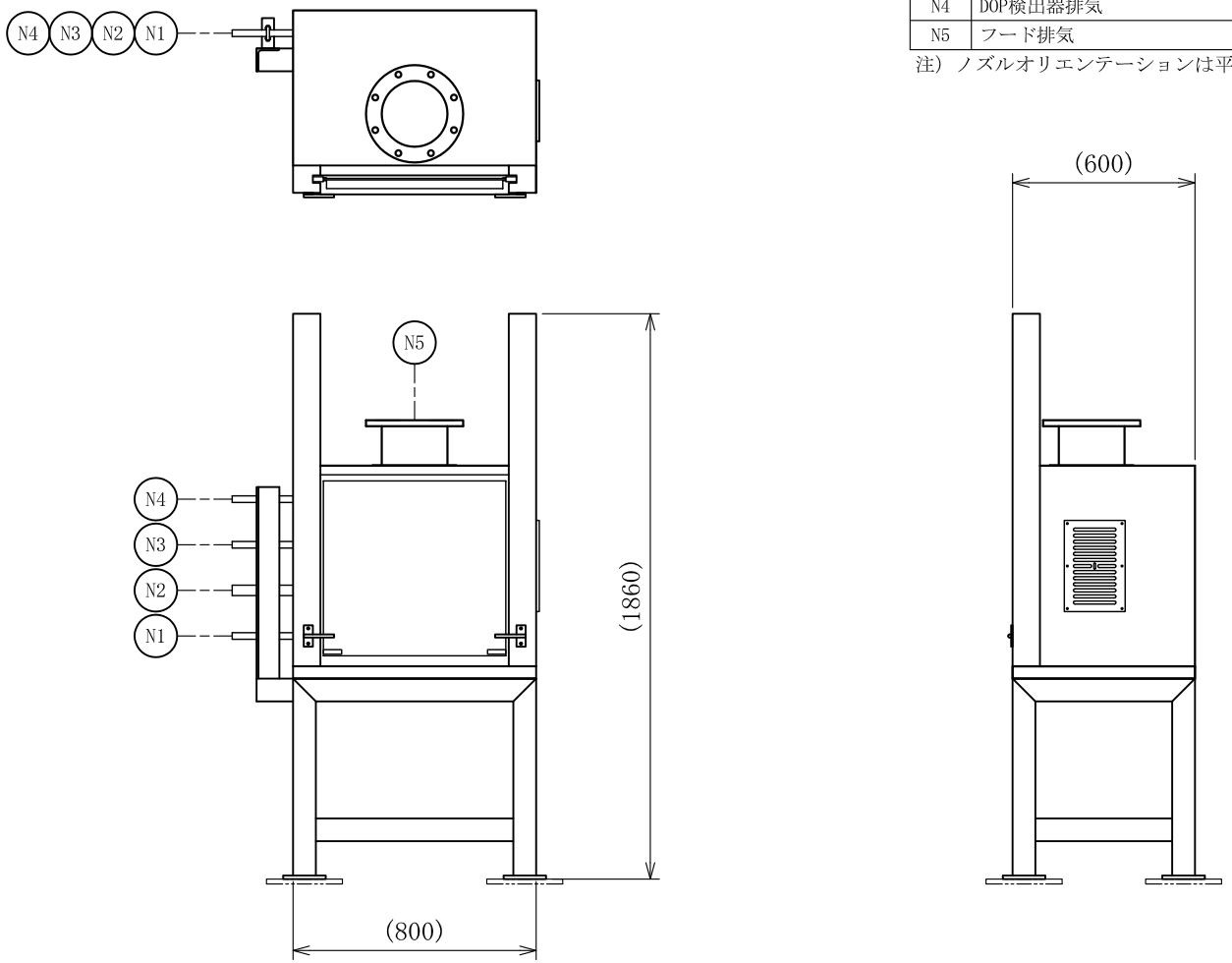

図-284　固体系処理設備のDOPサンプリングフードA、B、Cの概略図

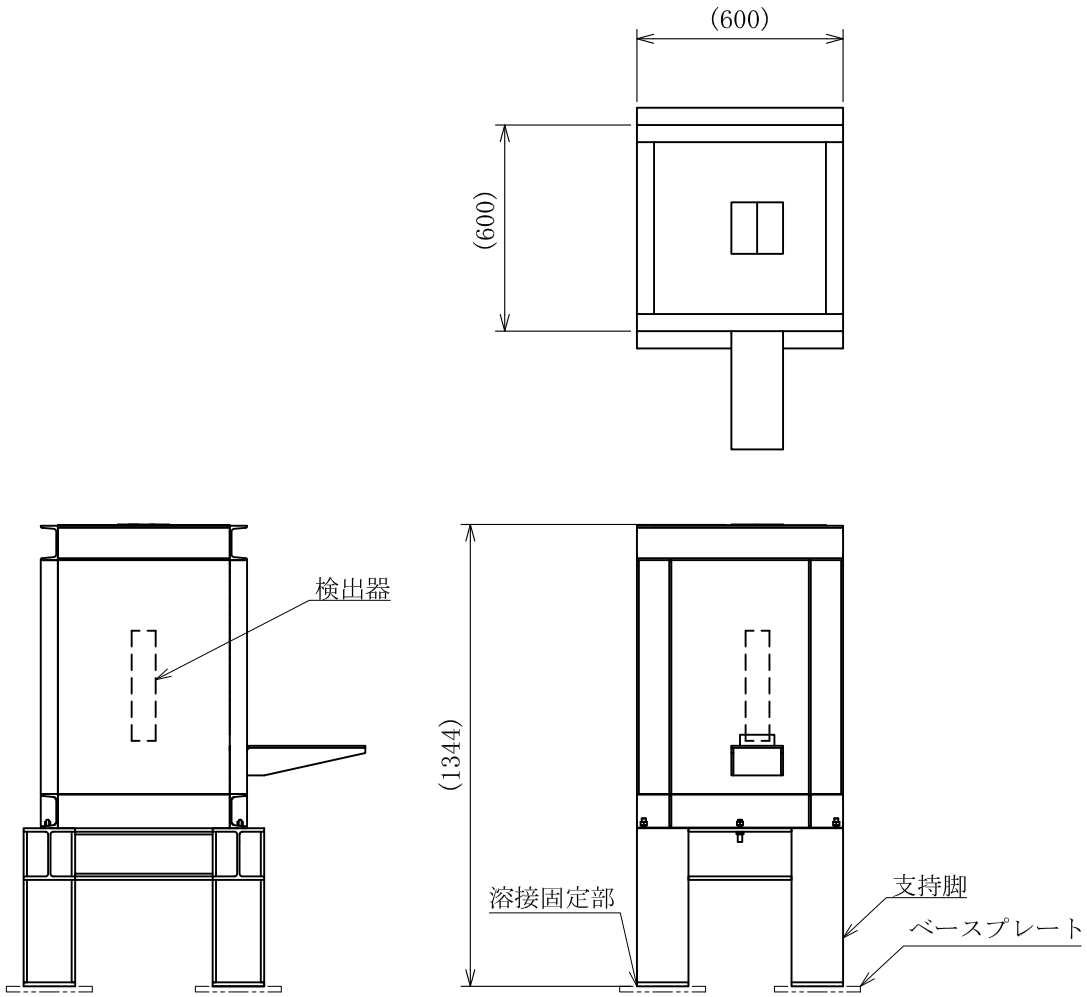

セル内設置機器

図-285　固体系処理設備の開缶エリア汚染測定器の概略図

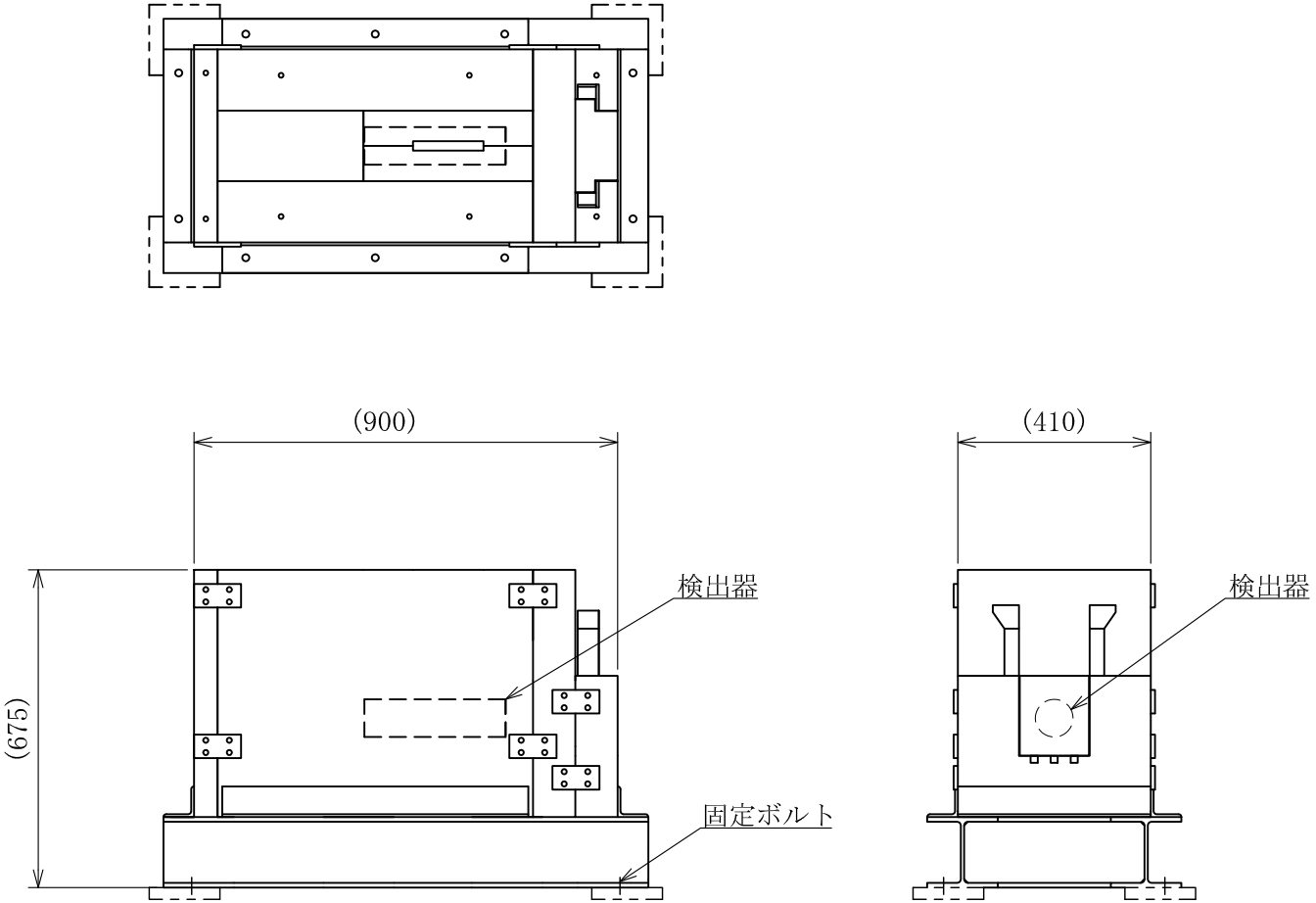

セル内設置機器

図-286　固体系処理設備の分別エリア線量測定器の概略図

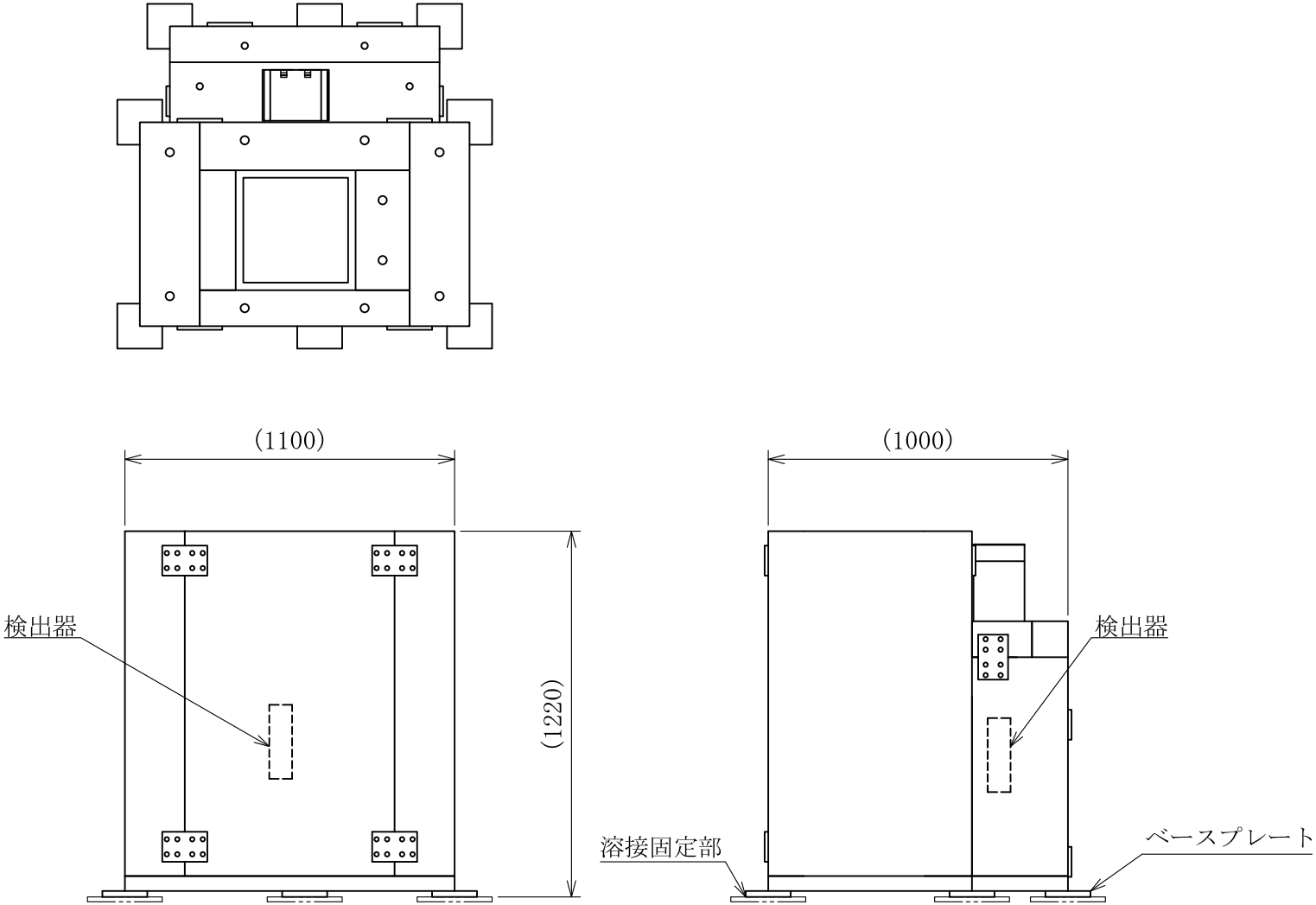

セル内設置機器

図-287　固体系処理設備の焼却溶融セル線量測定装置の概略図

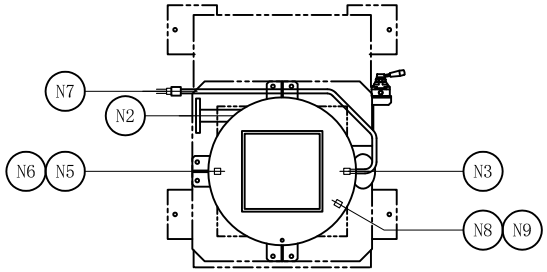

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排気口	100A×Sch10S	SUS304TP	
N2	吸込口	40A×Sch20S	SUS304TP	
N3	レベルセンサ　H	40A×Sch20S	SUS304TP	
N4	排出口	100A×Sch10S	SUS304TP	
N5	差圧計接続口　H	Rc10A	SUS304	
N6	差圧計接続口　L	Rc10A	SUS304	
N7	圧縮空気供給口	Rc10A	SUS304	
N8	フィルタ逆洗弁電気配線接続口	Rc15A	SUS304	
N9	ブロアモータ電気配線接続口	Rc15A	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

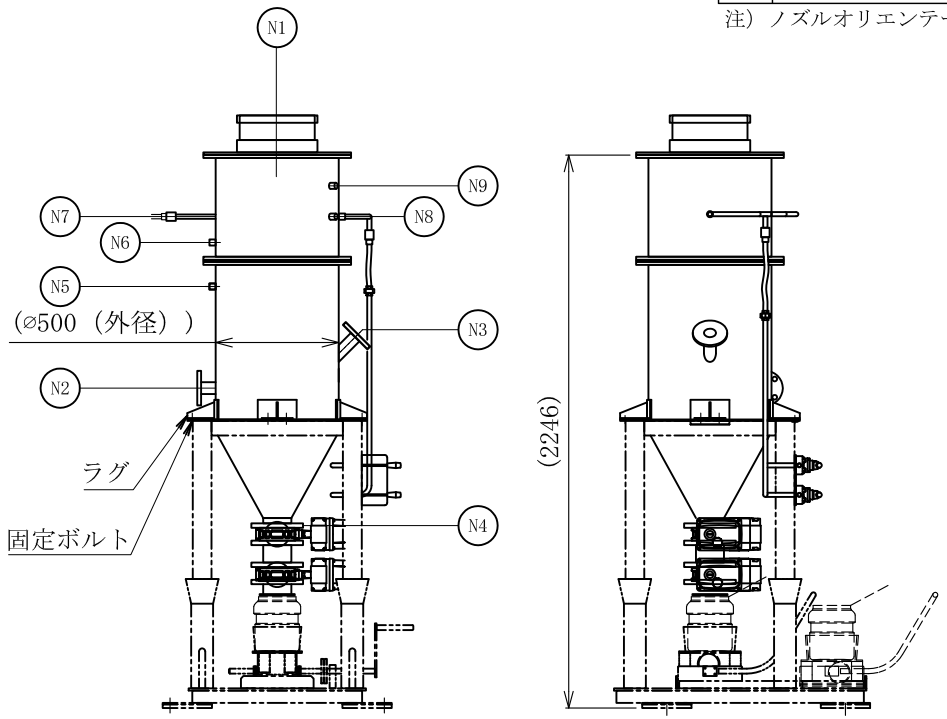

セル内設置機器

図-288　廃樹脂乾燥設備のホッパーの概略図

管　台　一　覧　表				
符号	名　　称	寸　法	材　　質	備　考
N1	流動化エア排出口	100A×Sch10S	SUS316LTP	
N2	熱風入口	100A×Sch10S	SUS316LTP	
N3	乾燥品排出口	40A×Sch10S	SUS316LTP	
N4	排水口	25A×Sch10S	SUS316LTP	
N5	廃棄樹脂供給口	125A×Sch10S	SUS316LTP	
N6	フィルタ2戻り口	100A×Sch10S	SUS316LTP	
N7	のぞき窓	⌀70	SUS316L	
N8	排出用圧空入口	15A×Sch10S	SUS316LTP	
N9	エアシリンダ用（押し側）	⌀8	－	
N10	エアシリンダ用（引き側）	⌀8	－	
N13	圧力伝送器取付用	15A×Sch10S	SUS316LTP	
N14	温度計取付用	Rc 1/2	SUS316L	
N15	のぞき窓	⌀70	SUS316L	

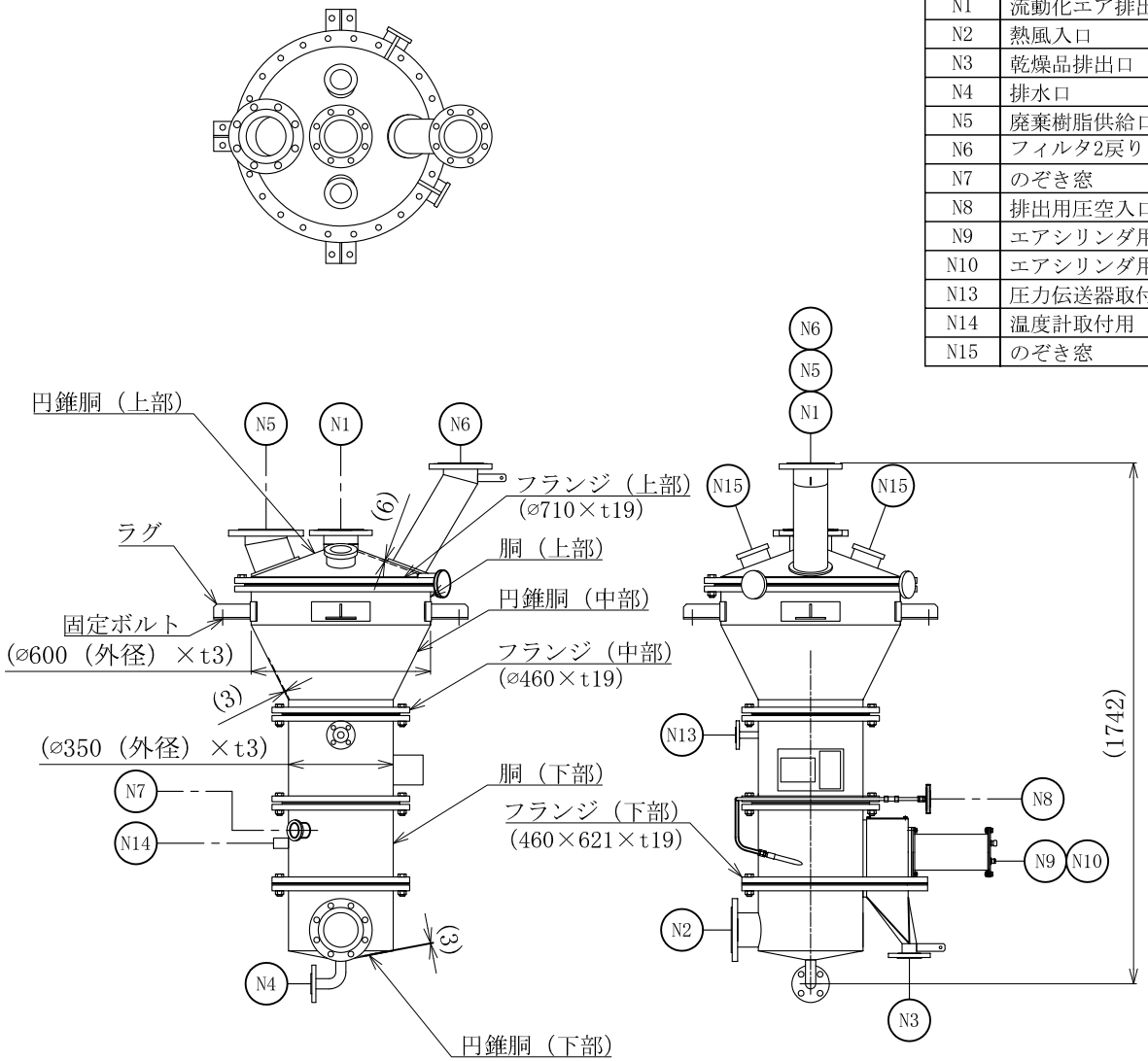

図-289　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂流動乾燥機の概略図

管　台　一　覧　表				
符号	名　　称	寸　法	材　　質	備　考
N1	給水口	25A×Sch10S	SUS316LTP	
N2	レベルセンサ用	25A×Sch10S	SUS316LTP	
N3	貯留水排出用	25A×Sch10S	SUS316LTP	

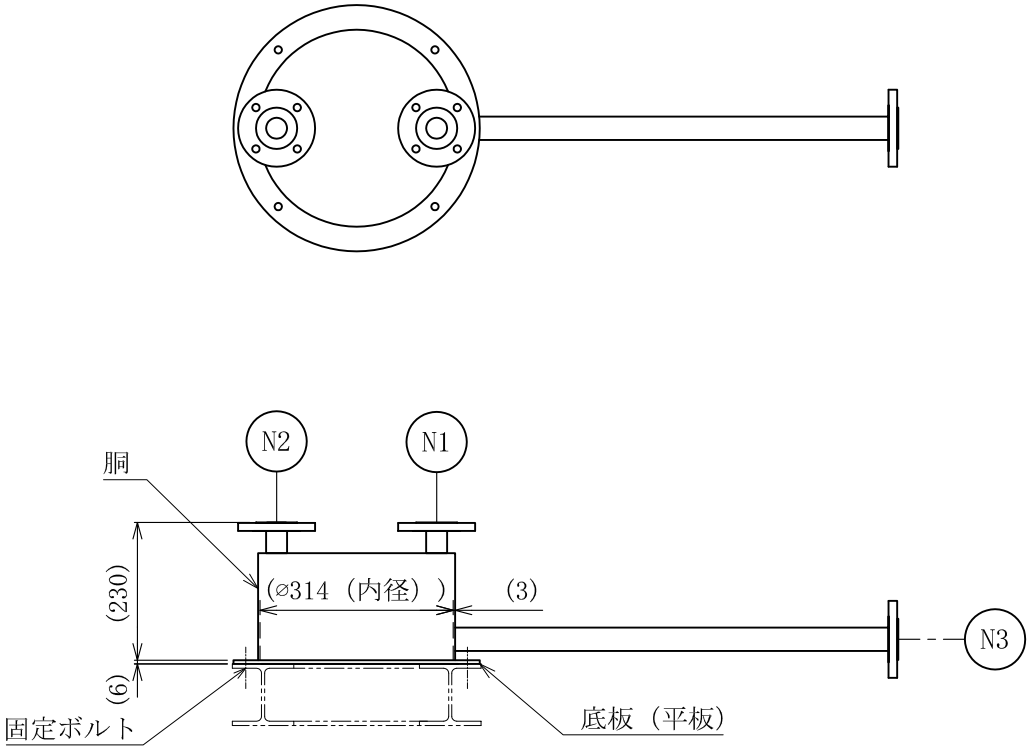

図-290　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	乾燥空気入口	100A×Sch10S	SUS316LTP	
N2	捕捉樹脂出口	100A×Sch10S	SUS316LTP	
N3	乾燥空気出口	100A×Sch10S	SUS316LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

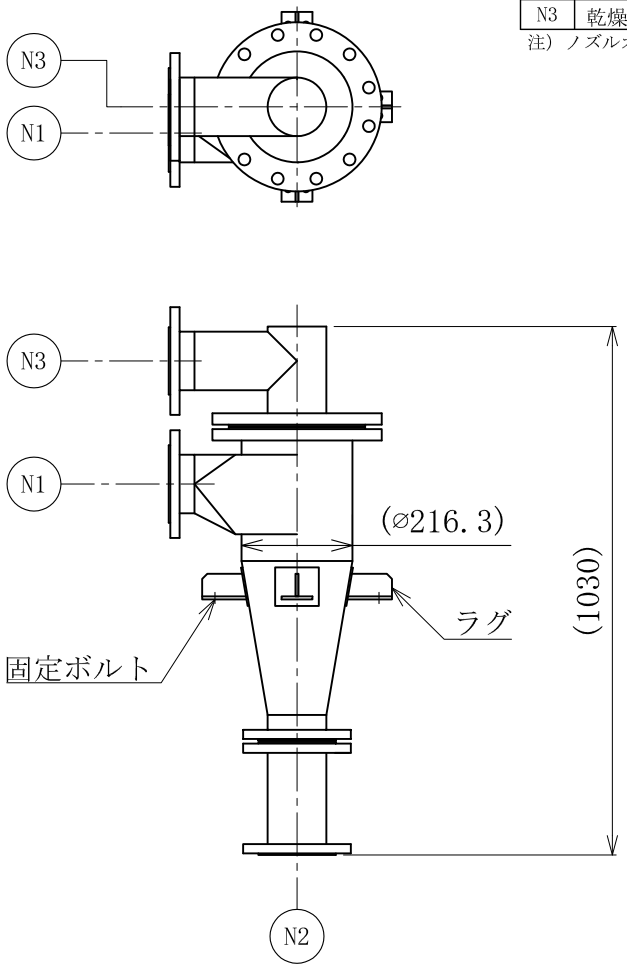

図-291　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂流動乾燥機（フィルタ2）の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	空気入口	100A×Sch20S	SUS304TP-A	
N2	空気出口	100A	SUS304	

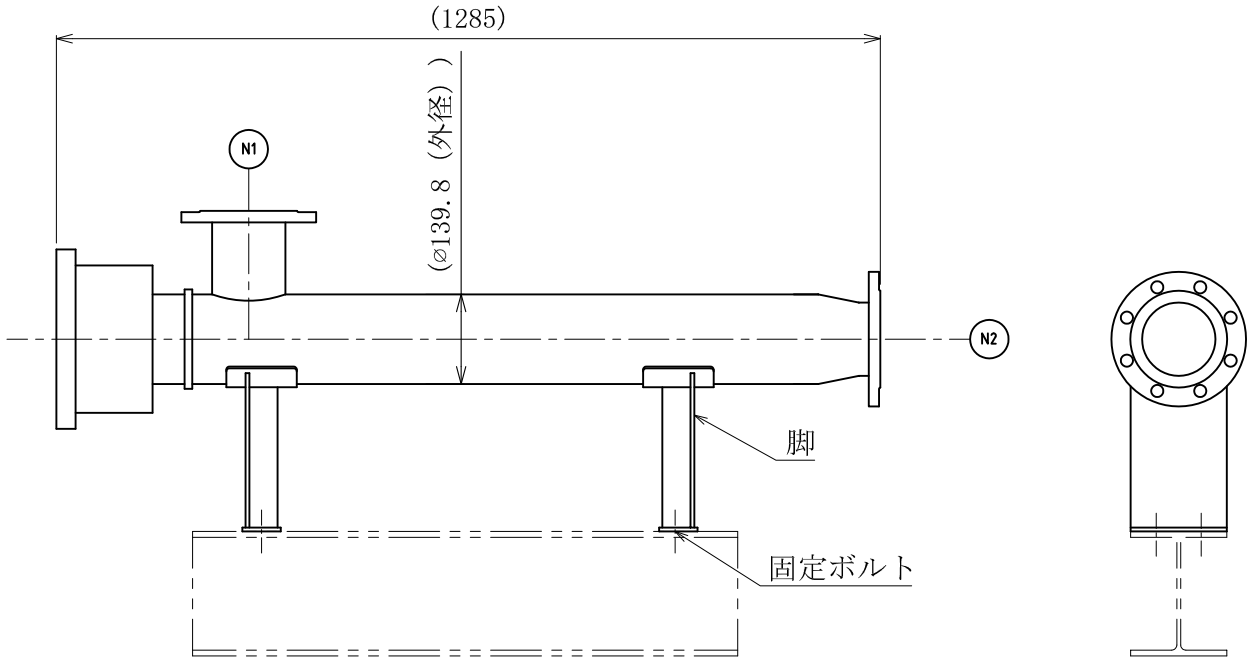

図-292　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	吸込口	100A	SUS316L	
N2	吐出口	100A	SUS316L	

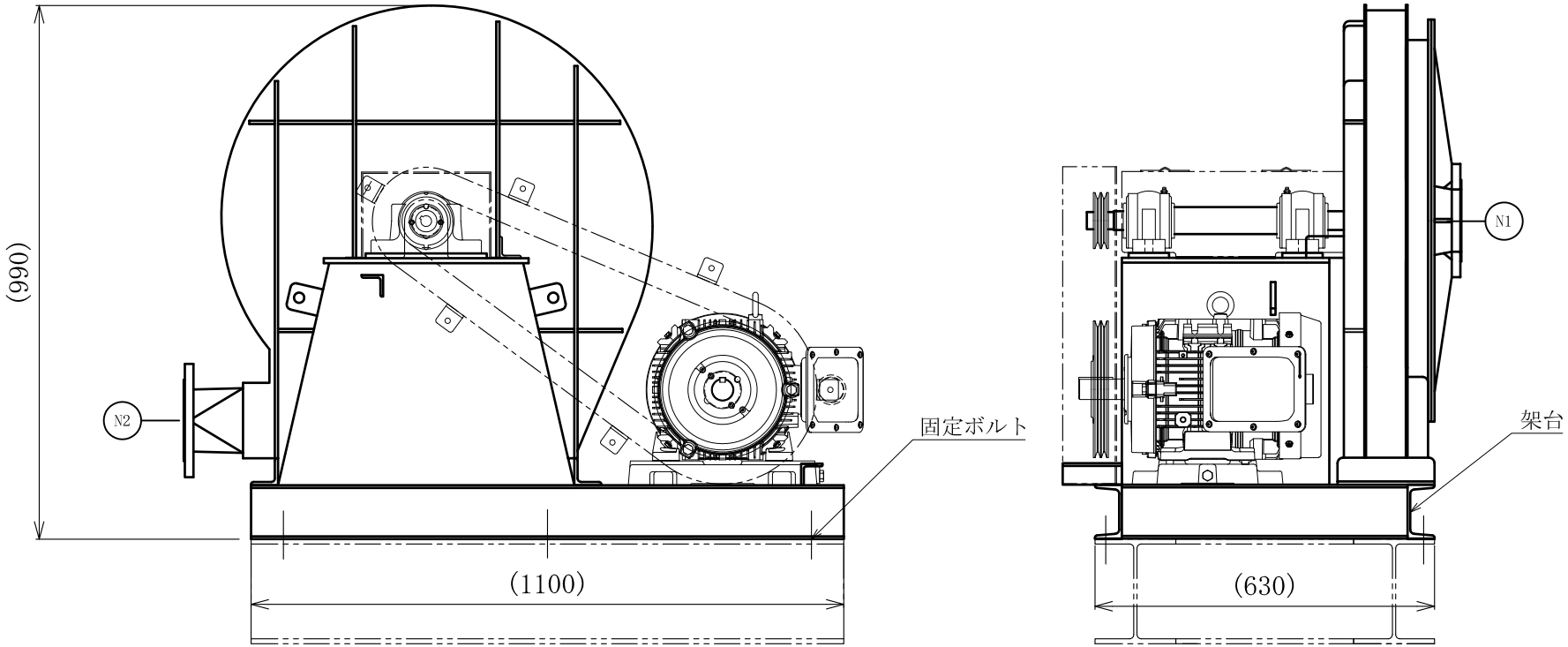

図-293　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥ブロアの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	空気入口	100A×Sch20S	SUS304TP	
N2	空気出口	100A×Sch20S	SUS304TP	

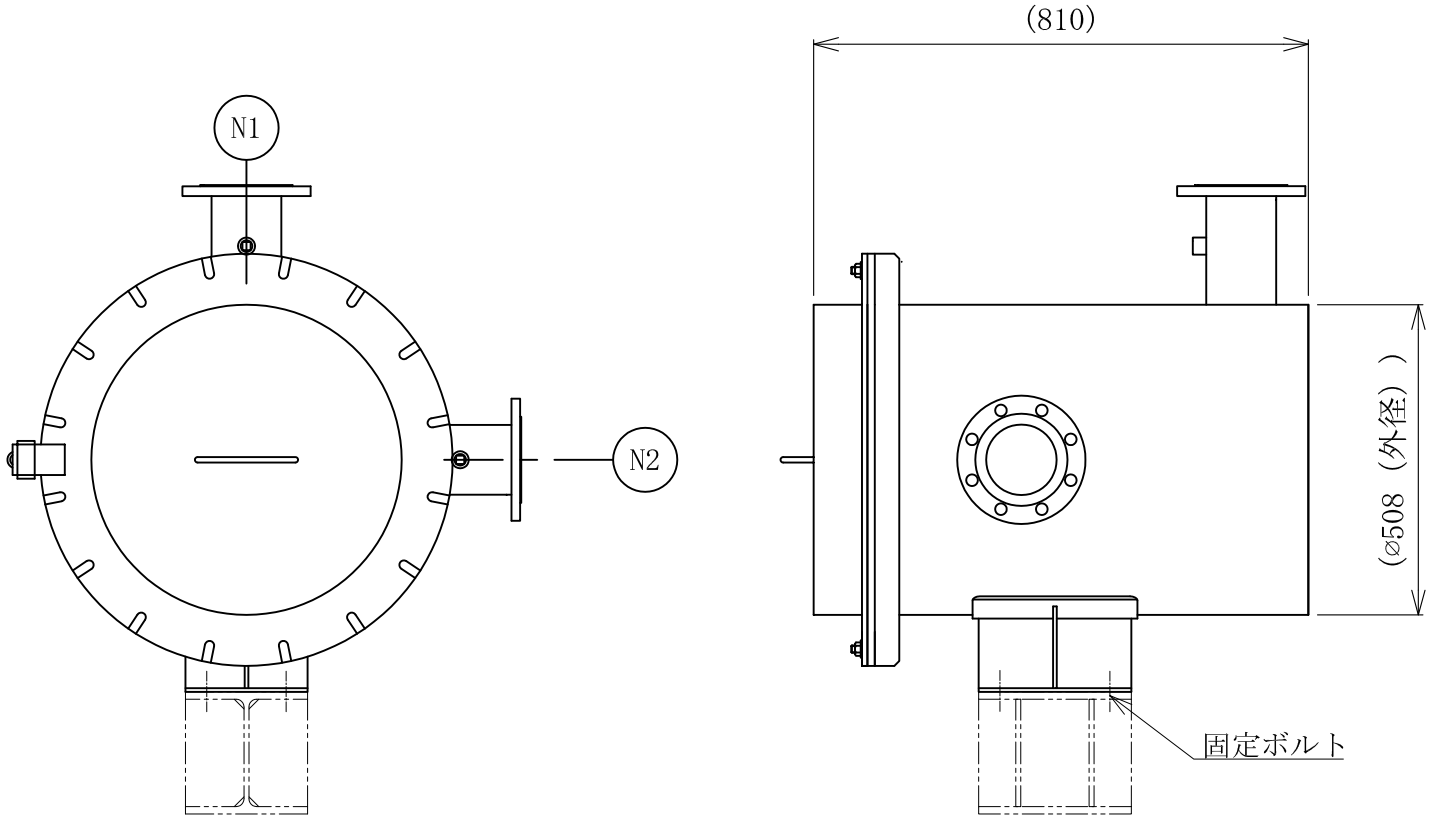

図-294　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥空気フィルタの概略図

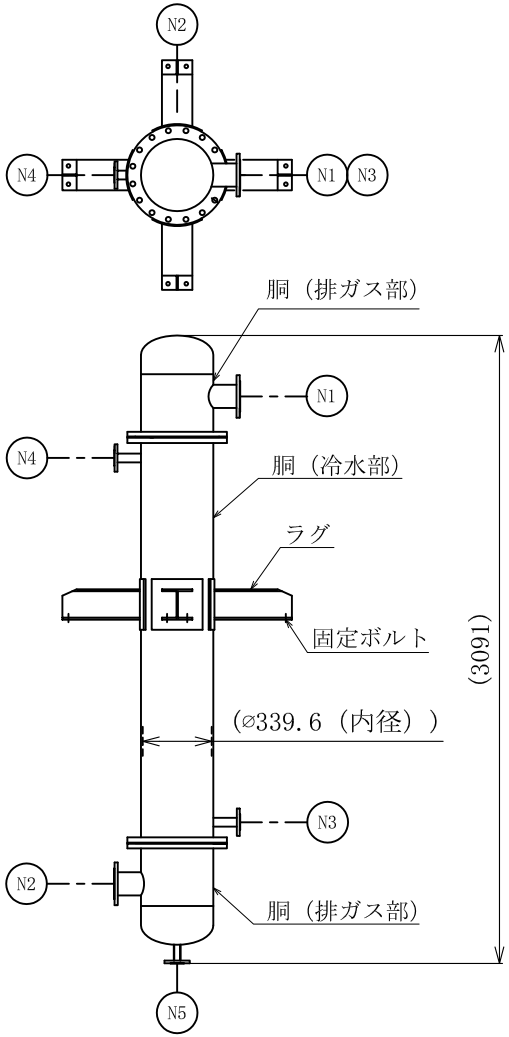

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	100A×Sch20S	SUS316LTP	
N2	排ガス出口	100A×Sch20S	SUS316LTP	
N3	冷水入口	32A×Sch20S	SUS304TP	
N4	冷水出口	32A×Sch20S	SUS304TP	
N5	ドレン	25A×Sch20S	SUS316LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

図-295　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥空気凝縮器の概略図

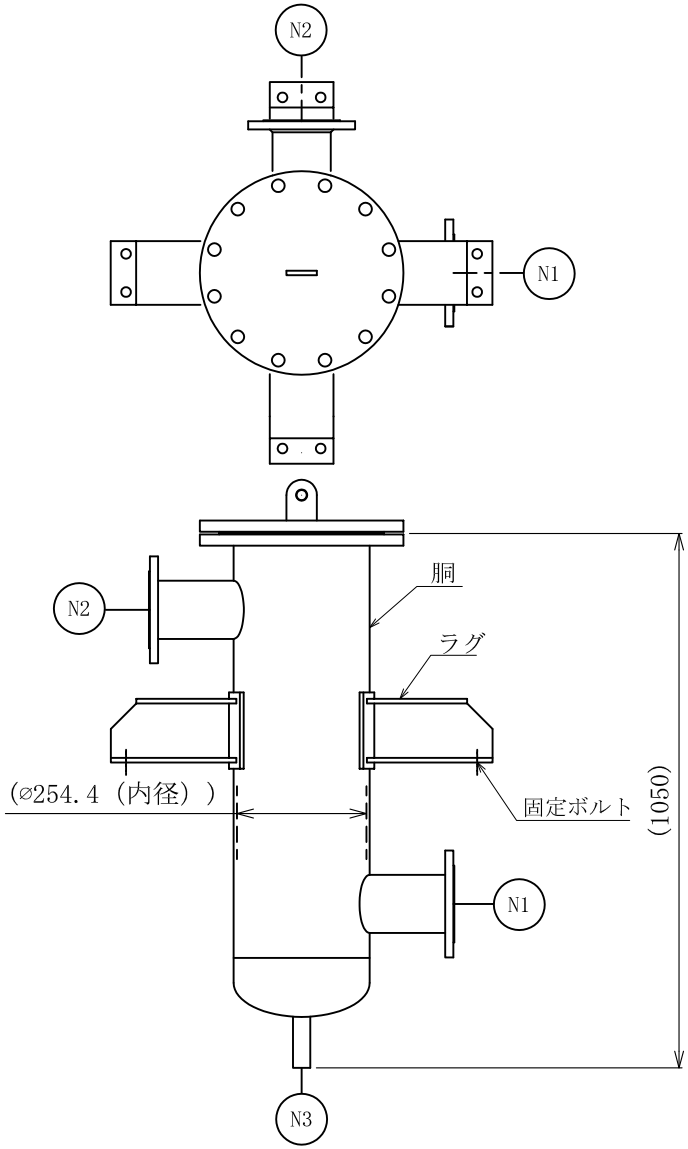

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排ガス入口	100A×Sch20S	SUS304TP	
N2	排ガス出口	100A×Sch20S	SUS304TP	
N3	ドレン口	25A×Sch20S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

図-296　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥空気デミスタの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	廃樹脂分離水入口	65A	SUS316	
N2	廃樹脂分離水出口	65A	SUS316	

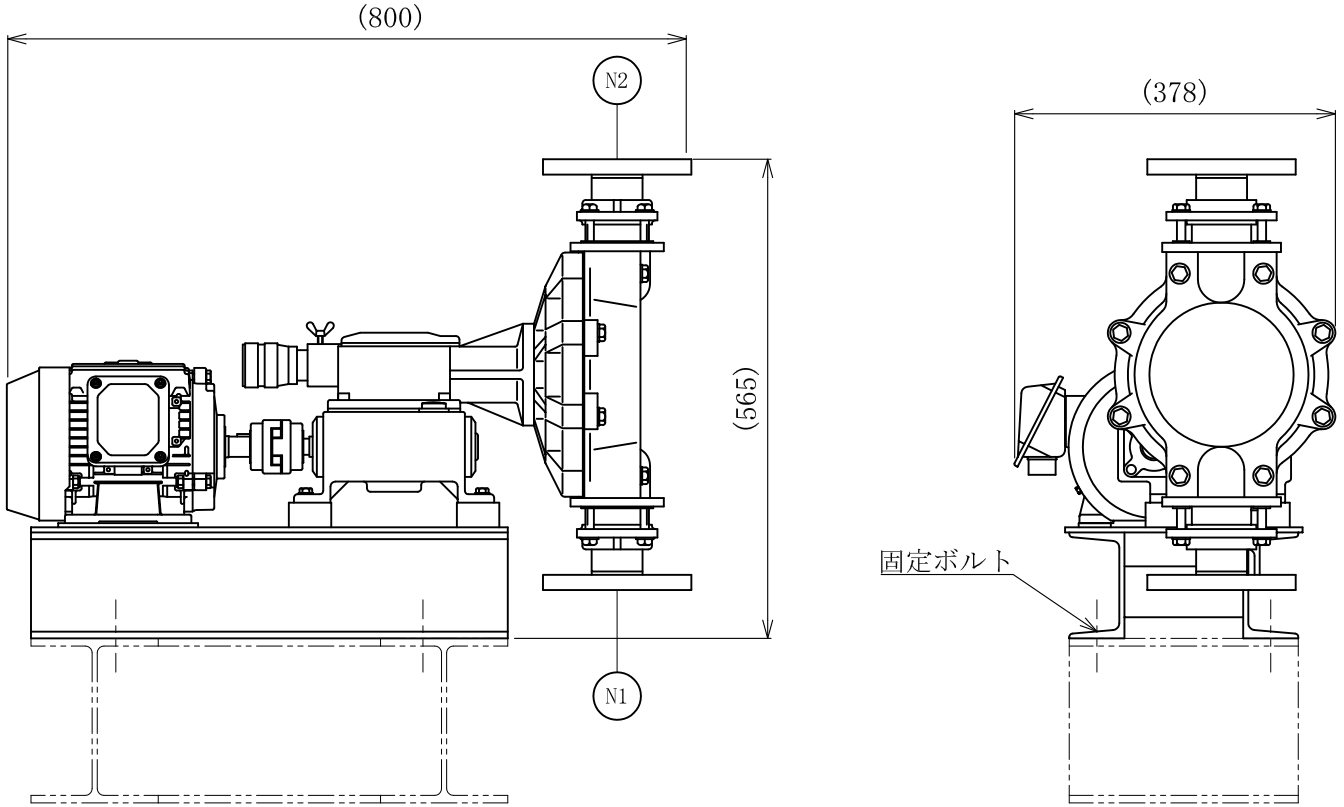

図-297　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥機分離水ポンプの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	廃樹脂循環水入口	25A	SCS14	
N2	廃樹脂循環水出口	20A	SCS14	
N3	ドレン	15A×Sch40	SUS304TP	

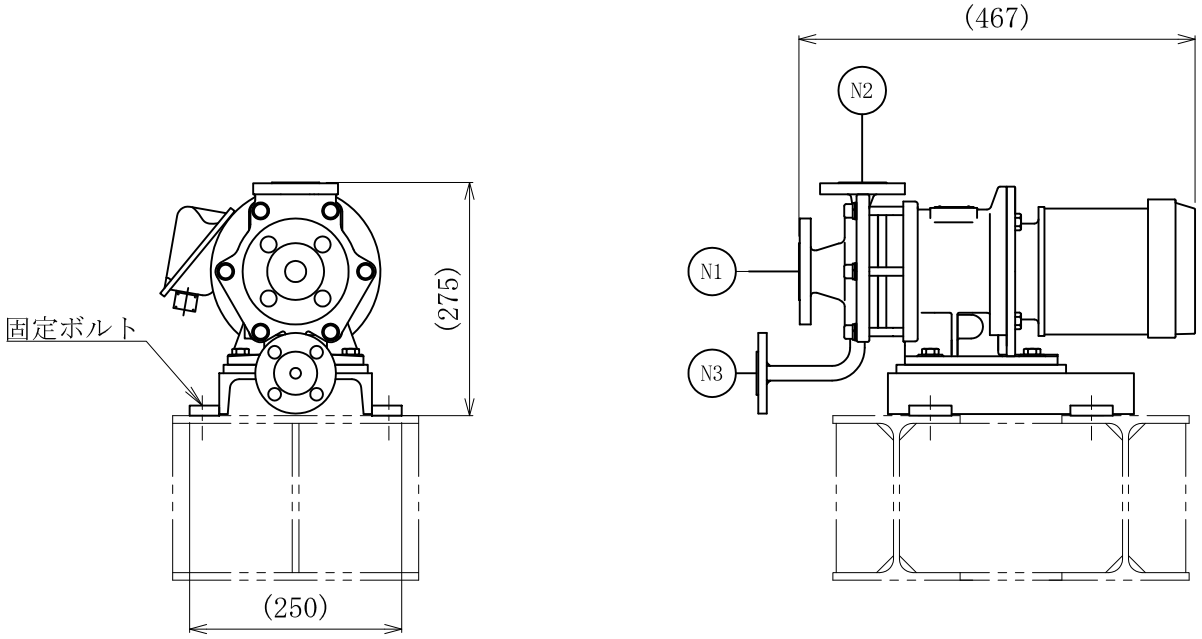

図-298　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂循環水ポンプの概略図

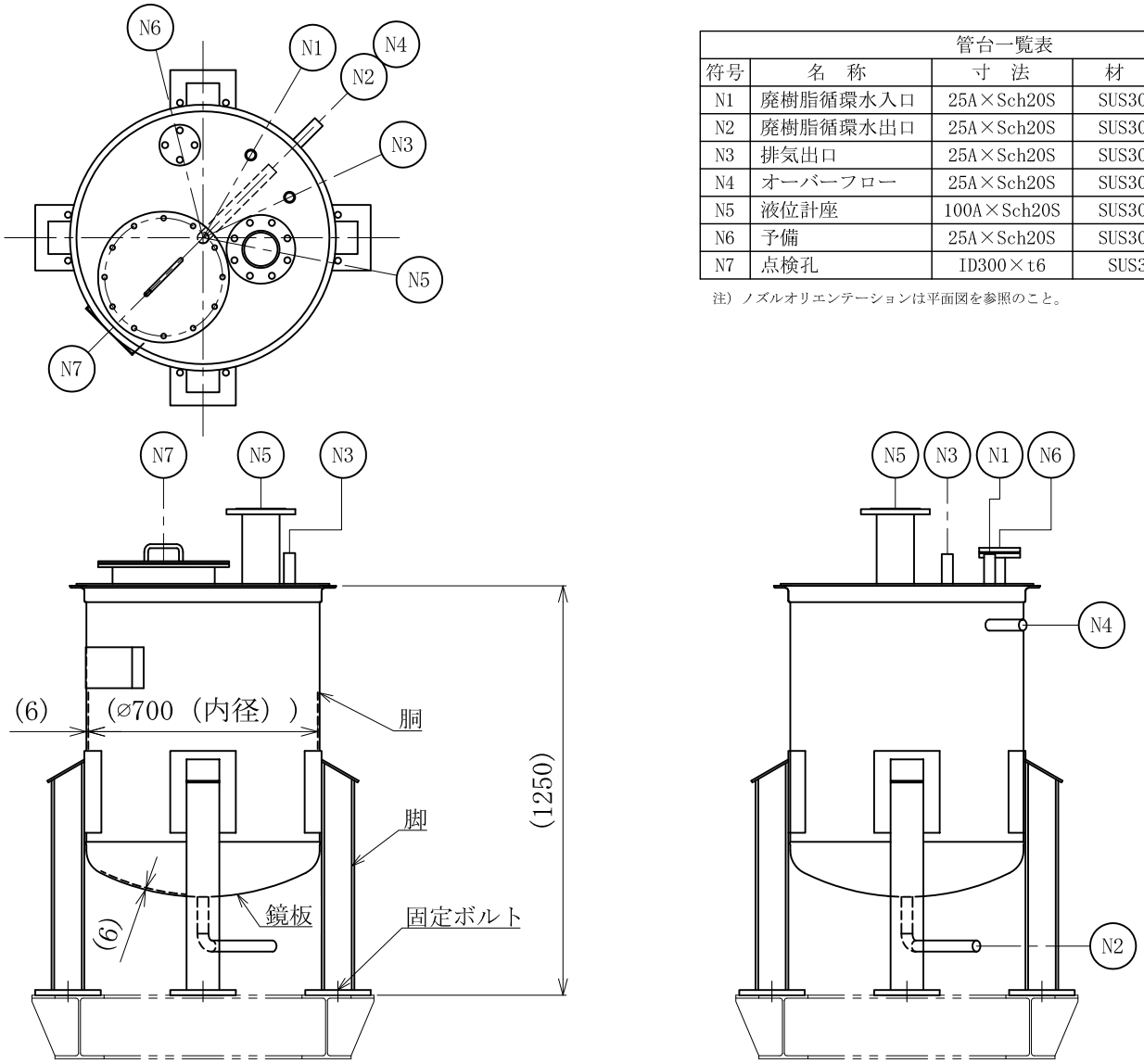

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	廃樹脂循環水入口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N2	廃樹脂循環水出口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N3	排気出口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N4	オーバーフロー	25A×Sch20S	SUS304TP	
N5	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
N6	予備	25A×Sch20S	SUS304TP	
N7	点検孔	ID300×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

図-299　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂循環水貯槽の概略図

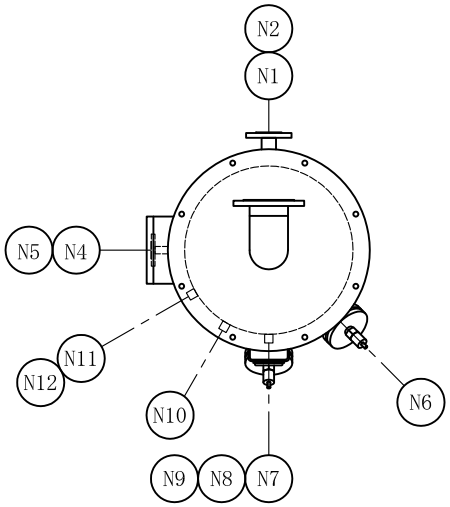

管　台　一　覧　表				
符号	名　　称	寸　法	材　　質	備　考
N1	排気口	100A×Sch10S	SUS304TP	
N2	吸込口	32A×Sch20S	SUS304TP	
N3	排出口	125A×Sch10S	SUS304TP	
N4	フィルタ洗浄水用ノズル	15A×Sch20S	SUS304TP	
N5	レベルスイッチ洗浄水用ノズル	15A×Sch20S	SUS304TP	
N6	レベルスイッチノズル　HH	40A×Sch20S	SUS304TP	
N7	レベルスイッチノズル　H	40A×Sch20S	SUS304TP	
N8	差圧計接続口　H	Rc10A	SUS304	
N9	差圧計接続口　L	Rc10A	SUS304	
N10	圧縮エア供給口	Rc10A	SUS304	
N11	フィルタ逆洗弁電気配線接続口	Rc15A	SUS304	
N12	ブロアモータ電気配線接続口	Rc15A	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

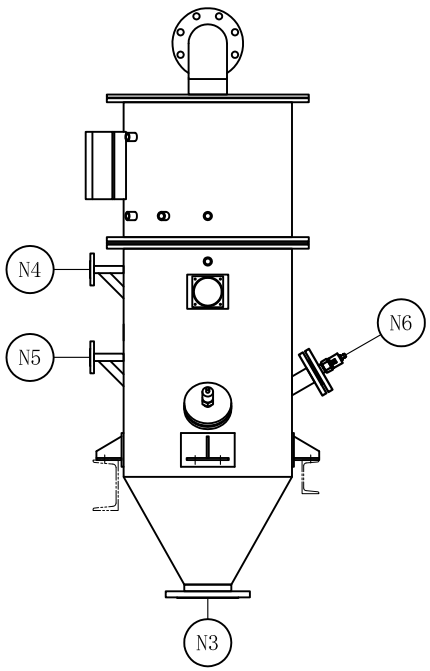

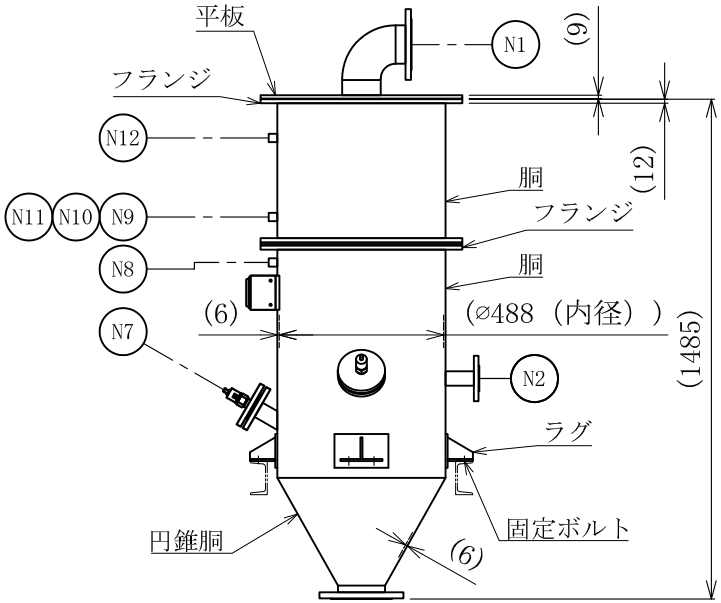

図-300　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂移送ポンプの概略図

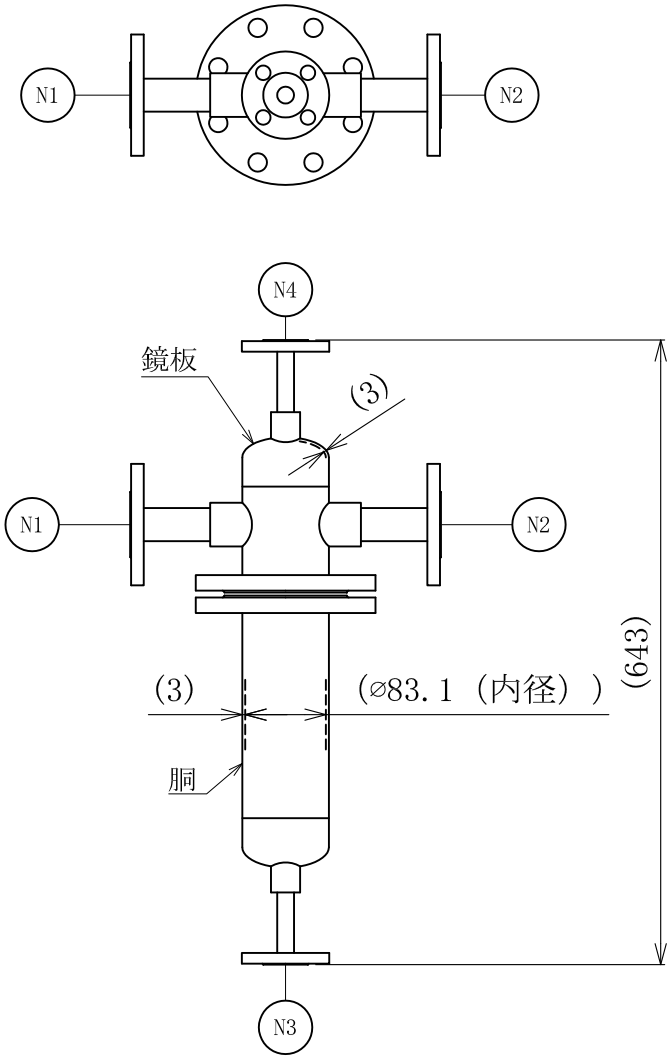

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	分離水入口	25A×Sch20S	SUS316LTP	
N2	分離水出口	25A×Sch20S	SUS316LTP	
N3	ドレン	10A×Sch40	SUS316LTP	
N4	ベント	10A×Sch40	SUS316LTP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

図-301　廃樹脂乾燥設備の廃樹脂乾燥機分離水フィルタの概略図

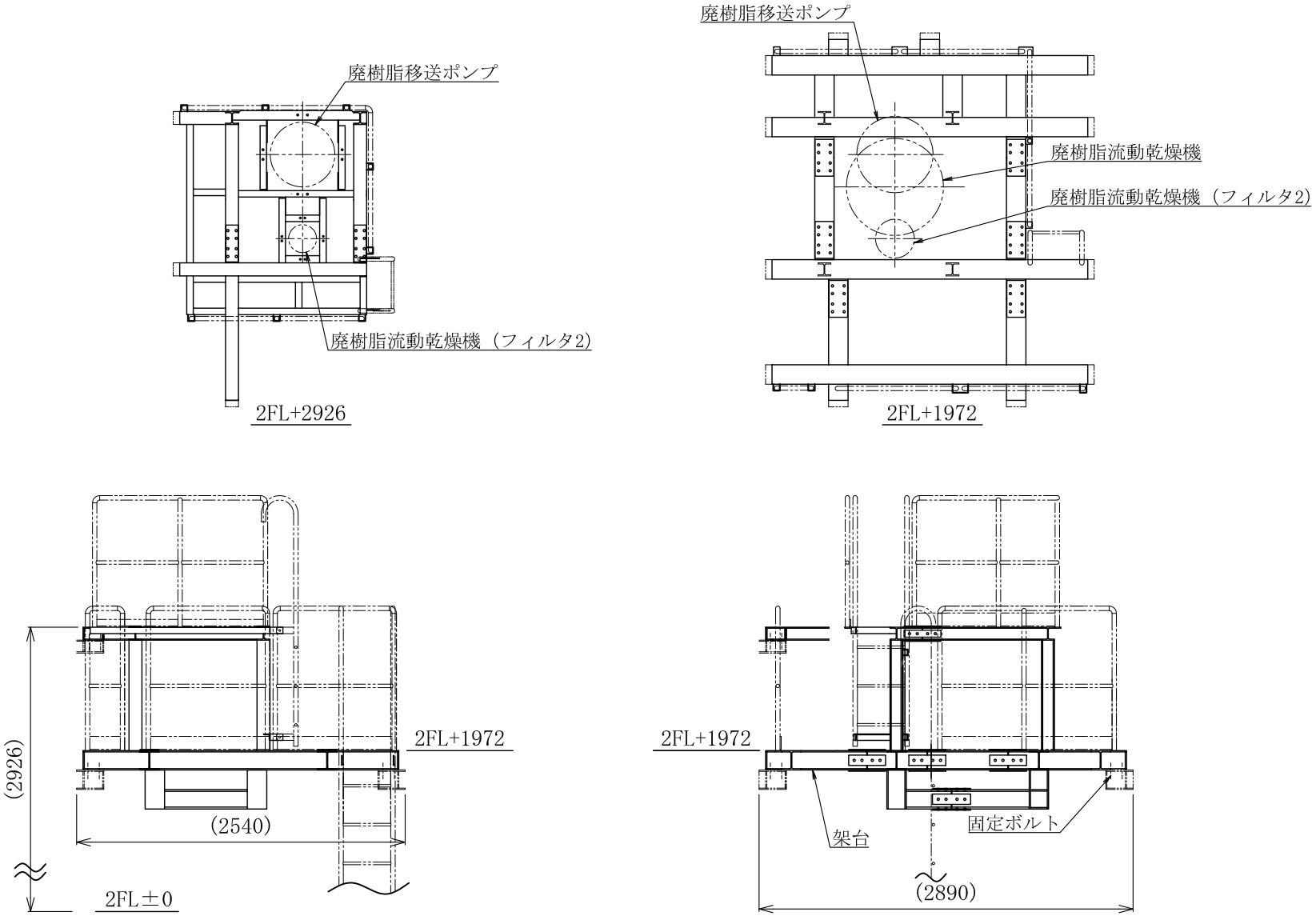

図-302　廃樹脂乾燥設備の架台(1)の概略図

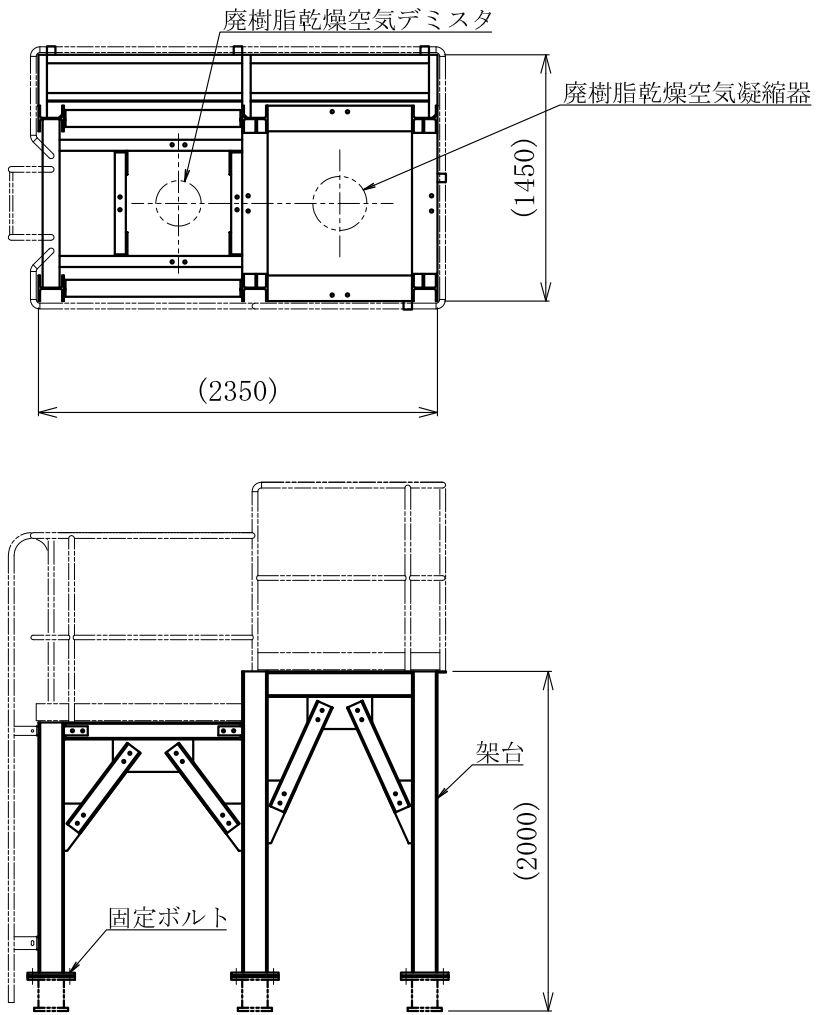

図-303　廃樹脂乾燥設備の架台(2)の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	給気入口	100A×Sch20S	SUS304TP	
N2	排気出口	100A×Sch20S	SUS304TP	
N3	圧縮空気入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	純水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	差圧検出	15A×Sch40	SUS304TP	
N6	真空ブレーク	100A×Sch20S	SUS304TP	
N7	予備	15A×Sch40	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

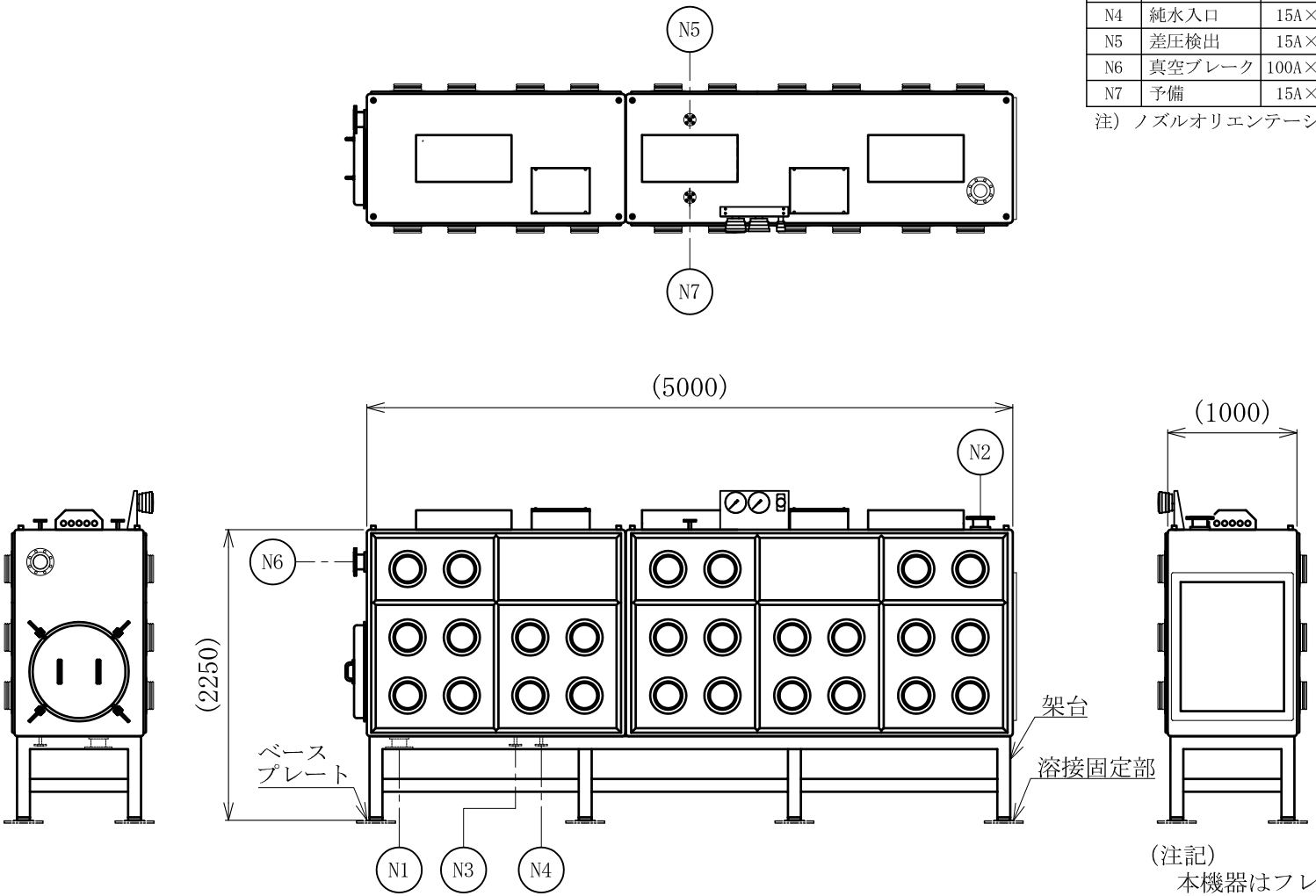

（注記）
本機器はフレキシブル管（60-AX-008）を介して保守ホールと接続される。

図-304　分析設備の補修用グローブボックスの概略図

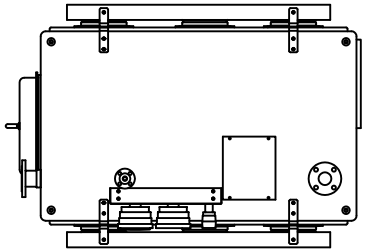

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	給気入口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N2	排気出口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N3	差圧検出	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	真空ブレーク	65A×Sch20S	SUS304TP	

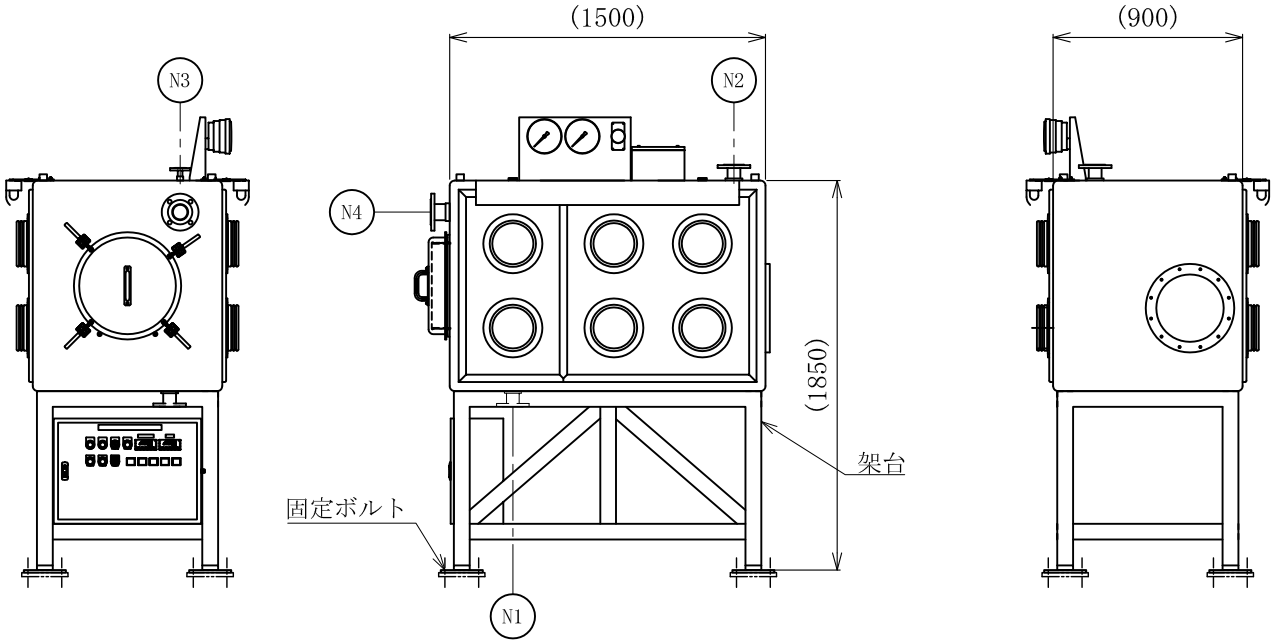

（注記）
本機器はフレキシブル管（60-AX-007）を介して焼却溶融セルと接続される。

図-305　分析設備の試料採取用グローブボックスの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	給気入口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N2	給気入口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N3	排気出口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N4	ボックス本体差圧検出	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	エアロック差圧検出	15A×Sch40	SUS304TP	
N6	エアロック排気出口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N7	エアロック排気吸引口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N8	真空ブレーク	65A×Sch20S	SUS304TP	

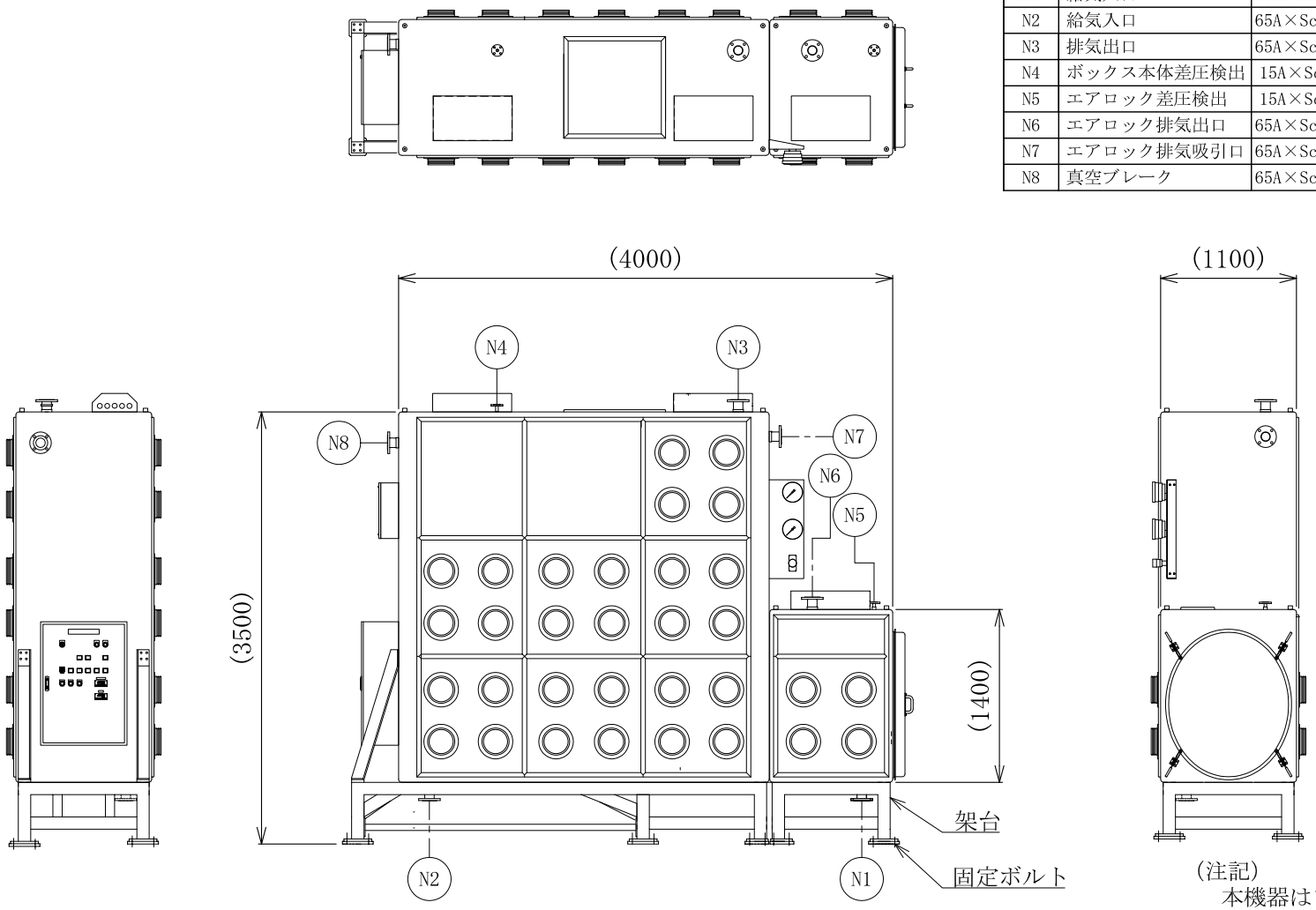

（注記）
本機器はフレキシブル管（60-AX-009）を介して前処理セル（開缶エリア）の天井ポート（容器搬出ポート）と接続される。

図-306　分析設備の容器搬出ボックスの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	ドレン	40A×Sch20S	SUS304TP	
N2	スクラバ排気出口	300A×Sch20S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

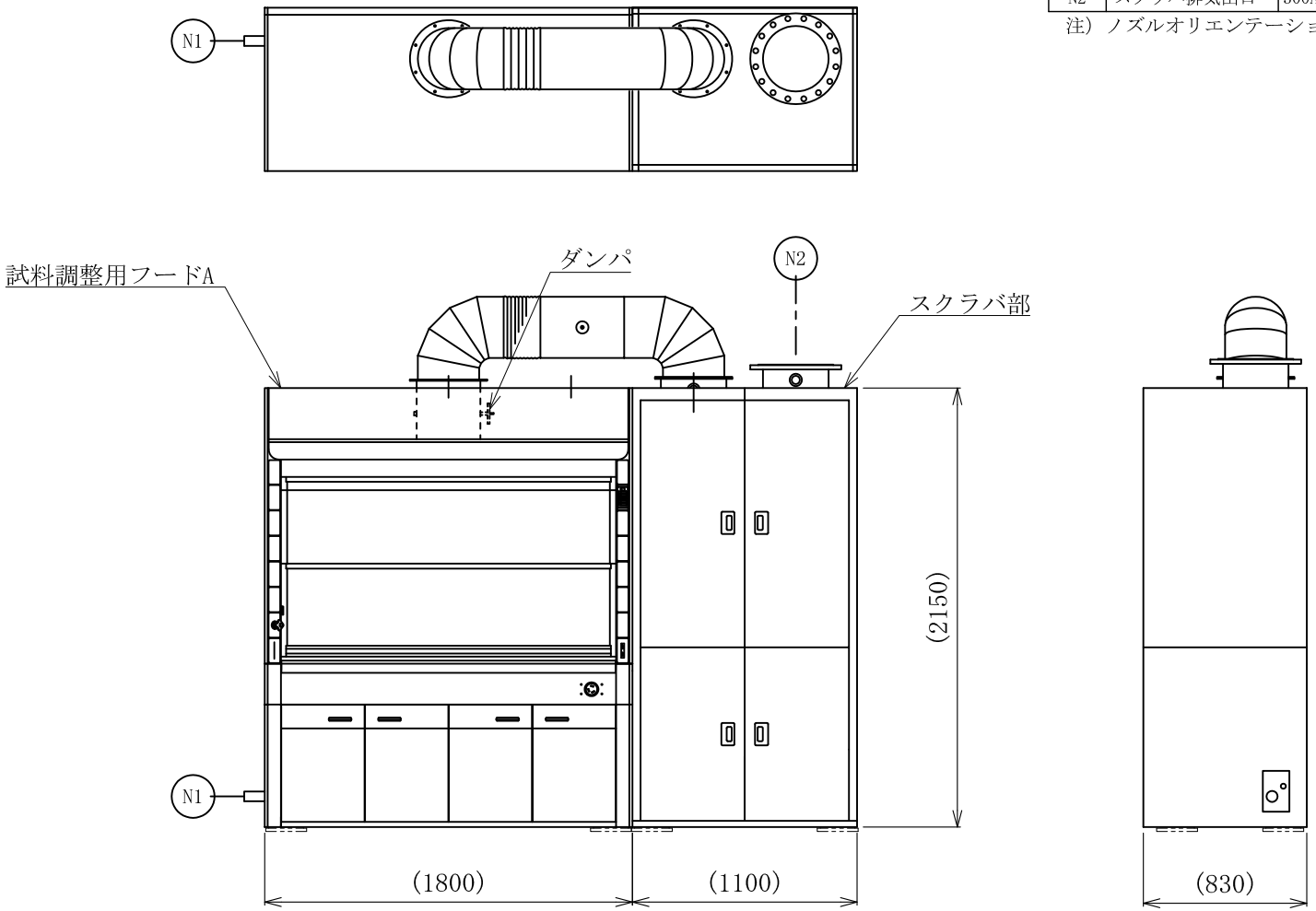

図-307　分析設備の試料調整用フードAの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	排気出口	300A×Sch20S	SUS304TP	

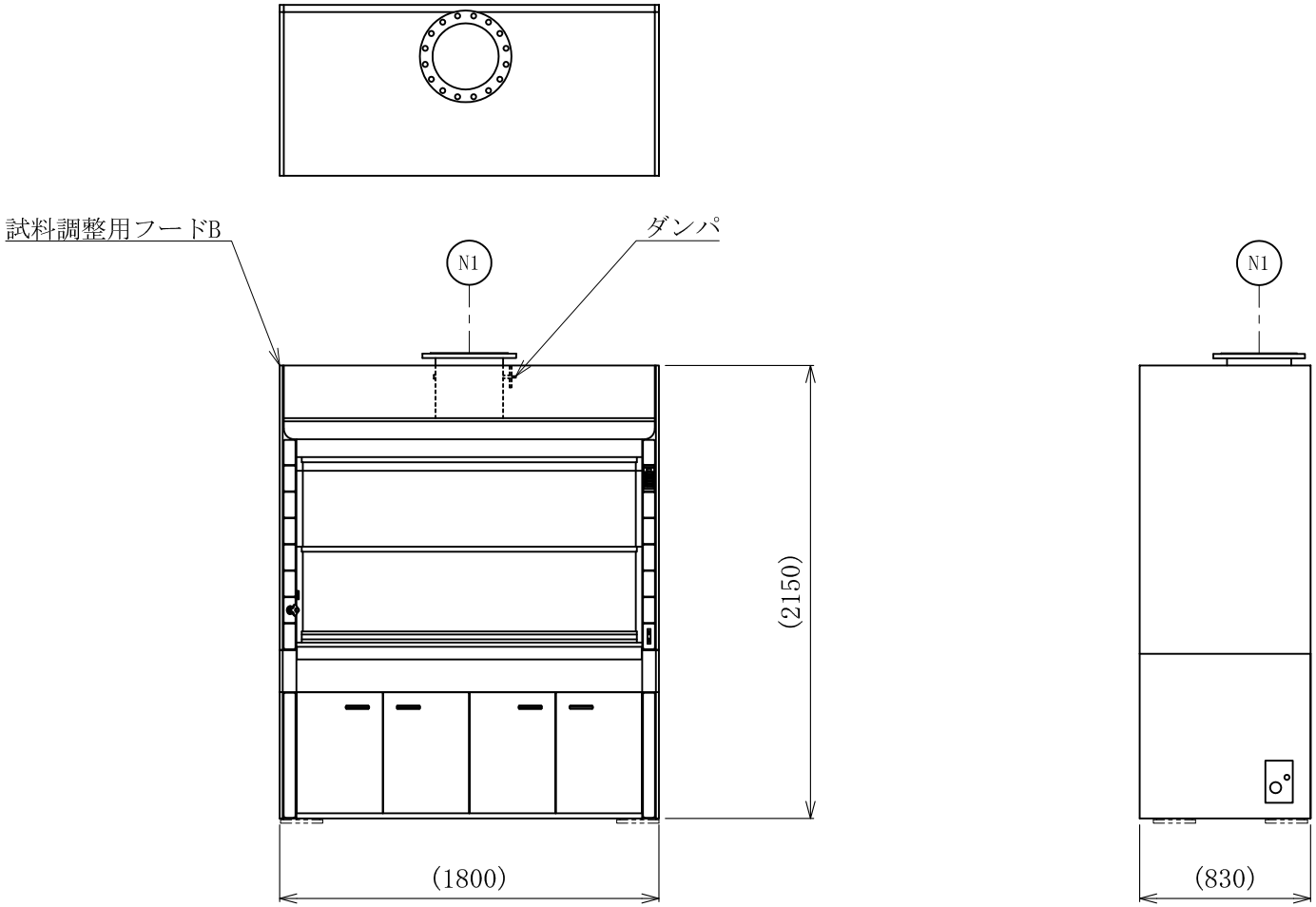

図-308　分析設備の試料調整用フードBの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	純水入口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N2	排気出口	300A×Sch20S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

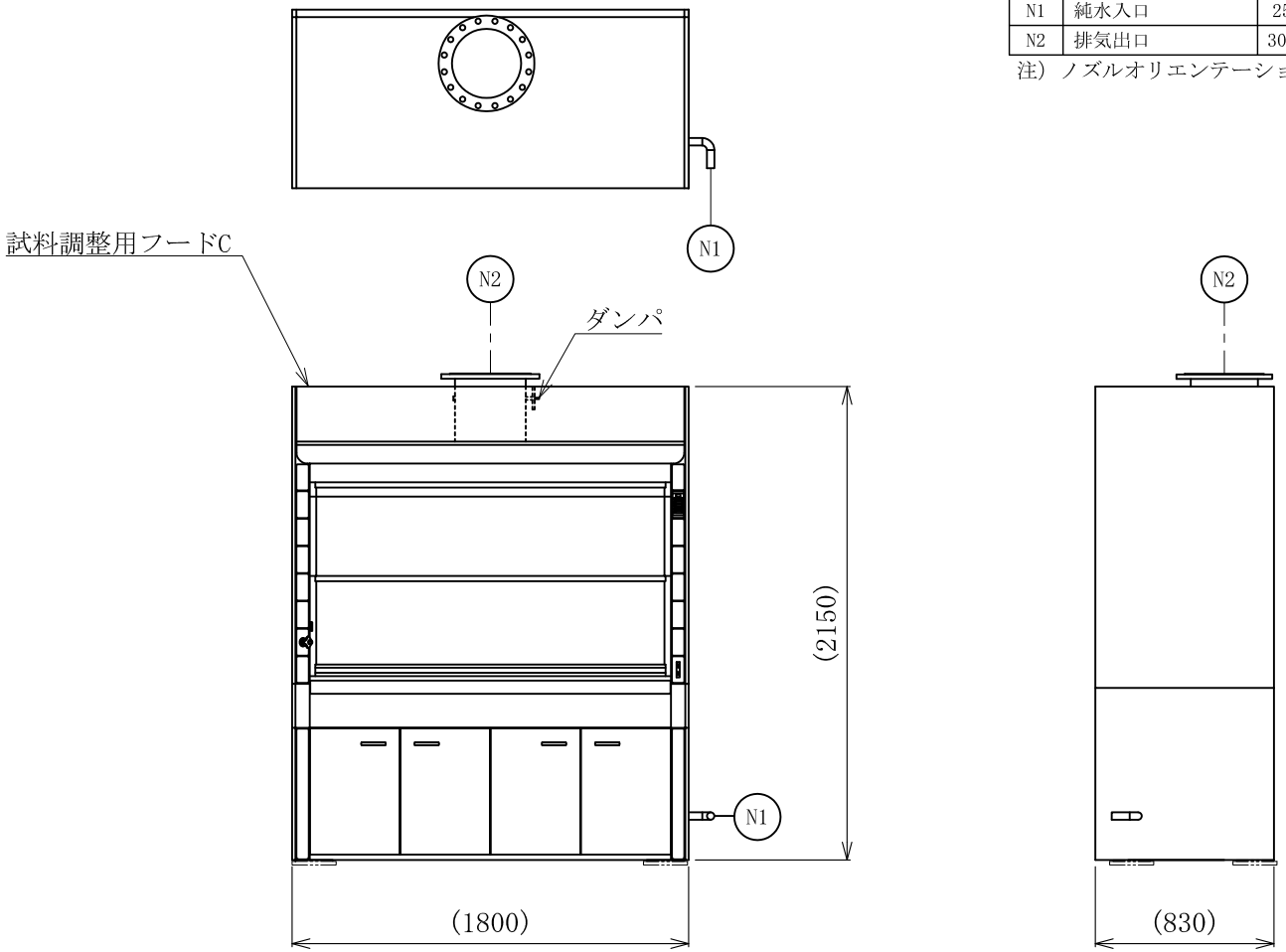

図-309　分析設備の試料調整用フードCの概略図

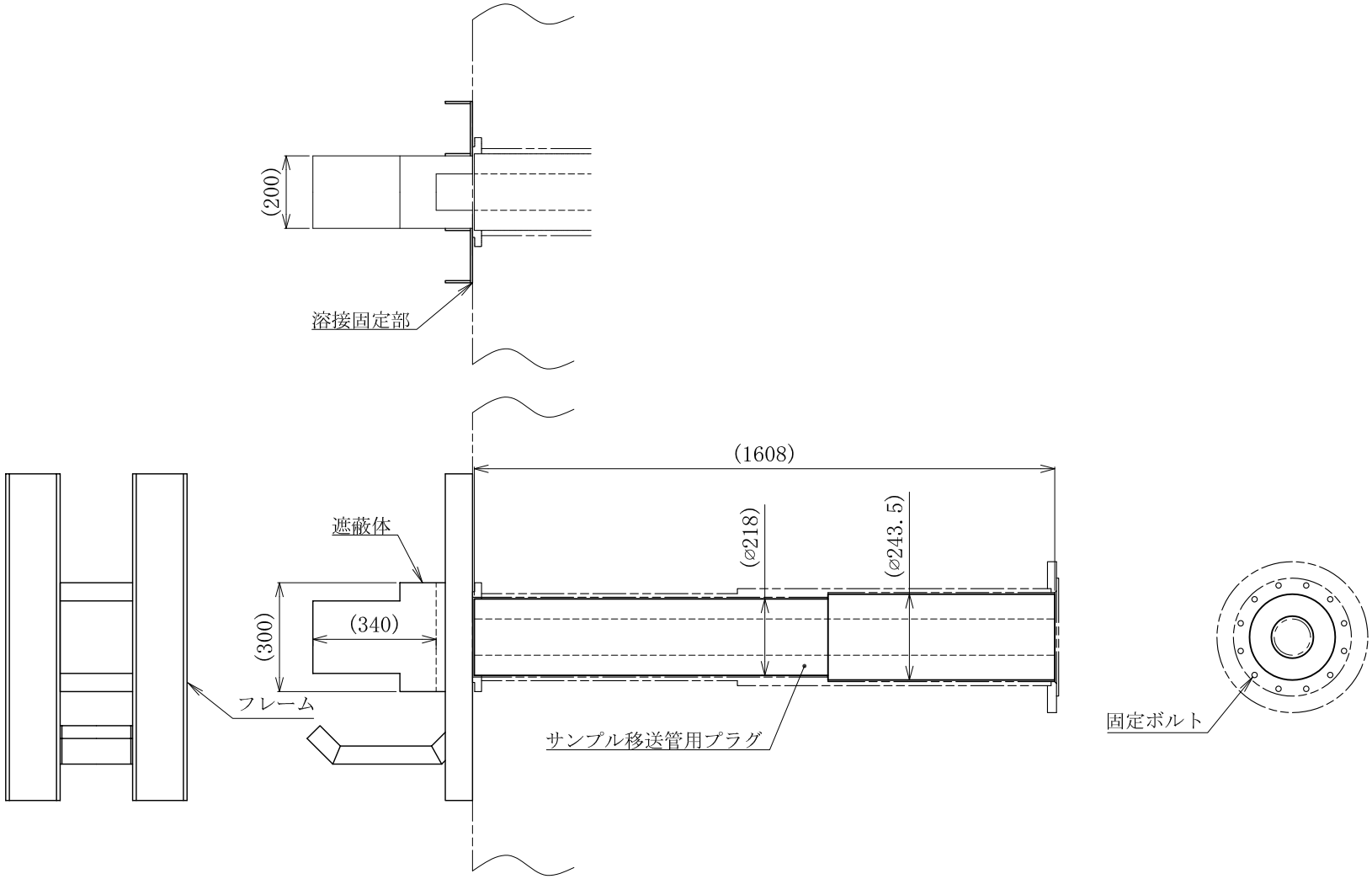

セル内設置機器

図-310　分析設備のサンプル移送管用プラグの概略図

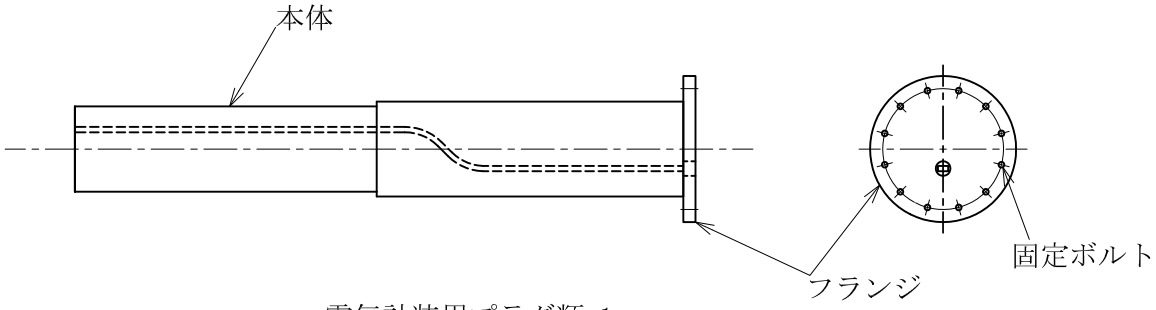

電気計装用プラグ類-1

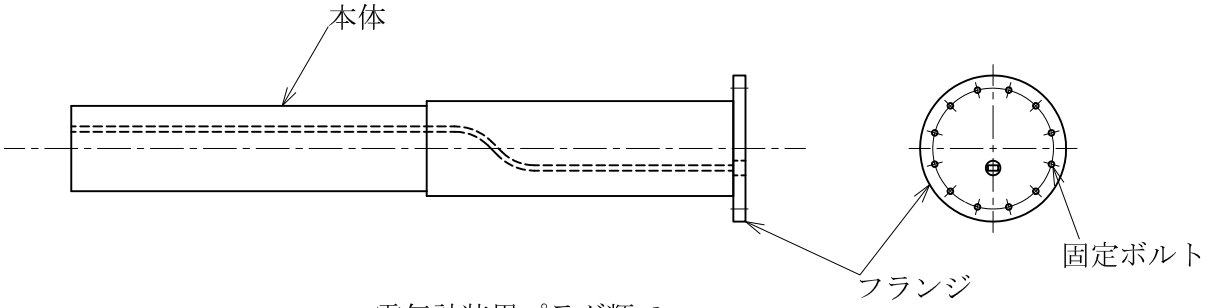

電気計装用プラグ類-2

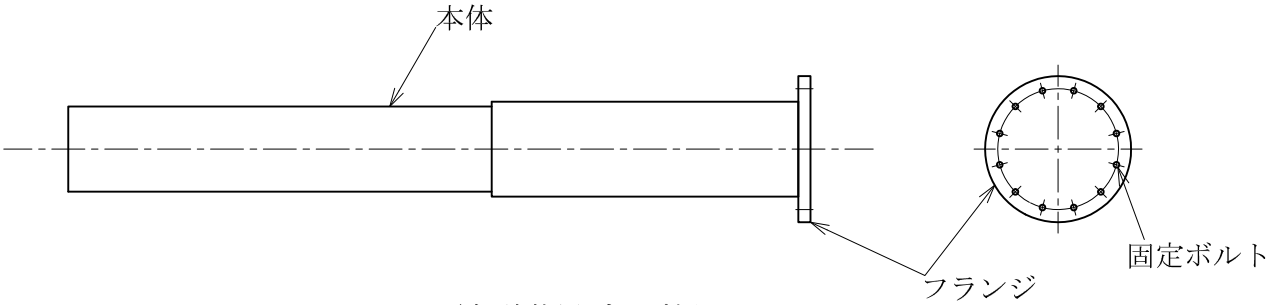

電気計装用プラグ類-3

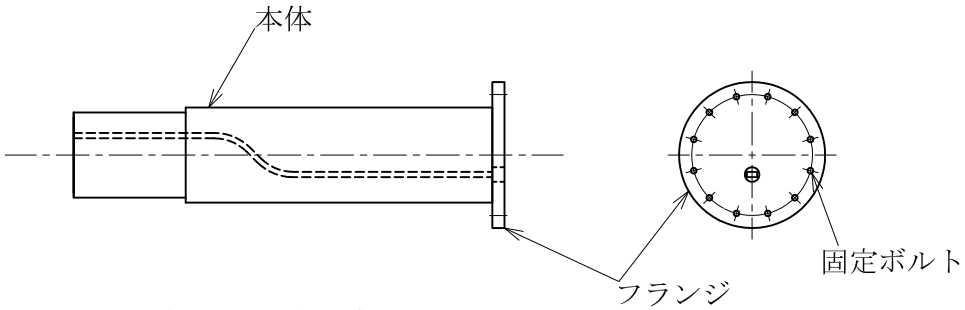

電気計装用プラグ類-4

図-311　電気計装用プラグ類の概略図（その1）

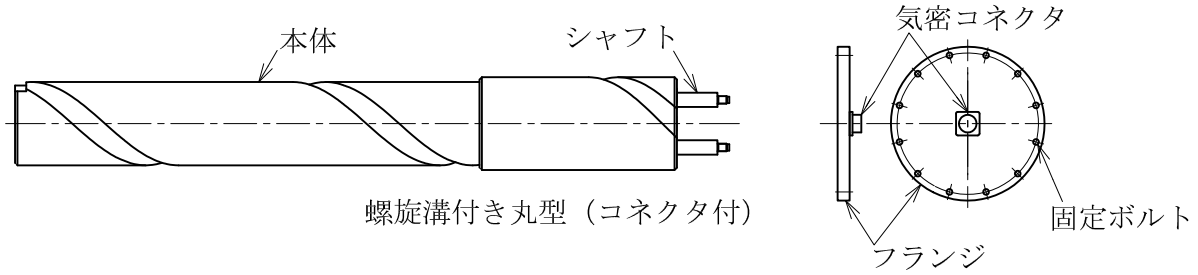

螺旋溝付き丸型（コネクタ付）

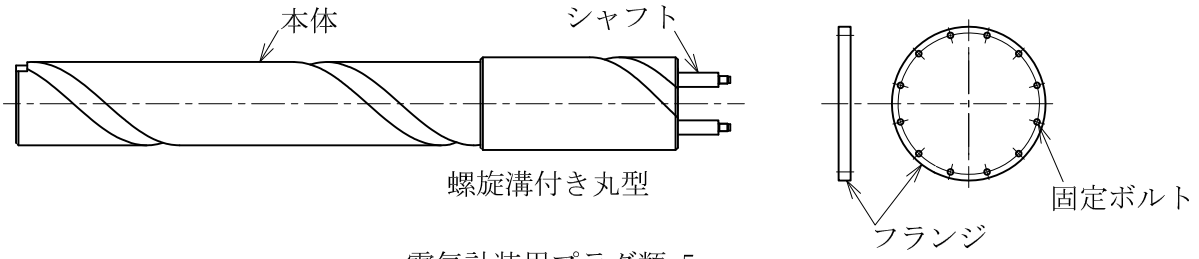

螺旋溝付き丸型

電気計装用プラグ類-5

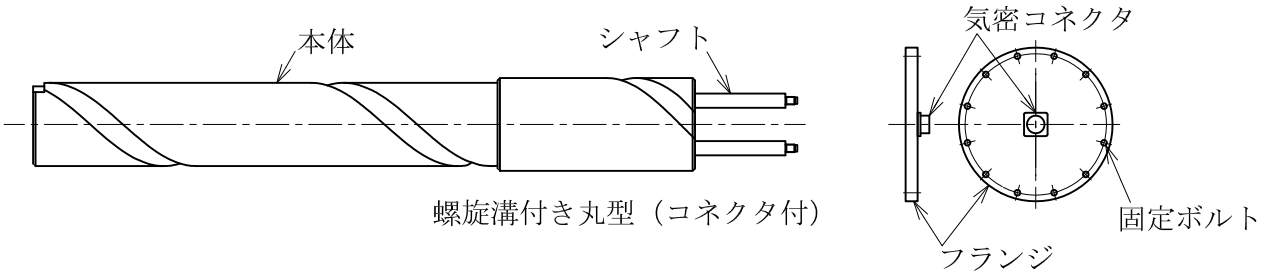

螺旋溝付き丸型（コネクタ付）

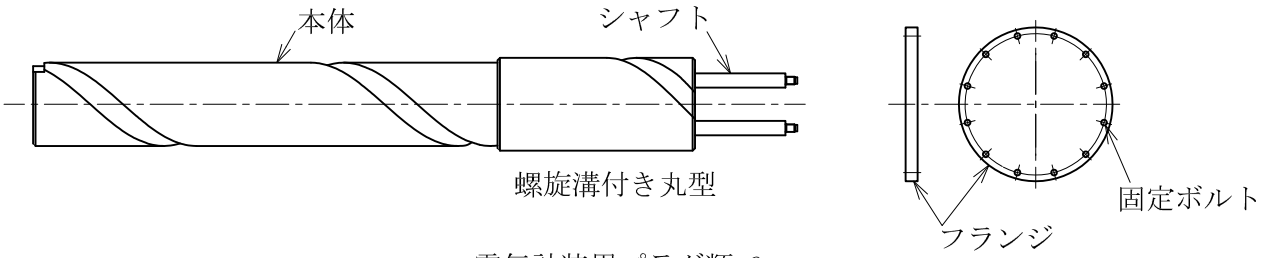

螺旋溝付き丸型

電気計装用プラグ類-6

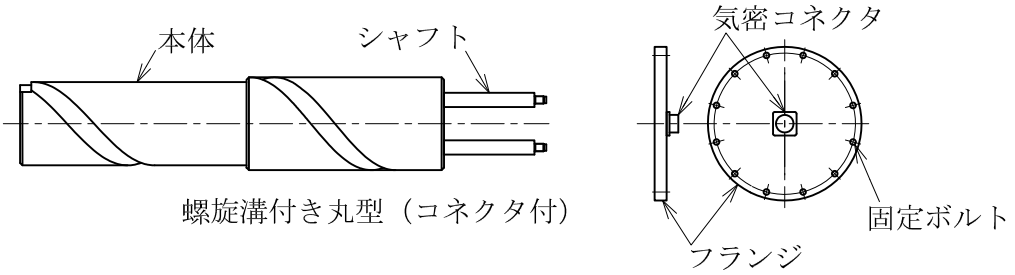

螺旋溝付き丸型（コネクタ付）

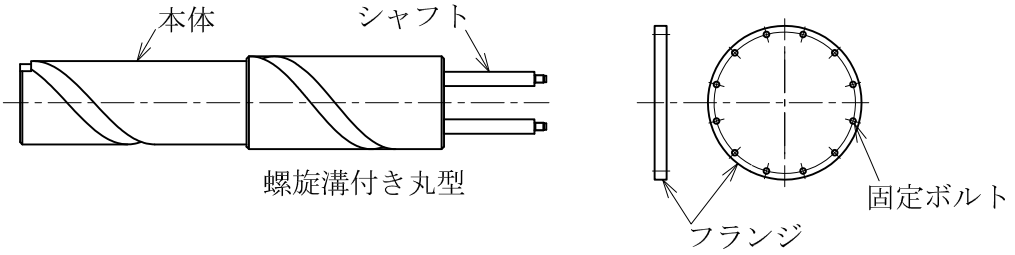

螺旋溝付き丸型

電気計装用プラグ類-7

図-312　電気計装用プラグ類の概略図（その2）

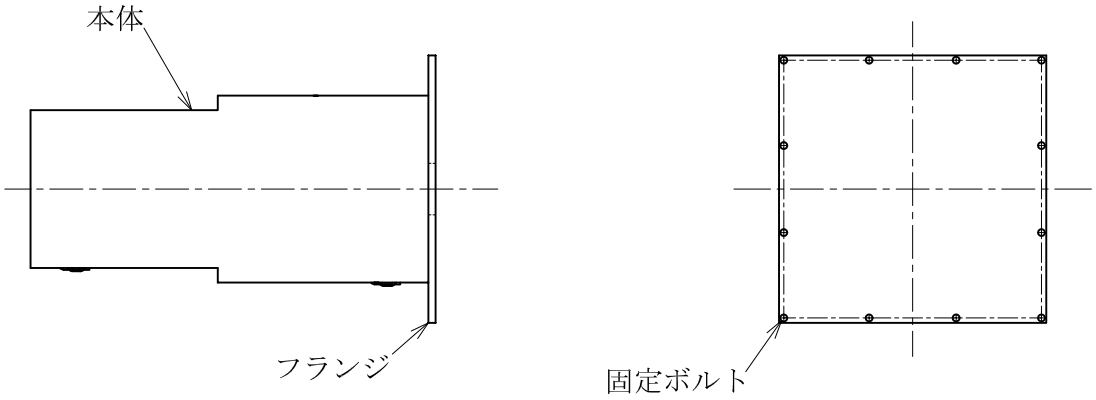

電気計装用プラグ類-8

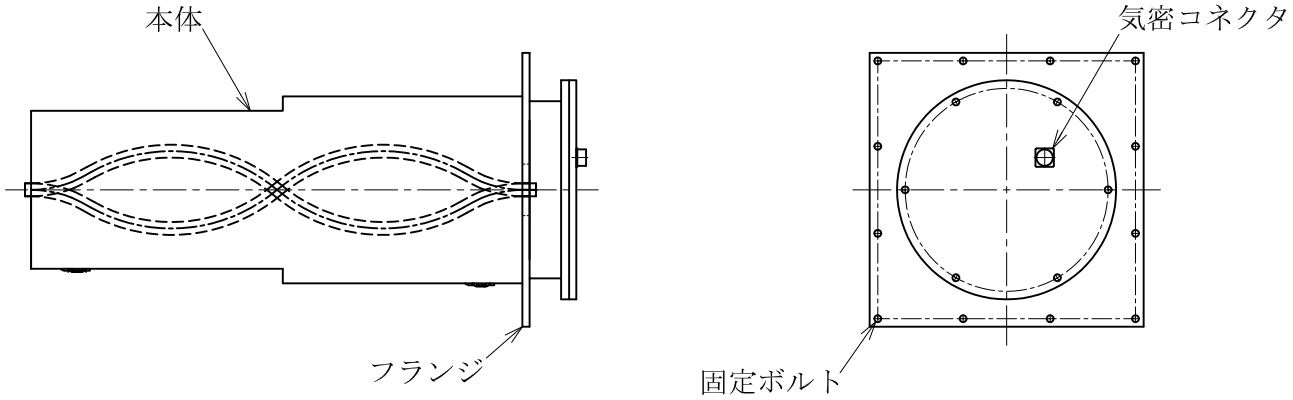

螺旋管付き角型（コネクタ1個）

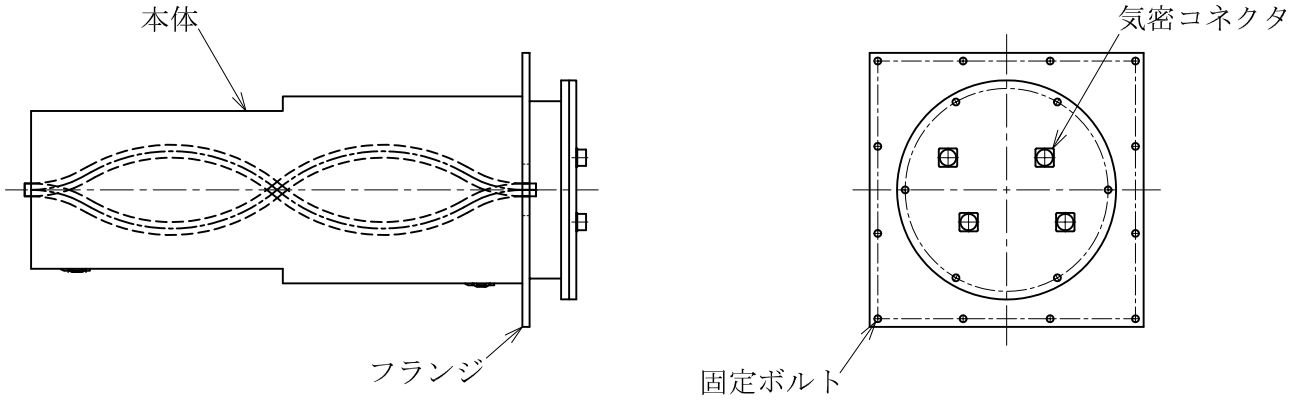

螺旋管付き角型（コネクタ4個）

電気計装用プラグ類-9

図-313　電気計装用プラグ類の概略図（その3）

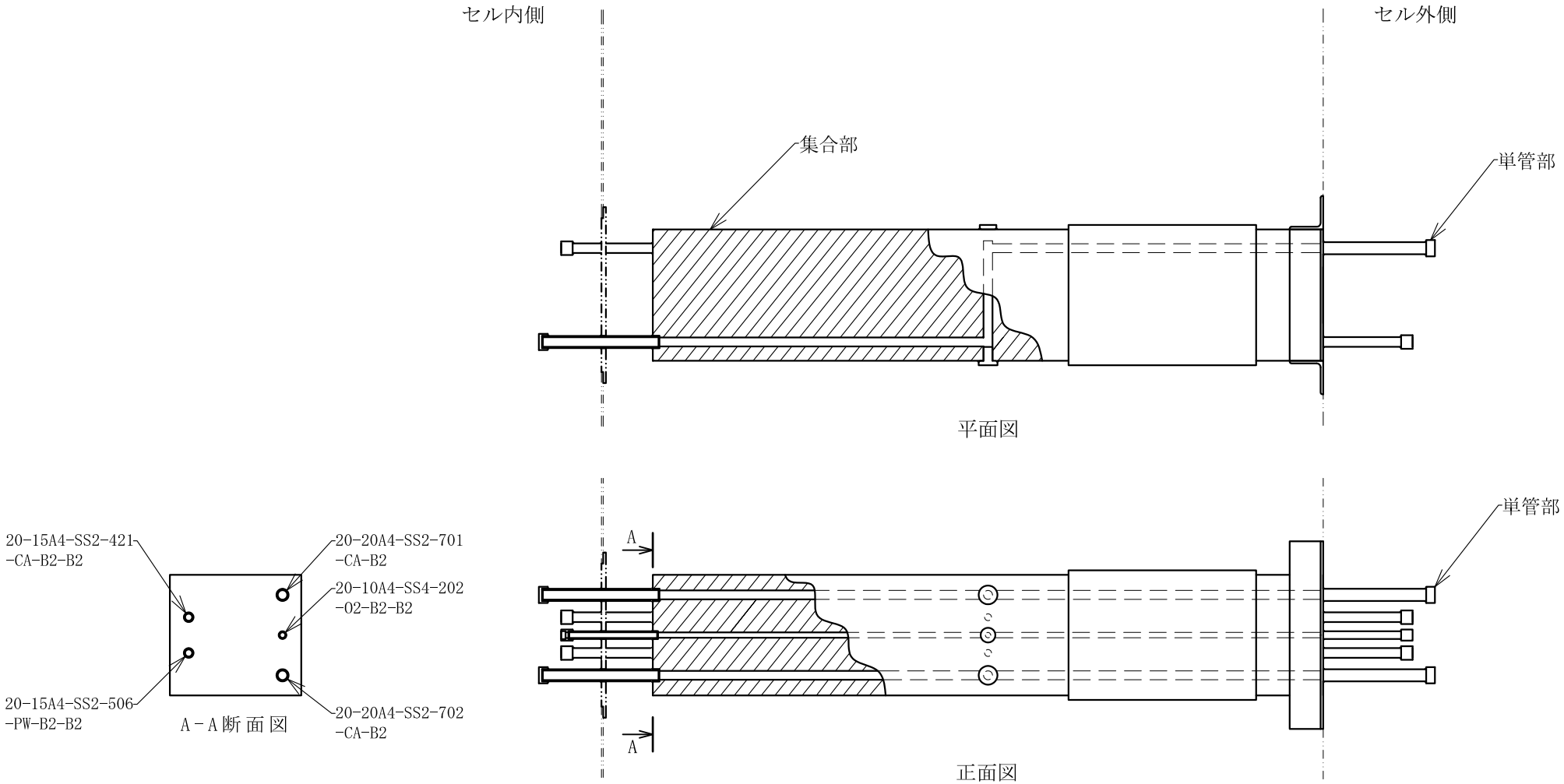

図-314　減容処理設備の配管類（埋設部）（20-416）の概略図

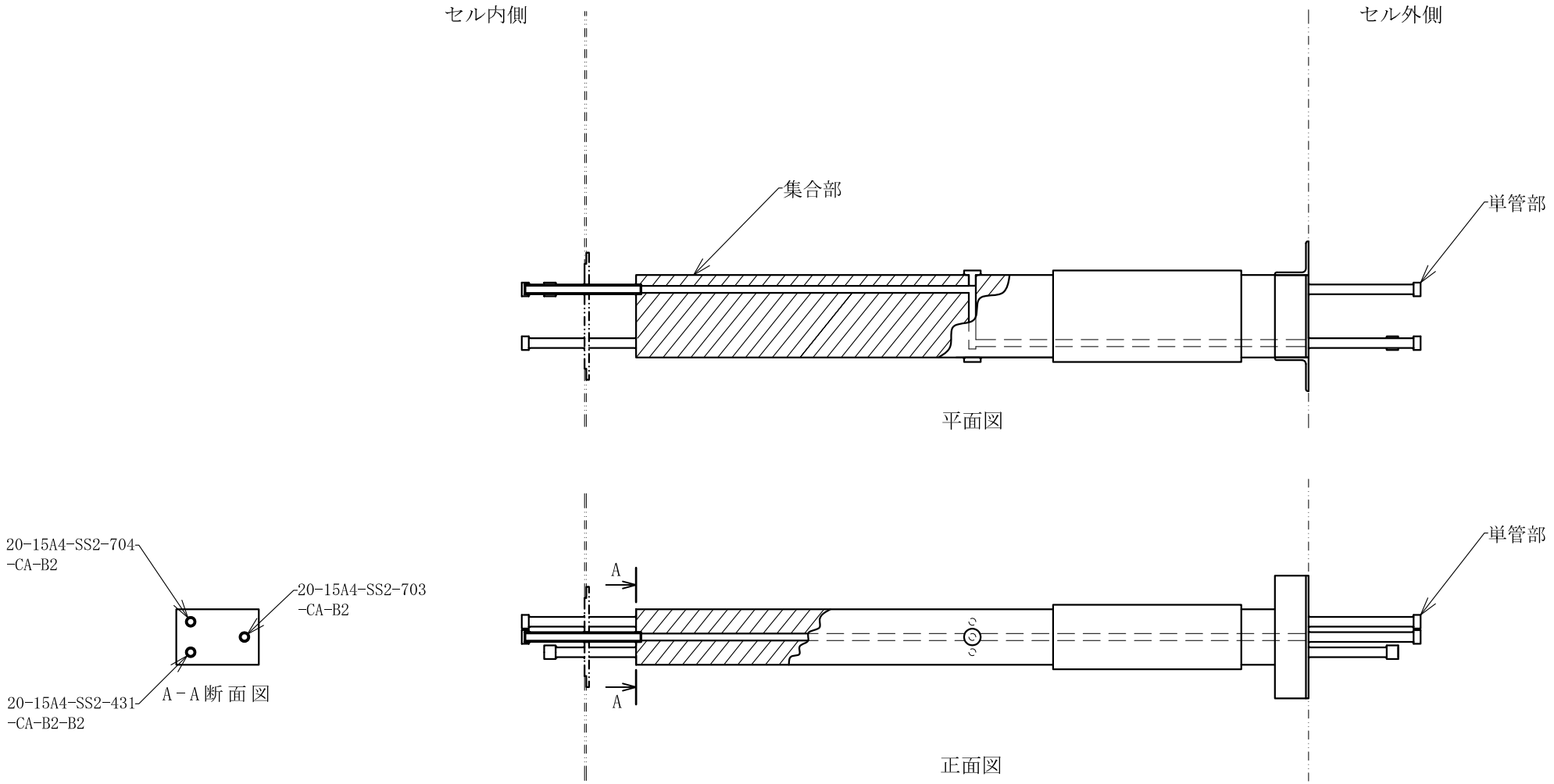

図-315　減容処理設備の配管類（埋設部）（20-417）の概略図

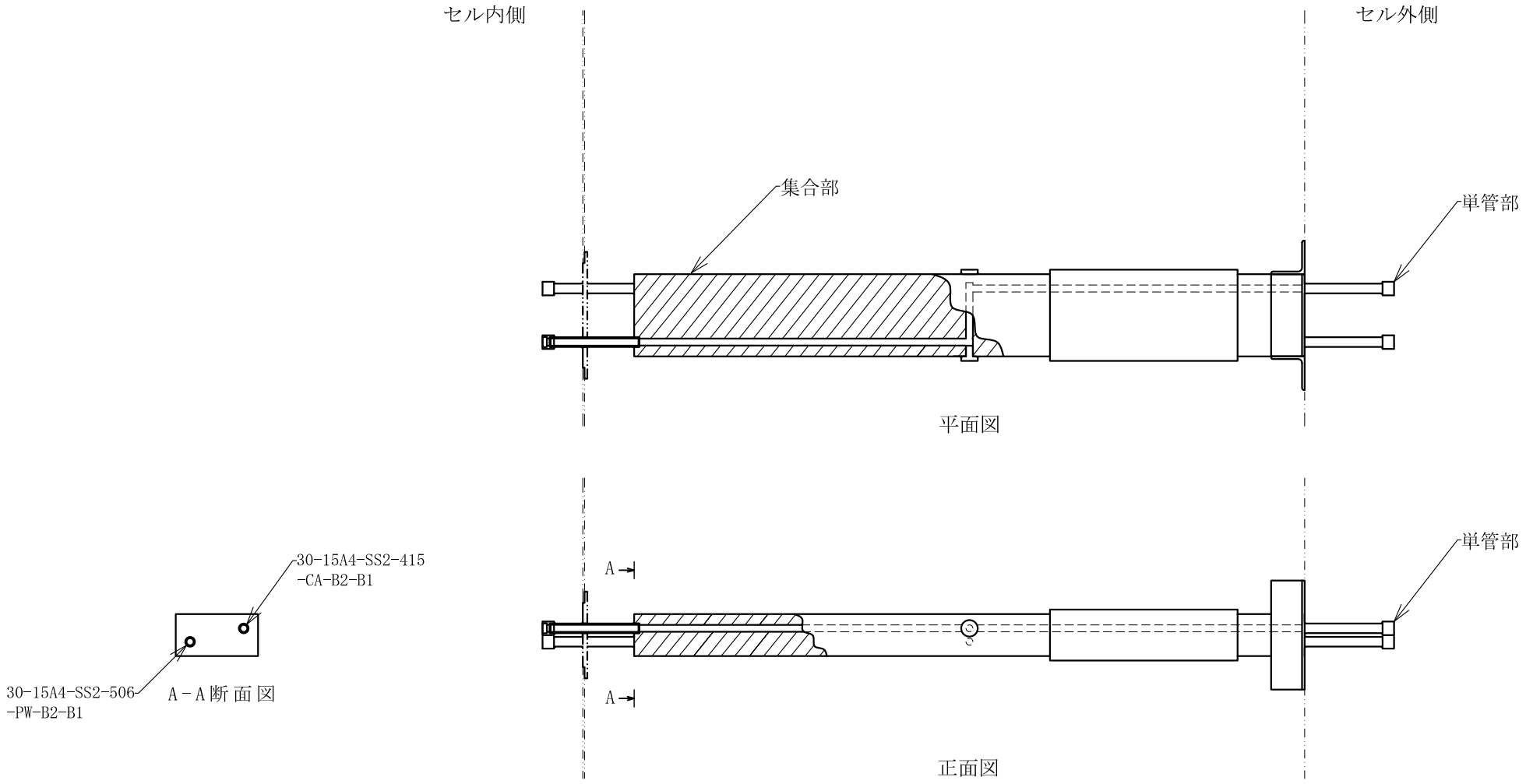

図-316　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-203）の概略図

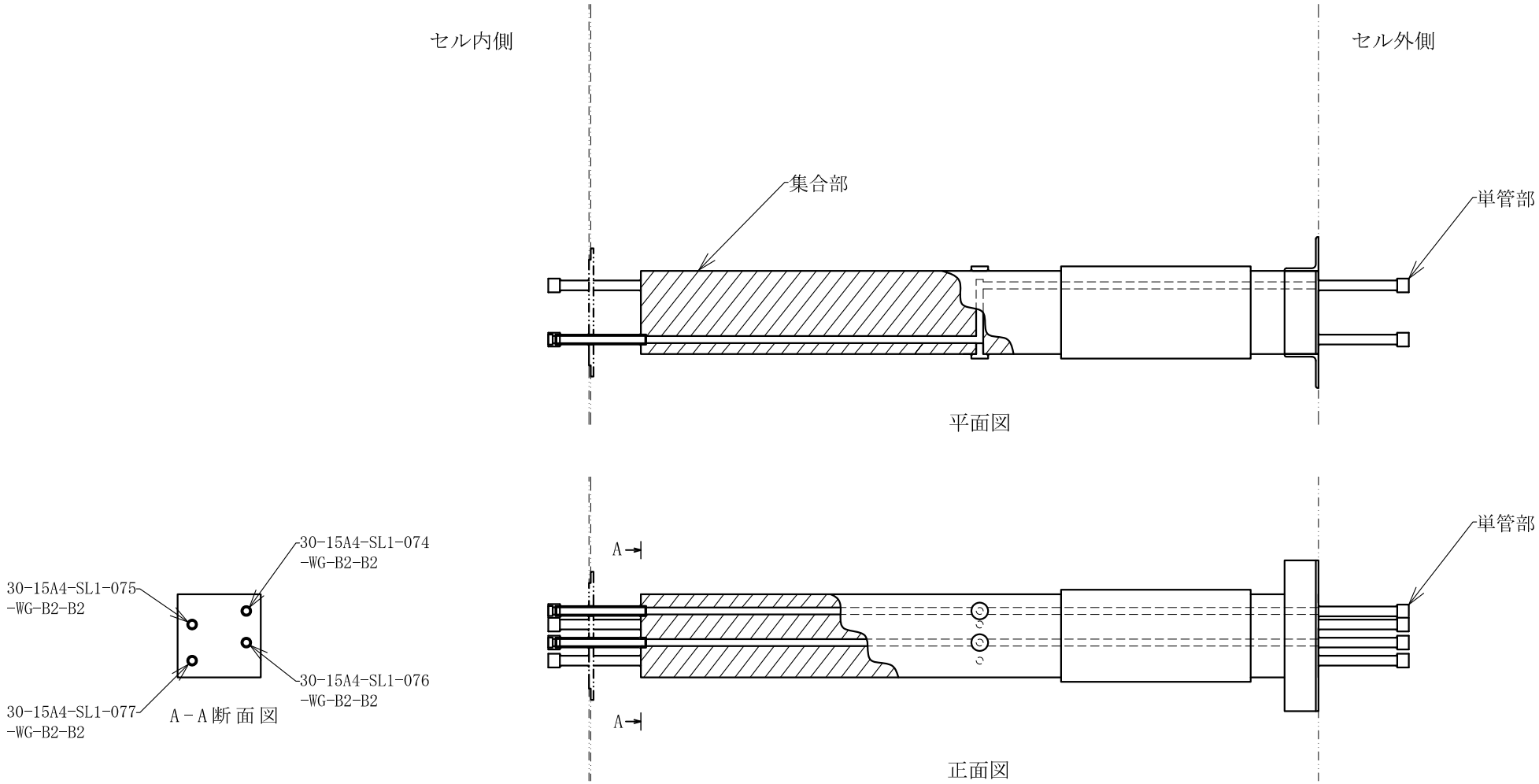

図-317　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-205）の概略図

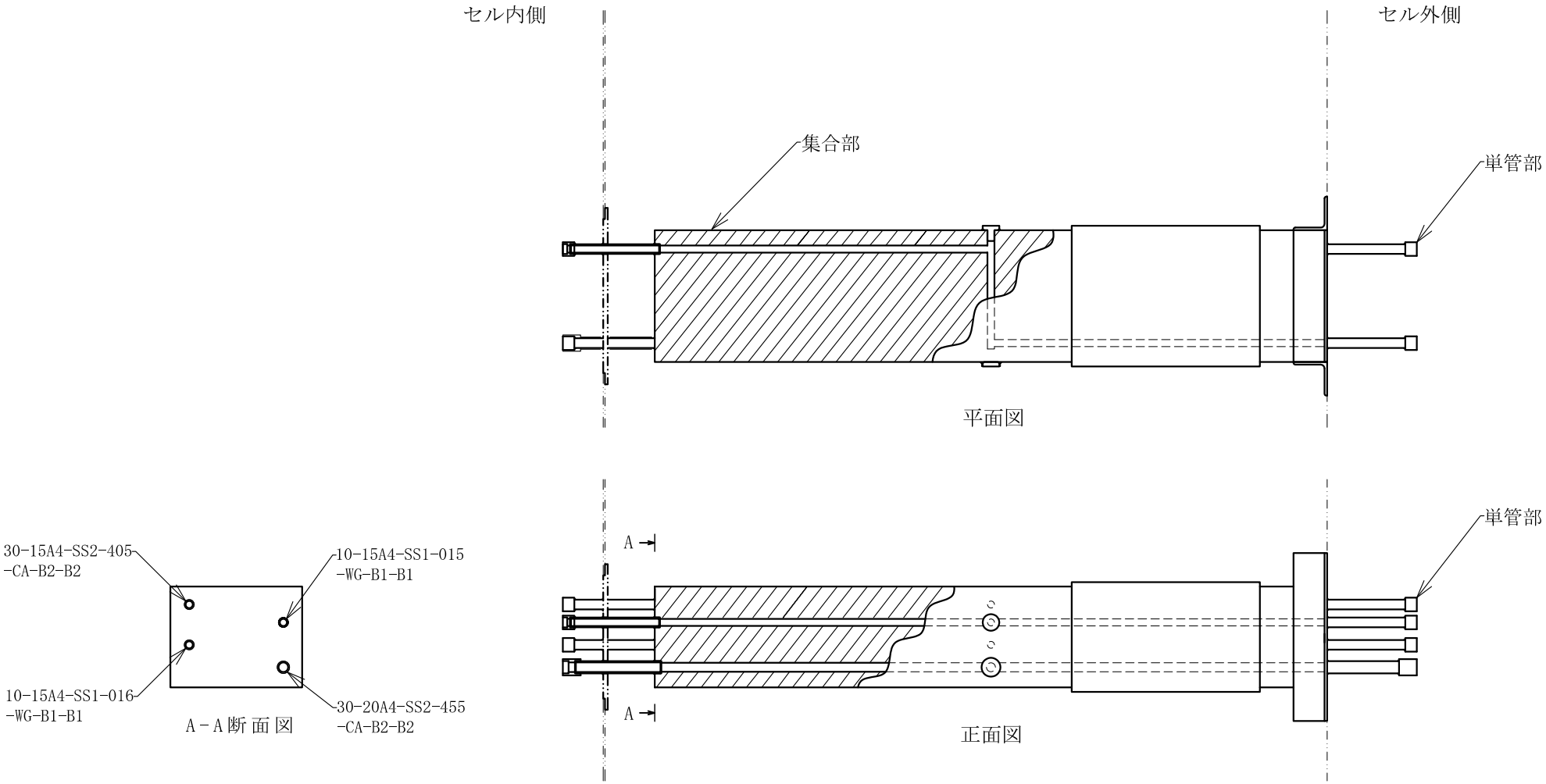

図-318　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-206）の概略図

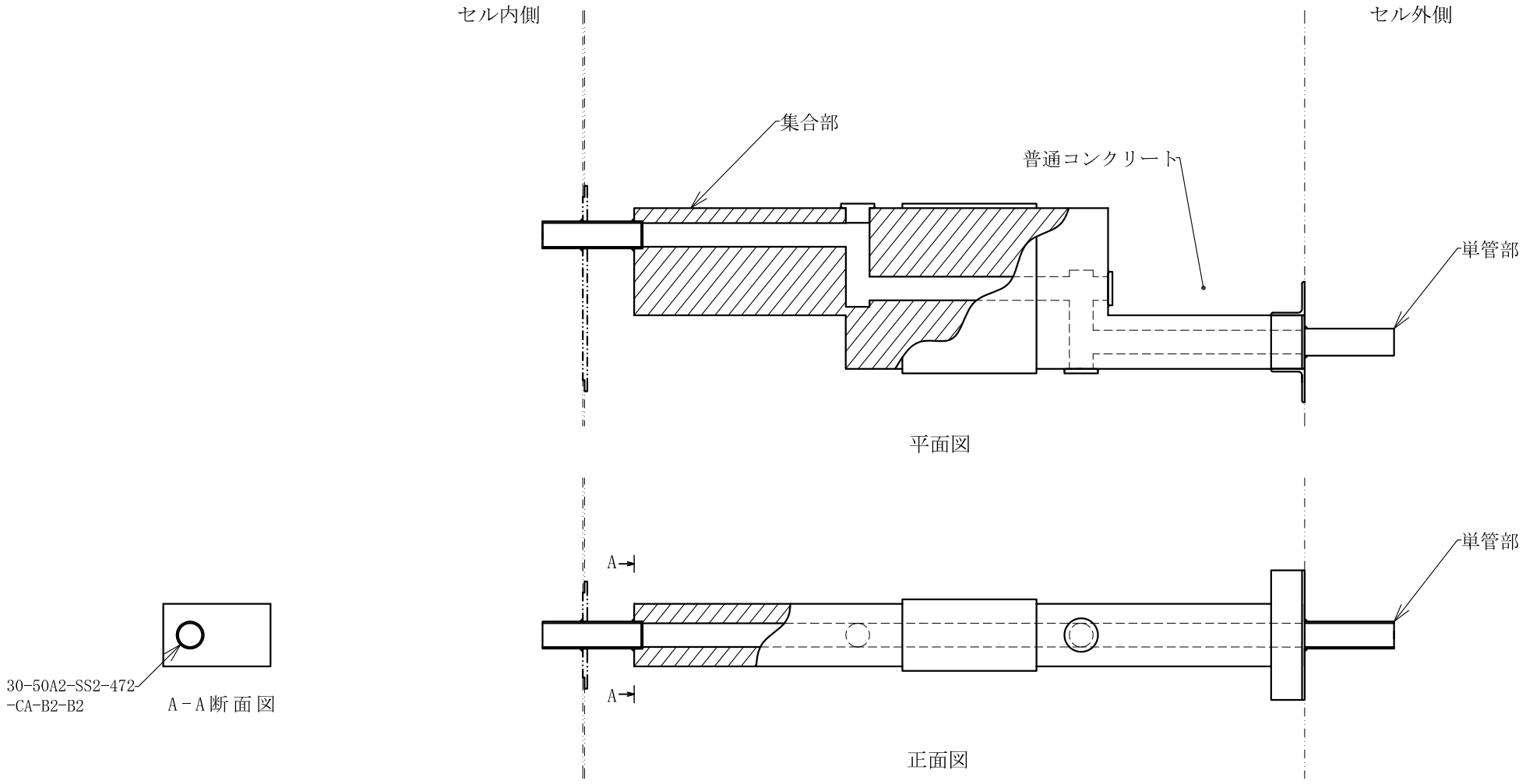

図-319　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-207）の概略図

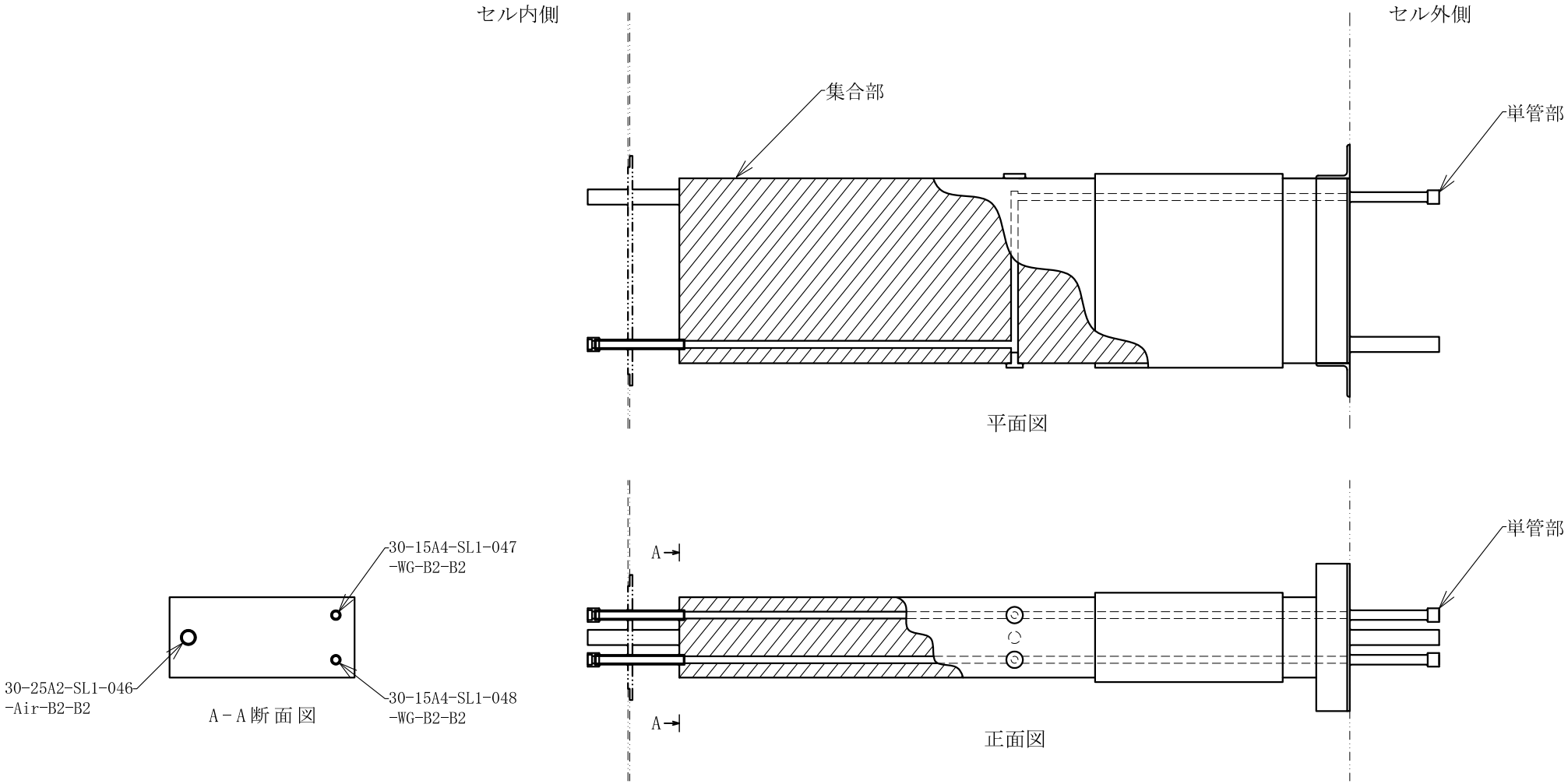

図-320　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-208）の概略図

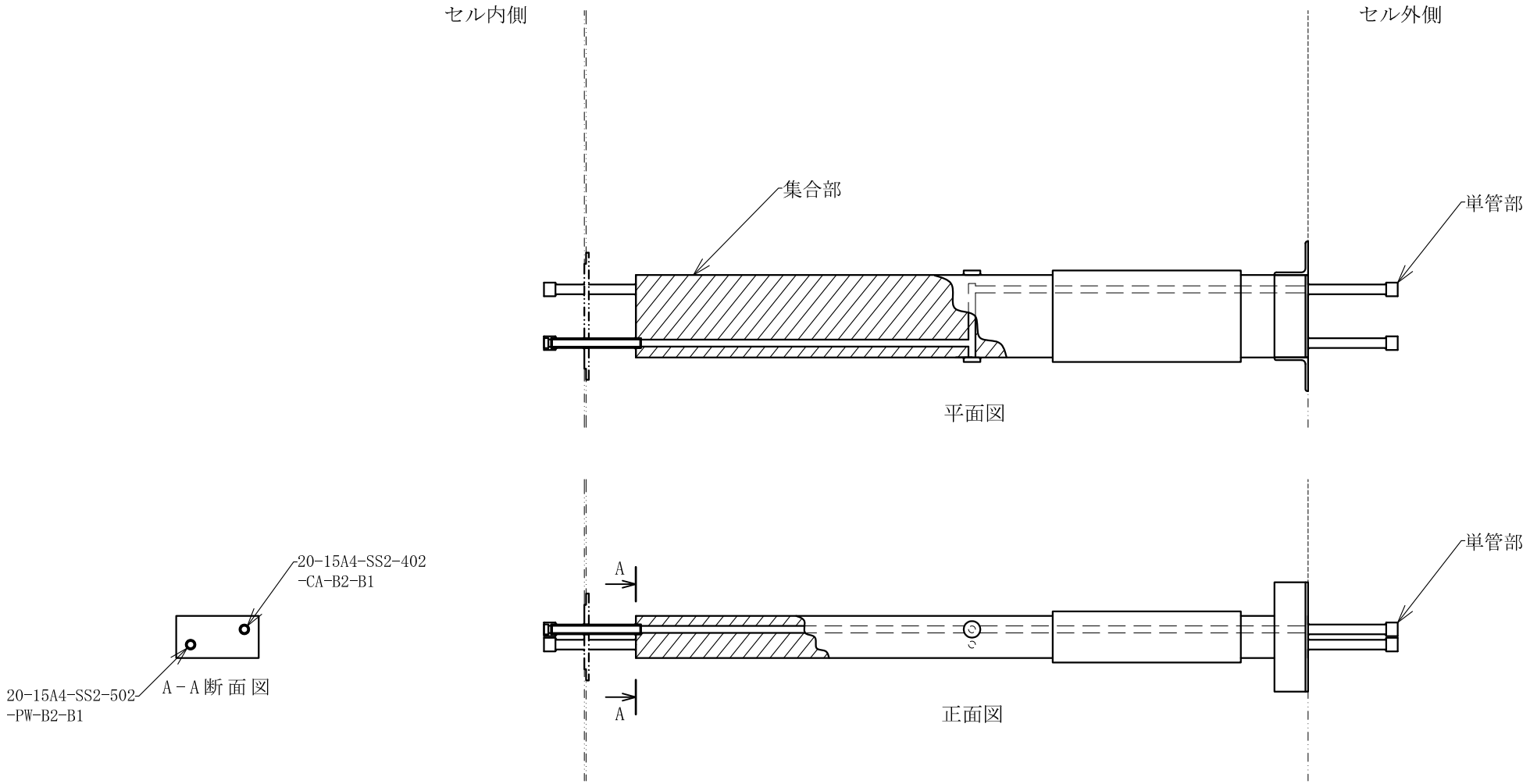

図-321　減容処理設備の配管類（埋設部）（20-401）の概略図

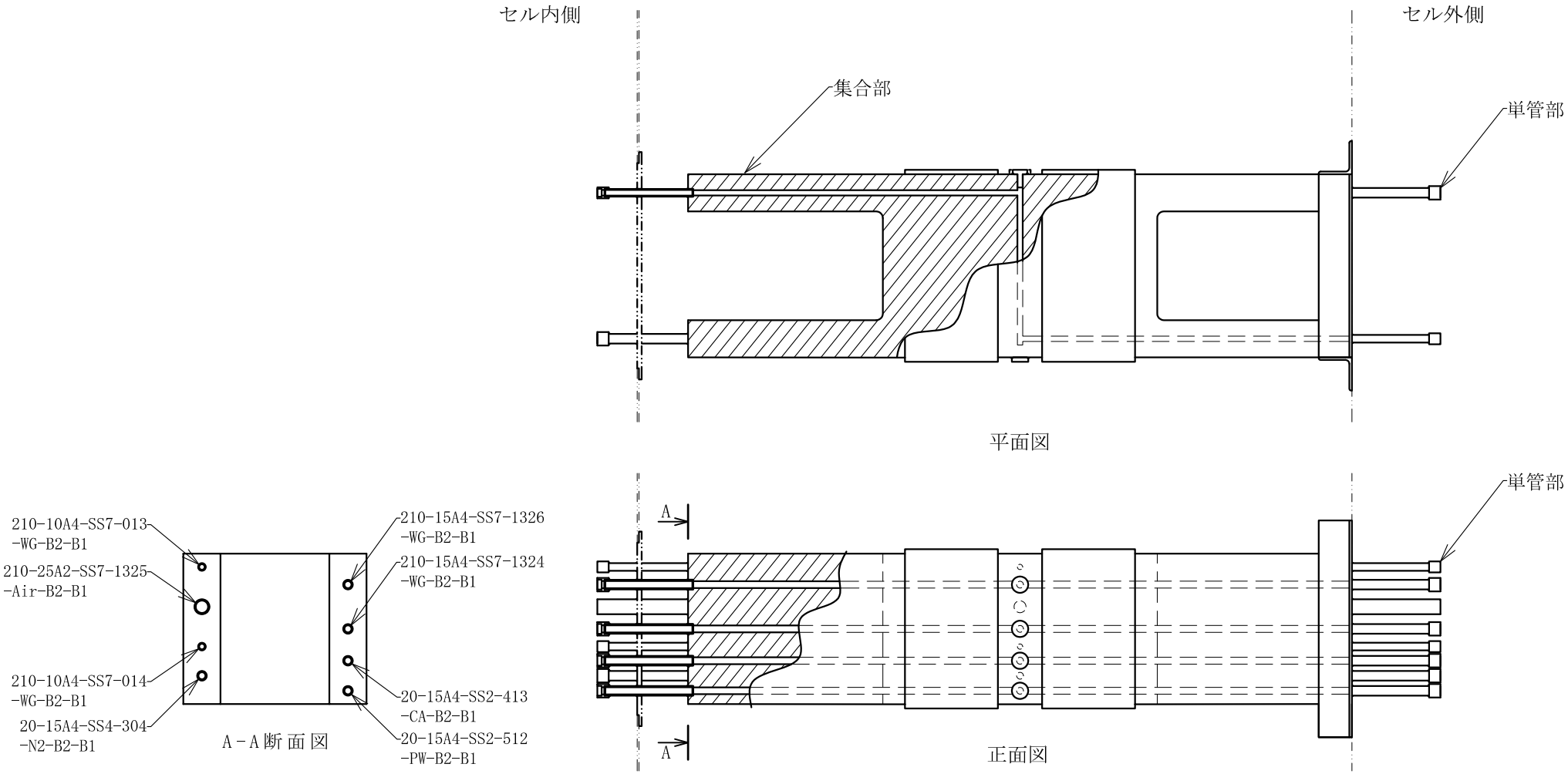

図-322　減容処理設備の配管類（埋設部）（210-404）の概略図

設置場所の番号	番号	配管類の番号
210-201	①	210-10A4-SS7-033-WG-B2-B3
	②	210-15A4-SS7-1226-WG-B2-B3
	③	210-25A2-SS7-1225-Air-B2-B3
	④	210-15A4-SS7-1224-WG-B2-B3
	⑤	210-10A4-SS7-034-WG-B2-B3
210-414	①	210-10A4-SS7-023-WG-B2-B2
	②	210-15A4-SS7-1336-WG-B2-B2
	③	210-25A2-SS7-1335-Air-B2-B2
	④	210-15A4-SS7-1334-WG-B2-B2
	⑤	210-10A4-SS7-024-WG-B2-B1

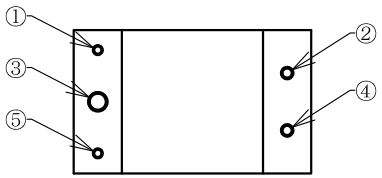

A－A断面図

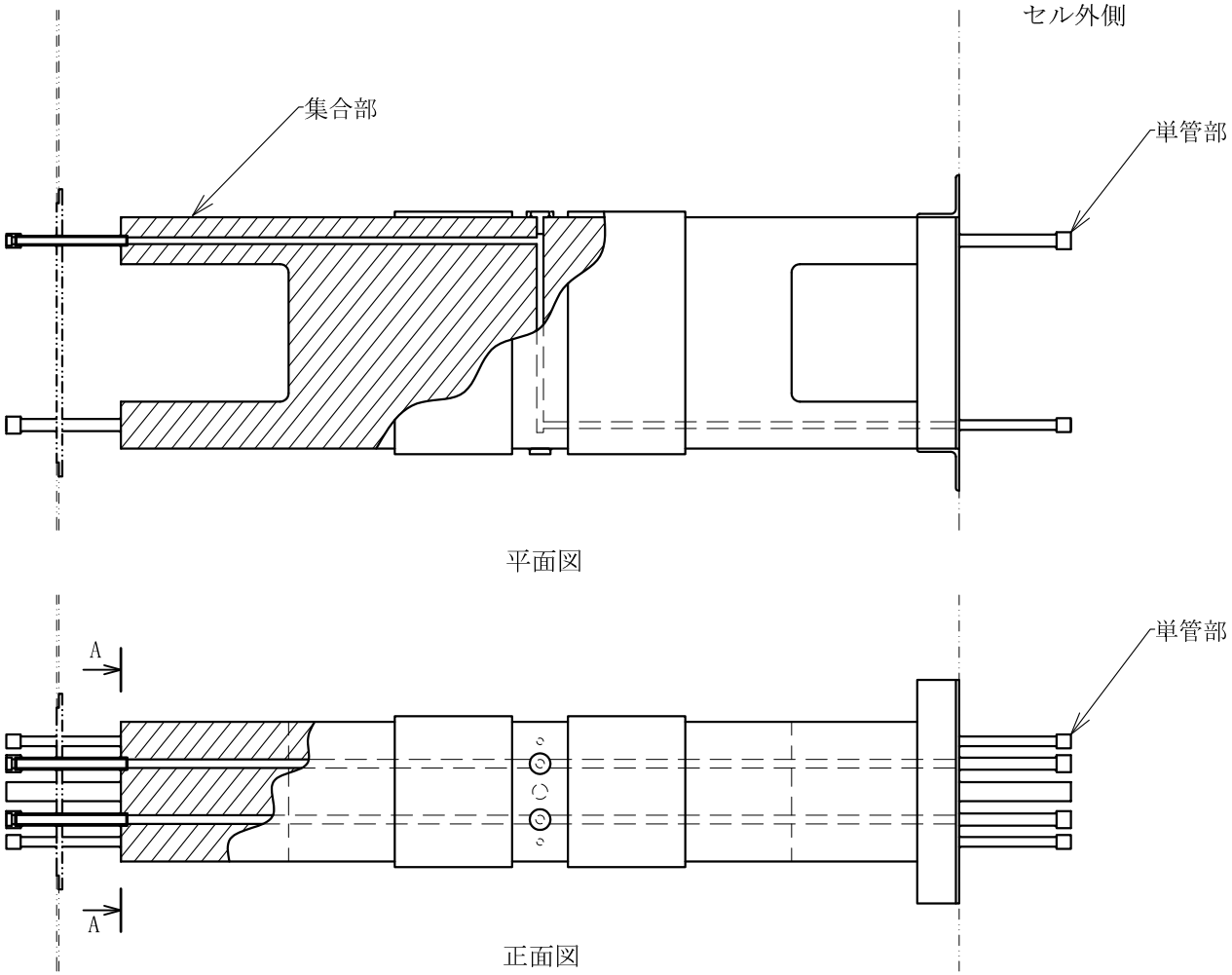

図-323　減容処理設備の配管類（埋設部）（210-201、210-414）の概略図

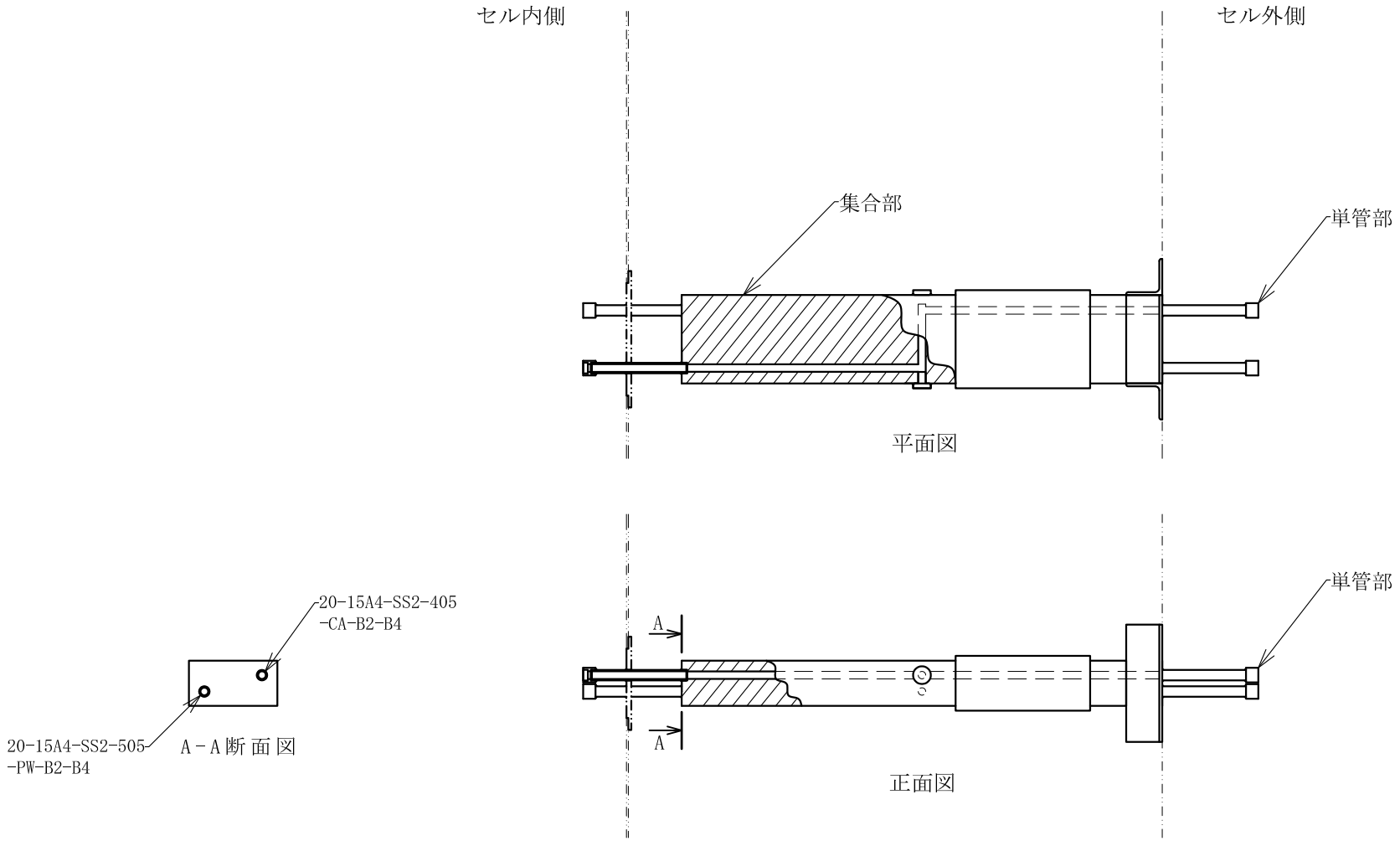

図-324　減容処理設備の配管類（埋設部）（20-605）の概略図

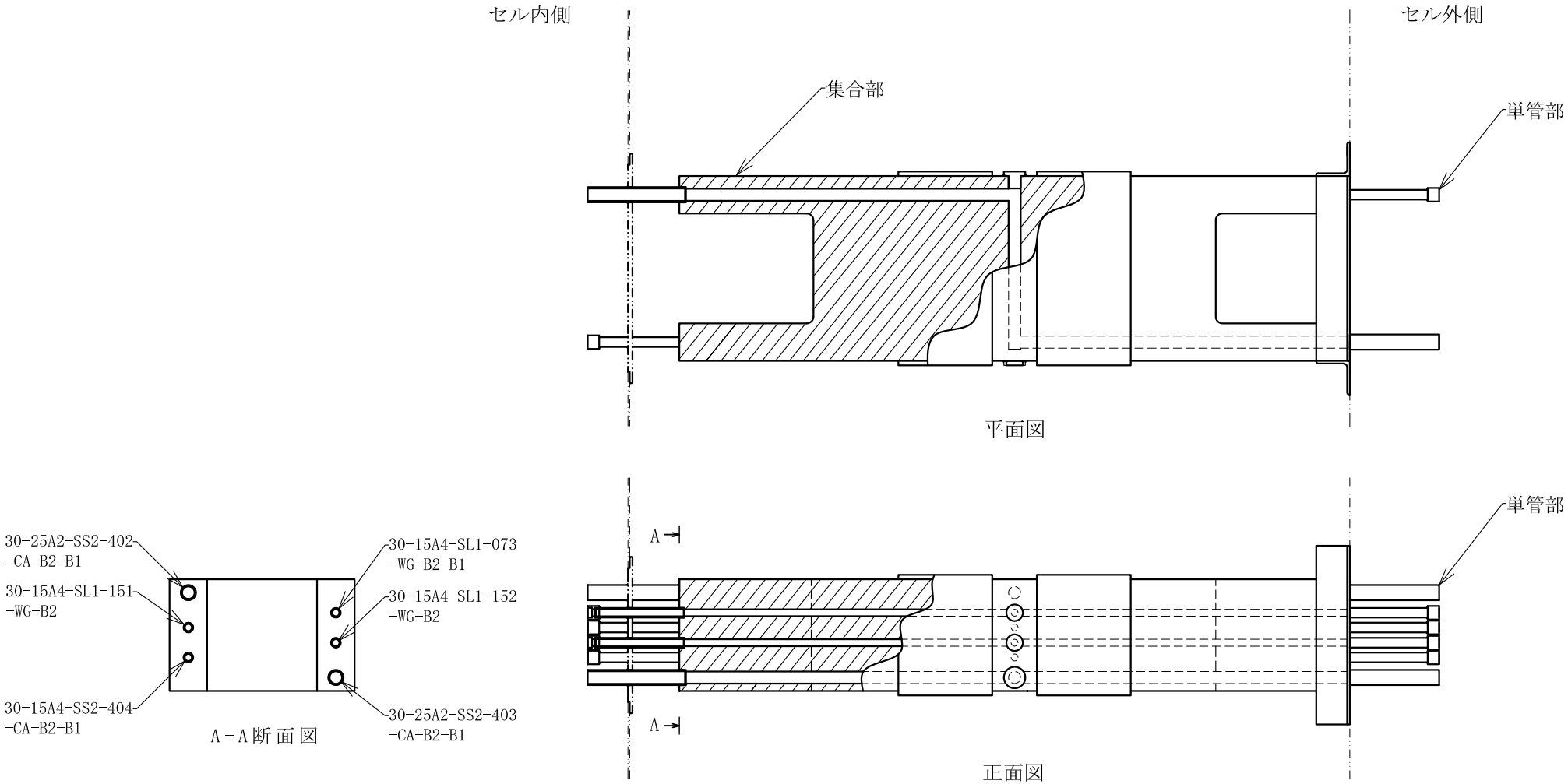

図-325　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-202）の概略図

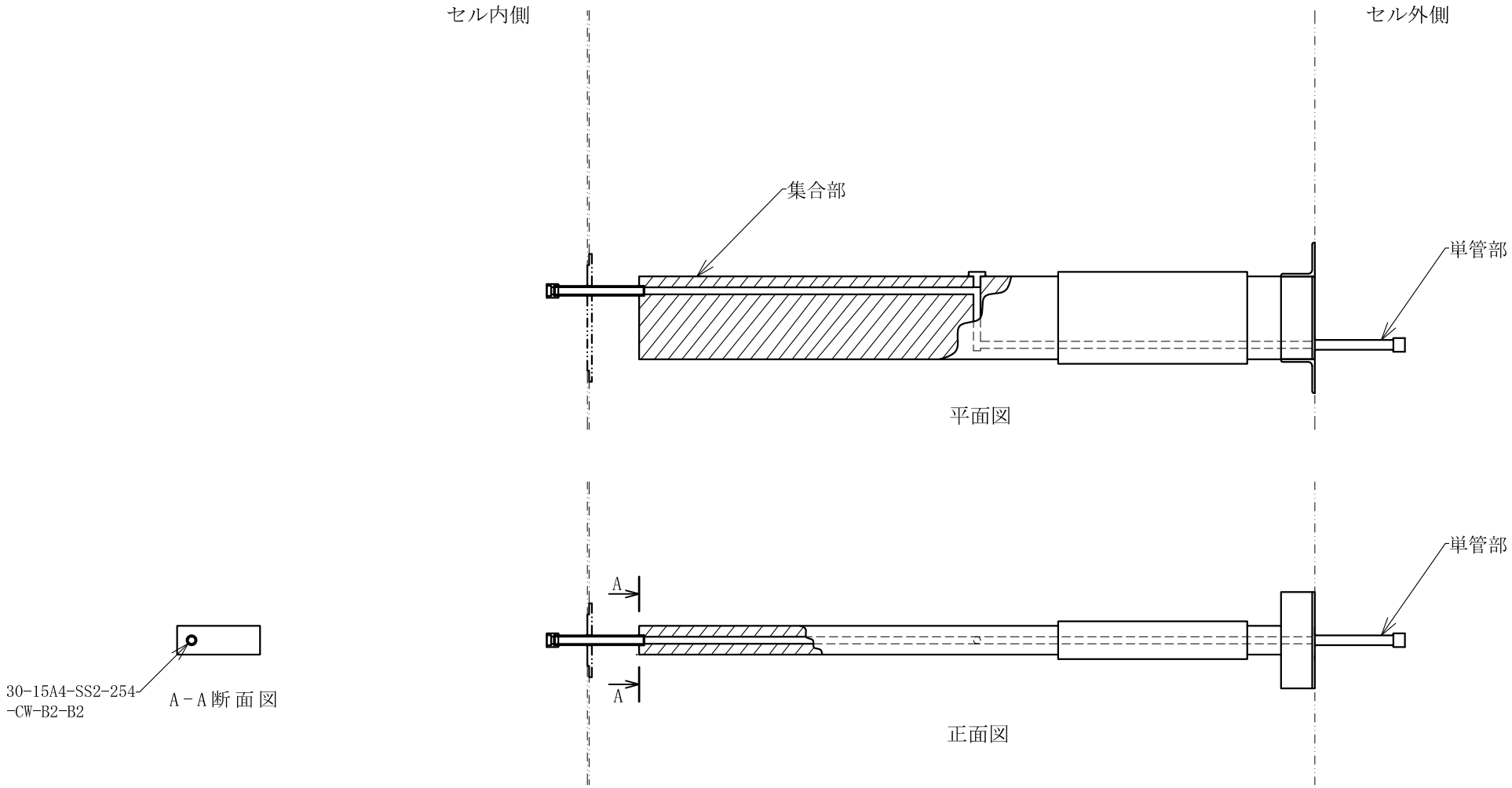

図-326　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-209）の概略図

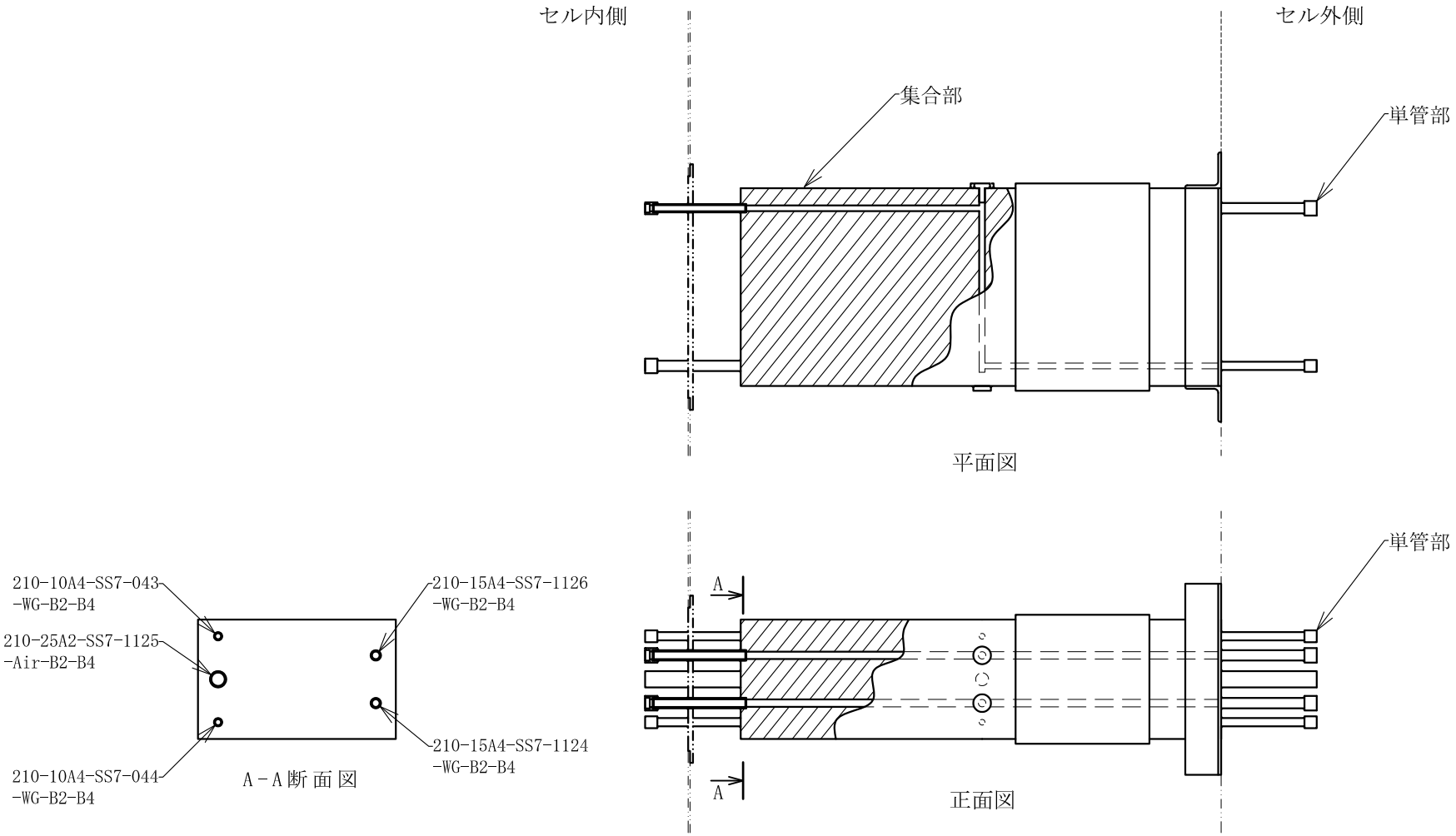

図-327　減容処理設備の配管類（埋設部）（210-604）の概略図

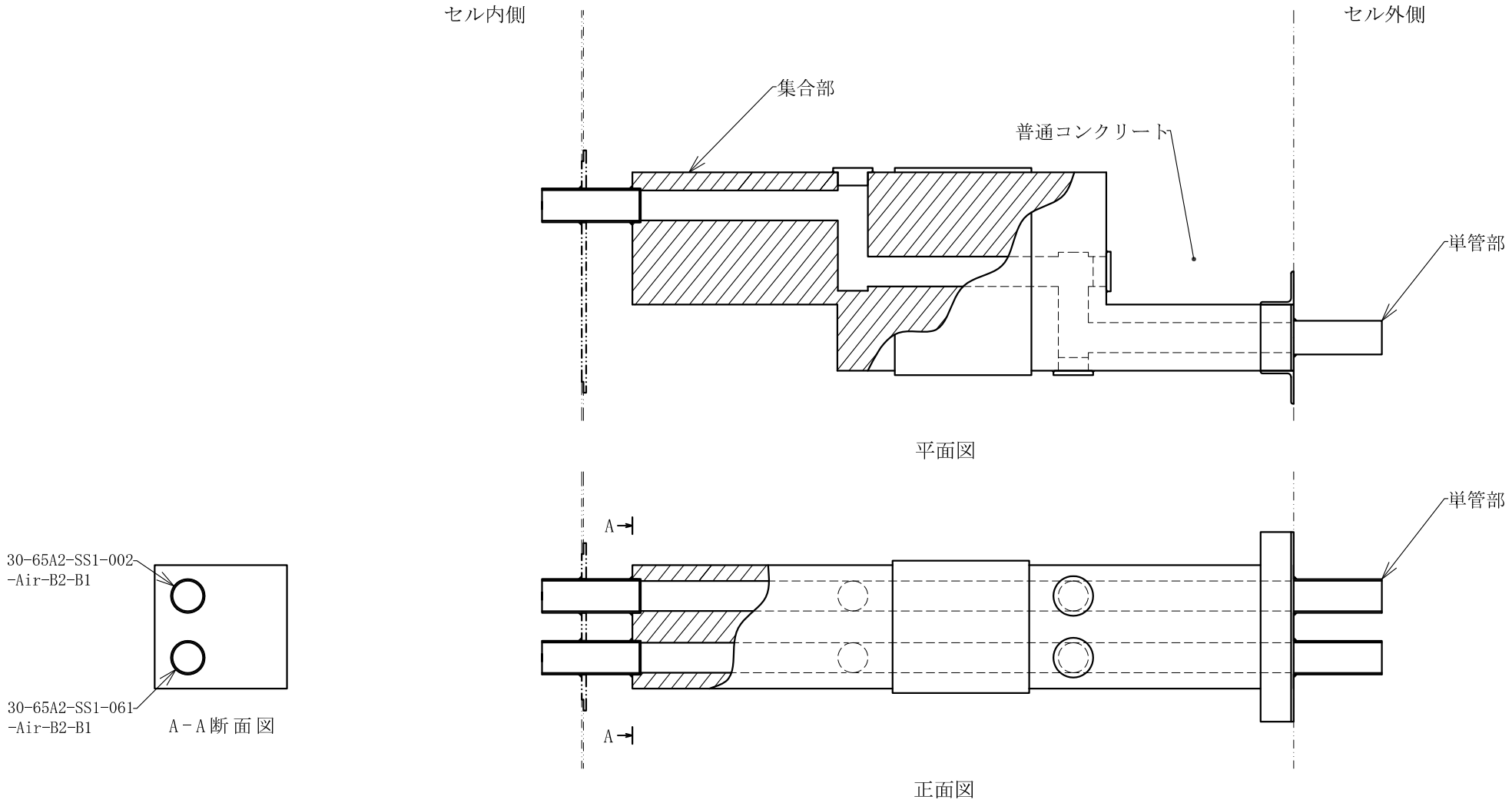

図-328　減容処理設備の配管類（埋設部）（30-201）の概略図

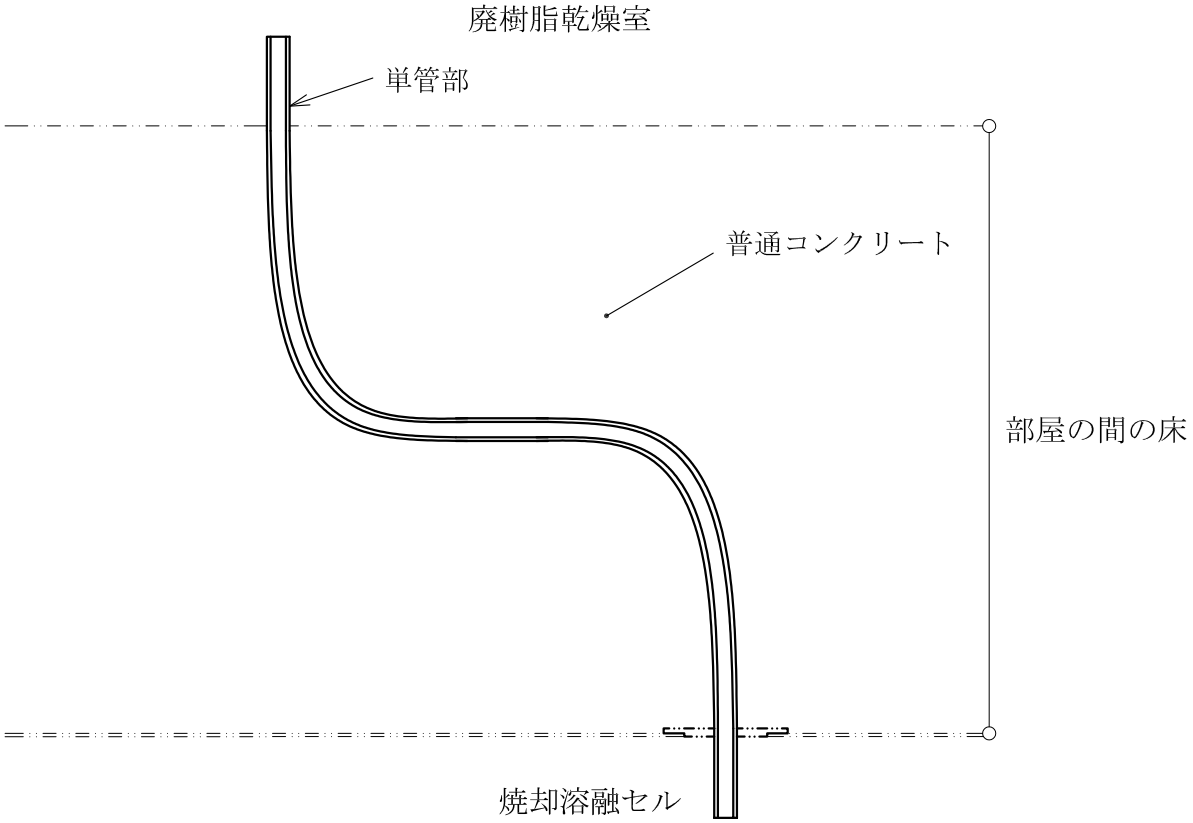

図-329　減容処理設備の配管類（埋設部）（10-501）の概略図

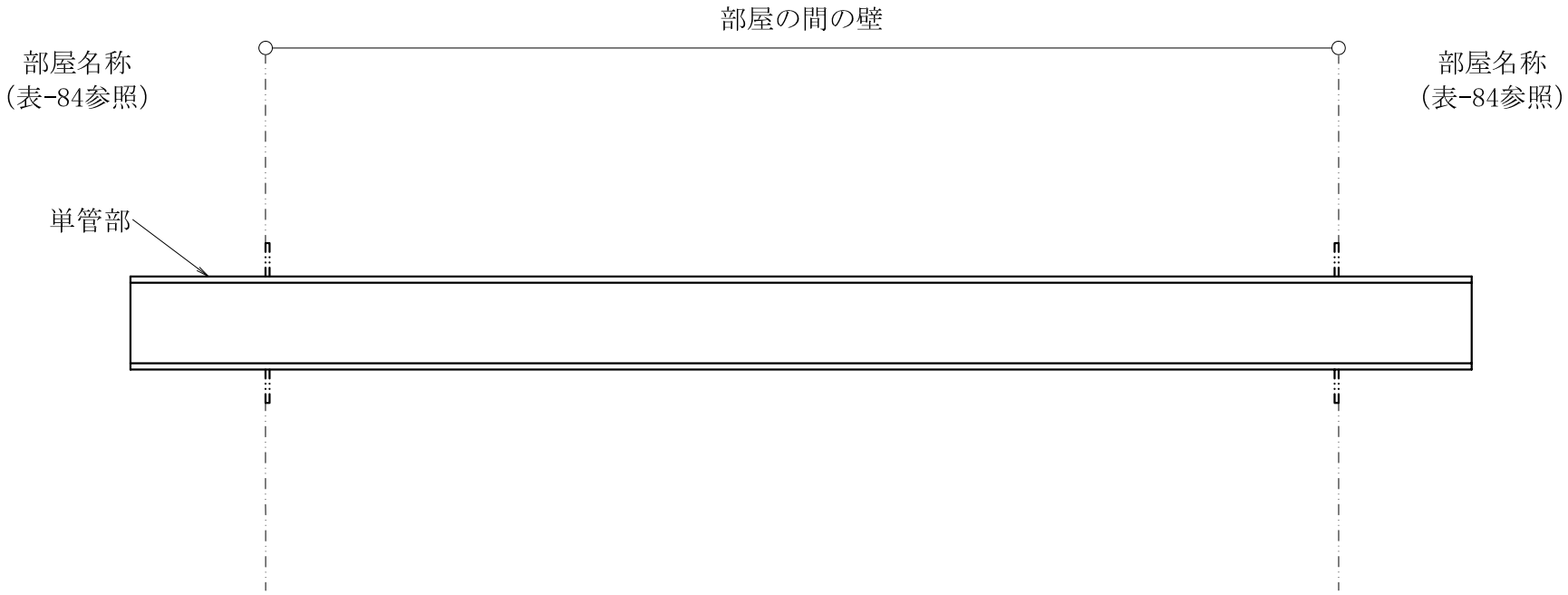

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-84　減容処理設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様(22/24)～(24/24)に記載のとおり。

図-330　減容処理設備の配管類（埋設部）の概略図

減容処理設備系統図凡例

シンボル	名　称	シンボル	名　称
	弁（グローブ弁）	A	弁（バタフライ弁（空気作動式）（常時閉））
	弁（グローブ弁（常時閉））		弁（安全弁）
A	弁（グローブ弁（空気作動式））		弁（四方弁）
A	弁（グローブ弁（空気作動式）（常時閉））		レジューサ
A	弁（ゲート弁（空気作動式）（常時閉））		クイックコネクタ
	弁（ボール弁）		フランジ
	弁（ボール弁（常時閉））		フレキシブルホース
A	弁（ボール弁（空気作動式）（常時閉））		プラグ
	弁（逆止弁）	—-·-—	申請範囲外
	弁（バタフライ弁）	—·—	他設備
	弁（バタフライ弁（常時閉））		

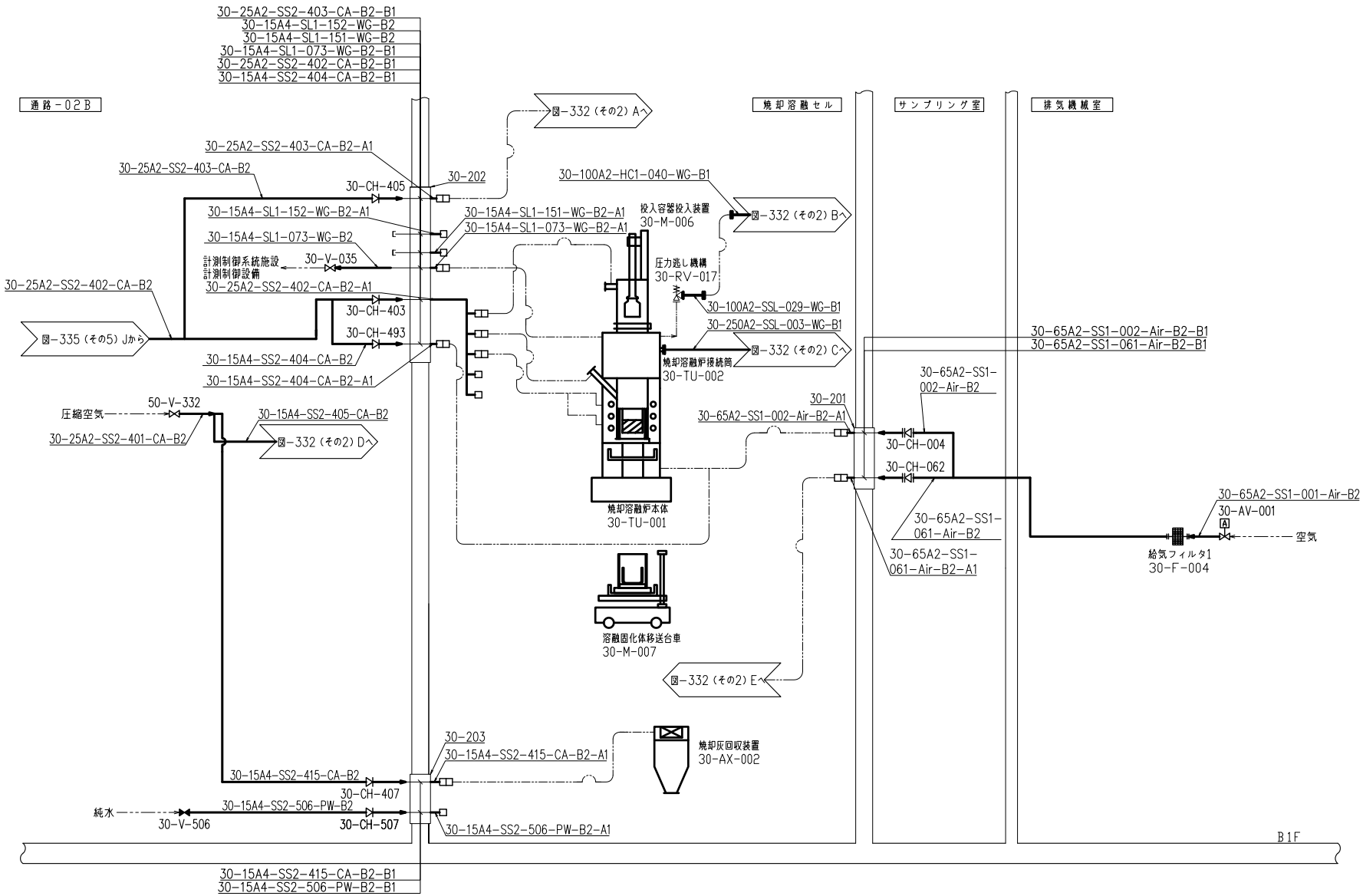

図-331　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その1）

本-1-801

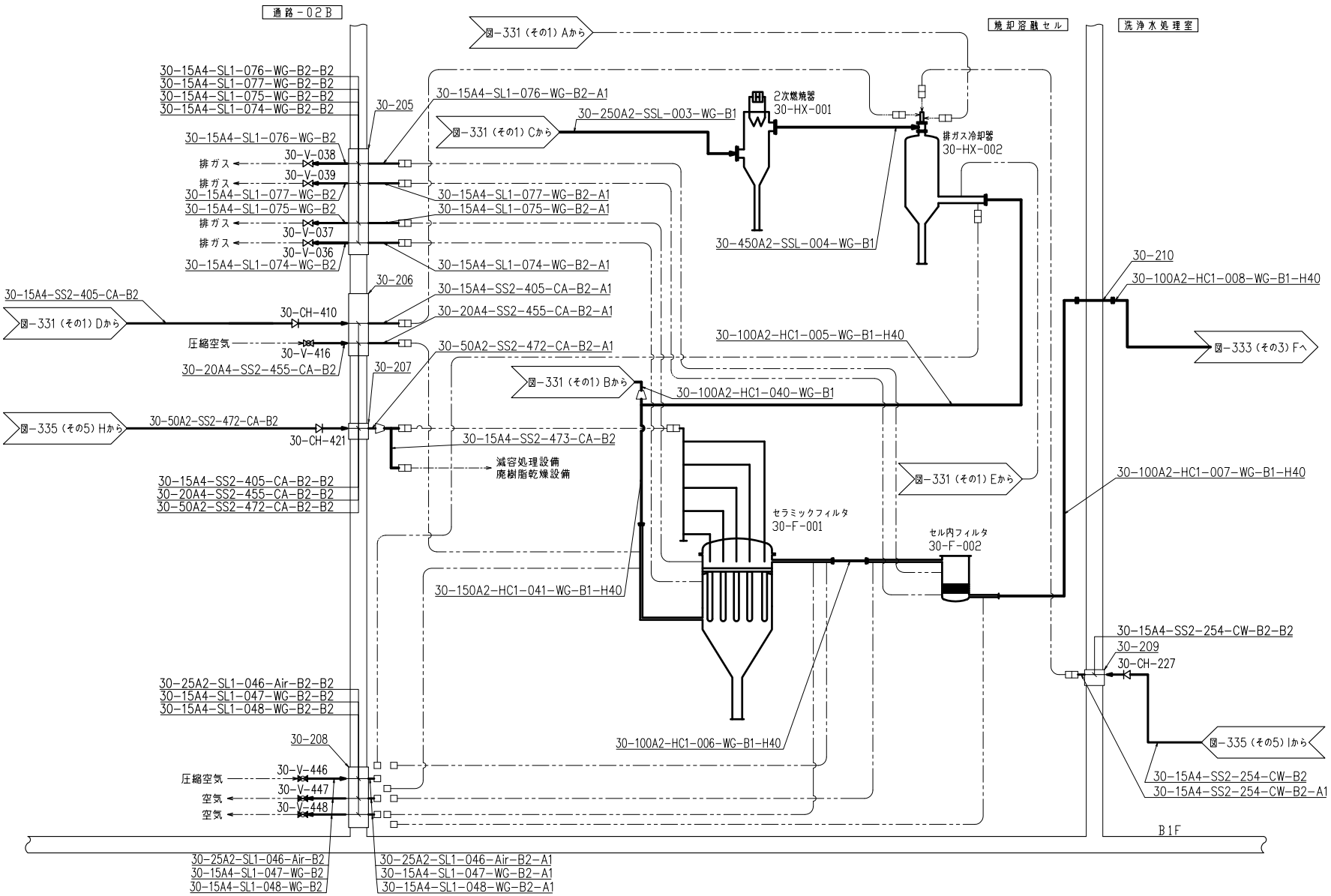

図-332　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その2）

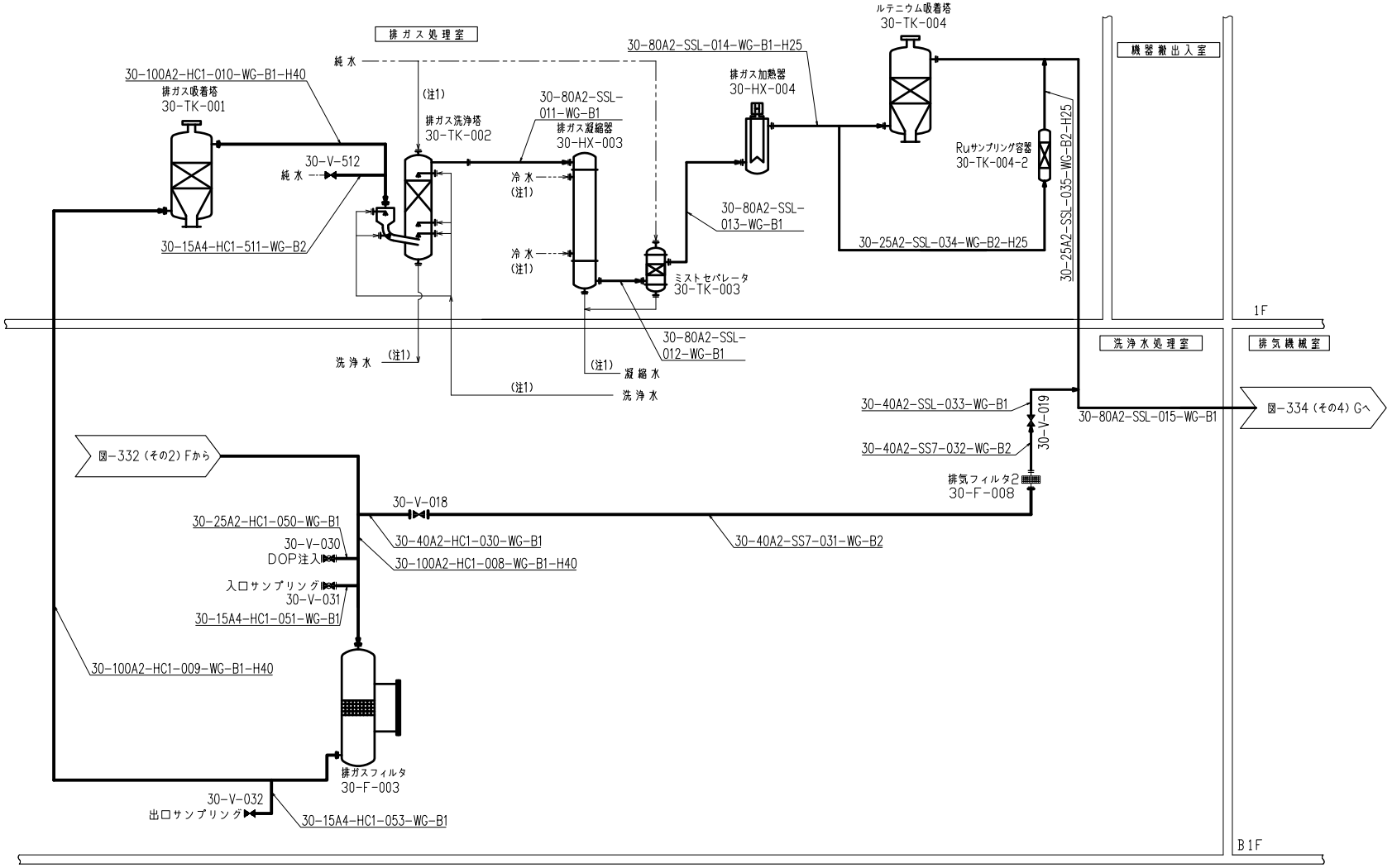

注1：排ガス洗浄塔の洗浄水、排ガス凝縮器、ミストセパレータからの凝縮水及び排ガス凝縮器の冷水の系統は、図-337 減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その7）を参照のこと。

図-333　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その3）

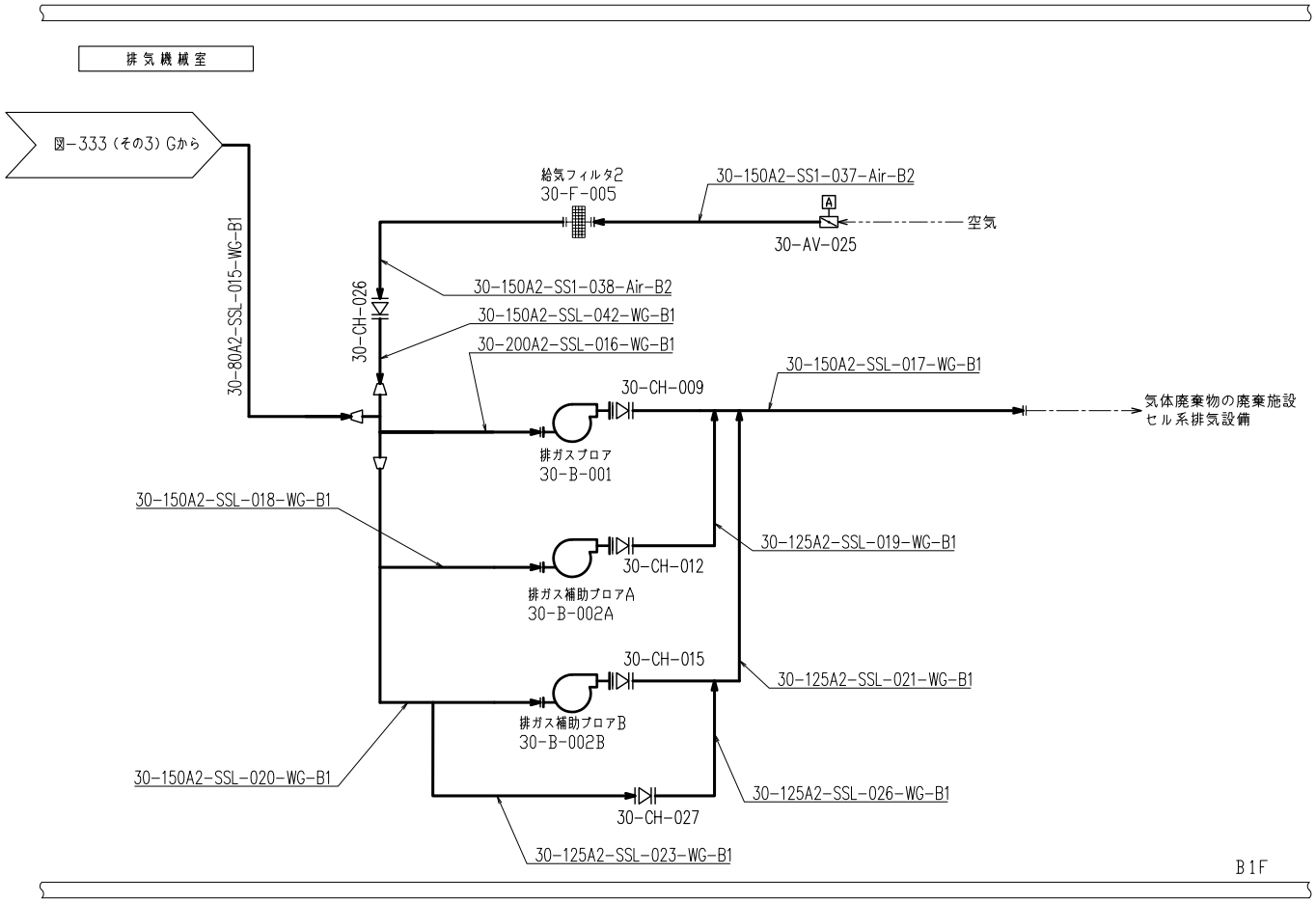

図−334　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その4）

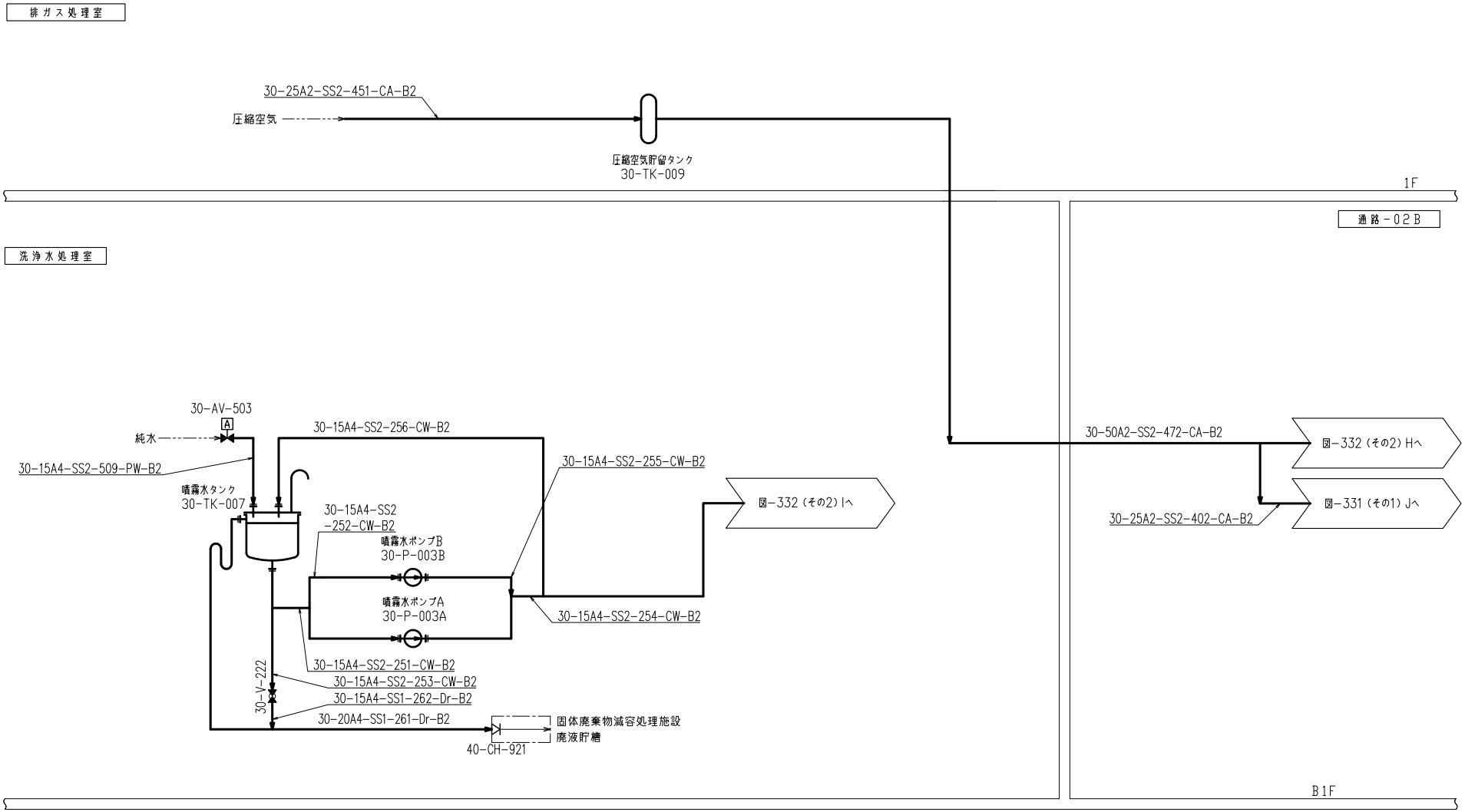

図-335　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その5）

本-1-805

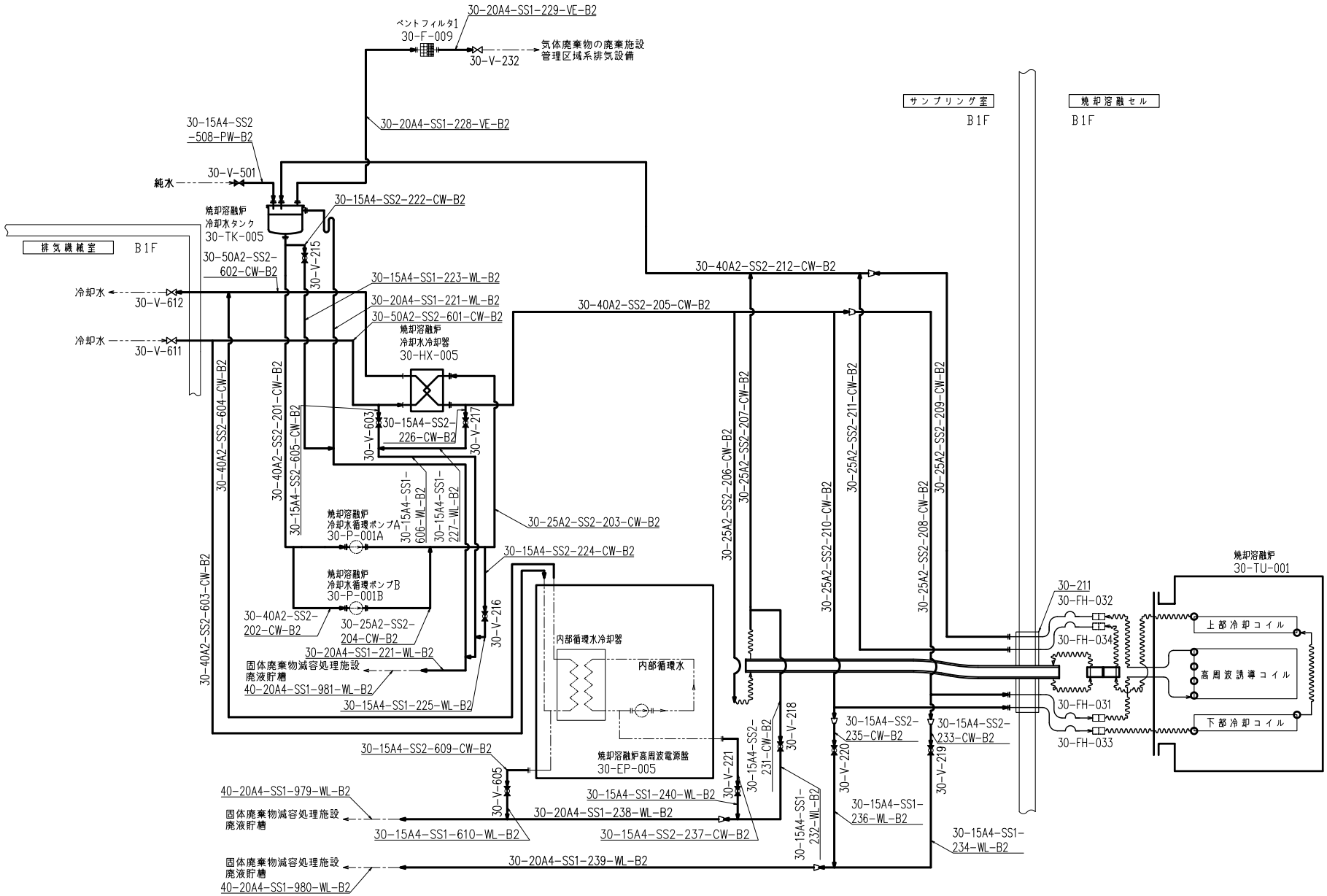

図-336　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その6）

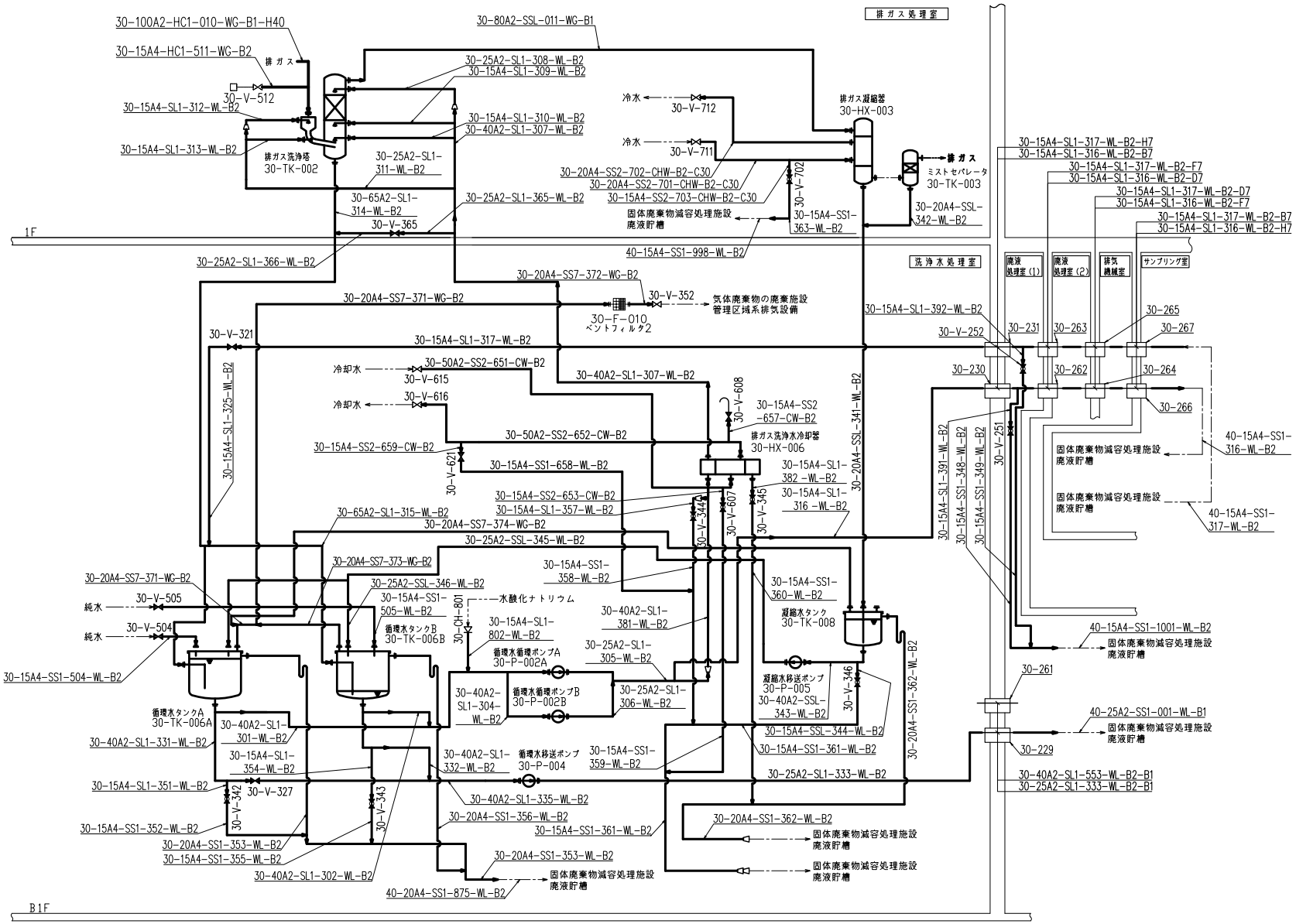

図-337　減容処理設備　焼却溶融設備系統図（その7）

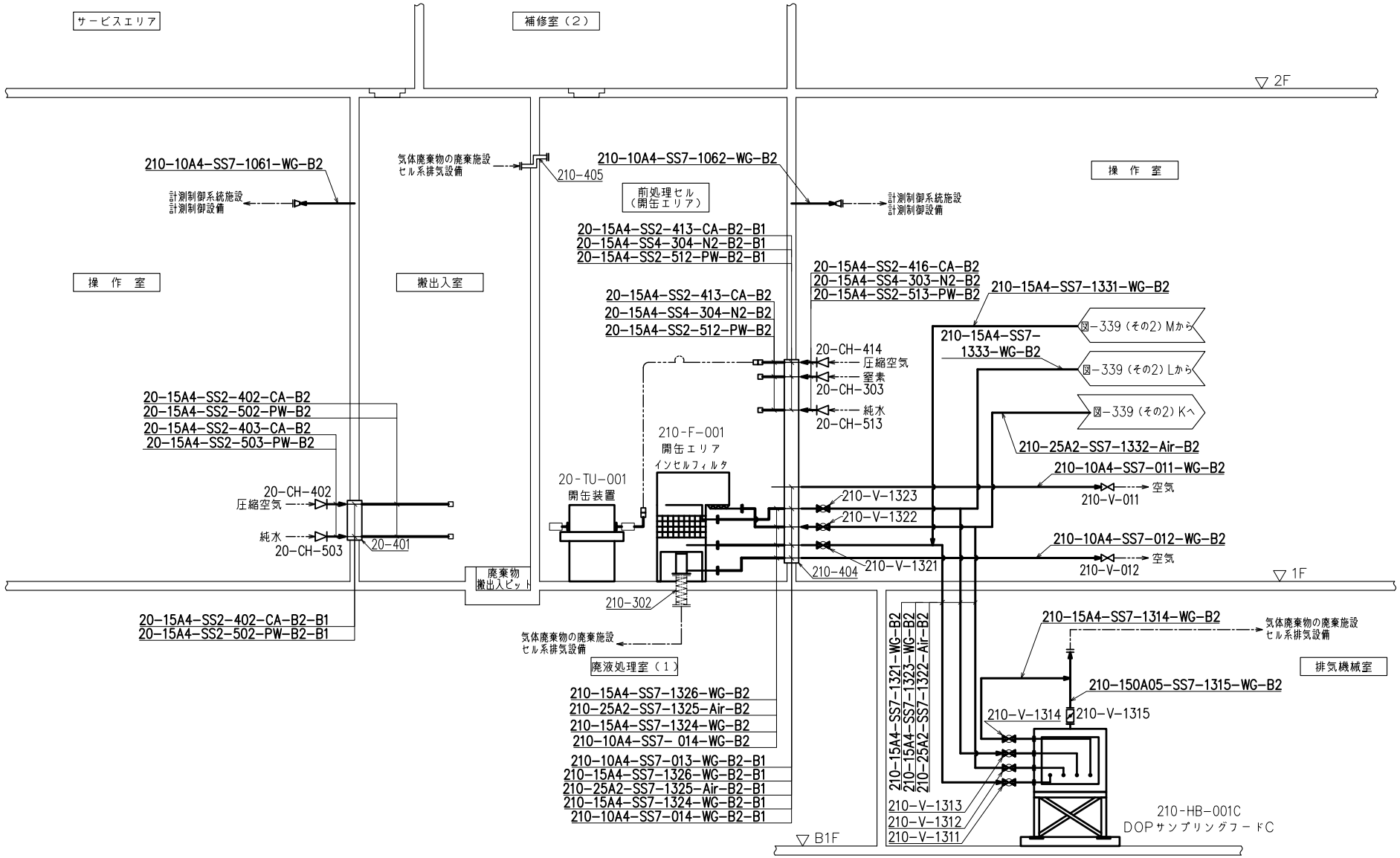

図-338　減容処理設備　固体系処理設備系統図（その1）

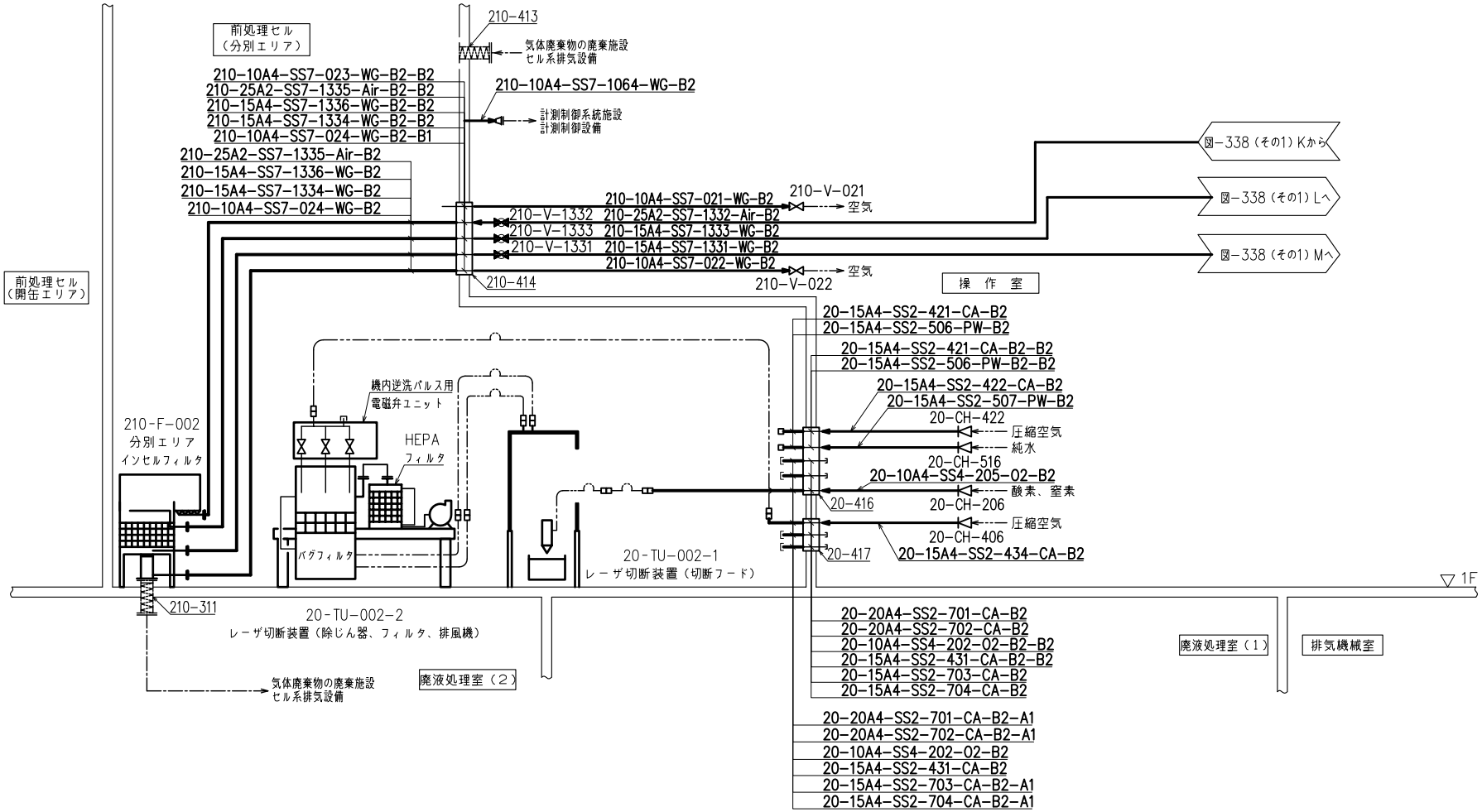

図-339　減容処理設備　固体系処理設備系統図（その2）

本-1-809

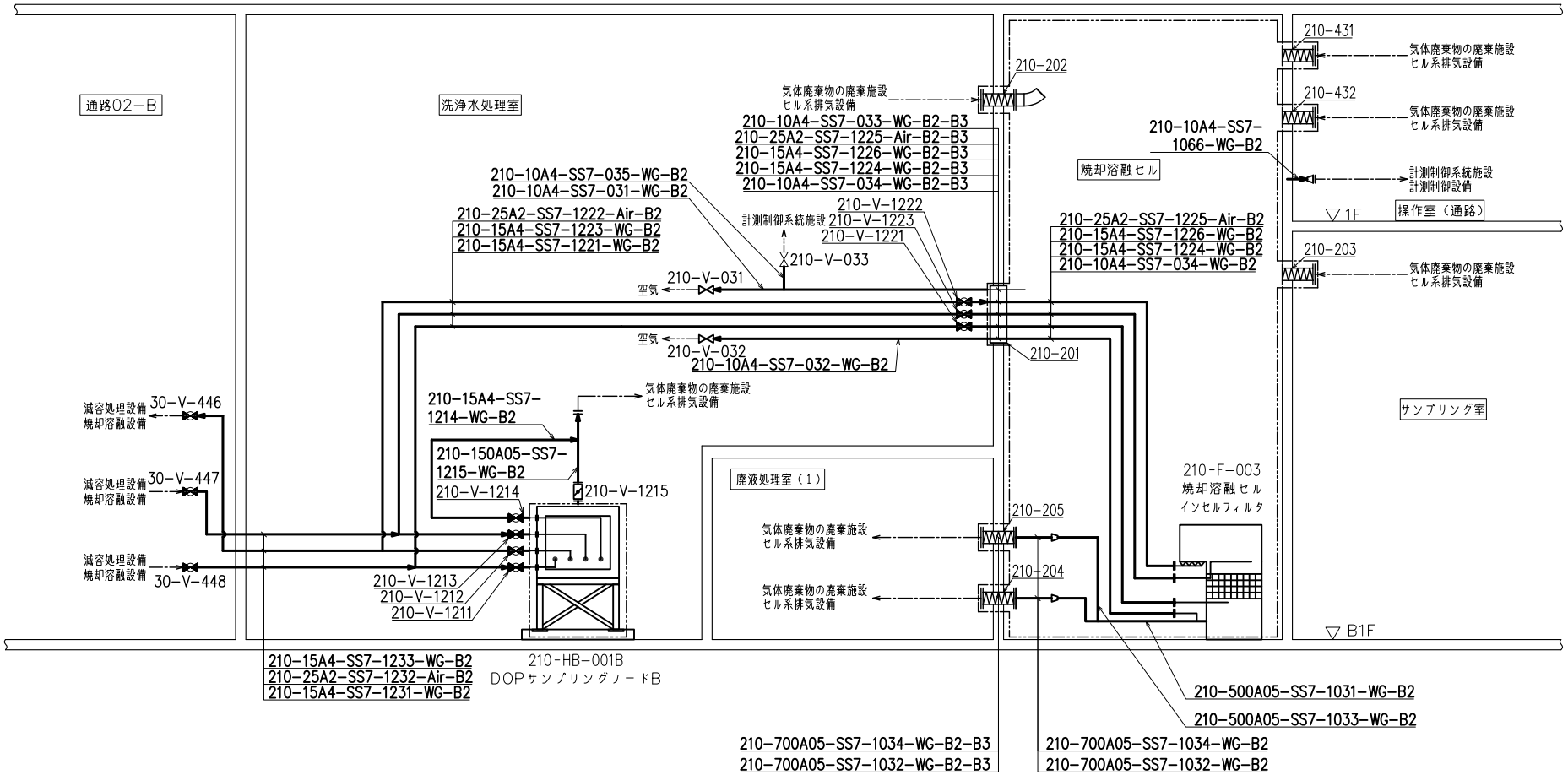

図−340　減容処理設備　固体系処理設備系統図（その3）

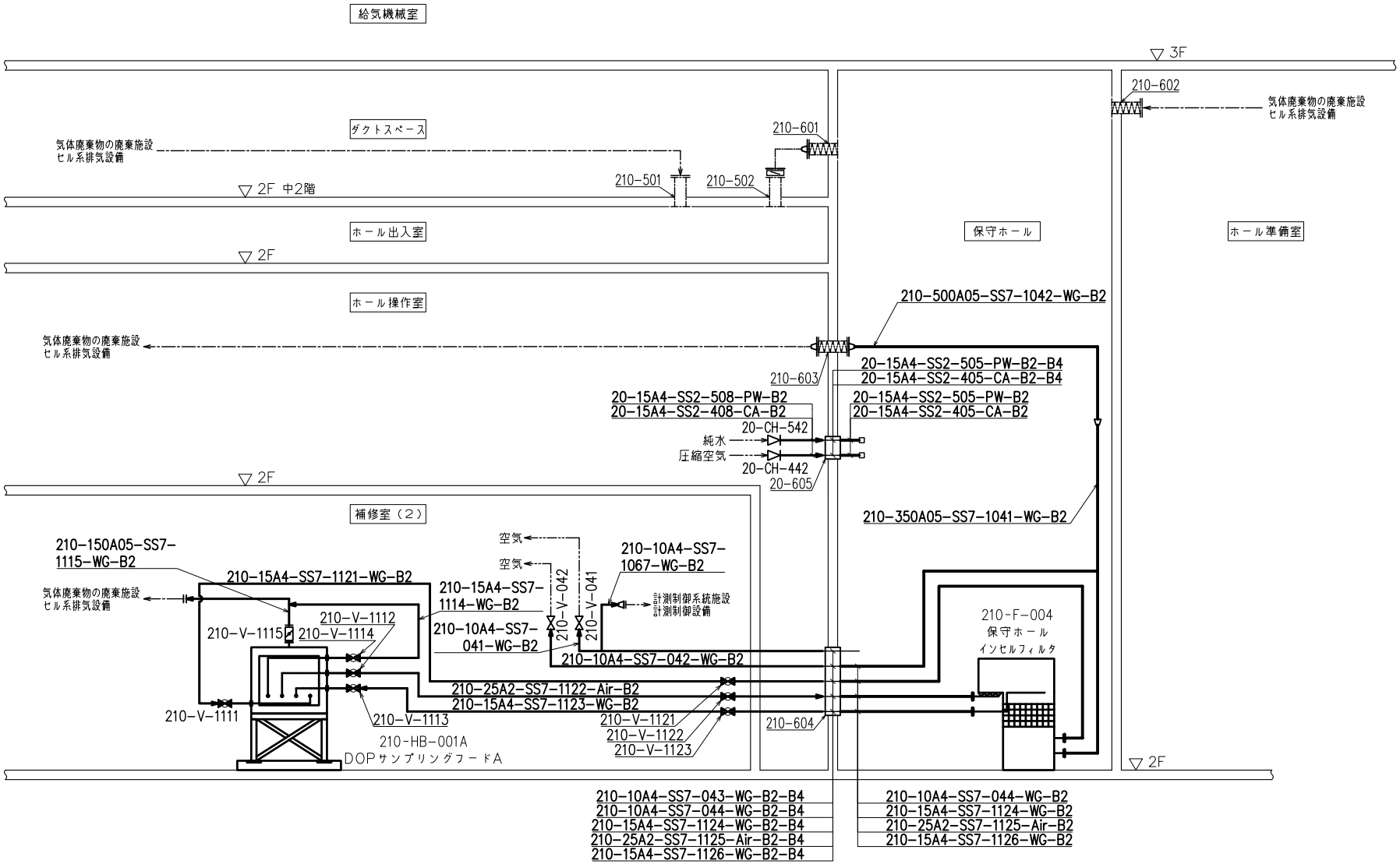

図-341　減容処理設備　固体系処理設備系統図（その4）

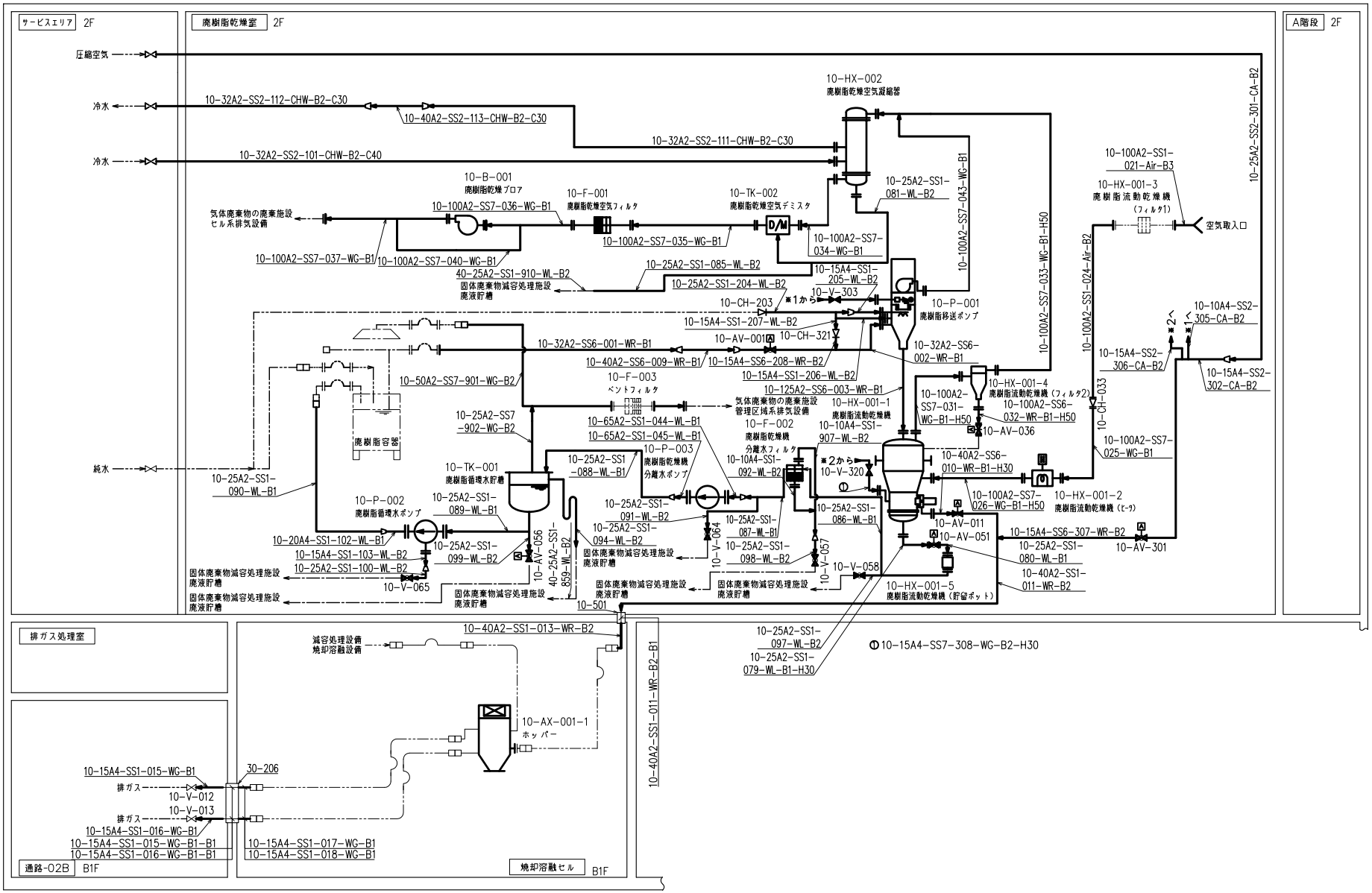

図-342　減容処理設備　廃樹脂乾燥設備系統図

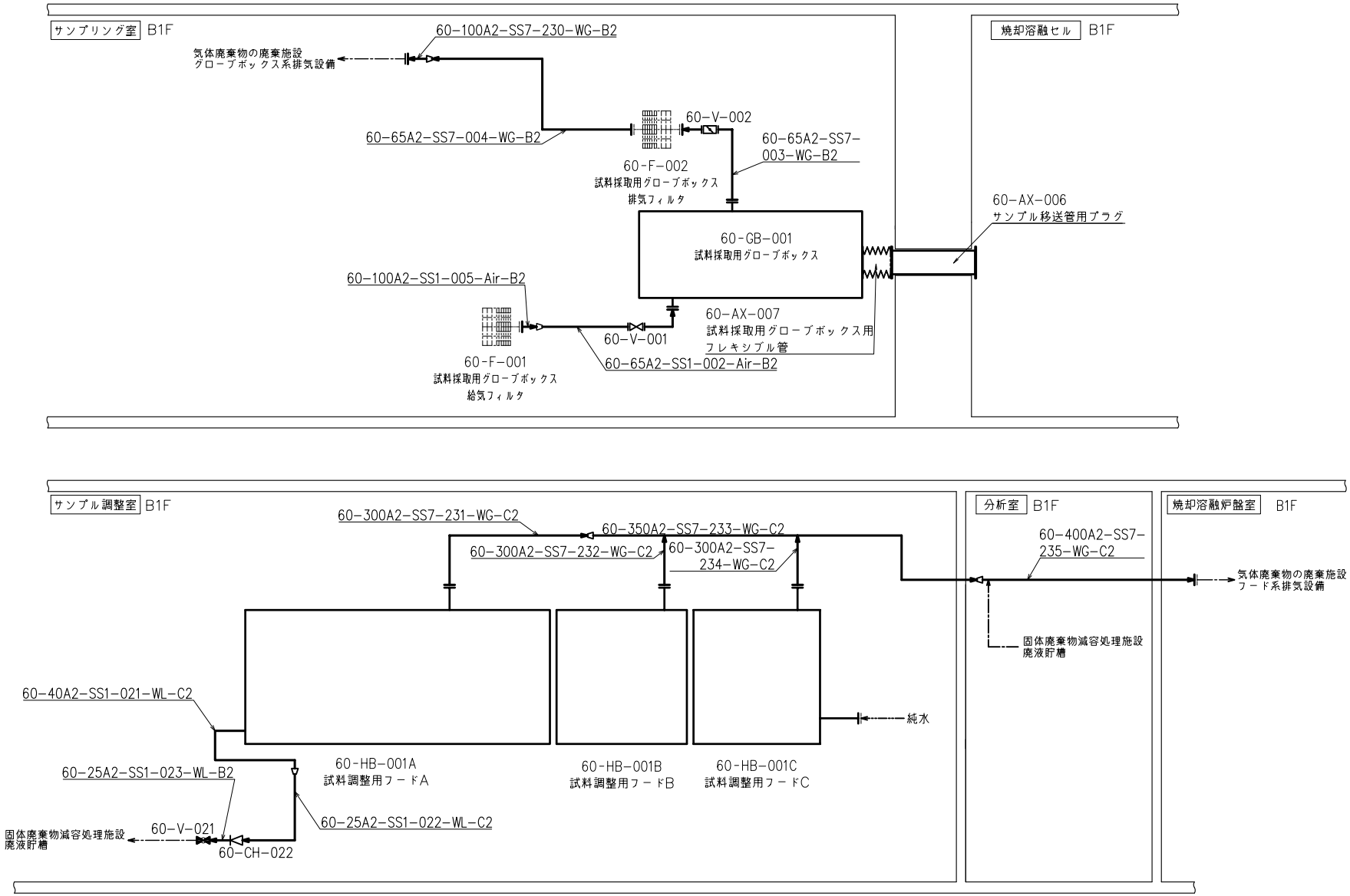

図-343　減容処理設備　分析設備系統図（その1）

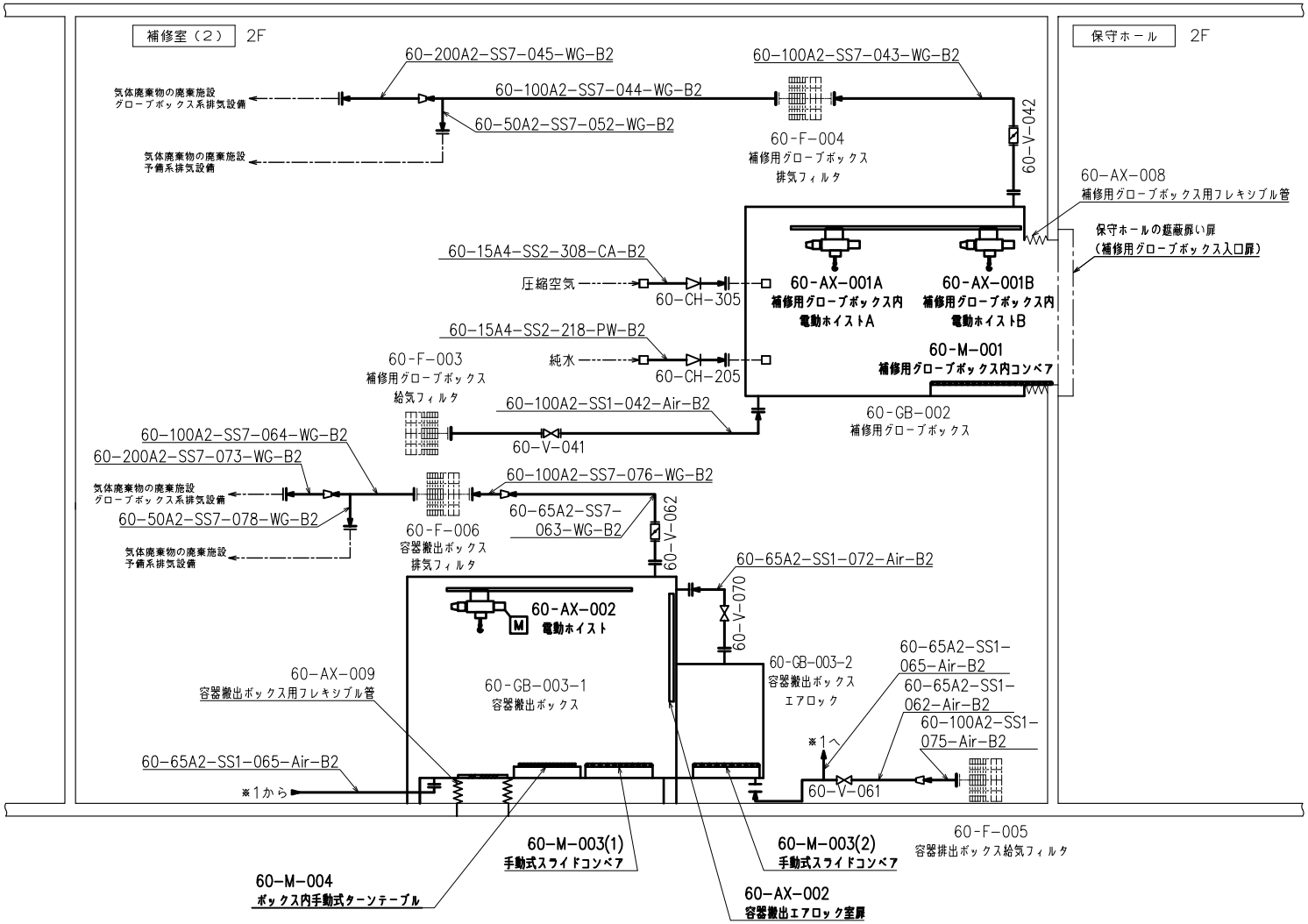

図-344　減容処理設備　分析設備系統図（その2）

減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔凡例

記　　号	内　　容
●	質点
	アンカ
	拘束点
	管台

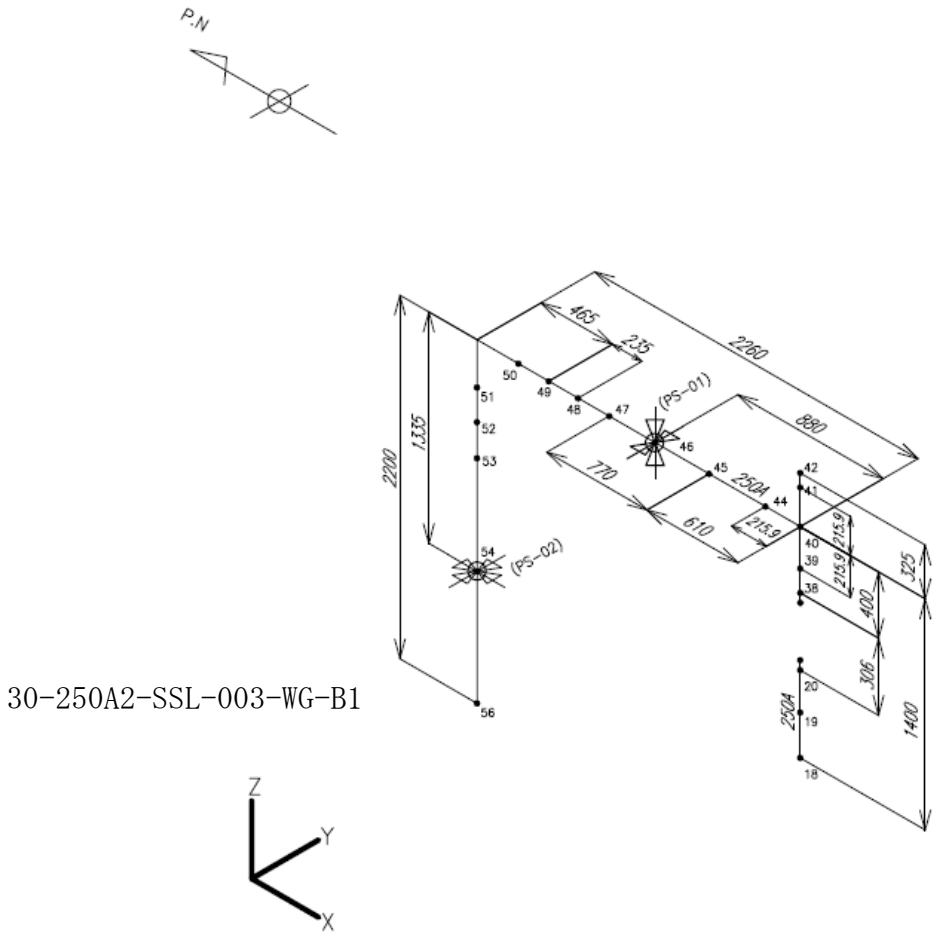

30-250A2-SSL-003-WG-B1

図-345　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（1/9）

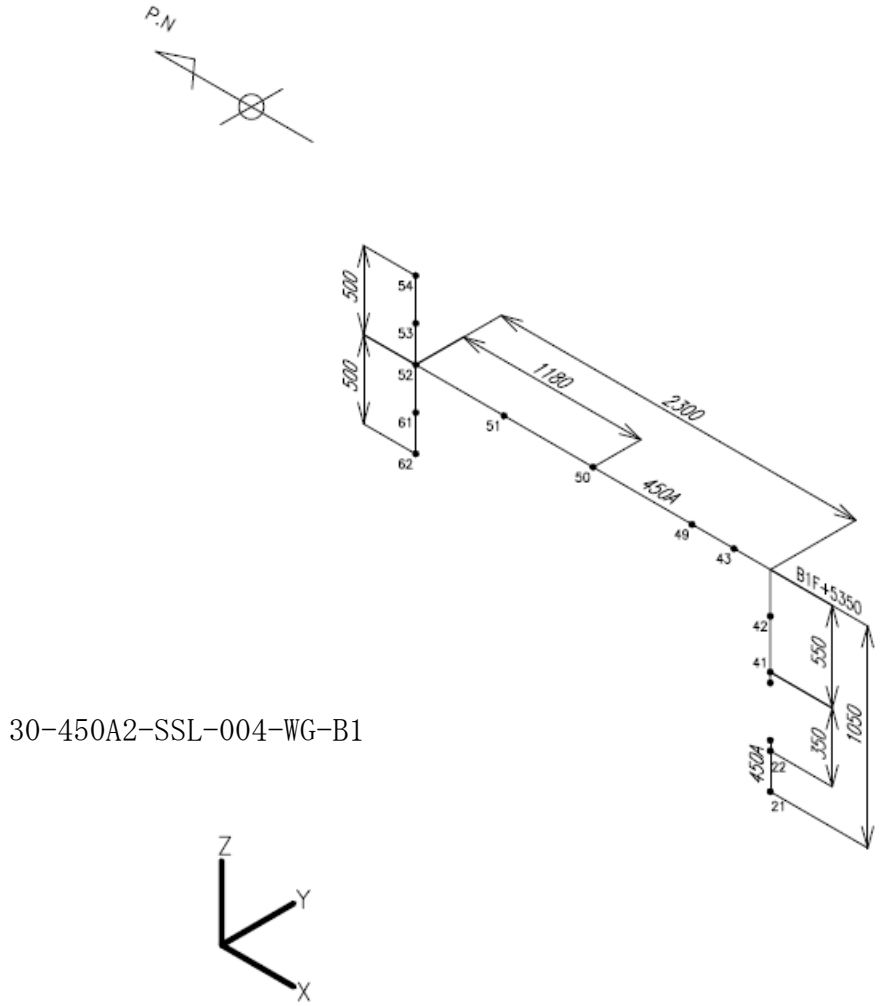

30-450A2-SSL-004-WG-B1

図-346　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（2/9）

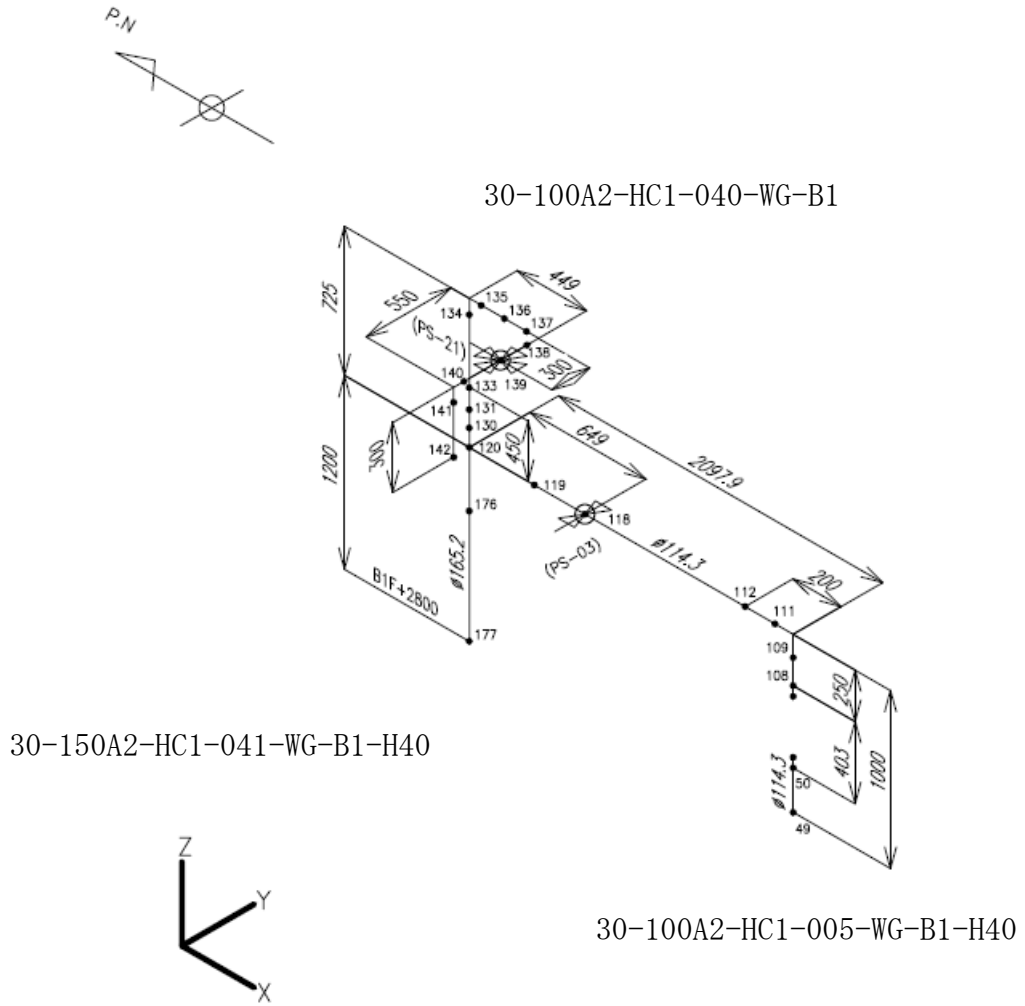

図-347　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（3/9）

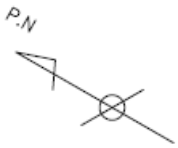

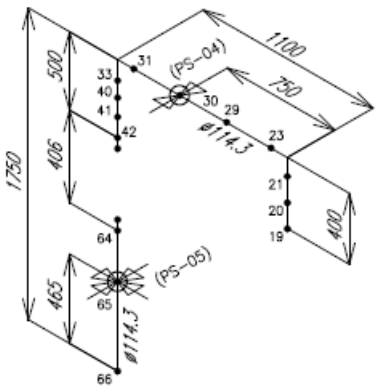

30-100A2-HC1-006-WG-B1-H40

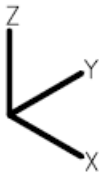

図-348　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（4/9）

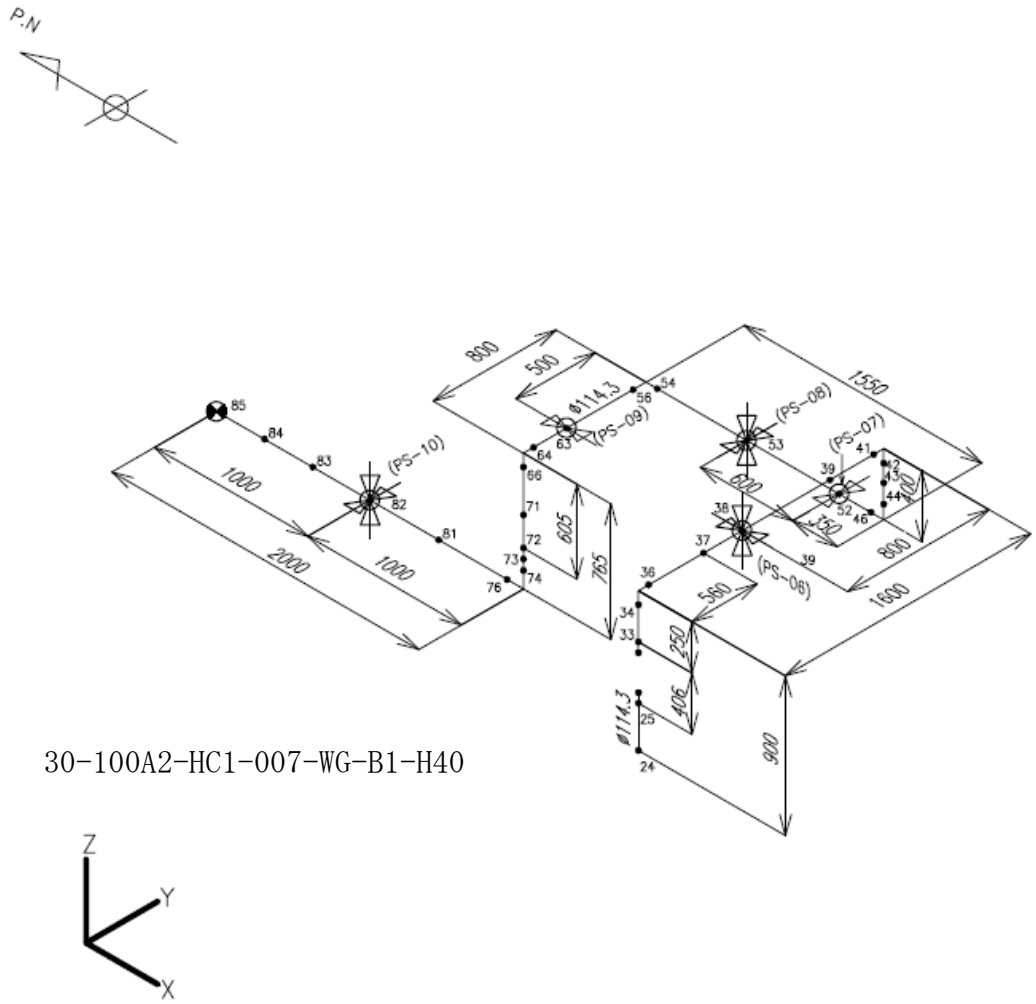

図-349　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（5/9）

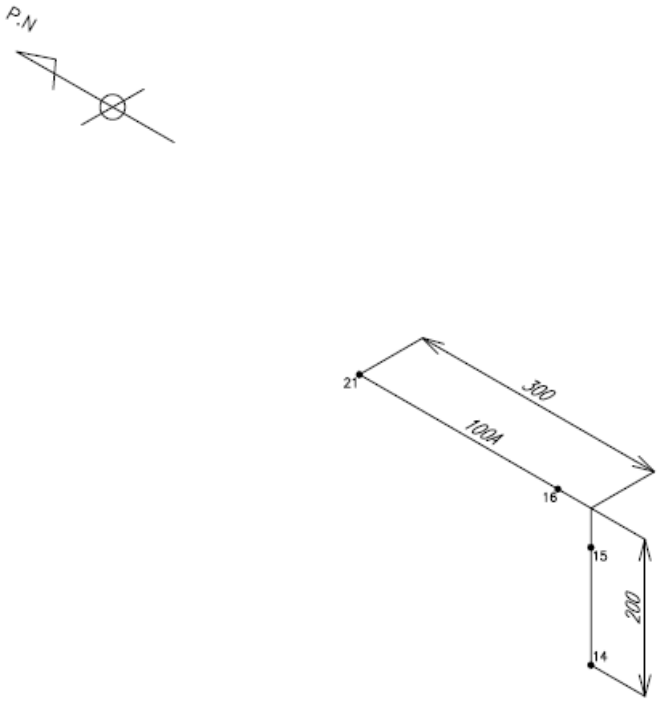

30-100A2-SSL-029-WG-B1

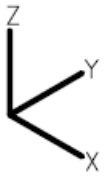

図-350　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（6/9）

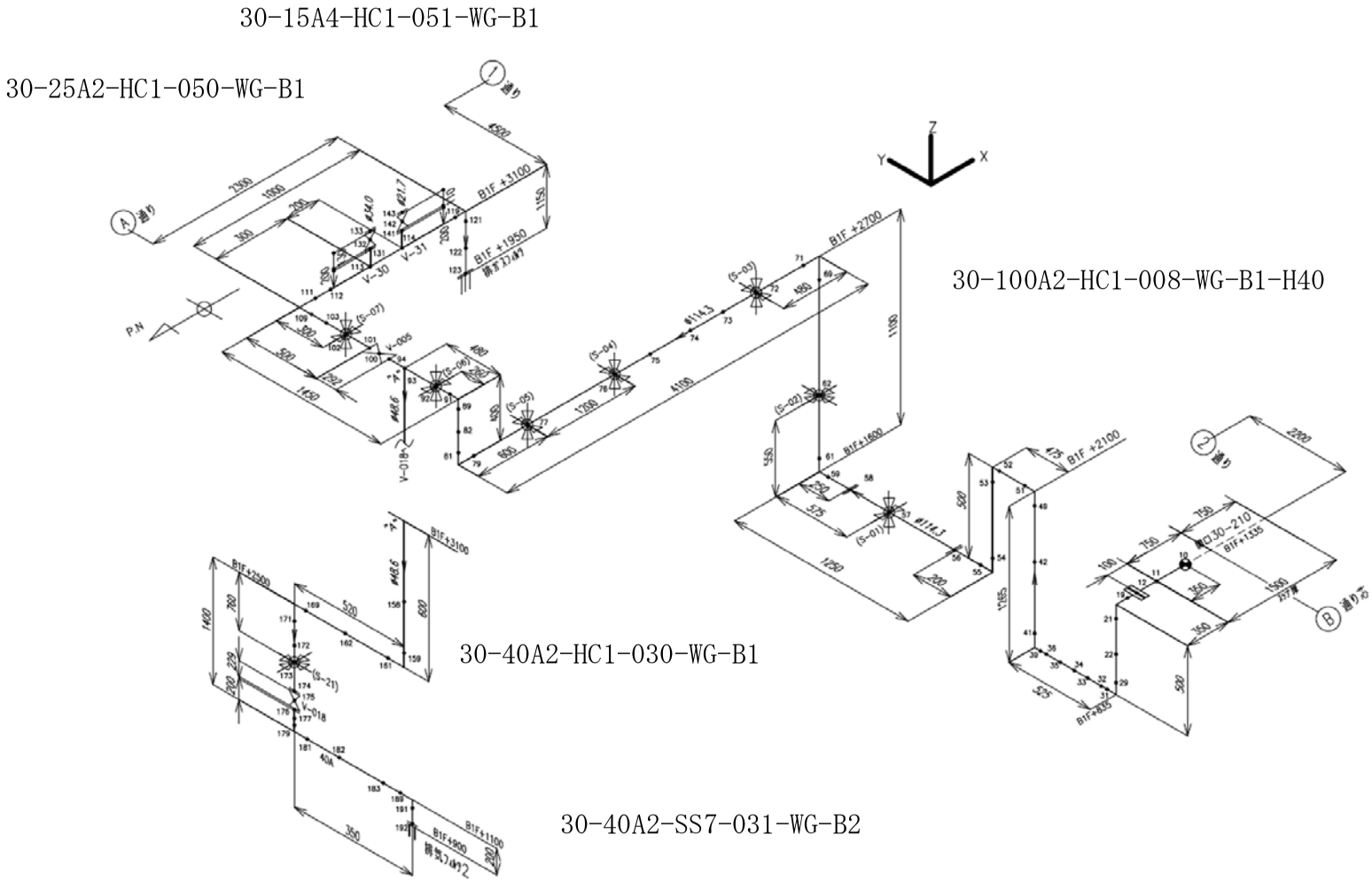

図-351　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（7/9）

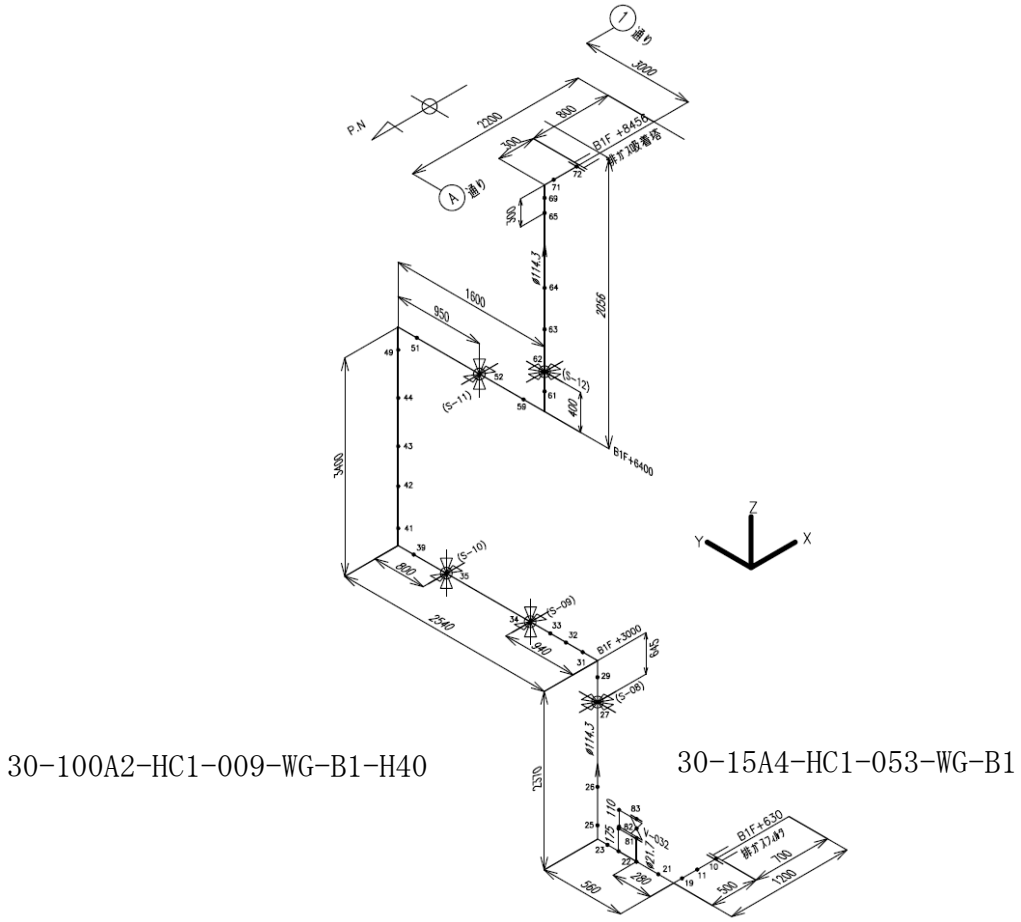

図-352　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（8/9）

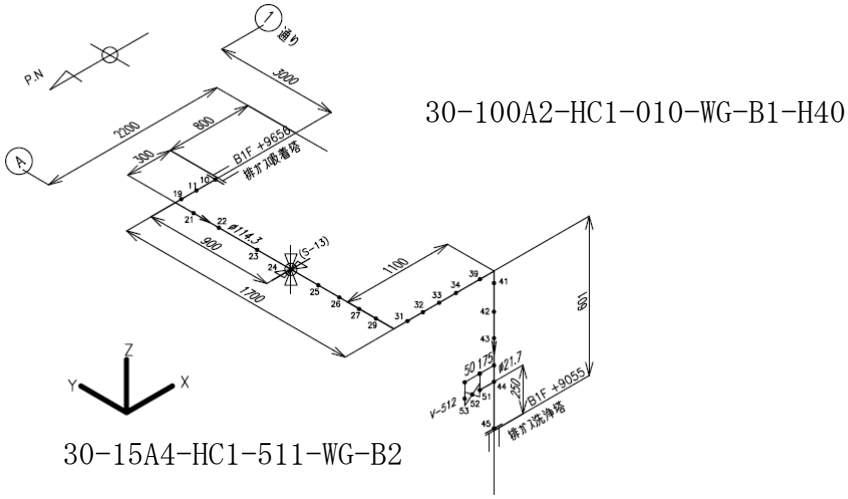

図-353　減容処理設備　焼却溶融設備に係る配管類の支持間隔（9/9）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-354　固体廃棄物減容処理施設　防火区画及び防火扉　地下1階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-355　固体廃棄物減容処理施設　防火区画及び防火扉　1階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-356　固体廃棄物減容処理施設　防火区画及び防火扉　2階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-357　固体廃棄物減容処理施設　防火区画及び防火扉　3階平面図

5.　工事の方法

5.1　固体廃棄物減容処理施設建家

特定廃棄物管理施設の固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事は、その工程に応じ、4.項に示した設計に基づき「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和 63 年 11 月 7 日総理府令第 47 号）（以下「管理規則」という。）及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）に定める施設の要件を満足するものであることを確認しつつ実施する。また、試験・検査は、工事の工程に従い次の項目について実施する。

「添付書類Ⅵ　技術基準への適合に関する説明書」との適合性については、「添付書類Ⅶ　特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の分割申請の理由に関する説明書」の「別表-3　廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧」に示す。

本申請に係る工事の方法等の検査項目については、表-99 のとおり。

本申請に係る工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を図-358 の工事フロー図に示す。

固体廃棄物減容処理施設建家

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

杭支持力検査：杭の支持力確認

方法：杭支持力が打込み時の杭打ち試験により所定の値（「4. 設計」の「表-9」の杭の許容支持力）以上であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：杭支持力が打込み時の杭打ち試験により所定の値以上であること。

材料検査(1)：杭、鉄筋及び鉄骨の材料確認

方法：固体廃棄物減容処理施設建家の杭、鉄筋及び鉄骨の材料が材料検査証明書又は試験検査成績書等により所定の材料（「4. 設計」の「表-6」の材料）であることを確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設建家の杭、鉄筋及び鉄骨の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：コンクリートの材料確認

方法：固体廃棄物減容処理施設建家のコンクリート（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）の材料が試験検査成績書等により所定の材料（「4. 設計」の「表-7」の材料）であることを確認する。

なお、重量コンクリートの骨材の粒度、粗粒率、微粒分量等については、試し練りにより定めた規格値（「4. 設計」の「表-7」の規格値）を満足することを試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設建家のコンクリート（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）の材料が所定の材料であること。重量コンクリートの骨材の粒度、粗粒率、微粒分量等については、試し練りにより定めた規格値を満足すること。

材料検査(3)：遮蔽コンクリートの密度確認

方法：遮蔽上必要な箇所に使用するコンクリートの密度が乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により所定の値（「4. 設計」の「表-8」の密度）以上であることを確認する。

判定：遮蔽上必要な箇所に使用するコンクリートの密度が所定の値以上であること。

構造検査(1)：配筋確認

方法：鉄筋の径（呼び径）があらかじめ呼び径を確認した鉄筋との対比により所定の呼び径（「4. 設計」の「表-2～表-5」の鉄筋の呼び径）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の本数又は間隔が目視、測定又は試験検査成績書等により所定の本数又は間隔（「4. 設計」の「表-2～表-5、表-10」、「図 15～図-107、図-109」の鉄筋の本数又は間隔）であることを確認する。鉄筋の継手長さ及び定着長さが測定又は試験検査成績書等により所定の値（「4. 設計」の「表-11～表-12」の鉄筋の継手長さ及び定着長さ）以上であることを確認する。鉄筋と型枠とのかぶり厚さが測定又は試験検査成績書等により所定の値（「4. 設計」の「表-13」の鉄筋と型枠とのかぶり厚さ）以上であることを確認する。

判定：鉄筋の径（呼び径）が所定の呼び径であること、鉄筋の本数又は間隔が所定の本数又は間隔であること、鉄筋の継手長さ及び定着長さが所定の値以上であること、鉄筋と型枠とのかぶり厚さが所定の値以上であること。

構造検査(2)：型枠確認

方法：型枠寸法が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲（「4.

設計」の「表-2～表-5、表-14」、「図-15～図-107、図-109」の型枠寸法）であることを確認する。

判定：型枠寸法が所定の範囲であること。

構造検査(3)：鉄骨組立確認

方法：所定の鉄骨が目視又は試験検査成績書等により図面（「4. 設計」の「図-34、図-108」の図面）のとおりに組み立てられていることを確認する。

判定：所定の鉄骨が図面のとおりに組み立てられていること。

構造検査(4)：遮蔽コンクリートの打ち上がり確認

方法：コンクリートの各部材の打ち上がり寸法が測定又は試験検査成績書等により所定の値（「4. 設計」の「表-18」の寸法）以上であることを確認する。

判定：コンクリートの各部材の打ち上がり寸法が所定の値以上であること。

構造検査(5)：鉄筋コンクリートの単位体積重量確認

方法：構造検査(2)で確認する型枠寸法、測定したコンクリートの密度及び図面から算出した鉄筋重量を用いて求めた単位体積重量の各階ごとの平均が、構造計算で用いた鉄筋コンクリートの単位体積重量（「4. 設計」の「表-19」の単位体積重量）以下であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：構造検査(2)で確認する型枠寸法、測定したコンクリートの密度及び図面から算出した鉄筋重量を用いて求めた単位体積重量の各階ごとの平均が、構造計算で用いた鉄筋コンクリートの単位体積重量以下であること。

構造検査(6)：壁厚及び床スラブの寸法確認

方法：外部に面する壁(1 階)及び床スラブの寸法が試験検査成績書等により所定の範囲（「4. 設計」の「表-95」、「図-20、図-22～図-23、図-37」の寸法）であることを確認する。

判定：外部に面する壁(1 階)及び床スラブの寸法が所定の範囲であること。

強度検査：コンクリートの圧縮強度確認

方法：コンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度（「4. 設計」の「表-15～表-17」の強度）以上であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：コンクリートが所定の強度以上であること。

外観検査(1)：建家・建家内の室の配置及び外観確認

方法：固体廃棄物減容処理施設建家が図面（「4. 設計」の「図-2～図-14」の図面）のとおりに建設されていることを目視により確認するとともに、セル又は部屋が図面（「4. 設計」の「図-3～図-8、図-13～図-14」の図面）のとおりに配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設建家が図面のとおりに建設されていること、セル又は部屋が図面のとおりに配置されていること。また、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないこと。

外観検査(2)：管理区域の室内の床・壁の仕上げ確認

方法：固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域の各部屋のうち塗装等

で仕上げるべき床及び壁が、容易に汚染の除去できる仕上げ（「4. 設計」の「表-20」の仕上げ、「図-4～図-7、図-13～図-14」の床及び壁）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域の各部屋のうち塗装等で仕上げるべき床及び壁が、容易に汚染の除去できる仕上げであること。

外観検査(3)：管理区域境界の扉及び壁の外観確認

方法：固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域境界の扉及び壁（「4. 設計」の「表-97」、「図-4～図-7、図-13～図-14」の扉及び壁）の外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域境界の扉及び壁の外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないこと。

据付・外観検査：建具の配置及び外観確認

方法：固体廃棄物減容処理施設建家の 1 階の外部に面する建具が所定の位置（「4. 設計」の「表-96」、「図-5」の配置）に配置されていること並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設建家の 1 階の外部に面する建具が所定の位置に配置されていること並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

5.2　減容処理設備

固体廃棄物減容処理施設に設置する減容処理設備のステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、パワーマニプレータ付クレーン、クレーン、サービスエリアクレーン、廃棄物搬出入ピット及びエアラインスーツ設備並びに焼却溶融設備関係のコンベア、焼却溶融炉、投入容器昇降機、排ガス処理装置、溶融固化体移送台車、焼却溶融炉冷却水タンク、焼却溶融炉冷却水冷却器、焼却溶融炉冷却水循環ポンプ、焼却灰回収装置、固化体収納装置、廃棄物一時収納箱、搬出ステージ、圧縮空気貯留タンク、高周波電源ケーブル用プラグ、排ガス配管用プラグ、架台、焼却溶融炉高周波電源盤、焼却溶融炉高周波電源接触器盤及びサンプル収納ラック並びに固体系処理設備関係のコンベア、レーザ切断装置、破砕機、投入容器出入装置、インセルフィルタ、ターンテーブル、開缶装置、DOP サンプリングフード、汚染測定器及び線量測定器並びに廃樹脂乾燥設備関係の廃樹脂乾燥装置及び架台並びに分析設備関係のグローブボックス、試料調整用フード及びサンプル移送管用プラグ並びに電気計装用プラグ類、配管類（埋設部）、配管類、電線管、線量インターロック及び機械的ロック機構に係る工事は、その工程に応じ、4.項に示した設計に基づき管理規則及び技術基準規則に定める施設の要件を満足するものであることを確認しつつ実施する。また、試験・検査は、工事の工程に従い次の項目について実施する。

本申請に係る工事の方法等の検査項目については、表-100 のとおり。

本申請に係る工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を図-359～図-385 の工事フロー図に示す。焼却溶融設備の配管類(1)～(35)及び(51)～(65)、固体系処理設備の配管類(1)～(13)及び(32)～(41)、廃樹脂乾燥設備の配管類(1)～(14)及び(17)～(21)、分析設備の配管類(1)～(12)を図-383 に、焼却溶融設備の配管類(36)～(50)及び(66)を図-375 に、固体系処理設備の配管類(14)～(31)を図-376 に、廃樹脂乾燥設備の配管類(15)

～(16)を図-378 の工事フロー図に示す。

ステンレスライニング

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(14)：ステンレスライニングの材料確認

方法：前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室のステンレスライニングの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-21」の材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ステンレスライニングの材料が所定の材料であること。

外観検査(7)：床、壁及び天井の仕上げ確認

方法：搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室のステンレスライニングが所定の仕様（「4. 設計」の「表-21」の仕様、「図-122～図-124」）で施工され、表面に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ステンレスライニングが所定の仕様で施工され、表面に有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：ステンレスライニングを据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ステンレスライニングを据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

遮蔽窓（遮蔽窓-1、遮蔽窓-2）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：遮蔽ガラスの密度確認

方法：遮蔽窓の遮蔽ガラスの密度が所定の値（「4. 設計」の「表-23」の密度）以上であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：遮蔽窓の遮蔽ガラスの密度が所定の値以上であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：遮蔽窓の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-24」の材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：遮蔽窓の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：遮蔽ガラスの厚さ確認

方法：遮蔽ガラスの厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-23」の厚さ）以上であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：遮蔽ガラスの厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(2)：固定ボルトの寸法確認

方法：固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-24」の寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：遮蔽ガラスの配置及び外観確認

方法：遮蔽ガラスが所定の位置（「4. 設計」の「図-125～図-131、図-183～図-184」）に配置されていること、遮蔽ガラスに有害な欠

陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：遮蔽ガラスが所定の位置に配置されていること、遮蔽ガラスに有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(4)：固定ボルトの数量確認

方法：固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「図-183～図-184」の数量）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固定ボルトの本数が所定の数量であること。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：遮蔽窓を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（「表-22」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：遮蔽窓を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

搬出入室の遮蔽扉（搬出入室出入口扉）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：搬出入室の遮蔽扉本体及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：搬出入室の遮蔽扉の遮蔽扉本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-25(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の遮蔽扉の遮蔽扉本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：遮蔽扉本体（遮蔽扉本体の鋼材含む。）の厚さ確認

方法：搬出入室の遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-25(1)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：搬出入室の遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-25(1)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：搬出入室の遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：遮蔽扉本体の配置及び外観確認

方法：搬出入室の遮蔽扉本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-25(1)」の設置場所（番号）及び「図-133、図-185」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の遮蔽扉本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(5)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：搬出入室の遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-25(1)」の固定ボルトの数量及び「図-185」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉（開缶エリア入口扉）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-25(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：遮蔽扉本体（遮蔽扉本体の鋼材含む。）、気密板の厚さ確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密板の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-25(2)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密板の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-25(2)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：遮蔽扉本体、気密板の配置及び外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉本体及び気密板が所定の位置（「4. 設計」の「表-25(2)」の設置場所（番号）及び「図-133、図-186」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：遮蔽扉本体及び気密板が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(5)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-25(2)」の固定ボルトの数量及び「図-186」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）の気密度（「表-25(2)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の遮蔽扉を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融セルの遮蔽扉

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉の遮蔽扉本体、気密扉及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-25(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉の遮蔽扉本体、気密扉及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：コンクリートの材料確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉本体のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料（「4. 設計」の「表-25(3)」の主要材料及び「表-29」）であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉本体のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料であること。

材料検査(3)：コンクリートの密度確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉本体のコンクリートの密度が所定の値（「4. 設計」の「表-25(3)」の主要材料）以上であることを乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉本体のコンクリートの密度が所定の値以上であること。

寸法検査(1)：遮蔽扉本体（遮蔽扉本体の鋼材含む。）、気密扉の厚さ確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密扉の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-25(3)」の主要寸法）以上で

あることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密扉の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-25(3)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：コンクリートの外観確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉本体のコンクリートに有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉本体のコンクリートに有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(2)：遮蔽扉本体、気密扉の配置及び外観確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉本体及び気密扉が所定の位置（「4. 設計」の「表-25(3)」の設置場所（番号）及び「図-132、図-187」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉本体及び気密扉が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(5)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-25(3)」の固定ボルトの数量及び「図-187」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：焼却溶融セルの遮蔽扉を据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-25(3)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの遮蔽扉を据付けた状態における焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：遮蔽扉本体及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の遮蔽扉本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-25(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の遮蔽扉本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：遮蔽扉本体（遮蔽扉本体の鋼材含む。）の厚さ確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）本体、遮蔽扉本体の鋼材の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-25(4)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）本体、遮蔽扉本体の鋼材の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-25(4)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の主要な固定ボル

トに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：遮蔽扉本体の配置及び外観確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-25(4)」の設置場所（番号）及び「図-134、図-188」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(5)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-25(4)」の固定ボルトの数量及び「図-188」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（保守ホール出入口扉）の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-25(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：遮蔽扉本体（遮蔽扉本体の鋼材含む。）、気密板の厚さ確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密板の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-25(5)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密板の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-25(5)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：遮蔽扉本体、気密板の配置及び外観確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）本体及び気密板が所定の位置（「4. 設計」の「表-25(5)」の設置場所（番号）及び「図-134、図-189」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）本体及び気密板が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(5)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-25(5)」の固定ボルトの数量及び「図-189」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度

（「4. 設計」の「表-25(5)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの遮蔽扉（補修用グローブボックス入口扉）を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が0.1vol%/h以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分別エリア入口扉

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：分別エリア入口扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-26」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア入口扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(5)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：分別エリア入口扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-26」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア入口扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(2)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：分別エリア入口扉の主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-26」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア入口扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：分別エリア入口扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-26」の固定ボルトの数量、「図-190」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア入口扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であ

ること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：分別エリア入口扉を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）及び前処理セル（分別エリア）の気密度（「4. 設計」の「表-26」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア入口扉を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）及び前処理セル（分別エリア）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分別エリア出口扉

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：分別エリア出口扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-27」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア出口扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(5)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：分別エリア出口扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-27」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア出口扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(2)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：分別エリア出口扉の主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-27」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア出口扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：分別エリア出口扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-27」の固定ボルトの数量、「図-191」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア出口扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であ

ること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：分別エリア出口扉を据付けた状態における前処理セル（分別エリア）及び焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-27」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア出口扉を据付けた状態における前処理セル（分別エリア）及び焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ホール出入室扉

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：ホール出入室扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-28」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホール出入室扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(5)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：ホール出入室扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-28」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホール出入室扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(2)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：ホール出入室扉の主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-28」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホール出入室扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：ホール出入室扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-28」の固定ボルトの数量、「図-192」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホール出入室扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量である

こと、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：ホール出入室扉を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（「4. 設計」の「表-28」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホール出入室扉を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

搬出入室の天井ポート（搬出入室搬出入ポート）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：シャッター本体及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：搬出入室の天井ポートのシャッター本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-30(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ポートのシャッター本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：シャッター本体の厚さ確認

方法：搬出入室の天井ポートのシャッター本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-30(1)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ポートのシャッター本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：搬出入室の天井ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-30(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：搬出入室の天井ポートの主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-30(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ポートの主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：シャッター本体の配置及び外観確認

方法：搬出入室の天井ポートのシャッター本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-30(1)」の設置場所（番号)、「図-137」、「図-193」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ポートのシャッター本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：搬出入室の天井ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-30(1)」の固定ボルトの数量、「図-193」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

前処理セル（開缶エリア）の天井ポート（容器搬出ポート）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：シャッター本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートのシャッター本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-30(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートのシャッター本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：シャッター本体、気密板の厚さ確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートのシャッター本体及び気密板の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-30(2)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートのシャッター本体及び気密板の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-30(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートの主要な固定ボルト

（「4. 設計」の「表-30(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートの主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：シャッター本体、気密板の配置及び外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートのシャッター本体及び気密板が所定の位置（「4. 設計」の「表-30(2)」の設置場所（番号)、「図-137」、「図-194」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートのシャッター本体及び気密板が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-30(2)」の固定ボルトの数量、「図-194」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートを据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）の気密度（「4. 設計」の「表-30(2)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）の天井ポートを据付けた状態におけ

る前処理セル（開缶エリア）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融セルの天井ポート（焼却溶融セル搬出ポート）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：シャッター本体及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートのシャッター本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-30(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートのシャッター本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：シャッター本体の厚さ確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートのシャッター本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-30(3)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートのシャッター本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-30(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートの主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-30(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートの主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：シャッター本体の配置及び外観確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートのシャッター本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-30(3)」の設置場所（番号）、「図-137」、「図-195」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートのシャッター本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-30(3)」の固定ボルトの数量、「図-195」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：焼却溶融セルの天井ポートを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-30(3)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルの天井ポートを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

保守ホールの搬出ポート

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：シャッター本体及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールの搬出ポートのシャッター本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-30(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートのシャッター本体及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：シャッター本体の厚さ確認

方法：保守ホールの搬出ポートのシャッター本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-30(4)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートのシャッター本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(4)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールの搬出ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-30(4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールの搬出ポートの主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-30(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートの主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：シャッター本体の配置及び外観確認

方法：保守ホールの搬出ポートのシャッター本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-30(4)」の設置場所（番号）、「図-137」、「図-196」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートのシャッター本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(6)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールの搬出ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-30(4)」の固定ボルトの数量、「図-196」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：保守ホールの搬出ポートを据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（「4. 設計」の「表-30(4)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールの搬出ポートを据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

搬出入室の天井ハッチ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：ハッチ本体の鋼材確認

方法：搬出入室の天井ハッチ本体の鋼材が所定の材料（「4. 設計」の「表-31(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ハッチ本体の鋼材が所定の材料であること。

材料検査(3)：コンクリートの材料確認

方法：搬出入室の天井ハッチ本体のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料（「4. 設計」の「表-31(1)」の主要材料、「表-32」）であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ハッチ本体のコンクリートの材料が所定の材料であること。

材料検査(4)：コンクリートの密度確認

方法：搬出入室の天井ハッチ本体のコンクリートの密度が所定の値（「4. 設計」の「表-31(1)」の主要材料）以上であることを乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ハッチ本体のコンクリートの密度が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：ハッチ本体（鋼材含む。）の厚さ確認

方法：搬出入室の天井ハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-31(1)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値以上であ

ること。

据付・外観検査(2)：コンクリートの外観確認

方法：搬出入室の天井ハッチ本体のコンクリート（「4. 設計」の「表-31(1)」、「図-197」）表面に有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ハッチ本体のコンクリート表面に有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(3)：ハッチ本体の配置及び外観確認

方法：搬出入室の天井ハッチ本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-31(1)」の設置場所（番号)、「図-138、図-197」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室の天井ハッチ本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

保守ホールのハッチ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：ハッチ本体の鋼材、主要な固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールのハッチ本体の鋼材及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-31(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチ本体の鋼材及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：ハッチ本体（鋼材含む。）の厚さ確認

方法：保守ホールのハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-31(2)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(5)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールのハッチの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-31(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(2)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールのハッチの主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-31(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチの主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：ハッチ本体の配置及び外観確認

方法：保守ホールのハッチ本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-31(2)」の設置場所（番号)、「図-138、図-198」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチ本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(7)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールのハッチの主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-31(2)」の固定ボルトの数量、「図-198」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：保守ホールのハッチを据付けた状態における前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む）の気密度（「4. 設計」の「表-31(2)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのハッチを据付けた状態における前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥室の天井ハッチ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：ハッチ本体の鋼材及び主要な固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂乾燥室の天井ハッチ本体の鋼材及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-31(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥室の天井ハッチ本体の鋼材及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：ハッチ本体（鋼材含む。）の厚さ確認

方法：廃樹脂乾燥室の天井ハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-31(3)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥室の天井ハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(5)：主要な固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥室の天井ハッチの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-31(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥室の天井ハッチの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(2)：主要な固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂乾燥室の天井ハッチの主要な固定ボルト（「4. 設計」の「表-31(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥室の天井ハッチの主要な固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：ハッチ本体の配置及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥室の天井ハッチ本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-31(3)」の設置場所（番号）、「図-138、図-139、図-199」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥室の天井ハッチ本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(7)：主要な固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥室の天井ハッチの主要な固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-31(3)」の固定ボルトの数量、「図-199」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥室の天井ハッチの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

マニプレータ用プラグ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(3)：固定ボルトの材料確認

方法：マニプレータ用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-35」の材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：固定ボルトの寸法確認

方法：マニプレータ用プラグの固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-35」の寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ用プラグの固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値であること。

据付・外観検査(2)：設置高さの確認

方法：マニプレータ用プラグの設置場所（「4. 設計」の「表-33」、「図-140、図-144」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ用プラグの設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

据付・外観検査(5)：固定ボルトの数量確認

方法：マニプレータ用プラグの固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「図-200」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ用プラグの固定ボルトの本数が所定の数量である

こと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：マニプレータ用プラグの設置場所（「4. 設計」の「図-140、図-144」）に気密蓋又はマニプレータ用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-33」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ用プラグの設置場所に気密蓋又はマニプレータ用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度が0.1vol%/h以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

マニプレータ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(4)：固定ボルトの材料確認

方法：マニプレータ（スルーウォールチューブ）の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-35」の材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ（スルーウォールチューブ）の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(4)：固定ボルトの寸法確認

方法：マニプレータの固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-35」の寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータの固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値であること。

据付・外観検査(3)：設置高さの確認

方法：マニプレータ（スルーウォールチューブ）の設置場所（「4. 設計」の「表-34」の設置場所（番号）、「図-141～図-143、図-145、図-146」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータ（スルーウォールチューブ）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

据付・外観検査(6)：固定ボルトの数量確認

方法：マニプレータの固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「図-201」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータの固定ボルトの本数が所定の数量であること。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：マニプレータの設置場所（「4. 設計」の「図-141～図-143、図-145～図-146」）に気密蓋又はスルーウォールチューブ（型式製品）を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（「4. 設計」の「表-34」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：マニプレータの設置場所に気密蓋又はスルーウォールチューブ（型式製品）を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機

能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(6)：走行レール、トロリレール及びガーダの材料確認

方法：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール、トロリレール及びガーダの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-36(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール、トロリレール及びガーダの材料が所定の材料であること。

材料検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの材料確認

方法：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-36(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(7)：走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認

方法：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-36(1)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：走行レール取付金具固定ボルトの外観確認

方法：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルト（「4. 設計」の「表-36(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(7)：走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認

方法：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-36(1)」の固定ボルトの数量、「図-202」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーン

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(6)：走行レール、トロリレール、ガーダ及びキャリッジ転倒防止金具の材料確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール、トロリレール、ガーダ及びキャリッジ転倒防止金具の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-36(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール、トロリレール、ガーダ及びキャリッジ転倒防止金具の材料が所定の材料であること。

材料検査(7)：キャリッジ転倒防止金具固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-36(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

材料検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-36(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(6)：キャリッジ転倒防止金具固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトの円筒部の径が所定の値（「4. 設計」の「表-36(2)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトの円筒部の径が所定の値であること。

寸法検査(7)：走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-36(2)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(3)：キャリッジ転倒防止金具固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルト（「4. 設計」の「表-36(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(4)：走行レール取付金具固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルト（「4. 設計」の「表-36(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンの走行レール取

付金具固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(7)：キャリッジ転倒防止金具固定ボルト及び走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルト及び走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-36(2)」の固定ボルトの数量、「図-203」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルト及び走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

搬出入室のクレーン

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：走行レール、ガーダの材料確認

方法：搬出入室のクレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-37(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室のクレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料であること。

材料検査(10)：走行レール取付金具固定ボルトの材料確認

方法：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-37(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認

方法：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-37(1)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(5)：走行レール取付金具固定ボルトの外観確認

方法：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルト（「4. 設計」の「表-37(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な

傷がないこと。

据付・外観検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認

方法：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-37(1)」の固定ボルトの数量及び「図-204」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

前処理セル（開缶エリア）のクレーン

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：走行レール、ガーダの材料確認

方法：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-37(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料であること。

材料検査(10)：走行レール取付金具固定ボルトの材料確認

方法：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-37(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認

方法：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-37(2)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(5)：走行レール取付金具固定ボルトの外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固

定ボルト（「4. 設計」の「表-37(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認

方法：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-37(2)」の固定ボルトの数量、「図-205」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：前処理セル（開缶エリア）のクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

保守ホールのクレーン

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：走行レール、ガーダの材料確認

方法：保守ホールのクレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-37(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのクレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料であること。

材料検査(10)：走行レール取付金具固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-37(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-37(3)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(5)：走行レール取付金具固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトに（「4. 設計」の「表-37(3)」）有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害

な傷がないこと。

据付・外観検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-37(3)」の固定ボルトの数量、「図-206」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：保守ホールのクレーンの搬送能力及び動力供給停止時の吊り荷保持状態の確認

方法：保守ホールのクレーンの搬送能力が定格荷重（「4. 設計」の「表-37(3)」の定格荷重）どおりであることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、保守ホールのクレーンへの動力の供給が停止した場合でも吊り荷を保持できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールのクレーンの搬送能力が定格荷重どおりであること。また、保守ホールのクレーンへの動力の供給が停止した場合でも吊り荷を保持できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

サービスエリアのサービスエリアクレーン

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(6)：走行レール、ガーダの材料確認

方法：サービスエリアのサービスエリアクレーンのガーダ及び走行レールの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-38」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サービスエリアのサービスエリアクレーンのガーダ及び走行レールの材料が所定の材料であること。

材料検査(7)：走行レール取付金具固定ボルトの材料確認

方法：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-38」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(6)：走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認

方法：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-38」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(3)：走行レール取付金具固定ボルトの外観確認

方法：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金

具固定ボルト（「4. 設計」の「表-38」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(8)：走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認

方法：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-38」の固定ボルトの数量、「図-207」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サービスエリアのサービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：サービスエリアクレーンの搬送能力及び動力供給停止時の吊り荷保持状態の確認

方法：サービスエリアのサービスエリアクレーンの搬送能力が定格荷重（「4. 設計」の「表-38」の定格荷重）どおりであることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、サービスエリアのサービスエリアクレーンへの動力の供給が停止した場合でも吊り荷を保持できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サービスエリアのサービスエリアクレーンの搬送能力が定格荷重どおりであること。また、サービスエリアのサービスエリアクレーンへの動力の供給が停止した場合でも吊り荷を保持できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃棄物搬出入ピット

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：鋼材、ピット蓋及びピット孔の材料確認

方法：廃棄物搬出入ピットの鋼材、ピット蓋及びピット孔が所定の材料（「4. 設計」の「表-40」の材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットの鋼材、ピット蓋及びピット孔が所定の材料であること。

材料検査(2)：コンクリートの材料確認

方法：廃棄物搬出入ピットのコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料（「4. 設計」の「「表-41」）であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットのコンクリートの材料が所定の材料であること。

材料検査(3)：コンクリートの密度確認

方法：廃棄物搬出入ピットのコンクリートの密度が所定の値（「4. 設計」の「表-42」）以上であることを乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットのコンクリートの密度が所定の値以上であること。

寸法検査(1)：鋼材及びピット蓋の厚さ並びにピット孔の内径及び厚さ確認

方法：廃棄物搬出入ピットの鋼材及びピット蓋の厚さ並びにピット孔の最小肉厚部の内径及び厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-40」の寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等によ

り確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットの鋼材及びピット蓋の厚さ並びにピット孔の最小肉厚部の内径及び厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(2)：コンクリートの厚さ確認

方法：廃棄物搬出入ピットのコンクリートの厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-40」の寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットのコンクリートの厚さが所定の値以上であること。

強度検査(1)：コンクリートの圧縮強度確認

方法：廃棄物搬出入ピットのコンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度（「4. 設計」の「表-43～表-44」）以上であることを試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットのコンクリートが所定の強度以上であること。

据付・外観検査(1)：廃棄物搬出入ピットの 配置及び外観確認

方法：廃棄物搬出入ピットが所定の位置（「4. 設計」の「表-39」の設置場所（番号)、「図-208」）に配置されていること、廃棄物搬出入ピットに有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットが所定の位置に配置されていること、廃棄物搬出入ピットに有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(2)：廃棄物搬出入ピットの設置確認

方法：廃棄物搬出入ピットが床のくぼみ（凹部）に設置（「4. 設計」の「表-39」の設置場所（番号）、「図-15」）されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物搬出入ピットが床のくぼみ（凹部）に設置されていること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

エアラインスーツ設備

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(11)：チャンバ本体の材料確認

方法：エアラインスーツ設備のチャンバ本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-46」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エアラインスーツ設備のチャンバ本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(12)：固定ボルトの材料確認

方法：エアラインスーツ設備の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-46」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エアラインスーツ設備の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(9)：固定ボルトの寸法確認

方法：エアラインスーツ設備の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値「4. 設計」の「表-46」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エアラインスーツ設備の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(6)：固定ボルトの外観確認

方法：エアラインスーツ設備の固定ボルト（「4. 設計」の「表-46」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エアラインスーツ設備の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：エアラインスーツ設備のチャンバ本体の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-46」の固定ボルトの数量、「図-209」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エアラインスーツ設備のチャンバ本体の固定ボルトの本数が所定の数量であること、チャンバ本体の固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：エアラインスーツ設備を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（「4. 設計」の「表-46」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エアラインスーツ設備を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融設備のコンベア（焼却溶融セルコンベア 4～焼却溶融セルコンベア 7）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：コンベア及び支持脚の材料確認

方法：焼却溶融セルコンベアのコンベア及び支持脚の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-47」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアのコンベア及び支持脚の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ピンの材料確認

方法：焼却溶融セルコンベアのコンベアの固定ピンの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-47」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアのコンベアの固定ピンの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ピンの寸法確認

方法：焼却溶融セルコンベアのコンベアの固定ピンの径が所定の値（「4. 設計」の「表-47」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアのコンベアの固定ピンの径が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ピンの外観確認

方法：焼却溶融セルコンベアのコンベアの固定ピン（「4. 設計」の「表-47」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアのコンベアの固定ピンに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融セルコンベアのコンベアの配置確認並びに固定ピンの数量及び外観確認

方法：焼却溶融セルコンベアのコンベアが所定の位置（「4. 設計」の「表-47」、「図-154～図-155」）に配置されていること、固定ピンの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-47」の固定ピンの数量、図-210～図-213）であること、及び固定ピンに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアのコンベアが所定の位置に配置されていること、コンベアの固定ピンの本数が所定の数量であること、及びコンベアの固定ピンに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉（焼却溶融炉本体、焼却溶融炉接続筒、投入容器投入装置）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融炉の材料確認

方法：焼却溶融炉の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-48」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融炉の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-48」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融炉の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-48」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融炉の固定ボルト（「4. 設計」の「表-48」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融炉の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融炉が所定の位置（「4. 設計」の「表-48」、「図-154」）

に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-48」の固定ボルトの数量、「図-214～図-217」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：電気ケーブルの据付状態確認

方法：焼却溶融炉の近傍の電気ケーブルが金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線されていること（「4. 設計」の「図-154」）を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉の近傍の電気ケーブルが金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線されていること。

系統検査(2)：焼却溶融炉の系統確認

方法：焼却溶融炉が所定の系統（「4. 設計」の「図-331」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、焼却溶融炉については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉が所定の系統であること、焼却溶融炉については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

処理能力検査(1)：焼却及び溶融時の処理能力の確認

方法：模擬廃棄物を用い、焼却及び溶融時の処理能力が所定の値（「4. 設計」の「表-48」の最大処理能力）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：模擬廃棄物を用い、焼却及び溶融時の処理能力が所定の値であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

投入容器昇降機

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：投入容器昇降機の材料確認

方法：投入容器昇降機の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-49」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器昇降機の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：投入容器昇降機の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-49」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器昇降機の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：投入容器昇降機の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-49」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器昇降機の溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：投入容器昇降機の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：投入容器昇降機が所定の位置（「4. 設計」の「表-49」、「図-154」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-49」の溶接固定部の数量、「図-218」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器昇降機が所定の位置に配置されていること、溶接固定

部の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（2 次燃焼器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：2 次燃焼器の胴及びラグの材料確認

方法：2 次燃焼器の胴及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：2 次燃焼器の胴及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：2 次燃焼器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：2 次燃焼器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：2 次燃焼器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：2 次燃焼器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：2 次燃焼器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：2 次燃焼器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：2 次燃焼器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：2 次燃焼器が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(1)」、「図-

154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(1)」の固定ボルトの数量、「図-219」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：2 次燃焼器が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：電気ケーブルの据付状態確認

方法：2 次燃焼器の近傍の電気ケーブルが金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線されていること（「4. 設計」の「図-154」）を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：2 次燃焼器の近傍の電気ケーブルが金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線されていること。

系統検査(2)：2 次燃焼器の系統確認

方法：排ガス処理装置が所定の系統（「4. 設計」の「図-332」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス処理装置が所定の系統であること、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス冷却器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス冷却器の胴及びラグの材料確認

方法：排ガス冷却器の胴及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス冷却器の胴及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス冷却器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス冷却器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス冷却器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス冷却器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス冷却器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス冷却器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス冷却器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス冷却器が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(2)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(2)」の固定ボルトの数量、「図-220」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス冷却器が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：排ガス冷却器の系統確認

方法：排ガス処理装置が所定の系統（「4. 設計」の「図-332」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス処理装置が所定の系統であること、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（セラミックフィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：セラミックフィルタの胴及びラグの材料確認

方法：セラミックフィルタの胴及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セラミックフィルタの胴及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：セラミックフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セラミックフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：セラミックフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セラミックフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：セラミックフィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セラミックフィルタの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：セラミックフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：セラミックフィルタが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(3)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(3)」の固定ボルトの数量、「図-221」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セラミックフィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：セラミックフィルタの系統確認

方法：排ガス処理装置が所定の系統（「4. 設計」の「図-332」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス処理装置が所定の系統であること、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（セル内フィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：セル内フィルタの胴、鏡板及びスカートの材料確認

方法：セル内フィルタの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内フィルタの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：セル内フィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内フィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：セル内フィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内フィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：セル内フィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内フィルタの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：セル内フィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量

及び外観確認

方法：セル内フィルタが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(4)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(4)」の固定ボルトの数量、「図-222」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内フィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：セル内フィルタの系統確認

方法：排ガス処理装置が所定の系統（「4. 設計」の「図-332」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス処理装置が所定の系統であること、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス吸着塔）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス吸着塔の胴、鏡板、ラグ、平板及び管台の材料確認

方法：排ガス吸着塔の胴、鏡板、ラグ、平板及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(5)」の主要材料、「図-223」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔の胴、鏡板、ラグ、平板及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス吸着塔の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス吸着塔の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(5)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：排ガス吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さの寸法確認

方法：排ガス吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(5)」の主要寸法、「図-223」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス吸着塔の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス吸着塔の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス吸着塔が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(5)」、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(5)」の固定ボルトの数量、「図-223」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：排ガス吸着塔の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス吸着塔（「4. 設計」の「表-50(5)」）に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス吸着塔に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがな

いこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス洗浄塔）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス洗浄塔の胴、平板、スカート、フランジ及び管台の材料確認

方法：排ガス洗浄塔の胴、平板、スカート、フランジ及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(6)」の主要材料、「図-224」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔の胴、平板、スカート、フランジ及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス洗浄塔の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス洗浄塔の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(6)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：排ガス洗浄塔の胴、平板、フランジ及び管台の厚さの寸法確認

方法：排ガス洗浄塔の胴、平板、フランジ及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(6)」の主要寸法

「図-224」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔の胴、平板、フランジ及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス洗浄塔の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(6)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：排ガス洗浄塔を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：排ガス洗浄塔を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の排ガス処理室「図-155」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

耐圧・漏えい検査(1)：排ガス洗浄塔の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス洗浄塔（「4. 設計」の「表-50(6)」）に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：排ガス洗浄塔の系統の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス洗浄塔を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-50(6)」、「図-337」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス洗浄塔の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス洗浄塔が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(6)」、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(6)」の固定ボルトの数量、「図-224」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄塔が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(6)」の堰、「表-92」の排ガス処理室、「図-155」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の排ガス処理室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-50(6)」の堰、「表-92」の排ガス処理室、「図-155」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス凝縮器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス凝縮器の胴、鏡板、ラグ、管板、直管及び管台の材料確認

方法：排ガス凝縮器の胴、鏡板、ラグ、管板、直管及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(7)」の主要材料、「図-225」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器の胴、鏡板、ラグ、管板、直管及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス凝縮器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス凝縮器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(7)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：排ガス凝縮器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さの寸法確認

方法：排ガス凝縮器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(7)」の主要寸

法、「図-225」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス凝縮器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(7)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：排ガス凝縮器を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：排ガス凝縮器を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の排ガス処理室、「図-155」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

耐圧・漏えい検査(1)：排ガス凝縮器の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス凝縮器（「4. 設計」の「表-50(7)」）に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：排ガス凝縮器の系統の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス凝縮器を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-50(7)」、「図-337」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス凝縮器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス凝縮器が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(7)」、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(7)」の固定ボルトの数量、「図-225」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス凝縮器が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(7)」の堰、「表-92」の排ガス処理室、「図-155」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の排ガス処理室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-50(7)」の堰、「表-92」の排ガス処理室、「図-155」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（ミストセパレータ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ミストセパレータの胴及びスカートの材料確認

方法：ミストセパレータの胴及びスカートの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータの胴及びスカートの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：ミストセパレータの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：ミストセパレータの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(8)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：ミストセパレータの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(8)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータの固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：ミストセパレータを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：ミストセパレータを設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の排ガス処理室、図-155）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータを設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

耐圧・漏えい検査(2)：ミストセパレータの系統の耐圧・漏えい確認

方法：ミストセパレータを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-50(8)」、「図-337」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：ミストセパレータの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：ミストセパレータが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(8)」、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(8)」の固定ボルトの数量、「図-226」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ミストセパレータが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス加熱器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス加熱器の胴、脚、管板、平板及び直管の材料確認

方法：排ガス加熱器の胴、脚、管板、平板及び直管の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(9)」の主要材料、「図-227」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器の胴、脚、管板、平板及び直管の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス加熱器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(9)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス加熱器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(9)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：排ガス加熱器の胴、管板、平板及び直管の厚さの寸法確認

方法：排ガス加熱器の胴、管板、平板及び直管の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(9)」の主要寸法、「図－227」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器の胴、管板、平板及び直管の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス加熱器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(9)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：排ガス加熱器の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス加熱器（「4. 設計」の「表-50(9)」）に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス加熱器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス加熱器が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(9)」、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(9)」の固定ボルトの数量、「図-227」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス加熱器が所定の位置に配置されていること、排ガス加熱器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び排ガス加

熱器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（ルテニウム吸着塔）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、ラグ、平板及び管台の材料確認

方法：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、ラグ、平板及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(10)」の主要材料、「図-228」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、ラグ、平板及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：ルテニウム吸着塔の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(10)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：ルテニウム吸着塔の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(10)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さの寸法確認

方法：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(10)」の主要寸法、

「図-228」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：ルテニウム吸着塔の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(10)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔の固定ボルトに有害な傷がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：ルテニウム吸着塔の耐圧・漏えい確認

方法：ルテニウム吸着塔（「4. 設計」の「表-50(10)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：ルテニウム吸着塔の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：ルテニウム吸着塔が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(10)」、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(10)」の固定ボルトの数量、「図-228」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目

視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ルテニウム吸着塔が所定の位置に配置されていること、ルテニウム吸着塔の固定ボルトの本数が所定の数量であること、及びルテニウム吸着塔の固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガスブロア）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガスブロア及び架台の材料確認

方法：排ガスブロア及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(11)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスブロア及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガスブロアの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(11)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスブロアの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガスブロアの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(11)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスブロアの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガスブロアの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(11)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスブロアの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排ガスブロアの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガスブロアが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(11)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(11)」の固定ボルトの数量、「図-229」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスブロアが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス補助ブロア A、B）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス補助ブロア及び架台の材料確認

方法：排ガス補助ブロア A、B 及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(12)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス補助ブロア A、B 及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス補助ブロア A、B の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(12)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス補助ブロア A、B の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス補助ブロア A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(12)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス補助ブロア A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス補助ブロア A、B の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(12)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス補助ブロア A、B の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス補助ブロアの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス補助ブロア A、B が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(12)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(12)」の固定ボルトの数量、「図-230」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス補助ブロア A、B が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガスフィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガスフィルタの胴、鏡板、スカート、平板及び管台の材料確認

方法：排ガスフィルタの胴、鏡板、スカート、平板及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(13)」の主要材料、「図-231」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタの胴、鏡板、スカート、平板及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガスフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(13)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガスフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(13)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：排ガスフィルタの胴、鏡板、平板及び管台の厚さの寸法確認

方法：排ガスフィルタの胴、鏡板、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(13)」の主要寸法、

「図-231」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタの胴、鏡板、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガスフィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(13)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタの固定ボルトに有害な傷がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：排ガスフィルタの耐圧・漏えい確認

方法：排ガスフィルタ（「4. 設計」の「表-50(13)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタに最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：排ガスフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガスフィルタが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(13)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(13)」の固定ボルトの数量、「図-231」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は

試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガスフィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（循環水タンク A、B）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：循環水タンクの胴、鏡板、スカート及び管台の材料確認

方法：循環水タンク A、B の胴、鏡板、スカート及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(14)」の主要材料、「図-232」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B の胴、鏡板、スカート及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：循環水タンク A、B の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(14)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：循環水タンク A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(14)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：循環水タンクの胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認

方法：循環水タンク A、B の胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(14)」の主要寸法、「図-232」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B の胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：循環水タンク A、B の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(14)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：循環水タンクを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：循環水タンク A、B を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の洗浄水処理室「図-154」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

耐圧・漏えい検査(1)：循環水タンクの耐圧・漏えい確認

方法：循環水タンク A、B（「4. 設計」の「表-50(14)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：循環水タンクの系統の耐圧・漏えい確認

方法：循環水タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-50(14)」)、「図-337」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：循環水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：循環水タンク A、B が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(14)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(14)」の固定ボルトの数量、「図-232」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(1)：循環水タンクの系統確認

方法：循環水タンク A、B が所定の系統（「4. 設計」の「図-337」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水タンク A、B が所定の系統であること。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(14)」の堰、「表-92」の

洗浄水処理室）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の洗浄水処理室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-50(14)」の堰、「表-92」の洗浄水処理室）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（循環水循環ポンプ A、B）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：循環水循環ポンプの材料確認

方法：循環水循環ポンプ A、B の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(15)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水循環ポンプ A、B の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：循環水循環ポンプ A、B の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(15)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水循環ポンプ A、B の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：循環水循環ポンプ A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(15)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水循環ポンプ A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：循環水循環ポンプ A、B の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(15)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水循環ポンプ A、B の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：循環水循環ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：循環水循環ポンプ A、B が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(15)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(15)」の固定ボルトの数量、「図-233」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水循環ポンプ A、B が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（循環水移送ポンプ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：循環水移送ポンプの材料確認

方法：循環水移送ポンプの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(16)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水移送ポンプの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：循環水移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(16)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：循環水移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(16)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：循環水移送ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(16)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水移送ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：循環水移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数

量及び外観確認

方法：循環水移送ポンプが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(16)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(16)」の固定ボルトの数量、「図-234」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：循環水移送ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（排ガス洗浄水冷却器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、脚、管板、直管及び管台の材料確認

方法：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、脚、管板、直管及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(17)」の主要材料、「図-235」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、脚、管板、直管及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス洗浄水冷却器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(17)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス洗浄水冷却器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(17)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さの寸法確認

方法：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さ

（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(17)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス洗浄水冷却器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(17)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：排ガス洗浄水冷却器を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：排ガス洗浄水冷却器を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の洗浄水処理室、「図-154」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

耐圧・漏えい検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス洗浄水冷却器（「4. 設計」の「表-50(17)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上

保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：排ガス洗浄水冷却器の系統の耐圧・漏えい確認

方法：排ガス洗浄水冷却器を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-50(17)」)、「図-337」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス洗浄水冷却器が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(17)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(17)」の固定ボルトの数量、「図-235」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス洗浄水冷却器が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床、壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(17)」の堰、「表-92」の洗浄水処理室）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設

計」の「表-91」の洗浄水処理室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-50(17)」の堰、「表-92」の洗浄水処理室）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（凝縮水タンク）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：凝縮水タンクの胴、鏡板、スカート及び管台の材料確認

方法：凝縮水タンクの胴、鏡板、スカート及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(18)」の主要材料、「図-236」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクの胴、鏡板、スカート及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：凝縮水タンクの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(18)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：凝縮水タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(18)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：凝縮水タンクの胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認

方法：凝縮水タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(18)」の主要寸法、「図-236」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）

が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：凝縮水タンクの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(18)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクの固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：凝縮水タンクを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：凝縮水タンクを設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の洗浄水処理室「図-154」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクを設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

耐圧・漏えい検査(1)：凝縮水タンクの耐圧・漏えい確認

方法：凝縮水タンク（「4. 設計」の「表-50(18)」）に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクに最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：凝縮水タンクの系統の耐圧・漏えい確認

方法：凝縮水タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-

50(18)」)、「図-337」)ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：凝縮水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：凝縮水タンクが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(18)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(18)」の固定ボルトの数量、「図-236」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水タンクが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(18)」の堰、「表-92」の洗浄水処理室」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の洗浄水処理室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-50(18)」の堰、「表-92」の洗浄水処理室）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（凝縮水移送ポンプ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：凝縮水移送ポンプの材料確認

方法：凝縮水移送ポンプの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(19)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水移送ポンプの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：凝縮水移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(19)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：凝縮水移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(19)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：凝縮水移送ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(19)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水移送ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：凝縮水移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数

量及び外観確認

方法：凝縮水移送ポンプが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(19)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(19)」の固定ボルトの数量、「図-234」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：凝縮水移送ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（噴霧水タンク）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：噴霧水タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認

方法：噴霧水タンクの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(20)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水タンクの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：噴霧水タンクの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(20)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水タンクの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：噴霧水タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(20)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：噴霧水タンクの固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(20)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水タンクの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：噴霧水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及

び外観確認

方法：噴霧水タンクが所定の位置（「4. 設計」の「表-50(20)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(20)」の固定ボルトの数量、「図-237」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水タンクが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(20)」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の洗浄水処理室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-50(20)」の堰、「表-92」の洗浄水処理室）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確

認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス処理装置（噴霧水ポンプ A、B）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：噴霧水ポンプの材料確認

方法：噴霧水ポンプ A、B の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(21)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水ポンプ A、B の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：噴霧水ポンプ A、B の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-50(21)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水ポンプ A、B の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：噴霧水ポンプ A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-50(21)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水ポンプ A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：噴霧水ポンプ A、B の固定ボルト（「4. 設計」の「表-50(21)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水ポンプ A、B の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：噴霧水ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及

び外観確認

方法：噴霧水ポンプ A、B が所定の位置（「4. 設計」の「表-50(21)」、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-50(21)」の固定ボルトの数量、「図-238」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴霧水ポンプ A、B が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

溶融固化体移送台車

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：溶融固化体移送台車及び車輪（つば付き）の材料確認

方法：溶融固化体移送台車及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-51」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：溶融固化体移送台車及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認

方法：溶融固化体移送台車の固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-51」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：溶融固化体移送台車の固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認

方法：溶融固化体移送台車の車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ボルトの径（呼び径)、溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値（「4. 設計」の「表-51」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：溶融固化体移送台車の車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ボルトの径（呼び径)、溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であること。

外観検査(1)：車輪（つば付き）のつば部及び固定ボルトの外観確認

方法：溶融固化体移送台車の車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト

（「4. 設計」の「表-51」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：溶融固化体移送台車の車輪（つば付き）のつば部、固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：溶融固化体移送台車の配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、溶接固定部の数量及び外観確認

方法：溶融固化体移送台車が所定の位置（「4. 設計」の「表-51」の設置場所（番号）、「図-154」）に配置されていること、車輪（つば付き）の数、固定ボルトの本数、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-51」の車輪（つば付き）の数量、固定ボルトの数量、溶接固定部の数量、「図-239」）であること、及び車輪（つば付き）、固定ボルト、溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：溶融固化体移送台車が所定の位置に配置されていること、車輪（つば付き）の数、固定ボルトの本数、溶接固定部の数が所定の数量であること及び車輪（つば付き）、固定ボルト、溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉冷却水タンク

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融炉冷却水タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認

方法：焼却溶融炉冷却水タンクの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-52」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水タンクの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融炉冷却水タンクの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-52」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水タンクの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融炉冷却水タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-52」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融炉冷却水タンクの固定ボルト（「4. 設計」の「表-52」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水タンクの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融炉冷却水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融炉冷却水タンクが所定の位置（「4. 設計」の「表-52」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-52」の固定ボルトの数量、「図-240」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水タンクが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉冷却水冷却器

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融炉冷却水冷却器の材料確認

方法：焼却溶融炉冷却水冷却器の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水冷却器の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融炉冷却水冷却器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水冷却器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融炉冷却水冷却器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-53」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水冷却器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融炉冷却水冷却器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-53」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水冷却器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融炉冷却水冷却器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融炉冷却水冷却器が所定の位置（「4. 設計」の「表-53」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-53」の固定ボルトの数量、「図-241」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水冷却器が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、B

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融炉冷却水循環ポンプの材料確認

方法：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-54」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-54」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-54」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの固定ボルト（「4. 設計」の「表-54」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bの固定ボルトに有害な傷がな

いこと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融炉冷却水循環ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bが所定の位置（「4. 設計」の「表-54」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-54」の固定ボルトの数量、「図-242」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却灰回収装置

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却灰回収装置及び脚部の材料確認

方法：焼却灰回収装置及び脚部の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-55」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却灰回収装置及び脚部の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却灰回収装置の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-55」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却灰回収装置の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却灰回収装置の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-55」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却灰回収装置の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却灰回収装置の固定ボルト（「4. 設計」の「表-55」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却灰回収装置の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：焼却灰回収装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却灰回収装置が所定の位置（「4. 設計」の「表-55」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-55」の固定ボルトの数量、「図-243」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却灰回収装置が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固化体収納装置

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：固化体収納装置の架台の材料確認

方法：固化体収納装置の架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-56」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固化体収納装置の架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：固化体収納装置の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-56」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固化体収納装置の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：固化体収納装置の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-56」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固化体収納装置の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：固化体収納装置の固定ボルト（「4. 設計」の「表-56」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固化体収納装置の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：固化体収納装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：固化体収納装置が所定の位置（「4. 設計」の「表-56」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-56」の固定ボルトの数量、「図-244」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固化体収納装置が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃棄物一時収納箱

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃棄物一時収納箱の材料確認

方法：廃棄物一時収納箱の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-57」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物一時収納箱の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：廃棄物一時収納箱の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-57」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物一時収納箱の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：廃棄物一時収納箱の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-57」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物一時収納箱の溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：廃棄物一時収納箱の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：廃棄物一時収納箱が所定の位置（「4. 設計」の「表-57」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-57」の溶接固定部の数量、「図-245」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃棄物一時収納箱が所定の位置に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

搬出ステージ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：搬出ステージの架台の材料確認

方法：搬出ステージの架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-58」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出ステージの架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：搬出ステージの溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-58」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出ステージの溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：搬出ステージの溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-58」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出ステージの溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：搬出ステージの配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：搬出ステージが所定の位置（「4. 設計」の「表-58」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-58」の溶接固定部の数量、「図-246」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出ステージが所定の位置に配置されていること、溶接固定部

の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧縮空気貯留タンク

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：圧縮空気貯留タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認

方法：圧縮空気貯留タンクの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-59」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧縮空気貯留タンクの胴、鏡板及びスカートの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：圧縮空気貯留タンクの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-59」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧縮空気貯留タンクの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：圧縮空気貯留タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-59」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧縮空気貯留タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：圧縮空気貯留タンクの固定ボルト（「4. 設計」の「表-59」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧縮空気貯留タンクの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：圧縮空気貯留タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：圧縮空気貯留タンクが所定の位置（「4. 設計」の「表-59」の設置場所（番号)、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-59」の固定ボルトの数量、「図-247」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧縮空気貯留タンクが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

高周波電源ケーブル用プラグ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体の材料確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-60」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-60」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-60」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(4)：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体厚さの寸法確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-60」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体の厚さが所定の値以上で

あること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグの固定ボルト（「4. 設計」の「表-60」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体が所定の位置（「4. 設計」の「表-60」の設置場所（番号）、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-60」の固定ボルトの数量、「図-248」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体の配置確認及び外観確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体が所定の位置（「4. 設計」の「表-60」の設置場所（番号）、「図-154、図-248」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体が所定の位置に配置され

ていること、及び有害な欠陥のないこと。

気密検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度確認

方法：高周波電源ケーブル用プラグの設置場所に高周波電源ケーブル用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4.設計」の「表-60」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：高周波電源ケーブル用プラグの設置場所に高周波電源ケーブル用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度が0.1vol%/h以下であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

排ガス配管用プラグ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体の材料確認

方法：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-61」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：排ガス配管用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-61」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：排ガス配管用プラグの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-61」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(4)：排ガス配管用プラグの遮蔽体厚さの寸法確認

方法：排ガス配管用プラグの遮蔽体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-61」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグの遮蔽体の厚さが所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：排ガス配管用プラグの固定ボルト（「4. 設計」の「表-61」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体が所定の位置（「4. 設計」の「表-61」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-61」の固定ボルトの数量、「図-249」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：排ガス配管用プラグの遮蔽体の配置確認及び外観確認

方法：排ガス配管用プラグの遮蔽体が所定の位置（「4. 設計」の「表-61」の設置場所（番号)、「図-154、図-249」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグの遮蔽体が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

気密検査(1)：排ガス配管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度確認

方法：排ガス配管用プラグの設置場所に排ガス配管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4.設計」の「表-61」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排ガス配管用プラグの設置場所に排ガス配管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

架台（セル内架台）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：セル内架台の材料確認

方法：セル内架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-62 (1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認

方法：セル内架台の固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-62 (1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内架台の固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認

方法：セル内架台の固定ボルトの径（呼び径）及び溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-62 (1)」の主要寸法）又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内架台の固定ボルトの径（呼び径）及び溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：セル内架台の固定ボルト（「4.設計」の「表-62 (1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内架台の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：セル内架台の配置確認並びに固定ボルト及び溶接固定部の数量及び外観確認

方法：セル内架台が所定の位置（「4. 設計」の「表-62（1)」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数及び溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-62（1)」の固定ボルトの数量、溶接固定部の数量、「図-250」）であること並びに固定ボルト及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内架台が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数及び溶接固定部の数が所定の数量であること並びに固定ボルト及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

架台（セル外架台）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：セル外架台の材料確認

方法：セル外架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-62 (2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル外架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認

方法：セル外架台の固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-62 (2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル外架台の固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認

方法：セル外架台の固定ボルトの径（呼び径）及び溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-62 (2)」の主要寸法）又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル外架台の固定ボルトの径（呼び径）及び溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：セル外架台の固定ボルト（「4.設計」の「表-62 (2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル外架台の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：セル外架台の配置確認並びに固定ボルト及び溶接固定部の数量及び外観確認

方法：セル外架台が所定の位置（「4. 設計」の「表-62 (2)」の設置場所（番号)、「図-155」）に配置されていること、固定ボルトの本数及び溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-62 (2)」の固定ボルトの数量、溶接固定部の数量、「図-251」）であること並びに固定ボルト及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル外架台が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数及び溶接固定部の数が所定の数量であること並びに固定ボルト及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉高周波電源盤

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：焼却溶融炉高周波電源盤の配置確認及び外観確認

方法：焼却溶融炉高周波電源盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-63」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉高周波電源盤が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉高周波電源接触器盤

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の材料確認

方法：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-64」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-64」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-64」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の固定ボルト（「4. 設計」の「表-64」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の固定ボルトに有害な傷がない

こと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融炉高周波電源接触器盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-64」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-64」の固定ボルトの数量、「図-253」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉高周波電源接触器盤が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

サンプル収納ラック

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：サンプル収納ラックの材料確認

方法：サンプル収納ラックの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-65」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル収納ラックの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：サンプル収納ラックの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-65」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル収納ラックの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：サンプル収納ラックの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-65」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル収納ラックの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：サンプル収納ラックの固定ボルト（「4. 設計」の「表-65」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル収納ラックの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：サンプル収納ラックの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：サンプル収納ラックが所定の位置（「4. 設計」の「表-65」の設置場所（番号)、「図-154」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-65」の固定ボルトの数量、「図-254～図-255」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル収納ラックが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融炉及び排ガス処理装置のフィルタ類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

該当なし。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

性能検査(1)：焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数の確認

方法：焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数が所定の値（「4. 設計」の「表-66」の除染係数）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数が所定の値以上であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体系処理設備のコンベア（搬出入室コンベア（搬出入室コンベア 1～搬出入室コンベア 5））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：コンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の材料確認

方法：搬出入室コンベアのコンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室コンベアのコンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルト及び固定ピンの材料確認

方法：搬出入室コンベアの固定ボルト、固定ピンの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室コンベアの固定ボルト、固定ピンの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト及び固定ピンの寸法確認

方法：搬出入室コンベアの車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ボルトの径（呼び径）及び固定ピンの径が所定の値（「4. 設計」の「表-67(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室コンベアの車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ボルトの径（呼び径）及び固定ピンの径が所定の値であること。

外観検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト及び固定ピンの外

観確認

方法：搬出入室コンベアの車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト又は固定ピン（「4. 設計」の「表-67(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室コンベアの車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト又は固定ピンに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：コンベアの配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピンの数量及び外観確認

方法：搬出入室コンベアが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピンの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-67(1)」の車輪（つば付き）の数量、固定ボルト及び固定ピンの数量、「図-256～図-258」）であること、並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピンに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室コンベアが所定の位置に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ボルト及び固定ピンの本数が所定の数量であること、並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピンに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体系処理設備のコンベア（開缶エリアコンベア（開缶エリアコンベア 1～開缶エリアコンベア 2））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：コンベア及び支持脚の材料確認

方法：開缶エリアコンベアのコンベア及び支持脚の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアコンベアのコンベア及び支持脚の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：開缶エリアコンベアの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアコンベアの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：開缶エリアコンベアの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-67(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアコンベアの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：開缶エリアコンベアの固定ボルト（「4. 設計」の「表-67(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアコンベアの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：コンベアの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：開缶エリアコンベアが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-67(2)」の固定ボルトの数量、「図-259～図-260」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアコンベアが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体系処理設備のコンベア（分別エリアコンベア（分別エリアコンベア 1～分別エリアコンベア 8））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：コンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の材料確認

方法：分別エリアコンベアのコンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアコンベアのコンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ピンの材料確認

方法：分別エリアコンベアの固定ピンの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアコンベアの固定ピンの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：車輪（つば付き）のつば部及び固定ピンの寸法確認

方法：分別エリアコンベアの車輪（つば付き）のつば部厚さ及び固定ピンの径が所定の値（「4. 設計」の「表-67(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアコンベアの車輪（つば付き）のつば部厚さ及び固定ピンの径が所定の値であること。

外観検査(1)：車輪（つば付き）のつば部及び固定ピンの外観確認

方法：分別エリアコンベアの車輪（つば付き）のつば部及び固定ピン（「4. 設計」の「表-67(3)」）に有害な傷がないことを目視又は

試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアコンベアの車輪（つば付き）のつば部及び固定ピンに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：コンベアの配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ピンの数量及び外観確認

方法：分別エリアコンベアが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ピンの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-67(3)」の車輪（つば付き）の数量、固定ピンの数量、「図-261～図-268」）であること、及び車輪（つば付き）、固定ピンに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアコンベアが所定の位置に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ピンの本数が所定の数量であること、及び車輪（つば付き）、固定ピンに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体系処理設備のコンベア（焼却溶融セルコンベア（焼却溶融セルコンベア 1～焼却溶融セルコンベア 3））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：コンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の材料確認

方法：焼却溶融セルコンベアのコンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアのコンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ピン及び溶接固定部の材料確認

方法：焼却溶融セルコンベアの固定ピン又は溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-67(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアの固定ピン又は溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ピン及び溶接固定部の寸法確認

方法：焼却溶融セルコンベアの車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ピンの径及び溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-67(4)」の主要寸法）又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアの車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ピンの径及び溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であること。

外観検査(1)：車輪（つば付き）のつば部及び固定ピンの外観確認

方法：焼却溶融セルコンベアの車輪（つば付き）のつば部又は固定ピン（「4. 設計」の「表-67(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアの車輪（つば付き）のつば部又は固定ピンに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：コンベアの配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ピン又は溶接固定部の数量及び外観確認

方法：焼却溶融セルコンベアが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ピンの本数、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-67(4)」の車輪（つば付き）の数量、固定ピンの数量、溶接固定部の数量、「図-269～図-270」）であること、及び車輪（つば付き）、固定ピン、溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルコンベアが所定の位置に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ピンの本数、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び車輪（つば付き）、固定ピン、溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

レーザ切断装置（レーザ切断装置（切断フード））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：レーザ切断装置及び架台の材料確認

方法：レーザ切断装置（切断フード）のレーザ切断装置及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-68(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（切断フード）のレーザ切断装置及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：レーザ切断装置（切断フード）の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-68(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（切断フード）の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：レーザ切断装置（切断フード）の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-68(1)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（切断フード）の溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：レーザ切断装置の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：レーザ切断装置（切断フード）が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数

量（「4. 設計」の「表-68(1)」の溶接固定部の数量、「図-271」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（切断フード）が所定の位置に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

レーザ切断装置（レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：レーザ切断装置及び架台の材料確認

方法：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）のレーザ切断装置及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-68(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）のレーザ切断装置及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-68(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-68(2)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）の溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：レーザ切断装置の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-68(2)」の溶接固定部の数量、「図-272」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：レーザ切断装置（除じん器、フィルタ及び排風機）が所定の位置に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

破砕機

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：破砕機及び架台の材料確認

方法：破砕機及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-69」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：破砕機及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：破砕機の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-69」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：破砕機の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：破砕機の固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-69」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：破砕機の固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：破砕機の固定ボルト（「4. 設計」の「表-69」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：破砕機の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：破砕機の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：破砕機が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-69」の固定ボルトの数量、「図-273」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：破砕機が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

投入容器出入装置

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：投入容器出入装置及び架台の材料確認

方法：投入容器出入装置及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-70」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器出入装置及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：投入容器出入装置の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-70」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器出入装置の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：投入容器出入装置の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-70」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器出入装置の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：投入容器出入装置の固定ボルト（「4. 設計」の「表-70」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器出入装置の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：投入容器出入装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：投入容器出入装置が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-70」の固定ボルトの数量、「図-274」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：投入容器出入装置が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

インセルフィルタ（開缶エリアインセルフィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：インセルフィルタの材料確認

方法：開缶エリアインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：開缶エリアインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：開缶エリアインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-71(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：開缶エリアインセルフィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-71(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアインセルフィルタの固定ボルトに有害な傷がないこ

と。

据付・外観検査(1)：インセルフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：開缶エリアインセルフィルタが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-71(1)」の固定ボルトの数量、「図-275」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアインセルフィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

インセルフィルタ（分別エリアインセルフィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：インセルフィルタの材料確認

方法：分別エリアインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：分別エリアインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：分別エリアインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-71(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：分別エリアインセルフィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-71(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアインセルフィルタの固定ボルトに有害な傷がないこ

と。

据付・外観検査(1)：インセルフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：分別エリアインセルフィルタが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-71(2)」の固定ボルトの数量、「図-276」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアインセルフィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

インセルフィルタ（焼却溶融セルインセルフィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：インセルフィルタの材料確認

方法：焼却溶融セルインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融セルインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融セルインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-71(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融セルインセルフィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-71(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルインセルフィルタの固定ボルトに有害な傷がない

こと。

据付・外観検査(1)：インセルフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融セルインセルフィルタが所定の位置（「4. 設計」の「図-156」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-71(3)」の固定ボルトの数量、「図-277」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セルインセルフィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

インセルフィルタ（保守ホールインセルフィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：インセルフィルタの材料確認

方法：保守ホールインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールインセルフィルタのインセルフィルタの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-71(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールインセルフィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-71(4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールインセルフィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールインセルフィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-71(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールインセルフィルタの固定ボルトに有害な傷がないこ

と。

据付・外観検査(1)：インセルフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールインセルフィルタが所定の位置（「4. 設計」の「図-158」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-71(4)」の固定ボルトの数量、「図-278」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールインセルフィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ターンテーブル（搬出入室ターンテーブル）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ターンテーブル及び架台の材料確認

方法：搬出入室ターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室ターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：搬出入室ターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室ターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：搬出入室ターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-72(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室ターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：搬出入室ターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室ターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：ターンテーブルの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：搬出入室ターンテーブルが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-72(1)」の固定ボルトの数量、「図-279」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：搬出入室ターンテーブルが所定の位置に配置されていること、搬出入室ターンテーブルの固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び搬出入室ターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ターンテーブル（開缶エリアターンテーブル）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ターンテーブル及び架台の材料確認

方法：開缶エリアターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：開缶エリアターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：開缶エリアターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-72(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：開缶エリアターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：ターンテーブルの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：開缶エリアターンテーブルが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-72(2)」の固定ボルトの数量、「図-280」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶エリアターンテーブルが所定の位置に配置されていること、開缶エリアターンテーブルの固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び開缶エリアターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ターンテーブル（分別エリアターンテーブル）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ターンテーブル及び架台の材料確認

方法：分別エリアターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：分別エリアターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：分別エリアターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-72(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：分別エリアターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：ターンテーブルの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：分別エリアターンテーブルが所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-72(3)」の固定ボルトの数量、「図-281」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリアターンテーブルが所定の位置に配置されていること、分別エリアターンテーブルの固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び分別エリアターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ターンテーブル（保守ホールターンテーブル）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ターンテーブル及び架台の材料確認

方法：保守ホールターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールターンテーブルのターンテーブル及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：保守ホールターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-72(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールターンテーブルの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：保守ホールターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-72(4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールターンテーブルの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：保守ホールターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：ターンテーブルの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：保守ホールターンテーブルが所定の位置（「4. 設計」の「図-158」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-72(4)」の固定ボルトの数量、「図-282」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：保守ホールターンテーブルが所定の位置に配置されていること、保守ホールターンテーブルの固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び保守ホールターンテーブルの固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

開缶装置

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：開缶装置及び駆動部支柱の材料確認

方法：開缶装置の開缶装置及び駆動部支柱の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-73」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶装置の開缶装置及び駆動部支柱の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：開缶装置の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-73」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶装置の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：開缶装置の固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-73」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶装置の固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：開缶装置の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶装置の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：開缶装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外

観確認

方法：開缶装置が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-73」の固定ボルトの数量、「図-283」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：開缶装置が所定の位置に配置されていること、開缶装置の固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び開缶装置の固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

DOP サンプリングフード A、B 及び C

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：DOP サンプリングフードの配置及び外観確認

方法：DOP サンプリングフード A、B 及び C が所定の位置（「4. 設計」の「図-156、図-158」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：DOP サンプリングフード A、B 及び C が所定の位置に配置されていること、及び DOP サンプリングフード A、B 及び C に有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：フード類の系統確認

方法：DOP サンプリングフード A、B 及び C が所定の系統（「4. 設計」の「図-338、図-340～図-341」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：DOP サンプリングフード A、B 及び C が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：フード類の開口部の風速確認

方法：DOP サンプリングフード A、B 及び C のフード類の開口部の風速が所定の値（「4. 設計」の「表-74」の風速）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：DOP サンプリングフード A、B 及び C のフード類の開口部の風速が所定の値以上であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

汚染測定器

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：汚染測定器及び支持脚の材料確認

方法：汚染測定器及び支持脚の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-75」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：汚染測定器及び支持脚の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：汚染測定器の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-75」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：汚染測定器の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：汚染測定器の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-75」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：汚染測定器の溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：汚染測定器の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：汚染測定器が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-75」の溶接固定部の数量、「図-285」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：汚染測定器が所定の位置に配置されていること、汚染測定器の

溶接固定部の数が所定の数量であること、及び汚染測定器の溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

線量測定器（分別エリア線量測定器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：分別エリア線量測定器の材料確認

方法：分別エリア線量測定器の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-76(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア線量測定器の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：分別エリア線量測定器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-76(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア線量測定器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：分別エリア線量測定器の固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-76(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア線量測定器の固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：分別エリア線量測定器の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア線量測定器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：分別エリア線量測定器の配置確認並びに固定ボルト

の数量及び外観確認

方法：分別エリア線量測定器が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-76(1)」の固定ボルトの数量、「図-286」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分別エリア線量測定器が所定の位置に配置されていること、分別エリア線量測定器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び分別エリア線量測定器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

線量測定器（焼却溶融セル線量測定装置）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融セル線量測定装置の材料確認

方法：焼却溶融セル線量測定装置の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-76(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セル線量測定装置の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：焼却溶融セル線量測定装置の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-76(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セル線量測定装置の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：焼却溶融セル線量測定装置の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-76(2)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セル線量測定装置の溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：焼却溶融セル線量測定装置の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：焼却溶融セル線量測定装置が所定の位置（「4. 設計」の「図-157」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-76(2)」の溶接固定部の数量、「図-287」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は

試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融セル線量測定装置が所定の位置に配置されていること、焼却溶融セル線量測定装置の溶接固定部の数が所定の数量であること、及び焼却溶融セル線量測定装置の溶接固定部に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（ホッパー）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ホッパー及びラグの材料確認

方法：ホッパー及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホッパー及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：ホッパーの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホッパーの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：ホッパーの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホッパーの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：ホッパーの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホッパーの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：ホッパーの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：ホッパーが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(1)」の設置場所

（番号)、「図-159」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(1)」の固定ボルトの数量、「図-288」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホッパーが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂流動乾燥機）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の胴、ラグ、管台及びフランジの材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機の胴、ラグ、管台及びフランジの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(2)」の主要材料、「図-289」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機の胴、ラグ、管台及びフランジの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂流動乾燥機の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：廃樹脂流動乾燥機の胴、管台及びフランジの厚さの寸法確認

方法：廃樹脂流動乾燥機の胴、管台及びフランジの厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(2)」の主要寸法、

「図-289」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機の胴、管台及びフランジの厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機の固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：廃樹脂流動乾燥機を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：廃樹脂流動乾燥機を設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機を設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(2)」の設置場所（番号）、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(2)」の固定ボルトの数量、「図-289」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(2)」の堰、「図-160」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91、表-92」の廃樹脂乾燥室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂流動乾燥機の対象部品（「4. 設計」の「表-77(2)」、「図-289」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機の対象部品に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂流動乾燥機の系統の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂流動乾燥機を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-77(2)」、「図-342」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機を始点又は終点とする液体状の放射性物質を

内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

系統検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の系統確認

方法：廃樹脂流動乾燥機が所定の系統（「4. 設計」の「図-342」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機が所定の系統であること。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-77(2)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機

能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(3)」の主要材料、「図-290」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の厚さの寸法確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の厚さ

（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(3)」の主要寸法、「図-290」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）を設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）を設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(3)」の設置場所（番号）、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(3)」の固定ボルトの数量、「図-290」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等によ

り確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(3)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の対象部品（「4. 設計」の「表-77(3)」、「図-290」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の対象部品に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の系統の耐圧・

漏えい確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-77(3)」、「図-342」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-77(3)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）及びラグの材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の固定ボルトに有害な傷がな

いこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(4)」）の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(4)」の固定ボルトの数量、「図-291」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ 2）が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂流動乾燥機（ヒータ））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）及び脚の材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）及び脚の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）及び脚の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(5)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の固定ボルトに有害な傷がないこ

と。

据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(5)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(5)」の固定ボルトの数量、「図-292」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂乾燥ブロア）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂乾燥ブロア及び架台の材料確認

方法：廃樹脂乾燥ブロア及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥ブロア及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂乾燥ブロアの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥ブロアの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥ブロアの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(6)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥ブロアの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂乾燥ブロアの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(6)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥ブロアの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥ブロアの配置確認並びに固定ボルトの数

量及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥ブロアが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(6)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(6)」の固定ボルトの数量、「図-293」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥ブロアが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂乾燥空気フィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂乾燥空気フィルタの材料確認

方法：廃樹脂乾燥空気フィルタの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気フィルタの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂乾燥空気フィルタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気フィルタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥空気フィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(7)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気フィルタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂乾燥空気フィルタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(7)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気フィルタの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥空気フィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥空気フィルタが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(7)」）の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(7)」の固定ボルトの数量、「図-294」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気フィルタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂乾燥空気凝縮器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂乾燥空気凝縮器の胴及びラグの材料確認

方法：廃樹脂乾燥空気凝縮器の胴及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気凝縮器の胴及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂乾燥空気凝縮器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気凝縮器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥空気凝縮器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(8)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気凝縮器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂乾燥空気凝縮器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(8)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気凝縮器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥空気凝縮器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥空気凝縮器が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(8)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(8)」の固定ボルトの数量、「図-295」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気凝縮器が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂乾燥空気デミスタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂乾燥空気デミスタの胴及びラグの材料確認

方法：廃樹脂乾燥空気デミスタの胴及びラグの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(9)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気デミスタの胴及びラグの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂乾燥空気デミスタの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(9)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気デミスタの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥空気デミスタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(9)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気デミスタの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂乾燥空気デミスタの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(9)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気デミスタの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥空気デミスタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥空気デミスタが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(9)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(9)」の固定ボルトの数量、「図-296」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥空気デミスタが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂乾燥機分離水ポンプ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの材料確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(10)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(10)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(10)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(10)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水ポンプが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(10)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(10)」の固定ボルトの数量、「図-297」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂循環水ポンプ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂循環水ポンプの材料確認

方法：廃樹脂循環水ポンプの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(11)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水ポンプの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂循環水ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(11)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂循環水ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(11)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂循環水ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(11)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃樹脂循環水ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂循環水ポンプが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(11)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(11)」の固定ボルトの数量、「図-298」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂循環水貯槽）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板、脚及び管台の材料確認

方法：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板、脚及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(12)」の主要材料、「図-299」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板、脚及び管台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂循環水貯槽の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(12)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂循環水貯槽の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(12)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認

方法：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(12)」の主要寸法、「図-299」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂循環水貯槽の固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(12)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：廃樹脂循環水貯槽を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：廃樹脂循環水貯槽を設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽を設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂循環水貯槽が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(12)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(12)」の固定ボルトの数量、「図-299」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(12)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂循環水貯槽の対象部品（「4. 設計」の「表-77(12)」、「図-299」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽の対象部品に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂循環水貯槽の系統の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂循環水貯槽を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-77(12)」、「図-342」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂循環水貯槽を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがな

いこと。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-77(12)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂移送ポンプ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂移送ポンプの胴、ラグ、平板、管台、及びフランジの材料確認

方法：廃樹脂移送ポンプの胴、ラグ、平板、管台、及びフランジの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(13)」の主要材料、「図-300」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプの胴、ラグ、平板、管台、及びフランジの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃樹脂移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(13)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃樹脂移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(13)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：廃樹脂移送ポンプの胴、平板、管台及びフランジの厚さの寸法確認

方法：廃樹脂移送ポンプの胴、平板、管台及びフランジの厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(13)」の主要

寸法、「図-300」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプの胴、平板、管台及びフランジの厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃樹脂移送ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-77(13)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：廃樹脂移送ポンプを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：廃樹脂移送ポンプを設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプを設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：廃樹脂移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：廃樹脂移送ポンプが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(13)」の設置場所（番号)、「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-77(13)」の固定ボルトの数量、「図-300」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-77(13)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室、「図-160」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」の廃樹脂乾燥室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂移送ポンプの耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂移送ポンプの対象部品（「4. 設計」の「表-77(13)」、「図-300」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプの対象部品に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂移送ポンプの系統の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂移送ポンプを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-77(13)」、「図-342」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプを始点又は終点とする液体状の放射性物質を

内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

系統検査(1)：廃樹脂移送ポンプの系統確認

方法：廃樹脂移送ポンプが所定の系統（「4. 設計」の「図-342」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂移送ポンプが所定の系統であること。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-77(13)」の堰、「表-92」の廃樹脂乾燥室）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機

能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥装置（廃樹脂乾燥機分離水フィルタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の材料確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-77(14)」の主要材料、「図-301」）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の主要材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-77(14)」の主要寸法、「図-301」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

据付・外観検査(2)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの配置及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水フィルタが所定の位置（「4. 設計」の「表-77(14)」の設置場所（番号）、「図-160、図-301」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水フィルタが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの対象部品（「4. 設計」の「表-77(14)」、「図-301」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの対象部品に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの系統の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂乾燥機分離水フィルタを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-77(14)」、「図-342」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥機分離水フィルタを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃樹脂乾燥設備（架台）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：架台の材料確認

方法：架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-78」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：架台の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-78」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：架台の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：架台の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-78」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：架台の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：架台の固定ボルト（「4. 設計」の「表-78」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：架台の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：架台の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：架台が所定の位置（「4. 設計」の「表-78」の設置場所（番号）、

「図-160」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-78」の固定ボルトの数量、「図-302、図-303」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：架台が所定の位置に配置されていること、架台の固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び架台の固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分析設備（補修用グローブボックス）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：補修用グローブボックス及び架台の材料確認

方法：補修用グローブボックス及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-79(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：補修用グローブボックス及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：補修用グローブボックスの溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-79(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：補修用グローブボックスの溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：補修用グローブボックスの溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-79(1)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：補修用グローブボックスの溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：補修用グローブボックスの配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：補修用グローブボックスが所定の位置（「4. 設計」の「表-79(1)」の設置場所（番号）、「図-162」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-79(1)」の溶

接固定部の数量、「図-304」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：補修用グローブボックスが所定の位置に配置されていること、補修用グローブボックスの溶接固定部の数が所定の数量であること、及び補修用グローブボックスの溶接固定部に有害な傷がないこと。

系統検査(1)：補修用グローブボックスの系統確認

方法：補修用グローブボックスが所定の系統（「4. 設計」の「図-344」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：補修用グローブボックスが所定の系統であること。

気密検査(2)：補修用グローブボックスの気密度確認

方法：補修用グローブボックスの給気弁及び排気弁を閉じた状態（「4. 設計」の「表-79(1)」の気密度、「図-344」）における補修用グローブボックスの気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：補修用グローブボックスの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確

認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分析設備（試料採取用グローブボックス）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：試料採取用グローブボックス及び架台の材料確認

方法：試料採取用グローブボックス及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-79(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックス及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：試料採取用グローブボックスの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-79(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックスの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：試料採取用グローブボックスの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-79(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックスの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：試料採取用グローブボックスの固定ボルト（「4. 設計」の「表-79(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックスの固定ボルトに有害な傷がないこ

と。

据付・外観検査(1)：試料採取用グローブボックスの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：試料採取用グローブボックスが所定の位置（「4. 設計」の「表-79(2)」の設置場所（番号）、「図-161」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-79(2)」の固定ボルトの数量、「図-305」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックスが所定の位置に配置されていること、試料採取用グローブボックスの固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(1)：試料採取用グローブボックスの系統確認

方法：試料採取用グローブボックスが所定の系統（「4. 設計」の「図-343」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックスが所定の系統であること。

気密検査(2)：試料採取用グローブボックスの気密度確認

方法：試料採取用グローブボックスの給気弁及び排気弁を閉じた状態（「4. 設計」の「表-79(2)」の気密度、「図-343」）における試料採取用グローブボックスの気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料採取用グローブボックスの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分析設備（容器搬出ボックス（エアロック室付き））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：容器搬出ボックス及び架台の材料確認

方法：容器搬出ボックス及び架台の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-79(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックス及び架台の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：容器搬出ボックスの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-79(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックスの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：容器搬出ボックスの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-79(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックスの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：容器搬出ボックスの固定ボルト（「4. 設計」の「表-79(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックスの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：容器搬出ボックスの配置確認並びに固定ボルトの数

量及び外観確認

方法：容器搬出ボックスが所定の位置（「4. 設計」の「表-79(3)」の設置場所（番号)、「図-162」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-79(3)」の固定ボルトの数量、「図-306」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックスが所定の位置に配置されていること、容器搬出ボックスの固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(1)：容器搬出ボックスの系統確認

方法：容器搬出ボックスが所定の系統（「4. 設計」の「図-344」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックスが所定の系統であること。

気密検査(2)：容器搬出ボックスの気密度確認

方法：容器搬出ボックスの給気弁及び排気弁を閉じた状態（「4. 設計」の「表-79(3)」の気密度、「図-344」）における容器搬出ボックスの気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：容器搬出ボックスの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分析設備（試料調整用フードA、B及びC）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：試料調整用フードの配置確認及び外観確認

方法：試料調整用フードA、B及びCが所定の位置（「4. 設計」の「表-80」の設置場所（番号）、「図-161、図-307、図-308、図-309」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料調整用フードA、B及びCが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：試料調整用フードの系統確認

方法：試料調整用フードA、B及びCが所定の系統（「4. 設計」の「図-343」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料調整用フードA、B及びCが所定の系統であること。

外観検査(2)：試料調整用フードを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：試料調整用フードA、B及びCを設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-91」のサンプル調整室、「図-161」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料調整用フードA、B及びCを設置する部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：試料調整用フードの開口部の風速確認

方法：試料調整用フードA、B及びCの開口部の風速が所定の値（「4. 設計」の「表-80」の風速）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：試料調整用フードA、B及びCの開口部の風速が所定の値以上で

あること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

分析設備（サンプル移送管用プラグ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：サンプル移送管用プラグ及び遮蔽体の材料確認

方法：サンプル移送管用プラグ及び遮蔽体の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-81」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグ及び遮蔽体の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認

方法：サンプル移送管用プラグの固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-81」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグの固定ボルト及び溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認

方法：サンプル移送管用プラグの固定ボルトの径（呼び径）の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-81」の主要寸法）及び溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-81」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグの固定ボルトの径（呼び径）及び溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であること。

寸法検査(4)：サンプル移送管用プラグの遮蔽体厚さの寸法確認

方法：サンプル移送管用プラグの遮蔽体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-81」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグの遮蔽体の厚さが所定の値以上であること。

据付・外観検査(1)：サンプル移送管用プラグの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認、サンプル移送管用の遮蔽体の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：サンプル移送管用プラグ及び遮蔽体が所定の位置（「4. 設計」の「表-81」の設置場所（番号)、「図-161」）に配置されていること、固定ボルトの本数、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-81」の固定ボルトの数量、溶接固定部の数量、「図-310」）であること、固定ボルト及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグ及び遮蔽体が所定の位置に配置されていること、サンプル移送管用プラグの固定ボルトの本数、溶接固定部の数が所定の数量であること、サンプル移送管用プラグの固定ボルト及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：サンプル移送管用プラグの遮蔽体の配置確認及び外観確認

方法：サンプル移送管用プラグの遮蔽体が所定の位置（「4. 設計」の「表-81」の設置場所（番号)、「図-161、図-310」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグの遮蔽体が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：サンプル移送管用プラグの固定ボルト（「4. 設計」の「表-

81」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグの固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：サンプル移送管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度確認

方法：サンプル移送管用プラグの設置場所にサンプル移送管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-81」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプル移送管用プラグの設置場所にサンプル移送管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-1

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(1)」の主要寸法、床から 2.5m 以上の高さのプラグを検査対象とする。）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(1)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-164、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(1)」の固定ボルトの数量、「図-311」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-2

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(2)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-163、図-164、図-166、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(2)」の固定ボルトの数量、「図-311」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-3

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(3)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-163、図-164、図-166、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(3)」の固定ボルトの数量、「図-311」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-4

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(4)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-165、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(4)」の固定ボルトの数量、「図-311」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-5

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(5)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(5)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-164、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(5)」の固定ボルトの数量、「図-312」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-6

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(6)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(6)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(6)」の主要寸法、床から 2.5m 未満の高さのプラグを検査対象とする。）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(6)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-163、図-164、図-166、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(5)：設置高さの確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「表-82(6)」の設置場所（番号）、床から 2.5m 以上の高さのプラグを検査対象とする、「図-163、図-164、図-166、図-168」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(6)」の固定ボルトの数量、「図-312」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「図-163、図-164、図-166、図-168」）に電気計装用プラグ類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）及び焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-82(6)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）及び焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-7

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(5)：電気計装用プラグ類本体の材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の材料であること。

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電気計装用プラグ類本体の厚さ確認

方法：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-82(7)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(7)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(4)：電気計装用プラグ類本体の配置及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類本体が所定の位置（「4. 設計」の「図-165、図-168」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥がないこと。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(7)」の固定ボルトの数量、「図-312」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「図-165、図-168」）に電気計装用プラグ類を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（「4. 設計」の「表-82(7)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類を据付けた状態における保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-8

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(8)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：設置高さの確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「表-82(8)」の設置場所（番号）、床から 2.5m 以上の高さのプラグを検査対象とする、「図-164、図-167」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の設置場所が、人が容易に接近できない高

所（FL+2.5m 以上）であること。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(8)」の固定ボルトの数量、「図-313」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「図-164、図-167」）に電気計装用プラグ類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）及び前処理セル（分別エリア）の気密度（「4. 設計」の「表-82(8)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）及び前処理セル（分別エリア）の気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

電気計装用プラグ類-9

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(8)：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料確認

方法：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-82(9)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(7)：固定ボルトの寸法確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-82(9)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(4)：固定ボルトの外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：設置高さの確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「表-82(9)」の設置場所（番号）、床から 2.5m 以上の高さのプラグを検査対象とする、「図-164、図-166」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の設置場所が、人が容易に接近できない高

所（FL+2.5m 以上）であること。

据付・外観検査(9)：固定ボルトの数量及び外観確認

方法：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-82(9)」の固定ボルトの数量、「図-313」）であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないこと。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：電気計装用プラグ類の設置場所（「4. 設計」の「図-164、図-166」）に電気計装用プラグ類を据付けた状態における焼却溶融セルの気密度（「4. 設計」の「表-82(9)」の気密度）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気計装用プラグ類を据付けた状態における前処理セル（焼却溶融セルの気密度が 0.1vol%/h 以下であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備の配管類（埋設部）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(4)：配管の集合部の材料確認

方法：配管の集合部が所定の材料（「4. 設計」の「表-84（1/24）～（17/24)」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管の集合部が所定の材料であること。

材料検査(13)：配管の単管部の材料確認

方法：配管の単管部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-84」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管の単管部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：配管の集合部（SUSF316L 若しくは SUSF304）の厚さ確認

方法：配管の集合部（SUSF316L 若しくは SUSF304）の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-84（1/24）～（16/24)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管の集合部（SUSF316L 若しくは SUSF304）の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(3)：配管類の集合部（コンクリート）の厚さの寸法確認

方法：配管の集合部（コンクリート）の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-84（16/24）～（17/24)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管の集合部（コンクリート）の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(10)：配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-84」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管の単管部の耐圧・漏えい確認

方法：配管（「4. 設計」の「表-84（17/24)、(22/24）～（24/24)」の配管類（埋設部）の番号）の単管部に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧、若しくは 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管の単管部に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧、若しくは 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの漏えいがないこと。

据付・外観検査(3)：配管類（埋設部）の配置及び外観確認

方法：配管類（埋設部）が所定の位置（「4. 設計」の「図-169～図-175」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類（埋設部）が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(4)：配管類（埋設部）設置高さの確認

方法：配管類（埋設部）の設置場所（「4. 設計」の「図-169、図-171～175」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-85（36）～（50)、(66)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）の主要材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の寸法確認

方法：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-85（36）～（50)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認

方法：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔、「図-345～図-353」）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

なお、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100mm 以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）の支持間隔が所定の値以下であること。

なお、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100mm 以内であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置確認及び外観確認

方法：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）が所定の位置（「4. 設計」の「表-85（36）～（50）、(66)」、「図-331～図-333、図-336～図-337」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）（「4. 設計」の「表-85（36）～（50）、(66)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（焼却溶融設備の配管類）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

系統検査(2)：配管類の系統確認

方法：セル内に設置する排ガス処理装置をつなぐ配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-331～図-332」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、セル内に設置する排ガス処理装置をつなぐ配管類については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測

定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル内に設置する排ガス処理装置をつなぐ配管類が所定の系統であること。また、セル内に設置する排ガス処理装置をつなぐ配管類については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備　焼却溶融設備の配管類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：配管類の材料確認

方法：焼却溶融設備の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-85（1）～（35)、（51）～（65)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(8)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：焼却溶融設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-85（1）～（35)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(8)：配管類の厚さ（呼び厚さ）確認

方法：焼却溶融設備の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-85（1）～（13)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

寸法検査(9)：配管類の支持間隔確認

方法：焼却溶融設備の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類の支持間隔が所定の値であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：焼却溶融設備の配管類（「4. 設計」の「表-85（1）～（13)、（51）～（52)」の配管類の番号）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(10)：配管類の配置及び外観確認

方法：焼却溶融設備の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-331～図-337」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：焼却溶融設備の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-85（1）～（35)、(51）～（65)」、「図-331～図-337」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融設備の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備　固体系処理設備の配管類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：配管類の材料確認

方法：固体系処理設備の配管類の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-86（1）～（13)、(32）～（41)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体系処理設備の配管類の主要材料が所定の材料であること。

寸法検査(8)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：固体系処理設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-86（1）～（13)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体系処理設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(9)：配管類の支持間隔確認

方法：固体系処理設備の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体系処理設備の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(10)：配管類の配置及び外観確認

方法：固体系処理設備の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-338～図-341」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体系処理設備の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：固体系処理設備の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-86（1）～（13)、(32）～（41)」、「図-338～図-341」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体系処理設備の配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-86（14）～（31)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）の主要材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の寸法確認

方法：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-86（14）～（31)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認

方法：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔、「図-345～図-353」）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

なお、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100mm 以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）の支持間隔が所定の値以下であること。

なお、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100mm 以内であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置確認及び外観確認

方法：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）が所定の位置（「4. 設計」の「図-338～図-341」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（固体系処理設備の配管類）が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の配管類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：配管類の材料確認

方法：廃樹脂乾燥設備の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-87（1）～（14)、(17）～（21)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥設備の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(8)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：廃樹脂乾燥設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-87（1）～（14)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(9)：配管類の支持間隔確認

方法：廃樹脂乾燥設備の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥設備の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：廃樹脂乾燥設備の配管類（「4. 設計」の「表-87（1）～（7)、(17）～（19)」の配管類の番号）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥設備の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又

は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(10)：配管類の配置及び外観確認

方法：廃樹脂乾燥設備の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-87（1）～（14)、(17)～(21)」の設置場所（番号)、「図-342」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥設備の配管類が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：廃樹脂乾燥設備の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-87（1）～（14)、(17)～(21)」、「図-342」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃樹脂乾燥設備の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-87（15）～（16)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）の主要材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の寸法確認

方法：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-87（15）～（16)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認

方法：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置確認及び外観確認

方法：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）が所定の位置（「4. 設計」の「表-87（15）～（16）の設置場所、図-

342」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の配管類（廃樹脂乾燥設備の配管類）が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備　分析設備の配管類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：配管類の材料確認

方法：分析設備の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-88（1）～（7)、(9）～（12)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分析設備の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(8)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：分析設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-88（1）～（6)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分析設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(9)：配管類の支持間隔確認

方法：分析設備の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-89」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分析設備の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：分析設備の配管類（「4. 設計」の「表-88（1)、(7)、(9)」の配管類の番号）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分析設備の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25

倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(10)：配管類の配置確認及び外観確認

方法：分析設備の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-88（1）～（12）の設置場所、図-343～図-344」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分析設備の配管類が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：分析設備の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-88（1）～（12)」、「図-343～図-344」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：分析設備の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

減容処理設備の電線管

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(9)：電線管の材料確認

方法：減容処理設備の電線管が所定の材料（「4. 設計」の「表-90 (1)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の電線管が所定の材料であること。

寸法検査(8)：電線管の外径確認

方法：減容処理設備の電線管の外径が所定の値（「4. 設計」の「表-90 (1)」の外径）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の電線管の外径が所定の値であること。

寸法検査(9)：電線管の支持間隔確認

方法：減容処理設備の電線管の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-90 (2)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の電線管の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(10)：電線管の配置及び外観確認

方法：減容処理設備の電線管が所定の位置（「4. 設計」の「表-90 の (1)」、「図-176」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

最大受入れ能力（廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室及び廃棄物受払室）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

該当なし。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

最大受入れ能力検査(1)：廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室及び廃棄物受払室の最大受入れ能力の確認

方法：減容処理設備の廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室の最大受入れ能力が所定の値（「4. 設計」の「表-93」、「図-177～図-178」）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：減容処理設備の廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室の最大受入れ能力が所定の値であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

線量インターロック

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：線量インターロックの配置及び外観確認

方法：線量インターロックが所定の位置（「4. 設計」の「図-179～図-181」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：線量インターロックが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(1)：線量インターロックの作動確認

方法：線量インターロックに模擬信号を入力し、規定値（「4. 設計」の「表-94（1)」の規定値）以下のときのみ、遮蔽扉又は天井ポートの開閉ができることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：線量インターロックに模擬信号を入力し、規定値以下のときのみ、遮蔽扉又は天井ポートの開閉ができること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機

能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

機械的ロック機構

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：機械的ロック機構の配置及び外観確認

方法：機械的ロック機構が所定の位置（「4. 設計」の「図-182」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：機械的ロック機構が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(2)：機械的ロック機構の作動確認

方法：機械的ロック機構（「4. 設計」の「表-94（2)」の機能）が正常に作動することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：機械的ロック機構が正常に作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（1/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	固体廃棄物減容処理施設建家（減容処理設備（搬出入室、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室、サンプリング室及びサンプル調整室）並びに固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（廃液処理室(2)））	固体廃棄物減容処理施設に受け入れる放射性廃棄物の取扱いは、その線量率に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う。また、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計としている。 材料検査(2)は、コンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）が試験検査成績書等により所定の材料であることを確認する。 なお、重量コンクリートの骨材の粒度、粗粒率、微粒分量等については試し練りにより定めた規格値を満足することを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-7 参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（2/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	固体廃棄物減容処理施設建家（減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽）	材料検査(3)は、遮蔽上必要な箇所に使用するコンクリートの密度が乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により所定の値以上であることを確認する。 構造検査(4)は、コンクリートの各部材の打ち上がり寸法が測定又は試験検査成績書等により所定の値以上であることを確認する。	材料検査(3) 構造検査(4)	表-8 参照 工事フロー図図-358 表-18 参照 工事フロー図図-358
	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設建家	固体廃棄物減容処理施設建家は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上の重要度に応じて、B クラスの施設として設計している。 材料検査(1)は、杭、鉄筋及び鉄骨の材料が材料検査証明書又は試験検査成績書等により所定の材料であることを確認する。 杭支持力検査は、杭支持力が打込み時の杭打ち試験により所定の値以上であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 杭支持力検査	表-6 参照 工事フロー図図-358 表-9 参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99*1　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（3/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設建家	構造検査(1)は、鉄筋の径（呼び径）があらかじめ呼び径を確認した鉄筋との対比により所定の呼び径であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の本数又は間隔が目視、測定又は試験検査成績書等により所定の本数又は間隔であることを確認する。鉄筋の継手長さ及び定着長さが測定又は試験検査成績書等により所定の値以上であることを確認する。鉄筋と型枠とのかぶり厚さが測定又は試験検査成績書等により所定の値以上であることを確認する。	構造検査(1)	表-2～表-5、表-10～表-13、図-15～図-107、図-109参照 工事フロー図図-358
					材料検査(2)は、コンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）が試験検査成績書等により所定の材料であることを確認する。 なお、重量コンクリートの骨材の粒度、粗粒率、微粒分量等については試し練りにより定めた規格値を満足することを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-7 参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（4/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設建家	構造検査(2)は、型枠寸法が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。	構造検査(2)	表-2～表-5、表-14、図-15～図-107、図-109参照 工事フロー図図-358
					構造検査(3)は、所定の鉄骨が目視又は試験検査成績書等により図面のとおりに組み立てられていることを確認する。	構造検査(3)	図-34、図-108参照 工事フロー図図-358
					強度検査は、コンクリートがJIS A 1108で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であることを試験検査成績書等により確認する。	強度検査	表-15～表-17参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99*1　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（5/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設建家	外観検査(1)は、固体廃棄物減容処理施設建家が図面のとおりに建設されていることを目視により確認するとともに、セル又は部屋が図面のとおりに配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	図-2～図-14参照 工事フロー図図-358
					構造検査(5)は、構造検査(2)で確認する型枠寸法、測定したコンクリートの密度及び図面から算出した鉄筋重量を用いて求めた単位体積重量の各階ごとの平均が、構造計算で用いた鉄筋コンクリートの単位体積重量以下であることを試験検査成績書等により確認する。	構造検査(5)	表-19参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（6/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（7/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅳ	主要な特定廃棄物管理施設の外部からの衝撃による損傷の防止（第四条）	外部からの衝撃による損傷の防止（第八条）	固体廃棄物減容処理施設建家	固体廃棄物減容処理施設では、外部からの衝撃により安全性を損なうことのない設計としている。 材料検査(2)は、コンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）が試験検査成績書等により所定の材料であることを確認する。 構造検査(6)は、外部に面する壁(1階)及び床スラブの寸法が試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。	材料検査(2) 構造検査(6)	表-7 参照 工事フロー図 図-358 表-95、図-20、図-22～図-23、図-37 参照 工事フロー図 図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（8/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅳ	主要な特定廃棄物管理施設の外部からの衝撃による損傷の防止（第四条）	外部からの衝撃による損傷の防止（第八条）	固体廃棄物減容処理施設建家	強度検査は、コンクリートが JIS A1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であることを試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査は、固体廃棄物減容処理施設建家の 1 階の外部に面する建具が所定の位置に配置されていること並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	強度検査 据付・外観検査	表-15～表-17 参照 工事フロー図図-358 表-96、図-5 参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99[*1]　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（9/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤（第五条）	固体廃棄物減容処理施設建家	固体廃棄物減容処理施設建家の基礎設計は、建家の構造、常時接地圧、耐震設計上の重要度分類を考慮して支持地盤及び基礎形式を選定している。 杭支持力検査は、杭支持力が打込み時の杭打ち試験により所定の値以上であることを試験検査成績書等により確認する。	杭支持力検査	表-9 参照 工事フロー図 図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99*1　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（10/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止（第九条）	固体廃棄物減容処理施設建家	固体廃棄物減容処理施設では、障壁として管理区域境界の扉及び壁により人の不法な侵入を防止する設計としている。 外観検査(3)は、固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域境界の扉及び壁の外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(3)	表-97、図-4～図-7、図-13～図-14 参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-99*1　固体廃棄物減容処理施設建家に係る工事の方法等（11/11）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射性廃棄物による汚染の防止（第十九条）	固体廃棄物減容処理施設建家	固体廃棄物減容処理施設では、人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分で汚染が生じても除去しやすいものとするため、人が触れるおそれがあるものの表面は合成樹脂塗料等で仕上げる設計としている。 外観検査(2)は、固体廃棄物減容処理施設建家の管理区域の各部屋のうち塗装等で仕上げるべき床及び壁が、容易に汚染の除去できる仕上げであることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2)	表-20、図-4～図-7、図-13、図-14参照 工事フロー図図-358

注記　*1：本表は、区分欄に記載の廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備のほか、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他廃棄物管理設備の附属施設にも適用する。

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（1/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	遮蔽窓（搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール）	減容処理設備に受け入れる放射性廃棄物の取扱いは、その線量率に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う。また、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計としている。遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じる設計としている。 材料検査(1)は、遮蔽窓の遮蔽ガラスの密度が所定の値以上であることを試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(1)は、遮蔽ガラスの厚さが所定の値以上であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 寸法検査(1)	表-23 参照 工事フロー図 図-360 表-23 参照 工事フロー図 図-360

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（2/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	遮蔽窓（搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール）	据付・外観検査(1)は、遮蔽ガラスが所定の位置に配置されていること、遮蔽ガラスに有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	図-125～図-131、図-183～図-184 参照 工事フロー図 図-360
				遮蔽扉	材料検査(1)は、遮蔽扉本体及び気密板が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 材料検査(2)は、遮蔽扉本体のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 材料検査(2)	表-25 参照 工事フロー図 図-361 表-25、表-29 参照 工事フロー図 図-361

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（3/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	遮蔽扉	材料検査(3)は、遮蔽扉本体のコンクリートの密度が所定の値以上であることを乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3)	表-25 参照 工事フロー図 図-361
					寸法検査(1)は、遮蔽扉本体、遮蔽扉本体の鋼材及び気密板又は気密扉の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-25 参照 工事フロー図 図-361
					据付・外観検査(1)は、遮蔽扉本体のコンクリートに有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-25、図-187 参照 工事フロー図 図-361
					据付・外観検査(2)は、遮蔽扉本体及び気密板又は気密扉が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-25、図-132～図-134、図-185～図-189 参照 工事フロー図 図-361

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（4/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	ポート	材料検査(1)は、シャッター本体及び気密板が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(1)は、シャッター本体及び気密板の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(1)は、シャッター本体及び気密板が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 寸法検査(1) 据付・外観検査(1)	表-30 参照 工事フロー図 図-363 表-30 参照 工事フロー図 図-363 表-30、図-137、図-193～図-196 参照 工事フロー図 図-363
				ハッチ	材料検査(2)は、ハッチ本体の鋼材が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-31 参照 工事フロー図 図-364

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（5/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	ハッチ	材料検査(3)は、ハッチ本体のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3)	表-31～表-32 参照 工事フロー図図-364
					材料検査(4)は、ハッチ本体のコンクリートの密度が所定の値以上であることを乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(4)	表-31 参照 工事フロー図図-364
					寸法検査(2)は、ハッチ本体及び鋼材の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-31 参照 工事フロー図図-364
					据付・外観検査(2)は、ハッチ本体のコンクリート表面に有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-31、図-197 参照 工事フロー図図-364

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（6/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	ハッチ	据付・外観検査(3)は、ハッチ本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-31、図-138～図-139、図-197～図-199参照 工事フロー図図-364
				マニプレータ用プラグ（焼却溶融セル）	据付・外観検査(2)は、マニプレータ用プラグの設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-33、図-140、図-144 参照 工事フロー図図-365

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（7/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	マニプレータ（搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール）	据付・外観検査(3)は、マニプレータ（スルーウォールチューブ）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-34、図-141～図-143、図-145～図-146 参照 工事フロー図図-366
				廃棄物搬出入ピット（搬出入室）	材料検査(1)は、廃棄物搬出入ピットの鋼材及びピット蓋が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 材料検査(2)は、廃棄物搬出入ピットのコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 材料検査(2)	表-40 参照 工事フロー図図-370 表-41 参照 工事フロー図図-370

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（8/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	廃棄物搬出入ピット（搬出入室）	材料検査(3)は、廃棄物搬出入ピットのコンクリートの密度が所定の値以上であることを乾燥単位容積質量試験又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3)	表-42 参照 工事フロー図図-370
					寸法検査(1)は、廃棄物搬出入ピットの鋼材及びピット蓋の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-40 参照 工事フロー図図-370
					寸法検査(2)は、廃棄物搬出入ピットのコンクリートの厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-40 参照 工事フロー図図-370
					据付・外観検査(1)は、廃棄物搬出入ピットが所定の位置に配置されていること、廃棄物搬出入ピットに有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-39、図-151、図-208 参照 工事フロー図図-370

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（9/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	別表１に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-60～表-61参照 工事フロー図図-374
					寸法検査(4)は、遮蔽体の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(4)	表-60～表-61参照 工事フロー図図-374
					据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-60～表-61、図-154、図-248～図-249 参照 工事フロー図図-374

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（10/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	別表４に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-81 参照 工事フロー図 図-379
					寸法検査(4)は、遮蔽体の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(4)	表-81 参照 工事フロー図 図-379
					据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-81、図-161、図-310 参照 工事フロー図 図-379

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（11/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	電気計装用プラグ類	材料検査(5)は、電気計装用プラグ類本体が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(5)	表-82 参照 工事フロー図図-380
					寸法検査(3)は、電気計装用プラグ類本体の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(3)	表-82 参照（床から2.5m 未満の高さのプラグを検査対象とする。） 工事フロー図図-380
					据付・外観検査(4)は、電気計装用プラグ類本体が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(4)	表-82、図-163～図-168 参照 工事フロー図図-380

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（12/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	電気計装用プラグ類	据付・外観検査(5)は、電気計装用プラグ類の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(5)	表-82（床から2.5m 以上の高さのプラグを検査対象とする。）図-163～図-164、図-166～図-168 参照 工事フロー図図-380、図-381
				減容処理設備の配管類（埋設部）	材料検査(4)は、配管の集合部が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(4)	表-84 の（1/24）～（17/24）参照 工事フロー図図-382

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（13/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	減容処理設備の配管類（埋設部）	寸法検査(2)は、配管の集合部（SUSF316L 若しくは SUSF304）の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-84 の（1/24）～（16/24）参照 工事フロー図図-382
					寸法検査(3)は、配管の集合部（コンクリート）の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(3)	表-84 の（16/24）～（17/24）参照 工事フロー図図-382

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（14/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	減容処理設備の配管類（埋設部）	据付・外観検査(3)は、配管類（埋設部）が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-84 の（1/24）～（17/24）、図-169～図-173、図-175、図-314～図-324、図-328～図-329 参照 工事フロー図 図-382
					据付・外観検査(4)は、配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(4)	表-84 の（18/24）～（23/24）、図-169、図-171～図-175、図-325～図-327、図-330 参照 工事フロー図 図-382

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（15/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	線量インターロック及び機械的ロック機構	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、放射線業務従事者が廃棄物の搬入又は設備の保守のために搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、焼却溶融セル及び保守ホールに立ち入る際の不要な被ばく及び誤操作による被ばくを防止するために線量インターロック又は機械的ロック機構を設ける設計としている。 据付・外観検査(2)は、線量インターロック及び機械的ロック機構が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。 作動検査(1)は、線量インターロックに模擬信号を入力し、規定値以下のときのみ、遮蔽扉又は天井ポートの開閉ができることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2) 作動検査(1)	表-94、図-179～図-182参照 工事フロー図図-385 表-94の(1)参照 工事フロー図図-385

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（16/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	線量インターロック及び機械的ロック機構	作動検査(2)は、機械的ロック機構が正常に作動することを目視又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(2)	表-94の(2)参照 工事フロー図図-385

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（17/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	遮蔽窓（搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の主要な機器の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上の重要度に応じて、B クラス又は C クラスで設計している。 材料検査(2)は、遮蔽窓の固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(2)は、固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(4)は、固定ボルトの本数が所定の数量であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2) 寸法検査(2) 据付・外観検査(4)	表-24 参照 工事フロー図図-360 表-24 参照 工事フロー図図-360 図-183～図-184 参照 工事フロー図図-360

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（18/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	遮蔽扉	材料検査(1)は、遮蔽扉の遮蔽扉本体、気密扉及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-25 参照 工事フロー図 図-361
					寸法検査(4)は、遮蔽扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(4)	表-25 参照 工事フロー図 図-361
					外観検査(1)は、遮蔽扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-25 参照 工事フロー図 図-361
					据付・外観検査(5)は、遮蔽扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(5)	表-25、図-185～図-189 参照 工事フロー図 図-361

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（19/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	分別エリア入口扉、分別エリア出口扉及びホール出入室扉	材料検査(5)は、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉の扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(5)	表-26～表-28 参照 工事フロー図図-362
					寸法検査(5)は、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉及びホール出入室扉の主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(5)	表-26～表-28 参照 工事フロー図図-362
					外観検査(2)は、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉及びホール出入室扉の主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2)	表-26～表-28 参照 工事フロー図図-362
					据付・外観検査(6)は、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉及びホール出入室扉の主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(6)	表-26～表-28、図-190～図-192 参照 工事フロー図図-362

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（20/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ポート	材料検査(1)は、シャッター本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-30 参照 工事フロー図 図-363
					寸法検査(4)は、ポートの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(4)	表-30 参照 工事フロー図 図-363
					外観検査(1)は、ポートの主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-30 参照 工事フロー図 図-363
					据付・外観検査(6)は、ポートの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(6)	表-30、図-193～図-196 参照 工事フロー図 図-363

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（21/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ハッチ	材料検査(2)は、ハッチ本体の鋼材及び主要な固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-31 参照 工事フロー図図-364
					寸法検査(5)は、ハッチの主要な固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(5)	表-31 参照 工事フロー図図-364
					外観検査(2)は、ハッチの主要な固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2)	表-31 参照 工事フロー図図-364
					据付・外観検査(7)は、ハッチの主要な固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(7)	表-31、図-197～図-199 参照 工事フロー図図-364

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（22/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	マニプレータ用プラグ（焼却溶融セル）	材料検査(3)は、マニプレータ用プラグの固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(3)は、固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(5)は、固定ボルトの本数が所定の数量であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3) 寸法検査(3) 据付・外観検査(5)	表-35 参照 工事フロー図 図-365 表-35 参照 工事フロー図 図-365 図-200 参照 工事フロー図 図-365

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（23/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	マニプレータ（搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール）	材料検査(4)は、マニプレータ（スルーウォールチューブ）の固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(4)は、固定ボルトの径（呼び径）及び長さ（呼び長さ）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(6)は、固定ボルトの本数が所定の数量であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(4) 寸法検査(4) 据付・外観検査(6)	表-35 参照 工事フロー図図-366 表-35 参照 工事フロー図図-366 図-201 参照 工事フロー図図-366

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（24/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	パワーマニプレータ付クレーン	材料検査(6)は、パワーマニプレータ付クレーンの走行レール、トロリレール、ガーダ及びキャリッジ転倒防止金具の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(6)	表-36 参照 工事フロー図 図-367
					材料検査(7)は、焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(7)	表-36 参照 工事フロー図 図-367
					材料検査(8)は、パワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(8)	表-36 参照 工事フロー図 図-367
					寸法検査(6)は、焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトの円筒部の径が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(6)	表-36 参照 工事フロー図 図-367

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（25/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	パワーマニプレータ付クレーン	外観検査(3)は、焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(3)	表-36 参照 工事フロー図 図-367
					寸法検査(7)は、パワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(7)	表-36 参照 工事フロー図 図-367
					外観検査(4)は、パワーマニプレータ付クレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(4)	表-36 参照 工事フロー図 図-367
					据付・外観検査(7)は、パワーマニプレータ付クレーンのキャリッジ転倒防止金具固定ボルト及び走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(7)	表-36、図-202～図-203 参照 工事フロー図 図-367

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（26/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	クレーン	材料検査(9)は、クレーンの走行レール及びガーダの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(9)	表-37 参照 工事フロー図 図-368
					材料検査(10)は、クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(10)	表-37 参照 工事フロー図 図-368
					寸法検査(8)は、クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(8)	表-37 参照 工事フロー図 図-368
					外観検査(5)は、クレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(5)	表-37 参照 工事フロー図 図-368

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（27/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	クレーン	据付・外観検査(8)は、クレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(8)	表-37、図-204～図-206 参照 工事フロー図図-368
				サービスエリアクレーン	材料検査(6)は、サービスエリアクレーンのガーダ及び走行レールの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(6)	表-38 参照 工事フロー図図-369
					材料検査(7)は、サービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(7)	表-38 参照 工事フロー図図-369
					寸法検査(6)は、サービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(6)	表-38 参照 工事フロー図図-369

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（28/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	サービスエリアクレーン	外観検査(3)は、サービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(8)は、サービスエリアクレーンの走行レール取付金具固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(3) 据付・外観検査(8)	表-38 参照 工事フロー図 図-369 表-38、図-207 参照 工事フロー図 図-369
				廃棄物搬出入ピット（搬出入室）	材料検査(1)は、廃棄物搬出入ピットの鋼材及びピット孔が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 材料検査(2)は、廃棄物搬出入ピットのコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 材料検査(2)	表-40 参照 工事フロー図 図-370 表-41 参照 工事フロー図 図-370

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（29/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	廃棄物搬出入ピット（搬出入室）	寸法検査(1)は、廃棄物搬出入ピットの鋼材の厚さ並びにピット孔の最小肉厚部の内径及び厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 強度検査(1)は、コンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であることを試験又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(2)は、廃棄物搬出入ピットが床のくぼみ（凹部）に設置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1) 強度検査(1) 据付・外観検査(2)	表-40 参照 工事フロー図 図-370 表-43～表-45 参照 工事フロー図 図-370 表-39、図-152 参照 工事フロー図 図-370

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（30/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	エアラインスーツ設備	材料検査(11)は、チャンバ本体の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(11)	表-46 参照 工事フロー図 図-371
					材料検査(12)は、固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(12)	表-46 参照 工事フロー図 図-371
					寸法検査(9)は、固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(9)	表-46 参照 工事フロー図 図-371
					外観検査(6)は、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(6)	表-46 参照 工事フロー図 図-371
					据付・外観検査(9)は、チャンバ本体の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(9)	表-46、図-209 参照 工事フロー図 図-371

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（31/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表１に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-47～ 表-62、 表-64～ 表-65参照 工事フロー図 図-372～ 図-375
					材料検査(2)は、対象部品の固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-47～ 表-62、 表-64～ 表-65 参照 工事フロー図 図-372～ 図-375
					寸法検査(1)は、対象部品の車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ボルトの径（呼び径）、固定ピンの径、溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-47～ 表-62、 表-64～ 表-65参照 工事フロー図 図-372～ 図-375

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（32/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表１に示す。	外観検査(1)は、対象部品の車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト又は固定ピンに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-47～表-48、表-50～表-56、表-59～表-62、表-64～表-65 参照 工事フロー図図-372～図-375

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（33/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表１に示す。	据付・外観検査(1)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、車輪（つば付き）の数、固定ボルト、固定ピンの本数又は溶接固定部の数が所定の数量であること、及び車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-47～表-62、表-64～表-65、図-154～図-155、図-210～図-251、図-253～図-255 参照 工事フロー図図-372～図-375
					据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-63、図-154 参照 工事フロー図図-375

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（34/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表２に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-67～表-73、表-75～表-76 参照 工事フロー図図-376
					材料検査(2)は、対象部品の固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-67～表-73、表-75～表-76参照 工事フロー図図-376
					寸法検査(1)は、対象部品の車輪（つば付き）のつば部厚さ、固定ボルトの径（呼び径）、固定ピンの径及び溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-67～表-73、表-75～表-76 参照 工事フロー図図-376

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（35/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表２に示す。	外観検査(1)は、対象部品の車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト又は固定ピンに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(1)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピンの本数又は溶接固定部の数が所定の数量であること、及び車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1) 据付・外観検査(1)	表-67、表-69～表-73、表-76 の(1)参照 工事フロー図図-376 表-67～表-73、表-75～表-76、図-156～図-158、図-256～図-283、図-285～図-287 参照 工事フロー図図-376

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（36/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表２に示す。	据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-74、図-156、図-158 参照 工事フロー図図-376

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（37/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表３に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-77～表-78参照 工事フロー図図-377～図-378
					材料検査(2)は、対象部品の固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-77の(1)～(13)、表-78参照 工事フロー図図-377
					寸法検査(1)は、対象部品の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-77の(1)～(13)、表-78参照 工事フロー図図-377

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（38/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表３に示す。	外観検査(1)は、対象部品の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(1)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1) 据付・外観検査(1)	表-77の(1)～(13)、表-78参照 工事フロー図図-377 表-77の(1)～(13)、表-78、図-159～図-160、図-288～図-300、図-302～図-303、図-342参照 工事フロー図図-377

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（39/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表３に示す。	据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-77の(14)、図-160、図-301参照 工事フロー図図-378

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（40/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表４に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-79、表-81参照 工事フロー図図-379
					材料検査(2)は、対象部品の固定ボルト又は溶接固定部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-79、表-81参照 工事フロー図図-379
					寸法検査(1)は、対象部品の固定ボルトの径（呼び径）又は溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-79、表-81参照 工事フロー図図-379
					外観検査(1)は、対象部品の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-79の(2)、(3)、表-81参照 工事フロー図図-379

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（41/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表４に示す。	据付・外観検査(1)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び固定ボルト又は溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-79、表-81、図-161～図-162、図-304～図-306、図-310 参照 工事フロー図図-379
					据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-80、図-161、図-307～図-309 参照 工事フロー図図-379

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（42/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	電気計装用プラグ類	材料検査(8)は、電気計装用プラグ類本体及び固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(8)	表-82 参照 工事フロー図 図-380、図-381
					寸法検査(7)は、電気計装用プラグ類の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(7)	表-82 参照 工事フロー図 図-380、図-381
					外観検査(4)は、電気計装用プラグ類の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(4)	表-82 参照 工事フロー図 図-380、図-381
					据付・外観検査(9)は、電気計装用プラグ類の固定ボルトの本数が所定の数量であること、固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(9)	表-82、図-311～図-313 参照 工事フロー図 図-380、図-381

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（43/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	減容処理設備の配管類（埋設部）	材料検査(13)は、配管の単管部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(10)は、配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(13) 寸法検査(10)	表-84 参照 工事フロー図 図-382 表-84 参照 工事フロー図 図-382

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（44/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	減容処理設備の配管類	材料検査(9)は、配管類が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(9)	表-85 の(1)～(35)、(51)～(65)、表-86 の(1)～(13)、(32)～(41)、表-87 の(1)～(14)、(17)～(21)、表-88 の(1)～(6)、(9)～(12)参照 工事フロー図図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（45/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	減容処理設備の配管類	寸法検査(8)は、配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(8)	表-85 の(1)～(35)、表-86 の(1)～(13)、表-87 の(1)～(14)、表-88 の(1)～(6)参照 工事フロー図図-383
					寸法検査(9)は、配管類の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(9)	表-89 参照 工事フロー図図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（46/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	減容処理設備の配管類	据付・外観検査(10)は、配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(10)	表-85 の(1)～(35)、(51)～(65)、表-86 の(1)～(13)、(32)～(41)、表-87 の(1)～(14)、(17)～(21)、表-88 の(1)～(12)、図-331～図-344 参照 工事フロー図図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（47/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表５に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-85 の(36)～(50)、(66)、表-86 の(14)～(31)、表-87 の(15)～(16)参照 工事フロー図図-375～図-376、図-378
					寸法検査(1)は、配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-85 の(36)～(50)、表-86 の(14)～(31)、表-87 の(15)～(16)参照 工事フロー図図-375～図-376、図-378

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（48/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表５に示す。	寸法検査(3)は、配管類の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。なお、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(3)	表-89、図-345～図-353 参照 工事フロー図図-375～図-376、図-378

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（49/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	別表５に示す。	据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-85 の(36)～(50)、(66)、表-86 の(14)～(31)、表-87 の(15)～(16)、図-331～図-333、図-336～図-337、図-338～図-341、図-342 参照 工事フロー図図-375～図-376、図-378

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（50/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	電線管	材料検査(9)は、電線管が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(9)	表-90の(1)参照 工事フロー図図-384
					寸法検査(8)は、電線管の外径が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(8)	表-90の(1)参照 工事フロー図図-384
					寸法検査(9)は、電線管の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(9)	表-90の(2)参照 工事フロー図図-384
					据付・外観検査(10)は、電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(10)	表-90の(1)、図-176参照 工事フロー図図-384

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（51/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	線量インターロック及び機械的ロック機構	据付・外観検査(2)は、線量インターロック及び機械的ロック機構が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-94、図-179～図-182 参照 工事フロー図図-385

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（52/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	別表１に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、主要な容器及び管のうち施設の安全性を確保する上で重要なものは、「発電用原子力設備規格（JSME）」を参考に、使用条件を考慮した材料及び構造とする。また、主要な容器及び管のうち施設の安全性を確保する上で重要なものは、最高使用圧力に十分耐え、著しい漏えいがない設計としている。 材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-50の(5)～(7)、(9)～(10)、(13)～(14)、(17)～(18)参照 工事フロー図図-372～図-373

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（53/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	別表１に示す。	寸法検査(2)は、対象部品の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-50の(5)～(7)、(9)～(10)、(13)～(14)、(17)～(18)、図-223～図-225、図-227～図-228、図-231～図-232、図-235～図-236参照 工事フロー図図-372～図-373

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（54/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	別表１に示す。	耐圧・漏えい検査(1)は、対象部品に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-50の(5)～(7)、(9)～(10)、(13)～(14)、(17)～(18)参照 工事フロー図図-372～図-373
					耐圧・漏えい検査(2)は、対象部品を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(2)	表-50の(6)～(8)、(14)、(17)～(18)、図-331～図-337参照 工事フロー図図-372～図-373

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（55/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	別表３に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-77の(2)～(3)、(12)～(14)参照 工事フロー図図-377～図-378
					寸法検査(2)は、対象部品の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-77の(2)～(3)、(12)～(14)、図-289～図-290、図-299～図-301参照 工事フロー図図-377～図-378

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（56/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	別表３に示す。	耐圧・漏えい検査(1)は、対象部品に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは 1.25 倍以上の気圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-77 の(2)～(3)、(12)～(14)、図-289～図-290、図-299～図-301 参照 工事フロー図図-377～図-378
					耐圧・漏えい検査(2)は、対象部品を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(2)	表-77 の(2)～(3)、(12)～(14)、図-289～図-290、図-299～図-301 参照 工事フロー図図-377～図-378

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（57/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	減容処理設備の配管類（埋設部）	材料検査(13)は、配管の単管部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(13)	表-84の(17/24)、(22/24)～(24/24)参照 工事フロー図図-382
					寸法検査(10)は、配管の単管部の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(10)	表-84の(17/24)、(22/24)～(24/24)参照 工事フロー図図-382
					耐圧・漏えい検査(1)は、配管の単管部に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧若しくは1.25倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-84の(17/24)、(22/24)～(24/24)参照 工事フロー図図-382

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（58/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	減容処理設備の配管類	材料検査(9)は、配管類が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(9)	表-85 の(1)～(13)、(51)～(52)、表-87 の(1)～(7)、(17)～(19)、表-88 の(1)、(7)、(9)参照 工事フロー図図-383
					寸法検査(8)は、配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(8)	表-85 の(1)～(13)、表-87 の(1)～(7)、表-88 の(1)、(7)参照 工事フロー図図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（59/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	減容処理設備の配管類	耐圧・漏えい検査(1)は、配管類に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧又は1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-85 の(1)～(13)、(51)～(52)、表-87 の(1)～(7)、(17)～(19)、表-88 の(1)、(7)、(9)参照 工事フロー図図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（60/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	別表５に示す。	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-85 の(36)～(50)、(66)参照 工事フロー図図-375
					寸法検査(1)は、配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-85 の(36)～(50)参照 工事フロー図図-375
					耐圧・漏えい検査(1)は、配管類に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧又は1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-85 の(36)～(50)、(66)参照 工事フロー図図-375

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（61/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	別表１に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四条に基づくとともに、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」を参考に、高温となる焼却溶融炉及び２次燃焼器の近傍は、原則として可燃性の物及び電気ケーブルを配置しない設計としている。 なお、やむを得ず、電気ケーブルを配置する場合は、金属製の保護管又は金属製のカバー内を配線する設計としている。 据付・外観検査(2)は、焼却溶融炉及び２次燃焼器の近傍の電気ケーブルが金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	図-154 参照 工事フロー図 図-372

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（62/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	ステンレスライニング	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。 材料検査(14)は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室のステンレスライニングの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(14)	表-21 参照 工事フロー図図-359

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（63/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	ステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉、ポート、ハッチ、マニプレータ用プラグ、マニプレータ、エアラインスーツ設備、電気計測用プラグ類及び配管類（別表-5の配管類、並びに配管類（埋設部）を除く。）	気密検査(1)は、ステンレスライニング、遮蔽窓、遮蔽扉、分別エリア入口扉、分別エリア出口扉、ホール出入室扉、ポート、ハッチ及びエアラインスーツ設備を据付けた状態、マニプレータ用プラグの設置場所に気密蓋又はマニプレータ用プラグ、マニプレータの設置場所に気密蓋又はスルーウォールチューブ（型式製品）、電気計装用プラグ類の設置場所に気密蓋又は電気計装用プラグ類、配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。	気密検査(1)	気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）のステンレスライニング、遮蔽扉、天井ポート、ハッチ等の気密検査時に合わせて確認する。 工事フロー図 図-359～ 図-366、 図-371、 図-380～ 図-381、 図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（64/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表１に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、液体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。 系統検査(1)は、対象部品が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	図-331～図-337参照 工事フロー図図-373

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（65/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表１に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。 気密検査(1)は、高周波電源ケーブル用プラグ及び排ガス配管用プラグの設置場所に高周波電源ケーブル用プラグ及び排ガス配管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。	気密検査(1)	気密度の確認は、焼却溶融セルの各設備の据付完了後に実施する。 工事フロー図 図-374

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（66/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表１に示す。	焼却溶融炉、セル内に設置する排ガス処理装置及び配管類は、負圧維持を行い、機器内部の空気がその外部に流れ難い設計としている。 系統検査(2)は、焼却溶融炉及び排ガス処理装置が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、焼却溶融炉については焼却溶融セルより炉内圧力が深いこと、セル内に設置する排ガス処理装置については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測定又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(2)	図-331～図-332参照 工事フロー図図-372

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（67/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表１に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難い仕上げとしている。また、液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設ける設計としている。 外観検査(2)は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2)	表-91、 図-154～ 図-155参照 工事フロー図 図-372～ 図-373

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（68/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表１に示す。	据付・外観検査(3)は、堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-50の(6)～(7)、(14)、(17)～(18)、(20)、表-91～表-92、図-155参照 工事フロー図図-372～図-373
					容量検査(1)は、堰の容量が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	容量検査(1)	表-50の(6)～(7)、(14)、(17)～(18)、(20)、表-91～表-92、図-155 参照 工事フロー図図-372～図-373

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（69/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表２に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の主要な機器は、給気及び排気量を調整することにより、外部へ汚染された空気が流れ難い設計としている。 系統検査(1)は、対象部品が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。 機能検査(1)は、フード類の開口部の風速が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1) 機能検査(1)	表-74 図-338、 図-340～ 図-341 参照 工事フロー図 図-376 表-74 参照 工事フロー図 図-376

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（70/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表３に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、液体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。 系統検査(1)は、対象部品が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	図-342 参照 工事フロー図 図-377

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（71/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表３に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難い仕上げとしている。また、液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設ける設計としている。 外観検査(2)は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2)	表-91、図-160 参照 工事フロー図図-377

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（72/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表３に示す。	据付・外観検査(3)は、堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-77 の(2)～(3)、(12)～(13)、表-91～表-92、図-160 参照 工事フロー図図-377
					容量検査(1)は、堰の容量が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	容量検査(1)	表-77 の(2)～(3)、(12)～(13)、表-92、図-160 参照 工事フロー図図-377

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（73/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表４に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の主要な機器は、給気及び排気量を調整することにより、外部へ汚染された空気が流れ難い設計としている。また、グローブボックスは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難い仕上げとしている。液体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。 系統検査(1)は、対象部品が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	図-343～図-344 参照 工事フロー図図-379

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（74/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表４に示す。	外観検査(2)は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであることを目視又は試験検査成績書等により確認する。 機能検査(1)は、フード類の開口部の風速が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 気密検査(1)は、サンプル移送管用プラグの設置場所にサンプル移送管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2) 機能検査(1) 気密検査(1)	表-91、図-161 参照 工事フロー図 図-379 表-80 参照 工事フロー図 図-379 気密度の確認は、焼却溶融セルの各設備の据付完了後に実施する。 工事フロー図 図-379

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（75/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表４に示す。	気密検査(2)は、グローブボックスの給気弁及び排気弁を閉じた状態におけるグローブボックスの気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。	気密検査(2)	図-343～図-344 参照 工事フロー図図-379

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（76/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	減容処理設備の配管類	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、液体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。 系統検査(1)は、配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	表-85 の(1)～(35)、(51)～(65)、表-86 の(1)～(13)、(32)～(41)、表-87 の(1)～(14)、(17)～(21)、表-88 の(1)～(12)、図-331～図-344 参照 工事フロー図図-383

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（77/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	別表５に示す。	焼却溶融炉、セル内に設置する排ガス処理装置及び配管類は、負圧維持を行い、機器内部の空気がその外部に流れ難い設計としている。 系統検査(2)は、セル内に設置する排ガス処理装置をつなぐ配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、セル内に設置する排ガス処理装置をつなぐ配管類については焼却溶融セルより機内圧力が負圧であることを系統の最上流である焼却溶融炉内圧力の測定又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(2)	図-331～図-332参照 工事フロー図図-375

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（78/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射性廃棄物による汚染の防止（第十九条）	ステンレスライニング	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、搬出入室の床並びに前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室の床、壁及び天井は汚染を除去しやすいものとするため、表面をステンレスライニングで仕上げる設計としている。 外観検査(7)は、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室のステンレスライニングが所定の仕様で施工され、表面に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(7)	表-21、 図-122～ 図-124 参照 工事フロー図 図-359

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（79/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	処理施設及び廃棄施設（第十八条）	別表１に示す。	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備は、焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数が不揮発性物質に対して 1×10^{10} 以上、揮発性の放射性物質（^{106}Ru）に対して 1×10^{5} 以上であること。また、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力及び最大受入れ能力を有する設計としている。 性能検査(1)は、焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 処理能力検査(1)は、模擬廃棄物を用い、焼却及び溶融時の処理能力が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 最大受入れ能力検査(1)は、減容処理設備の廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室、廃棄物受払室の最大受入れ能力が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	性能検査(1) 処理能力検査(1) 最大受入れ能力検査(1)	表-66参照 工事フロー図図-372 表-48参照 工事フロー図図-372 表-93、図-177～図-178 参照 工事フロー図図-375

表-100　減容処理設備に係る工事の方法等（80/80）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
廃棄物管理設備本体の処理施設　減容処理設備	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	搬送設備（第十四条）	クレーン及びサービスエリアクレーン	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の搬送設備のうち搬送しようとする放射性廃棄物の近傍で操作することができる設備は、保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーンである。保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーンは、放射性廃棄物を搬送する能力を有するとともに、動力の供給が停止した場合でも吊り荷を保持できる設計としている。 機能検査(1)は、保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーンの搬送能力が定格荷重どおりであることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、保守ホールのクレーン及びサービスエリアのサービスエリアクレーンへの動力の供給が停止した場合でも吊り荷を保持できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(1)	表-37 の(3)、表-38 参照 工事フロー図図-368、図-369

別表１　焼却溶融設備（1/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
コンベア	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：コンベア及び支持脚の材料確認 材料検査(2)：固定ピンの材料確認 寸法検査(1)：固定ピンの寸法確認 外観検査(1)：固定ピンの外観確認 据付・外観検査(1)：コンベアの配置確認並びに固定ピンの数量及び外観確認
焼却溶融炉 焼却溶融炉本体 焼却溶融炉接続筒 投入容器投入装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却溶融炉の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：焼却溶融炉の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	火災等による損傷の防止 （第十一条）	据付・外観検査(2)：電気ケーブルの据付状態確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(2)：焼却溶融炉の系統確認
	処理施設及び廃棄施設 （第十八条）	処理能力検査(1)：焼却及び溶融時の処理能力の確認

別表１　焼却溶融設備（2/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
投入容器昇降機	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：投入容器昇降機の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：投入容器昇降機の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認
2 次燃焼器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：2 次燃焼器の胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：2 次燃焼器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	火災等による損傷の防止 （第十一条）	据付・外観検査(2)：電気ケーブルの据付状態確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(2)：2 次燃焼器の系統確認

別表１　焼却溶融設備（3/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
排ガス冷却器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス冷却器の胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス冷却器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(2)：排ガス冷却器の系統確認
セラミックフィルタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：セラミックフィルタの胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：セラミックフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(2)：セラミックフィルタの系統確認
セル内フィルタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：セル内フィルタの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：セル内フィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(2)：セル内フィルタの系統確認

別表１　焼却溶融設備（4/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
排ガス吸着塔	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス吸着塔の胴、鏡板及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス吸着塔の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：排ガス吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：排ガス吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：排ガス吸着塔の耐圧・漏えい確認
排ガス洗浄塔	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス洗浄塔の胴、平板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス洗浄塔の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：排ガス洗浄塔の胴、平板、フランジ及び管台の材料確認 寸法検査(2)：排ガス洗浄塔の胴、平板、フランジ及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：排ガス洗浄塔の耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：排ガス洗浄塔の系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：排ガス洗浄塔を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認

別表１　焼却溶融設備（5/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
排ガス凝縮器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス凝縮器の胴、鏡板及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス凝縮器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：排ガス凝縮器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の材料確認 寸法検査(2)：排ガス凝縮器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：排ガス凝縮器の耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：排ガス凝縮器の系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：排ガス凝縮器を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認
ミストセパレータ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：ミストセパレータの胴及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：ミストセパレータの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	耐圧・漏えい検査(2)：ミストセパレータの系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：ミストセパレータを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認

別表１　焼却溶融設備（6/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
排ガス加熱器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス加熱器の胴及び脚の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス加熱器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：排ガス加熱器の胴、管板、平板及び直管の材料確認 寸法検査(2)：排ガス加熱器の胴、管板、平板及び直管の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：排ガス加熱器の耐圧・漏えい確認
ルテニウム吸着塔	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：ルテニウム吸着塔の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：ルテニウム吸着塔の胴、鏡板、平板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：ルテニウム吸着塔の耐圧・漏えい確認

別表１　焼却溶融設備（7/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
排ガスブロア	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガスブロア及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガスブロアの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
排ガス補助ブロア	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス補助ブロア及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス補助ブロアの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
排ガスフィルタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガスフィルタの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガスフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：排ガスフィルタの胴、鏡板、平板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：排ガスフィルタの胴、鏡板、平板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：排ガスフィルタの耐圧・漏えい確認

別表１　焼却溶融設備（8/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
循環水タンク	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：循環水タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：循環水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：循環水タンクの胴、鏡板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：循環水タンクの胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：循環水タンクの耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：循環水タンクの系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：循環水タンクの系統確認 外観検査(2)：循環水タンクを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認
循環水循環ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：循環水循環ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：循環水循環ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表１　焼却溶融設備（9/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
循環水移送ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：循環水移送ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：循環水移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
排ガス洗浄水冷却器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板及び脚の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の材料確認 寸法検査(2)：排ガス洗浄水冷却器の胴、鏡板、管板、直管及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：排ガス洗浄水冷却器の耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：排ガス洗浄水冷却器の系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：排ガス洗浄水冷却器を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認

別表１　焼却溶融設備（10/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
凝縮水タンク	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：凝縮水タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：凝縮水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：凝縮水タンクの胴、鏡板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：凝縮水タンクの胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：凝縮水タンクの耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：凝縮水タンクの系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：凝縮水タンクを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認
凝縮水移送ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：凝縮水移送ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：凝縮水移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
噴霧水タンク	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：噴霧水タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：噴霧水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認

別表１　焼却溶融設備（11/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
噴霧水ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：噴霧水ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：噴霧水ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
溶融固化体移送台車	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：溶融固化体移送台車及び車輪（つば付き）の材料確認 材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認 外観検査(1)：車輪（つば付き）のつば部及び固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：溶融固化体移送台車の配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、溶接固定部の数量及び外観確認
焼却溶融炉冷却水タンク	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却溶融炉冷却水タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：焼却溶融炉冷却水タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
焼却溶融炉冷却水冷却器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却溶融炉冷却水冷却器の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：焼却溶融炉冷却水冷却器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表１　焼却溶融設備（12/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
焼却溶融炉冷却水循環ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却溶融炉冷却水循環ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：焼却溶融炉冷却水循環ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
焼却灰回収装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却灰回収装置及び脚部の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：焼却灰回収装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
固化体収納装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：固化体収納装置の架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：固化体収納装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃棄物一時収納箱	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃棄物一時収納箱の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：廃棄物一時収納箱の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

別表１　焼却溶融設備（13/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
搬出ステージ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：搬出ステージの架台の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：搬出ステージの配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認
圧縮空気貯留タンク	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：圧縮空気貯留タンクの胴、鏡板及びスカートの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：圧縮空気貯留タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
高周波電源ケーブル用プラグ	遮蔽 （第二十条）	材料検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体の材料確認 寸法検査(4)：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体厚さの寸法確認 据付・外観検査(2)：高周波電源ケーブル用プラグの遮蔽体の配置確認及び外観確認
	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグ及び遮蔽体の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	気密検査(1)：高周波電源ケーブル用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度確認

別表１　焼却溶融設備（14/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
排ガス配管用プラグ	遮蔽 （第二十条）	材料検査(1)：排ガス配管用プラグの遮蔽体の材料確認 寸法検査(4)：排ガス配管用プラグの遮蔽体厚さの寸法確認 据付・外観検査(2)：排ガス配管用プラグの遮蔽体の配置確認及び外観確認
	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：排ガス配管用プラグ及び遮蔽体の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	気密検査(1)：排ガス配管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度確認
セル内架台	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：セル内架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：セル内架台の配置確認並びに固定ボルト及び溶接固定部の数量及び外観確認
セル外架台	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：セル外架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：セル外架台の配置確認並びに固定ボルト及び溶接固定部の数量及び外観確認

別表１　焼却溶融設備（15/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
焼却溶融炉高周波電源盤	地震による損傷の防止 （第六条）	据付・外観検査(2)：焼却溶融炉高周波電源盤の配置確認及び外観確認
焼却溶融炉高周波電源接触器盤	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：焼却溶融炉高周波電源接触器盤の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
サンプル収納ラック	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：サンプル収納ラックの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：サンプル収納ラックの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表１　焼却溶融設備（16/16）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃棄物搬出入ピット	処理施設及び廃棄施設 （第十八条）	最大受入れ能力検査(1)：廃棄物搬出入ピットの最大受入れ能力の確認
廃樹脂乾燥室	処理施設及び廃棄施設 （第十八条）	最大受入れ能力検査(1)：廃樹脂乾燥室の最大受入れ能力の確認
廃棄物受払室	処理施設及び廃棄施設 （第十八条）	最大受入れ能力検査(1)：廃棄物受払室の最大受入れ能力の確認
焼却溶融炉及び排ガス処理装置のフィルタ類	処理施設及び廃棄施設 （第十八条）	性能検査(1)：焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数の確認

別表２　固体系処理設備（1/3）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
コンベア	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：コンベア、支持脚及び車輪（つば付き）の材料確認 材料検査(2)：固定ボルト、固定ピン及び溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト、固定ピン及び溶接固定部の寸法確認 外観検査(1)：車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト及び固定ピンの外観確認 据付・外観検査(1)：コンベアの配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピン、溶接固定部の数量及び外観確認
レーザ切断装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：レーザ切断装置及び架台の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：レーザ切断装置の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認
破砕機	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：破砕機及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：破砕機の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
投入容器出入装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：投入容器出入装置及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：投入容器出入装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表２　固体系処理設備（2/3）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
インセルフィルタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：インセルフィルタの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：インセルフィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
ターンテーブル	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：ターンテーブル及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：ターンテーブルの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
開缶装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：開缶装置及び駆動部支柱の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：開缶装置の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
DOP サンプリングフード	地震による損傷の防止 （第六条）	据付・外観検査(2)：DOP サンプリングフードの配置及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：フード類の系統確認 機能検査(1)：フード類の開口部の風速確認

別表２　固体系処理設備（3/3）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
汚染測定器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：汚染測定器及び支持脚の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：汚染測定器の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認
線量測定器 　分別エリア線量測定器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：分別エリア線量測定器の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：分別エリア線量測定器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
線量測定器 　焼却溶融セル線量測定装置	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：焼却溶融セル線量測定装置の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：焼却溶融セル線量測定装置の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（1/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
ホッパー	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：ホッパー及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：ホッパーの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃樹脂流動乾燥機	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の胴、管台及びフランジの材料確認 寸法検査(2)：廃樹脂流動乾燥機の胴、管台及びフランジの厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂流動乾燥機の系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：廃樹脂流動乾燥機の系統確認 外観検査(2)：廃樹脂流動乾燥機を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（2/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の胴、平板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）の系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット）を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認
廃樹脂流動乾燥機（フィルタ２）	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ２）及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（フィルタ２）の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（3/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）及び脚の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂流動乾燥機（ヒータ）の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃樹脂乾燥ブロア	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥ブロア及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥ブロアの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃樹脂乾燥空気フィルタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥空気フィルタの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥空気フィルタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃樹脂乾燥空気凝縮器	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥空気凝縮器の胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥空気凝縮器の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（4/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃樹脂乾燥空気デミスタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥空気デミスタの胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥空気デミスタの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃樹脂乾燥機分離水ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
廃樹脂循環水ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂循環水ポンプの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂循環水ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（5/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃樹脂循環水貯槽	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板及び脚の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：廃樹脂循環水貯槽の胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂循環水貯槽の耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂循環水貯槽の系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	外観検査(2)：廃樹脂循環水貯槽を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（6/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃樹脂移送ポンプ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂移送ポンプの胴及びラグの材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：廃樹脂移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：廃樹脂移送ポンプの胴、平板、管台及びフランジの材料確認 寸法検査(2)：廃樹脂移送ポンプの胴、平板、管台及びフランジの厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂移送ポンプの耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂移送ポンプの系統の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：廃樹脂移送ポンプの系統確認 外観検査(2)：廃樹脂移送ポンプを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 据付・外観検査(3)：堰の配置、床壁の仕上げ及び外観確認 容量検査(1)：堰の容量確認

別表３　廃樹脂乾燥設備（7/7）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
廃樹脂乾燥機分離水フィルタ	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴及び鏡板の材料確認 据付・外観検査(2)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの配置及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の材料確認 寸法検査(2)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの胴、鏡板及び管台の厚さの寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの耐圧・漏えい確認 耐圧・漏えい検査(2)：廃樹脂乾燥機分離水フィルタの系統の耐圧・漏えい確認
架台	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：架台の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

別表４　分析設備（1/2）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
補修用グローブボックス	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：補修用グローブボックス及び架台の材料確認 材料検査(2)：溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認 据付・外観検査(1)：補修用グローブボックスの配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：補修用グローブボックスの系統確認 気密検査(2)：補修用グローブボックスの気密度確認
試料採取用グローブボックス	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：試料採取用グローブボックス及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：試料採取用グローブボックスの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：試料採取用グローブボックスの系統確認 気密検査(2)：試料採取用グローブボックスの気密度確認
容器搬出ボックス （エアロック室付き）	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：容器搬出ボックス及び架台の材料確認 材料検査(2)：固定ボルトの材料確認 寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：容器搬出ボックスの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：容器搬出ボックスの系統確認 気密検査(2)：容器搬出ボックスの気密度確認

別表４　分析設備（2/2）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
試料調整用フード	地震による損傷の防止 （第六条）	据付・外観検査(2)：試料調整用フードの配置確認及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(1)：試料調整用フードの系統確認 外観検査(2)：試料調整用フードを設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認 機能検査(1)：試料調整用フードの開口部の風速確認
サンプル移送管用プラグ	遮蔽 （第二十条）	材料検査(1)：サンプル移送管用プラグの遮蔽体の材料確認 寸法検査(4)：サンプル移送管用プラグの遮蔽体厚さの寸法確認 据付・外観検査(2)：サンプル移送管用プラグの遮蔽体の配置確認及び外観確認
	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：サンプル移送管用プラグ及び遮蔽体の材料確認 材料検査(2)：固定ボルト及び溶接固定部の材料確認 寸法検査(1)：固定ボルト及び溶接固定部の寸法確認 外観検査(1)：固定ボルトの外観確認 据付・外観検査(1)：サンプル移送管用プラグの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認、 サンプル移送管用の遮蔽体の配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	気密検査(1)：サンプル移送管用プラグを据付けた状態における焼却溶融セルの気密度確認

別表５　減容処理設備の配管類（1/1）

対象部品	技術基準規則	工事の方法 （設計上の要求事項に対する確認事項及び検査項目）
焼却溶融設備の配管類	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：配管類の材料確認 寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の寸法確認 寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認 据付・外観検査(2)：配管類の配置確認及び外観確認
	材料及び構造 （第十三条）	材料検査(1)：配管類の材料確認 寸法検査(1)：配管類の厚さ（呼び厚さ）の寸法確認 耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認
	閉じ込めの機能 （第十条）	系統検査(2)：配管類の系統確認
固体系処理設備の配管類	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：配管類の材料確認 寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の寸法確認 寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認 据付・外観検査(2)：配管類の配置確認及び外観確認
廃樹脂乾燥設備の配管類	地震による損傷の防止 （第六条）	材料検査(1)：配管類の材料確認 寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の寸法確認 寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認 据付・外観検査(2)：配管類の配置確認及び外観確認

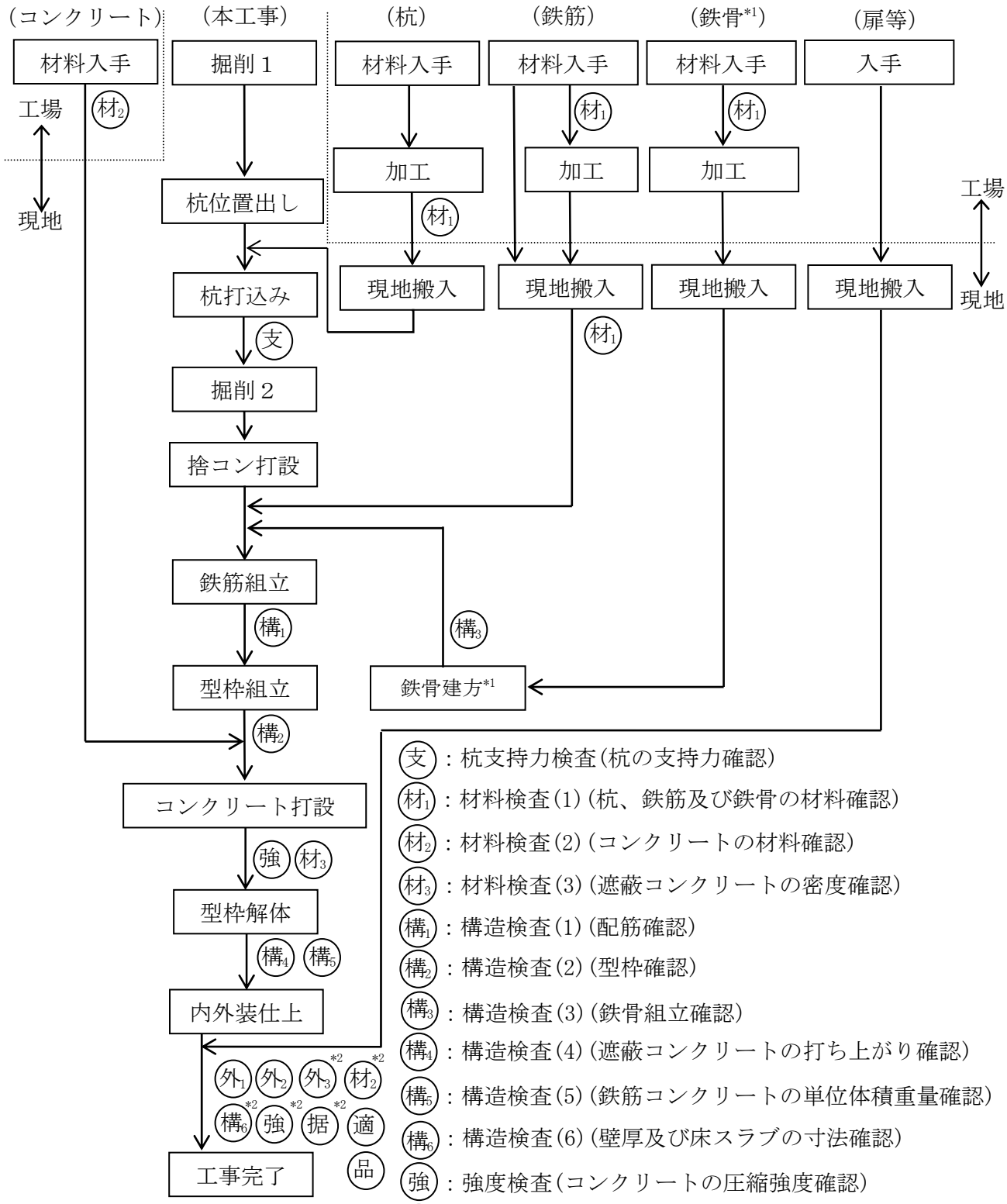

支：杭支持力検査(杭の支持力確認)
材1：材料検査(1)(杭、鉄筋及び鉄骨の材料確認)
材2：材料検査(2)(コンクリートの材料確認)
材3：材料検査(3)(遮蔽コンクリートの密度確認)
構1：構造検査(1)(配筋確認)
構2：構造検査(2)(型枠確認)
構3：構造検査(3)(鉄骨組立確認)
構4：構造検査(4)(遮蔽コンクリートの打ち上がり確認)
構5：構造検査(5)(鉄筋コンクリートの単位体積重量確認)
構6：構造検査(6)(壁厚及び床スラブの寸法確認)
強：強度検査(コンクリートの圧縮強度確認)
外1：外観検査(1)(建家・建家内の室の配置及び外観確認)
外2：外観検査(2)(管理区域の室内の床・壁の仕上げ確認)
外3：外観検査(3)(管理区域境界の扉及び壁の外観確認)
据：据付・外観検査(建具の配置及び外観確認)
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*3

注記　*1：鉄骨工事は、２階サービスエリアの鉄骨柱･梁で構成する部分を対象とする。
*2：新規制基準において追加する。
*3：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-358　固体廃棄物減容処理施設建家の工事フロー図

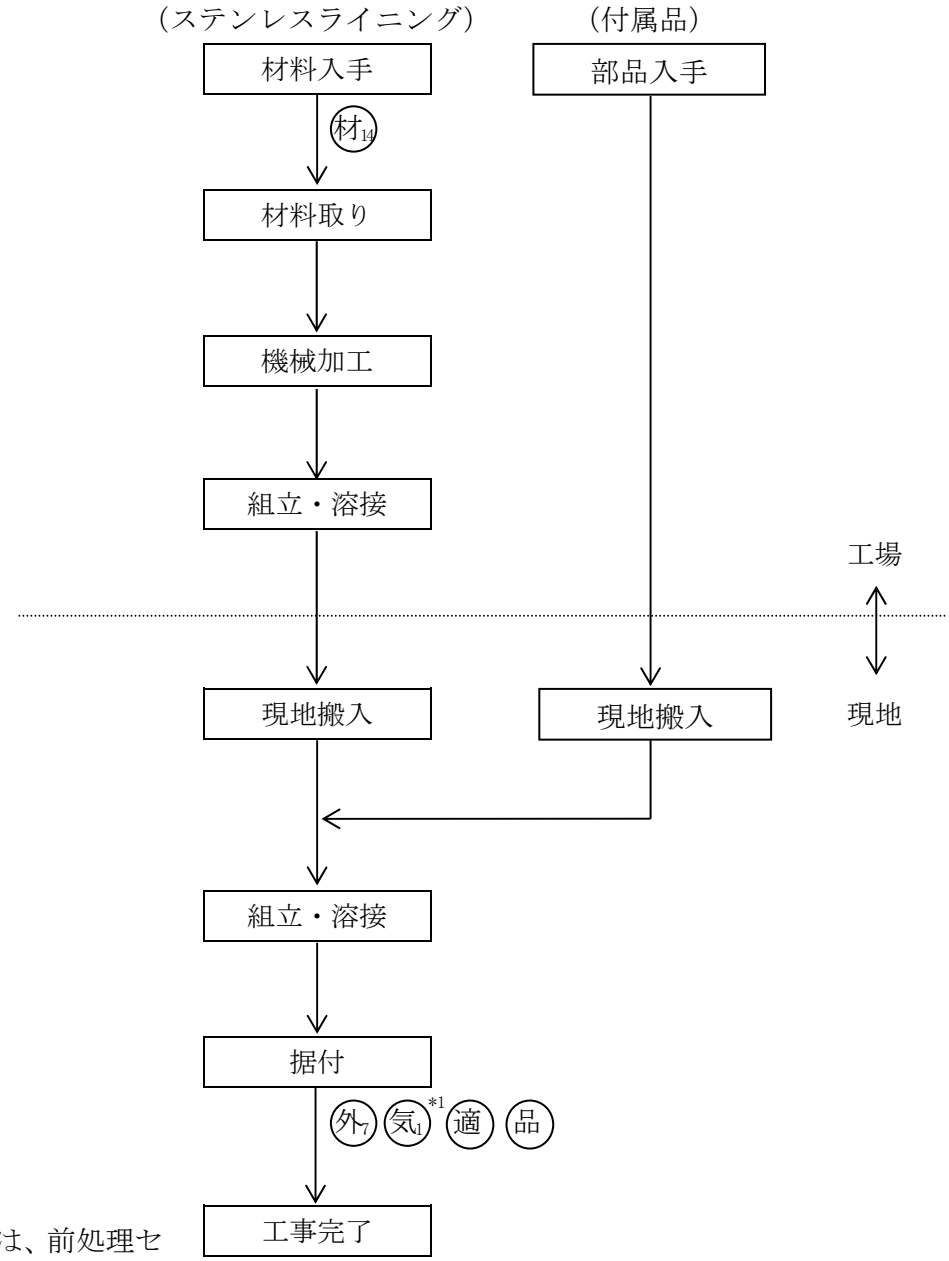

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材14：材料検査(14)（ステンレスライニングの材料確認）

外7：外観検査(7)（床、壁及び天井の仕上げ確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-359　ステンレスライニングの工事フロー図

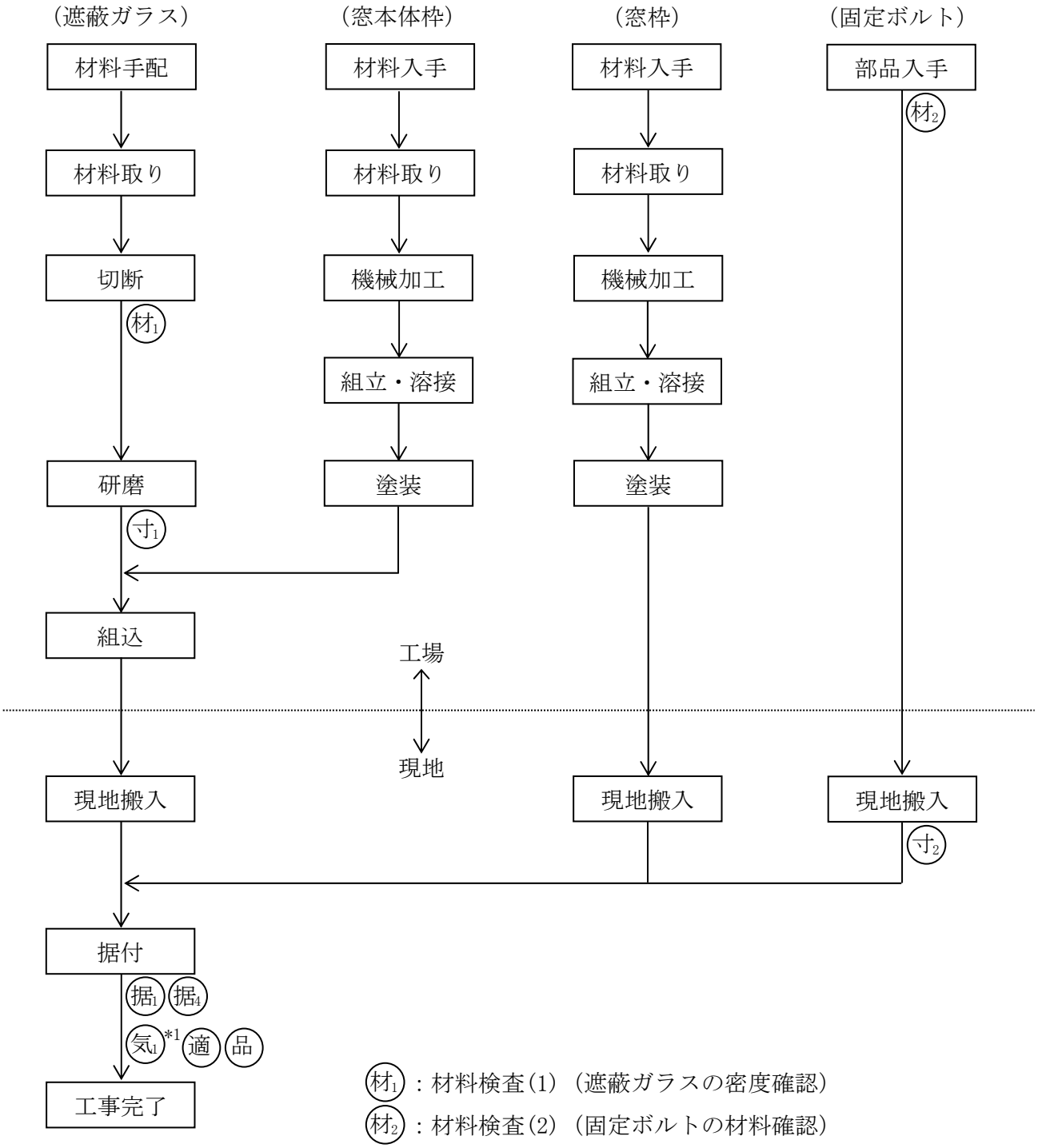

注記　*1：前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホールのステンレスライニング、遮蔽扉、天井ポート、ハッチ等の気密検査時に合わせて確認する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（遮蔽ガラスの密度確認）
材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）
寸1：寸法検査(1)（遮蔽ガラスの厚さ確認）
寸2：寸法検査(2)（固定ボルトの寸法確認）
据1：据付・外観検査(1)（遮蔽ガラスの配置及び外観確認）
据4：据付・外観検査(4)（固定ボルトの数量確認）
気1：気密検査(1)（気密度の確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*2

図-360　遮蔽窓の工事フロー図

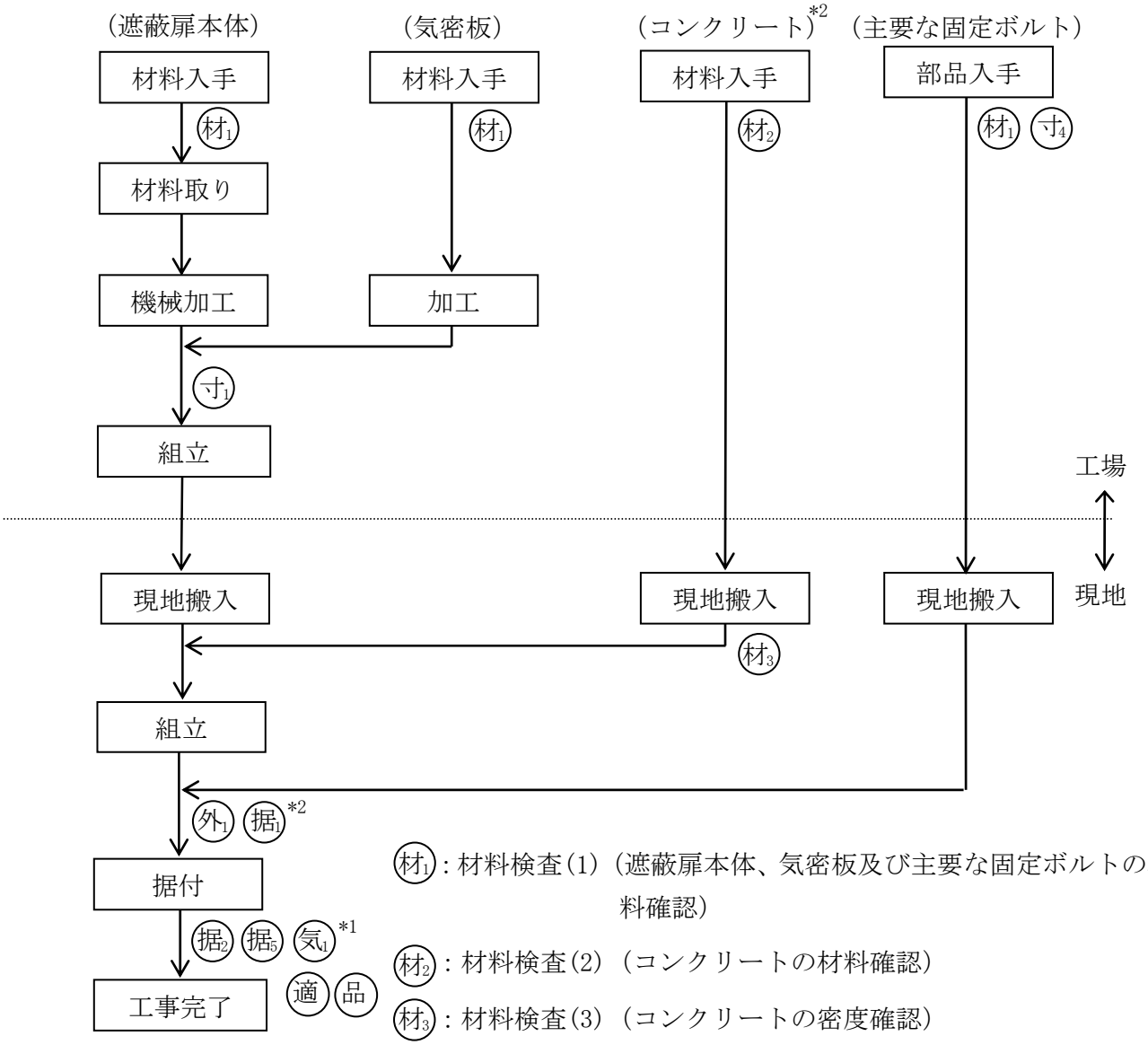

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：焼却溶融セルの遮蔽扉のみ対象とする。

*3：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（遮蔽扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認）

材2：材料検査(2)（コンクリートの材料確認）

材3：材料検査(3)（コンクリートの密度確認）

寸1：寸法検査(1)（遮蔽扉本体（遮蔽扉本体の鋼材含む。）、気密板の厚さ確認）

寸4：寸法検査(4)（主要な固定ボルトの寸法確認）

外1：外観検査(1)（主要な固定ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)　（コンクリートの外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（遮蔽扉本体、気密板の配置及び外観確認）

据5：据付・外観検査(5)（主要な固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*3

図-361　遮蔽扉の工事フロー図

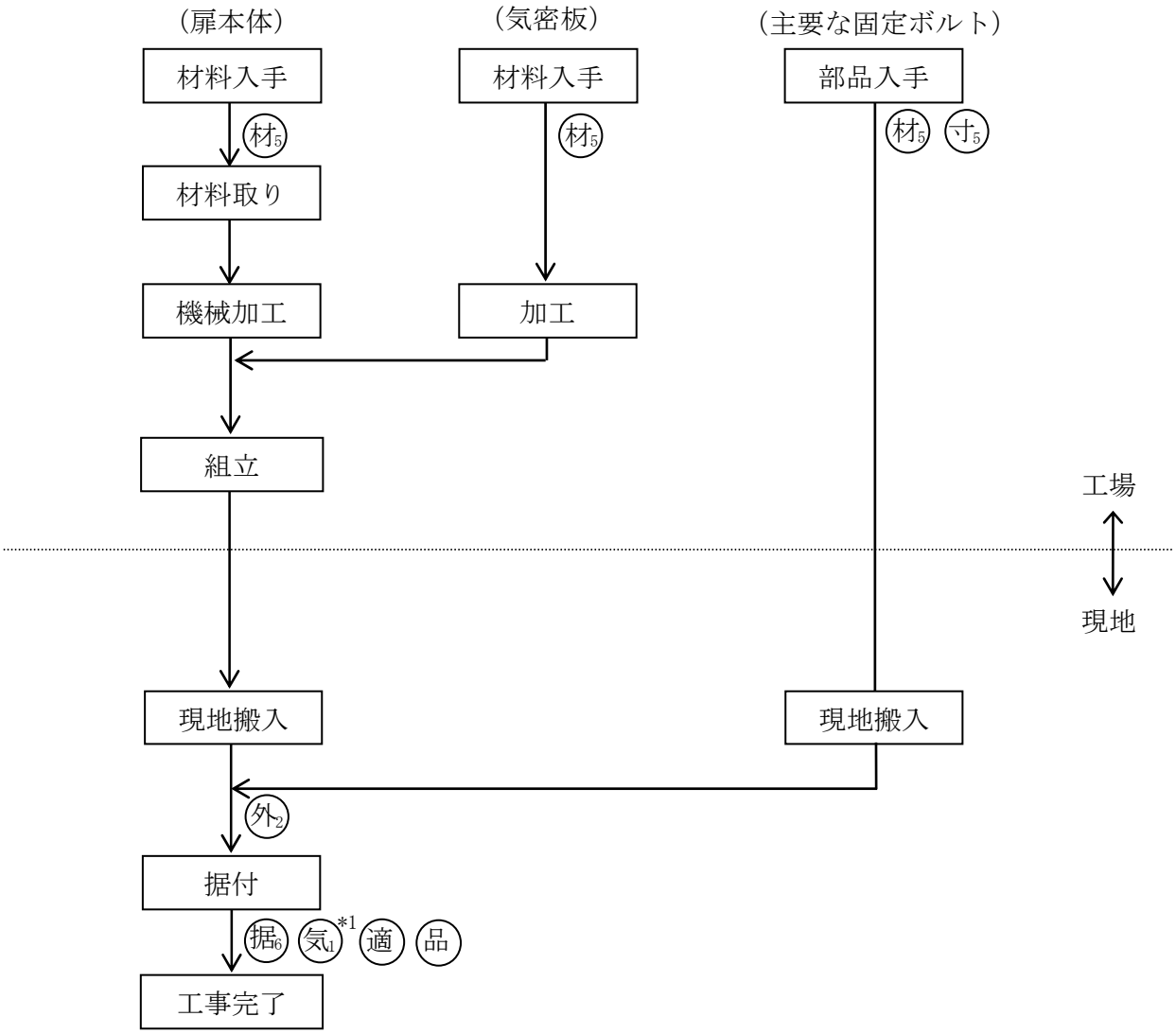

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材5：材料検査(5)（扉本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認）

寸5：寸法検査(5)（主要な固定ボルトの寸法確認）

外2：外観検査(2)（主要な固定ボルトの外観確認）

据6：据付・外観検査(6)（主要な固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-362　分別エリア入口扉、分別エリア出口扉及びホール出入室扉の工事フロー図

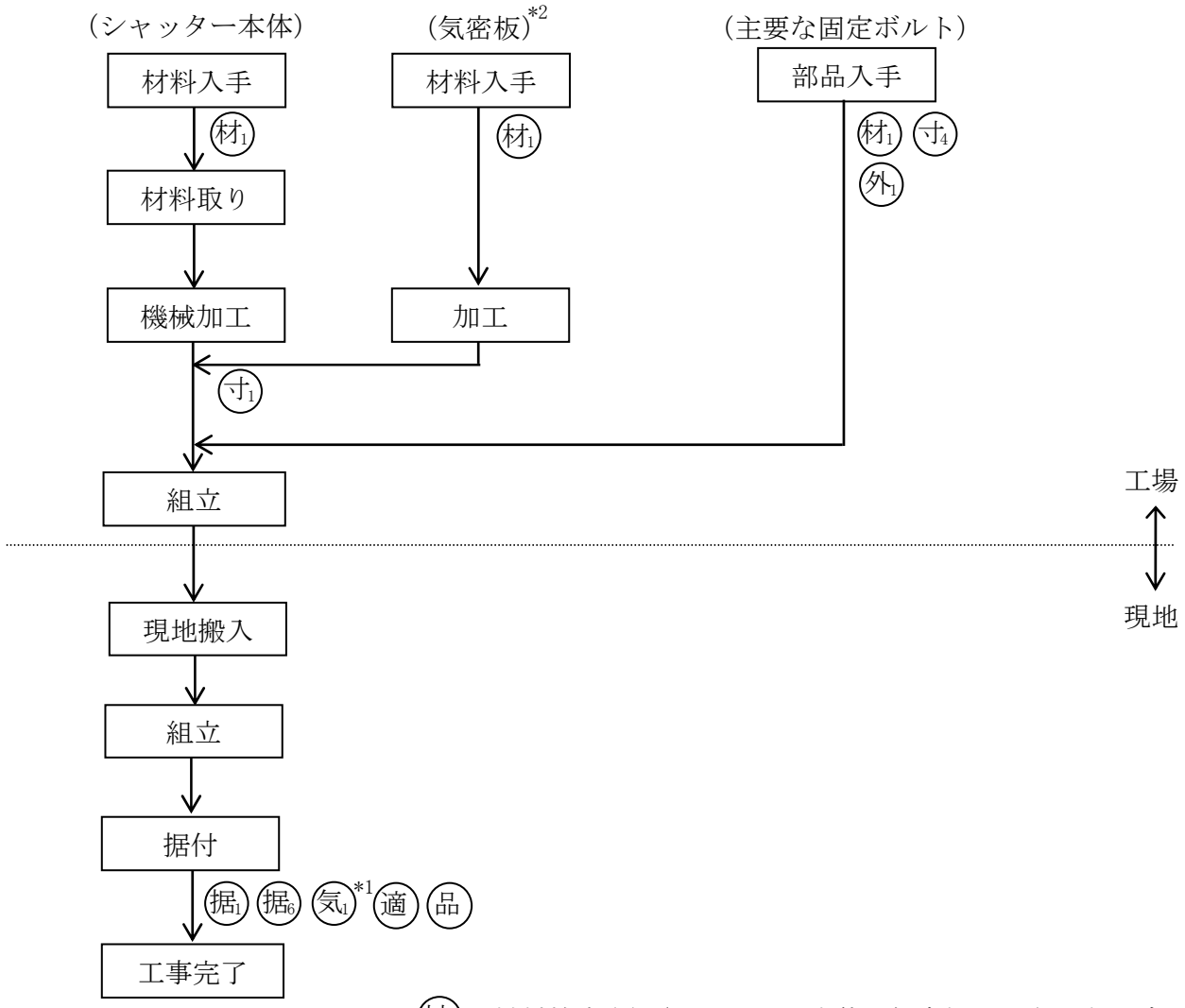

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：前処理セル（開缶エリア）の天井ポート（容器搬出ポート）のみ対象とする。

*3：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（シャッター本体、気密板及び主要な固定ボルトの材料確認）

寸1：寸法検査(1)（シャッター本体、気密板の厚さ確認）

寸4：寸法検査(4)（主要な固定ボルトの寸法確認）

外1：外観検査(1)（主要な固定ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（シャッター本体、気密板の配置及び外観確認）

据6：据付・外観検査(6)（主要な固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*3

図-363　ポートの工事フロー図

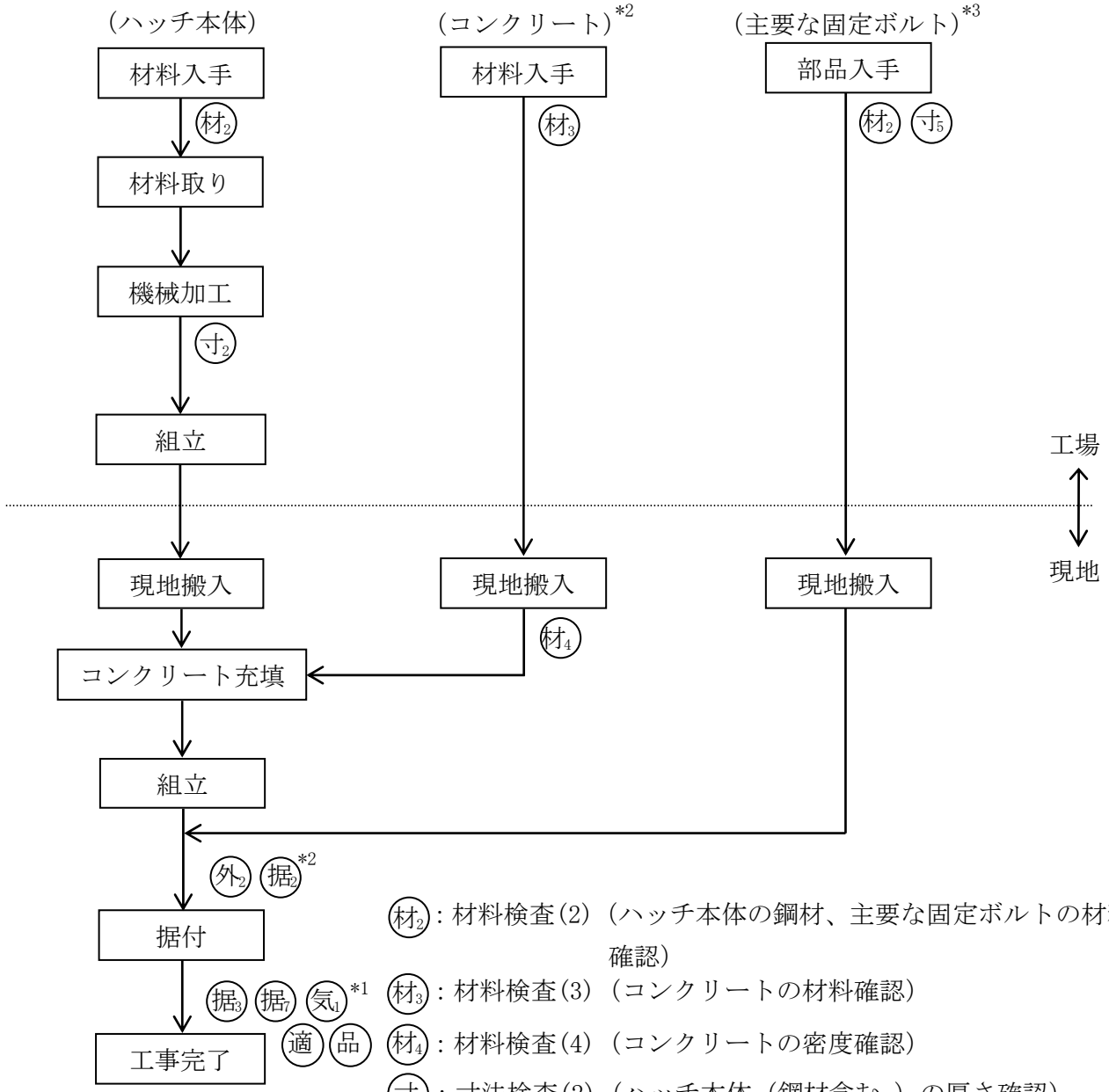

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：搬出入室の天井ハッチのみ対象とする。

*3：保守ホールのハッチ及び廃樹脂乾燥室の天井ハッチを対象とする。

*4：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材2：材料検査(2)（ハッチ本体の鋼材、主要な固定ボルトの材料確認）

材3：材料検査(3)（コンクリートの材料確認）

材4：材料検査(4)（コンクリートの密度確認）

寸2：寸法検査(2)（ハッチ本体（鋼材含む。）の厚さ確認）

寸5：寸法検査(5)（主要な固定ボルトの寸法確認）

外2：外観検査(2)（主要な固定ボルトの外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（コンクリートの外観確認）

据3：据付・外観検査(3)（ハッチ本体の配置及び外観確認）

据7：据付・外観検査(7)（主要な固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*4

図-364　ハッチの工事フロー図

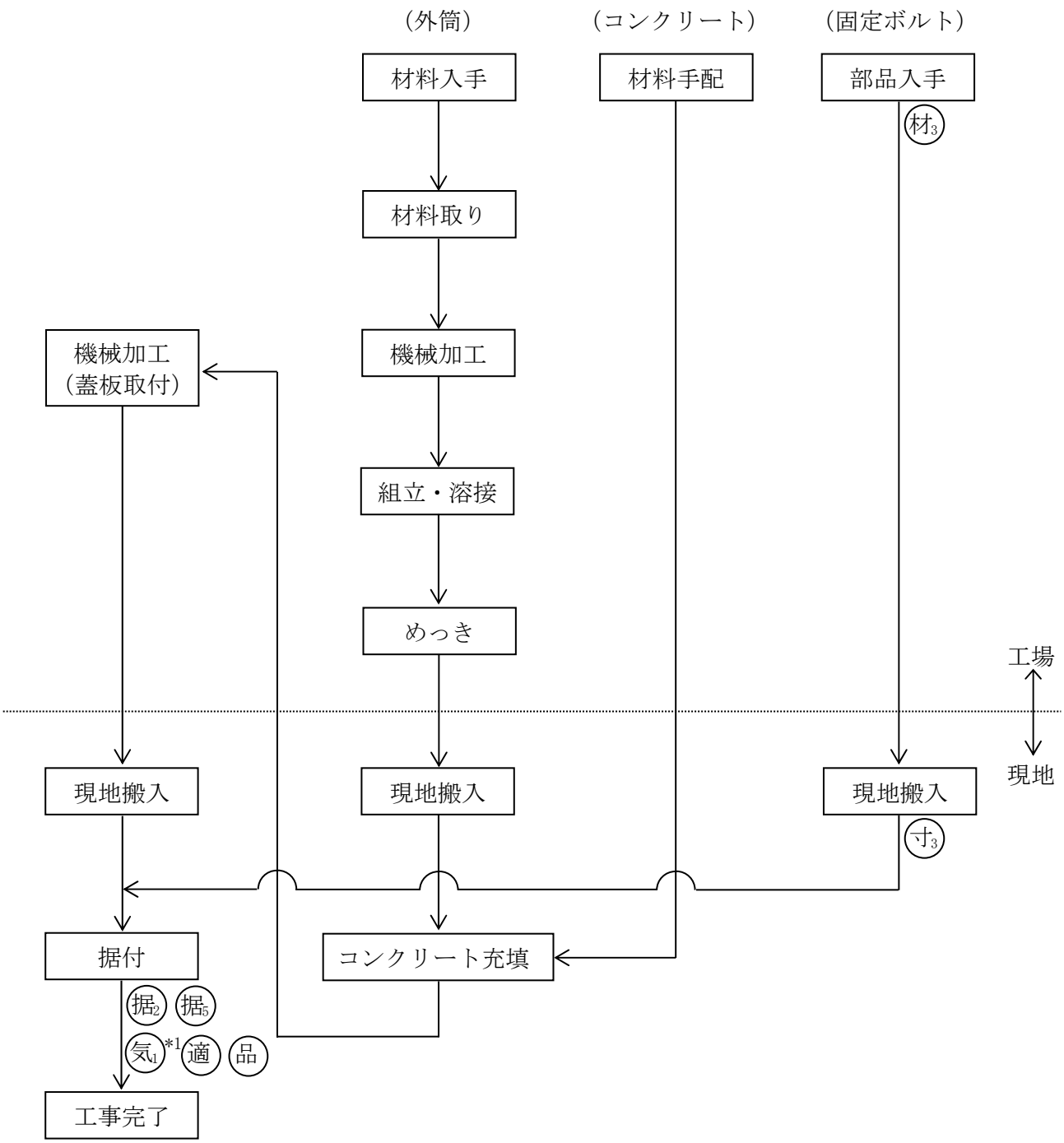

注記　*1：焼却溶融セルのステンレスライニング、遮蔽扉、天井ポート、ハッチ等の気密検査時に合わせて確認する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材3：材料検査(3)（固定ボルトの材料確認）

寸3：寸法検査(3)（固定ボルトの寸法確認）

据2：据付・外観検査(2)（設置高さの確認）

据5：据付・外観検査(5)（固定ボルトの数量確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-365　マニプレータ用プラグの工事フロー図

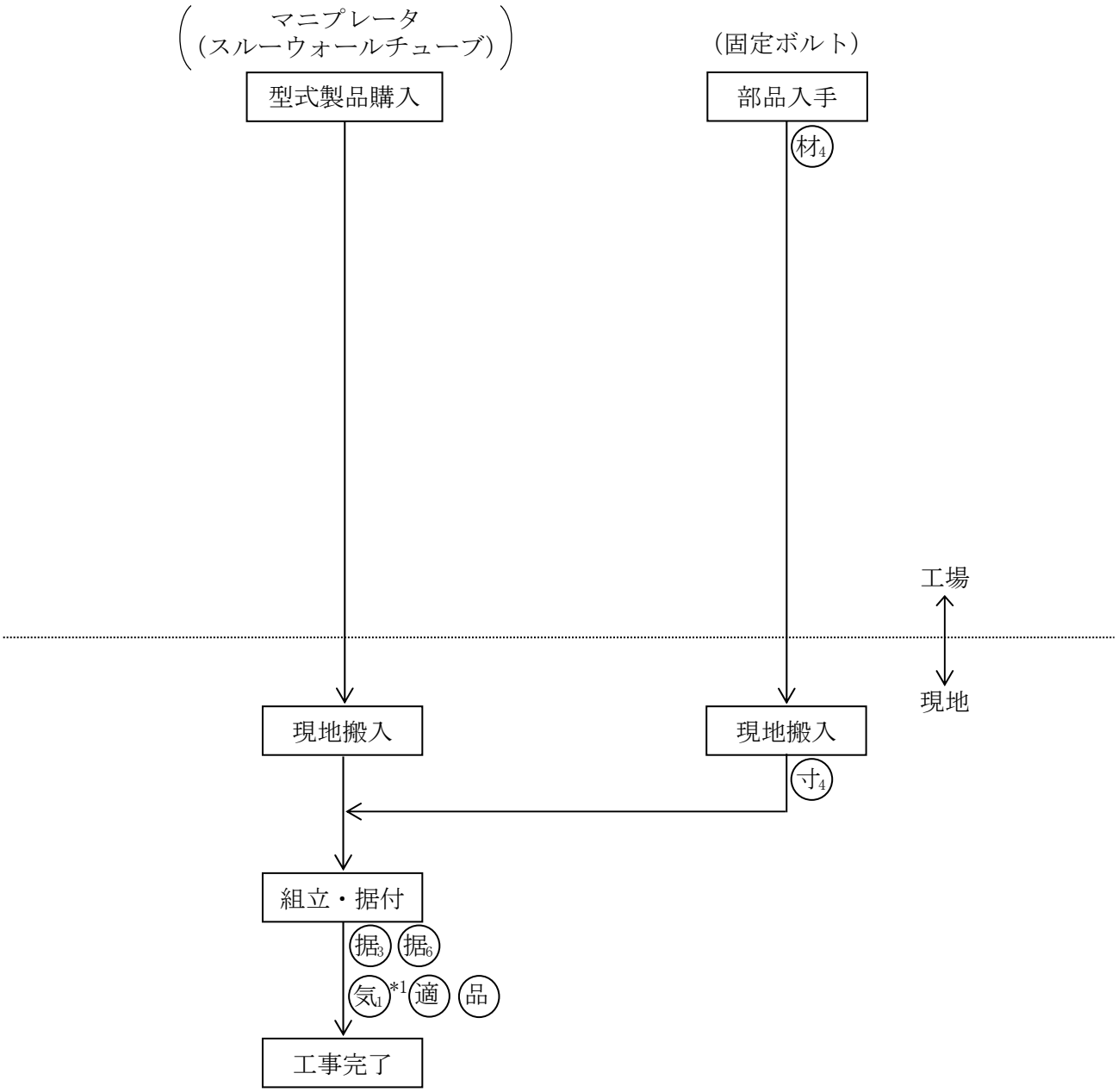

注記　*1：前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホールのステンレスライニング、遮蔽扉、天井ポート、ハッチ等の気密検査時に合わせて確認する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材4：材料検査(4)（固定ボルトの材料確認）

寸4：寸法検査(4)（固定ボルトの寸法確認）

据3：据付・外観検査(3)（設置高さの確認）

据6：据付・外観検査(6)（固定ボルトの数量確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-366　マニプレータの工事フロー図

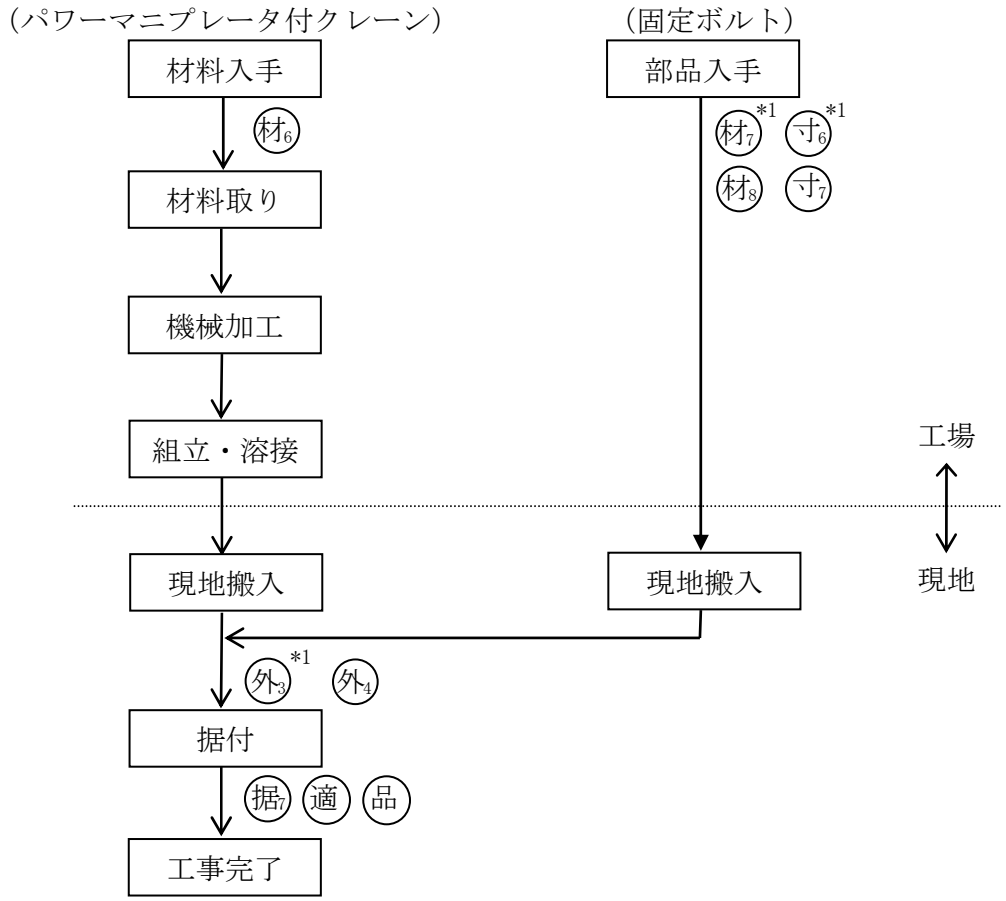

材6：材料検査(6)（走行レール、トロリレール、ガーダ及びキャリッジ転倒防止金具の材料確認）

材7：材料検査(7)（キャリッジ転倒防止金具固定ボルトの材料確認）

材8：材料検査(8)（走行レール取付金具固定ボルトの材料確認）

寸6：寸法検査(6)（キャリッジ転倒防止金具固定ボルトの寸法確認）

寸7：寸法検査(7)（走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認）

外3：外観検査(3)（キャリッジ転倒防止金具固定ボルトの外観確認）

外4：外観検査(4)（走行レール取付金具固定ボルトの外観確認）

据7：据付・外観検査(7)（キャリッジ転倒防止金具固定ボルト及び走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

注記　*1：焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーンのみ対象とする。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-367　パワーマニプレータ付クレーンの工事フロー図

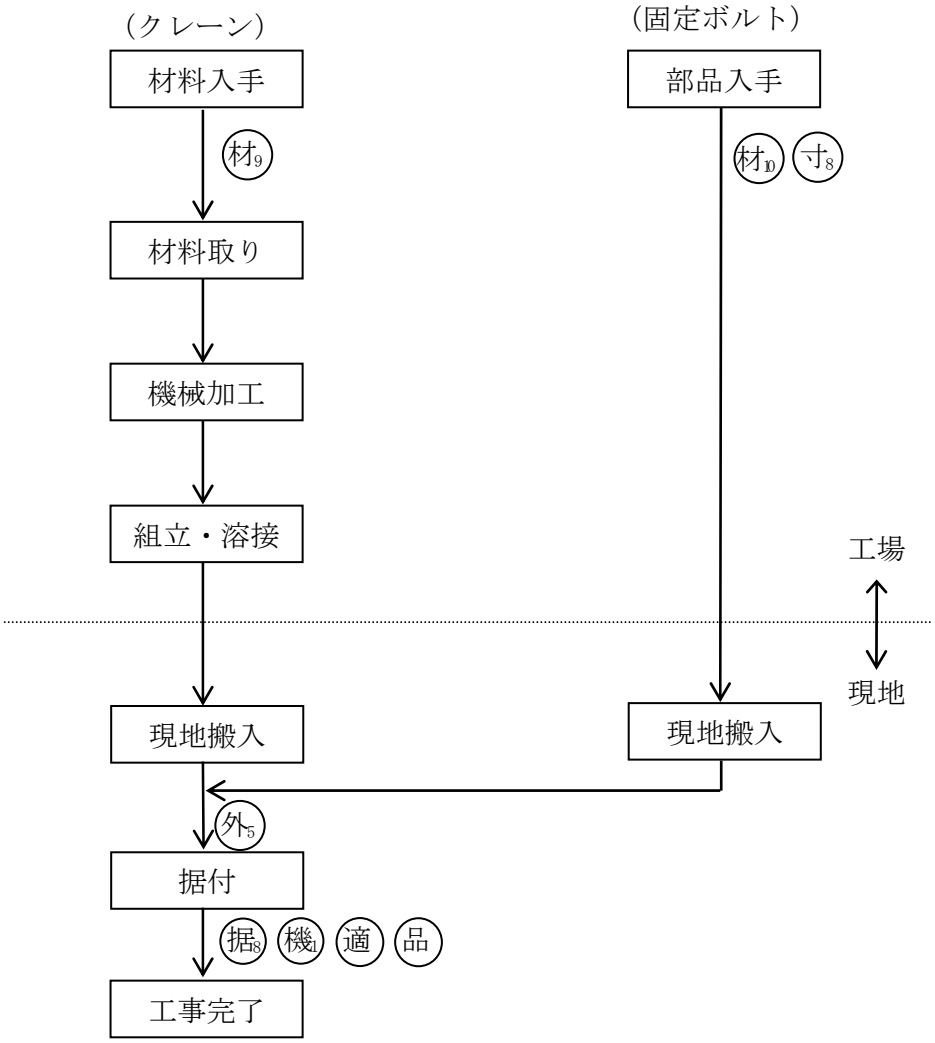

材9：材料検査(9)（走行レール、ガーダの材料確認）

材10：材料検査(10)（走行レール取付金具固定ボルトの材料確認）

寸8：寸法検査(8)（走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認）

外5：外観検査(5)（走行レール取付金具固定ボルトの外観確認）

据8：据付・外観検査(8)（走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認）

機1：機能検査(1)（保守ホールのクレーンの搬送能力及び動力供給停止時の吊り荷保持状態の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-368　クレーンの工事フロー図

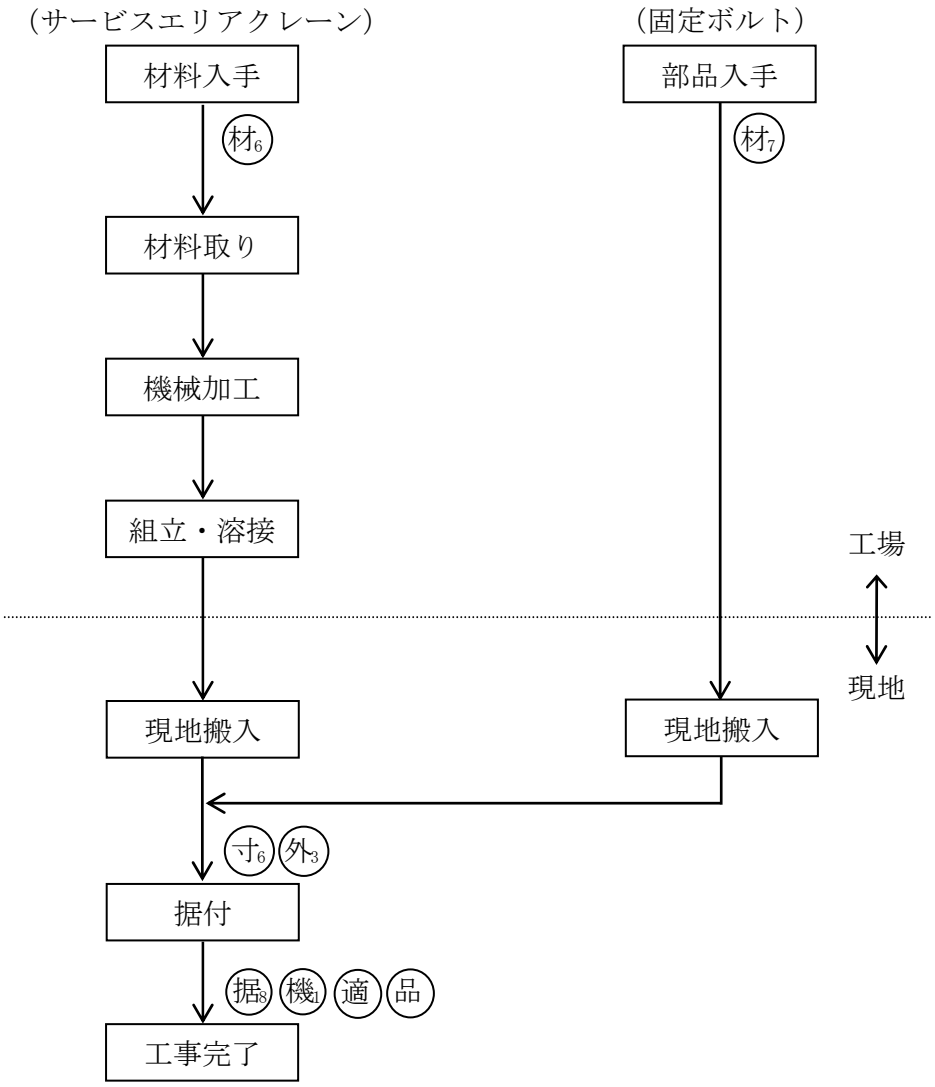

材6：材料検査(6)（走行レール、ガーダの材料確認）

材7：材料検査(7)（走行レール取付金具固定ボルトの材料確認）

寸6：寸法検査(6)（走行レール取付金具固定ボルトの寸法確認）

外3：外観検査(3)（走行レール取付金具固定ボルトの外観確認）

据8：据付・外観検査(8)（走行レール取付金具固定ボルトの数量及び外観確認）

機1：機能検査(1)（サービスエリアクレーンの搬送能力及び動力供給停止時の吊り荷保持状態の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-369　サービスエリアクレーンの工事フロー図

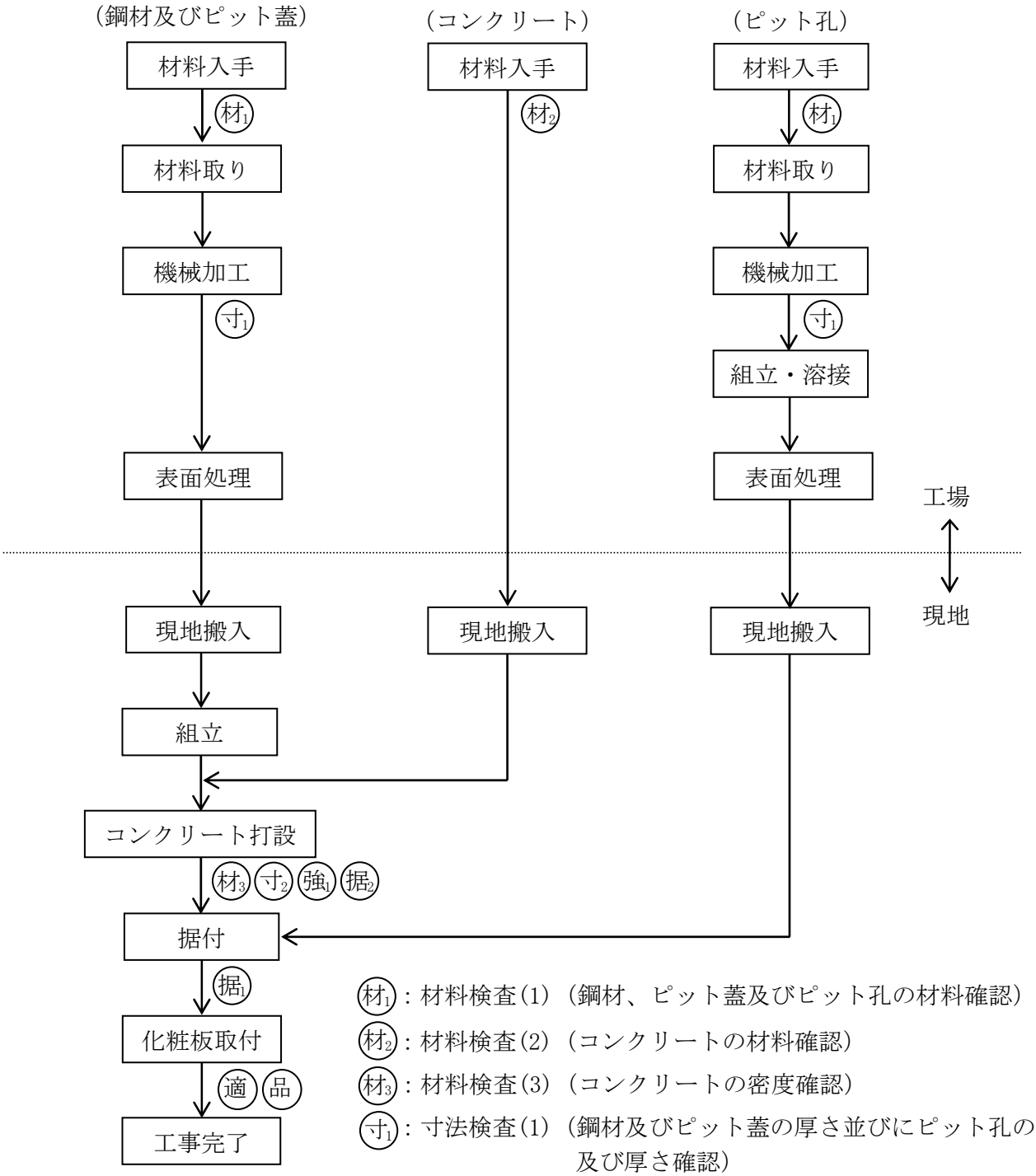

材1：材料検査(1)（鋼材、ピット蓋及びピット孔の材料確認）

材2：材料検査(2)（コンクリートの材料確認）

材3：材料検査(3)（コンクリートの密度確認）

寸1：寸法検査(1)（鋼材及びピット蓋の厚さ並びにピット孔の内径及び厚さ確認）

寸2：寸法検査(2)（コンクリートの厚さ確認）

強1：強度検査(1)（コンクリートの圧縮強度確認）

据1：据付・外観検査(1)（廃棄物搬出入ピットの配置及び外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（廃棄物搬出入ピットの設置確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-370　廃棄物搬出入ピットの工事フロー図

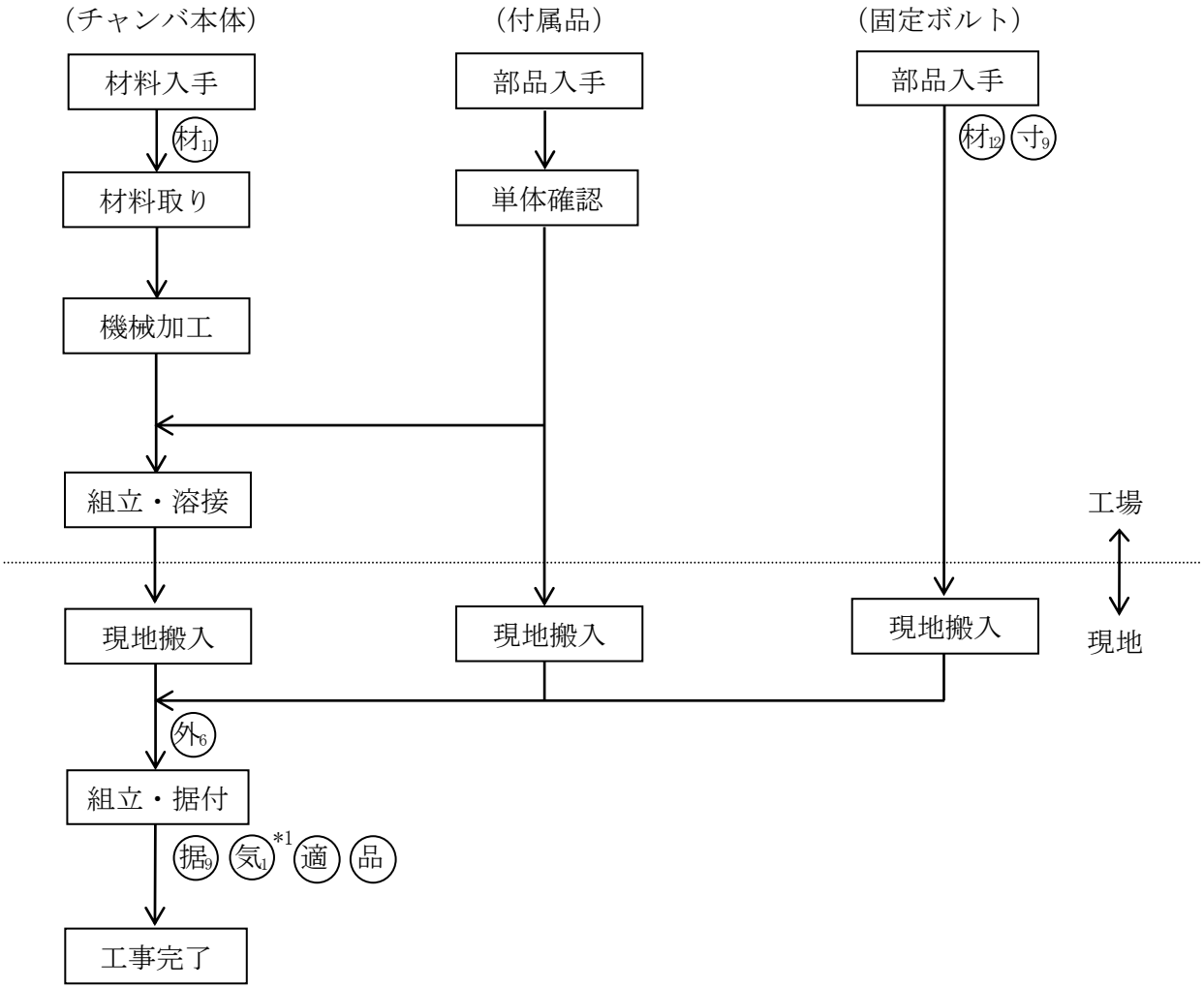

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材11：材料検査(11)（チャンバ本体の材料確認）

材12：材料検査(12)（固定ボルトの材料確認）

寸9：寸法検査(9)（固定ボルトの寸法確認）

外6：外観検査(6)（固定ボルトの外観確認）

据9：据付・外観検査(9)（固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-371　エアラインスーツ設備の工事フロー図

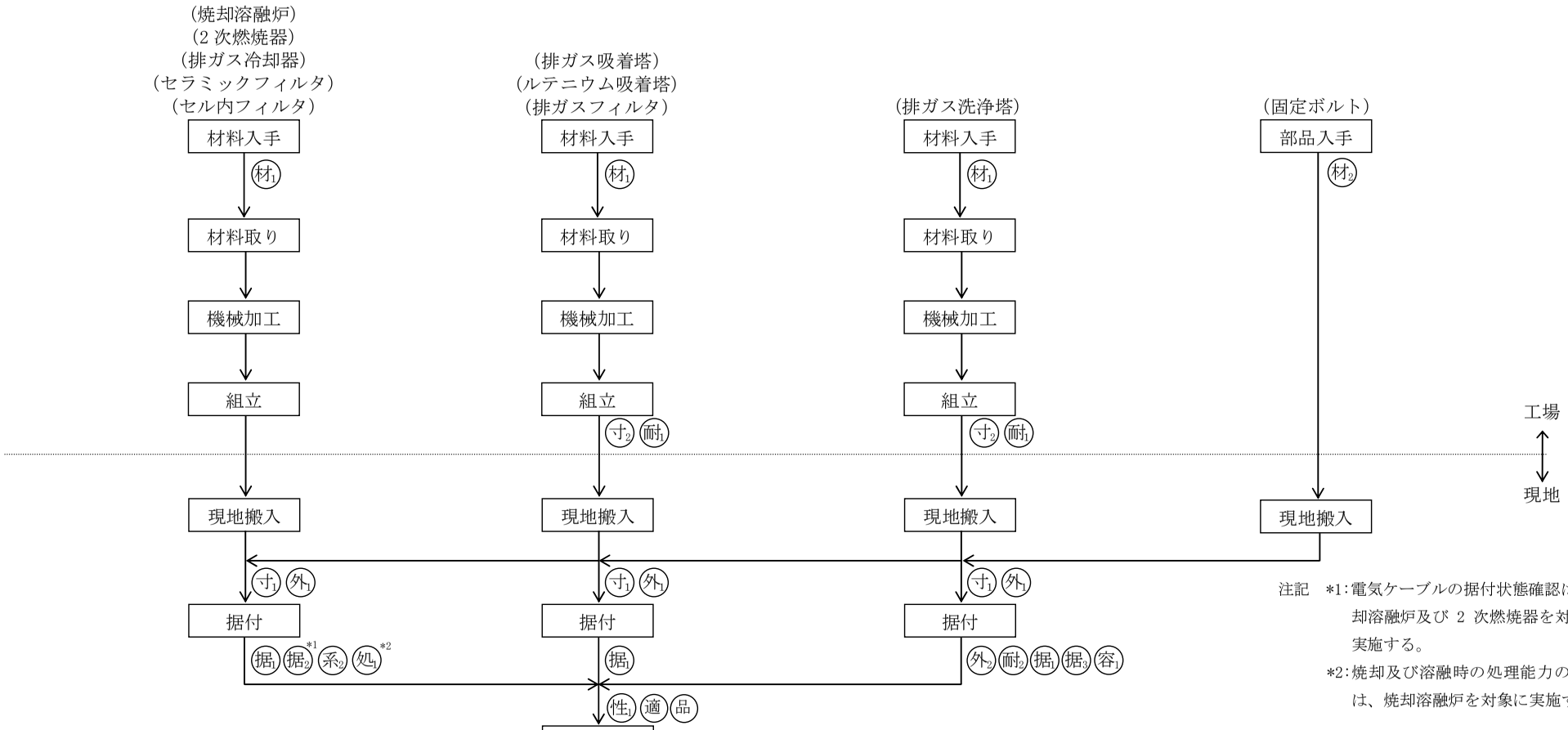

注記　*1：電気ケーブルの据付状態確認は、焼却溶融炉及び 2 次燃焼器を対象に実施する。

*2：焼却及び溶融時の処理能力の確認は、焼却溶融炉を対象に実施する。

*3：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）
材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）
寸1：寸法検査(1)（固定ボルトの寸法確認）
寸2：寸法検査(2)（対象部品の厚さの寸法確認）
外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）
外2：外観検査(2)（機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認）
耐1：耐圧・漏えい検査(1)（対象部品の耐圧・漏えい確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*3

耐2：耐圧・漏えい検査(2)（系統の耐圧・漏えい確認）
据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認）
据2：据付・外観検査(2)（電気ケーブルの据付状態確認）
据3：据付・外観検査(3)（堰の配置、仕上げ及び外観確認）
系2：系統検査(2)（焼却溶融炉、排ガス処理装置及び配管類の系統確認）
処1：処理能力検査(1)（焼却及び溶融時の処理能力の確認）
容1：容量検査(1)（堰の容量確認）
性1：性能検査(1)（焼却溶融炉及び排ガス処理装置の全系統の除染係数の確認）

図-372　焼却溶融設備の工事フロー図（その 1）

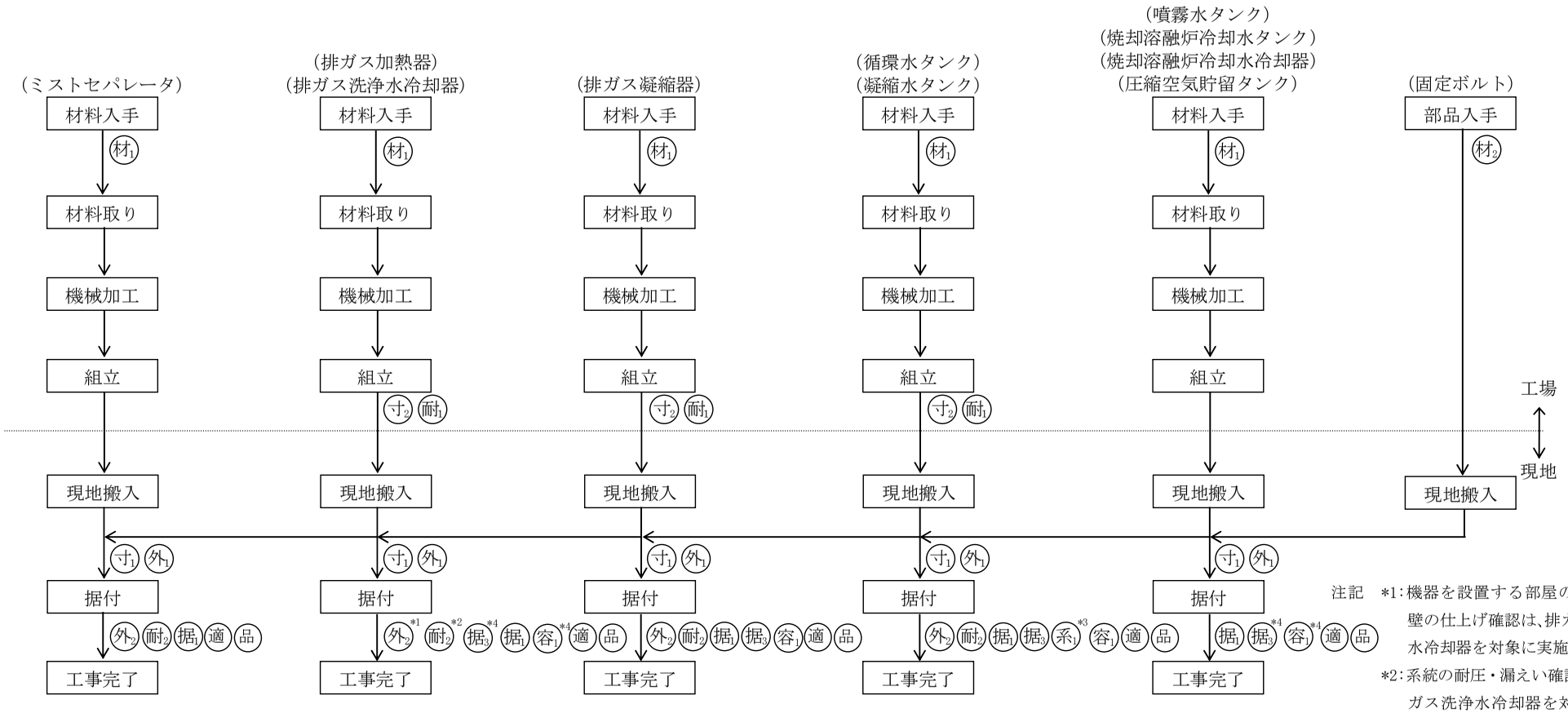

注記　*1：機器を設置する部屋の床及び壁の仕上げ確認は、排ガス洗浄水冷却器を対象に実施する。

*2：系統の耐圧・漏えい確認は、排ガス洗浄水冷却器を対象に実施する。

*3：対象部品の系統確認は、循環水タンクを対象に実施する。

*4：堰の配置、仕上げ、外観及び容量確認は、排ガス洗浄水冷却器及び噴霧水タンクを対象に実施する。

*5：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）

寸1：寸法検査(1)（固定ボルトの寸法確認）

寸2：寸法検査(2)（対象部品の厚さの寸法確認）

外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）

外2：外観検査(2)（機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認）

耐1：耐圧・漏えい検査(1)（対象部品の耐圧・漏えい確認）

耐2：耐圧・漏えい検査(2)（系統の耐圧・漏えい確認）

据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認）

据3：据付・外観検査(3)（堰の配置、仕上げ及び外観確認）

系1：系統検査(1)（対象部品の系統確認）

容1：容量検査(1)（堰の容量確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*5

図-373　焼却溶融設備の工事フロー図（その2）

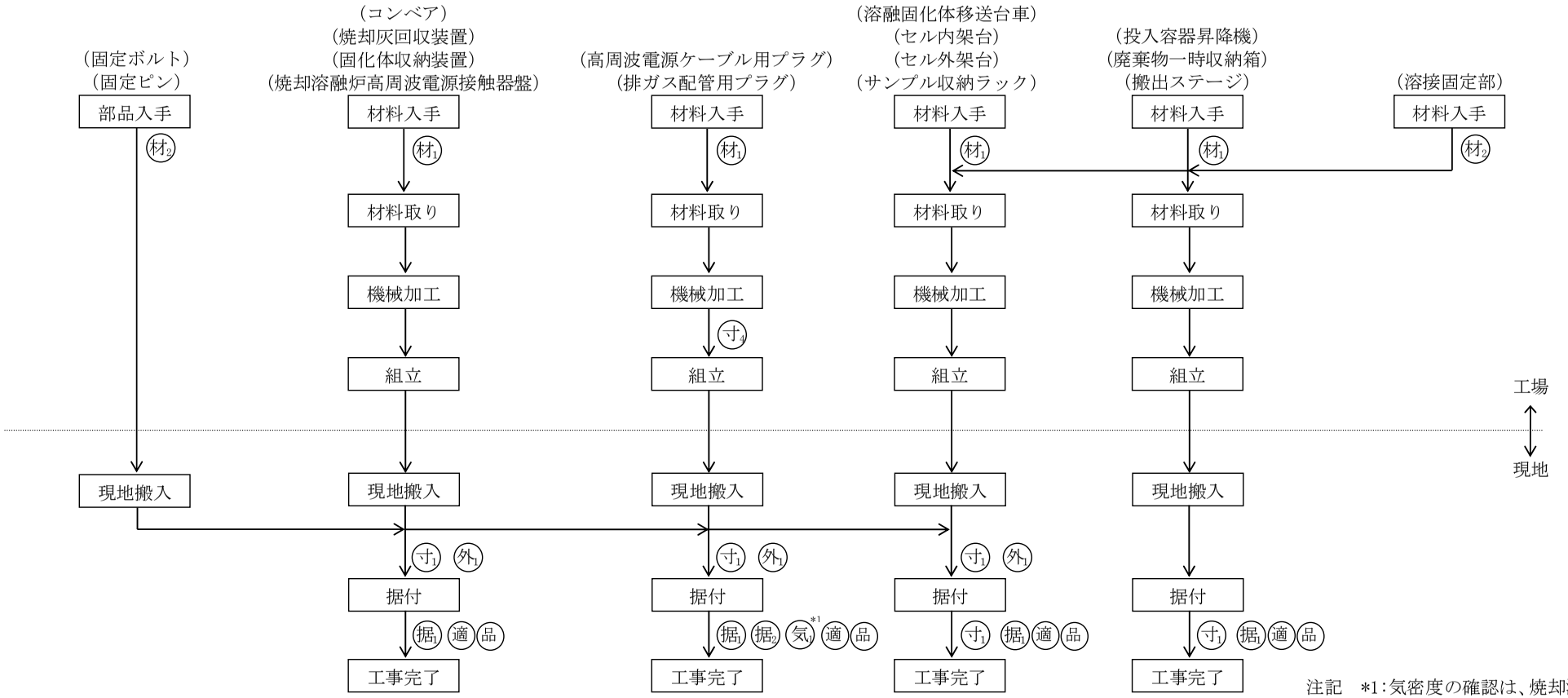

注記　*1：気密度の確認は、焼却溶融セルの各設備の据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の寸法確認）

寸4：寸法検査(4)（遮蔽体厚さの寸法確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

外1：外観検査(1)（車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト又は固定ピンの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の数量及び外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（遮蔽体の配置確認及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

図-374　焼却溶融設備の工事フロー図（その 3）

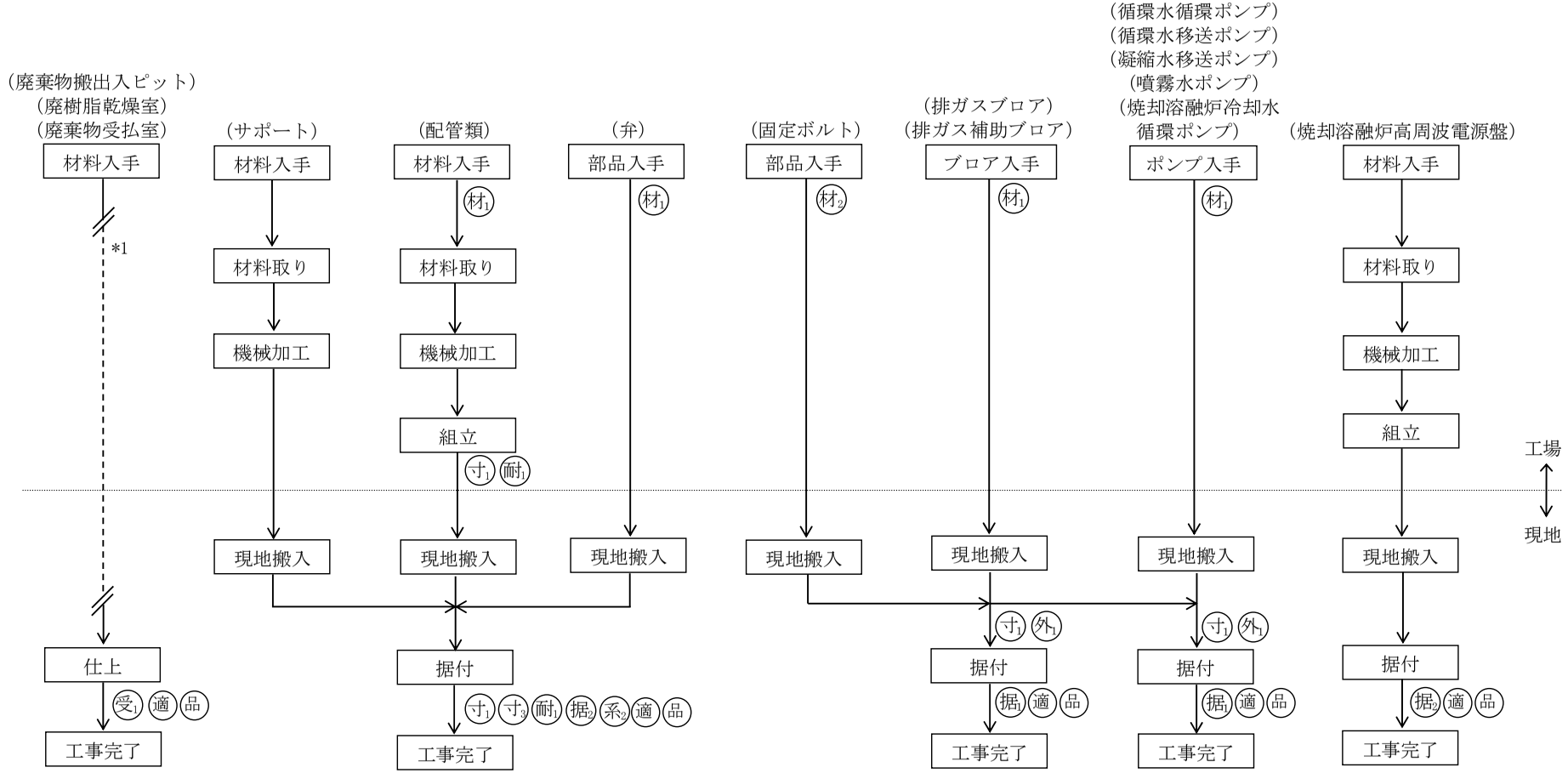

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）
材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）
寸1：寸法検査(1)（固定ボルトの寸法確認又は配管類の寸法確認）
寸3：寸法検査(3)（配管類の支持間隔の寸法確認）
外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*2

耐1：耐圧・漏えい検査(1)（対象部品の耐圧・漏えい確認）
据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認）
据2：据付・外観検査(2)（対象部品の配置確認及び外観確認）
系2：系統検査(2)（焼却溶融炉、排ガス処理装置及び配管類の系統確認）
受1：最大受入れ能力検査(1)（廃棄物搬出入ピット、廃樹脂乾燥室及び廃棄物受払室の最大受入れ能力の確認）

注記　*1：固体廃棄物減容処理施設建家の工事フロー図に同じ。
*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-375　焼却溶融設備の工事フロー図（その4）

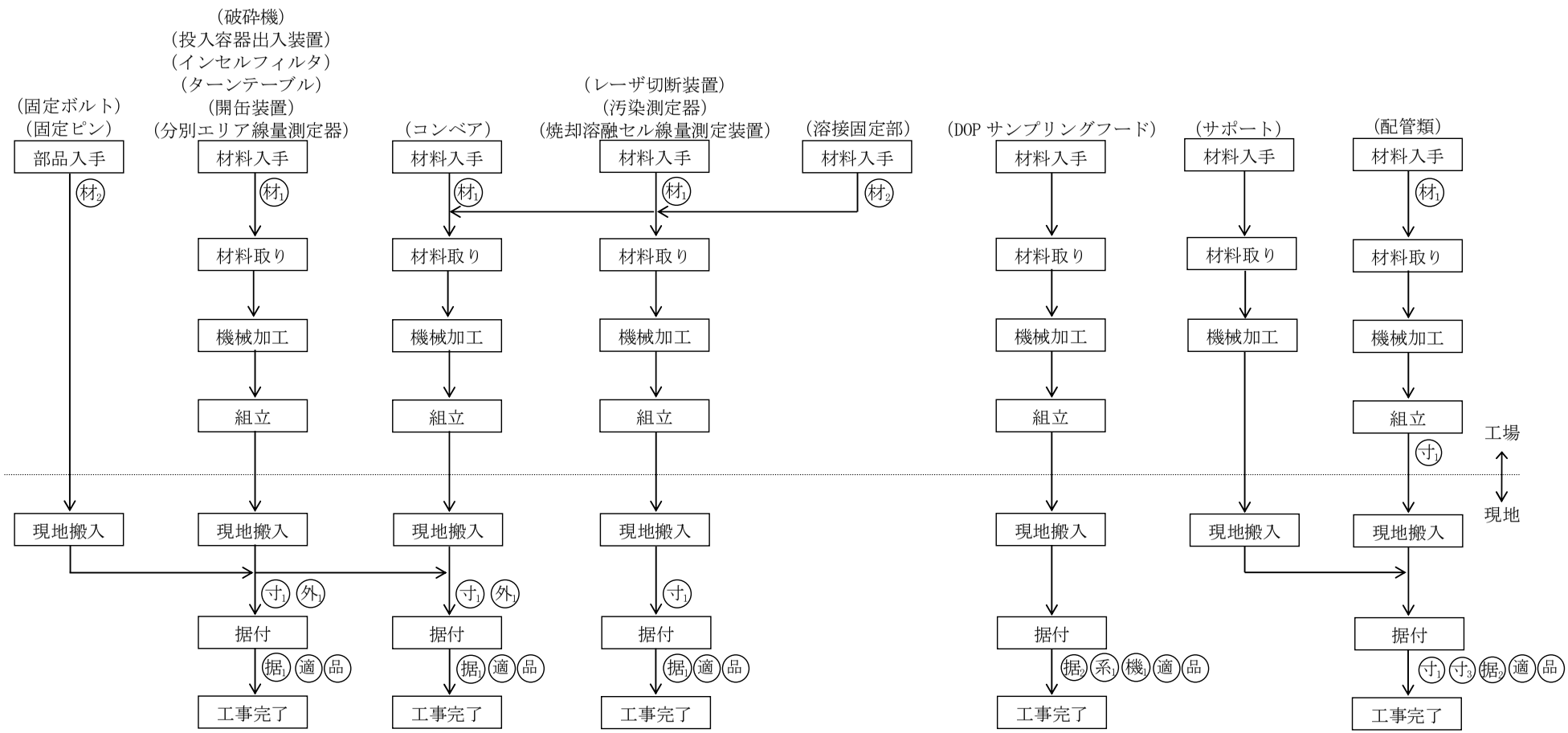

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト、固定ピン若しくは溶接固定部の寸法確認又は配管類の寸法確認）

寸3：寸法検査(3)（配管類の支持間隔確認）

外1：外観検査(1)（車輪（つば付き）のつば部、固定ボルト及び固定ピンの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに車輪（つば付き）、固定ボルト、固定ピン又は溶接固定部の数量及び外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（対象部品の配置確認及び外観確認）

系1：系統検査(1)（対象部品の系統確認）

機1：機能検査(1)（フード類の開口部の風速確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1:品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-376　固体系処理設備の工事フロー図

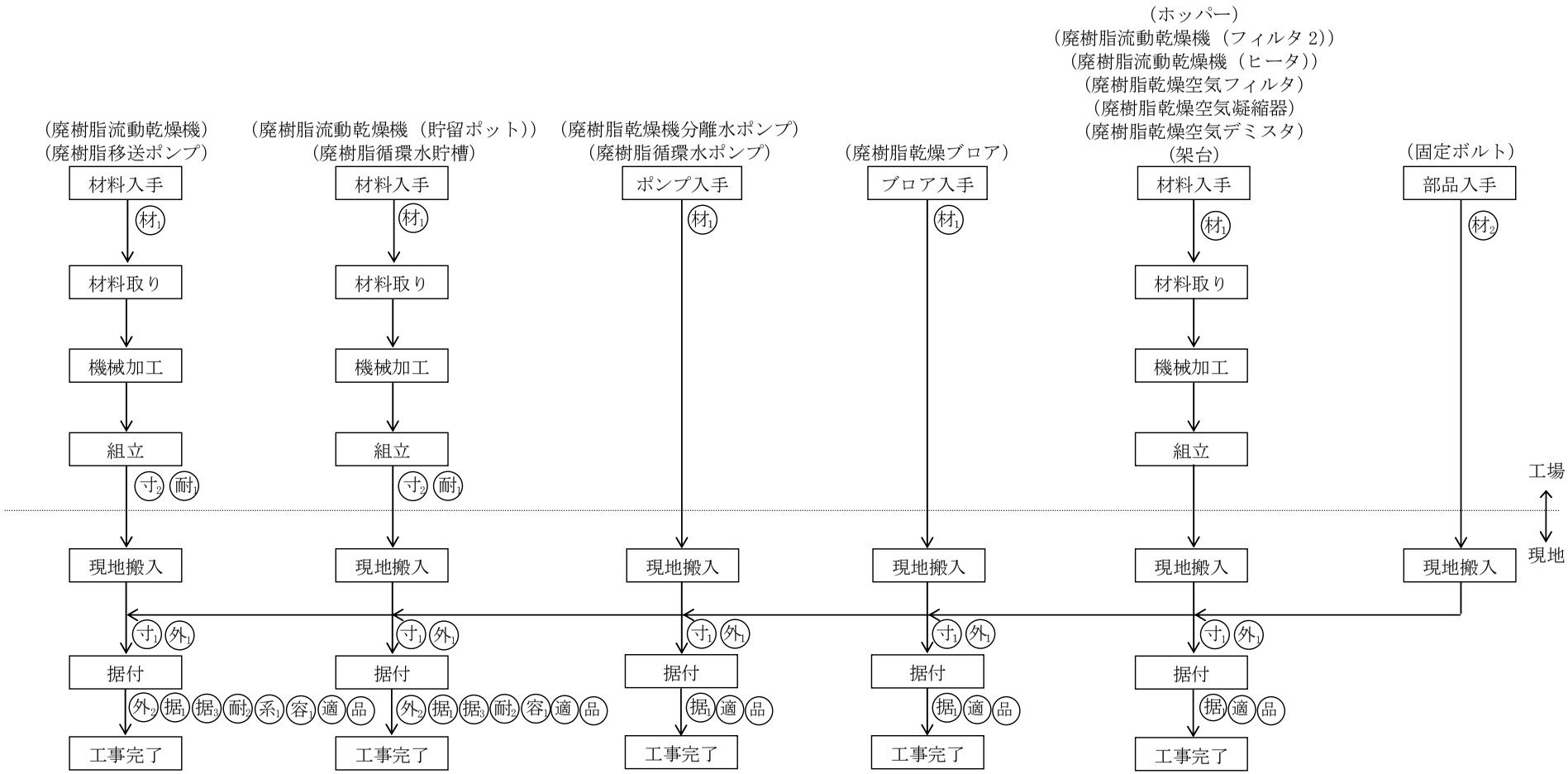

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）
材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）
寸1：寸法検査(1)（固定ボルトの寸法確認）
寸2：寸法検査(2)（対象部品の厚さの寸法確認）
外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）
外2：外観検査(2)（機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*1

据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認）
据3：据付・外観検査(3)（堰の配置並びに仕上げ及び外観確認）
耐1：耐圧・漏えい検査(1)（対象部品の耐圧・漏えい確認）
耐2：耐圧・漏えい検査(2)（系統の耐圧・漏えい確認）
系1：系統検査(1)（対象部品の系統確認）
容1：容量検査(1)（堰の容量確認）

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-377　廃樹脂乾燥設備の工事フロー図（その 1）

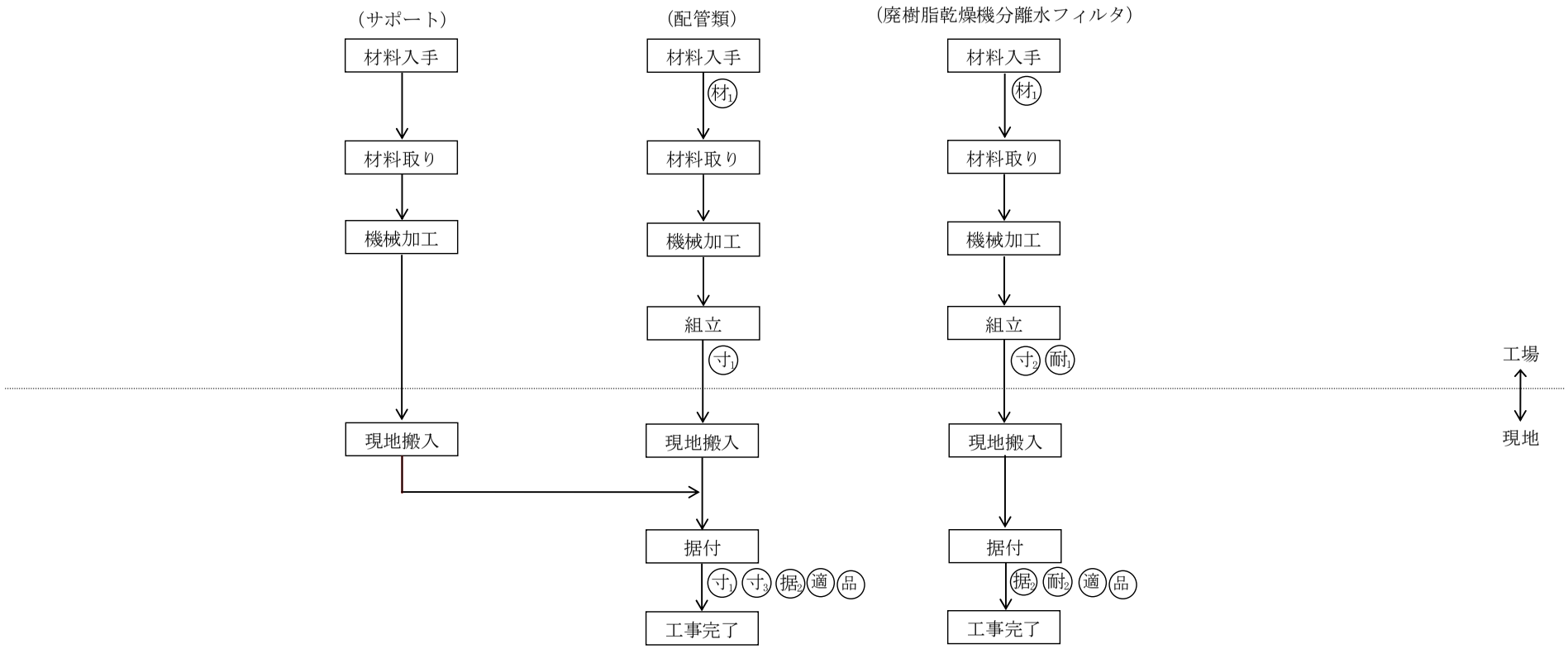

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（配管類の寸法確認）

寸2：寸法検査(2)（対象部品の厚さの寸法確認）

寸3：寸法検査(3)（配管類の支持間隔確認）

据2：据付・外観検査(2)（対象部品の配置確認及び外観確認）

耐1：耐圧・漏えい検査(1)（対象部品の耐圧・漏えい確認）

耐2：耐圧・漏えい検査(2)（系統の耐圧・漏えい確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-378　廃樹脂乾燥設備の工事フロー図（その2）

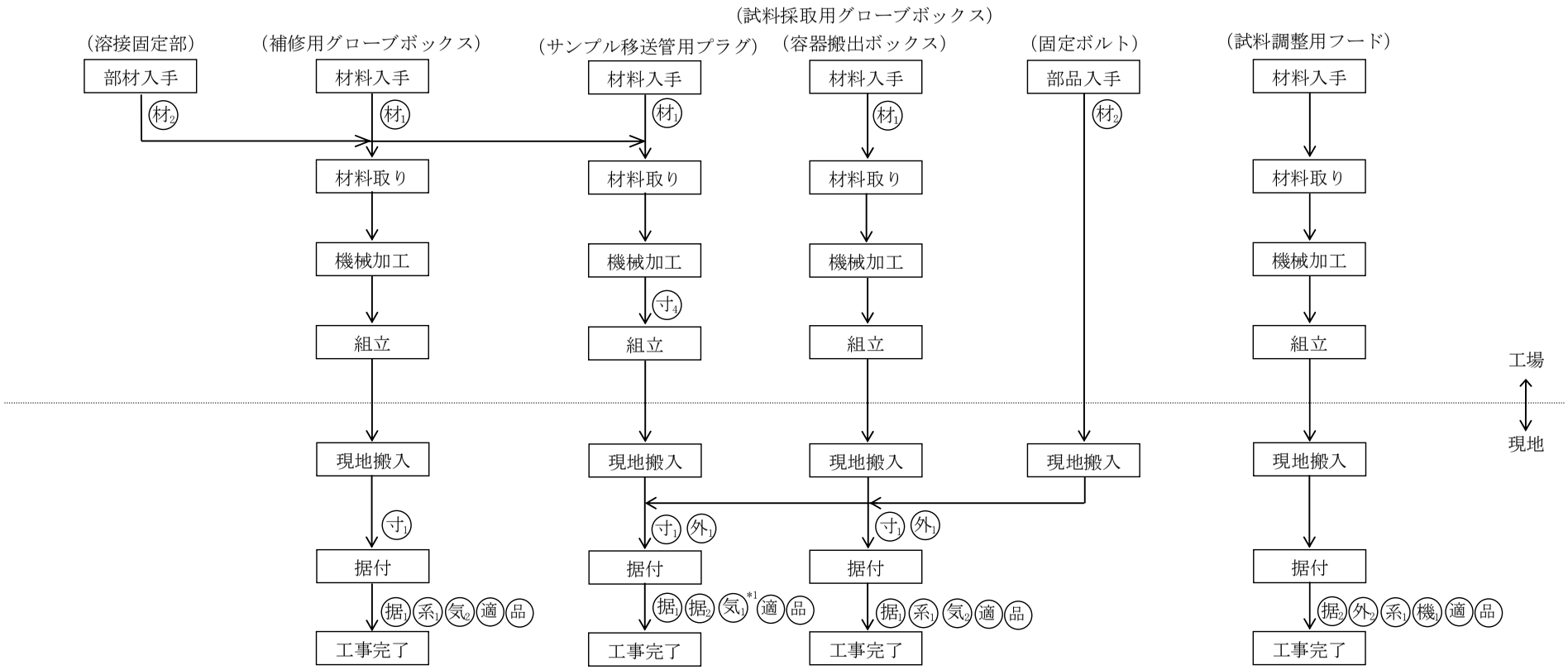

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルト又は溶接固定部の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（固定ボルト又は溶接固定部の寸法確認）

寸4：寸法検査(4)（遮蔽体の寸法確認）

据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルト又は溶接固定部の数量及び外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（対象部品の配置確認及び外観確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）

外2：外観検査(2)（機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認）

系1：系統検査(1)（対象部品の系統確認）

機1：機能検査(1)（フードの開口部の風速確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

気2：気密検査(2)（グローブボックスの気密度の確認）

注記　*1：気密度の確認は、焼却溶融セルの各設備の据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-379　分析設備の工事フロー図

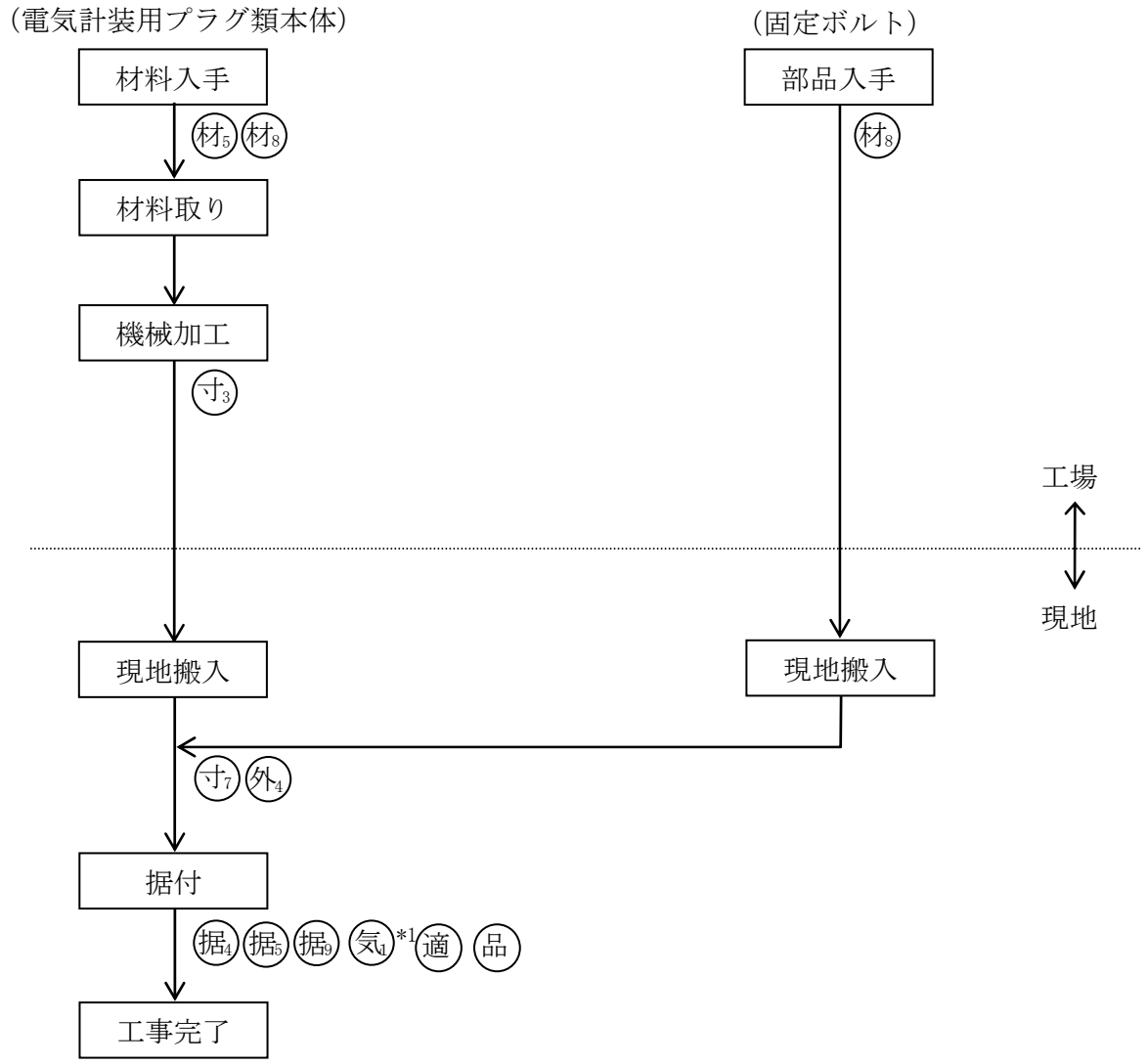

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材5：材料検査(5)（本体の材料確認）

材8：材料検査(8)（本体及び固定ボルトの材料確認）

寸3：寸法検査(3)（本体の厚さ確認）

寸7：寸法検査(7)（固定ボルトの寸法確認）

外4：外観検査(4)（固定ボルトの外観確認）

据4：据付・外観検査(4)（本体の配置及び外観確認）

据5：据付・外観検査(5)（本体の設置高さの確認）

据9：据付・外観検査(9)（固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-380　電気計装用プラグ類-1～電気計装用プラグ類-7 の工事フロー図

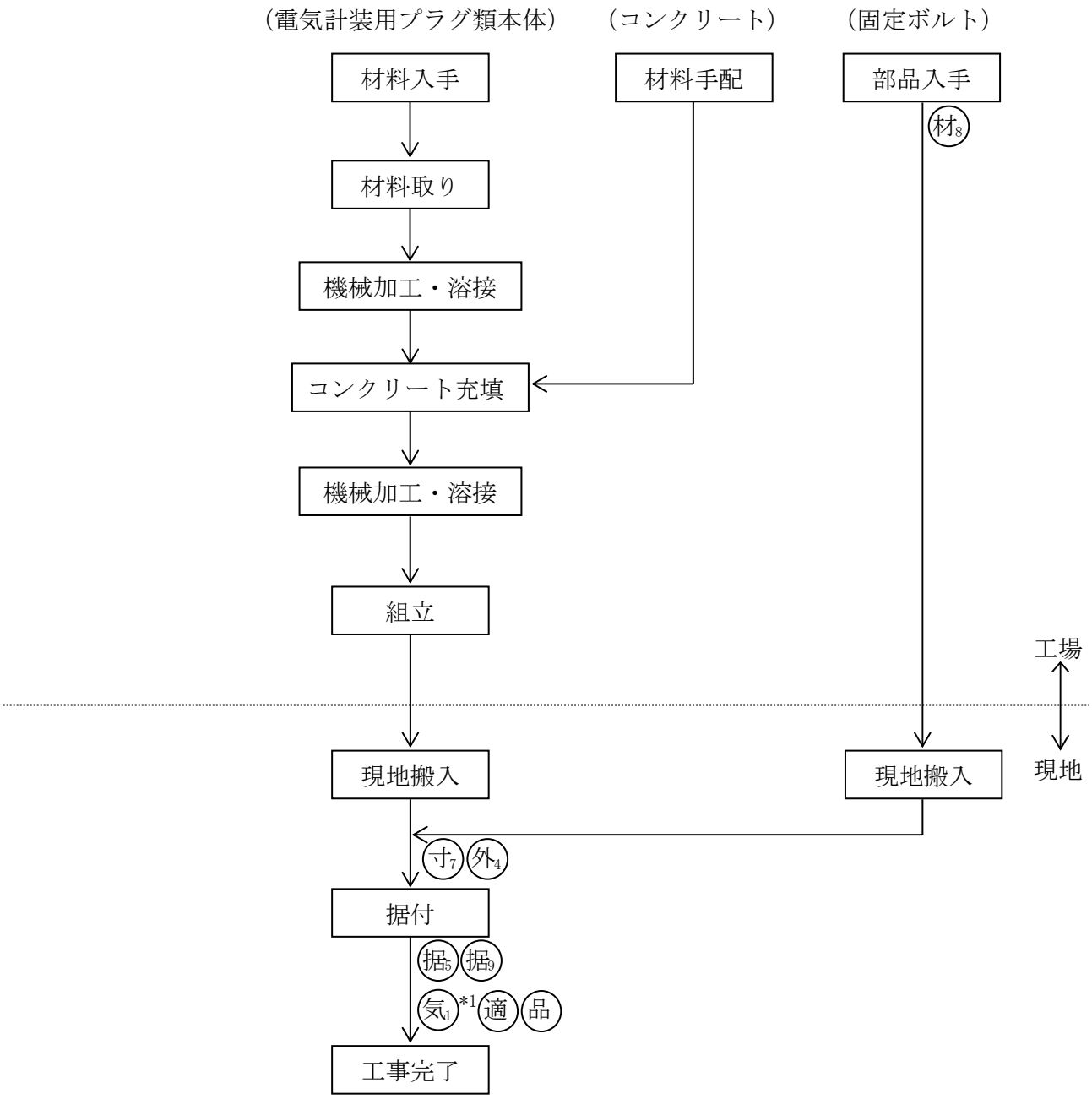

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材8：材料検査(8)（固定ボルトの材料確認）

寸7：寸法検査(7)（固定ボルトの寸法確認）

外4：外観検査(4)（固定ボルトの外観確認）

据5：据付・外観検査(5)（設置高さの確認）

据9：据付・外観検査(9)（固定ボルトの数量及び外観確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-381　電気計装用プラグ類-8～電気計装用プラグ類-9 の工事フロー図

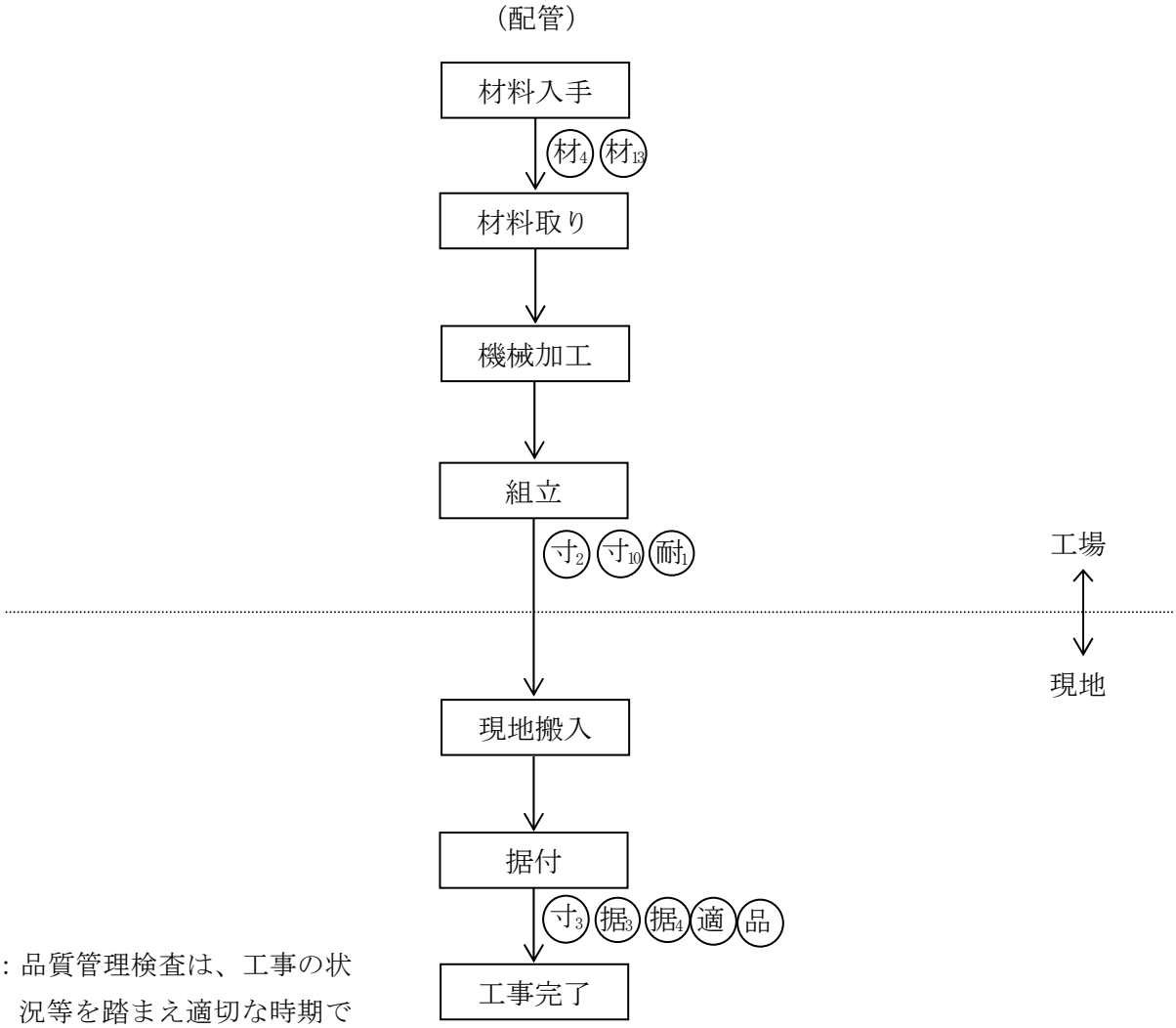

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材4：材料検査(4)　（配管の集合部の材料確認）
材13：材料検査(13)（配管の単管部の材料確認）
寸2：寸法検査(2)　（配管の集合部（SUSF316L 若しくは SUSF304）の厚さ確認）
寸3：寸法検査(3)　（配管の集合部（コンクリート）の厚さ確認）
寸10：寸法検査(10)（配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認）
耐1：耐圧・漏えい検査(1)（配管の単管部の耐圧・漏えい確認）
据3：据付・外観検査(3)（配管類（埋設部）配置及び外観確認）
据4：据付・外観検査(4)（配管類（埋設部）設置高さの確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*1

図-382　減容処理設備の配管類（埋設部）の工事フロー図

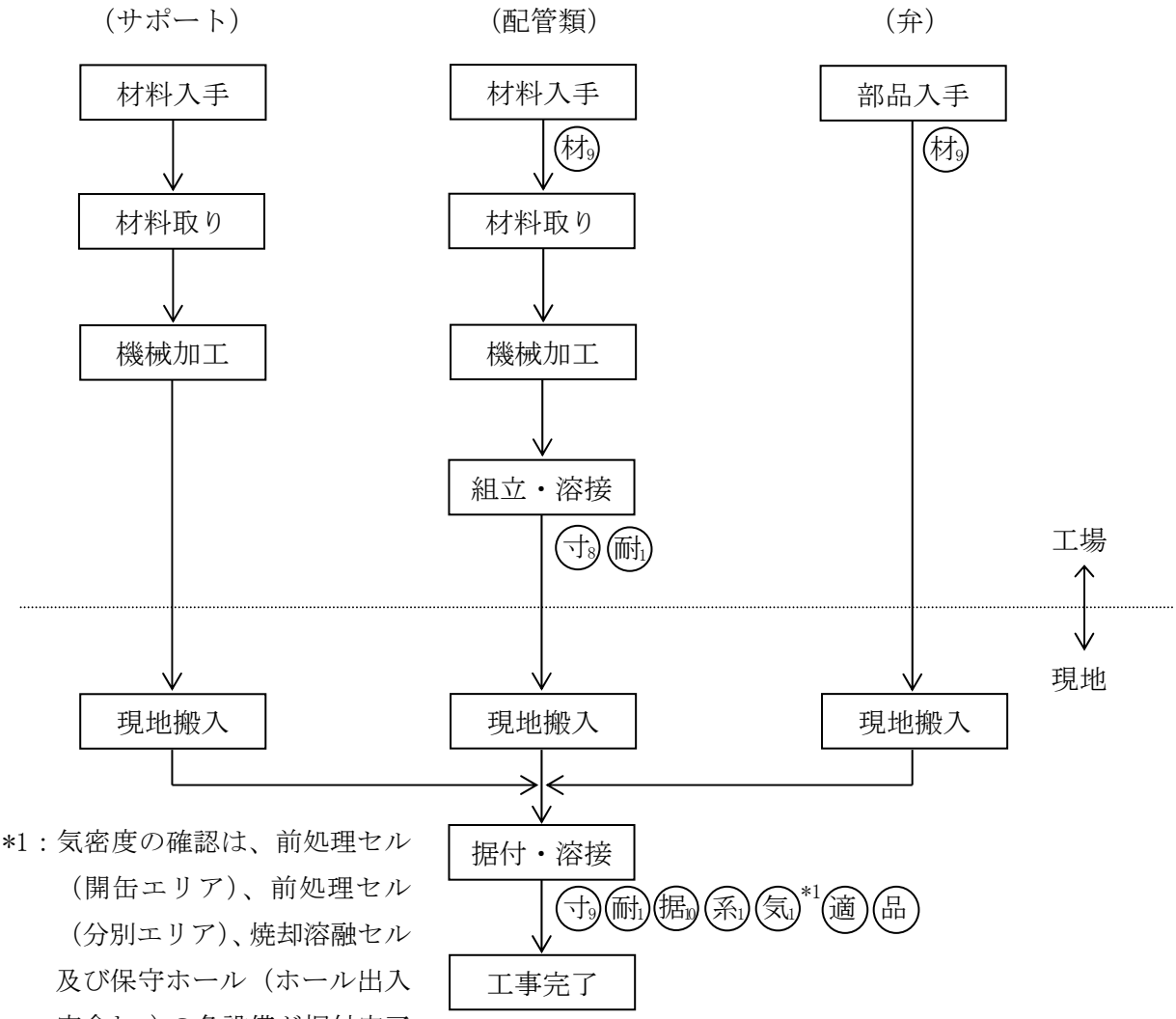

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材9：材料検査(9)（配管類の材料確認）

寸8：寸法検査(8)（配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認）

寸9：寸法検査(9)（配管類の支持間隔確認）

耐1：耐圧・漏えい検査(1)（配管類の耐圧・漏えい確認）

据10：据付・外観検査(10)（配管類の配置及び外観確認）

系1：系統検査(1)（配管類の系統確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-383　減容処理設備の配管類の工事フロー図

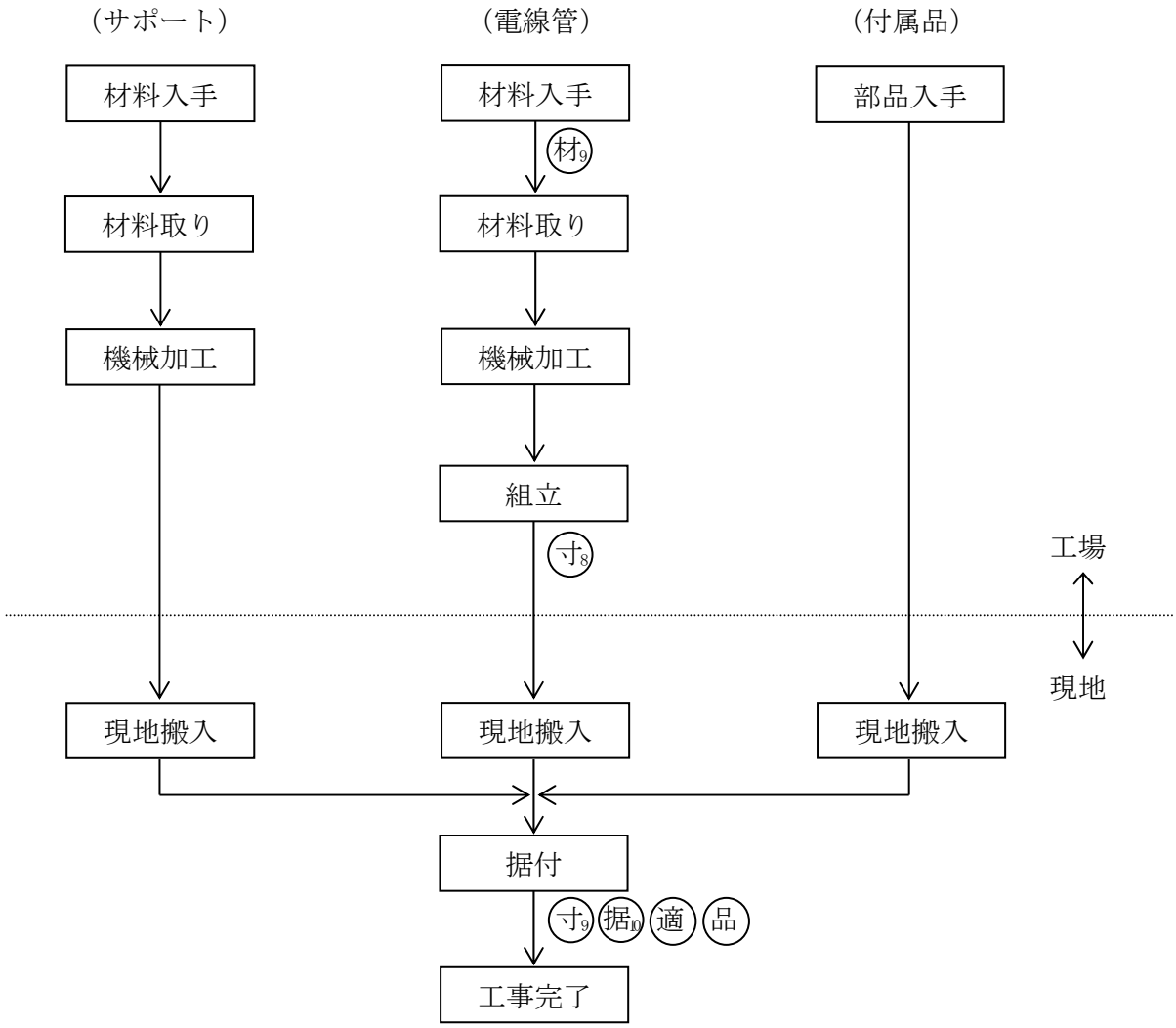

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材9：材料検査(9)（電線管の材料確認）
寸8：寸法検査(8)（電線管の外径確認）
寸9：寸法検査(9)（電線管の支持間隔確認）
据10：据付・外観検査(10)（電線管の配置及び外観確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*1

図-384　減容処理設備の電線管の工事フロー図

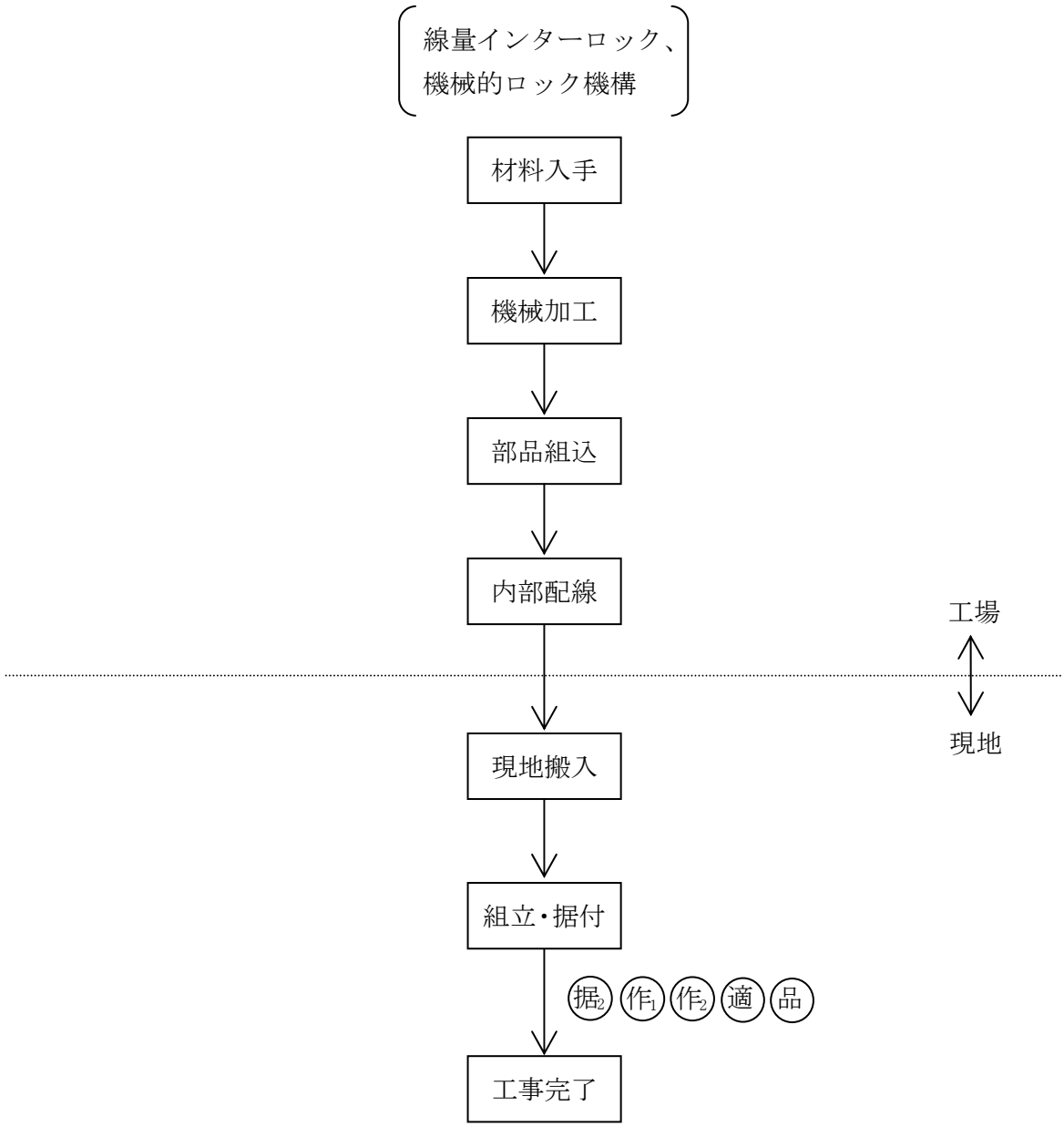

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

据2：据付・外観検査(2)（線量インターロック及び機械的ロック機構の配置及び外観確認）

作1：作動検査(1)（線量インターロックの作動確認）

作2：作動検査(2)（機械的ロック機構の作動確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

図-385　線量インターロック及び機械的ロック機構の工事フロー図

第 2 編　計測制御系統施設

目　次

頁

1.　計測制御系統施設の構成及び申請範囲　……　本-2-1

2.　準拠した法令、基準及び規格　……　本-2-5

3.　設計の基本方針　……　本-2-7

4.　設計　……　本-2-8

5.　工事の方法　……　本-2-51

1.　計測制御系統施設の構成及び申請範囲

計測制御系統施設は、次の各設備から構成される。

(1)　計測制御設備

(2)　集中監視設備

上記のうち、(1)　計測制御設備は、次の各設備から構成される。

1)　温度に関する計測制御設備

2)　圧力に関する計測制御設備

3)　液位等に関する計測設備

上記のうち、1)　温度に関する計測制御設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　β・γ焼却装置

(ﾛ)　α焼却装置

(ﾊ)　減容処理設備

また、2)　圧力に関する計測制御設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　β・γ焼却装置

(ﾛ)　分類セル

(ﾊ)　α焼却装置

(ﾆ)　αホール

(ﾎ)　封入セル

(ﾍ)　β・γ貯蔵セル

(ﾄ)　減容処理設備

また、3)　液位等に関する計測設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　処理済廃液貯槽

(ﾛ)　排水監視設備

(ﾊ)　廃液貯槽Ⅰ

(ﾆ)　廃液貯槽Ⅱ

(ﾎ)　廃棄物管理施設用廃液貯槽

(ﾍ)　セメント固化装置

(ﾄ)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽

また、(2)　集中監視設備は、次の各設備から構成される。

1)　温度に関する集中監視設備

2)　圧力に関する集中監視設備

3)　液位等に関する集中監視設備

上記のうち、1)　温度に関する集中監視設備は、次の設備から構成される。

(ｲ)　減容処理設備

また、2)　圧力に関する集中監視設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　β・γ焼却装置

(ﾛ)　分類セル

(ﾊ)　α焼却装置

(ﾆ)　αホール

(ﾎ)　封入セル

(ﾍ)　β・γ貯蔵セル

(ﾄ)　減容処理設備

また、3)　液位等に関する集中監視設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　処理済廃液貯槽

(ﾛ)　排水監視設備

(ﾊ)　廃液貯槽Ⅰ

(ﾆ)　廃液貯槽Ⅱ

(ﾎ)　廃棄物管理施設用廃液貯槽

(ﾍ)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽

また、上記の計測制御系統施設を収容する建物は、廃液処理棟、排水監視施設、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から構成される。

本編により申請する範囲は、(1)　計測制御設備の 1)　温度に関する計測制御設備のうち(ﾊ)　減容処理設備の焼却溶融炉及び排ガス処理装置､2)　圧力に関する計測制御設備のうち(ﾄ)　減容処理設備の搬出入室、前処理セル（開缶エリア)、前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル、保守ホール（ホール出入室含む。）及び焼却溶融炉、3)　液位等に関する計測設備のうち(ﾄ)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽並びに(2)　集中監視設備の 1)　温度に関する集中監視設備のうち(ｲ)　減容処理設備の焼却溶融炉､2)　圧力に関する集中監視設備のうち(ﾄ)　減容処理設備の前処理セル（開缶エリア)、前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル、保守ホール（ホール出入室含む。）及び焼却溶融炉､3)　液位等に関する集中監視設備のうち(ﾍ)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽である。

上記の計測制御設備の温度に関する計測制御設備は､減容処理設備のうち、焼却溶融炉及び排ガス処理装置の主要部又は流体の温度を監視及び制御し、必要に応じ記録するとともに、温度が異常に上昇した場合は警報を発し、必要に応じ過熱を防止するための設備である。

圧力に関する計測制御設備は、減容処理設備のうち、搬出入室、前処理セル（開缶エリア)、前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル、保守ホール（ホール出入室含む。）及び焼却溶融炉の負圧を監視及び制御し、必要に応じ記録するとともに、負圧が異常に低下した場合は警報を発し、必要に応じ負圧の異常を防止するための設備である。

液位等に関する計測設備は、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンクの液位を監視及び必要に応じ記録するとともに、液位が異常に上昇した場合は警報を発し、必要に応じ廃液の受入れを停止するための設備である。

また､集中監視設備の温度に関する集中監視設備は､減容処理設備のうち、焼却溶融炉の温度異常上昇に関する警報を、圧力に関する集中監視設備は、減容処理設備のうち､焼却溶融炉､前処理セル（開缶エリア)､前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の負圧異常低下に関する警報を、液位等に関する集中監視設備は、固体廃棄物減容処理

施設廃液貯槽のタンク液位の異常上昇及び漏えいに関する警報を集中的に表示するための設備である。

固体廃棄物減容処理施設の主要な警報を集中的に表示する集中監視設備は、固体廃棄物減容処理施設の運転監視室及びエントランスホールに設置する。

また、固体廃棄物減容処理施設の集中監視設備に集中的に表示する警報のうち、連続監視を必要とする前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の負圧異常低下に関する警報は、南門警備所に接続し、常時監視を行う。

計測制御系統施設は、固体廃棄物減容処理施設建家に設置する。

2.　準拠した法令、基準及び規格

本申請に係る計測制御系統施設の設計及び工事は、次の法令等に基づき行う。

・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）
・「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
・「消防法」（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
・「電気事業法」（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
・「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号）
・「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号）
・「労働安全衛生規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）
・「電離放射線障害防止規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号）
・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和 63 年 11 月 7 日総理府令第 47 号）
・「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 31 号）
・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号）
・「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 10 号）
・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号）
・「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和 53 年 9 月 29 日原子力委員会決定）
・「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」（昭和 55 年

11 月 6 日原子力安全委員会決定）

・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）

・「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」（日本電気協会）

・「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）」（日本電気協会）

・「電気設備の技術基準の解釈」（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）

・「日本産業規格（JIS）」（日本規格協会）

・「発電用原子力設備規格（JSME）」（日本機械学会）

・「機械工学便覧」（日本機械学会）

・「鋼構造設計規準」（日本建築学会）

・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）

・「電気規格調査会標準規格（JEC）」（電気学会）

・「内線規程（JEAC8001）」（日本電気協会）

・「日本電機工業会標準規格（JEM）」（日本電機工業会）

・「日本電線工業会規格（JCS）」（日本電線工業会）

・「建築設備耐震設計指針・同解説」（空気調和・衛生工学会）

・「建築設備耐震設計・施工指針」（日本建築センター）

・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（公共建築協会）

・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（公共建築協会）

・「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（公共建築協会）

・「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（公共建築協会）

・「機械設備工事監理指針」（公共建築協会）

・「電気設備工事監理指針」（公共建築協会）

なお、計測制御系統施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の準拠した法令、基準及び規格は、第 1 編の 2.　準拠した法令、基準及び規格の 2.1 固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

3.　設計の基本方針

3.1　固体廃棄物減容処理施設建家

計測制御系統施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計の基本方針は、第 1 編の 3.　設計の基本方針の 3.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

3.2　計測制御系統施設

計測制御系統施設の設計の基本方針は、第 1 編の 3.　設計の基本方針の 3.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.　設計

4.1　固体廃棄物減容処理施設建家

計測制御系統施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計は、第1編の4.　設計の4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.2　計測制御系統施設

計測制御系統設備の設計は、第1編の4.　設計の4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

(1)　本申請に係る計測制御設備の焼却溶融炉及び排ガス処理装置の温度に関する計測制御設備、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及び焼却溶融炉の圧力に関する計測制御設備、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の液位等に関する計測設備及び集中監視設備の設計条件及び仕様を表-1～表-3、表-5～表-6 に、圧力に関する計測制御設備に係る配管類の支持間隔を表-4に示す。また、計測制御設備の各機器を適切に使用又は運転するために、適宜、付表　保守用品に示す要求水準を満足した保守用品と交換する。

(2)　本申請に係る計測制御設備の焼却溶融炉及び排ガス処理装置の温度に関する計測制御設備、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及び焼却溶融炉の圧力に関する計測制御設備、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の液位等に関する計測設備及び集中監視設備の配置図、概略図、系統図及び配管類の支持間隔を図-1～図-20 に示す。

表-1　温度に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様

(1)　焼却溶融炉内排ガス温度

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>焼却溶融炉内排ガス温度
（30-TE-05）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>焼却溶融炉内排ガス温度の監視並びに制御、記録及び温度異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="9">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>SK 型熱電対
（JIS C 1605　クラス 1）</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～800 ℃</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>温度が所定の値（680℃）を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>焼却溶融炉内の排ガス温度値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>温度が所定の値（680℃）を上回ったとき、高周波電源接触器を開放する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-1、図-9</td></tr>
</table>

(2)　2 次燃焼器出口排ガス温度

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>2 次燃焼器出口排ガス温度
（30-TE-06）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>2 次燃焼器出口排ガス温度の監視並びに制御、記録及び温度異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>SK 型熱電対
（JIS C 1605　クラス 2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～1200 ℃</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>温度が所定の値（930℃）を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>2 次燃焼器出口の排ガス温度値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>温度が所定の値（930℃）を上回ったとき、2 次燃焼器ヒータを停止し、高周波電源接触器を開放する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-1、図-10</td></tr>
</table>

(3)　排ガス冷却器出口排ガス温度

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>排ガス冷却器出口排ガス温度
（30-TE-08）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>排ガス冷却器出口排ガス温度の監視並びに制御、記録及び温度異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>SK 型熱電対
（JIS C 1605　クラス 1）</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～800 ℃</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>温度が所定の値（230℃）を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>排ガス冷却器出口の排ガス温度値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>温度が所定の値（230℃）を上回ったとき、2 次燃焼器ヒータを停止し、高周波電源接触器を開放する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-1、図-10</td></tr>
</table>

(4)　溶湯漏えい検知

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>溶湯漏えい温度
（30-XE-01）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>溶湯漏えい温度の監視及び温度異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>SK 型熱電対
（JIS C 1605　クラス 2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～1100 ℃</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>温度が所定の値を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>通路-02B
焼却溶融排ガス系現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>溶湯漏えい温度値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>温度が所定の値（900℃）を上回ったとき、高周波電源接触器を開放する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-1、図-9</td></tr>
</table>

(5)　焼却溶融排ガス系現場制御盤

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		通路-02B （30-CP-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	壁掛型
	主要寸法	焼却溶融排ガス系現場制御盤　　： （縦）800×（横）1500×（高さ）2200 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	焼却溶融排ガス系現場制御盤　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：24 本
	機器質量	1300kg
図		図-1、図-5、図-9～図-10

表-2　圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様

(1)　搬出入室の負圧

信号の種類 （番　　号）			搬出入室内負圧 （dPT-1111C）
設計条件	耐震クラス		B
	機　　能		搬出入室の室内負圧の監視並びに制御、記録及び所定の値に達した場合の警報作動
仕様	型　　式		電子式
	監視・制御範囲		0～-1000 Pa
	指示精度		±1%以下（FS に対して）
	警報	警報条件	室内の負圧が所定の値に達したとき。
		設定範囲	指示範囲の 0～100 %
		表示場所	操作室 負圧監視盤(1)
	記　　録		搬出入室の室内負圧値
	安全制御機構		－
	主要寸法		固定ボルト　： （呼び径）M10
	主要材料		固定ボルト　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量		固定ボルト　：　4 本
図			図-2、図-13

(2)　前処理セル（開缶エリア）の負圧

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>前処理セル（開缶エリア）内負圧
（dPT-1101C）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>前処理セル（開缶エリア）のセル内負圧の監視並びに制御、記録及び所定の値に達した場合の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="11">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>電子式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～-1000 Pa</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±1%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>セル内の負圧が所定の値に達したとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>操作室
負圧監視盤(1)</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>前処理セル（開缶エリア）のセル内負圧値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要寸法</td><td>固定ボルト　　：
（呼び径）M10</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要材料</td><td>固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定ボルトの数量</td><td>固定ボルト　　：４本</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-2、図-13</td></tr>
</table>

(3)　前処理セル（分別エリア）の負圧

信号の種類 （番　　号）			前処理セル（分別エリア）内負圧 （dPT-1102C）
設計条件	耐震クラス		B
	機　　能		前処理セル（分別エリア）のセル内負圧の監視並びに制御、記録及び所定の値に達した場合の警報作動
仕様	型　　式		電子式
	監視・制御範囲		0～-1000 Pa
	指示精度		±1%以下（FS に対して）
	警報	警報条件	セル内の負圧が所定の値に達したとき。
		設定範囲	指示範囲の 0～100 %
		表示場所	操作室 負圧監視盤(1)
	記　　録		前処理セル（分別エリア）のセル内負圧値
	安全制御機構		－
	主要寸法		固定ボルト　　： （呼び径）M10
	主要材料		固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量		固定ボルト　　：　4 本
図			図-2、図-13

(4)　焼却溶融セルの負圧

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>焼却溶融セル内負圧
（dPT-1001C）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>焼却溶融セルのセル内負圧の監視並びに制御、記録及び所定の値に達した場合の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="12">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>電子式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～-1000 Pa</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±1%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>セル内の負圧が所定の値に達したとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>操作室
負圧監視盤(1)</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>焼却溶融セルのセル内負圧値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要寸法</td><td>固定ボルト　　：
（呼び径）M10</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要材料</td><td>固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定ボルトの数量</td><td>固定ボルト　　：４本</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-2、図-13</td></tr>
</table>

(5)　保守ホールの負圧

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>保守ホール内負圧
（dPT-1201C）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>保守ホールのホール内負圧の監視並びに制御、記録及び所定の値に達した場合の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="12">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>電子式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>0～-1000 Pa</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±1%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>ホール内の負圧が所定の値に達したとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>ホール操作室
負圧監視盤(2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>保守ホールのホール内負圧値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要寸法</td><td>固定ボルト　　：
（呼び径）M10</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要材料</td><td>固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定ボルトの数量</td><td>固定ボルト　　：4 本</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-3、図-14</td></tr>
</table>

(6)　焼却溶融炉内の負圧

信号の種類 （番　　号）			焼却溶融炉内負圧 （30-PT-01）
設計条件	耐震クラス		B
	機　　能		焼却溶融炉内負圧の監視並びに記録及び圧力異常検知時の警報作動
仕様	型　　式		電子式
	監視・制御範囲		-30～10 kPa
	指示精度		±2%以下（FS に対して）
	警報	警報条件	負圧が所定の値を上回ったとき。
		設定範囲	指示範囲の 0～100 %
		表示場所	通路-02B 焼却溶融排ガス系現場制御盤
	記　　録		焼却溶融炉内の負圧値
	安全制御機構		負圧が所定の値を上回ったとき、高周波電源接触器を開放する。
	主要寸法		固定ボルト　： （呼び径）M8
	主要材料		固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
	固定ボルトの数量		固定ボルト　：　4 本
図			図-1、図-10

(7)　負圧監視盤(1)

基　　数		1
設置場所		操作室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	壁掛型
	主要寸法	負圧監視盤(1)　　： （縦）350×（横）800×（高さ）1100 mm 固定ボルト　　： （呼び径）M16
	主要材料	負圧監視盤(1)　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	188kg
図		図-2、図-6、図-13

(8)　負圧監視盤(2)

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>ホール操作室</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="5">仕様</td><td>型　　式</td><td>壁掛型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>負圧監視盤(2)　　：
（縦）350×（横）800×（高さ）1100 mm
固定ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>負圧監視盤(2)　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
固定ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>固定ボルトの数量</td><td>固定ボルト　　：８本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>174kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-3、図-7、図-14</td></tr>
</table>

表-3　圧力に関する計測制御設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　配管類（1/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径	呼び厚さ	
導圧配管	焼却溶融セルとの接続部から計測器*1	空気	40	0.006（外圧）	B	10A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-10

注記　*1：導圧配管は通路-02B 及び洗浄水処理室に設置する。

(2)　配管類（2/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径	呼び厚さ	
導圧配管	他設備との接続部、各室及び屋上から計器*1	空気	40	0.007（外圧）	B	15A	Sch10S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
						25A	Sch10S	

系統図：図-13～図-14、図-16～図-20

注記　*1：導圧配管は操作室、B 更衣室、排ガス処理室、DPES2(2)、ホール操作室、補修室(2)、サービスエリア、通路-22B、給気機械室及び屋上に設置する。

表-4　圧力に関する計測制御設備に係る配管類の支持間隔

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
10A	Sch40	SUS304TP	40	1.32
15A	Sch10S	SUS304TP	40	1.57
25A	Sch10S	SUS304TP	40	1.98

注記　*1：定ピッチスパン法を適用できない箇所については、図-16～図-20参照

また、直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

表-5　液位等に関する計測設備に係る設計条件及び仕様

(1)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク液位

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>廃液受入タンク液位　　（40-LT-04）
洗浄塔廃液タンク A 液位（40-LT-01）
洗浄塔廃液タンク B 液位（40-LT-02）
液体廃棄物 A タンク液位（40-LT-03）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>廃液貯槽のタンク類の液位の監視並びに記録及び液位異常検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="9">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>超音波式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>廃液受入タンク液位　　：200～1000 mm
洗浄塔廃液タンク A 液位　　：200～2200 mm
洗浄塔廃液タンク B 液位　　：200～2200 mm
液体廃棄物 A タンク液位　　：300～2000 mm</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±2%以下（FS に対して）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>液位が所定の値（公称容量の 90%）を上回ったとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>指示範囲の 0～100 %</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>排気機械室
　廃液貯槽現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　　録</td><td>タンクの液位値</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>各貯槽について次の動作を行う。
廃液受入タンク液位　　：
　廃液入口弁（40-AV-101）閉
洗浄塔廃液タンク A 液位　　：
　廃液入口弁（40-AV-001）閉
洗浄塔廃液タンク B 液位　　：
　廃液入口弁（40-AV-021）閉
液体廃棄物 A タンク液位　　：
　廃液入口弁（40-AV-042、40-AV-044、40-AV-105）閉</td></tr>
</table>

仕様	主要寸法	固定ボルト　：（呼び径）M16
	主要材料	固定ボルト　： JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
	固定ボルトの数量/台	固定ボルト　：8 本/台
図		図-1、図-11

(2)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク漏えい検知

<table>
<tr><td colspan="3">信号の種類
（番　　号）</td><td>廃液受入タンク漏えい　　（40-XS-06）
洗浄塔廃液タンクＡ漏えい（40-XS-01）
洗浄塔廃液タンクＢ漏えい（40-XS-02）
液体廃棄物Ａタンク漏えい（40-XS-04）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　　能</td><td>廃液貯槽のタンク類からの漏えい検知時の警報作動</td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕様</td><td colspan="2">型　　式</td><td>抵抗式</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視・制御範囲</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>警報条件</td><td>漏水を検知したとき。</td></tr>
<tr><td>設定範囲</td><td>－</td></tr>
<tr><td>表示場所</td><td>排気機械室
　廃液貯槽現場制御盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全制御機構</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">数　　量</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="3">図</td><td>図-1、図-12</td></tr>
</table>

(3)　廃液貯槽現場制御盤

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （40-CP-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	壁掛型
	主要寸法	廃液貯槽現場制御盤　　： （縦）600×（横）1600×（高さ）2200 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	廃液貯槽現場制御盤　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：24 本
	機器質量	1200kg
図		図-1、図-8、図-11～図-12

表-6　集中監視設備に係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>運転監視室
エントランスホール</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td>警報表示項目</td><td>警報連絡盤
温度異常上昇　：焼却溶融炉
負圧異常低下　：
焼却溶融炉、前処理セル（開缶エリア）、
前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、
保守ホール
タンク液位異常上昇　：
固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽
タンク液位漏えい　：
固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽</td></tr>
<tr><td>構成品</td><td>警報連絡盤</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-2～図-4、図-15</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td>集中的に表示する警報のうち、連続監視を必要とする前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の負圧異常低下に関する警報を南門警備所に接続し、常時監視を行う設計とする。</td></tr>
</table>

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-1　計測制御系統施設配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-2　計測制御系統施設配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-3　計測制御系統施設配置図（2階）

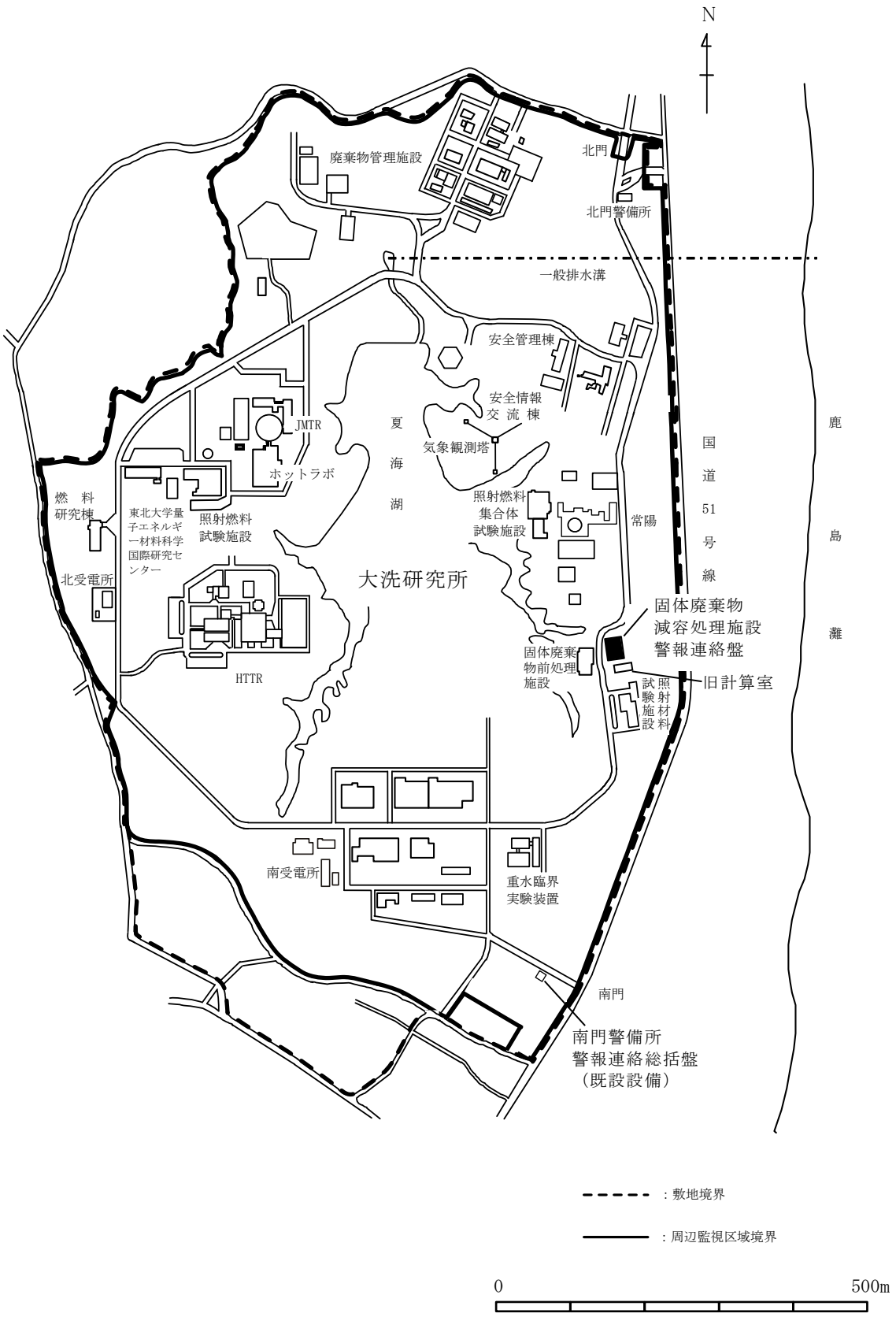

図-4　計測制御系統施設配置図（大洗研究所内）

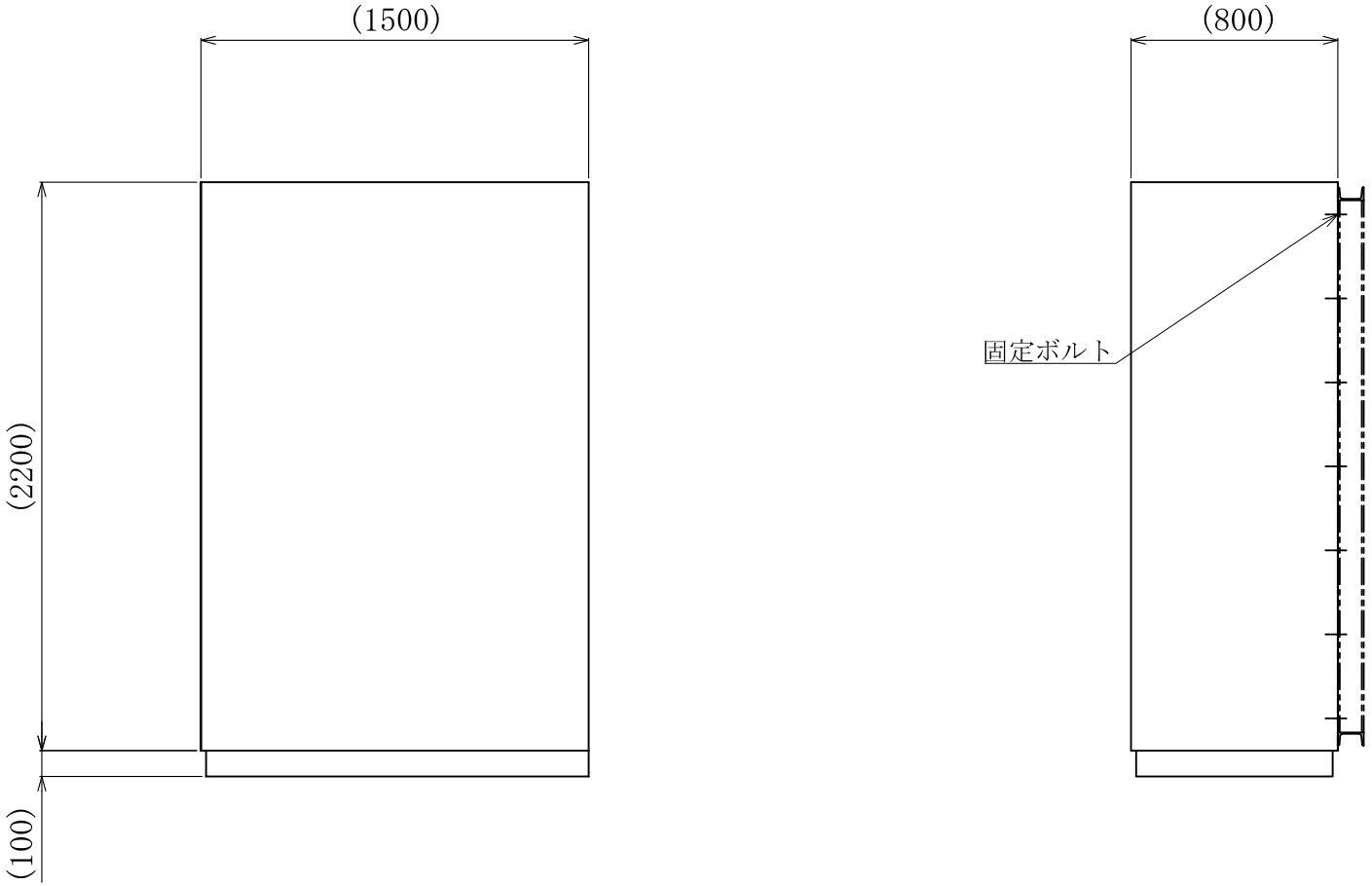

図-5　計測制御設備の焼却溶融排ガス系現場制御盤の概略図

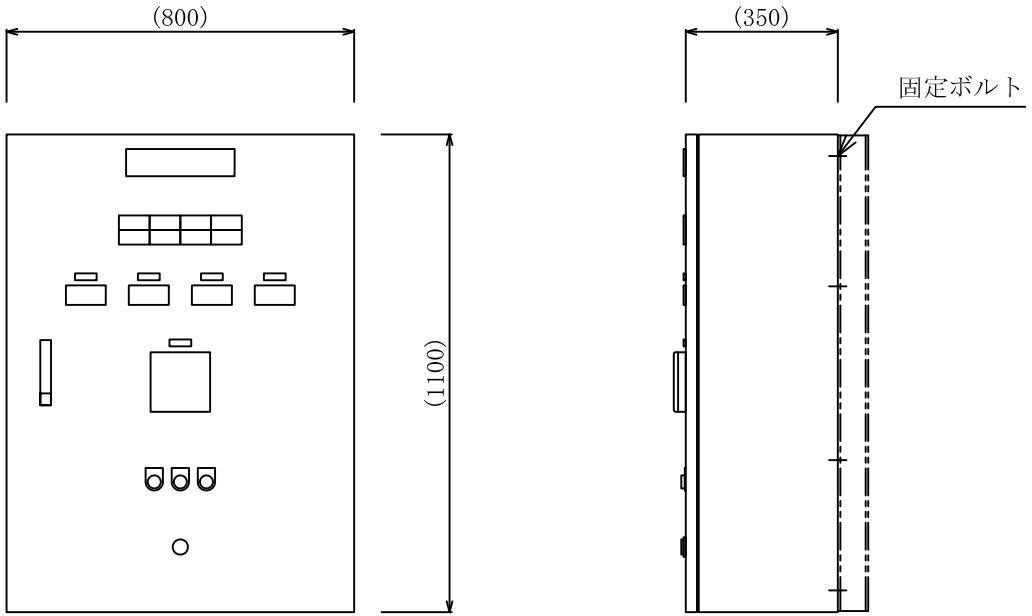

図-6　計測制御設備の負圧監視盤(1)の概略図

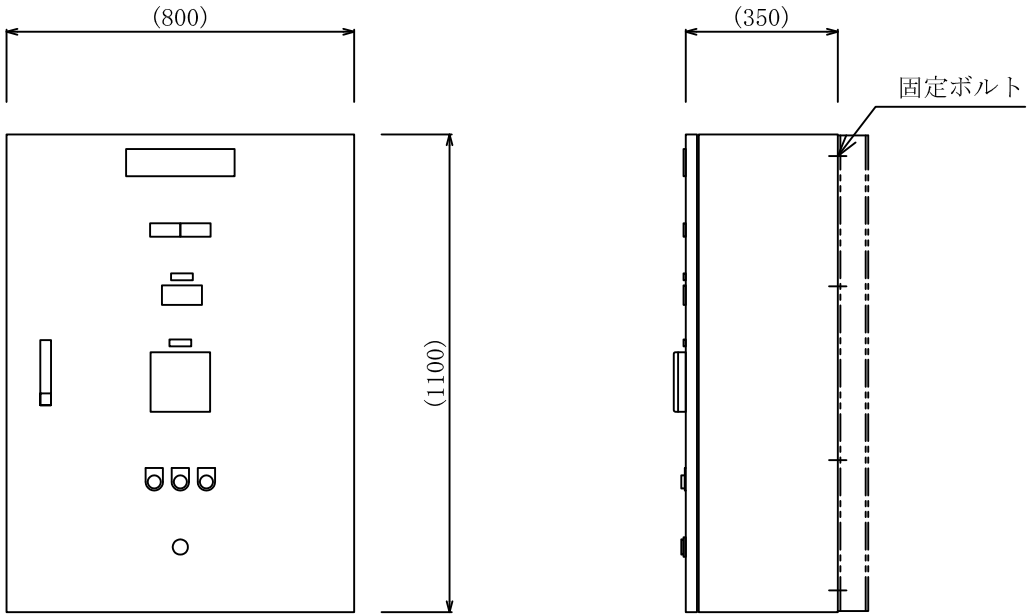

図-7　計測制御設備の負圧監視盤(2)の概略図

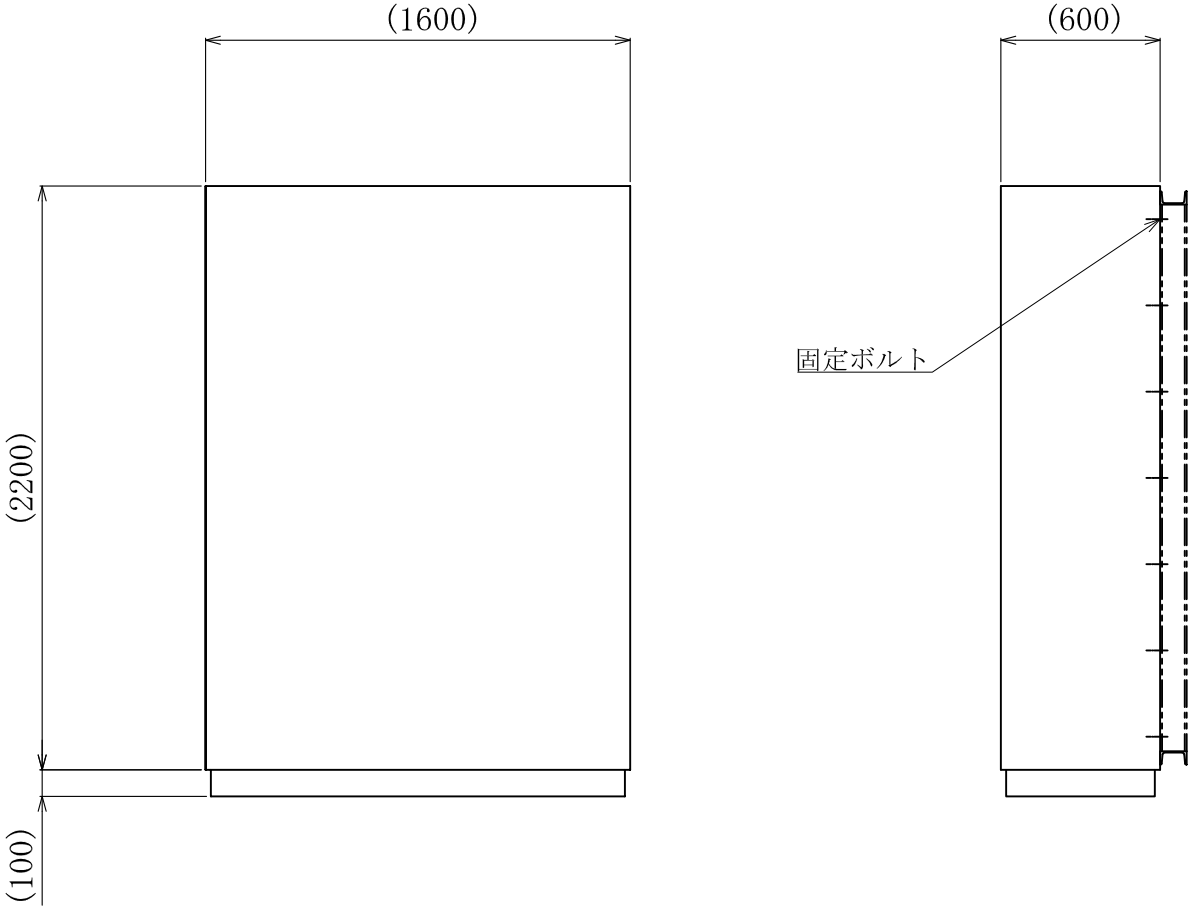

図-8　計測制御設備の廃液貯槽現場制御盤の概略図

計測制御設備系統図凡例

シンボル	名　　称	シンボル	名　　称
＊３ ＊１ ＊２	検出 ＊１：計器、スイッチ類のタグNo.を示す。 ＊２：計器、スイッチ類の形式を示す。 ＊３：設備コードを示す。	――――	論理信号
DB	ディストリビュータ		ソフトウェアリンク
IS	アイソレータ	PLC	プログラマブルロジックコントローラ (シーケンサ)
mV/V	熱電対信号変換器	GOT	液晶タッチパネル式操作表示器
Ω/V	測温抵抗体信号変換器	DI	デジタル入力
/	その他信号変換器 ＊：信号種類を示す。	DO	デジタル出力
X H/ H Y	信号モニタ、警報設定器（上限） X≧Hのとき、Y="1"	AI	アナログ入力
X /L L Y	信号モニタ、警報設定器（下限） X≦Lのとき、Y="1"	AO	アナログ出力
X ＝ K Y	信号モニタ（等値） X＝Kのとき、Y="1"	61F	フロートレスリレー (電極棒を接続し液位判定を行う。)
＊	表示又は表示灯 ＊：W-白、R-赤 Y-黄、G-緑		導圧配管
	指示又は指示計	R	記録計
*1 A	警報表示又は警報表示灯 *1：HH、H、L、LL	―－―	他設備
―――	アナログ信号	―－－―	申請範囲外

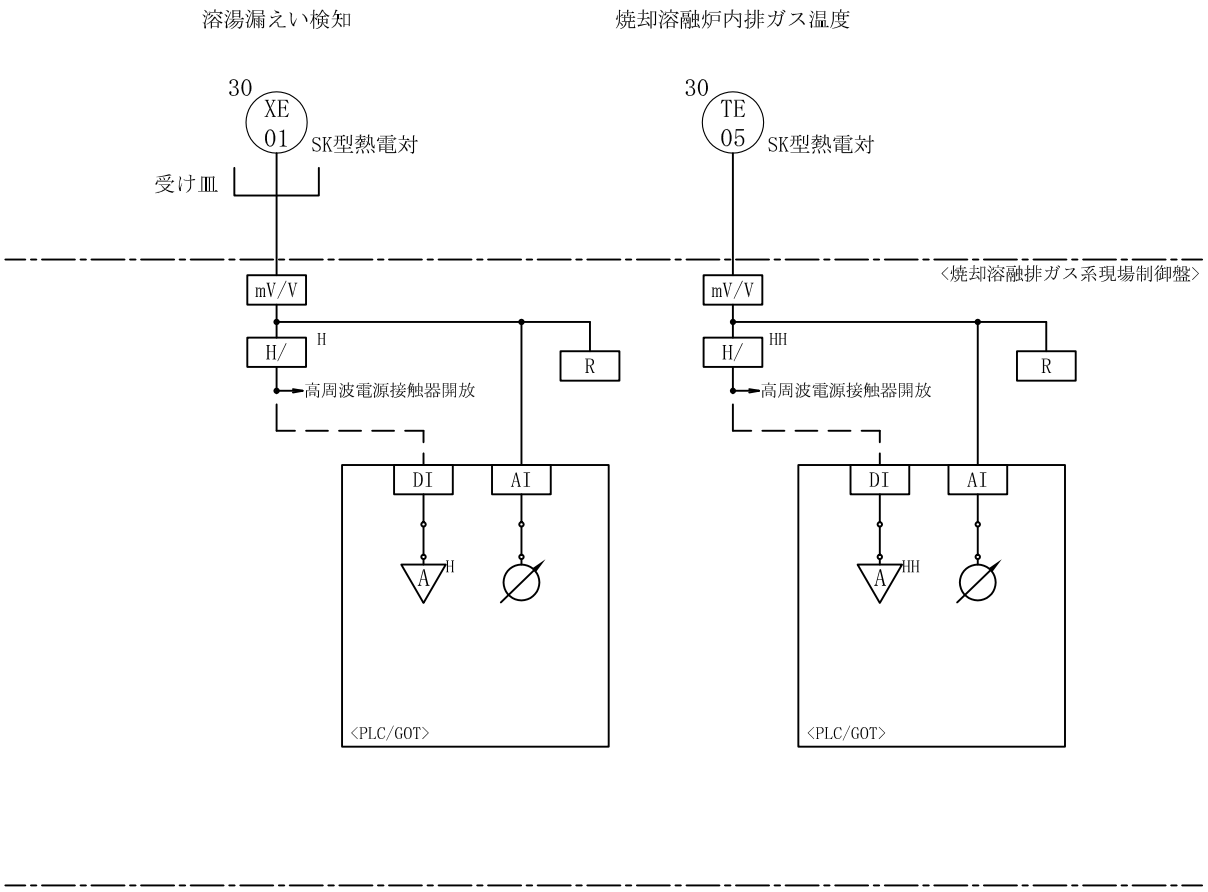

図-9　計測制御設備系統図（その1）

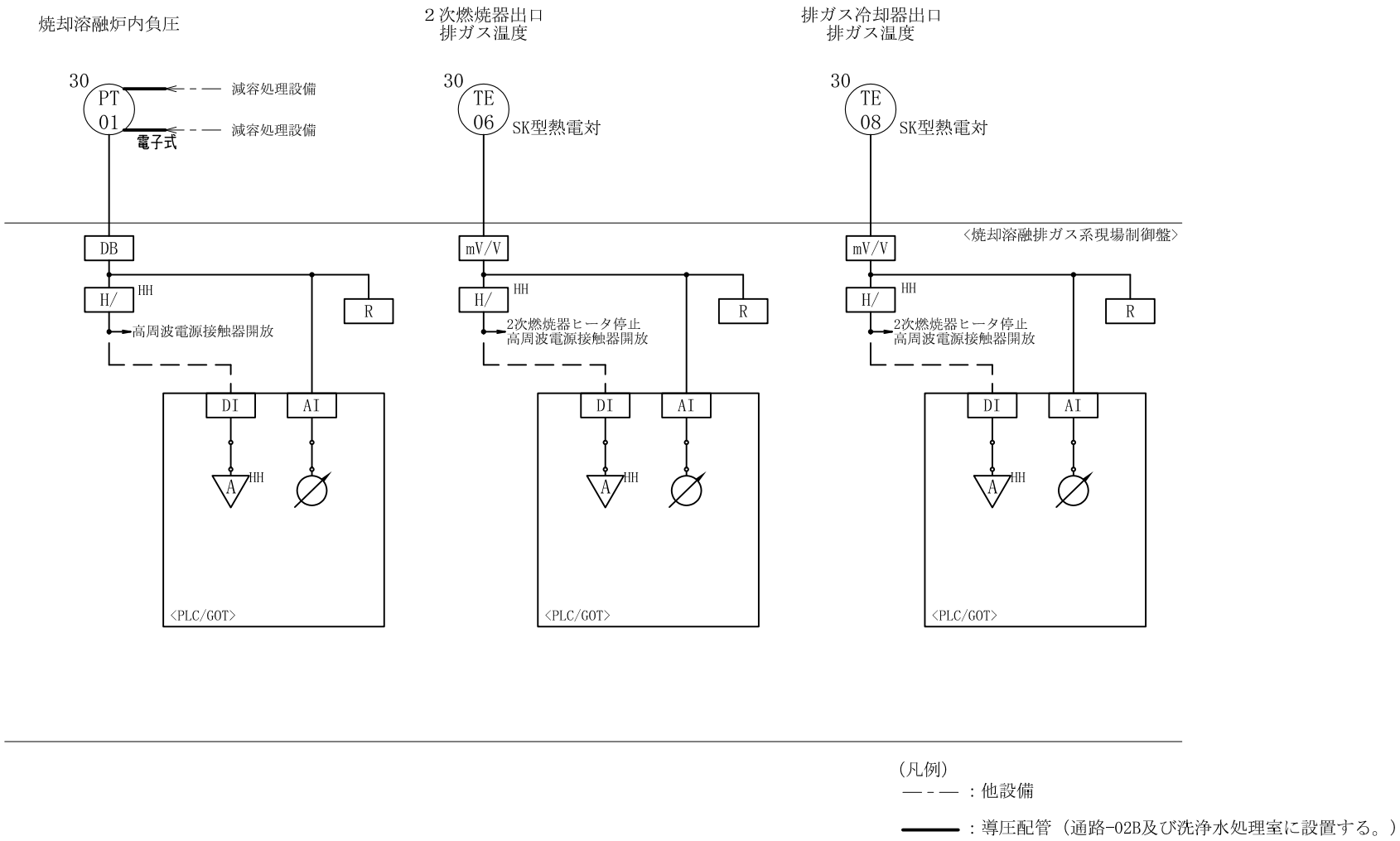

図-10　計測制御設備系統図（その2）

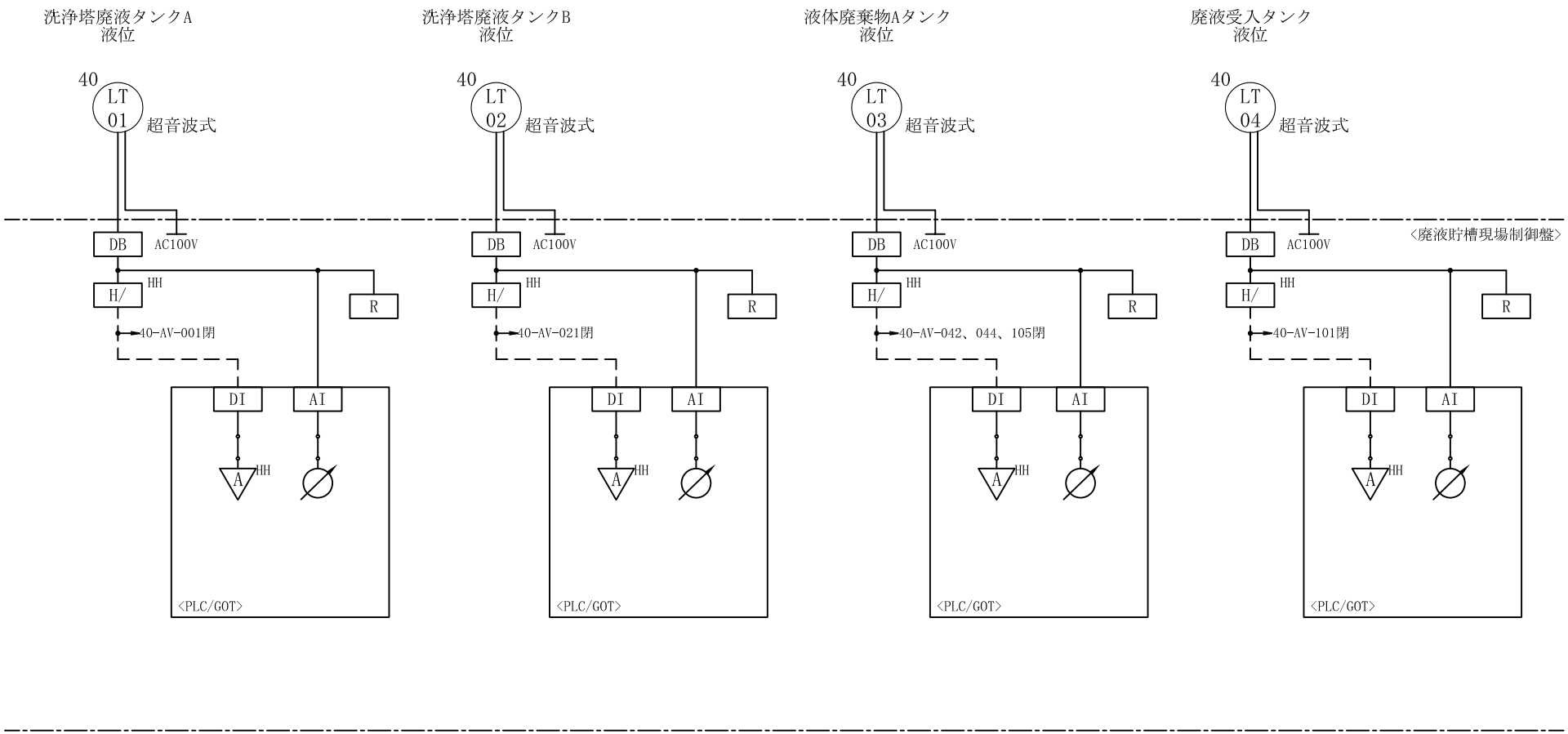

図-11　計測制御設備系統図（その3）

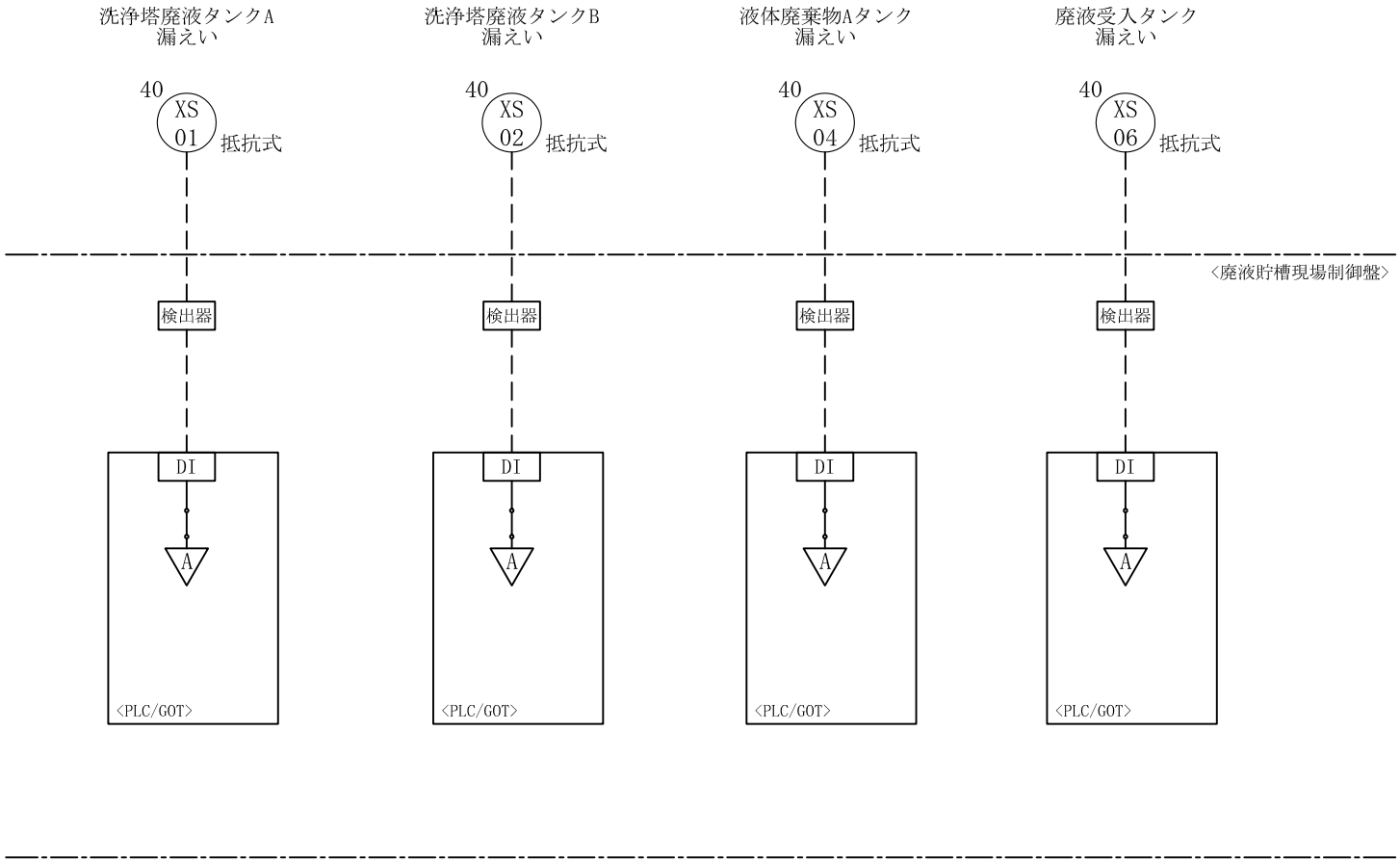

図-12　計測制御設備系統図（その4）

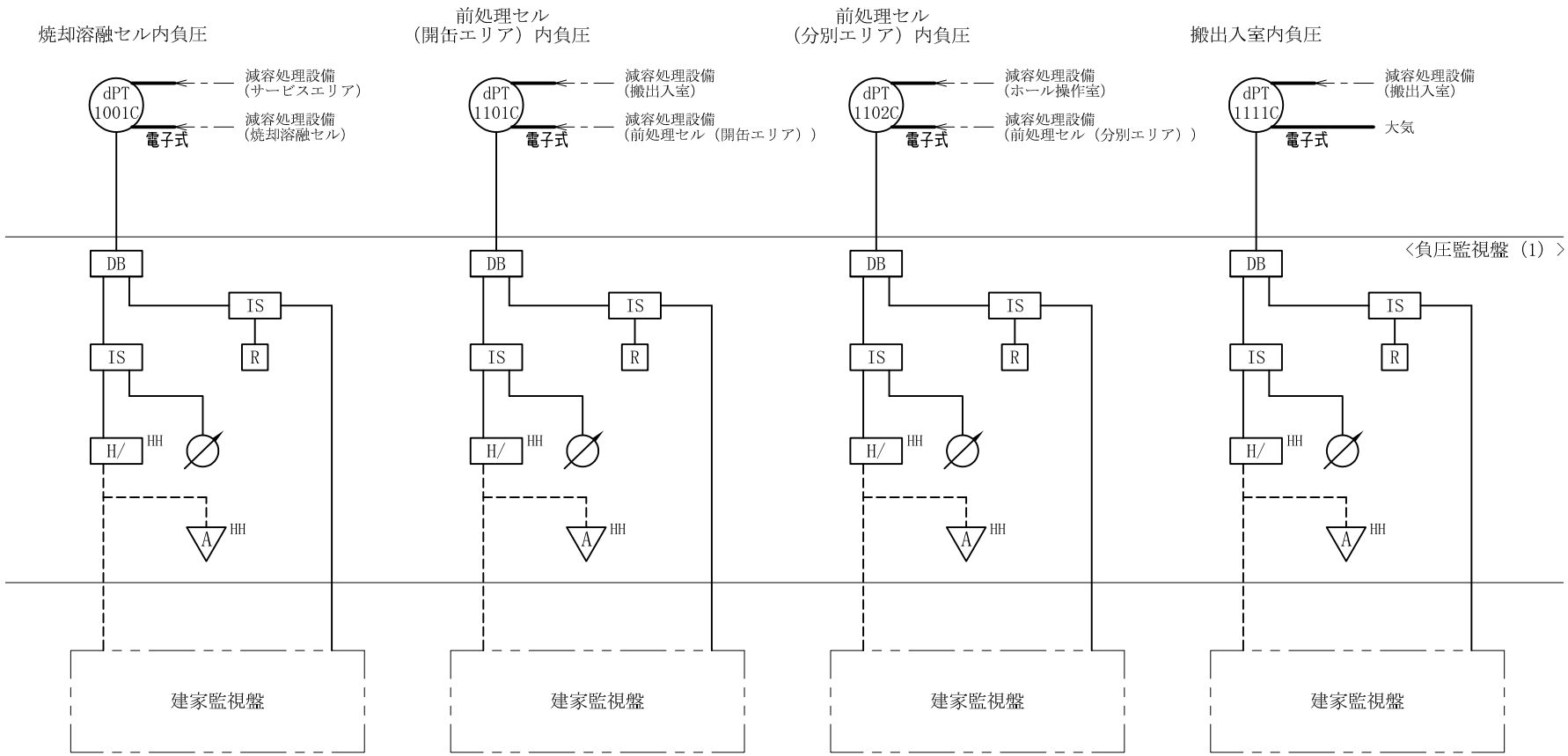

図-13　計測制御設備系統図（その5）

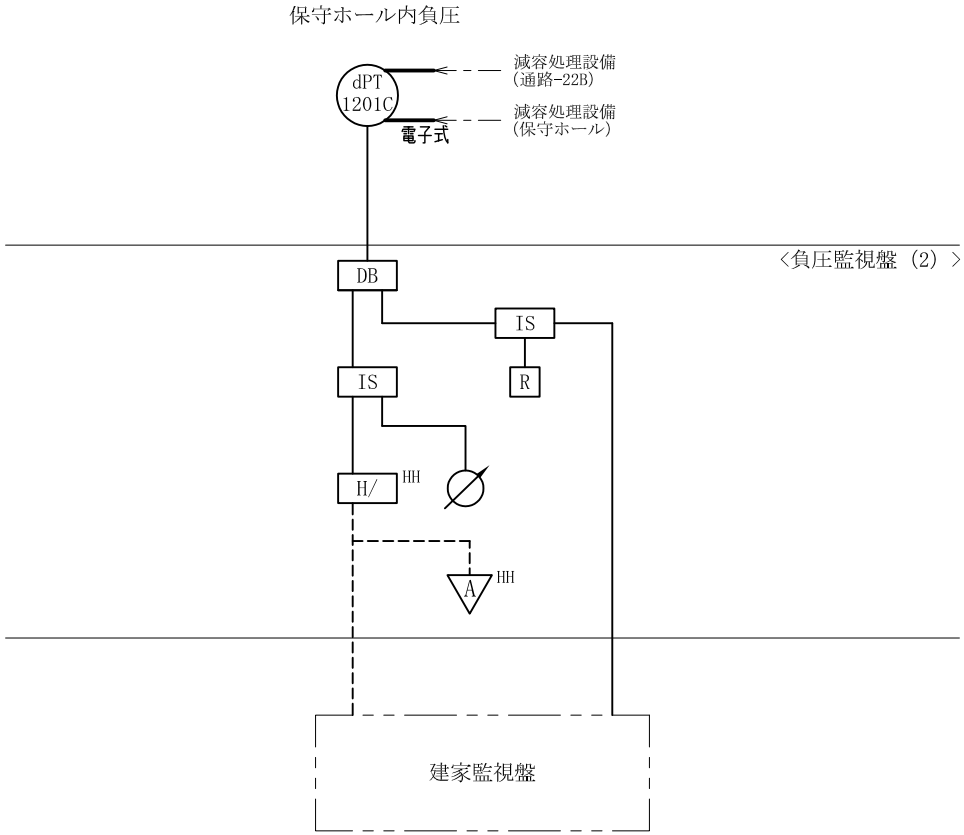

図-14　計測制御設備系統図（その6）

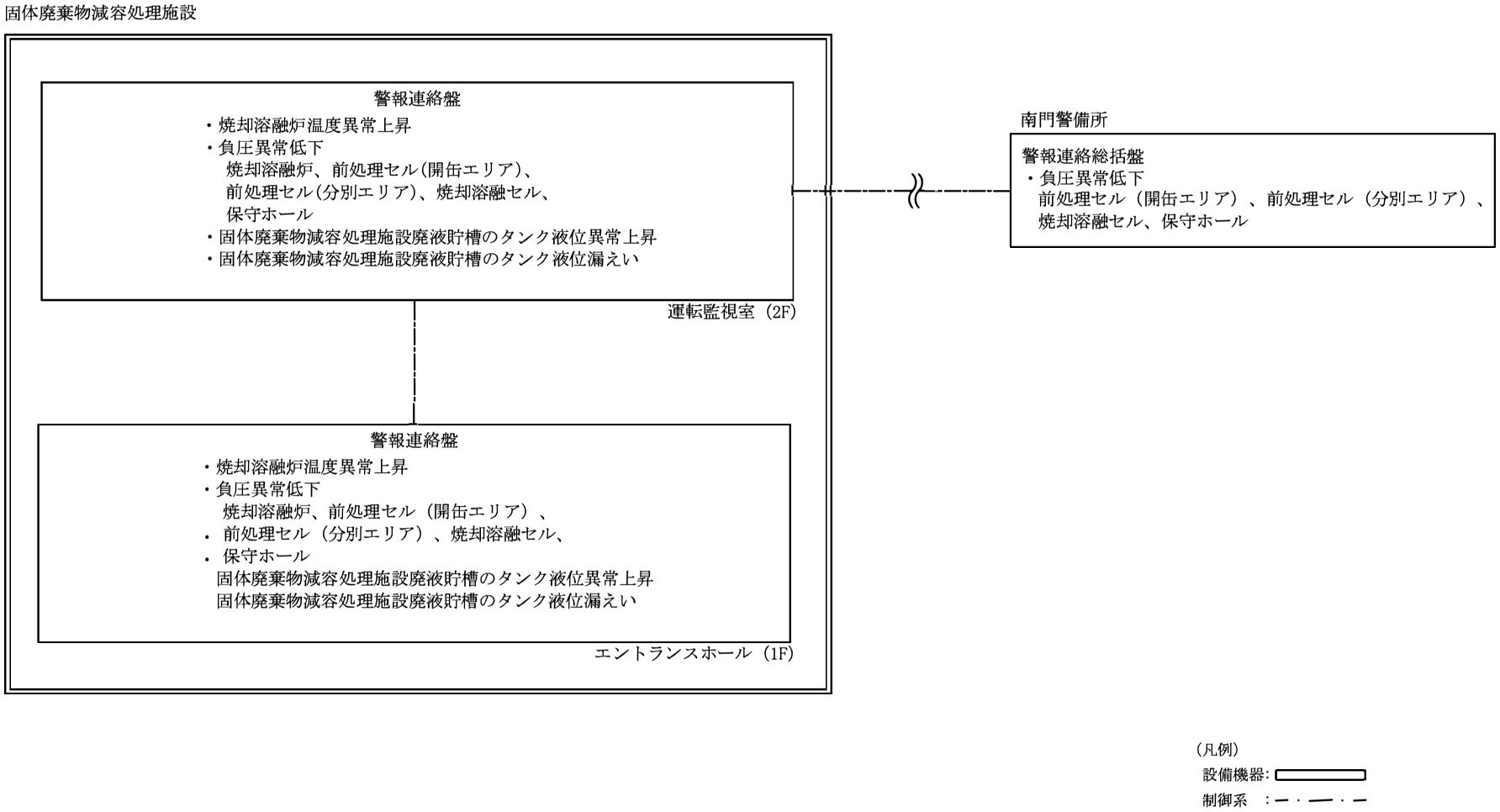

図-15　集中監視設備系統図

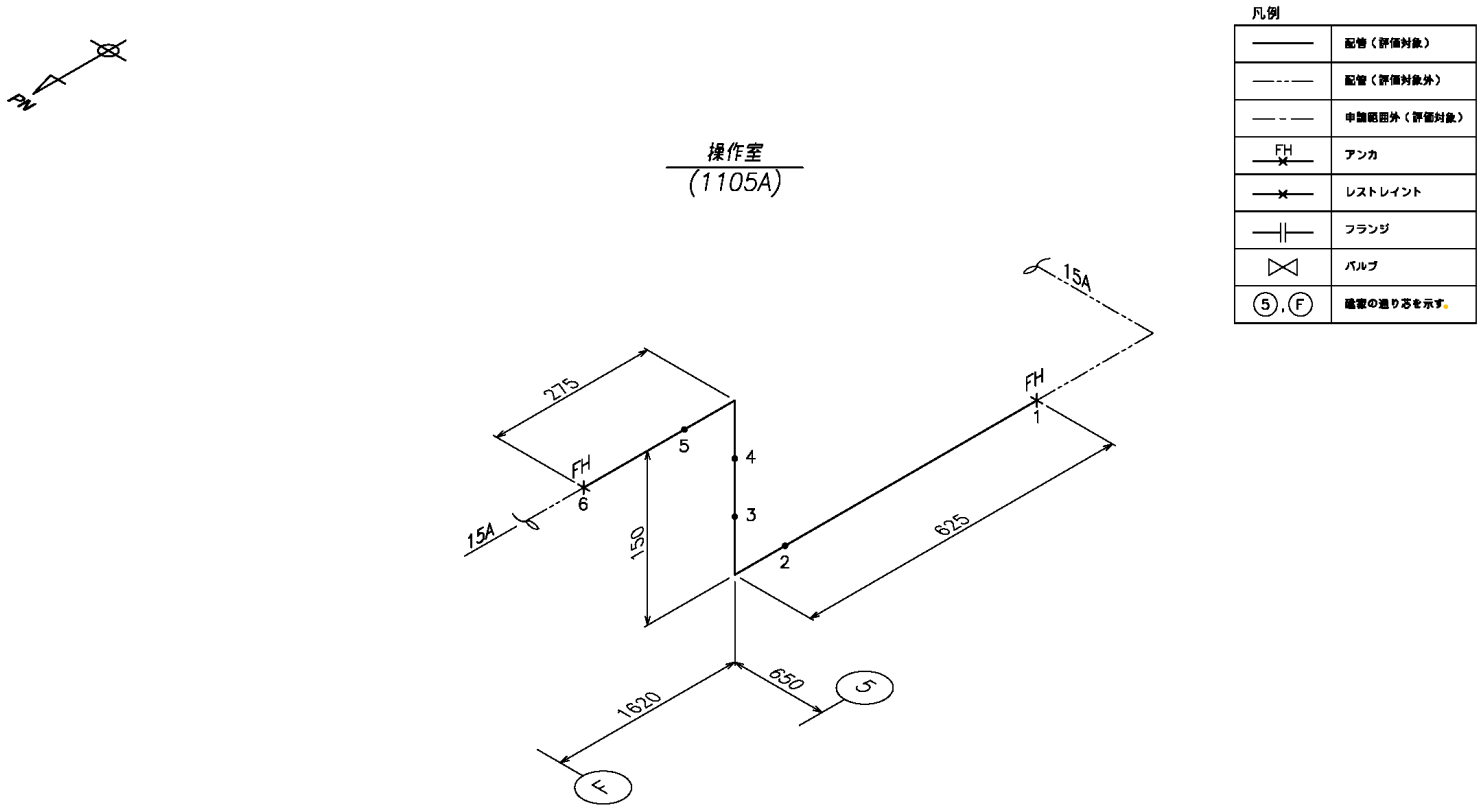

図-16　計測制御設備に係る配管類の支持間隔（1/5）

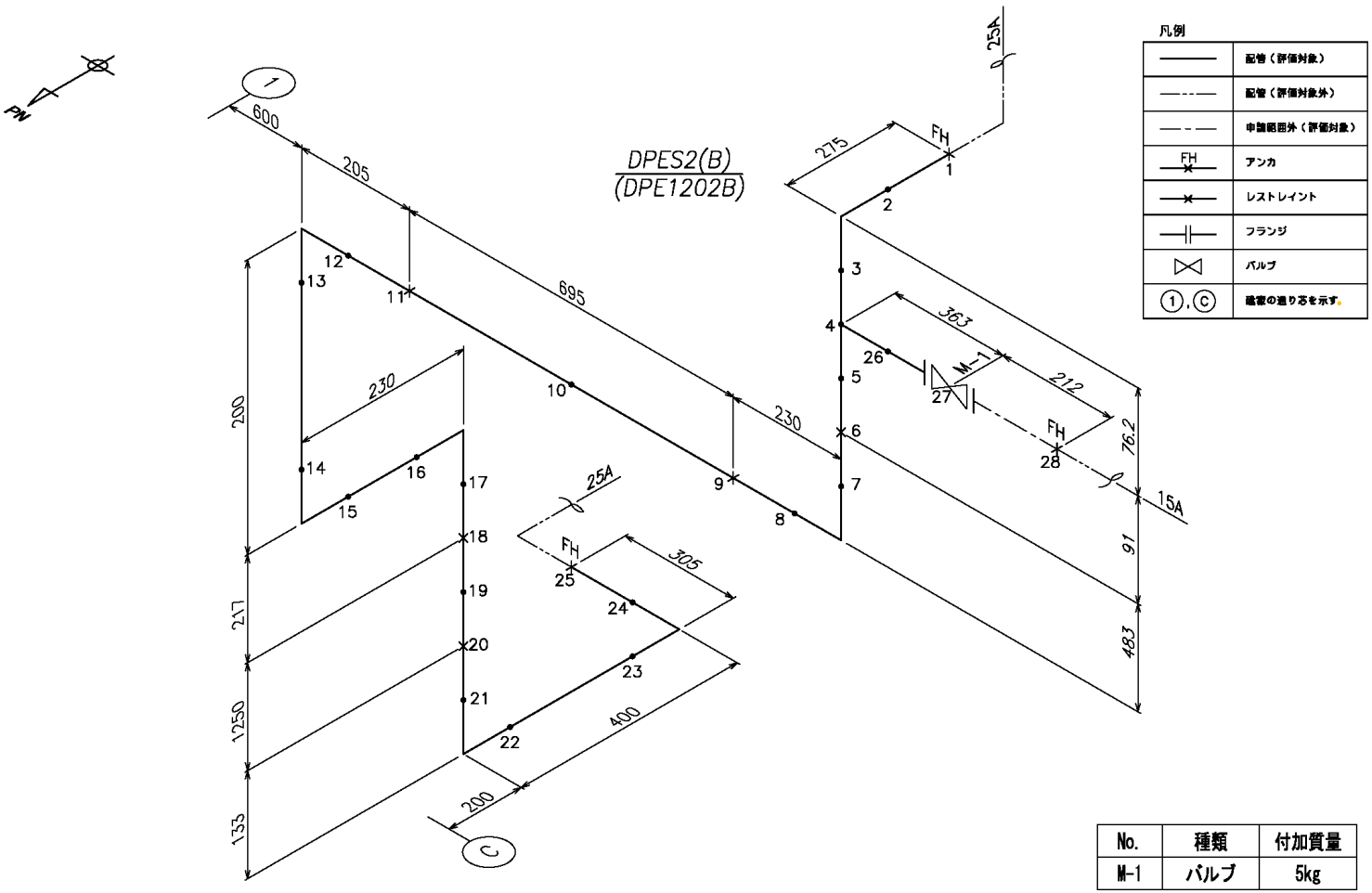

No.	種類	付加質量
M-1	バルブ	5kg

図-17　計測制御設備に係る配管類の支持間隔（2/5）

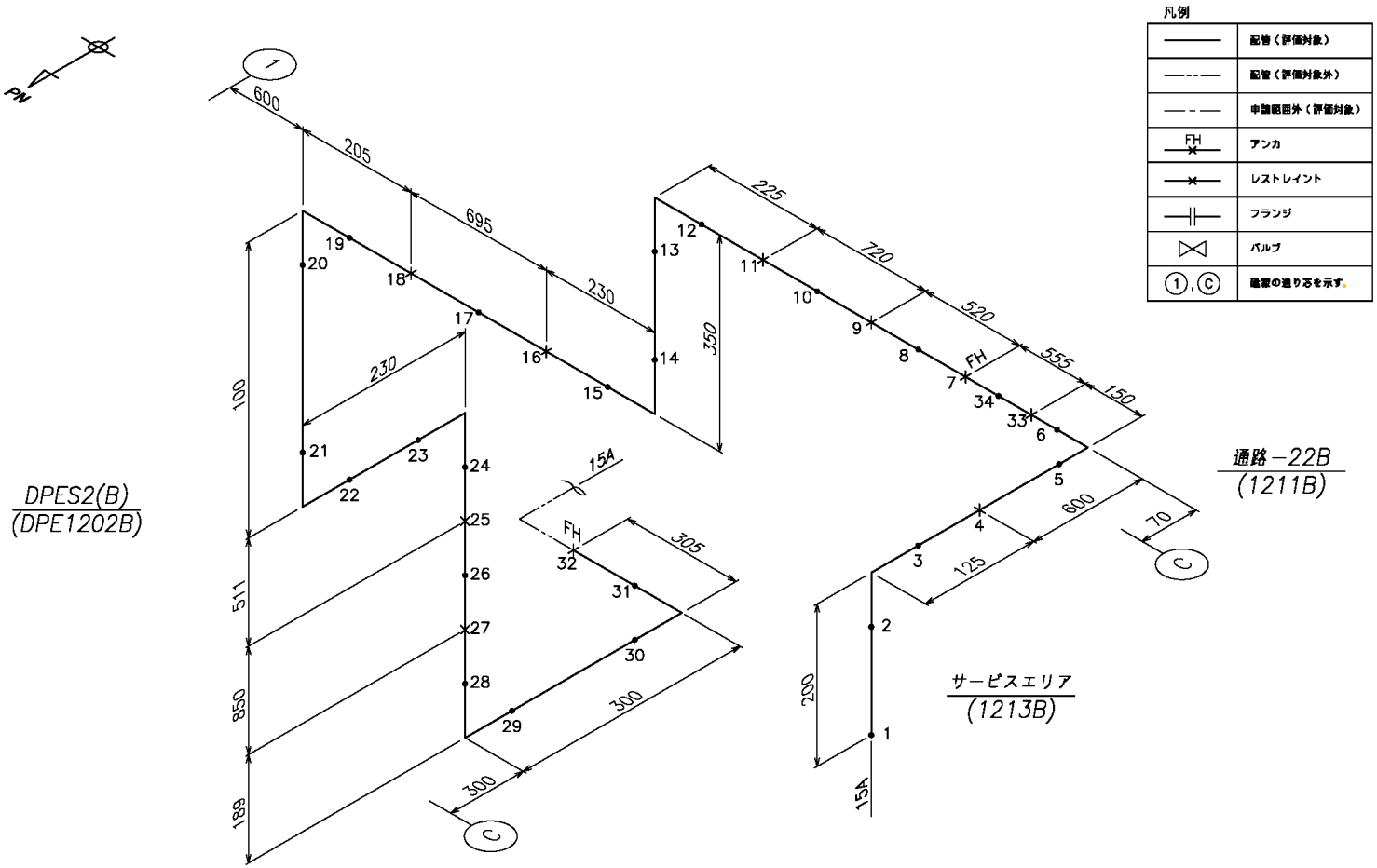

図-18　計測制御設備に係る配管類の支持間隔（3/5）

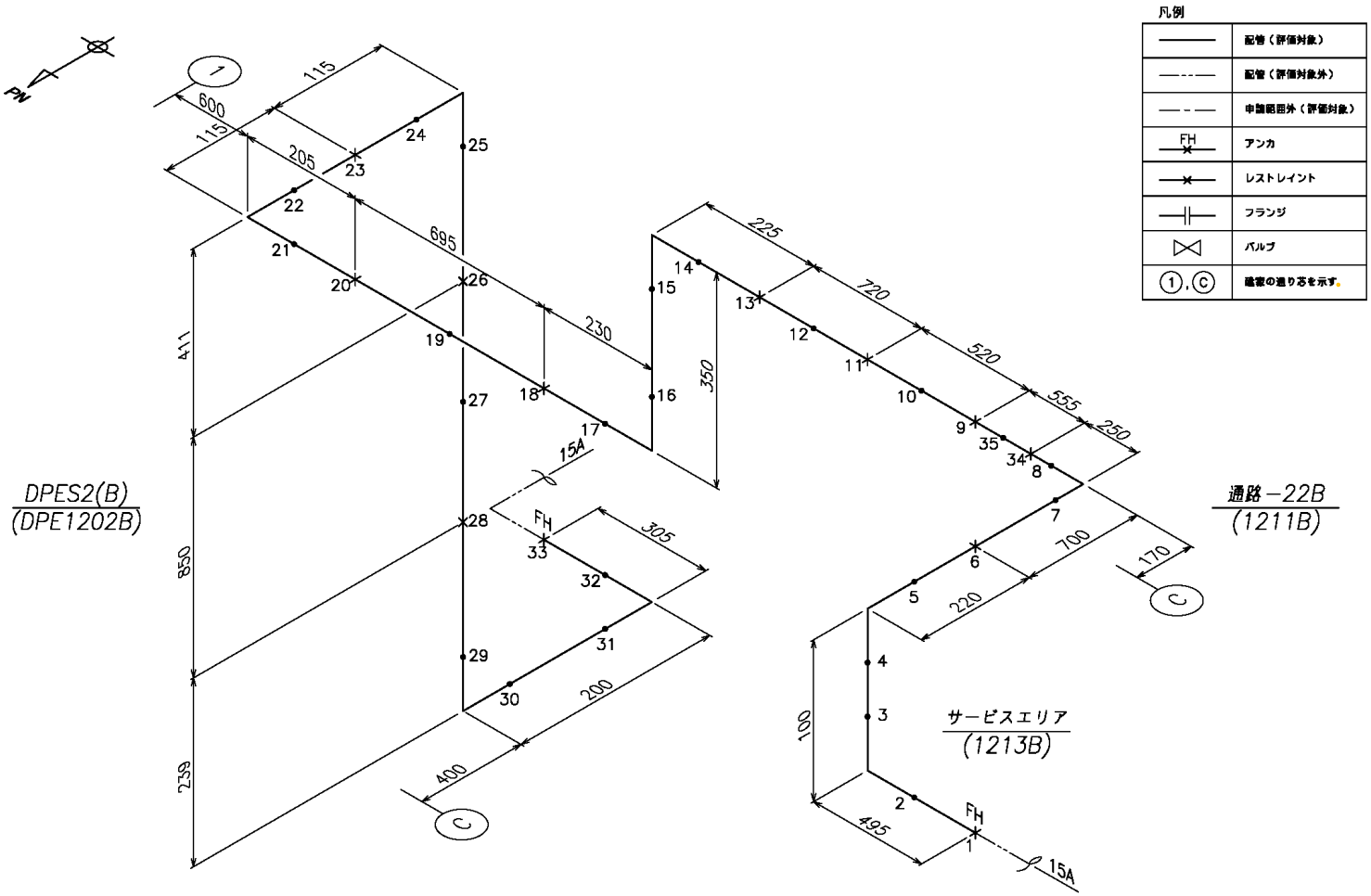

図-19　計測制御設備に係る配管類の支持間隔（4/5）

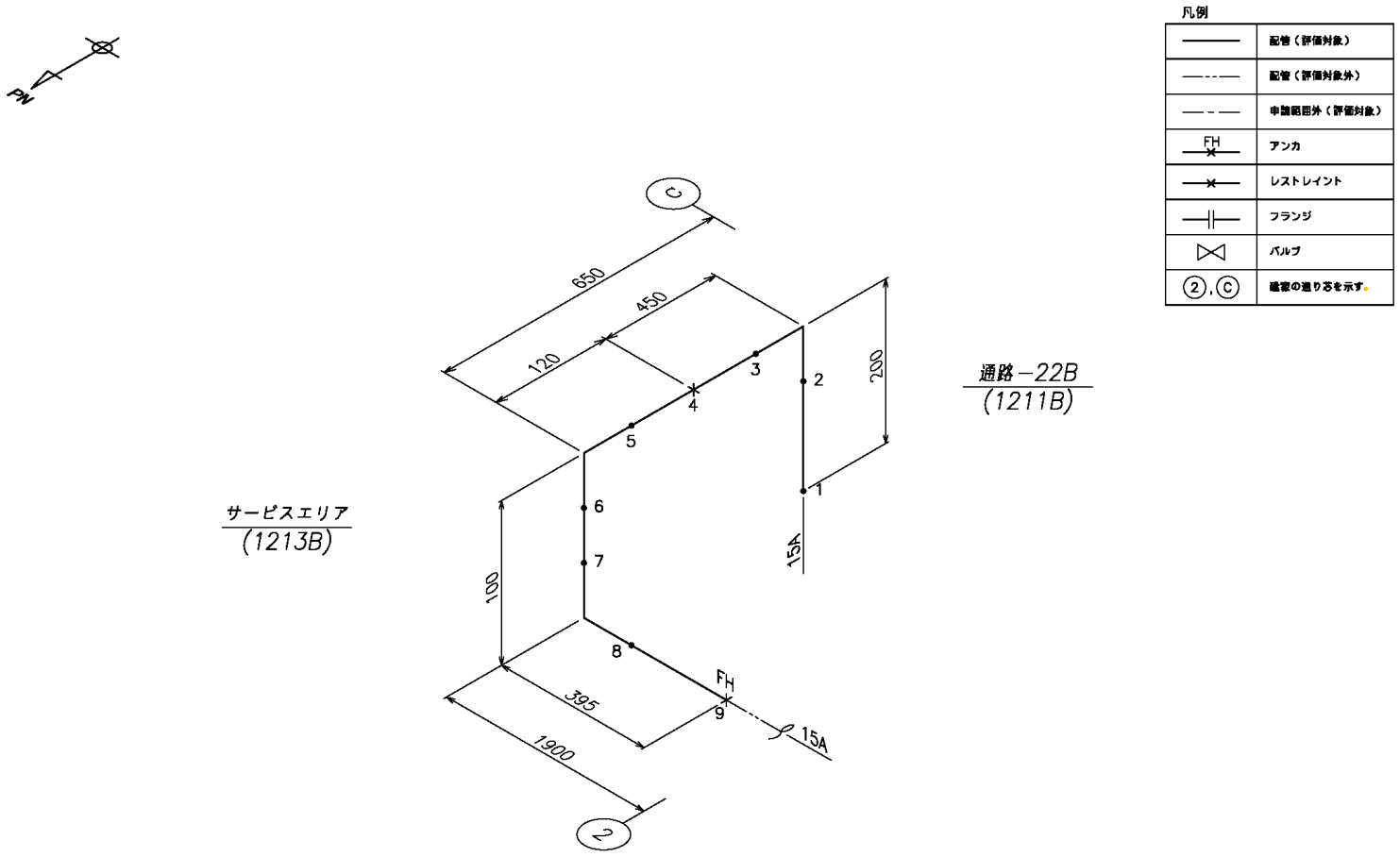

図-20　計測制御設備に係る配管類の支持間隔（5/5）

5.　工事の方法

5.1　固体廃棄物減容処理施設建家

その他廃棄物管理設備の附属施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計の基本方針は、第1編の5.　工事の方法の5.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

5.2　計測制御系統施設

固体廃棄物減容処理施設に設置する計測制御系統施設の計測制御設備の焼却溶融炉及び排ガス処理装置の温度に関する計測制御設備、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及び焼却溶融炉の圧力に関する計測制御設備、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の液位等に関する計測設備及び集中監視設備に係る工事は、その工程に応じ、4.項に示した設計に基づき「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）に定める施設の要件を満足するものであることを確認しつつ実施する。また、試験・検査は、工事の工程に従い次の項目について実施する。

本申請に係る工事の方法等の検査項目については、表-7のとおり。

本申請に係る工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を図-21～図-22の工事フロー図に示す。

温度に関する計測制御設備（焼却溶融炉内排ガス温度）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(4)：温度に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：温度に関する計測制御設備の系統確認

方法：温度に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-9」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：温度に関する計測制御設備の機能確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-1(1)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-1(1)」の警報条件）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所(「4. 設計」の「図-1」)において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

機能検査(2)：温度に関する計測制御設備の安全制御機構確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動（「4. 設計」の「表-1(1)」の機能）することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

温度に関する計測制御設備（2 次燃焼器出口排ガス温度）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(4)：温度に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：温度に関する計測制御設備の系統確認

方法：温度に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-10」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：温度に関する計測制御設備の機能確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-1(2)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-1(2)」の警報条件）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-1」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

機能検査(2)：温度に関する計測制御設備の安全制御機構確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動（「4. 設計」の「表-1(2)」の機能）することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

温度に関する計測制御設備（排ガス冷却器出口排ガス温度）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(4)：温度に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：温度に関する計測制御設備の系統確認

方法：温度に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-10」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：温度に関する計測制御設備の機能確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-1(3)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-1(3)」の警報条件）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-1」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

機能検査(2)：温度に関する計測制御設備の安全制御機構確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動（「4. 設計」の「表-1(3)」の機能）することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

温度に関する計測制御設備（溶湯漏えい検知）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(4)：温度に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：温度に関する計測制御設備の系統確認

方法：温度に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-9」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：温度に関する計測制御設備の機能確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-1(4)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-1(4)」の警報条件）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-1」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

機能検査(2)：温度に関する計測制御設備の安全制御機構確認

方法：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動（「4. 設計」の「表-1(4)」の機能）することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

焼却溶融排ガス系現場制御盤

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：焼却溶融排ガス系現場制御盤の材料確認

方法：焼却溶融排ガス系現場制御盤の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融排ガス系現場制御盤の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-1(5)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルト（「4. 設計」の「表-1(5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：焼却溶融排ガス系現場制御盤の配置並びに焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの数量及び外観確認

方法：焼却溶融排ガス系現場制御盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(5)、図-5）に配置されていること、焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-1(5)」）であること及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：焼却溶融排ガス系現場制御盤が所定の位置に配置されていること、焼却溶融排ガス系現場制御盤の固定ボルトの本数が所定の数量であること及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（搬出入室の負圧）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの寸法確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(1)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(1)」の数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを

目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：圧力に関する計測制御設備の系統確認

方法：圧力に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-13」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：圧力に関する計測制御設備の機能確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-2(1)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-2(1)」）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-13）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（前処理セル（開缶エリア）の負圧）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの寸法確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(2)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(2)」の数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを

目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：圧力に関する計測制御設備の系統確認

方法：圧力に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-13」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：圧力に関する計測制御設備の機能確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-2(2)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-2(2)」）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-13」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（前処理セル（分別エリア）の負圧）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの寸法確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(3)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(3)」の数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを

目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：圧力に関する計測制御設備の系統確認

方法：圧力に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-13」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：圧力に関する計測制御設備の機能確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-2(3)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-2(3)」）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-13」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（焼却溶融セルの負圧）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの寸法確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(4)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(4)」の数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを

目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：圧力に関する計測制御設備の系統確認

方法：圧力に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-13」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：圧力に関する計測制御設備の機能確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-2(4)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-2(4)」）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-13」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されるこ

と。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（保守ホールの負圧）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの寸法確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(5)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(5)」の数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-3」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを

目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(2)：圧力に関する計測制御設備の系統確認

方法：圧力に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-14」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：圧力に関する計測制御設備の機能確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-2(5)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-2(5)」）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-14」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（焼却溶融炉内の負圧）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

据付・外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(6)」の数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

外観検査(1)：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(6)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書

等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(6)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

系統検査(2)：圧力に関する計測制御設備の系統確認

方法：圧力に関する計測制御設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-10」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：圧力に関する計測制御設備の機能確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-2(6)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-2(6)」）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-10」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所にお

いて警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

機能検査(4)：圧力に関する計測制御設備の安全制御機構確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動（「4. 設計」の「表-2(6)」の機能）することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（負圧監視盤(1)）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：負圧監視盤(1)の材料確認

方法：負圧監視盤(1)の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(1)の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：負圧監視盤(1)の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(1)の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：負圧監視盤(1)の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(7)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(1)の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：負圧監視盤(1)の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(7)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(1)の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：負圧監視盤(1)の配置並びに負圧監視盤(1)の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：負圧監視盤(1)が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(7)、図-2、図-6、図-13」）に配置されていること、負圧監視盤(1)の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(7)」の固定ボルトの数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(1)が所定の位置に配置されていること、負圧監視盤(1)の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備（負圧監視盤(2)）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：負圧監視盤(2)の材料確認

方法：負圧監視盤(2)の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(2)の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：負圧監視盤(2)の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(2)の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：負圧監視盤(2)の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(8)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(2)の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：負圧監視盤(2)の固定ボルト（「4. 設計」の「表-2(8)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(2)の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：負圧監視盤(2)の配置並びに負圧監視盤(2)の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：負圧監視盤(2)が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(8)、図-3、図-7、図-14」）に配置されていること、負圧監視盤(2)の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-2(8)」の固定ボルトの数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：負圧監視盤(2)が所定の位置に配置されていること、負圧監視盤(2)の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

圧力に関する計測制御設備の配管類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(3)：配管類の材料確認

方法：配管類の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-3」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：配管類の呼び径及び呼び厚さの確認

方法：配管類の径（呼び径）及び呼び厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-3」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の径（呼び径）及び呼び厚さが所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔の寸法確認

方法：配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-4、図-16～図-20」）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の支持間隔が所定の値以下であること。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置及び外観確認

方法：配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-3、図-2～図-3、図-13～図-14」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

液位等に関する計測設備（固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク液位）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(2)：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの材料確認

方法：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-5(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの寸法確認

方法：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-5(1)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの外観確認

方法：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルト（「4. 設計」の「表-5(1)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-5(1)」の数量）であること、並びに固定

ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備の計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(6)：液位等に関する計測設備の計器の配置及び外観確認

方法：液位等に関する計測設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(3)：液位等に関する計測設備の系統確認

方法：液位等に関する計測設備が所定の系統（「4. 設計」の「図-11」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(5)：液位等に関する計測設備の機能確認

方法：液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内（「4. 設計」の「表-5(1)」の指示精度）であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4. 設計」の「表-5(1)」の警報条件）に達した場合、警報が作動すること、所定の場所（「4. 設計」の「図-11」）において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤

差範囲内であること、及び指示値が記録されること。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されること。

機能検査(6)：液位等に関する計測設備の安全制御機構確認

方法：液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動（「4. 設計」の「表-5(1)」の機能）することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

液位等に関する計測設備（固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク漏えい検知）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(6)：液位等に関する計測設備の計器の配置及び外観確認

方法：液位等に関する計測設備の計器が所定の位置（「4. 設計」の「図-1」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：圧力に関する計測設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(3)：液位等に関する計測設備の系統確認

方法：液位等に関する計測制備が所定の系統（「4. 設計」の「図-12」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(5)：液位等に関する計測設備の機能確認

方法：液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、所定の値(「4. 設計」の「表-5(2)」の警報条件)に達した場合、警報が作動すること、所定の場所(「4. 設計」の「図-1」)において警報が点滅又は吹鳴することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅又は吹鳴すること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

液位等に関する計測設備（廃液貯槽現場制御盤）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃液貯槽現場制御盤の本体の材料確認

方法：廃液貯槽現場制御盤の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-5(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液貯槽現場制御盤の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-5(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-5 (3)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃液貯槽現場制御盤の固定ボルト（「4. 設計」の「表-5 (3)」、「図-8」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃液貯槽現場制御盤の配置並びに廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの数量並びに外観確認

方法：廃液貯槽現場制御盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-5(3)の設置場所（番号)、図-1、図-8」）に配置されていること、廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-5(3)」の固定ボルトの数量）であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液貯槽現場制御盤が所定の位置に配置されていること、計器の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

集中監視設備

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：警報連絡盤の配置確認

方法：警報連絡盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-6」、「図-2～図-3」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：警報連絡盤が所定の位置に配置されていること。

系統検査(4)：主要設備接続の確認

方法：主要設備が集中監視設備系統図（「4. 設計」の「図-15」）とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備が集中監視設備系統図のとおりに警報連絡盤に接続されていること。

系統検査(5)：警報連絡網ネットワーク接続の確認

方法：事業所所内外のコンピュータネットワーク回線から独立した警報連絡網専用ネットワーク回線に接続されていることを警報連絡網ネットワーク系統図（「4. 設計」の「図-4、図-15」）により確認する。

判定：事業所所内外のコンピュータネットワーク回線から独立した警報連絡網専用ネットワーク回線に接続されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

警報検査(1)：主要警報表示の確認

方法：主要設備の計測制御設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示（「4. 設計」の「表-6」、「図-15」）が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯すること。

警報検査(2)：セル及びホール内負圧異常警報表示の確認

方法：圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、セル、ホール内負圧異常低下に関する警報が南門警備所の警報連絡総括盤（「4. 設計」の「図-4、図-15」）に表示されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル、ホール内負圧異常低下に関する警報が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（1/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（2/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	計測制御設備	固体廃棄物減容処理施設の計測制御設備の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上重要な機器は B クラスで設計している。		
					材料検査(1)は、焼却溶融排ガス系現場制御盤、負圧監視盤(1)及び(2)並びに廃液貯槽現場制御盤の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-1 の(5)、表-2 の(7)～(8)、表-5 の(3)参照 工事フロー図図-21
					材料検査(2)は、焼却溶融排ガス系現場制御盤、計器、負圧監視盤(1)及び(2)並びに廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-1 の(5)、表-2、表-5 の(1)、(3)参照 工事フロー図図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（3/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	計測制御設備	材料検査(3)は、配管類の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3)	表-3 参照 工事フロー図 図-21
					寸法検査(1)は、焼却溶融排ガス系現場制御盤、計器、負圧監視盤(1)及び(2)並びに廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-1 の（5）、表-2、表-5 の(1)、(3)参照 工事フロー図 図-21
					寸法検査(2)は、配管類の径（呼び径）及び呼び厚さが所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-3 参照 工事フロー図 図-21
					寸法検査(3)は、配管類の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(3)	表-4、図-16～図-20 参照 工事フロー図 図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（4/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	計測制御設備	外観検査(1)は、焼却溶融排ガス系現場制御盤、計器、負圧監視盤(1)及び(2)並びに廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-1の(5)、表-2、表-5の(1)、(3)参照 工事フロー図図-21
					据付・外観検査(1)は、焼却溶融排ガス系現場制御盤、負圧監視盤(1)及び(2)並びに廃液貯槽現場制御盤が所定の位置に配置されていること、焼却溶融排ガス系現場制御盤、計器、負圧監視盤(1)及び(2)並びに廃液貯槽現場制御盤の固定ボルトの本数が所定の数量であること、並びに固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-1の(5)、表-2、表-5の(1)、(3)、図-1～図-3、図-5～図-14参照 工事フロー図図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（5/13）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">管理規則
（添付書類説明事項）</th><th rowspan="2">技術基準規則
（本件該当事項）</th><th rowspan="2">対象部品</th><th colspan="2">工事の方法</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>設計上の要求事項に対する確認事項</th><th>検査項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">計測制御系統施設</td><td rowspan="2">Ⅱ</td><td rowspan="2">主要な特定廃棄物管理施設の耐震性
（第四条）</td><td rowspan="2">地震による損傷の防止
（第六条）</td><td>計測制御設備</td><td>据付・外観検査(2)は、配管類が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。</td><td>据付・外観検査(2)</td><td>表-3、
図-1～図-3、
図-9～図-14
参照

工事フロー図
図-21</td></tr>
<tr><td>集中監視設備</td><td>固体廃棄物減容処理施設の集中監視設備の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上重要な機器は C クラスで設計している。
据付・外観検査(3)は、警報連絡盤が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。</td><td>据付・外観検査(3)</td><td>表-6、
図-2～図-3
参照

工事フロー図
図-22</td></tr>
</table>

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（6/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（7/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	計測制御設備	固体廃棄物減容処理施設の計測制御設備は、温度、圧力、液位等に関する監視及び制御の機能の喪失、誤操作その他の要因により安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、これらを確実に検知して速やかに警報し、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を有する設計としている。		
					据付・外観検査(4)は、温度に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(4)	図-1 参照 工事フロー図 図-21
					据付・外観検査(5)は、圧力に関する計測制御設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(5)	図-1～図-3 参照 工事フロー図 図-21
					据付・外観検査(6)は、液位等に関する計測設備の計器が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(6)	図-1 参照 工事フロー図 図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（8/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	計測制御設備	系統検査(1)は、温度に関する計測制御設備が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	図-9～図-10 参照 工事フロー図 図-21
					系統検査(2)は、圧力に関する計測制御設備が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(2)	図-10、図-13～図-14 参照 工事フロー図 図-21
					系統検査(3)は、液位等に関する計測設備が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(3)	図-11～図-12 参照 工事フロー図 図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（9/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	計測制御設備	機能検査(1)は、温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(1)	表-1 参照 工事フロー図図-21
					機能検査(2)は、温度に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動することを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(2)	表-1 参照 工事フロー図図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（10/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	計測制御設備	機能検査(3)は、圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(3)	表-2 参照 工事フロー図図-21
					機能検査(4)は、圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動することを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(4)	表-2 参照 工事フロー図図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（11/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	計測制御設備	機能検査(5)は、液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、及び指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値に達した場合、警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅又は吹鳴すること、及び指示値が記録されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(5)	表-5 参照 工事フロー図図-21
					機能検査(6)は、液位等に関する計測設備に模擬信号を入力し、所定の安全制御機構が作動することを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(6)	表-5 の(1)、(3)参照 工事フロー図図-21

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（12/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	集中監視設備	固体廃棄物減容処理施設の主要な警報を運転監視室及びエントランスホールに設置する集中監視設備（警報連絡盤）に集中的に表示する設計としている。また、連続監視が必要な警報については、南門警備所に出力し、常時監視を行う設計としている。		
					据付・外観検査(3)は、警報連絡盤が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-6、図-2～図-3参照 工事フロー図図-22
					系統検査(4)は、主要設備が警報連絡盤に接続されていることを集中監視設備系統図とおりであることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(4)	図-15参照 工事フロー図図-22
					警報検査(1)は、主要設備の計測制御設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。	警報検査(1)	表-6、図-15参照 工事フロー図図-22

表-7　計測制御系統施設に係る工事の方法等（13/13）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
計測制御系統施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	計測制御系統施設（第十五条）	集中監視設備	警報検査(2)は、圧力に関する計測制御設備に模擬信号を入力し、セル、ホール内負圧異常低下に関する警報が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	警報検査(2)	図-4、図-15参照 工事フロー図図-22
			特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止（第九条）	集中監視設備	固体廃棄物減容処理施設に設置する警報連絡盤を接続するネットワーク回線については、万一のサイバーテロの影響を受けないよう、事業所内外のコンピュータネットワーク回線と独立した設計としている。 系統検査(5)は、事業所所内外のコンピュータネットワーク回線から独立した警報連絡網専用ネットワーク回線に接続されていることを警報連絡網ネットワーク系統図により確認する。	系統検査(5)	図-4、図-15参照 工事フロー図図-22

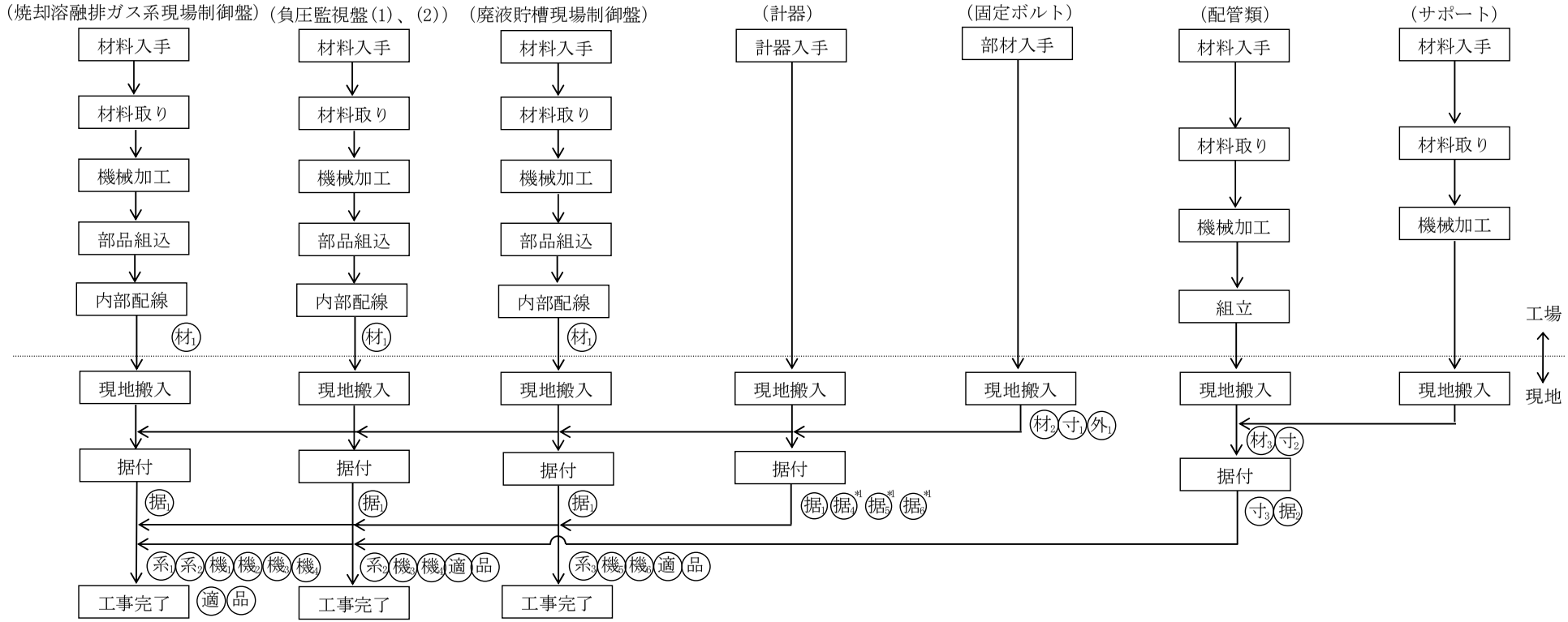

材1：材料検査(1)（①、②及び③の本体の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）

材3：材料検査(3)（配管類の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（固定ボルトの寸法確認）

寸2：寸法検査(2)（配管類の呼び径及び呼び厚さの確認）

寸3：寸法検査(3)（配管類の支持間隔の寸法確認）

外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（①、②及び③の配置並びに①、②、③及び④の固定ボルトの数量並びに外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（配管類の配置及び外観確認）

据4：据付・外観検査(4)（温度に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認）

据5：据付・外観検査(5)（圧力に関する計測制御設備の計器の配置及び外観確認）

据6：据付・外観検査(6)（液位等に関する計測設備の計器の配置及び外観確認）

系1：系統検査(1)（温度に関する計測制御設備の系統確認）

系2：系統検査(2)（圧力に関する計測制御設備の系統確認）

系3：系統検査(3)（液位等に関する計測設備の系統確認）

機1：機能検査(1)（温度に関する計測制御設備の機能確認）

機2：機能検査(2)（温度に関する計測制御設備の安全制御機構確認）

機3：機能検査(3)（圧力に関する計測制御設備の機能確認）

機4：機能検査(4)（圧力に関する計測制御設備の安全制御機構確認）

機5：機能検査(5)（液位等に関する計測設備の機能確認）

機6：機能検査(6)（液位等に関する計測設備の安全制御機構確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*3

注記　*1：据1 と据4、据1 と据5 又は据1 と据6 により検査を行う。

*2：①、②、③、④は以下とする。

①：焼却溶融排ガス系現場制御盤

②：負圧監視盤(1)、(2)

③：廃液貯槽現場制御盤

④：計器

*3：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-21　計測制御設備の工事フロー図

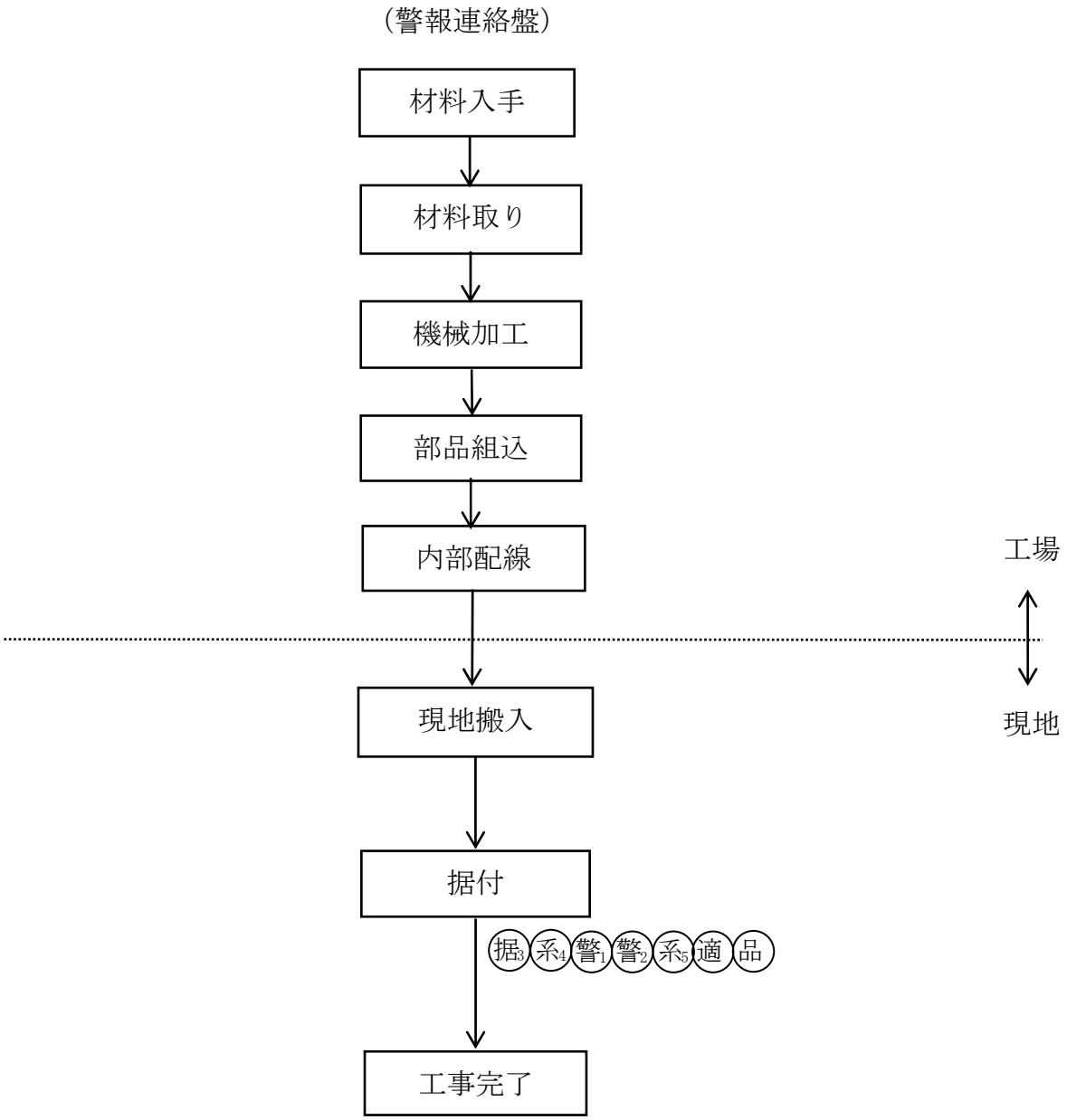

据3: 据付・外観検査(3)（警報連絡盤の配置確認）

系4: 系統検査(4)（主要設備接続の確認）

警1: 警報検査(1)（主要警報表示の確認）

警2: 警報検査(2)（セル及びホール内負圧異常警報表示の確認）

系5: 系統検査(5)（警報連絡網ネットワーク接続の確認）

適: 適合性確認検査

品: 品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-22　集中監視設備の工事フロー図

第 3 編　放射線管理施設

目　次

頁

1.　放射線管理施設の構成及び申請範囲 …… 本-3-1

2.　準拠した法令、基準及び規格 …… 本-3-4

3.　設計の基本方針 …… 本-3-6

4.　設計 …… 本-3-7

5.　工事の方法 …… 本-3-37

1.　放射線管理施設の構成及び申請範囲

放射線管理施設は、次の各設備から構成される。

(1)　屋内管理用の設備

(2)　屋外管理用の設備

上記のうち、(1)　屋内管理用の設備は、次の各設備から構成される。

1)　出入管理関係設備

2)　放射線監視設備

3)　個人管理用設備

4)　放射能測定設備

上記のうち、1)　出入管理関係設備は、次の機器等から構成される。

(ｲ)　サーベイメータ

(ﾛ)　更衣設備

(ﾊ)　シャワー設備

(ﾆ)　手洗い設備

(ﾎ)　ハンドフットクロスモニタ

上記のうち、2)　放射線監視設備は、次の作業環境モニタリング設備から構成される。

(ｲ)　エリアモニタ

(ﾛ)　室内空気モニタ

(ﾊ)　ローカルサンプリング装置

(ﾆ)　放射線サーベイ用機器

上記のうち、3)　個人管理用設備は、次の機器等から構成される。

(ｲ)　個人線量計

(ﾛ)　ホールボディカウンタ

上記のうち、4)　放射能測定設備は、次の機器から構成される。

(ｲ)　放射能測定機器

また、(2)　屋外管理用の設備は、次の各設備から構成される。

1)　放射線監視設備

2)　気象観測設備

上記のうち、1)　放射線監視設備は、次の周辺環境モニタリング設備から構成される。

(ｲ)　排気モニタリング設備

(ﾛ)　排水モニタリング設備

(ﾊ)　固定モニタリング設備

上記のうち、(ﾊ)　固定モニタリング設備は、次の設備から構成される。

ｲ)　モニタリングポスト

また、上記の放射線管理施設を収容する建物は、廃液処理棟、排水監視施設、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、有機廃液一時格納庫、α一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から構成される。

本編により申請する範囲は、(1)　屋内管理用の設備のうち、1)　出入管理関係設備、2)　放射線監視設備、3)　個人管理用設備のうち(ｲ)　個人線量計及び4)　放射能測定設備並びに(2)　屋外管理用の設備のうち、1)　放射線監視設備のうち(ｲ)　排気モニタリング設備である。

なお、上記の放射線管理施設を構成する設備、装置等のうちで本編による申請の範囲外にしたものは、既存の廃棄物管理施設と共用するものであり、(2)　屋外管理用の設備のうち、1)　放射線監視設備のうち(ﾊ)　固定モニタリング設備のうちｲ)　モニタリングポスト及び 2)　気象観測設備については、今回の申請とは別に申請する。

また、(1)　屋内管理用の設備のうち、3)　個人管理用設備のうち(ﾛ)　ホールボディカウンタについては、大洗研究所に設置してあるものを使用する。

上記のうち、出入管理関係設備は、管理区域への出入りのための場所にお

いて放射線管理、汚染の管理を行う設備である。

放射線監視設備の作業環境モニタリング設備は、管理区域主要箇所の作業環境監視を行うための設備のほかに、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質濃度及び放射線物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定し、監視する設備である。作業環境モニタリング設備のうち、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置は、管理区域主要箇所の作業環境監視を行うための設備である。

放射線サーベイ用機器は、作業環境のモニタリング及び計測を行うための設備である。

個人管理用設備は、放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する設備である。

放射能測定設備は、放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能を測定する設備である。

周辺環境モニタリング設備のうち、排気モニタリング設備は、固体廃棄物減容処理施設外へ放出する排気中の放射性物質の濃度を監視するための設備である。

放射線管理施設は、固体廃棄物減容処理施設建家に設置する。

2.　準拠した法令、基準及び規格

本申請に係る放射線管理施設の設計及び工事は、次の法令等に基づき行う。

・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）
・「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号）
・「労働安全衛生規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）
・「電離放射線障害防止規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号）
・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和 63 年 11 月 7 日総理府令第 47 号）
・「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 31 号）
・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号）
・「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 10 号）
・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号）
・「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和 53 年 9 月 29 日原子力委員会決定）
・「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」（昭和 55 年 11 月 6 日原子力安全委員会決定）
・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）
・「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」（日本電気協会）

・「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）」（日本電気協会）
・「電気設備の技術基準の解釈」（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）
・「日本産業規格（JIS）」（日本規格協会）
・「電気規格調査会標準規格（JEC）」（電気学会）
・「日本電機工業会標準規格（JEM）」（日本電機工業会）

なお、放射線管理施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の準拠した法令、基準及び規格は、第１編の 2.　準拠した法令、基準及び規格の 2.1 固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

3.　設計の基本方針

3.1　固体廃棄物減容処理施設建家

放射線管理施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計の基本方針は、第 1 編の 3.　設計の基本方針の 3.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

3.2　放射線管理施設

放射線管理施設の設計の基本方針は、第 1 編の 3.　設計の基本方針の 3.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.　設計

4.1　固体廃棄物減容処理施設建家

放射線管理施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計は、第1編の4.　設計の4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.2　放射線管理施設

放射線管理施設の設計は、第1編の4.　設計の4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

(1)　本申請に係るサーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、エリアモニタ、室内空気モニタ、ローカルサンプリング装置、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、放射能測定機器及び排気モニタリング設備の設計条件及び仕様を表-1～表-5に、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）設置場所を表-6 に示す。また、放射線管理施設の各機器を適切に使用又は運転するために、適宜、付表　保守用品に示す要求水準を満足した保守用品と交換する。

(2)　本申請に係る更衣設備及びシャワー設備の配置図を図-1に、手洗い設備の配置図を図-2～図-4、また、エリアモニタ、室内空気モニタ、ローカルサンプリング装置及び排気モニタリング設備の系統、配置及び概略図を図-5～図-17に示す。

表-1　出入管理関係設備に係る設計条件及び仕様

(1)　サーベイメータ

数　　量		1 式
設置場所		汚染検査室（更衣室）
設計条件	耐震クラス	―[*1]
仕様	機器構成	シンチレーションサーベイメータ　　：4 台[*2]

注記　*1：固定しない設備機器

*2：作業環境モニタリング設備（4）放射線サーベイ用機器のシンチレーションサーベイメータと共用

(2)　更衣設備、シャワー設備

数　　量		1 式
設置場所		B 更衣室 汚染検査室（更衣室）
設計条件	耐震クラス	C*1
仕様	設備構成	脱衣室(1)、(2)　：2 か所 シャワー室(1)、(2)（ユニットシャワー）：2 か所
図		図-1

注記　*1：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(3)　手洗い設備

数　　量		1 式
設置場所		汚染検査室（更衣室）、B 更衣室、分析室、通路-22B
設計条件	耐震クラス	C*1
仕様	設備構成	手洗い設備　：4 か所
図		図-2～図-4

注記　*1：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(4)　ハンドフットクロスモニタ

数　　量		1 式
設置場所		汚染検査室（更衣室）、B 更衣室、分析室、通路-22B、ホール準備室
設計条件	耐震クラス	ー*1
仕様	機器構成	ハンドフットクロスモニタ　　：5 台

注記　*1：固定しない設備機器

表-2　作業環境モニタリング設備に係る設計条件及び仕様

(1)　エリアモニタ

<table>
<tr><td>設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="9">仕　様</td><td colspan="2">検出器の種類</td><td>半導体検出器</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示範囲（μSv/h）</td><td>1×10^{-1}～1×10^{4}</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±10 %以内
(指示値に対して)</td></tr>
<tr><td colspan="2">警報設定範囲</td><td>指示範囲の
0～100 %</td></tr>
<tr><td rowspan="4">構　成</td><td>検出器</td><td>5 台</td></tr>
<tr><td>現場警報器
(伝送器含む。)</td><td>5 台</td></tr>
<tr><td>接続ボックス</td><td>5 台</td></tr>
<tr><td>放射線監視盤</td><td>1 面
（室内空気モニタ、排気モニタリング設備と共用）</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td colspan="2">図-5～図-7、図-14</td></tr>
</table>

(2)　室内空気モニタ

<table>
<tr><td>設計条件</td><td colspan="3">耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="10">仕　様</td><td colspan="3">検出器の種類</td><td>半導体検出器</td></tr>
<tr><td colspan="3">指示範囲（s^{-1}）</td><td>1×10^{-1}～1×10^{5}</td></tr>
<tr><td colspan="3">指示精度</td><td>±5 %以内
(FS に対して)</td></tr>
<tr><td colspan="3">警報設定範囲</td><td>指示範囲の
0～100 %</td></tr>
<tr><td rowspan="6">構　成</td><td colspan="2">吸引装置ラック</td><td>1 式
（ローカルサンプリング装置と共用）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">集塵端末</td><td>ダクト用</td><td>3 台</td></tr>
<tr><td>室内用</td><td>12 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">検出器ユニット
(現場警報器等含む。)</td><td>1 式</td></tr>
<tr><td colspan="2">接続ボックス</td><td>1 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">放射線監視盤</td><td>1 面
（エリアモニタ、排気モニタリング設備と共用）</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td colspan="2">図-5～図-7、図-15</td></tr>
</table>

(3)　ローカルサンプリング装置

<table>
<tr><td>設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕　様</td><td rowspan="2">構　成</td><td>吸引装置ラック</td><td>1 式
（室内空気モニタと共用）</td></tr>
<tr><td>集塵端末</td><td>10 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td colspan="2">図-5～図-7、図-16</td></tr>
</table>

(4)　放射線サーベイ用機器

数　　量		1式
設置場所		放射線管理室
設計条件	耐震クラス	ー*1
仕様	機器構成	可搬式γ線エリアモニタ　：3台 移動型ダストモニタ　：3台 ポータブルエアサンプラ　：2台 GMサーベイメータ　：4台 電離箱式サーベイメータ　：4台 NaI式サーベイメータ　：4台 放射線遠隔探知機（テレテクタ）　：2台 シンチレーションサーベイメータ　：4台*2

注記　*1：固定しない設備機器

*2：出入管理関係設備（1）サーベイメータのシンチレーションサーベイメータと共用

表-3　個人管理用設備の個人線量計に係る設計条件及び仕様

数　　量		1式
設置場所		汚染検査室（更衣室）
設計条件	耐震クラス	ー*1
仕様	機器構成	個人被ばく管理装置（警報用ポケット線量計、測定用ポケット線量計含む。）：1台 入退域管理装置：1台

注記　*1：固定しない設備機器

表-4　放射能測定設備に係る設計条件及び仕様

数　　量		1式
設置場所		放射線管理室
設計条件	耐震クラス	ー*1
仕様	機器構成	簡易型α線スペクトロメータ　：1台 多点（多段）サンプル自動測定装置　：1台 液体シンチレーション測定装置　：1台 γ線核種分析装置　：1台 α線スペクトロメータ　：1台

注記　*1：固定しない設備機器

表-5　周辺環境モニタリング設備に係る設計条件及び仕様

(1)　排気モニタリング設備

<table>
<tr><td>設計条件</td><td colspan="2">耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕　様</td><td colspan="2">検出器の種類</td><td>α/β（γ）線検出器：ZnS（Ag）＋プラスチックシンチレーション検出器</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示範囲（s^{-1}）</td><td>1×10^{-1}～1×10^{5}</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示精度</td><td>±5 %以内
(FS に対して)</td></tr>
<tr><td colspan="2">警報設定範囲</td><td>指示範囲の
0～100 %</td></tr>
<tr><td rowspan="3">構　成</td><td>ポンプラック</td><td>1 式</td></tr>
<tr><td>サンプリングラック
（検出器等を含む。）</td><td>1 式</td></tr>
<tr><td>放射線監視盤</td><td>1 面
（エリアモニタ及び室内空気モニタと共用）</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-5～図-7、図-17</td></tr>
</table>

表-6　室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）設置場所

設備名	設計条件 耐震クラス	配管類の番号	設置場所（番号）*1
室内空気モニタ	B*3	340-15-SS-302	サンプリング室と焼却溶融炉盤室との間の壁*2 （C-B1-MP-021）
		340-15-SS-303	サンプル調整室と分析室との間の壁*2 （C-B1-MP-017）
		340-15-SS-304	通路-02Bとサンプル調整室との間の壁*2 （C-B1-MP-013）
			サンプル調整室と分析室との間の壁*2 （C-B1-MP-016）
ローカルサンプリング装置	B*3	340-15-CS-410	廃棄物受払室と補修室(2)との間の壁*2 （C-2-MP-039）
		340-15-CS-415	廃樹脂乾燥室とサービスエリアとの間の壁*2 （C-2-MP-001）
		340-15-CS-412	通路-02Bとサンプル調整室との間の壁*2 （C-B1-MP-014）
		340-15-CS-408	サンプリング室と焼却溶融炉盤室との間の壁*2 （C-B1-MP-022）
		340-50-CS-410	通路-02Bとサンプル調整室との間の壁*2 （C-B1-MP-012）
			サンプル調整室と分析室との間の壁*2 （C-B1-MP-015）

配置図：図-8～図-12　概略図：図-13

注記　*1：遮蔽設備の壁を貫通する埋設部を示す。

*2：床から2.5m以上の高さ

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-1　更衣設備及びシャワー設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-2　手洗い設備配置図（地下1階）

図-3　手洗い設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-4　手洗い設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-5　エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに排気モニタリング設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-6　エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに排気モニタリング設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-7　エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに排気モニタリング設備配置図（2階）

図-8　室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-9　ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）配置図（2階）

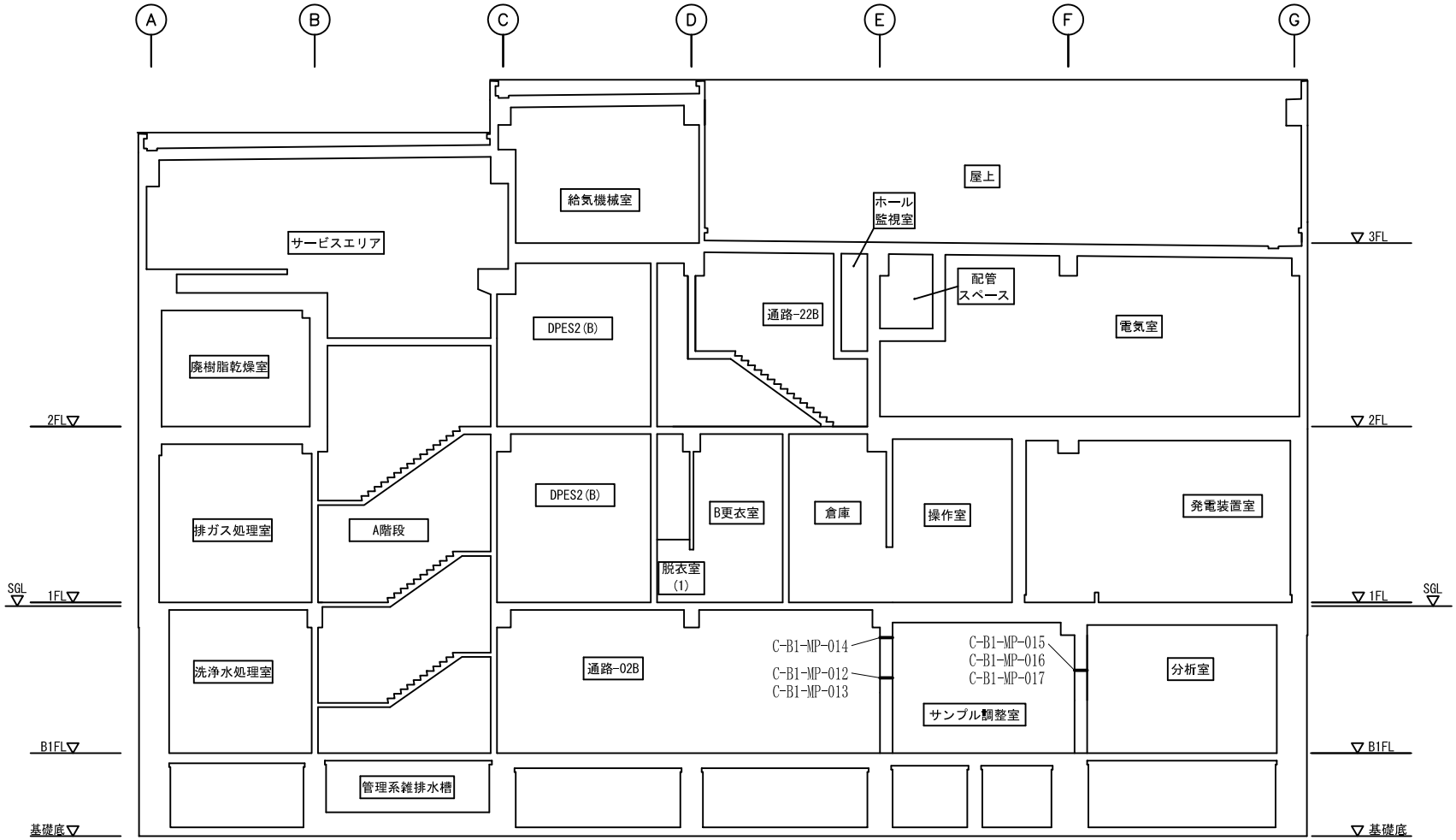

（凡例）

▬▬　：配管（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管（埋設部）の設置場所を示す。

図-10　室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）配置図（①～②間断面図）

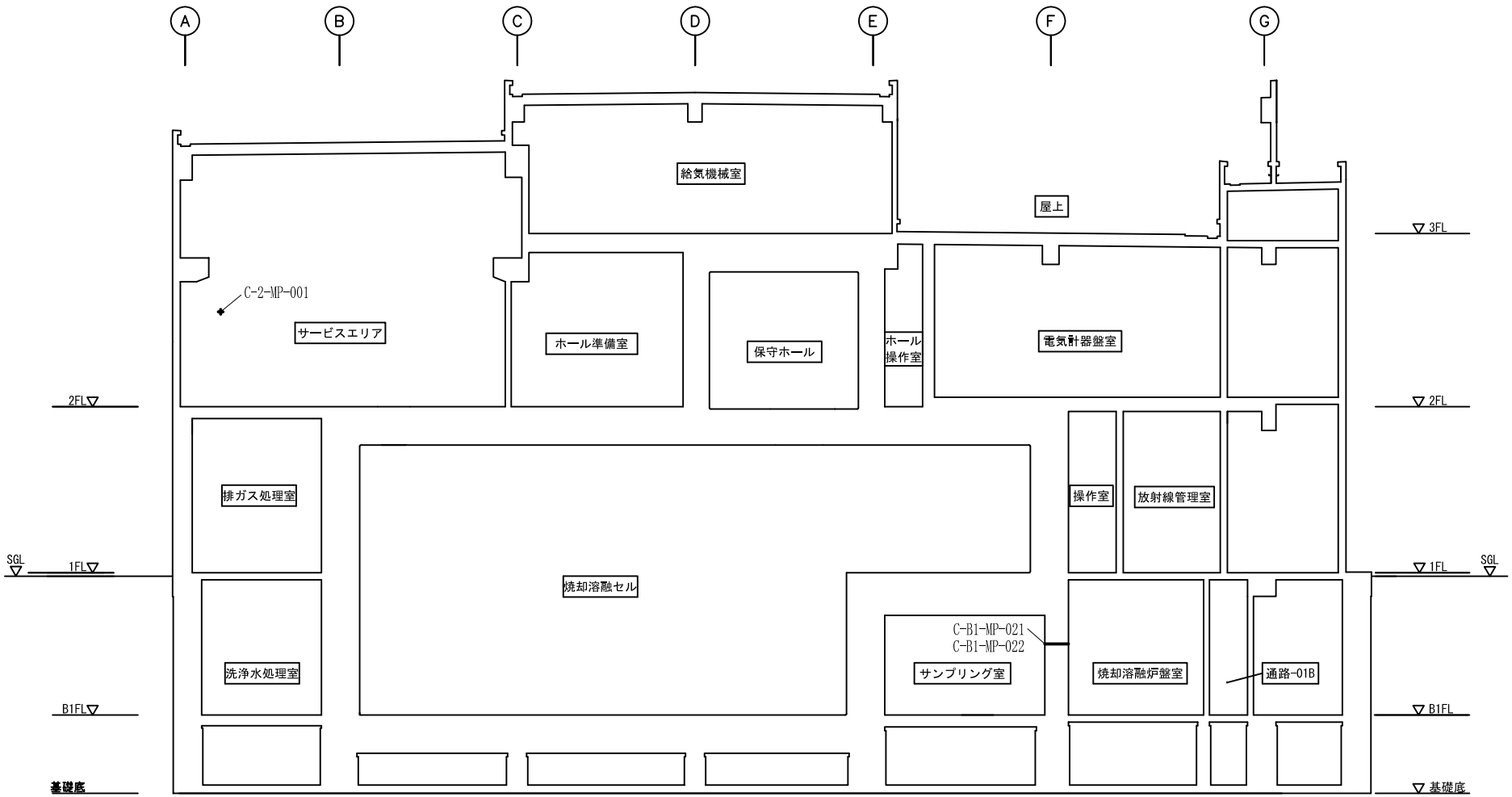

（凡例）

——，✦：配管（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管（埋設部）の設置場所を示す。

図-11　室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図）

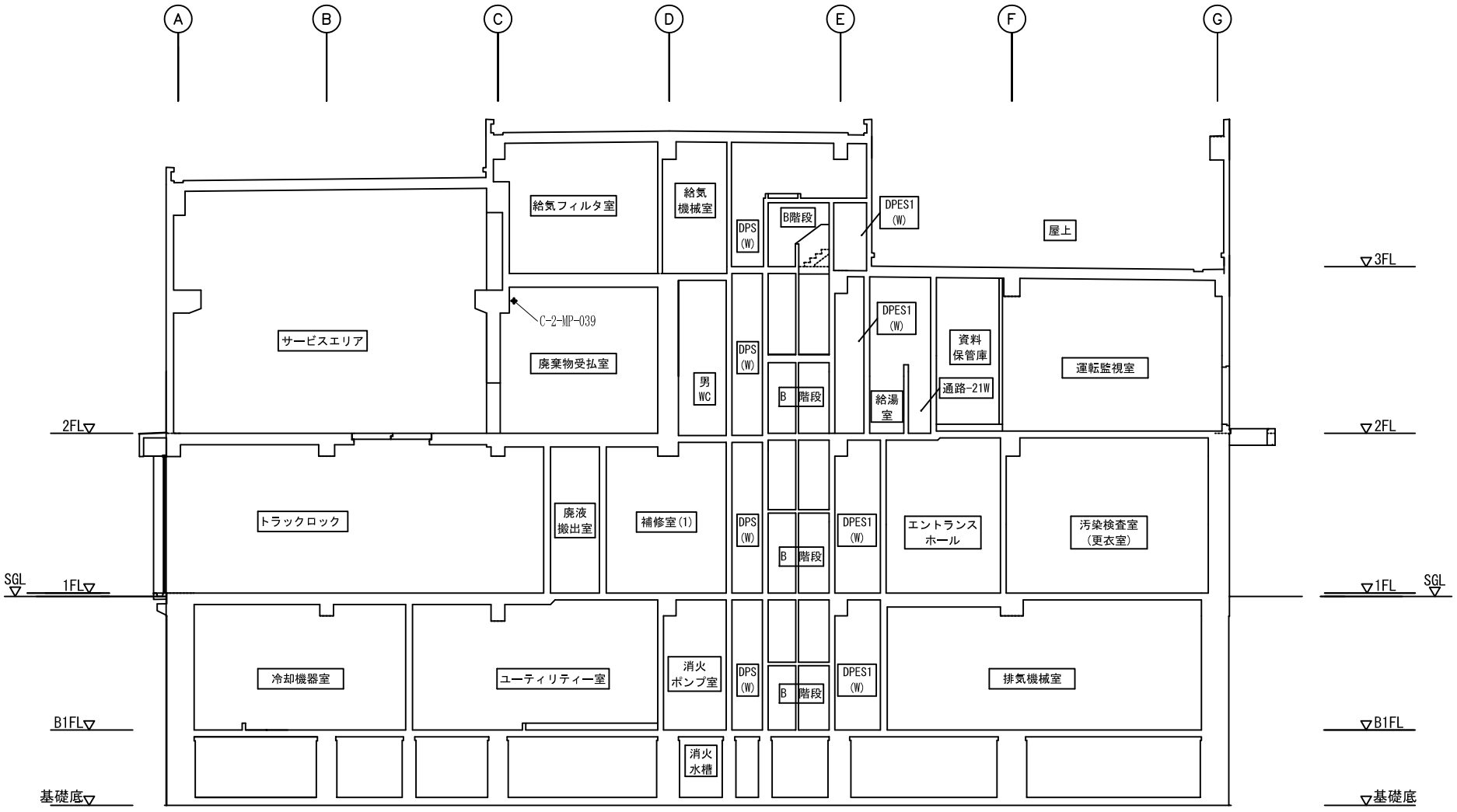

（凡例）

◆：配管（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管（埋設部）の設置場所を示す。

図-12　ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）配置図（⑤～⑥間断面図）

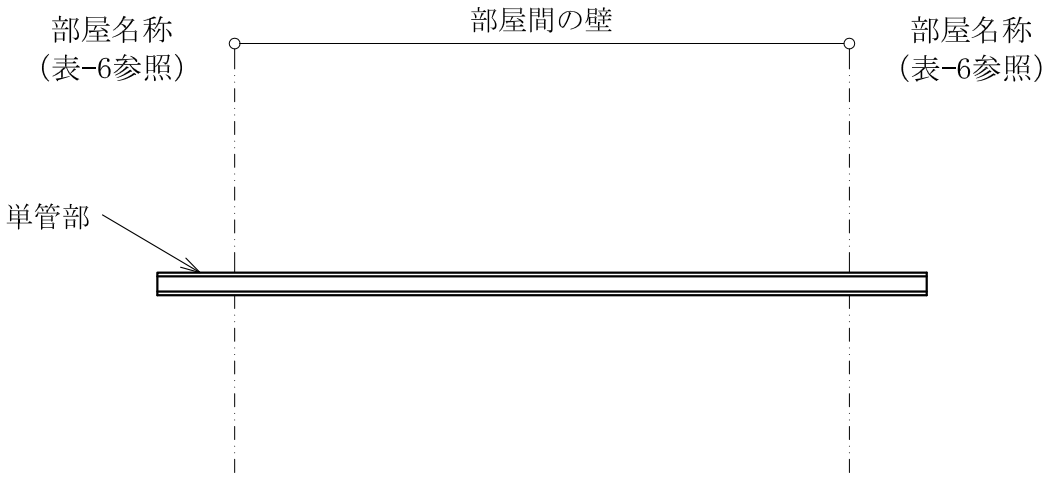

（注記）
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-6　室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）設置場所に記載のとおり。

図-13　室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）の概略図

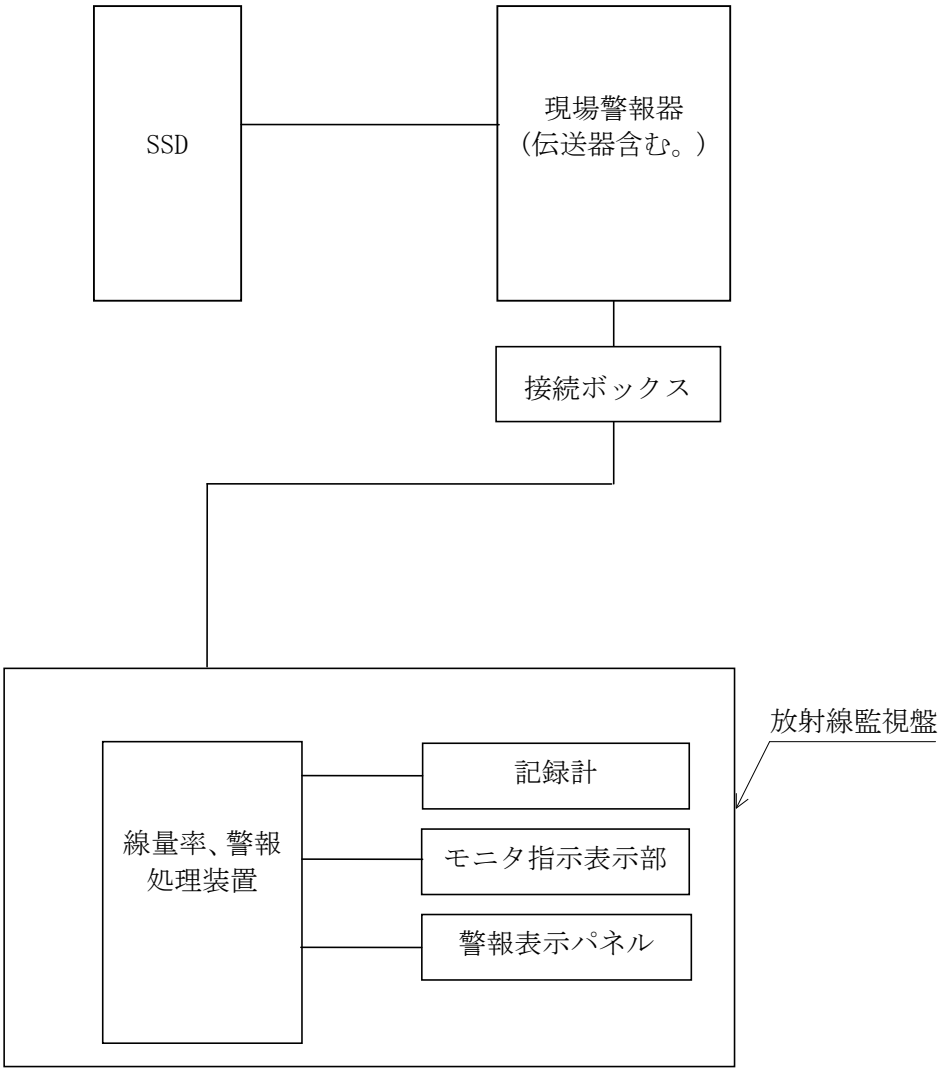

（凡例）

SSD ：半導体検出器

図-14　エリアモニタ系統図

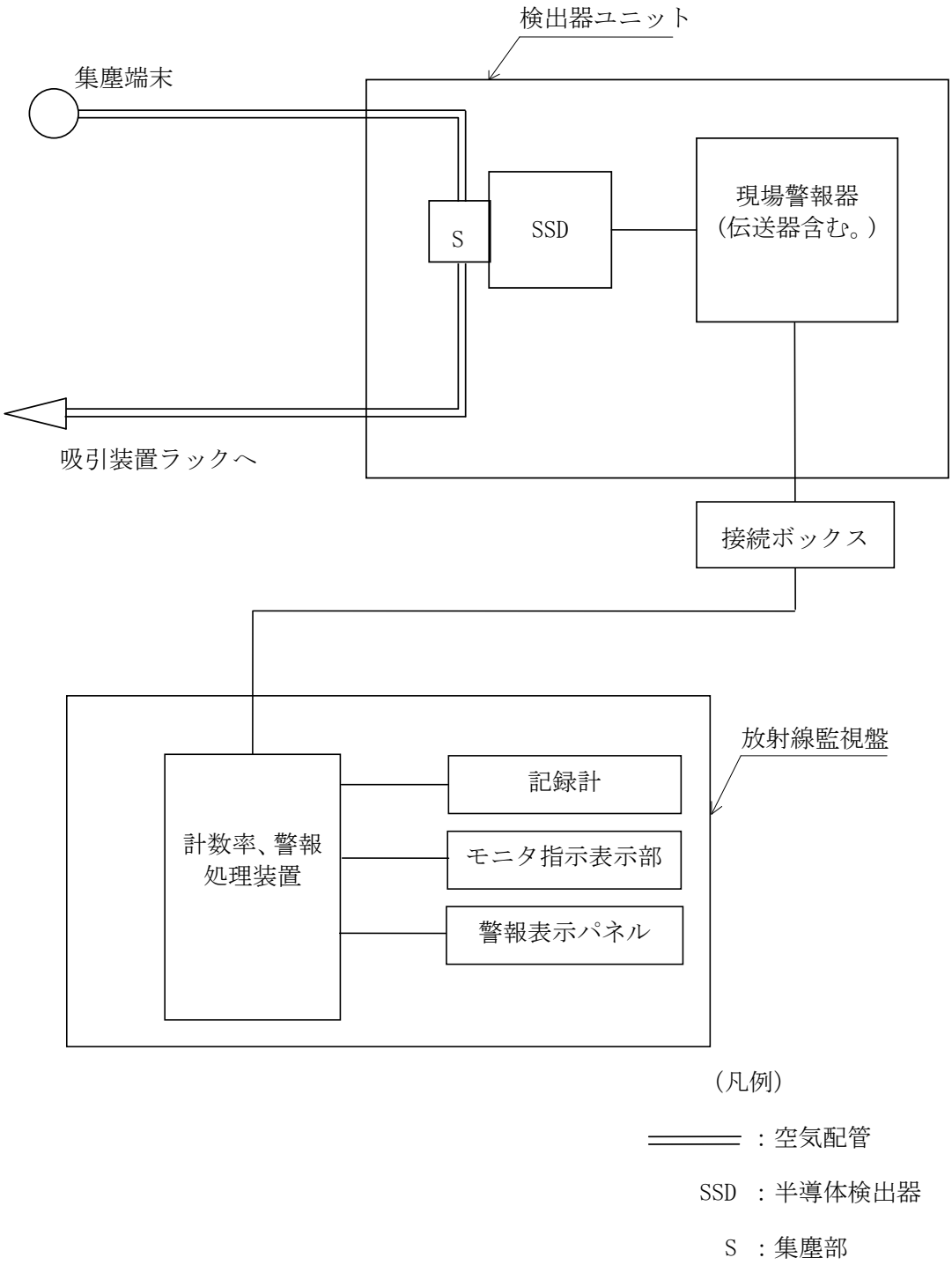

図-15　室内空気モニタ系統図

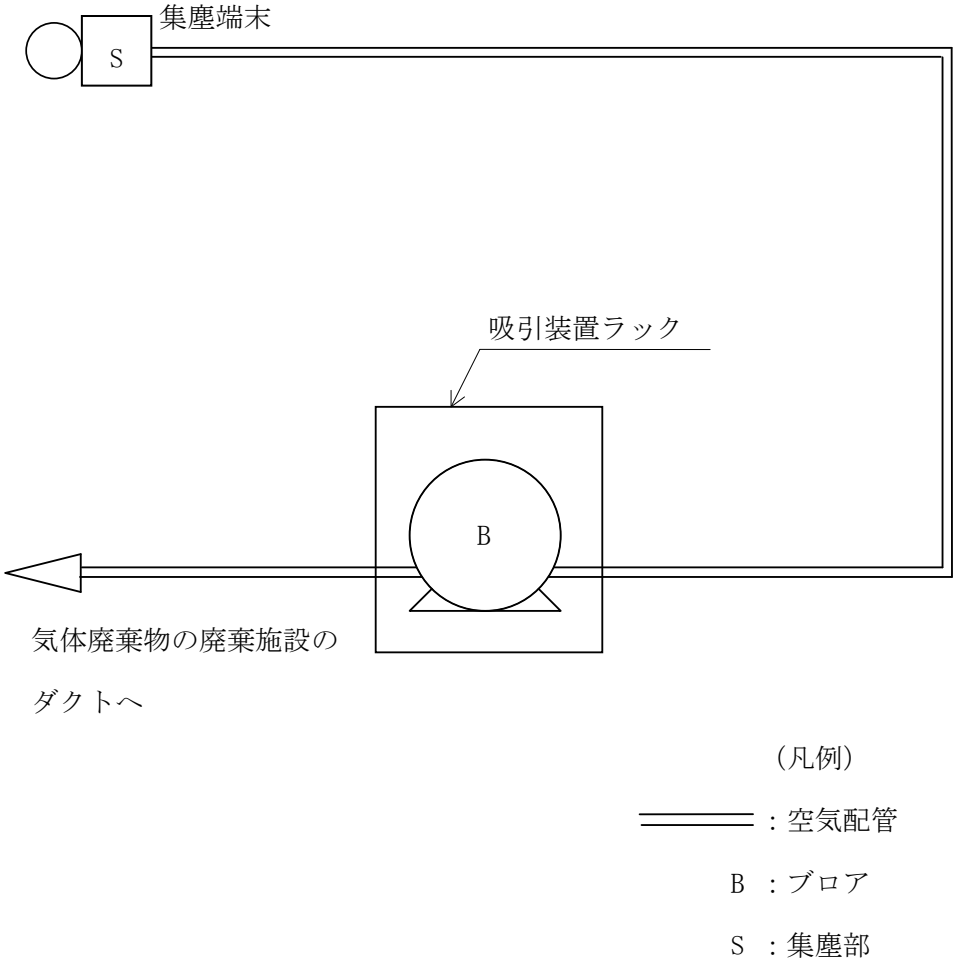

図-16　ローカルサンプリング装置系統図

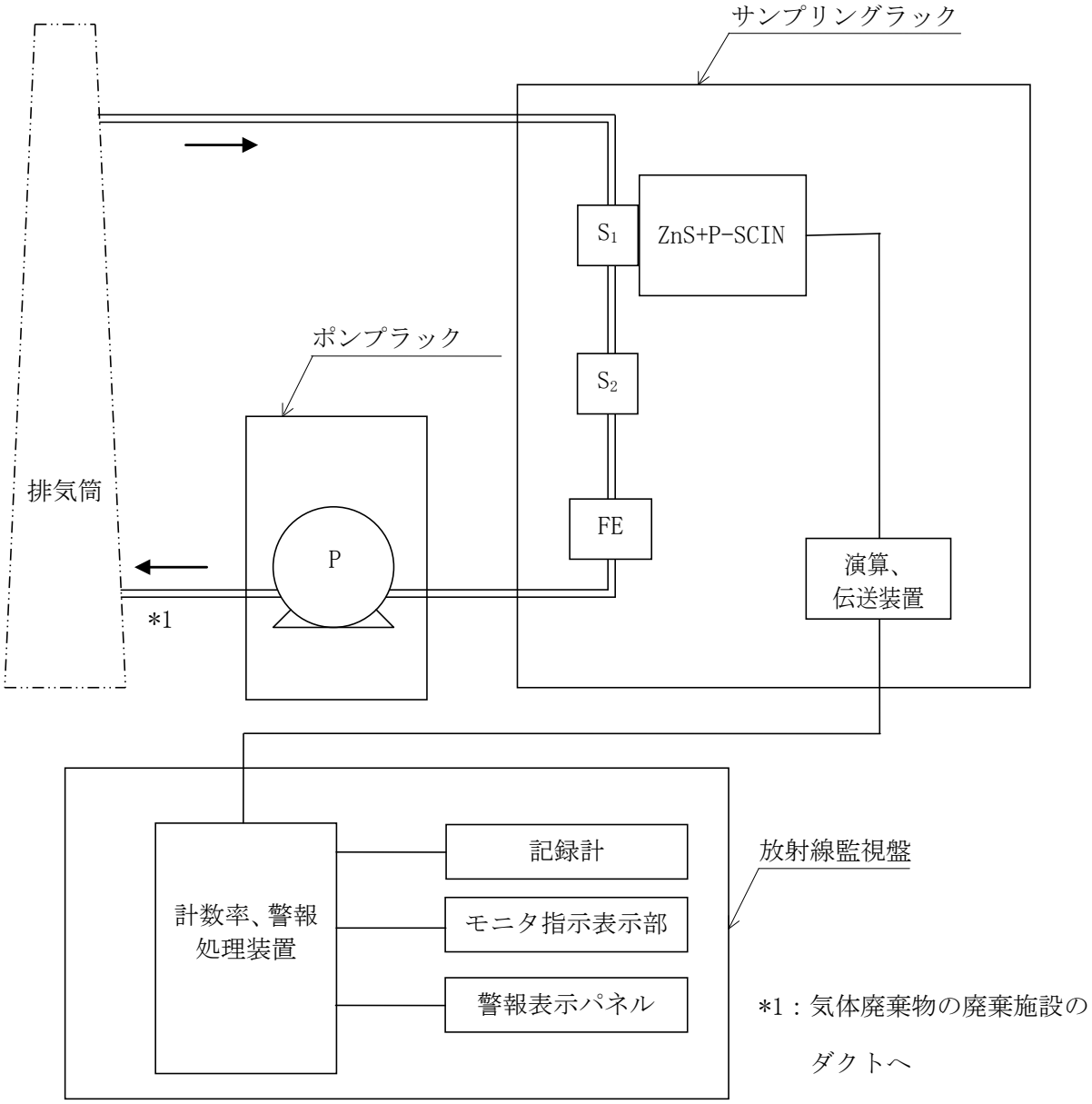

（凡例）

═══ ：空気配管

S_1 ：集塵部（α／β用）

S_2 ：集塵部（よう素用）

P ：ポンプ

FE ：流量計

ZnS+P-SCIN：ZnS(Ag)+プラスチックシンチレーション検出器

図-17　排気モニタリング設備系統図

5.　工事の方法

5.1　固体廃棄物減容処理施設建家

その他廃棄物管理設備の附属施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計の基本方針は、第1編の5.　工事の方法の5.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

5.2　放射線管理施設

固体廃棄物減容処理施設に設置する出入管理関係設備のサーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備及びハンドフットクロスモニタ、作業環境モニタリング設備のエリアモニタ、室内空気モニタ、ローカルサンプリング装置及び放射線サーベイ用機器並びに室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）、個人管理用設備の個人被ばく管理装置、入退域管理装置、放射能測定設備の放射能測定機器及び周辺環境モニタリング設備の排気モニタリング設備に係る工事は、その工程に応じ、4.項に示した設計に基づき「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）に定める施設の要件を満足するものであることを確認しつつ実施する。

本申請に係る工事の方法等については、表-7のとおりとする。

本申請に係る工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を図-18～図-19の工事フロー図に示す。

出入管理関係設備（サーベイメータ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：サーベイメータの配置確認

方法：サーベイメータが主要な場所（「4. 設計」の「表-1(1)」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サーベイメータが主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

出入管理関係設備（更衣設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：更衣設備の配置確認

方法：更衣設備が主要な場所（「4. 設計」の「表-1(2)」の設置場所、「図-1」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：更衣設備が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

出入管理関係設備（シャワー設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：シャワー設備の配置確認

方法：シャワー設備が主要な場所（「4. 設計」の「表-1(2)」の設置場所、「図-1」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：シャワー設備が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

出入管理関係設備（手洗い設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：手洗い設備の配置確認

方法：手洗い設備が主要な場所（「4. 設計」の「表-1(3)」の設置場所、「図-2～図-4」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：手洗い設備が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

出入管理関係設備（ハンドフットクロスモニタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：ハンドフットクロスモニタの配置確認

方法：ハンドフットクロスモニタが主要な場所（「4. 設計」の「表-1(4)」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ハンドフットクロスモニタが主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

作業環境モニタリング設備（エリアモニタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：エリアモニタの配置確認

方法：エリアモニタが所定の位置（「4. 設計」の「表-2(1)」、「図-5～図-7、図-14」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：エリアモニタが所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(1)：エリアモニタの作動確認

方法：エリアモニタに模擬信号を入力し、放射線監視盤の指示値が許容誤差範囲内（「4.設計」の「表-2(1)」の指示精度）であること及び指示値が記録計に記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4.設計」の「表-2(1)」の警報設定範囲）に達したらエリアモニタの警報が作動すること、放射線監視盤（「4.設計」の「図-7」）において警報が点滅及び吹鳴すること、並びに指示値が警報作動時に記録計に記録されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放射線監視盤の指示値が許容誤差範囲内であること及び指示値が記録計に記録されること。また、所定の値に達したらエリアモニタの警報が作動すること、放射線監視盤において警報が点滅及び吹鳴すること、並びに指示値が警報作動時に記録計に記録されていること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

作業環境モニタリング設備（室内空気モニタ）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：　室内空気モニタの配置確認

方法：室内空気モニタが所定の位置（「4.　設計」の「表-2(2)」、「図-5～図-7、図-15」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：室内空気モニタが所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(1)：室内空気モニタの作動確認

方法：室内空気モニタに模擬信号を入力し、放射線監視盤の指示値が許容誤差範囲内（「4.設計」の「表-2(2)」の指示精度）であること及び指示値が記録計に記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4.設計」の「表-2(2)」の警報設定範囲）に達したら空気モニタの警報が作動すること、放射線監視盤（「4.設計」の「図-7」）において警報が点滅及び吹鳴すること、並びに指示値が警報作動時に記録計に記録されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放射線監視盤の指示値が許容誤差範囲内であること及び指示値が記録計に記録されること。また、所定の値に達したら室内空気モニタの警報が作動すること。放射線監視盤において警報が点滅及び吹鳴すること、並びに指示値が警報作動時に記録計に記録されていること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

作業環境モニタリング設備（ローカルサンプリング装置）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：ローカルサンプリング装置の配置確認

方法：ローカルサンプリング装置が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(3)」、「図-5～図-7、図-16」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ローカルサンプリング装置が所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

作業環境モニタリング設備（放射線サーベイ用機器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：放射線サーベイ用機器の配置確認

方法：放射線サーベイ用機器が主要な場所（「4. 設計」の「表-2(4)」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放射線サーベイ用機器が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

個人管理用設備（個人被ばく管理装置）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：個人被ばく管理装置の配置確認

方法：個人被ばく管理装置が主要な場所（「4. 設計」の「表-3」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：個人被ばく管理装置が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

個人管理用設備（入退域管理装置）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：入退域管理装置の配置確認

方法：入退域管理装置が主要な場所（「4. 設計」の「表-3」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：入退域管理装置が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

放射能測定設備（放射能測定機器）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：放射能測定機器の配置確認

方法：放射能測定機器が主要な場所（「4. 設計」の「表-4」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放射能測定機器が主要な場所に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

周辺環境モニタリング設備（排気モニタリング設備）

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)： 排気モニタリング設備の配置確認

方法：排気モニタリング設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-5」、「図-5～図-7、図-17」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気モニタリング設備が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気モニタリング設備の配置系統確認

方法：排気モニタリング設備が所定の配管系統（「4. 設計」の「表-5」、「図-5～図-7、図-17」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気モニタリング設備が所定の配管系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(2)：排気モニタリング設備の作動確認

方法：排気モニタリング設備に模擬信号を入力し、放射線監視盤の指示値が許容誤差範囲内（「4.設計」の「表-5(1)」の指示精度）であること及び指示値が記録計に記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値（「4.設計」の「表-5(1)」の警報設定範囲）に達したら排気モニタリング設備において警報が作動すること、放射線監視盤（「4.設計」の「図-7」）おいて警報が点滅及び吹鳴すること、並びに指示値が警報作動時に記録計に記録されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放射線監視盤の指示値が許容誤差範囲内であること及び指示値が記録計に記録されること。また、所定の値に達したら排気モニタリング設備において警報が作動すること、放射線監

視盤において警報が点滅及び吹鳴すること、並びに指示値が警報作動時に記録計に記録されていること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

室内空気モニタの配管類（埋設部）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：室内空気モニタの配管類（埋設部）の設置高さの確認

方法：室内空気モニタの配管類（埋設部）の設置場所（「4. 設計」の「表-6」、「図-8、図-10～図-11」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：室内空気モニタの配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）の設置高さの確認

方法：ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）の設置場所（「4. 設計」の「表-6」、「図-8～図-12」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ローカルサンプリング装置配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（1/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる放射性廃棄物の取扱いは、その線量当量に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う。また、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計としている。遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じる設計としている。 据付・外観検査(1)は、配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-6、図-8～図-13参照 工事フロー図図-18

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（2/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（3/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射線管理施設（第十六条）	エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置	固体廃棄物減容処理施設の放射線管理施設の作業環境モニタリング設備として線量当量を監視するエリアモニタと空気中の放射性物質濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置を設け、エリアモニタについては運転監視室の放射線監視盤において集中的に監視又は記録を行い、線量率があらかじめ設定された値に達したときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とし、室内空気モニタについては空気中の放射性物質濃度があらかじめ設定された値に達したときは、現場警報器及び放射線監視盤に警報を発する設計としている。 据付・外観検査(2)は、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-2の(1)～(3)、図-5～図-7、図-14～図-16参照 工事フロー図図-18

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（4/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射線管理施設（第十六条）	エリアモニタ、室内空気モニタ	作動検査(1)は、エリアモニタ及び室内空気モニタに模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値に達したら警報が作動すること、所定の場所において警報が点滅、吹鳴すること、指示値が警報作動時に記録されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(1)	表-2 の(1)～(2)、図-5～図-7、図-14～図-15 参照 工事フロー図 図-18

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（5/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射線管理施設（第十六条）	排気モニタリング設備	固体廃棄物減容処理施設の放射線管理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤おいて集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値に達したときは、放射線監視盤に警報を発する設計としている。		
					据付・外観検査(3)は、排気モニタリング設備が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-5、図-5～図-7、図-17 参照 工事フロー図 図-18
					作動検査(2)は、排気モニタリング設備に模擬信号を入力し、指示値が許容誤差範囲内であること、指示値が記録されることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、所定の値に達したら警報が作動すること、放射線監視盤において警報が点滅、吹鳴すること、指示値が警報作動時に記録されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(2)	表-5、図-5～図-7、図-17 参照 工事フロー図 図-18

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（6/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射線管理施設（第十六条）	排気モニタリング設備	系統検査(1)は、排気モニタリング設備が所定の配管系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	図-17 参照 工事フロー図 図-18
				サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器	出入管理関係設備としてサーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備及びハンドフットクロスモニタを設け、管理区域への出入りのための場所において放射線管理、汚染の管理を行える設計とする。 作業環境モニタリング設備として放射線サーベイ用機器を設け、外部放射線に係る線量及び表面の放射性物質の密度を測定し監視する設計とする。 個人管理用設備として個人被ばく管理装置及び入退域管理装置を設け、放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する設計とする。 放射能測定設備として放射能測定機器を設け、放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等		

表-7　放射線管理施設に係る工事の方法等（7/7）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
放射線管理施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	放射線管理施設（第十六条）	サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器	の放射能測定を行うための測定機器を備える設計とする。 据付・外観検査(1)は、サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器が主要な場所に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-1、表-2の(4)、表-3～表-4、図-1～図-4参照 工事フロー図図-19

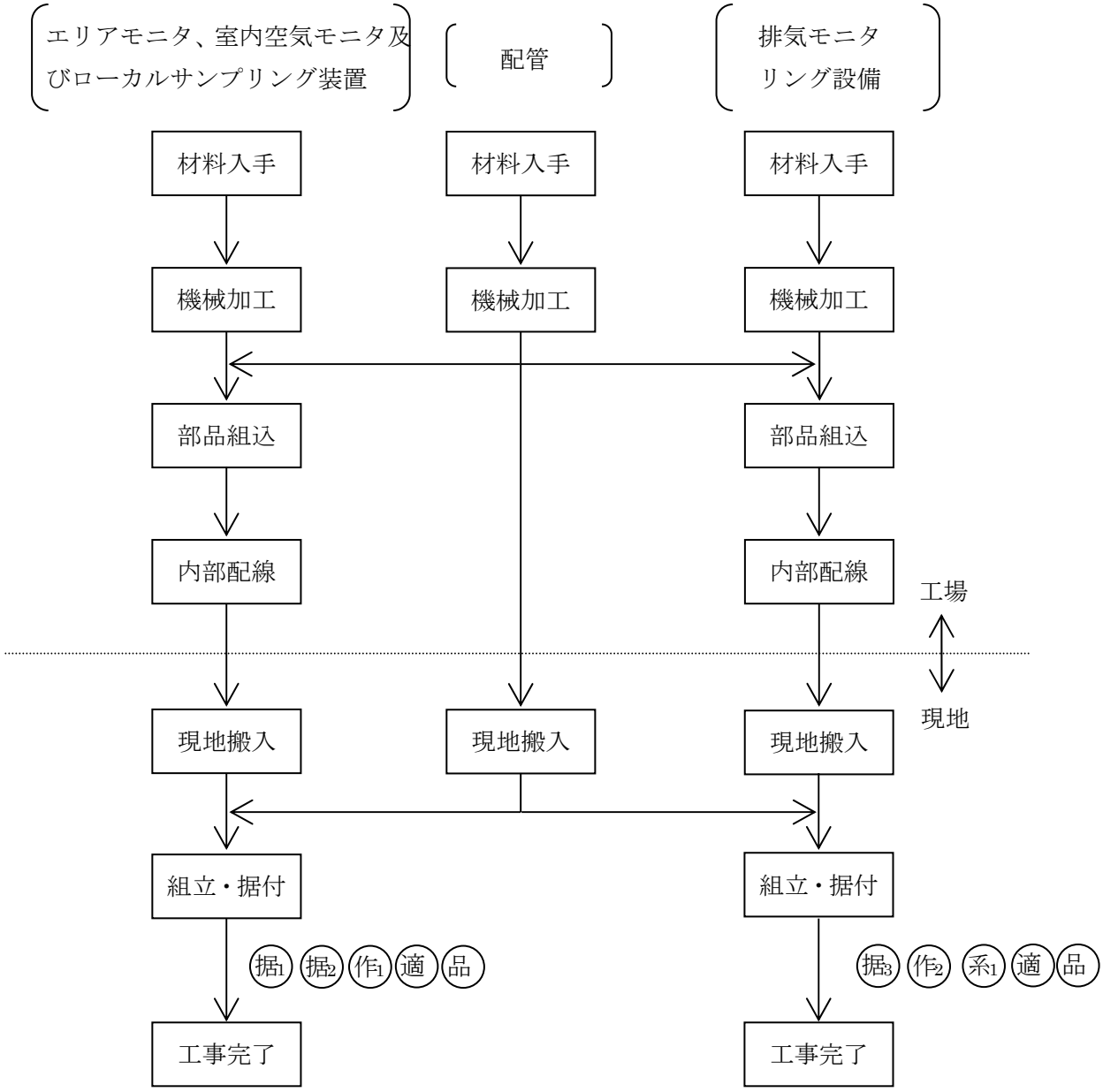

据1：据付・外観検査(1)（室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）の設置高さの確認）

据2：据付・外観検査(2)（エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置の配置確認）

据3：据付・外観検査(3)（排気モニタリング設備の配置確認）

作1：作動検査(1)（エリアモニタ及び室内空気モニタの作動確認）

作2：作動検査(2)（排気モニタリング設備の作動確認）

系1：系統検査(1)（排気モニタリング設備の配管系統確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-18　エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに排気モニタリング設備の工事フロー図

（サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器）

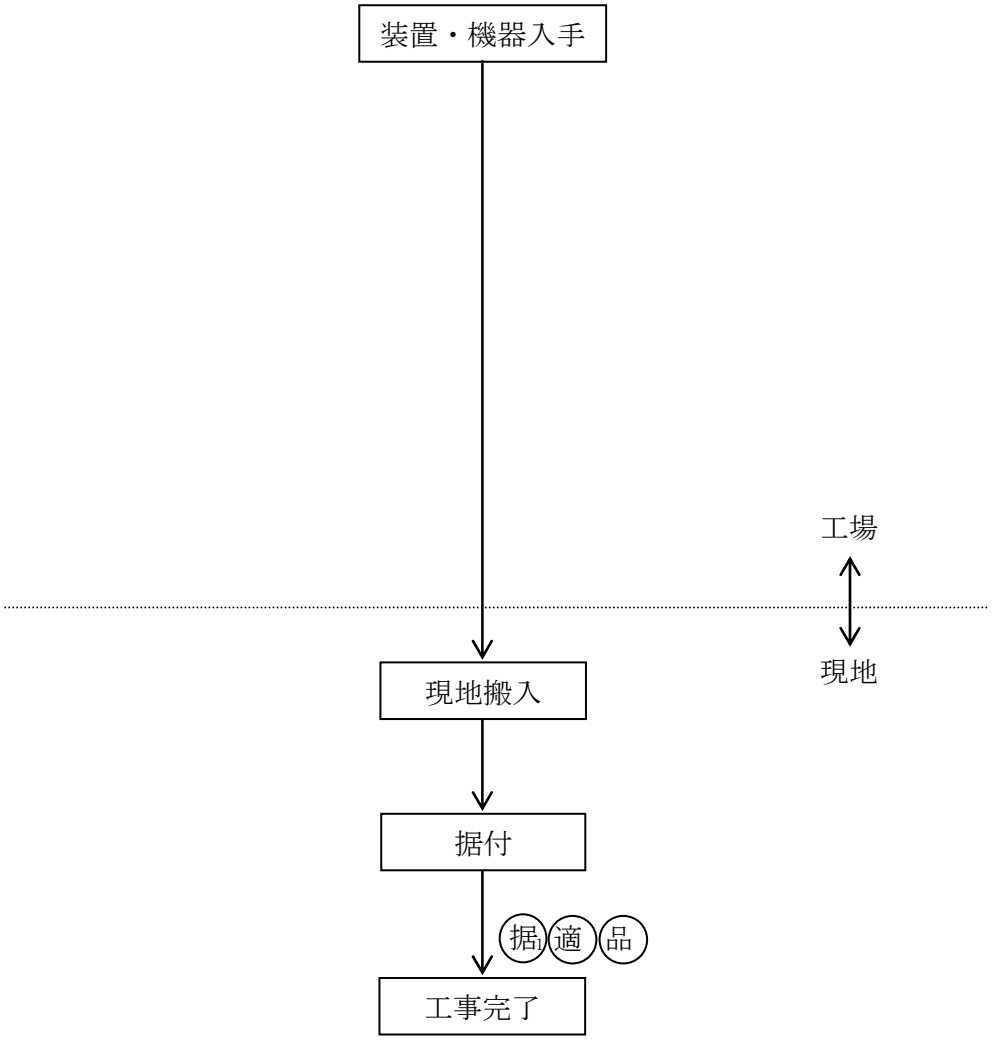

据1 ：据付・外観検査(1)（配置確認）

適 ：適合性確認検査

品 ：品質管理検査*1

注記　　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-19　サーベイメータ、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、放射線サーベイ用機器、個人被ばく管理装置、入退域管理装置及び放射能測定機器の工事フロー図

第４編　その他廃棄物管理設備の附属施設

気体廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄施設

固体廃棄物の廃棄施設

その他の主要な事項

目　次

頁

1.　その他廃棄物管理設備の附属施設の構成及び申請範囲　……　本-4-1

2.　準拠した法令、基準及び規格　……　本-4-5

3.　設計の基本方針　……　本-4-9

4.　設計　……　本-4-10

5.　工事の方法　……　本-4-457

1.　その他廃棄物管理設備の附属施設の構成及び申請範囲

その他廃棄物管理設備の附属施設は、次の各施設から構成される。

(1)　気体廃棄物の廃棄施設

(2)　液体廃棄物の廃棄施設

(3)　固体廃棄物の廃棄施設

(4)　その他の主要な事項

上記のうち、(1)　気体廃棄物の廃棄施設は、次の各設備から構成される。

1)　管理区域系排気設備

2)　セル系排気設備

3)　グローブボックス系排気設備

4)　フード系排気設備

5)　予備系排気設備

6)　排気筒

上記のうち、(2)　液体廃棄物の廃棄施設は、次の各設備から構成される。

1)　α固体処理棟廃液予備処理装置

2)　β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽

3)　廃棄物管理施設用廃液貯槽

4)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽

上記のうち、4)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　洗浄塔廃液タンク

(ﾛ)　液体廃棄物Ａタンク

(ﾊ)　廃液受入タンク

(ﾆ)　廃液サンプリングフード

(ﾎ)　廃液搬出ボックス

また、(3)　固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物管理設備本体で処理及び管理を行うまでの固体廃棄物を保管するもので、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室に一時保管する。

上記のうち、(4)　その他の主要な事項は、次の各設備から構成される。

1)　消防設備

2)　電気設備

3)　通信連絡設備

上記のうち、1)　消防設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　消火設備

(ﾛ)　警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器（漏電遮断器））

上記のうち、(ｲ)　消火設備は、次の各設備から構成される。

ｲ)　消火器

ﾛ)　消火栓設備

ﾊ)　ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫を含む。）

上記のうち、2)　電気設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　電気設備

(ﾛ)　予備電源設備（発電装置、無停電電源装置）

上記のうち、3)　通信連絡設備は、次の各設備から構成される。

(ｲ)　放送設備及びページング設備

(ﾛ)　加入電話設備

(ﾊ)　所内内線設備

(ﾆ)　避難用誘導設備

(ﾎ)　敷地内の通信連絡設備

(ﾍ)　大洗研究所外通信連絡設備

(ﾄ)　大洗研究所内通信連絡設備

また、上記のその他廃棄物管理設備の附属施設を収容する又は備える建物は、廃液処理棟、排水監視施設、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、有機廃液一時格納庫、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から構成

される。

本編により申請する範囲は、(1)　気体廃棄物の廃棄施設の 1)　管理区域系排気設備、2)　セル系排気設備、3)　グローブボックス系排気設備、4)　フード系排気設備、5)　予備系排気設備及び 6)　排気筒、(2)　液体廃棄物の廃棄施設のうち 4)　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、(3)　固体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室、並びに(4)　その他の主要な事項のうち、1)　消防設備のうち(ｲ)　消火設備のｲ)消火器、ﾛ)　消火栓設備及びﾊ)　ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫を含む。）並びに(ﾛ)　警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器（漏電遮断器））、2)　電気設備の(ｲ)　電気設備及び(ﾛ)　予備電源設備（発電装置、無停電電源装置）並びに 3)　通信連絡設備の(ｲ)　放送設備及びページング設備、(ﾛ)　加入電話設備、(ﾊ)　所内内線設備及び(ﾆ)　避難用誘導設備である。

なお、通信連絡設備のうち、固体廃棄物減容処理施設外に設ける事業所内、事業所外の通信連絡に使用する敷地内の通信連絡設備、大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備については、大洗研究所又は廃棄物管理施設と共用する。

上記の気体廃棄物の廃棄施設は、管理区域、セル、グローブボックス、フードから発生する気体廃棄物を系統ごとに処理し、汚染の拡大を防止するための設備である。固体廃棄物減容処理施設排気筒は、固体廃棄物減容処理施設建家と一体となるよう施設され、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備及び減容処理設備の排ガス処理装置で処理された気体廃棄物を放出する設備である。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽は、主に固体廃棄物減容処理施設の管理区域内から発生する床ドレン、手洗い水、シャワードレン及び機器ドレン並びに減容処理設備から発生する排ガス洗浄塔循環水及び廃樹脂分離水を収集するための設備である。

固体廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物のうち固体廃棄物について廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に移送するまでの間、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室に一時保管する設備である。

その他の主要な事項のうちガス消火設備は、「消防法」、「建築基準法」等の考え方に基づき、人の立入りができない搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、ホール出入室及び保守ホールにおける火災に対処するため、火災を自動的に検知し警報を発する機能を有するとともに、炭酸ガスを用いて消火する設備である。電気設備は、固体廃棄物減容処理施設の操作及び保安に必要な電源を受電するための設備であり、南受電所から商用系及び非常系の2系統の電源の供給を受け、固体廃棄物減容処理施設内の各負荷に供給する設備である。予備電源設備は、商用系電源の喪失時に備えて閉じ込めの機能及び監視が必要な設備に給電するための設備である。また、通信連絡設備は、建家内各所への通報及び相互連絡、事業所内外の必要箇所との連絡を行うための設備及び固体廃棄物減容処理施設内の人の退避のための設備である。

その他廃棄物管理設備の附属施設は、固体廃棄物減容処理施設建家に設置する。

なお、南受電所に設置している非常系電源設備は、大洗研究所と共用する。

2.　準拠した法令、基準及び規格

本申請に係るその他廃棄物管理設備の附属施設の設計及び工事は、次の法令等に基づき行う。

・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）
・「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
・「消防法」（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
・「電気事業法」（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
・「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
・「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
・「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号）
・「消防法施行令」（昭和 36 年 3 月 25 日政令 37 号）
・「危険物の規制に関する政令」（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）
・「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」（昭和 40 年 6 月 15 日通商産業省令第 62 号）
・「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 51 号）
・「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号）
・「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成 14 年 3 月 6 日総務省令第 24 号）
・「消防法施行規則」（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）
・「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 33 号）

・「危険物の規制に関する規則」（昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号）
・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和 63 年 11 月 7 日総理府令第 47 号）
・「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 31 号）
・「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号）
・「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 10 号）
・「圧力容器構造規格」（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 196 号）
・「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」（昭和 49 年 5 月 1 日自治省告示第 99 号）
・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号）
・「自家発電設備の基準」（昭和 48 年 2 月 10 日消防庁告示第 1 号）
・「耐火電線の基準」（平成 9 年 12 月 18 日消防庁告示第 10 号）
・「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」（昭和 55 年 11 月 6 日原子力安全委員会決定）
・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定）
・「大洗町火災予防条例」（昭和 52 年 12 月 22 日条例第 35 号）
・「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」（日本電気協会）
・「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）」（日本電気協会）
・「電気設備の技術基準の解釈」（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）
・「日本産業規格（JIS）」（日本規格協会）
・「発電用原子力設備規格（JSME）」（日本機械学会）

・「機械工学便覧」（日本機械学会）
・「機械設計便覧」（機械設計便覧編集委員会）
・「理科年表」（国立天文台編）
・「鋼構造設計規準」（日本建築学会）
・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）
・「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）
・「建築基礎構造設計指針」（日本建築学会）
・「鋼構造接合部設計指針」（日本建築学会）
・「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」（日本建築学会）
・「鉄骨鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」（日本建築学会）
・「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）
・「鉄筋コンクリート造建物の終局強度型耐震設計指針・同解説」（日本建築学会）
・「建築工事標準仕様書・同解説（JASS)」（日本建築学会）
・「電気規格調査会標準規格（JEC)」（電気学会）
・「内線規程（JEAC8001)」（日本電気協会）
・「電池工業会規格（SBA)」（電池工業会）
・「日本電機工業会規格（JEM)」（日本電機工業会）
・「日本電線工業会規格（JCS)」（日本電線工業会）
・「建築設備耐震設計指針・同解説」（空気調和・衛生工学会）
・「建築設備耐震設計・施工指針」（日本建築センター）
・「2007 年版　建築物の構造関係技術基準解説書」（日本建築センター）
・「通信鉄塔設計要領・同解説」（建設電気技術協会）
・「公共建築工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「公共建築設備工事標準図」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「建築工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編)」（公共建築協会）
・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編)」（公共建築協会）

・「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（公共建築協会）
・「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（公共建築協会）
・「機械設備工事監理指針」（公共建築協会）
・「電気設備工事監理指針」（公共建築協会）
・「American Society of Mechanical Engineers（ASME）」（アメリカ機械学会）
・「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」（平成 28 年 11 月 30 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）
・「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）（平成 14・07・29 原院第 4 号）」

なお、その他廃棄物管理設備の附属施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の準拠した法令、基準及び規格は、第 1 編の 2.　準拠した法令、基準及び規格の 2.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

3.　設計の基本方針

3.1　固体廃棄物減容処理施設建家

その他廃棄物管理設備の附属施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計の基本方針は、第1編の3.　設計の基本方針の3.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

3.2　その他廃棄物管理設備の附属施設

その他廃棄物管理設備の附属施設の設計の基本方針は、第1編の3.　設計の基本方針の3.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.　設計

4.1　固体廃棄物減容処理施設建家

その他廃棄物管理設備の附属施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計は、第1編の4.　設計の4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

4.2　その他廃棄物管理設備の附属施設

その他廃棄物管理設備の設計は、第1編の4.　設計の4.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

(1)　本申請に係る気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、セル系排気設備の配管類（埋設部）、気体廃棄物の廃棄施設の配管類及び固体廃棄物減容処理施設排気筒、液体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管、固体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室並びにその他の主要な事項のうち、消防設備のうち消火設備の消火器、消火栓設備、ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫を含む。）、ガス消火設備の配管類（埋設部）、ガス消火設備の配管類及びガス消火設備の電線管、警報設備のうち自動火災報知設備、電気設備のうち電気設備、予備電源設備（発電装置、無停電電源装置）、予備電源設備の配管類及び予備電源設備の電線管、通信連絡設備のうち放送設備及びページング設備、加入電話設備、所内内線設備並びに避難用誘導設備の設計条件及び仕様を表-1～表-4、表-6、表-20～表-22、表-24、表-28～表-31、表-46～表-48 及び表-50～表-57 に示す。また、気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔を表-5 に、固体廃棄物減容処理施設排気筒の配筋及び材料の仕様等を

表-7～表-19 に、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽に係る配管類の支持間隔を表-23 に、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げを表-25 に、堰に係る設計条件及び仕様を表-26 に、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の処理能力を表-27 に、ガス消火設備ボンベ庫の配筋及び材料の仕様等を表-32～表-45 及び表-58～表-59 に、ガス消火設備に係る配管類の支持間隔を表-49 に示す。また、その他廃棄物管理設備の附属施設の各機器を適切に使用又は運転するために、適宜、付表　保守用品に示す要求水準を満足した保守用品と交換する。

(2)　本申請に係る気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、セル系排気設備の配管類（埋設部）、気体廃棄物の廃棄施設の配管類及び固体廃棄物減容処理施設排気筒、液体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管、固体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室並びにその他の主要な事項のうち、消防設備のうち消火設備の消火器、消火栓設備、ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫を含む。）、ガス消火設備の配管類（埋設部）、ガス消火設備の配管類及びガス消火設備の電線管、警報設備のうち自動火災報知設備、電気設備のうち電気設備、予備電源設備（発電装置、無停電電源装置）、予備電源設備の配管類及び予備電源設備の電線管、通信連絡設備のうち放送設備及びページング設備、加入電話設備、所内内線設備並びに避難用誘導設備の配置図、設置位置図、平面図、立面図、断面図、基礎伏図、床スラブ図、柱伏図、梁伏図、壁伏図、基礎断面図、柱断面図、梁断面図、概略図、系統図、配管類の支持間隔及び現場指揮所の設置位置図を図-1～図-194 に示す。

表-1　気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置に係る設計条件及び仕様

(1)　管理区域系排気設備（1/2）

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>5（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-F-114-1～5）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="6">仕様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排気浄化装置本体　　：
（縦）750×（横）2540×（高さ）1800 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排気浄化装置本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td>高性能フィルタ　　：1段</td></tr>
<tr><td>捕集効率</td><td>99.9%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：8本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>1354kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-94、図-154、図-159</td></tr>
</table>

(2)　管理区域系排気設備（2/2）

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>3（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-F-115-1～3）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="6">仕　様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排気浄化装置本体　　：
（縦）750×（横）1950×（高さ）1800 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排気浄化装置本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td>高性能フィルタ　　：1段</td></tr>
<tr><td>捕集効率</td><td>99.9%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：6本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>1110kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-95、図-154、図-159</td></tr>
</table>

(3)　セル系排気設備（1/2）

基　　数		2（V-F-111-3 と合わせて 3 基中 1 基は予備）
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （V-F-111-1、2）
設計条件	耐震クラス	B
仕様（1基当たり）	主要寸法	排気浄化装置本体　　： （縦）750×（横）2540×（高さ）2450 mm 基礎ボルト　　： （呼び径）M16
	主要材料	排気浄化装置本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 基礎ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	種　　類	高性能フィルタ　　：2 段
	捕集効率	99.999%以上（0.3μm 以上 DOP 粒子に対して）
	基礎ボルトの数量	基礎ボルト　　：8 本
	機器質量	1876kg/基
図		図-1、図-96～図-97、図-155、図-159

(4)　セル系排気設備（2/2）

基　　数		1（V-F-111-1、2 と合わせて 3 基中 1 基は予備）
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （V-F-111-3）
設計条件	耐震クラス	B
仕様（1基当たり）	主要寸法	排気浄化装置本体　　： （縦）750×（横）2540×（高さ）2450 mm 基礎ボルト　　： （呼び径）M16
	主要材料	排気浄化装置本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 基礎ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	種　　類	高性能フィルタ　　：2 段
	捕集効率	99.999%以上（0.3μm 以上 DOP 粒子に対して）
	基礎ボルトの数量	基礎ボルト　　：8 本
	機器質量	1880kg
図		図-1、図-98、図-155、図-159

(5)　グローブボックス系排気設備

基　　数		2（うち1基は予備）
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （V-F-112-1、2）
設計条件	耐震クラス	B
仕様（1基当たり）	主要寸法	排気浄化装置本体　　： （縦）750×（横）1100×（高さ）1650 mm 基礎ボルト　　： （呼び径）M16
	主要材料	排気浄化装置本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 基礎ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	種　　類	高性能フィルタ　　：1段
	捕集効率	99.9%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）
	基礎ボルトの数量	基礎ボルト　　：4本
	機器質量	645kg/基
図		図-1、図-99、図-156、図-159

(6)　フード系排気設備

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-F-113-1、2）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="6">仕　様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排気浄化装置本体　　：
（縦）750×（横）1950×（高さ）1800 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排気浄化装置本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td>高性能フィルタ　　：1段</td></tr>
<tr><td>捕集効率</td><td>99.9%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：6本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>1110kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-100、図-157、図-159</td></tr>
</table>

(7)　予備系排気設備

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-F-116-1、2）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="6">仕　様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排気浄化装置本体　　：
（縦）750×（横）1100×（高さ）2400 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排気浄化装置本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td>高性能フィルタ　　：2段</td></tr>
<tr><td>捕集効率</td><td>99.999%以上（0.3μm以上DOP粒子に対して）</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：4本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>901kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-101～図-102、図-158～図-159</td></tr>
</table>

表-2　気体廃棄物の廃棄施設の排風機に係る設計条件及び仕様

(1)　管理区域系排気設備

基　　数		2（うち1基は予備）
設置場所 （番　　号）		排気機械室 （V-K-014-A、B）
設計条件	耐震クラス	C
仕様（1基当たり）	主要寸法	排風機本体　　： （縦）2560×（横）2020×（高さ）2140 mm 基礎ボルト　　： （呼び径）M16
	主要材料	排風機本体　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 基礎ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	容　　量	51960m^3/h
	基礎ボルトの数量	基礎ボルト　　：12 本
	機器質量	3480kg/基
図		図-1、図-103～図-104、図-154、図-159

(2)　セル系排気設備

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-K-011-A、B）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="6">仕様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排風機本体　　：
（縦）1929×（横）2130×（高さ）1750 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排風機本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>容　　量</td><td>15050m^3/h</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：12 本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>2400kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-105、図-155、図-159</td></tr>
</table>

(3)　グローブボックス系排気設備

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-K-012-A、B）</td></tr>
<tr><td rowspan="1">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="5">仕様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排風機本体　　：
（縦）650×（横）1069×（高さ）860 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排風機本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>容　　量</td><td>590m^3/h</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：8本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>310kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-106、図-156、図-159</td></tr>
</table>

(4)　フード系排気設備

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-K-013-A、B）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="5">仕様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排風機本体　　：
（縦）1410×（横）1040×（高さ）1125 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排風機本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>容　　量</td><td>6480m^3/h</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：8本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>585kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-107、図-157、図-159</td></tr>
</table>

(5)　予備系排気設備

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2（うち1基は予備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>排気機械室
（V-K-015-A、B）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="5">仕様（1基当たり）</td><td>主要寸法</td><td>排風機本体　　：
（縦）650×（横）1069×（高さ）860 mm
基礎ボルト　　：
（呼び径）M16</td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>排風機本体　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
基礎ボルト　　：
JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>容　　量</td><td>500m^3/h</td></tr>
<tr><td>基礎ボルトの数量</td><td>基礎ボルト　　：8本</td></tr>
<tr><td>機器質量</td><td>310kg/基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-1、図-108、図-158～図-159</td></tr>
</table>

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							配管口径（mm）	配管の厚さ*2（mm）	スクリューの厚さ*3（mm）	単管部	スクリュー
210-500A05-SS7-1071-WG-B2-B1	前処理セル（開缶エリア）と廃液処理室(1)との間の床（210-302）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B *4	500	6	434	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200 *5
210-500A05-SS7-1054-Air-B2-B3	焼却溶融セルと洗浄水処理室との間の壁（210-202）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B *4	500	6	434	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200 *5

配置図：図-3～図-4、図-6、図-8　概略図：図-109～図-110

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管の公称厚さを示す。

*3：スクリューの必要厚さを示す。

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

*5：スクリューの密度；7.2g/cm^3

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							配管口径（mm）	配管の厚さ*2（mm）	スクリューの厚さ*3（mm）	単管部	スクリュー
210-500A05-SS7-1073-Air-B2-B2	前処理セル（分別エリア）と操作室との間の壁*4（210-413）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B*5	500	6	434	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200
210-700A05-SS7-1074-Air-B2-B3	焼却溶融セルと操作室との間の壁*4（210-431）	空気	65	0.006（外圧）	2.6	B*5	700	6	360	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200
210-700A05-SS7-1075-Air-B2-B3	焼却溶融セルと操作室との間の壁*4（210-432）	空気	65	0.006（外圧）	2.6	B*5	700	6	360	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200
210-700A05-SS7-1032-WG-B2-B3	焼却溶融セルと廃液処理室(1)との間の壁*4（210-204）	空気	65	0.006（外圧）	2.6	B*5	700	6	360	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200

配置図：図-3～図-4、図-6、図-8～図-9　概略図：図-111～図-113

注記　*1：配管の必要厚さを示す。
*2：配管の公称厚さを示す。
*3：スクリューの必要厚さを示す。
*4：床から2.5m以上の高さ
*5：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							配管口径（mm）	配管の厚さ*2（mm）	スクリューの厚さ*3（mm）	単管部	スクリュー
210-700A05-SS7-1034-WG-B2-B3	焼却溶融セルと廃液処理室(1)との間の壁*4（210-205）	空気	65	0.006（外圧）	2.6	B *5	700	6	360	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200
210-500A05-SS7-1077-Air-B2-B4	保守ホールとホール準備室との間の壁*4（210-602）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B *5	500	6	248	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200
210-700A05-SS7-1078-WG-B2-B4	保守ホールとホール操作室との間の壁*4（210-603）	空気	65	0.006（外圧）	2.6	B *5	700	6	216	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200

配置図：図-3、図-5、図-7～図-9　概略図：図-113～図-115

注記　*1：配管の必要厚さを示す。
*2：配管の公称厚さを示す。
*3：スクリューの必要厚さを示す。
*4：床から2.5m以上の高さ
*5：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（4/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							配管口径（mm）	配管の厚さ*2（mm）	スクリューの厚さ*3（mm）	単管部	スクリュー
210-500A05-SS7-1076-Air-B2-B3	焼却溶融セルとサンプリング室との間の壁*4（210-203）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B *5	500	6	434	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200
210-500A05-SS7-051-Air-B2-B4	保守ホールとダクトスペースとの間の壁*4（210-601）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B *5	500	6	248	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200

配置図：図-3、図-5～図-6　概略図：図-114、図-116

注記　*1：配管の必要厚さを示す。
*2：配管の公称厚さを示す。
*3：スクリューの必要厚さを示す。
*4：床から2.5m以上の高さ
*5：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（5/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
210-350A4-SS1-1068-Air-B2-B1	前処理セル（開缶エリア）と搬出入室との間の壁*2（210-405）	空気	65	0.006（外圧）	1.3	B *3	350A	Sch40	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY

配置図：図-4、図-8　概略図：図-117

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：床から 2.5m 以上の高さ

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（6/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							配管口径（mm）	配管の厚さ*2（mm）	スクリューの厚さ*3（mm）	単管部	スクリュー
210-500A05-SS7-1072-WG-B2-B2	前処理セル（分別エリア）と廃液処理室(2)との間の床（210-311）	空気	65	0.006（外圧）	1.9	B *4	500	6	434	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304	JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に定めるFC200

配置図：図-4、図-8　概略図：図-109

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管の公称厚さを示す。

*3：スクリューの必要厚さを示す。

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（7/7）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
210-250A05-SS7-052-Air-B2-B4	ダクトスペースとホール出入室との間の床（210-501）	空気	65	0.006（外圧）	1.0	B *2	250A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY
210-300A05-SS7-050-Air-B2-A4	ダクトスペースとホール出入室との間の床（210-502）	空気	65	0.006（外圧）	1.2	B *2	300A	Sch5S	JIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TPY

配置図：図-5～図-6　概略図：図-118

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-4　気体廃棄物の廃棄施設の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　管理区域系排気設備（1/6）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、配管口径（mm）	肉厚（mm）、板厚（mm）	
ダクト	各室及び他設備との接続部から排風機の入口側	空気	40	0.007（外圧）	C	15A	2.8	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定める SGP
						40A	3.5	
						50A	3.8	
						100A	4.5	
						125A	4.5	
						200A	5.8	
						250A	6.6	
						300A	6.9	
						350A	7.9	
						φ400～φ1000	3.2	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400

系統図：図-154

(2)　管理区域系排気設備（2/6）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、配管口径（mm）	板厚（mm）	
ダクト	排風機の出口側から排風機の逆流防止ダンパ	空気	40	0.007（内圧）	C	φ1000	3.2	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400

系統図：図-154

(3)　管理区域系排気設備（3/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	排気機械室（dPCV-1002B-1）	空気	40	0.007（外圧）	C	—*1	φ550	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	洗浄水処理室（dPCV-1009B）					—*1	200A	
	通路-02B（dPCV-1008B）					—*1	300A	
	サンプル調整室（dPCV-1007B）					—*1	200A	

系統図：図-154、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(4)　管理区域系排気設備（4/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	サンプリング室（dPCV-1005C）	空気	40	0.007（外圧）	C	—*1	200A	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	排気機械室（dPCV-1004B）					—*1	φ550	
	サービスエリア（dPCV-1213B）					—*1	200A	
	通路-22B（dPCV-1214B）					—*1	φ400	

系統図：図-154、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(5)　管理区域系排気設備（5/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	通路-22B（dPCV-1211B）	空気	40	0.007（外圧）	C	—*1	200A	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	ホール操作室（dPCV-1218B）					—*1	250A	
	サービスエリア（dPCV-1212C）					—*1	300A	
	補修室(2)（dPCV-1216B）					—*1	200A	

系統図：図-154、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(6)　管理区域系排気設備（6/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	前室（dPCV-1215B）	空気	40	0.007（外圧）	C	—*1	200A	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	排ガス処理室（dPCV-1111C）					—*1	200A	
	排ガス処理室（dPCV-1110B）					—*1	φ550	
	操作室（dPCV-1112A）					—*1	300A	
	操作室（dPCV-1105A）					—*1	φ600	

系統図：図-154、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(7)　セル系排気設備（1/6）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、配管口径（mm）	肉厚（mm）、板厚（mm）	
ダクト	セル、ホールの給気側自動ダンパ及び他設備との接続部から排風機の入口側（埋設部を除く。）	空気	40	0.006（外圧）	B	15A	2.8	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定める SGP
						25A	3.2	
						40A	3.5	
						50A	3.8	
						100A	4.5	
						150A	5.0	
						250A	6.6	
						350A	7.9	
						φ400～φ650	3.2	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400

系統図：図-155

(8)　セル系排気設備（2/6）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、配管口径（mm）	肉厚（mm）、板厚（mm）	
ダクト	排風機の出口側から排風機の逆流防止ダンパ	空気	40	0.006（内圧）	B	φ700	3.2	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	管理区域系、セル系、グローブボックス系、フード系、予備系排気設備の排風機の逆流防止ダンパ及び他設備との接続部から排気筒の開口部			0.007（内圧）		15A	2.8	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定める SGP
						40A	3.5	
						150A	5.0	
						200A	5.8	
						250A	6.6	
						φ400～φ1200	3.2	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400

系統図：図-155

(9)　セル系排気設備（3/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	ホール準備室（W-1201C）	空気	40	0.006（外圧）	B	—*1	φ400	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	ダクトスペース（W-1202C）					—*1	250A	
	搬出入室（W-1101C）					—*1	350A	
	操作室（W-1102C）					—*1	φ400	

系統図：図-155、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(10)　セル系排気設備（4/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	操作室（W-1001C-1）	空気	40	0.006（外圧）	B	—*1	φ500	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	洗浄水処理室（W-1001C-2）					—*1	φ400	
	サンプリング室（W-1001C-3）					—*1	250A	
	ホール操作室（dPCV-1201C）					—*1	350A	

系統図：図-155、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(11)　セル系排気設備（5/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	廃液処理室(1)（dPCV-1101C）	空気	40	0.006（外圧）	B	—*1	φ400	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品)に定める FCD450
	廃液処理室(1)（dPCV-1102C）					—*1	350A	
	廃液処理室(1)（dPCV-1001C）					—*1	φ500	

系統図：図-155、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(12)　セル系排気設備（6/6）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
逆流防止ダンパ	排気機械室（CV-201A、B）	空気	40	0.007（内圧）	B	—*1	φ1000	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	排気機械室（CV-202A、B）					—*1	φ700	
	排気機械室（CV-203A、B）					—*1	250A	
	排気機械室（CV-204A、B）					—*1	φ450	
	排気機械室（CV-205A、B）					—*1	200A	

系統図：図-155

注記　*1：製作品のため規格なし

(13)　グローブボックス系排気設備（1/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、配管口径（mm）	肉厚（mm）	
ダクト	グローブボックス設備との接続部から排風機の入口側	空気	40	0.003（外圧）	B	15A	2.8	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定める SGP
						25A	3.2	
						40A	3.5	
						50A	3.8	
						100A	4.5	
						200A	5.8	
						250A	6.6	
	排風機の出口側から排風機の逆流防止ダンパ			0.003（内圧）		250A	6.6	

系統図：図-156

(14)　グローブボックス系排気設備（2/2）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	補修室(2)（W-1216B-2）	空気	40	0.003（外圧）	B	—*1	200A	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	補修室(2)（W-1216B-3）					—*1	200A	
	洗浄水処理室（W-1009B-2）					—*1	50A	
	サンプリング室（W-1005C）					—*1	100A	

系統図：図-156、図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

(15)　フード系排気設備

<table>
<tr><th rowspan="3">配管類の名称</th><th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">設計条件</th><th colspan="3">仕　　様</th></tr>
<tr><th rowspan="2">流体</th><th rowspan="2">最高使用温度（℃）</th><th rowspan="2">最高使用圧力（MPa）</th><th rowspan="2">耐震クラス</th><th colspan="2">主要寸法</th><th rowspan="2">主要材質</th></tr>
<tr><th>呼び径、配管口径（mm）</th><th>肉厚（mm）、板厚（mm）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ダクト</td><td rowspan="2">フード設備との接続部から排風機の入口側</td><td rowspan="3">空気</td><td rowspan="3">40</td><td rowspan="2">0.004（外圧）</td><td rowspan="3">C</td><td>15A</td><td>2.8</td><td>JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定める SGP</td></tr>
<tr><td>φ400、φ450</td><td rowspan="2">3.2</td><td rowspan="2">JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400</td></tr>
<tr><td>排風機の出口側から排風機の逆流防止ダンパ</td><td>0.004（内圧）</td><td>φ450</td></tr>
</table>

系統図：図-157

(16)　予備系排気設備（1/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、配管口径（mm）	肉厚（mm）	
ダクト	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備の分岐ダクトの自動ダンパ及び排気機械室の給気ダクトの自動ダンパから排風機の入口側	空気	40	0.003（外圧）	B	15A	2.8	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定める SGP
						50A	3.8	
						100A	4.5	
						150A	5.0	
						200A	5.8	
	排風機の出口側から排風機の逆流防止ダンパ			0.003（内圧）		200A	5.8	

系統図：図-158

(17)　予備系排気設備（2/2）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径、配管口径（mm）	主要材質
自動ダンパ	排気機械室（dPCV-1002B-2）	空気	40	0.003（外圧）	B	—*1	150A	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に定める FCD450
	排気機械室（W-1002B-1～8）					—*1	50A	

系統図：図-158～図-159

注記　*1：製作品のため規格なし

表-5　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔

呼び径、 配管口径（㎜）	材質	最高使用温度 （℃）	最大支持間隔*1 （m）
15A	SGP	40	1.56
25A	SGP	40	1.99
40A	SGP	40	2.40
50A	SGP	40	2.69
100A	SGP	40	3.74
125A	SGP	40	4.16
150A	SGP	40	4.52
200A	SGP	40	5.19
250A	SGP	40	5.78
300A	SGP	40	6.32
350A	SGP	40	6.67
φ400	SS400	40	7.18
φ450	SS400	40	7.61
φ500	SS400	40	8.02
φ550	SS400	40	8.41
φ600	SS400	40	8.78
φ650	SS400	40	9.14
φ700	SS400	40	9.49
φ750	SS400	40	9.82
φ800	SS400	40	10.1
φ850	SS400	40	10.4
φ900	SS400	40	10.7
φ950	SS400	40	11.0
φ1000	SS400	40	11.3
φ1050	SS400	40	11.6
φ1100	SS400	40	11.8
φ1150	SS400	40	12.1
φ1200	SS400	40	12.4

注記　*1：定ピッチスパン法を適用できない箇所については、図-175～図-187 参照

また、直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Ｂクラスの配管類に適用する。

表-6　固体廃棄物減容処理施設排気筒に係る設計条件及び仕様

名　　称		固体廃棄物減容処理施設排気筒
設計条件	耐震クラス	B
	構　　造	鉄筋コンクリート造 鉄骨(鋼管)造
仕様	主要寸法	高　　さ　：地上 40600mm 出口直径(内径)　：1182mm
	主要材料	鉄　　筋　：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定める SD295A 鋼　　材　：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 コンクリート　：JASS 5N の規定によるコンクリート設計基準強度 24N/mm^2
	排気風量	64,000m^3/h
表、図		表-7～表-19、図-11～図-16

表-7　固体廃棄物減容処理施設排気筒　地下１階～屋上階壁断面

符号	壁厚*1 (mm)	壁　配　筋	
		たて筋	よこ筋
W30	300	D16　@200　ダブル	D16　@200　ダブル D13　@100　ダブル*2

注記　*1：屋外に面する部分は、その面に25mmのコンクリートの打増しを行う。
建家外壁と取り合う部分は、コンクリートの打増しを行う。
*2：鋼管がコンクリートに埋設される部分の配筋を示す。よこ筋は帯筋状に配筋する。

表-8　固体廃棄物減容処理施設排気筒　鋼材の種類

部材	材料	備考
鉄筋	SD295A	JIS G 3112
鉄骨（鋼管）	SS400	JIS G 3101

表-9　固体廃棄物減容処理施設排気筒　コンクリートの材料

項目	種類	備考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
骨材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混和剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-10　固体廃棄物減容処理施設排気筒　鉄筋の間隔の許容値

部位	許容値	備考
壁	所定の間隔の 20%以内	鉄筋コンクリート造 配筋指針・同解説

表-11　固体廃棄物減容処理施設排気筒　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	重ね継手の長さ	備考
SD295A	40d 又は 30d フック付き	JASS 5N

表-12　固体廃棄物減容処理施設排気筒　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	定着長さ	備考
SD295A	35d 又は 25d フック付き	JASS 5N

表-13　固体廃棄物減容処理施設排気筒　鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ

部位	かぶり厚さ（mm）	備考
壁	50	建築基準法

表-14　固体廃棄物減容処理施設排気筒　型枠の寸法許容差

項目	許容差（mm）	備考
壁の断面寸法	+20 0	公共建築工事標準仕様書

表-15　固体廃棄物減容処理施設排気筒　コンクリートの基準強度

設計基準強度（N/mm^2）*1	品質基準強度（N/mm^2）	備考
24	27	JASS 5N

注記　*1：表-6　固体廃棄物減容処理施設排気筒に係る設計条件及び仕様のうち主要材料の設計基準強度参照

表-16　固体廃棄物減容処理施設排気筒　コンクリートの圧縮強度

補正後の圧縮強度（N/mm^2）	判定強度	備考
27 ＋ ΔP ΔP：表-17 に示すコンクリート強度の補正値	圧縮強度の平均値が、補正後の圧縮強度以上であり、かつ、個々の値が、補正後の圧縮強度の85%以上であること。	JASS 5N

表-17　固体廃棄物減容処理施設排気筒　予想平均気温におけるコンクリート強度の補正値と適用期間

（強度管理材齢 28 日）

適用期間	ΔP：コンクリート強度の補正値（N/mm^2）
5 月 1 日～ 9 月 30 日	0
10 月 1 日～11 月 15 日	3
11 月 16 日～ 3 月 15 日	6
3 月 16 日～ 4 月 30 日	3

注記　：茨城県北部生コンクリート協同組合の通達による。

表-18　固体廃棄物減容処理施設排気筒　鋼管の肉厚と許容差

部材	肉厚（mm）	許容差（mm）	備考
PL-9	9.0	+1.35 -1.125	JIS G 3444 準用 （本規格の適用範囲である外径 1016.0mm を超えるので準用する。）
PL-12	12.0	+1.8 -1.5	
PL-16	16.0	+2.4 -1.5	

表-19　固体廃棄物減容処理施設排気筒　地上からの高さ及び出口直径（内径）と許容差

項目	寸法（mm）	許容差（mm）	備考
地上からの高さ	40600	±70	公共建築工事標準仕様書（コンクリートの各部材の位置の許容差）と建築工事監理指針（鉄骨柱の許容差）
出口直径（内径）	1182	±11.82	JIS G 3444 準用 （本規格の適用範囲である外径 1016.0mm を超えるので準用する。）

表-20　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽に係る設計条件及び仕様

(1)　廃液受入タンク

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃液処理室(2)*1 （40-TK-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	廃液受入タンク　　： （外径）φ1012×（高さ）1515 mm 胴　　： （内径）φ1000×（厚さ）6 mm 鏡板　　： （内径）φ1000×（厚さ）6 mm ベースプレート　　： （縦）200×（横）200×（厚さ）16 mm
	主要材料	廃液受入タンク 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 脚　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304
	公称容量	0.5m^3
	堰	堰の高さ　　： FL-200mm 以上 容量　　：　15.9m^3 （縦）1.46×（横）3.98 m （縦）2.72×（横）6.18 m ピット部 （高さ）FL-2300mm 以上 （縦）2.40×（横）2.10 m

仕様	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：４枚
	機器質量（運転時）	1440kg
表、図		表-26、図-17、図-119、図-162

注記　*1：ピット（B1FL-2600mm）内に設置

(2)　廃液移送ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃液処理室(2) （40-P-003）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式キャンドポンプ
	主要寸法	廃液移送ポンプ　　： （幅）290×（奥行）711×（高さ）530 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	廃液移送ポンプ　　： JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	$4m^3/h$
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	140kg
図		図-17、図-120、図-162

(3)　洗浄塔廃液タンク A、B

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		廃液処理室(1) （40-TK-001A、40-TK-001B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	洗浄塔廃液タンク A、B　　： （外径）φ2618×（高さ）2250 mm 胴　　： （内径）φ2600×（厚さ）9 mm 鏡板　　： （内径）φ2600×（厚さ）9 mm スカート　　： （内径）φ2600×（厚さ）9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M24
	主要材料	洗浄塔廃液タンク A、B 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 スカート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	公称容量	7m^3/基
	堰	堰の高さ　　： FL-200mm 以上 容量　　：14.0m^3 （縦）5.25×（横）13.36 m
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：16 本/基
	機器質量 （運転時）	10460kg/基
表、図		表-26、図-17、図-121～図-122、図-160

(4)　洗浄塔廃液移送ポンプ A、B

基　　数		2
設置場所 （番　　号）		廃液処理室(1) （40-P-001A、40-P-001B）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式キャンドポンプ
	主要寸法	洗浄塔廃液移送ポンプ A、B　　： （幅）290×（奥行）577×（高さ）535 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	洗浄塔廃液移送ポンプ A、B　　： JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	$10m^3/h$
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4 本/基
	機器質量 （運転時）	100kg/基
図		図-17、図-123、図-160

(5)　液体廃棄物Ａタンク

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃液処理室(1) （40-TK-002）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	たて型円筒形
	主要寸法	液体廃棄物Ａタンク　　： （外径）φ1018×（高さ）2300 mm 胴　　： （内径）φ1000×（厚さ）9 mm 鏡板　　： （内径）φ1000×（厚さ）9 mm スカート　　： （内径）φ1000×（厚さ）9 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M20
	主要材料	液体廃棄物Ａタンク 胴及び鏡板　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304 スカート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS45C
	公称容量	1m^3
	堰	堰の高さ　　： FL-200mm以上 容量　　：14.0m^3 （縦）5.25×（横）13.36 m
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量 （運転時）	2220kg
表、図		表-26、図-17、図-124、図-161

(6)　液体廃棄物 A 移送ポンプ

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃液処理室(1) （40-P-002A）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	遠心式キャンドポンプ
	主要寸法	液体廃棄物 A 移送ポンプ　　： （幅）425×（奥行）577×（高さ）435 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	液体廃棄物 A 移送ポンプ　　： JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	揚　　程	30m
	吐出量	$10m^3/h$
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：４本
	機器質量 （運転時）	100kg
図		図-17、図-125、図-161

(7)　廃液サンプリングフード1、2

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>サンプル調整室
（40-HB-001、40-HB-002）</td></tr>
<tr><td rowspan="1">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕様</td><td>型　　式</td><td>ＲＩオークリッジタイプ</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>廃液サンプリングフード1、2　　：
（縦）830×（横）1200×（高さ）2200 mm</td></tr>
<tr><td>風　　速</td><td>0.75m/s 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">サンプリング対象</td><td>廃液サンプリングフード1　　：
廃液受入タンク
廃液サンプリングフード2　　：
洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B 及び液体廃棄物 A タンク並びに減容処理設備　焼却溶融設備の循環水タンク A 及び循環水タンク B</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-17、図-126～図-127、図-163</td></tr>
</table>

(8)　廃液搬出ボックス

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		廃液搬出室 （40-GB-001）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	自立箱型
	主要寸法	廃液搬出ボックス　　： （縦）1100×（横）1250×（高さ）999 mm 架台　　： JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）に定める等辺山形鋼 50×50×6 mm ベースプレート　　： （縦）150×（横）150×（厚さ）12 mm
	主要材料	廃液搬出ボックス　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ベースプレート　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	公称容量	0.55m^3
	溶接固定部の数量	ベースプレート　　：4 枚
	堰	堰の高さ　　： FL+100mm 以上 容量　　：0.70m^3 （縦）3.45×（横）2.04 m
	機器質量	278kg
表、図		表-26、図-18、図-128、図-161

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-962-WL-B2-A7	搬出入室と廃液処理室(1)との間の床（40-361）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	281	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400
									429		JASS 5N の規定によるコンクリート*4
40-25A2-SS1-958-WL-B2-A7	前処理セル（開缶エリア）と廃液処理室(1)との間の床（40-362）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	281	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400
									429		JASS 5N の規定によるコンクリート*4

配置図：図-21、図-25　概略図：図-129

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-985-WL-B2-B7	廃樹脂乾燥室と排ガス処理室との間の床（40-501）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	290	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JASS 5N の規定によるコンクリート*4
40-50A2-SS1-986-WL-B2-B7	廃樹脂乾燥室と排ガス処理室との間の床（40-502）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	290	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JASS 5N の規定によるコンクリート*4

配置図：図-22～図-23　概略図：図-130

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-969-WL-B2-A7	廃樹脂乾燥室と排ガス処理室との間の床（40-503）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	310	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JASS 5Nの規定によるコンクリート*4
40-25A2-SS1-973-WL-B2-A7	廃棄物受払室と廃液搬出室との間の床（40-504）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	260	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JASS 5Nの規定によるコンクリート*4

配置図：図-22～図-23、図-27　概略図：図-131

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（4/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-965-WL-B2-A7	保守ホールと前処理セル（分別エリア）との間の床（40-508）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	560	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	JASS 5N の規定によるコンクリート*4

配置図：図-22、図-25　概略図：図-132

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

*4：建物の床又は壁に打設するコンクリート

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（5/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-801-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2103）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-802-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2104）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-014-WL-B2-B1	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2105）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-018-WL-B2-F1	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2106）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（6/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-803-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2107）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-804-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2108）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-033-WL-B2-F1	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2109）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-035-WL-B2-B1	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2110）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（7/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-805-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2111）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-806-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2112）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-071-WL-B2-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2113）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-076-WL-B2-F2-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2114）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（8/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-807-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2115）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-808-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2116）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-809-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2118）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-810-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2119）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（9/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-811-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2120）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-50A2-SS1-053-WL-B2-F7	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2129）	廃液	65	0.98	0.3	B *4	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-32A2-SS1-104-WL-B1-B3	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2130）	廃液	65	0.98	0.2	B *4	32A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-40A2-SS1-812-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2131）	廃液	65	0.98	0.2	B *4	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（10/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-40A2-SS1-813-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2132）	廃液	65	0.98	0.2	B *4	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-40A2-SS1-814-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2133）	廃液	65	0.98	0.2	B *4	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-40A2-SS1-815-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2134）	廃液	65	0.98	0.2	B *4	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-135-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2135）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（11/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-20A4-SS1-136-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2136）	廃液	65	0.98	0.2	B *4	20A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-137-WL-B2	廃液処理室(2)と廃液処理室(1)との間の壁*3（40-2137）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-816-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2203）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-817-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2204）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（12/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-014-WL-B2-D1	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2205）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-018-WL-B2-D1	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2206）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-818-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2207）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-819-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2208）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（13/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-033-WL-B2-D1	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2209）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-035-WL-B2-D1	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2210）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-820-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2211）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-821-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2212）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（14/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-071-WL-B2-D2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2213）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-076-WL-B2-D2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2214）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-822-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2215）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-823-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2216）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（15/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-112-WL-B2-B3	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2217）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-116-WL-B2-D3	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2218）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-824-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2219）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-825-WL-B2	廃液処理室(2)と排気機械室との間の壁*3（40-2220）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（16/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-053-WL-B2-D7	排気機械室と廃液処理室(2)との間の壁*3（40-2221）	廃液	65	0.98	0.3	B *4	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（17/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-826-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2303）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-827-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2304）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-014-WL-B2-F1	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2305）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-018-WL-B2-B1	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2306）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（18/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-828-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2307）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-829-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2308）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-033-WL-B2-B1	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2309）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-035-WL-B2-F1	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2310）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（19/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-830-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2311）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-831-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2312）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-071-WL-B2-F2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2313）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-076-WL-B2-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2314）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（20/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-832-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2315）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-833-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2316）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-112-WL-B2-D3	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2317）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-116-WL-B2-B3	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2318）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（21/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-834-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2319）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-835-WL-B2	サンプリング室と排気機械室との間の壁*3（40-2320）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-316-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2401）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-317-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2402）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24～図-25　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（22/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-351-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2403）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-352-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2404）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-014-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2405）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-018-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2406）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（23/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-353-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2407）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-354-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2408）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-033-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2409）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-035-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2410）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（24/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-341-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2411）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-342-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2412）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-071-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2413）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-076-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2414）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（25/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-343-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2415）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-344-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2416）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-112-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2417）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-116-WL-B2-B6	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2418）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（26/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-15A4-SS1-836-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2419）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-837-WL-B2	サンプリング室とサンプル調整室との間の壁*3（40-2420）	廃液	65	0.98	0.1	B *4	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24　概略図：図-133

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：床から2.5m以上の高さ

*4：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（27/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-051-WL-B2-B7	洗浄水処理室と廃液処理室(1)との間の壁（40-270）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-134

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（28/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-051-WL-B2-D7	洗浄水処理室と通路-02B との間の梁（40-271）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—
40-50A2-SS1-051-WL-B2-F7	通路-02B の梁（40-272）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—
40-50A2-SS1-053-WL-B2-H7	廃液処理室(1)と排気機械室との間の壁（40-275）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—
40-50A2-SS1-058-WL-B1-B2	廃液処理室(1)と排気機械室との間の壁（40-277）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—

配置図：図-20、図-23、図-26　概略図：図-134

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（29/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-007-WL-B1-B2	廃液処理室(1)と排気機械室との間の壁（40-278）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-50A2-SS1-051-WL-B2-D7	排ガス処理室の梁（40-404）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20～図-21、図-23、図-26　概略図：図-134

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（30/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-956-WL-B2-A7	廃液処理室(2)とピットとの間の床（40-123）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-25　概略図：図-135

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（31/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-951-WL-B2-A7	焼却溶融セルと地下ピットとの間の床（40-131）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-24　概略図：図-136

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（32/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-992-WL-B2-D7	通路-02B と地下ピットとの間の床（40-132）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—
40-25A2-SS1-907-WL-B2-B7	サンプル調整室と地下ピットとの間の床（40-135）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—
40-25A2-SS1-908-WL-B2-B7	サンプル調整室と地下ピットとの間の床（40-136）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP	—

配置図:図-20、図-23　概略図:図-130、図-138

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（33/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-964-WL-B2-A7	廃液搬出室と排気機械室との間の床（40-355）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図:図-21、図-26　概略図:図-131

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（34/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-957-WL-B2-A7	冷却機器室と地下ピットとの間の床（40-108）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-993-WL-B2-A7	排気機械室と地下ピットとの間の床（40-127）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-953-WL-B2-A7	サンプリング室と地下ピットとの間の床（40-129）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-955-WL-B2-A7	サンプル調整室と地下ピットとの間の床（40-137）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-23～図-25、図-27　概略図：図-137

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（35/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-961-WL-B2-A7	排ガス処理室と洗浄水処理室との間の床（40-352）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-971-WL-B2-A7	補修室(2)と操作室との間の床（40-505）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-974-WL-B2-A7	ホール操作室と操作室との間の床（40-506）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-967-WL-B2-A7	通路-22B と B 更衣室との間の床（40-511）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-21～図-24、図-26　概略図：図-137

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：B クラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（36/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-954-WL-B2-A7	分析室と地下ピットとの間の床（40-138）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-23　概略図：図-137

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（37/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-20A4-SS1-979-WL-B2-B7	サンプリング室と地下ピットとの間の床（40-111）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	20A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-20A4-SS1-980-WL-B2-B7	サンプリング室と地下ピットとの間の床（40-128）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	20A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-20A4-SS1-981-WL-B2-B7	サンプリング室と地下ピットとの間の床（40-130）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	20A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-911-WL-B2-B7	サンプル調整室と地下ピットとの間の床（40-133）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20、図-23～図-24　概略図：図-138

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（38/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-906-Dr-C3-B7	サンプル調整室と地下ピットとの間の床（40-134）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-50A2-SS1-007-WL-B1-D2	操作室と排気機械室との間の床（40-301）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-50A2-SS1-058-WL-B1-D2	操作室と排気機械室との間の床（40-302）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-15A4-SS1-085-Dr-C3-B7	廃液搬出室と排気機械室との間の床（40-354）	廃液	65	0.98	0.1	B *3	15A	Sch40	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-20～図-21、図-23、図-26　概略図：図-138

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（39/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-972-WL-B2-B7	操作室と排気機械室との間の床（40-356）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-50A2-SS1-982-WL-B2-B7	操作室と排気機械室との間の床（40-357）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-983-WL-B2-D7	操作室と排気機械室との間の床（40-358）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-50A2-SS1-984-WL-B2-B7	汚染検査室（更衣室）と排気機械室との間の床（40-360）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-21、図-26　概略図：図-138

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（40/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-974-WL-B2-C7	操作室と排気機械室との間の床（40-369）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-983-WL-B2-B7	ホール操作室と操作室との間の床（40-507）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-21～図-22、図-26　概略図：図-138

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（41/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-25A2-SS1-959-WL-B2-A7	前処理セル（分別エリア）と廃液処理室(2)との間の床（40-363）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-21、図-25　概略図：図-129

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（42/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-40A2-SS1-987-WL-B2	前処理セル（分別エリア）と廃液処理室(2)との間の床（40-303）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-40A2-SS1-988-WL-B2	前処理セル（分別エリア）と廃液処理室(2)との間の床（40-304）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	40A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—
40-25A2-SS1-965-WL-B2-C7	前処理セル（分別エリア）と廃液処理室(2)との間の床（40-364）	廃液	65	0.98	0.2	B *3	25A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-21、図-25　概略図：図-139

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（43/43）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様				
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法			主要材質	
							呼び径	呼び厚さ	遮蔽体の寸法*2（mm）	単管部	遮蔽体
40-50A2-SS1-101-WL-B2-B3	廃液処理室(2)と地下ピットとの間の壁（40-019）	廃液	65	0.98	0.3	B *3	50A	Sch20S	—	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP	—

配置図：図-19、図-26　概略図：図-140

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：遮蔽体の必要厚さを示す。

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-22　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　洗浄塔廃液系（1/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度(℃)	最高使用圧力(MPa)	配管の寸法*1(mm)	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-001-WL-B1	減容処理設備　焼却溶融設備の接続部（30-25A2-SL1-333-WL-B2）から洗浄塔廃液タンクA（40-TK-001A）まで	廃液	40	0.50	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-003-WL-B1	洗浄塔廃液タンク A（40-TK-001A）からレジューサ(50×40)まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-038-WL-B1	レジューサ(50×40)から洗浄塔廃液移送ポンプA（40-P-001A）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-039-WL-B1	洗浄塔廃液移送ポンプA（40-P-001A）からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-160

注記　*1：必要厚さを示す。

(2)　洗浄塔廃液系（2/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-005-WL-B1	レジューサ（50×25）から40-AV-005まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-007-WL-B1	40-AV-005から廃液搬出ボックス内レジューサ（65×50）まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-65A2-SS1-059-WL-B1	廃液搬出ボックス内レジューサ（65×50）から廃液搬出ボックス内クイックコネクタまで	廃液	40	0.98	0.3	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-015-WL-B1	40-50A2-SS1-005-WL-B1の接続部から洗浄塔廃液タンクA（40-TK-001A）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-160～図-161

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-278（40-50A2-SS1-007-WL-B1-B2）、40-301（40-50A2-SS1-007-WL-B1-D2）を含む。

(3)　洗浄塔廃液系（3/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-40A2-SS1-016-WL-B1	40-50A2-SS1-005-WL-B1 の接続部から 40-40A2-SS1-034-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-004-WL-B1	40-50A2-SS1-003-WL-B1 の接続部から 40-50A2-SS1-022-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-20A4-SS1-231-WL-B2	40-CH-235 から洗浄塔廃液タンク A（40-TK-001A）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-421-WL-B2	40-CH-431 から洗浄塔廃液タンク A（40-TK-001A）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-521-WL-B2	40-CH-531 から洗浄塔廃液タンク A（40-TK-001A）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-160

注記　*1：必要厚さを示す。

(4)　洗浄塔廃液系（4/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-20A4-SS1-232-WL-B2	40-CH-203 から 40-50A2-SS1-003-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-021-WL-B1	40-25A2-SS1-001-WL-B1 の接続部から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで	廃液	40	0.50	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-022-WL-B1	洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）からレジューサ（50×40）まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-40A2-SS1-048-WL-B1	レジューサ（50×40）から洗浄塔廃液移送ポンプ B（40-P-001B）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-049-WL-B1	洗浄塔廃液移送ポンプ B（40-P-001B）からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-160

注記　*1：必要厚さを示す。

(5)　洗浄塔廃液系（5/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-024-WL-B1	レジューサ（50×25）から 40-50A2-SS1-007-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-40A2-SS1-034-WL-B1	40-50A2-SS1-024-WL-B1 の接続部から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-40A2-SS1-036-WL-B1	40-50A2-SS1-024-WL-B1 の接続部から 40-40A2-SS1-015-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-023-WL-B1	40-50A2-SS1-022-WL-B1 の接続部から 40-50A2-SS1-003-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-20A4-SS1-233-WL-B2	40-CH-236 から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-160

注記　*1：必要厚さを示す。

(6)　洗浄塔廃液系（6/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-422-WL-B2	40-CH-433 から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-522-WL-B2	40-CH-533 から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-20A4-SS1-234-WL-B2	40-CH-205 から 40-50A2-SS1-022-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-40A2-SS1-017-WL-B1	洗浄塔廃液タンク A（40-TK-001A）から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで	廃液	40	静水頭	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-242-WL-B2	40-CH-084 から廃液搬出ボックス（40-GB-001）内まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-160～図-161

注記　*1：必要厚さを示す。

(7)　洗浄塔廃液系（7/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-20A4-SS7-045-WG-B2	洗浄塔廃液タンク A（40-TK-001A）から40-50A2-SS7-251-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-20A4-SS7-046-WG-B2	洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）から40-50A2-SS7-251-WG-B2の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS7-251-WG-B2	管理区域排気ヘッダからベントフィルタまで	空気	40	0.007（外圧）	0.5	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS7-092-WG-B2	廃液搬出ボックス（40-GB-001）から気体廃棄物の廃棄施設　管理区域系排気設備の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.4	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-160～図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

(8)　洗浄塔廃液系（8/11）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS7-252-WG-C2	ベントフィルタからレジューサ（100×50）まで	空気	40	0.007（外圧）	0.5	C	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-100A2-SS7-253-WG-C2	レジューサ（100×50）から気体廃棄物の廃棄施設　管理区域系排気設備の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.8	C	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

(9)　洗浄塔廃液系（9/11）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-001)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-002)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-021)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-022)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
逆止弁	廃液搬出室 (40-CH-084)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-160～図-161

(10)　洗浄塔廃液系（10/11）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-203)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-205)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-235)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-236)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-431)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-160

(11)　洗浄塔廃液系（11/11）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-433)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-531)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-533)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-160

(12)　液体廃棄物 A 系（1/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-053-WL-B2	40-50A2-SS1-984-WL-B2 の接続部から液体廃棄物 A 系受入ヘッダキャップまで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-050-WL-B2	40-50A2-SS1-053-WL-B2 の接続部から液体廃棄物 A タンク（40-TK-002）まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-051-WL-B2	通路-22B シンクドレンの接続部から液体廃棄物 A タンク（40-TK-002）まで*3	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-085-Dr-C3	廃液搬出ボックス（40-GB-001）シンクドレンの接続部から 40-50A2-SS1-053-WL-B2 の接続部まで*4	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-161、図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2221（40-50A2-SS1-053-WL-B2-D7）、40-2129（40-50A2-SS1-053-WL-B2-F7）、40-275（40-50A2-SS1-053-WL-B2-H7）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-404（40-50A2-SS1-051-WL-B2-D7）、40-272（40-50A2-SS1-051-WL-B2-F7）、40-271（40-50A2-SS1-051-WL-B2-D7）、40-270（40-50A2-SS1-051-WL-B2-B7）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-354（40-15A4-SS1-085-Dr-C3-B7）を含む。

(13)　液体廃棄物 A 系（2/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-873-WL-B2	B 更衣室シンクドレンの接続部から 40-50A2-SS1-051-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-943-WL-B2	減容処理設備　エアラインスーツ設備機器ドレンの接続部から 40-50A2-SS1-051-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-982-WL-B2	操作室シンクドレンの接続部から40-50A2-SS1-053-WL-B2 の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-983-WL-B2	ホール操作室と操作室との間の床（40-507）の操作室側の接続部（40-25A2-SS1-983-WL-B2-B7）から 40-50A2-SS1-984-WL-B2 の接続部まで*3	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-357（40-50A2-SS1-982-WL-B2-B7）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-358（40-25A2-SS1-983-WL-B2-D7）を含む。

(14)　液体廃棄物A系（3/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-235-WL-B2	40-CH-237 から液体廃棄物Aタンク（40-TK-002）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-423-WL-B2	40-CH-435 から液体廃棄物Aタンク（40-TK-002）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-523-WL-B2	40-CH-535 から液体廃棄物Aタンク（40-TK-002）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-055-WL-B1	液体廃棄物Aタンク（40-TK-002）からレジューサ（50×40）まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-078-WL-B1	レジューサ（50×40）から液体廃棄物A移送ポンプ（40-P-002A）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-079-WL-B1	液体廃棄物A移送ポンプ（40-P-002A）からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-161

注記　*1：必要厚さを示す。

(15)　液体廃棄物A系（4/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-056-WL-B1	レジューサ（50×25）から40-AV-048まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-058-WL-B1	40-AV-048から廃液搬出ボックス（40-GB-001）内レジューサ（65×50）まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-65A2-SS1-060-WL-B1	廃液搬出ボックス（40-GB-001）内レジューサ（65×50）から廃液搬出ボックス内クイックコネクタまで	廃液	40	0.98	0.3	B	65A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-072-WL-B1	40-50A2-SS1-056-WL-B1の接続部から液体廃棄物Aタンク（40-TK-002）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-161

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-277（40-50A2-SS1-058-WL-B1-B2）、40-302（40-50A2-SS1-058-WL-B1-D2）を含む。

(16)　液体廃棄物A系（5/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-168-WL-B2	40-CH-065から40-50A2-SS1-050-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-236-WL-B2	40-CH-212から40-50A2-SS1-055-WL-B1の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-984-WL-B2	汚染検査室（更衣室）シンクドレンの接続部から40-50A2-SS1-053-WL-B2の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-20A4-SS1-1002-WL-B2	純水の接続部から40-25A2-SS1-983-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-161、図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-360（40-50A2-SS1-984-WL-B2-B7）を含む。

(17)　液体廃棄物 A 系（6/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-20A4-SS7-091-WG-B2	液体廃棄物 A タンク（40-TK-002）から 40-50A2-SS7-254-WG-B2 の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-20A4-SS7-047-WG-B2	液体廃棄物 A 予備タンク（将来設備）接続部からレジューサ（50×20）まで	空気	40	0.007（外圧）	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS7-254-WG-B2	レジューサ（50×20）からベントフィルタまで	空気	40	0.007（外圧）	0.5	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-161～図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

(18)　液体廃棄物A系（7/10）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS7-255-WG-C2	ベントフィルタからレジューサ（100×50）まで	空気	40	0.007（外圧）	0.5	C	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-100A2-SS7-256-WG-C2	レジューサ（100×50）から気体廃棄物の廃棄施設　管理区域系排気設備の接続部まで	空気	40	0.007（外圧）	0.8	C	100A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

(19)　液体廃棄物Ａ系（8/10）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-042)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-044)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(1) (40-AV-045)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-041)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13
逆止弁	廃液処理室(1) (40-CH-043)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13

系統図：図-161

(20)　液体廃棄物Ａ系（9/10）

配管類の名称	設置場所（番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	廃液処理室(1)（40-CH-065）	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13
逆止弁	廃液処理室(1)（40-CH-212）	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1)（40-CH-237）	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1)（40-CH-435）	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(1)（40-CH-535）	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-161

(21)　液体廃棄物A系（10/10）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	排気機械室 (40-CH-922)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	排ガス処理室 (40-CH-923)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-164

(22)　廃液受入系（1/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-101-WL-B2	40-50A2-SS1-996-WL-B2 の接続部から廃液受入タンク（40-TK-003）まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-424-WL-B2	40-CH-437 から廃液受入タンク（40-TK-003）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-524-WL-B2	40-CH-537 から廃液受入タンク（40-TK-003）まで	廃液	40	0.50	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-240-WL-B2	40-CH-238 から廃液受入タンク（40-TK-003）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-238-WL-B2	40-CH-224 から 40-32A2-SS1-103-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-237-WL-B2	40-15A4-SS1-238-WL-B2 の接続部から 40-32A2-SS1-102-WL-B1 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-162、図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-019（40-50A2-SS1-101-WL-B2-B3）を含む。

(23)　廃液受入系（2/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-32A2-SS1-102-WL-B1	廃液受入タンク（40-TK-003）からレジューサ（40×32）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-124-WL-B1	レジューサ（40×32）から廃液移送ポンプ（40-P-003）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-125-WL-B1	廃液移送ポンプ（40-P-003）からレジューサ（32×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-32A2-SS1-103-WL-B1	レジューサ（32×25）からレジューサ（40×32）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-110-WL-B1	レジューサ（40×32）からレジューサ（40×32）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-32A2-SS1-104-WL-B1	レジューサ（40×32）から液体廃棄物Aタンク（40-TK-002）まで*2	廃液	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-161～図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2130（40-32A2-SS1-104-WL-B1-B3）を含む。

(24)　廃液受入系（3/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-32A2-SS1-113-WL-B1	40-32A2-SS1-104-WL-B1 の接続部から廃液受入タンク（40-TK-003）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-105-WL-B1	閉止フランジからレジューサ（32×15）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

(25)　廃液受入系（4/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS7-141-WG-B2	廃液受入タンク（40-TK-003）から40-50A2-SS7-261-WG-B2 の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.2	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS7-261-WG-B2	廃液処理室(2)排気ヘッダから気体廃棄の廃棄施設　セル系排気設備の接続部まで	空気	40	0.006（外圧）	0.5	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-162

注記　*1：必要厚さを示す。

(26)　廃液受入系（5/6）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
空気作動ボール弁	廃液処理室(2) (40-AV-101)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(2) (40-AV-102)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	32A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
空気作動ボール弁	廃液処理室(2) (40-AV-105)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	32A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
逆止弁	廃液処理室(2) (40-CH-115)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS13
逆止弁	廃液処理室(2) (40-CH-224)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-162

(27)　廃液受入系（6/6）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	廃液処理室(2) (40-CH-238)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(2) (40-CH-437)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室(2) (40-CH-537)	廃液	40	0.50	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-162

(28)　サンプリングフード系（1/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-014-WL-B2	40-50A2-SS1-005-WL-B1 の接続部から廃液サンプリングフード２（40-HB-002）まで*2	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-018-WL-B2	廃液サンプリングフード２（40-HB-002）から洗浄塔廃液タンクＡ（40-TK-001A）まで*3	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-033-WL-B2	40-50A2-SS1-024-WL-B1 の接続部から廃液サンプリングフード２（40-HB-002）まで*4	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-160、図-163

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2105（40-15A4-SS1-014-WL-B2-B1）、40-2205（40-15A4-SS1-014-WL-B2-D1）、40-2305（40-15A4-SS1-014-WL-B2-F1）、40-2405（40-15A4-SS1-014-WL-B2-B6）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2406（40-15A4-SS1-018-WL-B2-B6）、40-2306（40-15A4-SS1-018-WL-B2-B1）、40-2206（40-15A4-SS1-018-WL-B2-D1）、40-2106（40-15A4-SS1-018-WL-B2-F1）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2109（40-15A4-SS1-033-WL-B2-F1）、40-2209（40-15A4-SS1-033-WL-B2-D1）、40-2309（40-15A4-SS1-033-WL-B2-B1）、40-2409（40-15A4-SS1-033-WL-B2-B6）を含む。

(29)　サンプリングフード系（2/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-035-WL-B2	廃液サンプリングフード２（40-HB-002）から洗浄塔廃液タンク B（40-TK-001B）まで*2	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-071-WL-B2	40-50A2-SS1-056-WL-B1の接続部から廃液サンプリングフード２（40-HB-002）まで*3	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-076-WL-B2	廃液サンプリングフード２（40-HB-002）から液体廃棄物Ａタンク（40-TK-002）まで*4	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-160～図-161、図-163

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2410（40-15A4-SS1-035-WL-B2-B6）、40-2310（40-15A4-SS1-035-WL-B2-F1）、40-2210（40-15A4-SS1-035-WL-B2-D1）、40-2110（40-15A4-SS1-035-WL-B2-B1）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2113（40-15A4-SS1-071-WL-B2-B2）、40-2213（40-15A4-SS1-071-WL-B2-D2）、40-2313（40-15A4-SS1-071-WL-B2-F2）、40-2413（40-15A4-SS1-071-WL-B2-B6）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2414（40-15A4-SS1-076-WL-B2-B6）、40-2314（40-15A4-SS1-076-WL-B2-B2）、40-2214（40-15A4-SS1-076-WL-B2-D2）、40-2114（40-15A4-SS1-076-WL-B2-F2-B2）を含む。

(30)　サンプリングフード系（3/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-112-WL-B2	40-32A2-SS1-103-WL-B1 の接続部から廃液サンプリングフード１（40-HB-001）まで*2	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-116-WL-B2	廃液サンプリングフード１（40-HB-001）から廃液受入タンク（40-TK-003）まで*3	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-316-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備の接続部（30-15A4-SL1-316-WL-B2）から廃液サンプリングフード２（40-HB-002）まで*4	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-162～図-163

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2217（40-15A4-SS1-112-WL-B2-B3）、40-2317（40-15A4-SS1-112-WL-B2-D3）、40-2417（40-15A4-SS1-112-WL-B2-B6）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2418（40-15A4-SS1-116-WL-B2-B6）、40-2318（40-15A4-SS1-116-WL-B2-B3）、40-2218（40-15A4-SS1-116-WL-B2-D3）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2401（40-15A4-SS1-316-WL-B2-B6）を含む。

(31)　サンプリングフード系（4/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-317-WL-B2	廃液サンプリングフード2（40-HB-002）から減容処理設備　焼却溶融設備の接続部（30-15A4-SL1-317-WL-B2）まで*2	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-325-WL-B2	40-CH-137から廃液サンプリングフード2（40-HB-002）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-328-WL-B2	40-CH-143 から廃液サンプリングフード1（40-HB-001）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-163

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-2402（40-15A4-SS1-317-WL-B2-B6）を含む。

(32)　サンプリングフード系（5/6）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-200A2-SS7-337-WG-C2	廃液サンプリングフード2（40-HB-002）からレジューサ（250×200）まで	空気	40	0.004（外圧）	1.5	C	200A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-250A2-SS7-339-WG-C2	レジューサ（250×200）から減容処理設備　分析設備の接続部（60-400A2-SS7-235-WG-C2）まで	空気	40	0.004（外圧）	1.9	C	250A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-200A2-SS7-338-WG-C2	廃液サンプリングフード1（40-HB-001）から40-250A2-SS7-339-WG-C2 の接続部まで	空気	40	0.004（外圧）	1.5	C	200A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-163

注記　*1：必要厚さを示す。

(33)　サンプリングフード系（6/6）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	サンプル調整室 (40-CH-137)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	サンプル調整室 (40-CH-143)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-163

(34)　ドレン系（1/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-909-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の 10-V-058 からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-985-WL-B2	レジューサ（50×25）から 40-50A2-SS1-970-WL-B2 の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-857-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の 10-V-057 から 40-25A2-SS1-909-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-858-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の 10-V-064 から 40-25A2-SS1-909-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-501（40-50A2-SS1-985-WL-B2-B7）を含む。

(35)　ドレン系（2/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-859-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備機器ドレン（10-25A2-SS1-094-WL-B2）の接続部から 40-25A2-SS1-909-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-860-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の 10-AV-056 から 40-25A2-SS1-909-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-861-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備の 10-V-065 から 40-25A2-SS1-909-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-910-WL-B2	減容処理設備　廃樹脂乾燥設備機器ドレン（10-25A2-SS1-085-WL-B2）の接続部からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(36)　ドレン系（3/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-986-WL-B2	レジューサ（50×25）から40-50A2-SS1-985-WL-B2 の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-969-WL-B2	廃樹脂乾燥室と排ガス処理室との間の床（40-503）の排ガス処理室側の接続部（40-25A2-SS1-969-WL-B2-A7）からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-970-WL-B2	レジューサ（50×25）から40-50A2-SS1-997-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-996-WL-B2	40-50A2-SS1-997-WL-B2 の接続部から40-50A2-SS1-101-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-502（40-50A2-SS1-986-WL-B2-B7）を含む。

(37)　ドレン系（4/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-997-WL-B2	40-50A2-SS1-970-WL-B2 の接続部から 40-50A2-SS1-865-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-973-WL-B2	廃棄物受払室と廃液搬出室との間の床（40-504）の廃液搬出室側の接続部（40-25A2-SS1-973-WL-B2-A7）から 40-50A2-SS1-972-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-971-WL-B2	補修室(2)と操作室との間の床(40-505)の操作室側の接続部（40-25A2-SS1-971-WL-B2-A7）からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(38)　ドレン系（5/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-972-WL-B2	レジューサ（50×25）から40-50A2-SS1-996-WL-B2の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-974-WL-B2	ホール操作室と操作室との間の床（40-506）の操作室側の接続部（40-25A2-SS1-974-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-872-WL-B2の接続部まで*3	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-965-WL-B2	保守ホールと前処理セル（分別エリア）との間の床（40-508）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（40-25A2-SS1-965-WL-B2-A7）からレジューサ（50×25）まで*4	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-356（40-50A2-SS1-972-WL-B2-B7）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-369（40-25A2-SS1-974-WL-B2-C7）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-364（40-25A2-SS1-965-WL-B2-C7）を含む。

(39)　ドレン系（6/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-966-WL-B2	レジューサ（50×25）から 40-50A2-SS1-101-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-967-WL-B2	通路-22BとB更衣室との間の床（40-511）のB更衣室側の接続部（40-25A2-SS1-967-WL-B2-A7）からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-968-WL-B2	レジューサ（50×25）から40-50A2-SS1-992-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-961-WL-B2	排ガス処理室と洗浄水処理室との間の床（40-352）の洗浄水処理室側の接続部（40-25A2-SS1-961-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-1000-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(40)　ドレン系（7/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-998-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-15A4-SS1-363-WL-B2）の接続部から40-25A2-SS1-961-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-964-WL-B2	廃液搬出室と排気機械室との間の床（40-355）の排気機械室側の接続部（40-25A2-SS1-964-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-972-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-872-WL-B2	汚染検査室（更衣室）シャワードレンの接続部から40-50A2-SS1-101-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(41)　ドレン系（8/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-962-WL-B2	搬出入室と廃液処理室(1)との間の床（40-361）の廃液処理室(1)側の接続部（40-25A2-SS1-962-WL-B2-A7）から40-25A2-SS1-901-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-958-WL-B2	前処理セル（開缶エリア）と廃液処理室(1)との間の床（40-362）の廃液処理室(1)側の接続部（40-25A2-SS1-958-WL-B2-A7）から40-25A2-SS1-901-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-959-WL-B2	前処理セル（分別エリア）と廃液処理室(2)との間の床（40-363）の廃液処理室(2)側の接続部（40-25A2-SS1-959-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-966-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(42)　ドレン系（9/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-992-WL-B2	B 更衣室シャワードレンの接続部から40-50A2-SS1-870-WL-B2 の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-20A4-SS1-941-WL-B2	40-CH-921から40-50A2-SS1-997-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-999-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-20A4-SS1-362-WL-B2）の接続部から40-50A2-SS1-1000-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-1000-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-15A4-SS1-361-WL-B2）の接続部から40-50A2-SS1-997-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-132（40-50A2-SS1-992-WL-B2-D7）を含む。

(43)　ドレン系（10/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-20A4-SS1-875-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-20A4-SS1-353-WL-B2）の接続部から40-50A2-SS1-997-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-912-WL-B2	40-V-801からレジューサ（50×25,25×15）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-864-WL-B2	レジューサ（50×25,25×15）から40-50A2-SS1-997-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-844-WL-B2	40-V-808から40-15A4-SS1-912-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-845-WL-B2	40-V-809から40-15A4-SS1-844-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(44)　ドレン系（11/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-846-WL-B2	40-V-810 から 40-15A4-SS1-844-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-914-WL-B2	40-V-816 からレジューサ（50×25,25×15）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-865-WL-B2	レジューサ（50×25,25×15）から 40-50A2-SS1-997-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-838-WL-B2	40-V-802 から 40-15A4-SS1-914-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-839-WL-B2	40-V-803 から 40-15A4-SS1-914-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-840-WL-B2	40-V-804 から 40-15A4-SS1-838-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(45)　ドレン系（12/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-913-WL-B2	冷却水機器ドレンの接続部から 40-50A2-SS1-996-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-841-WL-B2	40-V-805 から 40-50A2-SS1-913-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-842-WL-B2	40-V-806 から 40-50A2-SS1-913-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-843-WL-B2	40-V-807 から 40-50A2-SS1-913-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-32A2-SS1-848-WL-B2	冷水機器ドレンの接続部から 40-50A2-SS1-913-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	32A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-40A2-SS1-849-WL-B2	40-V-813 から 40-50A2-SS1-919-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(46)　ドレン系（13/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-850-WL-B2	40-V-814 からレジューサ（20×15,50×20）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-919-WL-B2	レジューサ（20×15,50×20）から 40-50A2-SS1-913-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-851-WL-B2	40-V-815 から 40-50A2-SS1-919-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-957-WL-B2	冷却機器室フロアドレンから 40-50A2-SS1-913-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-917-WL-B2	40-V-811 からレジューサ（50×25,25×15）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-868-WL-B2	レジューサ（50×25,25×15）から 40-50A2-SS1-991-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(47)　ドレン系（14/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-847-WL-B2	40-V-812 から 40-15A4-SS1-917-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-853-WL-B2	40-V-819 から 40-15A4-SS1-917-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-854-WL-B2	40-V-820 から 40-15A4-SS1-917-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-855-WL-B2	40-V-821 から 40-15A4-SS1-917-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-993-WL-B2	排気機械室と地下ピットとの間の床（40-127）の地下ピット側の接続部（40-25A2-SS1-993-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-991-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(48)　ドレン系（15/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-50A2-SS1-871-WL-B2	排気筒の接続部から40-50A2-SS1-872-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-008-WL-B2	洗浄塔廃液移送ポンプA（40-P-001A）から40-15A4-SS1-009-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-009-WL-B2	40-50A2-SS1-005-WL-B1の接続部からレジューサ（25×15）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-028-WL-B2	洗浄塔廃液移送ポンプB（40-P-001B）から40-15A4-SS1-027-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-027-WL-B2	40-50A2-SS1-024-WL-B1の接続部から40-15A4-SS1-009-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-160、図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(49)　ドレン系（16/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-901-WL-B2	レジューサ（25×15）から 40-50A2-SS1-101-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-902-WL-B2	40-CH-249 から 40-25A2-SS1-901-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-082-WL-B2	液体廃棄物 A タンク（40-TK-002）の接続部からレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-089-WL-B2	閉止キャップから 40-50A2-SS1-082-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-903-WL-B2	レジューサ（50×25）から 40-25A2-SS1-901-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-161、図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(50)　ドレン系（17/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-106-WL-B2	廃液移送ポンプ（40-P-003）から40-25A2-SS1-901-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-107-WL-B2	40-32A2-SS1-103-WL-B1の接続部から40-15A4-SS1-106-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-956-WL-B2	廃液処理室(2)とピットとの間の床(40-123)のピット側の接続部（40-25A2-SS1-956-WL-B2-A7）から40-25A2-SS1-901-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-918-WL-B2	40-V-823から40-20A4-SS1-979-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-856-WL-B2	40-V-822から40-15A4-SS1-918-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-162、図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(51)　ドレン系（18/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-20A4-SS1-979-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-20A4-SS1-238-WL-B2）の接続部から40-50A2-SS1-991-WL-B2の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-20A4-SS1-980-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-20A4-SS1-239-WL-B2）の接続部から40-50A2-SS1-991-WL-B2の接続部まで*3	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-953-WL-B2	サンプリング室と地下ピットとの間の床（40-129）の地下ピット側の接続部（40-25A2-SS1-953-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-991-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-111（40-20A4-SS1-979-WL-B2-B7）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-128（40-20A4-SS1-980-WL-B2-B7）を含む。

(52)　ドレン系（19/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-20A4-SS1-981-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-20A4-SS1-221-WL-B2）から 40-50A2-SS1-991-WL-B2 の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.2	B	20A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-954-WL-B2	分析室と地下ピットとの間の床（40-138）の地下ピット側の接続部（40-25A2-SS1-954-WL-B2-A7）から 40-50A2-SS1-870-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-870-WL-B2	分析室シンクドレンの接続部から 40-50A2-SS1-991-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-991-WL-B2	40-50A2-SS1-870-WL-B2 の接続部から 40-50A2-SS1-872-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-130（40-20A4-SS1-981-WL-B2-B7）を含む。

(53)　ドレン系（20/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-15A4-SS1-916-WL-B2	40-V-824 からレジューサ（50×25,25×15）まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-50A2-SS1-869-WL-B2	レジューサ（50×25,25×15）から 40-50A2-SS1-870-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-065-WL-B2	40-50A2-SS1-056-WL-B1 の接続部から 40-15A4-SS1-066-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-15A4-SS1-066-WL-B2	液体廃棄物 A 移送ポンプ（40-P-002A）から 40-25A2-SS1-901-WL-B2 の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-161、図-164～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

(54)　ドレン系（21/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-955-WL-B2	サンプル調整室と地下ピットとの間の床（40-137）の地下ピットの接続部（40-25A2-SS1-955-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-870-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-331-WL-B2	廃液サンプリングフード1（40-HB-001）からレジューサ（40×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-908-WL-B2	レジューサ（40×25）から40-50A2-SS1-870-WL-B2の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-40A2-SS1-334-WL-B2	廃液サンプリングフード2（40-HB-002）からレジューサ（40×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	B	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-163～図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-136（40-25A2-SS1-908-WL-B2-B7）を含む。

(55)　ドレン系（22/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-907-WL-B2	レジューサ（40×25）から 40-50A2-SS1-870-WL-B2 の接続部まで*2	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-906-Dr-C3	レジューサ（40×25）から 40-50A2-SS1-870-WL-B2 の接続部まで*3	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
40-25A2-SS1-911-WL-B2	減容処理設備　分析設備の60-V-021から40-50A2-SS1-992-WL-B2の接続部まで*4	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-163～図-165

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-135（40-25A2-SS1-907-WL-B2-B7）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-134（40-25A2-SS1-906-Dr-C3-B7）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）40-133（40-25A2-SS1-911-WL-B2-B7）を含む。

(56)　ドレン系（23/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-25A2-SS1-951-WL-B2	焼却溶融セルと地下ピットとの間の床（40-131）地下ピット側の接続部（40-25A2-SS1-951-WL-B2-A7）から40-50A2-SS1-991-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-50A2-SS1-975-WL-B2	閉止フランジからレジューサ（50×25）まで	廃液	40	0.98	0.3	B	50A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-25A2-SS1-904-WL-B2	レジューサ（50×25）から40-25A2-SS1-901-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.2	B	25A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
40-15A4-SS1-1001-WL-B2	減容処理設備　焼却溶融設備機器ドレン（30-15A4-SS1-348-WL-B2）から40-50A2-SS1-975-WL-B2の接続部まで	廃液	40	0.98	0.1	B	15A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-164

注記　*1：必要厚さを示す。

(57)　ドレン系（24/30）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
40-40A2-SS1-329-Dr-C3	中央実験台からレジューサ（40×25）まで	廃液	40	0.98	0.2	C	40A	Sch20S	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-163

注記　*1：必要厚さを示す。

(58)　ドレン系（25/30）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
ボール弁	地下ピット (40-V-911)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃液処理室(1) (40-V-912)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃液処理室(1) (40-V-913)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃液処理室(2) (40-V-914)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A
ボール弁	廃液処理室(2) (40-V-915)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）に定める SCS14A

系統図：図-164

(59)　ドレン系（26/30）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-801)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-802)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-803)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-804)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-805)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	50A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-165

(60)　ドレン系（27/30）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-806)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-807)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-808)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-809)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-810)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-165

(61)　ドレン系（28/30）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	排気機械室 (40-V-811)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	排気機械室 (40-V-812)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-813)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	40A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-814)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-815)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-165

(62)　ドレン系（29/30）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	冷却機器室 (40-V-816)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	排気機械室 (40-V-819)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	排気機械室 (40-V-820)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	排気機械室 (40-V-821)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	サンプリング室 (40-V-822)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-165

(63)　ドレン系（30/30）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用 温度 (℃)	最高使用 圧力 (MPa)	耐震 クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
グローブ弁	サンプリング室 (40-V-823)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
グローブ弁	分析室 (40-V-824)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	廃液処理室（1） (40-CH-249)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	15A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	サンプル調整室 (40-CH-901)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	25A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304
逆止弁	洗浄水処理室 (40-CH-921)	廃液	40	0.98	B	JIS 10K	20A	JIS G 4303（ステンレス鋼棒）に定める SUS304

系統図：図-163～図-165

表-23　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽に係る配管類の支持間隔

(1)　配管類（液体、保温材なし）

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
15A	Sch40	SUS304TP	40	1.43
20A	Sch40	SUS304TP	40	1.60
25A	Sch20S	SUS304TP	40	1.79
32A	Sch20S	SUS304TP	40	1.99
40A	Sch20S	SUS304TP	40	2.11
50A	Sch20S	SUS304TP	40	2.34
65A	Sch20S	SUS304TP	40	2.59

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

(2)　配管類（気体、保温材なし）

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
15A	Sch40	SUS304TP	40	1.49
20A	Sch40	SUS304TP	40	1.68
40A	Sch20S	SUS304TP	40	2.30
50A	Sch20S	SUS304TP	40	2.57

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Ｂクラスの配管類に適用する。

表-24　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管に係る設計条件及び仕様

(1)　電線管

電線管の呼び方	設置場所	設計条件		仕　　様	
		最高使用温度(℃)	耐震クラス	外径(㎜)	主要材質
G22	廃液処理室(1) 廃液処理室(2)	40	B	26.5	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G28	廃液処理室(1) 廃液処理室(2)	40	B	33.3	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G36	排気機械室 廃液処理室(1)	40	B	41.9	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G42	通路-02B サンプル調整室 分析室 焼却溶融炉盤室 廃液処理室(1)	40	B	47.8	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G54	通路-02B サンプル調整室 分析室 焼却溶融炉盤室	40	B	59.6	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G70	通路-02B サンプル調整室 分析室 焼却溶融炉盤室	40	B	75.2	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管

配置図：図-28

(2)　電線管の支持間隔

電線管の呼び方	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
G22	40	1.67
G28	40	1.87
G36	40	2.05
G42	40	2.18
G54	40	2.55
G70	40	2.76

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

表-25　液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ（1/4）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
地下1階	焼却溶融セル	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	
	サンプリング室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	分析室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	サンプル調整室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	通路-02B	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	ケーブルピット内はエポキシとする。
	洗浄水処理室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	廃液処理室(1)	エポキシ	エポキシ	ビニル	
	排気機械室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	

表-25　液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ（2/4）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
地下1階	廃液処理室(2)	エポキシ	エポキシ	エポキシ （FL-約 0.3m 以上）	ピット内はステンレスとする。
	冷却機器室	ウレタン	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
1階	B 更衣室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下 脱衣室・シャワー室側は天井まで）	
	排ガス処理室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	廃液搬出室	エポキシ	エポキシ	エポキシ （FL+約 2.5m 以下）	
	汚染検査室（更衣室）	ビニルシート	ビニルシート	ビニル	
	シャワー室(1)	繊維強化プラスチック	繊維強化プラスチック	塩ビ鋼板パネル	

表-25　液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ（3/4）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
1階	シャワー室(2)	繊維強化プラスチック	繊維強化プラスチック	塩ビ鋼板パネル	
	DPES2(B)	エポキシ	エポキシ	仕上げなし（コンクリート打放）	
	操作室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	ケーブルピット内はエポキシとする。
	搬出入室	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング （FL+約 1.0m 以下） エポキシ （FL+約 1.0m 以上）	
	前処理セル（開缶エリア）	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	
	前処理セル（分別エリア）	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	
2階	通路-22B	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.7m 以下）	
	保守ホール	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	

表-25　液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ（4/4）

FL	部屋名	仕上げ			備考
		床	巾木	壁	
2階	廃樹脂乾燥室	エポキシ	エポキシ	エポキシ	
	補修室(2)	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	廃棄物受払室	エポキシ	エポキシ	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	
	ホール操作室	ビニルシート	ビニルシート	ビニル （FL+約 2.5m 以下）	ケーブルピット内はエポキシとする。

表-26　堰に係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><th>設置場所</th><th>主要寸法</th><th>堰容量
(m³)</th><th>対象設備</th><th>公称容量
(m³)</th><th>最大漏えい量
(m³)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">廃液処理室（1）</td><td rowspan="3">（高さ）FL-200 mm以上
（縦）5.25×（横）13.36 m</td><td rowspan="3">14.00</td><td>洗浄塔廃液タンク A</td><td>7.00</td><td rowspan="6">15.5*1</td></tr>
<tr><td>洗浄塔廃液タンク B</td><td>7.00</td></tr>
<tr><td>液体廃棄物 A タンク</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>廃液処理室（2）</td><td>（高さ）FL-200 mm以上
（縦）1.46×（横）3.98 m
（縦）2.72×（横）6.18 m
ピット部
（高さ）FL-2300 mm以上
（縦）2.40×（横）2.10 m</td><td>15.90</td><td>廃液受入タンク</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td>廃液搬出室</td><td>（高さ）FL+100 mm以上
（縦）3.45×（横）2.04 m</td><td>0.70</td><td>廃液搬出ボックス</td><td>0.55</td><td>0.55</td></tr>
</table>

配置図：図-17～図-18

注記　*1：廃液処理室(1)及び廃液処理室(2)の合計最大漏えい量（15.5m³）を廃液処理室(1)及び廃液処理室(2)の合計堰容量（29.9m³）で受ける。

表-27　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の処理能力

機器名称	容量	基数	処理能力
廃液受入タンク	0.5m^3	1	貯留量　15.5m^3
洗浄塔廃液タンク	7m^3	2	
液体廃棄物Ａタンク	1m^3	1	

配置図：図-17

表-28　固体廃棄物の廃棄施設に係る設計条件及び仕様

一次保管場所	放射性廃棄物の種類	一次保管能力
廃棄物受払室*2	α固体廃棄物 A 及びβ・γ固体廃棄物 A	$2m^3$ *1 （ドラム缶 10 本相当）

配置図：図-29

注記　*1：固体廃棄物の受入れ場所と共用する。

*2：廃棄物受払室で保管する容器等は、耐火性を有するものとする。

表-29　消火器に係る設計条件及び仕様

数　　量		固体廃棄物減容処理施設建家 地下 1 階　：16 本 1 階　：17 本 2 階　：20 本 3 階　：　4 本 ガス消火設備ボンベ庫　：　1 本
設置場所		固体廃棄物減容処理施設建家　：地下 1 階～3 階 ガス消火設備ボンベ庫　：1 階
設計条件	耐震クラス	―*2
仕様	型　　式	粉末（ABC）消火器*1
図		図-30～図-34

注記　*1：日本消防検定協会検定品

*2：固定しない設備機器

表-30　消火栓設備に係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">数　　量</td><td>1 式</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>消火ポンプユニット　：消火ポンプ室
消火栓　：地下 1 階～3 階</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td>構成品</td><td>消火ポンプユニット*1　：　1 式
消火栓　：　11 個
（消火栓ホース（30m）含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-35～図-38</td></tr>
</table>

注記　*1：(一財) 日本消防設備安全センター認定品

表-31　ガス消火設備ボンベ庫に係る設計条件及び仕様

数　　量		1棟
設計条件	耐震クラス	B
	構　　造	鉄筋コンクリート造
仕様	基　　礎	杭　基　礎：鋼管、鉄筋コンクリート造
	主要寸法	外面寸法（地上部壁）：6.44m（東西方向） 10.24m（南北方向） 階　　数：地上1階 高　　さ：地上4.15m（軒の高さ） 建築面積：約60m^2 延べ面積：約60m^2
	主要材料	杭：JIS A 5525（鋼管ぐい）に定めるSKK400 鉄　　筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD295A及びSD345 コンクリート：JASS 5Nの規定によるコンクリート設計基準強度24N/mm^2
表、図		表-32～表-45、図-39～図-52

表-32　ガス消火設備ボンベ庫　壁断面

符号	壁厚 (mm)	壁　配　筋	
		たて筋	よこ筋
W20 EW20	200	D13　@200　ダブル	D13　@200　ダブル

表-33　ガス消火設備ボンベ庫　床スラブ断面

符号	版厚 (mm)	位置	短辺方向配筋	長辺方向配筋
S20	200	上	D13　@200	D13　@200
		下	D13　@200	D13　@200
S21	150	上	D10、D13　@200	D10、D13　@250
		下	D10　@200	D10　@250

表-34　ガス消火設備ボンベ庫　鋼材の種類

部材	材料	備考
杭	SKK400	JIS A 5525
鉄筋	SD295A（D10、D13、D16）	JIS G 3112
	SD345（D19、D22）	

表-35　ガス消火設備ボンベ庫　コンクリートの材料

項目	種類	備考
セメント	普通ポルトランドセメント	JIS R 5210
骨材	粗骨材（砕石）	JIS A 5005
	細骨材（砂）	JIS A 5308
練混ぜ水	上水道水又は上水道水以外の水	JIS A 5308
混和剤	コンクリート用化学混和剤	JIS A 6204

表-36　ガス消火設備ボンベ庫　杭の許容支持力

項目	許容支持力（kN）	備考
杭	700	建築工事監理指針に基づく杭の打撃工法により支持力を算定

表-37　ガス消火設備ボンベ庫　鉄筋の間隔の許容値

部位	許容値	備考
柱（帯筋） 梁（あばら筋） 床スラブ 壁	所定の間隔の 20%以内	鉄筋コンクリート造 配筋指針・同解説

表-38　ガス消火設備ボンベ庫　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	重ね継手の長さ	備考
SD295A SD345	40d 又は 30d フック付き	JASS 5N

表-39　ガス消火設備ボンベ庫　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	定着長さ	備考
SD295A SD345	35d 又は 25d フック付き*1	JASS 5N
	10d 以上かつ 150mm 以上*2	

注記　*1：一般部の定着長さを示す。

*2：床スラブの下端筋の定着長さを示す。

表-40　ガス消火設備ボンベ庫　鉄筋と型枠とのかぶり厚さ

<table>
<tr><th colspan="3">部位</th><th>かぶり厚さ（mm）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">土に接しない部分</td><td colspan="2">床スラブ
非耐力壁</td><td>40</td><td rowspan="6">JASS 5N</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耐力壁
柱
梁</td><td>屋内</td><td>40</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土に接する部分</td><td colspan="2">柱・梁</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎</td><td>70</td></tr>
</table>

表-41　ガス消火設備ボンベ庫　型枠の寸法許容差

項目	許容差（mm）	備考
柱・梁・壁の断面寸法	+20 0	公共建築工事標準仕様書
スラブの厚さ*1	+10 0	
基礎及び基礎梁の断面寸法	+50 0	

注記　*1：スラブの厚さについては自主設定として公共建築工事標準仕様書で定める値の 1/2 を用いる。

表-42　ガス消火設備ボンベ庫　コンクリートの基準強度

設計基準強度（N/mm^2）*1	品質基準強度（N/mm^2）	備考
24	27	JASS 5N

注記　*1：表-31　ガス消火設備ボンベ庫に係る設計条件及び仕様のうち主要材料の設計基準強度参照

表-43　ガス消火設備ボンベ庫　コンクリートの圧縮強度

補正後の圧縮強度(N/mm^2)	判定強度	備考
27 +ΔP ΔP：表-44に示すコンクリート強度の補正値	圧縮強度の平均値が、補正後の圧縮強度以上であり、かつ、個々の値が、補正後の圧縮強度の85%以上であること。	JASS 5N

表-44　予想平均気温におけるコンクリート強度の補正値と適用期間

（強度管理材齢28日）

適用期間	ΔP：コンクリート強度の補正値（N/mm^2）
5月 1日～9月30日	0
10月 1日～11月15日	3
11月16日～3月15日	6
3月16日～4月30日	3

注記　：茨城県北部生コンクリート協同組合の通達による。

表-45　ガス消火設備ボンベ庫　鉄筋コンクリートの単位体積重量

項目	単位体積重量（kN/m^3）	備考
鉄筋コンクリート	24	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説

表-46　ガス消火設備に係る設計条件及び仕様

(1)　二酸化炭素消火設備制御盤*1

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>運転監視室
（220-CP-001）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B*2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕様</td><td>型　　式</td><td>自立型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>二酸化炭素消火設備制御盤　　：
（縦）450×（横）1000×（高さ）2050 mm</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構　成　品</td><td>予備電源　　：
停電時作動保証時間 1 時間</td></tr>
<tr><td>音声合成装置　　：1 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-56</td></tr>
</table>

注記　*1：(一財) 日本消防設備安全センター認定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(2)　GR 型受信機*1

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>運転監視室
（220-CP-002）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B*2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕様</td><td>型　　式</td><td>自立型</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>GR 型受信機　　：
（縦）450×（横）800×（高さ）2050 mm</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構　成　品</td><td>予備電源　　：
停電時作動保証時間 1 時間</td></tr>
<tr><td>表示装置　　：1 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-56</td></tr>
</table>

注記　*1：日本消防検定協会検定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(3)　手動起動装置*1

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>操作室
（220-TU-012、220-TU-013、220-TU-014、220-TU-015）
ホール操作室
（220-TU-016）
ホール準備室
（220-TU-017）
通路-02B
（220-TU-061）
ホール監視室
（220-TU-062）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B*2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕様</td><td>型　　式</td><td>壁掛式</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>手動起動装置　　：
（縦）67×（横）170×（高さ）240 mm</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構　成　品</td><td>表示装置　　：8基</td></tr>
<tr><td>非常停止装置　　：8基</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-54～図-56</td></tr>
</table>

注記　*1：(一財) 日本消防設備安全センター評定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(4)　選択弁ユニット

基　　数		1
設置場所 （番　　号）		ガス消火設備ボンベ庫 （220-TU-005）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	自立型
	主要寸法	選択弁ユニット　　： （縦）400×（横）2100×（高さ）1465 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M12
	主要材料	選択弁ユニット　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：８本
	機器質量	452kg（起動制御ユニット６基を含む。）
図		図-53、図-141、図-166

(5)　起動制御ユニット*1

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所
（番　　号）</td><td>ガス消火設備ボンベ庫
（220-TU-006、220-TU-007、220-TU-008、220-TU-009、220-TU-010、220-TU-011）</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>B*2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕様</td><td>型　　式</td><td>壁掛式</td></tr>
<tr><td>主要寸法</td><td>起動制御ユニット　　：
（縦）148×（横）220×（高さ）600 mm</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構　成　品</td><td>二酸化炭素起動容器　　：6基</td></tr>
<tr><td>起動容器付属品　　：6式</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-53、図-166</td></tr>
</table>

注記　*1：(一財) 日本消防設備安全センター認定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(6)　貯蔵容器ユニット

基　　数		4
設置場所 （番　　号）		ガス消火設備ボンベ庫 （220-TU-001、220-TU-002、220-TU-003、220-TU-004）
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	自立型
	主要寸法	貯蔵容器ユニット 1～4　　： （縦）546×（横）3150×（高さ）2062 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	貯蔵容器ユニット 1～4　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定める S45C
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：4 本/基
	機器質量	3066kg/基
図		図-53、図-142、図-166

(7)　放出表示灯[*1]

基　　数		15
設置場所 （番　　号）		前処理セル（分別エリア） （220-TU-019） 搬出入室 （220-TU-020） 前処理セル（開缶エリア） （220-TU-021） ホール出入室 （220-TU-022） 排ガス処理室 （220-TU-024） 洗浄水処理室 （220-TU-063） 前室 （220-TU-064） ホール準備室 （220-TU-065） 通路-02B （220-TU-077） 操作室 （220-TU-078、220-TU-079、220-TU-080、220-TU-081） ホール操作室 （220-TU-082） ホール監視室 （220-TU-083）
設計条件	耐震クラス	B[*2]
仕様	型　　式	埋込型
	主要寸法	放出表示灯　　： （縦）40×（横）350×（高さ）140 mm
図		図-54～図-56

注記　*1：(一社) 日本消火装置工業会自主認定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(8)　ホーンスピーカー*1

基　　数		10
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （220-TU-025） 前処理セル（分別エリア） （220-TU-026） 搬出入室 （220-TU-027） 前処理セル（開缶エリア） （220-TU-028） 保守ホール （220-TU-029） ホール出入室 （220-TU-030） 洗浄水処理室 （220-TU-031） 排ガス処理室 （220-TU-084） 前室 （220-TU-085） ホール準備室 （220-TU-086）
設計条件	耐震クラス	B*2
仕様	型　　式	壁掛式
	主要寸法	ホーンスピーカー　　： （外径）φ160×（横）180 mm
図		図-54～図-56

注記　*1：日本消防検定協会認定評価品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(9)　噴射ヘッド*1

基　　数		34
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （220-TU-032） 前処理セル（分別エリア） （220-TU-033） 搬出入室 （220-TU-034） 前処理セル（開缶エリア） （220-TU-035） 保守ホール （220-TU-036） ホール出入室 （220-TU-037）
設計条件	耐震クラス	B*2
仕様	型　　式	ねじ込み式
	主要寸法	噴射ヘッド　　： （外径）φ14.3×（長さ）48 mm
図		図-167

注記　*1：（一財）日本消防設備安全センター認定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(10)　感知器(1)*1

基　　数		9
設置場所 （番　　号）		焼却溶融セル （220-TU-039、220-TU-087、220-TU-088） 前処理セル（分別エリア） （220-TU-040） 搬出入室 （220-TU-041） 前処理セル（開缶エリア） （220-TU-042） 保守ホール （220-TU-043、220-TU-089） ホール出入室 （220-TU-044）
設計条件	耐震クラス	B*2
仕様	型　　式	光電アナログ式スポット型
	主要寸法	感知器(1)　　： （外径）φ106×（高さ）50 mm
図		図-55～図-56

注記　*1：日本消防検定協会検定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

(11)　感知器(2)*1

基　　数		6
設置場所 （番　　号）		操作室 （220-TU-045、220-TU-046、220-TU-047、220-TU-048） ホール操作室 （220-TU-049） 補修室(2) （220-TU-050）
設計条件	耐震クラス	B*2
仕様	型　　式	差動式分布型熱電対式２種
	主要寸法	感知器(2)　　： （縦）52×（横）85×（高さ）120 mm
図		図-55～図-56

注記　*1：日本消防検定協会検定品

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/6）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
220-80A8-SS5-061-CO2-B3-B2	排ガス処理室と焼却溶融セルとの間の壁 *2（220-456）	炭酸ガス	65	10.8	3.7	B *3	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-80A8-SS5-036-CO2-B3-B2	排ガス処理室と焼却溶融セルとの間の壁 *2（220-455）	炭酸ガス	65	10.8	3.7	B *3	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-65A8-SS5-010-CO2-B3-B2	排ガス処理室と搬出入室との間の壁 *2（220-457）	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B *3	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-SS5-020-CO2-B3-B2	操作室と前処理セル（開缶エリア）との間の壁 *2（220-464）	炭酸ガス	65	10.8	2.1	B *3	40A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

配置図：図-58、図-62～図-64　概略図：図-143～図-144

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：床から2.5m以上の高さ

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/6）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
220-65A8-SS5-028-CO2-B3-B2	操作室と前処理セル（分別エリア）との間の壁 *2（220-466）	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B *3	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-SS5-045-CO2-B3-B2	ホール準備室とホール出入室との間の壁 *2（220-653）	炭酸ガス	65	10.8	2.1	B *3	40A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-80A8-SS5-051-CO2-B3-B2	ホール操作室と保守ホールとの間の壁 *2（220-649）	炭酸ガス	65	10.8	3.7	B *3	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

配置図：図-58～図-59、図-62～図-63　概略図：図-144

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：床から2.5m以上の高さ

*3：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/6）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
220-80A8-CS1-057-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-906）	炭酸ガス	65	10.8	5.0	B *2	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-047-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-907）	炭酸ガス	65	10.8	5.0	B *2	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-40A8-CS1-039-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-905）	炭酸ガス	65	10.8	2.7	B *2	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-032-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-904）	炭酸ガス	65	10.8	5.0	B *2	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

配置図：図-57、図-60　概略図：図-145

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（4/6）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
220-65A8-CS1-006-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-903）	炭酸ガス	65	10.8	4.3	B *2	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-40A8-CS1-014-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-902）	炭酸ガス	65	10.8	2.7	B *2	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-024-CO2-B3-B1	ガス消火設備ボンベ庫と建家外壁との間の壁（220-901）	炭酸ガス	65	10.8	4.3	B *2	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-059-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-446）	炭酸ガス	65	10.8	5.0	B *2	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

配置図：図-57～図-58、図-60～図-61　概略図：図-145

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（5/6）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
220-80A8-CS1-049-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-447）	炭酸ガス	65	10.8	5.0	B *2	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-40A8-CS1-041-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-445）	炭酸ガス	65	10.8	2.7	B *2	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-034-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-444）	炭酸ガス	65	10.8	5.0	B *2	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-008-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-443）	炭酸ガス	65	10.8	4.3	B *2	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

配置図：図-58、図-61　概略図:図-145

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（6/6）

配管類（埋設部）の番号	設置場所（番号）	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	単管部
220-40A8-CS1-016-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-442）	炭酸ガス	65	10.8	2.7	B *2	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-026-CO2-B3-B2	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-441）	炭酸ガス	65	10.8	4.3	B *2	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

配置図：図-58、図-61　概略図:図-145

注記　*1：配管の必要厚さを示す。

*2：配管類（埋設部）の一部が、建物（耐震クラス：Bクラス）の床又は壁に埋設となる。

表-48　ガス消火設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　ガス消火設備（1/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-80A8-CS1-049-CO2-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-447）の排ガス処理室側の接続部（220-80A8-CS1-049-CO2-B3-B2）から220-CH-006まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-SS5-050-CO2-B3-C20	220-CH-006からホール操作室と保守ホールとの間の壁（220-649）のホール操作室側の接続部（220-80A8-SS5-051-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	3.7	B	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-CS1-041-CO2-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-445）の排ガス処理室側の接続部（220-40A8-CS1-041-CO2-B3-B2）からレジューサ（50×40）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.7	B	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(2)　ガス消火設備（2/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-50A8-CS1-042-CO2-B3-C20	レジューサ（50×40）から220-CH-007まで	炭酸ガス	40	10.8	3.4	B	50A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-50A8-SS5-043-CO2-B3-C20	220-CH-007からレジューサ（50×40）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.5	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-SS5-044-CO2-B3-C20	レジューサ（50×40）からホール準備室とホール出入室との間の壁（220-653）のホール準備室側の接続部（220-40A8-SS5-045-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.0	B	40A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-80A8-CS1-059-CO2-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-446）の排ガス処理室側の接続部（220-80A8-CS1-059-CO2-B3-B2）から220-CH-002まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(3)　ガス消火設備（3/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-80A8-SS5-060-C02-B3-C20	220-CH-002から排ガス処理室と焼却溶融セルとの間の壁(220-456）の排ガス処理室側の接続部（220-80A8-SS5-061-C02-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	3.7	B	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-80A8-CS1-034-C02-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁(220-444）の排ガス処理室側の接続部（220-80A8-CS1-034-C02-B3-B2）から220-CH-001まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-SS5-035-C02-B3-C20	220-CH-001から排ガス処理室と焼却溶融セルとの間の壁(220-455）の排ガス処理室側の接続部（220-80A8-SS5-036-C02-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	3.7	B	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(4)　ガス消火設備（4/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-65A8-CS1-008-CO2-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁(220-443）の排ガス処理室側の接続部（220-65A8-CS1-008-CO2-B3-B2）から220-CH-004まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-SS5-009-CO2-B3-C20	220-CH-004から排ガス処理室と搬出入室との間の壁(220-457）の排ガス処理室側の接続部（220-65A8-SS5-010-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	3.1	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-CS1-016-CO2-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁(220-442）の排ガス処理室側の接続部（220-40A8-CS1-016-CO2-B3-B2）からレジューサ（50×40）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.7	B	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(5)　ガス消火設備（5/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-50A8-CS1-017-CO2-B3-C20	レジューサ(50×40)から220-CH-005まで	炭酸ガス	40	10.8	3.4	B	50A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-50A8-SS5-018-CO2-B3-C20	220-CH-005からレジューサ（50×40）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.5	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-SS5-019-CO2-B3-C20	レジューサ(50×40)から操作室と前処理セル（開缶エリア）との間の壁(220-464）の操作室側の接続部（220-40A8-SS5-020-CO2-B3-B2)まで	炭酸ガス	40	10.8	2.0	B	40A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(6)　ガス消火設備（6/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-65A8-CS1-026-CO2-B3-C20	排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-441）の排ガス処理室側の接続部（220-65A8-CS1-026-CO2-B3-B2）から220-CH-003まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-SS5-027-CO2-B3-C20	220-CH-003から操作室と前処理セル（分別エリア）との間の壁（220-466）の操作室側の接続部（220-65A8-SS5-028-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	3.1	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(7)　ガス消火設備（7/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-65A8-CS1-001-CO2-B3	貯蔵容器ユニット１（220-TU-001）の接続部からレジューサ（80×65）まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-002-CO2-B3	貯蔵容器ユニット２（220-TU-002）の接続部から220-80A8-CS1-003-CO2-B3の接続部まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-003-CO2-B3	レジューサ(80×65)から選択弁ユニット（220-TU-005）まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-056-CO2-B3	貯蔵容器ユニット４（220-TU-004）の接続部からレジューサ（80×65）まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-055-CO2-B3	貯蔵容器ユニット３（220-TU-003）の接続部から220-80A8-CS1-057-CO2-B3の接続部まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-166

注記　*1：必要厚さを示す。

(8)　ガス消火設備（8/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-80A8-CS1-057-CO2-B3	レジューサ（80×65）からフレキシブルホースまで*2	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-047-CO2-B3	選択弁ユニット（220-TU-005）からフレキシブルホースまで*3	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-40A8-CS1-039-CO2-B3	選択弁ユニット（220-TU-005）からフレキシブルホースまで*4	炭酸ガス	40	10.8	2.7	B	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-032-CO2-B3	選択弁ユニット（220-TU-005）からフレキシブルホースまで*5	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-166

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-906（220-80A8-CS1-057-CO2-B3-B1）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-907（220-80A8-CS1-047-CO2-B3-B1）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-905（220-40A8-CS1-039-CO2-B3-B1）を含む。

*5：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-904（220-80A8-CS1-032-CO2-B3-B1）を含む。

(9)　ガス消火設備（9/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-65A8-CS1-006-CO2-B3	選択弁ユニット（220-TU-005）からフレキシブルホースまで*2	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-40A8-CS1-014-CO2-B3	選択弁ユニット（220-TU-005）からフレキシブルホースまで*3	炭酸ガス	40	10.8	2.7	B	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-024-CO2-B3	選択弁ユニット（220-TU-005）からフレキシブルホースまで*4	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-048-CO2-B3	フレキシブルチューブから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-447）の建家外壁側の接続部（220-80A8-CS1-049-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-166～図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

*2：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-903（220-65A8-CS1-006-CO2-B3-B1）を含む。

*3：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-902（220-40A8-CS1-014-CO2-B3-B1）を含む。

*4：既申請分の設置場所の番号（配管類（埋設部）の番号）220-901（220-65A8-CS1-024-CO2-B3-B1）を含む。

（10）　ガス消火設備（10/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-40A8-CS1-040-C02-B3	フレキシブルホースから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-445）の建家外壁側の接続部（220-40A8-CS1-041-C02-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.7	B	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-058-C02-B3	フレキシブルホースから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-446）の建家外壁側の接続部（220-80A8-CS1-059-C02-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-80A8-CS1-033-C02-B3	フレキシブルホースから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-444）の建家外壁側の接続部（220-80A8-CS1-034-C02-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	5.0	B	80A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-166～図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(11)　ガス消火設備（11/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-65A8-CS1-007-CO2-B3	フレキシブルホースから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-443）の建家外壁側の接続部（220-65A8-CS1-008-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-40A8-CS1-015-CO2-B3	フレキシブルホースから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-442）の建家外壁側の接続部（220-40A8-CS1-016-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	2.7	B	40A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
220-65A8-CS1-025-CO2-B3	フレキシブルホースから排ガス処理室と建家外壁との間の壁（220-441）の建家外壁側の接続部（220-65A8-CS1-026-CO2-B3-B2）まで	炭酸ガス	40	10.8	4.3	B	65A	Sch80	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370

系統図：図-166～図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(12)　ガス消火設備（12/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-80A8-SS5-051-CO2-B3	ホール操作室と保守ホールとの間の壁（220-649）の保守ホール側の接続部（220-80A8-SS5-051-CO2-B3-B2）からレジューサ（80×65）まで	炭酸ガス	65	10.8	3.7	B	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-65A8-SS5-052-CO2-B3	レジューサ（80×65）からレジューサ（65×50）まで	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-50A8-SS5-053-CO2-B3	レジューサ（65×50）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	2.6	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-65A8-SS5-054-CO2-B3	220-80A8-SS5-051-CO2-B3の接続部から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-40A8-SS5-045-CO2-B3	ホール準備室とホール出入室との間の壁（220-653）のホール出入室側の接続部（220-40A8-SS5-045-CO2-B3-B2）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	2.1	B	40A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(13)　ガス消火設備（13/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-80A8-SS5-061-CO2-B3	排ガス処理室と焼却溶融セルとの間の壁（220-456）の焼却溶融セル側の接続部（220-80A8-SS5-061-CO2-B3-B2）からレジューサ（80×65）まで	炭酸ガス	65	10.8	3.7	B	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-65A8-SS5-062-CO2-B3	レジューサ（80×65）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-80A8-SS5-036-CO2-B3	排ガス処理室と焼却溶融セルとの間の壁（220-455）の焼却溶融セル側の接続部（220-80A8-SS5-036-CO2-B3-B2）からレジューサ（80×65）まで	炭酸ガス	65	10.8	3.7	B	80A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-65A8-SS5-037-CO2-B3	レジューサ（80×65）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(14)　ガス消火設備（14/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-65A8-SS5-010-CO2-B3	排ガス処理室と搬出入室との間の壁（220-457）の搬出入室側の接続部（220-65A8-SS5-010-CO2-B3-B2）からレジューサ（65×50）まで	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
220-50A8-SS5-011-CO2-B3	レジューサ（65×50）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	2.6	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
220-50A8-SS5-012-CO2-B3	220-65A8-SS5-010-CO2-B3の接続部から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	2.6	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
220-40A8-SS5-020-CO2-B3	操作室と前処理セル（開缶エリア）との間の壁（220-464）の前処理セル（開缶エリア）側の接続部（220-40A8-SS5-020-CO2-B3-B2）からレジューサ（40×32）まで	炭酸ガス	65	10.8	2.1	B	40A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(15)　ガス消火設備（15/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-32A8-SS5-021-CO2-B3	レジューサ（40×32）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	1.8	B	32A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-32A8-SS5-022-CO2-B3	レジューサ（40×32）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	1.8	B	32A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-65A8-SS5-028-CO2-B3	操作室と前処理セル（分別エリア）との間の壁（220-466）の前処理セル（分別エリア）側の接続部（220-65A8-SS5-028-CO2-B3-B2）からレジューサ（65×50）まで	炭酸ガス	65	10.8	3.2	B	65A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
220-50A8-SS5-029-CO2-B3	レジューサ（65×50）から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	2.6	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(16)　ガス消火設備（16/18）

配管類の番号	設置場所	設計条件					仕様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	配管の寸法*1（mm）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
							呼び径	呼び厚さ	配管類
220-50A8-SS5-030-CO2-B3	220-65A8-SS5-028-CO2-B3の接続部から溶接キャップまで	炭酸ガス	65	10.8	2.6	B	50A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP

系統図：図-167

注記　*1：必要厚さを示す。

(17)　ガス消火設備（17/18）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 (℃)	最高使用圧力 (MPa)	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	排ガス処理室 (220-CH-001)	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	80A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2
逆止弁	排ガス処理室 (220-CH-002)	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	80A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2
逆止弁	操作室 (220-CH-003)	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	65A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2
逆止弁	排ガス処理室 (220-CH-004)	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	65A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2
逆止弁	操作室 (220-CH-005)	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	50A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2

系統図：図-167

(18)　ガス消火設備（18/18）

配管類の名称	設置場所 （番　　号）	設計条件				仕様		
		流体	最高使用温度 （℃）	最高使用圧力 （MPa）	耐震クラス	呼び圧力	主要寸法 呼び径	主要材質
逆止弁	ホール操作室 （220-CH-006）	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	80A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2
逆止弁	ホール準備室 （220-CH-007）	炭酸ガス	40	10.8	B	ASME B16.5	50A	JIS G 5151（高温高圧用鋳鋼品）に定める SCPH2

系統図：図-167

表-49　ガス消火設備に係る配管類の支持間隔

(1)　配管類（気体、保温材なし）

呼び径	呼び厚さ	材質	最高使用温度（℃）	最大支持間隔*1（m）
32A	Sch80	SUS304TP	65	2.10
40A	Sch80	STPG370	40	2.28
40A	Sch80	SUS304TP	65	2.25
50A	Sch80	SUS304TP	65	2.52
65A	Sch80	STPG370	40	2.87
65A	Sch80	SUS304TP	65	2.83
80A	Sch80	STPG370	40	3.12
80A	Sch80	SUS304TP	65	3.07

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

(2)　配管類（気体、保温材あり）

呼び径	呼び厚さ	保温材厚さ (mm)	材質	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
40A	Sch80	20	STPG370	40	2.14
50A	Sch80	20	STPG370	40	2.43
65A	Sch80	20	STPG370	40	2.76
80A	Sch80	20	STPG370	40	3.01
40A	Sch80	20	SUS304TP	40	2.12
50A	Sch80	20	SUS304TP	40	2.40
65A	Sch80	20	SUS304TP	40	2.73
80A	Sch80	20	SUS304TP	40	2.97

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Ｂクラスの配管類に適用する。

表-50　ガス消火設備の電線管に係る設計条件及び仕様

(1)　電線管（1/2）

電線管の呼び方	設置場所	設計条件		仕　　様	
		最高使用温度(℃)	耐震クラス	外径(mm)	主要材質
C19	ガス消火設備ボンベ庫 洗浄水処理室 操作室 排ガス処理室 前室 ホール準備室 通路-02B ホール操作室 ホール監視室	40	B	19.1	JIS C 8305（鋼製電線管）に定める薄鋼電線管
C25	運転監視室 排ガス処理室 補修室(2) 機器搬出入室 操作室	40	B	25.4	JIS C 8305（鋼製電線管）に定める薄鋼電線管
C39	ガス消火設備ボンベ庫 排気機械室 ユーティリティー室 冷却機器室 洗浄水処理室 通路-02B 操作室 通路-22B ホール監視室 ホール準備室 補修室(2) ホール操作室 DPES1(W)	40	B	38.1	JIS C 8305（鋼製電線管）に定める薄鋼電線管
C51	ガス消火設備ボンベ庫 操作室 ホール準備室	40	B	50.8	JIS C 8305（鋼製電線管）に定める薄鋼電線管

配置図：図-65～図-68

(2)　電線管（2/2）

電線管の呼び方	設置場所	設計条件		仕　　様	
		最高使用温度（℃）	耐震クラス	外径（mm）	主要材質
C75	ガス消火設備ボンベ庫 エントランスホール 操作室 排ガス処理室 通路-22B ホール準備室 ダクトスペース 補修室(2) ホール操作室 電気計器盤室 レーザ機器室 運転監視室 資料保管庫 通路-21W 給湯室 DPES1(W) DPES2(B)	40	B	76.2	JIS C 8305（鋼製電線管）に定める薄鋼電線管
15A-Sch40 *1	搬出入室 前処理セル（開缶エリア） 前処理セル（分別エリア） 焼却溶融セル 保守ホール ホール出入室	65	B	21.7	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP
32A-Sch20S *1	搬出入室 前処理セル（開缶エリア） 前処理セル（分別エリア） 焼却溶融セル 保守ホール ホール出入室	65	B	42.7	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定める SUS304TP

配置図：図-66～図-68

注記　*1：セル内は、配管用ステンレス鋼鋼管（呼び径-呼び厚さ）とする。

(3)　電線管の支持間隔

電線管の呼び方	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
C19	40	1.39
C25	40	1.61
C39	40	1.94
C51	40	2.20
C75	40	2.62
15A-Sch40 *2	65	1.46
32A-Sch20S *2	65	2.09

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

*2：セル内は、配管用ステンレス鋼鋼管（呼び径-呼び厚さ）とする。

表-51　自動火災報知設備に係る設計条件及び仕様

<table>
<tr><td colspan="2">数　　量</td><td>1 式</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>受信機 *1　：運転監視室
感知器（光電式、熱式、差動式）：地下 1 階～3 階
機器収容箱　：地下 1 階～3 階</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td rowspan="2">構成品</td><td>受信機 *2　：　1 基
感知器（光電アナログ式スポット型、
熱アナログ式スポット型、
差動式スポット型 2 種）*2：149 個
機器収容箱　：　11 個</td></tr>
<tr><td>予備電源　：
電源喪失時に監視状態を 60 分間経過後、2 回線同時発報を 10 分間継続することができる容量</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-69～図-72</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td>火災を検知した場合の火災信号は、計測制御系統施設の集中監視設備に接続し、運転監視室に表示するとともに、南門警備所に接続し、常時監視を行う設計とする。</td></tr>
</table>

注記　*1：受信機からの信号は、南門警備所の受信機に出力し常時監視を行う。

*2：日本消防検定協会検定品

表-52　電気設備に係る設計条件及び仕様

(1)　商用系高圧受配電盤

<table>
<tr><td colspan="2">基　　数</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>電気室</td></tr>
<tr><td rowspan="1">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td>電　　源</td><td>受電電圧
　商用系　：3 相　6300V　50Hz
配電電圧
　商用系、非常系、発電機系　：3 相　6300V　50Hz</td></tr>
<tr><td>設備構成</td><td>高圧受電盤　：1 面
高圧配電盤　：1 面（2 段積構成）</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-73、図-169</td></tr>
</table>

(2)　非常系高圧受配電盤

基　　数		1
設置場所		電気室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　非常系　：3相　6300V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　：3相　6300V　50Hz
	設備構成	高圧受電盤　：1面 母線連絡盤　：1面 高圧配電盤　：3面（2段積構成）
図		図-73、図-169

(3)　非常系動力配電盤

基　　数		1
設置場所		電気室
設計条件	耐震クラス	C
	設備容量	150kVA
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　：3相　6300V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　：3相　210V　50Hz
	設備構成	変圧器盤　：1面 低圧配電盤　：1面
図		図-73、図-169

(4)　商用系-非常系動力配電盤

基　　数		2
設置場所		電気室
設計条件	耐震クラス	C
	設備容量	1000kVA
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　6300V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　　210V　50Hz
	設備構成	変圧器盤　　：各 1 面 低圧配電盤　　： 各 2 面（2 段積構成）
図		図-73、図-169

(5)　商用系-非常系電灯配電盤

基　　数		1
設置場所		電気室
設計条件	耐震クラス	C
	設備容量	300kVA
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　6300V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　： 単相　210V-105V　50Hz
	設備構成	変圧器盤　　：1 面 低圧配電盤　　：1 面
図		図-73、図-169

(6)　非常系コントロールセンタ

基　　数		1
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz
	設備構成	引込盤　：1 面 MCC 盤　：2 面
図		図-73、図-169

(7)　商用系動力コントロールセンタ-A 系

基　　数		2
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系　：3 相　210V　50Hz 配電電圧 　商用系　：3 相　210V　50Hz
	設備構成	引込盤　：各 1 面 MCC 盤　： 　商用系動力コントロールセンタ-A 系(1)；5 面 MCC 盤　： 　商用系動力コントロールセンタ-A 系(2)；5 面
図		図-73、図-169

(8)　商用系動力コントロールセンタ-B 系

基　　数		2
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系　　：3 相　210V　50Hz 配電電圧 　商用系　　：3 相　210V　50Hz
	設備構成	引込盤　　：各 1 面 MCC 盤　　： 　　商用系動力コントロールセンタ-B 系(1)；5 面 MCC 盤　　： 　　商用系動力コントロールセンタ-B 系(2)；5 面
図		図-73、図-169

(9)　非常系動力コントロールセンタ-A 系

基　　数		2
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz
	設備構成	引込盤　　：各 1 面 MCC 盤　　： 　　非常系動力コントロールセンタ-A 系(1)；6 面 MCC 盤　　： 　　非常系動力コントロールセンタ-A 系(2)；4 面
図		図-73、図-169

(10)　非常系動力コントロールセンタ-B 系

基　　数		2
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz
	設備構成	引込盤　　：各 1 面 MCC 盤　　： 　　非常系動力コントロールセンタ-B 系(1)；7 面 MCC 盤　　： 　　非常系動力コントロールセンタ-B 系(2)；3 面
図		図-73、図-169

(11)　商用系電灯コントロールセンタ

基　　数		1
設置場所		運転監視室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系　　： 　　単相　210V-105V　50Hz 配電電圧 　商用系　　： 　　単相　210V-105V　50Hz
	設備構成	引込盤　　：1 面 MCC 盤　　：4 面
図		図-73、図-169

(12)　非常系電灯コントロールセンタ

基　　数		1
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　： 単相　210V-105V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　： 単相　210V-105V　50Hz
	設備構成	引込盤　：1 面 MCC 盤　：1 面
図		図-73、図-169

(13)　予備系電灯・動力コントロールセンタ

基　　数		1
設置場所		電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz 配電電圧 　商用系、非常系、発電機系　　：3 相　210V　50Hz 単相　210V-105V　50Hz
	設備構成	引込盤　：1 面 MCC 盤　：4 面
図		図-73、図-169

(14)　直流電源装置

基　　数		1
設置場所		電気室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、予備系、発電機系 ：3相　210V　50Hz 配電電圧 　制御電源　：DC100V
	設備構成	直流電源装置　：2面
図		図-73、図-169

(15)　避雷設備

基　　数		1
設置場所		屋外部（屋上、外壁）
設計条件	耐震クラス	C
仕様	保護レベル	JIS A 4201（建築物等の雷保護） ：保護レベルⅡに準拠
	受雷部	保護角法　：保護角35度（高さ20m迄） 　保護角25度（高さ30m迄） 回転球体法　：回転球体半径30m
	設備構成	突針、避雷導線、接地極
	接地抵抗	単独接地抵抗　：50Ω以下 総合接地抵抗　：10Ω以下
図		図-74～図-75

表-53　予備電源設備の発電装置に係る設計条件及び仕様

(1)　ディーゼル発電機

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	ディーゼル発電機本体　　： （幅）1880×（長さ）4960×（高さ）2319 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16、M20 基礎ボルト　　：（呼び径）M20
	主要材料	共通台床　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 基礎ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	容　　量	1000kVA
	型式・定格	交流発電機　型式　　： 回転界磁防滴保護自己通風式三相交流同期発電機 電圧　　：3 相　6300V 出力　　：1000kVA 周波数　　：50Hz 給電開始時間　　：30 秒以内 連続運転時間　　：10 時間
		ディーゼルエンジン　型式　　： 4 サイクル水冷 V 列直接噴射式 （過給機空気冷却器付き、機付ラジエーター冷却方式） 使用燃料　　：A 重油 始動方式　　：空気
	固定・基礎ボルトの数量	ラジエーター固定ボルト（M16）　　：12 本 ディーゼルエンジン固定ボルト（M20）　：8 本 交流発電機固定ボルト（M20）　　：4 本 共通台床基礎ボルト（M20）　　：24 本
	機器質量	11550kg
図		図-76～図-77、図-146、図-170～図-173、図-188～図-189、図-192

(2)　燃料小出槽

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	平底縦置円筒形容器
	主要寸法	容器　　： （内径）φ1200×（高さ）1950 mm 架台　　： （高さ）1500mm 容器（胴板）厚さ　　：6mm
	主要材料	容器　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 架台　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	容　　量	2.0m^3
	溶接固定部の数量	H 形鋼 150×150　　：4 本
	機器質量（運転時）	3352kg
	防油堤	容積　　：2.749m^3 防油堤（柱容積を除いた数値）：2.722m^3 （幅）2790×（奥行）2690×（高さ）400 mm 釜場　　：0.027m^3 （幅）300×（奥行）300×（高さ）300 mm
図		図-76～図-77、図-147、図-171、図-188～図-190

(3)　始動空気槽№1、№2

基　　数		2（うち1基は予備）
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	型　　式	縦置スカート支持円筒形容器
	主要寸法	容器　　： （内径）φ550×（高さ）1392 mm スカート高さ　　：300mm 容器（胴板）厚さ　　：14mm 基礎ボルト　　：（呼び径）M20
	主要材料	容器　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 スカート　　： JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定める SUS304 基礎ボルト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	容　　量	0.3m^3/基
	基礎ボルトの数量	基礎ボルト　　：4本/基
	機器質量	510kg/基
図		図-76～図-77、図-148、図-172、図-191～図-193

(4)　空気圧縮機

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	3相　200V　50Hz
	出　　力	3.7kW
図		図-76～図-77、図-172、図-191

(5)　始動空気槽計器板

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	設備構成	圧力スイッチ、計器架台
図		図-76～図-77、図-172、図-193

(6)　ドレンチャンバー

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	設備構成	ドレンチャンバー、液面計、ドレン弁
図		図-76～図-77、図-172

(7)　排気消音器

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	設備構成	排気消音器、排気管
図		図-78、図-173

(8)　給気消音器

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	設備構成	給気消音器、給気ファン、フード
図		図-78

(9)　排風ダクト

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	設備構成	排風ダクト、排風消音器、排風フード
図		図-77、図-173

(10)　発電装置現場盤

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	電　　源	受電電圧 　発電機電源　　：3 相　6300V　50Hz 配電電圧 　発電機系　　：3 相　6300V　50Hz 　補機電源　　：3 相　 210V　50Hz
	設備構成	自動始動発電機盤(1)～(3)　：　3 面 補機盤(1)～(2)　：　2 面
	主要寸法	盤類　： 　（幅）4600×（長さ）1500×（高さ）2300 mm 固定ボルト　：（呼び径）M12
	主要材料	盤類　： 　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　： 　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　：　134 本
	機器質量	5691kg
図		図-76～図-77、図-149、図-170

(11)　ダミーロード盤

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	C
仕様	電　　源	電圧 発電機系　　：3 相　6300V　50Hz
	設備構成	ダミーロード盤　　：1 面
図		図-76～図-77

(12)　給油口ボックス

基　　数		1
設置場所		屋外（発電装置室外壁部）
設計条件	耐震クラス	C
仕様	設備構成	給油口、液面指示計、送油ポンプ
図		図-76～図-77、図-171

(13)　ケーブルダクト

基　　数		1
設置場所		発電装置室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	主要寸法	ケーブルダクト　　： （幅）600×（長さ）800×（高さ）1430 mm ケーブルダクトサポート　　： （高さ）850mm
	主要材料	ケーブルダクト　　： JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 ケーブルダクトサポート　　： JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める STKR400
	溶接固定部の数量	角形鋼管 100×100　　：２本
	機器質量	143kg
図		図-76～図-77、図-153

(14)　発電機連絡盤

基　　数		1
設置場所		電気室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	電　　源	受電電圧 　発電機系　　：3 相　6300V　50Hz 配電電圧 　発電機系　　：3 相　6300V　50Hz
	設備構成	発電機連絡盤　　：1 面
	主要寸法	盤類　　： 　（幅）810×（長さ）2140×（高さ）2300 mm 固定ボルト　　：（呼び径）M16
	主要材料	盤類　　： 　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： 　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	固定ボルトの数量	固定ボルト　　：6 本
	機器質量	1600kg
図		図-79、図-150、図-170

表-54　予備電源設備の無停電電源装置に係る設計条件及び仕様

基　　数		1
設置場所		電気室、電気計器盤室
設計条件	耐震クラス	B
仕様	電　　源	受電電圧 　商用系、非常系、予備系、発電機系 ： 　　3 相　210V　50Hz 配電電圧 　無停電電源　　： 　　単相　210-105V　50Hz
	設備構成	CVCF 列盤 　入力盤　　：1 面 　CVCF 盤(1)～(3)　　：3 面 　スコットトランス盤　　：1 面 　負荷分岐盤　　：1 面 蓄電池列盤 　蓄電池盤(1)～(4)　　：4 面
	主要寸法	CVCF 列盤　　： 　（幅）6900×（長さ）1200×（高さ）1900 mm 蓄電池列盤　　： 　（幅）4800×（長さ）1200×（高さ）1900 mm 固定ボルト　　： 　（呼び径）M12、M16
	主要材料	CVCF 列盤、蓄電池列盤　　： 　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400 固定ボルト　　： 　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定める SS400
	容　　量	150kVA
	固定ボルトの数量	固定ボルト（M12）　　：40 本 固定ボルト（M16）　　：48 本
	機器質量	CVCF 列盤　　：7550 kg 蓄電池列盤　　：7300 kg
図		図-79、図-151～図-152、図-170、図-174

表-55　予備電源設備の配管類に係る設計条件及び仕様

(1)　燃料油系配管（1/2）

<table>
<tr><th rowspan="3">配管類の名称</th><th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">設計条件</th><th colspan="3">仕　　様</th></tr>
<tr><th rowspan="2">流体</th><th rowspan="2">最高使用温度（℃）</th><th rowspan="2">最高使用圧力（MPa）</th><th rowspan="2">耐震クラス</th><th colspan="2">主要寸法</th><th rowspan="2">主要材質</th></tr>
<tr><th>呼び径、ダクト口径（mm）</th><th>呼び厚さ、厚さ（mm）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">燃料給油配管</td><td>給油口ボックスから燃料小出槽</td><td rowspan="5">A
重油</td><td rowspan="5">40</td><td rowspan="5">0.02</td><td rowspan="5">B</td><td rowspan="2">25A</td><td rowspan="5">Sch40</td><td rowspan="5">JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370</td></tr>
<tr><td>手動ポンプから燃料小出槽</td></tr>
<tr><td>燃料移送配管</td><td>燃料小出槽からディーゼル発電機</td><td rowspan="3">20A</td></tr>
<tr><td>燃料返油配管</td><td>ディーゼル発電機から燃料小出槽</td></tr>
</table>

系統図：図-171　支持間隔：図-188～図-190

(2)　燃料油系配管（2/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、ダクト口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	
通気管	燃料小出槽から屋外	空気	40	大気圧	C	32A	Sch40	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
オーバーフロー管	燃料小出槽から釜場	A重油				40A		
ドレン管	燃料小出槽から釜場	空気				20A		

系統図：図-171

(3)　始動空気系配管（1/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、ダクト口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	
始動空気系配管	空気圧縮機から始動空気槽	空気	90	3.3	B	6A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
	始動空気槽からディーゼル発電機					20A 25A		
	始動空気槽から計装（圧力計）ライン玉形弁一次側					20A		
	始動空気槽から計装(圧力スイッチ)ライン玉形弁一次側					20A		

系統図：図-172　支持間隔：図-191～図-193

(4)　始動空気系配管（2/2）

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、ダクト口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	
始動空気系配管	始動空気槽からドレンチャンバー	空気	40	大気圧	C	20A	Sch80	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
	空気圧縮機からドレンチャンバー					8A		
	始動空気槽から大気開放点					20A		
	空気圧縮機から大気開放点					6A		
	ドレンチャンバーから大気開放点					6A		

系統図：図-172

(5)　排気系配管

配管類の名称	設置場所	設計条件				仕　　様		
		流体	最高使用温度（℃）	最高使用圧力（MPa）	耐震クラス	主要寸法		主要材質
						呼び径、ダクト口径（mm）	呼び厚さ、厚さ（mm）	
排気管	ディーゼル発電機から排気消音器	燃焼排ガス	350	0.004	C	300A 400A	Sch40	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
	排気消音器から屋外	燃焼排ガス	350	0.004	C	400A	Sch40	JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）に定めるSUS304TP
	排気消音器からドレン受け	水	40	0.004	C	25A	Sch40	JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に定めるSTPG370
排風ダクト	ディーゼル発電機ラジエーターから排風消音器(屋外)	空気	67.7	0.000098	C	W1750×D1680	4.5	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400

系統図：図-173

表-56　予備電源設備の電線管に係る設計条件及び仕様

(1)　電線管

電線管の呼び方	設置場所	設計条件		仕　　様	
		最高使用温度(℃)	耐震クラス	外径(mm)	主要材質
G22	発電装置室 電気室 電気計器盤室	40	B	26.5	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G28	発電装置室	40	B	33.3	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G36	発電装置室	40	B	41.9	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G54	発電装置室	40	B	59.6	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G82	電気室 電気計器盤室	40	B	87.9	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管
G92	発電装置室	40	B	100.7	JIS C 8305(鋼製電線管)に定める厚鋼電線管

電線管配置図：図-80～図-81

(2)　電線管の支持間隔

電線管の呼び方	最高使用温度 (℃)	最大支持間隔*1 (m)
G22	40	1.65
G28	40	1.84
G36	40	2.07
G54	40	2.48
G82	40	2.67
G92	40	3.13

注記　*1：直管部以外の曲がり部の支持間隔、集中質量部の支持間隔及び分岐部の支持間隔については、直管部の支持間隔に縮小率を乗じた長さ以内とする。

最大支持間隔は、耐震Bクラスの配管類に適用する。

表-57　通信連絡設備に係る設計条件及び仕様

(1)　放送設備

数　　量		1 式
設置場所		放送設備主装置　：運転監視室 壁掛けスピーカ　：地下 1 階～3 階 ホーンスピーカ　：地下 1 階～3 階 天井スピーカ　：1 階～2 階
設計条件	耐震クラス	C
仕様	構成品	放送設備主装置　：　1 基 壁掛けスピーカ　：　33 個 ホーンスピーカ　：　22 個 天井スピーカ　：　7 個
図		図-82～図-85

(2)　ページング設備

数　　量		1 式
設置場所		ページング主装置　：運転監視室 ページングハンドセット　：地下 1 階～3 階 ページングスピーカ　：地下 1 階～3 階
設計条件	耐震クラス	C
仕様	構成品	ページング主装置　：　1 基 ページングハンドセット　：　50 個 ページングスピーカ　：　36 個
図		図-86～図-89

(3)　加入電話設備

数　　量		1式
設置場所		運転監視室
設計条件	耐震クラス	—*1
仕様	構成品	固定電話機　：　1台 携帯電話機　：　1台

注記　*1：固定しない設備機器

(4)　所内内線設備

数　　量		1式
設置場所		運転監視室
設計条件	耐震クラス	—*1
仕様	構成品	内線電話機　：　1台

注記　*1：固定しない設備機器

(5)　避難用誘導設備

<table>
<tr><td colspan="2">数　　量</td><td>1 式</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>誘導灯　：地下 1 階～3 階
階段通路誘導灯　：地下 1 階～3 階</td></tr>
<tr><td>設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様</td><td rowspan="2">構成品</td><td>誘導灯（蓄電池内蔵型）　：　44 基
階段通路誘導灯（蓄電池内蔵型）　：　29 基</td></tr>
<tr><td>停電時作動保証時間　：　20 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">図</td><td>図-90～図-93</td></tr>
</table>

(6)　敷地内の通信連絡設備[*1]

安全設計上想定される事故が発生した場合において、大洗研究所敷地内にいる人に対し、必要な指示をするため、商用電源喪失時でも予備電源からの給電により使用できる構内一斉放送設備を設ける。構内一斉放送設備は、安全情報交流棟内の緊急時対策所に主装置、同建家の屋上及び冷却系機器開発試験施設の屋上に全天候型長距離放送用スピーカーを設置し、安全情報交流棟に予備電源を設ける。

敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備）は、大洗研究所で共用する。

注記　*1：令和2年3月27日付け原規規発第2003275号その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更（通信連絡設備の一部変更）として認可

(7)　大洗研究所外通信連絡設備[*1]

安全設計上想定される事故が発生した場合において、関係官庁等の異常時通報連絡先機関等への通信連絡を行うため、多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備を設ける。大洗研究所外通信連絡設備は、安全情報交流棟内の緊急時対策所に配備する。

大洗研究所外通信連絡設備は、大洗研究所で共用する。

注記　*1：令和2年3月27日付け原規規発第2003275号その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更（通信連絡設備の一部変更）として認可

(8)　大洗研究所内通信連絡設備[*1]

安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設の現場対応班と大洗研究所内に設置される現地対策本部との間の通信連絡には、多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備を設ける。大洗研究所内通信連絡設備は、安全情報交流棟内の緊急時対策所及び廃棄物管理施設の現場指揮所に配備する。

大洗研究所内通信連絡設備のうち、緊急時対策所は、大洗研究所で共用する。

数　　量		1式
配備場所		廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設） 現場指揮所
設計条件	耐震クラス	—[*2]
仕様	構成品	固定電話機　：　1台 携帯電話機[*3]　：　1台 ファクシミリ　：　1台
図		図-194

注記　*1：令和2年3月27日付け原規規発第2003275号その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更（通信連絡設備の一部変更）として認可

*2：固定しない設備機器

*3：廃棄物管理施設現場指揮所で共用する。

表-58　ガス消火設備ボンベ庫の外部に面する壁及び床スラブ

符号	設計条件 耐震クラス	壁厚*1（mm）	版厚（mm）
W20 EW20	B*2	240	－
S21		－	150

注記　*1：外側 20mm、内側 20mm 打増しを含む値

*2：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

表-59　ガス消火設備ボンベ庫の外部に面する建具

部材	設計条件 耐震クラス	対象箇所	材料	備考
扉	B*1	STD51	鋼製	扉の数量：2

配置図：図-40

注記　*1：他の設備の耐震性能により担保される設備機器

図-1　気体廃棄物の廃棄施設　配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-2　気体廃棄物の廃棄施設　配置図（3階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（地下1階）

図-4　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-5　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（2階）

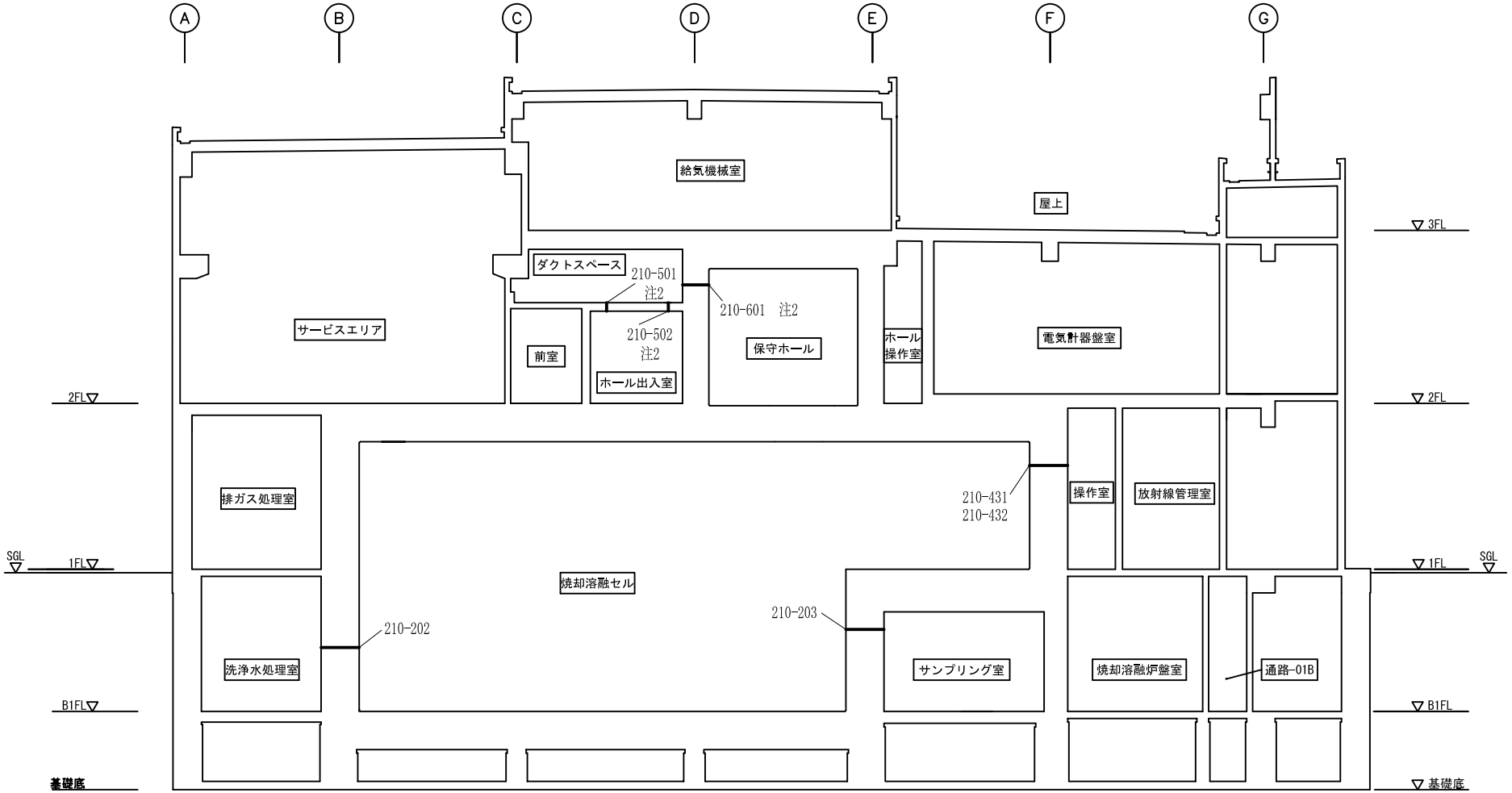

（凡例）
―― ：配管類（埋設部）

（注記）
1. 図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-3参照
2. 保守ホール横及びホール出入室上のダクトスペースに貫通

図-6　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図（1））

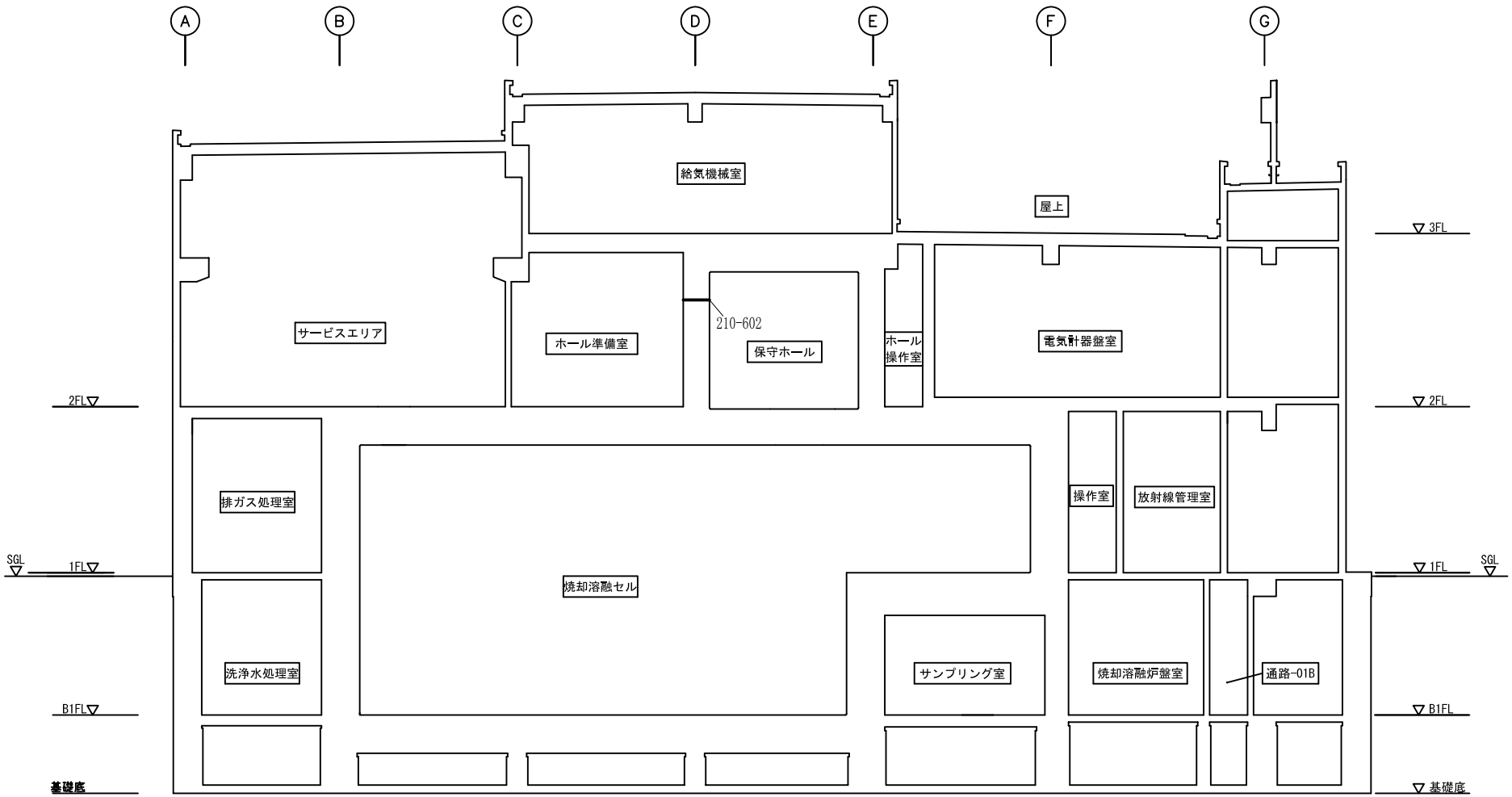

（凡例）

▬　：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-3参照

図-7　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図（2））

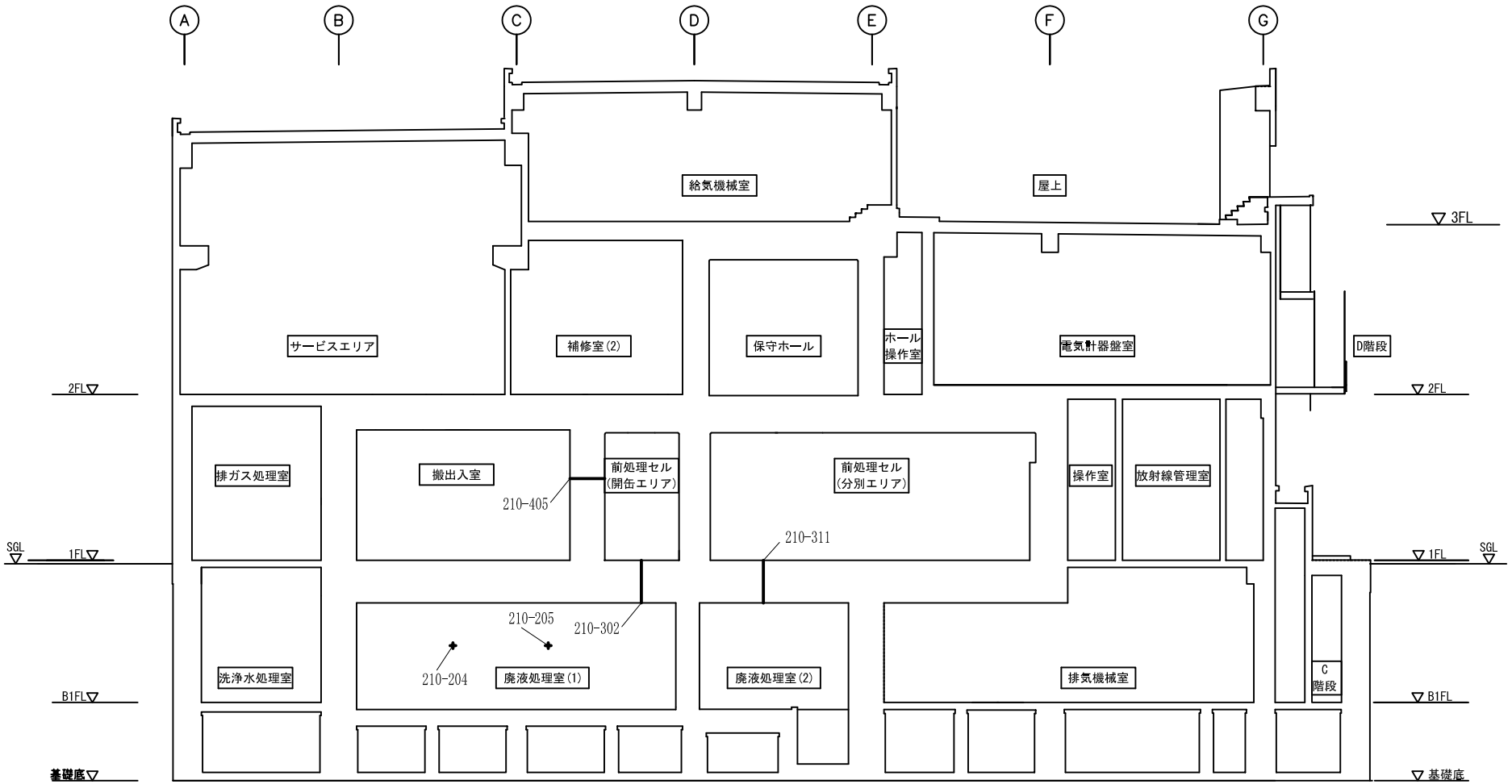

（凡例）

▬ ，✚ ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-3参照

図-8　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（③～④間断面図）

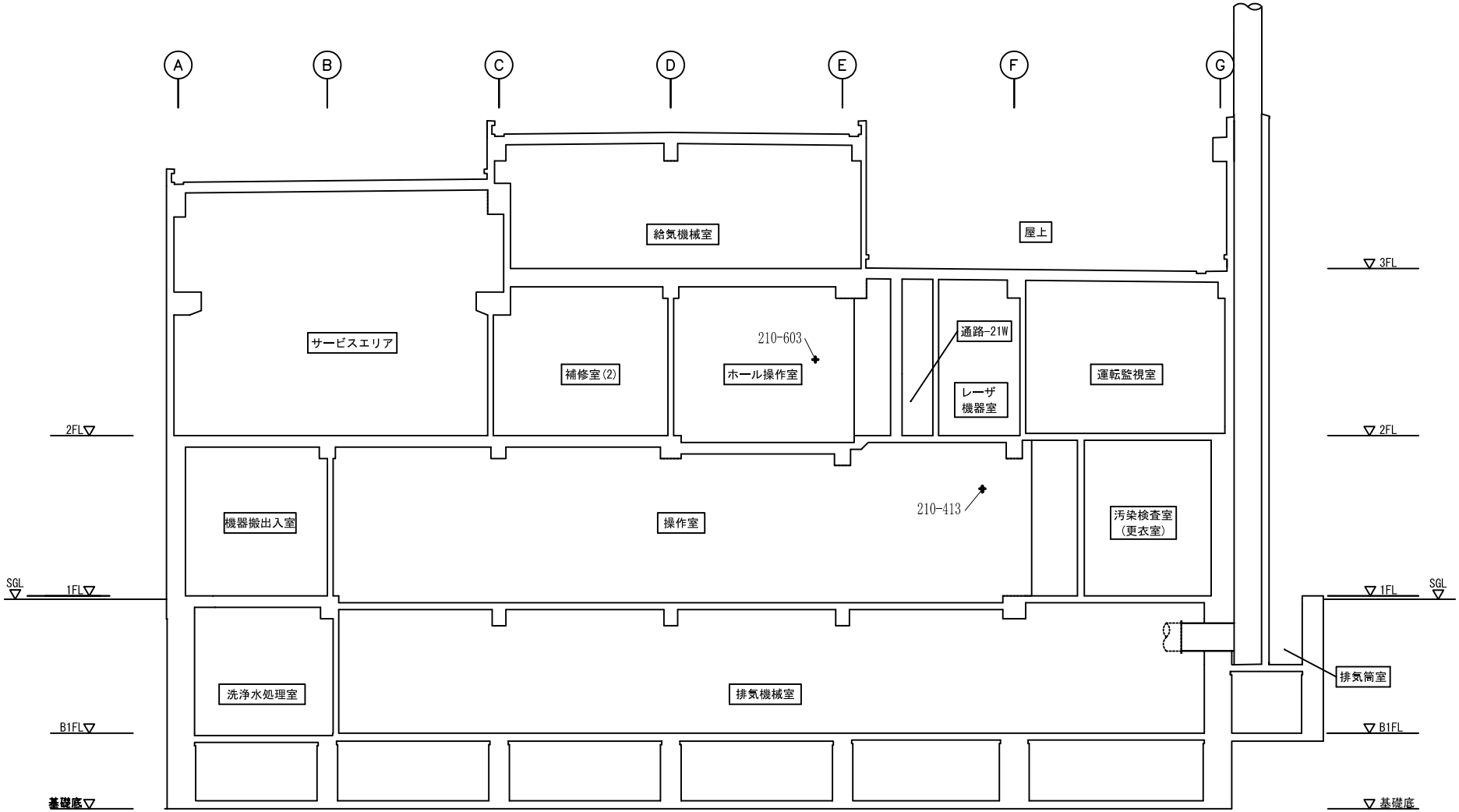

（凡例）

✚　：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-3参照

図-9　セル系排気設備の配管類（埋設部）配置図（④～⑤間断面図）

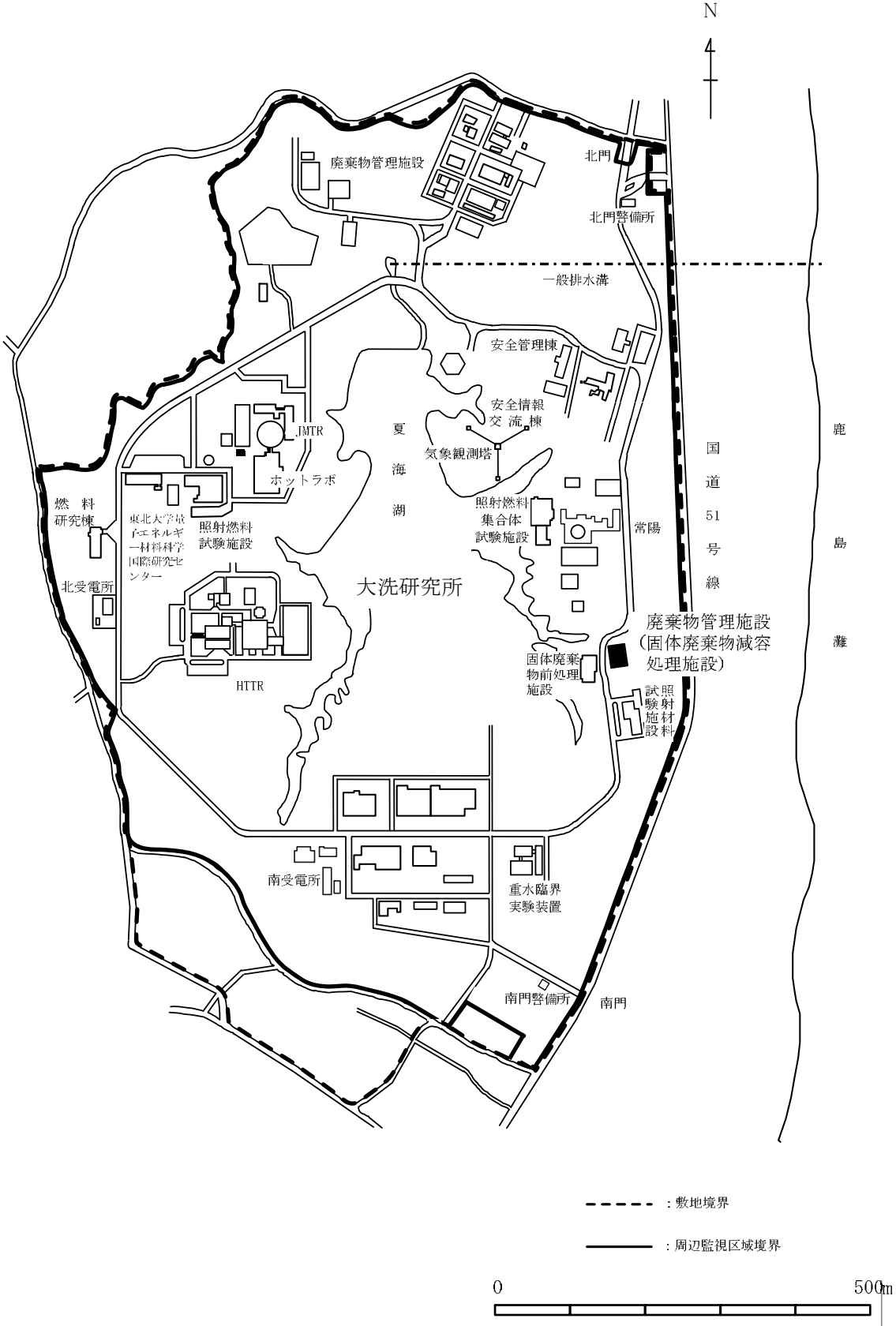

図-10　固体廃棄物減容処理施設の設置位置図

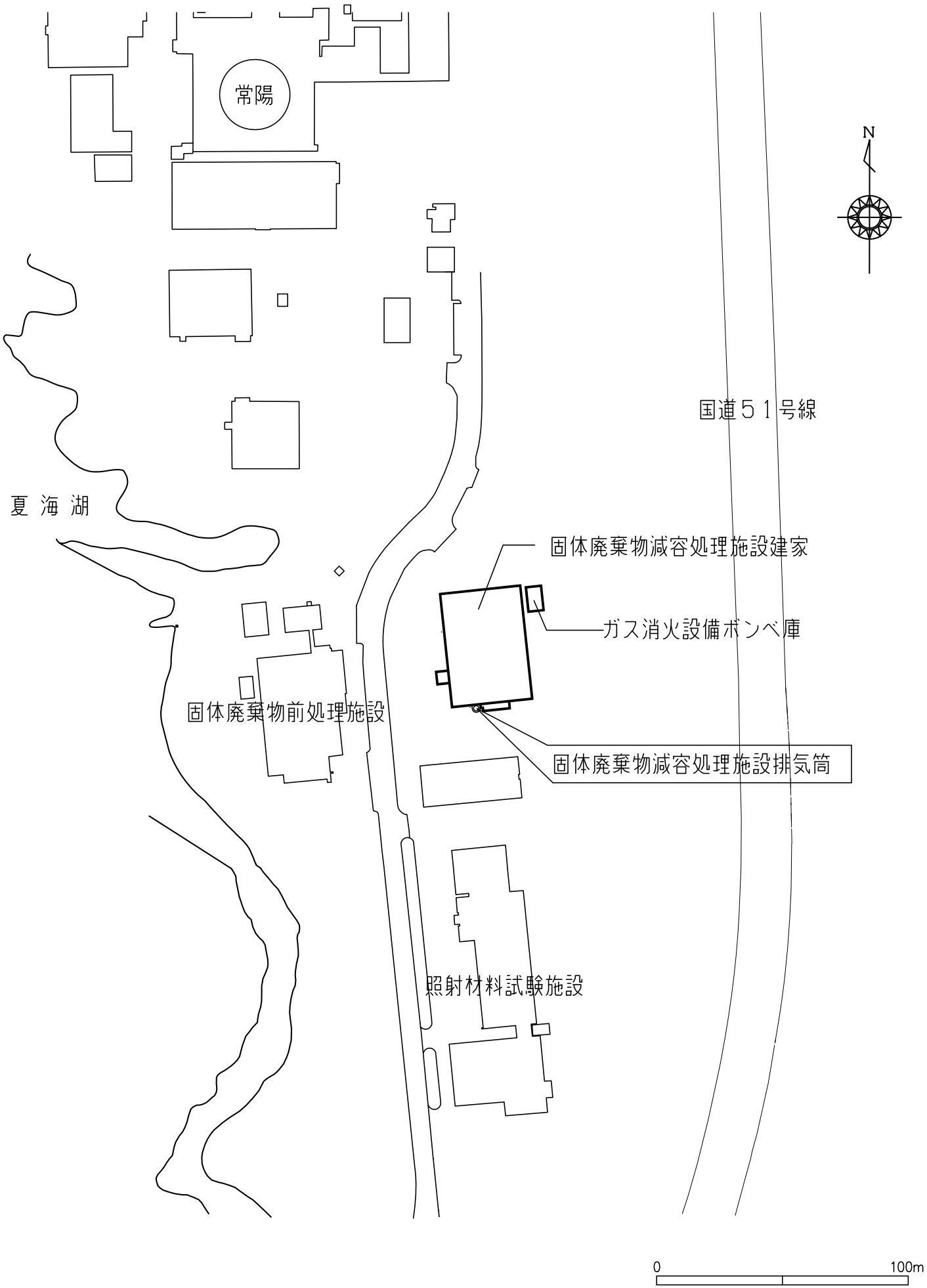

図－11 固体廃棄物減容処理施設排気筒の設置位置図

図－12 固体廃棄物減容処理施設排気筒　地下1階～2階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－13 固体廃棄物減容処理施設排気筒　3階～R3階平面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－14 固体廃棄物減容処理施設排気筒　南立面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－15 固体廃棄物減容処理施設排気筒　西立面図

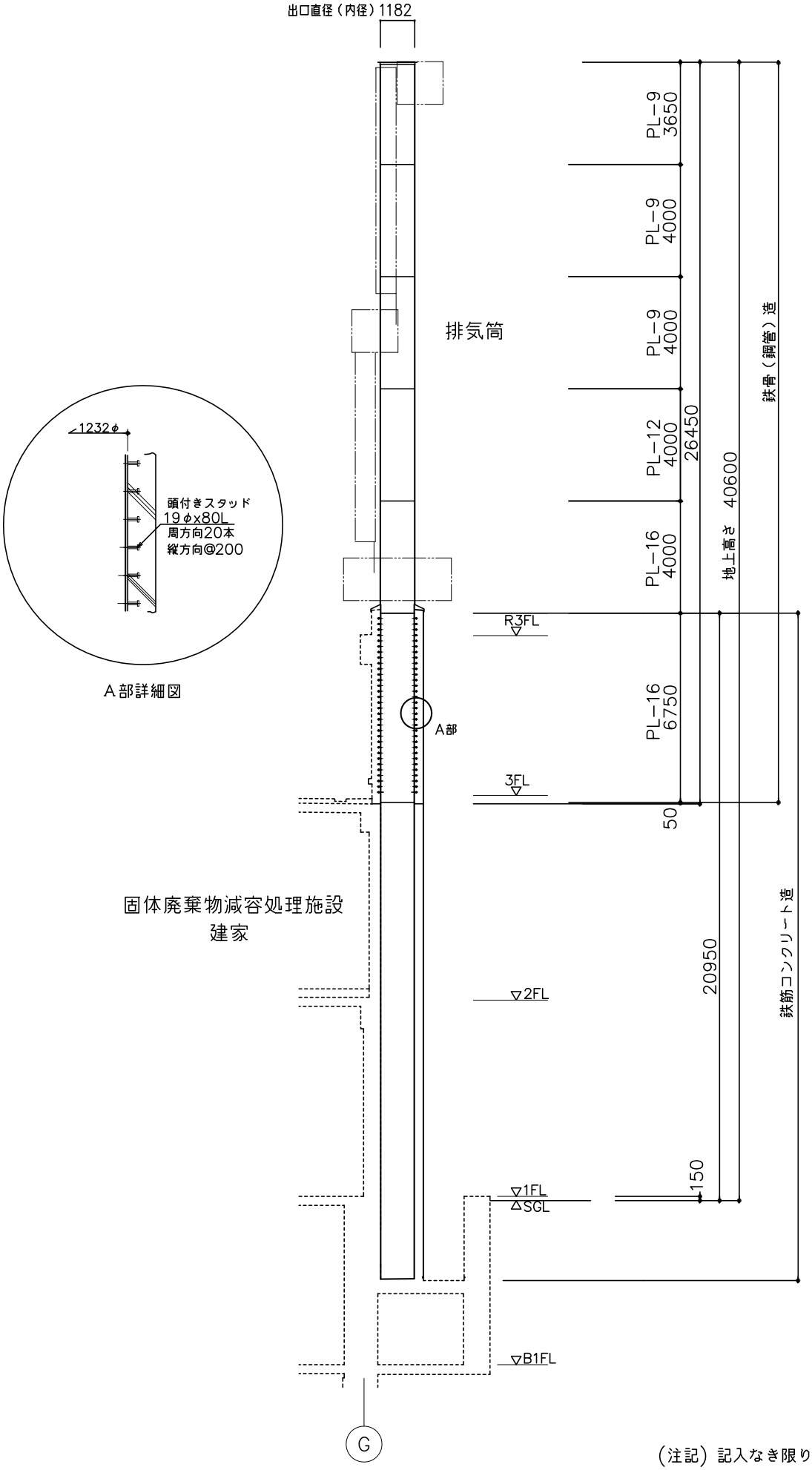

（注記）記入なき限り下記による。
1.記載寸法の単位はmmとする。
2.破線は建家部分を示す。

図−16 固体廃棄物減容処理施設排気筒　断面図

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-17　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-18　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽配置図（1階）

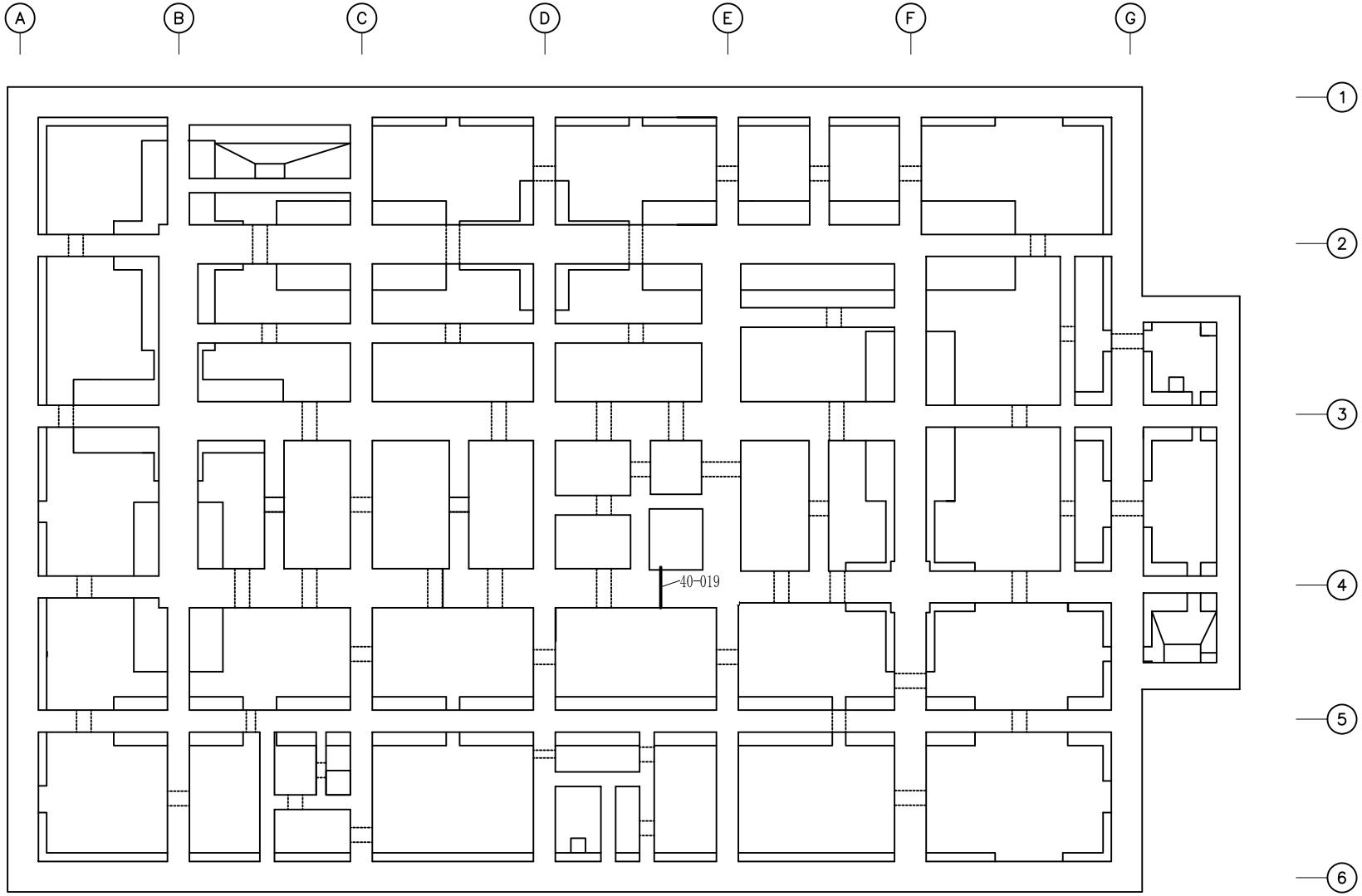

（凡例）
━━ ：配管類（埋設部）

（注記）
図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-21参照

図-19　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（地下ピット）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-20　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-22　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（2階）

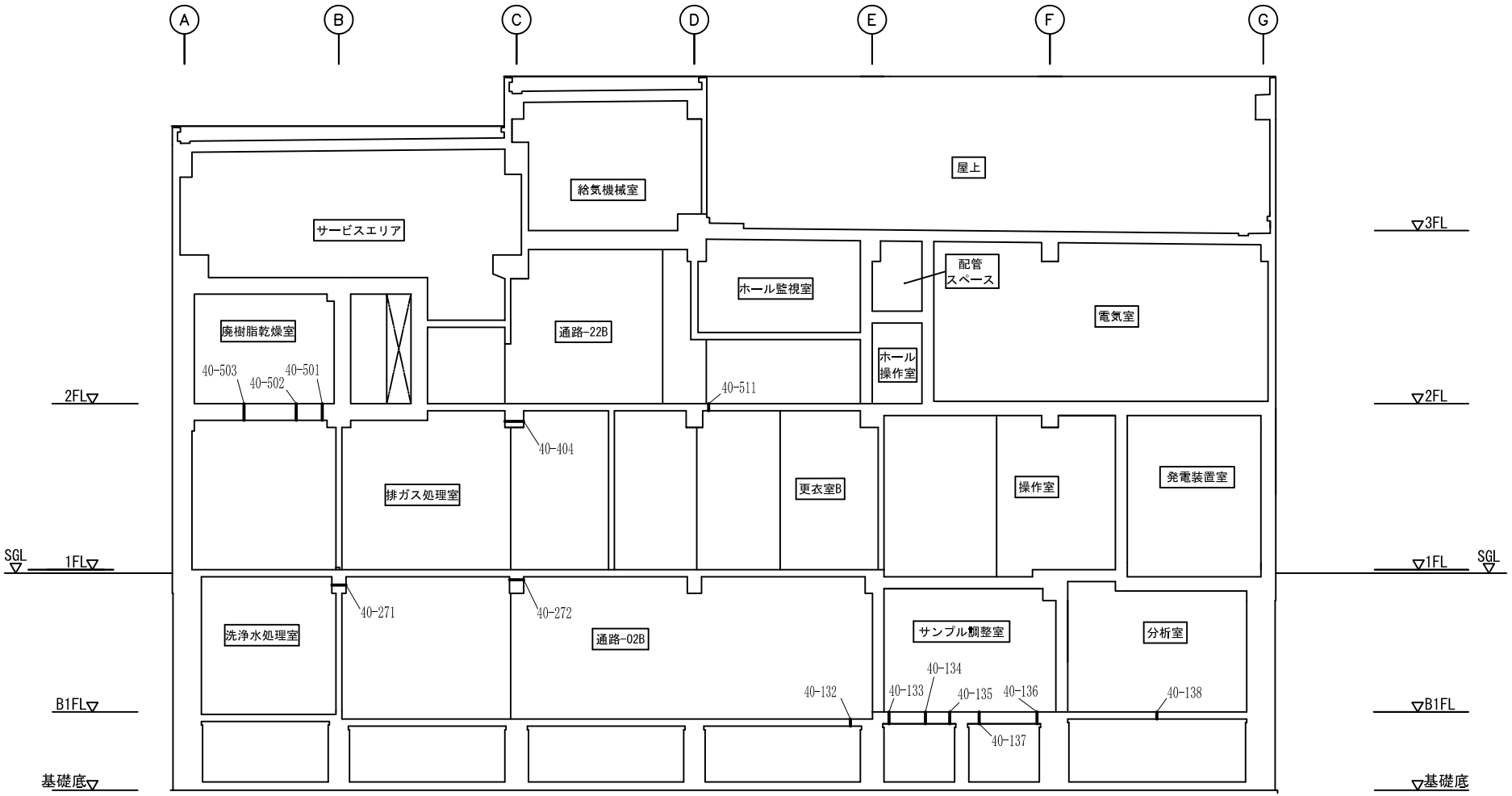

（凡例）

▬▬ ：配管類（埋設部）

（注記）
図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-21参照

図-23　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（①～②間断面図）

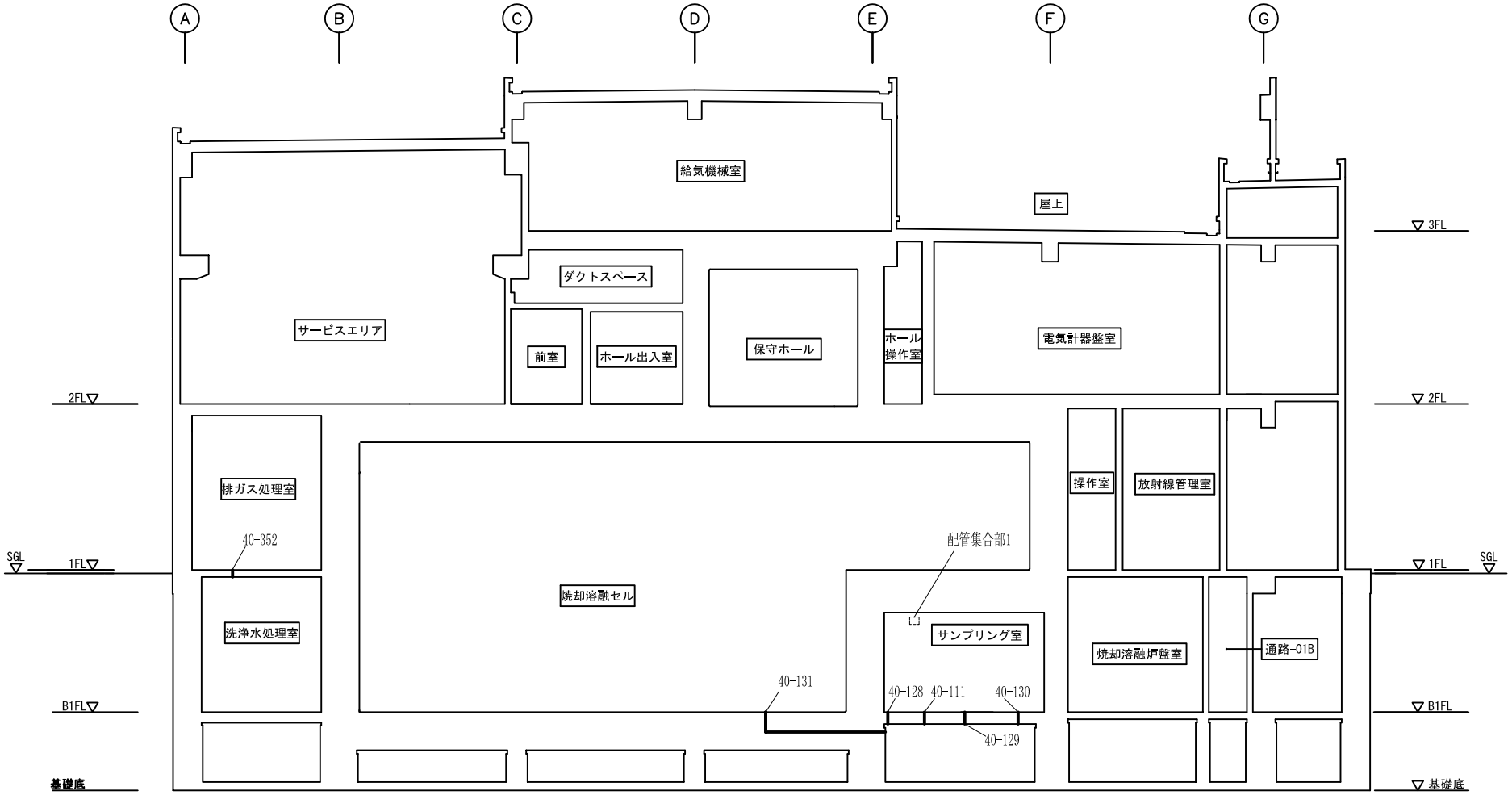

配管集合部1

40-2401	40-2402	40-2403	40-2404
40-2405	40-2406	40-2407	40-2408
40-2409	40-2410	40-2411	40-2412
40-2413	40-2414	40-2415	40-2416
40-2417	40-2418	40-2419	40-2420

（凡例）

━━ ：配管類（埋設部）

┅┅ ：配管集合部

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-21参照

図-24　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図）

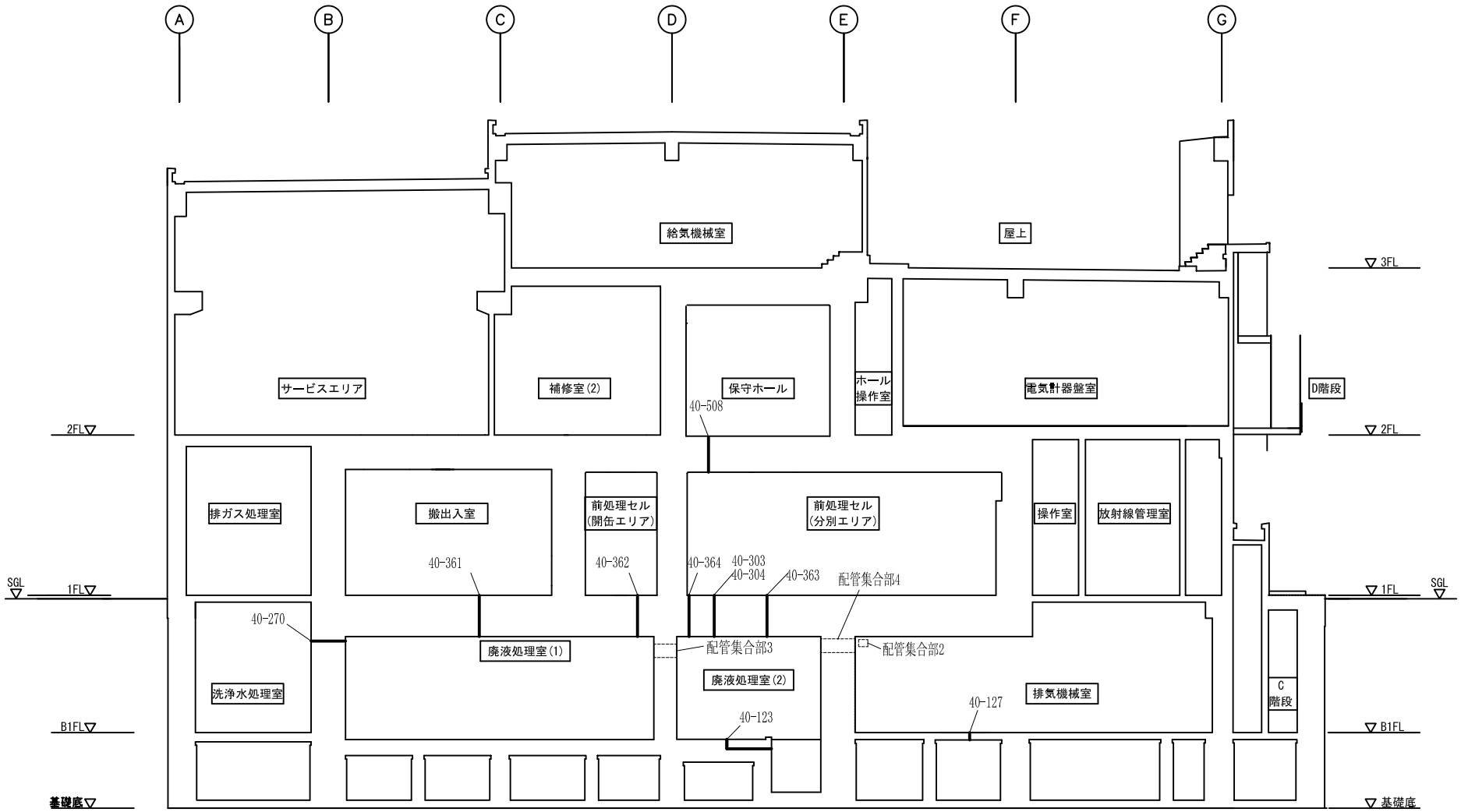

配管集合部2

40-2303	40-2304	40-2305	40-2306
40-2307	40-2308	40-2309	40-2310
40-2311	40-2312	40-2313	40-2314
40-2315	40-2316	40-2317	40-2318
40-2319	40-2320		

配管集合部3

40-2103	40-2104	40-2105	40-2106	40-2107	40-2108
40-2109	40-2110	40-2111	40-2112	40-2113	40-2114
40-2115	40-2116	40-2118	40-2119	40-2120	40-2129
40-2130	40-2131	40-2132	40-2133	40-2134	40-2135
40-2136	40-2137				

配管集合部4

40-2203	40-2204	40-2205	40-2206
40-2207	40-2208	40-2209	40-2210
40-2211	40-2212	40-2213	40-2214
40-2215	40-2216	40-2217	40-2218
40-2219	40-2220	40-2221	

(凡例)

━━ ：配管類（埋設部）

┅┅ ：配管集合部

(注記)

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-21参照

図-25　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（③～④間断面図）

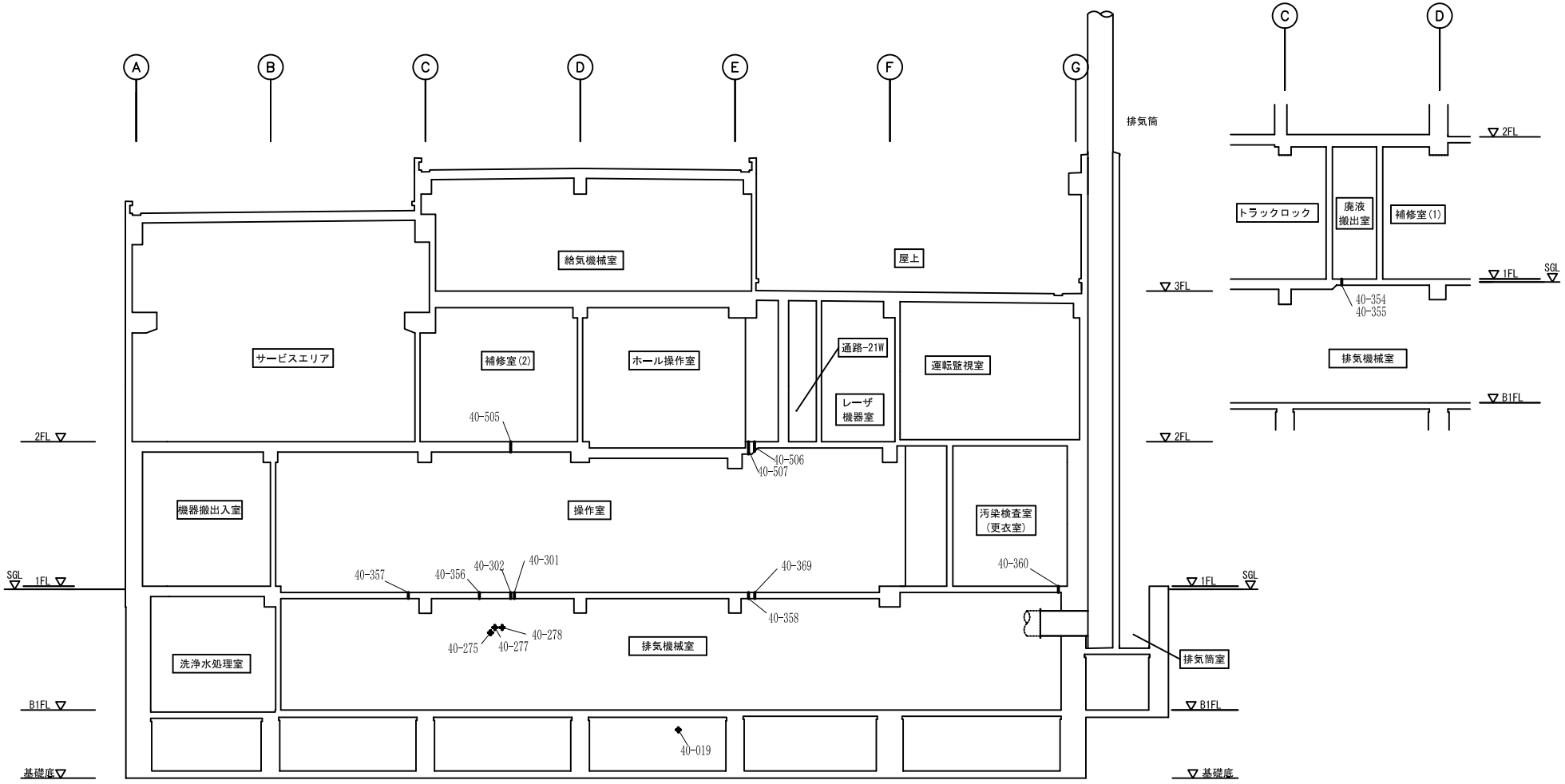

（凡例）

▬, ✚: 配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-21参照

図-26　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（④～⑤間断面図）

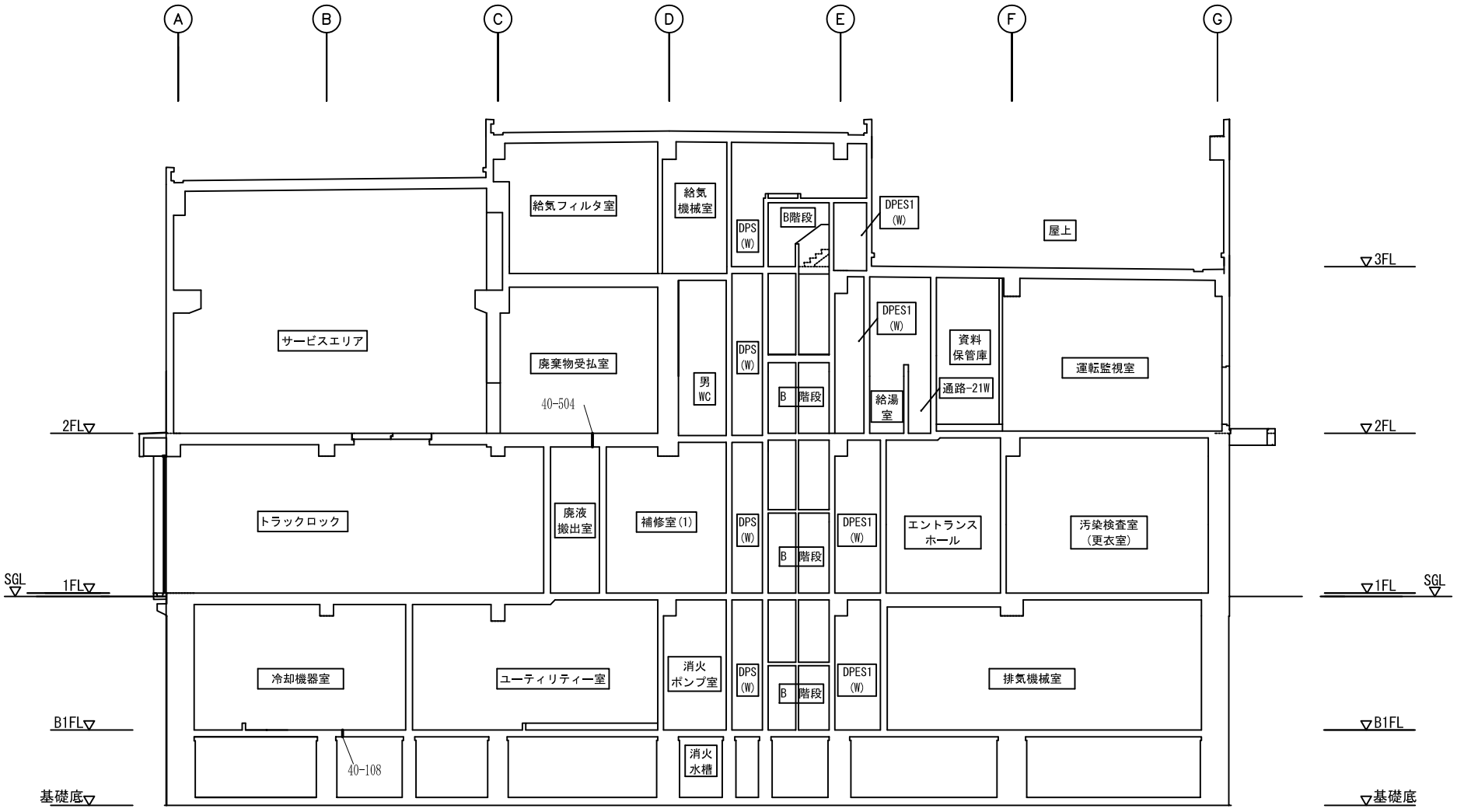

（凡例）

―― ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-21参照

図-27　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）配置図（⑤～⑥間断面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-28　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽　電線管配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-29　固体廃棄物の廃棄施設　配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-30　消火器配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-31　消火器配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-32　消火器配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-33　消火器配置図（3階）

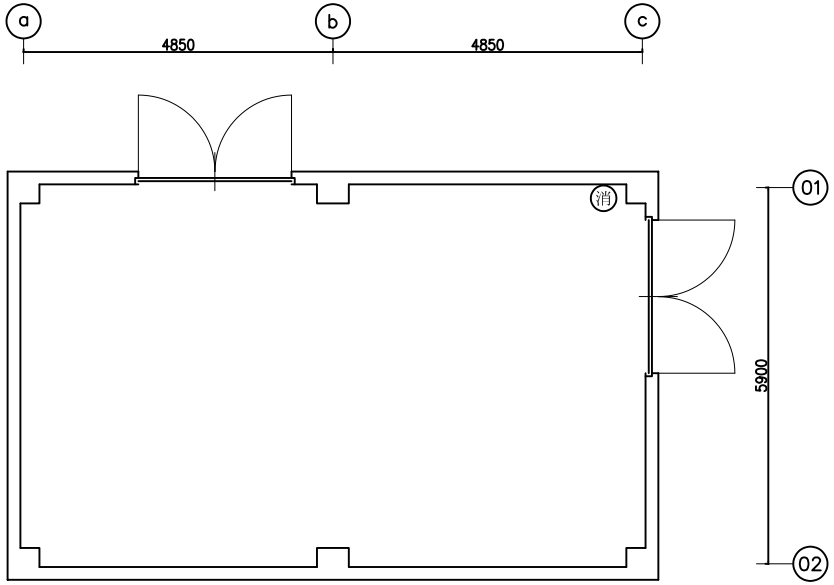

（凡例）
消：消火器

図-34　消火器配置図（ガス消火設備ボンベ庫）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-35　消火栓設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-36　消火栓設備配置図（1階）

図-37　消火栓設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-38　消火栓設備配置図（3階）

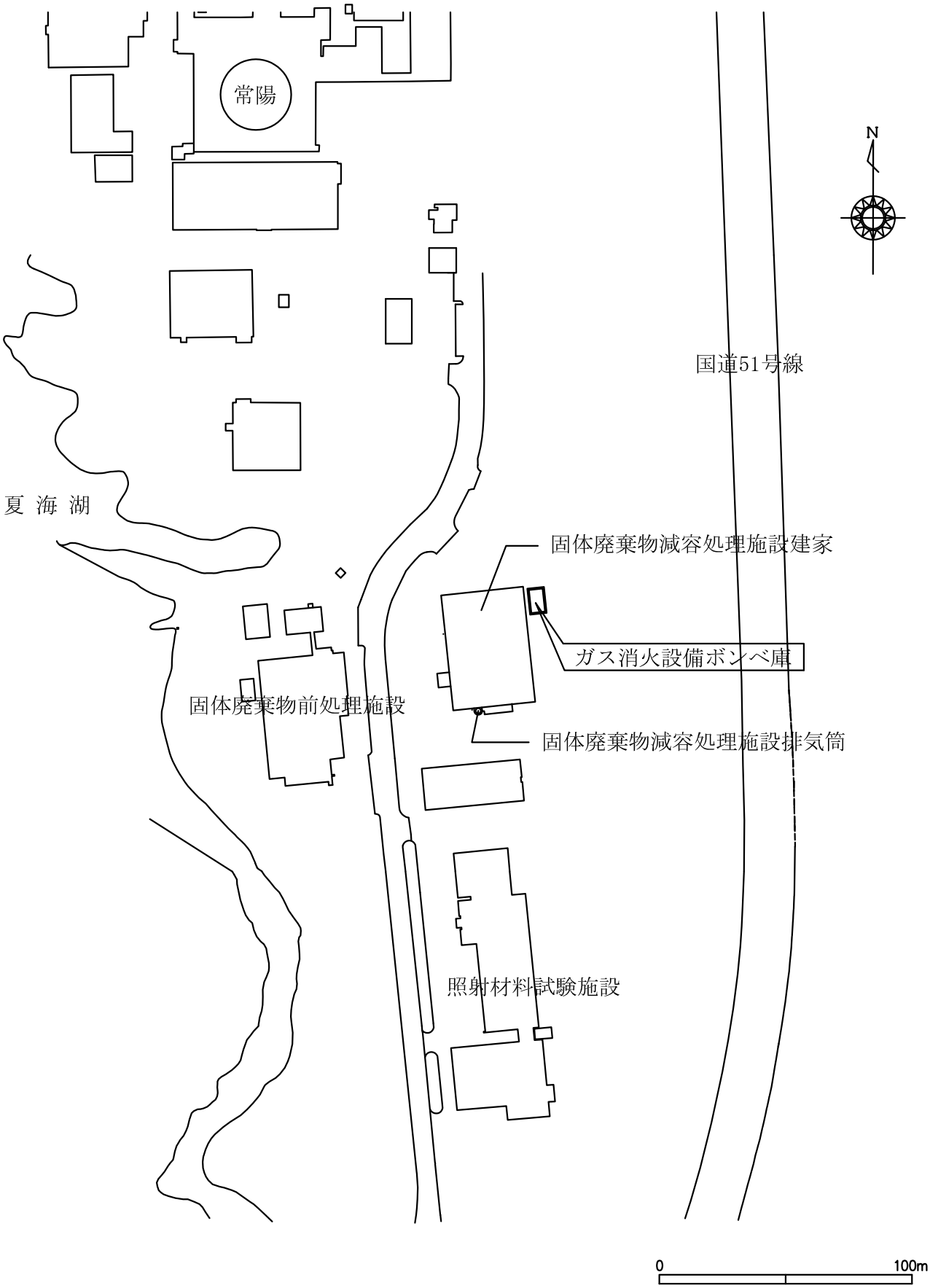

図-39　ガス消火設備ボンベ庫の設置位置図

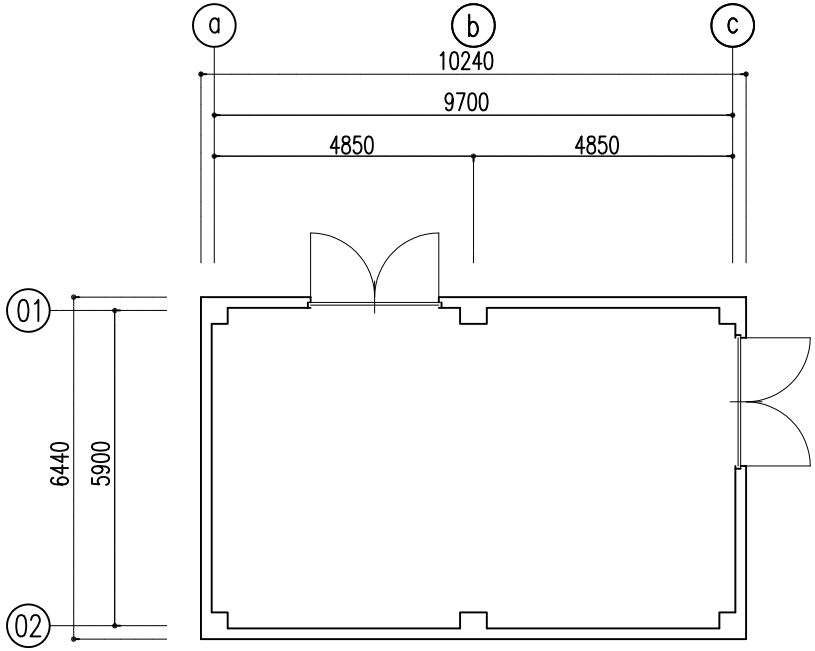

1階平面図

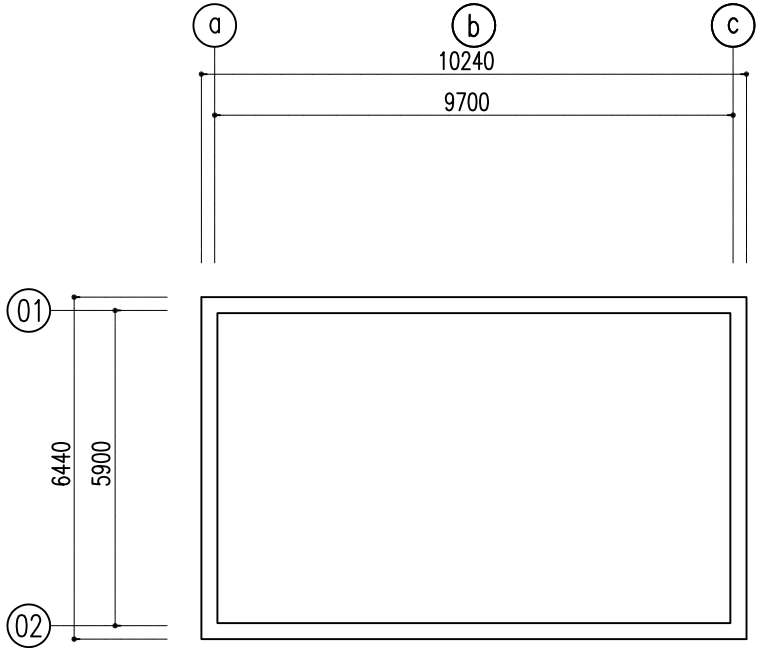

R階平面図

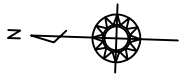

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。

図-40　ガス消火設備ボンベ庫平面図

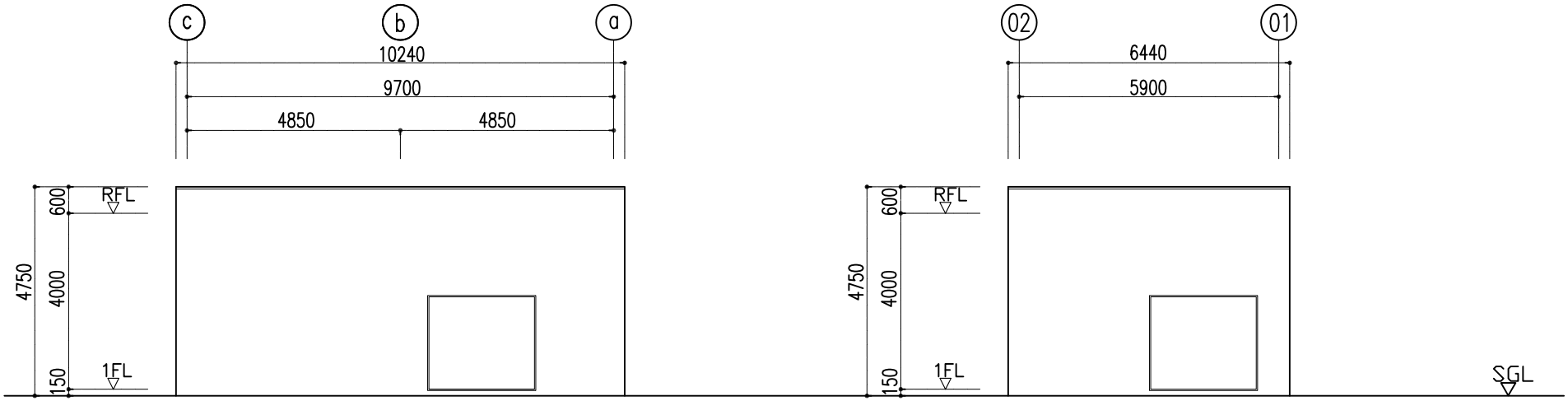

東　立面図

南　立面図

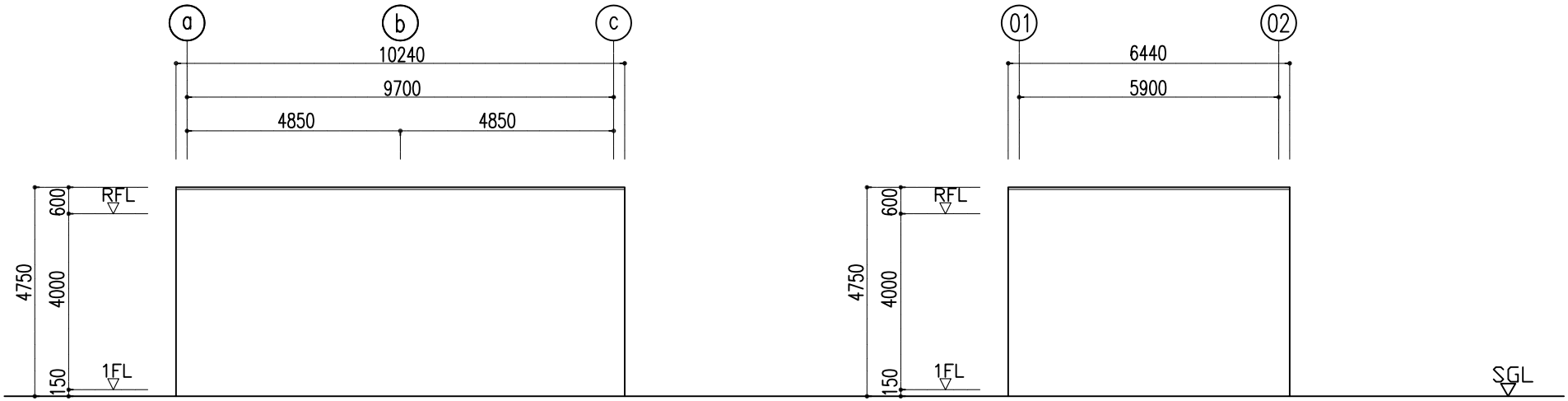

西　立面図

北　立面図

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。

図-41　ガス消火設備ボンベ庫立面図

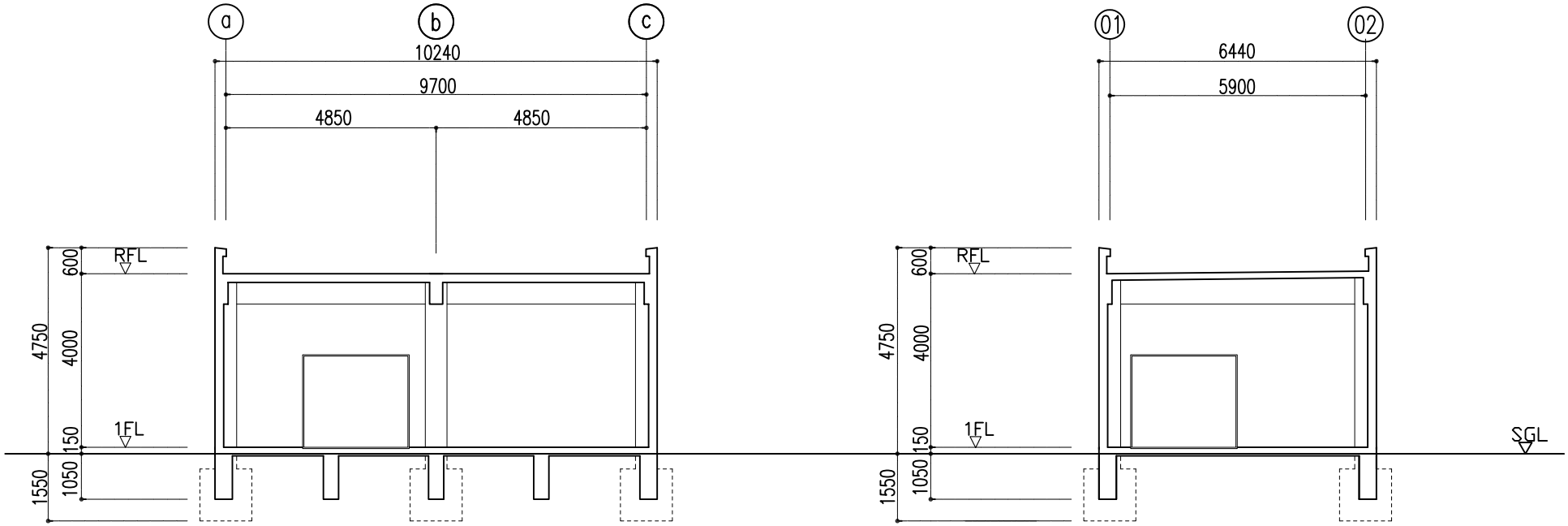

断面図（01～02間）

断面図（b～c間）

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。

図-42　ガス消火設備ボンベ庫断面図

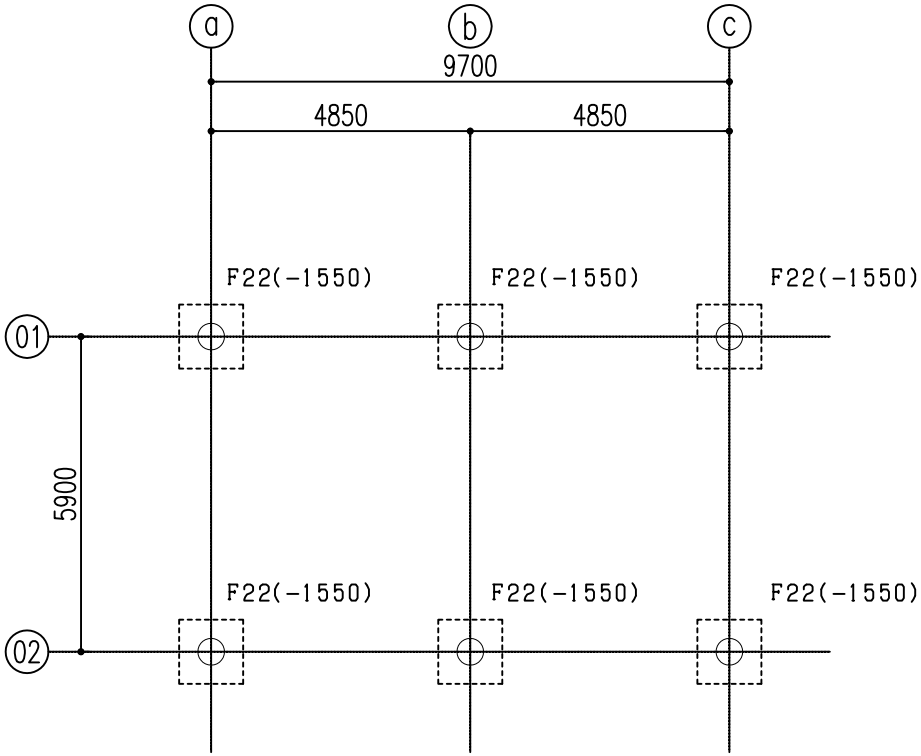

基礎伏図

(注記) 記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。
2. 杭種・杭径：鋼管杭　500φ×12 (SKK400)
3. 杭頭位置：SGL-1050
4. (　) 内はSGLからの基礎下端レベルを示す。
5. SGL＝1FL-150＝TP+39400

図-43　ガス消火設備ボンベ庫基礎伏図

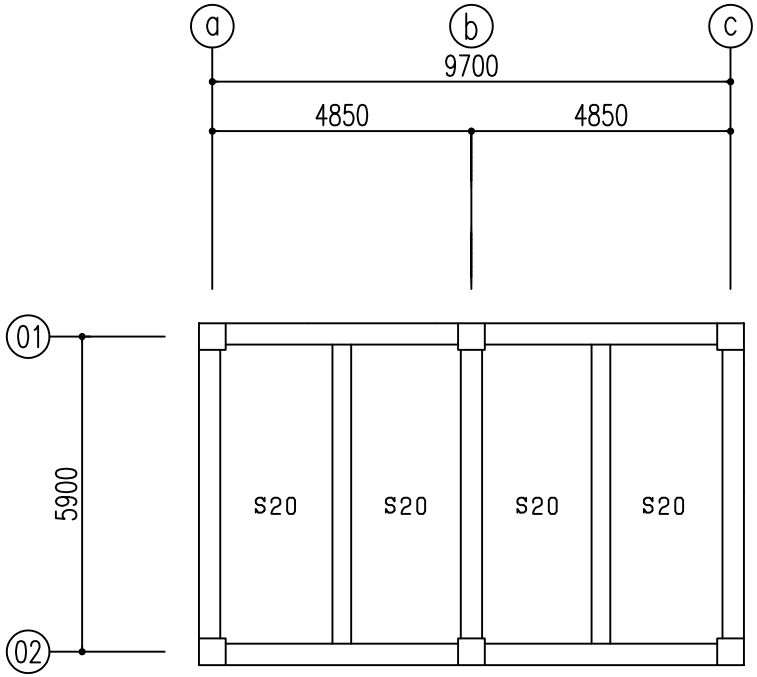

1階床スラブ図

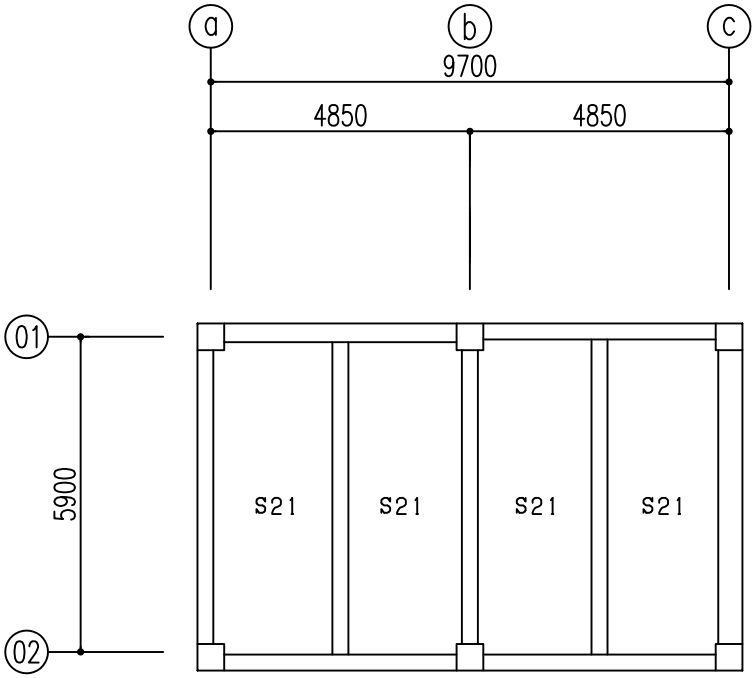

R階床スラブ図

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。
2. 1階床スラブ上端レベルは1FL±0とする。
3. R階床スラブ上端レベルはRFL±0～60とする。

図-44　ガス消火設備ボンベ庫床スラブ図

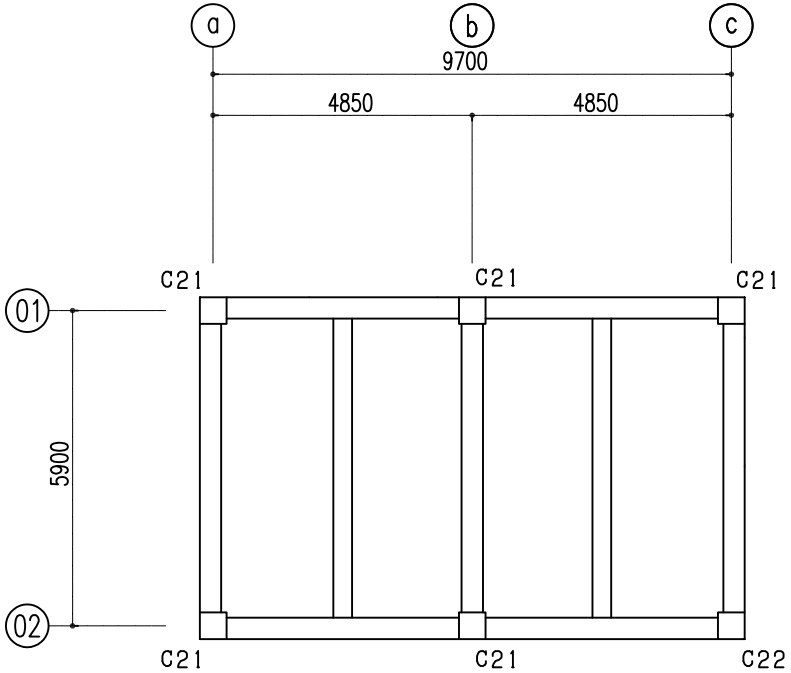

1階柱伏図

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。
2. 外部に面する柱については20ｍｍ打増しする。

図-45　ガス消火設備ボンベ庫１階柱伏図

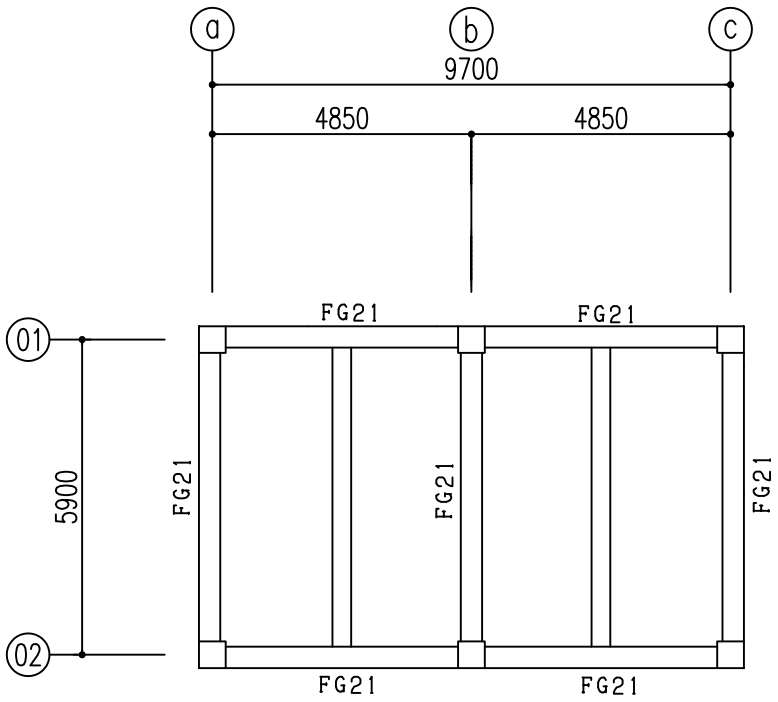

1階梁伏図

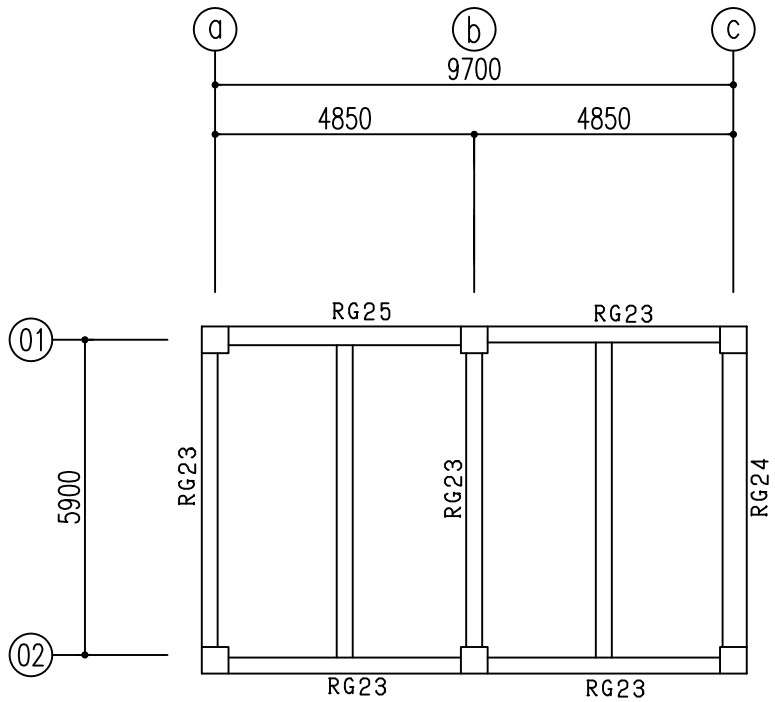

R階梁伏図

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。
2. 基礎梁上端レベルは1FL-200とする。
3. 梁上端レベルはRFL±0とする。
4. 外部に面する梁については20ｍｍ打増しする。

図-46　ガス消火設備ボンベ庫梁伏図

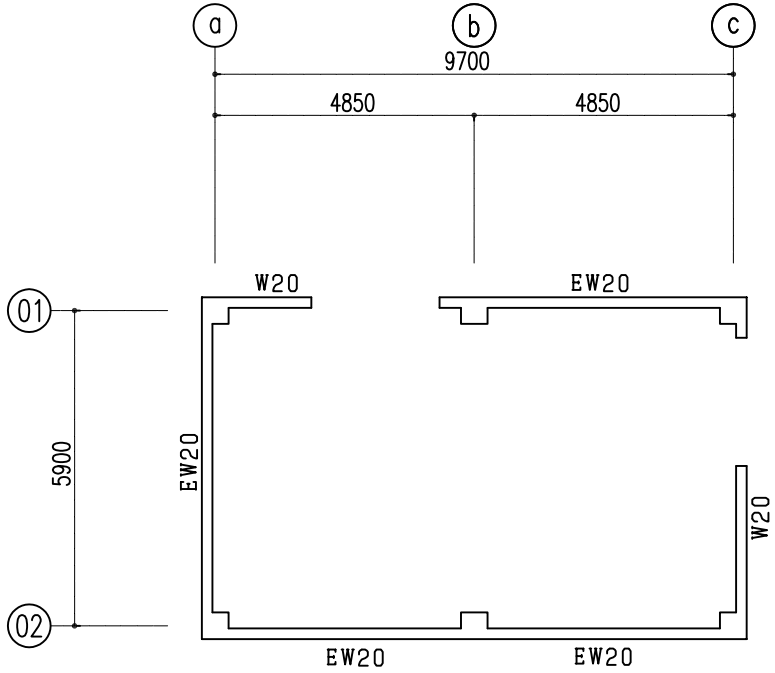

1階壁伏図

（注記）記入なき限り下記による。
1. 記載寸法の単位はｍｍとする。
2. 壁符号のEWは耐震壁を示す。
3. 外部に面する壁については20ｍｍ打増しする。

図-47　ガス消火設備ボンベ庫1階壁伏図

F22

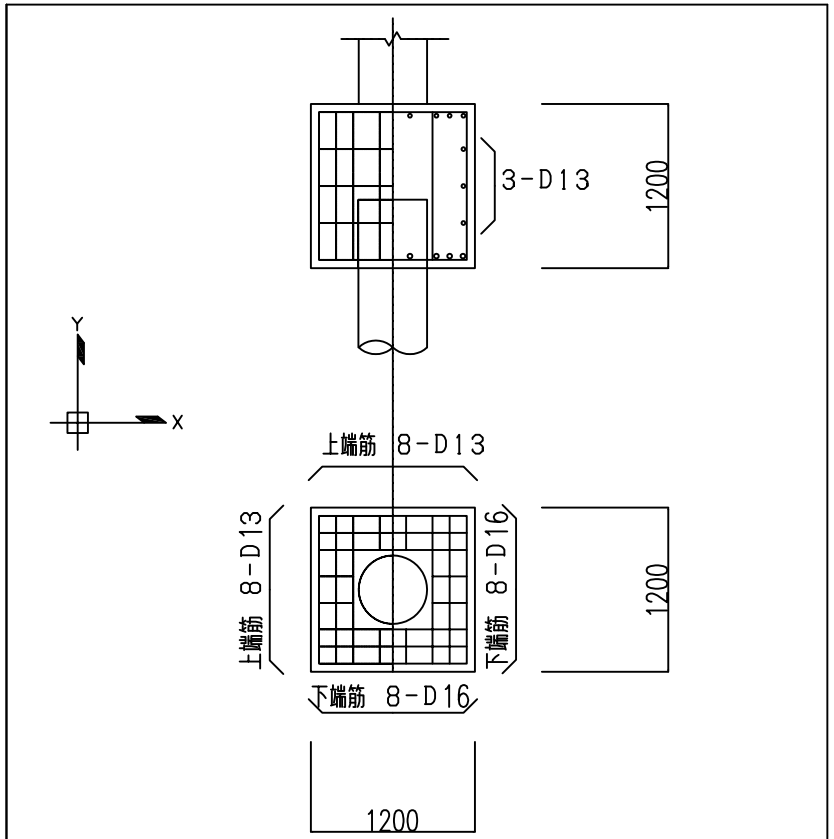

上端筋	X方向	8−D13
	Y方向	8−D13
下端筋	X方向	8−D16
	Y方向	8−D16
側 面 横 筋		3−D13

図-48　ガス消火設備ボンベ庫基礎断面図

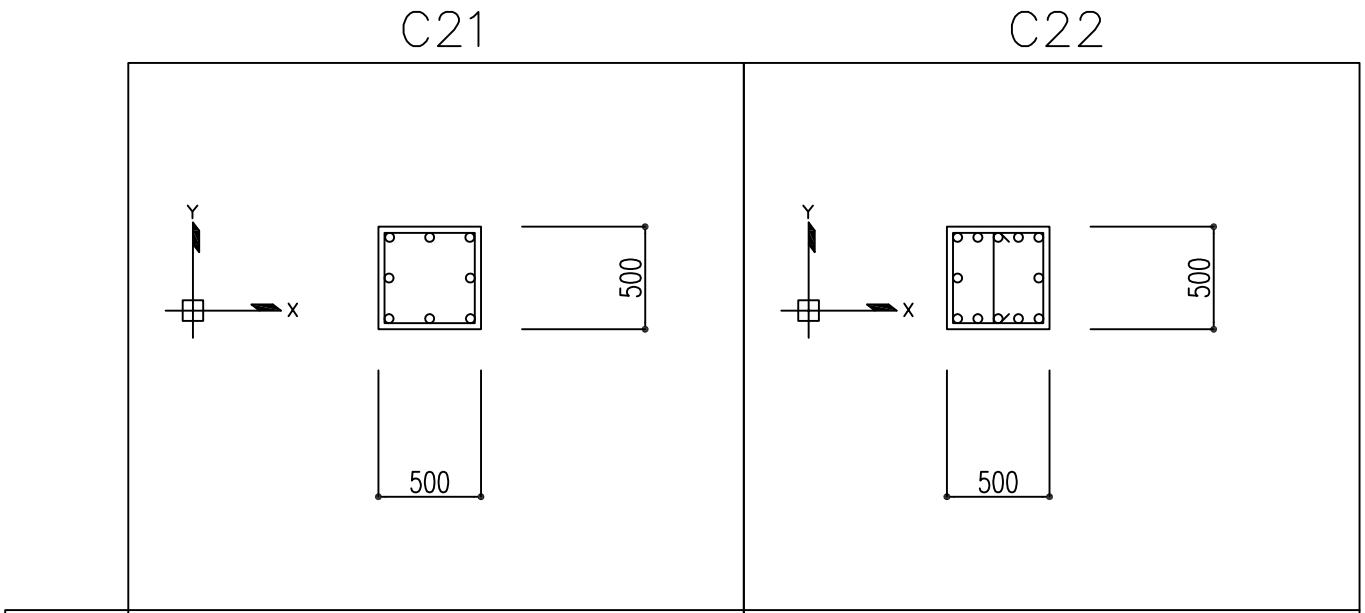

	C21	C22
主　筋	8−D22	12−D22
帯　筋	□−D13 @100	◫−D13 @100

図-49　ガス消火設備ボンベ庫柱断面図

FG21

	両　端	中　央
	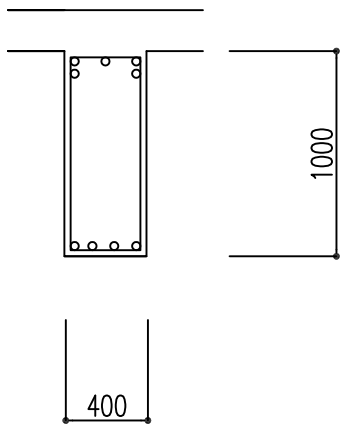	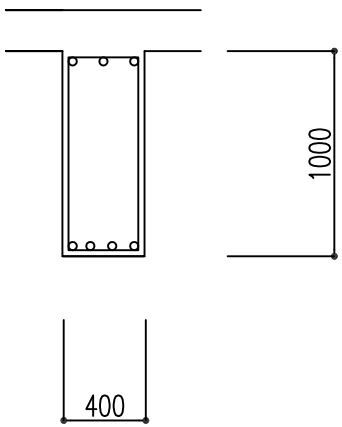
上 端 筋	5−D22	3−D22
下 端 筋	4−D22	4−D22
あばら筋	□−D13 @200	

図-50　ガス消火設備ボンベ庫梁断面図（1/3）

	RG23	RG24
	全 断 面	全 断 面
	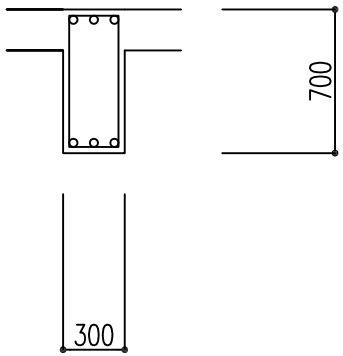	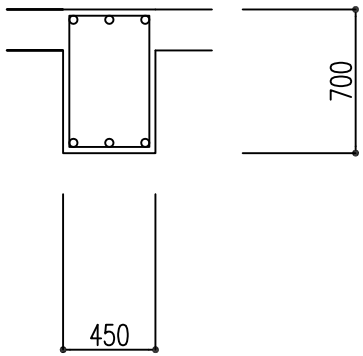
上 端 筋	3−D22	3−D22
下 端 筋	3−D22	3−D22
あばら筋	□−D13 @200	□−D13 @200

図-51　ガス消火設備ボンベ庫梁断面図（2/3）

RG25

全断面	
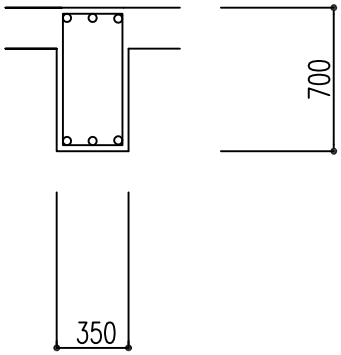	
上端筋	3−D22
下端筋	3−D22
あばら筋	□−D13 @200

図-52　ガス消火設備ボンベ庫梁断面図（3/3）

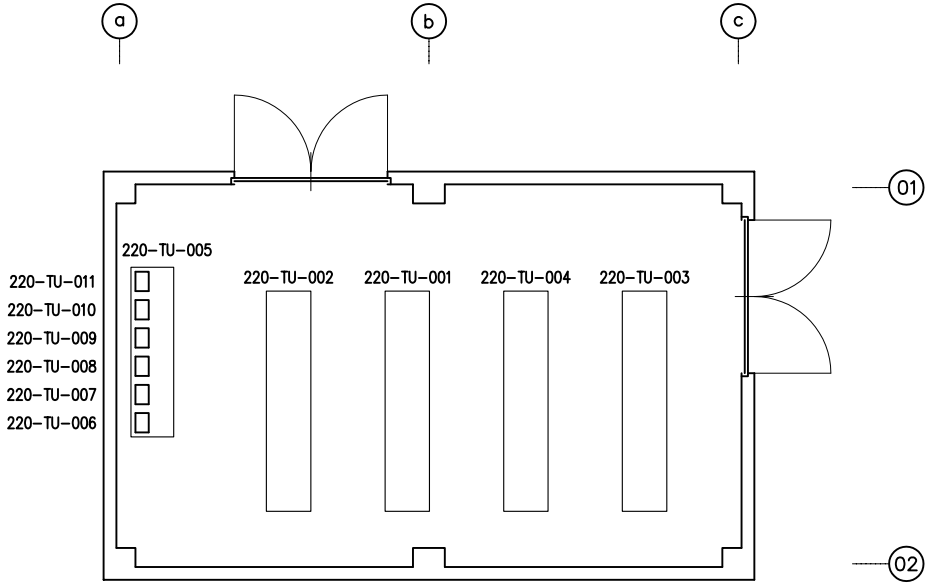

（注記）
図中に記載の番号は、機器番号を示す。

図-53　ガス消火設備　機器配置図（ガス消火設備ボンベ庫）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-54　ガス消火設備　機器配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-55　ガス消火設備　機器配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-56　ガス消火設備　機器配置図（2階）

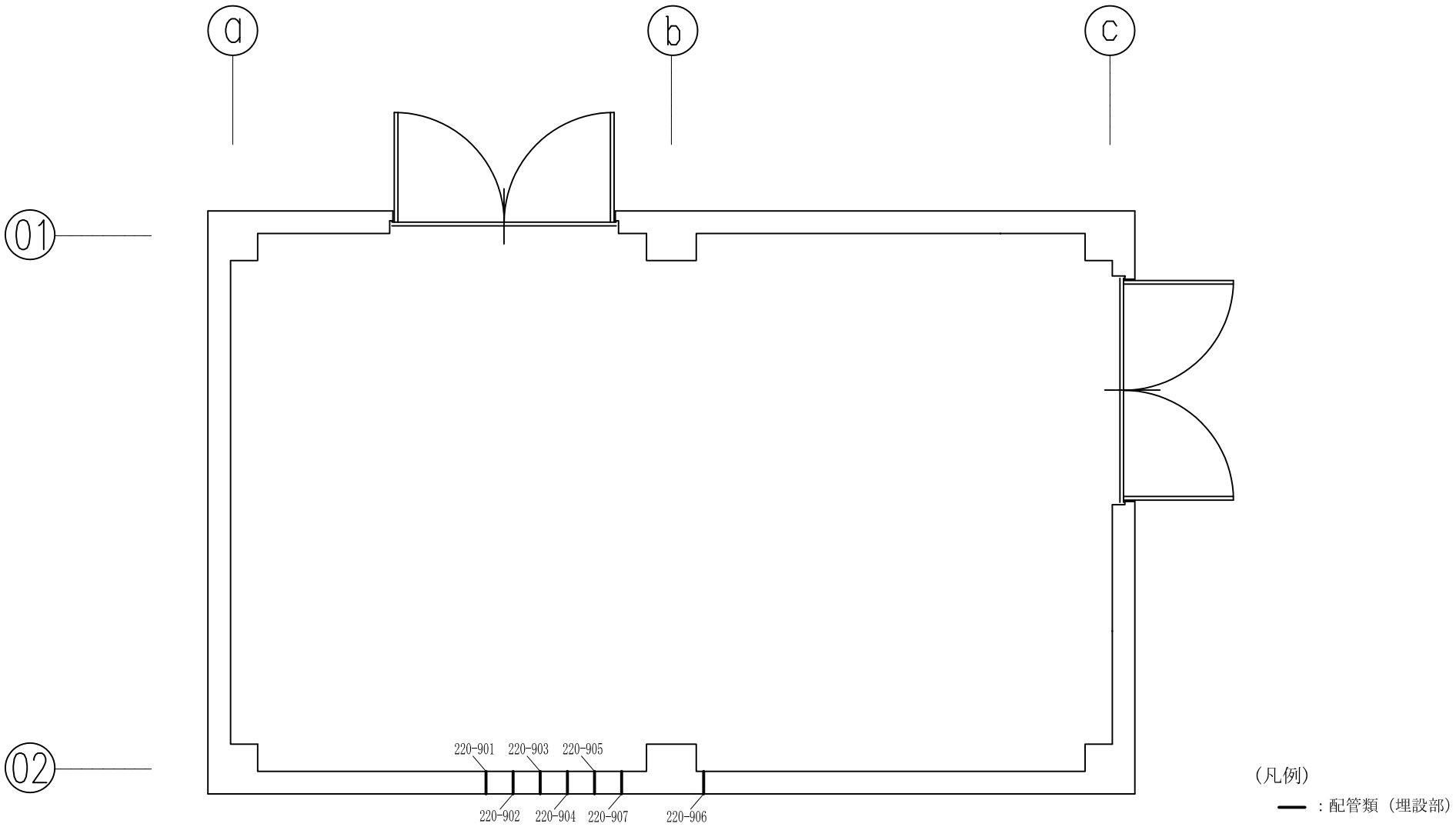

平面図

（注記）
図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-47参照

図-57　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（ガス消火設備ボンベ庫平面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-58　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（1階）

図-59　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

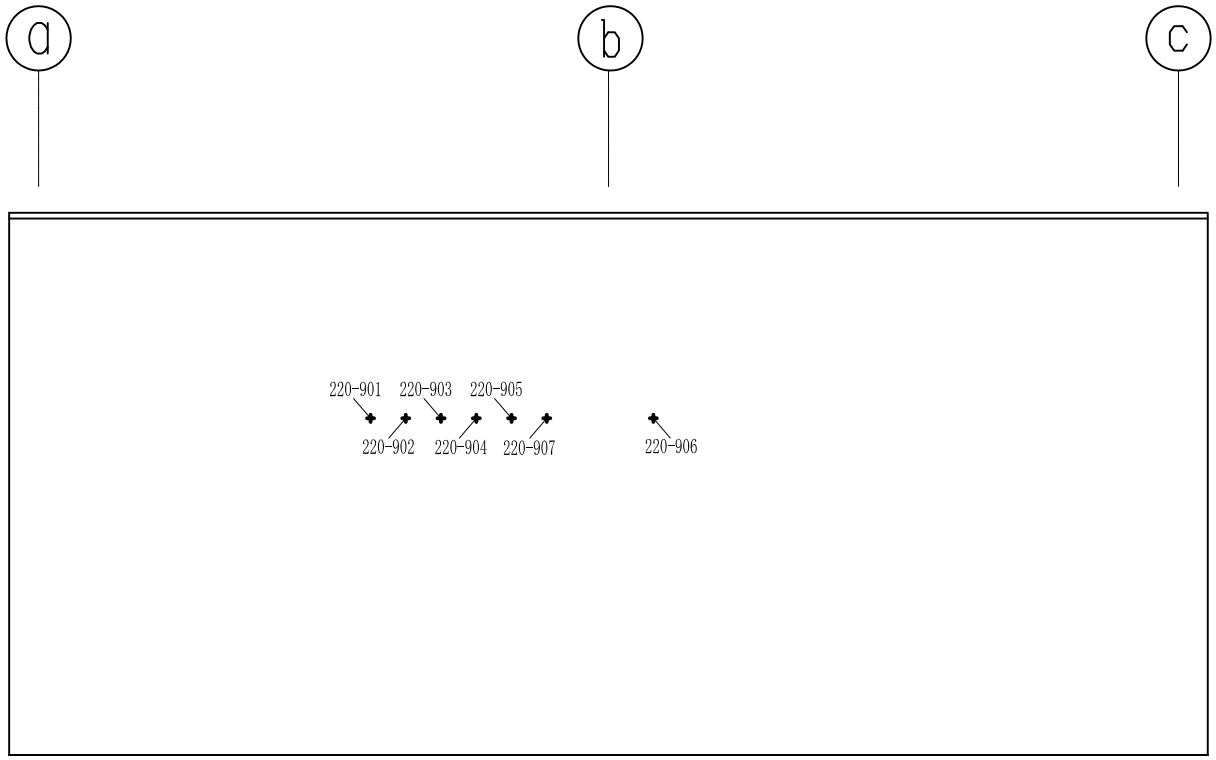

立面図

（凡例）

✚ ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-47参照

図-60　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（ガス消火設備ボンベ庫立面図）

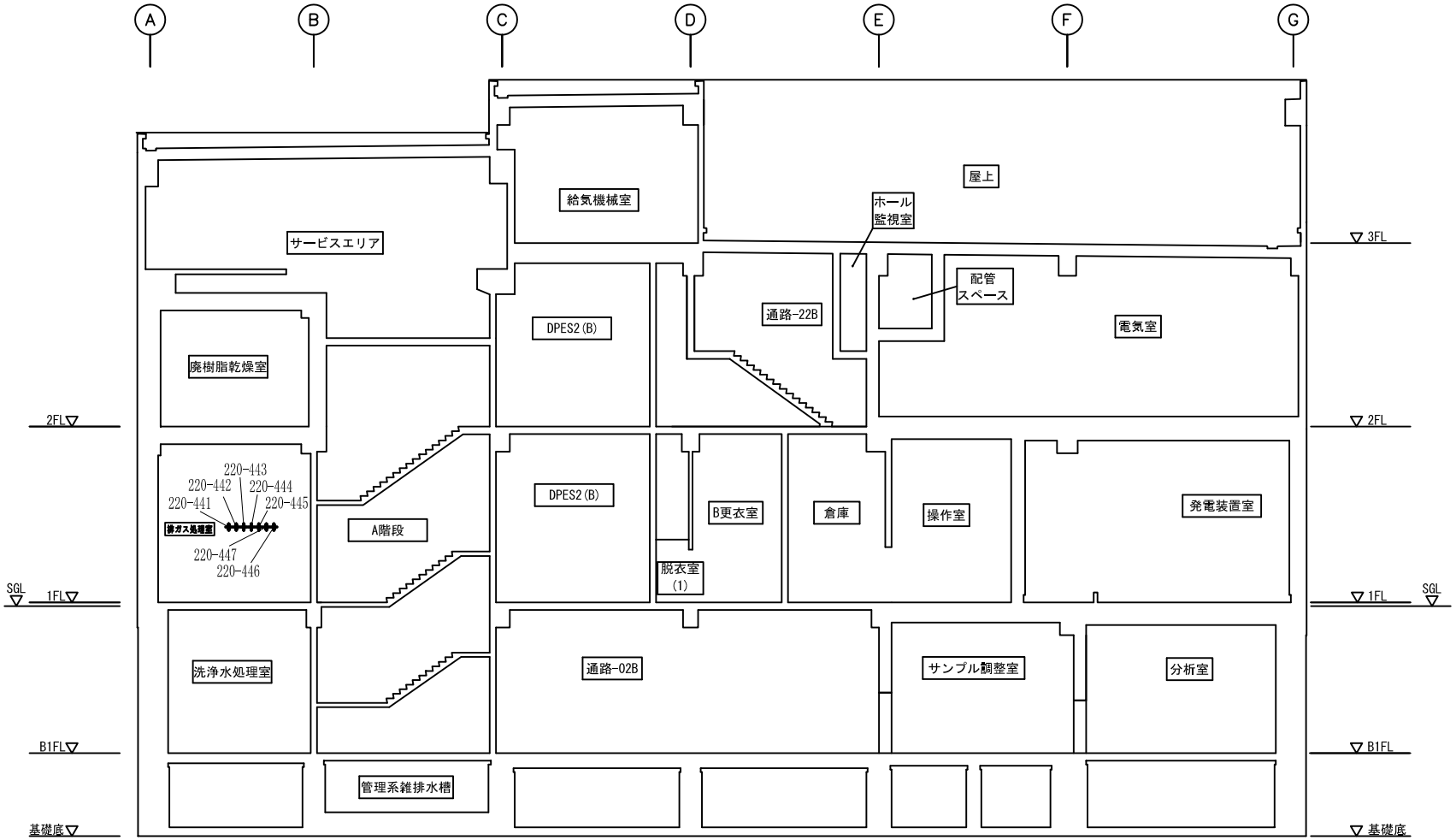

（凡例）

✚ ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-47参照

図-61　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（①～②間断面図）

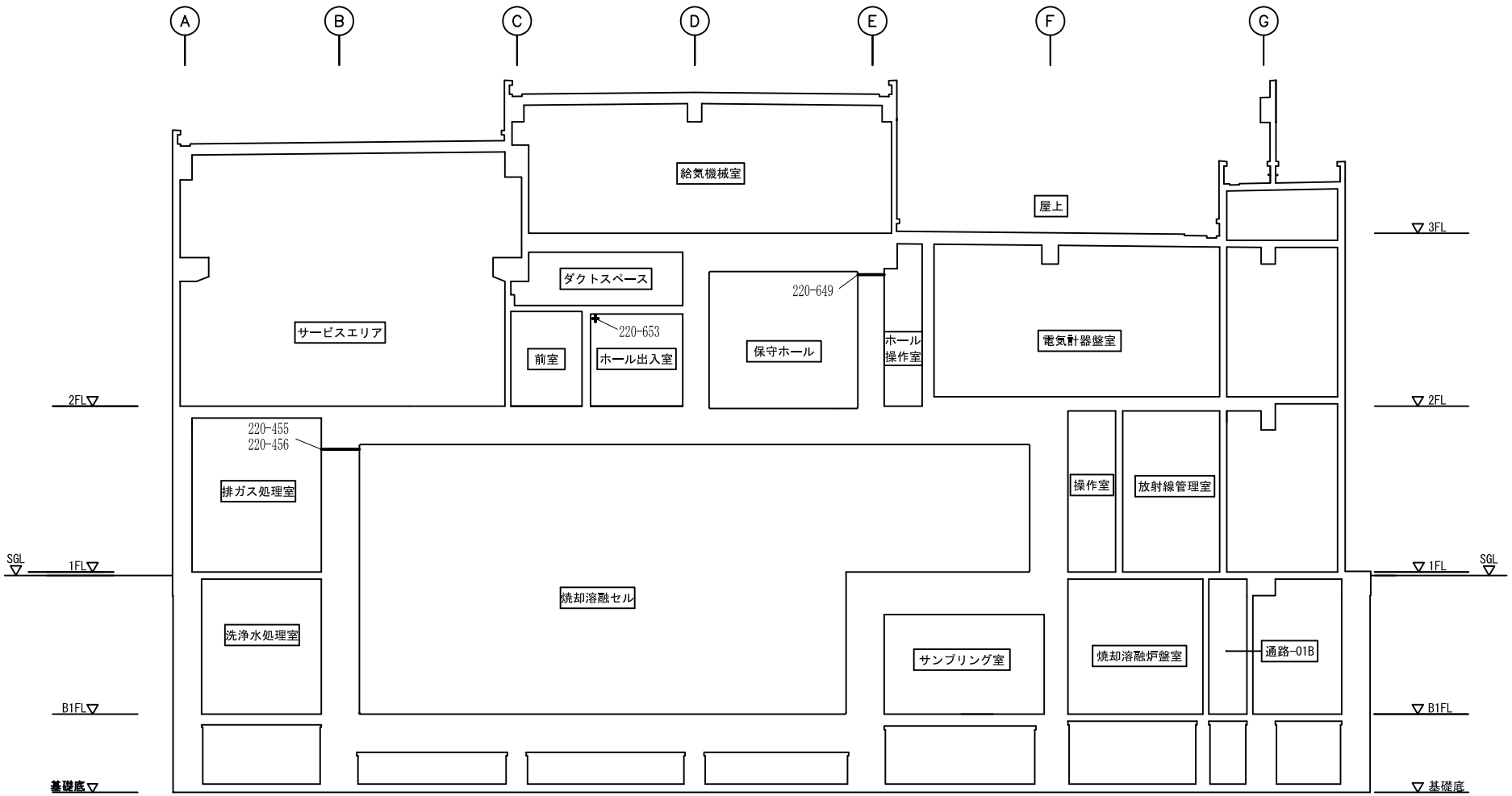

（凡例）

▬，◆：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-47参照

図-62　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（②～③間断面図）

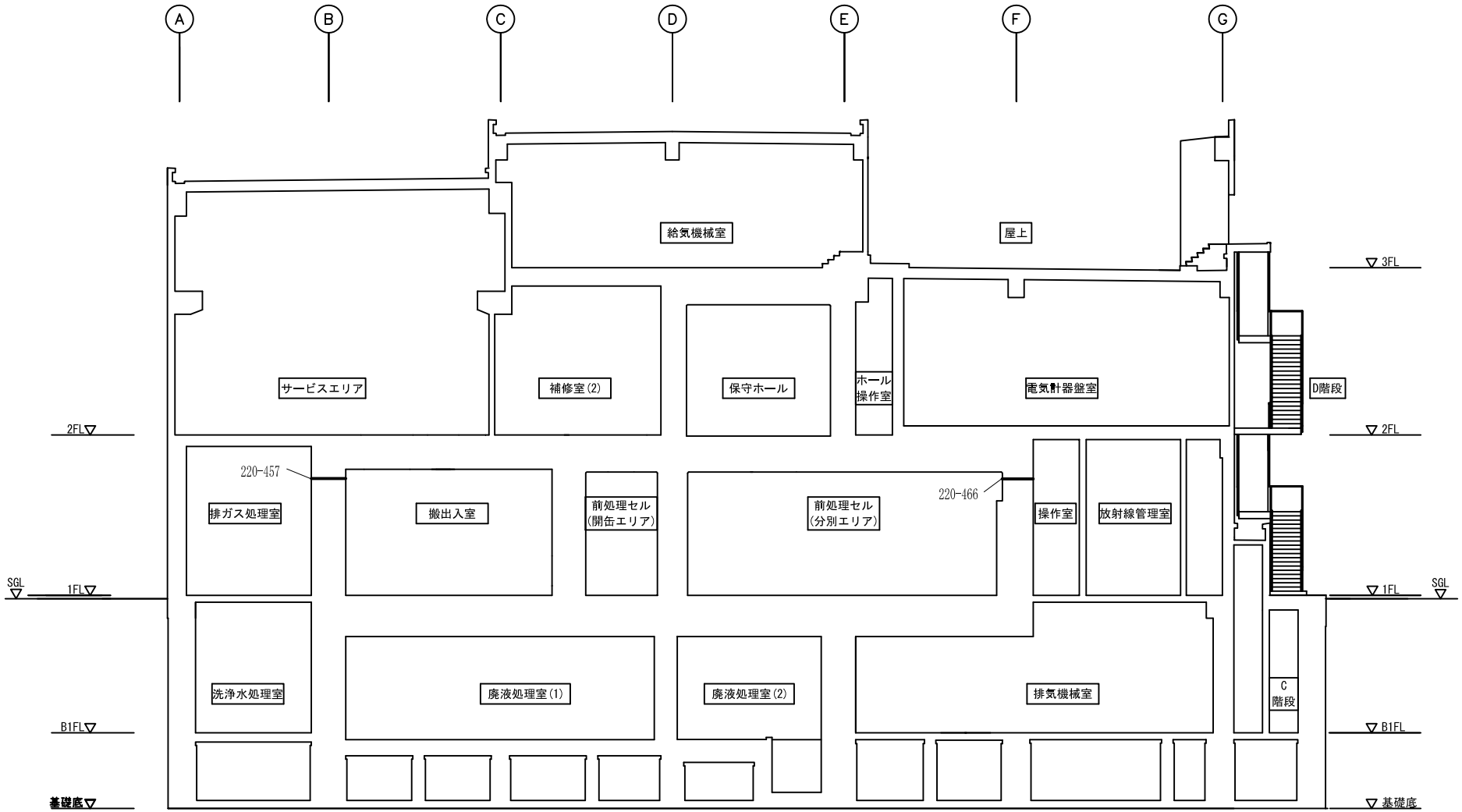

（凡例）

▬ ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-47参照

図-63　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（③～④間断面図）

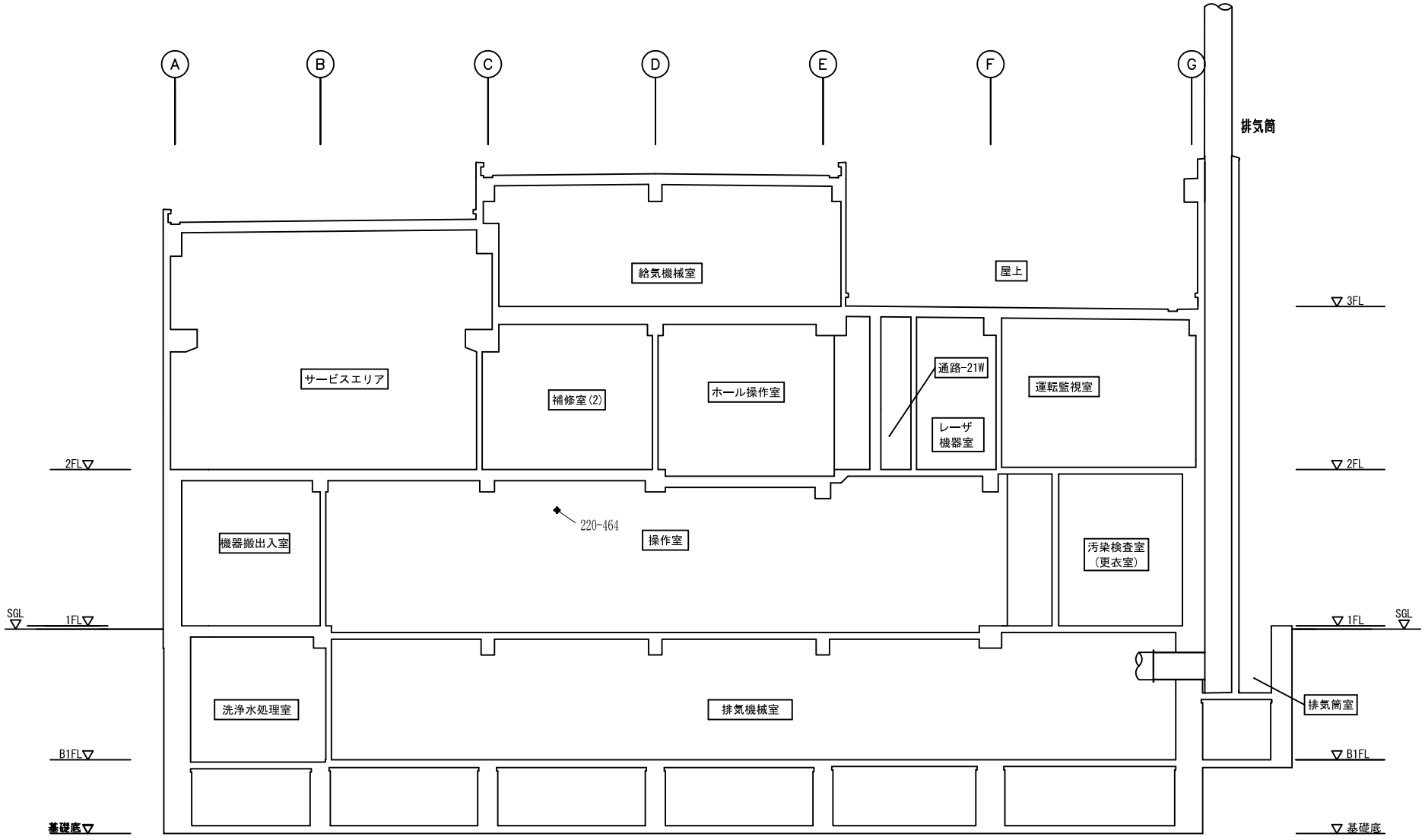

（凡例）

✚ ：配管類（埋設部）

（注記）

図中に記載の番号は、配管類（埋設部）の設置場所を示す。
設置場所における配管類（埋設部）の番号は、表-47参照

図-64　ガス消火設備の配管類（埋設部）配置図（④～⑤間断面図）

図-65　ガス消火設備　電線管配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-66　ガス消火設備　電線管配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-67　ガス消火設備　電線管配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-68　ガス消火設備　電線管配置図（ガス消火設備ボンベ庫）

図-69　自動火災報知設備配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-70　自動火災報知設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-71　自動火災報知設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-72　自動火災報知設備配置図（3階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-73　電気設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-74　電気設備配置図（R階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-75　電気設備配置図（南立面図）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－76　予備電源設備配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－77　予備電源設備　発電装置機器配置図（その１）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－78　予備電源設備　発電装置機器配置図（その2）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図－79　予備電源設備配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-80　予備電源設備　電線管配置図（1 階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-81　予備電源設備　電線管配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-82　通信連絡設備（放送設備）配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-83　通信連絡設備（放送設備）配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-84　通信連絡設備（放送設備）配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-85　通信連絡設備（放送設備）配置図（3階）

図-86　通信連絡設備（ページング設備）配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-87　通信連絡設備（ページング設備）配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-88　通信連絡設備（ページング設備）配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-89　通信連絡設備（ページング設備）配置図（3階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-90　通信連絡設備（避難用誘導設備）配置図（地下1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-91　通信連絡設備（避難用誘導設備）配置図（1階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-92　通信連絡設備（避難用誘導設備）配置図（2階）

核物質防護情報が含まれているため公開出来ません。

図-93　通信連絡設備（避難用誘導設備）配置図（3階）

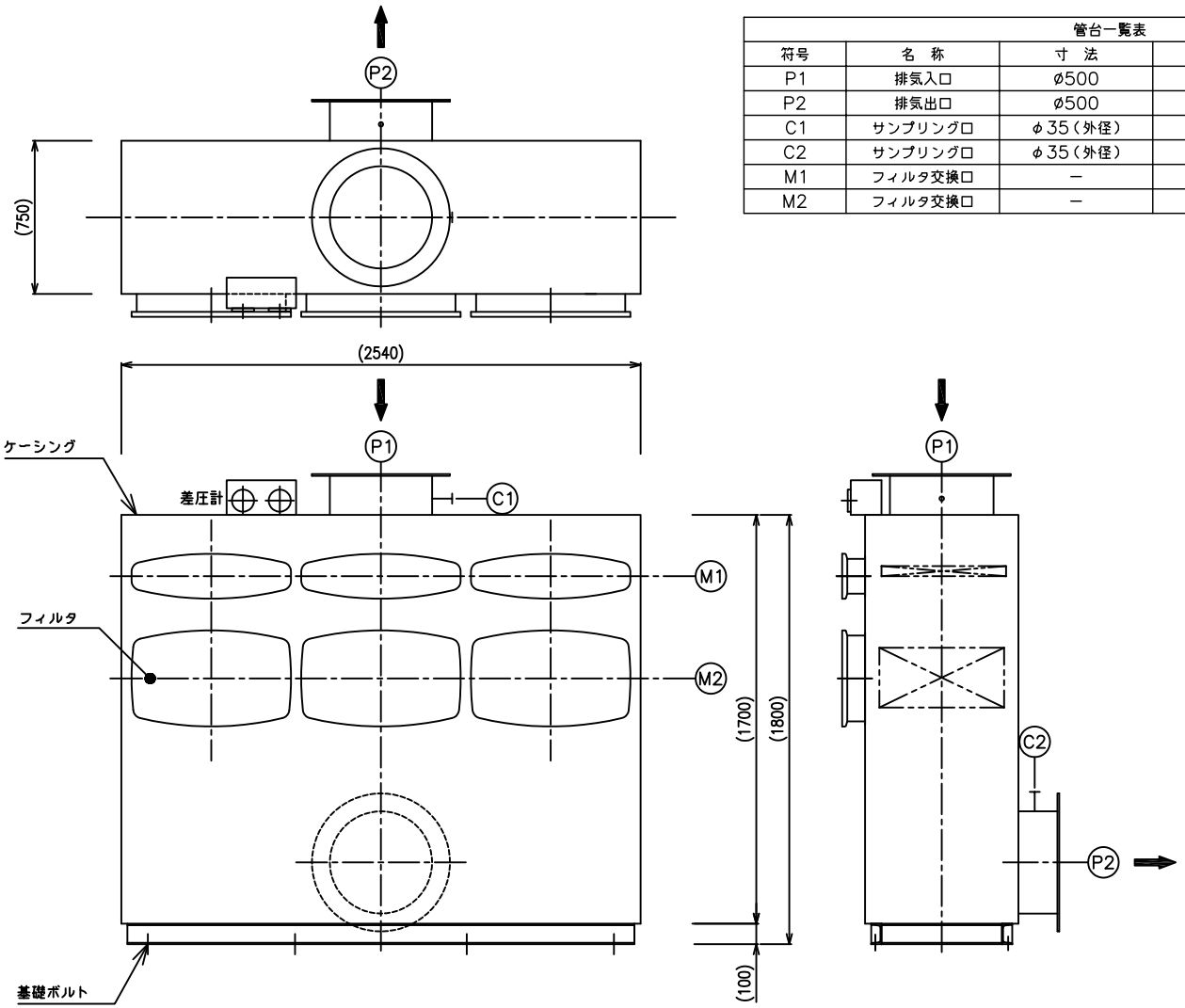

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø500	SS400	－
P2	排気出口	ø500	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-94　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図 管理区域系排気設備（1/2）　(V-F-114-1～5)

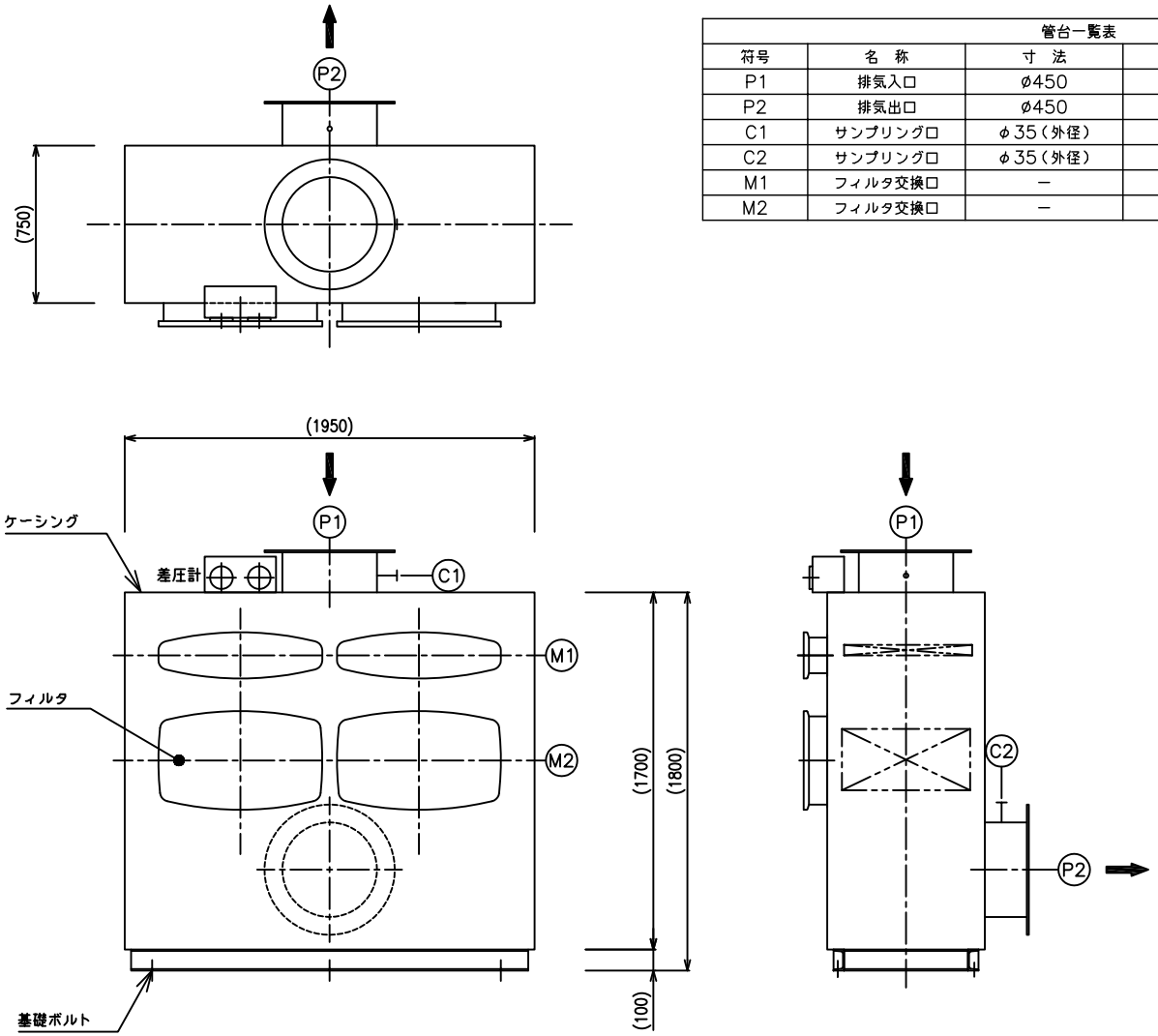

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø450	SS400	－
P2	排気出口	ø450	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-95　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図 管理区域系排気設備（2/2）　(V-F-115-1～3)

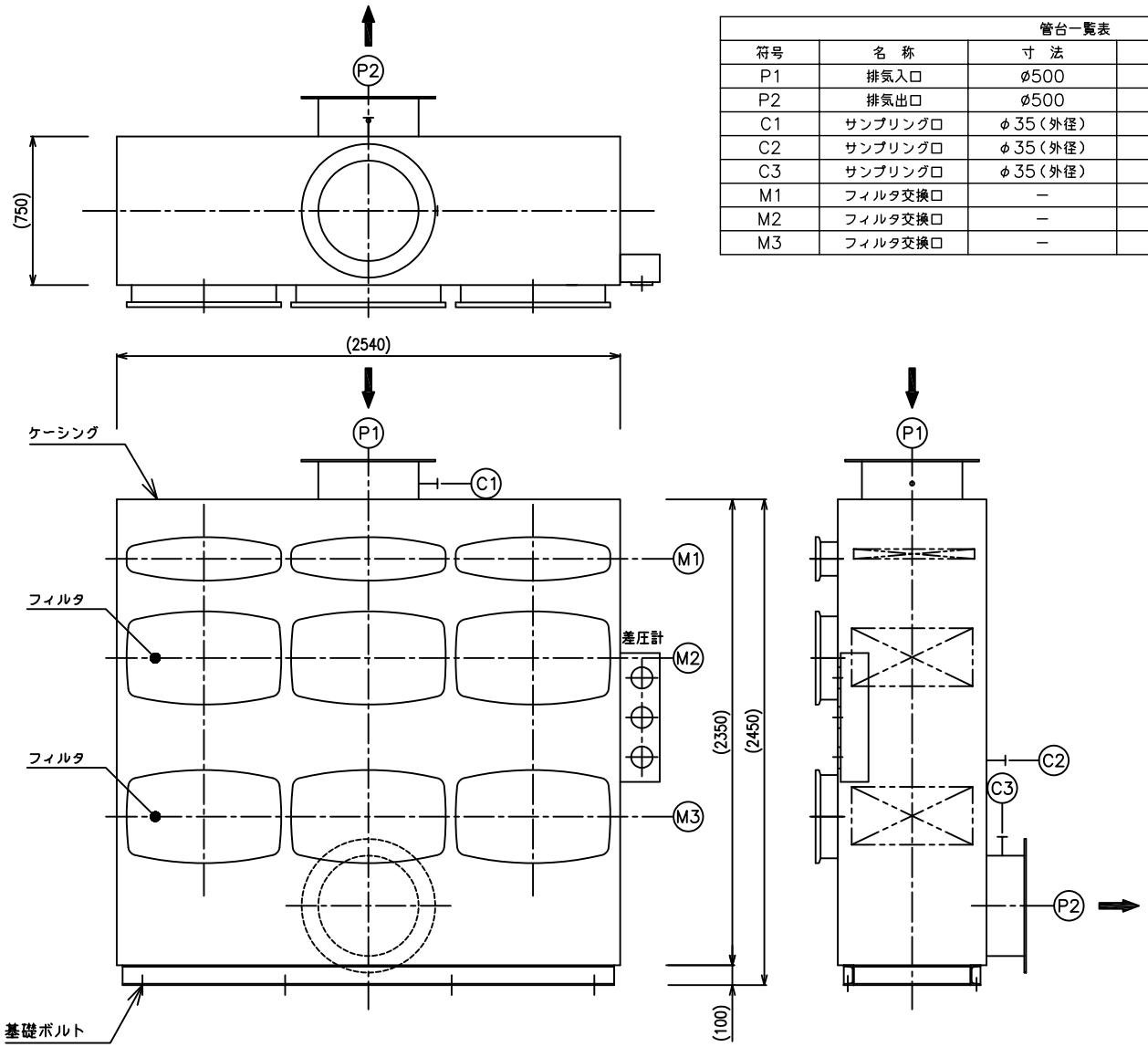

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø500	SS400	－
P2	排気出口	ø500	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C3	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－
M3	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-96　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図 セル系排気設備（1/3）（V-F-111-1）

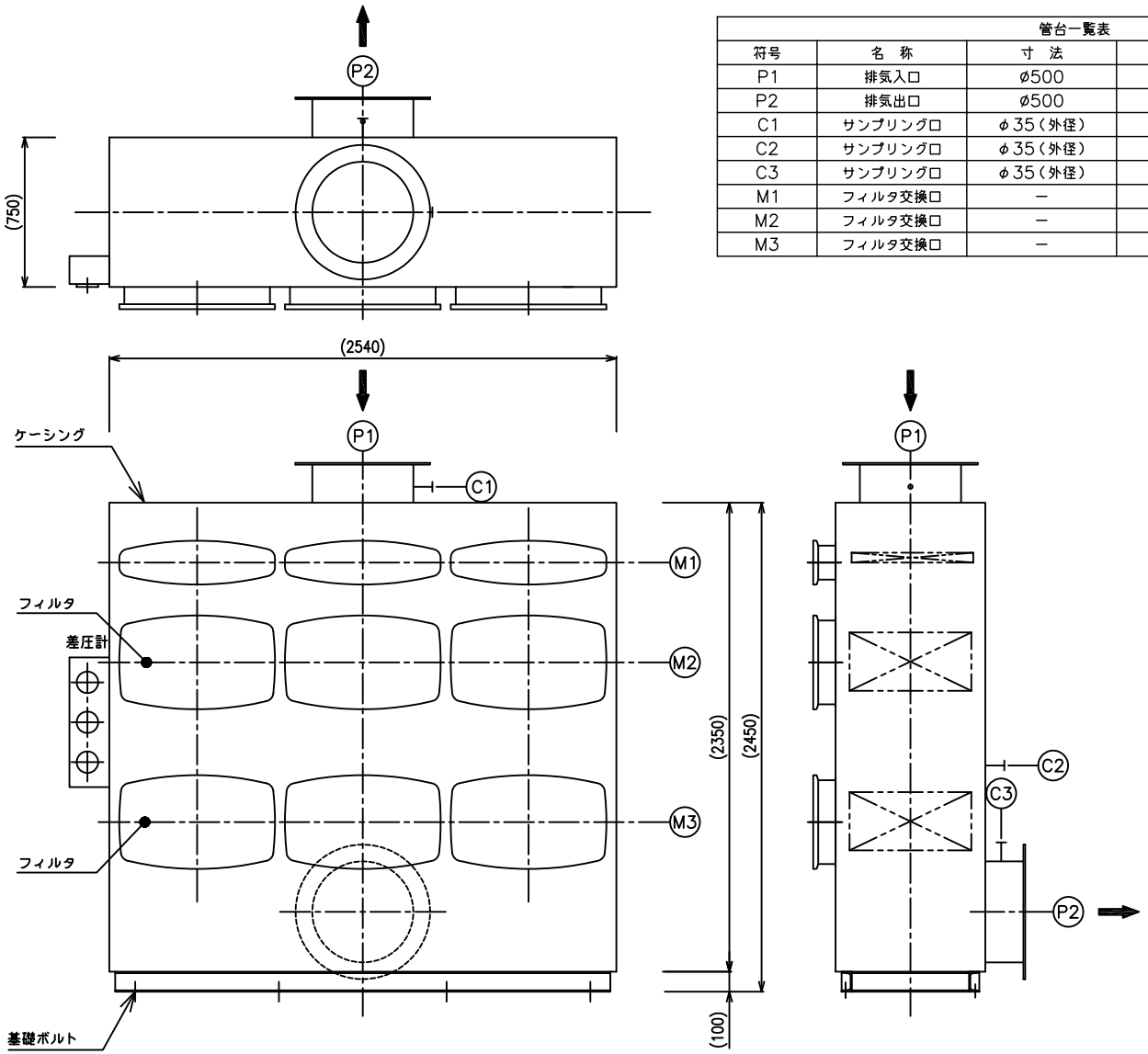

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø500	SS400	－
P2	排気出口	ø500	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C3	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－
M3	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-97　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図 セル系排気設備（2/3）（V-F-111-2）

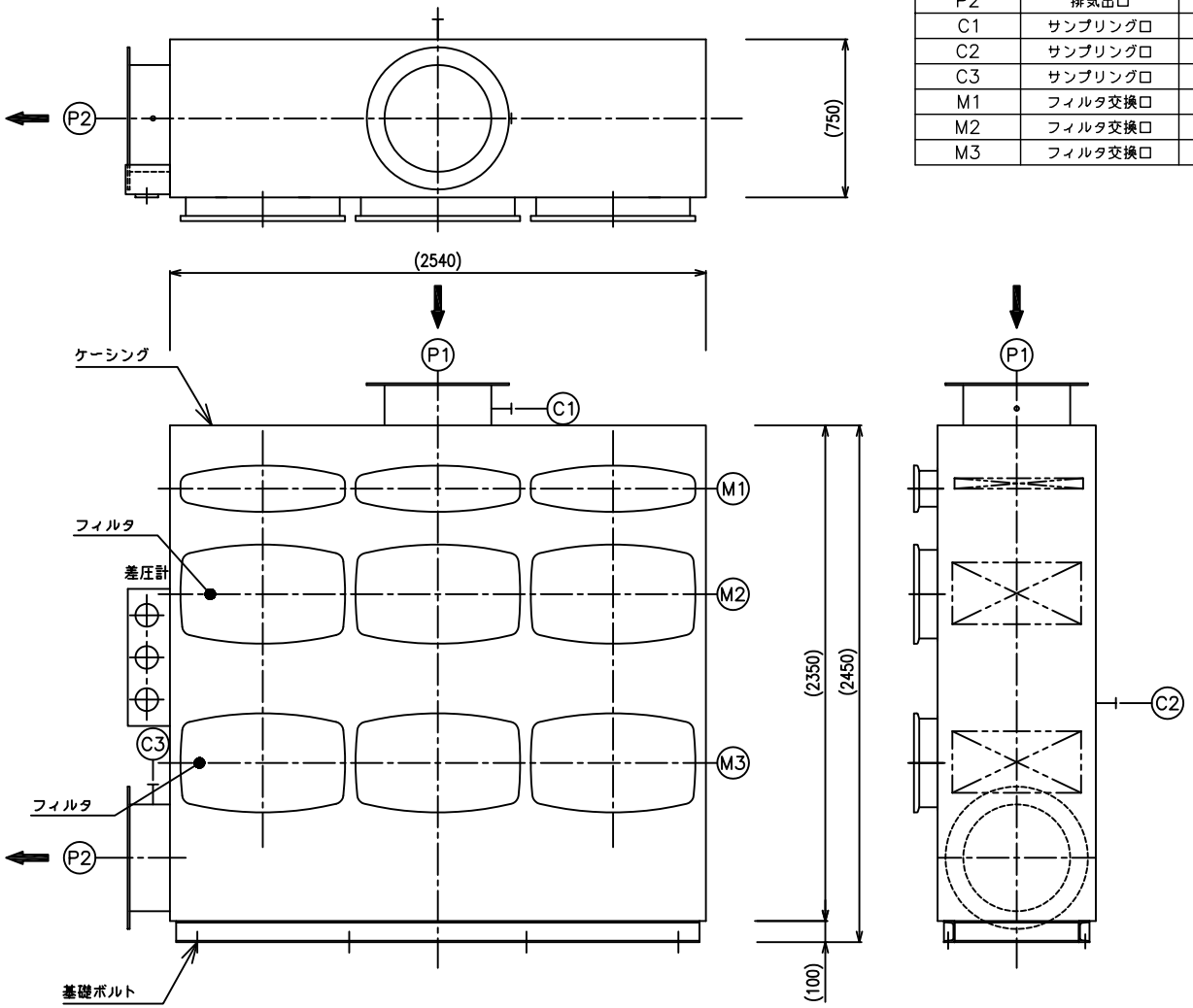

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø500	SS400	－
P2	排気出口	ø500	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C3	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－
M3	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-98　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図 セル系排気設備（3/3）（V-F-111-3）

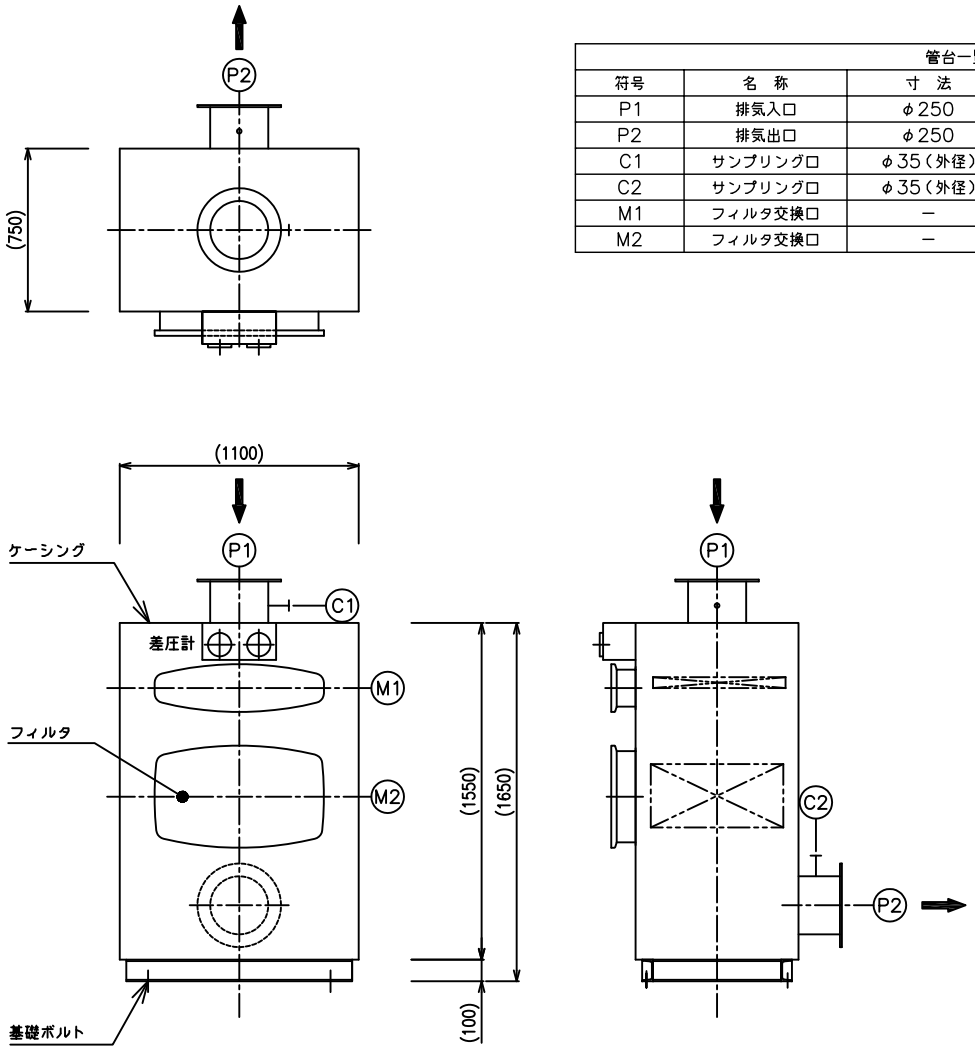

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	φ250	SS400	－
P2	排気出口	φ250	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-99　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図　グローブボックス系排気設備（V-F-112-1、2）

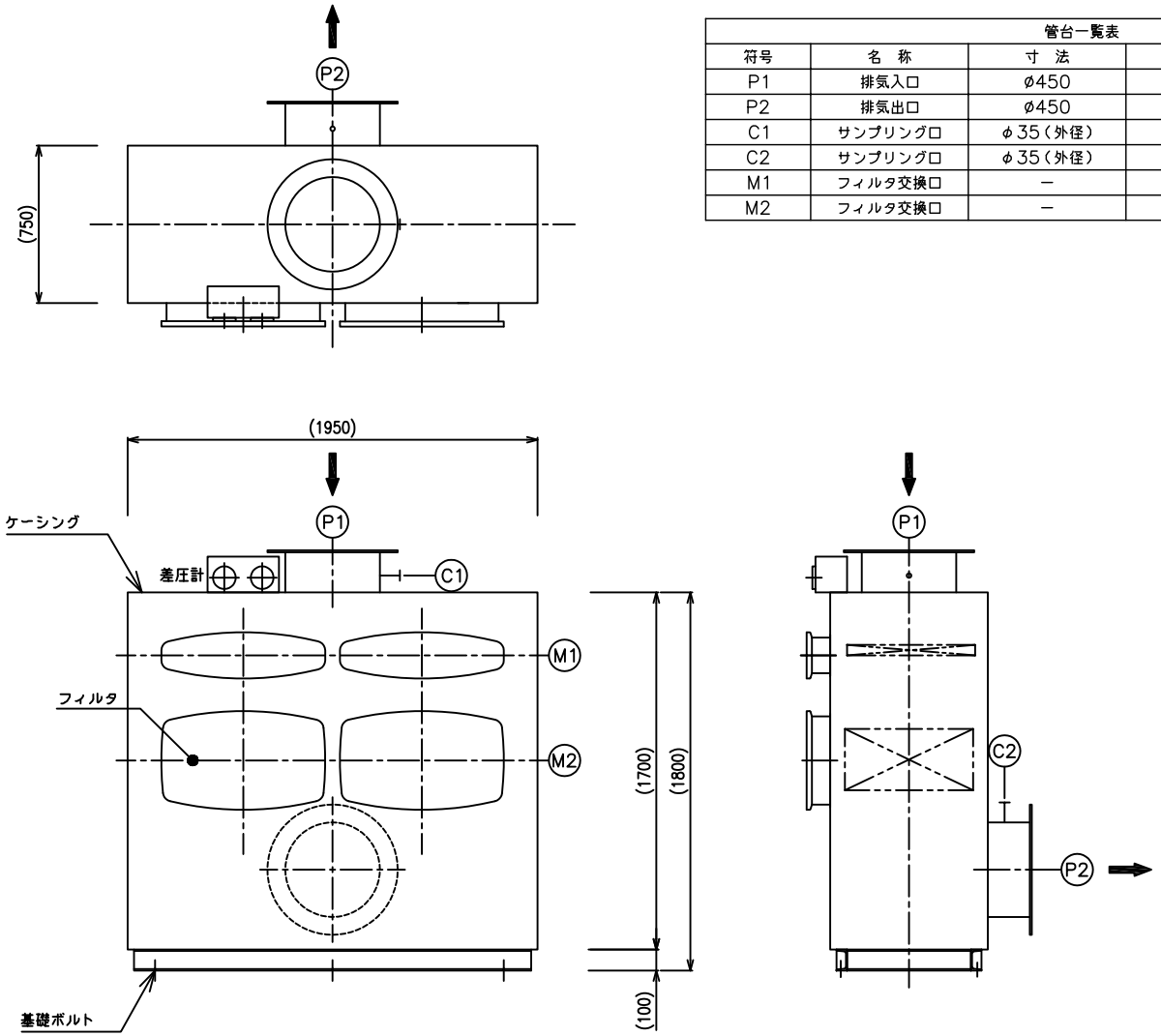

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø450	SS400	－
P2	排気出口	ø450	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-100　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図　フード系排気設備（V-F-113-1、2）

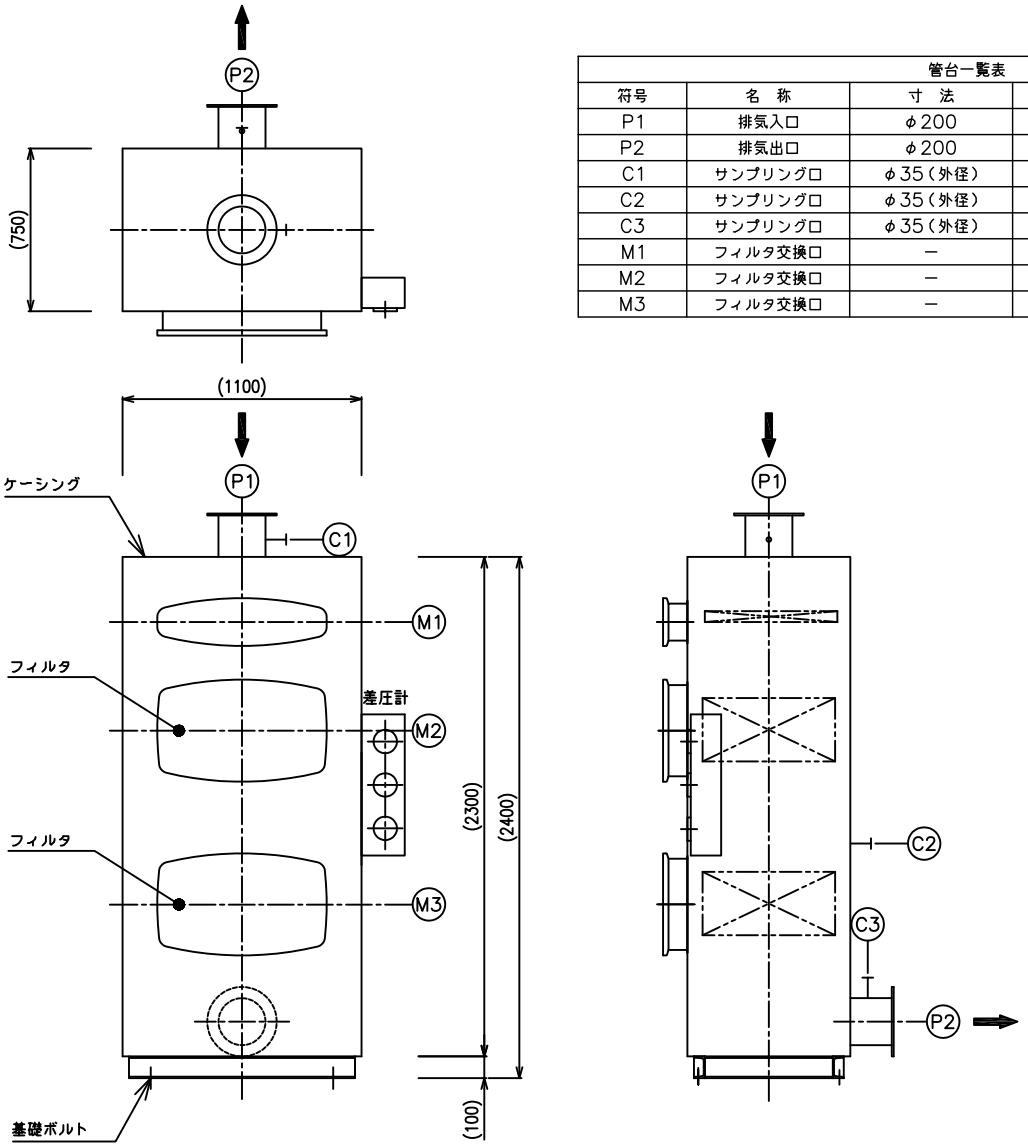

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	φ200	SS400	－
P2	排気出口	φ200	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C3	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－
M3	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-101　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図　予備系排気設備（1/2）（V-F-116-1）

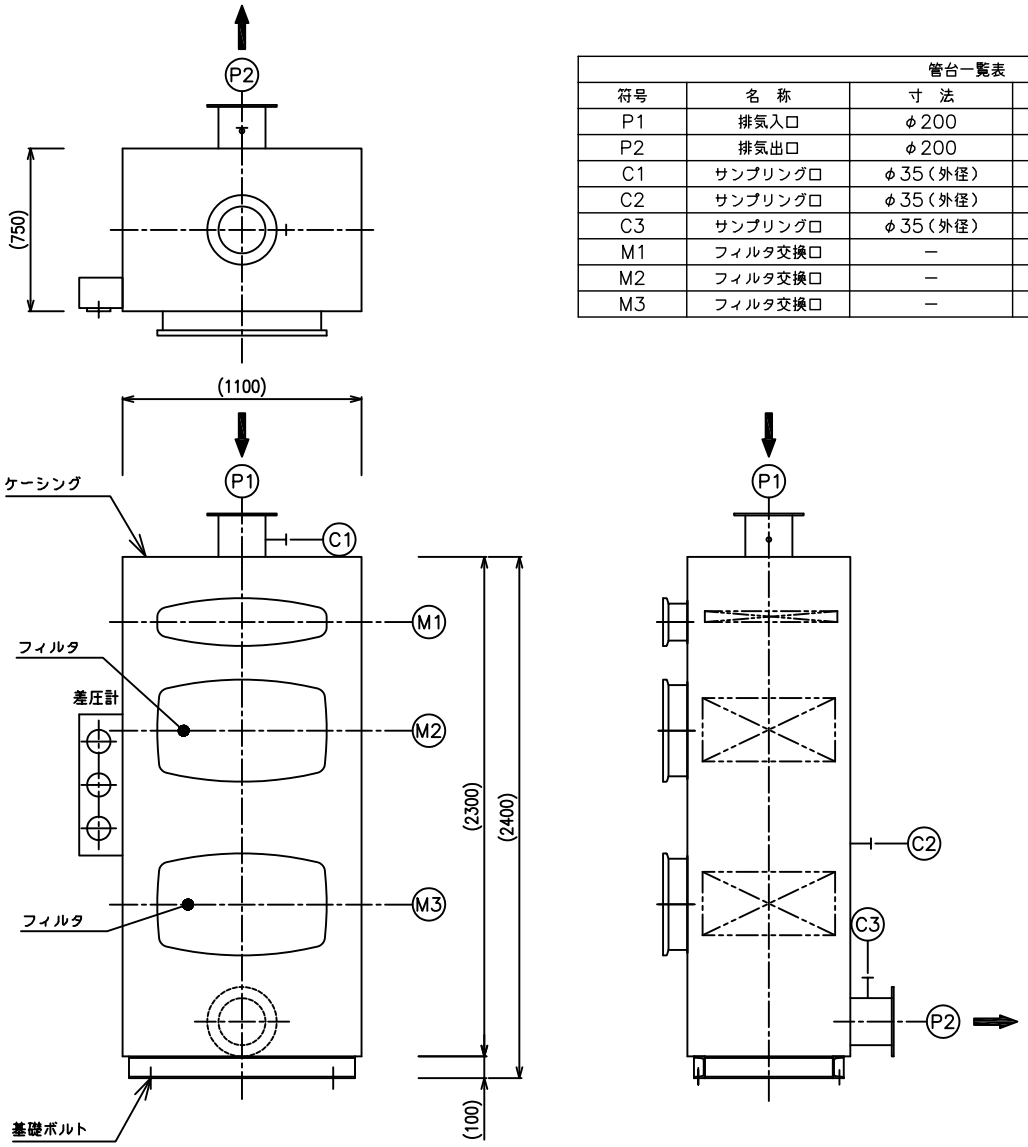

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	φ200	SS400	－
P2	排気出口	φ200	SS400	－
C1	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C2	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
C3	サンプリング口	φ35（外径）	SS400	閉止バルブ付（Rc1/2）
M1	フィルタ交換口	－	SS400	－
M2	フィルタ交換口	－	SS400	－
M3	フィルタ交換口	－	SS400	－

図-102　気体廃棄物の廃棄施設に係る排気浄化装置の概略図　予備系排気設備（2/2）（V-F-116-2）

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø1000	SS400	−
P2	排気出口	900×710	SS400	−

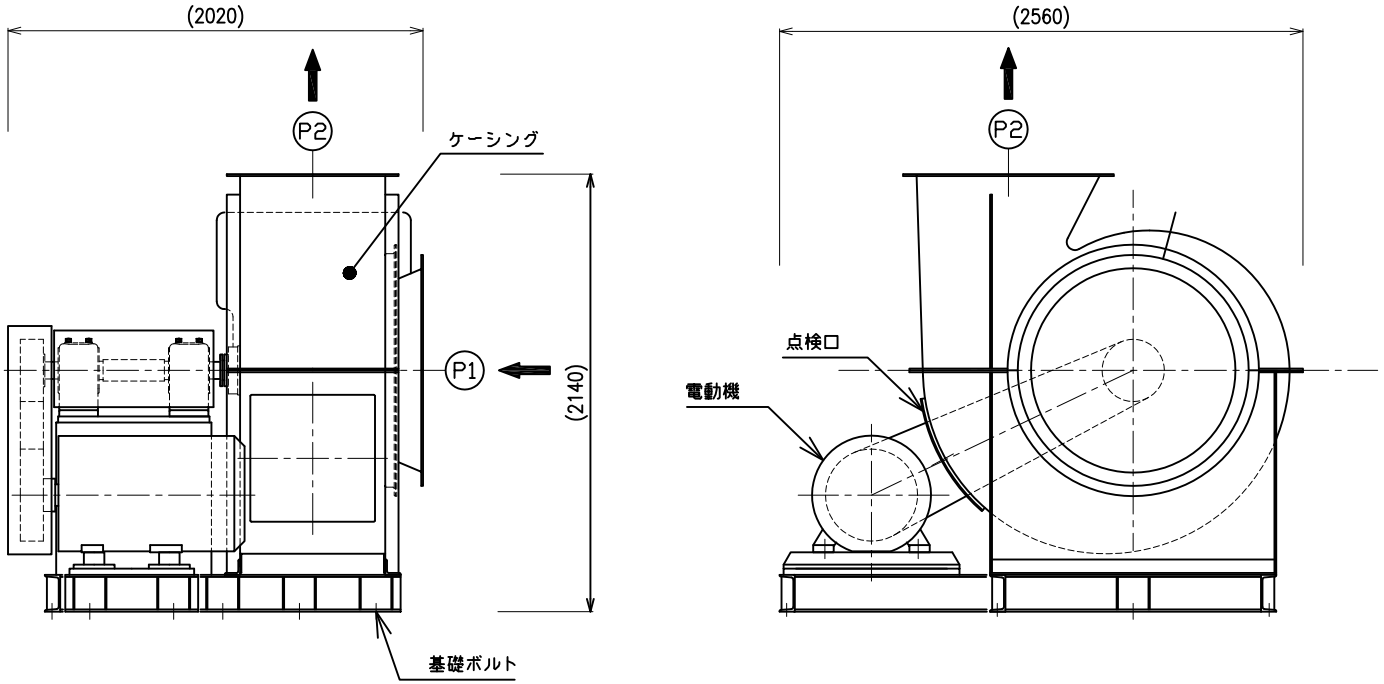

図-103　気体廃棄物の廃棄施設に係る排風機の概略図　管理区域系排気設備（1/2）（V-K-014-A）

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø1000	SS400	－
P2	排気出口	900×710	SS400	－

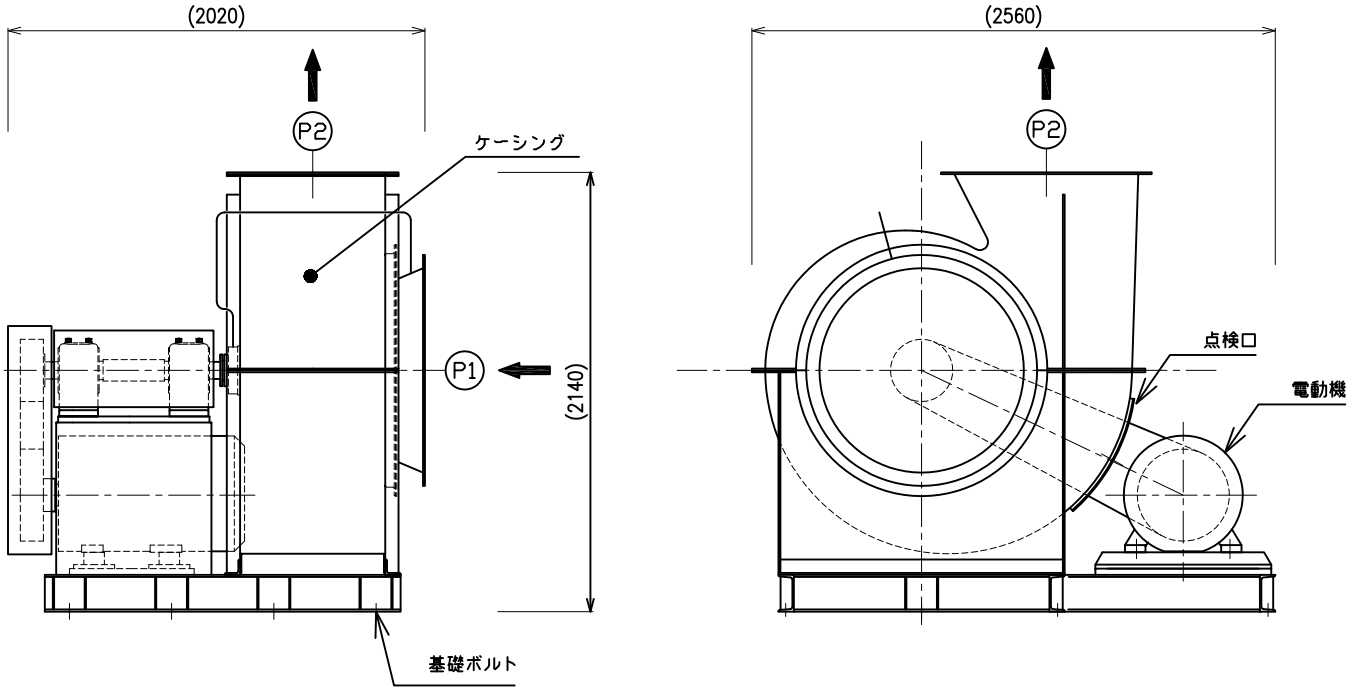

図-104　気体廃棄物の廃棄施設に係る排風機の概略図　管理区域系排気設備（2/2）（V-K-014-B）

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø600	SS400	−
P2	排気出口	665×360	SS400	−

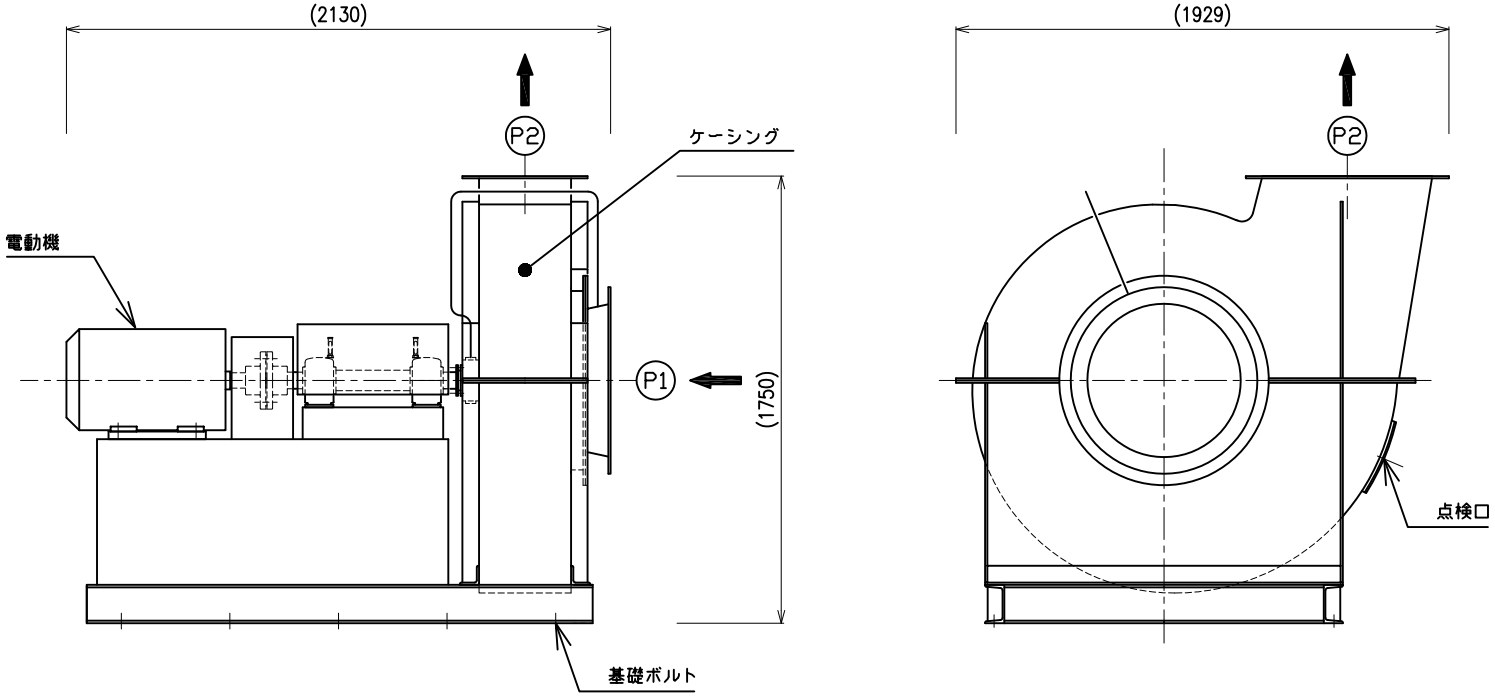

図-105　気体廃棄物の廃棄施設に係る排風機の概略図　セル系排気設備（V-K-011-A、B）

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	φ216.3	SS400	－
P2	排気出口	190×100	SS400	－

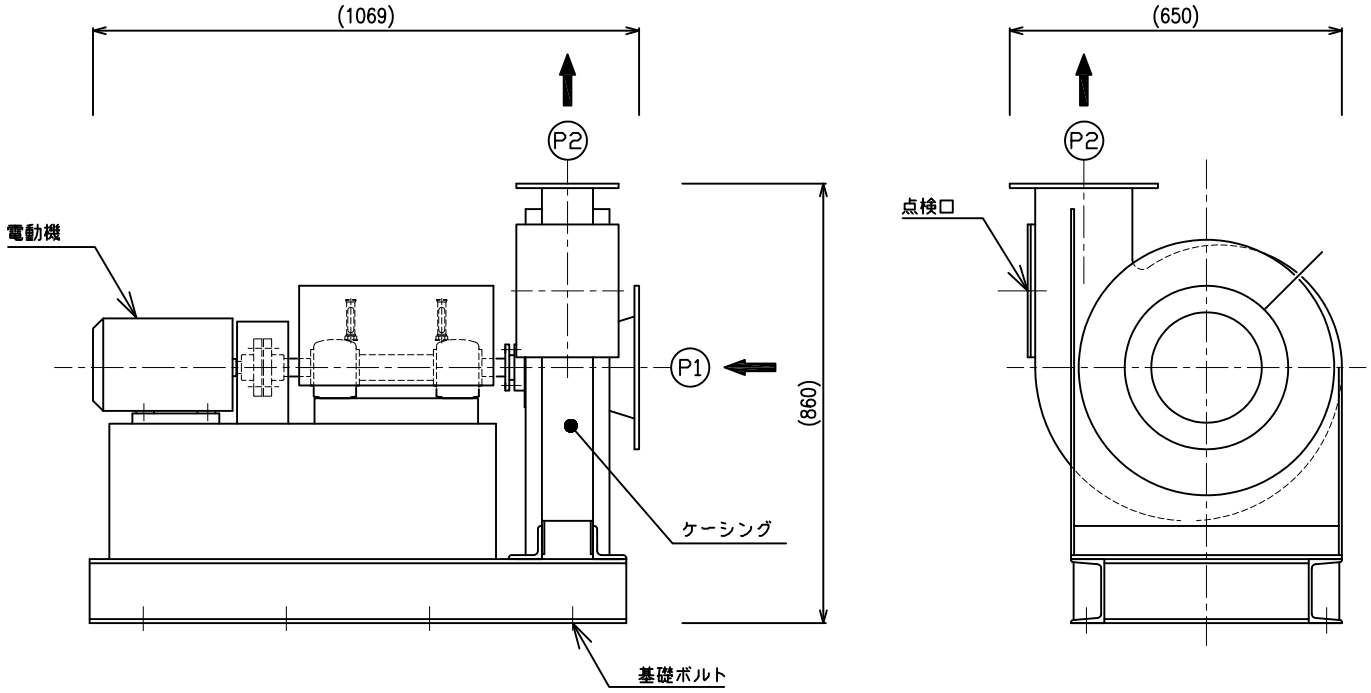

図-106　気体廃棄物の廃棄施設に係る排風機の概略図　グローブボックス系排気設備（V-K-012-A、B）

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	ø400	SS400	−
P2	排気出口	430×250	SS400	−

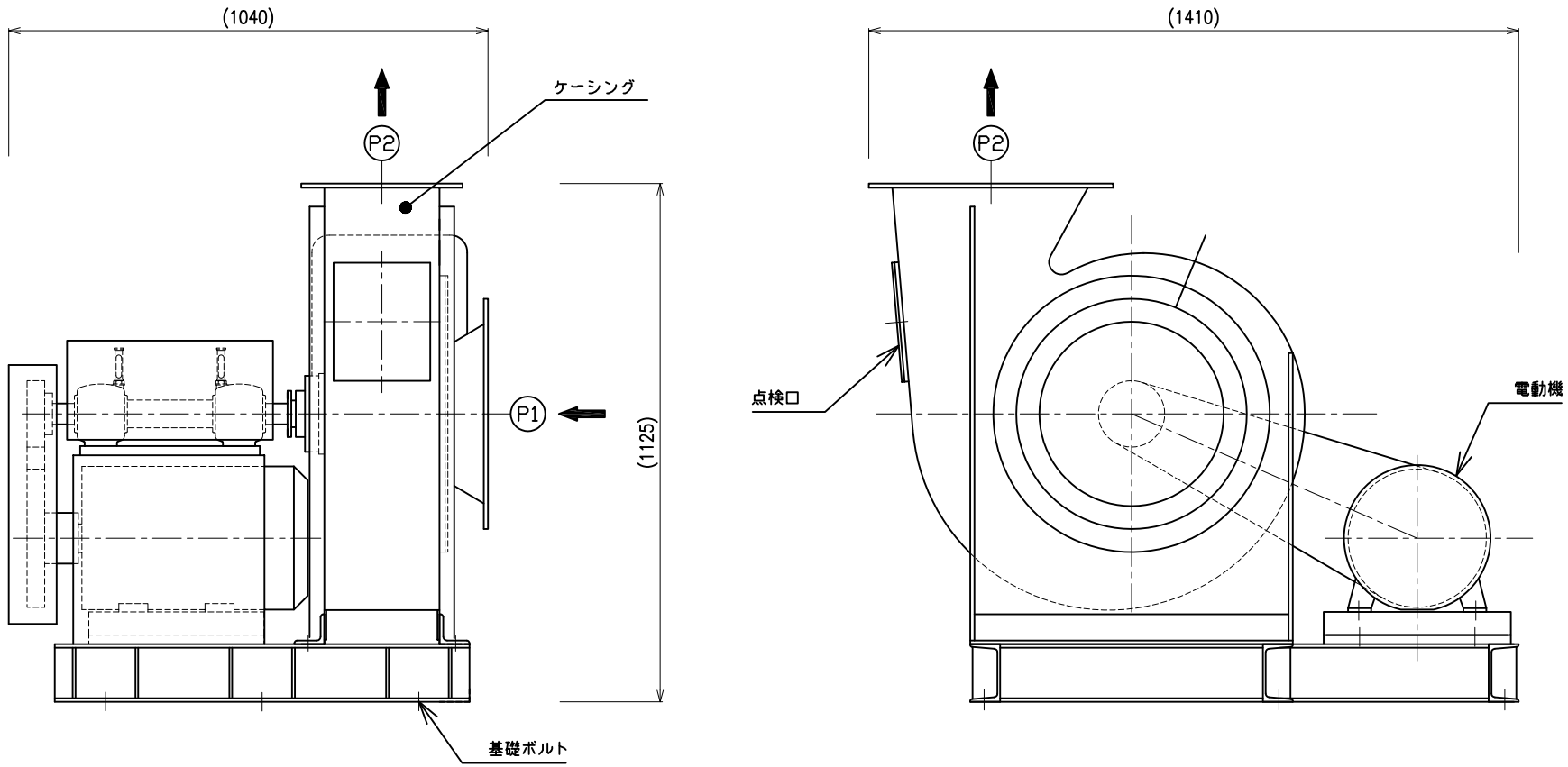

図-107　気体廃棄物の廃棄施設に係る排風機の概略図　フード系排気設備（V-K-013-A、B）

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
P1	排気入口	φ216.3	SS400	－
P2	排気出口	190×100	SS400	－

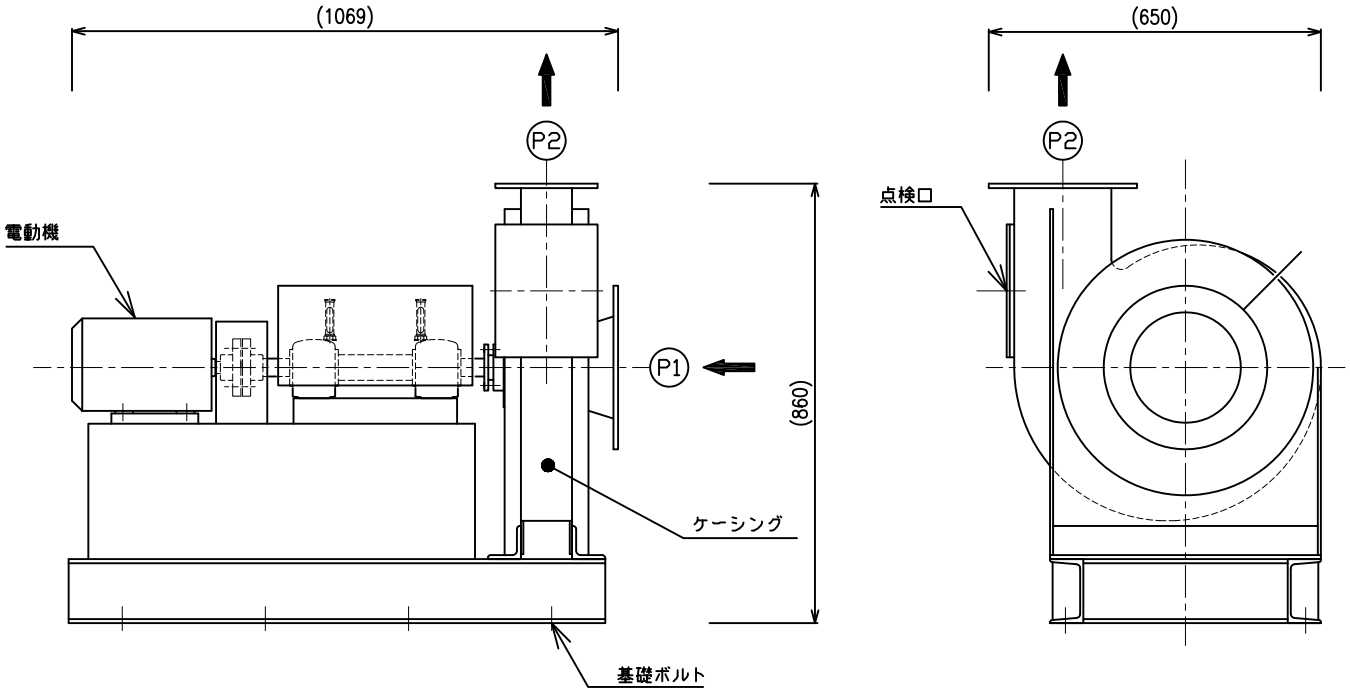

図-108　気体廃棄物の廃棄施設に係る排風機の概略図　予備系排気設備（V-K-015-A、B）

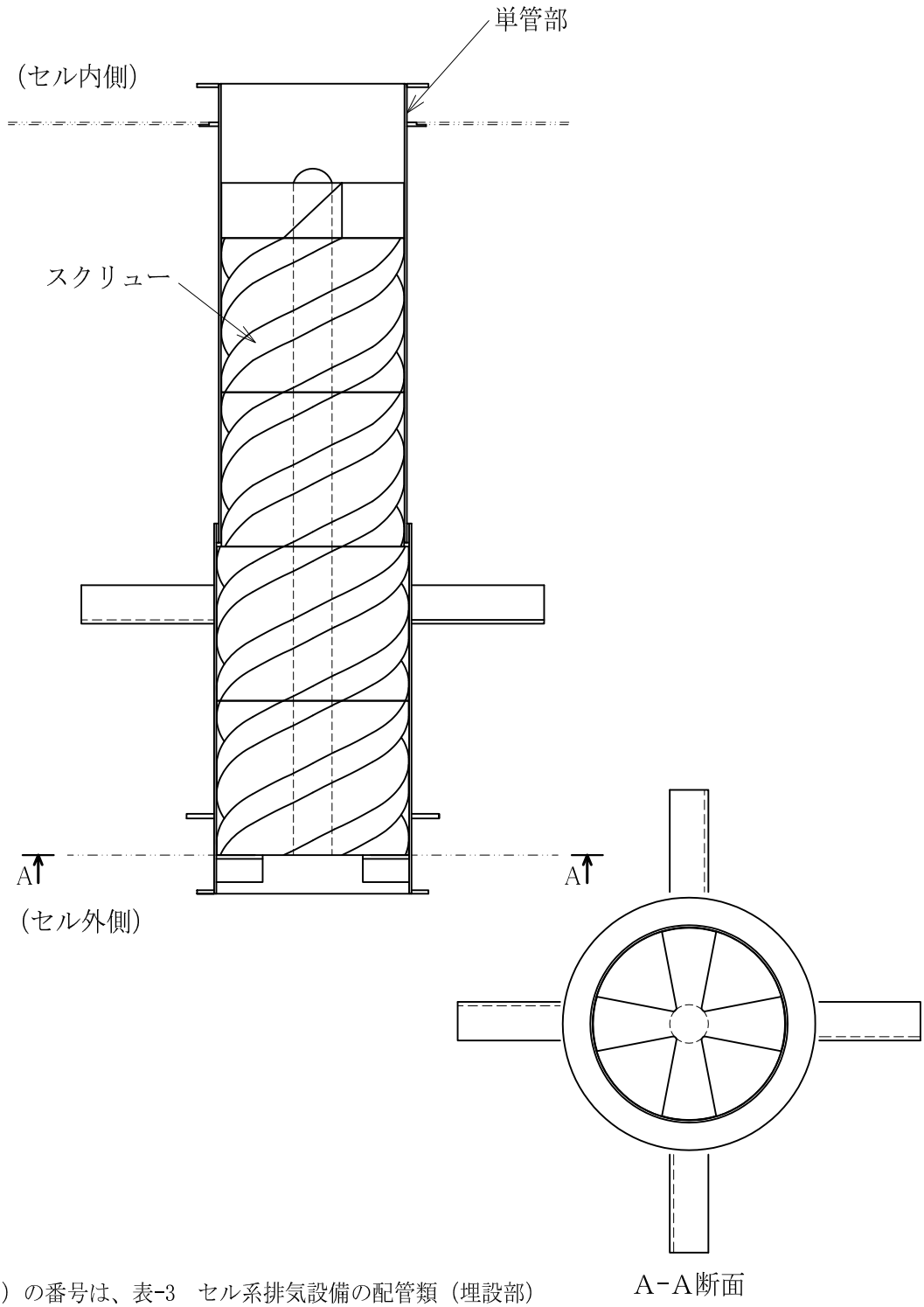

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/7）、（6/7）に記載のとおり。

図-109　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-302、210-311）の概略図

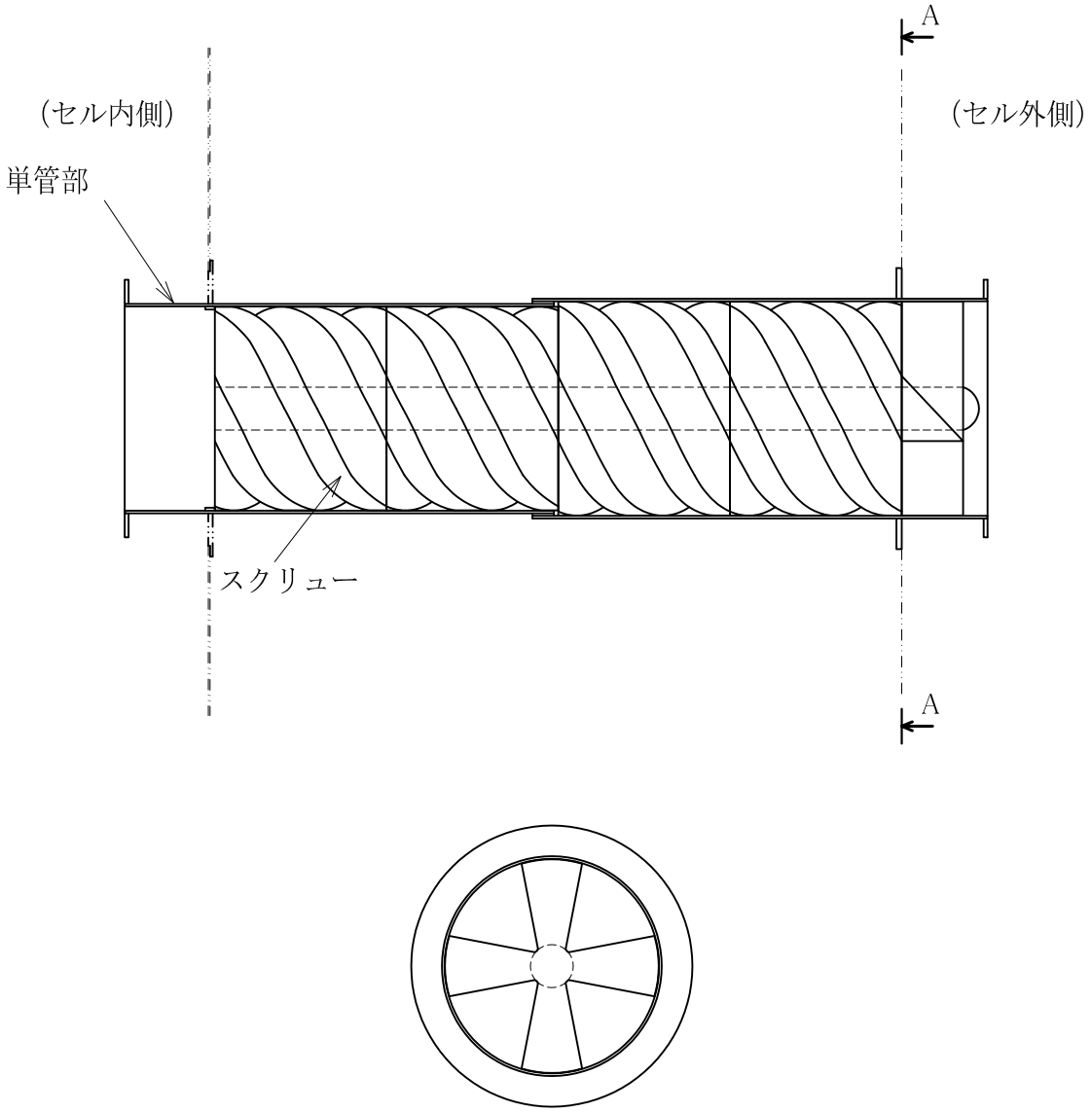

（注記）
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/7）に記載のとおり。

図-110　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-202）の概略図

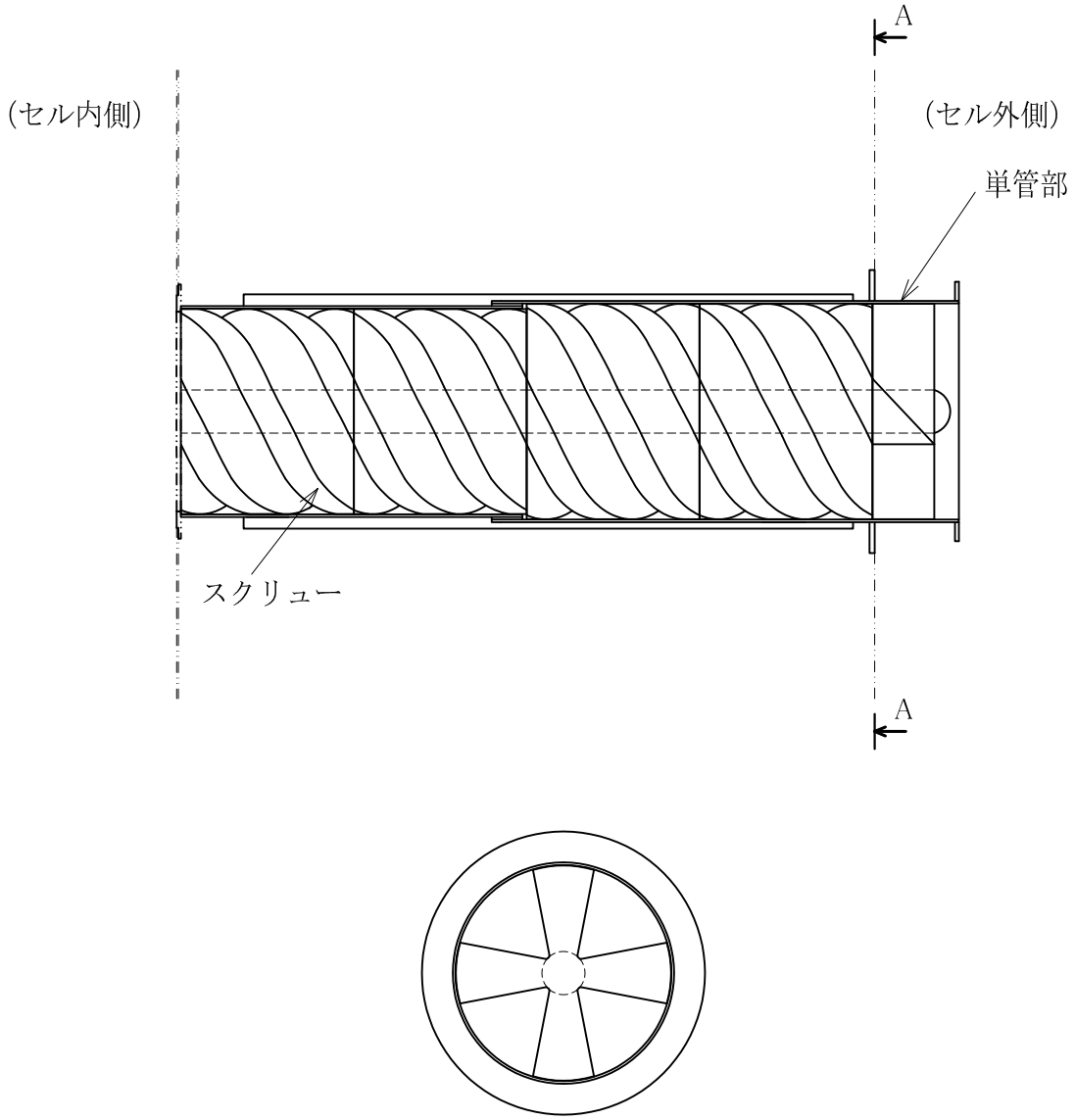

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/7）に記載のとおり。

図-111　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-413）の概略図

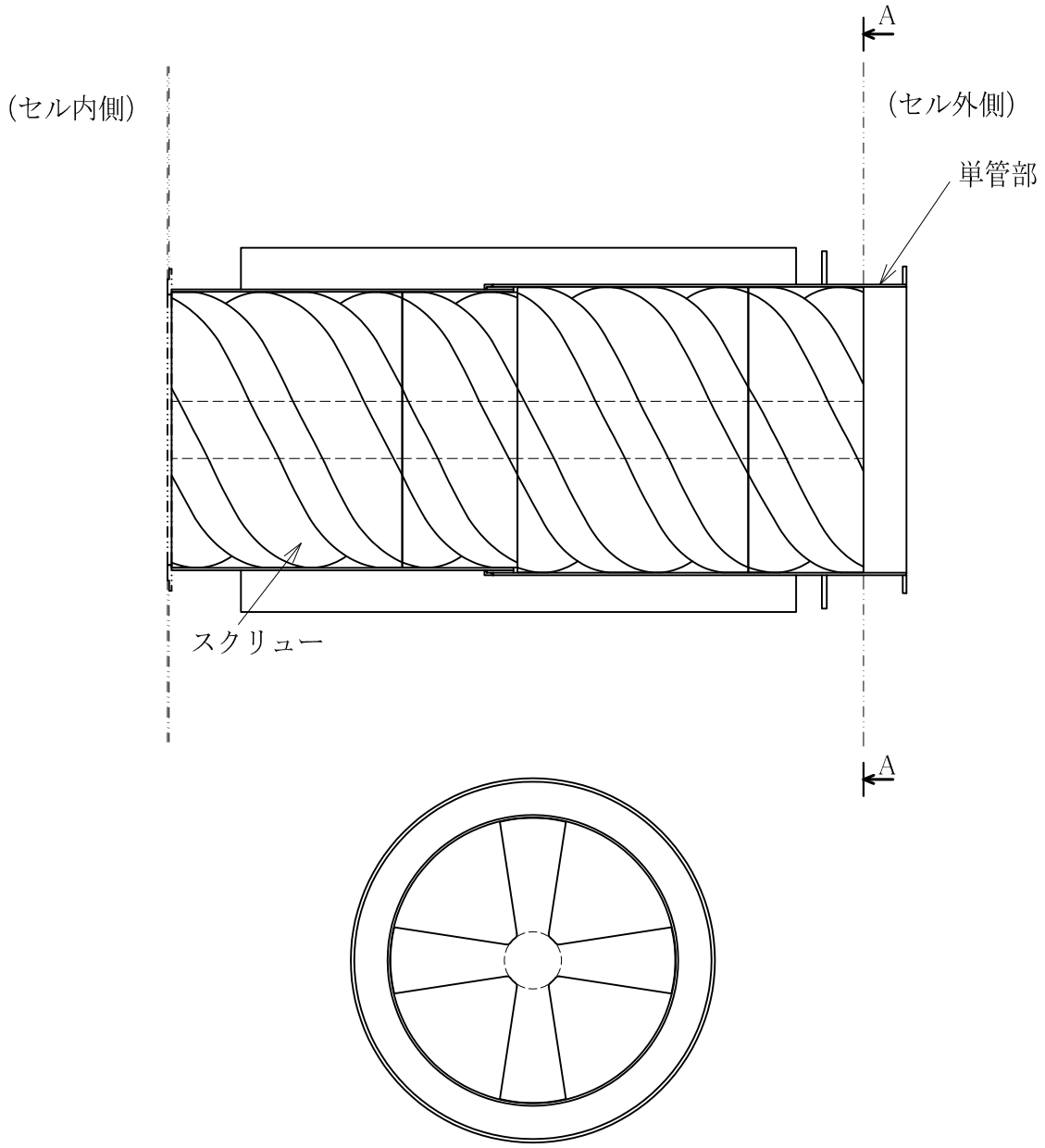

（注記）
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/7）に記載のとおり。

図-112　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-431、210-432）の概略図

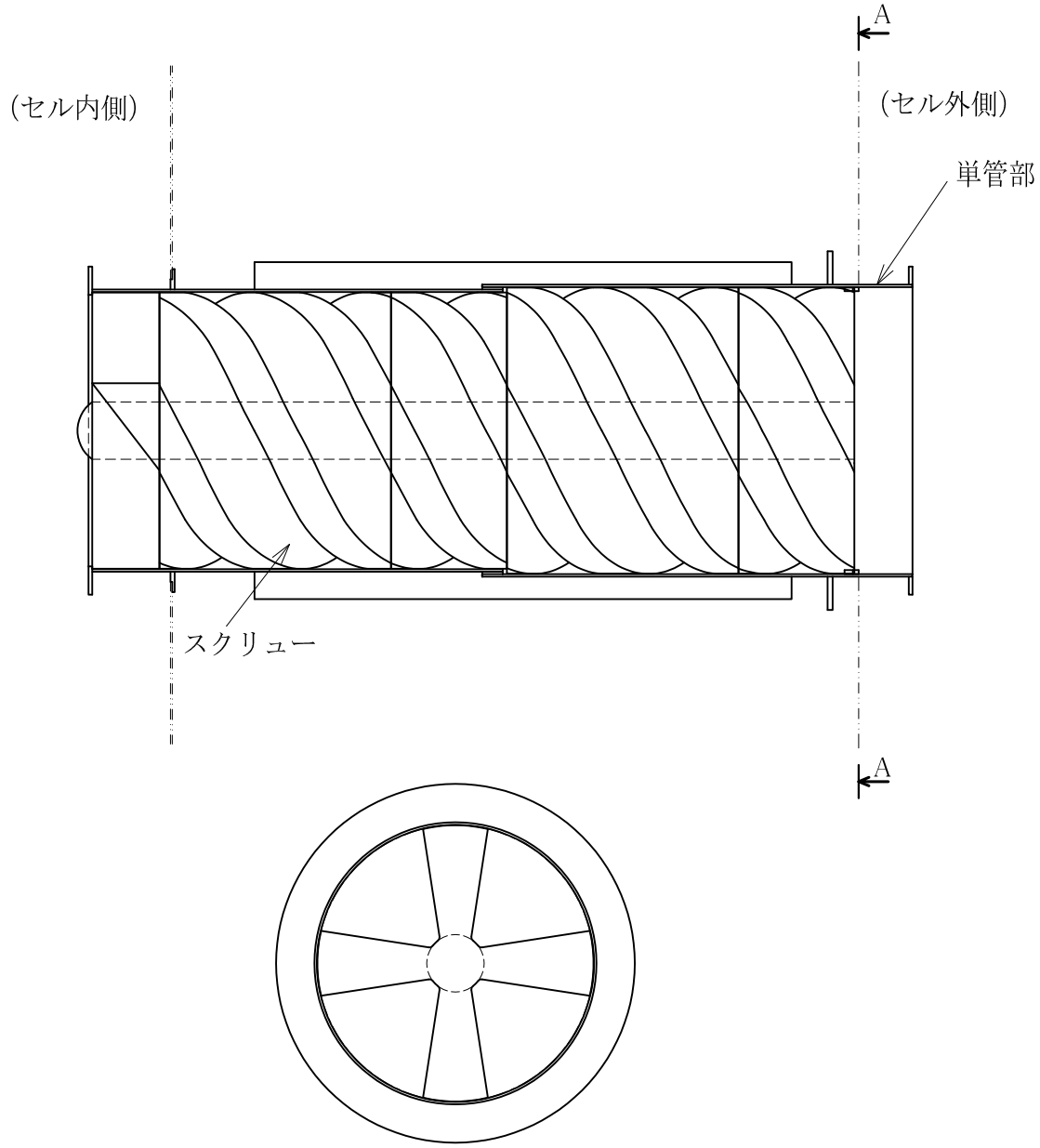

（注記）
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/7）～（3/7）に記載のとおり。

図-113　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-204、210-205）の概略図

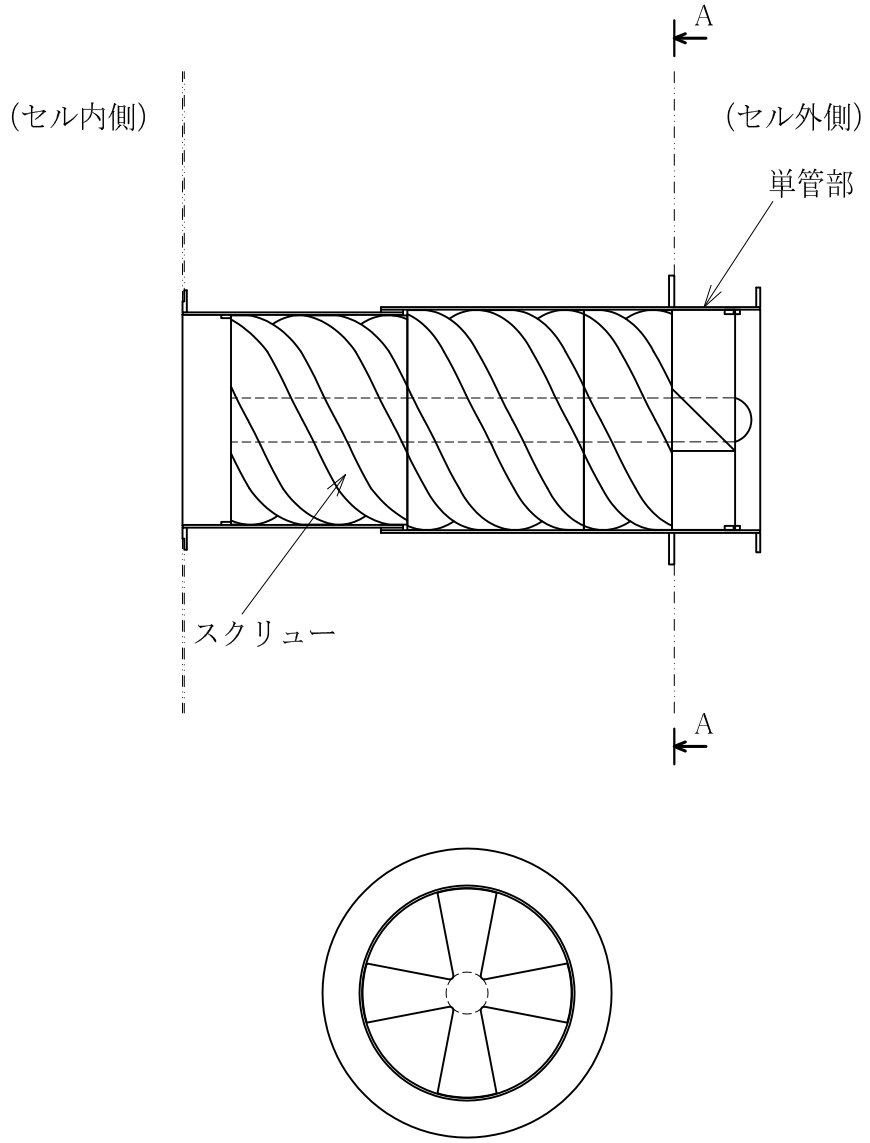

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/7）～（4/7）に記載のとおり。

図-114　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-601、210-602）の概略図

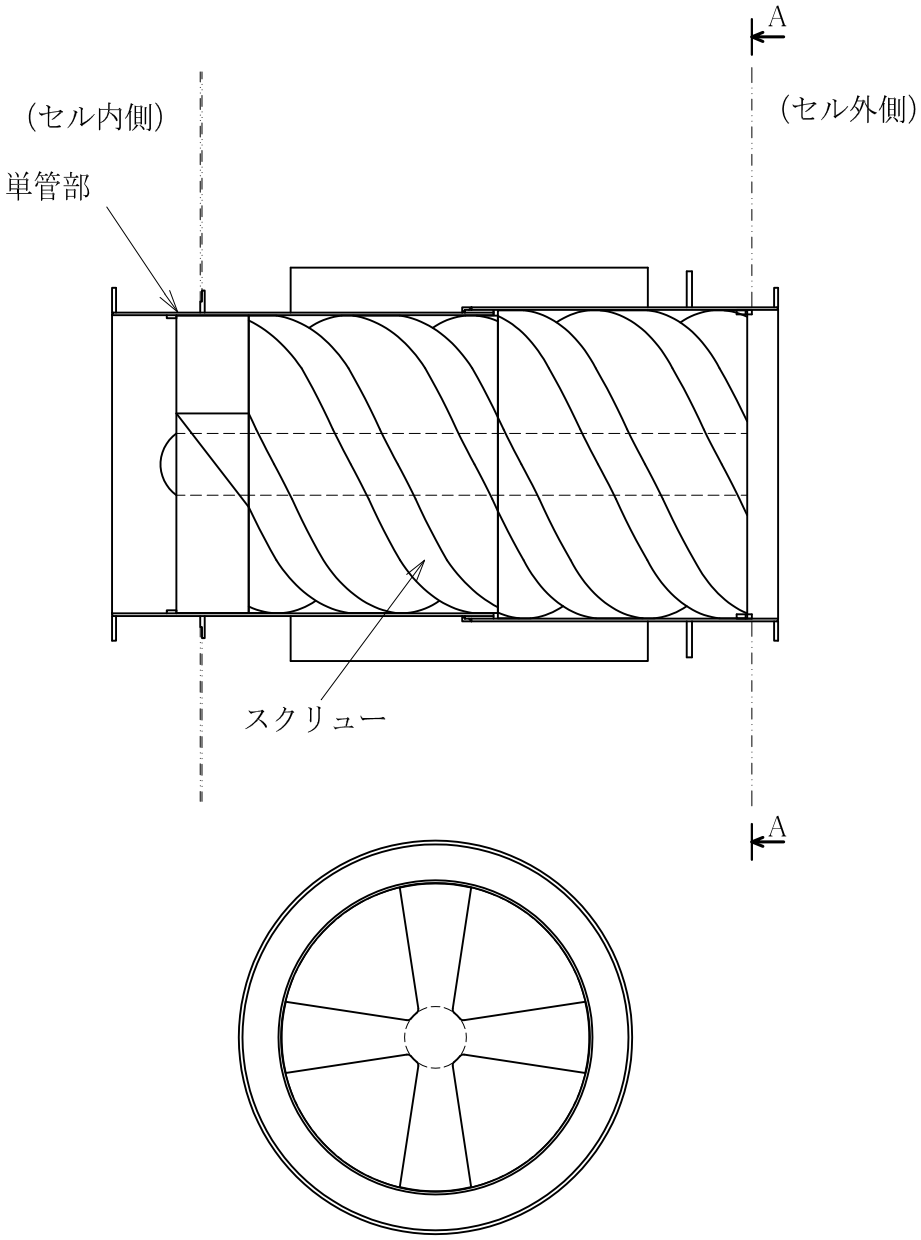

A-A断面

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/7）に記載のとおり。

図-115　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-603）の概略図

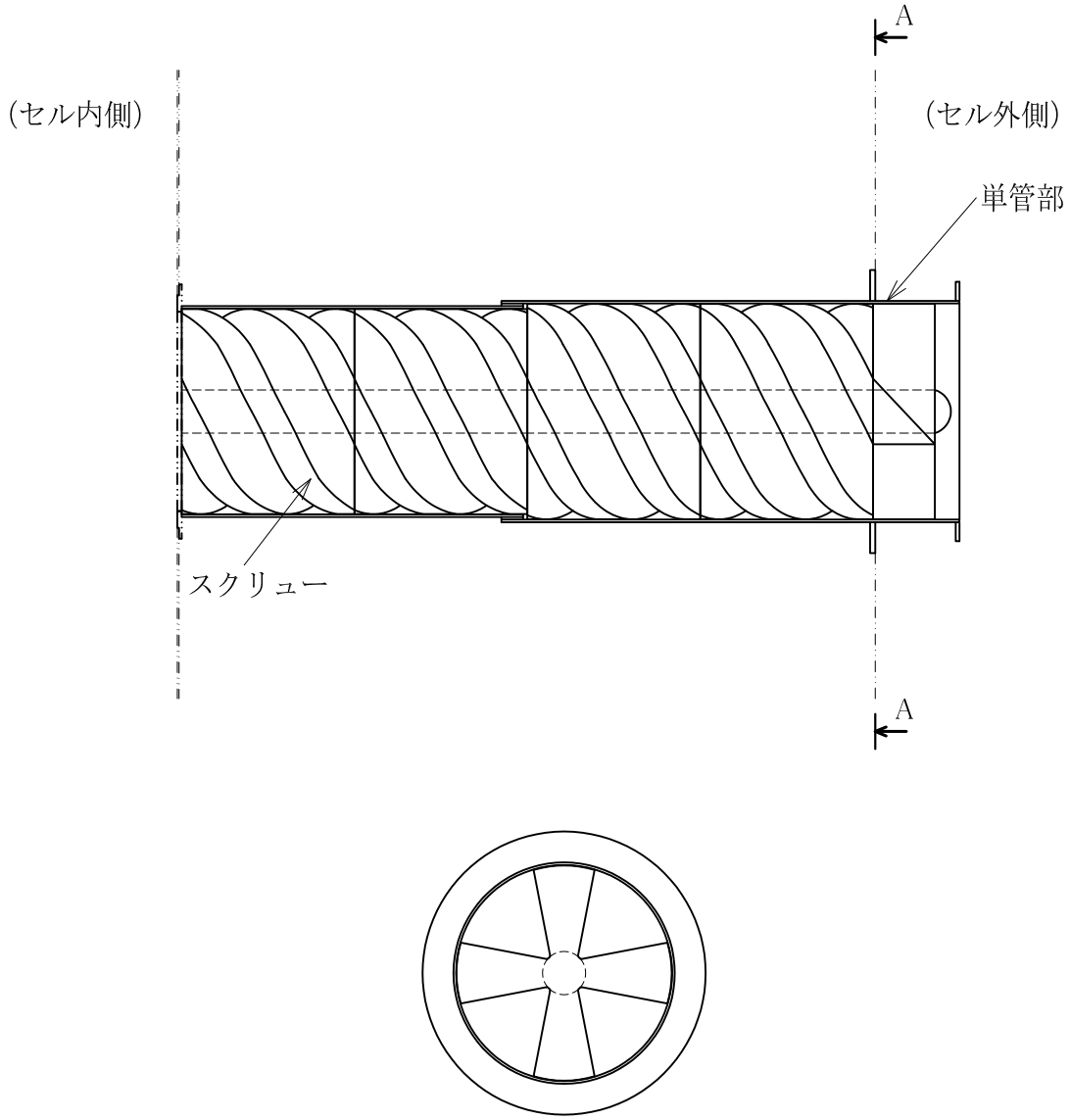

（注記）
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（4/7）に記載のとおり。

図-116　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-203）の概略図

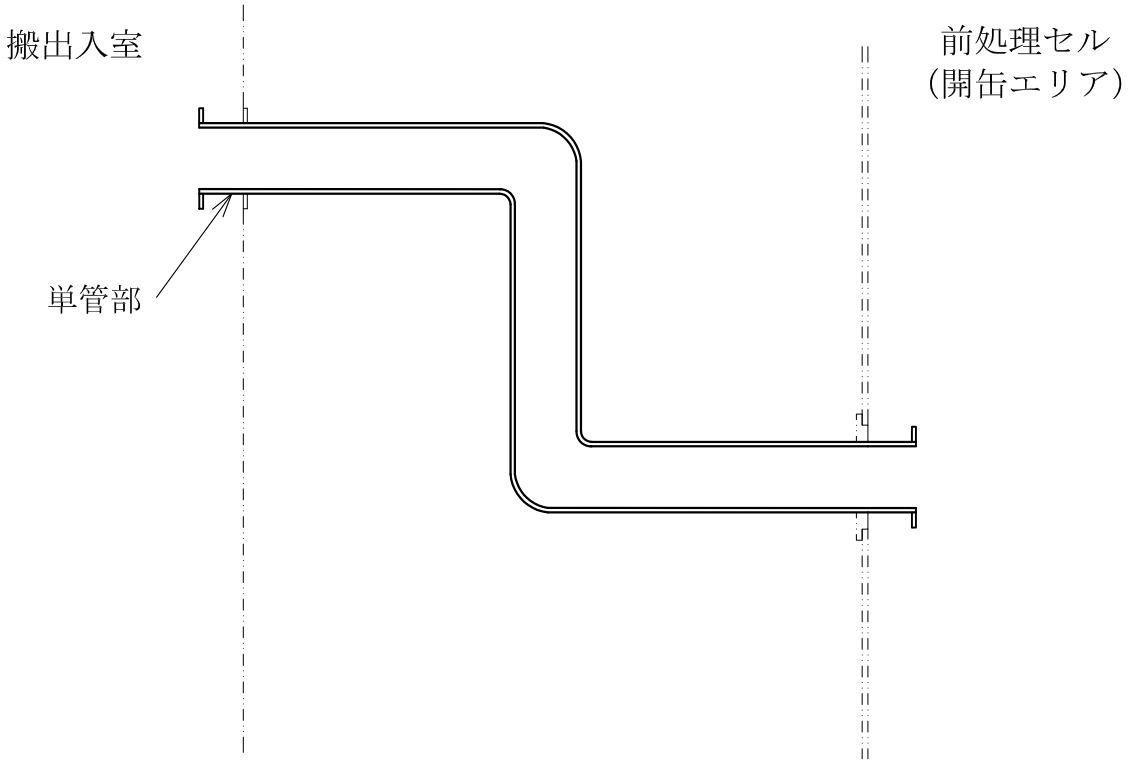

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（5/7）に記載のとおり。

図-117　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-405）の概略図

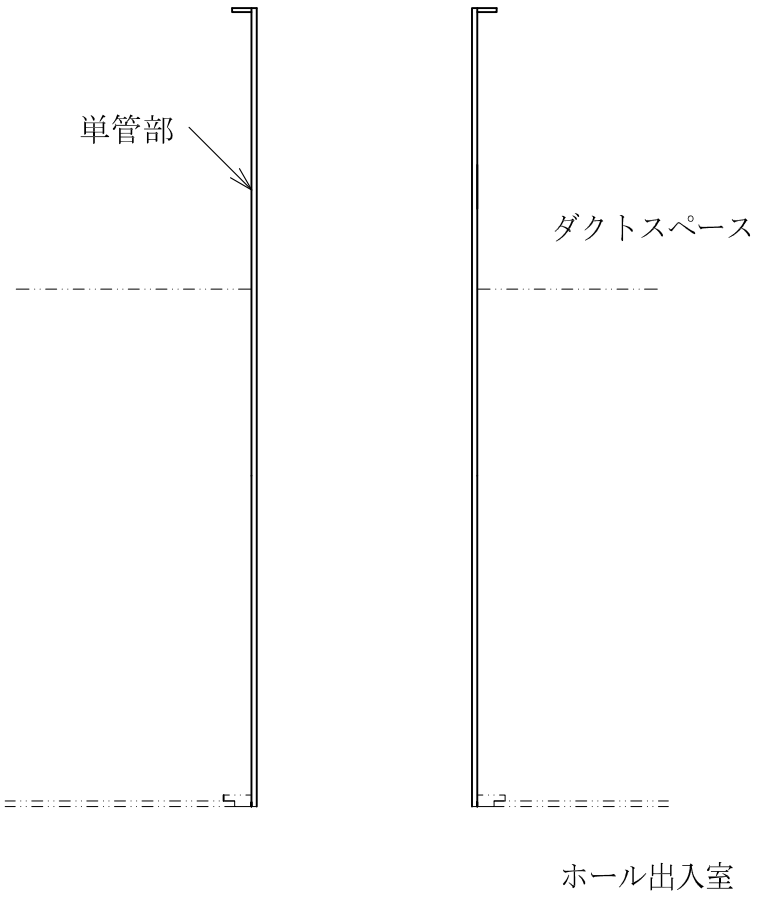

（注記）
配管類（埋設部）の番号は、表-3　セル系排気設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（7/7）に記載のとおり。

図-118　セル系排気設備の配管類（埋設部）（210-501、210-502）の概略図

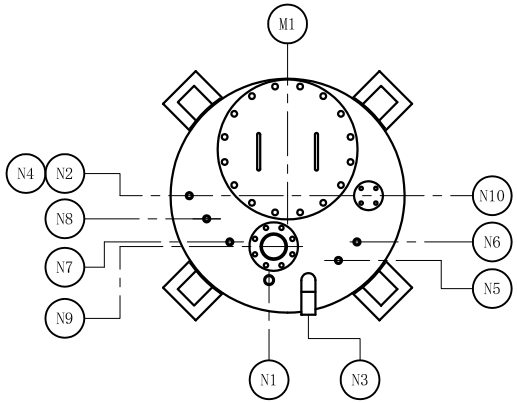

管台一覧表				
符号	名　　称	寸　法	材　　質	備　　考
N1	循環廃液入口	32A×Sch20S	SUS304TP	
N2	廃液出口	32A×Sch20S	SUS304TP	
N3	ドレン入口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N4	洗浄水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	排気出口	15A×Sch40	SUS304TP	
N6	サンプリングフード１廃液入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N7	水酸化ナトリウム入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N8	硝酸入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N9	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
N10	予備	25A×Sch20S	SUS304TP	
M1	マンホール	⌀457.2×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

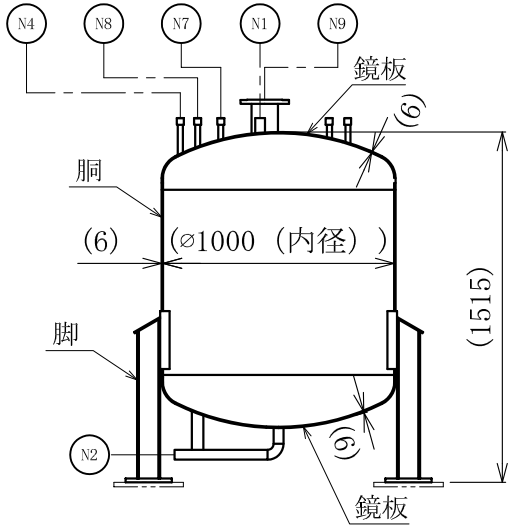

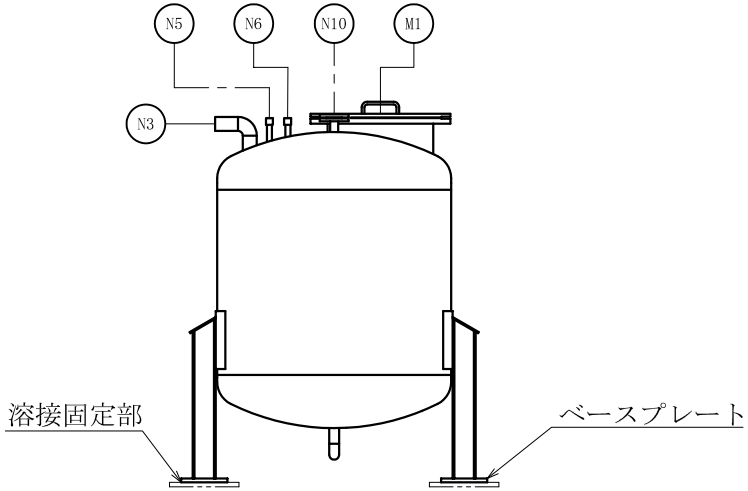

図-119　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液受入タンクの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	廃液入口	40A	SCS13	
N2	廃液出口	25A	SCS13	
N3	ドレン	15A×Sch40	SUS304TP	

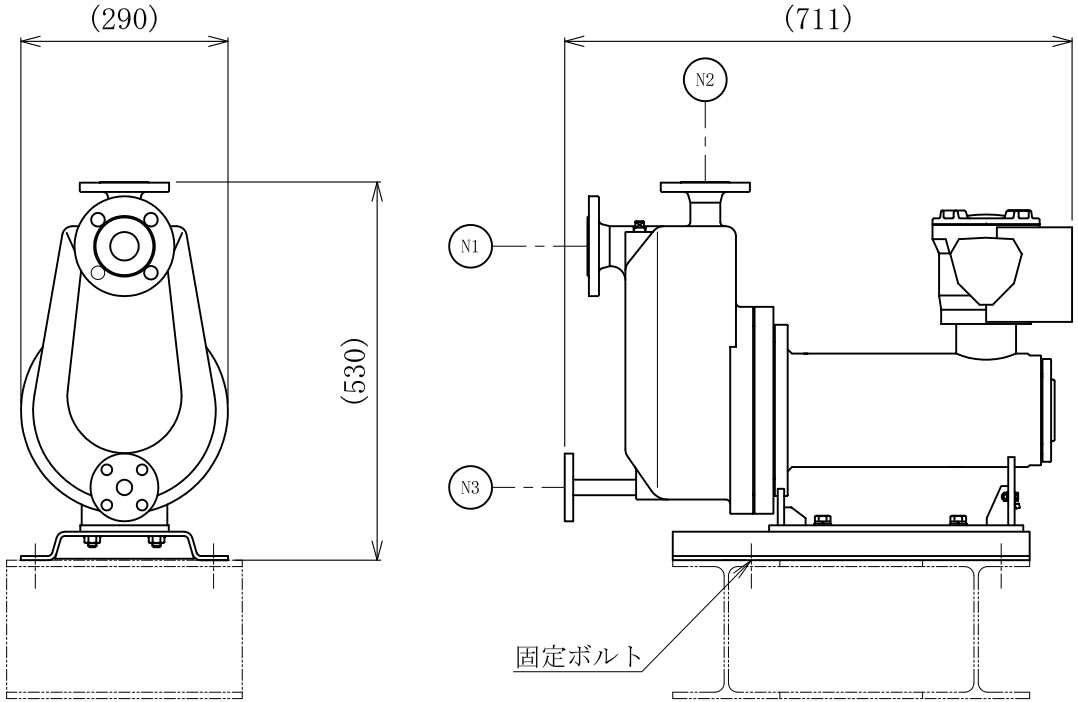

図-120　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液移送ポンプの概略図

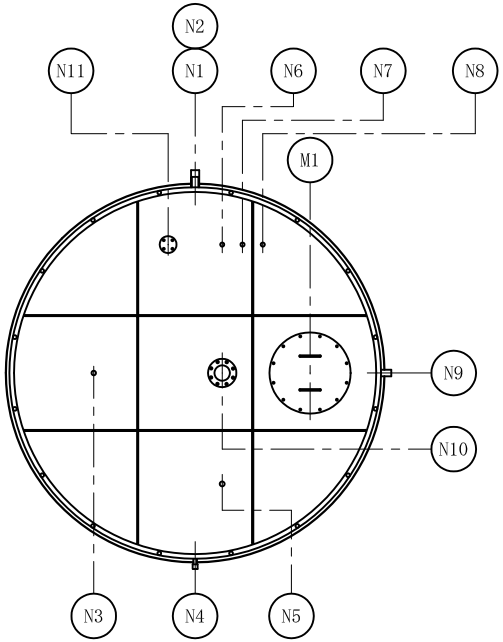

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	循環廃液入口	40A×Sch20S	SUS304TP	
N2	洗浄塔廃液出口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N3	洗浄塔廃液入口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N4	洗浄水入口	20A×Sch40	SUS304TP	
N5	排気出口	20A×Sch40	SUS304TP	
N6	サンプリングフード2廃液入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N7	水酸化ナトリウム入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N8	硝酸入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N9	オーバフロー	40A×Sch20S	SUS304TP	
N10	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
N11	予備	25A×Sch20S	SUS304TP	
M1	マンホール	ID500×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

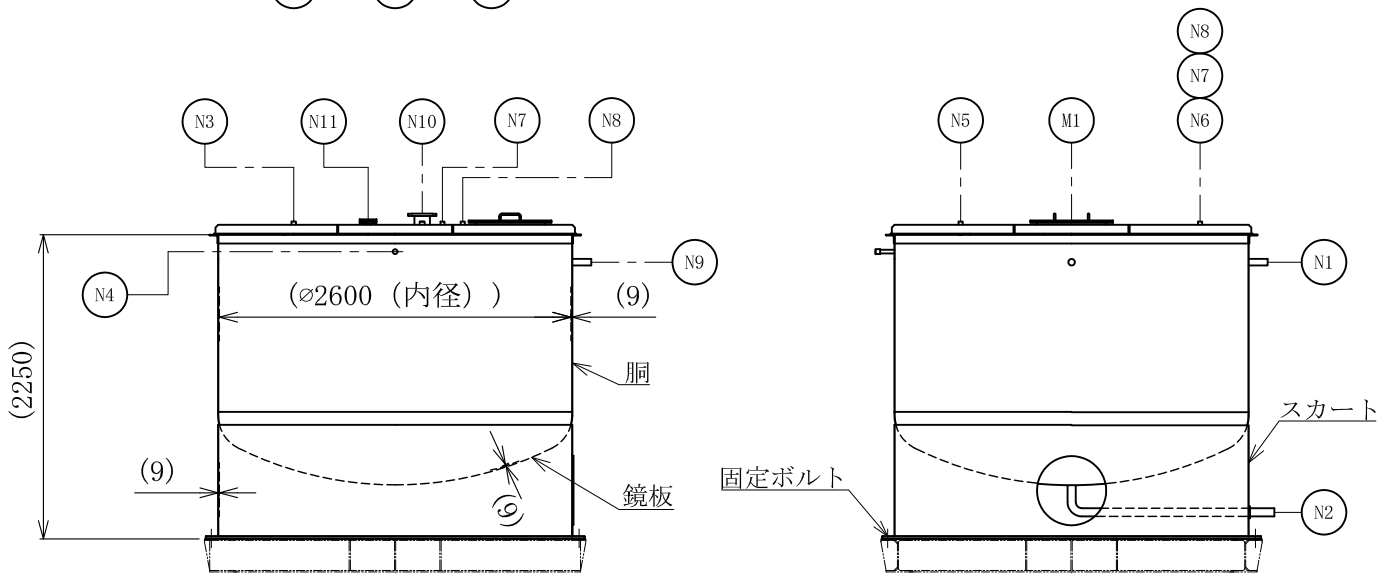

図-121　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の洗浄塔廃液タンクAの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	循環廃液入口	40A×Sch20S	SUS304TP	
N2	洗浄塔廃液出口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N3	洗浄塔廃液入口	25A×Sch20S	SUS304TP	
N4	洗浄水入口	20A×Sch40	SUS304TP	
N5	排気出口	20A×Sch40	SUS304TP	
N6	サンプリングフード2廃液入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N7	水酸化ナトリウム入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N8	硝酸入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N9	オーバフロー	40A×Sch20S	SUS304TP	
N10	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
N11	予備	25A×Sch20S	SUS304TP	
M1	マンホール	ID500×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

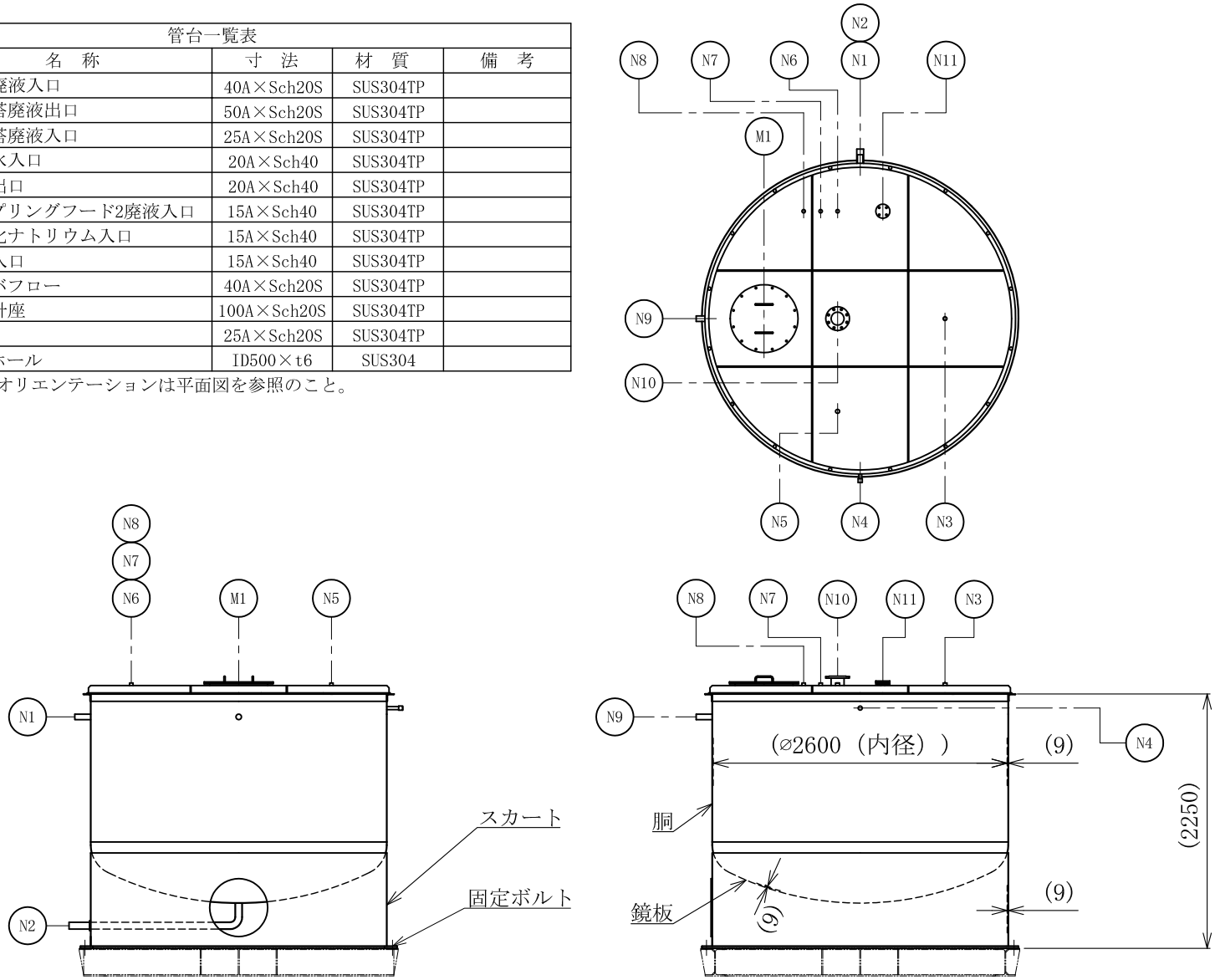

図-122　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の洗浄塔廃液タンクBの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	洗浄塔廃液入口	40A	SCS13	
N2	洗浄塔廃液出口	25A	SCS13	
N3	ドレン	15A×Sch40	SUS304TP	

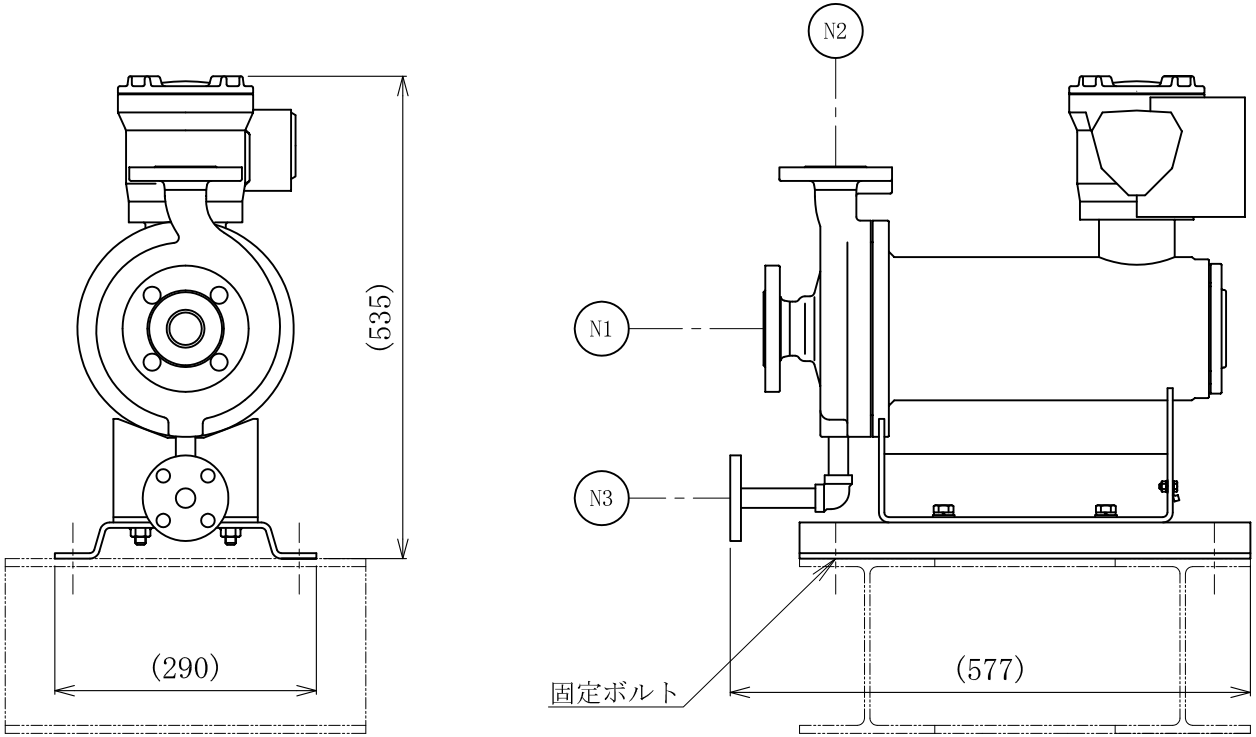

図-123　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの概略図

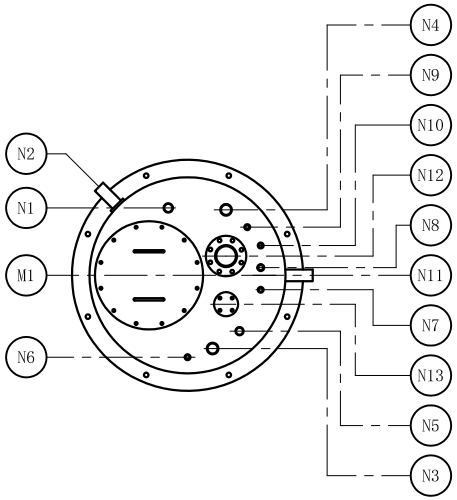

管台一覧表				
符号	名　　称	寸　法	材　　質	備　　考
N1	循環廃液入口	40A×Sch20S	SUS304TP	
N2	廃液出口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N3	ドレン入口(1)	50A×Sch20S	SUS304TP	
N4	ドレン入口(2)	50A×Sch20S	SUS304TP	
N5	廃液受入タンク廃液入口	32A×Sch20S	SUS304TP	
N6	洗浄水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N7	廃液サンプリングフード2廃液入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N8	排気出口	20A×Sch40	SUS304TP	
N9	水酸化ナトリウム入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N10	硝酸入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N11	オーバフロー	50A×Sch20S	SUS304TP	
N12	液位計座	100A×Sch20S	SUS304TP	
N13	予備	25A×Sch20S	SUS304TP	
M1	マンホール	ID450×t6	SUS304	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

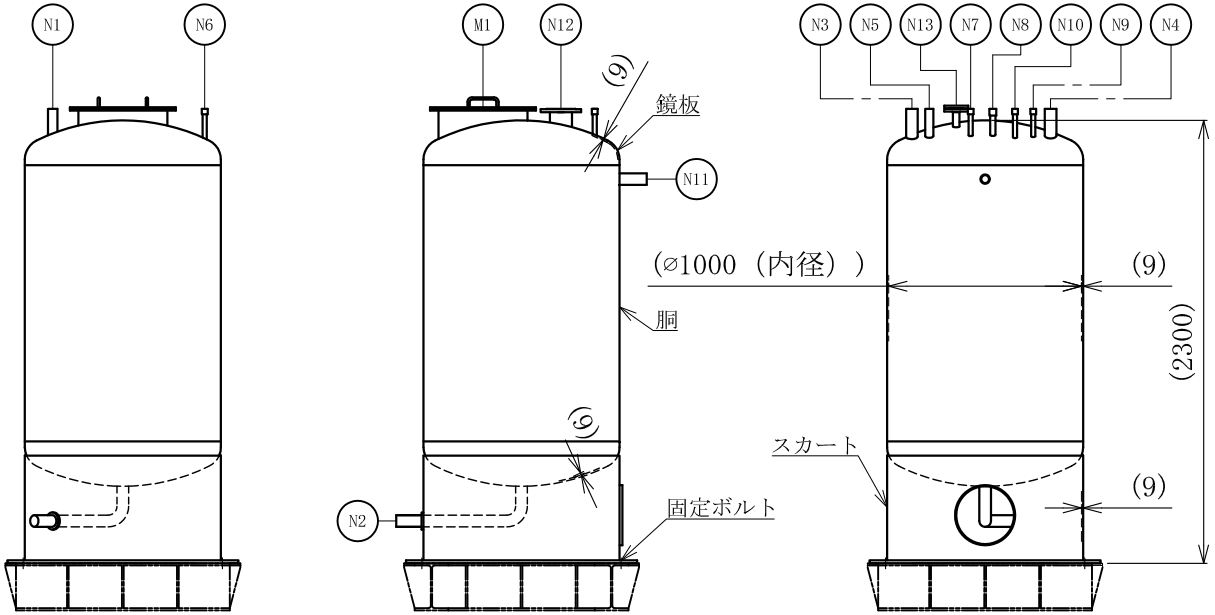

図-124　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の液体廃棄物Aタンクの概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	液体廃棄物入口	40A	SCS13	
N2	液体廃棄物出口	25A	SCS13	
N3	ドレン	15A×Sch40	SUS304TP	

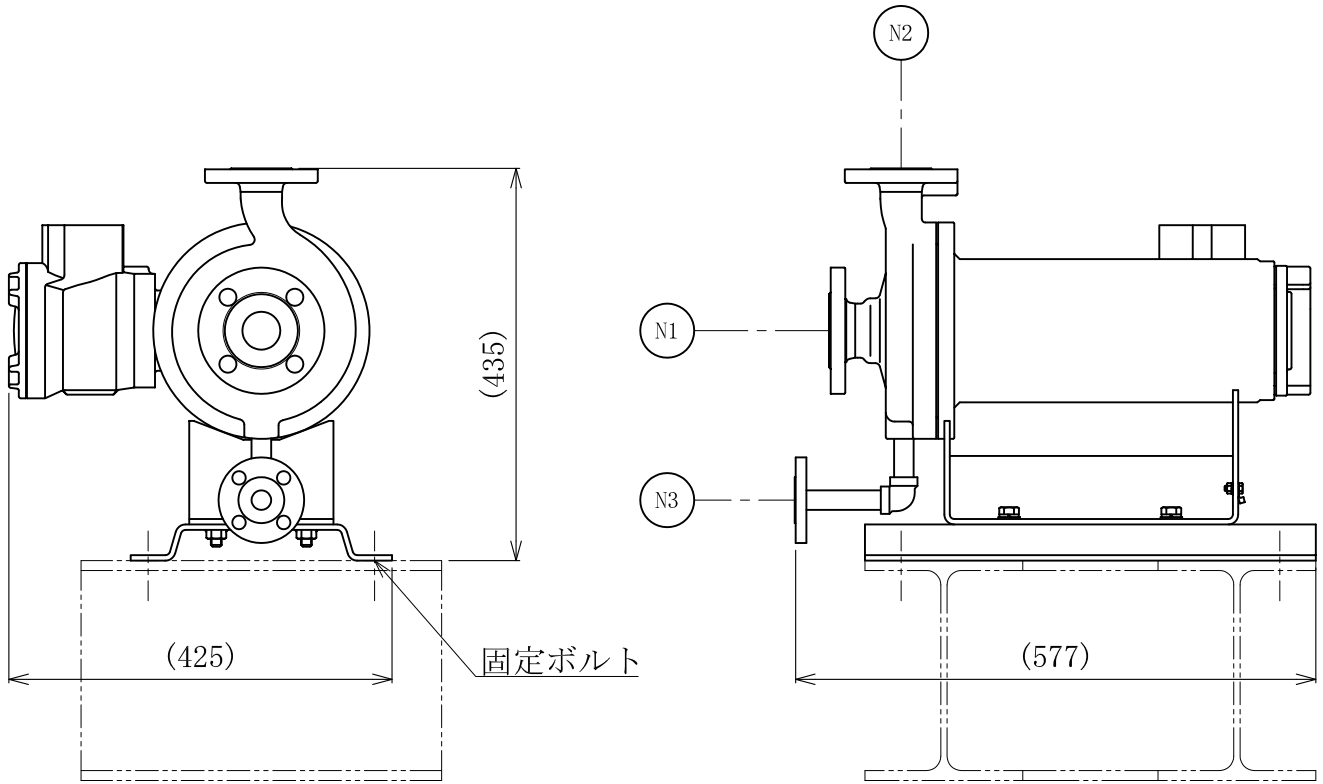

図-125　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の液体廃棄物A移送ポンプの概略図

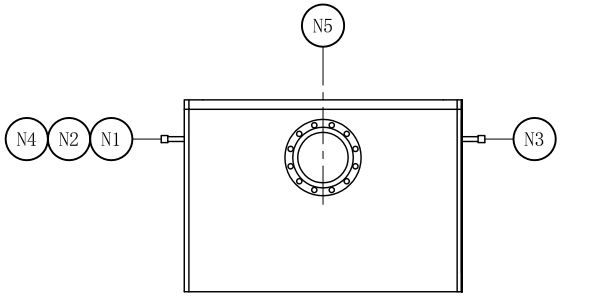

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	廃液入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N2	廃液戻り	15A×Sch40	SUS304TP	
N3	純水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	ドレン	40A×Sch20S	SUS304TP	
N5	排気出口	200A×Sch20S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

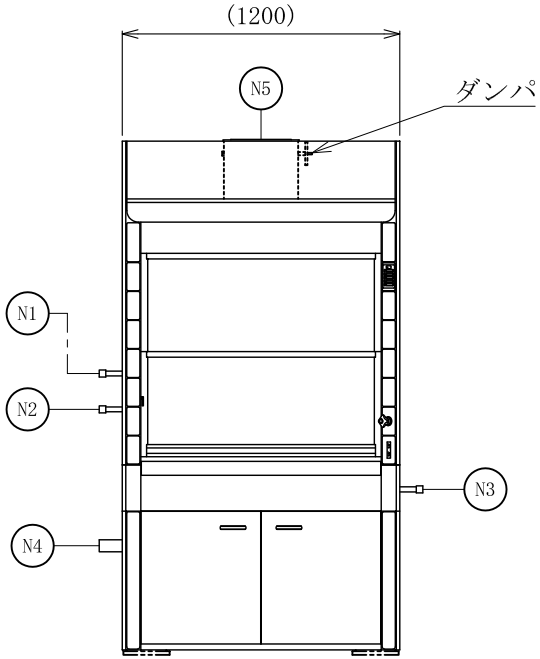

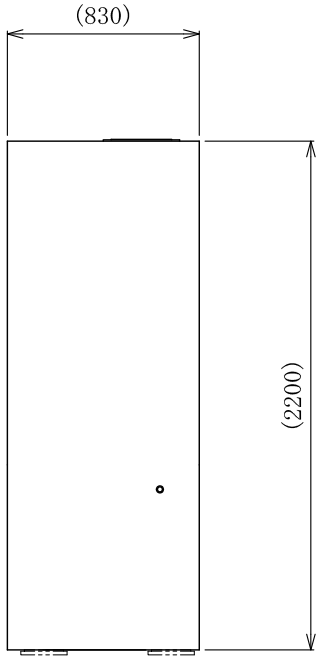

図-126　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液サンプリングフード1の概略図

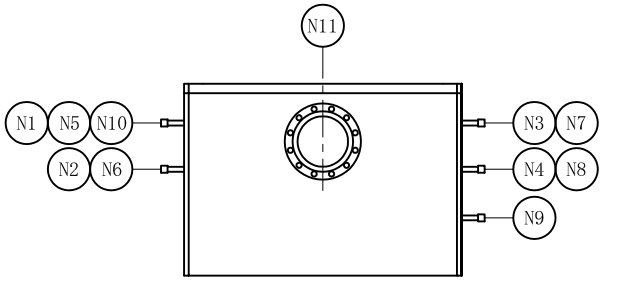

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	廃液入口1	15A×Sch40	SUS304TP	
N2	廃液入口2	15A×Sch40	SUS304TP	
N3	廃液入口3	15A×Sch40	SUS304TP	
N4	廃液入口4	15A×Sch40	SUS304TP	
N5	廃液戻り1	15A×Sch40	SUS304TP	
N6	廃液戻り2	15A×Sch40	SUS304TP	
N7	廃液戻り3	15A×Sch40	SUS304TP	
N8	廃液戻り4	15A×Sch40	SUS304TP	
N9	純水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N10	ドレン	40A×Sch20S	SUS304TP	
N11	排気出口	200A×Sch20S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

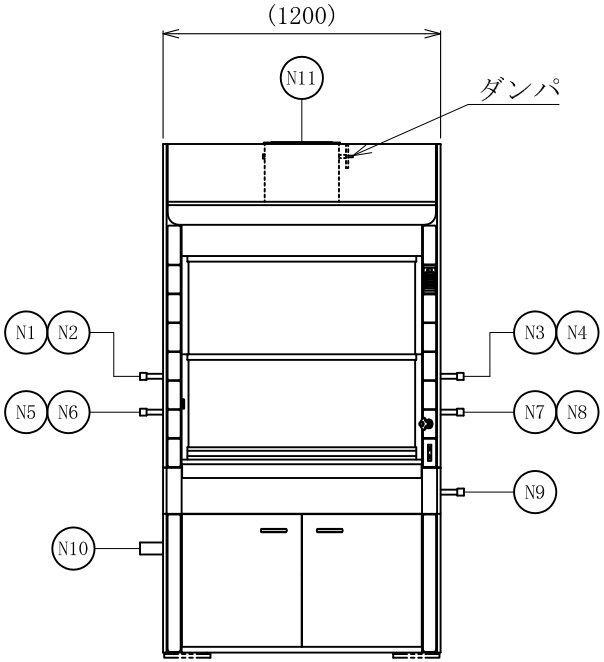

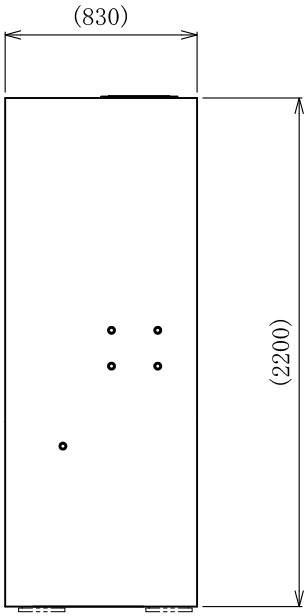

図-127　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液サンプリングフード2の概略図

管台一覧表				
符号	名　称	寸　法	材　質	備　考
N1	液体廃棄物A入口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N2	洗浄塔廃液入口	50A×Sch20S	SUS304TP	
N3	液体廃棄物Aホース接続口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N4	洗浄塔廃液ホース接続口	65A×Sch20S	SUS304TP	
N5	洗浄水入口	15A×Sch40	SUS304TP	
N6	ドレン	15A×Sch40	SUS304TP	
N7	ベント	40A×Sch20S	SUS304TP	

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

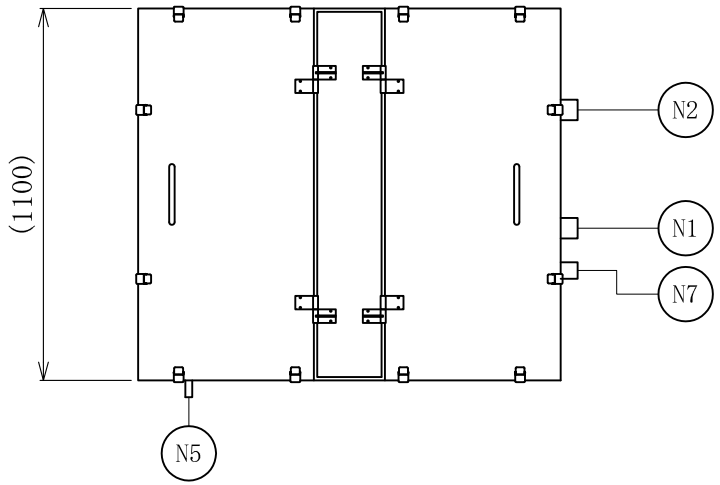

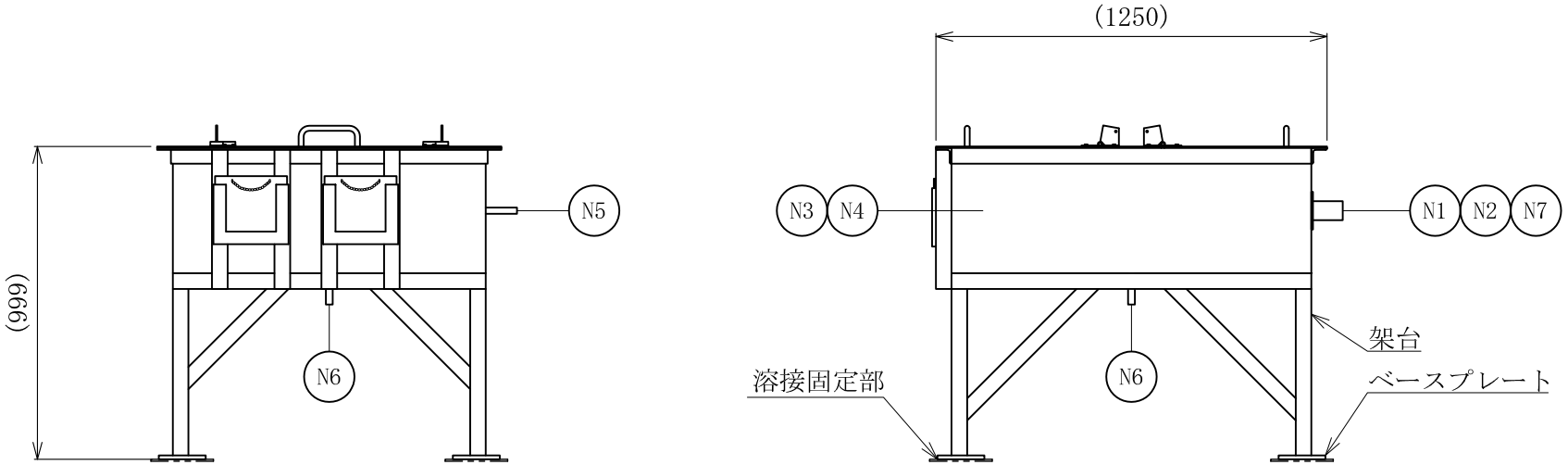

図-128　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の廃液搬出ボックスの概略図

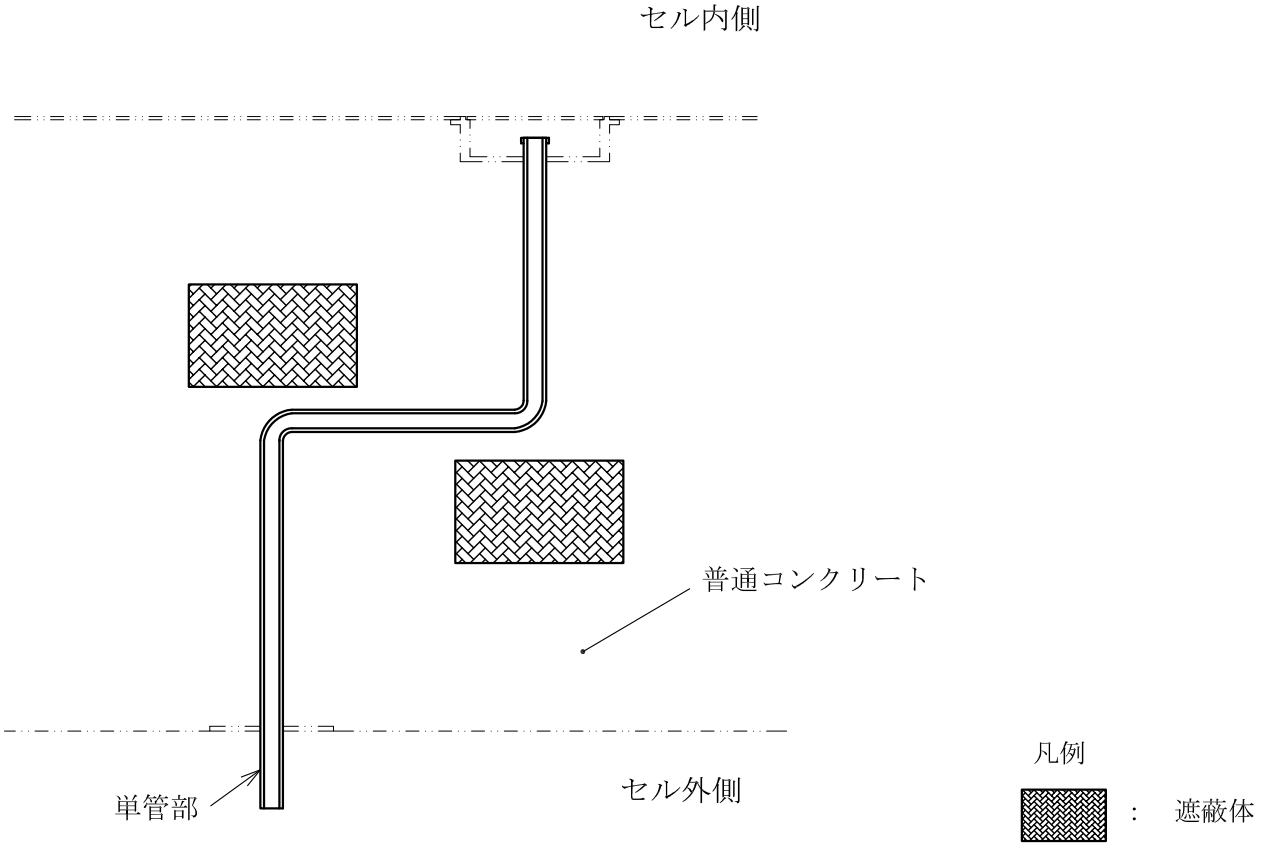

（注記）
配管類（埋設部）の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/43）、（41/43）に記載のとおり。

図-129　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）（40-361、40-362、40-363）の概略図

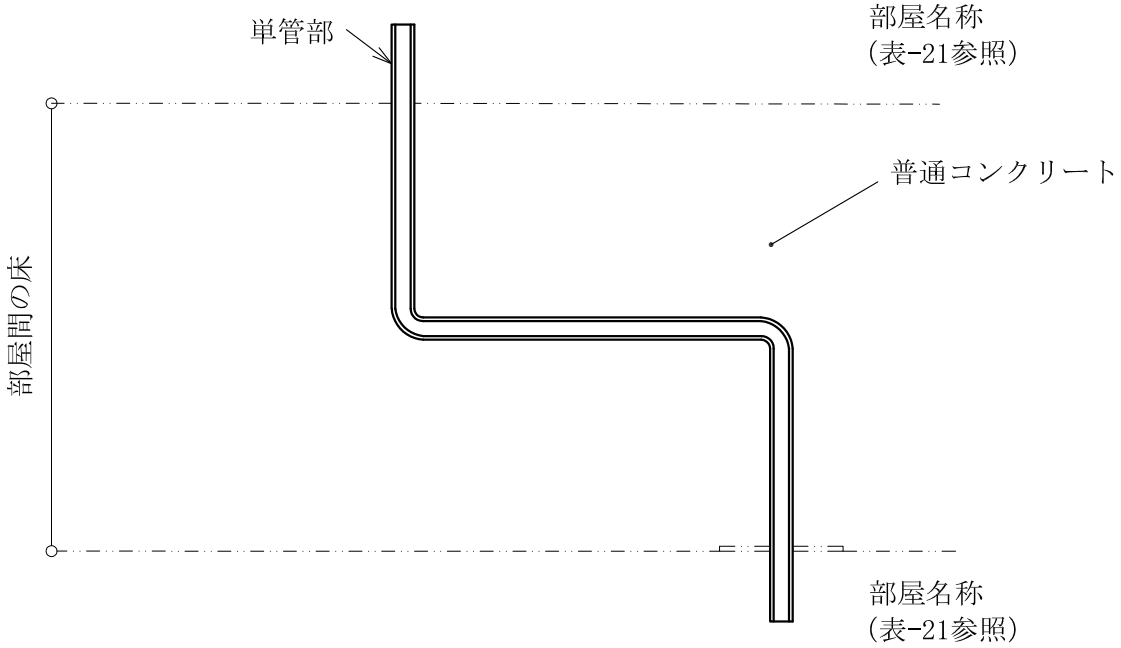

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（2/43）、（32/43）に記載のとおり。

図-130　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）（40-135、40-136、40-501、40-502）の概略図

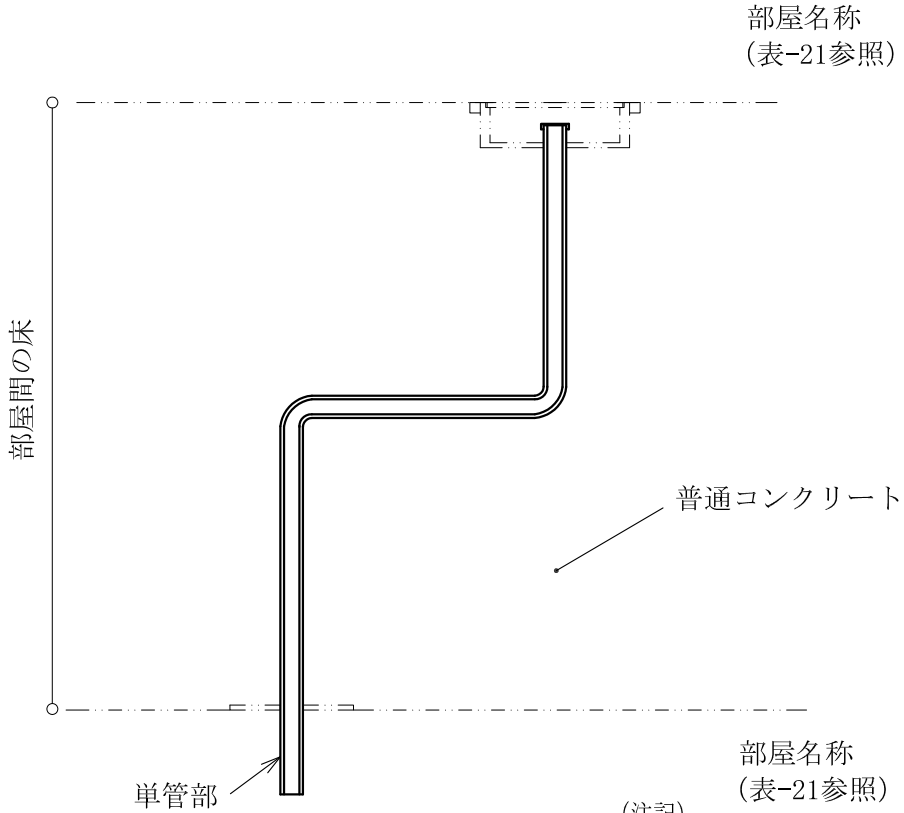

(注記)
配管類（埋設部）の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（3/43）、（33/43）に記載のとおり。

図-131　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）（40-355、40-503、40-504）の概略図

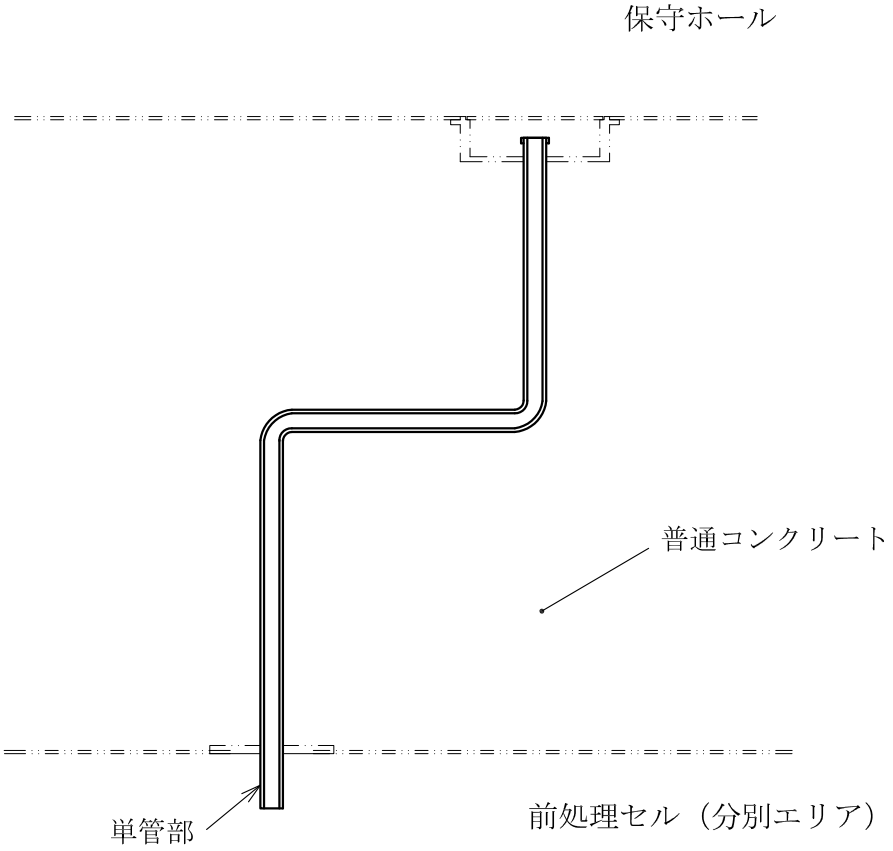

（注記）
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（4/43）に記載のとおり。

図-132　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）（40-508）の概略図

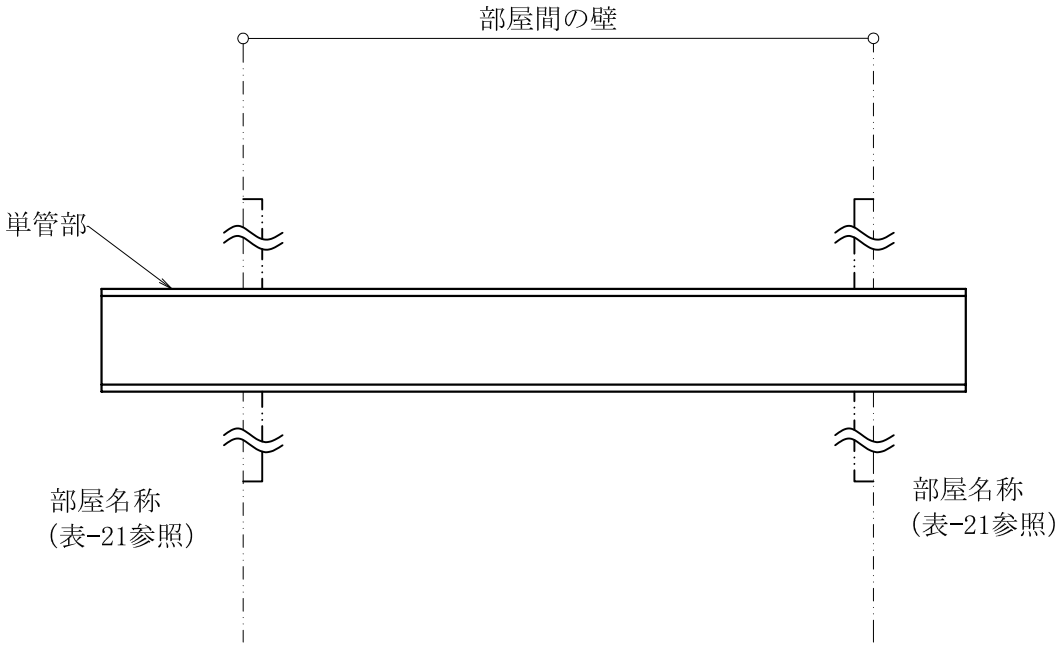

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（5/43）～（26/43）に記載のとおり。

図-133　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）（配管集合部）の概略図

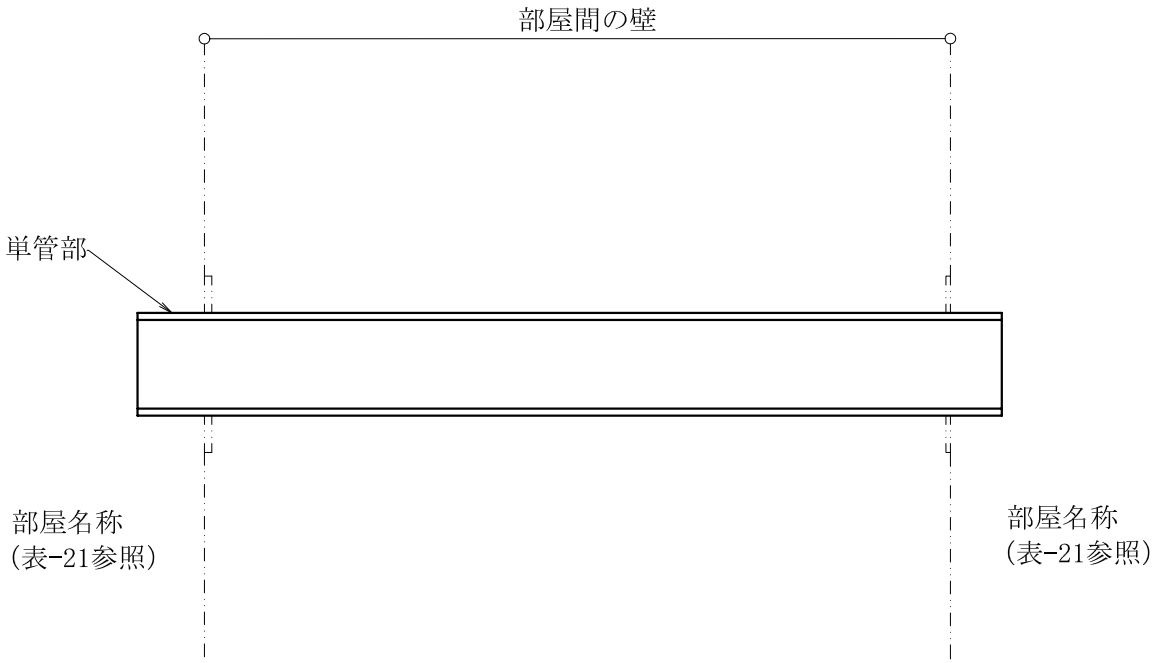

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（27/43）～（29/43）に記載のとおり。

図-134　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その1）

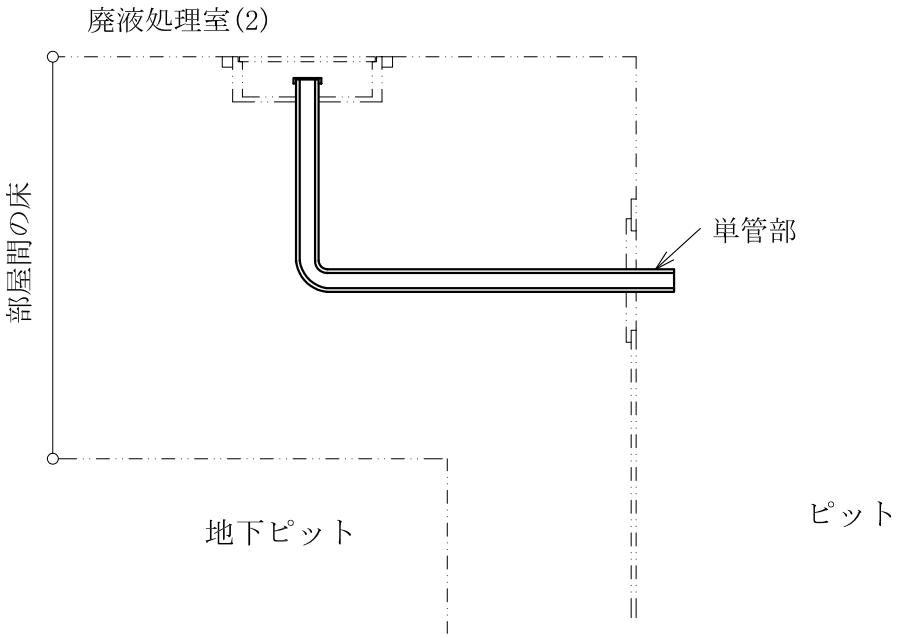

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（30/43）に記載のとおり。

図-135　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その2）

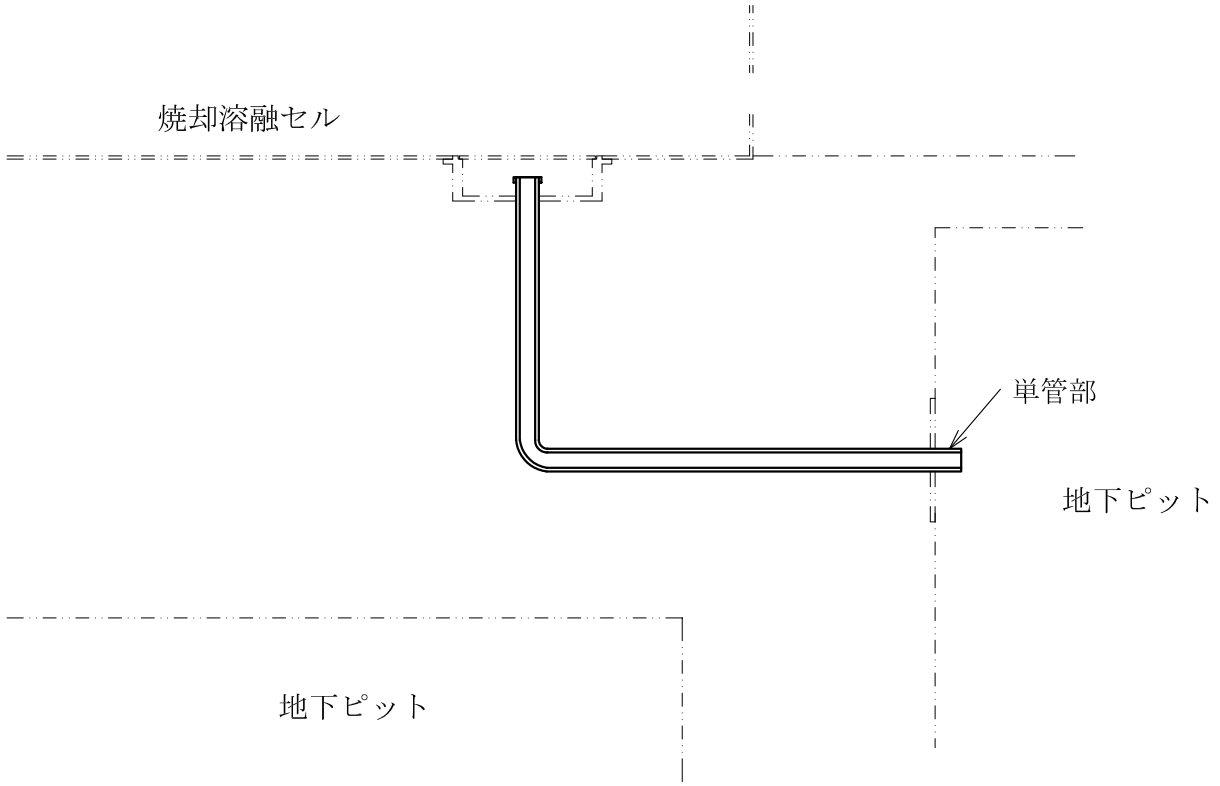

（注記）
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（31/43）に記載のとおり。

図-136　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その3）

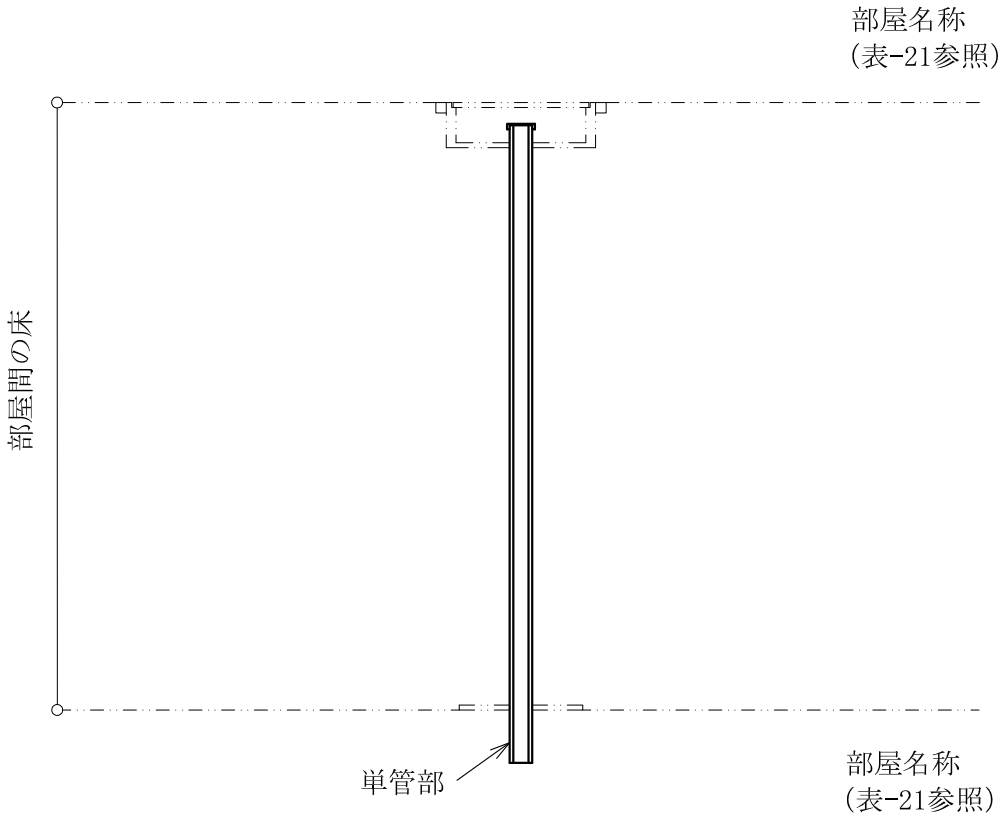

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（34/43）～（36/43）に記載のとおり。

図-137　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その4）

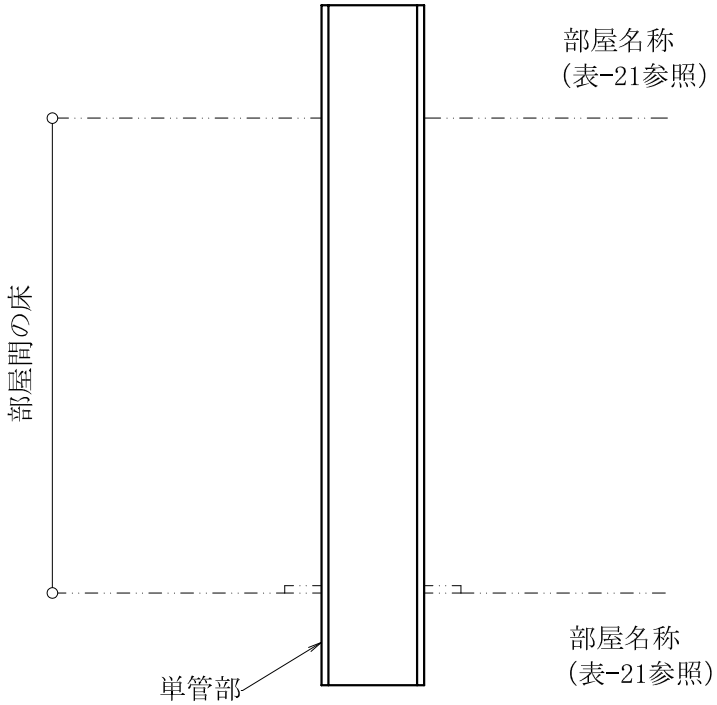

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（32/43）、（37/43）～（40/43）に記載のとおり。

図-138　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その5）

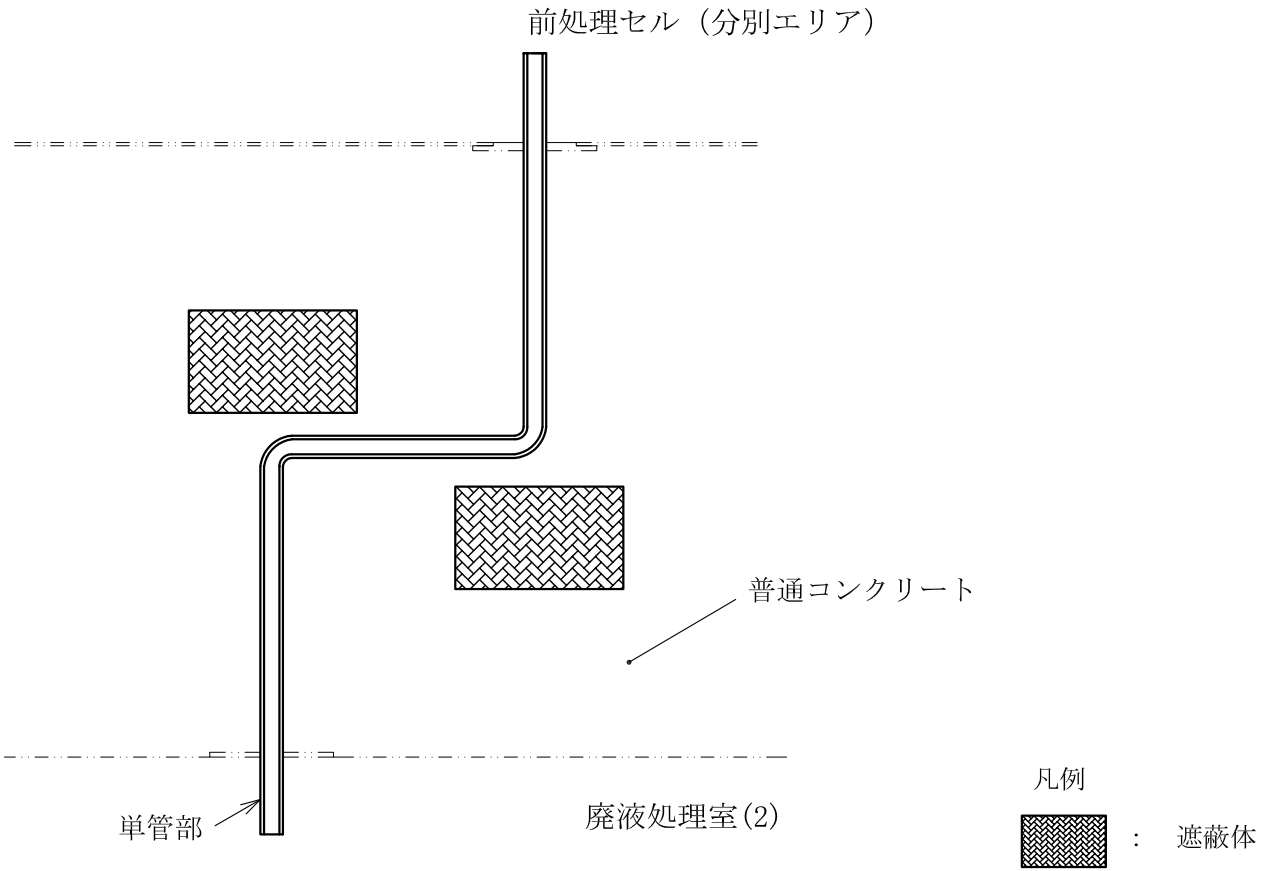

（注記）
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（42/43）に記載のとおり。

図-139　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その6）

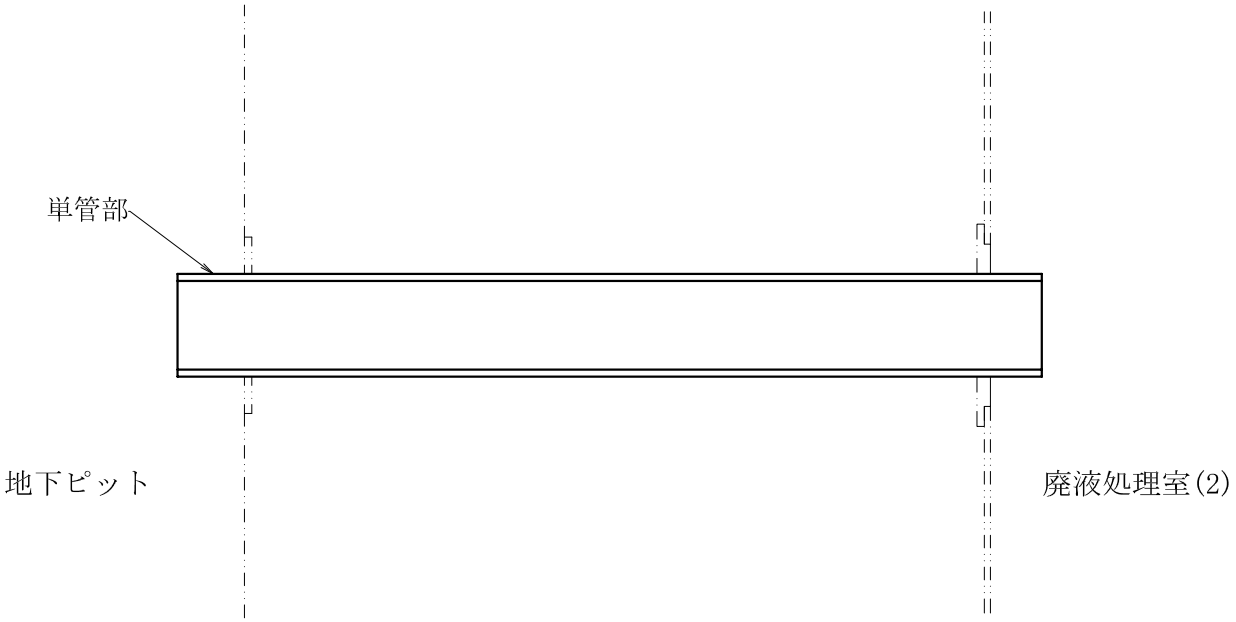

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-21　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（43/43）に記載のとおり。

図-140　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の概略図（その7）

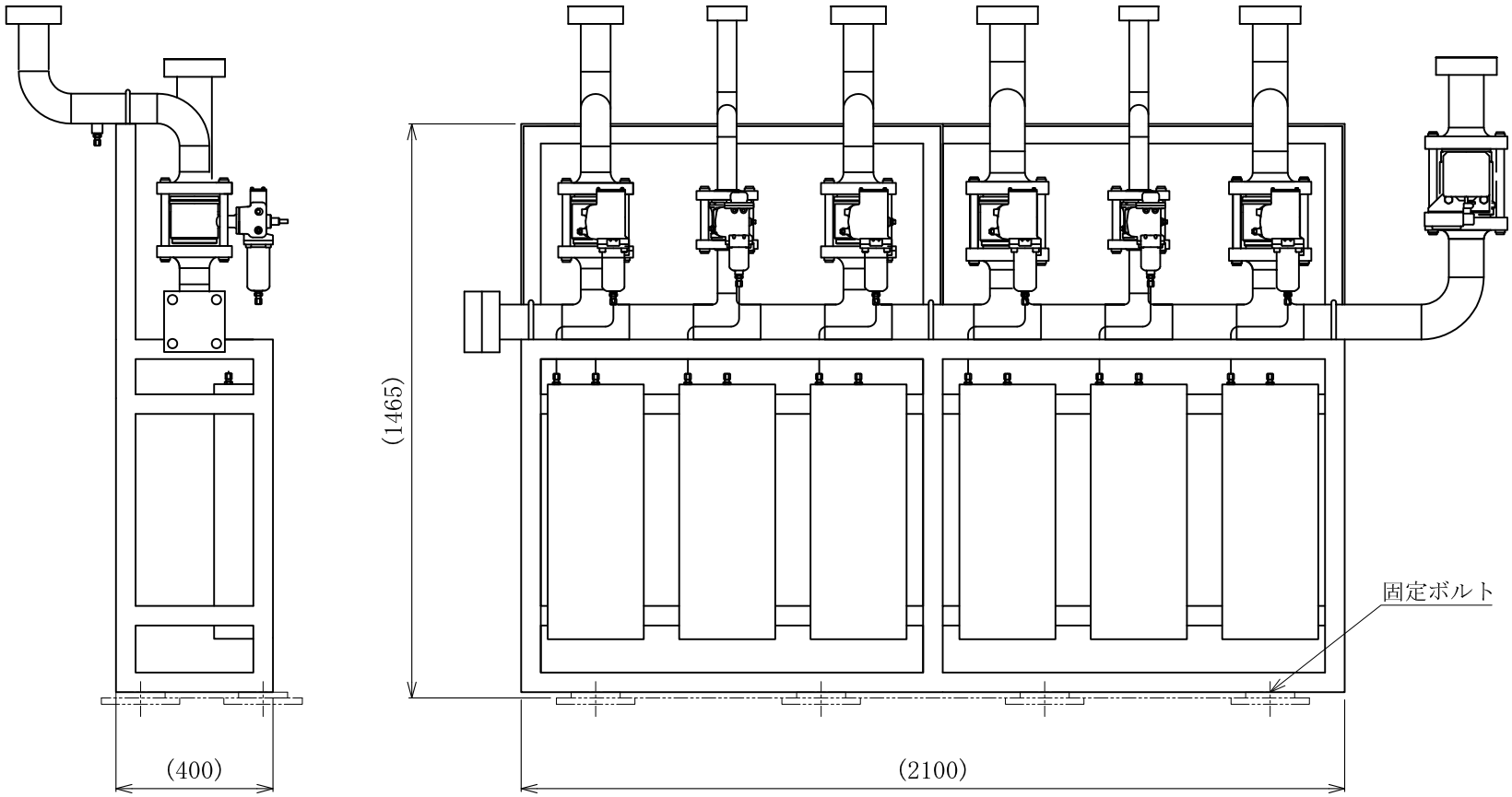

図-141　ガス消火設備の選択弁ユニットの概略図

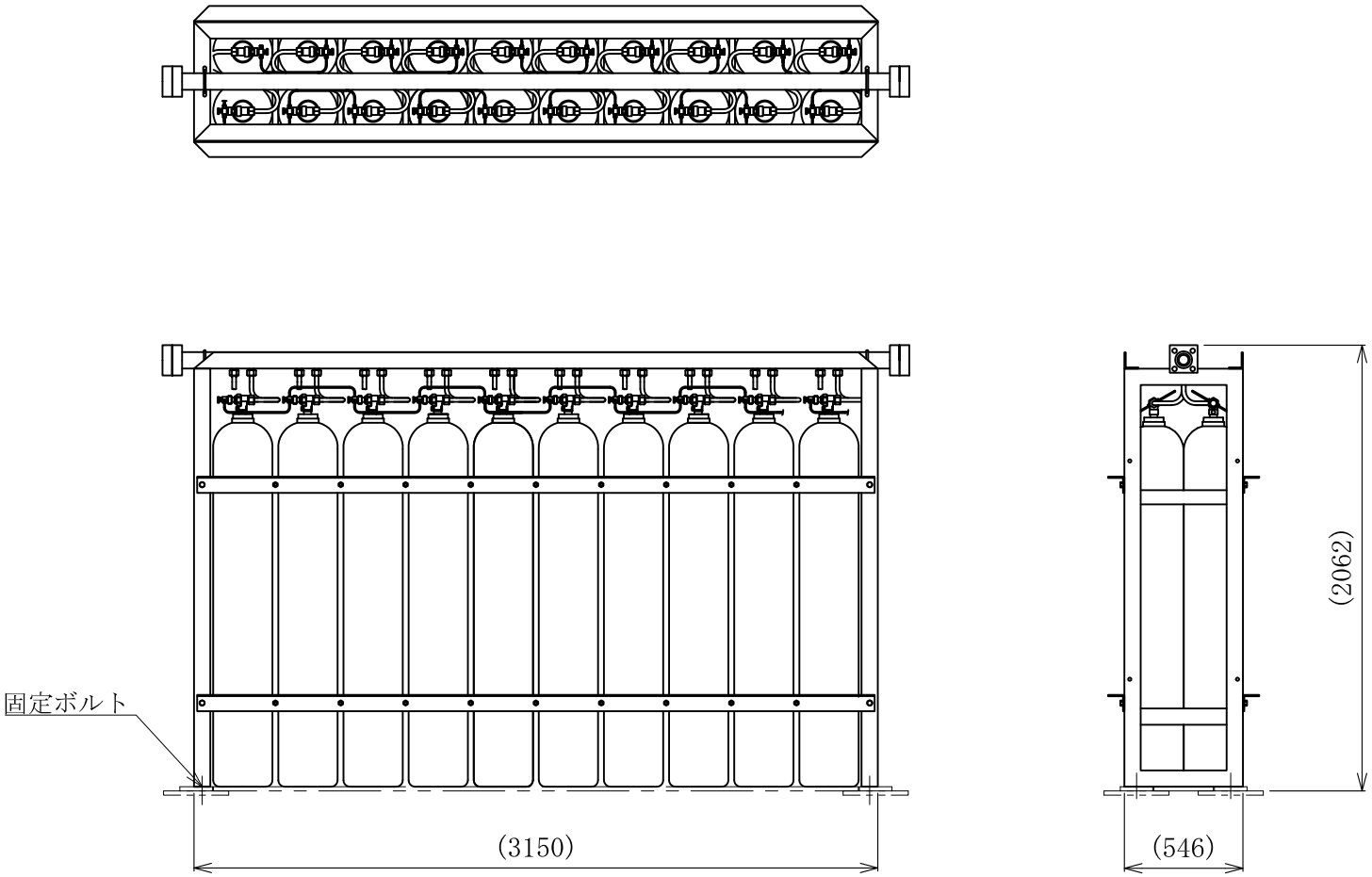

図-142　ガス消火設備の貯蔵容器ユニットの概略図

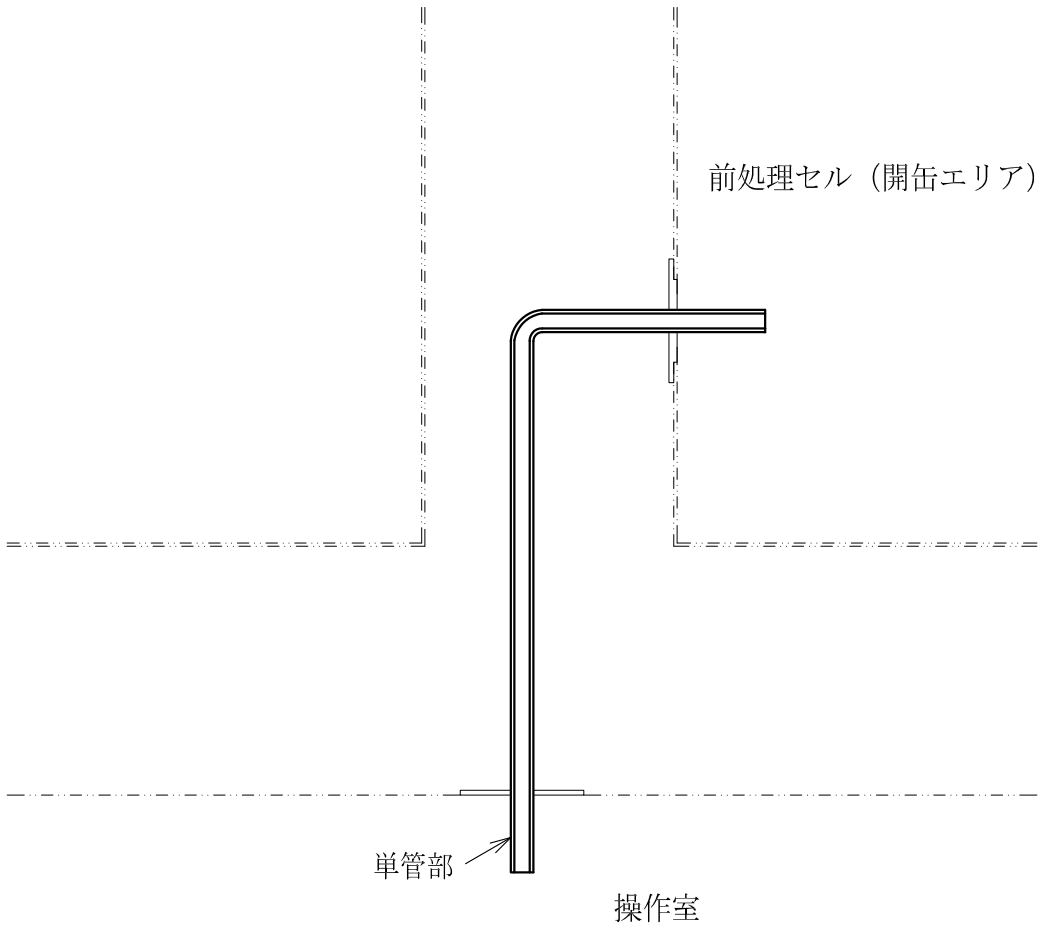

（注記）
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/6）に記載のとおり。

図-143　ガス消火設備の配管類（埋設部）（220-464）の概略図

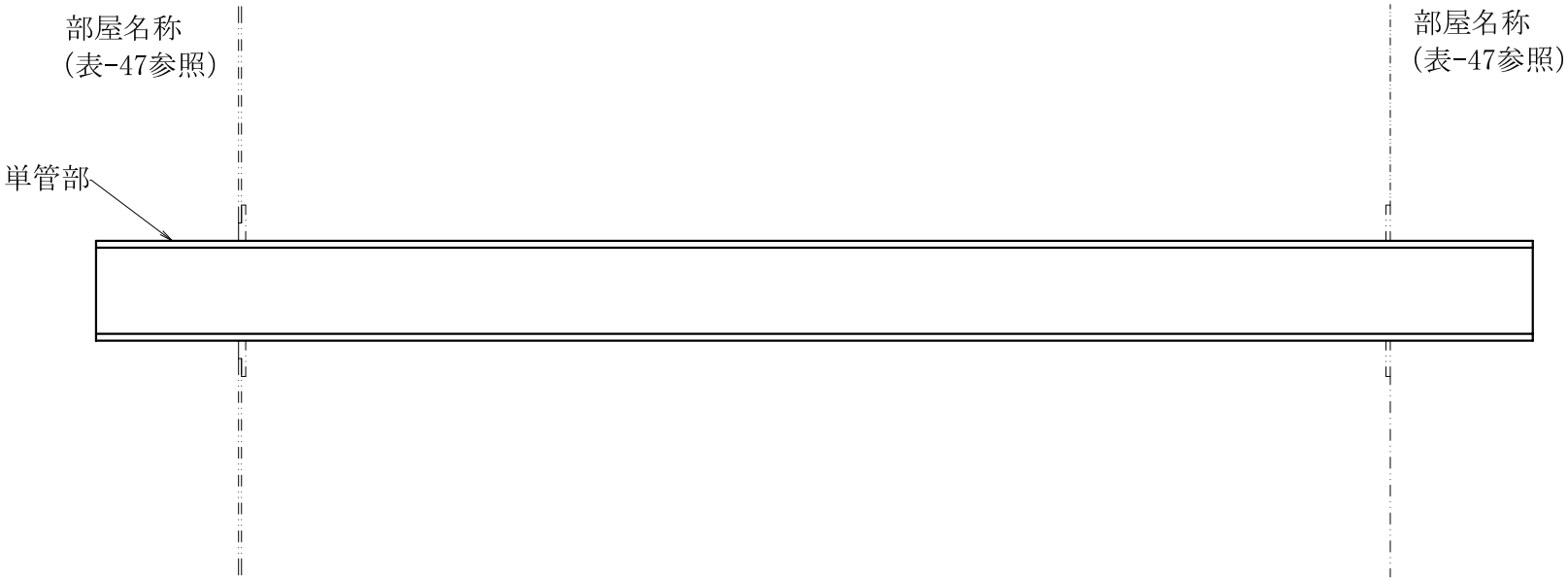

(注記)
配管類（埋設部）及び設置場所の番号は、表-47　ガス消火設備の配管類（埋設部）に係る設計条件及び仕様（1/6）～（2/6）に記載のとおり。

図-144　ガス消火設備の配管類（埋設部）の概略図（その1）

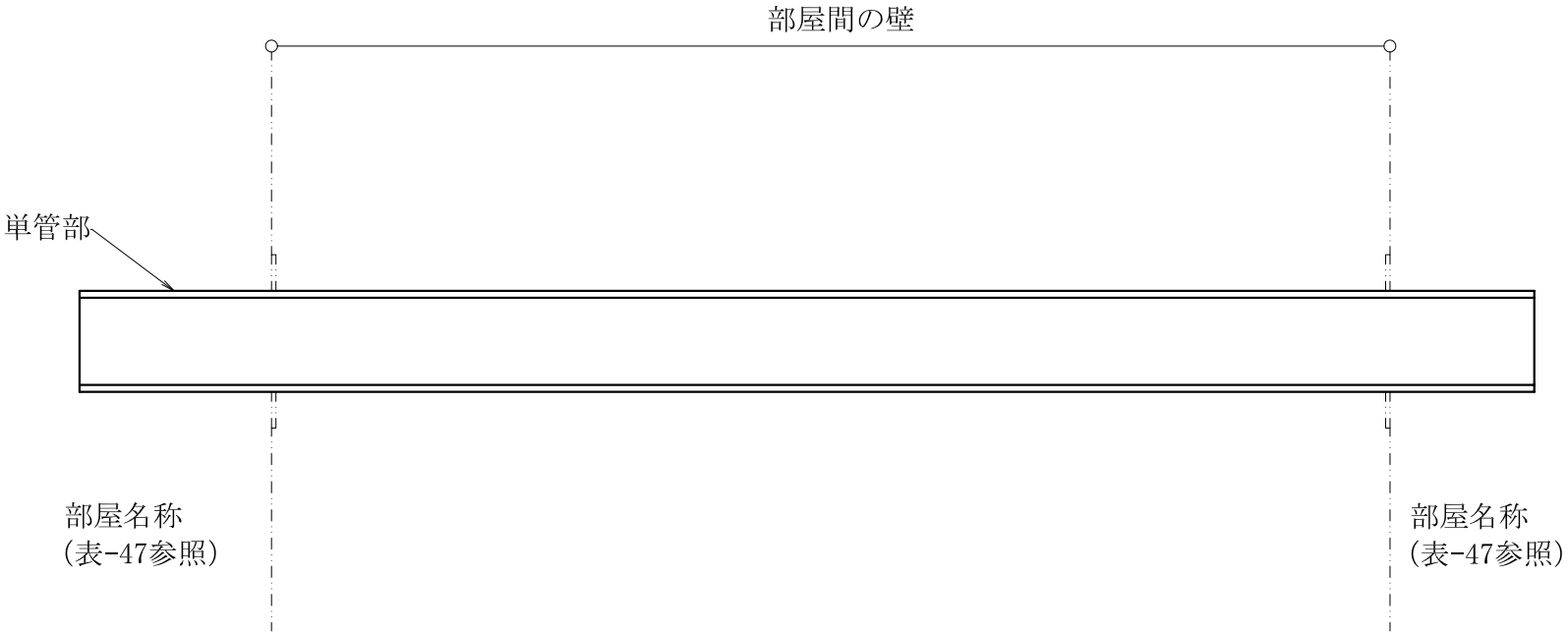

(注記)
配管類(埋設部)及び設置場所の番号は、表-47　ガス消火設備の配管類(埋設部)に係る設計条件及び仕様(3/6)～(6/6)に記載のとおり。

図-145　ガス消火設備の配管類(埋設部)の概略図(その2)

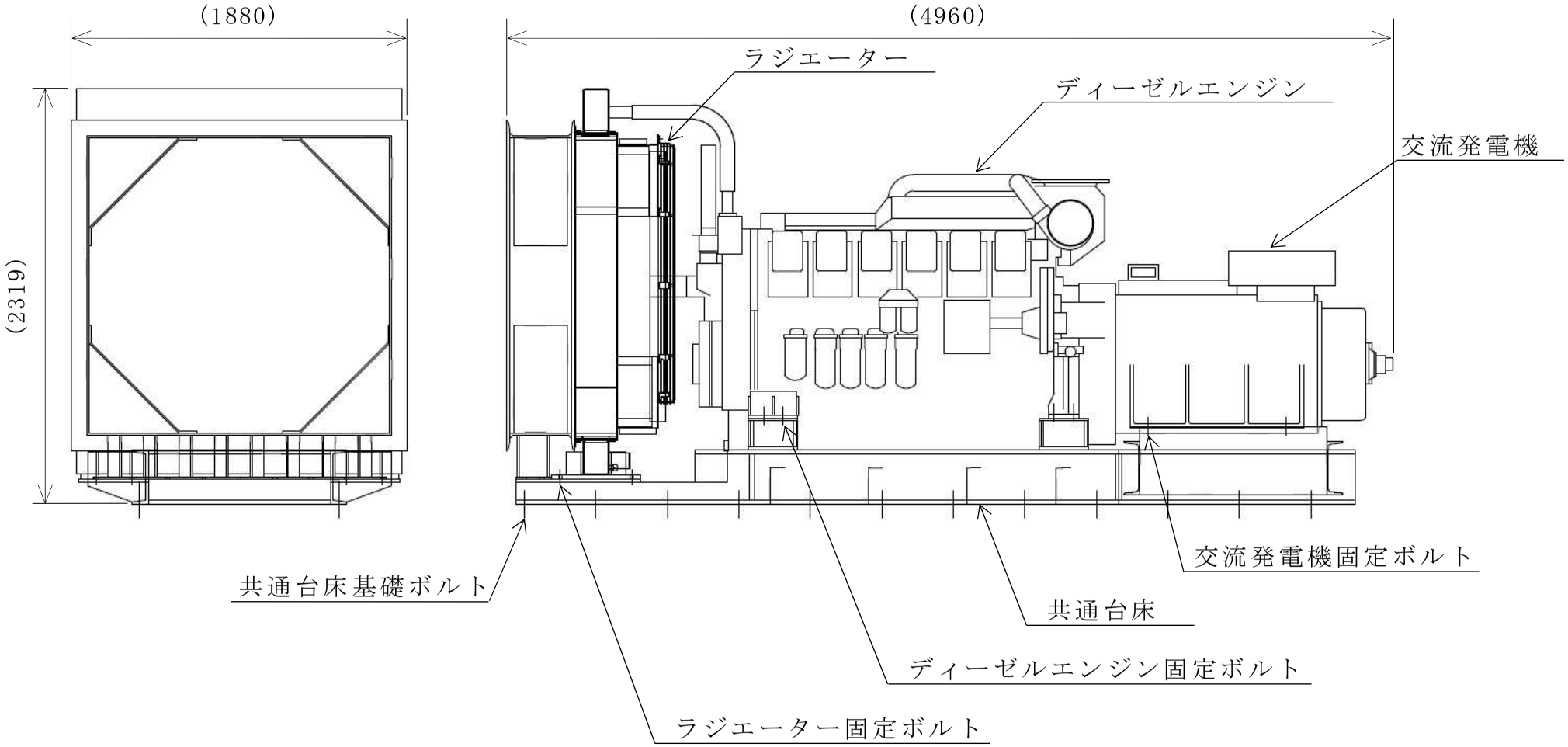

図-146　予備電源設備のディーゼル発電機の概略図

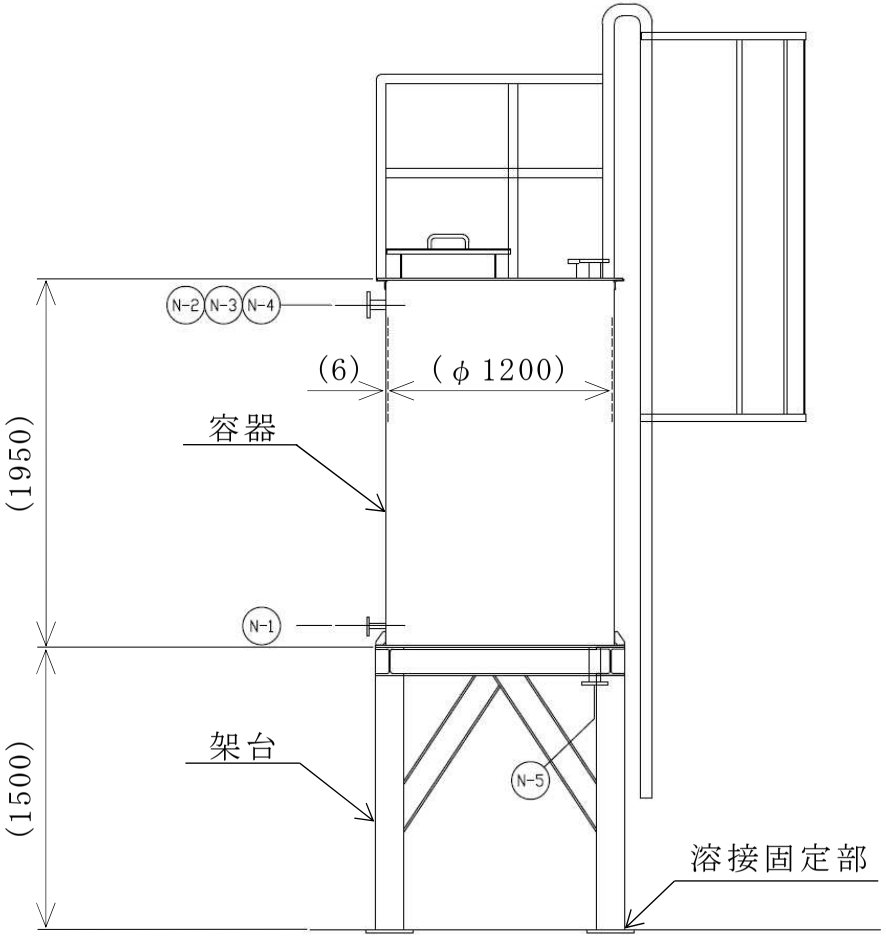

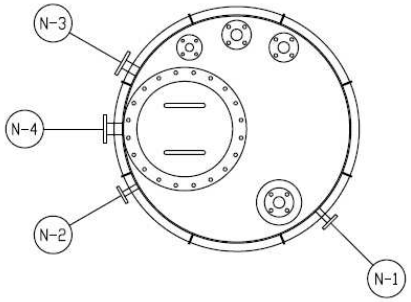

記号	名　称
N-1	燃料出口
N-2	燃料入口
N-3	燃料補給口
N-4	オーバーフロー
N-5	ドレン

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

図-147　予備電源設備の燃料小出槽の概略図

記号	名　称
N-1	始動空気入口
N-2	始動空気出口
N-3	ドレン
N-4	安全弁座
N-5	圧力計座

注）ノズルオリエンテーションは平面図を参照のこと。

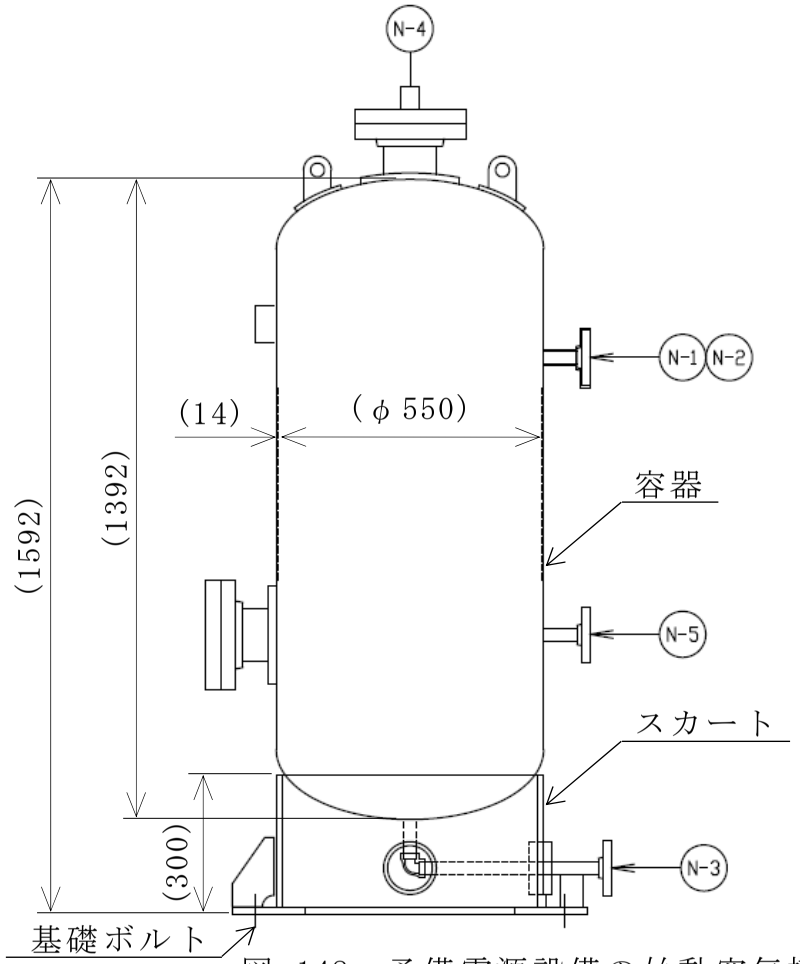

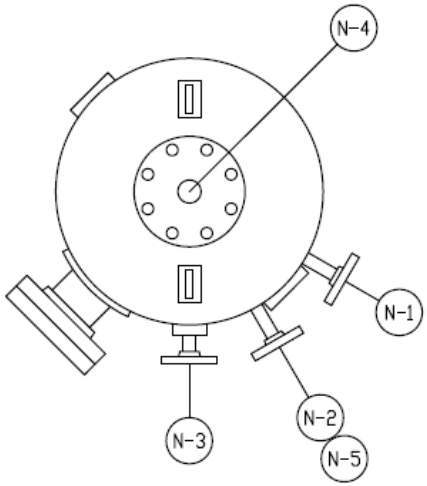

図-148　予備電源設備の始動空気槽No.1、No.2の概略図

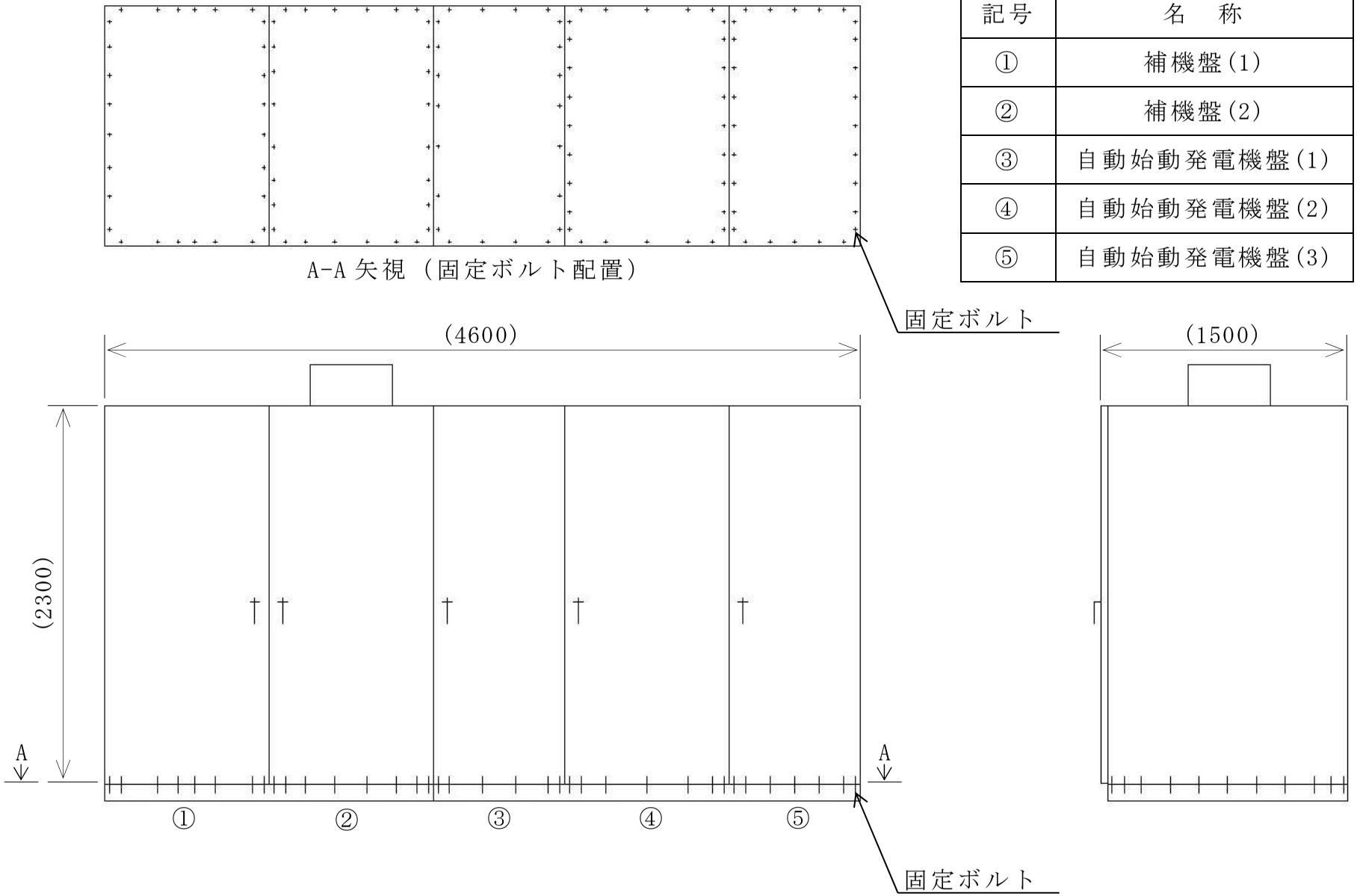

記号	名　称
①	補機盤(1)
②	補機盤(2)
③	自動始動発電機盤(1)
④	自動始動発電機盤(2)
⑤	自動始動発電機盤(3)

図-149　予備電源設備の発電装置現場盤の概略図

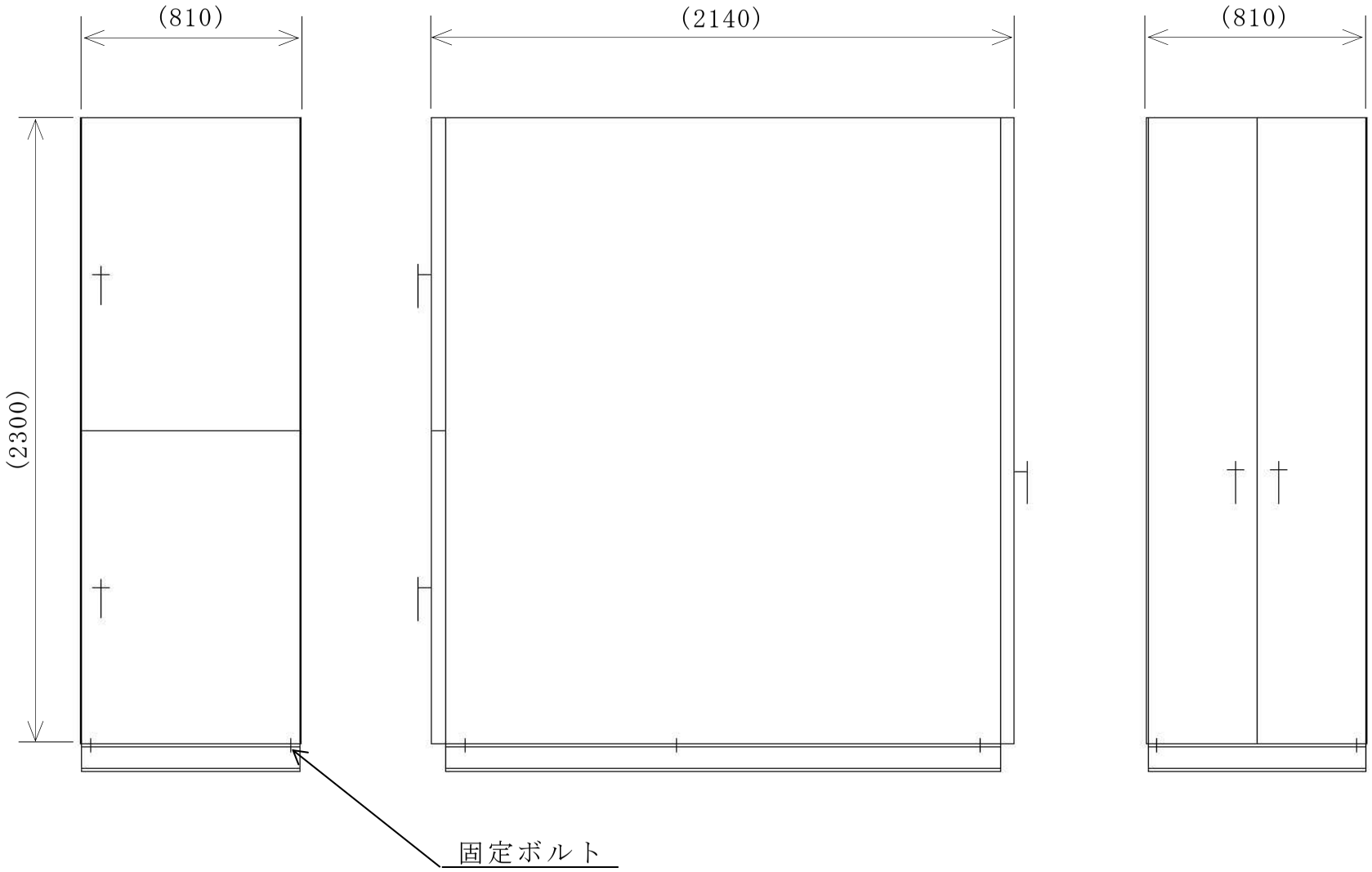

図-150　予備電源設備の発電機連絡盤の概略図

記号	名　称
①	入力盤
②	CVCF 盤(1)
③	CVCF 盤(2)
④	CVCF 盤(3)
⑤	スコットトランス盤
⑥	負荷分岐盤

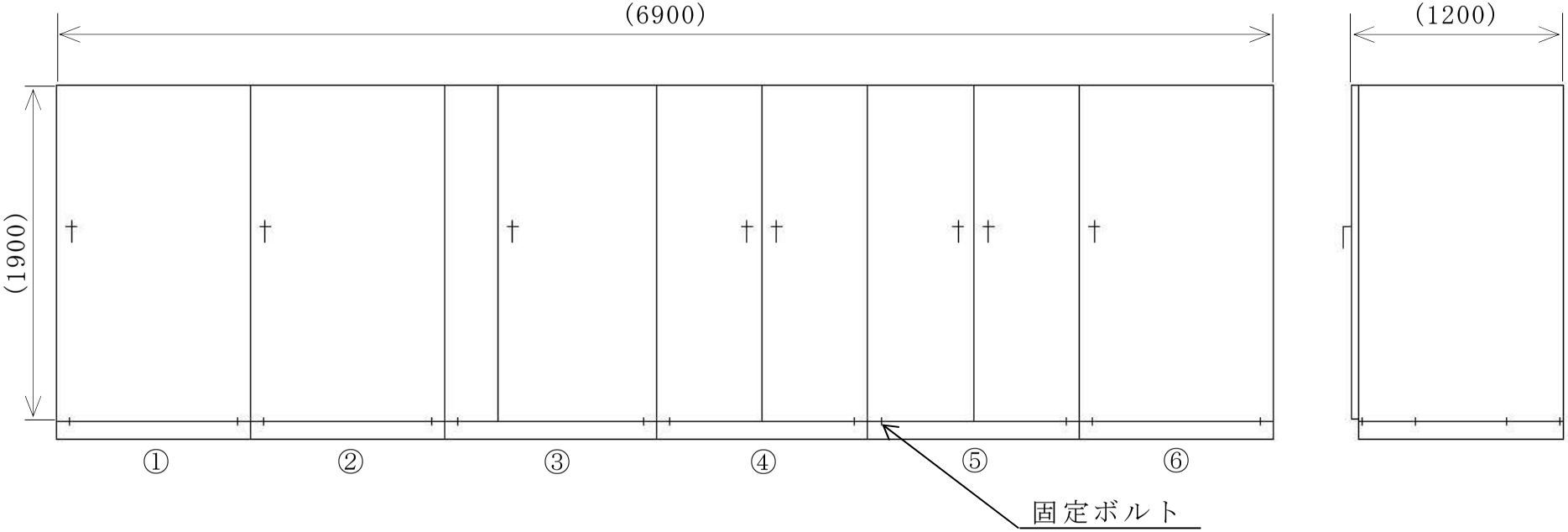

図-151　予備電源設備の無停電電源装置（CVCF 列盤）の概略図

記号	名　称
①	蓄電池盤(1)
②	蓄電池盤(2)
③	蓄電池盤(3)
④	蓄電池盤(4)

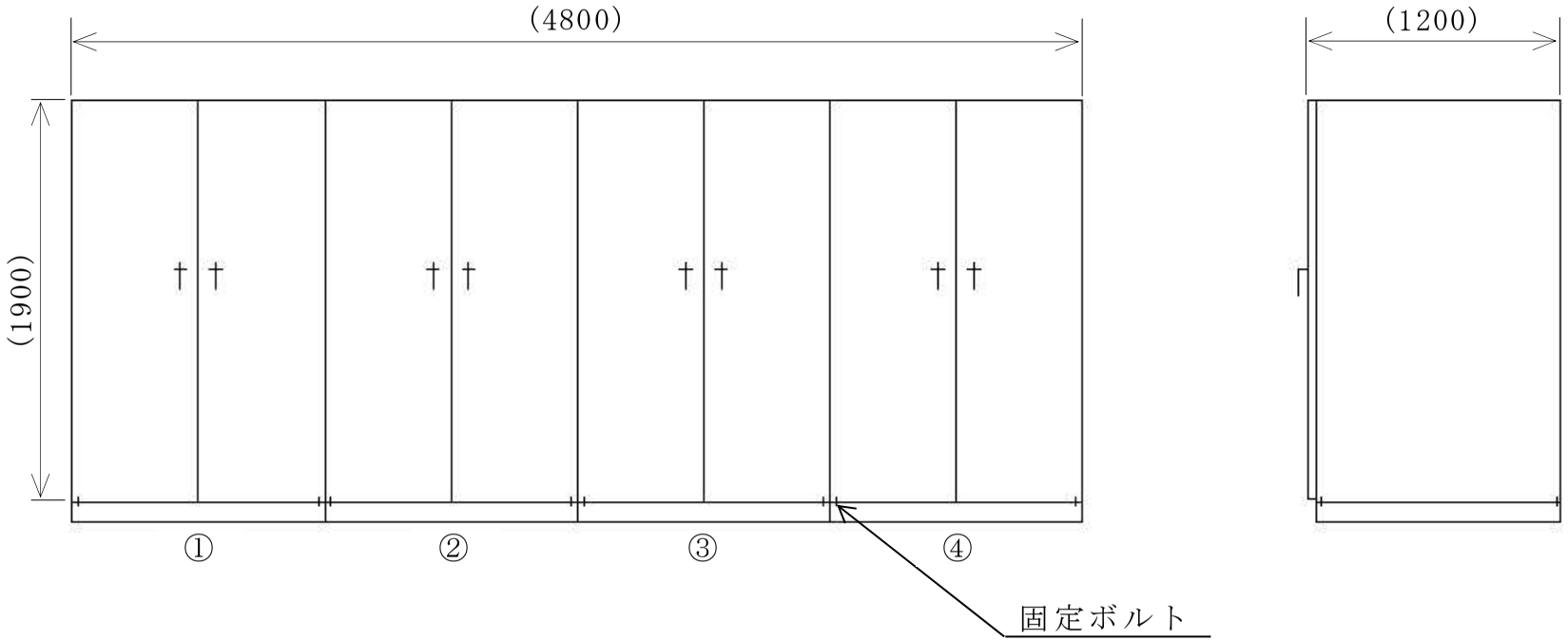

図-152　予備電源設備の無停電電源装置（蓄電池列盤）の概略図

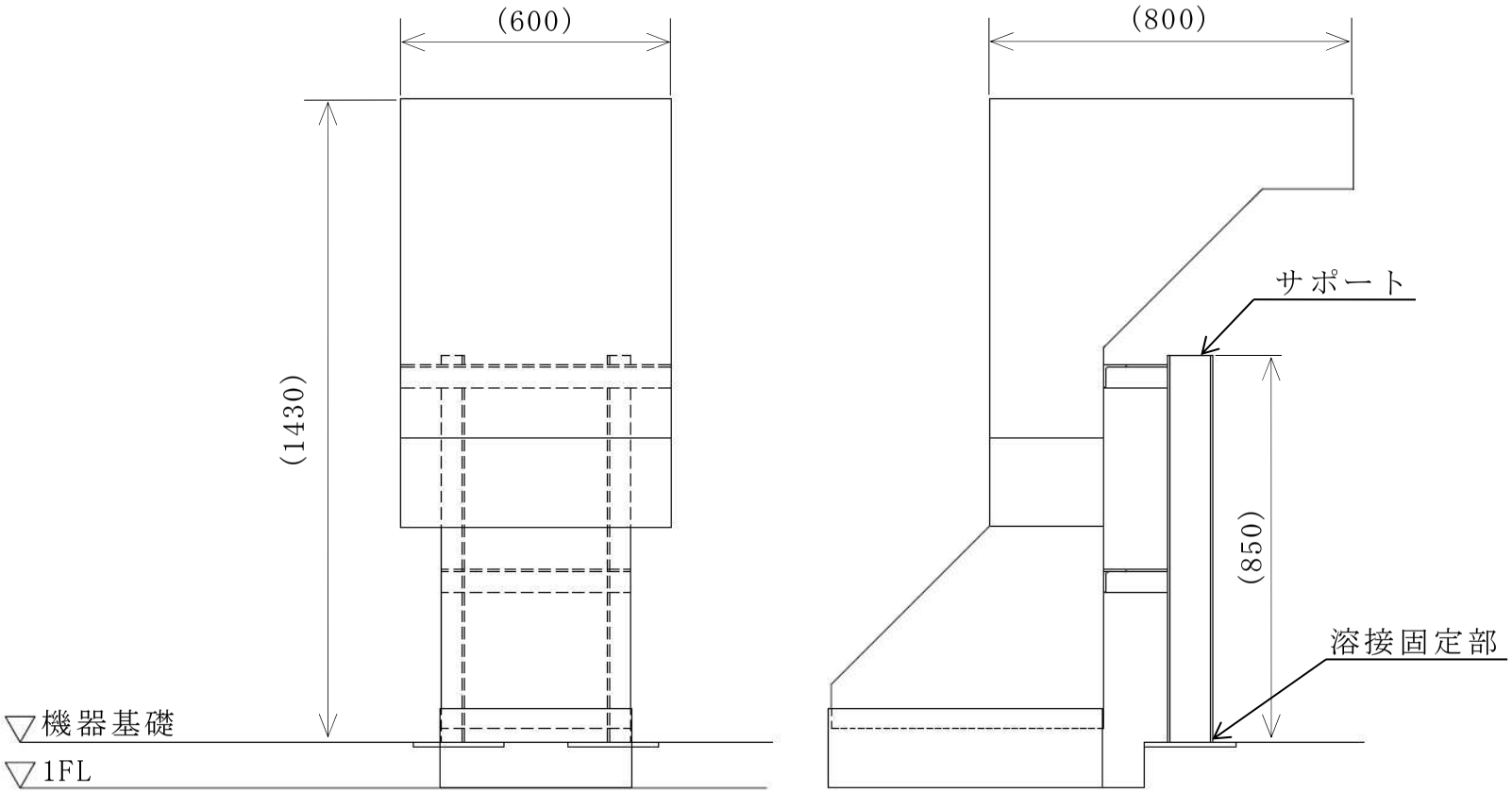

図-153　予備電源設備のケーブルダクトの概略図

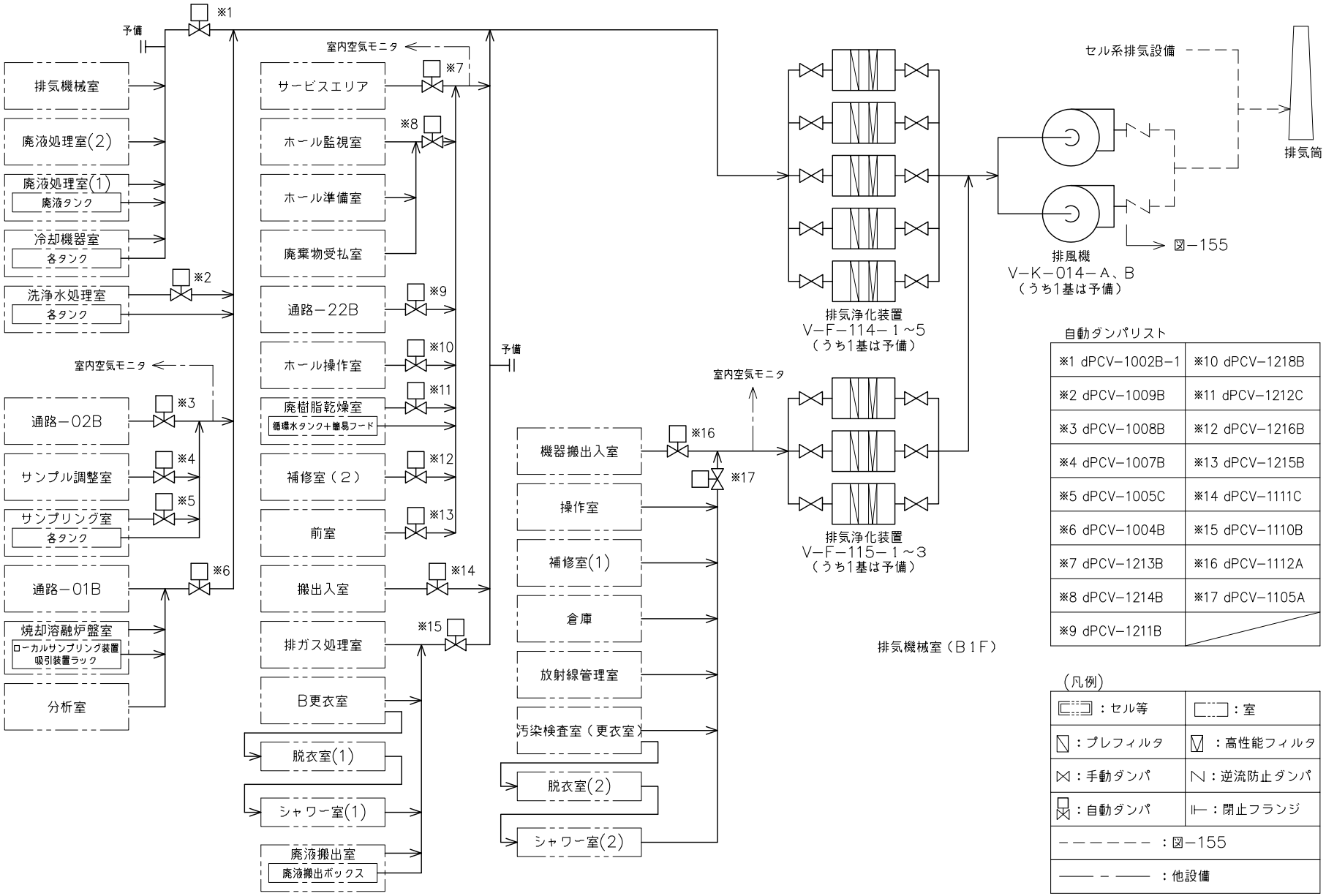

自動ダンパリスト

※1 dPCV－1002B－1	※10 dPCV－1218B
※2 dPCV－1009B	※11 dPCV－1212C
※3 dPCV－1008B	※12 dPCV－1216B
※4 dPCV－1007B	※13 dPCV－1215B
※5 dPCV－1005C	※14 dPCV－1111C
※6 dPCV－1004B	※15 dPCV－1110B
※7 dPCV－1213B	※16 dPCV－1112A
※8 dPCV－1214B	※17 dPCV－1105A
※9 dPCV－1211B	

(凡例)

：セル等	：室
：プレフィルタ	：高性能フィルタ
：手動ダンパ	：逆流防止ダンパ
：自動ダンパ	：閉止フランジ
－－－－－－－ ：図－155	
――― － ――― ：他設備	

図-154　気体廃棄物の廃棄施設　管理区域系排気設備系統図

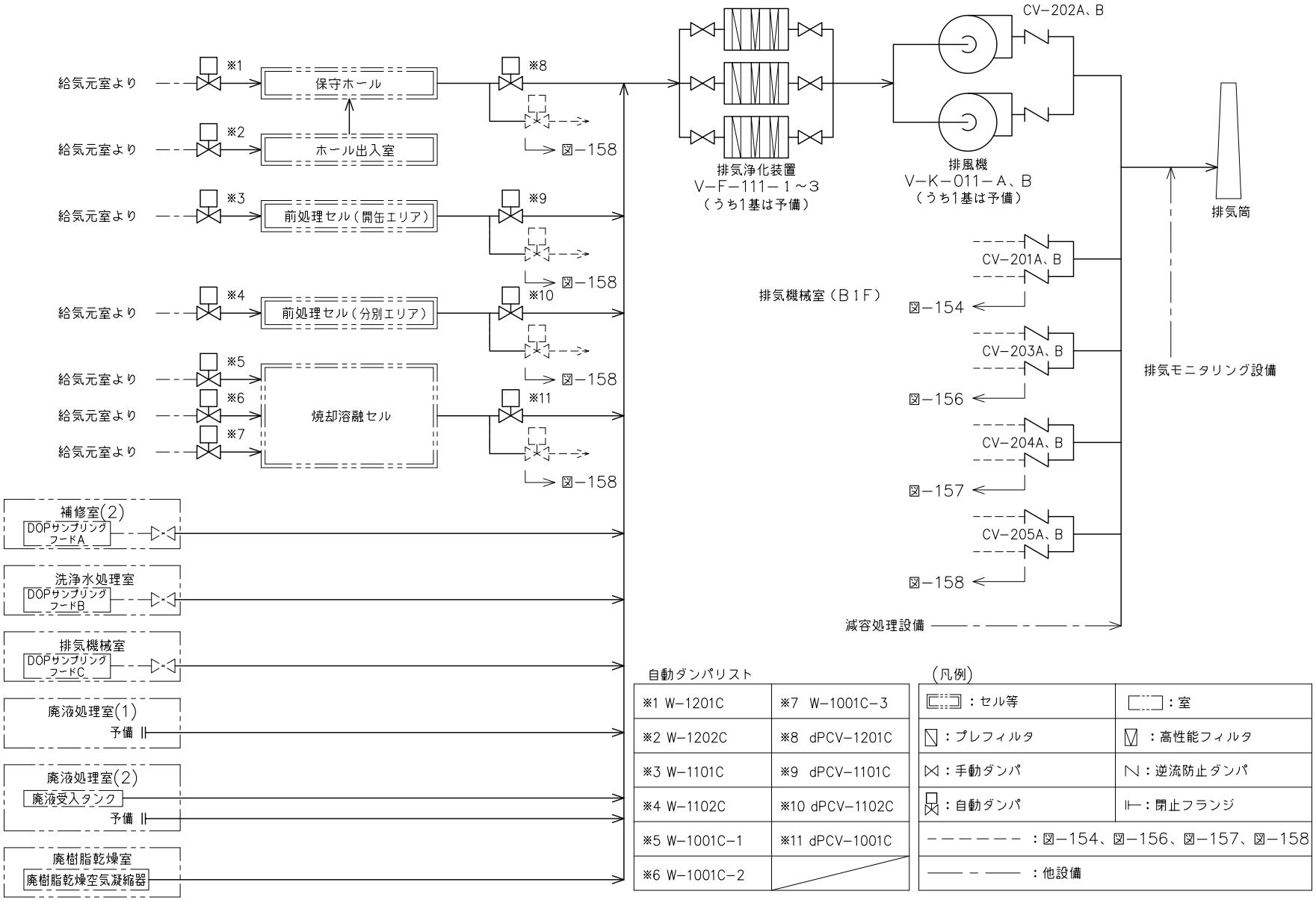

図−155　気体廃棄物の廃棄施設　セル系排気設備系統図

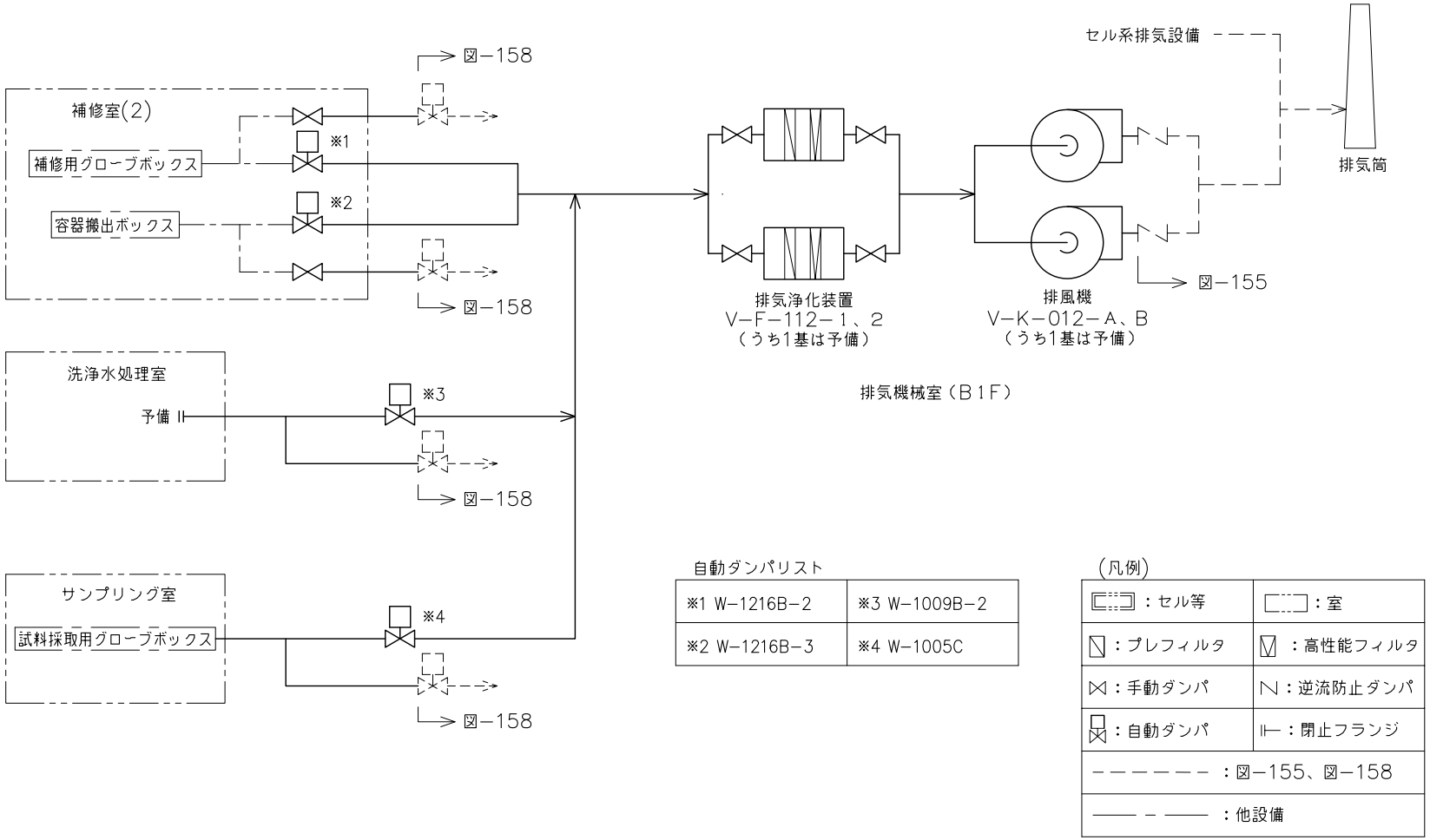

図−156　気体廃棄物の廃棄施設　グローブボックス系排気設備系統図

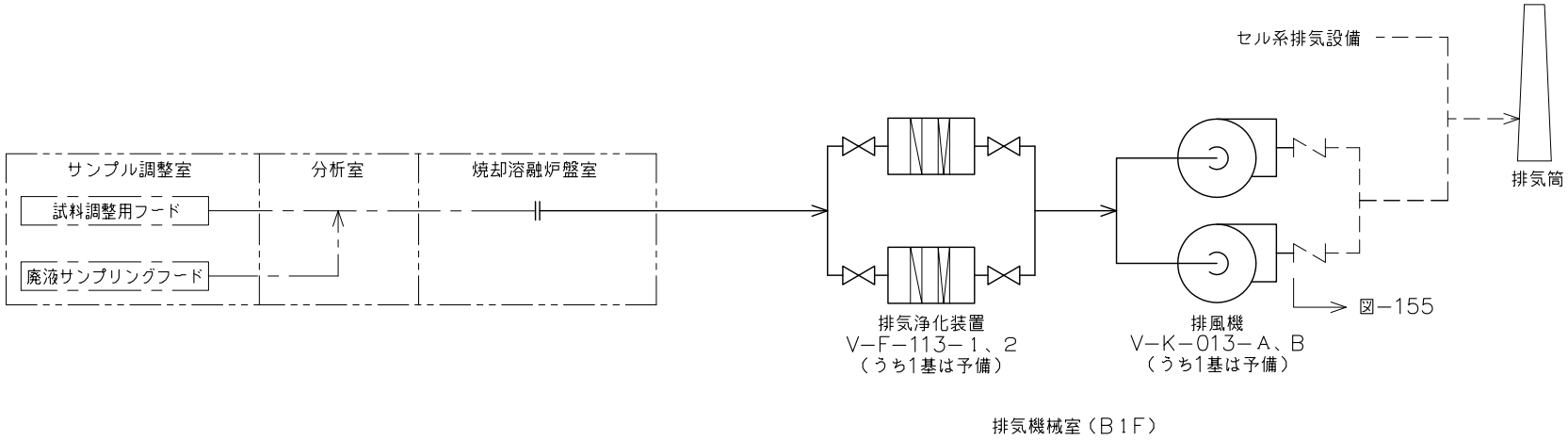

（凡例）

：セル等	：室
：プレフィルタ	：高性能フィルタ
：手動ダンパ	：逆流防止ダンパ
：取合いフランジ	
：図−155	
：他設備	

図-157　気体廃棄物の廃棄施設　フード系排気設備系統図

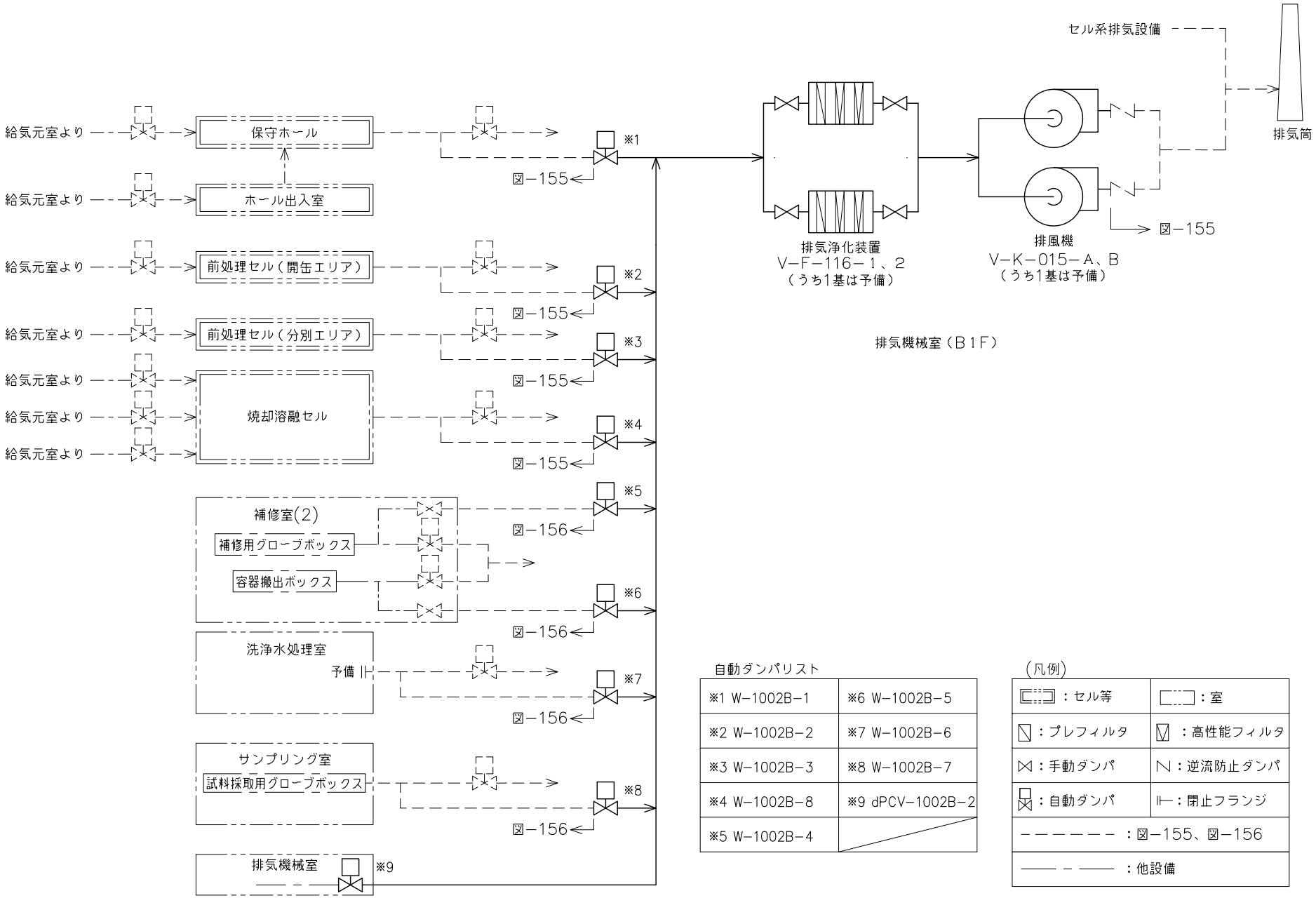

図−158　気体廃棄物の廃棄施設　予備系排気設備系統図

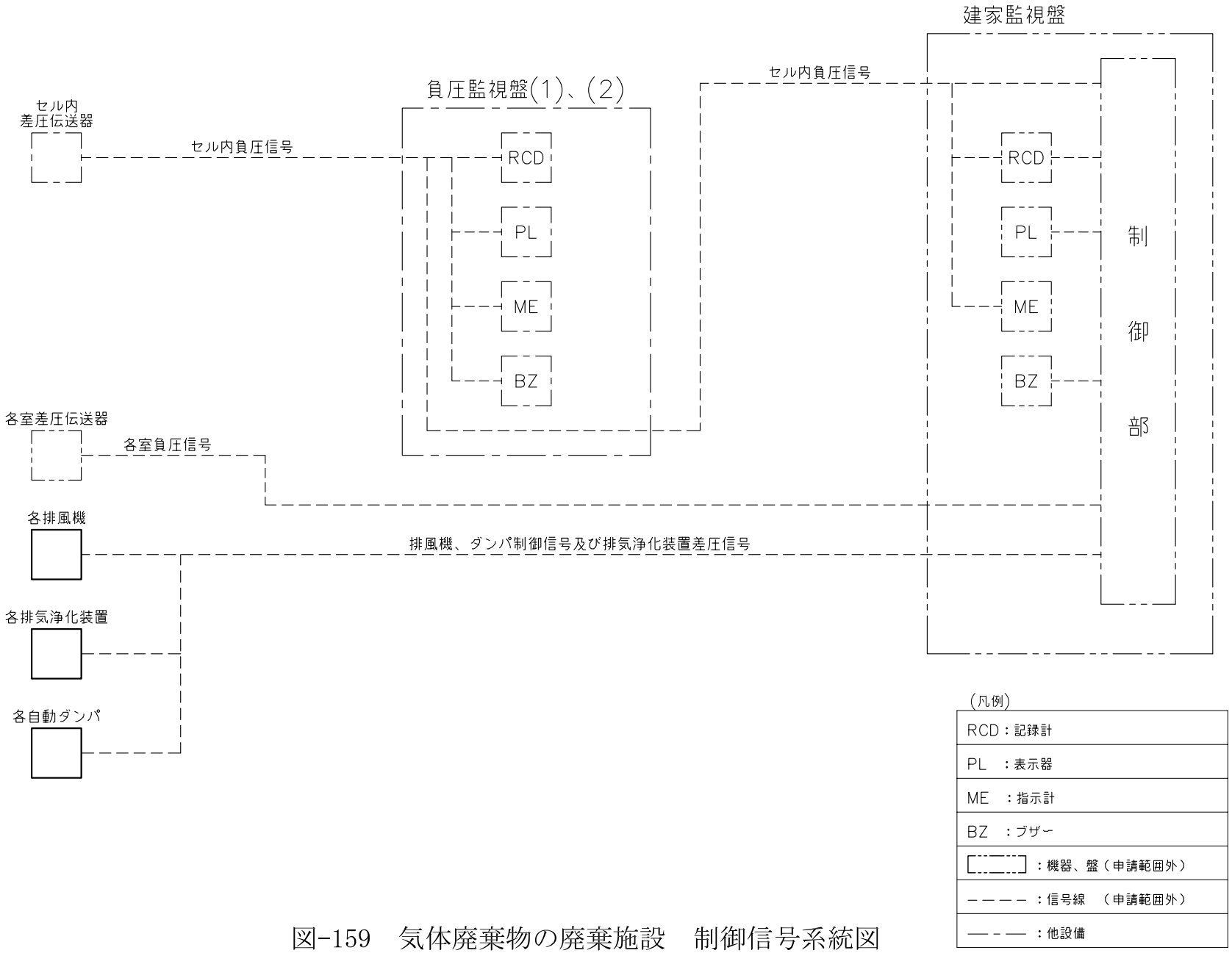

図-159　気体廃棄物の廃棄施設　制御信号系統図

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図凡例

シンボル	名　称	シンボル	名　称
	弁（グローブ弁）	―-――	申請範囲外
	弁（グローブ弁（常時閉））	―-―	他設備
	弁（ボール弁（常時閉））		
	弁（逆止弁）		
A	弁（ボール弁（空気作動式））		
A	弁（ボール弁（空気作動式）（常時閉））		
	レジューサ		
	クイックコネクタ		
	フランジ		
	フレキシブルホース		

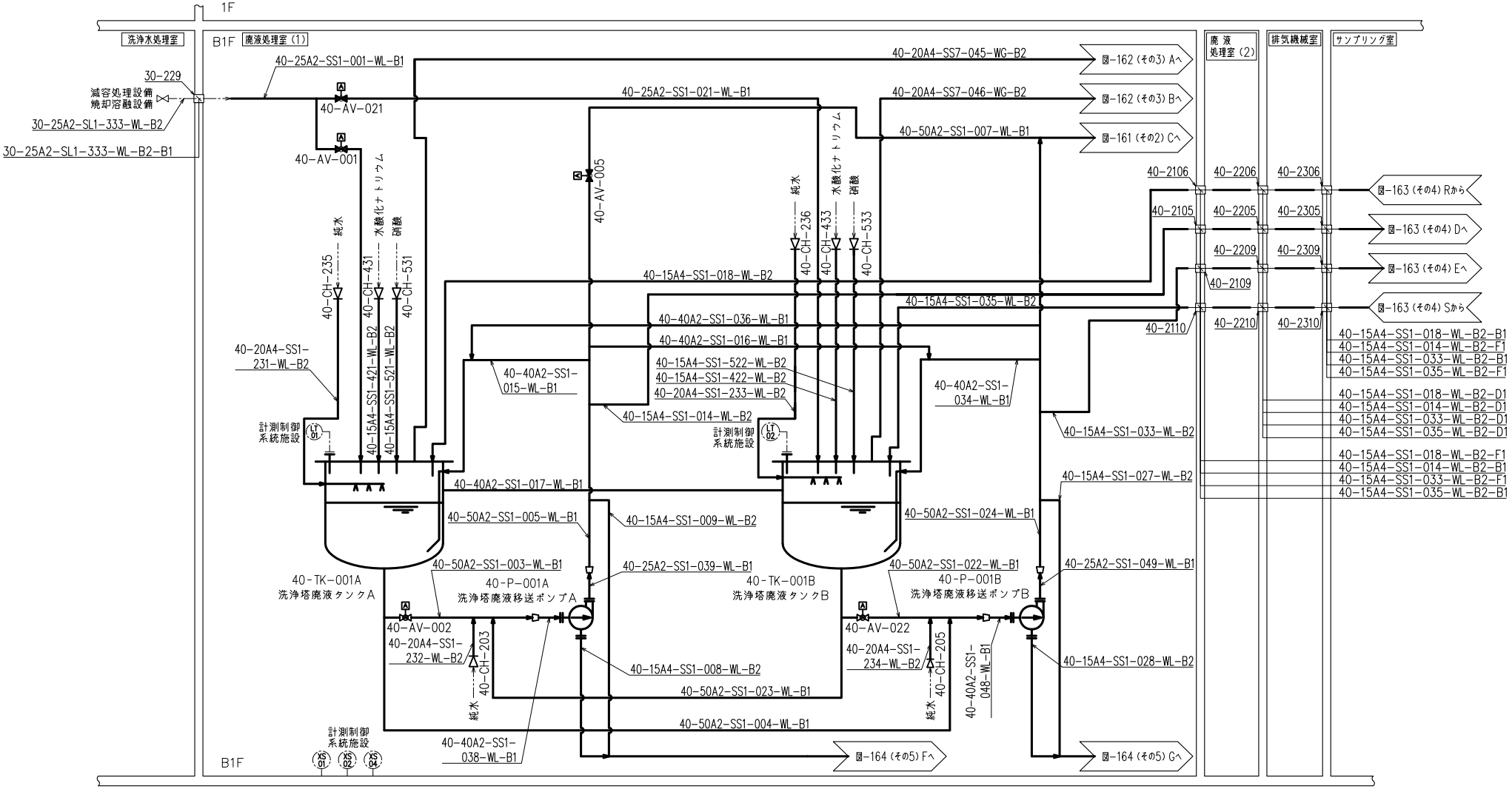

図-160　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図（その1）

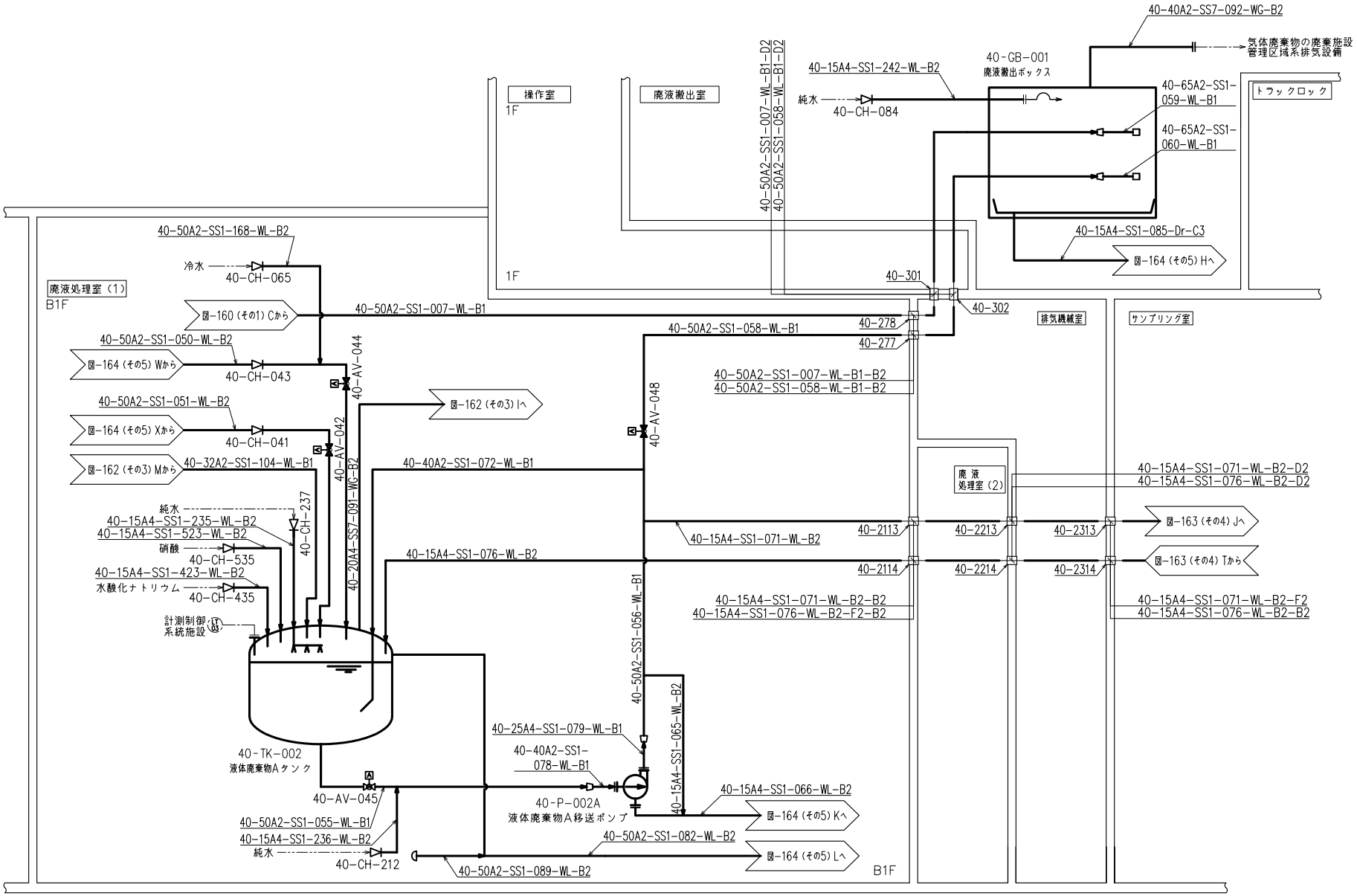

図-161　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図（その2）

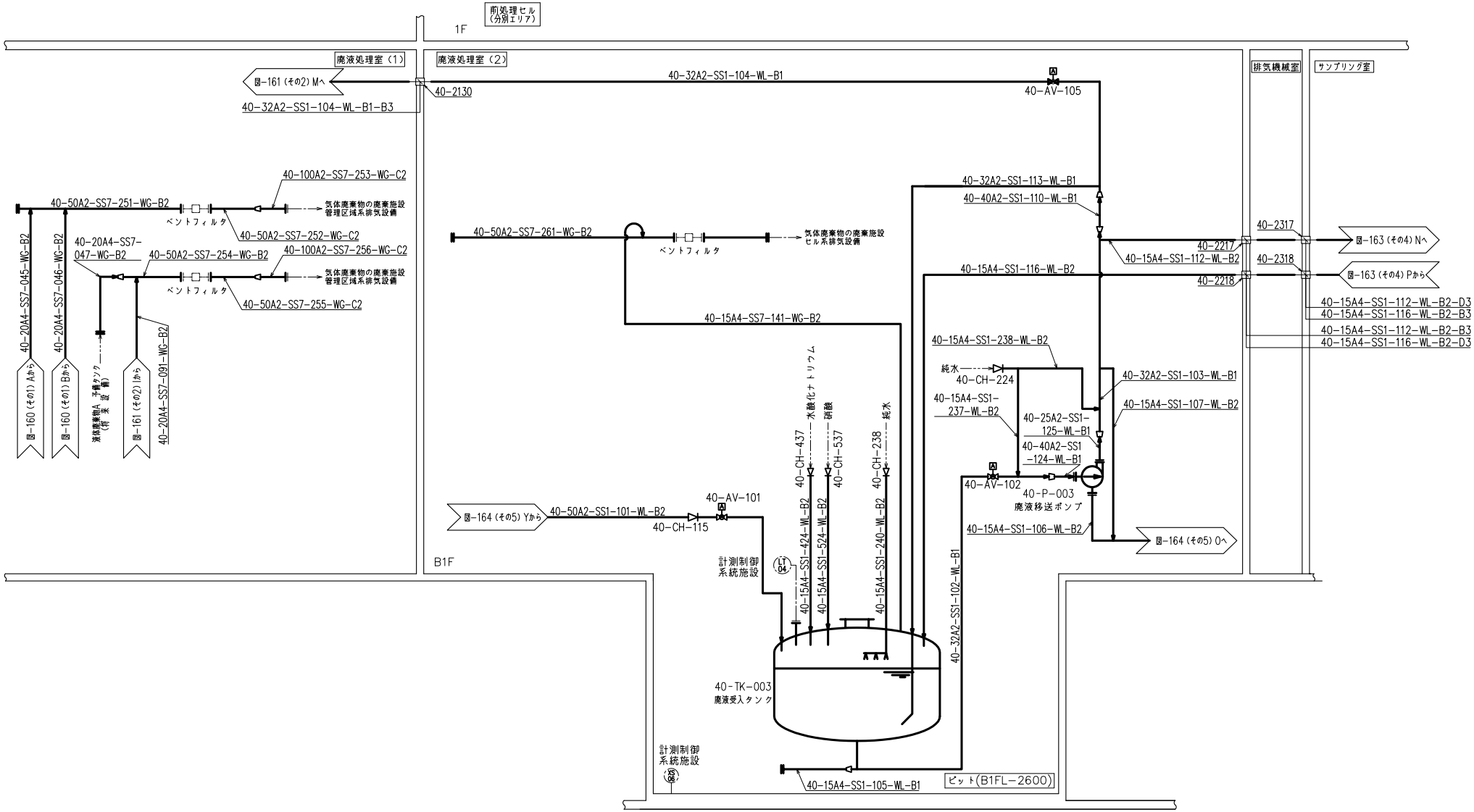

図-162　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図（その3）

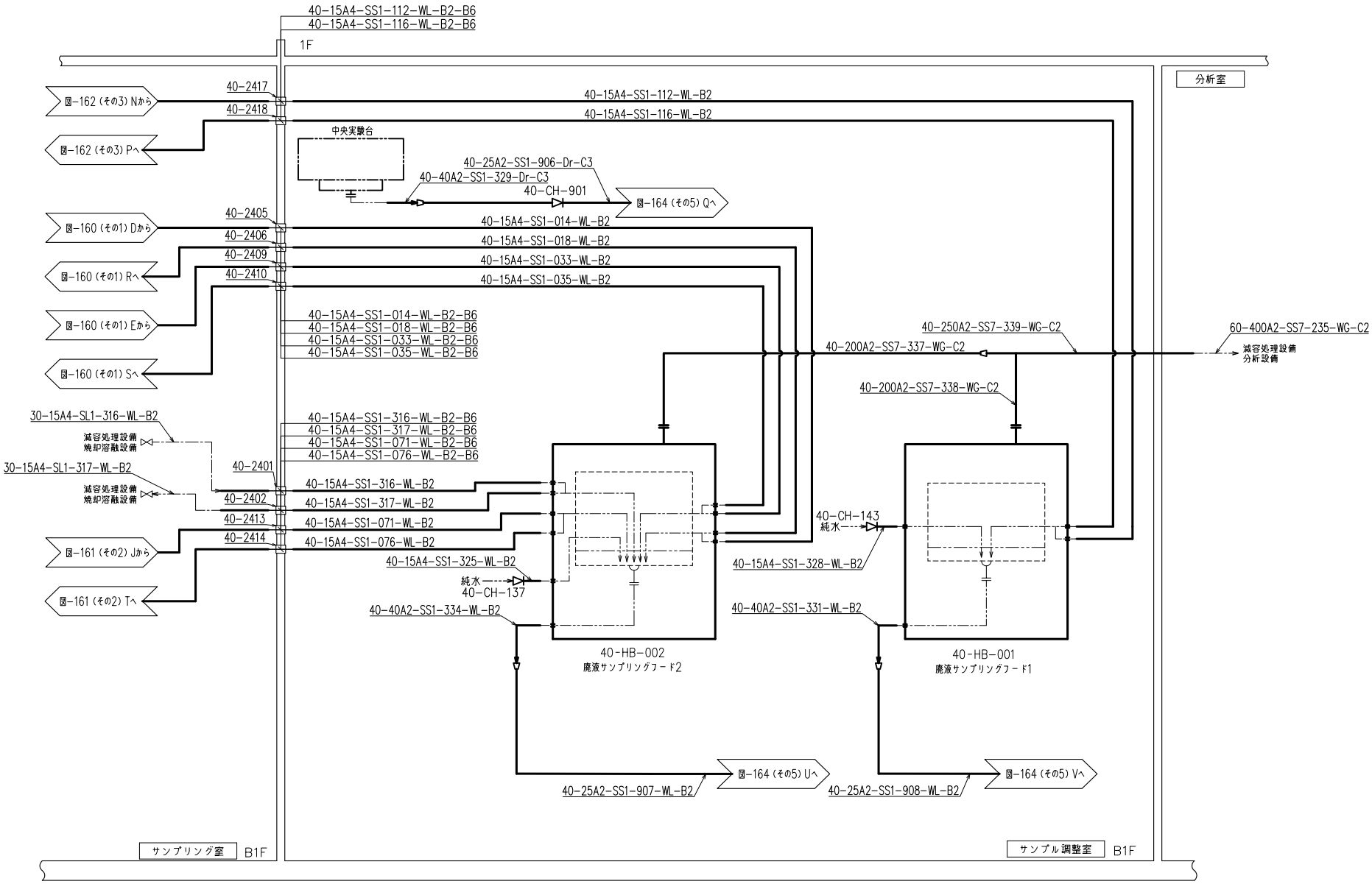

図-163　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図（その4）

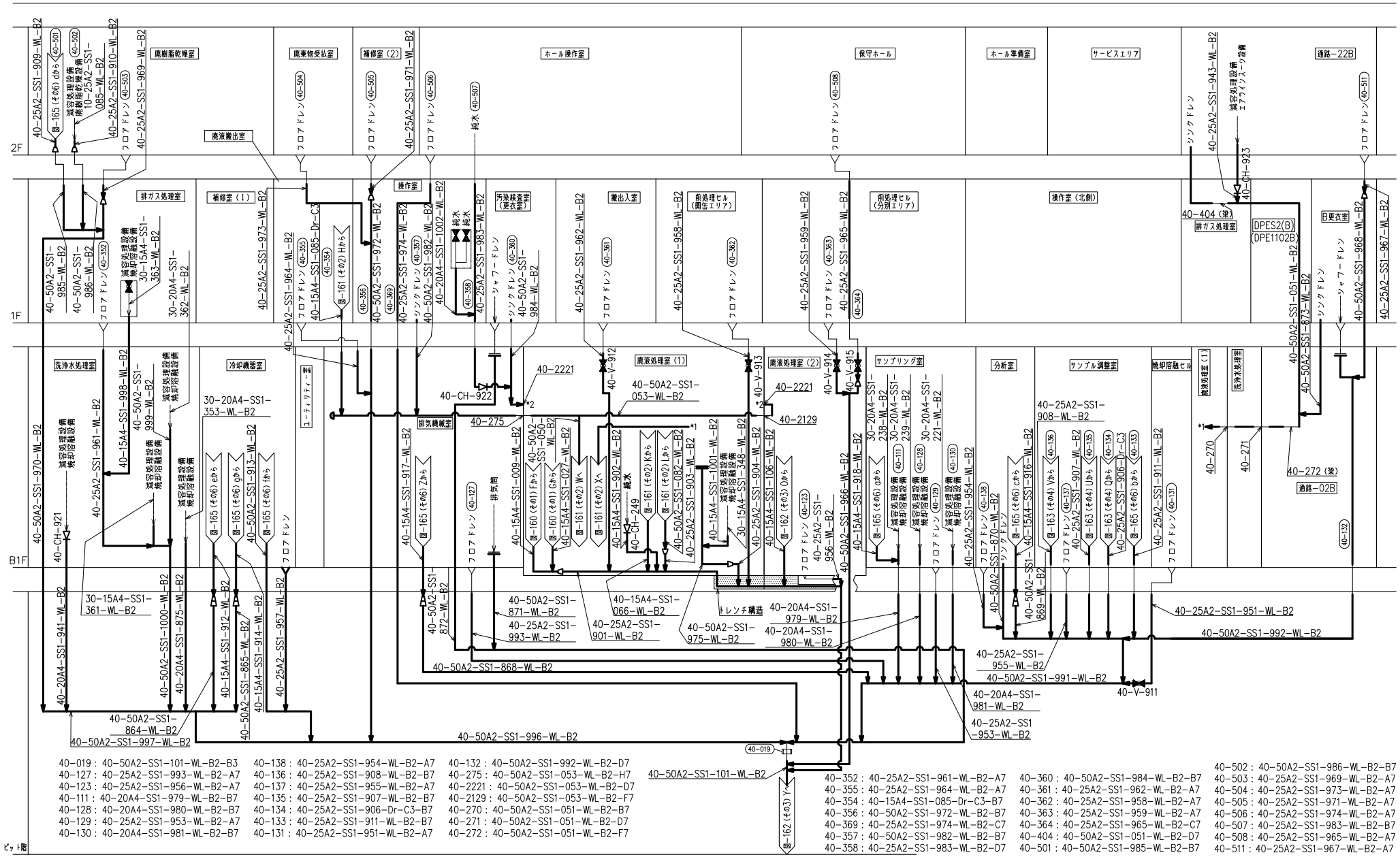

図−164　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図（その5）

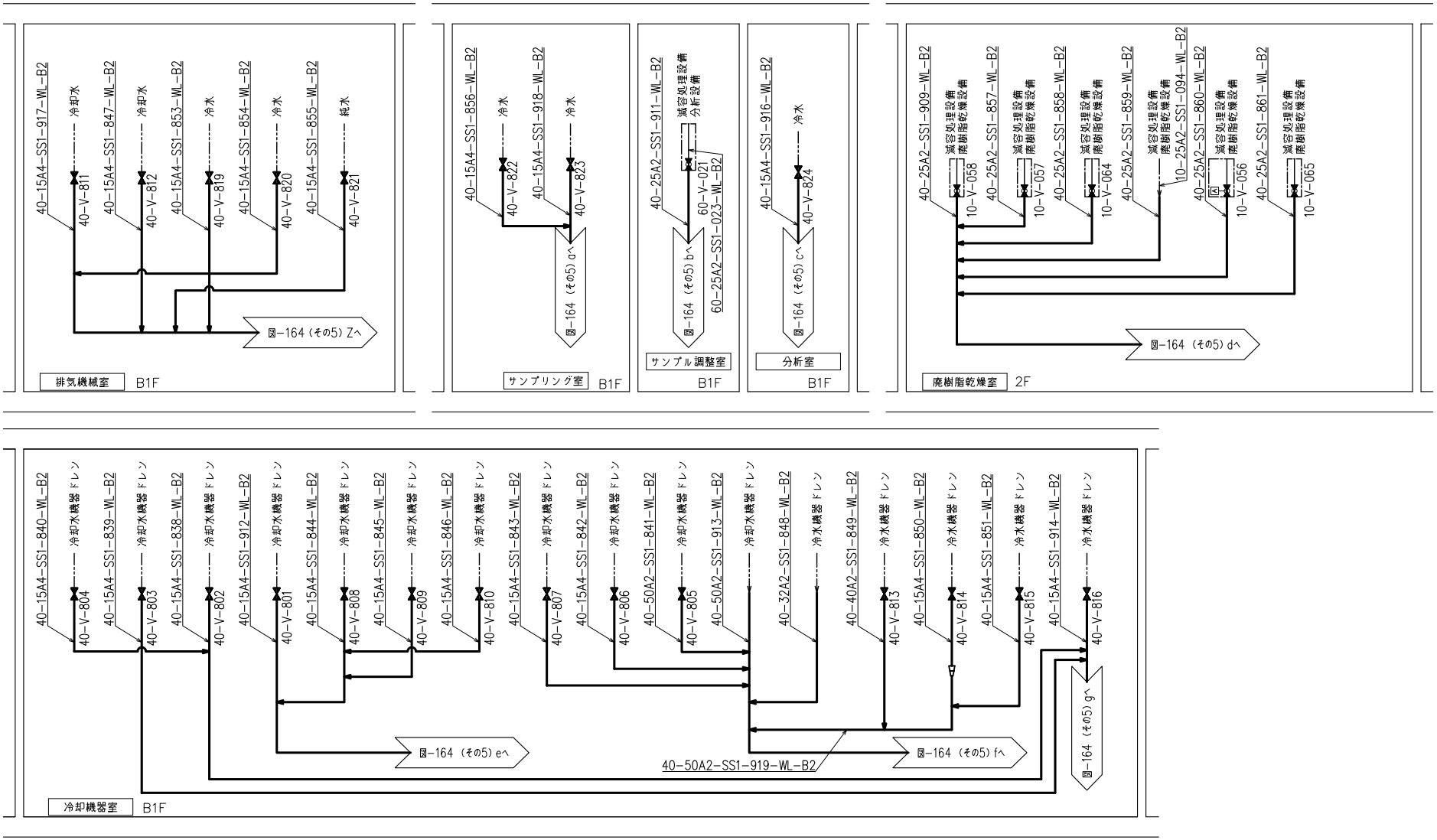

図-165　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽系統図（その6）

ガス消火設備系統図凡例

シンボル	名　称
	弁（ボール弁）
	弁（逆止弁）
A	弁（ボール弁（空気作動式）（常時閉））
	レジューサ
	フランジ
	フレキシブルホース
	噴射ヘッド
	溶接キャップ
ACU	起動制御ユニット

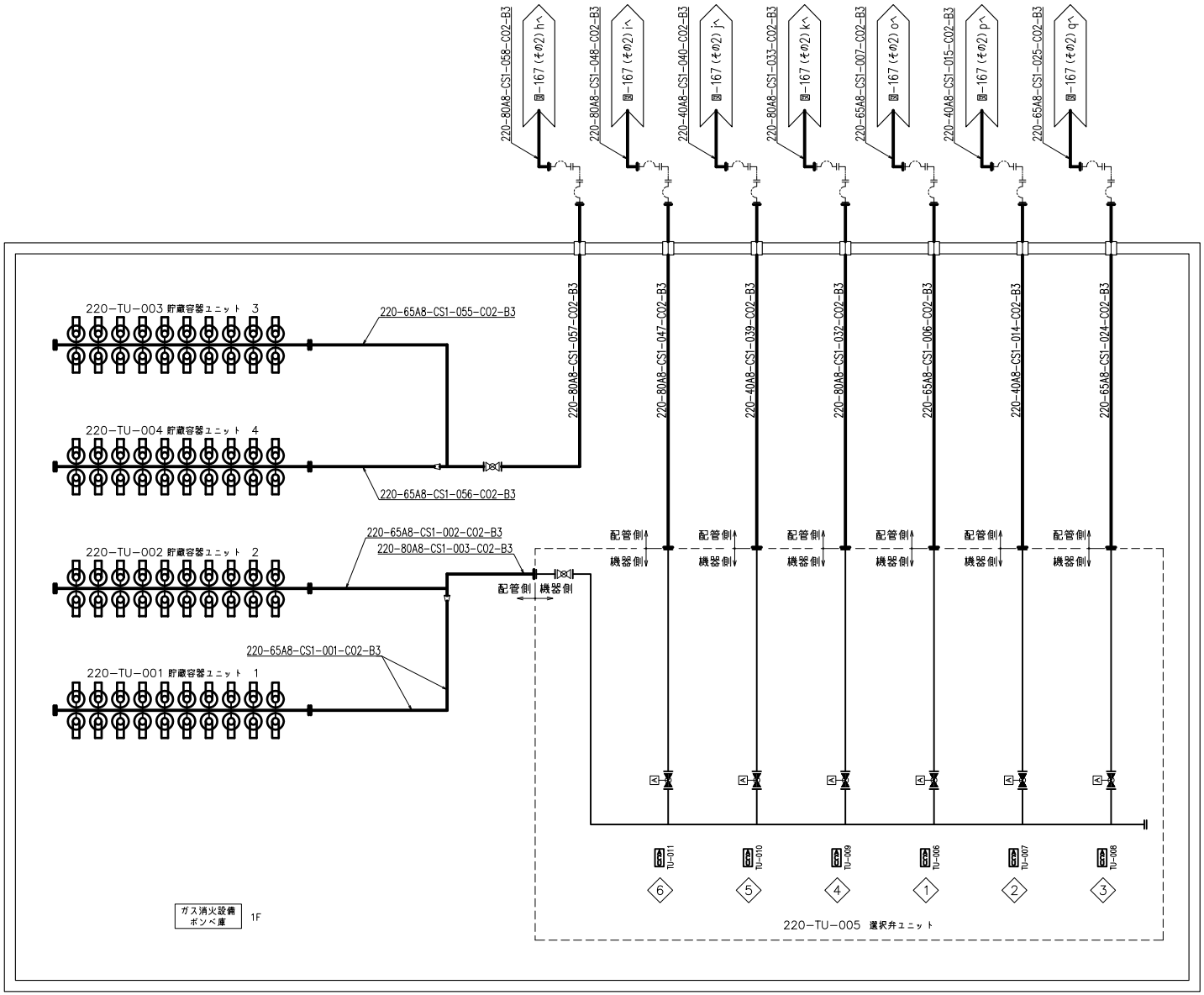

図-166　ガス消火設備系統図（その1）

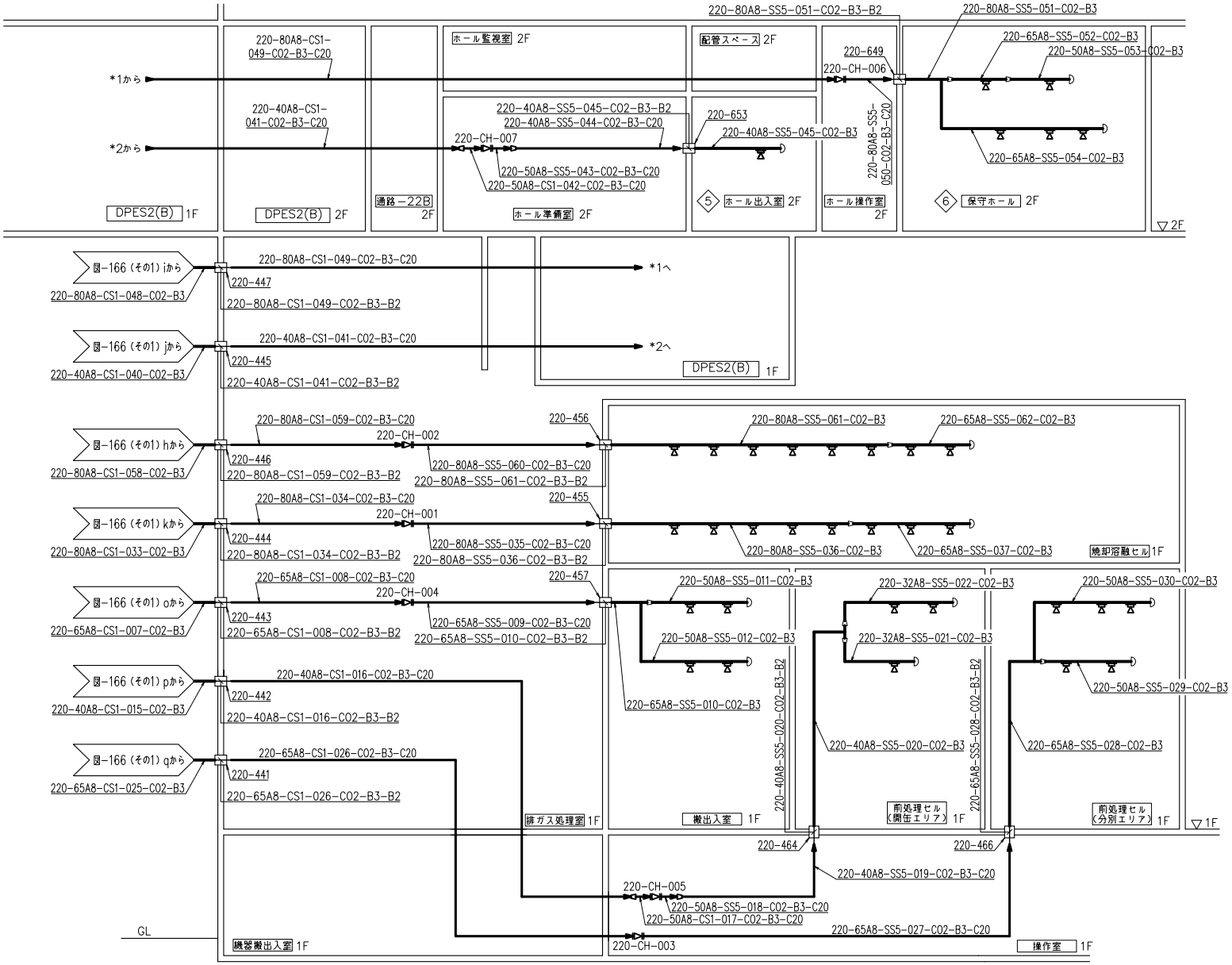

図-167　ガス消火設備系統図（その2）

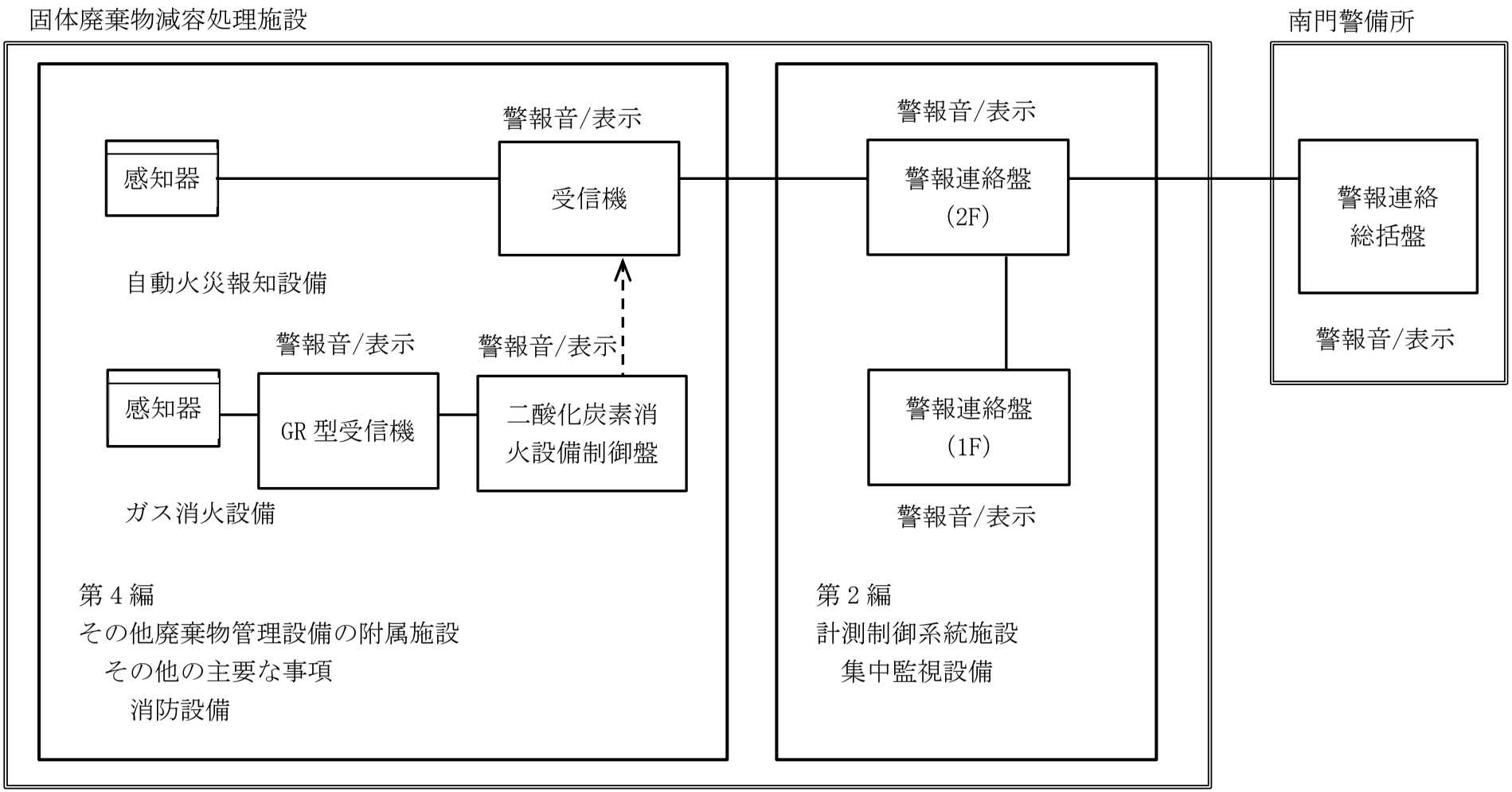

図-168　消火設備系統図

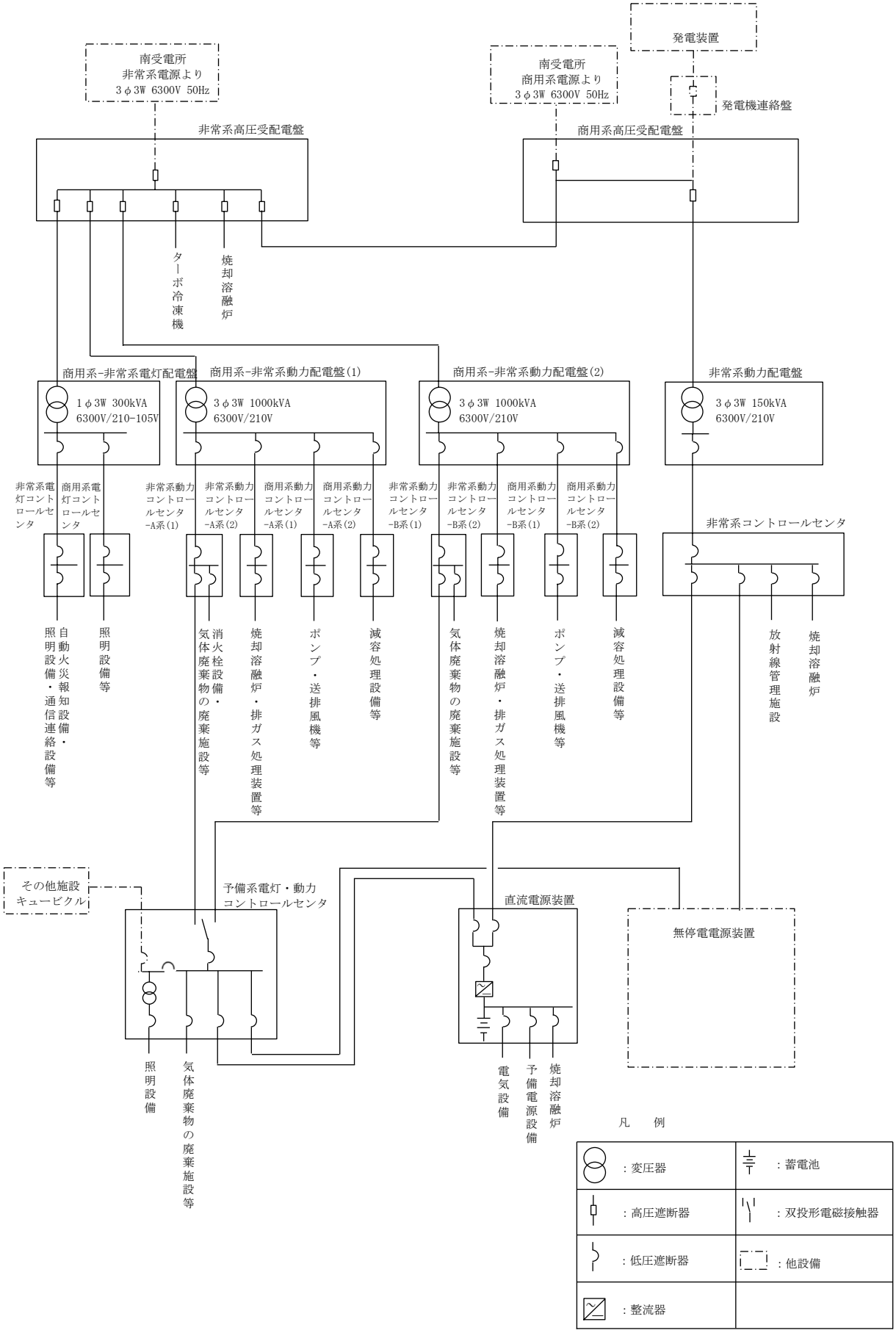

図-169　主要電気設備系統図

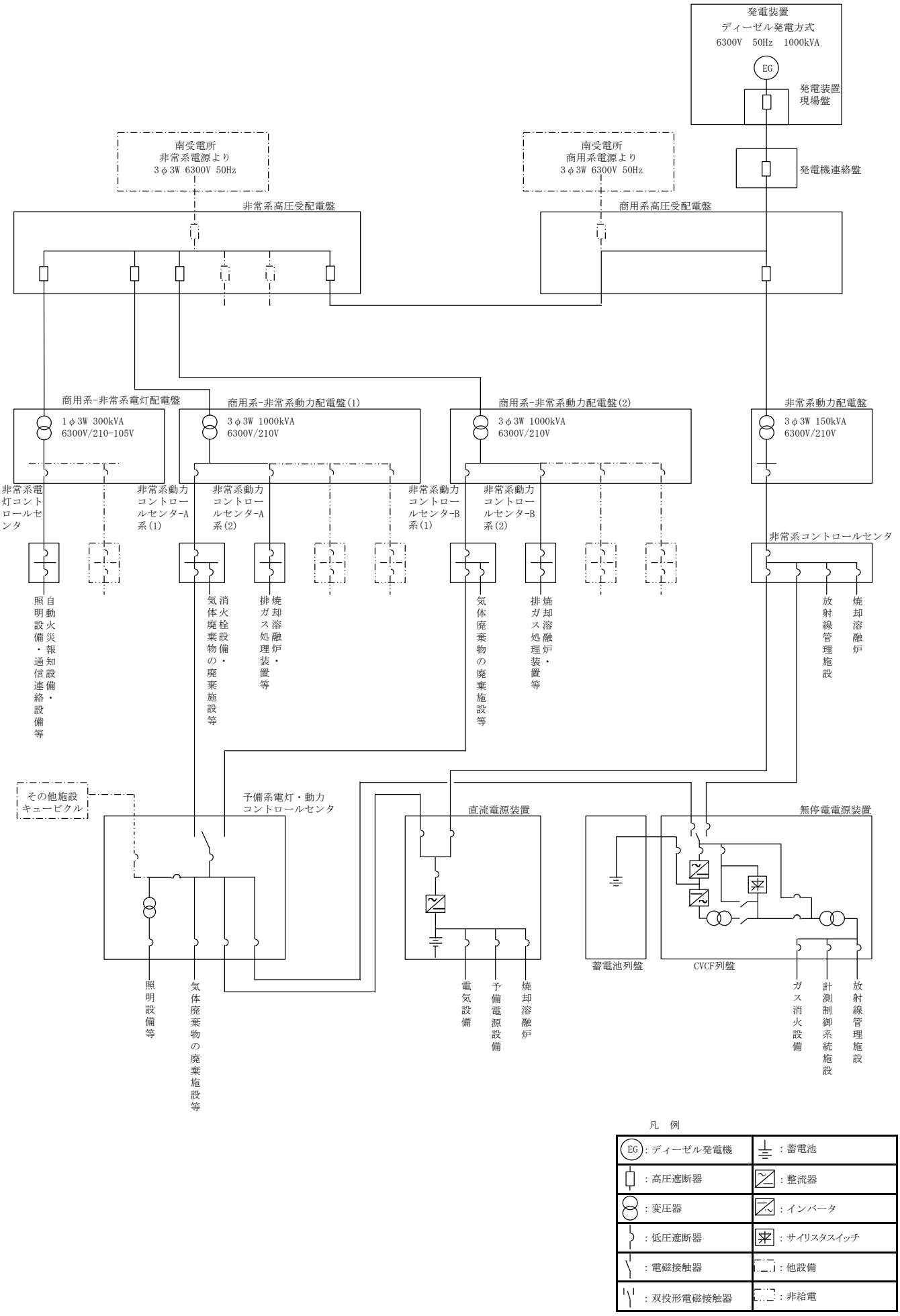

図-170 予備電源設備系統図

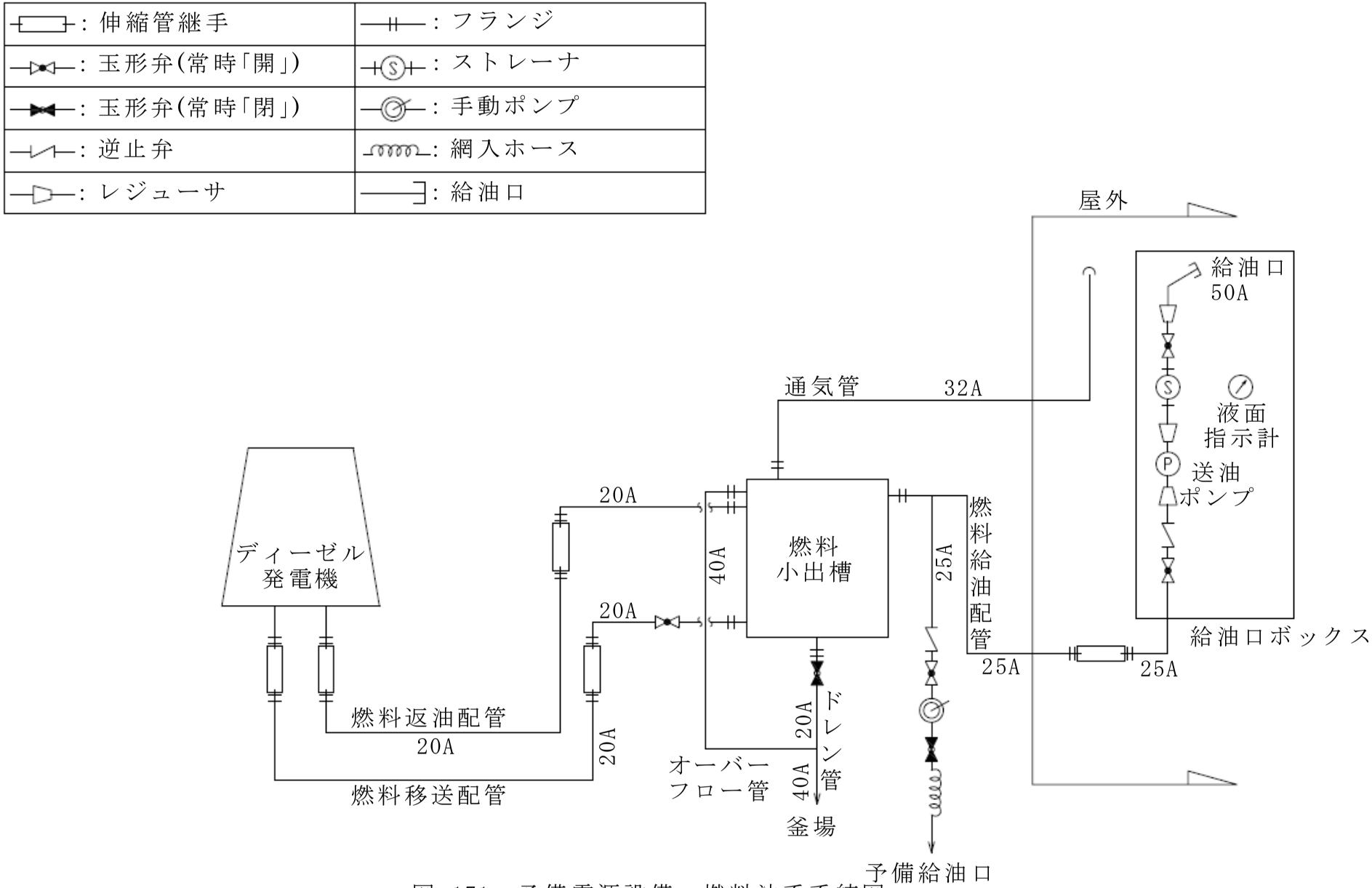

図-171　予備電源設備　燃料油系系統図

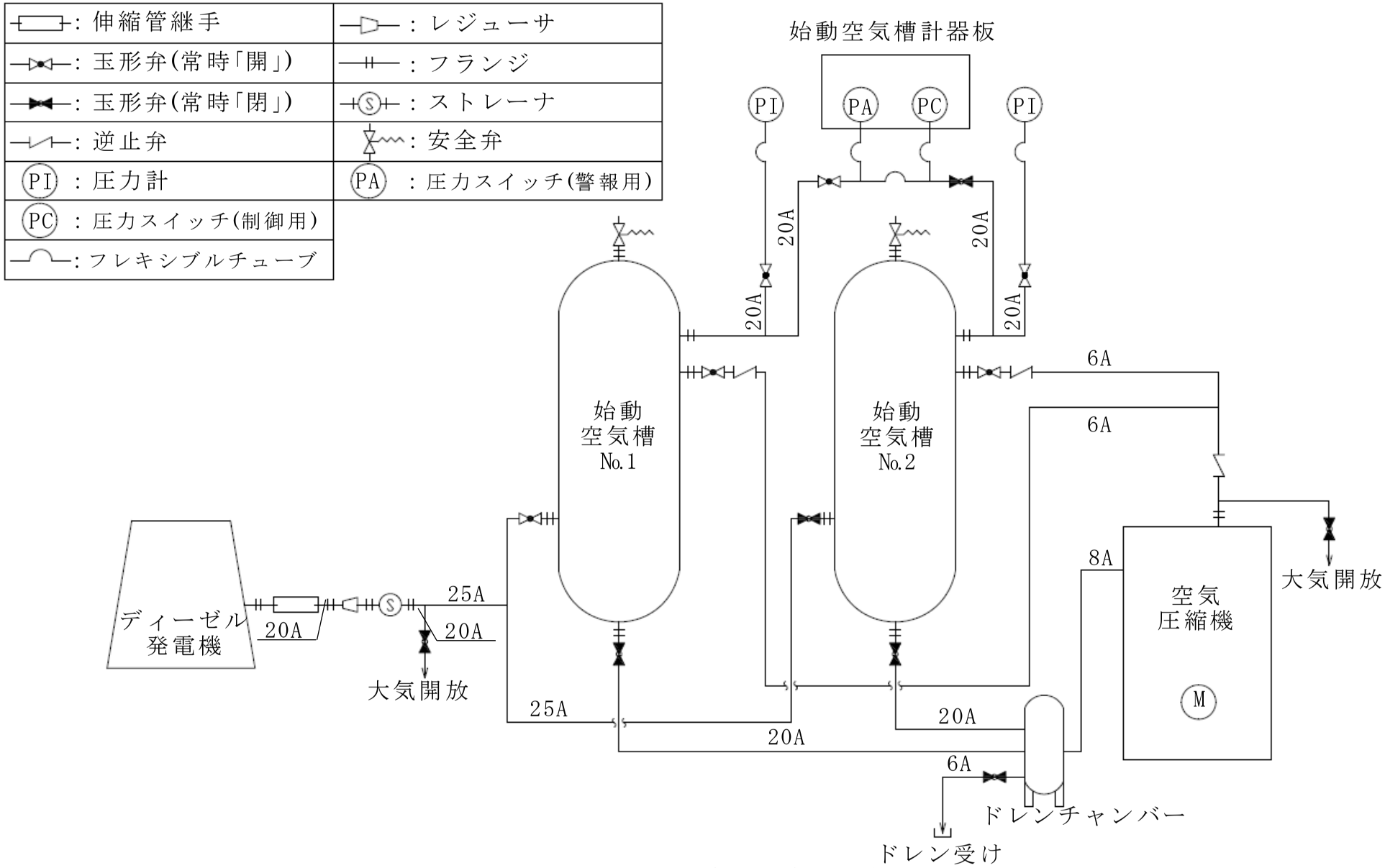

図-172　予備電源設備　始動空気系系統図

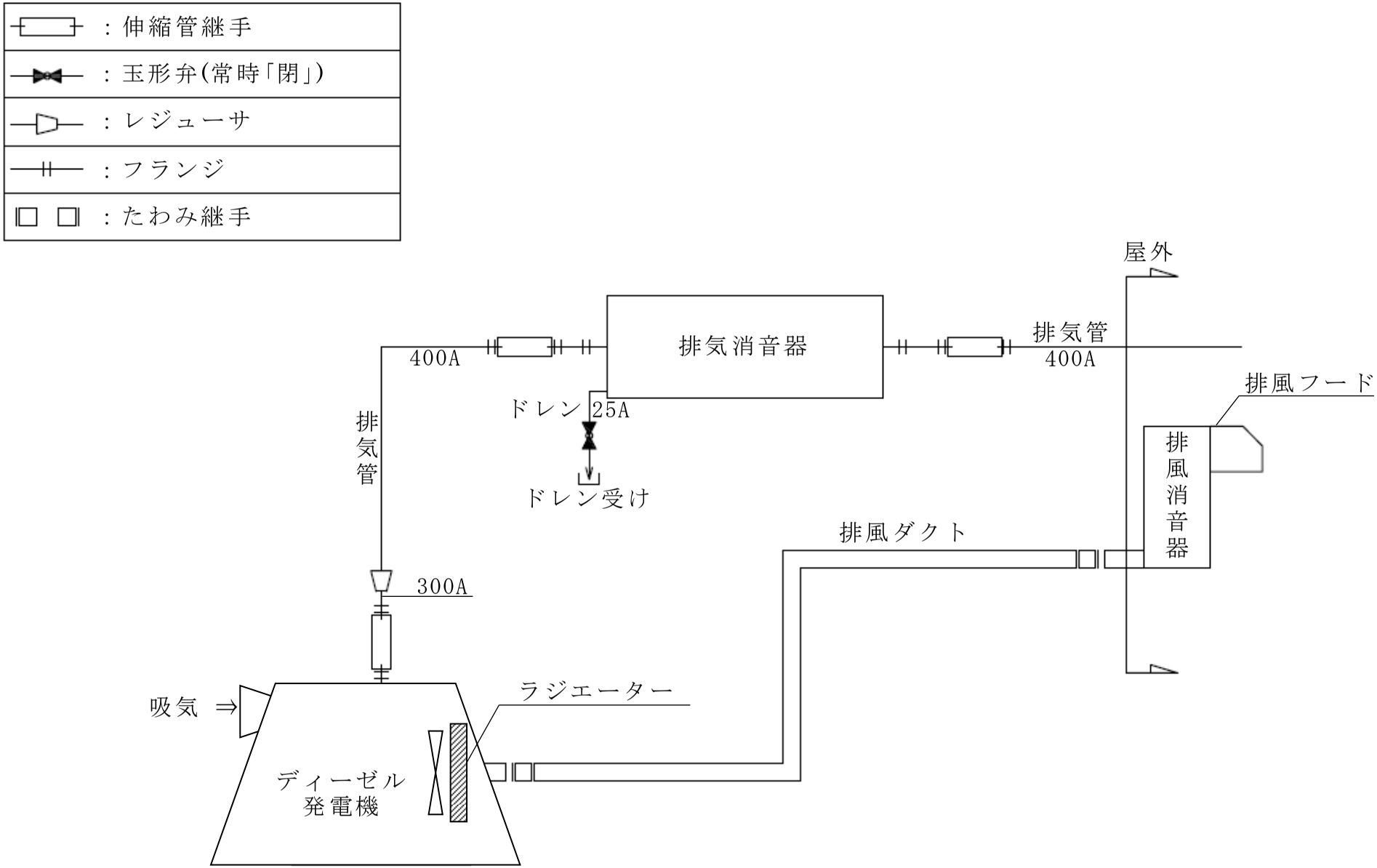

図-173　予備電源設備　排気系系統図

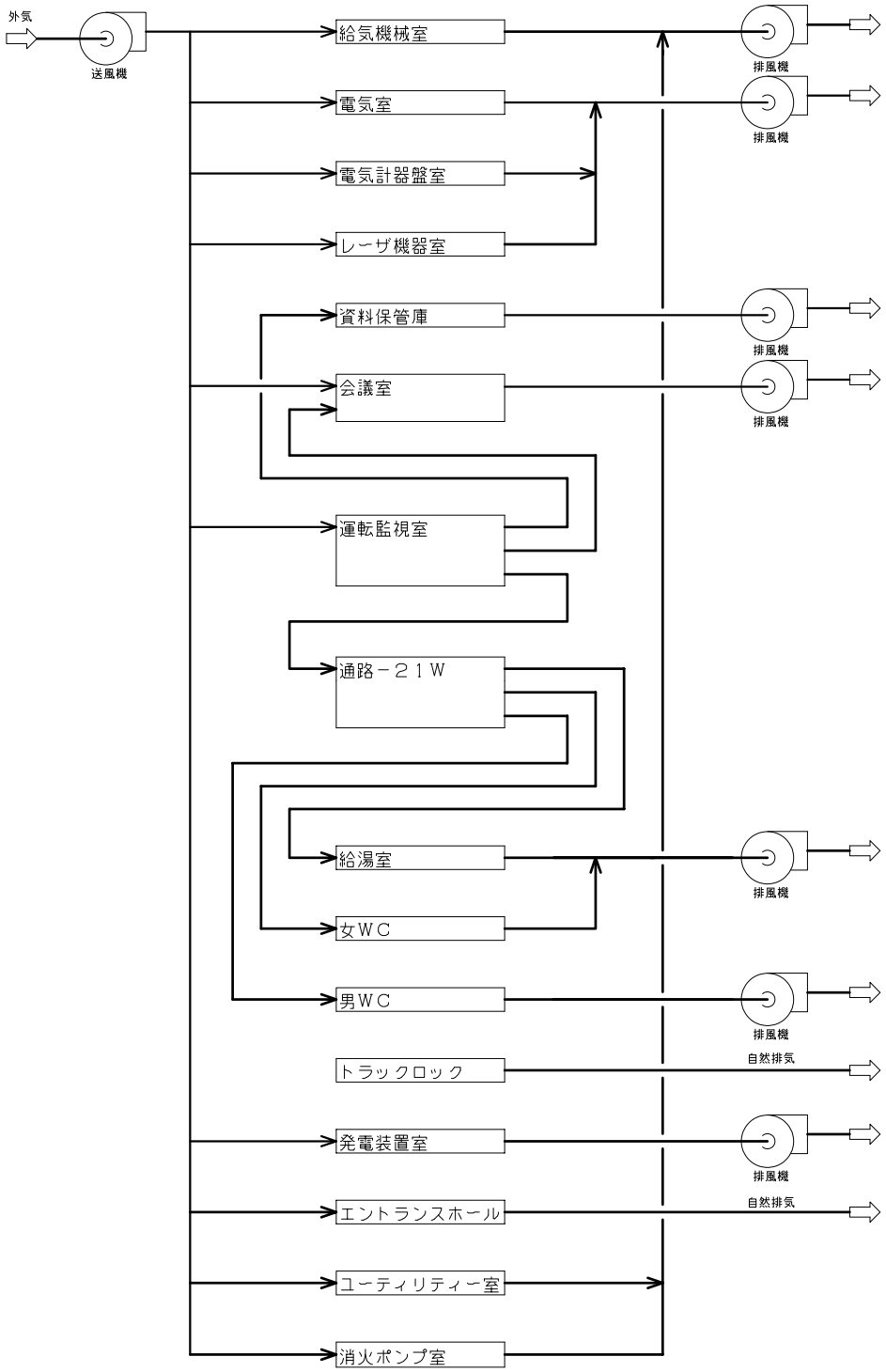

図-174　予備電源設備　非管理区域系排気系統図

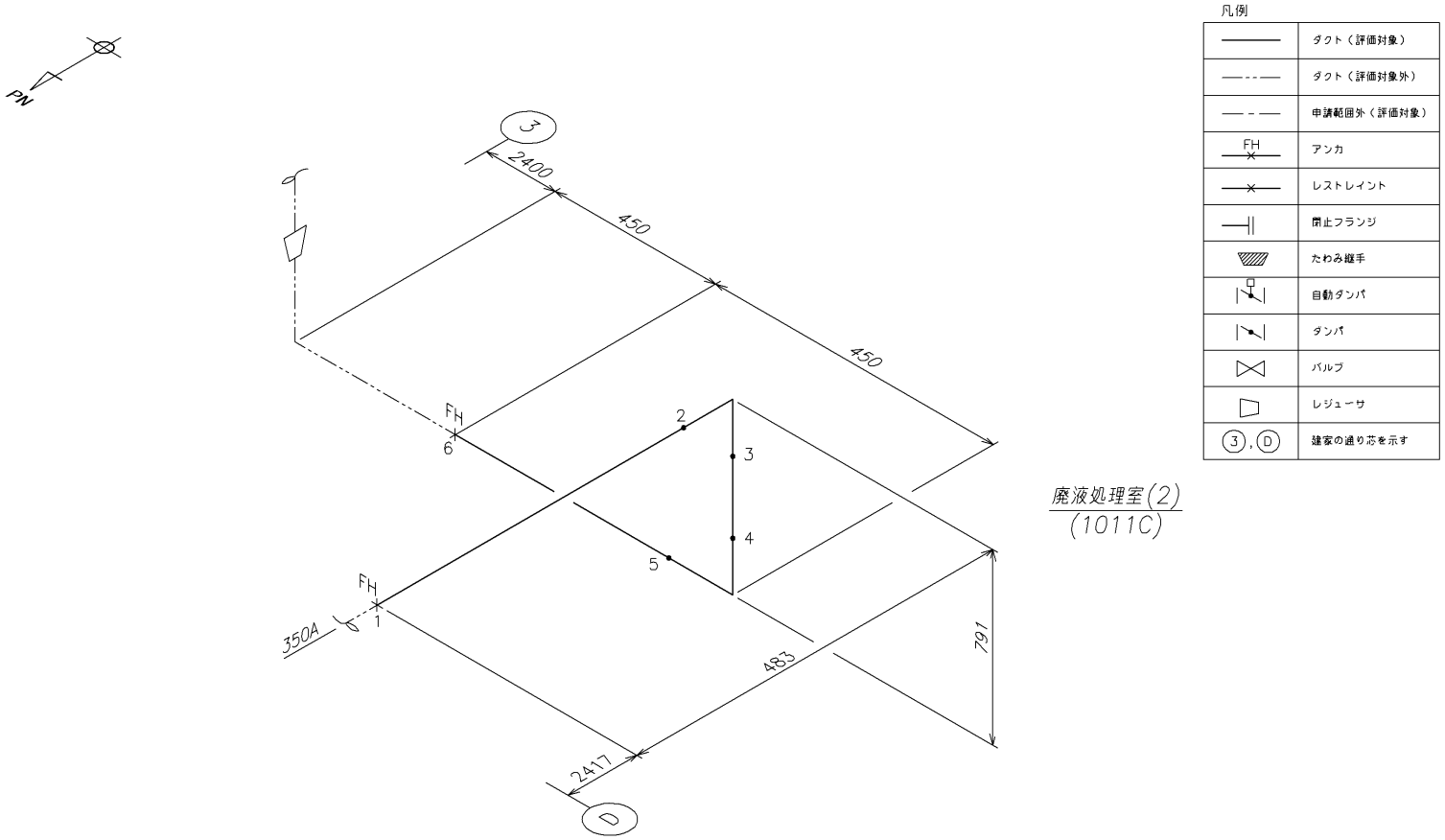

図-175　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（1/13）

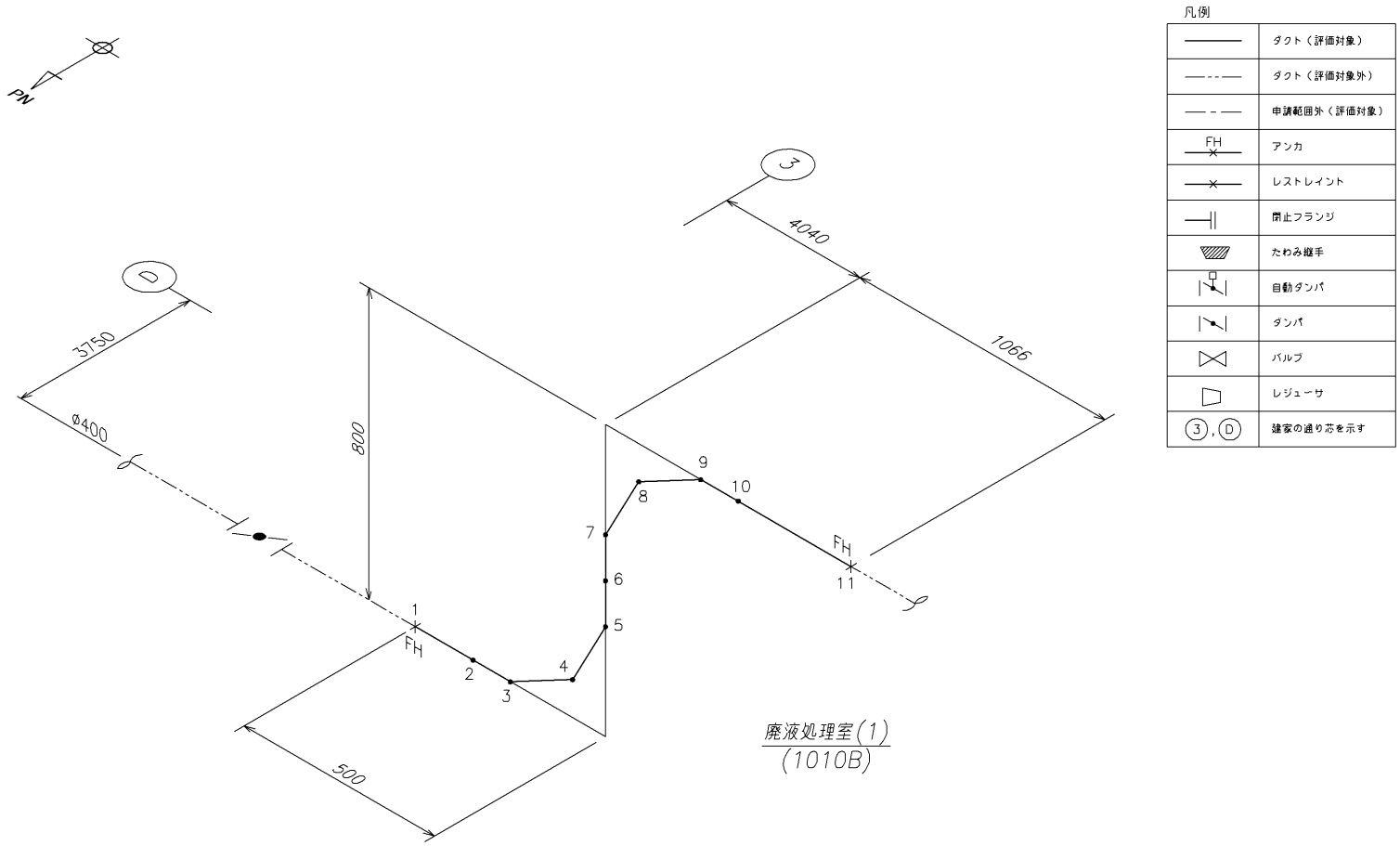

図-176　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（2/13）

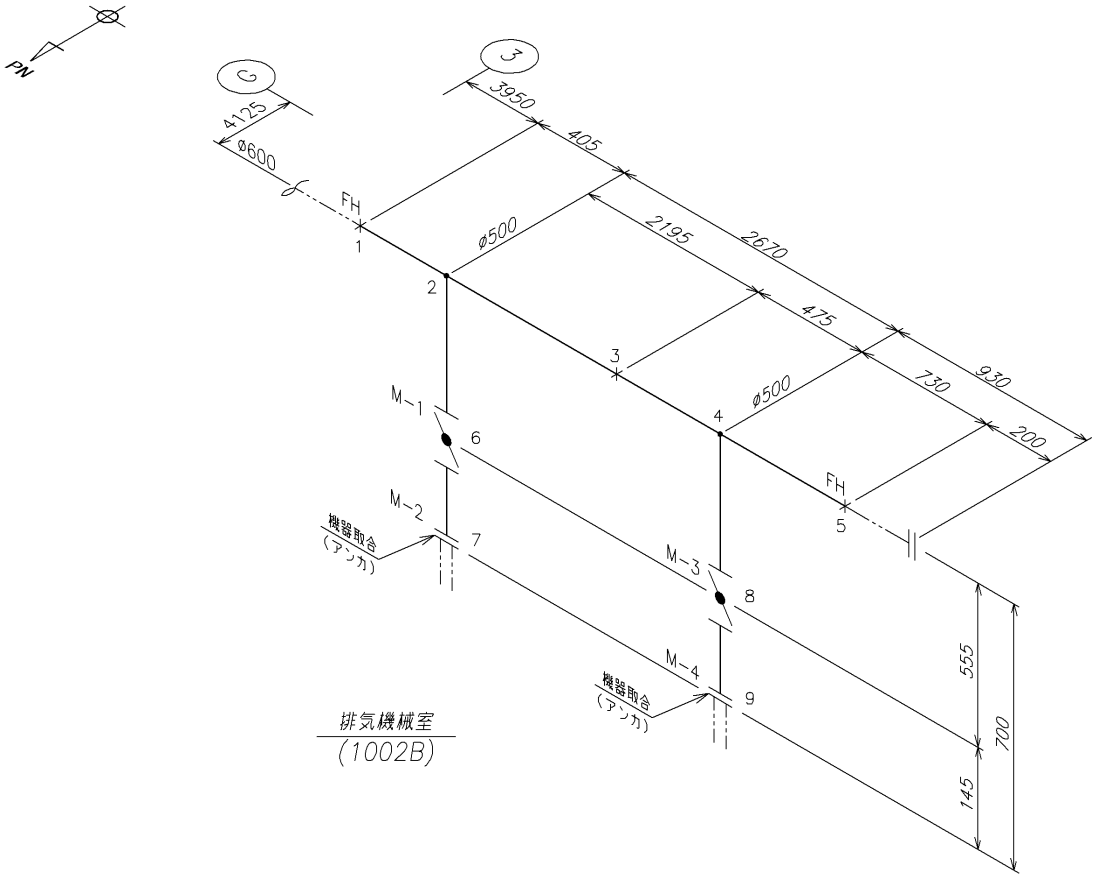

凡例

――――	ダクト（評価対象）
―・・―	ダクト（評価対象外）
―・――	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
③，Ⓖ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	ダンパ	190kg
M-2	フランジ	40kg
M-3	ダンパ	190kg
M-4	フランジ	40kg

図-177　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（3/13）

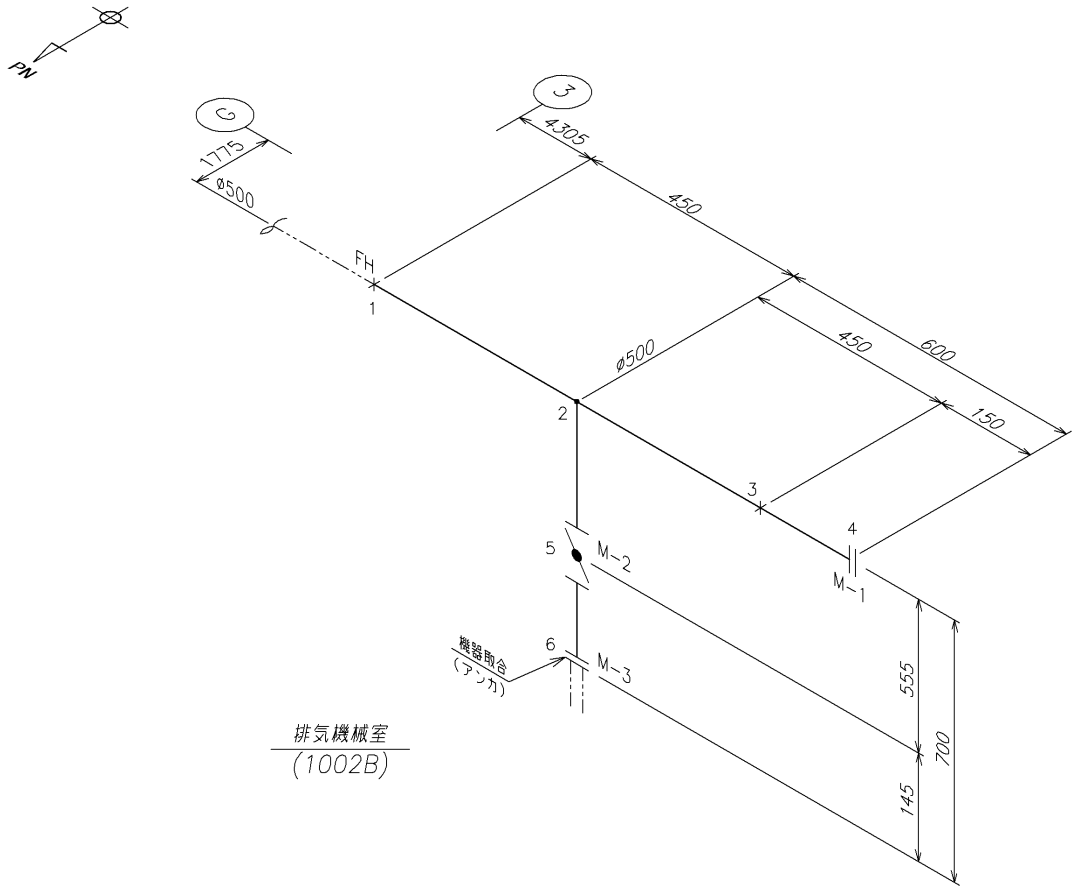

凡例

———	ダクト（評価対象）
—··—	ダクト（評価対象外）
—·—	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
③，Ⓖ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ	45kg
M-2	ダンパ	190kg
M-3	フランジ	40kg

図-178　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（4/13）

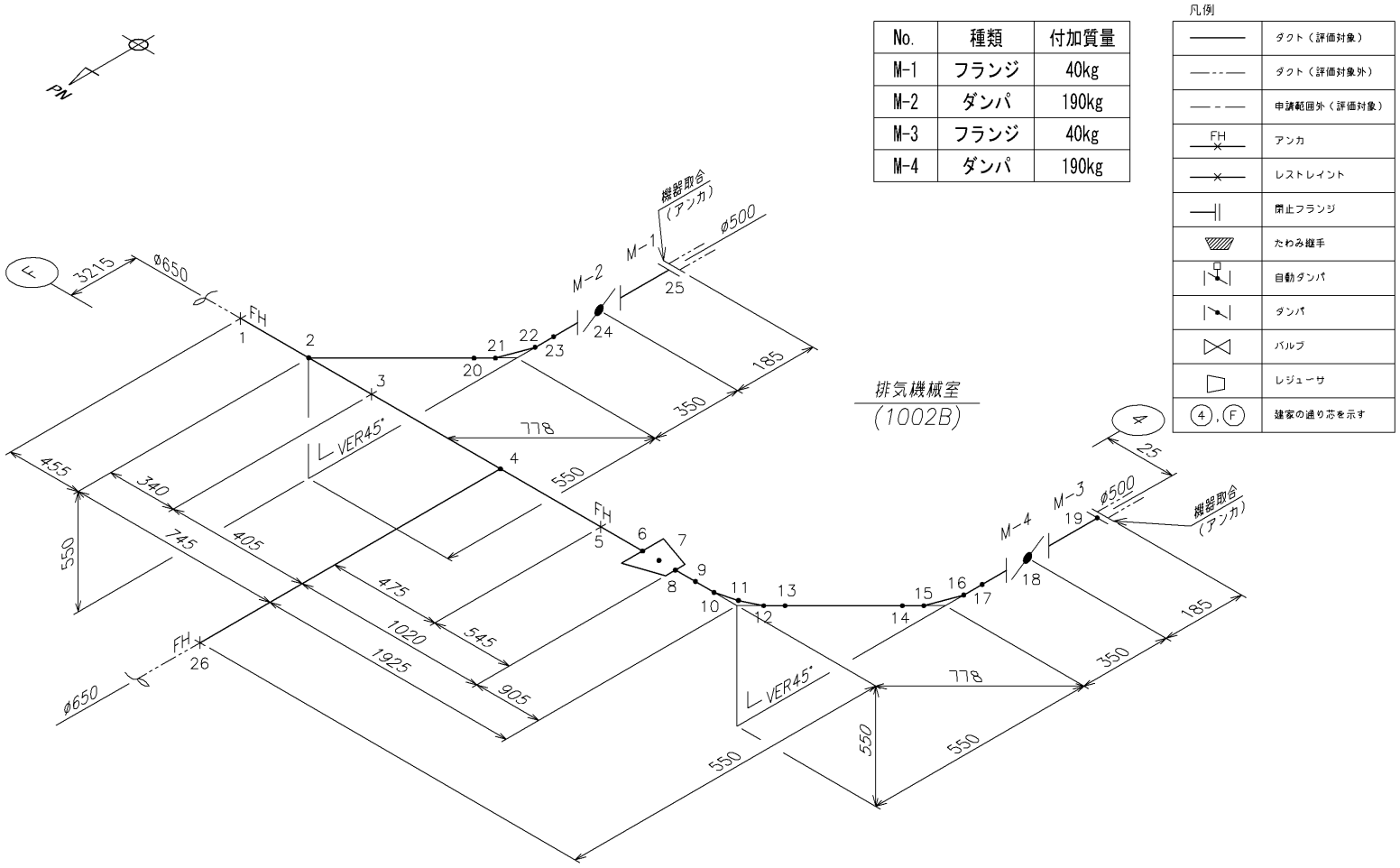

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ	40kg
M-2	ダンパ	190kg
M-3	フランジ	40kg
M-4	ダンパ	190kg

凡例

———	ダクト（評価対象）
—·-·—	ダクト（評価対象外）
—·—·—	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
④，Ⓕ	建家の通り芯を示す

図-179　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（5/13）

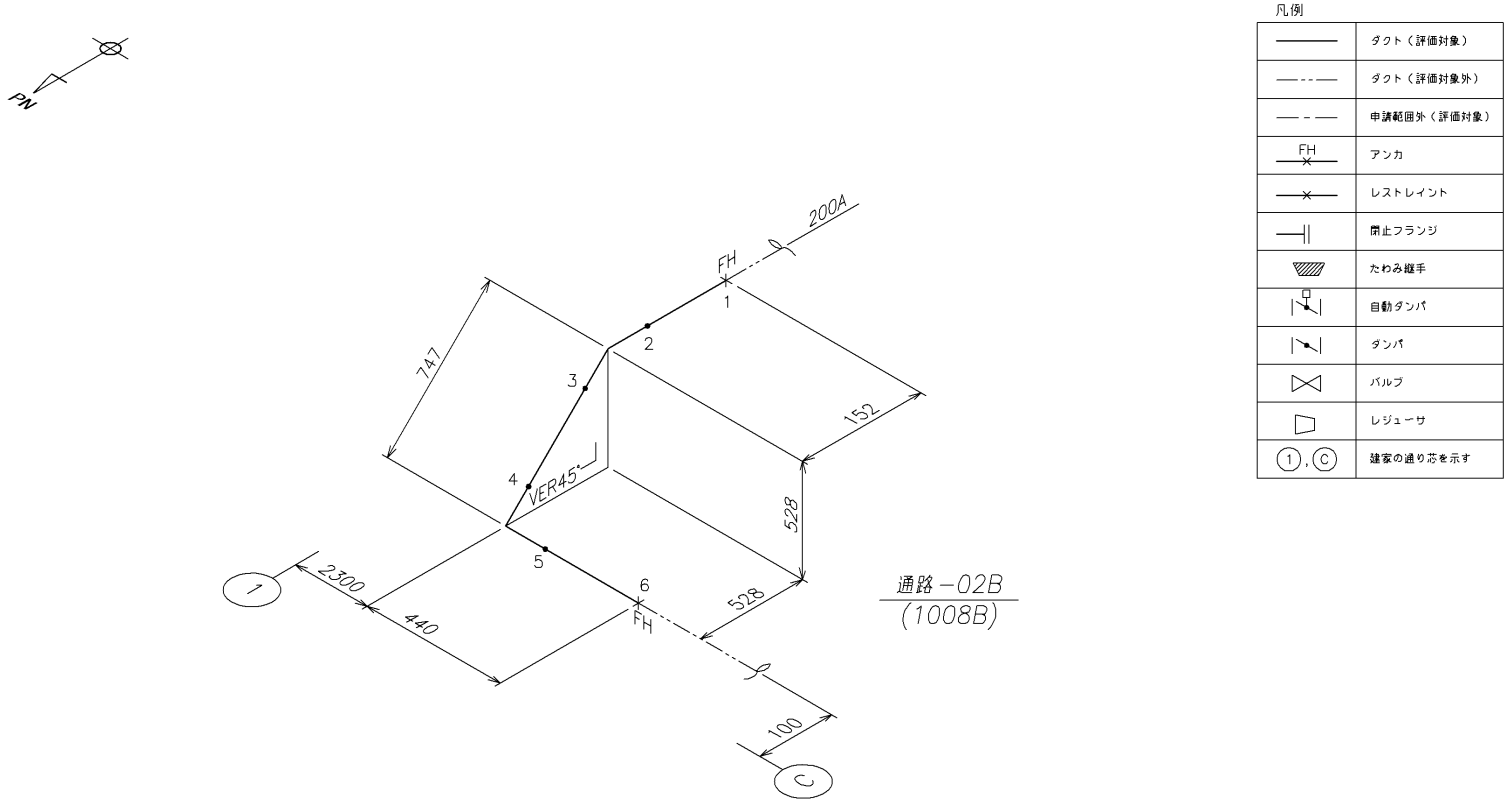

図-180　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（6/13）

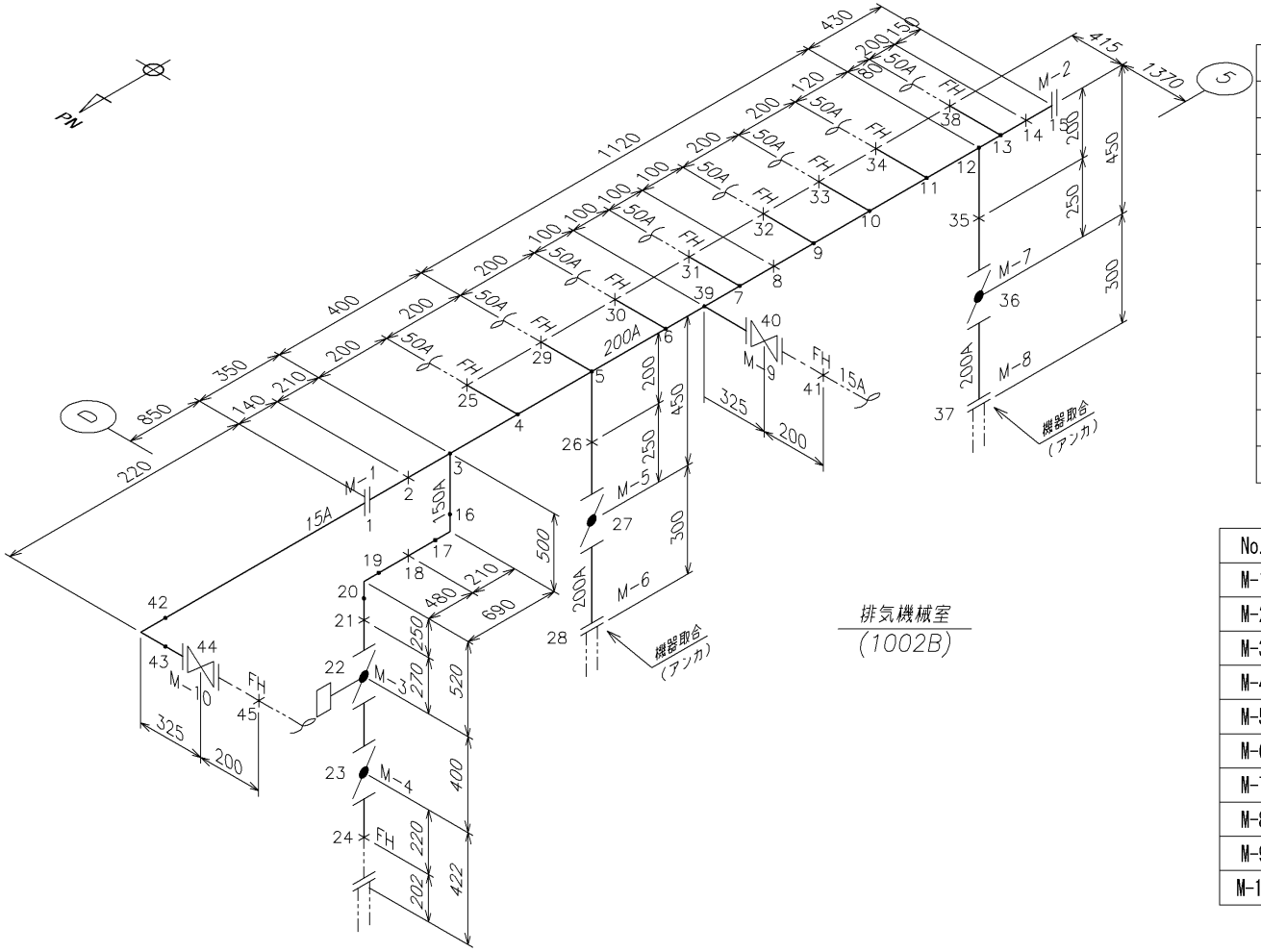

凡例

――――	ダクト（評価対象）
―・―・―	ダクト（評価対象外）
― ― ―	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
―×	レストレイント
―‖―	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
⑤，Ⓓ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ	25kg
M-2	フランジ	25kg
M-3	ダンパ	130kg
M-4	ダンパ	75kg
M-5	ダンパ	80kg
M-6	フランジ	11kg
M-7	ダンパ	80kg
M-8	フランジ	11kg
M-9	バルブ	5kg
M-10	バルブ	5kg

図-181　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（7/13）

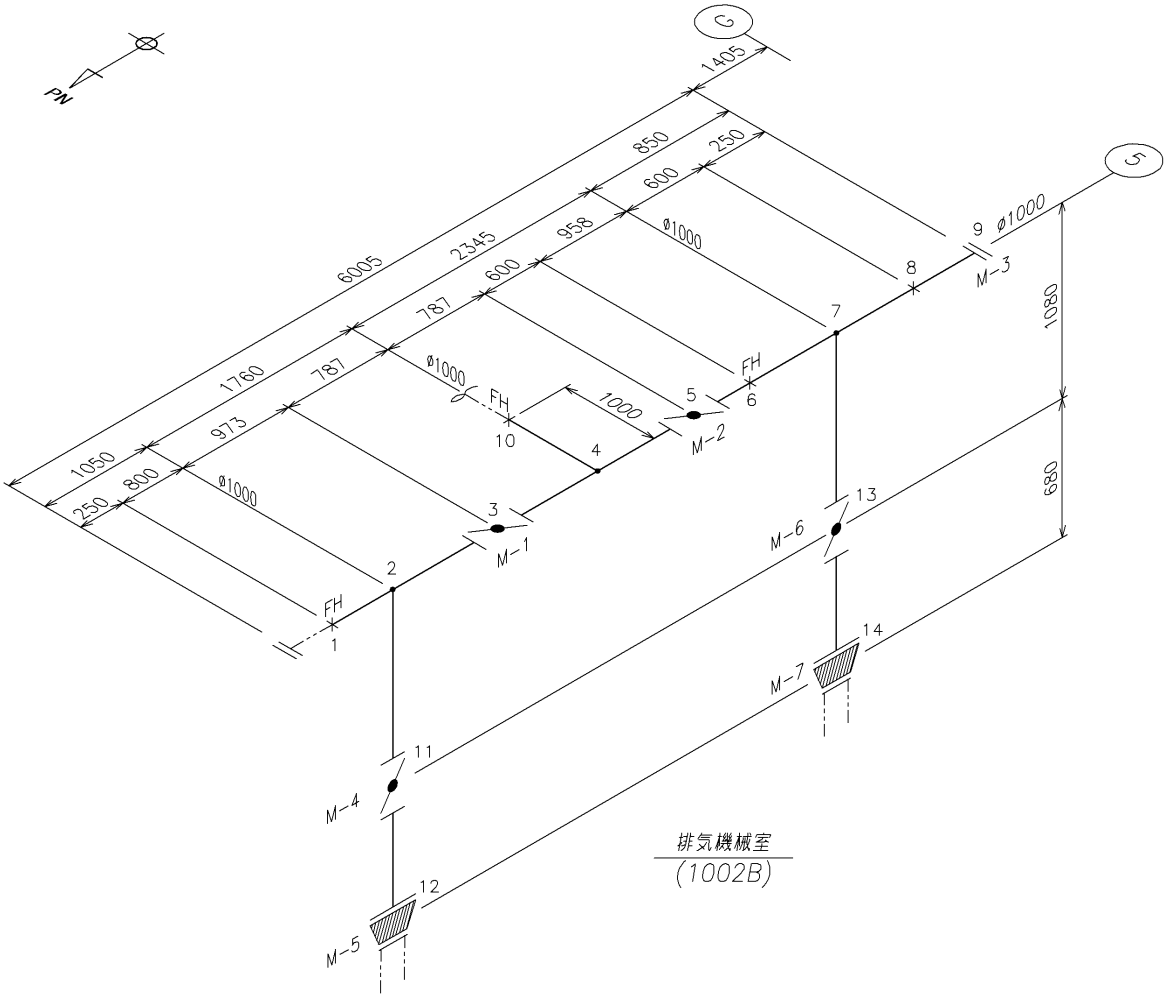

凡例

———	ダクト（評価対象）
—·-·—	ダクト（評価対象外）
—·-·—	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
Ⓢ，Ⓖ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	ダンパ	740kg
M-2	ダンパ	740kg
M-3	フランジ	125kg
M-4	ダンパ	720kg
M-5	たわみ継手	80kg
M-6	ダンパ	720kg
M-7	たわみ継手	80kg

図-182　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（8/13）

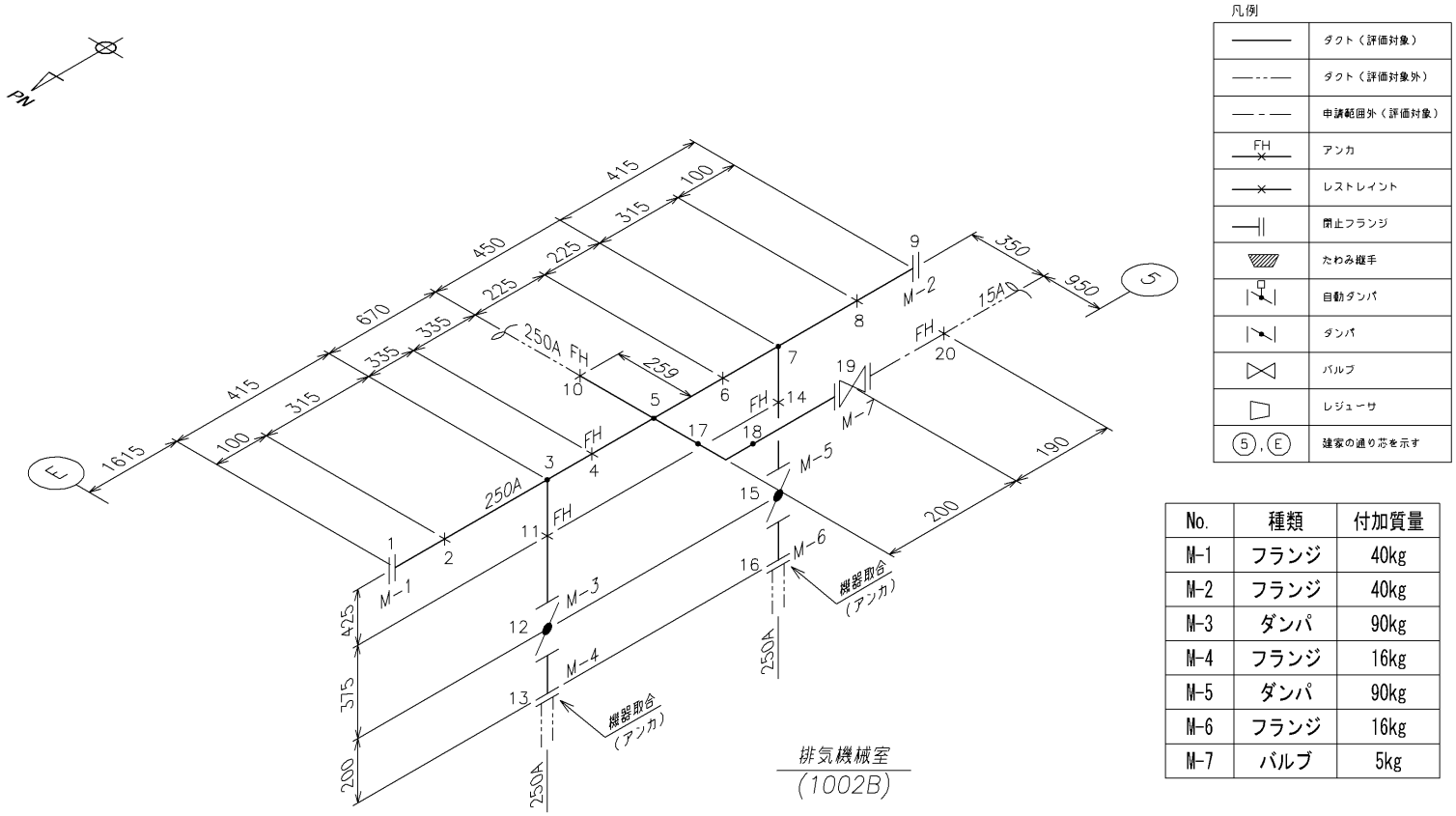

凡例

———	ダクト（評価対象）
—·-·—	ダクト（評価対象外）
—·—·—	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
Ⓔ，⑤	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ	40kg
M-2	フランジ	40kg
M-3	ダンパ	90kg
M-4	フランジ	16kg
M-5	ダンパ	90kg
M-6	フランジ	16kg
M-7	バルブ	5kg

図-183　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（9/13）

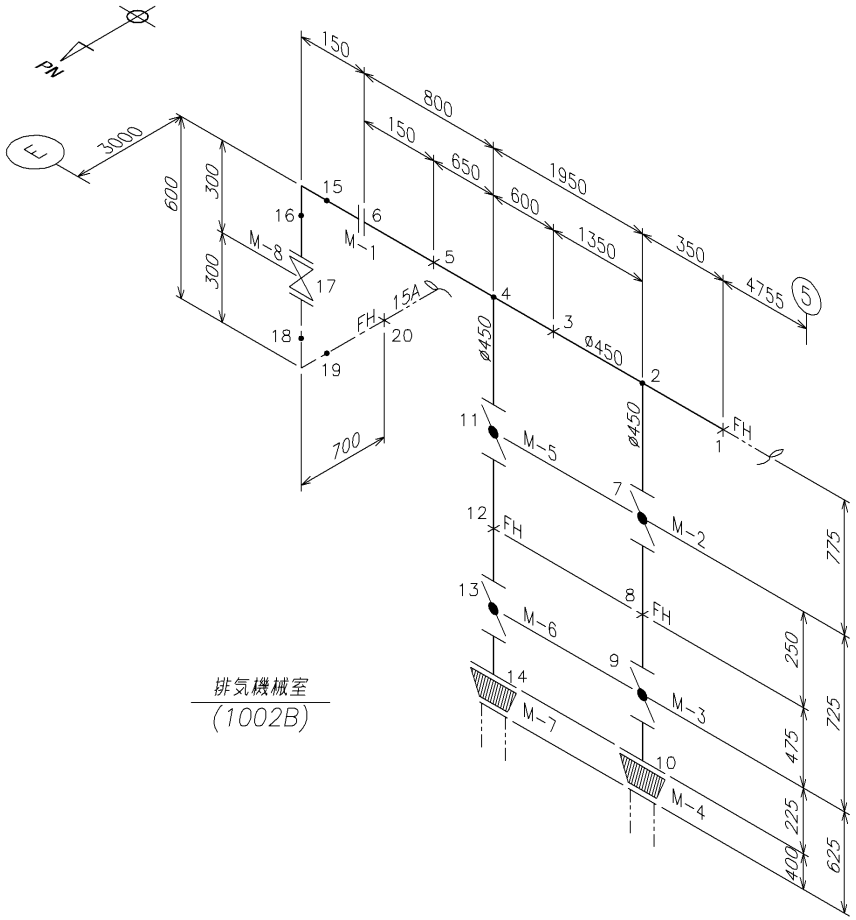

凡例

———	ダクト（評価対象）
—--—	ダクト（評価対象外）
—-—	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
5, E	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ	40kg
M-2	ダンパ	155kg
M-3	ダンパ	295kg
M-4	たわみ継手	45kg
M-5	ダンパ	155kg
M-6	ダンパ	295kg
M-7	たわみ継手	45kg
M-8	バルブ	5kg

図-184　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（10/13）

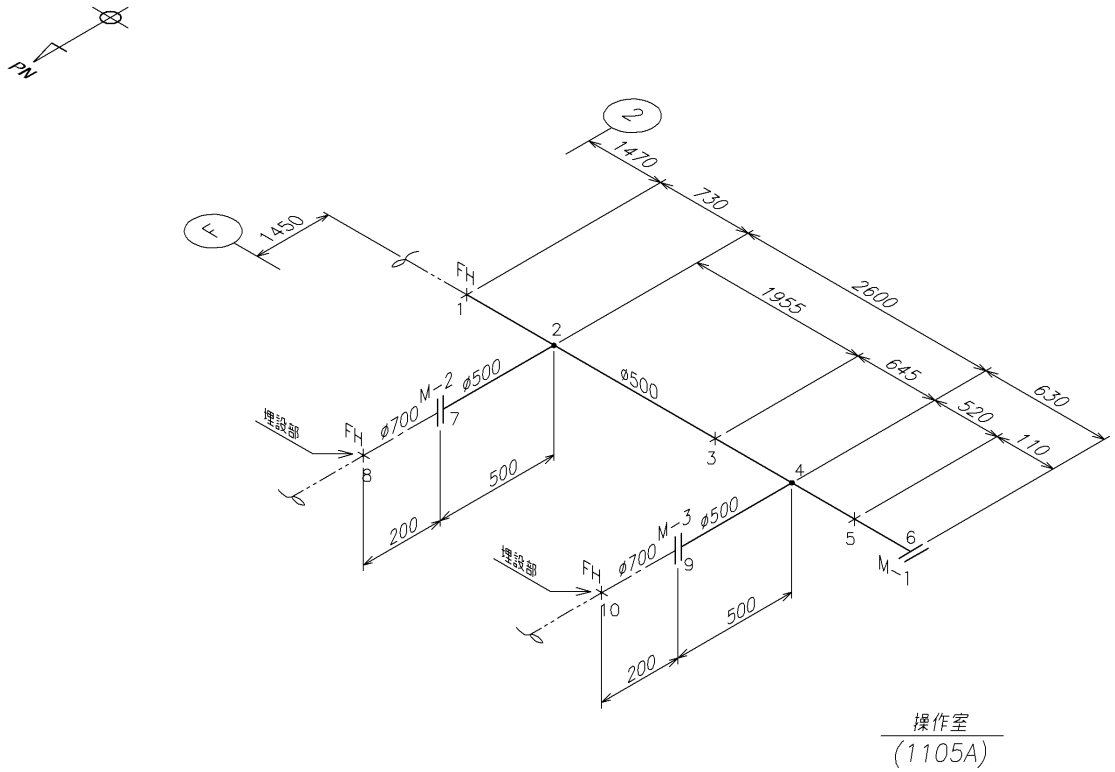

凡例

――――	ダクト（評価対象）
―・・―	ダクト（評価対象外）
― ― ―	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
	レストレイント
	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
②，Ⓕ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ	45kg
M-2	フランジ+スクリューダクト	250kg
M-3	フランジ+スクリューダクト	250kg

図-185　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（11/13）

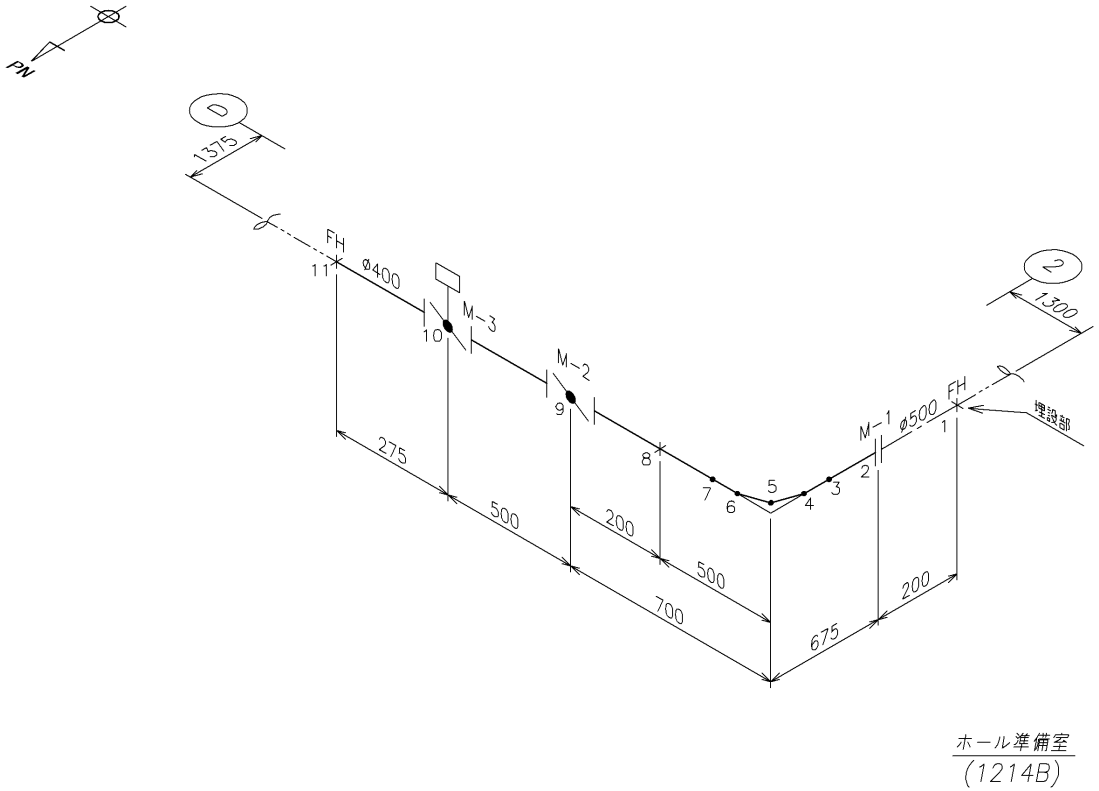

凡例

――――	ダクト（評価対象）
―・・―	ダクト（評価対象外）
―・――	申請範囲外（評価対象）
FH ―×―	アンカ
―×―	レストレイント
―‖―	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
②，Ⓓ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ+スクリューダクト	155kg
M-2	ダンパ	130kg
M-3	ダンパ	420kg

図-186　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（12/13）

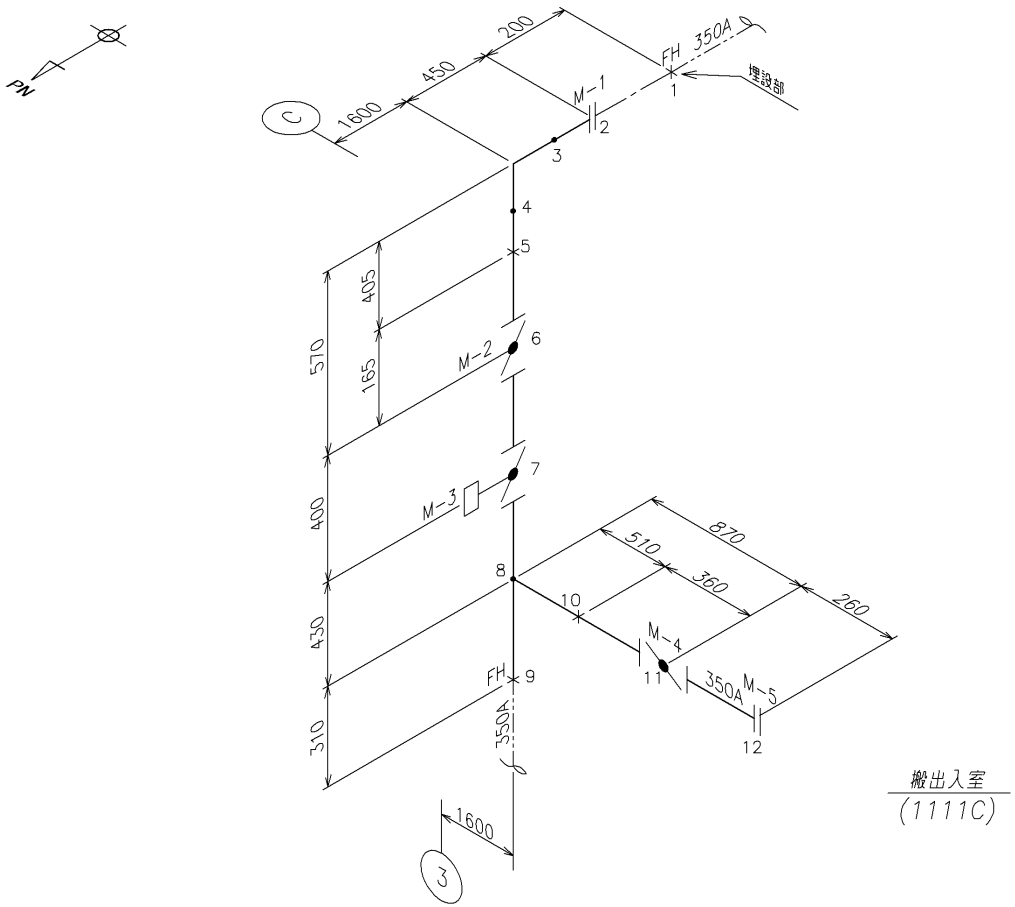

凡例

———	ダクト（評価対象）
—--—	ダクト（評価対象外）
—-—	申請範囲外（評価対象）
FH	アンカ
—×—	レストレイント
—‖	閉止フランジ
	たわみ継手
	自動ダンパ
	ダンパ
	バルブ
	レジューサ
③，Ⓒ	建家の通り芯を示す

No.	種類	付加質量
M-1	フランジ+スクリューダクト	40kg
M-2	ダンパ	105kg
M-3	ダンパ	240kg
M-4	ダンパ	105kg
M-5	フランジ	65kg

図-187　気体廃棄物の廃棄施設に係る配管類の支持間隔（13/13）

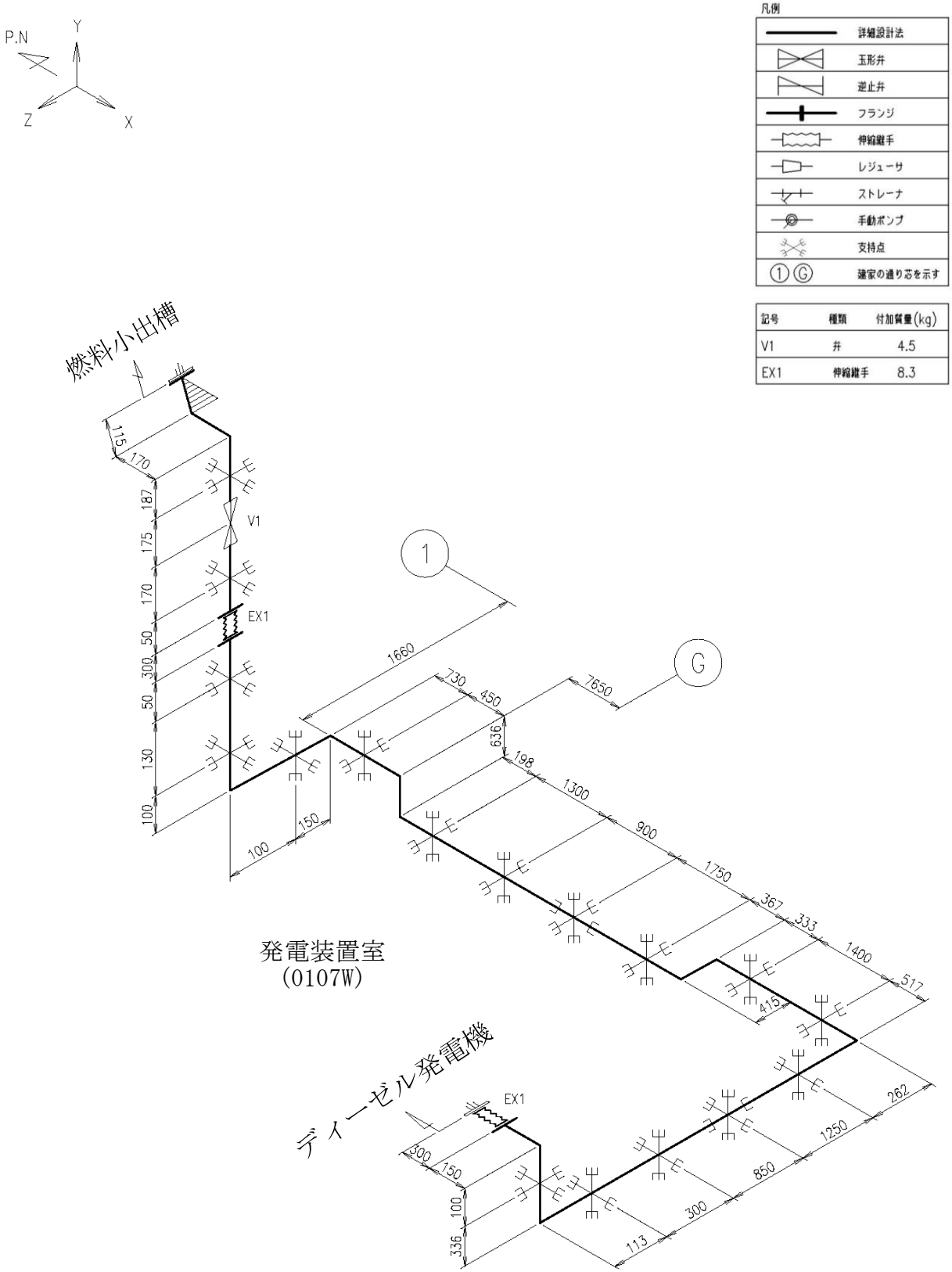

図-188　予備電源設備の発電装置に係る燃料油系配管の支持間隔（1/3）

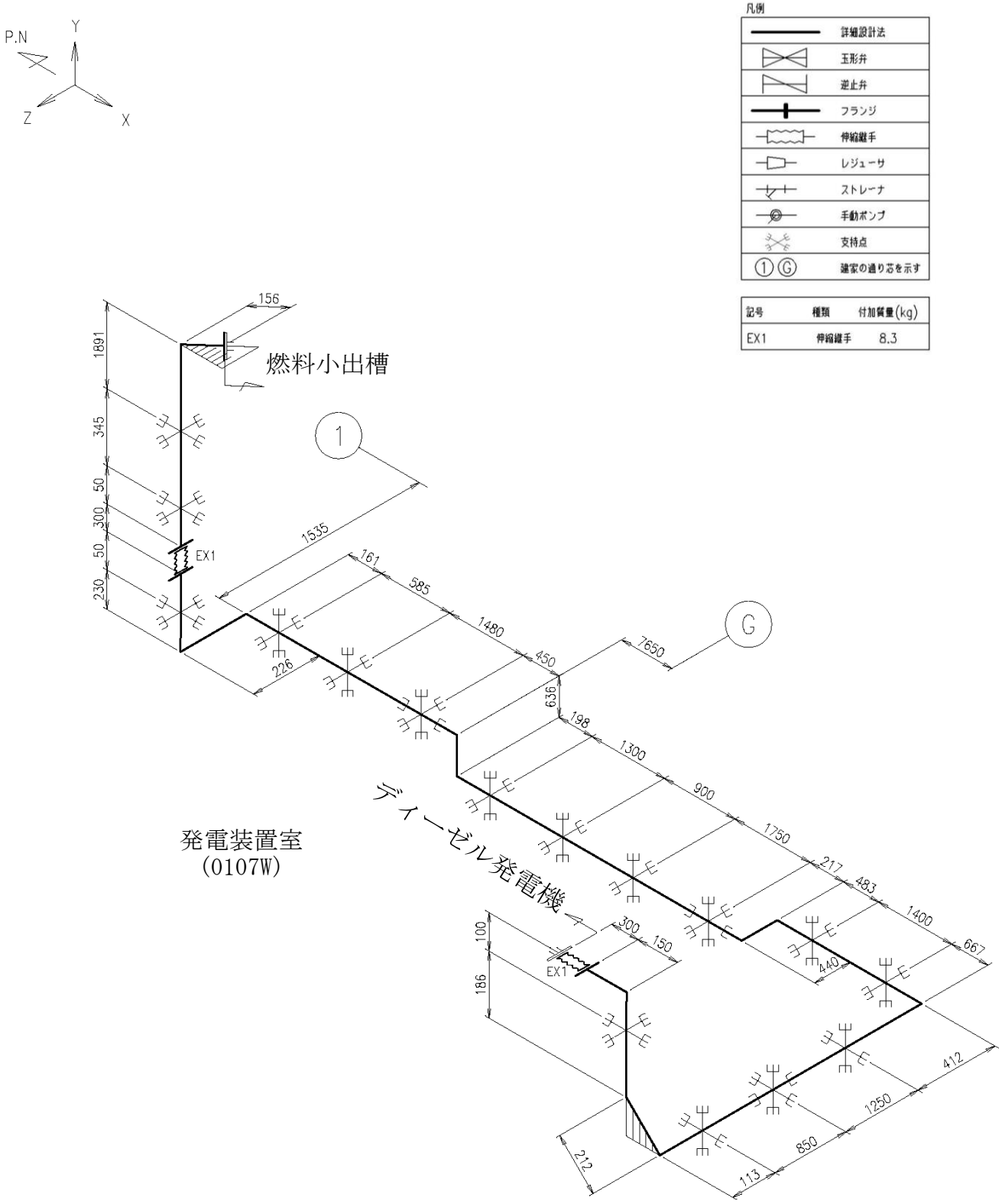

図-189　予備電源設備の発電装置に係る燃料油系配管の支持間隔（2/3）

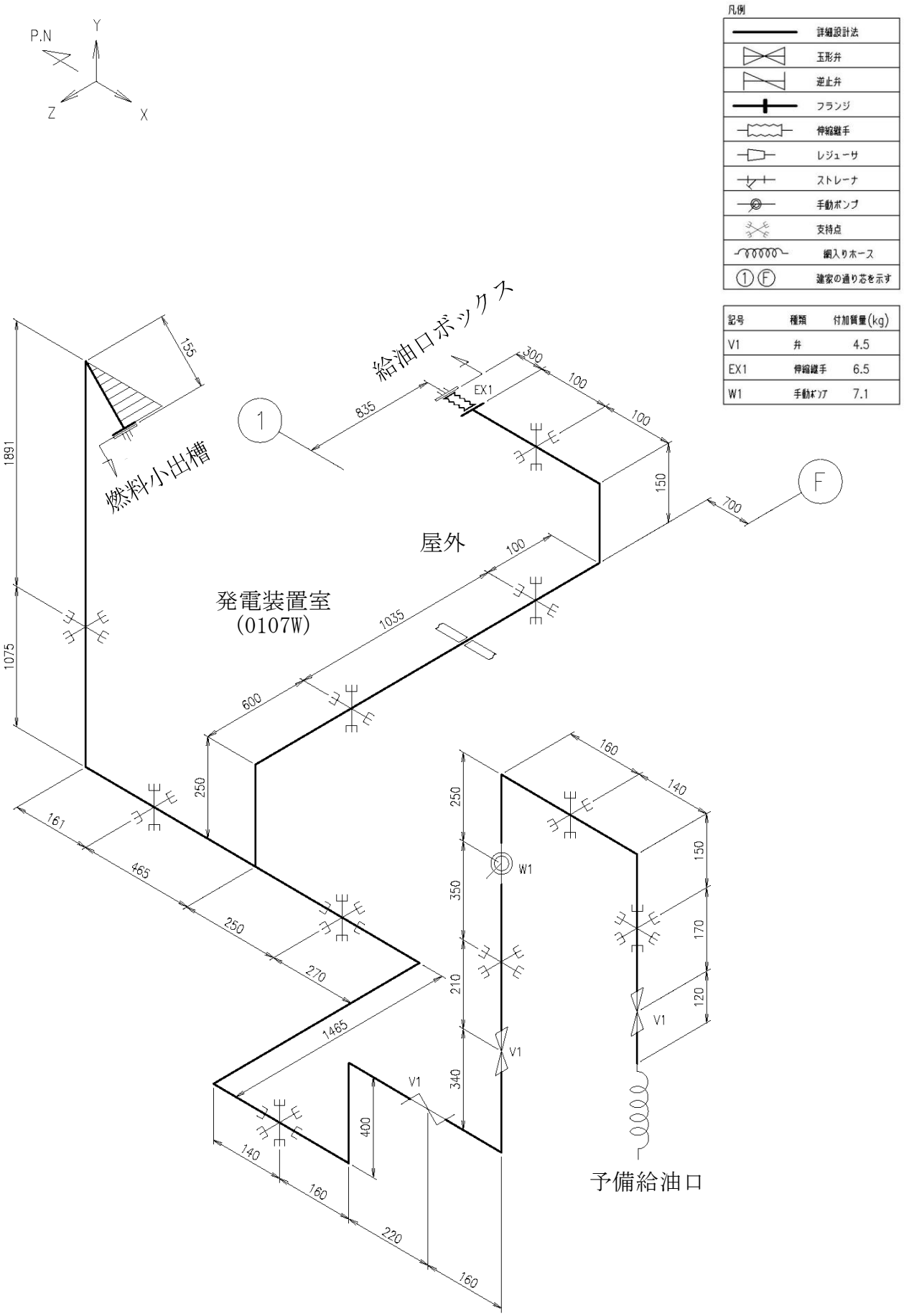

図-190　予備電源設備の発電装置に係る燃料油系配管の支持間隔（3/3）

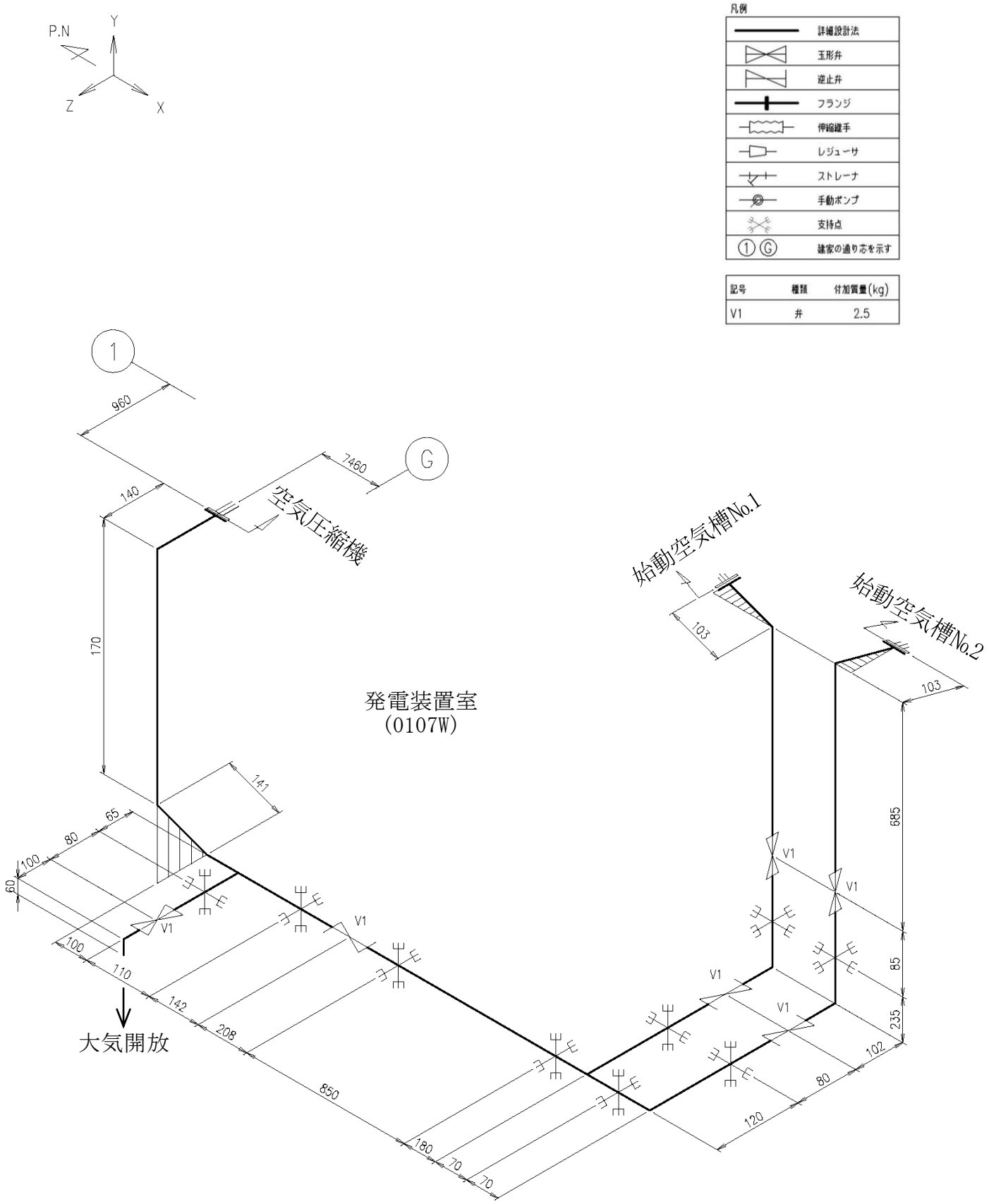

図-191　予備電源設備の発電装置に係る始動空気系配管の支持間隔（1/3）

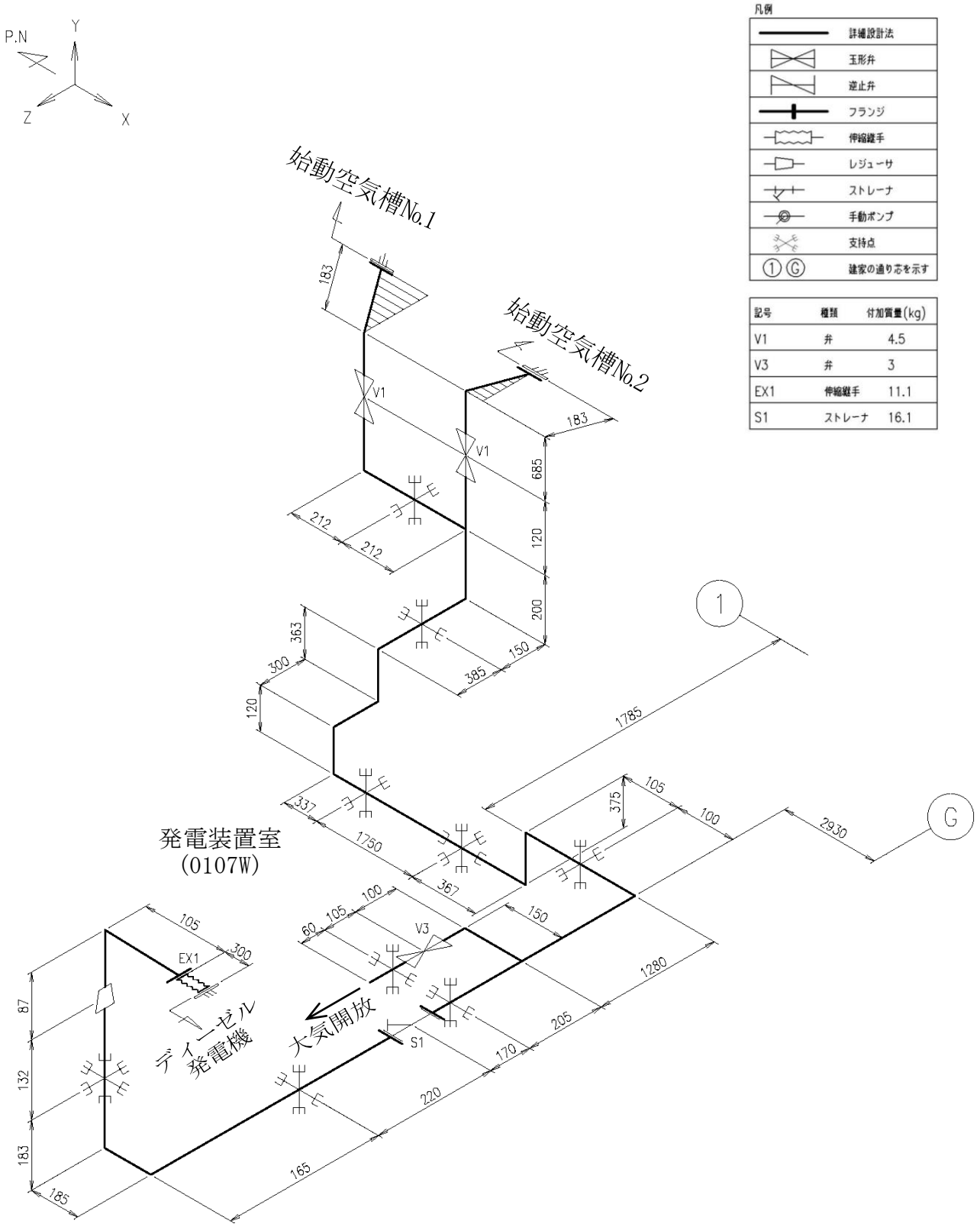

記号	種類	付加質量(kg)
V1	弁	4.5
V3	弁	3
EX1	伸縮継手	11.1
S1	ストレーナ	16.1

図-192　予備電源設備の発電装置に係る始動空気系配管の支持間隔（2/3）

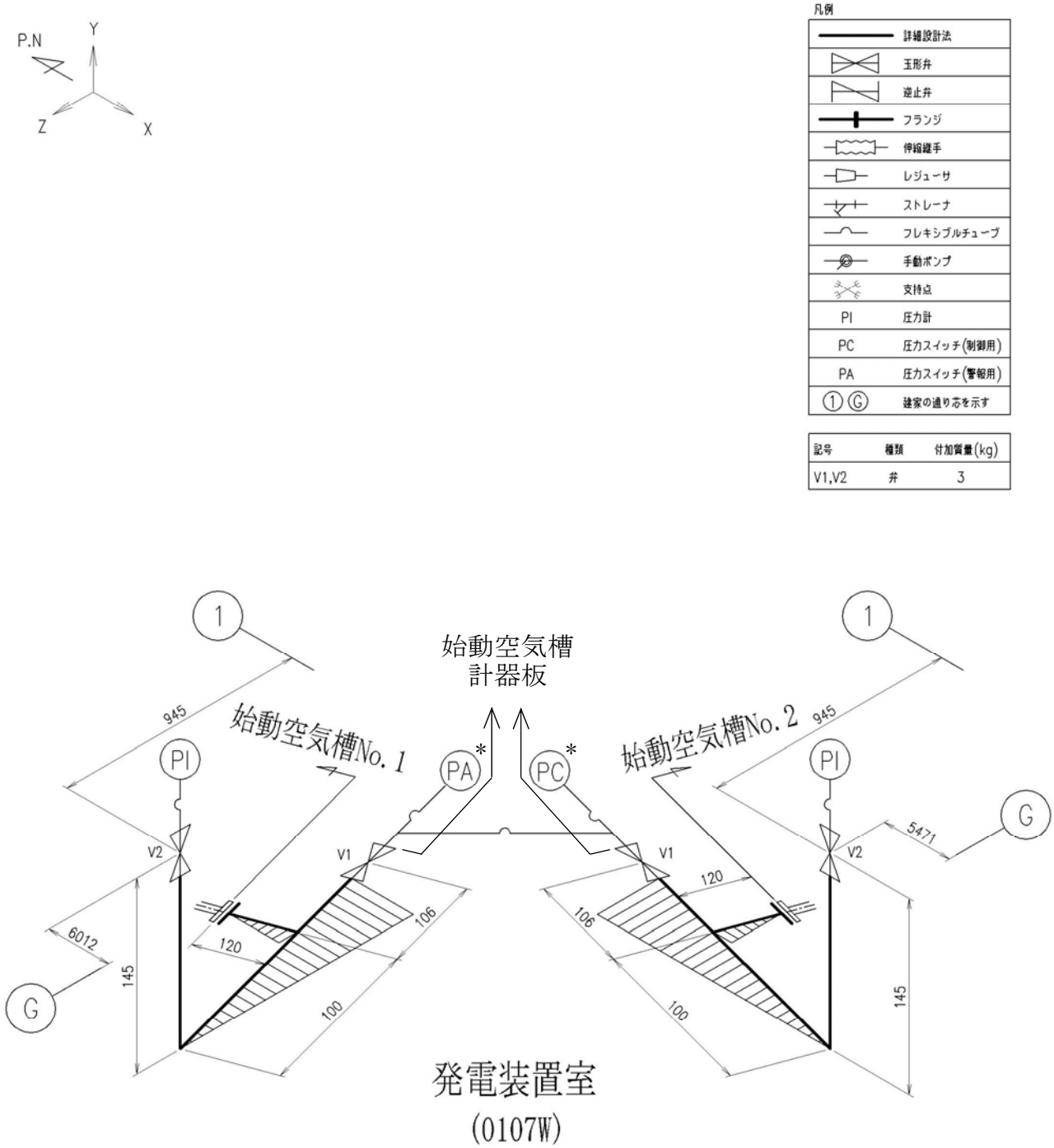

＊：圧力スイッチ（PA，PC）は、始動空気槽計器板に取付け

図-193　予備電源設備の発電装置に係る始動空気系配管の支持間隔（3/3）

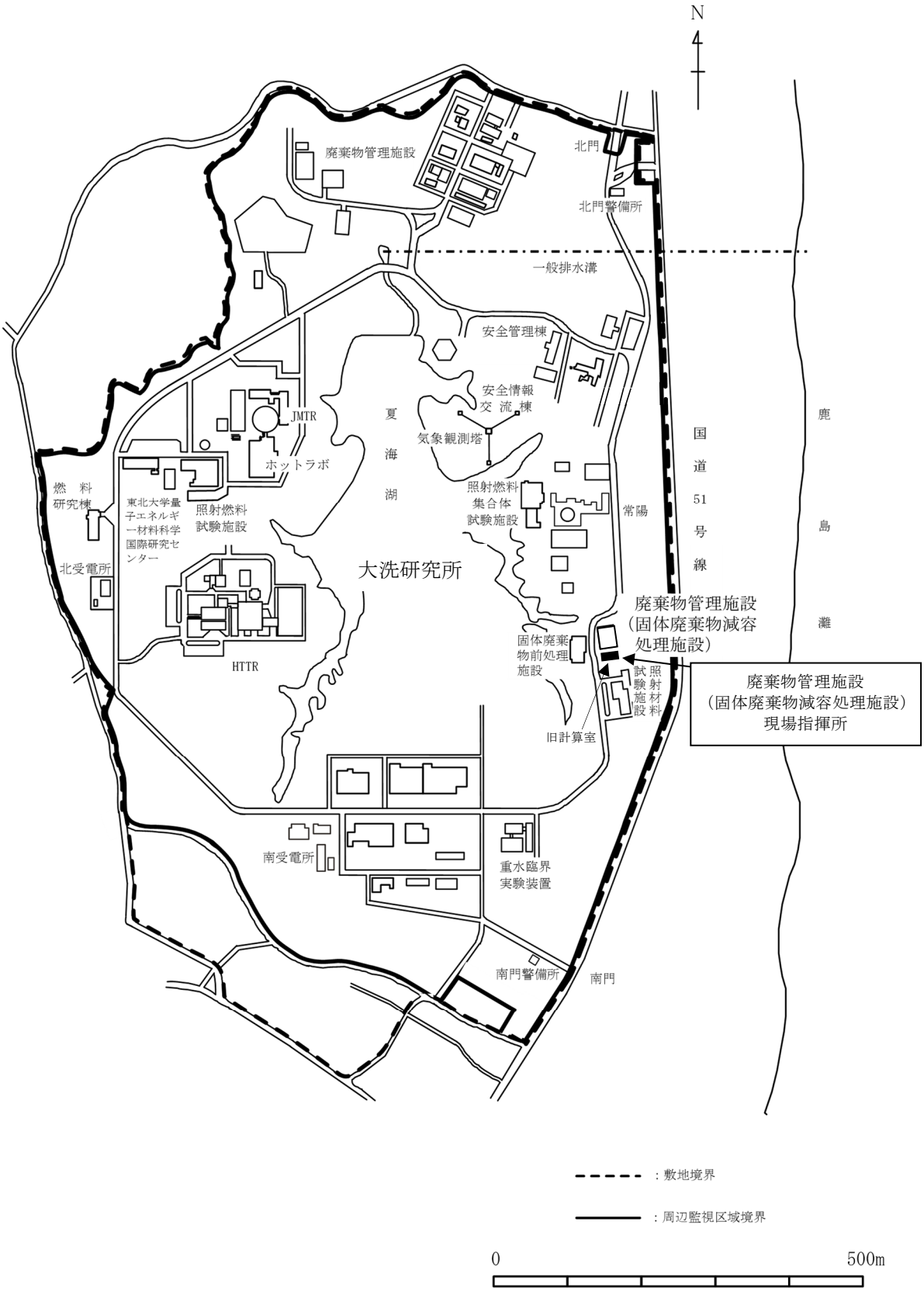

図-194　固体廃棄物減容処理施設の現場指揮所の設置位置図

5.　工事の方法

5.1　固体廃棄物減容処理施設建家

その他廃棄物管理設備の附属施設を設置する固体廃棄物減容処理施設建家の設計の基本方針は、第1編の5.　工事の方法の5.1　固体廃棄物減容処理施設建家の記載に同じ。

5.2　その他廃棄物管理設備の附属施設

固体廃棄物減容処理施設に設置する気体廃棄物の廃棄施設の管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、セル系排気設備の配管類（埋設部）、気体廃棄物の廃棄施設の配管類及び固体廃棄物減容処理施設排気筒、液体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管、固体廃棄物の廃棄施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室並びにその他の主要な事項のうち、消防設備のうち消火設備の消火器、消火栓設備、ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫を含む。）、ガス消火設備の配管類（埋設部）、ガス消火設備の配管類及びガス消火設備の電線管、警報設備のうち自動火災報知設備、電気設備のうち電気設備、予備電源設備（発電装置、無停電電源装置）、予備電源設備の配管類及び予備電源設備の電線管、通信連絡設備のうち放送設備及びページング設備、加入電話設備、所内内線設備並びに避難用誘導設備に係る工事は、その工程に応じ、4.項に示した設計に基づき「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）に定める施設の要件を満足するものであることを確認しつつ実施する。また、試験・検査は、工事の工程に従い次の項目について実施する。

本申請に係る工事の方法等の検査項目については、表-60～表-63 のとおり。

本申請に係る工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を図-195～図-216 の工事フロー図に示す。

気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置（管理区域系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：排気浄化装置の配置確認

方法：排気浄化装置が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(1)～(2)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置が所定の位置に配置されていること。

据付・外観検査(5)：排気浄化装置の差圧計及び外観確認

方法：排気浄化装置に差圧計が設置（「4. 設計」の「表-1(1)～(2)」、「図-94～図-95」）されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置に差圧計が設置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(1)～(6)、「図-154」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(4)：排気浄化装置のフィルタ交換口確認

方法：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(1)～(2)」、「図-94～ 図-95」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されていること。

機能検査(5)：排気浄化装置の捕集効率確認

方法：排気浄化装置の捕集効率が所定の値(「4. 設計」の「表-1(1)～(2)」の捕集効率)であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の捕集効率が所定の値であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置（セル系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排気浄化装置本体の材料確認

方法：排気浄化装置本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(3)～(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：基礎ボルトの材料確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(3)～(4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：基礎ボルトの寸法確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-1(3)～(4)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：基礎ボルトの外観確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルト（「4. 設計」の「表-1(3)～(4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排気浄化装置の配置確認、基礎ボルトの数量及び外

観確認

方法：排気浄化装置本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-1 の(3)～(4)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-1 の(3)～(4)」、「図-96～図-98」）であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：排気浄化装置の差圧計及び外観確認

方法：排気浄化装置に差圧計が設置（「4. 設計」の「表-1 の(3)～(4)」、「図-96～図-98」）されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置に差圧計が設置されていること、及び有害な傷がないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(7)～(12)」、「図-155」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(4)：排気浄化装置のフィルタ交換口確認

方法：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置（「4. 設計」の「表-1 の(3)～(4)」、「図-96～図-98」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されていること。

機能検査(5)：排気浄化装置の捕集効率確認

方法：排気浄化装置の捕集効率が所定の値（「4. 設計」の「表-1(3)～(4)」の捕集効率）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の捕集効率が所定の値であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置（グローブボックス系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排気浄化装置本体の材料確認

方法：排気浄化装置本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：基礎ボルトの材料確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：基礎ボルトの寸法確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-1(5)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：基礎ボルトの外観確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルト（「4. 設計」の「表-1(5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排気浄化装置の配置確認、基礎ボルトの数量及び外観確認

方法：排気浄化装置本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(5)の設置場所（番号)、 図-1」）に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-1(5)」、「図-99」）であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：排気浄化装置の差圧計及び外観確認

方法：排気浄化装置に差圧計が設置（「4. 設計」の「表-1(5)、図-99」）されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置に差圧計が設置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(13)～(14)」、「図-156」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(4)：排気浄化装置のフィルタ交換口確認

方法：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置（「表-1(5)」、「図-99」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されている

こと。

機能検査(5)：排気浄化装置の捕集効率確認

方法：排気浄化装置の捕集効率が所定の値（「4. 設計」の「表-1(5)」の捕集効率）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の捕集効率が所定の値であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置（フード系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：排気浄化装置の配置確認

方法：排気浄化装置が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(6)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置が所定の位置に配置されていること。

据付・外観検査(5)：排気浄化装置の差圧計及び外観確認

方法：排気浄化装置に差圧計が設置（「4. 設計」の「表-1(6)」、「図-100」）されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置に差圧計が設置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4 の(15)」、「 図-157」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(4)：排気浄化装置のフィルタ交換口確認

方法：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置（「4. 設計」の「表-1 の(6)」、「図-100」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されていること。

機能検査(5)：排気浄化装置の捕集効率確認

方法：排気浄化装置の捕集効率が所定の値（「4. 設計」の「表-1(6)」の捕集効率）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の捕集効率が所定の値であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置（予備系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排気浄化装置本体の材料確認

方法：排気浄化装置本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：基礎ボルトの材料確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-1(7)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：基礎ボルトの寸法確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-1(7)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：基礎ボルトの外観確認

方法：排気浄化装置の基礎ボルト（「4. 設計」の「表-1(7)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排気浄化装置の配置確認、基礎ボルトの数量及び外観確認

方法：排気浄化装置本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(7)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-1(7)」、「図-101～図-102」）であること及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること及び基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(5)：排気浄化装置の差圧計及び外観確認

方法：排気浄化装置に差圧計が設置（「4. 設計」の「表-1(7)」、 「図-101～図-102」）されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置に差圧計が設置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統検査

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(16)～(17)」、「図-158」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(4)：排気浄化装置のフィルタ交換口確認

方法：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置（「4. 設計」の「表-1(7)」、「図-101～ 図-102」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されている

こと。

機能検査(5)：排気浄化装置の捕集効率確認

方法：排気浄化装置の捕集効率が所定の値（「4. 設計」の「表-1(7)」の捕集効率）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置の捕集効率が所定の値であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排風機（管理区域系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：排風機の配置確認

方法：排風機が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(1)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(1)～(6)」、「図-154」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：排風機の容量確認

方法：排風機が所定の容量（「4. 設計」の「表-2(1)」の容量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の容量であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排風機（セル系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排風機本体の材料確認

方法：排風機本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：基礎ボルトの材料確認

方法：排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：基礎ボルトの寸法確認

方法：排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(2)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：基礎ボルトの外観確認

方法：排風機の基礎ボルト（「4. 設計」の「表-2(2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排風機の配置確認、基礎ボルトの数量及び外観確認

方法：排風機本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(2)」の設置場所（番号）、「図-1」）に配置されていること、基礎ボルトの本数が

所定の数量（「4. 設計」の「表-2(2)」、「図-105」）であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(7)～(12)」、「図-155」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：排風機の容量確認

方法：排風機が所定の容量（「4. 設計」の「表-2(2)」の容量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の容量であること。

機能検査(2)：フード設備の面速確認

方法：フードの面速が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：フードの面速が所定の値であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排風機（グローブボックス系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排風機本体の材料確認

方法：排風機本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：基礎ボルトの材料確認

方法：排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：基礎ボルトの寸法確認

方法：排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2 (3)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：基礎ボルトの外観確認

方法：排風機の基礎ボルト（「4. 設計」の「表-2(3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排風機の配置確認、基礎ボルトの数量及び外観確認

方法：排風機本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(3)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていること、基礎ボルトの本数が

所定の数量（「4. 設計」の「表-2(3)」、「図-106」）であること及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(13)～(14)」、「図-156」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：排風機の容量確認

方法：排風機が所定の容量（「4. 設計」の「表-2(3)」の容量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の容量であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機

能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排風機（フード系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：排風機の配置確認

方法：排風機が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(4)」の設置場所（番号)、「図-1」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(15)」、「図-157」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：排風機の容量確認

方法：排風機が所定の容量（「4. 設計」の「表-2(4)」の容量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の容量であること。

機能検査(2)：フード設備の面速確認

方法：フードの面速が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：フードの面速が所定の値であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の排風機（予備系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：排風機本体の材料確認

方法：排風機本体の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機本体の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：基礎ボルトの材料確認

方法：排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-2(5)」の主要材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：基礎ボルトの寸法確認

方法：排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-2(5)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：基礎ボルトの外観確認

方法：排風機の基礎ボルト（「4. 設計」の「表-2(5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：排風機の配置確認、基礎ボルトの数量及び外観確認

方法：排風機本体が所定の位置（「4. 設計」の「表-2(5)」の設置場所（番号）、「図-1」）に配置されていること、基礎ボルトの本数が

所定の数量（「4. 設計」の「表-2(5)」、「図-108」）であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること、及び基礎ボルトに有害な傷がないこと。

系統検査(1)：排気設備の系統検査

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(16)～(17)」、「図-158」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：排風機の容量確認

方法：排風機が所定の容量（「4. 設計」の「表-2(5)」の容量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機が所定の容量であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

セル系排気設備の配管類（埋設部）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管のスクリューの材料確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューが所定の材料（「4. 設計」の「表-3（1/7)」の主要材質）であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューが所定の材料であること。

材料検査(2)：配管のスクリューの密度確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューの密度が固体の密度及び比重の測定方法（液中ひょう量法）により所定の値（「4. 設計」の「表-3（1/7)」の密度）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューの密度が所定の値以上であること。

材料検査(3)：配管の単管部の材料確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管の単管部が所定の材料（「4. 設計」の「表-3」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管の単管部が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管のスクリューの厚さ確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューの厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-3(1/7)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューの厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管の単管部の配管口径及び厚さ確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管の単管部の配管口径及び厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-3」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管の単管部の配管口径及び厚さが所定の値であること。

外観検査(1)：配管のスクリューの外観確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリュー（「4. 設計」の「表-3(1/7)」、「図-109～図-110」）に有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の配管のスクリューに有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(1)：配管類（埋設部）の配置及び外観確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）が所定の位置（「4. 設計」の「表-3」の設置場所（番号）、「図-3～図-9、図-109～図-118」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(2)：配管類（埋設部）の設置高さの確認

方法：セル系排気設備の配管類（埋設部）（「4. 設計」の「表-3(2/7)～(5/7)」）の設置場所（「4. 設計」の「図-3～図-9、図-111～

図-117」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：セル系排気設備の配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の配管類（管理区域系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：配管類の配置確認

方法：配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-4(1)～(6)」の設置場所、「図-154」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(1)～(6)」、 図-154」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：ダンパの閉鎖確認

方法：排風機の停止時にダンパ（「4. 設計」の「表-4(3)～(6)」、「図-154」）が閉鎖していることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の停止時にダンパが閉鎖していること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の配管類（セル系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(3)：配管類の材料確認

方法：配管類の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-4(7)～(12)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：配管類の径及び厚さ確認

方法：配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値（「4. 設計」の「表-4(7)～(8)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔確認

方法：配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-5」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置（「4. 設計」の「図-175～図-187」）±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の支持間隔が所定の値以下であること。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置及び外観確認

方法：配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-4(7)～(12)」の設置場所、「図-155」）に配置されていること、有害な欠損のないこと

を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠損のないこと。

据付・外観検査(4)：吸気口と排気筒の配置確認

方法：吸気口と排気筒の配置が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：吸気口と排気筒の配置が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(7)～(12)、図-155」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：ダンパの閉鎖確認

方法：排風機の停止時にダンパ（「4. 設計」の「表-4(9)～(11)」、「図-155」）が閉鎖していることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の停止時にダンパが閉鎖していること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の配管類（グローブボックス系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(3)：配管類の材料確認

方法：配管類の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-4(13)～(14)」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：配管類の径及び厚さ確認

方法：配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値（「4. 設計」の「表-4(13)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔確認

方法：配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-5」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置（「4. 設計」の「図-175～図-187」）±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の支持間隔が所定の値以下であること。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置及び外観確認

方法：配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-4(13)～(14)」の設置場所、「図-156」）に配置されていること、有害な欠陥のないこ

とを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(4)：吸気口と排気筒の配置確認

方法：吸気口と排気筒の配置が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：吸気口と排気筒の配置が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(13)～(14)」、「図-156」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：ダンパの閉鎖確認

方法：排風機の停止時にダンパ（「4. 設計」の「表-4(14)」、「図-156」）が閉鎖していることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の停止時にダンパが閉鎖していること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及

び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の配管類（フード系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：配管類の配置確認

方法：配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-4(15)」の設置場所、「図-157」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4(15)」、「図-157」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

気体廃棄物の廃棄施設の配管類（予備系排気設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(3)：配管類の材料確認

方法：配管類の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-4(16)～(17)」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：配管類の径及び厚さ確認

方法：配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値（「4. 設計」の「表-4(16)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔確認

方法：配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-5」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置（「4. 設計」の「図-175～図-187」）±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類の支持間隔が所定の値以下であること。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置及び外観確認

方法：配管類が所定の位置（「4. 設計」の「表-4(16)～(17)」の設置場所、「図-158」）に配置されていること、有害な欠陥のないこ

とを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(4)：吸気口と排気筒の配置確認

方法：吸気口と排気筒が所定の位置（「4. 設計」の「図-2」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：吸気口と排気筒が所定の位置に配置されていること。

系統検査(1)：排気設備の系統確認

方法：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統（「4. 設計」の「表-4 の(16)～(17)」、「図-158」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(3)：ダンパの閉鎖確認

方法：排風機の停止時にダンパ（「4. 設計」の「表-4(17)」、「図-158」）が閉鎖していることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：排風機の停止時にダンパが閉鎖していること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により

確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設排気筒

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：鉄筋及び鉄骨（鋼管）の材料確認

方法：鉄筋及び鉄骨（鋼管）の材料が材料検査証明書又は試験検査成績書等により所定の材料（「4. 設計」の「表-8」の材料）であることを確認する。

判定：鉄筋及び鉄骨（鋼管）の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：コンクリートの材料確認

方法：コンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が試験検査成績書等により所定の材料（「4. 設計」の「表-9」の種類）であることを確認する。

判定：コンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が所定の材料であること。

構造検査(1)：配筋確認

方法：鉄筋の径（呼び径）があらかじめ呼び径を確認した鉄筋との対比により所定の呼び径（「4. 設計」の「表-7」）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の本数又は間隔が目視、測定又は試験検査成績書等により所定の本数又は間隔（「4. 設計」の「表-7、表-10」）であることを確認する。鉄筋の継手長さ及び定着長さが測定又は試験検査成績書等により所定の値（「4. 設計」の「表-11～表-12」の重ね継手の長さ及び定着長さ）以上であることを確認する。鉄筋と型枠とのかぶり厚さが測定又は試験検査成績書等により所定の値（「4. 設計」の「表-13」のかぶり厚さ）以上であることを確認する。

判定：鉄筋の径（呼び径）が所定の呼び径であること、鉄筋の本数又は間隔が所定の本数又は間隔であること、鉄筋の継手長さ及び

定着長さが所定の値以上であること、並びに鉄筋と型枠とのかぶり厚さが所定の値以上であること。

構造検査(2)：型枠確認

方法：型枠寸法が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲（「4. 設計」の「表-14」、「図-12～図-13」の型枠寸法）であることを確認する。

判定：型枠寸法が所定の範囲であること。

構造検査(3)：鋼管の肉厚の寸法確認

方法：鋼管の肉厚が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲（「4. 設計」の「表-18」の肉厚）であることを確認する。

判定：鋼管の肉厚が所定の範囲であること。

構造検査(4)：排気筒の地上からの高さ及び出口直径（内径）の寸法確認

方法：地上からの高さが測定又は試験検査成績書等により所定の範囲（「4. 設計」の「表-19」の寸法、「図-16」）であることを確認する。併せて、出口直径（内径）が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲（「4. 設計」の「表-19」の寸法、「図-16」）であることを確認する。

判定：地上からの高さが所定の範囲であること、出口直径（内径）が所定の範囲であること。

強度検査：コンクリートの圧縮強度確認

方法：コンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度（「4. 設計」の「表-15～表-17」）以上であることを試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：コンクリートが JIS A1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であること。

外観検査：排気筒の配置及び外観確認

方法：固体廃棄物減容処理施設排気筒が図面（「4. 設計」の「図-11～図-16」）のとおりに建設されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設排気筒が図面のとおりに建設されていること、並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃液受入タンク

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃液受入タンクの主要材料の材料確認

方法：廃液受入タンクの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：廃液受入タンクの溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクの溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：廃液受入タンクの溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (1)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクの溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：廃液受入タンクの厚さの寸法確認

方法：タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (1)」の主要寸法、「図-119」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であること。

外観検査(2)：機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液処理室（2)、「図-17」、「図-162」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：廃液受入タンクの配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：廃液受入タンクが所定の位置（「4. 設計」の「表-20（1)」の設置場所（番号)、「図-17」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20（1)」の溶接固定部の数量、「図-119」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクが所定の位置に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置並びに仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-20（1)」の堰、「表-26」の廃液処理室（2)）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液処理室（2)）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：タンクの耐圧・漏えい確認

方法：タンク（「4. 設計」の「表-20（1)」、「図-119」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：タンクに最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：系統ごとの耐圧・漏えい確認

方法：廃液受入タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-20（1)」、「図-162」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

系統検査(1)：廃液受入タンクの系統確認

方法：廃液受入タンクが所定の系統（「4. 設計」の「図-162」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクが所定の系統であること。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-20（1)」の堰、「表-26」の廃液処理室（2)）以上であることを測定又は試験検査成

績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

処理能力検査(1)：容器の貯留量確認

方法：廃液受入タンクの貯留量が所定の値（「4. 設計」の「表-20(1)」の公称容量、「表-27」の廃液受入タンク）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入タンクの貯留量が所定の値以上であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃液移送ポンプ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃液移送ポンプの主要材料の材料確認

方法：廃液移送ポンプの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液移送ポンプの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：廃液移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：廃液移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (2)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：廃液移送ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-20 (2)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液移送ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：廃液移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量

及び外観確認

方法：廃液移送ポンプが所定の位置（(「4. 設計」の「表-20 (2)」の設置場所（番号)、「図-17」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20 (2)」の固定ボルトの数量、「図-120」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液移送ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

洗浄塔廃液タンク A、B

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：洗浄塔廃液タンク A、B の主要材料の材料確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B の主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (3)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：洗浄塔廃液タンク A、B の厚さの寸法確認

方法：タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (3)」の主要寸法、「図-121」、「図-122」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定

の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B の固定ボルト（「4. 設計」の「表-20 (3)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B の固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液処理室（1)、「図-17」、「図-160」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：洗浄塔廃液タンク A、B の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B が所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (3)」の設置場所（番号)、「図-17」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20 (3)」の固定ボルトの数量、「図-121」、「図-122」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置並びに仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (3)」の堰、「表-26」の廃液処理室（1)）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液処理室（1)）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：タンクの耐圧・漏えい確認

方法：タンク（「4. 設計」の「表-20 (3)」、「図-121」、「図-122」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：タンクに最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：系統ごとの耐圧・漏えい確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-20 (3)」、「図-160」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えい

がないこと。

系統検査(1)：洗浄塔廃液タンク A、B の系統確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B が所定の系統（「4. 設計」の「図-160」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B が所定の系統であること。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (3)」の堰、「表-26」の廃液処理室 (1)）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

処理能力検査(1)：容器の貯留量確認

方法：洗浄塔廃液タンク A、B の貯留量が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (3)」の公称容量、「表-27」の洗浄塔廃液タンク）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液タンク A、B の貯留量が所定の値以上であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

洗浄塔廃液移送ポンプA、B

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの主要材料の材料確認

方法：洗浄塔廃液移送ポンプ A、B の主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：洗浄塔廃液移送ポンプ A、B の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：洗浄塔廃液移送ポンプ A、B の固定ボルト（「4. 設計」の「表-20 (4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液移送ポンプA、Bの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：洗浄塔廃液移送ポンプ A、B の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：洗浄塔廃液移送ポンプ A、B が所定の位置（「4. 設計」の「表-20（4)」の設置場所（番号)、「図-17」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20（4)」の固定ボルトの数量、「図-123」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液移送ポンプ A、B が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

液体廃棄物Aタンク

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：液体廃棄物Aタンクの主要材料の材料確認

方法：液体廃棄物 A タンクの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物Aタンクの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：液体廃棄物 A タンクの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (5)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A タンクの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：液体廃棄物 A タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (5)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A タンクの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

寸法検査(2)：液体廃棄物Aタンクの厚さの寸法確認

方法：タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (5)」の主要寸法、「図-124」）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定

の値以上であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：液体廃棄物 A タンクの固定ボルト（「4. 設計」の「表-20 (5)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A タンクの固定ボルトに有害な傷がないこと。

外観検査(2)：機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液処理室(1)、「図-17」、「図-161」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：液体廃棄物 A タンクの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：液体廃棄物 A タンクが所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (5)」の設置場所（番号）、「図-17」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20 (5)」の固定ボルトの数量、「図-124」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A タンクが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置並びに仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (5)」の堰、「表-26」の廃液処理室 (1)）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液処理室 (1)）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

耐圧・漏えい検査(1)：タンクの耐圧・漏えい確認

方法：タンク（「4. 設計」の「表-20 (5)」、「図-124」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：タンクに最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

耐圧・漏えい検査(2)：系統ごとの耐圧・漏えい確認

方法：液体廃棄物 A タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統（「4. 設計」の「表-20 (5)」、「図-161」）ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A タンクを始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないこと。

系統検査(1)：液体廃棄物Aタンクの系統確認

方法：液体廃棄物Aタンクが所定の系統（「4. 設計」の「図-161」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物Aタンクが所定の系統であること。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-20（5)」の堰、「表-26」の廃液処理室（1)）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

処理能力検査(1)：容器の貯留量確認

方法：液体廃棄物Aタンクの貯留量が所定の値（「4. 設計」の「表-20（5)」の公称容量、「表-27」の液体廃棄物 A タンク）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物Aタンクの貯留量が所定の値以上であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機

能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

液体廃棄物A移送ポンプ

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：液体廃棄物A移送ポンプの主要材料の材料確認

方法：液体廃棄物 A 移送ポンプの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物A移送ポンプの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：液体廃棄物A移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20 (6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 移送ポンプの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：液体廃棄物 A 移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (6)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 移送ポンプの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：液体廃棄物 A 移送ポンプの固定ボルト（「4. 設計」の「表-20 (6)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物A移送ポンプの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：液体廃棄物A移送ポンプの配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認

方法：液体廃棄物 A 移送ポンプが所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (6)」の設置場所（番号)、「図-17」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20 (6)」の固定ボルトの数量、「図-125」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 移送ポンプが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃液サンプリングフード1、2

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：廃液サンプリングフード 1、2 の配置確認及び外観確認

方法：廃液サンプリングフード1、2が所定の位置（「4. 設計」の「表-20（7)」の設置場所（番号)、「図-17」、「図-126」、「図-127」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液サンプリングフード1、2が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：廃液サンプリングフード1、2の系統確認

方法：廃液サンプリングフード1、2が所定の系統（「4. 設計」の「図-163」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液サンプリングフード1、2が所定の系統であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：フードの開口部の風速確認

方法：廃液サンプリングフードの開口部の風速が所定の値（「4. 設計」の「表-20（7)」の風速、「図-126」、「図-127」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液サンプリングフードの開口部の風速が所定の値以上であること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

廃液搬出ボックス

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：廃液搬出ボックスの主要材料の材料確認

方法：廃液搬出ボックスの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20（8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液搬出ボックスの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：溶接固定部の材料確認

方法：廃液搬出ボックスの溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-20（8)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液搬出ボックスの溶接固定部の材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：溶接固定部の寸法確認

方法：廃液搬出ボックスの溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-20（8)」の主要寸法）以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液搬出ボックスの溶接固定部の寸法が所定の値以上であること。

外観検査(2)：機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認

方法：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液搬出室、「図-18」、「図-161」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであること。

据付・外観検査(1)：廃液搬出ボックスの配置確認並びに溶接固定部の数量及び外観確認

方法：廃液搬出ボックスが所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (8)」の設置場所（番号)、「図-18」）に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量（「4. 設計」の「表-20 (8)」の溶接固定部の数量、「図-128」）であること、及び溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液搬出ボックスが所定の位置に配置されていること、溶接固定部の数が所定の数量であること、及び溶接固定部に有害な傷がないこと。

据付・外観検査(3)：堰の配置並びに仕上げ及び外観確認

方法：堰が所定の位置（「4. 設計」の「表-20 (8)」の堰、「表-26」の廃液搬出室、「図-18」）に設けられていること、所定の仕上げ（「4. 設計」の「表-25」の廃液搬出室）であること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないこと。

系統検査(1)：廃液搬出ボックスの系統確認

方法：廃液搬出ボックスが所定の系統（「4. 設計」の「図-161」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液搬出ボックスが所定の系統であること。

容量検査(1)：堰の容量確認

方法：堰の容量が所定の値（「4. 設計」の「表-20 (8)」の堰、「表-

26」の廃液搬出室、「図-18」）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：堰の容量が所定の値以上であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：遮蔽体の材料確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の遮蔽体が所定の材料（「4. 設計」の「表-21（1/43）～（4/43)」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の遮蔽体が所定の材料であること。

材料検査(2)：配管の単管部の材料確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の配管の単管部が所定の材料（「4. 設計」の「表-21」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の単管部が所定の材料であること。

寸法検査(1)：遮蔽体の厚さ確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の遮蔽体の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-21（1/43）～（4/43)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、建物の床又は壁に打設するコンクリート（遮蔽物質）の厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-21（1/43）～（4/43)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の遮蔽体の厚さが所定の値以上であること、建物の床又は壁に打設するコンクリート（遮蔽物質）の厚さが所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-21」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管の単管部の耐圧・漏えい確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の配管の単管部に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の単管部に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

外観検査(1)：遮蔽体の外観確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の遮蔽体（「4. 設計」の「表-21（1/43）～（4/43）」、「図-129～図-132」）に有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の遮蔽体に有害な欠陥のないこと。

据付・外観検査(1)：配管類（埋設部）の設置高さの確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の設置場所（「4. 設計」の「表-21（5/43）～（26/43)」の設置場所（番号)、「図-20、図-25、図-133」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（洗浄塔廃液系）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-22（1）～（7)、(9）～（11)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（1）～（7)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(1)：配管類の厚さ（呼び厚さ）確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（1）～（6)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管類の支持間隔確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-23」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類（「4. 設計」の「表-22（1）～（6）、（9）～（11）」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：配管類の配置及び外観確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-160～図-162」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：洗浄塔廃液系の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-160～図-162」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：洗浄塔廃液系の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（液体廃棄物 A 系）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：液体廃棄物 A 系の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-22（12）～（17)、(19）～（21)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 系の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：液体廃棄物 A 系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（12）～（17)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(1)：配管類の厚さ（呼び厚さ）確認

方法：液体廃棄物 A 系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（12）～（16)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管類の支持間隔確認

方法：液体廃棄物 A 系の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-23」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物 A 系の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：液体廃棄物A系の配管類（「4. 設計」の「表-22（12）～（16）、（19）～（21）」）に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧又は1.25倍以上の気圧をかけ、30分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物A系の配管類に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧又は1.25倍以上の気圧をかけ、30分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：配管類の配置及び外観確認

方法：液体廃棄物A系の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-161～図-162、図-164」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物A系の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：液体廃棄物A系の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-161～図-162、図-164」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：液体廃棄物A系の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（廃液受入系）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：廃液受入系の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-22（22）～（27)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：廃液受入系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（22）～（25)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(1)：配管類の厚さ（呼び厚さ）確認

方法：廃液受入系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（22）～（24)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管類の支持間隔確認

方法：廃液受入系の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-23」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：廃液受入系の配管類（「4. 設計」の「表-22（22）～（24）、（26）～（27)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：配管類の配置及び外観確認

方法：廃液受入系の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-161～図-162、図-164」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：廃液受入系の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-161～図-162、図-164」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：廃液受入系の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（サンプリングフード系）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：サンプリングフード系の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-22（28）～（31)、(33)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：サンプリングフード系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（28）～（31)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(1)：配管類の厚さ（呼び厚さ）確認

方法：サンプリングフード系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（28）～（31)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管類の支持間隔確認

方法：サンプリングフード系の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-23」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類の支持間隔が所定の値以下であ

ること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：サンプリングフード系の配管類（「4. 設計」の「表-22（28）～（31)、(33)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：配管類の配置及び外観確認

方法：サンプリングフード系の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-160～図-163」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：サンプリングフード系の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-160～図-163」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：サンプリングフード系の配管類が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（ドレン系）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：ドレン系の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-22（34）～（56)、(58）～（63)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：ドレン系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（34）～（56)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(1)：配管類の厚さ（呼び厚さ）確認

方法：ドレン系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-22（34）～（57)」の主要寸法）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であること。

寸法検査(2)：配管類の支持間隔確認

方法：ドレン系の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-23」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

耐圧・漏えい検査(1)：配管類の耐圧・漏えい確認

方法：ドレン系の配管類（「4. 設計」の「表-22（34）～（63)」）に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類に最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧又は 1.25 倍以上の気圧をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないこと。

据付・外観検査(1)：配管類の配置及び外観確認

方法：ドレン系の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-160～図-165」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(1)：配管類の系統確認

方法：ドレン系の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-160～図-165」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類が所定の系統であること。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：ドレン系の配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア)、前処理セル（分別エリア)、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ドレン系の配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が気密構造（0.1vol%/h 以下）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：電線管の材料確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管が所定の材料（「4. 設計」の「表-24（1)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管が所定の材料であること。

寸法検査(1)：電線管の外径確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管の外径が所定の値（「4. 設計」の「表-24（1)」の外径）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管の外径が所定の値であること。

寸法検査(2)：電線管の支持間隔確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-24（2)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(1)：電線管の配置及び外観確認

方法：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管が所定の位置（「4. 設計」の「図-28」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管が所定の位置に配置

されていること、有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

固体廃棄物の廃棄施設（廃棄物受払室）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(1)：配置確認

方法：固体廃棄物の廃棄施設（廃棄物受払室）が所定の位置（「4. 設計」の「表-28」、「図-29」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固体廃棄物の廃棄施設（廃棄物受払室）が所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

消火器

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：配置及び員数の確認

方法：消火器が所定の位置（「4. 設計」の「表-29」の設置場所、「図-30～図-34」）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-29」の数量）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：消火器が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

消火栓設備（消火ポンプユニット、消火栓）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：配置及び員数の確認

方法：消火栓設備（消火ポンプユニット、消火栓）が所定の位置（「4. 設計」の「表-30」の設置場所、「図-35～図-38」）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-30」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：消火栓設備（消火ポンプユニット、消火栓）が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備ボンベ庫

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

杭支持力検査(1)：杭の支持力確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫の杭支持力が所定の値（「4. 設計」の「表-36」の許容支持力（kN））以上であることを打込み時の杭打ち試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫の杭支持力が所定の値以上であること。

材料検査(1)：杭及び鉄筋の材料確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫の杭及び鉄筋の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-34」の材料）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫の杭及び鉄筋の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：コンクリートの材料確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）が所定の材料（「4. 設計」の「表-35」の種類）であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートが所定の材料であること。

構造検査(1)：配筋確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫の鉄筋の径（呼び径）が所定の呼び径（「4. 設計」の「表-32～表-33」）であることをあらかじめ呼び径を確認した鉄筋との対比又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の本数又は間隔（「4. 設計」の「表-32～表-33、表-37」の許容値、「図-43～図-52」）が所定の本数又は間隔であることを目視、測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋

の継手長さ及び定着長さが所定の値（「4. 設計」の「表-38」の重ね継手の長さ、「表-39」の定着長さ）以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋と型枠とのかぶり厚さが所定の値（「4. 設計」の「表-40」のかぶり厚さ（mm））以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫の鉄筋の径（呼び径）が所定の呼び径であること。鉄筋の本数又は間隔が所定の本数又は間隔であること、鉄筋の継手長さ及び定着長さが所定の値以上であること、鉄筋と型枠とのかぶり厚さが所定の値以上であること。

構造検査(2)：型枠確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫の型枠寸法が所定の範囲（「4. 設計」の「表-41」、「図-43～図-52」）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫の型枠寸法が所定の範囲であること。

構造検査(3)：鉄筋コンクリートの単位体積重量確認

方法：構造検査(2)で確認する型枠寸法、測定したコンクリートの密度及び図面から算出した鉄筋重量を用いて求めた単位体積重量の平均が、構造計算で用いた鉄筋コンクリートの単位体積重量（「4. 設計」の「表-45」の単位体積重量（kN/㎥））以下であることを試験検査成績書等により確認する。

判定：構造検査(2)で確認する型枠寸法、測定したコンクリートの密度及び図面から算出した鉄筋重量を用いて求めた単位体積重量の平均が、構造計算で用いた鉄筋コンクリートの単位体積重量以下であること。

構造検査(4)：壁及び床スラブの寸法確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫の外部に面する壁及び床スラブの寸法が試験検査成績書等により所定の範囲（「4. 設計」の「表-58」、「図-44、図-47」）であることを確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫の外部に面する壁及び床スラブの寸法が所定の範囲であること。

強度検査(1)：コンクリートの圧縮強度確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度（「4. 設計」の「表-43」の判定強度）以上であることを試験又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であること。

外観検査(1)：ガス消火設備ボンベ庫の配置及び外観確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫が図面（「4. 設計」の「図-39～図-42」）のとおりに建設されていること、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫が図面のとおりに建設されていること、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないこと。

据付・外観検査(1)：ガス消火設備ボンベ庫の建具の配置及び外観確認

方法：ガス消火設備ボンベ庫の建具（「4. 設計」の「表-59」）が所定の位置（「4. 設計」の「図-40」）に配置されていること並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備ボンベ庫の建具が所定の位置に配置されていること並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（二酸化炭素消火設備制御盤）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：二酸化炭素消火設備制御盤の配置確認及び外観確認

方法：二酸化炭素消火設備制御盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-46（1)」の設置場所（番号)、「図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：二酸化炭素消火設備制御盤が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(2)：主要設備接続の確認

方法：主要設備が消火設備系統図（「4. 設計」の「図-168」）とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備が消火設備系統図とおりに警報連絡盤に接続されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

警報検査(1)：主要警報表示の確認

方法：主要設備の消火設備（「4. 設計」の「表-46（1)」、「図-168」）に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備の消火設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯すること。

警報検査(2)：火災警報表示の確認

方法：消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤（「4. 設計」の「図-10、図-168」）に表示されること

を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていること。

ガス消火設備（GR 型受信機）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：GR 型受信機の配置確認及び外観確認

方法：GR 型受信機が所定の位置（「4. 設計」の「表-46（2)」の設置場所（番号)、「図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：GR 型受信機が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(2)：主要設備接続の確認

方法：主要設備が消火設備系統図（「4. 設計」の「図-168」）とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備が消火設備系統図とおり警報連絡盤に接続されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

警報検査(1)：主要警報表示の確認

方法：主要設備の消火設備（「4. 設計」の「表-46（2)」、「図-168」）に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備の消火設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯すること。

警報検査(2)：火災警報表示の確認

方法：消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤（「4. 設計」の「図-10、図-168」）に表示されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（手動起動装置）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：手動起動装置の配置確認及び外観確認

方法：手動起動装置が所定の位置（「4. 設計」の「表-46（3)」の設置場所（番号)、「図-54～図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：手動起動装置が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（選択弁ユニット）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：選択弁ユニットの主要材料の材料確認

方法：選択弁ユニットの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-46（4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：選択弁ユニットの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：選択弁ユニットの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-46（4)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：選択弁ユニットの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：選択弁ユニットの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-46（4)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：選択弁ユニットの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：選択弁ユニットの固定ボルト（「4. 設計」の「表-46（4)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：選択弁ユニットの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：選択弁ユニットの配置確認並びに固定ボルトの数量

及び外観確認

方法：選択弁ユニットが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（4)」の設置場所（番号)、「図-53」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-46（4)」の固定ボルトの数量、「図-141」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：選択弁ユニットが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：選択弁ユニットの配置確認及び外観確認

方法：選択弁ユニットが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（4)」の設置場所（番号)、「図-53」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：選択弁ユニットが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（起動制御ユニット）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：起動制御ユニットの配置確認及び外観確認

方法：起動制御ユニットが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（5)」の設置場所（番号)、「図-53」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：起動制御ユニットが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査)

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（貯蔵容器ユニット）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：貯蔵容器ユニットの主要材料の材料確認

方法：貯蔵容器ユニットの主要材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-46（6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：貯蔵容器ユニットの主要材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：貯蔵容器ユニットの固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-46（6)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：貯蔵容器ユニットの固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：貯蔵容器ユニットの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-46（6)」の主要寸法）であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：貯蔵容器ユニットの固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：貯蔵容器ユニットの固定ボルト（「4. 設計」の「表-46（6)」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：貯蔵容器ユニットの固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：貯蔵容器ユニットの配置確認並びに固定ボルトの数

量及び外観確認

方法：貯蔵容器ユニットが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（6)」の設置場所（番号)、「図-53」）に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-46（6)」の固定ボルトの数量、「図-142」）であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：貯蔵容器ユニットが所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(2)：貯蔵容器ユニットの配置確認及び外観確認

方法：貯蔵容器ユニットが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（6)」の設置場所（番号)、「図-53」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：貯蔵容器ユニットが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（放出表示灯）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：放出表示灯の配置確認及び外観確認

方法：放出表示灯が所定の位置（「4. 設計」の「表-46（7)」の設置場所（番号)、「図-54～図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放出表示灯が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査)

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（ホーンスピーカー）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：ホーンスピーカーの配置確認及び外観確認

方法：ホーンスピーカーが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（8)」の設置場所（番号)、「図-54～図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ホーンスピーカーが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（噴射ヘッド）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：噴射ヘッドの配置確認及び外観確認

方法：噴射ヘッドが所定の位置（「4. 設計」の「表-46（9)」の設置場所（番号)、「図-167」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：噴射ヘッドが所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査)

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（感知器（1））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：感知器（1）の配置確認及び外観確認

方法：感知器（1）が所定の位置（「4. 設計」の「表-46（10)」の設置場所（番号)、「図-55～図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：感知器（1）が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(2)：主要設備接続の確認

方法：主要設備が消火設備系統図（「4. 設計」の「図-168」）とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備が消火設備系統図とおりに警報連絡盤に接続されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（感知器（2））

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：感知器（2）の配置確認及び外観確認

方法：感知器（2）が所定の位置（「4. 設計」の「表-46（11)」の設置場所（番号)、「図-55～図-56」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：感知器（2）が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

系統検査(2)：主要設備接続の確認

方法：主要設備が消火設備系統図（「4. 設計」の「図-168」）とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備が消火設備系統図とおりに警報連絡盤に接続されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備の配管類（埋設部）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(3)：配管の単管部の材料確認

方法：ガス消火設備の配管類（埋設部）の配管の単管部が所定の材料（「4. 設計」の「表-47」の主要材質）であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類（埋設部）の配管の単管部が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認

方法：ガス消火設備の配管類（埋設部）の配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-47」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類（埋設部）の配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

据付・外観検査(1)：配管類（埋設部）の設置高さの確認

方法：ガス消火設備の配管類（埋設部）の設置場所（「4. 設計」の「表-47（1/6）～（2/6)」の設置場所（番号)、「図-58～図-59、図-62～図-64、図-143～図-144」）が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備の配管類

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：ガス消火設備の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-48（1）～（6)、(17）～（18)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）の確認

方法：ガス消火設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-48（1）～（6)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(2)：配管類の支持間隔確認

方法：ガス消火設備の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-49（2)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(1)：配管類の配置及び外観確認

方法：ガス消火設備の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-166～図-167」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

系統検査(3)：配管類の系統確認

方法：ガス消火設備の配管類が所定の系統（「4. 設計」の「図-167」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類が所定の系統であること。

気密検査(1)：気密度の確認

方法：ガス消火設備の配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度（放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。）を測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度が気密構造（0.1vol%/h 以下）であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備（配管類）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：配管類の材料確認

方法：ガス消火設備の配管類が所定の材料（「4. 設計」の「表-48（7）～（16)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類が所定の材料であること。

寸法検査(1)：配管類の寸法確認

方法：ガス消火設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値（「4. 設計」の「表-48（7）～（16)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であること。

寸法検査(3)：配管類の支持間隔確認

方法：ガス消火設備の配管類の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-49（1)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(2)：配管類の配置及び外観確認

方法：ガス消火設備の配管類が所定の位置（「4. 設計」の「図-166～図-167」）に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の配管類が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

ガス消火設備の電線管（ガス消火設備ボンベ庫、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室を除く。）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：電線管の材料確認

方法：ガス消火設備の電線管が所定の材料（「4. 設計」の「表-50（1）～（2)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管が所定の材料であること。

寸法検査(1)：電線管の外径確認

方法：ガス消火設備の電線管の外径が所定の値（「4. 設計」の「表-50（1）～（2)」の外径）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管の外径が所定の値であること。

寸法検査(2)：電線管の支持間隔確認

方法：ガス消火設備の電線管の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-50（3)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(1)：電線管の配置確認及び外観確認

方法：ガス消火設備の電線管が所定の位置（「4. 設計」の「図-65～図-68」、「図-166～図-167」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていること。

ガス消火設備（電線管）（ガス消火設備ボンベ庫、搬出入室、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール及びホール出入室）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：電線管の材料確認

方法：ガス消火設備の電線管が所定の材料（「4. 設計」の「表-50（1）～（2)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管が所定の材料であること。

寸法検査(1)：電線管の外径確認

方法：ガス消火設備の電線管の外径が所定の値（「4. 設計」の「表-50（1）～（2)」の外径）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管の外径が所定の値であること。

寸法検査(3)：電線管の支持間隔確認

方法：ガス消火設備の電線管の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-50（3)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(2)：電線管の配置確認及び外観確認

方法：ガス消火設備の電線管が所定の位置（「4. 設計」の「図-65～図-68」、「図-166～図-167」）に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ガス消火設備の電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていること。

自動火災報知設備

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(3)：配置及び員数の確認

方法：自動火災報知設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-51」の設置場所、「図-69～図-72」）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-51」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：自動火災報知設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

系統検査(2)：主要設備接続の確認

方法：主要設備が消火設備系統図（「4. 設計」の「図-168」）とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備が消火設備系統図とおりに警報連絡盤に接続されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

警報検査(1)：主要警報表示の確認

方法：主要設備の計測制御設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示（「4. 設計」の「表-51、図-168」）が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：主要設備の計測制御設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯すること。

警報検査(2)：火災警報表示の確認

方法：消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されること（「4. 設計」の「図-10、図-168」）

を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が

行われていること。

電気設備（商用系高圧受配電盤、非常系高圧受配電盤、非常系動力配電盤、商用系-非常系動力配電盤、商用系-非常系電灯配電盤、非常系コントロールセンタ、商用系動力コントロールセンタ-A 系、商用系動力コントロールセンタ-B 系、非常系動力コントロールセンタ-A 系、非常系動力コントロールセンタ-B 系、商用系電灯コントロールセンタ、非常系電灯コントロールセンタ、予備系電灯・動力コントロールセンタ、直流電源装置、避雷設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：配置確認

方法：電気設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-52」の設置場所、図-73～図-75、図-169」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電気設備が所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

性能検査(1)：避雷設備の接地抵抗値の確認

方法：避雷設備の接地抵抗値が所定の値（「4. 設計」の「表-52(15)」の接地抵抗）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する

判定：避雷設備の接地抵抗値が所定の値であること

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（ディーゼル発電機）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：共通台床の材料確認

方法：共通台床の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：共通台床の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの材料確認

方法：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(1)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの寸法確認

方法：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-53(1)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの外観確認

方法：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトに有

害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：ディーゼル発電機及び共通台床の配置確認並びにディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの数量確認

方法：ディーゼル発電機及び共通台床が所定の位置（「4. 設計」の「表-53(1)」、「図-76～図-77」の設置場所）に配置されていること並びにディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-53(1)、図-146」の固定・基礎ボルトの数量）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ディーゼル発電機及び共通台床が所定の位置に配置されていること並びにディーゼル発電機の固定ボルト及び共通台床の基礎ボルトの本数が所定の数量であること。

系統検査(1)：発電装置の系統確認

方法：発電装置が所定の系統（「4. 設計」の「図-170」）であることを主要電気設備系統図及び試験検査成績書等、若しくは主要電気設備系統図及びケーブルの導通確認により確認する。

判定：発電装置が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：発電装置の機能確認

方法：発電装置が所定の容量（「4. 設計」の「表-53(1)」の容量）であることを銘板等にて目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置が所定の容量であること。

作動検査(2)：発電装置の給電所要時間の確認

方法：商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が 30 秒以内（「4. 設計」の「表-53(1)」の給電開始時間）であることを、商用電源喪失から発電機連絡盤の遮断器投入までに要する時間を計測又は試験検査成績書等により確認する。

判定：商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が 30 秒以内であること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（燃料小出槽）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：燃料小出槽、燃料小出槽架台の材料確認

方法：燃料小出槽、燃料小出槽架台の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料小出槽、燃料小出槽架台の材料が所定の材料であること。

材料検査(3)：燃料小出槽架台の溶接固定部の材料確認

方法：燃料小出槽架台の溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料小出槽架台の溶接固定部の材料が所定の材料であること。

材料検査(4)：燃料小出槽の材料確認

方法：燃料小出槽の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(2)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料小出槽の材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：燃料小出槽架台の溶接固定部の寸法確認

方法：燃料小出槽架台の溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-53(2)」の溶接固定部の数量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料小出槽架台の溶接固定部の寸法が所定の値であること。

据付・外観検査(2)：燃料小出槽の配置確認及び燃料小出槽架台の溶接固定部の外観確認

方法：燃料小出槽が所定の位置（「4. 設計」の「表-53(2)、図-76～図-77」の設置場所）に配置されていること及び燃料小出槽架台溶接部（「4. 設計」の「表-53(2)、図-147」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料小出槽が所定の位置に配置されていること及び燃料小出槽架台溶接部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（始動空気槽）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：始動空気槽の材料確認

方法：始動空気槽の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気槽の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：始動空気槽の基礎ボルトの材料確認

方法：始動空気槽の基礎ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(3)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気槽の基礎ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：始動空気槽の基礎ボルトの寸法確認

方法：始動空気槽の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-53(3)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気槽の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：始動空気槽の基礎ボルトの外観確認

方法：始動空気槽の基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気槽の基礎ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：始動空気槽の配置確認及び始動空気槽の基礎ボルトの数量確認

方法：始動空気槽が所定の位置（「4. 設計」の「表-53(3)」、「図-76～

図-77」の設置場所）に配置されていること及び始動空気槽の基礎ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-53(3)、図-148」の数量）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気槽が所定の位置に配置されていること及び始動空気槽の基礎ボルトの本数が所定の数量であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステ

ム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（空気圧縮機、始動空気槽計器板、ドレンチャンバー、排気消音器、給気消音器、排風ダクト、ダミーロード盤、給油口ボックス）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(4)：空気圧縮機、始動空気槽計器板、ドレンチャンバー、排気消音器、給気消音器、排風ダクト、ダミーロード盤及び給油口ボックスの配置確認

方法：空気圧縮機、始動空気槽計器板、ドレンチャンバー、排気消音器、給気消音器、排風ダクト、ダミーロード盤及び給油口ボックスが所定の位置（「4. 設計」の「表-53(4)～(9)、(11)～(12)」、「表-55(5)」、「図-76～図-78」の設置場所）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：空気圧縮機、始動空気槽計器板、ドレンチャンバー、排気消音器、給気消音器、排風ダクト、ダミーロード盤及び給油口ボックスが所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（発電装置現場盤）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：発電装置現場盤の材料確認

方法：発電装置現場盤の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(10)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置現場盤の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：発電装置現場盤の固定ボルトの材料確認

方法：発電装置現場盤の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(10)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置現場盤の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：発電装置現場盤の固定ボルトの寸法確認

方法：発電装置現場盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-53(10)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置現場盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：発電装置現場盤の固定ボルトの外観確認

方法：発電装置現場盤の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置現場盤の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：発電装置現場盤の配置確認及び発電装置現場盤の固定ボルトの数量確認

方法：発電装置現場盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-53(10)」、「図-76～図-77」の設置場所）に配置されていること及び発電装置現場盤の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-53(10)」、「図-149」の数量）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置現場盤が所定の位置に配置されていること及び発電装置現場盤の固定ボルトの本数が所定の数量であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(2)：発電装置の給電所要時間の確認

方法：商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が 30 秒以内（「4. 設計」の「表-53(1)」の給電開始時間）であることを、商用電源喪失から発電機連絡盤の遮断器投入までに要する時間を計測又は試験検査成績書等により確認する。

判定：商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が 30 秒以内であること。

作動検査(3)：発電装置の給電状態確認

方法：発電装置から給電されていることを発電機連絡盤の遮断器状態表示ランプ及び商用系-非常系動力配電盤(1)、商用系-非常系動力配電盤(2)、商用系-非常系電灯配電盤並びに非常系動力配電盤（「4. 設計」の「図-170」）の電圧計の指示値を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置から給電されていること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（ケーブルダクト）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：ケーブルダクト及びケーブルダクトサポート本体の材料確認

方法：ケーブルダクト及びケーブルダクトサポートの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(13)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ケーブルダクト及びケーブルダクトサポートの材料が所定の材料であること。

材料検査(3)：ケーブルダクトサポートの溶接固定部の材料確認

方法：ケーブルダクトサポートの溶接固定部の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(13)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ケーブルダクトサポートの溶接固定部の材料が所定の材料であること。

材料検査(5)：ケーブルダクトの材料確認

方法：ケーブルダクトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(13)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ケーブルダクトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(2)：ケーブルダクトサポートの溶接固定部の寸法確認

方法：ケーブルダクトサポートの溶接固定部の寸法が所定の値（「4. 設計」の「表-53(13)」の溶接固定部の数量）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ケーブルダクトサポートの溶接固定部の寸法が所定の値である

こと。

据付・外観検査(2)：ケーブルダクトの配置確認及びケーブルダクトサポートの溶接固定部の外観確認

方法：ケーブルダクトが所定の位置（「4. 設計」の「表-53(13)、図-76～図-77」の設置場所）に配置されていること及びケーブルダクトサポートの溶接部（「4. 設計」の「表-53(13)、図-153」）に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ケーブルダクトが所定の位置に配置されていること及びケーブルダクトサポートの溶接部に有害な傷がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われているこ

と。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（発電機連絡盤）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：発電機連絡盤の材料確認

方法：発電機連絡盤の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(14)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電機連絡盤の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：発電機連絡盤の固定ボルトの材料確認

方法：発電機連絡盤の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-53(14)」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電機連絡盤の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：発電機連絡盤の固定ボルトの寸法確認

方法：発電機連絡盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-53(14)」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電機連絡盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：発電機連絡盤の固定ボルトの外観確認

方法：発電機連絡盤の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電機連絡盤の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：発電機連絡盤の配置確認及び発電機連絡盤の固定ボルトの数量確認

方法：発電機連絡盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-53(14)」、「図-79」の設置場所）に配置されていること及び発電機連絡盤の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-53(10)」、「図-150」の数量）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電機連絡盤が所定の位置に配置されていること及び発電機連絡盤の固定ボルトの本数が所定の数量であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(2)：発電装置の給電所要時間の確認

方法：商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が 30 秒以内（「4. 設計」の「表-53(1)」の給電開始時間）であることを、商用電源喪失から発電機連絡盤の遮断器投入までに要する時間を計測又は試験検査成績書等により確認する。

判定：商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が 30 秒以内であること。

作動検査(3)：発電装置の給電状態確認

方法：発電装置から給電されていることを発電機連絡盤の遮断器状態表示ランプ並びに商用系-非常系動力配電盤(1)、商用系-非常系動力配電盤(2)、商用系-非常系電灯配電盤及び非常系動力配電盤（「4. 設計」の「図-170」）の電圧計の指示値を目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：発電装置から給電されていること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合

性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の無停電電源装置（CVCF 列盤、蓄電池列盤）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：列盤本体の材料確認

方法：CVCF 列盤、蓄電池列盤の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-54」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：CVCF 列盤、蓄電池列盤の材料が所定の材料であること。

材料検査(2)：固定ボルトの材料確認

方法：CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトの材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-54」の主要材料）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトの材料が所定の材料であること。

寸法検査(1)：固定ボルトの寸法確認

方法：CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値（「4. 設計」の「表-54」の主要寸法）であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であること。

外観検査(1)：固定ボルトの外観確認

方法：CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトに有害な傷がないこと。

据付・外観検査(1)：列盤の配置確認及び固定ボルトの数量確認

方法：CVCF 列盤、蓄電池列盤が所定の位置（「4. 設計」の「表-54」の設置場所、「図-79」）に配置されていること及び CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトの本数が所定の数量（「4. 設計」の「表-54」の固定ボルトの数量、「図-151～152」）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：CVCF 列盤、蓄電池列盤が所定の位置に配置されていること及び CVCF 列盤、蓄電池列盤の固定ボルトの本数が所定の数量であること。

据付・外観検査(5)： 無停電電源装置の配置確認

方法：無停電電源装置が設置されている部屋の換気系統が管理区域とは別であることを非管理区域エアフロー図（「4. 設計」の「図-174」）に従い、無停電電源装置が所定の部屋（4. 設計」の「表-54」の設置場所、「図-79」）に設置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：無停電電源装置が設置されている部屋の換気系統が管理区域とは別であること。

系統検査(1)：無停電電源装置の系統確認

方法：無停電電源装置が所定の系統（「4. 設計」の「図-170」）であることを主要電気設備系統図及び試験検査成績書等、若しくは主要電気設備系統図及びケーブルの導通確認により確認する。

判定：無停電電源装置が所定の系統であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

機能検査(1)：無停電電源装置の機能確認

方法：無停電電源装置が所定の容量（「4. 設計」の「表-54」の容量）であることを銘板等にて目視又は試験検査成績書等により確認

する。

判定：無停電電源装置が所定の容量であること。

作動検査(1)：無停電電源装置の給電状態確認

方法：商用電源喪失時、無停電電源装置から無瞬断で給電されることを無停電電源装置出力端子部（「4. 設計」の「図-170」）において測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：商用電源喪失時、無停電電源装置から無瞬断で給電されること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（燃料油系配管）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：燃料油系配管の材料確認

方法：燃料油系配管の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-55(1)～(2)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料油系配管の材料が所定の材料であること。

材料検査(4)：燃料油系配管の材料確認

方法：燃料油系配管の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-55(1)～(2)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料油系配管の材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：燃料油系配管の支持間隔の寸法確認

方法：燃料油系配管の支持間隔の寸法が解析モデルに示す所定の位置（「4. 設計」の「図-188～図-190」）±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料油系配管の支持間隔の寸法が解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること。

据付・外観検査(3)：燃料油系配管の配置確認及び燃料油系配管の外観確認

方法：燃料油系配管が所定の位置（「4. 設計」の「表-55(1)～(2)」の設置場所、「図-188～図-190」）に配置されていること及び燃料油系配管に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料油系配管が所定の位置に配置されていること及び燃料油系

配管に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の発電装置（始動空気系配管）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：始動空気系配管の材料確認

方法：始動空気系配管の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-55(3)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：燃料油系配管の材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：始動空気系配管の支持間隔の寸法確認

方法：始動空気系配管の支持間隔の寸法が解析モデルに示す所定の位置（「4. 設計」の「図-191～図-193」の支持間隔）±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気系配管の支持間隔の寸法が解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること。

据付・外観検査(3)：始動空気系配管の配置確認及び始動空気系配管の外観確認

方法：始動空気系配管が所定の位置（「4. 設計」の「表-55(3)～(4)」の設置場所、「図-191～図-193」）に配置されていること及び始動空気系配管に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：始動空気系配管が所定の位置に配置されていること及び始動空気系配管に有害な傷がないこと。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確

認に係る検査

① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

予備電源設備の電線管

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

材料検査(1)：電線管の材料確認

方法：電線管の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-56(1)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電線管の材料が所定の材料であること。

材料検査(5)：電線管の材料確認

方法：電線管の材料が所定の材料（「4. 設計」の「表-56(1)」の主要材質）であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電線管の材料が所定の材料であること。

寸法検査(3)：電線管の支持間隔の寸法確認

方法：電線管の支持間隔が所定の値（「4. 設計」の「表-56(2)」の最大支持間隔）以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電線管の支持間隔が所定の値以下であること。

据付・外観検査(3)：電線管の配置確認

方法：電線管が所定の位置（「4. 設計」の「表-56(1)」の設置場所、「図-80～81」）に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：電線管が所定の位置に配置されていること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

該当なし。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

②　品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

通信連絡設備（放送設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：配置確認

方法：放送設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-57(1)」の設置場所、「図-82～85」）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-57(1)」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放送設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(4)：作動確認

方法：放送設備が使用できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：放送設備が使用できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

通信連絡設備（ページング設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：配置確認

方法：ページング設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-57(2)」の設置場所、「図-86～図-89」）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-57(2)」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ページング設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(4)：作動確認

方法：ページング設備が使用できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：ページング設備が使用できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

通信連絡設備（加入電話設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：配置確認

方法：加入電話設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-57(3)」の設置場所）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-57(3)」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：加入電話設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(4)：作動確認

方法：加入電話設備が使用できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：加入電話設備が使用できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

通信連絡設備（所内内線設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：配置確認

方法：所内内線設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-57(4)」の設置場所）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-57(4)」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：所内内線設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(4)：作動確認

方法：所内内線設備が使用できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：所内内線設備が使用できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

通信連絡設備（避難用誘導設備）

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

据付・外観検査(2)：配置確認

方法：避難用誘導設備が所定の位置（「4. 設計」の「表-57(5)」の設置場所、「図-90～図-93)」）に配置されていること、所定の員数（「4. 設計」の「表-57(5)」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：避難用誘導設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

作動検査(4)：作動確認

方法：避難用誘導設備が使用できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：避難用誘導設備が使用できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

大洗研究所内通信連絡設備

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

員数検査：員数確認

方法：固定電話機、携帯電話機、ファクシミリが所定の員数（「4. 設計」の「表-57(8)」の構成品）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固定電話機、携帯電話機、ファクシミリが所定の員数であること。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

性能検査：性能確認

方法：固定電話機、携帯電話機、ファクシミリが事業所内及び事業所外の必要な場所（「4. 設計」の「表-57(8)」の配備場所）と通信連絡できることを確認又は試験検査成績書等により確認する。

判定：固定電話機、携帯電話機、ファクシミリが事業所内及び事業所外の必要な場所と通信連絡できること。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

①　設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていることを、記録等により確認する。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

また、「構造、強度及び漏えいの確認に係る検査」及び「機能及び性能の確認に係る検査の方法」で確認できないものも

記録等により確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

・設工認における工事の計画で定められた仕様であること。

・基本設計方針等に適合するように施工されていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（ＱＳ－Ｐ０８）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（1/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	セル系排気設備の配管類（埋設部）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる放射性廃棄物の取扱いは、その線量率に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う。また、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計としている。遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じる設計としている。 材料検査(1)は、配管のスクリューが所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。 材料検査(2)は、配管のスクリューの密度が固体の密度及び比重の測定方法（液中ひょう量法）により所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 材料検査(2)	表-3の（1/7）参照 工事フロー図図-197 表-3 の（1/7）参照 工事フロー図図-197

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（2/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	セル系排気設備の配管類（埋設部）	寸法検査(1)は、配管のスクリューの厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-3の（1/7）参照 工事フロー図図-197
					外観検査(1)は、配管のスクリューに有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-3の（1/7）、図-109～図-110 参照 工事フロー図図-197
					据付・外観検査(1)は、配管類（埋設部）が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-3、図-3～図-9、図-109～図-118 参照 工事フロー図図-197

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（3/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	セル系排気設備の配管類（埋設部）	据付・外観検査(2)は、配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-3の(2/7)～(5/7)、図-3～図-9、図-111～図-117 参照 工事フロー図図-197
	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置及び排風機	固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上重要な機器はBクラスで設計している。 材料検査(1)は、排気浄化装置及び排風機本体の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-1 の(3)～(5)、(7)、表-2 の(2)～(3)、(5)参照 工事フロー図図-195

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（4/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置及び排風機	材料検査(2)は、排気浄化装置及び排風機の基礎ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-1の(3)～(5)、(7)、表-2の(2)～(3)、(5)参照 工事フロー図図-195
					寸法検査(1)は、排気浄化装置及び排風機の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-1の(3)～(5)、(7)、表-2の(2)～(3)、(5)参照 工事フロー図図-195
					外観検査(1)は、排気浄化装置及び排風機の基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-1の(3)～(5)、(7)、表-2の(2)～(3)、(5)参照 工事フロー図図-195

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（5/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置及び排風機	据付・外観検査(1)は、排気浄化装置、排風機本体が所定の位置に配置されていること、基礎ボルトの本数が所定の数量であること及び基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-1 の(3)～(5)、(7)、表-2 の(2)～(3)、(5)、図-96～図-99、図-101～図-102、図-105～図-106、図-108 参照 工事フロー図図-195
				管理区域系排気設備、フード系排気設備の排気浄化装置及び排風機	据付・外観検査(3)は、排気浄化装置及び排風機が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-1 の(1)～(2)、(6)、表-2 の(1)、(4)、図-1 参照 工事フロー図図-196

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（6/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	セル系排気設備の配管類（埋設部）	材料検査(3)は、配管の単管部が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(2)は、配管の単管部の配管口径及び厚さが所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3) 寸法検査(2)	表-3 参照 工事フロー図図-197 表-3 参照 工事フロー図図-197
				セル系排気設備、グローブボックス系排気設備及び予備系排気設備の配管類（埋設部を除く。）	材料検査(3)は、配管類の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3)	表-4 の(7)～(14)、(16)～(17)参照 工事フロー図図-195

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（7/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備及び予備系排気設備の配管類（埋設部を除く。）	寸法検査(2)は、配管類の呼び径、配管口径及び板厚が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(3)は、配管類の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、定ピッチスパン法を適用できない配管類については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2) 寸法検査(3)	表-4 の(7)～(8)、(13)、(16)参照 工事フロー図図-195 表-5、図-175～図-187 参照 工事フロー図図-195

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（8/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	セル系排気設備、グローブボックス系排気設備及び予備系排気設備の配管類（埋設部を除く。）	据付・外観検査(2)は、配管類が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-4の(7)～(14)、(16)～(17)、図-155～図-156、図-158参照 工事フロー図図-195
				管理区域系排気設備及びフード系排気設備の配管類（埋設部を除く。）	据付・外観検査(3)は、配管類が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-4の(1)～(6)、(15)、図-154、図-157参照 工事フロー図図-196

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（9/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設排気筒	固体廃棄物減容処理施設の固体廃棄物減容処理施設排気筒は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上の重要度に応じて、B クラスの施設として設計している。 材料検査(1)は、鉄筋及び鉄骨（鋼管）の材料が材料検査証明書又は試験検査成績書等により所定の材料であることを確認する。 材料検査(2)は、コンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水及び混和剤）が試験検査成績書等により所定の材料であることを確認する。	材料検査(1) 材料検査(2)	表-8 参照 工事フロー図図-198 表-9 参照 工事フロー図図-198

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（10/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設排気筒	構造検査(1)は、鉄筋の径（呼び径）があらかじめ呼び径を確認した鉄筋との対比により所定の呼び径であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の本数又は間隔が目視、測定又は試験検査成績書等により所定の本数又は間隔であることを確認する。鉄筋の継手長さ及び定着長さが測定又は試験検査成績書等により所定の値以上であることを確認する。鉄筋と型枠とのかぶり厚さが測定又は試験検査成績書等により所定の値以上であることを確認する。	構造検査(1)	表-7、表-10～表-13、図-12～図-13 参照 工事フロー図 図-198
					構造検査(2)は、型枠寸法が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。	構造検査(2)	表-14、図-12～図-13 参照 工事フロー図 図-198

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（11/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設排気筒	強度検査は、コンクリートが JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であることを試験又は試験検査成績書等により確認する。	強度検査	表-15～表-17 参照 工事フロー図図-198
					構造検査(3)は、鋼管の肉厚が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。	構造検査(3)	表-18 参照 工事フロー図図-198
					構造検査(4)は、地上からの高さが測定又は試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。併せて、出口直径（内径）が測定又は試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。	構造検査(4)	表-19、図-16 参照 工事フロー図図-198

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（12/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設排気筒	外観検査は、固体廃棄物減容処理施設排気筒が図面のとおりに建設されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査	図-11～図-16 参照 工事フロー図図-198
	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（13/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置、排風機及び配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、給気及び排気量を調整することにより、外部へ汚染された空気が流れ難い設計とするとともに空気の流路を閉鎖できるダンパを設ける設計としている。 系統検査(1)は、排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	表-4 の(1)～(17)、図-154～図-158 参照 工事フロー図図-195、図-196
					機能検査(1)は、排風機が所定の容量であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(1)	表-2 参照 工事フロー図図-195、図-196

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（14/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置、排風機及び配管類（埋設部を除く。）	機能検査(2)は、フードの面速が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(2)	面速の確認はフード設備の据付完了後に実施する。 工事フロー図 図-195、 図-196
					機能検査(3)は、排風機の停止時にダンパが閉鎖していることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(3)	表-4 の (3)～(6)、 (9)～(12)、 (14)、(17)、 図-154～ 図-158 参照 工事フロー図 図-195、 図-196

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（15/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	換気設備（第二十一条）	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置、排風機及び配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、給気及び排気量を調整することにより汚染の可能性のある区域からその外部へ汚染された空気が逆流するおそれのない設計とするとともに空気の流路を閉鎖できるダンパを設ける設計としている。		
					系統検査(1)は、排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	表-4 の(1)～(17)、図-154～図-158 参照 工事フロー図図-195、図-196
					機能検査(1)は、排風機が所定の容量であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(1)	表-2 参照 工事フロー図図-195、図-196

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（16/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	換気設備（第二十一条）	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置、排風機及び配管類（埋設部を除く。）	機能検査(3)は、排風機の停止時にダンパが閉鎖していることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(3)	表-4 の(3)～(6)、(9)～(12)、(14)、(17)、図-154～図-158 参照 工事フロー図図-195、図-196
					機能検査(4)は、排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(4)	表-1、図-94～図-102 参照 工事フロー図図-195、図-196
					据付・外観検査(4)は、吸気口と排気筒が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(4)	図-2 参照 工事フロー図図-195

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（17/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	処理施設及び廃棄施設（第十八条）	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置、排風機及び配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、固体廃棄物減容処理施設排気筒以外の箇所から気体状の放射性廃棄物を排出しない設計としている。 据付・外観検査(5)は、排気浄化装置に差圧計が設置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(5)	表-1、図-94～図-102 参照 工事フロー図図-195、図-196
					系統検査(1)は、排気浄化装置、排風機及び配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	表-4 の(1)～(17)、図-154～図-158 参照 工事フロー図図-195、図-196

表-60　気体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（18/18）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　気体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	処理施設及び廃棄施設（第十八条）	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備の排気浄化装置、排風機及び配管類（埋設部を除く。）	機能検査(4)は、排気浄化装置のフィルタ交換口が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(4)	表-1、図-94～図-102 参照 工事フロー図 図-195、図-196
					機能検査(5)は、排気浄化装置の捕集効率が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	機能検査(5)	表-1 参照 工事フロー図 図-195、図-196

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（1/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる放射性廃棄物の取扱いは、その線量率に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う。また、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計としている。遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じる設計としている。 材料検査(1)は、遮蔽体が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-21の（1/43）～（4/43）参照 工事フロー図図-200

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（2/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）	寸法検査(1)は、遮蔽体の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。また、建物の床又は壁に打設するコンクリート（遮蔽物質）の厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-21の（1/43）～（4/43）参照 工事フロー図図-200
					外観検査(1)は、遮蔽体に有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-21の（1/43）～（4/43）、図-129～図-132参照 工事フロー図図-200
					据付・外観検査(1)は、配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-21の（5/43）～（26/43）、図-20、図-25、図-133参照 工事フロー図図-200

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（3/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	廃液受入タンク、廃液移送ポンプ、洗浄塔廃液タンクA、洗浄塔廃液タンク B、洗浄塔廃液移送ポンプ A、洗浄塔廃液移送ポンプ B、液体廃棄物Ａタンク、液体廃棄物Ａ移送ポンプ、廃液サンプリングフード 1、廃液サンプリングフード２及び廃液搬出ボックス	固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上の重要度に応じて、B クラス又はＣクラスで設計している。 材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-20の(1)～(6)、(8)参照 工事フロー図図-199
					材料検査(2)は、対象部品の固定ボルト又は溶接固定部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-20の(1)～(6)、(8)参照 工事フロー図図-199
					寸法検査(1)は、対象部品の固定ボルトの径（呼び径）又は溶接固定部の寸法が所定の値又は所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-20の(1)～(6)、(8)参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（4/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	廃液受入タンク、廃液移送ポンプ、洗浄塔廃液タンクA、洗浄塔廃液タンク B、洗浄塔廃液移送ポンプ A、洗浄塔廃液移送ポンプ B、液体廃棄物Ａタンク、液体廃棄物Ａ移送ポンプ、廃液サンプリングフード 1、廃液サンプリングフード２及び廃液搬出ボックス	外観検査(1)は、対象部品の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(1)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数又は溶接固定部の数が所定の数量であること、及び固定ボルト又は溶接固定部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1) 据付・外観検査(1)	表-20の(2)～(6)参照 工事フロー図図-199 表-20の(1)～(6)、(8)、図-17～図-18、図-119～図-125、図-128参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（5/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	廃液受入タンク、廃液移送ポンプ、洗浄塔廃液タンクA、洗浄塔廃液タンク B、洗浄塔廃液移送ポンプ A、洗浄塔廃液移送ポンプ B、液体廃棄物 A タンク、液体廃棄物 A 移送ポンプ、廃液サンプリングフード 1、廃液サンプリングフード 2 及び廃液搬出ボックス	据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-20の(7)、図-17、図-126～図-127参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（6/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）	材料検査(2)は、配管の単管部が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(2)は、配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2) 寸法検査(2)	表-21 参照 工事フロー図図-200 表-21 参照 工事フロー図図-200
				固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）及び電線管	材料検査(1)は、配管類及び電線管が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-22 の(1)～(7)、(9)～(17)、(19)～(31)、(33)～(56)、(58)～(63)、表-24 の(1)参照 工事フロー図図-201、図-202

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（7/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）及び電線管	寸法検査(1)は、配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）、電線管の外径が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-22 の(1)～(7)、(12)～(17)、(22)～(25)、(28)～(31)、(34)～(56)、表-24 の(1)参照 工事フロー図図-201、図-202
					寸法検査(2)は、配管類及び電線管の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-23、表-24 の(2)参照 工事フロー図図-201、図-202

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（8/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）及び電線管	据付・外観検査(1)は、配管類及び電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	図-28、図-160～図-165 参照 工事フロー図図-201、図-202

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（9/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B 及び液体廃棄物 A タンク	固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設は、主要な容器及び管のうち施設の安全性を確保する上で重要なものは、「発電用原子力設備規格（JSME）」を参考に、使用条件を考慮した材料及び構造とする。また、主要な容器及び管のうち施設の安全性を確保する上で重要なものは、最高使用圧力に十分耐え、著しい漏えいがない設計としている。 材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(2)は、タンクの胴、鏡板及び管台の厚さ（板厚又は呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 寸法検査(2)	表-20の(1)、(3)、(5)参照 工事フロー図図-199 表-20の(1)、(3)、(5)、図-119、図-121～図-122、図-124参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（10/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B 及び液体廃棄物 A タンク	耐圧・漏えい検査(1)は、タンクに最高使用圧力の1.5倍以上の水圧又は溢出口までの水頭をかけ、30 分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-20の(1)、(3)、(5)、図-119、図-121～図-122、図-124参照 工事フロー図図-199
					耐圧・漏えい検査(2)は、対象部品を始点又は終点とする液体状の放射性物質を内包する配管及び容器により構築される系統ごとに、水を循環運転又は自然流下させることにより、系統各部から漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(2)	表-20の(1)、(3)、(5)、図-160～図-162参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（11/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）	材料検査(2)は、配管の単管部が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(2)は、配管の単管部の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 耐圧・漏えい検査(1)は、配管の単管部に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧をかけ、30分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2) 寸法検査(2) 耐圧・漏えい検査(1)	表-21参照 工事フロー図図-200 表-21参照 工事フロー図図-200 表-21参照 工事フロー図図-200

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（12/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）	材料検査(1)は、配管類が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-22の(1)～(6)、(9)～(16)、(19)～(24)、(26)～(31)、(33)～(63)参照 工事フロー図図-201
					寸法検査(1)は、配管類の厚さ（呼び厚さ）が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-22の(1)～(6)、(12)～(16)、(22)～(24)、(28)～(31)、(34)～(57)参照 工事フロー図図-201

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（13/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	材料及び構造（第十三条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）	耐圧・漏えい検査(1)は、配管類に最高使用圧力の1.5倍以上の水圧又は1.25倍以上の気圧をかけ、30分以上保持した後、試験圧力に耐え、かつ、検査箇所からの著しい漏えいがないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	耐圧・漏えい検査(1)	表-22の(1)～(6)、(9)～(16)、(19)～(24)、(26)～(31)、(33)～(63)参照 工事フロー図図-201

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（14/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B、液体廃棄物 A タンク、廃液サンプリングフード 1、廃液サンプリングフード 2 及び廃液搬出ボックス	固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設は、液体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。また、固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設のうちフードは、給気及び排気量を調整することにより、外部へ汚染された空気が流れ難い設計としている。 系統検査(1)は、対象部品が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。 機能検査(1)は、廃液サンプリングフードの開口部の風速が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1) 機能検査(1)	図-160～図-165参照 工事フロー図図-199 表-20の(7)、図-126～図-127参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（15/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B、液体廃棄物Ａタンク及び廃液搬出ボックス	固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器を設置する施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難い仕上げとしている。また、液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設ける設計としている。 外観検査(2)は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁が所定の仕上げであることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(2)	表-25、 図-17～ 図-18、 図-160～ 図-165参照 工事フロー図 図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（16/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B、液体廃棄物 A タンク及び廃液搬出ボックス	据付・外観検査(3)は、堰が所定の位置に設けられていること、所定の仕上げであること、及び堰の機能を損なう有害な欠陥がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-20の(1)、(3)、(5)、(8)、表-25～表-26、図-18参照 工事フロー図図-199
					容量検査(1)は、堰の容量が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	容量検査(1)	表-20の(1)、(3)、(5)、(8)、表-26、図-18参照 工事フロー図図-199

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（17/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設は、液体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。 系統検査(1)は、配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1)	図-160～図-165参照 工事フロー図図-201

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（18/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。 気密検査(1)は、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。	気密検査(1)	気密度の確認は、前処理セル(開缶エリア)、前処理セル(分別エリア)、焼却溶融セル及び保守ホール(ホール出入室含む。)の各設備が据付完了後に実施する。 工事フロー図 図-201

表-61　液体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（19/19）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　液体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	処理施設及び廃棄施設（第十八条）	廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク A、洗浄塔廃液タンク B 及び液体廃棄物 A タンク	固体廃棄物減容処理施設の液体廃棄物の廃棄施設は、液体状の放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計としている。 処理能力検査(1)は、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の貯留量が所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	処理能力検査(1)	表-20の(1)、(3)、(5)、表-27参照 工事フロー図図-199

表-62　固体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（1/2）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　固体廃棄物の廃棄施設	Ⅰ	放射線による被ばくの防止（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

表-62　固体廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法等（2/2）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　固体廃棄物の廃棄施設	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	処理施設及び廃棄施設（第十八条）	廃棄物受払室	固体廃棄物減容処理施設の固体廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物のうち固体廃棄物については、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に移送するまでの間、廃棄物管理設備本体の処理施設のうち固体廃棄物の処理施設の減容処理設備の廃棄物受払室に一時保管する設計としている。 据付・外観検査(1)は、廃棄物受払室が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-28、図-29参照 工事フロー図図-203

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（1/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	I	放射線による被ばくの防止（第四条）	遮蔽（第二十条）	ガス消火設備の配管類（埋設部）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる放射性廃棄物の取扱いは、その線量率に応じた適切な遮蔽を設けたセル又は部屋で行う。また、高線量の放射性廃棄物の取扱いは、セル内に設置した遠隔操作機器を使用することで放射線業務従事者の不要な被ばくを防止する設計としている。遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じる設計としている。 据付・外観検査(1)は、配管類（埋設部）の設置場所が、人が容易に接近できない高所（FL+2.5m 以上）であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-47 の（1/6）～（2/6）、図-58～図-59、図-62～図-64、図-143～図-144 参照 工事フロー図 図-208

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（2/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	固体廃棄物減容処理施設のその他の主要な事項の消防設備、電気設備、予備電源設備、通信連絡設備の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考にし、耐震設計上の重要度に応じて、Bクラス又はCクラスで設計している。 材料検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫の杭及び鉄筋の材料が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 杭支持力検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫の杭支持力が所定の値以上であることを打込み時の杭打ち試験又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 杭支持力検査(1)	表-34 参照 工事フロー図図-206 表-36 参照 工事フロー図図-206

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（3/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	構造検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫の鉄筋の径（呼び径）が所定の呼び径であることをあらかじめ呼び径を確認した鉄筋との対比又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の本数又は間隔が所定の本数又は間隔であることを目視、測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋の継手長さ及び定着長さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。鉄筋と型枠とのかぶり厚さが所定の値以上であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	構造検査(1)	表-32～表-33、表-37～表-40、図-43～図-52 参照 工事フロー図図-206
					材料検査(2)は、ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）が所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-35 参照 工事フロー図図-206

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（4/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	構造検査(2)は、ガス消火設備ボンベ庫の型枠寸法が所定の範囲であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	構造検査(2)	表-32～表-33、表-41、図-43～図-52 参照 工事フロー図 図-206
					構造検査(3)は、構造検査(2)で確認する型枠寸法、測定したコンクリートの密度及び図面から算出した鉄筋重量を用いて求めた単位体積重量の平均が、構造計算で用いた鉄筋コンクリートの単位体積重量以下であることを試験検査成績書等により確認する。	構造検査(3)	表-45 参照 工事フロー図 図-206
					強度検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートが所定の強度以上であることを JIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により試験又は試験検査成績書等で確認する。	強度検査(1)	表-42～表-44 参照 工事フロー図 図-206

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（5/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	外観検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫が図面のとおりに建設されていること、外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	図-39～図-42 参照 工事フロー図図-206
				ガス消火設備（選択弁ユニット及び貯蔵容器ユニット）	材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。ただし、(一財) 日本消防設備安全センター等の認定品等は、除外する。 材料検査(2)は、対象部品の固定ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 材料検査(2)	表-46の(4)、(6)参照 工事フロー図図-207 表-46の(4)、(6)参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（6/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（選択弁ユニット及び貯蔵容器ユニット）	寸法検査(1)は、対象部品の固定ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定、証明書又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-46の(4)、(6)参照 工事フロー図図-207
					外観検査(1)は、対象部品の固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-46の(4)、(6)参照 工事フロー図図-207
					据付・外観検査(1)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、固定ボルトの本数が所定の数量であること、及び固定ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-46の(4)、(6)、図-53、図-141～図-142 参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（7/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（配管類（埋設部））	材料検査(3)は、ガス消火設備の配管類（埋設部）の配管の単管部が所定の材料であることを材料検査証明書又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(1)は、ガス消火設備の配管類(埋設部)の配管の単管部の径(呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3) 寸法検査(1)	表-47 参照 工事フロー図図-208 表-47 参照 工事フロー図図-208
				ガス消火設備（配管類（埋設部を除く。）及び電線管）	材料検査(1)は、配管類及び電線管が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-48、表-50 の(1)～(2)参照 工事フロー図図-207、図-209～図-210

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（8/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（配管類（埋設部を除く。）及び電線管）	寸法検査(1)は、配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）、電線管の外径が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-48 の(1)～(16)、表-50の(1)～(2)参照 工事フロー図図-207、図-209～図-210
					寸法検査(2)は、配管類及び電線管の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2)	表-49の(2)、表-50の(3)参照 工事フロー図図-209～図-210
					寸法検査(3)は、配管類及び電線管の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(3)	表-49の(1)、表-50の(3)参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（9/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	ガス消火設備（配管類（埋設部を除く。）及び電線管）	据付・外観検査(1)は、配管類及び電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	図-65～図-68、図-166～図-167 参照 工事フロー図図-209～図-210
					据付・外観検査(2)は、配管類及び電線管が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	図-65～図-68、図-166～図-167 参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（10/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	電気設備	据付・外観検査(2)は、電気設備が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-52、図-73～図-75、図-169 参照 工事フロー図図-212
				予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	材料検査(1)は、共通台床、燃料小出槽、燃料小出槽架台、始動空気槽、発電装置現場盤、発電機連絡盤、CVCF 列盤、蓄電池列盤、ケーブルダクト、ケーブルダクトサポート、燃料油系配管、始動空気系配管及び電線管の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-53の(1)～(3)、(10)、(13)～(14)、表-54、表-55の(1)、(3)、表-56 参照 工事フロー図図-213～図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（11/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	材料検査(2)は、ディーゼル発電機、発電装置現場盤、発電機連絡盤、CVCF列盤及び蓄電池列盤の固定ボルト並びに共通台床及び始動空気槽の基礎ボルトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(2)	表-53の(1)、(3)、(10)、(14)、表-54参照 工事フロー図図-213～図-214
					材料検査(3)は、燃料小出槽架台及びケーブルダクトサポートの溶接固定部の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(3)	表-53の(2)、(13)参照 工事フロー図図-213
					寸法検査(1)は、ディーゼル発電機、発電装置現場盤、発電機連絡盤、CVCF列盤及び蓄電池列盤の固定ボルト並びに共通台床及び始動空気槽の基礎ボルトの径（呼び径）が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(1)	表-53の(1)、(3)、(10)、(14)、表-54参照 工事フロー図図-213～図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（12/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	寸法検査(2)は、燃料小出槽架台及びケーブルダクトサポートの溶接固定部の寸法が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。 寸法検査(3)は、燃料油系配管及び始動空気系配管については、解析モデルに示す所定の位置±100 ㎜以内であること、及び電線管の支持間隔が所定の値以下であることを測定又は試験検査成績書等により確認する。	寸法検査(2) 寸法検査(3)	表-53の(2)、(13)参照 工事フロー図図-213 表-55 の(1)～(4)、表-56（2)、図-80～図-81、図-188～図-193 参照 工事フロー図図-213～図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（13/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	外観検査(1)は、ディーゼル発電機、発電装置現場盤、発電機連絡盤、CVCF列盤及び蓄電池列盤の固定ボルト並びに共通台床及び始動空気槽の基礎ボルトに有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	外観検査(1)	表-53の(1)、(3)、(10)、(14)、表-54参照 工事フロー図図-213～図-214
					据付・外観検査(1)は、ディーゼル発電機、共通台床、始動空気槽、発電装置現場盤、発電機連絡盤、CVCF列盤及び蓄電池列盤が所定の位置に配置されていること、並びにディーゼル発電機、発電装置現場盤、発電機連絡盤、CVCF列盤、及び蓄電池列盤の固定ボルト並びに共通台床及び始動空気槽の基礎ボルトの本数が所定の数量であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	表-53の(1)、(3)、(10)、(14)、表-54、図-76～図-79、図-146、図-148～図-152参照 工事フロー図図-213～図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（14/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	据付・外観検査(2)は、燃料小出槽及びケーブルダクトが所定の位置に配置されていること、並びに燃料小出槽架台及びケーブルダクトサポート溶接部に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-53の(2)、(13)、図-76～図-77、図-147、図-153 参照 工事フロー図図-213
					据付・外観検査(3)は、燃料油系配管、始動空気系配管及び電線管が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。また、燃料油系配管及び始動空気系配管に有害な傷がないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-55 の(1)～(3)、表-56、図-80～図-81、図-188～図-193 参照 工事フロー図図-213～図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（15/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅱ	主要な特定廃棄物管理施設の耐震性（第四条）	地震による損傷の防止（第六条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	据付・外観検査(4)は、発電装置の空気圧縮機、始動空気槽計器板、ドレンチャンバー、排気消音器、給気消音器、排風ダクト、ダミーロード盤及び給油口ボックスが所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(4)	表-53 の(4)～(9)、(11)～(12)、表-55 の(5)、図-76～図-78 参照 工事フロー図図-213
				通信連絡設備	据付・外観検査(2)は、通信連絡設備が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-57、図-82～図-93 参照 工事フロー図図-215

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（16/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅲ	主要な容器及び管の耐圧強度（第四条）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	Ⅳ	主要な特定廃棄物管理施設の外部からの衝撃による損傷の防止（第四条）	外部からの衝撃による損傷の防止（第八条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	固体廃棄物減容処理施設では、外部からの衝撃により安全性を損なうことのない設計としている。 材料検査(2)は、ガス消火設備ボンベ庫のコンクリートの材料（セメント、骨材、練混ぜ水、混和剤）が所定の材料であることを試験検査成績書等により確認する。 構造検査(4)は、外部に面する壁及び床スラブの寸法が試験検査成績書等により所定の範囲であることを確認する。	材料検査(2) 構造検査(4)	表-35 参照 工事フロー図図-206 表-58、図-44、図-47参照 工事フロー図図-206

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（17/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅳ	主要な特定廃棄物管理施設の外部からの衝撃による損傷の防止（第四条）	外部からの衝撃による損傷の防止（第八条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	強度検査(1)は、コンクリートがJIS A 1108 で定めた「コンクリートの圧縮強度試験方法」により所定の強度以上であることを試験又は試験検査成績書等により確認する。 据付・外観検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫の建具が所定の位置に配置されていること並びに外表面に機能上有害な欠陥及び異常な変形のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	強度検査(1) 据付・外観検査(1)	表-42～表-44 参照 工事フロー図図-206 表-59、図-40 参照 工事フロー図図-206

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（18/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅳ	主要な特定廃棄物管理施設の外部からの衝撃による損傷の防止（第四条）	外部からの衝撃による損傷の防止（第八条）	電気設備（避雷設備）	固体廃棄物減容処理施設では、固体廃棄物減容処理施設（高さ約21m）、固体廃棄物減容処理施設排気筒（高さ約40m）に避雷設備を設置し、避雷設備の保護範囲内に固体廃棄物減容処理施設及びガス消火設備ボンベ庫があることから、落雷の影響で機能喪失しないように設計している。 据付・外観検査(2)は、避雷設備が所定の位置に配置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-52の(15)、図-74～図-75参照 工事フロー図図-212
					性能検査(1)は、避雷設備の接地抵抗値が所定の値であることを測定又は試験検査成績書等により確認する	性能検査(1)	表-52の(15)参照 工事フロー図-212

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（19/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤（第五条）	ガス消火設備（ガス消火設備ボンベ庫）	ガス消火設備ボンベ庫の基礎設計は、建家の構造、常時接地圧、耐震設計上の重要度分類を考慮して支持地盤及び基礎形式を選定している。 杭支持力検査(1)は、ガス消火設備ボンベ庫の杭支持力が所定の値以上であることを打込み時の杭打ち試験又は試験検査成績書等により確認する。	杭支持力検査(1)	表-36 参照 工事フロー図図-206

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（20/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	消火器	固体廃棄物減容処理施設は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四条に基づくとともに、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」を参考に、火災の影響を受けることにより安全性に著しい支障が生じるおそれのある場合、必要に応じて消火器及び消火栓設備を設ける設計としている。 据付・外観検査(3)は、消火器が所定の位置に配置されていること、所定の員数であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-29、図-30～図-34 参照 工事フロー図図-204
				消火栓設備	据付・外観検査(3)は、消火栓設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3)	表-30、図-35～図-38 参照 工事フロー図図-205

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（21/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	ガス消火設備（二酸化炭素消火設備制御盤、GR 型受信機、手動起動装置、選択弁ユニット、起動制御ユニット、貯蔵容器ユニット、放出表示灯、ホーンスピーカー、噴射ヘッド、感知器(1)及び感知器(2)）	固体廃棄物減容処理施設は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四条に基づくとともに、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」を参考に、人の立入りができないセル等における火災に対処するため、ガス消火設備を設ける設計としている。また、連続監視が必要な警報については、南門警備所に出力し、常時監視を行う設計としている。 材料検査(1)は、対象部品の主要材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。ただし、(一財) 日本消防設備安全センター等の認定品等は、除外する。 据付・外観検査(2)は、対象部品が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1) 据付・外観検査(2)	表-46の(4)、(6)参照 工事フロー図図-207 表-46、図-53～図-56 参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（22/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	ガス消火設備（二酸化炭素消火設備制御盤、GR型受信機、手動起動装置、選択弁ユニット、起動制御ユニット、貯蔵容器ユニット、放出表示灯、ホーンスピーカー、噴射ヘッド、感知器(1)及び感知器(2)）	系統検査(2)は、主要設備が消火設備系統図とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(2)	図-168参照 工事フロー図図-207
					警報検査(1)は、主要設備の消火設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。	警報検査(1)	表-46 の(1)～(2)、図-168参照 工事フロー図図-207
					警報検査(2)は、消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	警報検査(2)	図-10、図-168参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（23/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	ガス消火設備（配管類（埋設部を除く。）及び電線管）	材料検査(1)は、配管類及び電線管が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(1)	表-48、表-50 の(1)～(2)参照 工事フロー図図-207、図-209～図-210
					据付・外観検査(1)は、配管類及び電線管が所定の位置に配置されていること、有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(1)	図-65～図-68、図-166～図-167 参照 工事フロー図図-209～図-210
					据付・外観検査(2)は、配管類及び電線管が所定の位置に配置されていること、及び有害な欠陥のないことを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	図-65～図-68、図-166～図-167 参照 工事フロー図図-207

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（24/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	固体廃棄物減容処理施設に設置する予備電源設備のうち無停電電源装置は、万一の可燃性ガス発生を考慮して、管理区域とは別に換気する部屋に設置する設計としている。ケーブル、電線管等の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計としている。 材料検査(4)は、燃料小出槽及び燃料油系配管の材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(4)	表-53の(2)、表-55の(1)～(2)参照 工事フロー図図-213
					材料検査(5)は、電線管及びケーブルダクトの材料が所定の材料であることを材料検査証明書等又は試験検査成績書等により確認する。	材料検査(5)	表-53の(13)、表-56の(1)、図-80～図-81、図-153参照 工事フロー図図-213～図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（25/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	予備電源設備（発電装置、無停電電源装置、配管類及び電線管）	据付・外観検査(5)は、無停電電源装置が設置されている部屋の換気系統が管理区域とは別であることを非管理区域エアフロー図に従い、無停電電源装置が所定の部屋に設置されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(5)	表-54、 図-79、 図-174 参照 工事フロー図 図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（26/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	自動火災報知設備	固体廃棄物減容処理施設が火災の影響を受けることにより安全に著しい支障が生じるおそれのある場合、必要に応じて自動火災報知設備を設置するものとして設計する。また、連続監視が必要な警報については、南門警備所に出力し、常時監視を行う設計としている。 据付・外観検査(3)は、自動火災報知設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。 系統検査(2)は、主要設備が消火設備系統図とおりに警報連絡盤に接続されていることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(3) 系統検査(2)	表-51、図-69～図-72 参照 工事フロー図図-211 図-168 参照 工事フロー図図-211

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（27/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	火災等による損傷の防止（第十一条）	自動火災報知設備	警報検査(1)は、主要設備の計測制御設備に模擬信号を入力し、警報連絡盤の該当する主要警報表示が点灯することを目視又は試験検査成績書等により確認する。 警報検査(2)は、消火設備に模擬信号を入力し、火災信号が南門警備所の警報連絡総括盤に表示されることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	警報検査(1) 警報検査(2)	表-51、図-168 参照 工事フロー図 図-211 図-10、図-168 参照 工事フロー図 図-211

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（28/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	ガス消火設備の配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設のガス消火設備は、流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、逆止弁又は閉止弁を設け、逆流するおそれがない設計としている。 系統検査(3)は、配管類が所定の系統であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(3)	図-167 参照 工事フロー図 図-209

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（29/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	閉じ込めの機能（第十条）	ガス消火設備の配管類（埋設部を除く。）	固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備の前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため気密構造（0.1vol%/h 以下）として設計している。 気密検査(1)は、ガス消火設備の配管類を据付けた状態における前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の気密度を測定又は試験検査成績書等により確認する。	気密検査(1)	気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。 工事フロー図 図-209

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（30/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	予備電源（第二十二条）	予備電源設備（発電装置及び無停電電源装置）	固体廃棄物減容処理施設の予備電源設備は、商用系電源喪失時に閉じ込め機能の維持及び監視のために、減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設に 30 秒以内に給電する設計としている。また、無停電電源装置は、発電装置から給電されるまでの間、計測制御系統施設及び放射線管理施設に給電する設計としている。 系統検査(1)は、発電装置及び無停電電源装置が所定の系統であることを主要電気設備系統図及び試験検査成績書等、若しくは主要電気設備系統図及びケーブルの導通確認により確認する。 機能検査(1)は、発電装置及び無停電電源装置が所定の容量であることを銘板等にて目視又は試験検査成績書等により確認する。	系統検査(1) 機能検査(1)	図-170 参照 工事フロー図 図-213～ 図-214 表-53 の(1)、 表-54 参照 工事フロー図 図-213～ 図-214

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（31/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	予備電源（第二十二条）	予備電源設備（発電装置及び無停電電源装置）	作動検査(1)は、商用電源喪失時、無停電電源装置から無瞬断で給電されることを無停電電源装置出力端子部において測定又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(1)	図-170 参照 工事フロー図 図-214
					作動検査(2)は、商用電源喪失時、発電装置から給電されるまでの時間が30 秒以内であることを、商用電源喪失から発電機連絡盤の遮断器投入までに要する時間を計測又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(2)	表-53 の(1)参照 工事フロー図 図-213
					作動検査(3)は、発電装置から給電されていることを発電機連絡盤の遮断器状態表示ランプ並びに商用系-非常系動力配電盤(1)、商用系-非常系動力配電盤(2)、商用系-非常系電灯配電盤及び非常系動力配電盤の電圧計の指示値を目視又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(3)	図-170 参照 工事フロー図 図-213

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（32/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	通信連絡設備等（第二十三条）	通信連絡設備	固体廃棄物減容処理施設は、安全設計上発生が想定される事故が発生した場合において施設内にいる放射線業務従事者及び事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、また、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう通信連絡設備を備える設計としている。 据付・外観検査(2)は、通信連絡設備が所定の位置に配置されていること、所定の員数であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	据付・外観検査(2)	表-57 の（1）～（5）、図-82～図-93 参照 工事フロー図 図-215
					作動検査(4)は、通信連絡設備が使用できることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	作動検査(4)	表-57、図-82～図-93 参照 工事フロー図 図-215

表-63　その他の主要な事項に係る工事の方法等（33/33）

区分	管理規則（添付書類説明事項）		技術基準規則（本件該当事項）	対象部品	工事の方法		備考
					設計上の要求事項に対する確認事項	検査項目	
その他廃棄物管理設備の附属施設　その他の主要な事項	Ⅵ	設計及び工事の方法の技術基準への適合（第四条）	通信連絡設備等（第二十三条）	通信連絡設備	固体廃棄物減容処理施設は、安全設計上発生が想定される事故が発生した場合において施設内にいる放射線業務従事者及び事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、また、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、旧計算室に設置する現場指揮所に通信連絡設備を備える設計としている。		
					員数検査は、通信連絡設備が所定の員数であることを目視又は試験検査成績書等により確認する。	員数検査	表-57 の(8)、図-194 参照 工事フロー図 図-216
					性能検査は、通信連絡設備が事業所内及び事業所外の必要な場所と通信連絡できることを確認又は試験検査成績書等により確認する。	性能検査	表-57 の(8)、図-194 参照 工事フロー図 図-216

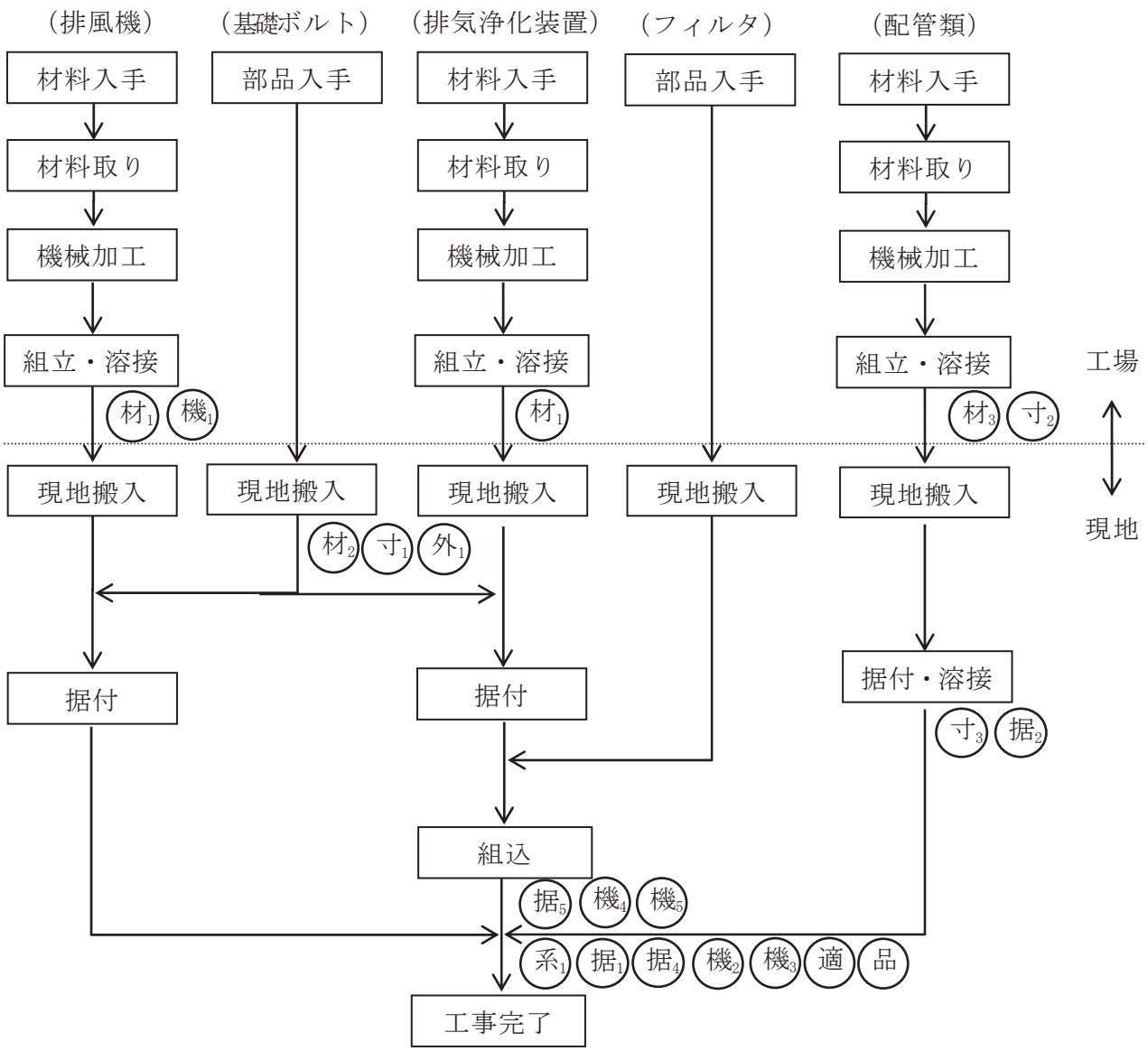

材1：材料検査(1)（排風機、排気浄化装置本体の材料確認）

材2：材料検査(2)（基礎ボルトの材料確認）

材3：材料検査(3)（配管類の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（基礎ボルトの寸法確認）

寸2：寸法検査(2)（配管類の径及び厚さ確認）

寸3：寸法検査(3)（配管類の支持間隔確認）

外1：外観検査(1)（基礎ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（排気浄化装置、排風機の配置確認、基礎ボルトの数量及び外観確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

据2：据付・外観検査(2)（配管類の配置及び外観確認）

据4：据付・外観検査(4)（吸気口と排気筒の配置確認）

据5：据付・外観検査(5)（排気浄化装置の差圧計及び外観確認）

系1：系統検査(1)（排気設備の系統確認）

機1：機能検査(1)（排風機の容量確認）

機2：機能検査(2)（フード設備の面速確認）

機3：機能検査(3)（ダンパの閉鎖確認）

機4：機能検査(4)（排気浄化装置のフィルタ交換口確認）

機5：機能検査(5)（排気浄化装置の捕集効率確認）

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-195　気体廃棄物の廃棄施設の工事フロー図（1/2）
セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、予備系排気設備

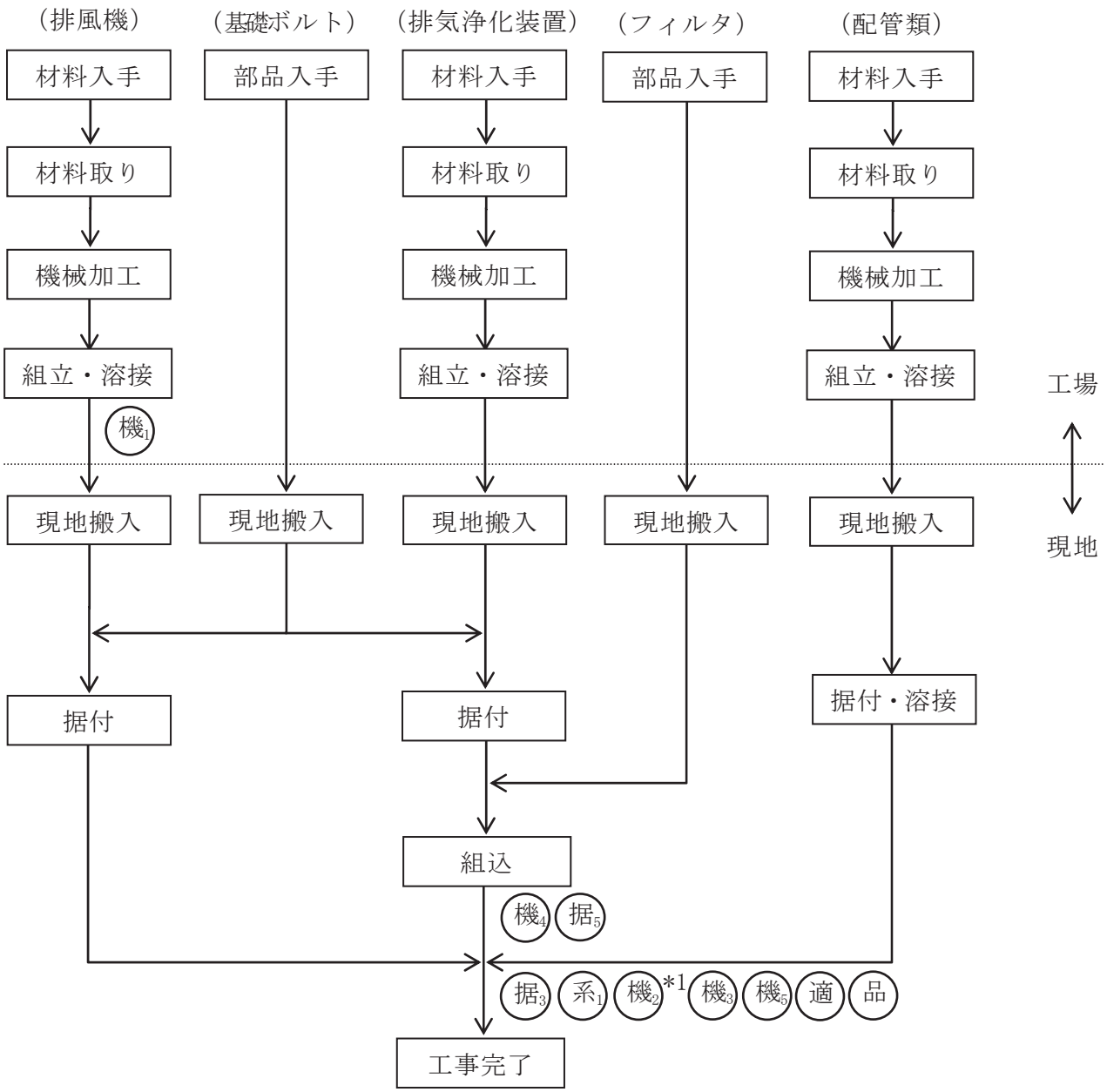

据3：据付・外観検査(3)（排気浄化装置、排風機、配管類の配置確認）

据5：据付・外観検査(5)（排気浄化装置の差圧計及び外観確認）

系1：系統検査(1)（排気設備の系統確認）

機1：機能検査(1)（排風機の容量確認）

機2：機能検査(2)（フード設備の面速確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

機3：機能検査(3)（ダンパの閉鎖確認）

機4：機能検査(4)（排気浄化装置のフィルタ交換口確認）

機5：機能検査(5)（排気浄化装置の捕集効率確認）

注記　*1：面速の確認はフード設備の据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-196　気体廃棄物の廃棄施設の工事フロー図（2/2）
管理区域系排気設備、フード系排気設備

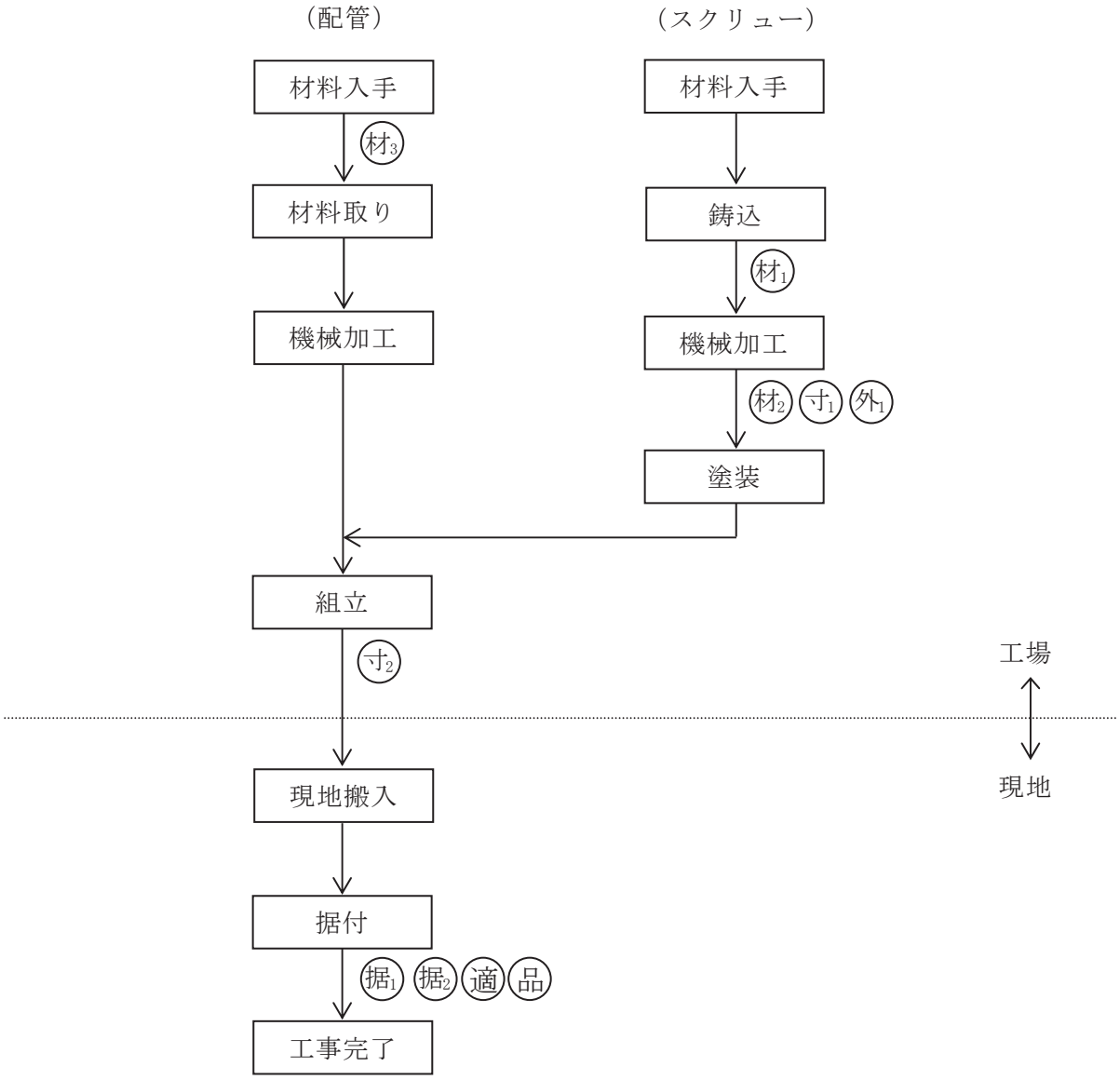

材1：材料検査(1)（配管のスクリューの材料確認）

材2：材料検査(2)（配管のスクリューの密度確認）

材3：材料検査(3)（配管の単管部の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（配管のスクリューの厚さ確認）

寸2：寸法検査(2)（配管の単管部の配管口径及び厚さ確認）

外1：外観検査(1)（配管のスクリューの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（配管類（埋設部）の配置及び外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（配管類（埋設部）の設置高さの確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-197　セル系排気設備の配管類（埋設部）の工事フロー図

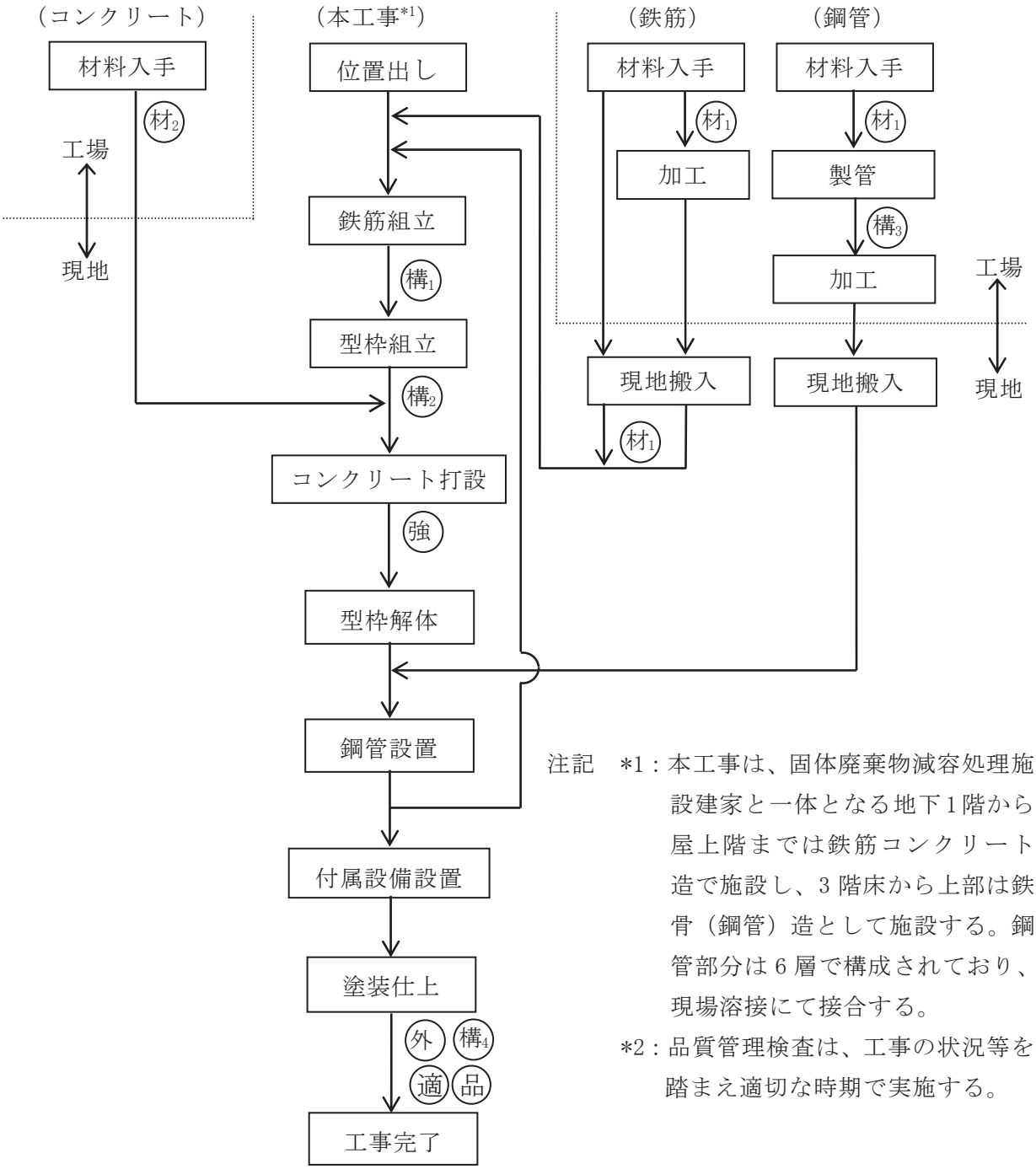

注記　*1：本工事は、固体廃棄物減容処理施設建家と一体となる地下1階から屋上階までは鉄筋コンクリート造で施設し、3階床から上部は鉄骨（鋼管）造として施設する。鋼管部分は6層で構成されており、現場溶接にて接合する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)(鉄筋及び鉄骨(鋼管)の材料確認)

材2：材料検査(2)(コンクリートの材料確認)

構1：構造検査(1)(配筋確認)

構2：構造検査(2)(型枠確認)

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

構3：構造検査(3)(鋼管の肉厚の寸法確認)

構4：構造検査(4)(排気筒の地上からの高さ及び出口直径(内径)の寸法確認)

強：強度検査(コンクリートの圧縮強度確認)

外：外観検査(排気筒の配置及び外観確認)

図-198　固体廃棄物減容処理施設排気筒の工事フロー図

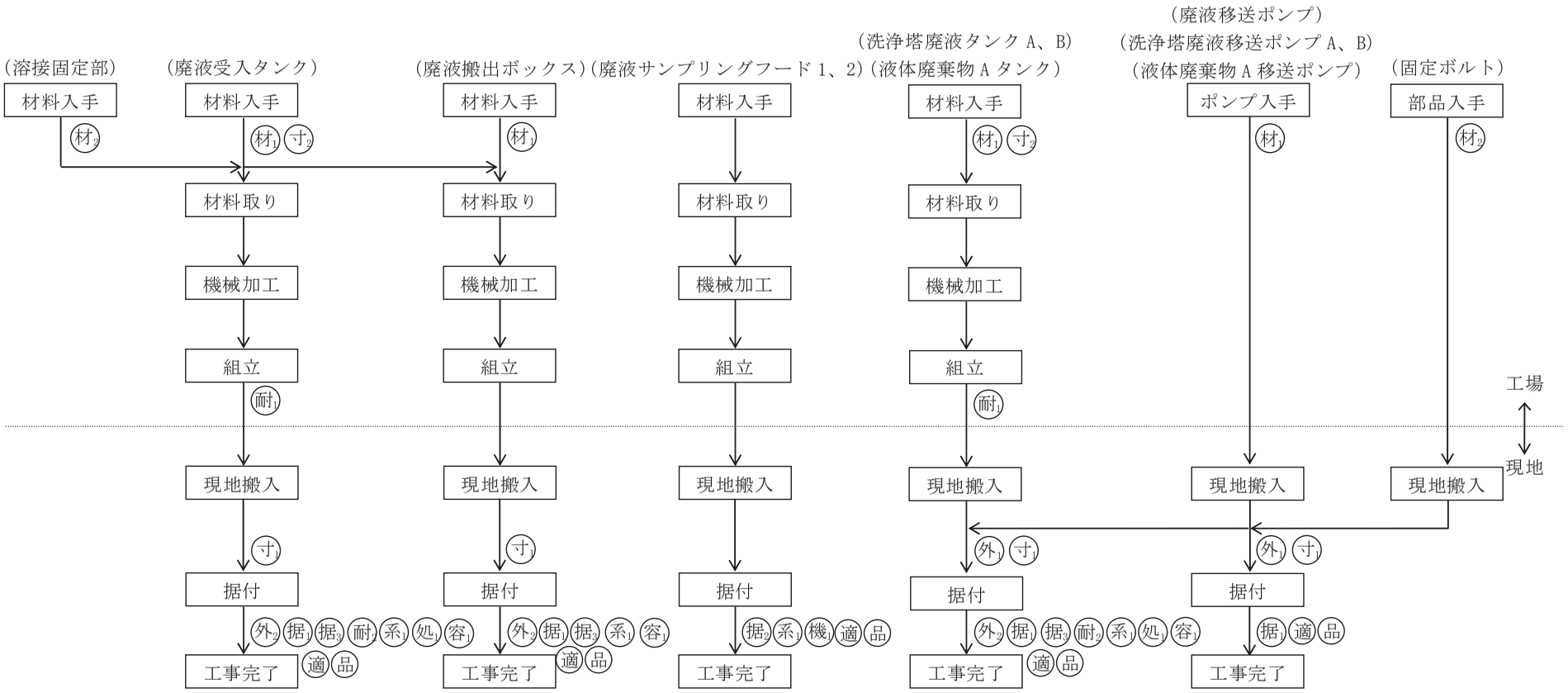

材1: 材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）
材2: 材料検査(2)（固定ボルト又は溶接固定部の材料確認）
寸1: 寸法検査(1)（固定ボルト又は溶接固定部の寸法確認）
寸2: 寸法検査(2)（対象部品の厚さの寸法確認）
外1: 外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）
外2: 外観検査(2)（機器及び配管を設置する各部屋の床及び壁の仕上げ確認）
据1: 据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルト又は溶接固定部の数量及び外観確認）
据2: 据付・外観検査(2)（対象部品の配置確認及び外観確認）
据3: 据付・外観検査(3)（堰の配置並びに仕上げ及び外観確認）
耐1: 耐圧・漏えい検査(1)（タンクの耐圧・漏えい確認）
耐2: 耐圧・漏えい検査(2)（系統ごとの耐圧・漏えい確認）
系1: 系統検査(1)（対象部品の系統確認）
機1: 機能検査(1)（フードの開口部の風速確認）
処1: 処理能力検査(1)（容器の貯留量確認）
容1: 容量検査(1)（堰の容量確認）

適 ：適合性確認検査
品 ：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-199　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の工事フロー図

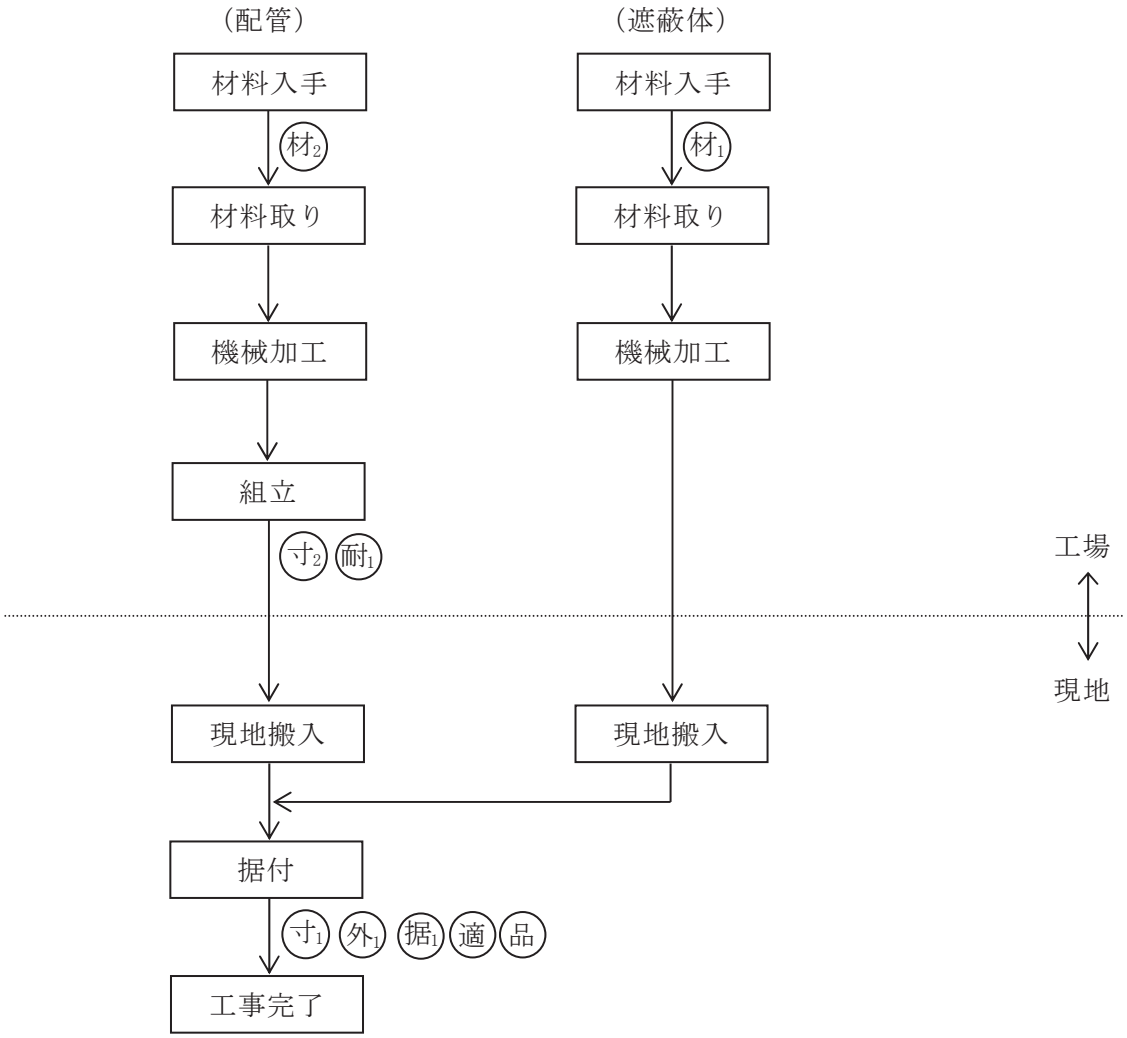

材1：材料検査(1)（遮蔽体の材料確認）

材2：材料検査(2)（配管の単管部の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（遮蔽体の厚さ確認）

寸2：寸法検査(2)（配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認）

耐1：耐圧・漏えい検査(1)（配管の単管部の耐圧・漏えい確認）

外1：外観検査(1)（遮蔽体の外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（配管類（埋設部）の設置高さの確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-200　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部）の工事フロー図

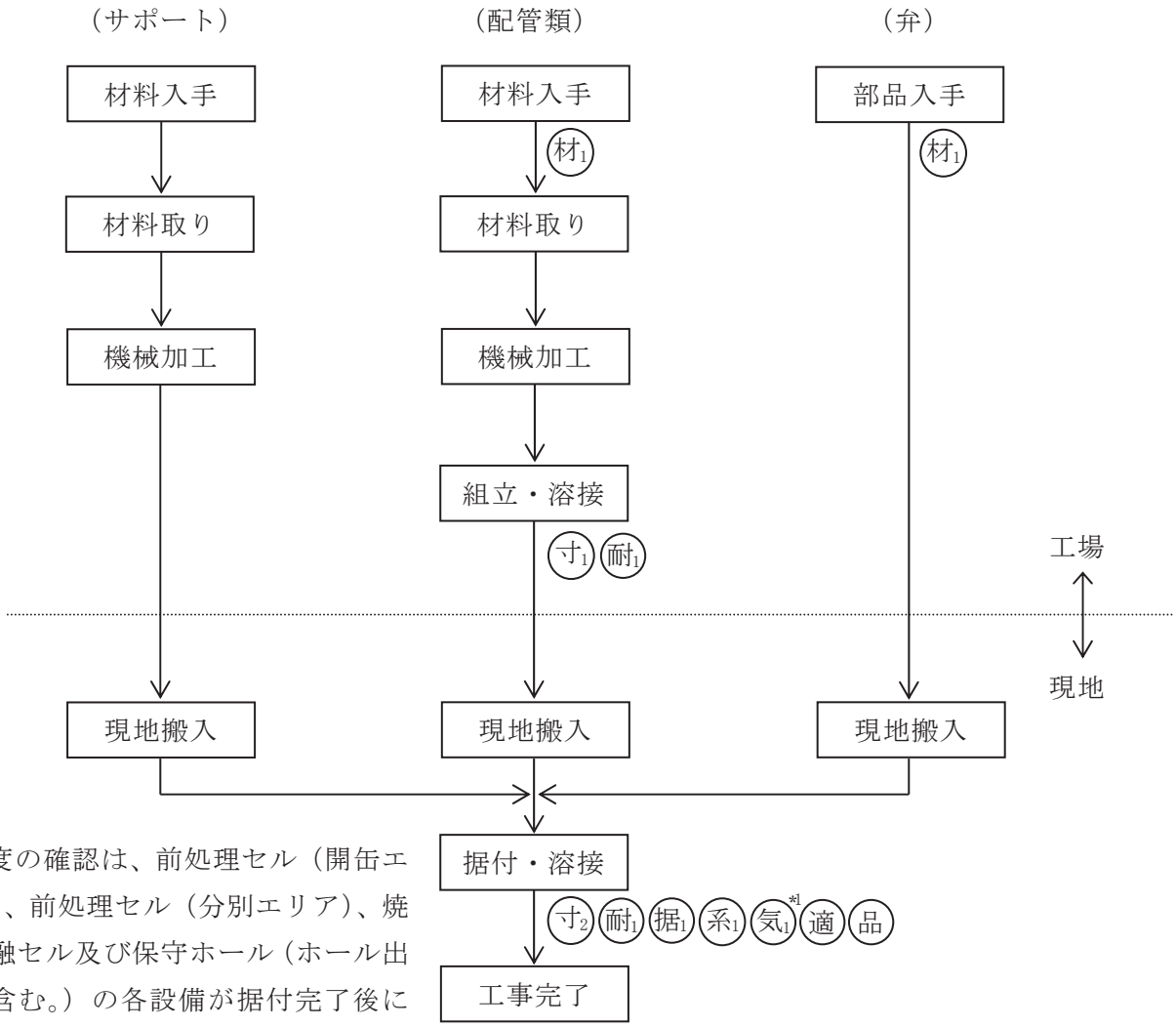

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（配管類の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認）

寸2：寸法検査(2)（配管類の支持間隔確認）

耐1：耐圧・漏えい検査(1)（配管類の耐圧・漏えい確認）

据1：据付・外観検査(1)（配管類の配置及び外観確認）

系1：系統検査(1)（配管類の系統確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-201　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類の工事フロー図

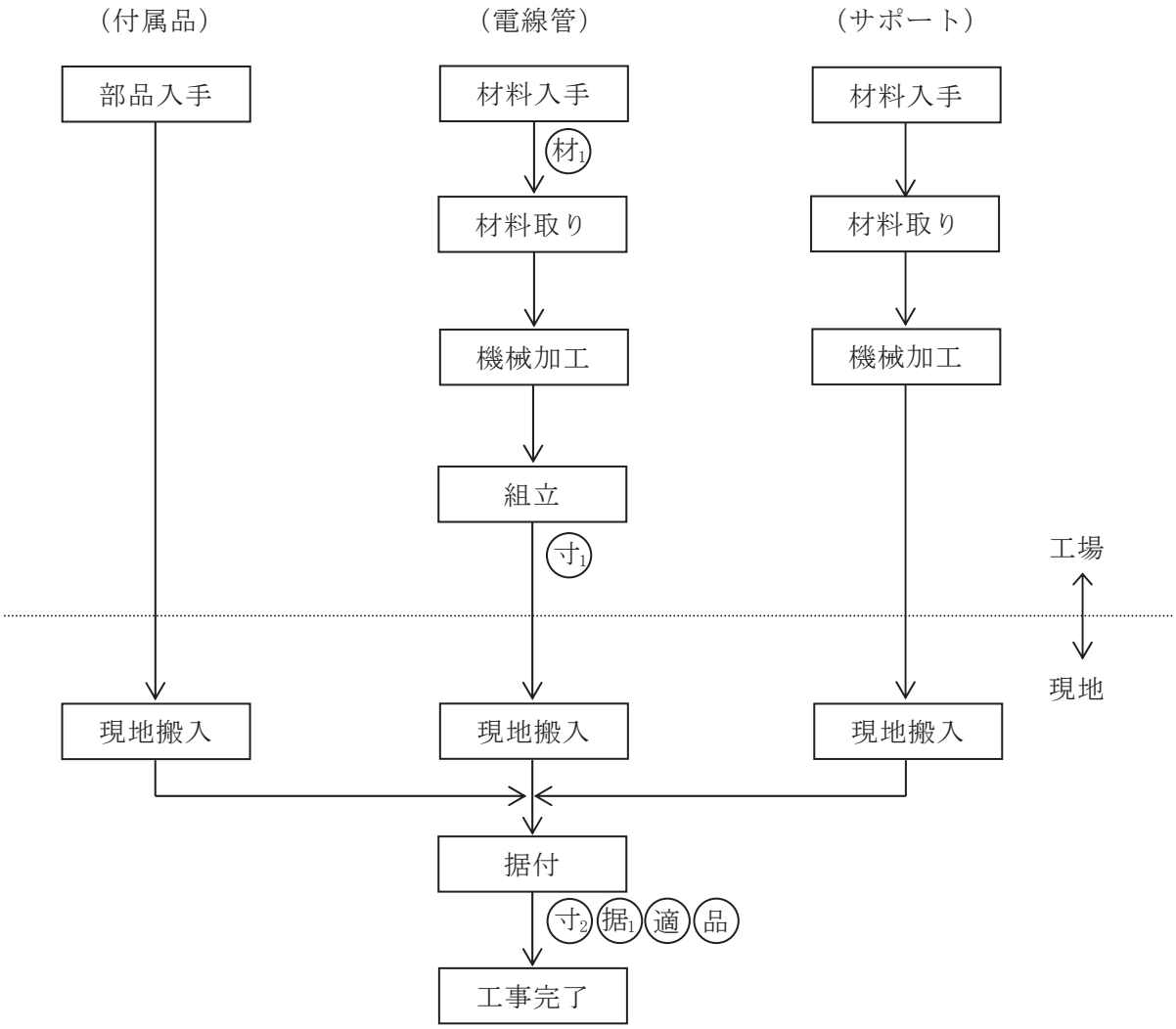

材1：材料検査(1)（電線管の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（電線管の外径確認）

寸2：寸法検査(2)（電線管の支持間隔確認）

据1：据付・外観検査(1)（電線管の配置及び外観確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-202　固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の電線管の工事フロー図

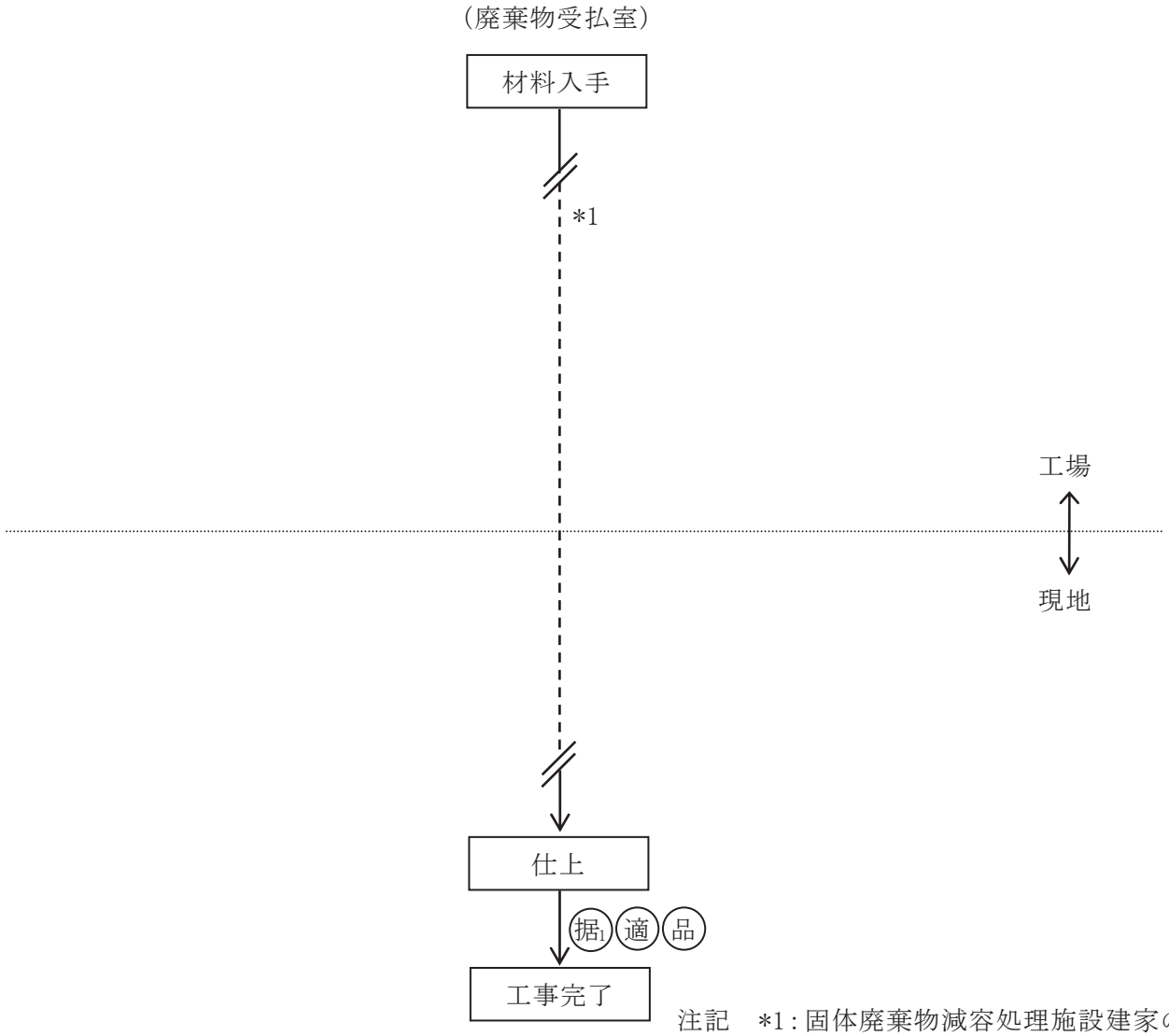

注記　*1：固体廃棄物減容処理施設建家の工事フロー図に同じ。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

据1：据付・外観検査(1)（配置確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-203　固体廃棄物の廃棄施設に係る工事フロー図

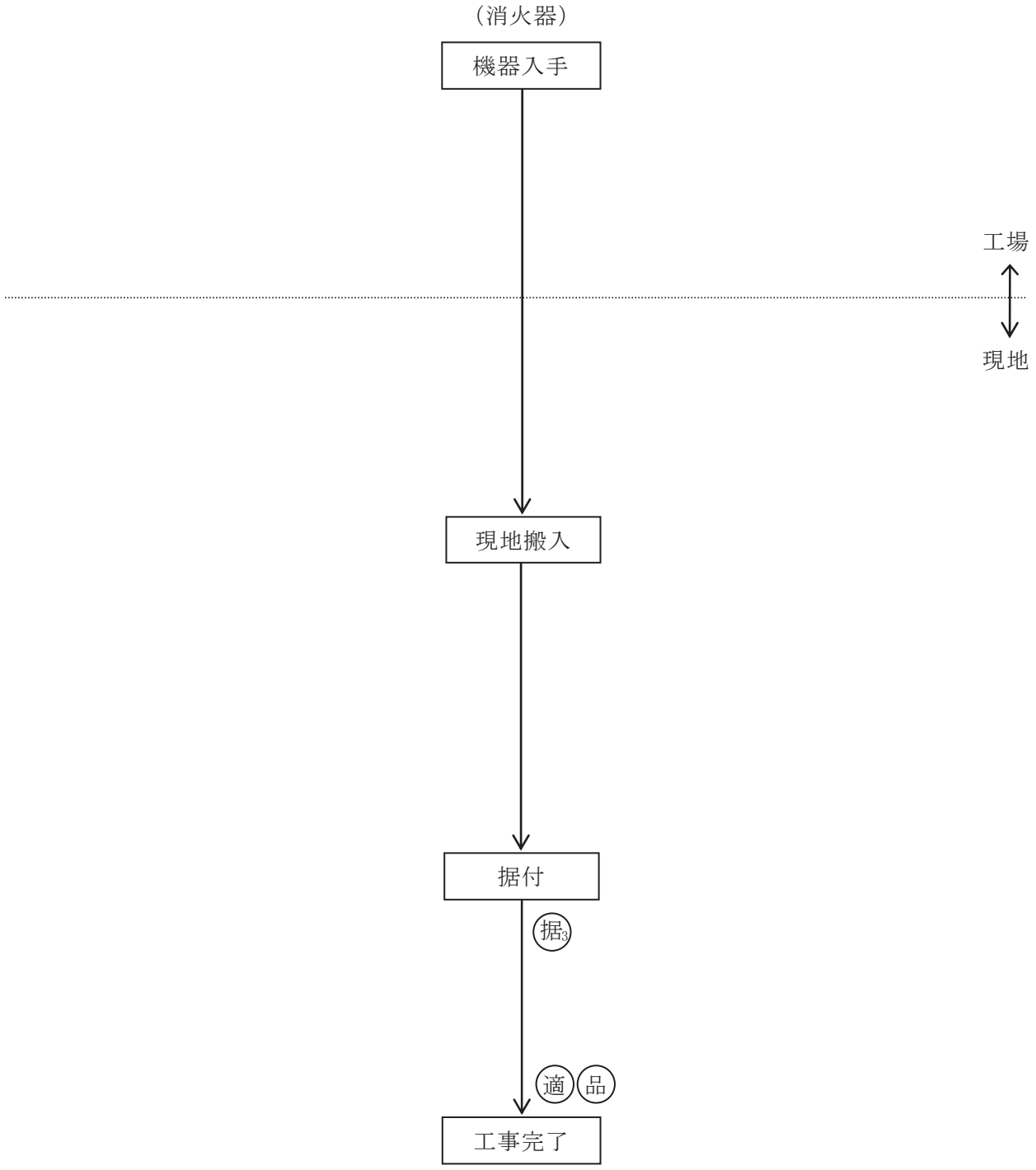

据3 ：据付・外観検査(3)（配置及び員数の確認）

適 ：適合性確認検査

品 ：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-204　消火器の工事フロー図

（消火ポンプユニット、消火栓）

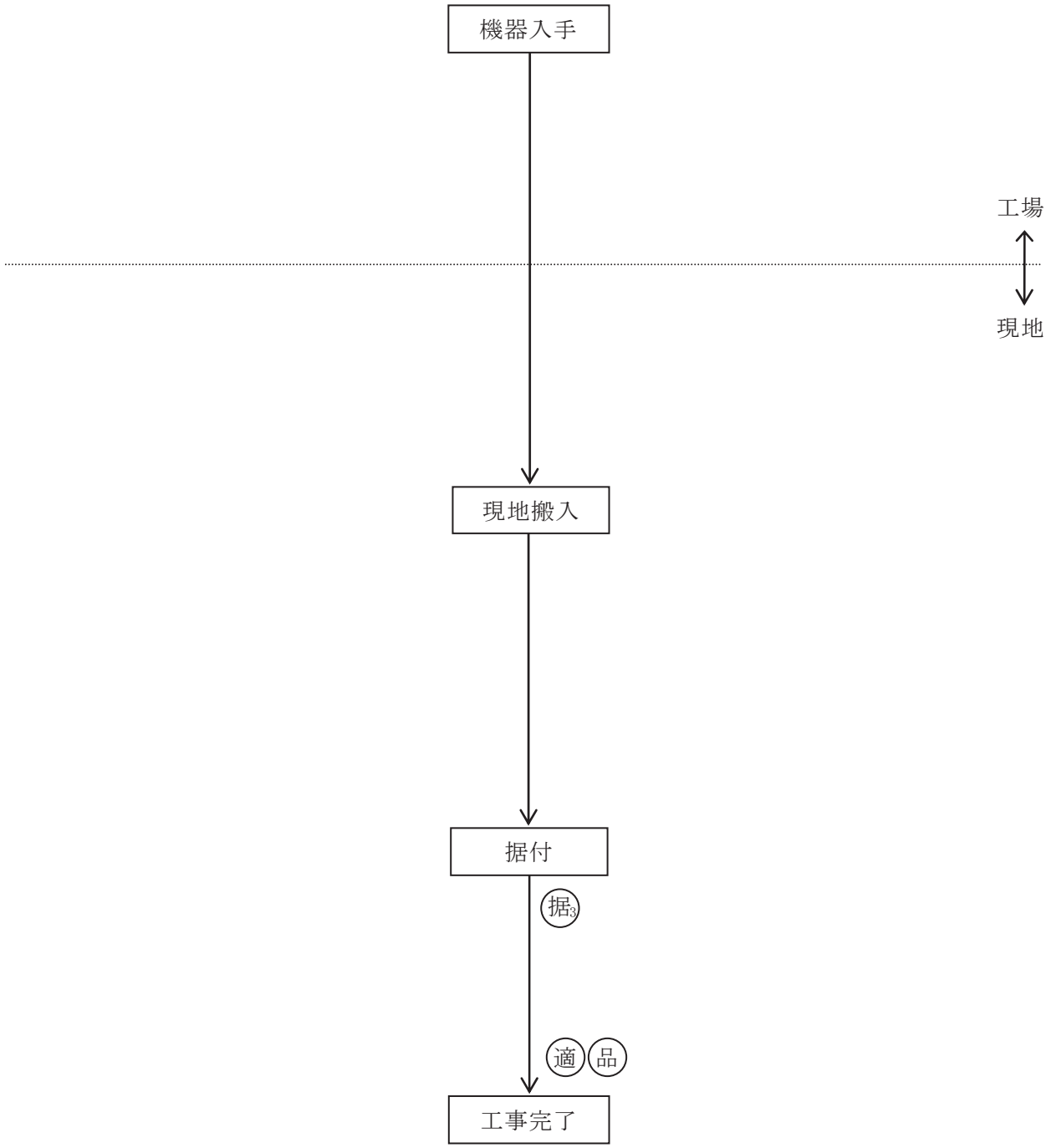

据3 ：据付・外観検査(3)（配置及び員数の確認）

適 ：適合性確認検査

品 ：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-205　消火栓設備の工事フロー図

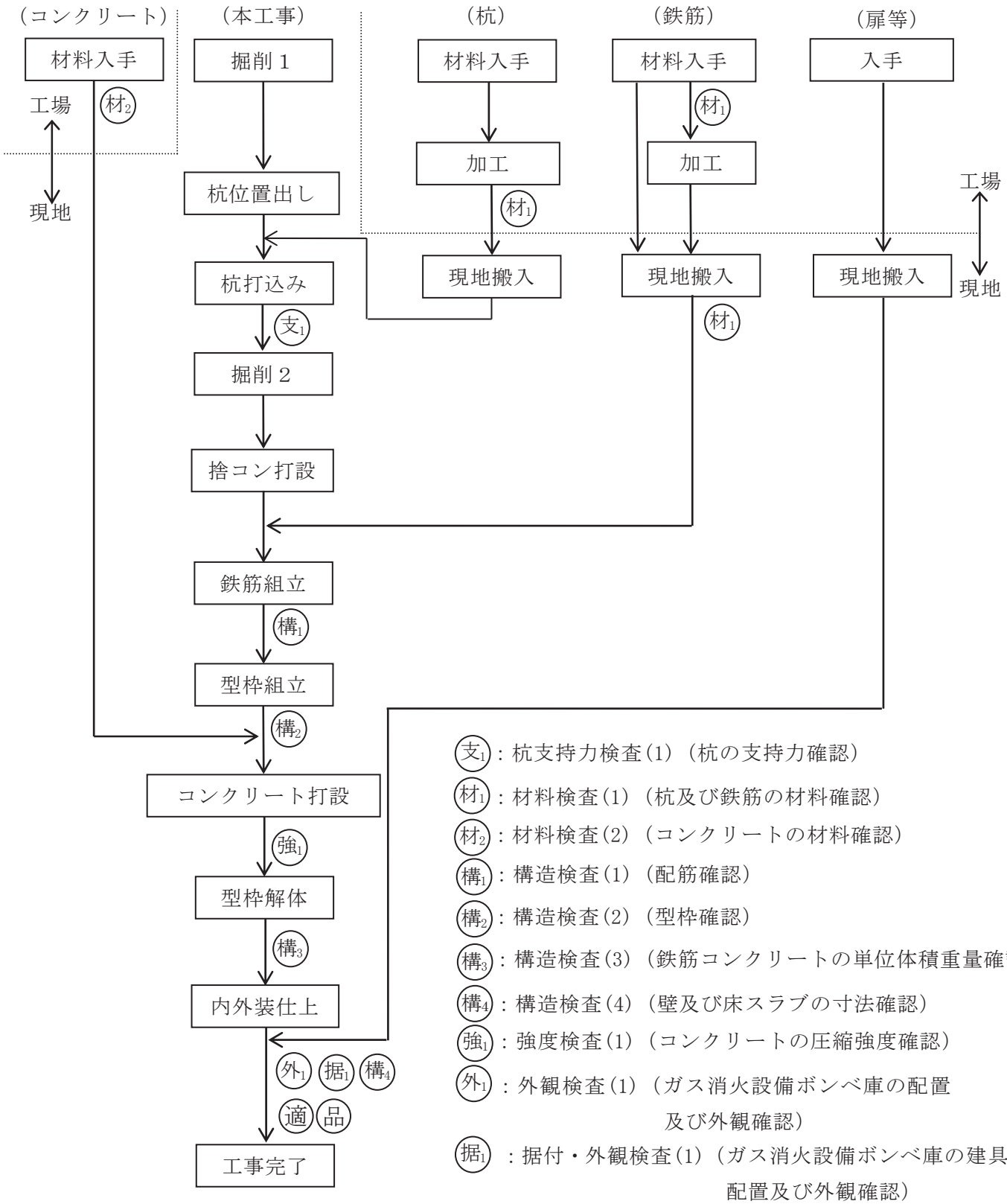

支1：杭支持力検査(1)（杭の支持力確認）

材1：材料検査(1)（杭及び鉄筋の材料確認）

材2：材料検査(2)（コンクリートの材料確認）

構1：構造検査(1)（配筋確認）

構2：構造検査(2)（型枠確認）

構3：構造検査(3)（鉄筋コンクリートの単位体積重量確認）

構4：構造検査(4)（壁及び床スラブの寸法確認）

強1：強度検査(1)（コンクリートの圧縮強度確認）

外1：外観検査(1)（ガス消火設備ボンベ庫の配置及び外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（ガス消火設備ボンベ庫の建具の配置及び外観確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-206　ガス消火設備のガス消火設備ボンベ庫の工事フロー図

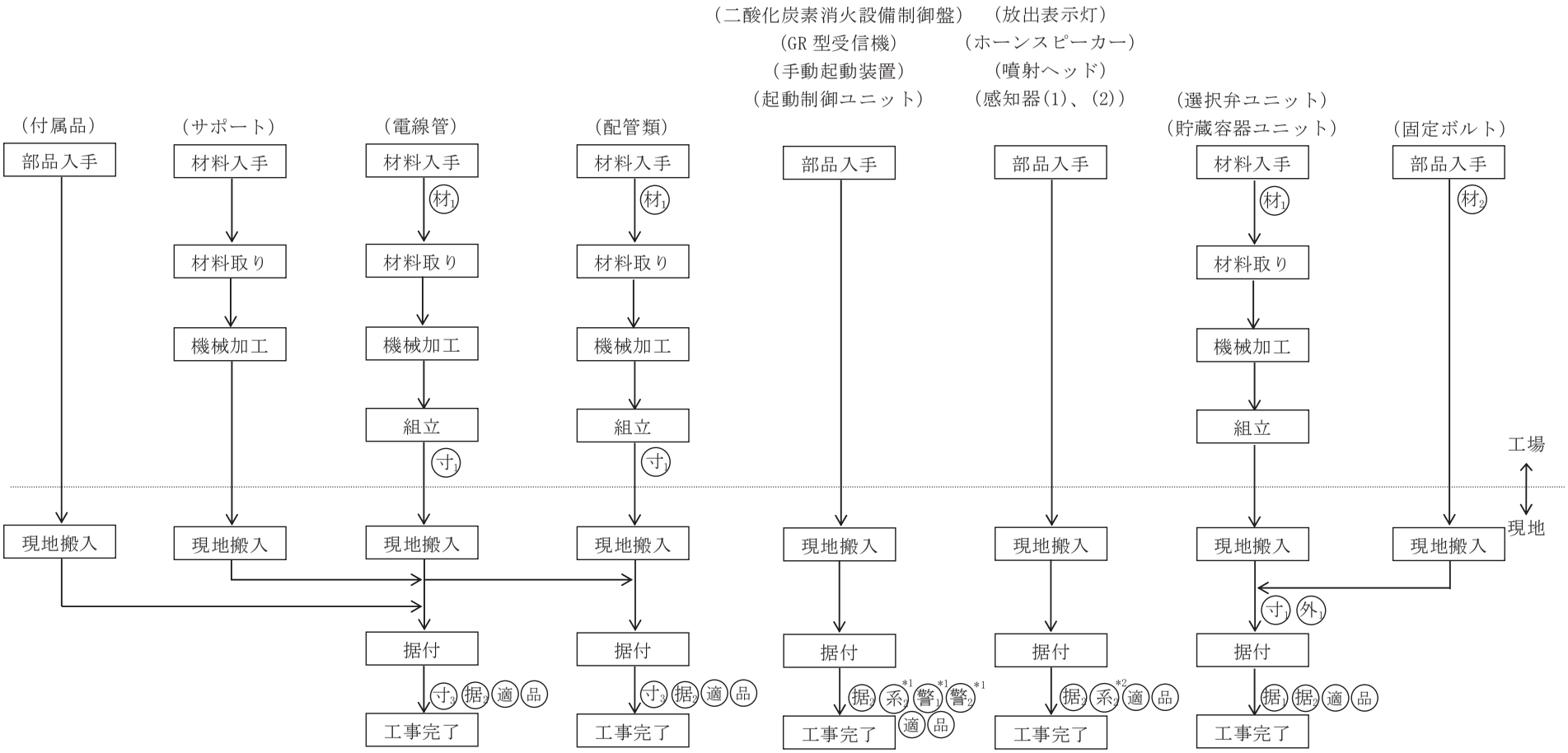

材1：材料検査(1)（対象部品の主要材料の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）

寸1：寸法検査(1)（固定ボルト又は配管類及び電線管の寸法確認）

寸3：寸法検査(3)（配管類及び電線管の支持間隔）

警1：警報検査(1)（主要警報表示の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*3

外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（対象部品の配置確認並びに固定ボルトの数量及び外観確認）

据2：据付・外観検査(2)（対象部品の配置確認及び外観確認）

系2：系統検査(2)（主要設備接続の確認）

警2：警報検査(2)（火災警報表示の確認）

注記　*1：二酸化炭素消火設備制御盤、GR 型受信機を対象とする。

*2：感知器(1)、(2)を対象とする。

*3：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-207　ガス消火設備の工事フロー図

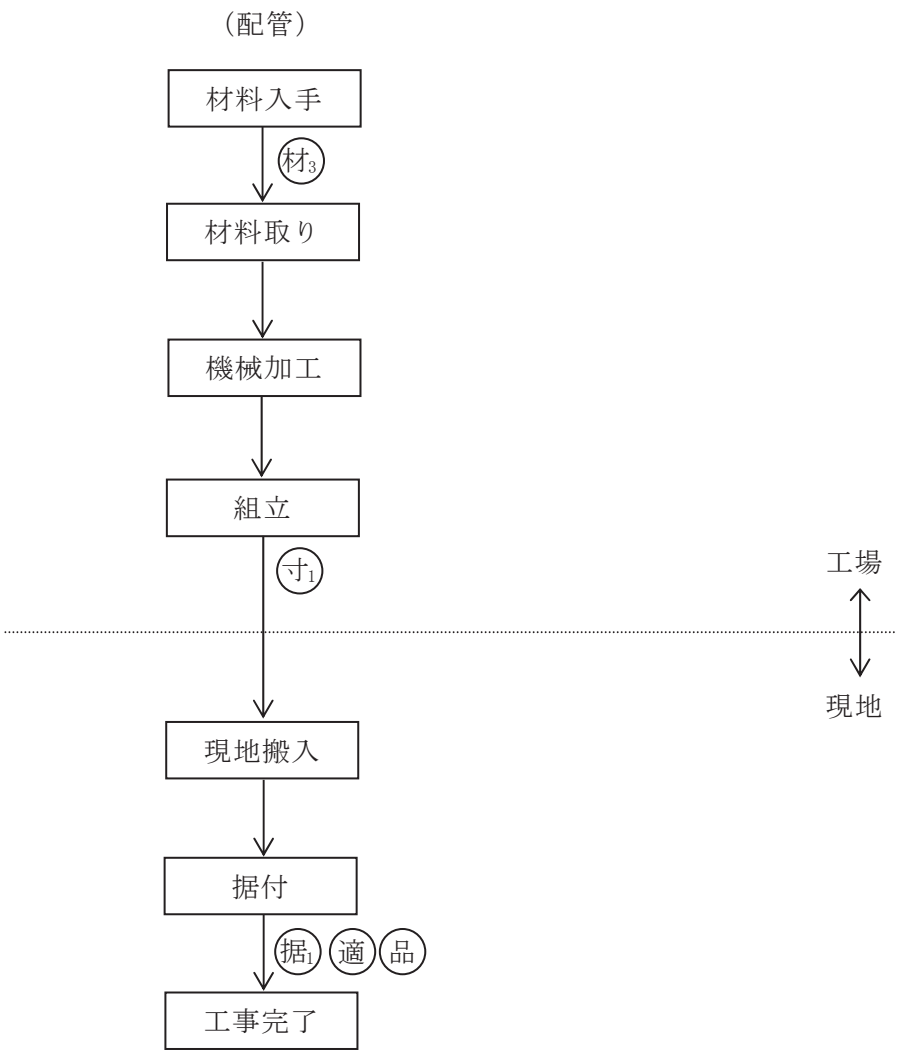

材3：材料検査(3)（配管の単管部の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（配管の単管部の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認）

据1：据付・外観検査(1)（配管類（埋設部）の設置高さの確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-208　ガス消火設備の配管類（埋設部）の工事フロー図

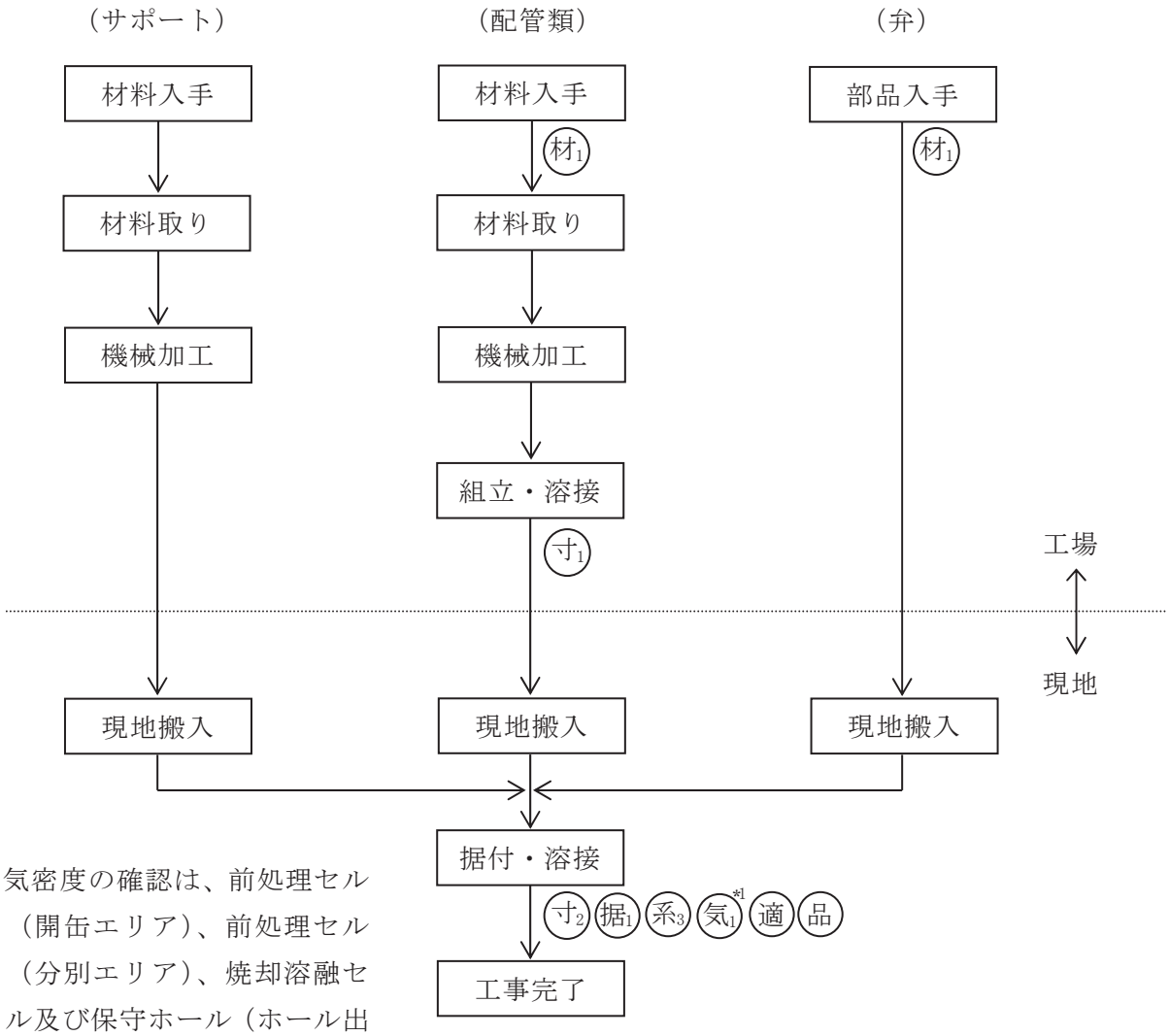

注記　*1：気密度の確認は、前処理セル（開缶エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル及び保守ホール（ホール出入室含む。）の各設備が据付完了後に実施する。

*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

材1：材料検査(1)（配管類の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（配管類の径（呼び径）及び厚さ（呼び厚さ）確認）

寸2：寸法検査(2)（配管類の支持間隔確認）

据1：据付・外観検査(1)（配管類の配置及び外観確認）

系3：系統検査(3)（配管類の系統確認）

気1：気密検査(1)（気密度の確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

図-209　ガス消火設備の配管類の工事フロー図

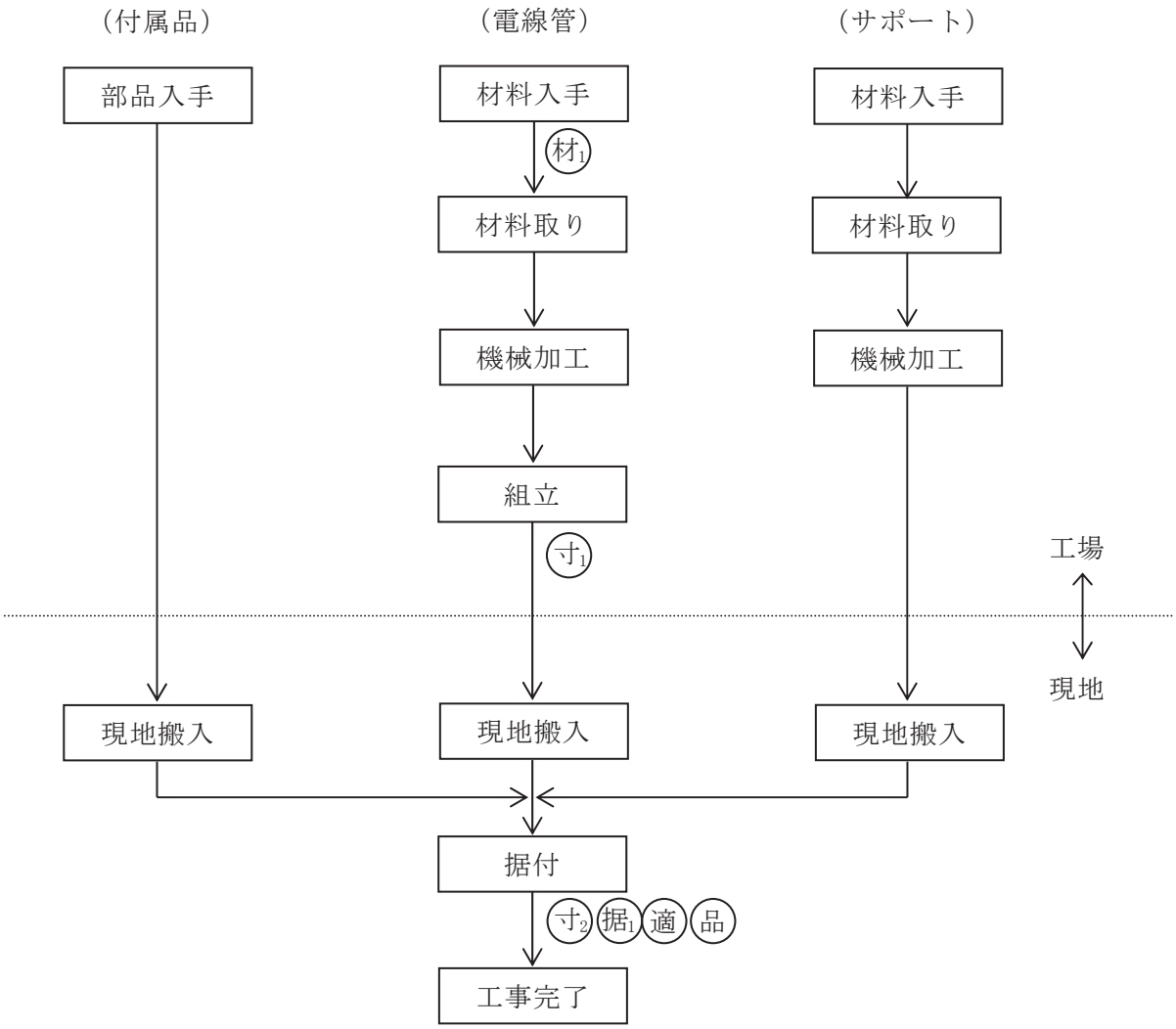

材1：材料検査(1)（電線管の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（電線管の外径確認）

寸2：寸法検査(2)（電線管の支持間隔確認）

据1：据付・外観検査(1)（電線管の配置及び外観確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-210　ガス消火設備の電線管の工事フロー図

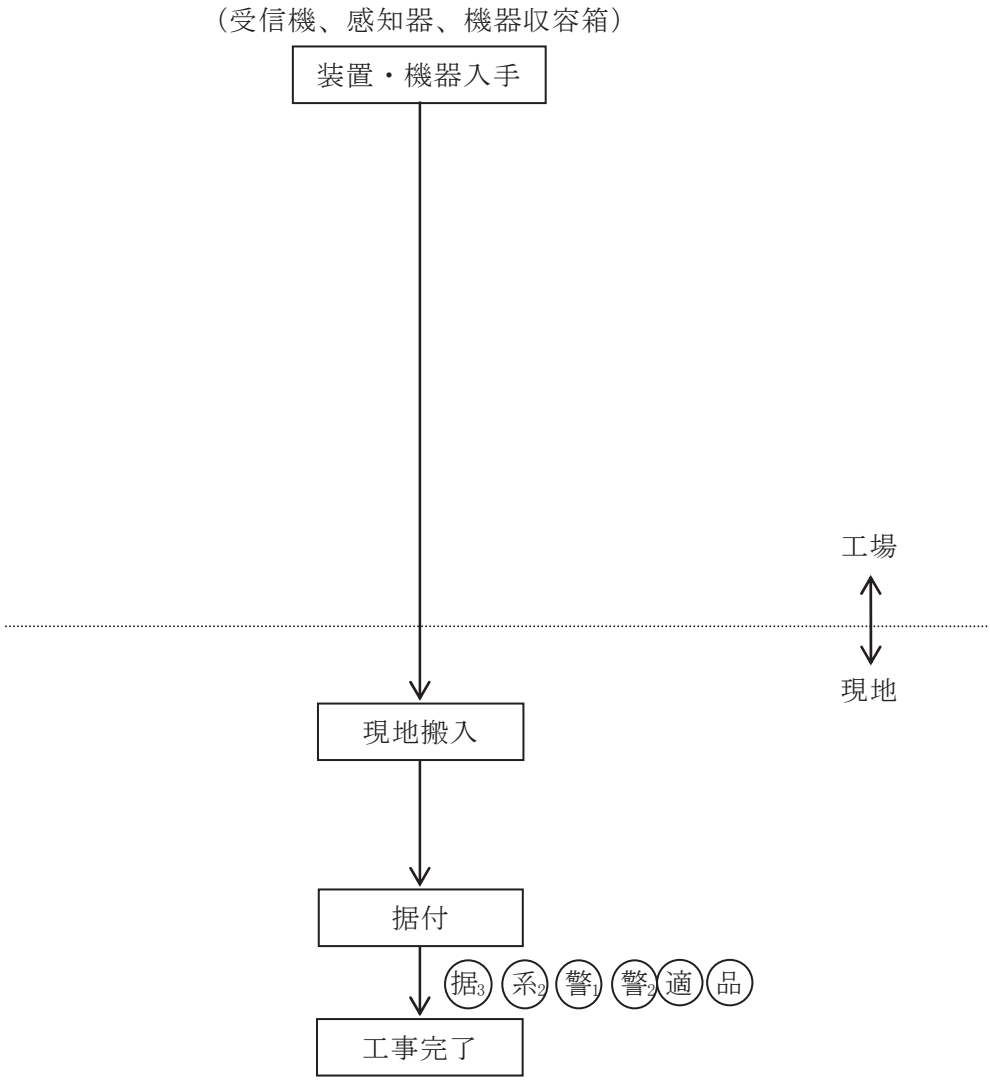

据3：据付・外観検査(3)（配置及び員数の確認）
系2：系統検査(2)（主要設備接続の確認）
警1：警報検査(1)（主要警報表示の確認）
警2：警報検査(2)（火災警報表示の確認）
適：適合性確認検査
品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-211　自動火災報知設備の工事フロー図

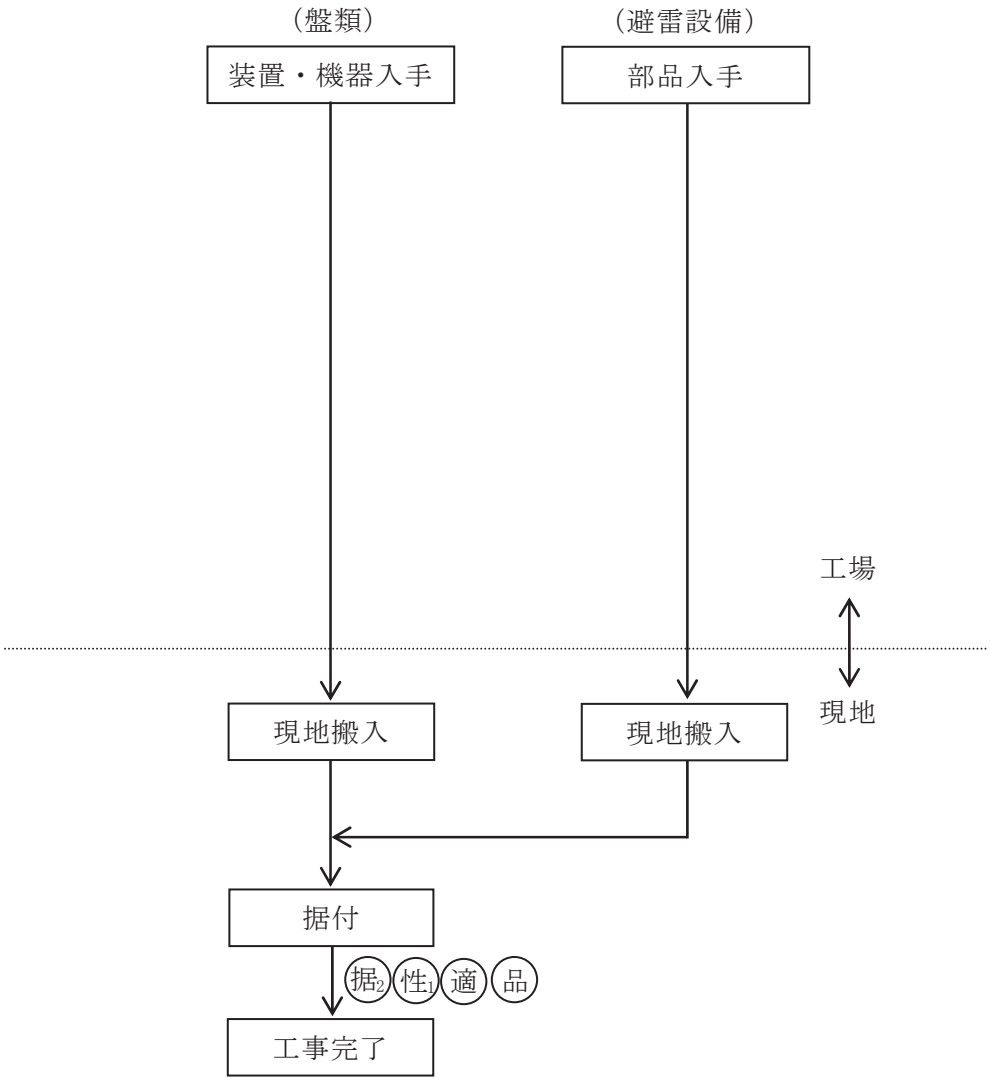

据2 ：据付・外観検査(2)（配置確認）

性1 ：性能検査(1)（避雷設備の接地抵抗確認）

適 ：適合性確認検査

品 ：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を
踏まえ適切な時期で実施する。

図-212　電気設備の工事フロー図

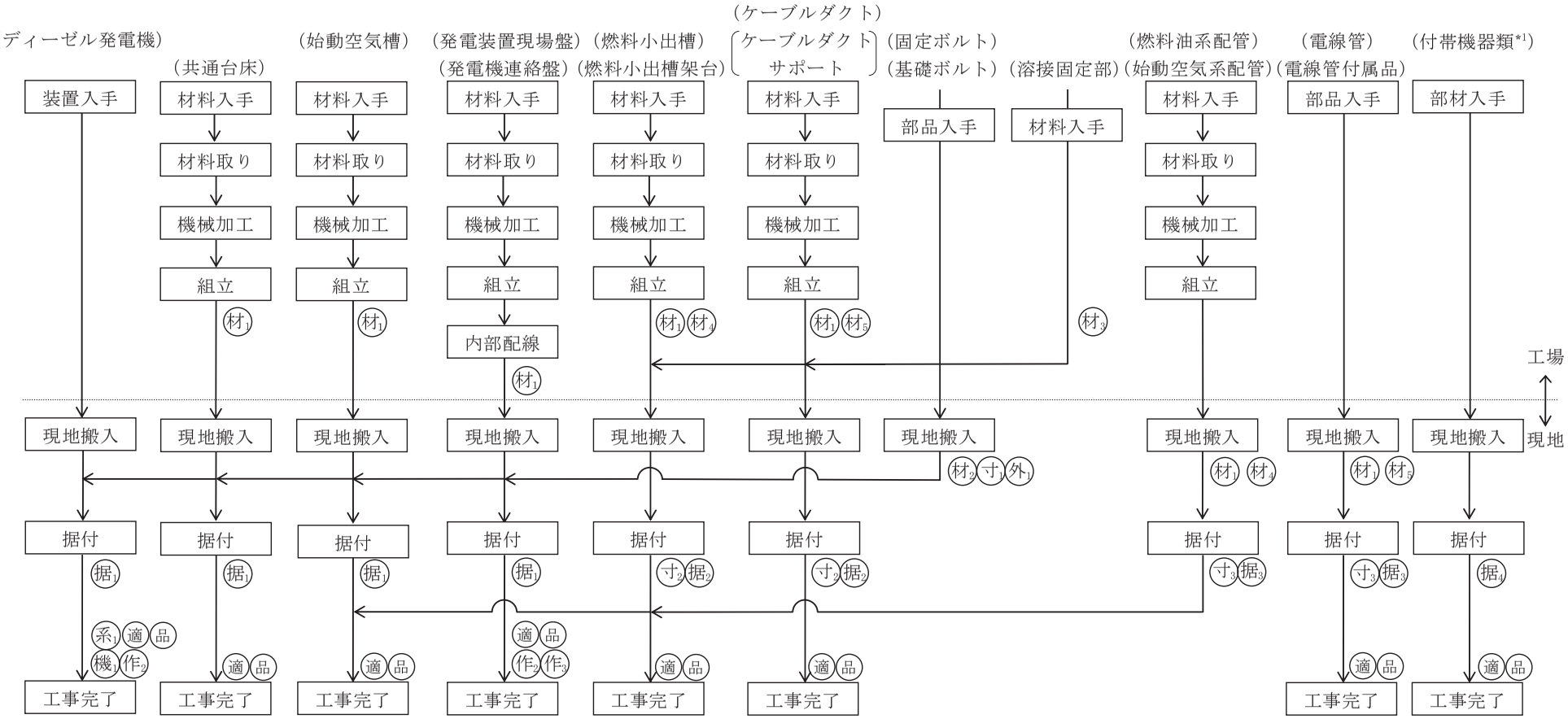

材1：材料検査(1)（②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の本体の材料確認）

材2：材料検査(2)（①、⑥及び⑦の固定ボルト並びに②及び⑤の基礎ボルトの材料確認）

材3：材料検査(3)（④及び⑨の溶接固定部の材料確認）

材4：材料検査(4)（③及び⑩の材料確認）

材5：材料検査(5)（⑧及び⑫の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（①、⑥及び⑦の固定ボルト並びに②及び⑤の基礎ボルトの寸法確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*2

寸2：寸法検査(2)（④及び⑨の溶接固定部の寸法確認）

寸3：寸法検査(3)（⑩、⑪及び⑫の支持間隔の寸法確認）

外1：外観検査(1)（①、⑥及び⑦の固定ボルト並びに②及び⑤の基礎ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（①、②、⑤、⑥及び⑦の配置確認並びに①、⑥及び⑦の固定ボルト並びに②及び⑤の基礎ボルトの数量確認）

据2：据付・外観検査(2)（③及び⑧の配置確認並びに④及び⑨の溶接固定部の外観確認）

据3：据付・外観検査(3)（⑩、⑪及び⑫の配置確認並びに⑩及び⑪の外観確認）

据4：据付・外観検査(4)（⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳の配置確認）

系1：系統検査(1)（発電装置の系統確認）

機1：機能検査(1)（発電装置の機能確認）

作2：作動検査(2)（発電装置の給電所要時間の確認）

作3：作動検査(3)（発電装置の給電状態確認）

注記　：①～⑳は以下とする。

①：ディーゼル発電機
②：共通台床
③：燃料小出槽
④：燃料小出槽架台
⑤：始動空気槽
⑥：発電装置現場盤
⑦：発電機連絡盤
⑧：ケーブルダクト
⑨：ケーブルダクトサポート
⑩：燃料油系配管
⑪：始動空気系配管
⑫：電線管
⑬：排気消音器
⑭：給気消音器
⑮：排風ダクト
⑯：給油ロボックス
⑰：空気圧縮機
⑱：始動空気槽計器板
⑲：ドレンチャンバー
⑳：ダミーロード盤

*1：⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳とする。
*2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-213　予備電源設備　発電装置の工事フロー図

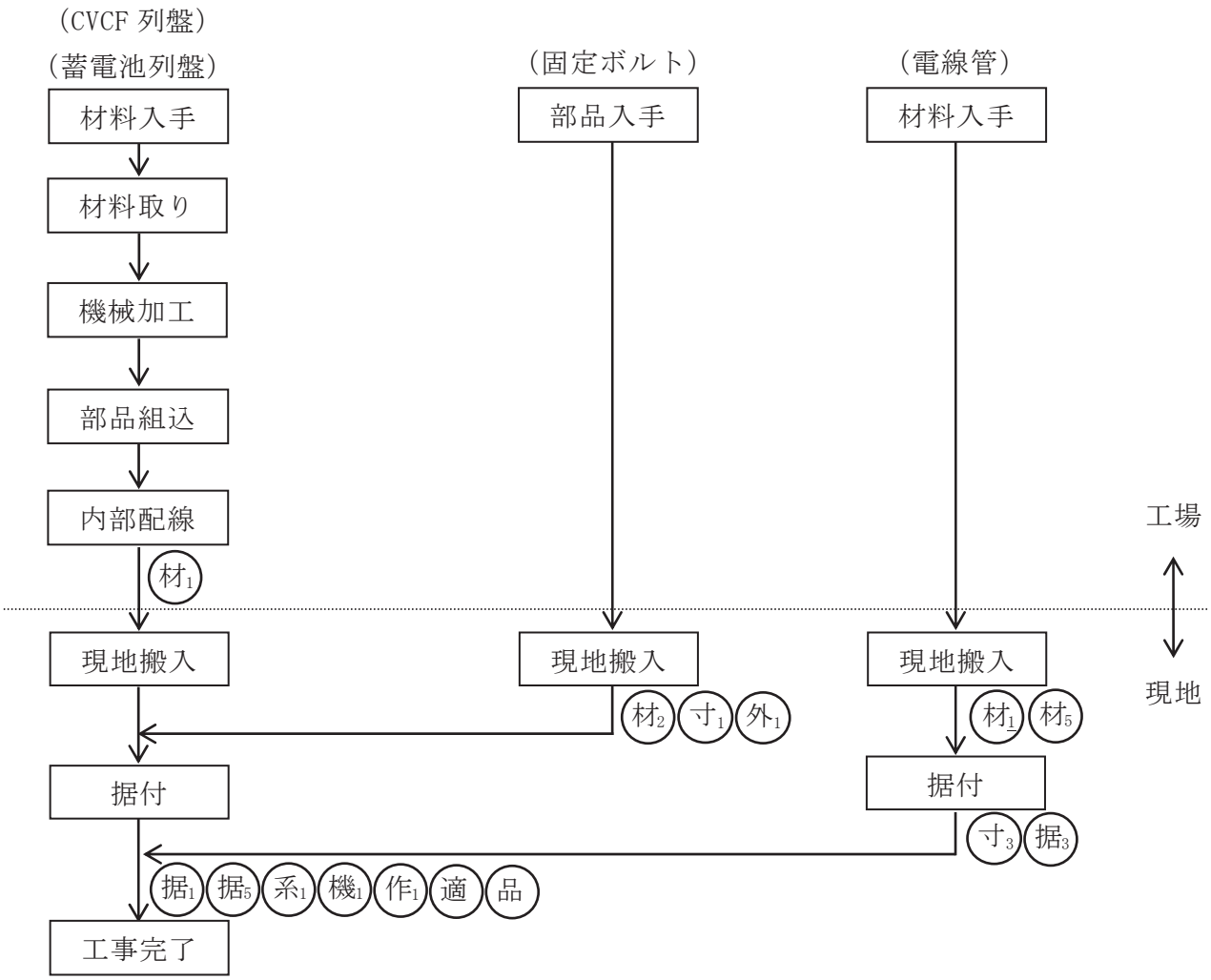

材1：材料検査(1)（列盤本体及び電線管の材料確認）

材2：材料検査(2)（固定ボルトの材料確認）

材5：材料検査(5)（電線管の材料確認）

寸1：寸法検査(1)（固定ボルトの寸法確認）

寸3：寸法検査(3)（電線管の支持間隔）

外1：外観検査(1)（固定ボルトの外観確認）

据1：据付・外観検査(1)（列盤の配置確認及び固定ボルトの数量確認）

据3：据付・外観検査(3)（電線管の配置確認）

据5：据付・外観検査(5)（無停電電源装置の配置確認）

系1：系統検査(1)（無停電電源装置の系統確認）

機1：機能検査(1)（無停電電源装置の機能確認）

作1：作動検査(1)（無停電電源装置の給電状態確認）

適：適合性確認検査

品：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-214　予備電源設備　無停電電源装置の工事フロー図

（放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備、避難用誘導設備）

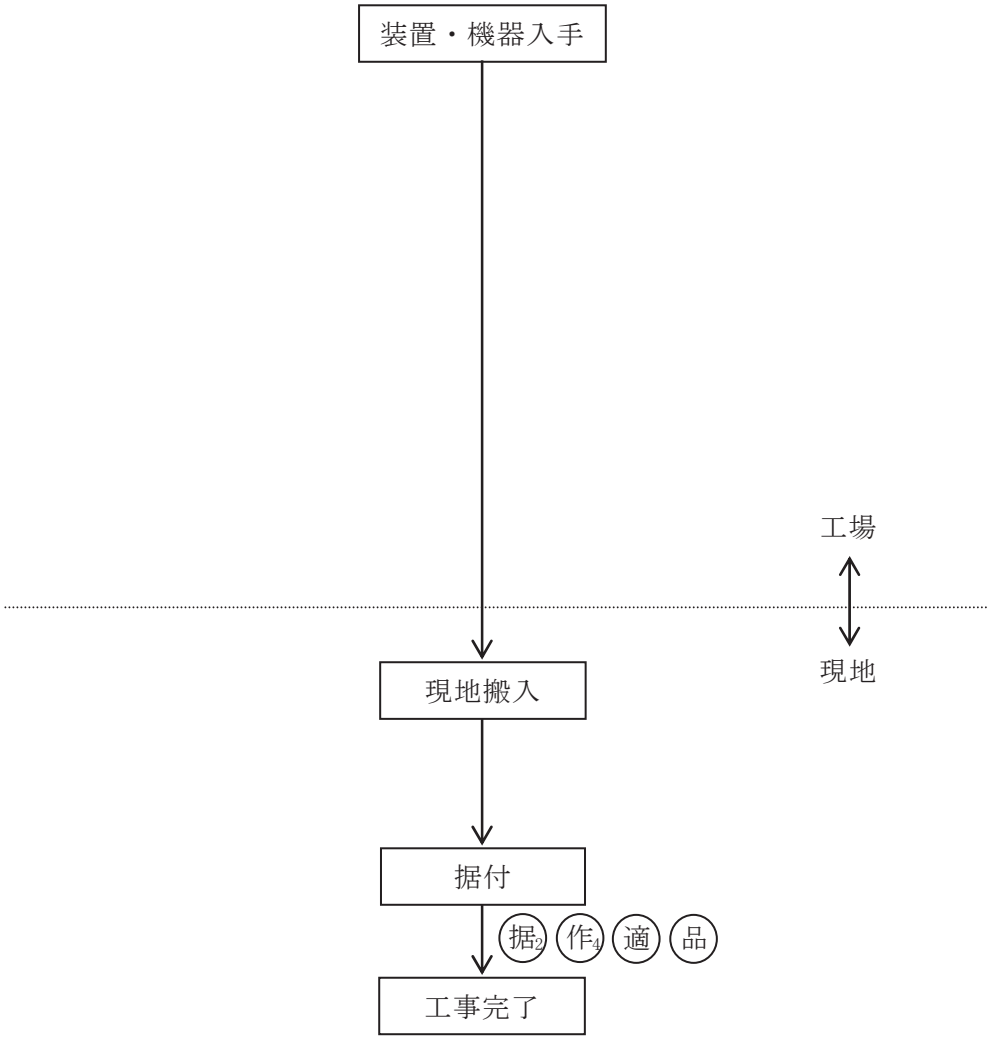

据2 ：据付・外観検査(2)（配置確認）

作4 ：作動検査(4)（作動確認）

適 ：適合性確認検査

品 ：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-215　通信連絡設備の工事フロー図（1/2）

（固定電話機、ファクシミリ、携帯電話機）

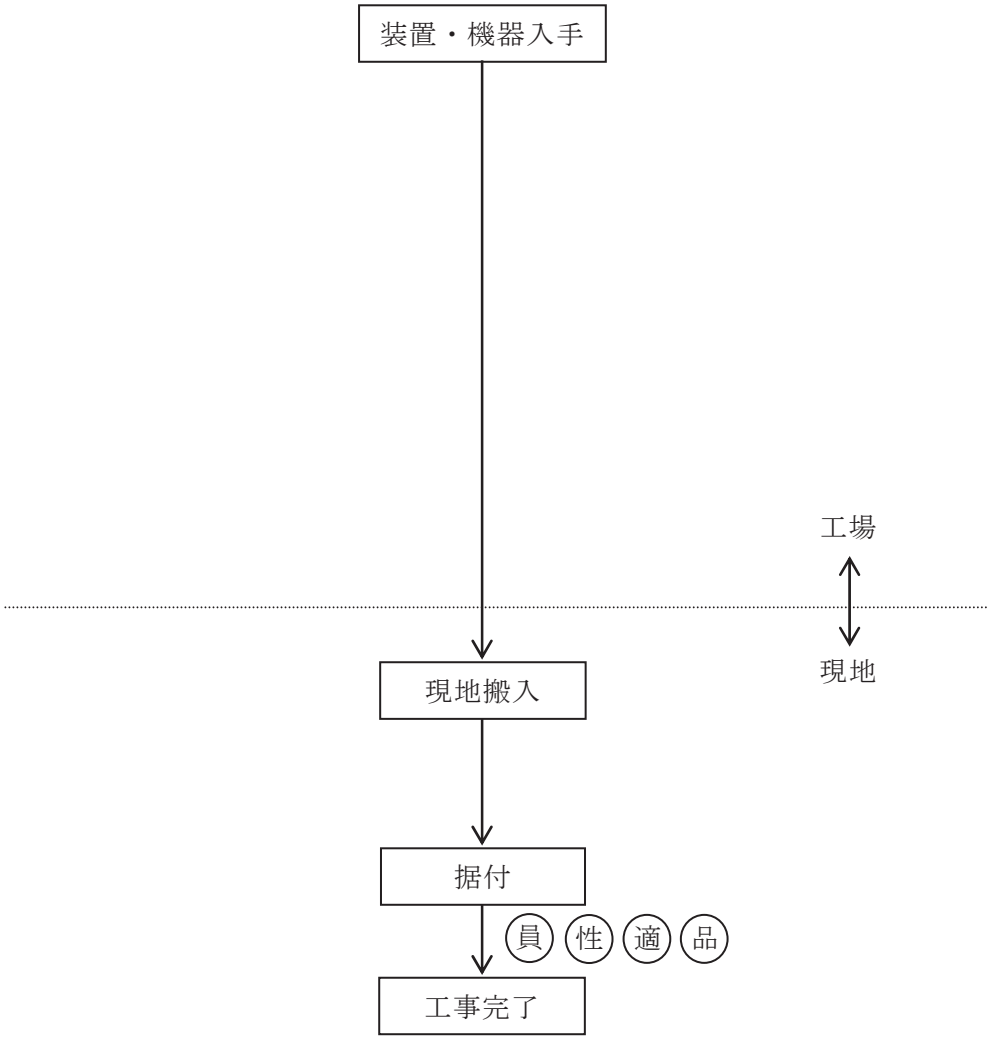

員 ：員数検査（員数確認）

性 ：性能検査（性能確認）

適 ：適合性確認検査

品 ：品質管理検査*1

注記　*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図-216　通信連絡設備の工事フロー図（2/2）

別　紙　2

工　　事　　工　　程　　表

工事工程表

年度 / 項目	令和3年度			令和4年度										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
固体廃棄物 減容処理施設の 設置			使用前事業者検査 △：※1 △：適・品												

(1)　構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

※1：設計及び工事の方法　別紙1　第1編、第2編、第3編及び第4編の「5.　工事の方法」による。

(2)　機能及び性能の確認に係る検査

※1：設計及び工事の方法　別紙1　第1編、第2編、第3編及び第4編の「5.　工事の方法」による。

(3)　本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

適：適合性確認検査　　品：品質管理検査（※2）

※2：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

別　紙　3

設　計　及　び　工　事　に　係　る
品 質 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム

本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）の規定に適合するよう令和 2 年 4 月 22 日付け令 02 原機（大安）022 をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（ＱＳ－Ｐ０８）により、設計及び工事の品質管理を行う。

品質マネジメントシステム文書	
文書番号	QS－P08
改訂番号	18（2021年 8月 3日改訂）

管 理 外 文 書

廃棄物管理施設
品質マネジメント計画書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

文書番号	QS-P08	文書名	廃棄物管理施設品質保証計画書	
承認年月日		承　認	確　認	作　成
2006 年 11 月 30 日		[redacted]		

廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

目　　次

1.　目的 ･･････ 1
2.　適用範囲 ･･････ 1
3.　定義 ･･････ 1
4.　品質マネジメントシステム ･･････ 2
4.1　一般要求事項 ･･････ 2
4.2　文書化に関する要求事項 ･･････ 4
4.2.1　一般 ･･････ 4
4.2.2　品質マネジメント計画書 ･･････ 5
4.2.3　文書管理 ･･････ 5
4.2.4　記録の管理 ･･････ 6
5.　経営者等の責任 ･･････ 6
5.1 経営者の関与 ･･････ 6
5.2　原子力の安全の重視 ･･････ 6
5.3　品質方針 ･･････ 6
5.4　計画 ･･････ 7
5.4.1　品質目標 ･･････ 7
5.4.2　品質マネジメントシステムの計画 ･･････ 7
5.5　責任、権限及びコミュニケーション ･･････ 8
5.5.1　責任及び権限 ･･････ 8
5.5.2　管理責任者 ･･････ 9
5.5.3　管理者 ･･････ 9
5.5.4　内部コミュニケーション ･･････ 10
5.6　マネジメントレビュー ･･････ 10
5.6.1　一般 ･･････ 10
5.6.2　マネジメントレビューへのインプット ･･････ 11
5.6.3　マネジメントレビューからのアウトプット ･･････ 11
6.　資源の運用管理 ･･････ 12
6.1　資源の確保 ･･････ 12
6.2　人的資源 ･･････ 12
6.2.1　一般 ･･････ 12
6.2.2　力量、教育・訓練及び認識 ･･････ 12
6.3　インフラストラクチャ ･･････ 13
6.4　作業環境 ･･････ 13

7.　業務の計画及び実施 ･･････ 13
7.1　業務の計画 ･･････ 13
7.2　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス ･･････ 14
7.2.1　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化 ･･････ 14
7.2.2　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー ･･････ 14
7.2.3　外部とのコミュニケーション ･･････ 14
7.3　設計･開発 ･･････ 14
7.3.1　設計･開発の計画 ･･････ 14
7.3.2　設計･開発へのインプット ･･････ 15
7.3.3　設計･開発からのアウトプット ･･････ 15
7.3.4　設計･開発のレビュー ･･････ 15
7.3.5　設計･開発の検証 ･･････ 16
7.3.6　設計･開発の妥当性確認 ･･････ 16
7.3.7　設計･開発の変更管理 ･･････ 16
7.4　調達 ･･････ 17
7.4.1　調達プロセス ･･････ 17
7.4.2　調達要求事項 ･･････ 17
7.4.3　調達製品等の検証 ･･････ 18
7.5　業務の実施 ･･････ 18
7.5.1　個別業務の管理 ･･････ 18
7.5.2　個別業務に関するプロセスの妥当性確認 ･･････ 18
7.5.3　識別管理及びトレーサビリティ ･･････ 19
7.5.4　組織外の所有物 ･･････ 19
7.5.5　調達製品の保存 ･･････ 19
7.6　監視機器及び測定機器の管理 ･･････ 19
8.　評価及び改善 ･･････ 20
8.1　一般 ･･････ 20
8.2　監視及び測定 ･･････ 20
8.2.1　組織の外部の者の意見 ･･････ 20
8.2.2　内部監査 ･･････ 20
8.2.3　プロセスの監視及び測定 ･･････ 21
8.2.4　検査及び試験 ･･････ 22
8.3　不適合管理 ･･････ 22
8.4　データの分析及び評価 ･･････ 23
8.5　改善 ･･････ 24
8.5.1　継続的改善 ･･････ 24
8.5.2　是正処置等 ･･････ 24
8.5.3　未然防止処置 ･･････ 24

図表

図 4.1　品質マネジメントシステム体系図 ･････････････････････････････････････ 26
図 4.2　廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図･････････････ 27
図 5.5.1　大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図 ･････････････････････････ 28
表 4.2.1　品質マネジメントシステム文書体系 ･････････････････････････････････ 29
表 8.2.3　品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定･････････････････ 30
表 8.4　品質マネジメントシステムの分析データ ･････････････････････････････ 31

1.　目的

本品質マネジメント計画書は、大洗研究所（以下「研究所」という。）における廃棄物管理施設の保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び廃棄物管理施設保安規定に基づき、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として定める。

2.　適用範囲

本品質マネジメント計画書の第 4 章から第 8 章までは、建設段階、運転段階及び廃止段階の廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。

3.　定義

本品質マネジメント計画書における用語の定義は、次の事項、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。

(1)　保安活動

原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

(2)　不適合

要求事項に適合していないことをいう。

(3)　プロセス

意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。

(4)　品質マネジメントシステム

保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。

(5)　原子力の安全のためのリーダーシップ

原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。

(6)　是正処置

不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう（「その他の事象」には、不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。以下同じ。）。

(7)　未然防止処置

原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。

(8)　一般産業用工業品

原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機

器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたもの以外のものをいう。

(9)　妥当性確認

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

(10)　本部

機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。

(11)　担当理事

研究所担当理事をいう。

(12)　所長

研究所長をいう。

(13)　品質担当副所長

研究所の品質マネジメントを担当する副所長をいう。

(14)　廃棄物取扱主任者

廃棄物管理施設の廃棄物取扱主任者をいう。

(15)　センター長

環境技術開発センター長をいう。

(16)　部長

研究所に属する廃棄物管理施設に関わる部長及び原子力施設検査室長をいう。

(17)　課長

研究所の廃棄物管理施設に関わる室長及び課長をいう。

(18)　従業員等

職員等（役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員、臨時用員等の日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員）及び機構との契約に基づき研究所内に常駐して業務を行っている者をいう。

(19)　建設段階

新設建家の建設、附帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。

(20)　運転段階

廃棄物管理施設において廃棄物管理を実施している段階をいう。

(21)　廃止措置段階

廃棄物管理施設における廃止措置を実施している段階をいう。

4.　品質マネジメントシステム

4.1　一般要求事項

(1)　保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画書に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。

(2)　保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。

(a)　廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

(b)　廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ

(c)　機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響

(3)　保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。

(4)　保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。

図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。

(a)　プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。

(b)　これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。

図 4.2 に本品質マネジメント計画書の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。

(c)　これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする（「5.4.1 品質目標」、「7.1 業務の計画」、「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」参照）。

(d)　これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。

(e)　これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。

(f)　これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。

(g)　これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。

(h)　意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む（「7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー」、「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。

(i)　健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、

人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。

・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
・風通しの良い組織文化が形成されている。
・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

(5)　保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。

(6)　保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う（「6. 資源の運用管理」参照）。

4.2　文書化に関する要求事項

4.2.1　一般

理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。

また、表 4.2.1 に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。

(1)　品質方針及び品質目標

(2)　一次文書

本品質マネジメント計画書

(3)　二次文書

この計画書が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書及び記録

(4)　三次文書

組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書及び記録

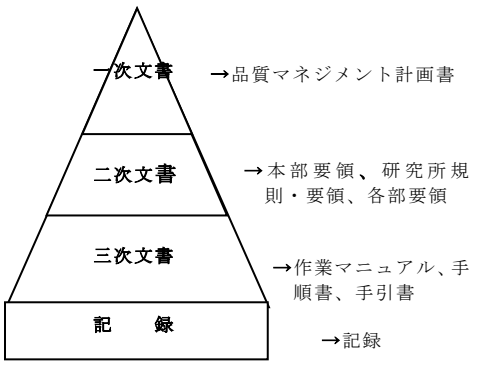

品質マネジメントシステム文書体系図

4.2.2　品質マネジメント計画書

理事長は、次の事項を含む本品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じ見直し、維持する。

(a)　品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
(b)　保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
(c)　品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報
(d)　品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2.3　文書管理

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。

(a)　文書の組織外への流出等の防止
(b)　品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持

(2)　安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、研究所の部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定める。これらの管理要領には、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。

(a)　発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。
(b)　文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。
(c)　文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。
(d)　文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。
(e)　該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
(f)　文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
(g)　品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外

部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。

(h)　廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。

(i)　文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。

4.2.4　記録の管理

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。

(2)　安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。

(a)　記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。

(b)　記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

5. 経営者等の責任

5.1　経営者の関与

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。

(1)　品質方針を設定する（「5.3 品質方針」参照）。

(2)　品質目標が設定されていることを確実にする（「5.4.1 品質目標」参照）。

(3)　要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。

(4)　マネジメントレビューを実施する（「5.6 マネジメントレビュー」参照）。

(5)　資源が使用できることを確実にする（「6.資源の運用管理」参照）。

(6)　関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。

(7)　保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。

(8)　全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2　原子力の安全の重視

理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項（「7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化」及び「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照）に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。

5.3　品質方針

理事長は、次に掲げる事項を満たす「原子力安全に係る品質方針」を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。

(1)　組織の目的及び状況に対して適切である。

(2)　要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。

(3)　品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。

(4)　組織全体に伝達され、理解される。

(5)　品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。

5.4　計画

5.4.1　品質目標

(1)　理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（「7.1 業務の計画」(4)（b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。

　また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（「7.1 業務の計画」(4) 参照）が作成されることを確実にする。

(a)　実施事項

(b)　必要な資源

(c)　責任者

(d)　実施事項の完了時期

(e)　結果の評価方法

(2)　品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。

5.4.2　品質マネジメントシステムの計画

(1)　理事長は、「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画書を策定する。

(2)　理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。

(a)　変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）

(b)　品質マネジメントシステムの有効性の維持

(c)　資源の利用可能性

(d)　責任及び権限の割当て

5.5　責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1　責任及び権限

理事長は、廃棄物管理施設保安規定に定める保安管理体制に基づき、保安に係る組織を図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図に、各組織の責任と権限を次のとおり定め、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。

また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（「4.2.1 一般」参照）を定めさせ、保安に係る各組織の要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。

(1)　理事長

理事長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を総理する。

(2)　統括監査の職

統括監査の職は、廃棄物管理施設の品質マネジメント活動に関する内部監査に係る業務を行う。

(3)　管理責任者

管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては大洗研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）とする。各管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持すること等を確実にする責任と権限を有する（「5.5.2 管理責任者」参照）。

(4)　安全・核セキュリティ統括部長

安全・核セキュリティ統括部長は、廃棄物管理施設の本部における品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。

(5)　契約部長

契約部長は、廃棄物管理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。

(6)　研究所担当理事

研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統理する。

(7)　所長

所長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統括する。

(8)　品質担当副所長

品質担当副所長は、廃棄物管理施設品質マネジメント計画に基づく活動を推進する。

(9)　廃棄物取扱主任者

廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行う。

(10)　センター長

所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。

(11)　部長

所掌する部署における品質マネジメント活動を統括するとともに、推進する。

(12)　課長

所掌する室及び課における品質マネジメント活動を行う。

(13)　中央安全審査・品質保証委員会

次の活動に必要な管理を規定するために安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定める。

(a)　中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、品質保証活動の基本事項等について審議し、答申する。

(14)　原子炉施設等安全審査委員会

次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「原子炉施設等安全審査委員会規則」を定める。

(a)　原子炉施設等安全審査委員会は、所長からの諮問に応じ、廃棄物管理施設の安全性の評価、設計内容等の妥当性を審議し、答申する。

(15)　品質保証推進委員会

次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「品質保証推進委員会規則」を定める。

(a)　品質保証推進委員会は、研究所における品質マネジメント活動の推進、安全文化の育成及び維持並びに法令等の遵守活動並びに所長からの諮問事項について審議する。

(16)　品質保証技術検討会等

環境保全部、保安管理部及び放射線管理部に品質保証技術検討会及び管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。品質保証技術検討会等は、それぞれの運営要領又は規約に従い審議・検討等を行う。

5.5.2　管理責任者

管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。

(1)　品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。

(2)　品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。

(3)　組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。

(4)　関係法令を遵守する。

5.5.3　管理者

(1)　理事長は、「5.5.1 責任及び権限」に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。

(a)　業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

(b)　業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。
(c)　成果を含む業務の実施状況について評価する（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。
(d)　健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。
(e)　関係法令を遵守する。

(2)　管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
(a)　品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
(b)　要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
(c)　原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
(d)　要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
(e)　要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。

(3)　管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年１回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。

5.5.4　内部コミュニケーション

(1)　理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を置くとともに、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、部長及び課長に必要な会議、連絡書等を利用して保安に係る情報交換を行わせる。また、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。

(2)　安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定め、所長及びセンター長は、所内のコミュニケーションについては、原子炉施設等安全審査委員会規則、運営会議要領及び品質保証推進委員会規則を定め、保安活動及び品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。

(3)　部長は、部内の品質保証審査機関についての要領を定め、品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。

5.6　マネジメントレビュー

5.6.1　一般

(1)　理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年１回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。

(2)　このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方

針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

5.6.2　マネジメントレビューへのインプット

(1)　マネジメントレビューへのインプットには次の情報を含むものとする。

(a)　内部監査の結果

(b)　組織の外部の者からの意見

(c)　保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）

(d)　使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等（廃棄物管理施設の要求事項への適合性を判定するため、使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの）の結果

(e)　安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）

(f)　関係法令の遵守状況

(g)　不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）

(h)　前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ

(i)　品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更

(j)　改善のための提案

(k)　資源の妥当性

(l)　保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2(3)a)において同じ。)。）の有効性

(2)　所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。

(3)　研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。

(4)　監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。

(5)　本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。

(6)　各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。

5.6.3　マネジメントレビューからのアウトプット

(1)　理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。

(a)　品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善

(b)　業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善

(c)　品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な

資源

(d)　健全な安全文化の育成及び維持に関する改善

(e)　関係法令の遵守に関する改善

(2)　マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照)。

(3)　管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。

(4)　理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて、上記(1)の指示に対する処置状況を確認する。

6. 資源の運用管理

6.1　資源の確保

理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。

(1)　人的資源（要員の力量）

(2)　インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）

(3)　作業環境

(4)　その他必要な資源

6.2　人的資源

6.2.1　一般

(1)　理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。

(2)　保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。

(3)　外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする（「7.1 業務の計画」、「7.4.2 調達要求事項」及び「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照)。

6.2.2　力量、教育・訓練及び認識

(1)　所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。

(a)　保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。

(b)　必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。

(c)　教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。

(d)　要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。

(e)　要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照)。

(2)　理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。
(3)　安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の(a)から(e)に準じた管理を行う。

6.3　インフラストラクチャ

所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。

6.4　作業環境

所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。

なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。

7. 業務の計画及び実施

7.1　業務の計画

(1)　所長、センター長及び部長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表 4.2.1 のとおり策定する。
(2)　部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。
(3)　上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。
(4)　所長、センター長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。
　(a)　業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
　(b)　業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項
　(c)　業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
　(d)　業務・廃棄物管理施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準
　(e)　業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（「4.2.4 記録の管理」参照）
(5)　業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。
(6)　安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。

7.2　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化

所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。

(1)　業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項

(2)　明示されてはいないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項

(3)　組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）

7.2.2　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー

(1)　所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。

(2)　レビューでは、次の事項について確認する。

(a)　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。

(b)　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。

(c)　当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。

(3)　このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(4)　所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3　外部とのコミュニケーション

所長、センター長、部長及び課長は、原子力の安全に関して、規制当局との面談、原子力規制検査等を通じて監督官庁並びに地元自治体との適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。

(1)　組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法

(2)　予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法

(3)　原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法

(4)　原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3　設計・開発

所長又は部長は、廃棄物管理施設の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理要領を定め、次の事項を管理する。

7.3.1　設計・開発の計画

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)(c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等

に関する設計・開発を含む。

(2)　担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。

(a)　設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度

(b)　設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

(c)　設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限

(d)　設計・開発に必要な内部及び外部の資源

(3)　担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。

(4)　担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。

7.3.2　設計・開発へのインプット

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

インプットには次の事項を含める。

(a)　機能及び性能に関する要求事項

(b)　適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報

(c)　適用される法令・規制要求事項

(d)　設計・開発に不可欠なその他の要求事項

(2)　担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。

7.3.3　設計・開発からのアウトプット

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。

(2)　担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。

(a)　設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。

(b)　調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。

(c)　関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。

(d)　安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。

7.3.4　設計・開発のレビュー

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に体系的なレビューを行う。

(a)　設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。

(b)　問題を明確にし、必要な処置を提案する。

(2)　レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。

(3)　担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.5　設計・開発の検証

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に検証を実施する。

(2)　設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

(3)　担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(4)　設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、引合仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、引合仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。

7.3.6　設計・開発の妥当性確認

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。

(2)　担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。

(3)　担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.3.7　設計・開発の変更管理

(1)　工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(2)　担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。

(3)　担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。

(4)　担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.4　調達

所長又は部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」を定め、次の事項を管理する。

また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。

7.4.1　調達プロセス

(1)　部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。

(2)　部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。

(3)　部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質管理体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。

(4)　調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。

(5)　部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(6)　所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物管理事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」に定める。

7.4.2　調達要求事項

(1)　部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。

(a)　製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項

(b)　要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項

(c)　品質マネジメントシステムに関する要求事項

(d)　不適合の報告及び処理に関する要求事項

(e)　安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項

(f)　一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項

(g)　その他調達物品等に関し必要な要求事項

(2)　部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
(3)　部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
(4)　部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3　調達製品等の検証
(1)　部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。
(a)　受入検査（記録確認を含む。）
(b)　立会検査（供給者先、現地）
(c)　その他（書類審査、受注者監査）
(2)　部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（「7.4.2 調達要求事項」参照）の中で明確にする。

7.5　業務の実施
所長、部長及び課長は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、次の事項を実施する。

7.5.1　個別業務の管理
所長、センター長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。
管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。
(1)　原子力施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。
・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性
・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
(2)　必要な時に、作業手順が利用できる。
(3)　適切な設備を使用している。
(4)　監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
(5)　監視及び測定が実施されている(「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照)。
(6)　業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。

7.5.2　個別業務に関するプロセスの妥当性確認
(1)　部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか

不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。

(2)　部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。

(3)　部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(4)　部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。

(a)　プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準

(b)　妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法

(c)　妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）

(d)　記録に関する要求事項

7.5.3　識別管理及びトレーサビリティ

(1)　部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。

(2)　部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

7.5.4　組織外の所有物

(1)　部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(2)　部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力の安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱う。

7.5.5　調達製品の保存

部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。

なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.6　監視機器及び測定機器の管理

(1)　部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。

(2)　部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。

(3)　部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。

(a)　定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
(b)　機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
(c)　校正の状態が明確にできる識別をする。
(d)　測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
(e)　取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

(4)　部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。

(5)　部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

(6)　部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。

8. 評価及び改善

8.1　一般

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。

なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。

(a)　業務に対する要求事項への適合を実証する。
(b)　品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
(c)　品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2)　監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。

8.2　監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（「7.2.3 外部とのコミュニケーション」参照）により入手し、監視する。

(2)　この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。

8.2.2　内部監査

(1)　理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度１回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。
  (a)　本品質マネジメント計画書の要求事項
  (b)　実効性のある実施及び実効性の維持
(2)　理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。
(3)　理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。
(4)　統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。
(5)　統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
(6)　理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。
(7)　統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
(8)　内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。

8.2.3　プロセスの監視及び測定
(1)　理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を基本として、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。
　この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。
　また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。
  (a)　監視及び測定の時期
  (b)　監視及び測定の結果の分析及び評価の方法
(2)　これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
(3)　これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
(4)　所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。
(5)　計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。

8.2.4　検査及び試験

(1)使用前事業者検査等

所長は、「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則」を定め、検査及び試験を行う原子力施設検査室長に次の事項を管理させる。

(a)　原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等を実施する。

(b)　検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照)。

(c)　記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。

(d)　個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。

(e)　原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。

(2)自主検査等

自主検査等を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。

(a)　部長(原子力施設検査室長を除く。)及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。

(b)　自主検査等を行う部長及び課長は、8.2.4(1)(b)～(e)を準用する。

(c)　自主検査等を行う部長及び課長は、検査する要員の独立性を確保するために必要な場合は原子力施設検査室長と事前に協議の上検査を依頼することができる。

8.3　不適合管理

安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。

(2)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。

(a)　不適合を除去するための処置を行う。

(b)　不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影

響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。

(c)　本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。

(d)　外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。

(3)　不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

(4)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照)。

(5)　所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。

(6)　安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。

8.4　データの分析及び評価

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データに示すデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定（「8.2 監視及び測定」参照）の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理（「8.3 不適合管理」参照）等の情報源からのデータを含める。

(2)　前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。

(a)　組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照）

(b)　業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照）

(c)　是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照）

(d)　供給者の能力（「7.4 調達」参照）

(3)　部長及び課長は、データ分析の情報及びその結果を整理し、センター長及び所長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。

(4)　管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」参照）に反映する。

8.5　改善

8.5.1　継続的改善

理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針（「5.3 品質方針」参照）、品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）、監査結果（「8.2.2 内部監査」参照）、データの分析（「8.4 データの分析及び評価」参照）、是正処置（「8.5.2 是正処置等」参照）、未然防止処置（「8.5.3 未然防止処置」参照）及びマネジメントレビュー（「5.6 マネジメントレビュー」参照）を通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。

8.5.2　是正処置等

安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。

(2)　是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。

(a)　不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）

(b)　不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定

(c)　類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化

(d)　必要な処置の決定及び実施

(e)　とった是正処置の有効性のレビュー

(3)　必要に応じ、次の事項を考慮する。

(a)　計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更

(b)　品質マネジメントシステムの変更

(4)　原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。

(5)　全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4　記録の管理」参照）。

(6)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。

8.5.3　未然防止処置

安全・核セキュリティ統括部長、センター長、所長及び部長は、他の原子力施設及びその他の施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関し

て、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

(1)　安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。

　この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。

(a)　起こり得る不適合及びその原因についての調査

(b)　不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価

(c)　必要な処置の決定及び実施

(d)　とった未然防止処置の有効性のレビュー

(2)　全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

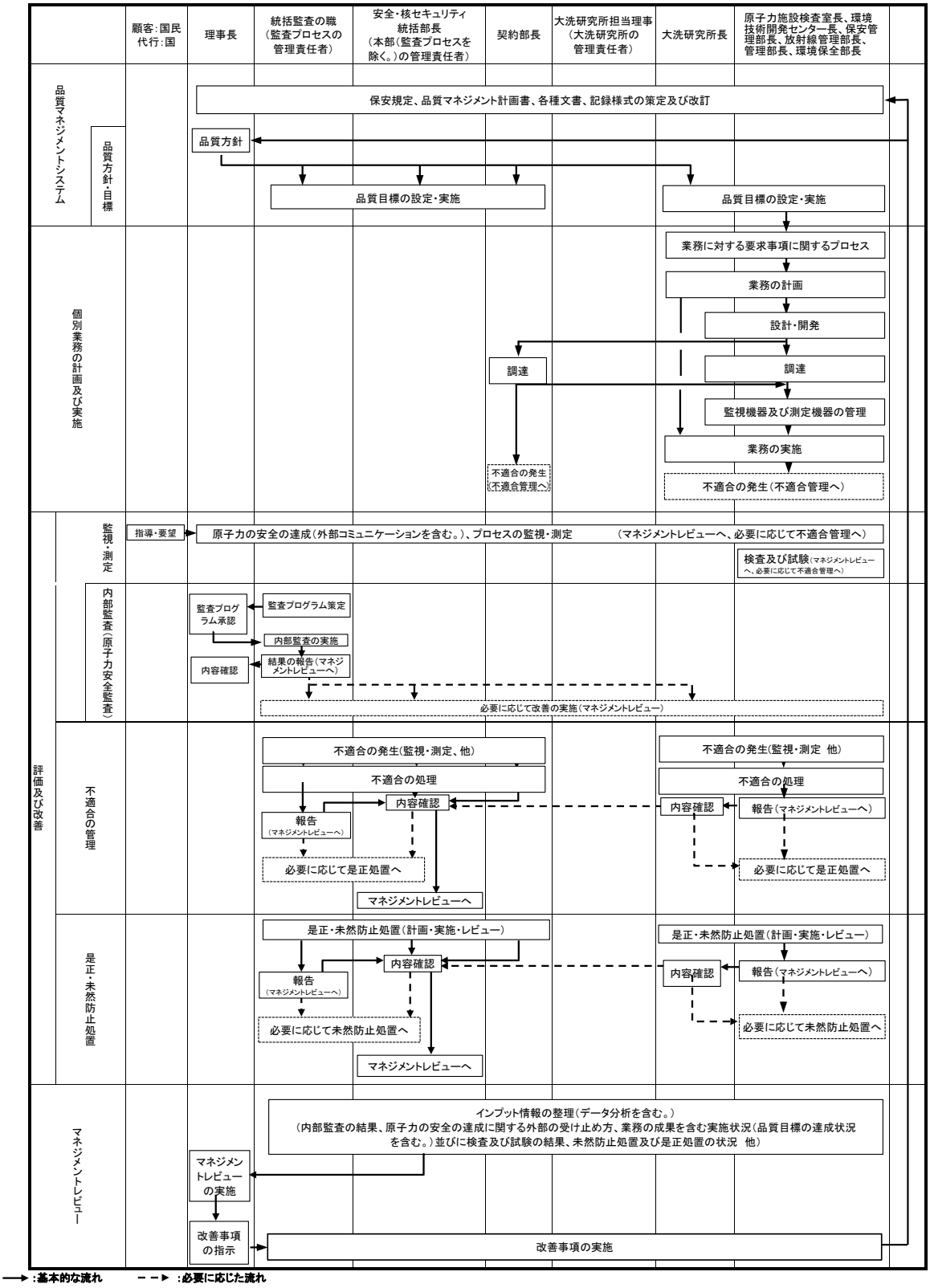

図4．1 品質マネジメントシステム体系図

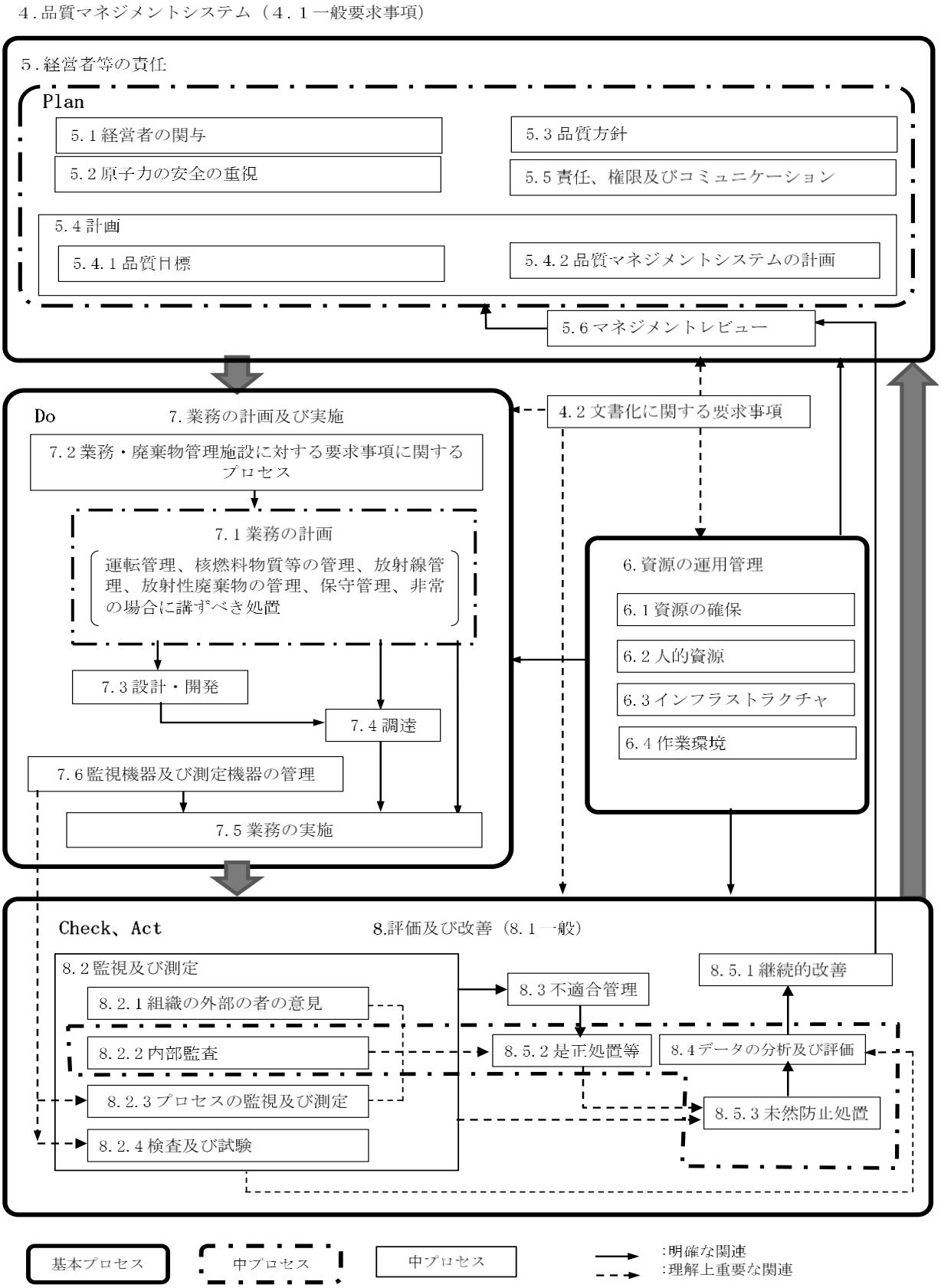

図 4.2　廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図

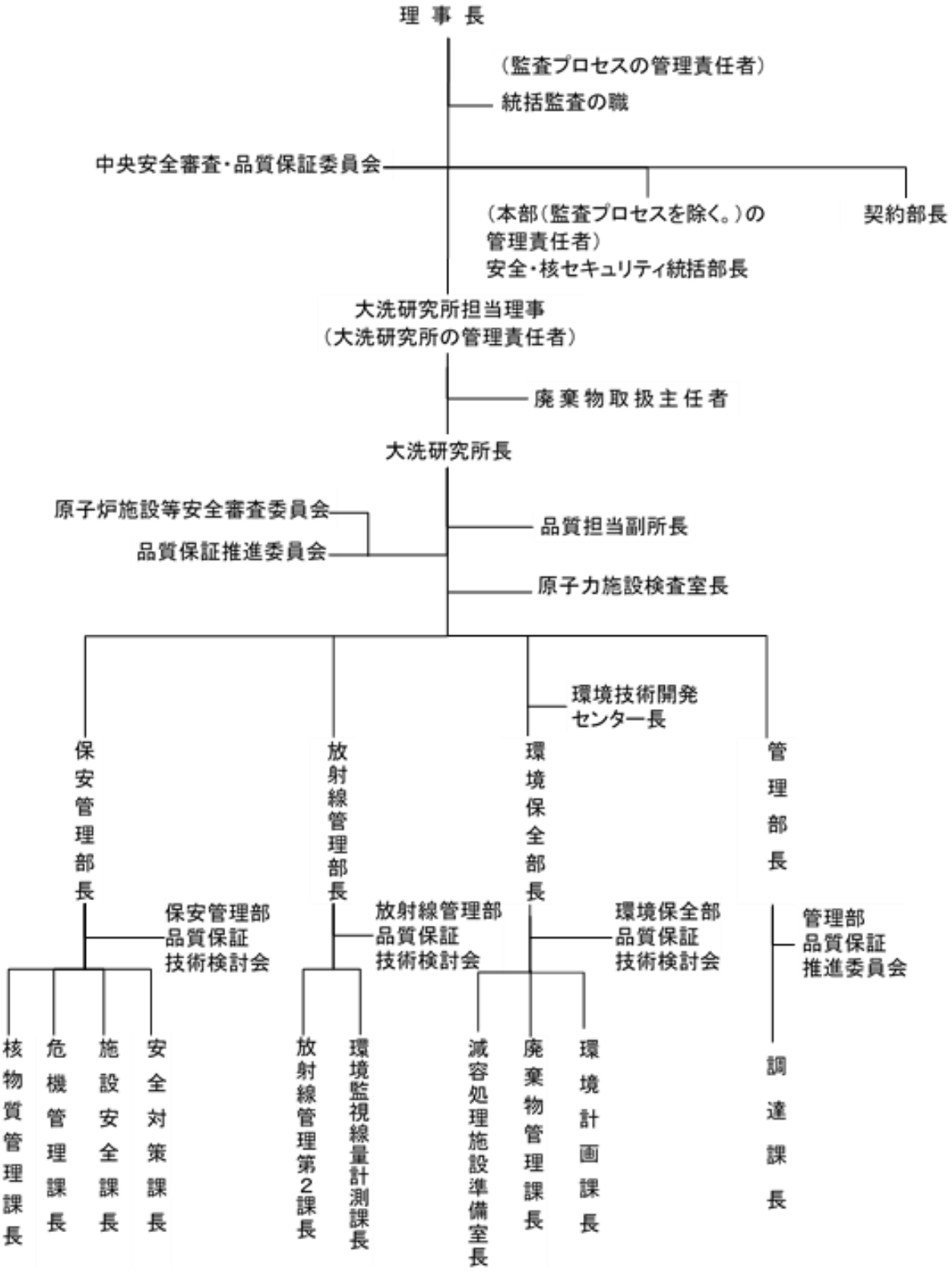

図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図

表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書体系

品質マネジメント計画書 (QS-P08) (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	
							建設段階	運転段階
4.1 一般要求事項	—	—	・総則（大検-QAM-01）	・総則（保安-QAM-01） ・重要度分類要領（保安-QAM-02）	・総則（放管部-QAM-01） ・重要度分類要領（放管部-QAM-02）	・総則（管理-QAM-01）	・総則（OWTF-QAM-01） ・重要度分類要領（OWTF-QAM-02）	・総則（廃管-QAM-01） ・重要度分類要領（廃管-QAM-02）
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領（QS-A01）	・大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領（QS-A09）	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動規則（大洗 QAM-23）	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領（QS-A11）	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について（QS-A04）	・原子炉施設等安全審査委員会規則（大洗 QAM-12） ・品質保証推進委員会規則（大洗 QAM-11）	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領（QS-P02）	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領（QS-A07）	・大洗研究所教育・訓練管理要領（大洗 QAM-07）	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領（QS-A12）	・事故対策規則（大洗 QAM-21） ・大洗研究所放射線安全取扱手引（大洗 QAM-61） ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則（大洗 QAM-22） ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領（大洗 QAM-81） ・大洗研究所ＰＩ設定評価要領（大洗 QAM-24）	・業務の管理要領（大検-QAM-08）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-09）	—	—	・廃棄物管理施設等運転手引（廃管-QAM-11） ・保守管理要領（廃管-QAM-12）
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大洗研究所フリーアクセス対応要領（大洗 QAM-25）	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	・設計・開発管理要領（放管部 QAM-05）	—	・設計・開発管理要領（OWTF-QAM-05）	・設計・開発管理要領（廃管-QAM-05）
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領（QS-G01）	・大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領（大検-QAM-08）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-09）	—	—	・廃棄物管理施設等運転手引（廃管-QAM-11） ・保守管理要領（廃管-QAM-12）
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領（放管部-QAM-06）	—	・監視機器及び測定機器の管理要領（OWTF-QAM-07）	・監視機器及び測定機器の管理要領（廃管-QAM-07）
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領（QS-P03）	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則（大洗 QAM-41） ・大洗研究所溶接検査要領（大洗 QAM-42）	—	—	・検査及び試験の管理要領（放管部-QAM-08）	—	・検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（廃管-QAM-08）
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領（QS-A03）	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	—	—	—	—	—	—

表 8.2.3　品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定

監視・測定するプロセス		監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスと結果	監視項目	評価方法と頻度
品質マネジメントシステム		理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）
		所長	品質目標の設定及び実施状況		所長承認 半期ごと
		部長			部長承認 半期ごと
		課長			部長へ報告 半期ごと
業務の計画及び実施のプロセス	建設段階の品質マネジメント活動に関する業務	減容処理施設準備室長	建設段階に係る業務の計画の策定及び実施	建設段階に係る業務の実施状況	部長へ報告 年度ごと
	運転管理	環境保全部長	年間放射性廃棄物処理計画の作成	放射性廃棄物処理の実施状況	センター長承認 年度ごと
	保守管理	廃棄物管理課長 減容処理施設準備室長 環境監視線量計測課長 放射線管理第２課長	施設管理実施計画の策定及び実施	施設管理の実施状況	環境保全部長承認 放射線管理部長承認 年度ごと
	核燃料物質の管理	廃棄物管理課長	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況	運搬の都度
	放射性廃棄物の管理	廃棄物管理課長	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施状況	廃棄物管理課長の確認 廃棄の都度
		環境監視線量計測課長 放射線管理第２課長	・放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	・放射性液体廃棄物の年間の放出状況	課長へ通知 四半期ごと
		放射線管理第２課長	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出状況	課長へ通知 四半期ごと
	放射線管理	廃棄物管理課長 環境監視線量計測課長	放射線業務従事者の線量限度の管理	放射線業務従事者の被ばく状況	所長へ報告 年度ごと 四半期ごと
	非常の場合に講ずべき処置	課長 危機管理課長	総合的な訓練の計画	総合的な訓練の実施状況	所長へ報告 年度ごと
改善のプロセス		理事長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質マネジメント活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度１回以上又は必要に応じて
				不適合管理状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）
		全ての管理者	品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価の実施状況	年１回以上（年度末及び必要に応じて）

表8.4 品質マネジメントシステムの分析データ

データ	関連する文書	8.4データの分析及び評価(2)との関連*
施設設備等の運転状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
核燃料物質等の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
放射性廃棄物（固体、気体、液体）の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	
放射線業務従事者の被ばく状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	
保守管理の有効性評価	・保守管理要領（廃管-QAM-12） ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練の実施状況	・事故対策規則（大洗QAM-21） ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(a)「8.2.1組織の外部の者の意見」 (b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
原子力規制検査の指摘事項等	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(a)「8.2.1組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
官庁検査、定期事業者検査等での不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(a)「8.2.1組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(a)「8.2.1組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」
調達先の監査実施状況	・調達先の評価・選定管理要領（QS-G01） ・大洗研究所調達管理要領（大洗QAM-02） ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）	(d)供給者の能力「7.4調達」

* 8.4データの分析及び評価に係る改善のための情報の評価は、8.4データの分析及び評価(2)の(a),(b),(c)を参照

改訂来歴

改訂番号	改訂年月日	改 訂 の 内 容	承認	確認	作成	備考
1	2009年 2月27日	・OWTF建設のための品質保証活動(建設段階の品質保証活動)の追加。 ・大洗研究開発センター所長による品質監査から原子力安全監査への変更。ただし、平成21年4月1日より適用 ・廃棄物管理施設の調達に関しては契約部長が定める要領に基づくものとする。ただし、平成21年2月27日より適用 ・その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化)	[redacted]			
2	2009年 4月 1日	・保安規定の改正に伴い、根本原因分析方法に関する内容を追加 ・不適合に関する情報公開の基準作成方法と公開方法を追記 ・その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化等)				
3	2009年 6月 2日	・建設部の組織変更に伴い、品質保証組織体制等の見直しを行う。				
4	2010年 5月12日	・JEAC4111－2009への準拠及び大洗研究開発センターの組織変更に関する保安規定の改正（4月1日付）に伴い、記載表現及び品質保証組織体制の見直しを行う。 ・各組織への適用、プロセスの監視及び測定、データの分析に関する内容を具体化する。 ・事業許可変更に伴う安全審査を「7.3設計・開発」に明確にする。				

改訂番号	改訂年月日	改 訂 の 内 容	承認	確認	作成	備考
		・その他所要の見直し（記載の適正化等）。	[redacted]			
5	2012 年 2 月 1 日	・保安規定の改正に伴い、監査プロセスの管理責任者として統括監査の職を設ける条項及び品質保証組織体制図の変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の不適合管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。				
6	2012 年 8 月 1 日	・保安規定の改正に伴い、品質マネジメントシステム文書体系の表に大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領を追加するための変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の文書及び記録の管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・保安規定と整合を図るため、本部及びセンターの二次文書を追加するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。				
7	2014 年 1 月 22 日	・特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則が制定されたことに伴い、規則の内容を取り入れたための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。				

改訂番号	改訂年月日	改 訂 の 内 容	承認	確認	作成	備考
8	2014 年 4 月 1 日	・平成 26 年 4 月 1 日付け組織改編に伴う名称等の変更。	[redacted]			
9	2015 年 2 月 2 日	・廃棄物管理施設品質マネジメントシステム文書体系について、センターの教育・訓練管理要領をセンター共通の二次文書として制定したため、当該要領を追加し、環境保全部の建設段階の教育･訓練管理要領を削除。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）				
10	2015 年 4 月 1 日	・法人名称の変更に伴う見直し				
11	2016 年 7 月 11 日	・不適合の是正処置を踏まえた見直し ・平成２６年度及び平成２７年度原子力安全監査の所見を受けた所要の見直し				
12	2018 年 4 月 1 日	・組織改正に伴う見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し（廃止された会議体を削除） ・その他所要の見直し（記載の適正化等）				

改訂番号	改訂年月日	改 訂 の 内 容	承認	確認	作成	備考
13	2018 年 7 月 3 日	・固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の建設工事完了及び大洗大型施設建設室長の業務終了に伴う見直し ・その他所要の見直し（記載の適正化等）	[redacted]			
14	2018 年 9 月 3 日	・保安規定の改正に伴う 5.5.1 項及び 7.3.1 項の説明責任に係る記載、7.2.2 項のレビューに係る記載等の整合 ・その他所要の見直し（記載の適正化）				
15	2019 年 4 月 24 日	・2.適用範囲に記載された「建設段階」、「試運転段階」、「運転段階」及び「廃止措置段階」の 4 つの段階について、内容を明確にするために定義した。				
16	2020 年 4 月 1 日	・2020 年 4 月 1 日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。				
17	2021 年 1 月 1 日	保安規定変更認可申請及び補正申請に係る規制庁との面談の結果を受けて、機構の品質マネジメント計画書（ひな形）に解釈の趣旨を追加する改訂を行った。また、保安規定との整合確認による見直しを行った。				

改訂番号	改訂年月日	改 訂 の 内 容	承認	確認	作成	備考
18	2021 年 8 月 3 日	不適合事象「使用前事業者検査要領書における検査方法の不備」の是正処置を踏まえた対応として、「自主検査等」の定義を追加するとともに、使用前事業者検査等と自主検査等の実施者を明確にした。また、自主検査等を原子力施設検査室に依頼できることを追加した。	[redacted]			施行日は、2021 年 10 月 1 日 【21 大安施(業)072002】 【21 安品(回)072801】